信濃蠶絲業史

上卷

凡例

一、本書は信濃國に於ける蠶絲業發達過程の經濟史的論究を避け、蒐集せる史料を整理し略ゝ年次を逐ふて編纂せるものなり。

一、本書記述の範圍は信濃國に限定せるも、所々本邦全般に關するものあり。これ、記述の順序としてかくせざれば該事項を明にする能はざればなり。

一、本書は上、中、下三卷に分ち、上卷には栽桑、養蠶、天柞蠶、人物の四篇及び年表、參考書目、中卷には蠶種、染織の二篇、下卷には製絲篇を收めたり。

一、本書の史料は明治四年以前のものは既刊の書籍、雜誌若くは縣下各地に於ける諸家の記錄文書等に據り、明治四年より同九年迄は長野、筑摩二縣の公文により、明治九年以降は長野縣公文を主として諸家の記錄文書其他を參酌して編纂せり。

序

信濃に於ける蠶絲業は、啻に縣民經濟の樞軸を爲すのみならず我國蠶絲業の中軸たり。從て、わが信濃の蠶絲業史は本邦蠶絲業史上に極めて重要な地位を占むると共に、信濃に於ける社會經濟の發達、文化の變遷等信濃國誌の研究上特異の意義と重要性を有つものと謂ふを得べし。

然るに、現在迄の信濃に於ける蠶絲業史は唯僅に地方的、斷片的の研究記錄あるのみにして綜合集大成せるものなく、斯くては溫古知新の途に乏しく、又先輩諸士の偉業に報ゆる所以にあらず。一面蠶絲業史の中軸たるべき明治初期の記錄は年と共に散逸せんとする惧れあり且直接關係せし人物の漸く尠からんとするに想到すれば、信濃蠶絲業史の編纂は一日も遷延を許るさざるものあり。茲に於て、當支會は昭和八年四月萬難を排して本事業の完成を期すべく計劃し、同年七月より事業に着手爾來三年有半の日

子を費し資料の蒐集と之が整理、編纂に當り、茲に不滿足ながら一先づ資料の蒐集を打ち切り之を公刊することゝせり。

本事業に讃せられたる本縣並に縣内有志より多大の財政的援助と有益なる資料とを與えられ、茲に本書を上梓するを得たり。記して深甚なる謝意を表するものなり。

聊か編纂の由來を記して序とす。

昭和十二年二月

大日本蠶絲會信濃支會


致力

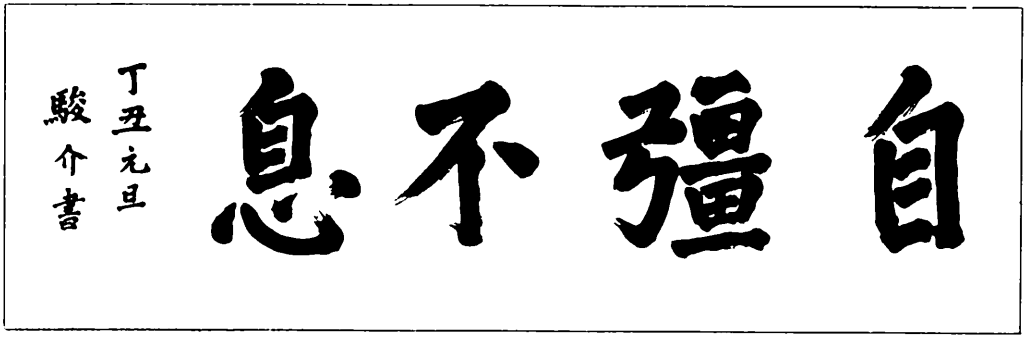
自彊不息
丁丑元旦
駿介書

長野縣桑園分布圖

（昭和九年十月現在）



凡例

明治四十四年頃ノ桑園

昭和九年十月調査迄ニ增加セル桑園（原圖着色セル爲黒ク見ユル部分）

昭和九年十月調査ノ際桑園ヨリ水田ニ變更セルモノ

一千米等高線

栽桑篇

目次

第一章　桑園の起源及發達……一
第一節　山桑の利用時代　附屋敷廻り畦畔の利用……三
第二節　諸藩の桑樹栽培に關する政策……四
第三節　桑園の創設……一〇
第二章　桑品種の變遷……一八
第一節　總　說……一八
第二節　信州に於ける江戸時代の桑品種……一八
第三節　明治時代の桑品種……三一
第四節　大正以後……三八
桑品種改良論の勃興　奬勵品種の制定　品種別桑園反別
第三章　桑苗生産の變遷……四三
第一節　繁殖法の變遷……四三
第二節　明治以前に於ける桑苗生産……四七
第三節　明治初年の信州桑苗……五四
第四節　桑苗販賣の記錄……六〇
第五節　大正時代の信州桑苗……六五

第六節　桑苗同業組合……七二
第四章　栽培法の變遷……七三
第一節　明治以前の桑栽培法……七三
第二節　明治時代……七八
第三節　勸業寮に於ける栽桑と信州……九二
第五章　桑樹仕立法の變遷……九七
第一節　立木時代……九七
第二節　根刈の起源及發達……九八
第三節　鍬柄式桑仕立法……一〇〇
第四節　各種仕立方による桑園の縣內分布表……一〇一
第六章　桑園肥料……一〇四
第一節　江戸時代……一〇四
第二節　明治初期……一〇五
第三節　化學肥料の使用……一〇五
第四節　綠肥作物の栽培……一〇八
第七章　歩桑々園の發達……一〇九
第一節　蠶種製造と歩桑々園……一〇九
第二節　各地方に於ける歩桑々園……一一〇

第八章　夏秋蠶專用桑園の起源及發達……一一四
第一節　速成桑園の造成……一一五
第九章　桑葉賣買……一一六
第一節　記錄に見へたる桑葉販買……一一六
第二節　桑賣買の方法……一一八
第三節　桑値段の變遷……一二一
第十章　桑園災害……一二三
第一節　凍　害……一二三
第二節　雹　害……一六六
第三節　雪　害……一七一
第四節　水　害……一七三
第五節　病蟲害……特に萎縮病……一七九
第六節　其　他……一八六
第十一章　桑園の消長……一八八
第十二章　桑園經濟……一九八
安曇銀右衛門の記錄による桑園の收支　桑園小作料　桑園間作
第十三章　桑園改善に關する本縣當局の施設……二〇六
第一節　荒廢桑園の改植奬勵……二〇六

第二節　試驗桑園の設置……二一九
第三節　桑接木講習會……二二〇
第四節　見本桑園の設置……二二〇
第五節　優良桑園の表彰……二二一
第六節　桑苗共同養成、改植用桑苗共同購入の奬勵及指導桑園設置……二二二
第七節　種蠶共同桑園の設置……二二三
第八節　實地指導桑園の設置……二二四
第九節　桑園整理、改植、混作改善等の實施……二二五
　桑苗格付檢查　配布用桑苗園設置
第十節　最近の不況對策……二二六
第十四章　桑園の分布……二三一
　第一節　平面的分布……二三一
　第二節　立體的分布……二三八
第十五章　長野縣原産と稱せらるゝ桑品種……二五三

第一章　桑園の起源及發達

舊來本紀五十八卷に天市魂姫命を以て天養媛と定め天豊岡を開き桑を植ゑしむる記事あり。又、神名秘書には、天八千々姫を以て桑葉を天香山に植ゑしむる記事あり。又、第十二代景行天皇の御代日本武尊に勅して東夷を征伐せしめ給ひし時の詔に「東夷強暴衆黨類擾邊境使百姓不安農桑」（日本書紀）とありて東北の地方にも既に栽桑の行はれ居たるを知る。

第十六代仁德天皇三十年十一月天皇浮レ江幸二山背一時桑枝沿レ水而流。天皇視二桑枝一歌之曰「菟怒瑳婆赴以破能臂迷餓飫朋呂伽珥枳許瑳怒干羅愚破能紀豫屡麻志枳箇倭能區莽愚莽豫呂朋譽瑜玖迦茂干羅愚破能紀（日本書紀）とありて、天皇が山城の筒木（今の綴喜郡）に住みて養蠶に從事せる韓人奴里能美が家に幸し給ひ親しく蠶をみそなはし給ひし記事あり。又魏志倭人傳に本邦の事を記して「紵麻を植ゑ蠶桑緝績し細紵縑緜を出す」といひ後漢書には「土・禾稻麻紵蠶桑に宜しく機織を知り縑布を爲る」とありて、支那大陸に迄我が國が蠶桑に適し、栽桑養蠶せる事知られたりと見ゆ。

第二十一代雄略天皇六年三月には天皇欲使后妃、親桑以勸蠶事（日本書紀）とありて皇妃親しく栽桑養蠶せられたるを物語れり。又、天皇の六年信濃國より眞綿を献ぜしといへば當時既に我信濃國に於て養蠶の行はれたるを知ると共に、栽桑も亦行はれしを知るべし。ついで雄略天皇十六年の條に「秋七月詔宜桑國縣殖桑」（日本書紀）とあれば既に眞綿を生産するに至れる當國も桑に宜しき國として必ずや栽桑の令下りしなるべく、本縣の栽桑は此頃より始まれるなるべし。

ついで第二十六代繼体天皇の元年（一、一六七）の詔には「帝王躬耕而勸農業、后妃親蠶而勉桑序」とあり。又、有名

なる聖徳太子の十七憲法第十六條中には「其不農何食不桑何服」とあり。

第三十六代孝徳天皇大化改新の制によれば戸口を按檢して農桑を課殖し云々とあり。桑を植うる事上戸三百根中戸二百根下戸一百根とあれば、此際、曩に眞綿献上の事あり、又白鳳十三年（一、三四五）には遷都の候補地に擬せられたる我信州にも此令下りたるなるべし。

信州栽桑に關する文献の古代に屬するものは知るに由なしと雖、當國各地に桑に關する地名相當多く、且それが歸化人との關係を有する點より想像して栽桑養蠶の業も比較的早く開けたるものならんと考へらる。（養蠶篇參照）

左に主なる桑に關係ある地名を掲ぐ。

佐久郡　桑山村

北安曇郡　美麻村字桑木澤

更級郡　桑原村

埴科郡　桑根井村（現今豊栄村）戸倉村字桑ノ木圃

水内郡　山桑新田、桑名川、温井村字桑ノ木畑

筑摩郡　桑山村、桑關村、桑崎（楢川村）　大桑村（これは明治時代につけたもの也）

諏訪郡　上桑原村、下桑原村

伊那郡　桑原村（現今上伊那郡南向村大字桑原）

就中諏訪及更級の桑原村は歸化高麗人桑原村主、桑原宿稱等に關係あるが如く、筑摩郡には波多村（現今波田村）錦部村（註二）第ありて現在錦部村に於ては退轉せるも錦部寺も存せし事明なりといへば是等歸化人により栽桑の業も追々進歩せしなるべし。

第一節　山桑の利用時代附屋敷廻り畦畔の利用

こゝに山桑と稱するは學術上の「やまぐは」に非ず山野に自生せる桑樹を便宜上山桑と稱するなり。我邦は到る處桑樹の生育に適し北は樺太北海道より、南琉球臺灣に至る迄、天然に桑を産す。されば古く山野に自生せる桑樹を利用して養蠶をなせる者少からず。現在に於ても北安曇郡の北部信越國境の村々にては山桑を採りて養蠶する者ありといふ。又下水內郡岡山村溫井邊にては隣村新潟縣中頸城郡關田村より此山桑を買ひて養蠶をなす者少からず。關田村地方にては信越國境及其附近の山中に分け入りて山桑を探し其新梢を刈り或は葉を摘みて之を牛馬に負はせて信州に賣ること明治の末年迄は盛んに行はれたり。聞く所によれば同地方の山野には桑樹頗る多く平素其所在を探し置きて養蠶期には之を刈りて賣るものなりといふ。又此溫井村も古くより養蠶行はれしと思しく元祿五年の同村水帳に字「桑ノ木畑」あり、是等も或は自然生の山桑などありし畑なるが爲に附せられし地名なるが、將、特に植栽せる桑畑ありて名づけたるものか、恐らくは前者ならん。又、須坂町小田切豊太郎氏の「桑蕎未定說」に「我ヵ地方ノ養蠶創始ハ寬政年度ナリト云フ當時人民桑株ノ培養ヲ知ラズ僅カニ野桑ト唱ヘ磊々タル原野或ハ荒蕪地ノ自然生ヲ索メ飼養セシモノト」あり、須坂地方の蠶業も比較的新らしく寬政時代には未だ野桑を利用して纔に養蠶をなせる程度なるを知る。又、小山村(現須坂町)遠藤萬作氏の明治十三年共進會申告書に「今より八十一年前寬政十二年より文化に至る間奥州の養蠶家、我小山村に良品の蠶種を持來り其頃隣村坂田村に一樹の桑あるを以て始めて養蠶を試む予か祖及二三の同盟者該營業人を本村へ三ケ年滯留を乞ふ桑樹を畠へ培養すること並に目今用ゆる處の蠶籠を竹にて製造する等に至る迄傳習をうけ本村の蠶業を開きしは則開祖とも云ふことならんか」(大略)とあり。即遠藤氏の傳ふる所も亦小田切氏と同じく須坂地方の養蠶は、寬政の末享和より文化の初に開けたることに一致す。而も遠藤氏の說によりてこの地方に於て桑樹を畠に栽培することは奥

州より來れる養蠶家より傳習せしものなるを知る。

信州蠶絲業が平安朝時代には既に相當發達せる事は延喜式に絁絲國に列せるを以て證すべく、之に伴ひて栽桑の業も此時代より行はれしこと想像に難からず。

然れども當時は未だ桑園なる特別の園圃なく屋敷廻り或は畦畔を利用して自然に生へたる桑樹を移植し或は何桑にても其種類を撰ばず植付て栽培と云はんよりは寧ろ自然のまゝに生育せしめ其葉をとりて養蠶をなせるものならん。尚是より一歩進みて養蠶を手廣く行ふ熱心家は自然に生へたる桑の中より良種を撰みて其苗をとり、或は其實を蒔きて桑苗をつくり之を畦畔若くは屋敷の附近等に栽培し之を育成して其葉を收めたり。

其後養蠶業の衰退に伴ひ桑園も荒廢に歸せる如くなれども李花集に信州養蠶の事を詠じ給へる宗良親王の信濃に兵を起されし前年（親王の擧兵は正平十年にして北朝の文和四年に當る）の奥書ある諏訪明神關係古記錄中「年內神事次第舊記」並に「諏訪上下宮祭祀再興次第」及び「守矢文書」中武田信玄の眞志野へ下したる定書等に「桑代」に關する記事あり。「桑代」とは「地方初心之大意檢地鑑心得之大略」に「一、桑畑をば桑代といゝ則加地子とて年貢地にかへたる地所也」とあり。「蠶業大辭典」には「室町時代以前、畑の畔に桑を植ゑて養蠶の料となし其代を官に取るをいふ。加地子は年貢の外に地子を徵收したるなり。地子とは今の地代にして加地子といふ名は今尙關西の鹽田に殘れり。室町時代は蠶業大に衰へたれども尙此稅目の存せるを以て一局部の名に非ざる證となすを得」とあり。又、庭訓往來抄には「桑代とは畠の中にある桑也、桑の木は用木也。桑を立てたる代をもあけよと也」とあり、是等によりて考ふるに桑代とは桑の收益に對する課稅にして眞志野之鄕之桑代七貫文とあれば相當に桑の栽培行はれ居たりと見るべし。

第二節　諸藩の桑樹栽培に關する政策

元和偃武以後江戸幕府のとれる重農政策は三百諸侯割據の封建政治と相俟つて各其藩内産物の增殖につとめ、ことに寛永鎖國以後は自給自足の必要上各種の産物蔚然として起れり。此後八代將軍吉宗の享保より延享に亘る約三十年間の殖産興業の奬勵は寧ろ生産の過剩を來たし、其デフレーション政策と相俟つて豊作饑饉の狀態をすら呈するに至り、諸藩も亦之に倣ひて各自其封壃内の氣候風土に適應せる物産の發達に努力せる結果各種の産業勃興し今日地方特産物と稱せらるゝ物概ね此時代に端を發せり。

我信州の地、地勢險峻にして交通運輸の便開けず加ふるに土地磽确氣候寒冷にして頗り天惠に乏しく古來の産物としては奈良時代に梓弓を貢せる事續日本紀に見えたり。

太寶二年甲午信濃國獻梓弓一千二十張以充太宰府。

慶雲元年信濃國獻弓一千四百張充太宰府。

又、平安時代以後は畜産國として著はれ天長十年（一四九三）牧令を布かれし以來は牧畜ことに産駒國として著はれたり。三代實錄に

「貞觀六年六月廿三日戊寅勅改定信濃貢馬期」

「同七年制信濃國勅使牧野馬元八月廿九日貢之今定十五日諸牧元八月廿五日貢之今定十一日」

「貞觀十一年天皇御紫宸殿閲覽信濃國貢馬」

「元慶四年天皇御紫宸殿覽信濃國貢駒」

「同七年天皇御紫宸殿覽信濃國貢駒頒親三以下各一疋」

等と見え天皇紫宸殿に御して信濃の貢駒を御覽ぜられ駒卒の儀式起るに至れり。ついで延喜式制定さるゝに及び其左馬寮御牧中我信濃國には 山鹿（諏訪）鹽原（諏訪）岡谷（諏訪）宮處（伊那）埴原（東筑）高井（高井）新治（小縣）大室（高

井）猪鹿（佐久）萩倉（佐久）鹽野（佐久）長倉（佐久）望月（佐久）大野（伊那）笠原（伊那）平井手（筑摩）の十六牧を數へことに其望月の牧の如きは詩歌に詠ぜられて人口に喧炙するに至れり。

又、鎌倉時代に入りても東鑑に信濃に廿八牧あり、文永九年信濃國御馬を除く外近代皆絶て御覽なし云々とあるによりて信州が依然産駒國として著はれたるを見るべし。即平安時代より鎌倉の盛時迄に於て信州は産馬國として斷然海内に鳴りしも元弘建武以來海内騷然として戰亂戢む時なく貢馬の古典も廢せられ爾後漸く衰頽して遂に見るべきものなきに至れり。

降而江戸時代に入りても信州には小藩分立其間に幕府直轄地犬牙錯綜して諸家の財政豊ならず各藩殖産興業につとむと雖も産業の見るべきもの少く飯田の元結、清内路生坂の煙草、水内、安曇山中の麻、川中島地方の菜種と綿の如きに過ぎず。若それ、俳人一茶の「信濃では月と佛とおらがそば」の句によりて天下に知らるゝ更級そばの如きに至りては其美味は賞すべきも量に於ては到底信州農民の財源となすに足らざりしなり。

前述の如く天惠薄く交通亦不便なりし我信州の産物としては其地味氣候風土に適する外又運搬に便なる物に非ざれば運搬費が生産費に超え商品として到底市場に出すに適せず。於茲木曾の駒の如く自ら運び得るもの、若くは木曾の木材の如く河川によりて運搬し得る特別の便を有する物を除きては前記綿、麻、煙草の如く輕くして運搬に容易に且變質せず、而も價格比較的高きものを撰びて栽培するに至れるなるべし。

桑樹も元より自然的條件に惠まれたる土地を可とする事は地味肥沃にして氣候溫暖なる地方の反當桑收葉量及收繭量に於て遙かに長野縣を凌駕するものあるを見て知るべしと雖、地味瘠薄の地に於ても肥培宜しきを得ば良桑を産することは難からずことに蠶種製造用桑園としては所謂歩桑々園として却つて適する事あり、且傾斜急にして到底田畑となすに適せざるの地、水利不便にして灌漑に便ならざるの地河岸の砂礫地にして灌漑水を保ち難く水田となし能はざるの地等

に於ても栽培法宜しきを得ば相應の收入を擧げ得べし。

されば江戸時代に入りて天下泰平に歸するや上田、松代、諏訪、須坂、松本、飯田、名古屋等の諸藩及中野代官所等に於てまづ桑樹の栽植を奬勵せる蓋し偶然に非ざるなり。以下各藩の桑樹栽培に關する態度につきて略說せんとす。

一、飯田藩

太田文磧著各々御用慎に寛文十二年（一、三三二年）飯田藩主堀侯桑楮を植蠶を養はしむ」とあり、これ信州に於て藩主より命じて桑を植ゑしめたる最初なるが如し。

二、上田藩

實永三年（一、三六六年）上田藩主松平氏仙石氏に代れる際村々より提供せしめたる差出帳に

「桑楮御年貢地之內少々つゝ植申候」

「桑楮少々御年貢地之內百姓務手に植置申候」

「桑楮百姓勝手に作之畔に少々作置申候者も御座候」

等とありて、農家の自ら栽植せるものにして藩の指導奬勵せしものに非ざるに似たり。尙上田町宮下兵右衛門の宮下日記によれば寛文三年（一、三二三年）既に同町にて御上ケ嶋（後の上田縞）貳拾貳反代金拾貳兩ならし壹反ニ付貳分三匁ツゝ」等の記事あり、丸子町依田乙市の明治十三年共進會申告書に「承應明曆の際依田川岸の砂礫數十町の地を開墾して蠶業を始む」とあり。上田地方蠶種製造家中には有名なる藤本家を始め寛文頃より蠶種製造の記錄を有する者あれば上田地方の栽桑は早くより百姓の自發的に行へるものたるを知るべく藩の奬勵は其後に行はれたるが如し。

三、名古屋藩

乍恐口上覺

註 (一)

一、桑木前々ゟ植付候樣ニ被爲　仰付候故年々少々宛植付申候所場所により生立宜敷所も相見候得共全体外村ゟ別而地面惡敷殊ニ寒氣强故春霜おそく迄降候得て桑葉いとみ葉咲宜敷無御座候蠶之儀も人々少々ツヽ飼申候得共右之通ニ候故宜無御座候困窮之御百姓共末々助成ニも罷成候ニ付此度御尋有難仕合ニ奉存候此上隨分出精仕桑木植付可申候右之通今度御尋ニ付書付差上候所如此ニ御座候　以上

寶暦八年寅五月　　奈川村

庄屋判

組頭判

御奉行所

とありて寶暦八年以前に於て藩の命によりて桑を植付けたる事を示し、寶暦九年卯六月寺町豊左衛門記の（註(二)）木曾山雜話には「寛延年中桑苗等植付させ候樣追々被仰談候」とあり、尙（註(三)）馬籠村大脇氏雜錄文政十二年丑三月によれば「桑は奥州飛驒より取寄良材難生立石地平山荒地之分迄も右桑苗植付」とありて現在に於ても木曾及南安、東筑の一部に行はるゝ飛驒桑及奥州桑移入の年代經路等を知るを得べく、良材難生立石地云々に林業を生命とせる木曾の特色を見る事を得。

註 (二) 木曾山雜話

前畧——

一、蠶飼　糸綿

寛延年中桑苗等植付させ候儀追々被仰談候寶暦の初より蠶飼の致方一統に致し思召へ當時村々第一の助成に相成候由——中畧

右之外産物數多有之候得共村方各別の助成に不相成品は相省き申候

寶暦九年卯六月記之　　寺町豊左衛門

乍恐奉願上候御事

木曾於一宿之儀往還之助成を以家業相營成候處年々旅人相減宿々至而困窮仕候然る處先年よりも少々宛蠶を飼立糸に挽揚追々諸國へ賣拂申候而困窮之者共は家族を養申候處近年は就中旅人通行手薄に相成候に付手太に蠶を飼立奥州種越中種信州上田邊迄も蠶種買上げ桑は奥州飛彈より取寄良村難生立石地平山荒地の分迄も右桑苗植付當時よりては夥敷蠶飼立糸に挽揚岐阜糸問屋に專相送り木曾谷中三十三ヶ村一統右の風俗相移り二十年來此方凡一ヶ年に金高七八千兩宛も糸代谷中に相納り右之潤にて宿々村々迄も露命を繋き居候得共木曾谷中と申候ては余程大造成義に付七八千兩位取上げ候而茂下地困窮之宿村故諸事跡引に相成候間山村様へ御願申上度々御拜借仕荒地の分切起桑苗植付候得共谷中の事故中々行届不申候御時節柄と申誠に恐多御願に奉存候得共此上御拜借金等仕夫々世話仕候得バ年々一二万兩宛も糸代金相納候も眼前に相見へ申候左候得ば莫大の御益と奉存候糸の儀初めは京部西陣に相送り候得ば何程にても捌候得共岐阜の義は御領分の事に付重に岐阜へ差送申候左候得ば双方の益に相成申候年々岐阜糸問屋へは七八千兩宛糸差送り來候義に付右糸問屋共の内には大家夫々御座候に付問屋共へ岐阜御役所より調達金乍恐被仰付右金子を何れの御役所様へ成共御廻し被下置御拜借仕年々差送申候糸拂代を以て元一割御利足迄も諸勘定引落御返納相立候而も尤?貫無御座候間可相成は偖の御利足に而此節御金三千兩御拜借仕夫々へ少々宛成共貸付追々糸過分に出來仕候様仕度乍恐奉存候御憐愍の御勘考被爲遊候上何分右願の趣き御聞濟被下置候はゞ生々世々難有仕合に可奉存候宜敷様被仰達被下置候様御願奉申上候 以上

文政十二年丑三月

木曾於一宿並二十二ヶ村惣代

上松宿年寄 兵左衛門

須原宿庄屋問屋 西尾治郎左衛門

仝所問屋

木村平左衛門
野尻宿問屋　喜左衛門
三留野宿年寄　藤左衛門
馬籠宿年寄　兵右衛門
荻原村庄屋　清兵衛

（徳川林政史研究室蔵）

四、松代藩

信濃風土記埴科郡産物中に桑あり、慶元以降松代藩雑稅中に眞綿あり、杭瀬下村森喜左衛門の祖太七（正徳四年死亡）時代に蠶種製造をなせる「信州本場撰種太七」の版木あり、戸倉村柳澤文兵衛の記錄に寶暦年中より蠶種を製造し同村字桑之木畑に種々の桑種ある事を記し、杭瀬下村には「寛保二年御年貢御割符書永九十文眞綿」とあり、又横尾村には正保元文元祿等の眞綿紬養蠶等に關する記錄ありて江戸時代の初期より栽桑養蠶の業開けしが如くなれども藩より保護奬勵せられしは寛政以後なるが如し。

松代領内更級郡中澤村に玉井市郎治なる者あり明和六年奥州地方に遊びて蠶業を視察し桑實を携へ歸りて苗圃を作り其種を廣め又奥州より蠶種を求め來りて之を飼育し其種を頒ち後甲州都留郡實納村より幸藏夫婦を雇ひ來り村内の婦女を集めて繰糸及機業を傳習せしめ文化元年蠶養育之事同十年養蠶輯要の二書を著し此二書物産掛の手により普く領内に頒たれたり。

松代藩主眞田幸弘（寛暦二年襲封 寛政十年致仕）　幸專（寛政十年襲封 文政六年致仕）　幸貫（文政六年襲封 弘化元年致仕）　相つぎて產業に意を用ひ、寛政中より物產掛を置き（一等物產掛恩田木工、二等物產掛窪田三郎右衛門、樋口庄司、三等物產掛堀内與一右工門、小野重四郎、小林善藏）蠶桑業に關しては前記玉井市郎治吾妻銀右衛門等を用ひ大いに斯業の發達を圖れり。

されば民間にても蠶桑業に心を用ひ桑畑を作るものあるに至れることは次の諸記錄によりて證することを得。

「(一)　桑畑う祢堀の事　森村中條唯七郎（安永二年生）　見聞錄卷十二

桑畑う祢堀ト云フ此近郷ノ最初ト云フハ享和（一八〇一、四六三）三亥年也此年我等本家ノ叔父八郎左工門西河原ニ上畑

本田水帳第三丁三筆メノ分

一、稻玉下畑　三間ニ十七間　分米一斗二升六合　　與次右工門分

東向四斗七分ノ內　　介之亟

一、下畑二斗三升九今

（中略）以前ニモ鹽尻邊ニハ右う祢堀仕付モタマ〳〵見得候ヵ其外ニハ當國界隈ニハ決シテ無候ヲ我等本家八郎左衛門始メトシ桑植ノ最初ヲ開候右桑う祢植ノ元祖畑の右ノ場ニテ（下略）」

「(二)　乍恐以書付奉申上候

此度桑植付蠶飼之義ニ付數ヶ條仰含成被下置難有奉存候尙又厚き思召を以其村々地利に應而凶年之凌ニ茂相成可申趣意茂有之候ハヽ書付ニ致差出可申旨被　仰付重々難有奉恐入候得共左奉申上候

當村主地之義蠶種取ニ應候哉七拾年來蠶飼種取候儀を□覺當所產物と相成營之利潤不少候然共御本田等桑畑ニ致候義者一切無御座候尤境桑は本新田共立置候

桑畑者右砂入之場所而已ニ候猶此上御利害之趣小前末々迄申含仕猥ゟ桑植付不致様可仕候（下略）

文政十二丑年三月　　向八幡村

名主　彦三郎
長百姓　三郎右衛門
組頭　又左衛門
頭　左次兵衛
組惣代　八郎治

同村小舟山組

各主　彌平治
長百姓　彌兵衛
組惣代　久兵衛

御郡御奉行所」

「(三)　天保十二丑年江戸御留守居様座間百人様養蠶始末御尋ニ付書取を以奉申上候下書

（上略）一、御領分養蠶は明和年中迄ハ少茂無之其頃上田近邊者上鹽尻村當時善右工門祖父善右衛門養蠶を國産に致度存手段を盡し相弘、明和迄に荒まし相開候得共埴科郡更級郡は一圓不開拙者祖父忠八は何卒國産に致度様々手段致右鹽尻村善右衛門ゟ兩人常州眞壁郡關本村八郎右衛門と申者江樞機有之罷越種之取方紬仕法信州に弘度覺來教導致上田邊は養蠶に心を入候者ゟ分有之候故種之取方織物等迄相開候得共横吹峠下方は明和之末ゟ至り漸く桑植付等相始安永に至候而茂養蠶は不開鹽尻邊へ賣桑而已致居候」（下略）（埴科郡五加村　飯嶋正一郎所藏）

之によりて察する時は横吹峠以北の更埴地方は明和の末より桑園始まりしを知る。飯島正一郎翁の談によれば當村中村（埴科郡五加村字中村）字劍先に桑畑ありてそれが中村として最初の桑畑にして此畑の桑を鹽尻に賣却せりといふ。

然れども「安永に至候而茂養蠶は不開」とあるは恐らく誤りならん。何者更級郡八幡村太田彌兵衛所持安永七年八幡神宮へ樂器奉納之書類によれば同地方の種師養蠶家等にて安永七年非常の利益を得て樂器を奉納する事を記し之に加盟せる者八幡村二人更級村二人戸倉村二人五加村十二人埴生村一人杭瀬下村七人合計二十六人に達し、又、鹽崎村宮崎紋藏氏方には安永八年の同村繭收穫高を記せる帳簿を存すればなり。

其後幕末に及びては各地とも蠶絲業益々盛大となるに從ひ幕府より本田畑桑樹栽植の禁ぜられあるにも拘はらず水田に桑を植付け次の如き禁止令を見るに至れり。

「近年田方江桑植付候ものゐく有之哉ニ相聞以ての外之事ニ候。五穀を廢し蠶を專に致し候而ゝ不可然候。間地へ植付候ゝ當然之儀ニ候得共田方は勿論畑方等江新キニ桑植付候儀ハ決而不相成候　四月廿二日（元治元年）」

（片岡志道見聞錄四十九）

五、松本藩

松本地方栽桑に關する記錄は天明三年郡所御達「畔端空地へ桑苗植付之儀先達仰付られ」註とあるを始となせども吉田邵藏氏所藏松本藩古記錄中に

「寶曆十二年逝去　長雲院樣　光嶽奧方年八十

御知行千五百石の內譯中に　眞綿貳貫五百目

同　奧　樣　光慈奧方　種姫

御知行千五百石中眞綿貳貫目」

等とあるによりて領内より眞綿を産せしを知ると共に、古老の言に同地方は古く綿繭を養ひ眞綿を産せる由を聞くものと符合す。されば松本地方に於ても少くとも寶暦の頃よりは栽桑の事も行はれたるなるべく天明に至りて郡所より桑閑地植付を達せられ、寛政三年重ねて空地に桑植付仰出され、天保の頃に至りては藩より桑苗を與へて栽培せしめられしこと次の書類により明らかなり。

「㈠　天明三癸卯年六月郡所御達

御領分中作間稼の爲に畔端空地へ桑苗植付之儀先達而仰付られ追々植付候處近來何者ニ候哉右桑苗拔取候趣相聞へ不届之至りに候以來は枝葉たりとも猥りに折取らさる樣急度夫々申付べく候（六万石史料）」

「㈡　寛政三年五月惣百姓に被仰出寫

桑漆楮は勿論栗柿其外村之爲ニ相成樹木空地を見立無油斷爲植可申事

仝　　婦女へ申達條々

妻たる者蠶を養ひ機を織り糸つむき麻うみ晝夜怠りなくかせくゐき事

蠶かふは利益のあるものなれハ桑植ゑき地所あらバゐくうへおきて年々蠶をかふゐし。」

「㈢　天保九戊戌年四月　糸仲間定

一從御上樣桑苗數年之間御領分江被下置候付追々繁榮仕御國益ニ相成仲間一統申合心得違無之樣可致事。」

就中天保九年糸仲間定に「御上樣より桑苗數年之間御領分江被ニ下置一」とあるもの如何に同藩が桑樹の栽培を奬勵せしかを見るに足らん。

六、諏訪藩

「御郡中在町之者養蠶いたし候ハヽ銘々益にも相成遂ニ者御郡中一圓之潤ひにも相成候事に候處畢竟桑不足ゆへ飼候も

の不足之趣相聞候ニ付一統桑木御殖し之御趣意ニ而苗木御心懸有之候依之植付度もの江苗木被下候間望之もの者村役人にかゝわらす自身木數書付來ル十四日迄調方御役所江可願出候。尤御家中並村町江も被下候事ニ付當年計ニ而ハ望之木數行届申間敷哉若行届不申候ハヽ來年ゟ追々ニ被下候願出度もの當年ニ限り候事ニ無之是ゟ年々都合次第願出被下候間其旨も相心得可申候。

右之趣村町中之もの江無落可申渡候　以上

二月（文政七年）

追而病氣差障之ものは余人を以書付可願出候

古　策　司
小彌次左衛門
百　東　馬
工　三　助
松官左衛門
林彌次兵衛」

との封建時代として誠に懇切なる有り難き御觸れ發布されたり。

七、須　坂　藩

須坂藩内に於ては元治元年幕府より御達しの本田栽桑禁止令を領内に傳達せるにもかゝはらず猶之を犯す者ありたるを以て慶應二年更に此禁令を申ね監督を嚴にせり。註(1)而して此時代に於ける桑樹栽培は既に畦畔空地利用の程度を脱して畑方若くは田方に植うるに至りたることは此御觸書によつて知るを得べく然かも藥が効きすぎ閑地に植付たる桑苗

迄抜取る者あるを見慌て、之を差止むる等註㈡随分苦心せられたる如し。

註 ㈠

近年田方ニ桑植付候者有之哉ニ相聞以之外之事ニ候五穀を廃し蠶を専ら致し候而ハ可然候間閑地に植付候ハ勿論畑方等ニ新規ニ植付候儀ハ決而不相成事之趣一昨子年四月中従

公邊御觸書有之銘々相辨罷在おゐら昨年當春新規ニ植付候者有之哉ニ相聞不埒之事ニ付早々抜取五穀之内毒付可致候且桑苗之儀ニ付而ハ天保十三年寅年六月中相觸置候得共年数も相立致遺失候者も可有之ニ付村役人共致世話小前之者迄天保度之觸書猶讀聞心得違無之様可致候右ハ追而可及沙汰候間其段可相心得候右之趣御領内小前末々迄不洩様可相觸

月　日　　御郡代　　（中澤吉四郎氏藏）

（慶應二年）

註 ㈡

此程桑苗之儀ニ付一昨子年従

公邊御觸有之通田方畑方に植付五穀を廃し候而ハ不可然旨相觸候處心得違ニ而閑地之場に植付候分も抜取候者有之哉ニ相聞候右は閑地に植付ハ不苦當然之事ニ候其段村役人共相心得小前之者迄可申聞事ニ候

五月朔日　　御郡代　　御判

（慶應二年）

御領内村々

名主

組頭

百姓代

八、中野代官所

中野代官所に於ては代官久保平三郎（自天明四年八月至仝八年六月在職）風祭求馬（自天明八年十二月至寛政四年八月在職）等蠶業を奨勵して田畠の畦畔

に桑樹を栽培せしめ（中野町誌）たりといふ。

以上信濃諸藩中其記錄の存するものにつきて考察するに、本縣の栽桑業は江戸時代の初期にありては極めて微々たるものにして殆んど桑圃と稱すべきもの無く山野に自生せる桑を採りて養蠶せるもの、如く元祿寶永の頃に及びて漸く畦畔閑地等に桑を植ゑて養蠶せるも猶田方は勿論畠に栽桑する事をすら禁ぜらるゝ狀態にありしことを知るべし。

然りと雖も養蠶の利益の莫大なると共に桑樹栽培の必要を痛感せる人々は早くも桑の栽培に留意し塚田與右衛門は其訂正養蠶秘書に於て「蠶に熱心ある人は專一桑に心付くべし、子孫迄の寶にもなるべし、凡桑程德用のものはなき事なり、假令何程高貴の場所にて田畑眞分に持ちたる人にても蠶手錬なれば畑畔の桑にて田畑の御年貢澤山なるものなり」といひ、須坂の人牧則休は「蠶を始めんと思はゞ桑を植ることを第一となすべし桑は四木の一にして名木也、畑に植つけて其利雜穀に五割を增すなり」（安政三年頃著養蠶略說）といひ、又、松代藩に於ては安永天明の頃千曲川沿岸に桑樹を植付蠶を養ふべき事を沿岸村落に觸れしめたりといふ（埴科郡誌）も其後本田、新田等に桑を栽培する者を生じ屢々禁ぜらるれども容易に不止天保五年頃には御本田にても「家ぎゝ、日かけ麥育ち兼候場所に植置く事を許されたき事及掘取殘分は蠶濟次第早速堀取べし」と願出居るも多分拔取らずに濟したる者も多かるべく、中には同年「雨宮村の如く三役の名義にて普通農作物と桑園との收益比較表を作りて桑園の利益ある事を力說し以て桑樹拔取令より免れんと努力せる者も顯はるゝに至れり。註㈡而して其結果は知るに由なきも恐らく其儘に差置かれたるものならんと思はる。

註 ㈠

乍恐以書付御請奉申上候

今般被　召出村々本新田共穀物實法候場所に桑植置候茂兼々堀取候義被　御含御座候處尙又今以少々建置候向茂有之如何敷儀被思召猶又此度厚　御理解被成下置難有奉畏候然ル處當村之義每度御書上仕置候御本田家ぎゝ日かけ麥育ち兼候場所に植置猶又右御本田境桑之義ハ其儘被差置度奉願候且少々堀取其節御訴申上候猶又新田之義ハ滿水度每變地之場所故畑境ニ植置度奉願候此上幾

重御憐愍之御意奉仰候　以上

天保五午年三月

雨宮村

名主　彦左衛門㊞
同断　助左衛門印
組頭　嘉十郎㊞
同断　初蔵㊞
長百姓　亥左衛門㊞
同断　惣左衛門㊞

御代官所

御尋ニ付乍恐以書付御答奉申上候

名所幅下冲

一、高拾五石　起返り御本田並新田共

右場所に大麥仕附候へバ四拾八表位

代金拾弐両　但し拾両ニ付四拾表直段積り

同し場所に秋作大豆仕附候へハ拾五石位

代金九両弐分弐朱三匁一分　但し壹両ニ付壹石五斗五升直段積り

小以弐拾壹両弐分弐朱三匁壹分

内

金三両三分　右両毛巻代積り

差引殘拾七両三分弐朱三匁壹分

右場所へ桑植附候得ハ百貳拾駄位
代金貳拾貳兩　但し壹駄ニ付銀拾壹匁積り
内
金參兩貳分　右養代積り
差引殘拾八兩貳分
差引殘銀三拾四匁四分　桑方餘分御座候
右之通　御尋ニ付有躰御答奉申上候右場所之儀ハ格段之窪地故滿水度毎砂入押堀ニ相成境等モ相分兼候間餘分之利益無御座候右場所故差柳替境桑植置候間是迄之通其儘ニ差置度奉願上候此上幾重茂　御憐愍之　御意奉仰候　以上

天保五午年四月　　雨宮村

名主　彦左衛門㊞
同　助左衛門㊞
組頭　嘉十郎㊞
同　初藏㊞
長百姓　亥左衛門㊞
同　惣左衛門㊞
頭立惣代　喜惣太㊞
小前惣代　伴助㊞

御代官所　壹本
御郡奉行所　壹本

第三節　桑園の創設

江戸時代に入りてより徳川氏の重農政策により本田畠桑樹栽培禁止せられ、ことに信州は山地多く田畑少く小藩分立せしかば其食糧（寧ろ兵糧）政策上、本田畠桑樹栽培禁止を勵行せしかば桑樹は田畑の畦畔に栽培せる事差出帳に記せるが如し。

明治十三年上田町に於て長野縣蠶糸關係の第一回共進會を開催せる際小縣郡丸子村依田乙市の提出せる申告書に承應明暦之頃依田川原を開墾して桑樹を栽植せる事を記せり。之に關する古記錄なしと雖上田地方の特産物たる上田縞に關する上田町町年寄宮下兵右工門氏寛文三年の日記に十月廿五日

一御上ケ嶋弐拾弐端代金拾弐兩ならし壹反ニ付弐分三匁ツヽ

とあり、其後年々上田縞に關する記事あるを見れば承應明暦頃より桑園を造り養蠶を行ひし事疑ふ可らず。

元來信州桑園の分布は大部分河川の氾濫地域にして其所に桑園を造ることは彼の本田畠栽桑禁止令にも違反せずして而も信州の如く蠶種製造家多き地方にありては蚰害少く蛾歩多く所謂歩桑々園として利益多かりしかば千曲川天龍川木曾川梓川鳥川女鳥羽川等諸川の沿岸に桑園の發達を見たり。

就中本縣蠶業の先進地なる上田地方にありては前記依田川原の桑園につぎて明和六年には上田川原大清水を開墾して桑園となし、寛政年間には踏入河原に、文化年間には城下川原の桑園利潤漸く增加するを以て冥加として毎年米百俵を納め、嘉永年間には此冥加五十七石七斗に至るといふ。

小諸、上田、松代、須坂等諸藩の記錄みな寛保二戌年の大洪水に千曲川沿岸の桑園を流失せし記事あるを見れば江戸時代初期百年間に開墾せられたる桑園は相當の面積に上りたるならんも今其數字を知る事能はず。寛保の大洪水以後諸

藩の奬勵と農民の努力とによりて順次恢復し又擴張して文化文政時代には其發達の頂點に達せり。然るに德川幕府の後半には天災頻りに至り、たるにも拘はらず藩を國家として各其封疆を鎖し、各藩お互の交通閉塞されしかば、一旦饑饉來るや穀止を行ひて其領内の穀物移出を禁ぜしが故に藩内多數の人民を餓死せしむるに至れる結果益々重農重穀の政策を執りて蠶業の發達を妨げたり。

然れども我信州は穀作出來難き河川の氾濫地域及傾斜度急にして本田畠となし難き土地或は木曾の如き山地にても樹木の成育し難き土地多かりし爲（名古屋藩桑園政策參照）其處に桑園を造りて順次蠶業の隆盛を致すことを得たり。

諏訪郡に於ては小井川增澤五郎兵衛（元文—寛政八年）は横川山より野生の桑を移植し之を岩間桑と稱して栽培しその外小坂桑及び眞龍をも栽培して盛時には年々凡そ一箇ぐさの繭（生絲一箇を製造すべき程の繭）を得たりといふ。（平野村誌）

小縣郡鹽尻村藤本家には寛政年間の桑の收穫を記せる帳簿あり、（蠶種篇參照）之によれば當時既に純然たる桑園を設け根刈仕立の栽培法をなせる事明らかなり。

小縣郡別所倉澤育太郎（萬延元年生）氏の談に「慶應元年城山に八百坪の畑があつてそこへ道元を植ゑた。別所に大きな桑畑が出來たといつて人々が見物に來た」又「明治五年市坂に鼠返を四丁すき程植ゑた。礫質赤粘土の畑で絶對に霜害のない歩桑桑園であつた。人々も之に倣つて大豆畑が桑畑に代つた」といひ、又、同村倉澤運平氏も市坂に歩桑桑園を有しそれが同氏の蠶種製造家として成功せし原因の一なりしといふ。

小縣郡伊勢山村竹内安次郎翁（七十七歳）の談を聞くに、同地に於て文久の初年迄桑畑としては下川原堀越といふ所に「小田中」の桑畑が一反歩程なりしのみといふ。「小田中」とは有名なる蠶種「小石丸」の元祖小田中家にして竹内翁の幼年時代の當主は小田中源左工門なり。同家の古書類は明治廿六年火災の爲燒失せる由なれども今尚寛政丑六月享和二壬戌等の年號を記せる蠶種四百五十枚入の箱を藏す。

南佐久郡海瀬村字館に山中高助の直木あり。樹齢約二百五十年、幹の周圍目通二、六五米　一ヶ年の收葉量條桑約二十五貫なりといふ。該桑樹は同郡最大最古のものにして、同村字館市川庄藏氏、今より二百五十年前奥州へ出稼に行き歸郷の際桑苗三四本持ち歸り植付たるものにして、奥州より持來せるより俗に奥州桑といひ其優良種なりし爲次第に其地方に普及せり。

而して郡下に於ける同種桑樹の樹齢を調査せるに、一般に古木と稱するものは百年以上百五十年程度のもの多く、三十年乃至五十年程度のもの最も多し。然るに海瀬村館區のものは樹齢一般に古く二百年前後のもの多しといふ。然れども是等の桑樹は田畑の畦畔に植付たるものにして、畑に植られたるは後世の事に屬す。同郡畑八村中畑小須田友藏翁（嘉永四年生　八十四才）の談によれば「文久二年（翁十二歳）の頃桑は畑及水田の畔に植付てありましたもので、其品種は菊葉又は小牧で畑にあるものは中刈以上の仕立で、水田の畔にあるものは根刈であつたのです。此當時は桑園としては無かつたのであるが、山間の畑の畔には菊葉小牧の相當大きな桑の木が有つたのです。平坦の畑の畔には奥州桑があつて、最大のものは切下しにして二十貫位收穫の大木があり、殊に小學校附近より宮の反迄の間が奥州桑の老木が有つて現在それ等は二百年位經つたもの、様に見受ます。其の後明治六年頃一般に桑園に志し山の傾斜地を掘起し小牧とか菊葉の盛取苗木を植ゑ付て桑園を設ける様になりました。此時代桑園を設けたものは上畑村九十戸中　四、五戸であつたのです。明治十二年頃には上畑村百五十戸中養蠶戸數百二十戸位となり皆桑園に志し、山の傾斜地を桑園とし菊葉小牧奥州桑等を植付したところ奥州桑は發育不良であつたのです。之は根刈にした爲です。」（下略）とありて純然たる桑園として畑に植ゑたるは明治六年頃にして野澤町取出町木村周三郎（元治元年生　七十一才）氏の談に氏の幼時「奥州桑の大木が十七八本一列に畑の畔に植ゑてあつた」といふ事及氏が十歳の時「埴科郡鑄物師屋村から一萬本の鼠返の苗木を買つて來て其の中七千本を自宅屋敷附近の上田約一千四百坪の地に植付た」と言へる事と符合す。而してこれ同地方に於ける桑園の始にし

て、又同地方にて水田に桑樹栽植の最初なり。されば地方の人々は上田に桑を栽植するが如きは以ての外の事にして同家も遠からず天罰を蒙りて破産すべしと言ひ合へりといふ。然れども同氏の祖母が斷乎として之を實行せるは、祖母其人の見識の高きによれども、又、其祖母が北佐久郡中最も蠶業の盛なる北御牧村より來れる關係もありしといふ。（因に木村氏は明治二年六才にして父に死別し家事一切は祖母の主宰する所なりといふ）

又同郡大澤村木内清兵衛（吹竿と號す）夙に蠶業に志し精良蠶種を上武地方に頒ちしが明治七年十二月六十七歳を以て歿し、其子清平父の遺志を承けて養蠶を研鑽し幾多の經驗を積みて良法を自得し明治の初年養蠶實驗錄を著はして世に公にせしは養蠶篇に記せり。此人明治の初期に水田に桑樹を栽植せしかば時人之を嗤ひて

米のなる田に桑の木植ゑて
末は食ふ氣か喰はぬ木か（桑の木か）

といへりといふ。（木内泰助氏談）前記木村周三郎氏の祖母の水田に桑を植ゑたると好一對の談にして、如何に當時未だ江戸幕府重穀政策の慣習が民間に遺れるかを見るべきなり。

木曾福島中澤男三郎翁（八十五歳）の談に「昔は地桑か原野に立木になつて居て、それを鎌で刈つて來て內へ來てから葉をもいでくれた」とあり。享保六年（二一、三八一）黑澤村庄屋田中新左工門が尾張藩の奉行に呈出せる村況報告書に「蠶にて金拾兩程取申候」とある時代の養蠶はこの原野に立木となり居れる地桑を利用せるものならん。同地にて桑樹栽培の記事の記錄に見えたるは木曾山雜話に「寛延年中（二一、四〇八）桑苗を植付しむ」とあるを以て初となし、ついで寶曆八年（二一、四一八）五月奈川村庄屋藤左工門の奉行所に届出たる書に「此上隨分出精桑木植付蠶かひ可申候」とありて、寛延寶曆の頃より桑樹の栽培をなせるを知る。然れども其仕立方の如きは桑の林ともいふべき立通しなりしならん事は、今日と雖同地方に此立通しの桑林を見得らるゝ事によりて察すべし。其後明治三年名古屋縣木曾出張所長大屬土

屋惣藏重義外國貿易の趨勢を說き、蠶桑開墾を奬勵し開墾者に桑苗を下附し爾來桑樹栽培者次第に增加し養蠶亦開け蠶種製造者を生じ明治九年三月駒ヶ根村に生絲製造所方水軒の設立を見るに至れり。（西筑摩郡誌）

下高井郡に於ては寛政二年（一、四五〇）松川村藤田傳兵衛なる者字中河原に一反二十四歩の桑園を開けり。蓋しこれ同郡に於ける桑園に關する記事の最初なり。

南北安曇地方は氣候寒冷なる爲養蠶の發達遲く畑多くして霜害少き山の手地方より漸次西方山麓一帶の地に及びたるものにして、最初山桑畔桑等を用ひたること他の地方に等しく特に桑園を設けたる時代の口碑に殘れるは南安曇にありては、明治元年大風の爲現農科高等女學校敷地にありし赤松多數打倒され其跡地を吉野區百三十餘戸に割地をなせしが其後明治五年之を開墾して桑苗（種類は小牧にして上田桑といへり）を栽植せるを以て同地方に於ける桑園の始となすといふ。（岡村米作氏談）又、北安曇郡にては明治七年社村宮本區の清水屋にて高瀨川沿岸二反歩の畑へ白鼠返を植ゑ、同八年一志伊和治一本松に白鼠返を五反歩程の畑に植ゑたるを以て初となすといふ。當時桑苗は小縣郡よりブッカキ苗を買ひ來りて植ゑたり。其後明治十七年に至り大町曾根原重三、現梅廼舍の下に百五十坪位小牧を植ゑ、十八年には曾根原波二神榮町の町尻一反四歩の畑に小牧苗を植ゑたるを以て大町地方桑園の始となすといふ。（曾根原波二談）

更級郡にありては東福寺村玉井市郎治（寶曆二年正月一日生）奥州地方を巡歷し養蠶栽桑の法を研究し明和六年（一、四二九）桑の實を得て歸り桑苗を作り、更に奥州より蠶種を求め來り蠶飼の業を始め熱心之に從事せり。文化十年松代藩より賞せられて帶刀及び郡役二人を給せられたる賞狀に「養蠶及桑作り方之儀厚心懸云々」の句あり以て同郡に於ける桑樹栽培が玉井市郎治によりて始められたるを知る。又同人の妹りう子同郡下眞島村中澤源八に嫁し夫婦共熱心に栽桑採苗養蠶蠶種製造に從事せりといふ。同家に今尙當時植ゑたる桑の老樹一株存す。目通りにて周圍九尺餘品種不詳なれども世に

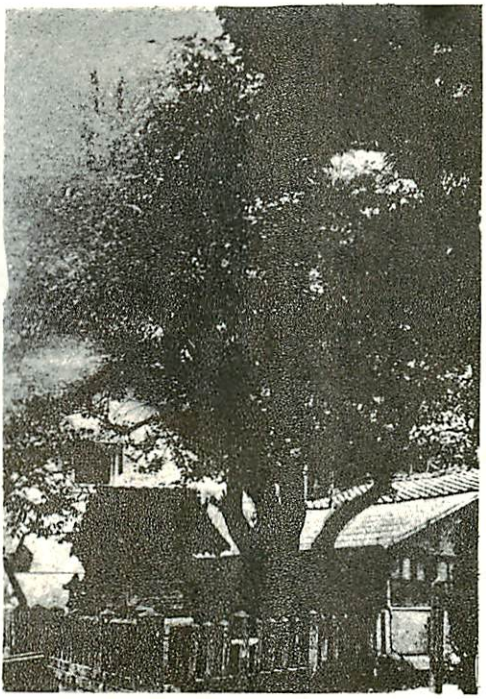

更級郡眞島村源八桑（祠ヲ神蠶ヲ祀ル）

源八四ッ目と稱するを見れば或は四ッ目桑ならんか。（上圖參照）

伊奈地方の養蠶業の發祥は極めて古く南北爭亂の際にも一縷の命脈を保ち居たる事は、彼の宗良親王の李花集に顯れたること養蠶篇に說けるが如く、其後江戸時代に入る迄は文書の徵すべきものなきも元祿時代既に製絲を營める記錄の存するあれば養蠶業も絕えず行はれたりと想像するを得べく、從つて桑樹の栽培も行はれたるなるべし。

養蠶篇に引用せる「眞澄遊覽記」に「かたま」の如き物を持ち桑の林にわけ入りて桑つむ事を記せるは伊奈地方に於ける桑に關する記事の最も古きものなるべし。而して桑の林とあれば立通しの桑樹の林ありしこと現今の木曾地方の如くなりしならんか。其種類不明なれども今日下伊那郡泰阜村に存する桑樹は周圍一丈二尺五寸に達し縣下第一の桑の大木と稱せらるゝ點より見て同時代（天明三年）には相當大なる桑林ありしこと疑を容れず。（次頁寫眞參照）

文化時代に入りては上伊那郡西箕輪村羽廣の人林宗資夙に蠶業に志し文化十年養蠶秘傳集を著せしが自ら桑園を拓き養蠶をも試みたるが如く、文化十年浪華の人南涯岡田邦彥の撰せる詔厥碑幷序說にも「社友宗資林翁良術濟生勤儉爲家五六十年矣。乃得良田五箇處一町餘步、漆凡六千株桐二百株桑二千株梨子栢株林檎杉檜甘草黃蓮」（下略）とありて、山

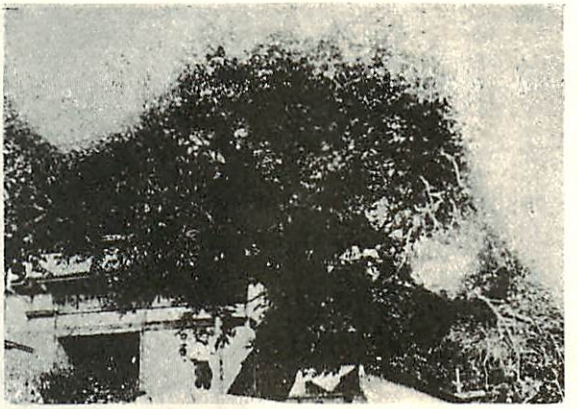

下伊那郡泰阜村の桑樹　（周圍一丈二尺五寸）

地を開墾して桑二千餘株を植ゑ桑園を造りしを見るべし。甘草黄蓮以下は本業の醫藥に用ふる爲に栽培せるものならん。

又、同郡松島の人樋口雄貞の養蠶全書に「桑取の次第」「養桑の次第」ありて桑樹栽培に關する記事あれば本書を著せる文政六年以前に同地方に桑園ありしものならん。

下伊那郡上郷村原六右衛門は天保の末より蠶種製造業を始めしが、其の動機は天保十三年の大霜害に小縣郡鹽尻地方の蠶種製造家養桑に苦しみ、工藤庄次部(?)なる人原種を携え來り原家の桑によりて採種せしより風土に適するを知り蠶種製造を始めたりといふ。以て同地方には天保時代桑園の存せるを證すべし。

文久年間に至り別府天王寺原中央の樵林ありしを六右衛門率先して一町歩餘を開墾し桑園となし今尚此桑園を利用しつゝありといふ。明治四年野底川一番大井尻字栗澤掛りの田水利惡しくして常に挿秧の期後れ水論絶えざりし上收穫全きを得ること能はざりしかば六右工門考ふる所あり四反歩の田を桑園に變じて利益を示せしかば同地方の他の人々も之に倣ひて桑園となせり。

當時の桑園一反歩と水田一反歩との利益の比較を同氏の記錄より採錄すれば次の如し。

米一反歩收穫	二石二斗	桑　四百二十八貫
米一俵(四斗)	五圓五十錢	繭一貫目　四圓五十錢

春繭十八貫八百目
上繭十六貫二百目　七十二圓九十錢
玉繭一貫五百目　二圓七十錢
中繭一貫百目　二圓二十錢
夏秋五貫目
上四貫目　十六圓
中玉一貫目　一圓七十錢
合計代金　九十五圓五十錢

差引　六十五圓二十五錢桑園に利あり

以上は極めて大雜駁なる概算に過ぎざれども之によりて桑園の利なるを知りて水田を桑園に變ずる者の增加せしは事實なりとす。

水田に桑樹栽培の起源

水田に桑樹を栽培するに至りしは蠶業の頗る發達せる江戸時代の末期より行はれしも元來德川氏の重穀政策に反する事業なるを以て前節に記せる如く水利惡敷して桑園となす方が利益多き場合又は水入場所にして滿水の度每に浸水し穀作出來難き場所に限られたりしが開港以後養蠶の利益多き爲上田を潰して桑樹を栽培するに至れり。

下伊那郡川路村今村正鄕氏は元治元年水田四反歩に四方唉を植付たり。これ今日水田（上田）に桑樹を栽培せる記錄（今村家日記）の最も古きものならん。

此他前記原六右工門は明治四年に四反歩の水田を桑園となし、同郡山本村竹村清男氏は明治十四年屋敷の上田一番よ

り十番迄に桑苗を植ゑ、喬木村松澤太六氏は明治五年頃（安政三年生れ十七才の時なりといふ）水田に白鼠を植ゑ、上伊那郡上片桐村下村規一氏は明治十年水田に鼠返を植ゑ、南佐久郡野澤町の木村周三郎氏は明治六年に上田一千四百坪に鼠返七千本を植ゑ、同郡大澤村木内清平が同じ頃水田に桑を植ゑたること既に記せる所の如し。

第二章　桑品種の變遷

第一節　總　説

桑品種は栽培の結果人爲的に其特長を發達せしめて命名せるものにして第一章に述べたる如く山野自生の山桑を利用せる時代には別に固有の品種名なるもの存在せざりしなり。

されば紀記萬葉等の古書には單に「くは」と稱して別の名なし。既に揭げたる仁德天皇の御製にも「愚破」「愚破能紀」と記されたるのみなり。然るに蠶養の盛となるに伴ひ山野自生の桑のみにては必要に應じて直に之を得る事難く、昨年ありし所の桑も今年は人の爲に採取せられて豫定のはつるゝ事多く不便少からずよつて自己の所有地、可成屋敷近くに之を栽培しおきて養蠶をなすを利とし、茲に桑苗養成の必要を生じ、野桑より自己の目的に適合する如き種類のものを撰擇し、或は他人の撰出せる桑の苗を求めて栽培する所より、或は其人名をとり或は早中晩の時期により、或は産地名、或は葉の形狀樹枝の形態等により、種々の名稱を附しこゝに多數の品種を生ずるに至れり。

第二節　信州に於ける江戸時代の桑品種

本縣內に最も古くより栽培せられたる桑品種は「菊葉」にして、元祿時代より行はれたりといふ。（信濃蠶業沿革史料）此桑は葉の形狀缺刻深くして頗る菊の葉に類せるより名づけられたるもの、如く、蠶種製造家は滋養値大にして蛾歩多く出づと稱して久しく愛用せること明治十三年調査によりて其一班を知り得べし。

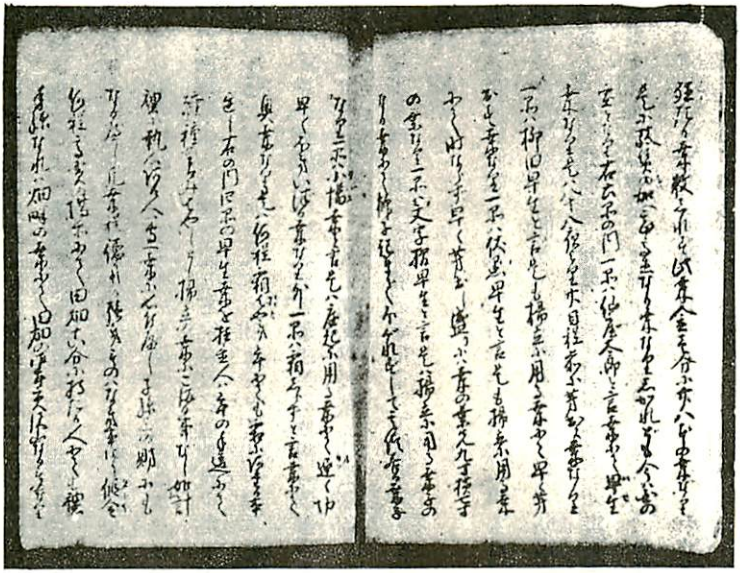

寛政元年塚田與右衛門自筆「養蠶後篇」（塚田茂美氏藏）

之につぎては塚田與右工門翁の寛政元年に著せる「養蠶後篇」に安永二巳年奥州伊達郡小幡村鈴木氏方より仙臺太郎、柳田早生、伏黒早生、文字摺早生、小幡早生、霜しらずの六種二十八本を取寄せたるに「一本も間違なく根付き夫より年々取木にして殖たる數知れず」とあれば、安永以後此六種の桑も相當本縣內に行はれたるなるべし。同書「大霜の時心付べき事附り桑澤山なる年、又、拂底なる年をためし知る事」の項に「霜しらず」の霜害少きこと、「文字摺早生」は掃立に用ふる桑子のなる木として推奨し「予は是を澤山屋敷の內に植置立通しにして用るなり」とあり其後の栽培狀況を知り得べし。

奥州桑の移入は南佐久郡にありては海瀨村字館の人市川庄藏今より二百五十年前奥州へ出稼に行き歸鄉の際持歸れるものなりと稱せらるゝも、今より二百五十年前は貞享年

間にして記錄文書等の存せざる限り正確なりとは信じ難し。

木曾にありては馬籠村大脇氏雜錄文政十二丑年三月の條に「桑は奥州飛驒より取寄良材雜生立石地平山荒地之分迄も右桑苗植付」とありて文政年間の移入なる事を證せり。

文化の初年には「廣葉早生」と稱する桑行はれたり。松代藩桑御用掛り吾妻銀右工門が桑作仕付仰付られし際の御請書に此廣葉早生の來歷を記して「右桑之儀者先年北上州吾妻郡より分根を以調、小網新田之桑不殘分根又者揚取木ニ而一村中植込仕候。尤何程大木ニ相成候共實成事無御座候。山中深雪積候場所ニ而茂氷枯候儀無之甚性强く名葉ニ御座候。尤右申上候廣葉早生之儀者實生無之候得者前書申上候通分根又者揚取木ニ而苗拵可仕儀ニ付來ル申之春中者壹萬本茂出來可仕候」(下略)と以て廣葉早生移入の經路並に同種の特徵等を知る事を得。吾妻銀右衛門は之を小網新田に栽植して好結果を得、更に松代藩の命によりて關屋御林を開墾してこゝに植附け年々數百駄の桑を産出するに至り御林桑の名遠近に聞ゆるに至れり。

此他文化文政の頃より廣く栽培されたる桑に四ツ目、青軸、小牧、白道元、黒道元、四ツ目道元等あり。天保時代より栽培されたるものに四五八、小網早生等あり。弘化より嘉永年間に流行せる桑に四ツ目、與左工門、元右衛門、和忠治等あり。埴科郡杭瀬下村青木四十四郎氏方に弘化四年より嘉永四年に至る桑苗賣出帳あり。之によれば同家にて桑苗を賣却せる地方は更級、上高井、上水內、埴科、下高井、小縣の六郡に亘り四ツ目五萬四千四百八十六本、與左工門桑一萬二千八百五十本、元右衛門桑苗三萬三千本、和忠治桑苗三千三百六十三本、合計十二萬二千二百八十八本に達す。而して四ツ目元右衛門最も多く與左工門之につぎ和忠治最少し。

風返しは四ツ目と共に弘化の頃より流行せる桑にして葉を得る事極めて多く、芽モロクして摘み取るに便益に葉形大ならざる故葉數多く與ふるを以て蠶數多しと雖能く之に應ずるを得、又葉に缺刻あるが故一葉數蠶にも食し易く蠶の爲

に甚便なれば其後明治時代に至る迄大いに流行せり。（埴科郡戸倉村柳澤文兵衛ノ記錄ニヨル）

第三節　明治時代の桑品種

開港以後我邦の蠶種生絲等頗る海外の需要する所となり、忽ち輸出品の王座を占むるに至りしかば、養蠶、蠶種製造製絲等の業一時に勃興し桑樹の栽植之に伴ひて隆盛に赴き桑園の增加極めて速かなりき。從つて優良なる桑品種を求むること急なるが爲桑苗商等之に乘じて種々の新らしき名稱を附し、或は斯業に熱心なる人々によりて新品種の發見せられしもの少からず。

明治七年の調査に現れたる桑品種

明治七年長野縣（南北佐久、小縣、更級、埴科、上下高井、上下水內）にて桑樹の培養法を取調べたる際の書類に見えたる縣內の桑品種は、

上田組（南北佐久を含む）　鼠返、四ツ目、青軸、道元、相模早生

高井組（上下高井郡）　元右工門、四ツ目

水內郡　元右衛門、御林

埴科郡　鼠返、道元、四ツ目、元右衛門、小網早生、與左衛門、和忠治

川中島組　鼠返、四ツ目、小網早生、元右工門

等にして明治以前の二十四品種以外に新品種を見出す能はざれども、明治十三年共進會申告書に現れたるものは左の如くにして二、三新品種名を見る。

明治十三年第一回長野縣繭生絲蠶種品評會出品申告書に見えたる桑品種

菊葉	三八	風返	三七	四ツ目	三五	道元	一五	芭蕉	一五
元右衛門	三二	大葉	一二	上田	一一	小坂	一〇	地桑	八
青軸	五	信夫	二	中葉	二	小牧	二	甲州	二
四方唉	二	田村	一	飛驒	一	鞠尾	一	坂東	一
伊勢	一	牡丹	一	岩間	一	赤木	一	片葉	一
御林	一								

（備考　數字ハ該桑ヲ飼料トセル出品者數）

魯桑の輸入

明治七年六月勸業寮は各地方の桑樹を試驗場に試驗的に栽培せしめん爲福島外九縣に命じ其種類、名稱、品位、培養法等を錄致せしめしが、長野縣（當時の長野縣は佐久、小縣、更級、埴科、水内、高井の六郡なり）下各郡より同年九月報告せるものは栽培法及品種の部等に揭げたる如し。同年清國より魯桑を輸入し之を勸業寮內藤新宿試驗場にて栽培せりといふ。但し本邦に於ける魯桑輸入の年代に就ては明治七年說（蓧田頼次郎栽桑教科書池田榮太郎桑樹栽培教科書）同八年說（大森順藏桑樹栽培論、鈴木英亮最新栽桑教科書、横田長太郎實驗桑樹栽培法）同九年說（吉村武三吉栽桑原論）等あれども高井郡平野要左工門桑樹栽培の爲勸業寮內藤新宿試驗場に出仕せる書類中既に魯桑の名稱あれば少くとも明治八年春迄には輸入され居たりしものゝ如し。

本縣魯桑輸入の初めは明治十九年蠶糸業組合時代下伊那郡の副組長たりし原六右工門氏は養蠶の逐年盛大に赴くと共に田植の時期と衝突するを憂へ夏秋蠶を奬勵せんと欲し、まづ第一に桑の撰擇をなすべき事に心付き明治二十年頃東京三田育種場より國富、長瀨、魯桑、津田仙よりイタリヤ、福島縣渡邊源兵衛、丹波何鹿郡綾部町田中敬藏、飛驒國益田郡等より通計八十四種を購入し之を有志に頒ち試作せしめしといふ。而して三田育種場より移入せるものに魯桑あり、

これ同地方魯桑輸入の最初ならん。（次に掲げたる原家にて明治二十一年に栽培せる桑葉實寫中に魯桑あり）

南佐久中込村は明治二十年頃佐久郡桑苗の本場なりしが、其頃勸業委員石山織之助等斯道に趣味を有し、中込蛇目原に農園を設け種々の珍らしきものを植ゑ桑苗の珍らしきものも取寄せて試作せしが此中に魯桑あり。此魯桑は津田仙の支那より持來せるものを石山氏の試植せるものなりといふ。（木村周三郎氏談）是等は恐らく本縣に於ける魯桑輸入の嚆矢なるべし。

○桑品種激增時代

明治十九年蠶絲業組合成立の頃より同規則廢止され、明治二十二年に至る頃は品種熱狂時代とも稱すべく、蠶桑熱心家中には費用を惜まずして新品種を購入試植せる者あり。下伊那郡山吹村平澤竹次郎氏の所有する明治二十四年栽培せる桑品種三百餘種を青色インキにて其葉の形を捺せるもの、同郡上郷村原六右衛門の東京三田育種場、津田仙、福島縣渡邊源兵衛、丹波何鹿郡綾部町田中敬藏、飛驒國益田郡等より取寄せ栽培せる八十四種中より、平澤氏の如く桑葉に青インキを塗り紙に捺して軸物となせるもの等は本縣に於ける品種熱狂時代の一班をうかがふに足るものならん。

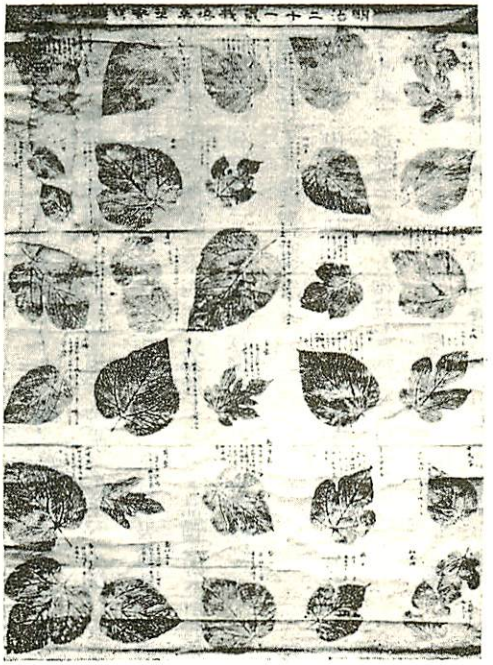

上の寫眞は明治二十一年原氏が自家栽培の桑葉

をとり青色インキを塗りて寫せるものを掛軸となせる中の一幅にして品種名の外に其品種に對する概評あり、寫眞掲載の品種は鼠返、上州一平、飛驒桑、丸文龍、芭蕉(四方唉とも稱す)、高助、縮緬葉、岩間、赤木、四ッ目、六郎高助、野桑、魯桑、青梢、柳田、小坂、池田、菊葉、市平、小幡、十文字、シロコボレ飛驒桑、芹桑、山中高助、和忠治、鴉田、島ノ内、島村早生、金子の三十種にして品種名及解説の筆者は本縣第二課屬岡村巖なりといふ。

尚之と同様にして明治二十四年に寫せるもの丶品種名及解説を摘記すれば

一、天狗團扇　伊國産一名小笠原野桑といふ。中葉枝條垂下し葉强硬にして良質に非ず。

二、二號國富　中葉、葉圓く强厚にして芽遠く良質に非ず。

三、長尖中葉　形狀名の如く稚蠶を養ふに可なり。

四、小坂　中葉　本國和田峠等の路傍叢中に産す。能く寒冷に堪え野桑に類似す。栽培容易收利少しとせず。然れども其質善良に非ず。

五、國立　中葉、葉大にして葉芽繁茂し收穫頗る多く良種とす。

六、德畑、早葉、大葉光澤あり。肉厚く收穫最も多く枝條直立す。

七、白波瀨、早葉大葉形圓く收穫多く夏秋蠶の飼育に適するを覺ゆ。

八、辨慶、中葉、大葉枝條能く直立し强健狀をなす故に辨慶の名あり。

九、丸葉國富、中葉國富に似て中肉光澤あり。

十、稀早生、形狀十文字に類似し總ての草木に先立て發芽す。早生中最も奇なる早生なり。

十一、國柱中葉、中桑、大葉にして收穫多く夏秋蠶の飼育に適す。

十二、玉緒中葉、大葉收穫多く夏秋蠶の飼育に適す。

十三、露無し、中葉、大葉中肉にして光澤あり生質滑かにして露の宿るに便なければ此稱あり。枝條直立し收穫多量なり。

十四、扶桑、中葉、形長方なり。

十五、中葉大葉中肉稍光澤あり。枝條直立收穫多し。最夏

秋蠶の飼育に適す。此種大葉類中優れるを以て此稱あり。

十六、丸葉イタリヤ、天狗團扇と同質なり。

十七、一號國富、一に長瀨と稱す。中葉最大葉中肉にして艶珍なる光澤を有す。枝條直立して能く成長し、收穫多量なる良葉なり。世界一の名あるも宜なり。

十八、ミツ桑(椹桑)凡桑の未だ發芽せざるに際しミツのみ多く開き以て稚蠶を便にす。故に早春飼育するには最も必要の種類なり。

十九、大綠　中葉長方形にして收穫多し。

尙原氏栽培の八十四品種名は次の如し。

「長瀨、丸葉國富、大關、扶桑、魁、大綠、綾富、大澤、辨慶、露無、布袋、鬼葉、鎧貫、濱城、大江丸、大養德、國柱、音無瀨、國基、熊谷、國知保、長尖、多能桑、大繁、小櫻、九十九、鬼城、豊國、盛清、一號國富、玉緒、豊富、鶴盛、賴光、國富、玉川、丹波魯桑、愛國、清良、丸葉縮、白波瀨、瑞穗、德畑、丸葉綾錦、綾錦、丹波一、大八洲、大子葉、丸一葉魯桑、一品木、仙松、仲麿木、二號國富、代々丸、丸葉イタリヤ、大國富、豊良、黃金、富貴、長谷部、イタリヤ、小坂、篠田、九文龍、島村早生、上州一平、池田、松下一號國富、一平、國立、白コホレ、金子、小幡、赤木、十文字、島ノ內、飛驒、東京二號國富、丸大、六郡、山中、柳田、金國、節曲」

如斯多數の品種を一個人にて栽培し、且有志の人々に分與試作せしめたるは一時の流行を趨へるに似たれども、こは此多數の中より良桑を撰擇し、普通農業と養蠶業との勞力の分配を適當ならしめ夏秋蠶の飼育を奬勵し以て農家經濟の

二十、黃金　中葉葉形長三角形にして桑葉繁茂して光澤黃金色を負ふ故に此稱あり。收穫多量なる良種なり。

二十一、國基　中葉大葉長方形の類中頗る光澤あり、收穫多量にして夏秋蠶の飼育に適す。

二十二、大澤　中葉大葉長方形にして枝條直立し收穫多量なり。

二十三、仲麿木、技條直立中形葉肉厚し。

二十四、節曲　早葉枝節屈曲す故に此稱あり。稚蠶を養ふに適す。上毛の山間專ら之を栽培す。（下略）

順調なる發達を遂げしめんが爲夏秋蠶に適せる品種を撰出せんが爲なりしが如し。されば其苗木の如きは高價を厭はずして購入し一意他日の爲に率先事に當れり。同氏試作の八十四品種中最も高價なりしは國富にして苗一本二圓五十錢の當時の領收證（はがき）今尙同家に存す。

されば同氏が明治廿四年七月四日綠綬褒章を賜はれる褒章の記に「夙に志を農桑に注ぎ專ら力を蠶種改良に用ひ桑樹の撰擇せざる可らざるを覺り、廣く之を四方に求め其試植したる良種を撰て有志に頒施し」（下略）とあり、以て單に珍品種を得て愛翫する如き類に非ざりしを知るべし。

○夏秋蠶の勃興と桑品種

桑品種の急激なる增加と珍品種の流行は一時全國的傾向なりしが、其後夏秋蠶の眞價認められ其飼育者の增加に伴ひ之に適する桑品種を撰出して栽培するに至れり。而して夏秋蠶用桑として本縣內に最も早くより行はれしは小牧、魯桑十文字等の所謂大葉物にして是等は夏秋蠶用として摘葉に便に水分を含有すること多くして萎凋の遲少かりしによる。

明治十五年本縣に於て桑樹春夏秋の適否を調査せしめたる報告を綜合すれば、

一、春蠶適桑名稱　但シ否ト認ムル分ハ之ヲ記サズ

鼠返シ、中葉、菊葉

一、夏蠶適桑名稱

四ツ目、青軸

一、秋蠶適桑名稱

道元、松本大葉

等なりしが其後夏秋蠶に摘葉する結果桑樹萎縮病蔓延して累年收穫を減ずるに至りしかば一方桑園の增殖をはかると共

に一面に於ては桑品種を撰擇して夏秋蠶用として大葉物を栽植する傾向より進んで夏秋蠶專用桑園を設くるに至れり。

明治三十八年蠶種同業組合聯合會桑樹調査中桑樹の種類百分比（上高井郡報告による）

元右衛門	五〇%	同郡は明治十三年の申告書によれば此品種二十九人中二十九郡百パーセントなりしなり。
鼠返	三五%	
十文字	五%	
四五八	二%	
黄金	一・五%	
青軸	一%	
相摸早生	一%	
小牧	〇・五%	
魯桑	〇・五%	
其他	三・五%	

然るに明治四十年縣下十六郡の桑品種分布狀態を見るに次の如し。（長野縣調査）

南佐久郡　鼠返、魯桑、大葉、奥州（山間部）

北佐久郡　鼠返、小牧（大葉）、菊葉、高助、青熟、魯桑、柳田

小縣郡　相摸早生、四五八早生、小牧、元右衛門、鼠返（年々增加ノ傾向）

諏訪郡　小牧（方言信夫）、小坂、魯桑、鼠返

上伊那郡　小牧、鼠返、四ツ目、甲州、丸尾、十文字

下伊那郡	四方唉、鼠返、小牧、岩間、飛驒桑、魯桑、魯桑實生、八ッ房、九紋龍、十文字、改良十文字、彦次郎、赤木
西筑摩郡	小牧、魯桑、高助
東筑摩郡及松本市	小牧、鼠返、十文字、青軸
南安曇郡	小牧（一名大葉）、鼠返、青軸、十文字
北安曇郡	小牧、鼠返、十文字、青軸
更級郡	鼠返（川中島にては四ッ目と言ふ）、四ッ芽（力石に於ては力石桑といふ）、菊葉、節曲（尾綱早生ともいふ）、小牧（大葉又は松本大葉）、魯桑、十文字
埴科郡	鼠返十文字、市平、相摸早生、元右衛門
上高井郡	元右衛門、青軸、四ッ目、十文字、黄金、相摸早生、御林、清水錦、四五八
下高井郡	元右衛門、四ッ目、高助、魯桑實生
上水内郡及長野市	元右衛門、四ッ目、十文字、相摸早生、四五八
下水内郡	元右衛門、四ッ目、高助、魯桑

之によりて通覽するに各郡共夏秋蠶用の魯桑、小牧（大葉）、十文字の中一種若くは二種を栽培せざる郡なく又晩生桑としては鼠返の普及著しく上下水内、上下高井、西筑摩の五郡を除ける二市十一郡之を栽培せり。

第四節　大正以後

○桑品種改良論の勃興

日露戰後以後蠶絲業の發展に反し桑園の荒廢するもの年々增加の傾向にあり。一反歩當り收葉量百五十貫に達せざるもの一萬餘町歩に達せしかば、栽培法其他を改善すると共に荒廢桑園の改植を行ひ同時に其品種をも改良すべしとの論高まり、明治四十四年度より荒廢桑園の改植に當りては優良品種の栽植を奬勵補助する事となれり。

○奬勵品種の制定

大正七年本縣に於ては從來の桑園改植奬勵規程を改めて間接補助の政策をとるに至りしが此際奬勵品種四十種を制定し奬勵金額に差等を附し以て優良品種の普及增殖を計れり。當時制定せられたる奬勵品種名次の如し。

多胡早生　市平　紫早生　伊豆早生　春日
改良早生十文字（一名和助十文字）　露國野桑　飛驒桑　伊那桑　改良鼠返
一ノ瀨　甲撰　甘樂桑　魯桑　改良魯桑
春魯桑　金芭蕉　銀芭蕉　清十郎　扶桑丸
荊桑（一名安曇桑）　白桑（一名三德）　正司桑　司桑　赤芽魯桑
靑庄土　新城錦　福島大葉　利桑　岩瀨桑
改良四方唉（一名休一早生）　鶴田　藤助　島ノ內　八ッ房
山中高助　カタネオ　矢留　五郎治早生　御國桑

而して同時に是等品種の見本桑園を縣下各町村に一ケ所宛設置する樣奬勵せり。

其後大正十四年四月前記見本桑園に於ける成績等に鑑み奬勵品種の改廢を行ひ奬勵品種二十二、準奬勵品種四合計二十六品種に整理せり。其品種名次の如し。

多胡早生　伊達市平　春日　改良早生十文字　露國野桑

飛驒桑	伊那桑	改良鼠返	一ノ瀬桑	甲	撰
改良魯桑	青魯桑	清十郎	扶桑丸	安曇桑	
福島大葉	利 桑	改良四方唉	鶴 田	島ノ内	
山中高助	四方唉(準)	根小屋高助	鼠 返(準)	小 牧	
水内桑					

備考 (準)とあるは準奨励品種の意味なり

而して同時に右二十六品種の地方的適否を知り、且、優劣を精査する爲大正十五年縣下二十三ケ所の代表的適地に桑樹品種試驗地を設け試驗を開始せしが、昭和六年四月前記試驗地に於ける成績に基き更に改廢の必要を認め左の十三品種に整理せり。

一ノ瀬桑	扶桑丸	山中高助	改良鼠返	水内桑	
鼠 返	島ノ内	伊那桑	根小屋高助	福島大葉	
飛驒桑	小 牧	伊達市平			

昭和八年四月本縣蠶業試驗場耐寒試驗地飯山桑園に於ける試驗成績により優良なる耐寒性品種一品種を發見したるを以て之を追加し合計十四品種となせり。追加せる品種名次の如し。

「劍 持 桑」

昭和十年四月本縣蠶桑試驗場に於ける繼續試驗の成績一層顯著なるを見ると共に縣下栽培の實情に鑑み更に改廢の必要を認め左の八品種に改めたり。

一ノ瀬桑	扶桑丸	島ノ内	福島大葉	改良鼠返
水内桑	劍持桑	伊達市平		

尙大正六年以降の品種別桑園反別次の如し。以て本縣下に於ける桑品種變遷の傾向を察するを得べし。

○品種別、桑園反別（長野縣蠶糸課）

一、實數

品種	大正六年	大正九年	大正十二年	大正十五年	昭和四年	昭和七年	昭和十年
鼠返	一七、〇八九、一町五	一六、六〇六、一町五	一七、八七九、一町九	一八、三四四、八町	二一、一〇七、〇町	二三、〇七七、七町	一九、二三〇、四町
小牧	一七、八七九、一	一五、九四九、〇	一五、八六四、一	一五、八四三、七	一六、三〇二、九	一四、五一一、二	一二、〇五三、四
四方咲	三、八四一、九	四、三六一、二	四、三五三、八	四、七三六、四	五、六四〇、九	五、四一五、七	四、九五〇、八
魯桑	一、六一二、七	二、四四五、九	二、六四三、九	二、七四三、九	一、六三二、九	二、一九四、〇	一、四八九、七
魯桑實生（其他中ニ含ム）—	一、八五一、九	二、三四五、八	二、三四五、八	二、五四五、六	二、五七三、七	二、八四八、九	一、七四九、〇
青軸同 —	七六五、五	一、三七六、七	一、二六、七	二三五、七	三五二、三	一四一、四
十文字 一、九六五、六	一、三九五、三	一、二二一、九	一、八一、九	五三五、一	三三五、九	一六三、六
飛騨桑（其他中ニ含ム）—	七六三、七	一、〇五一、三	一、四三八、四	一、五六六、八	一、六四九、一	一、六五四、一
改良鼠返 —	五六、七	九一〇、二	二、七一一、二	三、九九九、三	四、六五七、七	六、五六九、六
元右衛門 一、六五一、一	九六六、八	七八九、二	七三九、二	三六四、三	二三八、九	七三、九
甘樂桑 —	一、〇三六、七	七三八、六	七三三、一	一一五、八	二七五、八	一五四、一
鶴田（其他中ニ含ム）—	四二一、八	七〇一、五	九一八、二	一、〇七二、七	七二一、五	三八一、〇
山中高助 八一七、七	一、一六、一	六三六、一	六四四、六	一、二一五、四	一、〇二〇、〇	八三六、三
改良魯桑（其他中ニ含ム）—	九九五、六	五九二、二	一、一八三、八	六五三、二	五二一、四	一五一、七
改良十文字 同 —	三七五、八	五四八、〇	六二〇、一	四一五、八	三二九、六	一七一、二
早生十文字 同 —	二七三、〇	四五五、一	四〇五、一	一二八、〇	二九〇、三	二〇〇、九

小坂同	—	六〇二、八	四三七、九	四一七、九	二六一、〇	四〇六、七	三四〇、四
伊達赤木同	—	五三八、八	四一二、六	四三二、六	五三一、三	一四三、四	二三五、九
青磐桑同	—	三三〇、七	二九〇、八	四六六、九	七〇三、二	三四一、〇	四〇、七
小綱同	—	二三二、〇	二八二、七	二三二、七	一三四、七	一六三、四	一三七、一
根小屋高助同	—	一三六、〇	二七七、九	四六一、三	六七三、〇	四五三、九	四七三、〇
多胡早生同	—	二〇一、〇	二四七、九	三三九、六	七三〇、二	八四九、六	二八四、七
改良四方吠同	—	一二二、五	一五〇、二	二四七、四	一六〇、〇	一五〇、〇	一二三、八
一ノ瀬桑同	—	三三、〇	一四八、四	九五六、五	二、五五五、九	三、八六四、九	六、七三八、八
伊達市平同	—	三三、四	九九、二	一八七、〇	五七一、八	七一四、二	六四五、〇
鵠ノ内同	—	三三、〇	七六、〇	二四三、五	一、三七〇、五	二、〇三三、一	三、四五七、七
扶桑丸同	—	—	四五、一	一二、四	一九〇、四	一九三、九	二八三、二
福鳩大葉同	—	—	—	九九、八	一、〇六〇、二	九八一、〇	一、五六八、八
水内桑同	—	—	—	七九、八	六三四、七	五八五、二	七四一、四
伊那桑同	—	—	—	一〇五、六	一八四、九	二〇六、三	一三三、五
剣持桑同	—	—	—	—	—	—	一三七、六
其ノ他	五、七三五、八	三、八〇九、〇	三、三一七、七	三、七六四、一	三、七六四、一	三、九八七、八	二、〇三一、七
合計	五〇、三六一、四	五五、三〇八、七	五七、八九三、五	六四、一〇七、六	七一、〇四一、四	七三、三八二、四	六七、三四七、四
昭和七年ノ奨励品種（十三品種）	—	—	三六、九八八、二	四一、一八六、六	五一、四一四、八	五三、九二八、二	
昭和十年度奨励品種（八品種小計）	—	—	—	—	—	—	二〇、一五〇、一

第三章　桑苗生産の變遷

第一節　繁殖法の變遷

本縣に於ける蠶業に關する學者の鼻祖塚田與右衛門翁は、寶暦七年著述出版せる新撰養蠶秘書第三に「桑苗ふせやうの次第附り取木のしやう並植やうの事」と題して、

「桑の實は隨分上桑の種を求、壹本屋舗の內に植置、立通しにして實のおつる時分に取、絹ふるひなどへ入、水にひたしもみそゝぎ、其上灰澤山にして村のなきやうにかきまぜ、但し苗間は冬の內、馬屋糞をくるみ春になりて下糞を掛、土をこやし地を平かにして、間一尺位に足の爪先にて筋を引、右の桑の實うすくまき、土貳三分ほど掛、上へ藁をすこし蓋にして、桑はへたる時分蓋をとるべし、又翌春になりて代出しの時には、間三四寸位に植、馬屋糞又はごみなどを入れ土を掛、則芽出したる時分下糞を引、其時桑壹本より芽一ッ宛にして末を切べし、附り取木の仕やうは雨の上りに深サ七寸位に桑の丈に應じ長く堀、末を五寸ほど出して土を掛、隨分踏付て置、二年目か三年目の春になりて根の澤山付たる時分、根の損じざるやうに大切にこぎ取、其桑元より三四寸位に根を掛て切、右桑苗代出しのごとく間四五寸位に植、切口を少し出て土を掛、芽出したる時分下糞を掛べし、如此取木は壹本にて十本になる事あり、第一取木は育はやきものなれば無油斷心付べし。」

と實生苗の育成方法につき記せり。其後三十三年を經て寛政元年に同氏の著せる養蠶後篇第二桑苗取木仕立樣の事、第三桑の實伏樣の事並遠路持樣の事に於ては、寶暦時代よりは餘程技術的に進歩せる如し。即ち「第二、桑苗取木仕立樣

の事」に於ては、

「桑は取木の仕立様に傳あり、先上桑の種を求め屋敷の内畑の中程に澤山植置き八十八夜前後桑の芽四五分程に生立ちたる時分、其桑を四方へ伏せ、上の押に石を置き、桑の芽六七寸になりたる時、雨降りの後伏せたる桑の長に地を六七寸深く堀上げ、右の桑を伏せ、元より末まで芽を出し、土少し掛置、夫より雨の降度毎に桑の根へ土を掛置き、桑の芽二尺五寸程に生立たる時分末をとめ、其後枝芽いづるなり、夫を又殘らず扱捨べし、桑の勢氣根へ戻りて其年の内根澤山いづるなり、夫を翌春彼岸時分、根を切らぬ様に堀起し見れば一芽〳〵に根いづるなり、夫を元より根と芽を掛て切、代へ出し直に土際より一二寸高く切り捨て、新芽一本にして生立て、五月入梅前後に下肥を掛、桑の長二尺五寸にして末をとめ、前の如く枝芽扱捨幹にふとりを付け、翌春畑畔へ植べし、斯の如くすれば桑一本にて十二三本になるものなり、則此名を撞木取木と言ふ、多くは其術を知らず桑一本宛取木にする人多し。」

と撞木取の方法を詳說せり。又實蒔法に關しては「第三、桑の實伏様の事並遠路持様の事」に、

「桑種は實の少し付く上桑の種を見立て、屋敷の内にうゑ置き、立て通しにして、桑の實能く色付き熟したる時分取り、灰にもみまぜおき、地の幅三尺程に拵ひ、下糞をかけおき、能く干付て後切り起し、土をこなし隨分平地にして、右灰にもみまぜたる種を薄くふり散し、其上、田土を以て薄紙程にふり掛け、上の蓋には藁を以て日影の見透程に掛け置き、桑生たる時分右の藁を取り、又一尺ほど高く日覆をかけおき、又日の暮時分に覆を取り、則ち桑の長二三寸になりたる時灰に下糞を合せ、能干付て右の桑へふりかくべし、桑の生立格別なり、夫より來春代へ出し、雨降りの上りに剪刀を以て土際より切り捨て芽一本にして生立て、夫より五月末六月末に下糞をかけ、桑の長二尺五寸にして末をとめ、其後枝芽いづる度毎に扱捨べし。」と說けり。

元祿九年（一六九六年）宮崎安貞の著せる「農業全書」中に「苗の仕立」「移しうゆる地のこと」の二項に實播法接

木法取木法さし木法を掲げたるも實播法につきやゝ詳説せるのミにて其他は名を掲げたるに過ぎず。之に反し塚田翁の書は、桑苗育成の方法を説くこと懇切丁寧にして、啻に信州に於けるのミならず本邦に於ける桑樹繁殖法につきて詳説せる養蠶書の嚆矢なり。

松代藩士堀内與一右衛門の日記には『文化八年中澤村市郎治を手先に致し桑植蠶飼を奨勵し「桑植方傳書」を作り板形に致し數百冊山里村々へ、引懸追懸相渡其上桑苗蠶種等御買上にて相渡し以外精力限り申含先ツ桑植蠶飼之手始致ス』とあれば此桑植方傳書には文化頃の桑苗育成法につきて記せるものあらんと想像すれども未だ該書を見る能はず。文化元年前記中澤村玉井市郎治の著せる「蠶養育之事」及文化十年同人の著せる「養蠶輯要」には桑に關する記述なし。又、文政六年伊那郡松島の人樋口雄貞の著せる「養蠶全書」には「桑取の次第」「蠶桑の次第」あれども取立てゝ記すべき程の記事なく、文化十年伊那郡羽廣村の人林宗賢の「養蠶秘傳集」にも「桑に八德又十一德ある事」の項あれども、徒らに支那の蠶書を翻譯して桑の効用をのべたるのミなり。弘化四年（一、五一七）「養蠶教弘錄」二卷を著せる小縣郡鹽尻村の人清水金左衛門は「熟したる桑の實をとりて藁繩にすりつけ之を適當の長さに切り苗床にうゑ上に土を覆ひ發芽せしめ苗を養成せり」と傳ふれども是等につきての記錄なし。

明治時代に入りて、明治七年に縣下桑樹試驗につき調査せるも桑苗につきての調査なく、明治十三年の申告書に「苗取方」の項あり、之により明治初期の信州に於ける桑苗育成法を知るを得べし。

南佐久、北佐久郡　根分法、枝伏法最も多し。

小縣郡　根分法及枝伏法多く枝伏は熊手伏といふ方法を用ひたる者最も多し。

更級郡　根分及枝伏最も多し。

埴科郡　代出及根分。

上高井、下高井郡　根分、枝伏、盛採の三種。
上水内、下水内郡　根分。
上伊那、下伊那郡　枝伏、根分。
諏訪郡　根分。
西筑摩郡　立夏の頃枝を押へ土を盛掛置來春切とる。
東筑摩郡　盛取、根分、枝伏、打欠。
南安曇郡　根分。
北安曇郡　不詳。

明治三十七年埴科蠶種檢査所にて調査せる桑苗木の仕立方は「盛り取り」「代出し」の二種にして、其方法は右調査書に依れば、

『(1) 盛り取り又は「プッカキ」と稱し早春發芽前株直しをなし之れに發芽せしめ六月中旬頃土を其株に盛りて根を出さしめ翌春之れを株際より切り取る、昔時は之を引きかきて取りしを以て「プッカキ」といふ。

(2) 代出しと稱し前項の盛り取り中最小莖又は最小根の苗を田或は畑に代出し、莖根共に成長せしめ翌春之を堀取る。』

とあり。又之を略々同時に長野縣蠶種同業組合聯合會にて桑樹調査を行へる際、上高井郡蠶種同業組合の調査せるものを見るに、桑樹栽培の項に、

「苗木の仕立方は盛り取り最も多く代出し之れに次ぎ其他壓條法接木法等にして盛り取千本に付金三圓五十錢位代出六圓前後なり。」

とありて、當時盛取法の全盛なりしを知る。

栃木縣人板橋德十郎の明治七年より二十一年に至る群馬、埼玉、長野、福島、栃木、五縣下に行はれたる桑苗育成法を記せる「五縣殖桑問答」にも長野縣に行はれたる桑苗育成法として「ブツカキ」「代出」の二方法を擧げたるを見れば信州の「ブツカキ苗」及「代出し苗」は既に全國的に著名のものとなり居たりしならん。

其後明治四十年の調査によれば、盛掛最も多く代出之につぎ實生苗漸く增加し、接木最も少し。（明治四十一年著信州の蠶糸業による）

明治四十年長野縣當局は荒廢桑園改植奬勵の目的を以て魯桑實生苗栽培苗圃を設け無償配付を行はしめしより業者中には魯桑實生を以て夏秋蠶用桑として適種なるかの如く誤解し、盛に之を新設桑園に植付くる者增加し。本來の目的を失はんとせしかば縣は明治四十三年度限り之を廢止し明治四十四年度よりは左の如き方針の下に指導する事となせり。

一、桑苗は接木を最良とし代出取木等之に次ぐものとす。

一、桑苗品種の撰擇は當分左項のものに付栽培地の風土に鑑み採用せしめ、且、早生桑の植付歩合を增加せしむる様指導すること。

㈠ 春蠶普通桑園

鼠返、四ツ目、四方唉、元右衛門、赤木、魯桑、十文字、小牧、飛驒桑、山中高助、根小屋高助、市平、相摸早生。

㈡ 夏秋蠶專用桑園

山中高助、九紋龍、十文字、小牧、魯桑、四方唉。

桑苗木の摘葉をなさしめざる事。

第二節　明治以前に於ける桑苗生産

信州に於ける桑苗の生産は、いつ頃より始まりしが史料の徵すべきものなしと雖自給自足程度の桑苗養成は古來行は

れたるが如し。

寶暦の頃には實播、代出、取木、盛取等の方法によりて採苗せることは塚田與右衛門翁の新撰養蠶秘書に見えたれども桑苗を養成して販賣するに至りしは文化時代より以後の事なるべし。

松代藩に於て藩内に桑樹栽培を奬勵せんとし、小網新田村吾妻銀右衛門幷ニ鼠宿村傳八郎両人を召出し、桑苗養成方を申付られ、最初傳八郎所有地五反歩を苗圃として桑苗養成の豫定なりしも其地が水害の虞ある地なりし爲銀右衛門の所有地小網新田村字長尾禰にて五百坪字鍛冶山にて千坪合計千五百坪の地を苗圃として桑苗を養成する事となり、銀右衛門は桑苗御用掛を命ぜられ、文化十年には領内關屋御林萱野場を開墾して桑林となすべきの命を蒙り文化十年より開發に着手し、翌十一年には一萬歩の開墾を了し桑苗四万本を植付しが其苗は銀右衛門の生産せる苗を小網新田村より取寄せたる如し。

「乍恐以口上書奉願候御事

一桑苗木四万本　當春植付之分去年中御積申上置候本數ニ御座候

此内譯

壹万三千本　三月朔日出
此荷數　四十包

壹万三千本　三月六日出
此荷數　四十包

壹万四千本　三月八日出
此荷數　四十貳包

右荷數〆百貳拾貳包

但御人足持ニ被仰付被下置候得ハ壹人壹包持ニシテ百貳拾貳人馬附ニ被仰付候得ハ壹疋四包ニ〆三拾壹駄程ニ

御座候

右之通桑苗木小網新田ゟ關屋御林迄持届被仰付被下置候様奉願候　以上

關屋御林開發御用達

銀石衛門

文化十一戌年二月

御勘定御吟味様

御役所」

銀石衛門は桑畑一万歩開發を成就したるも、之より生産せる桑葉の收入豫定の如くならざりしより、別に桑苗を仕立其欠損を補はんとせしも、これ又實行思はしからず「文化十四年に松代、村、欠、西條等の村々へ合計四千三百本を賣却せるのミなりき。

ついで文化十五年（文政元寅年）より第二期計畫の二万歩開墾に着手し、同年中に六千五百坪の地を開墾し二万六千本の桑苗を植付たり。而して此苗木は第一期植栽の桑園中にて銀石衛門の養成せる苗木を用ひたるものなり。

尙桑苗養成の記錄はなきも銀石衛門の父銀右衛門も安永三年小網新田村開發をなし天明二年獨立せる一村となすに至る迄北上州より廣葉早生の苗木を取寄之を栽培せること銀石衛門の傳記に見えたれバ當時より桑苗の養成をなせること想像に難からず。

諏訪郡間下の武居七之助（安永八―弘化四）は、文政六七年頃より桑植始め桑苗の育成販賣をなせること平野村誌に

記載あり。同誌によれバ、現系武居要之助氏方に存する文政十三年天保二年の両年附込の「萬桑日記帳」及年々の日記中に各種の桑苗を弘く諸方に販賣し、文政十三年には九千九十三本、天保二年には千百八十本の賣上ありて、之が買受人は七八十人の多きに上り、間下、岡谷、小尾口、新屋敷、濱、小口、小井川、西堀、夏明、駒澤、横川、山田、東堀湯田町、神戸、福島等郡内各地より、筑摩郡の中挾南北熊井、北小野、長畝、柿澤、棧敷等の廣範圍に亘り、當時同家が此地方一帶の桑苗供給者にして種子桑畑（たねくわ）のありしことも記載されありといふ。尚當時桑苗の價は百本に付銀三匁位なりきといふ。

埴科郡杭瀬下村青木四十四郎氏方には弘化四年より嘉永四年に至る桑苗の覺帳あり。同家は四ッ目桑の生産を主としたれども又同村なる與左衛門發見の與左衛門桑、安達元右衛門發見の元右衛門桑、森和忠治發見の和忠治桑等をも生産販賣せり。而して其生産數量及販賣先ハ別表の如く五ヶ年間の總計十二万二千二百八十八本に上り販路は小縣、更級、埴科、上下高井、上水内の六郡百余ヶ村に亘れり。

自弘化四丁未至嘉永四辛亥　桑苗産出表　（杭瀬下下村青木四十四郎氏所藏覺帳による）

無印	四ッ目	ヨ印ヨ切 ヨ城出シ	與左工門	元右工門	和忠治	村名
二〇〇	一〇〇	四、〇〇〇	—	四〇〇	—	四、七〇〇	押眞田
—	四〇〇	—	—	六五〇	三二三	一、三七三	更 擴崎
—	六五〇	—	—	—	—	六五〇	上高 高梨子
五、七九〇	一〇、二五五	—	二〇〇	七、四五〇	二五〇	二三、九四五	上高 小布施
—	二〇〇	—	六	八〇〇	—	一、〇〇六	上水 下宇木
四二四	一、一一〇	三〇〇	一、二〇〇	一、四五〇	一、〇〇〇	五、四八四	埴 矢代

| | | |

| | | |

篠井	100								
川内	五〇								
其他不明村	三九、六五七	二六〇	二、八五三	四、七〇〇	三、六三	三、〇〇〇	三、八五〇	二、〇九七	二、六〇〇	五、七六〇
總計	一三、三八	三、八三	三、〇五〇	三、〇〇〇	二、八五〇	二、〇九七	一、九七七	一、八五九		

當時同村には此外安達元右衛門（元右衛門桑の祖）金井與左衛門（與左工門桑の祖或曰四ツ目桑の祖）森和忠治（和忠治桑の祖）青木淺右衛門（淺右工門桑或曰鼠返）等桑苗生産業者輩出して各種の桑苗を生産販賣し同地方は當時信州に於ける桑苗生産の中心地たる如き觀ありき。

上高井郡に於ける桑苗の生産は佐久間象山の指導に俟つこと多しといふ。佐久間象山嘗て同郡豊洲村へ漫遊の折、小河原地方一帶が旱魃の爲年々不作する事を聞き大いに同情し親しく同地方の土壌につきて研究し、後書面を以て旱害に比較的抵抗強き桑樹の栽培を勸めしも、當時文化の程度低く農民中其書簡を讀み得る者なく、漸く同村江岸寺住職により其大體の意味を知り得たりしも、多年德川氏の重穀政策によりて指導されたる同地方の人々は「桑など作れば食物がなくなる」と之を一笑に附して顧るものなかりしが同村小河原北村菊造（現系北村宇市の養父）は深く象山の說に感じ偶々上州地方行商の際同地方桑苗生産の狀態を調査し、極めて安價なるヂャミ苗を買ひ來り之を小河原に植付けしに發育極めて良好なりしかば非常に喜び、每年桑苗を育成して親株を增殖すると共に、一面桑苗生産方法を研究して安政四年には多數の桑苗を近隣に頒つに至れり。明治初年蠶種製造業者の激增と共に桑園の新設さるゝもの續出し桑苗の需要者增加せしかば同地方に於ける桑苗の生産數量も亦著しく增加せり。

明治七、八年以後蠶種の海外輸出激增し橫濱埠頭蠶種燒却の慘狀を呈するに至り、桑苗も亦一顧の價値すら認められず徒らに薪となす者あるに至れり。（古老談）

此際窮餘の一策として豊洲村小島植木幸治郎、依田定右衛門、日野村高梨なる小林才吉等取木苗の根部を三、四寸の長さに切斷し試みに之を畑に伏込置きたるに秋期に至りて取木苗を凌駕する優良苗を得たり。これ上高井郡に於ける代出苗の嚆矢にして取木苗の根張並ニ發育不良なるものは漸次同法によりて生産さるゝに至れりといふ。

其後明治八年同郡須坂町に器械製絲東行社設置せらるゝに及び同郡の蠶業は再び擡頭し桑苗生産業者も日を逐ふて增加せり。

第三節　明治初年の信州桑苗

文化文政以後信州の養蠶業頓に隆盛に赴き、ことに開港後は、蠶種生絲等の好況に連れ蠶業も益々發展せしかば、之に伴ひて、奸商等一時の利に眩惑して不正を行ふものあり、よつて政府當局に於ても蠶種大惣代世話役等を定めて、是等不正の取締をなせしが、桑苗につきては別に條例規則等もなく一向取締りもなかりしかば、第四大區六小區本洗馬村熊谷長江より筑摩縣少屬高橋定一宛に桑苗仕立、取締役設置、納稅等に關し明治六年九月十九日附にて建言書（註一）を提出したるに、高橋少屬は同願書の趣を至當として權參事に次の如き意見書を申告せり。

「本洗馬村熊谷長江ナル者別紙ノ通リ建言、見込至當ト存候間入御覽候條御一覽ノ上可然思召サレ候ハヾ猶衆議ニ掛サセラレ御採用有之度中手數料處分ノ二ニ至候テハ如何乎右等モ評議ノ上御取捨被下度此段申上候也」

と之に就て權大屬渡邊千秋は符箋して曰く、

「桑苗ノ儀ニ付建言至切之至リニ付此上濫製無之樣相互申合セ該區戶長江申聞尙別ニ桑苗取締ト唱先以七八名被命置其內勸農社發行候ハヽ至良ノ方法可相立奉存候事」

右に關し權令永山盛輝は「桑畑取締之義尤ニ付區長正副戶長等ニテ注意爲致候ハ勿論ニ候得共事務繁劇ニ而行届かね候

實モ可有之候ニ付先以一區毎ニ二名ツヽ養蠶ニ從事シテ名前爲取調可申候尤勸業方法モ當時取調中ニ而おのつから右ニ關シ夫々見込爲申出候積ニ付旁々早速ニ名前爲申出可申付事」と命令せり。

ついで同七年五月三十一日同縣下鹽原儀藏、飯沼作內、輪湖金平、穗刈嘉平、多湖一正、芥川友治郎より桑苗會社設立並ニ規則書を提出して其認可を求めたり。（註 二）

（註 一）　建　言

今也聖業御隆興ノ折柄國家經論ノ一策ト乍恐存込候ニ付養蠶繁盛ノ根原ケ條ヲ以テ奉建言候

一、養蠶生活ノ法方屢々御布告被爲有候ニ付尙御管內者勿論諸縣御管下ニ於テモ蠶種製造ノ者數多有之候ヘ共曖昧ノ製造爲不致大惣代其他世話役被仰出嚴重御改ニ相成候段實ニ以テ銘々共難有義ト存龍在候斯ル養蠶繁盛ノ折柄私共愚考仕リ候ニ未ダ桑苗植付ノ儀者御布告不被爲在候得共追々御管內ニテモ桑苗蕃殖仕リ既ニ昨壬申ニ至リテハ苗數ノ積リ第四大區村ノ迄ノ內ニテ五百万余ニ及ベリ其他御管內ニテハ莫大ノ數ニ相成候然ル所追々遠來ノ商人之レヲ求メ彼ヲ買ヒ運送スト雖モ奸商トモ有之一時ノ利潤ニ迷ヒ惡種ヲ班雜シ運輸候故植付候テモ十ニ五、六立枯ニ相成稅田ヲ侵スノ弊不少動モスレバ其カ爲ニ家祿ヲ失シ候　族間々有之ベキガノ至リニ奉存候此弊ヲ防ギ候ハヾ追々御國產ノ一ツニ相成候ハ必然ト奉存候間班雜タル桑苗賣買無之樣取締世話役トシテ一區又ハ二區ニ一人ヅヽ御任撰ヲ以テ御管內植付ハ勿論遠國運輸ノ分迄右世話役ニテ相改メ甲乙ヲ分ケ候樣仕度奉存候最モ上中下品トモ昨壬申ノ見込ヲ立打揷ト稱シ一年苗ノ分長サ二尺以上ヲ甲トシ一尺以上ヲ乙トシ一尺以下ヲ丙トス代出シト唱ヘ二年種ノ分之亦甲二尺乙一尺五寸丙八寸ヲ限リ其以下ノ分改メノ上又代出シニ植付置翌年堀リ取リノ節之亦改ヲ請候樣仕度奉存候尙運輸ノ分ハ右代價百分ノ一ヲ稅トシ右世話役ノ儀ハ願伺其他改メノ手數モ相掛リ候得バ手數料トシテ代價ニ拘ハラズ苗數百分ノ二ヲ差出候樣仕度奉存候

一、遠國運輸ノ苗、之レ迄生立之儘荷作リ致シ來リ候ヘ共夫レニテハ荷嵩ニ相成駄賃ノ失費不少候間所植付苗ヨリ凡二寸長ニテ運送致度候事

一、遠近運輸之分共改濟ノ上ハ世話役證印致シ桑苗ノ數送リ狀ニ認メ差出度候事

一、苗畑所持ノ者堀取リノ節其區世話役ヘ申出改ヲ請ケ可申右ハ田畑カ又ハ肥瘠ヲ頒ツ爲ニ候事

一、世話役ノ者植付並ニ運輸ノ苗數詳細誌記苗數書上ケノ節稅金相納可申事

一、改證印無之荷物見掛ケ候ハヽ差押ヘ置最寄世話役ヘ申出世話役其段御届ケ申上ゲ右荷物改證印濟ノ上入札被仰付度奉存候事

右之條件速ニ御評儀被成下置御採用ニ相成候ハヽ御國益ノ一端ニ可相成奉存候間乍恐卑陋ノ建言ヲ以テ奉願候　誠恐頓首謹上

明治六年九月十九日

本洗馬村

熊谷長江

筑摩縣少參　高橋定一殿

註(二)　建白

夫養蠶之國益タル不少然レ𪜈桑ニアラザレバ之レヲ養フ事能ハズ因テ其苗ヲ精撰セズンバアルベカラズ玆ニ余ガ信濃國上田、松本之桑苗隣邦遠國ヘ賣却懇望之者許多ニシテ其繁殖日ニ增加シ月ニ盛大所謂國益基礎利潤之浸潤スル處ナリ此利益ノ盛大ニ乘ジ姦邪智之者我利ヲ得ント正實ヲ失ヒ惡シキ桑苗諸方ヘ賣捌候儀モ聞キ及ビ候ニ付國益ヲ壅塞スル儀ト存候ニ付キ無忌憚上申仕候因テ有志ノ者結社ノ上規則相立御鑑札御下ゲ渡ノ段奉願聊不精ノ桑苗賣却無之樣正撰致シ候ハヽ窮民モ又良民トナラン仰願クハ御管下ヘ桑世話役ヲ命ジ右御鑑札御許可之段被爲在度連印一同俯而謹言ス

第四大區五小區古見村十七番屋敷平民　　塩原儀藏

第一大區五小區博勞町五百四番地屋敷平民　　仮沼作内

第九大區二小區北條村三百三十番地屋敷平民　　輪湖金平

明治七年五月廿一日

第二大區二小區庄内村百三十三番屋敷平民
穗　苅　嘉　平
第一大區一小區土尻町三十五番屋敷士族
多　湖　一　正
第一大區一小區清水町四番屋敷士族
芥　川　友　治　郎

筑摩縣權令　永山盛輝殿

規則記

一、桑苗賣買致シ候者ヘ御鑑札御下ゲ渡シ被仰付度事
一、桑苗員數之儀作主木生葉向上之名目等申出候樣被仰付候事但會社ヨリ改候書上ゲ帳ヘ引合可申事
一、木生、葉向等種々有之候間兼而元方ヲ急度會社ヨリ改置キ買主懇望之品ニ依リ相渡シ可申事
一、他國ヨリ桑苗懇望致シ作主ヘ嚴ニ斷判ニ及ビ荷物員數引合候テモ手違ニ相成殊外差支等有之候間尙會社ヘ懸リ候方可然奉存候事
一、値段之儀者其時ノ相場ヲ以テ賣買可致事
一、遠國出荷ノ儀ハ御鑑札附仲牛馬陸運會社ヘ懸リ買主方ヘ差送可申事
一、荷造之節會社ヨリ出張員數取調凡一駄三十二貫目造リ揚ゲ可致事
一、荷造之儀ハ百本束何把ハ勿論根合ニ致シ、モク芝ヲ入レ繩ニテ下ヲメメ二重莚ニ包ミ三所結ヒツ、掛ニシテ、シバリ目ヘ封印ヲ付ケ尙會社改印ヲ押シ候事
一、桑苗商人ノ儀ハ御鑑札ヲ受ケ賣買可致事
一、員數之儀ハ會社ヘ掛改切手受双方證書取爲替賣買可致事
一、桑苗買入之儀會社之改切手無之品ハ一切取扱致間敷事

一、他國商人並御管下之商人會社へ掛可申事

一、桑苗之儀者筑摩安曇兩郡一等之御國産年々盛大相成候處中ニモ佞奸邪智者有之不正之品物取交時相場ヨリ値段引キ下ゲ賣却致シ右ノ値段ヲ以テ通リ値段ナドト申唱候趣有之候間自然賣リ崩シト相成終ニ御國産衰微之基歟敷何卒失格ノ御詮儀ヲ以テ御管下兩郡之内御取締被仰付度伏シテ奉懇願候　以上

明治七年五月三十一日

筑摩縣權令　永山盛輝殿

盧原儀藏
飯沼作内
輪湖金平
穗苅嘉平
多湖一正
芥川友次郎

之と略々同時に長野縣下にても埴科郡鋳物師屋村、上田市鷹匠町明桑會社（註一）等より桑苗成會社を結び不正等なき様取締られ度とて願出しにより長野縣參事楢崎寛直は左之伺書を內務卿に提出せり。

桑苗會社設立之義伺

當縣管下信濃國埴科郡鋳物師屋村外村々之者共本國養蠶繁殖隨而桑苗之義追年四方國々へ輸出巨數ニ有之村々多人數桑苗製造人共之內ニ者不埒之所業等有之却而本國之美名ヲ朽シ候様之義出來不都合不少趣ヲ以別紙之通同盟會社設立精々取締方致度段相願候ニ付定則並申合書共及一覽候處敢而他人ヲ束縛スル義モ無之管下桑苗他國輸出之取締向モ相立且　モ　致度趣ニ付此義モ詳細取糺候處外有稅物品之見合不相當ニモ無之候間申立之通夫ミ檢査之上上納爲致度年々雜稅帳江組込決算可仕候仍而願立社號御許可有之度然ル上ハ養蠶會社比例ヲ以本紙江於當縣奥書之上下ヶ渡聊不取締無之様可申渡候尙外村々桑苗製造人共追々同盟結社可願出模

様ニ有之候間早々御指令有之度此段相伺候　以上

明治七年十月

長野縣參事　楫崎寛直印

內務卿代理宛

註（一）桑苗養成明桑會社創立ニ關スル件

以書附奉願候

別紙之通會社取結書并社中定則書ヲ以奉願候ハ今般養蠶盛ニ相成御國內山野荒蕪之地ニ至ル迄夫々御點檢之上農桑相勵御國益盛大ニ相成候ニ付當御管內製造ノ桑苗諸縣下ヨリ縣命ヲ請爲買入致入區候者多名有之年々桑苗督業繁榮仕候ニ付同盟之者別紙之通申合社ヲ結ヒ御國産第一ニ心掛無怠督業仕誠實稼仕度別紙申合書并定則書相添奉願上候間何卒右願之通御許容被成下置度一同以連印此段奉懇願候　以上

明治七年十一月廿八日

上田鷹匠町士族　笈川久太㊞

力石村　山崎才喜

同村　山崎和佐久

常田村　林登金太

上田横町　齋藤多十郎

町用掛　春原九右工門

戸長　中澤莞留

長野縣參事　楫崎寛直殿

其後內務省より社號許可の指令を與へたれバ、長野縣にても之を許可すると同時に桑苗賣捌稅を徵收する事となり、大體賣上苗木五百本ニ付金壹錢ヾ、取立雜稅帳へ組込上納する事に致度旨を大藏卿大隈重信に届出たり。

第四節　桑苗販賣の記錄

東筑摩郡本洗馬村伊藤新吾は明治の初年より相當大仕掛に桑苗の生產販賣を營めるが如く現系伊藤泰三氏方には當時の記錄數冊を存せり。

右記錄中明治六年十一月午後五時自宅出立同二十八日午後四時京都三條上ル河原町二丁目下ル丸屋町日昇社留守番長谷川岩吉宅に着き畑綱之、高田元永、中川三良、菅井一貫等へ一四と百文の菓子折詰を持參したる記事あり。前後の事情を綜合して考ふるに伊藤氏は前記五人と契約して桑苗を送り置き其代金を得んが爲に上京せる如し。然るに容易に集金出來ず、屢々掛合たるも要領を得ず、翌七年八月六日京都を出立して歸鄉せる記事あり。思ふに、當時蠶桑業の隆盛に伴ひ京も田舍も何々會社と稱する有名無實の會社を設け正直なる田舍漢を誤魔化せるものあり。前記日昇社と稱せる會社も、桑苗取調會社と稱せるものも恐らくは此類の幽靈會社なりしならん。

尙伊藤氏は自家生產の桑苗のミならず他家の生產せる桑苗をも買次販賣せる如し。其一は明治七年十一月三澤與七、鹽原儀藏、伊藤新吾三人共同にて甲府太田町二丁目大日野澁藏宅にて桑苗十五万本五百廿五圓にて仕入の約束をなし內金五拾圓を渡したるも、契約實行されざりし書類（註十）にして、他は武州賀美郡南大九區小六區帶刀村鹽澤五良平同所堀米村齋藤平吉の両人より二年子桑苗拾万本を代金百拾圓にて購入の契約をなせる「對讀之事」（註十一）と稱する書類にして同書によれば、右契約の桑苗は筑前博多に送り届け同地にて代金全額を受取べき契約なるを以て九州方面迄手を伸ばして販賣せる事を察し得べし。

尙伊藤氏記錄によりて當時取引先を記せば左の如し。

甲州山梨郡拾五區千野村　吉田作兵衛
筑前國久留米三瀦縣廳　豊島德治
荒木永則
林田盛高
小山喜一郎
右附屬　松本重助
但馬國養父郡土田村　勇平殿
桑苗扱人　甲州南熊井村藏村　小澤善左衛門
桑苗買次　小澤民治
同　北熊井村　中嶋定十
攝州嶋上郡敷河原村　水戸嘉大根玉二
若州城西五十谷村　阡屋小兵衛
尾州淺井村一ノ宮隣村　森万助殿
飛州舟津町千二百三十七番屋敷　米澤清次郎
新潟縣管下越後國蒲原郡第三大區小五區清村　笹川忠藏　廿九才
沼津宿持込香貫二タ世川杉山小三郎方　朝日奈甚兵衛
熊谷縣管下武州賀美郡　鹽崎五良平

同　第六區八小區群馬郡玉村　宇津木金十郎

五十嵐傳藏

松村喜兵衛

同　同　多胡郡岩井村　岡野正治

（註一）　仕入覺

一、代出桑苗拾五万本也

代五百廿五圓也

但し千本＝付三圓五十錢約

內金五拾圓預金相渡し

此割一金弐拾圓也　と七出

一金拾五圓也　儀藏出

一金拾五圓也　新吾出

〆金五拾圓也

右ハ甲府太田町二丁目大日野清藏殿宅＝而同人へ相渡し約定仕

千時戊十一月十六日也

大日野清藏

同苗多之助

角治

近藤甚平

僕等三人

但し此契約は實行されず太田町藏田通質屋善兵衛、塩家伍長揖臼屋同二丁目伍長深澤幸作の扱にて事濟、桑苗一万四千三百本受取畔村小林豊藏に預け金弐拾五圓受取たる如し。

註(二)　對談之事

一、葉苗二年子　弐尺以上　四五尺迄　拾万本也

代金百拾圓也

右賣渡對談申候處實正ニ御座候代金之儀ハ今般金弐拾圓受取荷物貸遣し申候尤筑前國博多湊迄代金受取ニ此方ゟ荷物上乘ニ罷出候爲入費三拾圓受取可申對談ニ御座候、且、山王台河岸問屋ゟ爲換金受取候分ハ右桑苗代金之内に受取別紙ニ受取書差出可申候荷物之儀ハ當十五日限リ無相違急度差出可申候其節差支候ハヽ右受取金入費等迄辨才可致候爲後日對談書仍而如件

明治七年戌十二月七日

武州賀美郡
南大九區小六區
帶刀村
塩澤五ろ平㊞

同所
堀末村
齋藤平吉㊞

長野縣桑苗木生產需給ニ關スル調査

大正五年八月十日

	生產者數	縣內生產桑苗ノ縣內需用ト縣外移出	縣內需要桑苗ノ縣內生產ト縣外移入トノ割合	主ナル供給及需要ノ道府縣名	
				供給地	
南佐久	五二	縣內需用 五、七 縣外移出 四、三	縣內生產 殆ンド全部 縣外移入 僅少	秋田、群馬、山梨、埼玉、宮城、山形、鳥取	
北佐久	五九	全部ナシ	殆ンド全部僅少	ナシ	
小縣	一六五	九、九一	九、九〇、一	群馬、山梨、埼玉 群馬、山梨、岐阜、福井	
諏訪	八	全部	九、〇〇一	群馬、愛知	
上伊那	一五	全部	七、〇〇三	愛知、群馬、埼玉	
下伊那	三九	九、一〇、九	全部ナシ	岐阜、愛知、廣島、福井	
西筑摩	三	全部	一、〇〇九、〇〇	岐阜、愛知	
東筑摩	三二	三、〇〇七、〇〇	九、〇〇一、〇〇	新潟、秋田、神奈川、愛知、岐阜、山梨	
南安曇	二四三	四、〇六、〇	殆ンド全部僅少	山形、秋田、宮森、岩手、福島、鳥取、廣島、三重 群馬、新潟	
北安曇	五八	九、〇〇一、〇〇	殆ンド全部僅少	千葉	
更級	一〇二	〃	〃	新潟、群馬、千葉、埼玉 東京、群馬、千葉	
埴科	一三五	八、五一、五	〃		

上高井	九二	九、〇	全部ナシ	〃	北海道、東京、新潟、富山、石川、福井、山梨、群馬、栃木、福島、埼玉、愛知
下高井	二八	一、〇	〃	〃	〃
上水内	二〇	全部	〃	〃	群馬、福島、愛知
下水内	一五	九、〇〇一、〇〇	〃	〃	群馬、新潟
長野市	—	〃	〃	〃	新潟、群馬僅少
松本市	六	全部	〃	〃	ナシ
上田市	—	〃	〃	〃	〃
合計	九四〇	縣内需用 七、七 縣外移出 二、三	縣内需要桑苗 縣内生産 八、五 同 縣外ヨリ移入 一、五	供給地 需要地	秋田、群馬、山梨、埼玉、宮城、山形、鳥取、愛知 岐阜、岡山、廣島、福井、神奈川、千葉、北海道、 東京、新潟、富山、石川、栃木、福島 群馬、福島、愛知、東京、千葉、山梨、岐阜、福井

第五節　大正時代の信州桑苗

大正四年より八年迄に於ける本縣下南佐久、上伊那、更級、下伊那各郡に於ける桑苗生産高、價格及び販路左の如し。

南佐久郡

種別	大正四年	同五年	同六年
生産高	二、九六七、五〇〇本	一、九八五、〇〇〇本	五、八〇〇、〇〇〇本
價格	一〇、九四〇圓	一〇、四九二圓	三七、六〇〇圓

販路

府縣名	數量	價格
秋田	九〇〇、〇〇〇	六、八〇〇間
山形	二五〇、〇〇〇	二、二〇〇
宮城	一〇〇、〇〇〇	八〇〇
福島	一〇〇、〇〇〇	八〇〇
茨城	一〇〇、〇〇〇	八〇〇
山梨	八〇〇、〇〇〇	五、六〇〇
群馬	一、二〇〇、〇〇〇	六、四〇〇
新潟	二〇〇、〇〇〇	八〇〇
北佐久	三〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇
小縣	二九〇、〇〇〇	一、八八〇
南安曇	八〇、〇〇〇	五六〇
北安曇	一〇〇、〇〇〇	八〇〇
東筑摩	八〇、〇〇〇	五六〇
郡内	一、三〇、〇〇〇	七、六〇〇
合計	五、八〇、〇〇〇	三七、六〇〇

上伊那郡

種別	大正五年	同六年	同七年
生産高	一、二九一、一五〇本	一、九二七、九八〇本	一、九四七、〇六〇本

価格　六、九八七圓　一三、六三二圓　二〇、八三五圓

販路　（郡内ヲ主トシテ下伊那ノ一部東筑摩、諏訪ニ移出ス）

更級郡

種別	大正四年	同五年	同六年	同七年	同八年	計
生産高	四、〇〇〇、〇〇〇本	四、八〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	四、七〇〇、〇〇〇	二四、一〇〇、〇〇〇
価格	三二、〇〇〇圓	三八、四〇〇	三七、五〇〇	三九、二〇〇	四七、〇〇〇	一九四、一〇〇

販路

府縣名	數量	價格
長野	二、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇圓
山梨	三〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇
福島	三五〇、〇〇〇	三、五〇〇
秋田	三五〇、〇〇〇	三、五〇〇
青森	二〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇
宮城	二〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇
茨城	二〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇
千葉	二〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇
神奈川	一五〇、〇〇〇	一、五〇〇
埼玉	一五〇、〇〇〇	一、五〇〇
新潟	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
群馬	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇

下伊那郡

種別　大正六年　同七年　同八年

生産高　八、〇〇〇、〇〇〇本　四、七〇〇、〇〇〇　四、五〇〇、〇〇〇

価格　六〇、〇〇〇圓　三二、九〇〇　四五、〇〇〇

販路

府縣名	數量	價格
石川	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
北海道	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
滿洲	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
朝鮮	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
計	四、七〇〇、〇〇〇	四七、〇〇〇
愛知	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
靜岡	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
岐阜	一五〇、〇〇〇	一、五〇〇
三重	一七〇、〇〇〇	一、七〇〇
福井	二〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇
和歌山	一五〇、〇〇〇	一、五〇〇
香川	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
岡山	二〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇
栃木	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇

茨城	二〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇
福島	二〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇
山形	一五〇、〇〇〇	一、五〇〇
新潟	二五〇、〇〇〇	二、五〇〇
京都	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
神奈川	二五〇、〇〇〇	二、五〇〇
滋賀	一二〇、〇〇〇	一、二〇〇
兵庫	八〇、〇〇〇	八〇〇
石川	二〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇
山梨	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
群馬	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
廣島	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
鳥取	一〇、〇〇〇	一〇〇
北海道	二〇、〇〇〇	二〇〇
朝鮮	五〇、〇〇〇	五〇〇
縣内	一、三〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇
合計	四、五〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇

蠶絲業全盛時代大正七年より昭和四年に於ける縣下桑苗生産者並に桑苗圃反別等次の如し。

桑苗生産者及桑苗圃反別ノ變遷

年度＼項目	桑苗生産者數	仕立法別桑苗圃反別 實生	接木	代用	取木	其他	計
大正七年	三、九〇六	六三〇、一三	一、九五六、〇四	一九、四六二、〇一	九三一三、一八	五二一、二五	三一、八八二、六一
同　八年	二、七四〇	三三九、〇七	一、九七五、〇六	一二、五五二、〇九	六、五五四、一三	三四四、〇七	二一、六五四、五一
同　九年	一、六三三	九二、三一	一、〇一八、一五	六、八〇二、一三	二四一五、一七	二、〇〇	一〇、三二九、七六
同　十年	一、一九四	三八、一一	九四七、〇一	四、五九〇、一四	八五九、二四	—	六、四三四、六〇
同　十一年	一〇四八	九七、二三	三九三、二一	三、七三五、一七	一四四〇、二五	—	五、六五五、九六
同　十二年	一、二四一	六四、一一	三五七、一三	五、七九九、〇七	一三八九、一九	六、一〇	七、六一五、八〇
同　十三年	一、三三七	二六四、一六	七七一、一七	六、四〇四、一六	二、一〇九、〇四	四二、一五	九、七八〇、七八
同　十四年	一、八六五	七四八、一一	一、八二九、〇〇	九、九三七、一七	一、七六二、〇〇	一九三、二一	一四、四六九、六〇
同　十五年	一、七三七	三七四、〇五	二、四三五、二八	六、〇一七、一一	三、三五一、〇〇	三二、一〇	一二、二〇八、四二
昭和二年	一、四四三	一、四九〇、〇一	一、七二八、一三	四、六八四、〇七	一、九一八、〇〇	—	八、四七九、二〇
同　三年	八四一	三、一七	三九七、二八	二、八七八、二三	一、四六三、〇四	—	四、七四一、七一
同　四年	七三三	六、〇〇	二七五、二九	二、五六七、二三	八七五、〇三	—	三、七二三、五五

縣下桑苗生産者調　（大正七年度）

種類名	仕立別	生産者住所氏名
小牧、鼠返、魯桑、改良十文字、甘樂桑、大葉	代用苗及盛掛苗	北佐久郡岩村田町 北佐久桑苗改良組合（組合長秋山雅太郎）
魯國野桑、青魯桑	接木苗及實生苗	同上組合

鼠返	代出苗	小縣郡東塩田村役場内	塩田桑苗改良組合
小牧	同	諏訪郡永明村	矢島槇次郎
小牧	同	同郡同村	矢島新吾
小牧、島内	同	同郡同村	柿澤滋治
小牧	同	同郡宮川村	原鳥平
小牧	同	同郡同村	濱祐三郎
鼠返、小牧、小坂	同	同郡下諏訪町	河西喜惣治
同	同	同郡同町	中村市治
小牧、鼠返、甘樂桑、魯桑、實生	代出苗、接木苗	東筑摩郡島内村	川船武次
同	同	同郡同村	高山金太郎
小牧、鼠返	代出苗	同郡笹賀村	草間喜一
甘樂桑、タカネヲ、魯桑、前桑	接木苗	同郡壽村	今井治郎吉
小牧	代出苗	北安曇郡會染村	須澤一二三
同	同	同郡同村	山本矢喜治
小牧、鼠返	同	同郡同村	生田福一
同	同	同郡池田町	竹内茂勝
小牧	同	同郡松川村	太田太市
同	同	同郡同村	松井德市
鼠返、十文字、甘樂桑	代出苗、接木苗	埴科郡埴生村農會	
鼠返、多胡早生	盛掛苗、代出苗	上高井郡豊州村	依田豊次郎

八ッ房	同	同郡同村境	栞	一	
磐桑	接木苗	同郡小布施村三	全	社	
根古屋高助、島村高助	盛掛苗	下水内郡飯山町字田	甚	六	
同	同	同郡同町字田	禪	次	
根古屋高助	同	同郡同町字田久	藏		

第六節　桑苗同業組合

大正七年蠶絲業法の改正と共に從來の桑苗に一段の改良を加へ優良なる桑苗の生産を圖り、且販賣上の弊害を防止する爲大正七年度より主要生産郡市を地域として桑苗組合の設置を奬勵せる結果設置せられたる組合及設置年月日等次の如し。

埴科郡桑苗同業組合	大正七年	三月十九日
下伊那郡　同	同　年	四月二十日
更級郡　同	同　年	五月十五日
南佐久郡　同	同　年	八月十七日
北佐久郡　同	同　年	八月二十七日
上高井郡　同	同　年	九月二十八日
上伊那郡　同	同　年	十月二十一日
東筑摩郡　同	同八年	一月　九日

諏訪郡　同　　同　年　二月二十日
南安曇郡　同　　同九年十二月二十一日
下高井郡　同　　同十年　一月三十一日
西筑摩郡　同　　同十年　四月十五日
北安曇郡　同
上水內郡　同

此他任意組合の設置せられたるもの左の如し。

下水內
松　筑
小　縣

第四章　栽培法の變遷

第一節　明治以前の栽培法

寶曆七年塚田與右工門著の新撰養蠶秘書に「惣而桑は諸作に五割も德用の強きものなれば畑畔に弐尺とすき間をなし植置べし。但植やうの次第は畑畔より弐尺程內之引込深く堀、桑のしん根を切捨、右の穴へ根を畑の內へして、其中へ馬屋糞又は道端のごみなど入れ、土を掛、其後又下糞を掛べし。桑の一生といへども、十年の所は二十年も生分強くほ

き出るものなり。」と桑の畦畔立木仕立の植付方につきて述、年の氣候によりて桑の發芽遲く稚蠶用桑に困る場合の桑の培養法を記して、「桑は年の陽氣によりて小葉飼に困る事あり、其桑早く用ひたき時には、桑澤山に植置たる畑一枚春地にして、冬の内下糞一度掛春になりて又一度掛べし、四五日もはやく芽出すものなり、惣而麥など蒔ときにも心付、桑の根より二尺ほどはなれて蒔べし」といひ、又凍害の場合の處置法をのべて「大霜の時桑不殘枯るゝ事あり、其時には即時に桑の根を掘下糞を施し掛、又二日程過、燒酎糟のくさりたるを掛べし、四十二時目には芽出し一旦にほき、庭前より用立ものなり。」とのべたり。

又、同氏の寛政元年に著せる養蠶後錄に畦畔高木仕立の得失につき述べて「桑は畦畔より一尺内へ入て植ゑ高木にて宜きものなり、第一桑の手入又は糞等仕能く、或は霜にあたる事遲し、但高木は其土地相應せぬ國にては損なり。」又、桑樹の管理に就て「桑切時節は桑の元に寄きものなく新芽少しも置べからず、若し其新芽を惜殘し置時は翌春のこらず枯木となるものなり、依て桑切仕舞たる其あとを直に手を入、寄きものなく新芽少しも置べからず」と述べたり。

文化八年松代侯より桑苗養成の命をうけ次で文化十年關屋御林（現埴科郡豊栄村矢崎新田）開發桑御林仕立方の命をうけたる吾妻銀右工門は、曾て其父銀右工門も安永三年（二、四三四年）小網新田開發の命をうけ茲に桑園を設け蠶業によりて同村の經濟的基礎を確立し、天明二寅年（二、四四二年）小網山内新田村と村名を附せらるゝに至れる人なれば、銀右工門の桑植付方法及桑畑手入方法は其父銀右工門が安永天明の頃行へる小網新田村の桑畑手入法と大差なかるべく、從つて安永天明より文化文政時代に至る山地ー坂地（傾斜の急なる）の桑園手入法の一般をうかゞひ得べき史料なれば左に之を掲ぐ。

「　戌年中（化十一戌年）

關屋御林桑御植付諸御入料御書上帳

十二月

關屋御林開發御用掛

一御抱人七人　去酉年中荒切起壹万歩石片付塊打溝堀桑苗植付仕候平抱人數千三百六十六人並右根寄仕候人數百八十人、養草五百四十六駄苅入仕候人數三百六十四人、草取鍬入仕候人數百八十人、桑結立其外雪中之手當仕候人數三百六十人、都合二千四百五十人、但シ御抱人戌二月二日ヨリ亥二月二日迄勤日數壹人ニ付三百五十四日七人都合日數直貳千四百七十八日之處年中休日不天氣其外相勤不申候右不足之分ハ私之手人繰替御用立御費無御座候樣取計仕候

此給金貳拾四兩貳分

但七人之内六人は壹人ニ付給金三兩、綿入、單物、ぢぢん、差物、四品仕着三分二〆　都合三兩三分宛

壹人ハ給金壹兩壹分貳朱仕着代貳分貳朱　都合貳兩

一籾四拾九表二斗八升　右御抱人七人夫食之内戌二月二日ヨリ亥二月二日迄日數三百五十四日分　但壹日壹人ニ付壹升ツ、

代金拾貳兩壹分八匁四卜　但金拾兩ニ付四十五表直段

一大麥貳拾四表三斗九升　右七人夫食之内日數右同斷　但一日壹人ニ付五合ツ、

代金五兩三分九匁　但金拾兩ニ付四十貳表直段

一味噌鹽野菜品種　右七人年中入料日數右同斷　但一日一人ニ付銀一分五厘ツ、

代金六兩拾壹匁七分

一鋤連　四　枚　但壹枚ニ付銀四匁ツ、

一鎌　貳拾枚　但壹枚ニ付銀壹匁三分ツ、

代金壹分拾壹匁

一金貳分八匁九卜　古鍬六枚唐鍬七枚先掛平均壹枚銀貳文六分ツ、ニ〆貳分三匁八卜家財道具損、膳入料年

中銀六匁壹下共〆如斯御座候

一桑苗木　四萬本　　但百本ニ付銀四匁ッ

代金弐拾六兩弐分拾匁

〆金七拾七兩　　御入料全辻

右之通關屋御林御開發場壹萬歩當戌年中株掘取塊打石片付みそ(溝)掘桑植付諸手入養草刈入並桑苗代金諸道具代共御入料明細御改之上御書上仕候　以上

文化十一戌年十二月　　關屋御林開發御用掛

銀　右　工　門

御勘定御吟味

御　役　所」

此帳簿によりて當時の桑植付法及培養法の大體を覗ひ得べく併せて桑園開發手入等に關する當時の費用の一班を知るを得べし。

但し前記は開墾費を含むものにして單に桑園のみの手入に關するものとしては同人の記せる

「文化十二亥年

關屋御林桑畑手入養草刈入御入料御書上帳

三　月　　關屋御林開發御用掛

銀　右　工　門」

なる帳簿なり詳細に桑畑手入方法を記入せり。

桑畑一萬歩諸手入

註　此一万歩ハ松代侯の命を受けて文化十年中開墾十一年中桑植付たる畑なり。

一耕　四度　但三月ゟ九月迄之内一度五十人掛一人ニ付弐百歩耕　此御人夫弐百人

一桑結立　但壹人ニ付百歩宛　此御人夫百人

一桑包立　但壹人ニ付八拾歩宛　此御人夫百弐拾五人

一草三千束　但壹人ニ付拾束宛　此御人夫三百人

御人夫ゟ七百弐拾五人　但壹人ニ付賃銀壹匁夫食銀七分五厘宛

此賃銀壹ゟ弐百六十八匁七ト五厘（下略）

因之當時桑園の手入には全く金肥を用ひず一萬歩に付山野の雜草三千束を刈取りて之を鋤込み三月より九月迄の内に四回の除草鍬入を行へるのみなる事を知る。

高島諒多著「信濃蠶業沿革史料」に「往時は桑樹植付法の如きも現今と異り株の距離五尺以上に達し多くは五目植にして一反歩の株數五百乃至六百に過ぎず。然るに慶應の頃に至り蠶種の輸出盛んになりたるより劇に桑園を改め一反歩千二百株乃至十五百株の多きを栽植せり」と反當桑樹株數に就きて記せるも前記吾妻氏の記錄によれば一萬歩に付四萬本即坪當り四本一反歩千二百本の勘定となり、刈桑としては恐らく寛政頃より以降反當千二百本位は植たるべし。

純然たる桑園に非ずして畦畔に植付る場合塚田氏は「畑畔に二尺とすき間なく植置べし」といひ、野中兼山は「かいこかひ候事存候者はやしき廻りに桑の木をなみ木に植置かいこかい可申」といひ、富永重右工門が「三尺四方深さ三尺程に穴を掘其穴へ芝草或は厩屎屋根葺のあこり掃溜の塵埃までを眞土に切りまぜて四五ヶ月頃もおきて土とまぜたるあたり草芥能く和したる時に桑を植れば甚榮えてよし」といひ、又桑は「古代は一人にして半日に三本植たりといへり。」

といひて、人夫一人にして半日に三本植ゑたる如き丁寧なる植方をなせる人もありしなるべし。

第二節　明治時代

明治三年五月民部省より養蠶方法書及下問書を頒布し試驗の成績及發明の說等を開陳せしむ。（養蠶編第二章參照）此月令して京都にある諸藩の邸址に桑茶を植栽せしむ。桑樹の栽培一時に流行して東京にても空地閑邸等に桑を植うるものあり落首あり、「花のお江戸へ桑の木うゑて

末はくう氣かくはの木か」と

以て當時の狀態を察すべし。

次で明治七年六月十三日勸業權頭河瀨秀治より達しあり左の諸件につき調査し來る。七月廿五日迄は報告すべきを以てす。曰く、

一、當今專ら栽培之桑苗

一、桑樹上中下種類　但し早中晩之別

一、桑樹多分有之場所地名

一、桑樹培養之法

一、其他桑苗多分出來候地並植付等方法詳明可取調事

右取調ケ所　筑摩郡、安曇郡、諏訪郡、伊那郡、飛驒國一ケ所ツヽ、（以上は筑摩縣への通牒なれども長野縣へも同樣の通牒ありし如し。）

此通牒により長野縣下各郡にて取調べたるものを便宜の爲表記すれば次の如し。

栽培桑樹上下培養法取調　　明治七年九月

町村名	上、中、下 桑品種	一反歩當 桑樹本數	一反歩當 收葉量	培養法	賣買値段	土質
（小縣郡）上田町	上鼠返、四ツ目 中青軸、道源 下實生、相模早生	千二百株	二年目二百四十貫 五年目四百二十貫	切跡ヘ粉糠蠶糞ヲ人糞ニ和シ、夏土用ニ至伐草寒中酒粕人糞ト和シ、彼岸前厩肥芽出シ前酒粕人屎ヲ和シタルヲ施ス		
（上高井郡）綿内村	上元右衛門 四ツ目	千三百五十株 同	一株平均三百目 同 三百廿目	培養五度入費三十六圓 同 四十五圓	五十圓 七十圓	
川田村	中元右衛門 同四ツ目 下元右衛門 同四ツ目	千三百五十株 同 同	同 二百五十目 同 三百二十目 同 同	同 四度 同三十圓 同 五度 同三十五圓 同 四度 同二十五圓 同 四度 同二十圓	四十五圓 五十五圓 三十五圓 三十五圓	
福島村	上元右衛門 中同 下同	千三百五十貫 同 同	同 二百八十目 同 二百五十目 同 二百五十目	春夏秋三度酒粕大豆等 其他秋千草藁等澤山相用		
福島新田村	上元右衛門 中同	千四百株 同	同 三百目 同 二百八十目	培養費 五十五圓 同 四十五圓	八十圓 八十五圓	
中島村 米持村	上元右衛門四ツ目 中同 下同	千三百五十株 同 同	同 二百五十目 同 二百三十目 早生 二百四十目	同 五十圓 ソセ 四十五圓 四十圓 培養四度 三十圓 早生 二十五圓	八十圓 ソセ 六十五圓 六十圓 ソセ 五十圓 四十圓	砂交薄地 小石交
村山村	上元右衛門 中同	千三百五十株 同	二百五十目	四度 二十五圓 同 二十圓	四十二圓 二十三圓七十五錢	砂交
相之島村	上元右衛門 中同	千三百五十株 同	二百五十目 同	四度 二十八圓	四十圓	砂交リ
須坂町及小山村	早上四ツ目元右衛門 早中四ツ目 早下四ツ目	千六百株 同 同	三百目 二百八十目 二百五十目	五度四十五圓—四十圓 四度三十五圓—三十圓 四度二十五圓—二十圓	七十圓、六十圓 五十五圓、五十圓 四十圓、三十五圓	

小島村	中苗上元右衛門	千四百株	二百八十目	四度	六十圓	六十五圓	六十五圓	砂交リ薄地
	同中同下	千五百株	二百五十目	四度	四十五圓	五十圓	五十五圓	
小布施村	上四ッ目	千六百六十株	三百目	五度	四十一圓	六十三圓	五十三圓	
	中同下同	同	二百五十目	四度	三十一圓	五十三圓	四十圓	
大島村	上四ッ目	千六百二十株	二百五十目	五度	四十圓	五十八圓	六十五圓	
	中同下同	千六百株	二百八十目	四度	四十五圓	五十五圓	五十圓	
			二百五十目	四度	二十五圓	四十圓	四十圓	
押切村	上四ッ目	千六百株	三百五十目	五度	四十三圓	六十五圓	六十圓	
	中同下同	同	三百目	四度	四十圓	六十圓	五十三圓	
中野町（下高井郡）	中生上元右衛門四ッ目	千二百株	四百目	四度	三十圓	三十圓	三十圓	
	中生中同	同	三百七十目	四度	二十五圓	三十圓	三十圓	
岩船村	上元右衛門	千二百株	四百目	四度	三十圓	三十四圓	三十四圓	
	中	同	三百七十目	四度	二十五圓	三十四圓	三十四圓	
西條村	上元右衛門四ッ目	千二百株	四百目	四度	三十圓	三十圓	三十圓	砂交リ
	中同	同	三百七十目	四度	二十五圓	三十圓	三十圓	
吉田村	上元右衛門四ッ目	千二百株	四百目	四度	三十圓	三十八圓	三十八圓	
	中同	同	三百七十目	四度	二十五圓	三十四圓	三十四圓	
笠原村	上元右衛門四ッ目	千二百株	五百目	四度	二十圓	四十圓	二十一圓	石砂交リ
	中同下同	同	四百目	四度	十五圓	六十圓	十九圓	
			三百目	四度	十四圓	二十錢	十八圓	
柳澤村	上元右衛門四ッ目	千二百株	四百目	四度	十八圓	二十一圓	二十三圓	
	中同下同	同	五百目	四度	十五圓	六十錢	十五圓	
			三百目	四度	十四圓	八十錢	二十一圓	
越村	上元右衛門四ッ目	千二百株	四百目	四度	十八圓	二十錢	十九圓	
	中同	同	三百目	四度	十七圓	四十錢	二十圓	
田上村	上元右衛門四ッ目	同	三百目	四度	十四圓	六十錢	二十一圓	
	中同	同	三百目	四度	十四圓	八十錢	二十三圓	

岩井村	上同 中同 下同	同 同 同	三百四十目 三百目 二百目	二十圓 十八圓 十二圓	二十二圓四十四錢 十八圓 十一圓二十八錢		
（上水内郡）新町	元右衛門四ッ目	千三百株	植付翌年棒桑二百四十貫、五年目頃五百二十貫	二月酒粕大豆等分、七月油粕、十二月酒粕粉糠等分ニ施ス	二月ヨリ四月迄ニ酒粕六月ヨリ八月迄ニ種粕十二月ヨリ二月迄ニ大豆糠二月ヨリ四月迄ニ大豆糠、糞尿六月ヨリ八月迄ニ糠、糞尿十二月ヨリ二月迄ニ種粕	二月酒粕種粕等分七月大豆七分種粕三分十二月酒粕糠等分	三月ヨリ四月酒粕油粕七月八月糠、大豆
小市村	上元右衛門 下御林	千五百株	二年二貫目束百束即二百貫、五年後四百貫	二月酒粕種粕等分、七月油粕四分大豆六分十二月酒粕粉糠等分			
吉田村	上中元右衛門 下同	千二百株 千三百株	二年目百二十貫五年頃四百八十貫 二年目六十五貫五年頃三百九十貫	同 同	同 同	同 同	同 同
三輪村	同	同	同	同	同	同	同
市村	同	同	同	同	同	同	同
長野村	同	同	同	同	同	同	同
北堀村	上元右衛門	千三百株	二年目百九十五貫五年頃四百五十五貫	同	同	同	同
南堀村	同	同	同	同	同	同	同
石渡村	同	同	同	同	同	同	同
東和田村							
中越村							
平林村							
太田村							

西和田村				同	
桐原村				三月ヨリ四月迄酒粕油粕 七月ヨリ八月迄大豆糠	
布野村	上元右衛門 中同 下同	千三百株	二年目百九十五貫 五年頃四百五十五貫	二月酒粕油粕等分 七月大豆七分油粕三分 十二月酒粕糠等分	
里村山村	同	同	同	同	
南長池村	同	同	同	同	
東風間村	同	千三百五十株	二年目二百二貫五百目 五年頃五百四十貫	同	
北長池村 西風間村	同				
小島村 上高田村	同				
西尾張部村 下高田村	同				
北高田村 中俣村	同				
北尾張部村	同				
長沼上町	晩上元右衛門 中 下	千三百株	二年目百九十五貫 五年頃四百五十五貫	二月ヨリ三月迄種粕油粕 六月種粕、糞尿 十一月大豆、糠	
長沼六地蔵町	同	同	同	同	
同栗田町	同	同	同	同	
長沼内町 長沼伴野町	同	同	同	同	

赤沼村					
赤沼 河原新田			同		
富竹村					
金箱村					
下駒澤村					
三才村					
石　村	晩上元右衛門	千四百株	二年目百四十貫	二月酒粕油粕等分、七月大豆粕、十二月酒粕糠等分	
	中同		五年頃四百二十貫		
南郷村	同	同	同	同	
淺野村	同	同	二年目百三十五貫		
			五年目五百六十貫		
大倉村					
蟹澤村	同	同	同	同	
（下水内郡）					
上今井村	同	千三百五十株	二年目二百五十貫	二月酒粕油粕等分	
			五年頃七百五十貫	七月種粕糠等分	
				十二月大豆糞	
蓮戸狩村	同	同	同	同	
小沼村	同	同	同	同	
桑名川村	同	千三百株	二年目百四十貫	同	
			五年頃三百九十貫		
（埴科郡）					
鼠宿村	上鼠返道源				
	中				
	下				
金井村	同		同	同	
中之條村	上四ッ目鼠返		同	同	
坂木村	同				
二十二番組	四ッ目元右衛門		同	同	

二十三番組 杭瀬下村	中手上鼠返 中下、四ツ目元右衛門 下桑小網早生、四ツ目、元右衛門、和忠治、鼠返	一月上旬ヨリ下旬迄糠下屎 三月十日ヨリ二十五日迄酒粕下屎 六月十日ヨリ下旬迄蠶糞油粕下屎 八月上旬ヨリ九月下旬迄秣柴刈入 三月上旬ヨリ中旬迄糠下屎 五月下旬ヨリ六月上旬迄蠶糞油粕下屎
廿四番 屋代村	四ツ目鼠返 元右衛門、與左衛門	一月中旬ヨリ酒粕、三月下旬ヨリ酒粕、四月上旬ヨリ秣藁、五月下旬ヨリ鰯油粕
廿五番組	四ツ目	酒粕コヤシ
網掛村字海老島ヨリ	四ツ目	酒粕コヤシ五月五日頃ヨリ六月十日頃迄
五明村下河原迄	下桑 小網桑	山草コヤシ
二十七番組	晩手、中手 上中桑共 下桑	穀雨ヨリ立夏迄酒粕コヤシ
二十九番 八幡村	晩生鼠返 四ツ目、元右衛門	大豆草コヤシ
二十番組	四ツ目 上、中	二月、五月、十二月
三十一番 三十二番	四ツ目、元右衛門	一月下旬ヨリ酒粕、三月中ヨリ酒粕糠、四月上旬手入初十月迄

備考　以上ハ書類ノ存スル長野縣分ノミニシテ、當時佐久、小縣、更級、埴科、水内、高井ノ六郡ナリシモ括弧内ニ現在ノ郡名ヲ記入セリ。但シ佐久郡ハ書類無シ。

尚此際の報告書中信濃國埴科郡廿三番組但第二十七區下戸倉村柳澤文兵衛の報告は當時の桑樹栽培の方法を知るに好個の資料なれば特に之を摘錄す。

まづ桑園の土質と各土質にて栽培せる桑葉を以て養蠶をなしたる繭より蠶種を製造せる實際の蛾歩及同繭にて製糸をなせる場合の糸目につき記して曰く

「糸繭圃

上地壚埴ノ園

此圃桑ニテ養ヒ揚繭ヨリ蝶ニ化ス分方二三分位下

此圃桑ニテ養ヒ揚繭ヨリ糸ノ出來方繭一升ニ付糸目十一匁位上

中地埴壚ノ園

此圃桑ニテ養ヒ揚ゲ繭ヨリ蝶ニ化ス分方四五分位下

此圃桑ニテ養ヒ揚ゲ繭ヨリ糸ノ出來方繭一升ニ付糸目九匁位上

下地壤砂園

此圃桑ニテ養ヒ揚繭ヨリ蝶ニ化ス分方八九分位上

此圃桑ニテ養ヒ揭ケ繭ヨリ糸ノ出來方繭一升ニ付糸目八匁位上

右上中下地味ノ大低桀ヲ驗ス余ハ蠒ノ働キ糸目ノ多少ハ圃ニ手入肥ノ多少ニ有リ、酒粕、小糠、糞肥等分水肥ニシテ多ク灌クコトハ桑ノ勢氣強ク榮ヒ桑ノ榮ヒルニ從テ蠶卵ノ力糸口マデ太クシテ強シ然リト雖モ如何程良種良桑ヲ撰ミテ蠶ヲ養フトモ養蠶ノ飼方陽氣ノ加減ヲ誤レバ年內ノ目的水上ノ淡トナルコト間々世中ニ見聞スル處ナリ」

「次ニ桑植付時節上中下」と題し桑樹植付の時期について、

「上の桑植付の時節　春彼岸前十日後十日を上時とす、猶桑の芽少し青みて螢の尻の如くなりたる時栽るを最上とす。然れども之れは自分の製作種にて自由自在の植付方なり買付の種にては仕難きことなり。遠方より持來の日數を過ぎた

る故三四時間清水に浸し糞肥二分水八分位の薄肥を以て植付るなり此肥濃き時は桑の根を傷くることあり桑の根は至て柔らかなるもの故傷き安きものなり桑植付て根元より四五寸上げて三四芽附け置き伐るなり。

中の植付時秋の土用より冬至迄栽るなり秋より冬植の桑は眞棒を伐らずに置き翌春の彼岸に至り前の通り三四芽附け置き四五寸上げて棒を伐り捨る。

下の植方は時節を撰まず、年中栽ることあり疎略の仕方にて生長し難し」と。

次に「桑園培養耕耘」の項には、

「上肥一番立春より春彼岸まで酒粕小糠人糞を和して人々の家力に及ぶだけ去冬掘り上げ置きたる桑の根元へ右の肥しを養ひ肥土乾きたる所に畝中の土を桑の根元に凡そ一寸程掘り寄せ則ち之一番耕なり、穀雨の頃二番耕又土一寸程寄せ三番耕八十八夜前に桑株の際まで尚土一寸程掘り寄せ然る時は圃平に相成る最早飼蠶も三つ眠り頃には桑伐り採る計りなり。

中肥桑伐り採り終へて春中三度に桑株際へ掘り寄せたる土を一度に掘り上げ能く桑株を伐り直し株より芽出しの障なき様にして二番肥を養ふ此二番肥は何れの肥にても桑の芽出已而の肥なれば大豆粕油粕醤油粕干魚人糞等の養蠶前の肥とは異なり飼蠶に養ふ障り無之故株より芽出しの爲なれば強き肥を養ふて十五六日も過ぐれば伐り株より若芽四五寸にも伸立小草も生ず猶又春の如く桑株際へ土一寸程宛掘り寄せ一番二番三番と幾度にも桑株際へ畝中より土を掘り寄せ平かにして秋彼岸前に桑株を結び立尚又畝中より深く土を掘り寄せ置くなり。

下立冬より小雪の頃に至り夏秋寄せたる上桑株際を一度に掘り上げ三番肥を養ふ肥しは右三度の間にも力の及ぶたけ養ひ置くなり。

桑園栽込株數分量柴を誌す、

凡一反歩の圃に桑數千二百五十本平地此分量四尺幅の畝にして二尺歩の行此植込にて桑の伸丈五尺より六尺に伸る様に手入れ肥しの分量は往古より親々の云傳にて桑は四角に作れと云處なり畝幅四尺なれば桑の伸丈五尺、下一尺の處には條葉なし四尺内葉附なり畝幅四尺桑伸葉附四尺身を四角の作り方と云なり畝三尺なれば桑伸丈四尺下一尺葉なし葉附の處三尺なり之又四角の作り方なり桑葉は四角の生立なれば日の指し込み風の入加減にて桑葉柔過ぎ硬からず蠶に養ふ最上の良葉と云ふ。同一反の圃に桑株千八百本此畝幅三尺行歩二尺に株一本づゝ三尺の畝幅は桑伸び四尺葉附三尺前同斷。

平地にて五尺幅の畝又は二尺五寸畝幅の植方間々有り廣過、狹過桑葉も硬過たり柔過たり之を下等とす。山地の圃畝幅四尺より四尺五寸又五尺畝幅の圃なり然れども山の高下距りに依て畝幅を定む山地の桑圃は大方糸繭桑なれば糸目多く出來る桑の目利を以て良葉とす」（下略）

明治十三年上田中學校内に開かれたる第一回長野縣生絲繭絹織物共進會出品者の申告書によりて、當時の本縣内桑樹栽培法を見るに其仕立方に於ては地形氣候の異なるに隨つて一様ならず同一郡内にても區々にして一定せざれども概して根刈仕立のもの多く立木は木曾、南佐久の一部等に行はれたるのみ中刈は伊那及南安の一部に之を見るのみなり。

肥料の種類に於ては酒粕最も多しこれ當時酒造稅なくして酒粕の値廉なりしと縣下到る處に酒造家ありて之を得易かりしによるか或は出蚕歩合若くは糸量等多き關係なりしか、次に上高井を始め種油糟を用ふるもの相當多きは須坂の如き締油業者多かりし關係ならん。最も得易き蠶糞を用ひたるは埴科、上高井、下伊那の三郡に二三名ありしのみなりしも今日より考ふれば寧ろ不思議に感ぜらるゝも或は人糞中に之を含むものか、施肥の時期及び回數に至りては氣候及蠶業發達の程度により頗る區々なり便宜の爲以上を表示すれば左の如し。

郡名	仕立方	施肥
南佐久	上田桑菊葉等は根刈、奥州桑は立木仕立とす	酒粕、人糞、油糟、大豆、生草等を年一回又は四月八月の二回、三月五月九月の三回に施す
北佐久	根刈式	酒粕、人糞、糠等にして三月十二月の二回又は小満、小暑、小寒の三回に施す
小縣	根刈式	酒粕、糠、油糟、干鰯、人糞、大豆等を年一回乃至五回、七月又は六月四月等に施す
諏訪	根刈式	酒粕、油糟、糠等を三、四、七、九、十一月の五回に施すもの四、五、七、十の四回又は三、六、十の三回に施す
上伊那	根刈及中刈(二尺位)式	酒粕、糠、厩肥、人糞等を一、四、七、十の四回又は三、七、十一の三回四、八の二回等に施す
下伊那	最隔々にして土より五寸一尺、一尺五寸二尺三寸二尺五寸三尺、四尺等上りて切れども三尺上りのもの比較的多し即根刈、中刈式	酒粕、油粕を配合するもの最多く人糞千草等を混ずるもの之につき蠶糞燒酎粕糠等を與ふるもの二三あり
西筑摩	田畑の畦畔へ六尺に一本位植える畦桑式	大豆、干糠を與ふる者一名他は施肥せざる如し
東筑摩	根刈	酒粕最多く人糞、糠、油糟、大豆等を年三回施す
南安曇	刈桑二尺以上とあれば中刈なるべし	酒粕を施す
北安曇		千粕八十貫立春前四五月の内、小暑前の二回に施す
更級	根刈式、立通式最も多し	酒粕最多く、油糟、大豆之につき糠、人糞等を七月及び九月に三四回施す
埴科	根刈式	大豆、酒粕、蠶糞等を一月四月六月又は四月七月九月の三回に施す
上高井	根刈式	種油糟(二十五)酒粕(二十三)糠(六)大豆(七)蠶糞(四)人糞(四)六月十二月三月の三回に施す
下高井	根刈式	油糟、人糞、酒粕、大豆等を四月六月十一月の三回に施す

上水内　根刈式　　春酒精反當七十五貫、夏同大豆七斗五升を施す

下水内　根刈式　　キラズ十貫目四月廿日に施す

明治二十三年下伊那郡喬木村市瀬善治の著作出版せる簡易養蠶法は其自序に蠶事は民業中最も重要のものたるを說き養蠶を爲さんとするには先づ桑園を開くを第一著とすと述べたり。されば同書の開卷第一には桑畑を設くる事と題して桑園の設置並に桑樹栽培法につきて左の如く述べたり。

「桑畑には土地乾燥にして空氣流通の宜しきを要す。又地質は砂礫の混じたるを最も良とす。桑葉は總て老長するに隨つて其滋養分即ち窒素燐酸等の量を減じ纖維の如き不消化物の量を增すものなれば成べく柔葉にして收穫多き種類（赤木、高助、九文龍、細江、鼠返しの類）を撰み植ゆべし。耕耘は年內凡そ四度（春分彼岸の頃一度、同桑樹將に發芽せんとするとき一度、桑刈取後一度、十月頃落葉前一度）にて足るべしと雖も若し雜草の生ずるときは之れを草掻具にて掻き去るべし。

肥料は其種類多しと雖ども可成窒素燐酸等の含有多きものを用ふるを肝要とす、又草肥を爲すには成べく深く是れを埋むべし、總て肥料を施すには每回其種類を換るを良とす。」と

本書の著者は當時に於て最も農蠶業に熱心し功績偉大なる故を以て明治二十七年八月賞勳局より銀盃を賜はりたる人にして、然も明治二十年頃より桑樹の栽培最も隆盛となり、且桑の珍品種大いに流行せる時代に著せるものなれば從來の養蠶書と異り第一に桑畑を設くる事を說き土地乾燥にして空氣の流通宜しき所に植ゑべき事、肥料には窒素燐酸等の要素を含有せるものを用ふべき事、每回其種類を換るを良とする事等や、歐米より輸入せる新說を加味せる點見ゆ。

明治三十七八年頃は所謂戰時農業として特に意を用ひて各種農蠶業の改良進步をはかり桑樹栽培の如きも明治卅七年には各組合をして桑樹調查を行はしめしが明治三十八年以降は三ケ年繼續事業として一ケ所一ケ年百圓づゝの報酬金を與へて東筑摩及埴科の二組合に嘱託調查せしめたり。其報告による當時の栽培法は

東筑摩組合の植付方は畝幅四尺乃至四尺五寸株間二尺乃至三尺手入は除草三回耕耘四回(株直し耕耘を含む)株直し一回桑椹結束解椹各々一回蟲害驅除一回乃至二回なるに對し埴科組合は「畦幅四尺株間二尺五寸位とし苗根張の大小に應じ穴を掘り肥料を施し土を覆ひ其上に根張りの多き方を北方に向け植付一ヶ年間四回耕耘をなし其間雜草生する度毎に除草す」とありて東筑摩に比しやゝ畦幅及株間狹く手入も簡單なるが如く記しあれども大同小異なり。又肥料の種類は大豆粕、油粕、大豆、生蛹、化學肥料、海産肥料、人糞尿、米糠、酒粕、藁、苅草の類は共通に用ひ堆肥醬油糟は東筑摩、小麥麩綿種糟は埴科に於て用ひたり。又施肥の時期も東筑摩郡組合にては春秋の二季に行ひ、化學肥料は堆肥に混じ、大豆粕、油粕等は人糞尿に混じ水肥となして早春或は刈取後數回に施せるに對し、埴科郡にありては春夏の兩季に平坦地は水肥となして施し、山部は埋肥として施すを異なりとす。

此報告に於て著しく從來と異れる點は化學肥料(肥料名を示さず單に化學肥料とあり)の使用の始まれることなり。

明治四十四年六月廿四日本縣蠶糸課に於て發表せる桑樹栽培に關する指導方針によれば一反歩の植付本數は桑樹の仕立方土地の狀況及桑樹の品種により一樣ならざるも大體左項の標準による事とせり。

一、根刈仕立

暖地及桑樹の品種が椹條太く節間遠く大葉のもの六百本乃至九百本

寒地、瘠地及び椹條細く節間近く小葉のもの千二百本及千八百本

一、中刈仕立

四百本乃至六百本

三、高刈仕立

三百本乃至四百五十本

四、喬木仕立

三十本乃至百本

一、仕立方は根刈仕立を奨むると雖も土地の狀況に鑑み其他の仕立方を應用す。其場合大要左の如し。

一、水害地　中刈仕立又は高刈仕立

二、山間地　中刈仕立以上

三、雪害地　中刈仕立以上

一肥料は主として漸効肥料にして可成廉價のものを用ひしむる事。

一、桑苗木の摘葉をなさしめざる事。

二、植付二年間は可成摘葉をなさしめずして完全に成木せしむること。

三、同一桑樹により春秋兩期に摘採するものは秋期の摘葉を二分ノ一位に止めしむる事。

四、夏蠶期又は秋蠶初期に於て枝條の整理を實行せしむる事。

五、衰弱せる桑樹は春季發芽前に伐採を行ひ樹勢の恢復を計らしむること。

六、春期栽植せる桑樹は發芽後四五寸の頃強健なるもの一本を殘し其他は可成掻き取ること。

七、春期栽植せる桑樹は二三回に耕土を根元に寄すること。

八、植付後桑園の施肥は可成避くること若し追肥の必要あらば夏期土用前に速効性のものを少量に與ふること。

九、病蟲害の豫防驅除を周到ならしむること。

一〇、霜害豫防及善後策等の方法を周到ならしむること。

一一、早生桑の共同桑園設置を奨勵すること。

一二、優良桑苗の生産を奨勵すること。
一三、優良桑苗の共同購入を勸奨すること。
一四、桑苗及桑園の品評會開設を奨勵すること。
一五、一區地二畝歩以下のものは之を認めざる事とし以上は郡市の適宜に委すること。
一六、補助金は可成地籍を主とし關係業者の協議に委するものとす。
此他桑樹の性質仕立方肥料等は土地の狀況に鑑み斟酌適應の方法を講ずること。

第三節　勸業寮に於ける栽桑と信州

明治八年内務省勸業寮に於ては東京内藤新宿に桑園を設け、滋賀、置賜、山梨、筑摩、宮城、新潟、福島、長野、熊谷、豊岡の十縣より其縣の桑苗を持參せしめ、一縣五百坪宛に區劃して桑樹の栽培を爲さしめたり。

此時我が長野縣よりは豫而明治四年十二月、同年五月製造の蠶種全國に於て最も優等なりとして精良蠶種褒賞規則により上品一等賞金一萬匹を得たる、高井郡福島村養蠶世話役平野要左工門を選拔して其任に當らしめしが同人多病の爲中途より交代し（後出長野縣權令ヨリ請求ノ桑苗代農夫旅費御下ケ之義上申ニヨリ三月十八日ヨリ六月十五日迄平野要左工門全日以後ハ横田常右工門ナルガ如シ。且、要左工門ハ蠶種家トシテハ相當ノ人物ナレドモ栽桑ノ如キコトハ得意ナラザリシ爲交代セル如ク、勸業寮七等出仕鈴木利亨ノ文面ニヨリ察セラル）其成績等も思はしからず、栽桑に於ては寧ろ本縣の名を墮せる如し。然れども之に關する勸業寮桑園及蠶事學校の平面圖、椙崎權令の桑苗代及同運賃農夫旅費等は明治八年當時の狀態を知るべき貴重の資料なれば左に掲ぐる事とせり。

「今般於　勸業御寮試驗之爲桑苗植付被　仰付奉畏候右ニ付金弐拾圓拜借奉願候　且御返納之義者歸縣次第御返上仕度此段奉願候　以上

明治八年三月

高井郡福島村

平野要左衛門

長官宛」

記

三種桑苗　　但百本ニ付　錢壹貫六百六十六文

千百本　代錢拾六貫六百六十六文

右之通、御座候

明治八年三月

高井郡福島村

平野要左工門

長官宛」

備考　桑苗三種ハ他ノ縣書類ニヨリ四ツ目、書軸、元右工門ナルコト明カナリ。

「以書狀奉申上候私儀後月十八日御縣出立仕東京江廿四日着仕直様勸業寮江御伺申上候處寮出張所內藤新宿寄宿所へ可參趣ニ付參候處右雛形之通リ桑畑御割渡ニ相成各縣々桑植付其縣之植方雛形可植付其趣ニ付國々布告致度萬事相談致候様仰被渡候且小田切辰之助殿ニカルヘサハニ而面談仕候へ共途中ニ而慥成事承リ不申各縣々ニ而百九十方杉原紙御下ニ相成候へ共當年モ如昨年全國ヒヘイニ相成可申と深心配仕何ぞカ會社ニ而規則相立不申候へゝ前文之おとくニ相成可申御縣ニ而も御心配ヒタスラ御願奉申上候右ニ付今般御出張之御方々名前書送候様舊大惣代方へ御申渡成被下度事々ク相談仕度何分當年昨年之様相成候へ共前國製造ニ何共いたし方あれなくと奉存候私儀桑植付方仕舞へ共六ケ月滯在仕候て誠ニ心配仕今般九條殿(工藤文治ナリ)養蠶方ニ來リ候ニ付而兼務相賴度蠶種規則相立次第歸國仕度此段御含御願奉申上候

四月二日

勸業寮出張所

平野要左衛門

長野御縣

好川様

（好川景章）」

平野要左衛門之書狀ニ添付之圖

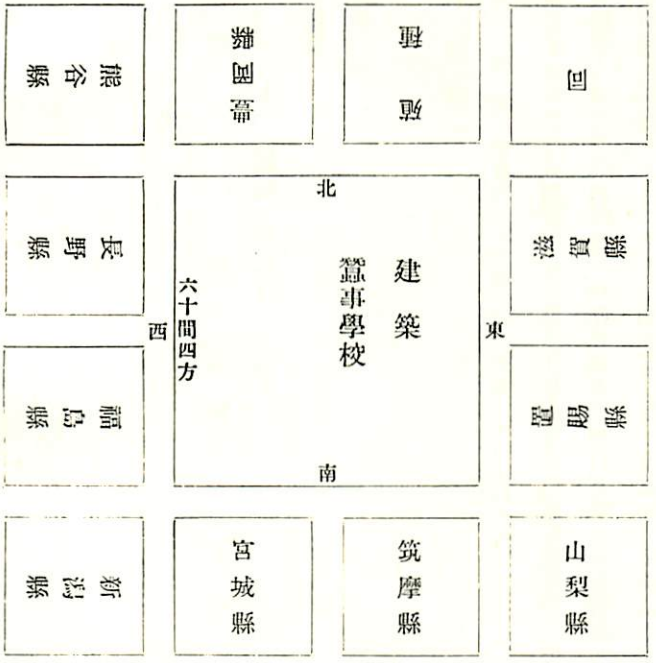

反別

一縣下五百坪

此柱五寸角

長野縣

長野縣

各縣之名書四方ニ建

道路九尺

「丙第六百八十二號

御縣下平野要左工門持越致栽培候桑苗木成否は他縣へ對し試驗ノ上ニ判然可致代價之儀モ勉勵低價ニ有之植付殘贏餘之分ハ官費ヲ仰ガス掛官員打合之上苗取桑ニ致シ植付置候旨右要左工門申上候趣ニ付詮議ノ上手當等致支給候樣御掛合之趣ニハ候へ共元來要左工門儀多病之趣申立自ラ栽培法も不行届ニ付其段御掛合ノ上中途ニシテ引替リ加之苗木當今生立之儀モ他縣ニモ異リ最惡ク勉勵之休聊不相見且苗木植付殘贏之分苗取桑ニ植置代價官費ヲ仰ガズシテ手當等ヲ仰キ候儀ハ一切難致支給旣ニ先般桑苗木両度分之代價運送費トモ本省へ申立上致下附候儀ニ付殘餘之苗木代價ヲ別段御申出相成候ハヾ相當之代價致下附候間其段當人江も御達有之度此段御回答旁申進候也

明治八年十一月十二日

勸業權頭河瀨秀治代理

勸業寮七等出仕　鈴木利亨

長野縣權令　楢崎寬直殿」

「記

一金五拾六錢六厘

右者昨明治八年勸業御寮におゐて桑苗植付試驗として差出候砌旅費日當幷桑苗代金運送賃金共合金拾五圓御下渡ニ相成殘金横田常右衛門へ可相渡金圓書面之通正ニ奉請取候　以上

明治九年七月一日

高井郡福島村

平野要左衛門

鷹野正雄殿」

（朱書）

「和第二百九十八號

桑苗代價幷運賃農夫出京旅費御下ケ之義上申

一金三圓三十錢六厘　　両度ニ差立候分（千百本、八百八十三本ノ二回）

此桑苗千九百八十三本　　但百本ニ付金十六錢六厘七毛

一金五圓六十六錢　　運送賃

内　金弐圓四拾六錢　是ハ信濃國長野縣ヨリ上野國倉ケ野縣迄陸附同所ヨリ東京小舟町迄船廻シ小舟丁ヨリ勸業寮四ツ谷出張所迄車賃共

内　金参圓弐拾錢　是ハ同國同縣ヨリ東京傳馬町迄陸附同所ヨリ勸業寮四ツ谷出張所迄車賃共

一金六圓六拾錢　　農夫両人出京旅費

是ハ管下高井郡福島村平野要左工門本年三月十八日縣地出立出京旅費並同人義農夫御差免ニ付隣町代トシテ同村横田常右工門六月十五日縣地出立出京旅費

但縣地ヨリ東京迄里程五十八里余六日分旅費之二十銭ヲ以給ふ一人三圓三十錢ツ

合金拾五圓五拾六錢六厘

右ハ於勸業寮桑樹培養試驗ニ付當管下ヨリ桑苗持参農夫可差出旨勸業權頭ヨリ掛合越候ニ付差出候桑苗代價幷運送賃農夫出京旅費前書合金拾五圓五拾六錢六厘御下ケ有之度此段上申仕候也　以上

明治八年八月三十一日　　長野縣權令　楫崎寛直

（以下朱書）

書面合金拾五圓五拾六錢六厘勸業寮ヨリ可下渡候事

明治八年九月三十日

内務卿大久保利通[印]」

第三章　桑樹仕立法の變遷

桑樹仕立方の意義に就ては之を廣義に解する者あれどもこゝには專ら其樹形の作り方の意義に解して信州に於ける仕立方の變遷につき略述せんとす。

第一節　立木時代

信州は本邦中屈指の大國にして地形區々なるが爲今日に於ても各々其地方に適應せる仕立方を行ひ居りて一樣に論ずる事能はず況んや明治以前にありては或時代に於て全信州を通じて立木時代若くは根刈時代等と稱するは或は妥當を闕くの誹を免れず、たゞ比較的立木或は根刈多き時代を以て假りに立木時代若くは根刈時代と稱するのみ。

信州に於て漸く蠶業の普及し始めたる寶曆の頃にありては專ら畑畔或は諸穀物育ち難き所に桑樹を植付けたるものなりといへば、其仕立は多分「立通し」のもの最も多かりしなるべし。菅江眞澄の著「伊那の中路」天明三年卯月十五日の條に伊那郡山吹の里の見聞を記して「こゝに小さきかたまの如き物つけたる女あまた野山の方にうち群れて行きけり。こは桑の木の林に入りてみづといひて若葉のくはたる花のやうなるものを採りてくは子養ひ立つるといふ。」(下略)とあり。これによれば天明頃伊那地方の桑仕立方は立木なること明らかなり。

又寛政元年に塚田與右工門の著せる養蠶後篇には「桑は畑畔より一尺内へ入れて植ゑ高木にて宜しきものなり」といひ其理由として手入に便利よく、施肥に都合よく、霜にあたること遲しと述べられたるより考ふるも信州一般には立木

を主としたるものならんと考へらる。

第二節　根刈の起源及發達

信州に於ける根刈若くは刈桑と稱するもの、記錄に遺れるは小縣郡上鹽尻村藤本善右工門の寛政八丙辰五月吉日より「年々蠶掃立控帳」に桑の收穫高を記せるものを見るに何々畑桑何束と各畑の桑收穫高を束數にて記しありて刈桑なりし事を物語れり。當時一般には未だ立木多かりしならんも蠶種製造家大養蠶家等は桑葉の使用量多くモギ桑にては時間と勞力との不足を來たし、經濟上刈桑の利多かりしと雨天等の場合にも一時に刈込み置きて給桑し得らるゝ關係上藤本家のみならず其他にも刈桑となせるもの多かりしなるべく、上田近郊の上田川原、大清水の桑園、踏入河原、城下川原等水入の場所、若くは荒蕪地を開墾せる所には根刈仕立の桑園設置せられしなるべし。

江戸時代に於て養蠶業の最も盛なりし文化文政の頃には桑園の面積も增加し其仕立も根刈多かりしならんと想像せらるゝは彼文化十年松代藩に於て吾妻銀右工門に命じ開墾せしめたる「御林桑」の收穫高を記せる左の書類により想像せらる。

差上申一札之御事

一桑畑壹万歩

此桑弐万株　但苗木四万本買上平均弐本植ニ仕候

此内譯

三千歩　上桑之場所

此桑六千株　内四百株取木苗四千本仕相拂候分引

残而五千六百株

束〆千四百束　但平均三尺繩四株壹束〆

四千歩　中桑之場所

此桑八千株

束〆千三百三十三束　但平均同斷六株壹束〆

三千歩　下桑之場所

此桑六千株

束〆五百束　但平均右同斷十二株壹束〆

〆束數　三千貳百拾三束

右之通此度御出役被成下惣畑明細御見分ノ上桑茂り方上中下位ヶ付御引譯所切株刈被　仰付三尺繩束ニ仕株數御改細々御手入御見分ノ上前書之通御極被成下此上桑御拂方之儀ハ私江被仰渡先達而御積之外成丈御出方金多罷成候様細々被仰渡之趣奉畏候然上ハ可相成丈手配出精相勵頂戴人別委細帳面ニ相配差上可申候尤此上折々御伺之上取計可仕候萬一ニも御賢慮奉仰候　以上

文化十三子年五月

關屋御林産物御用掛

銀　右　工　門

堀内與一右工門様

小　林　善　藏様

（吾妻銀作氏藏）

此他各個人に賣却せる横帳其他いづれも刈桑たりし事を證する書類多し。勿論當時と雖養蠶未發達の地或は手なぐさ

みに養蠶する人々にありては畑畔屋敷廻り等に立木仕立となし置ける者も多かりしなるべし。

明治時代に入りては蠶業發達し來れる爲根刈仕立の桑園普及し、明治七八年頃の桑樹調査及同十三年共進會申告書によるに根刈最も多く立木は南佐久郡に於て奥州桑を立木となせるものありしと木曾に於て田畑の畦畔に立通の桑あるを報告せる外、各郡共大部分根刈にして上下伊那郡に多少の中刈あるのみ。

第三節　鍬柄式桑仕立法

伊那に於ける中刈仕立法中全國的に其名を知らるゝに至りし仕立方を鍬柄式仕立法となす。同仕立法は明治四十二年下伊那郡鼎村鋤柄新一氏の始めて考案せる方法にして、其頃同地方に姫象虫の發生非常に多く一般桑園の被害甚大なりし際、氏は春季發芽前伐根の夏秋蠶專用桑を仕立つるに當り一株中一部の條を殘し置く時は其條に發芽するものを喰害し、伐根後發芽する夏秋蠶用の芽は被害を免れ得るに非ずやとの考へを抱き此仕立方を試むるに至りたるものなりといふ。

而して之を實行せるに案外成績良好にして條を殘せるものも、全部伐根せるものも夏秋蠶期の收穫には殆んど差異なく、結局春季の收穫だけ增收となるの結果を見たる爲、爾來十五年間之を繼續して相當の成績を收め得たりといふ。特に萎縮病の發生少く一反歩（六百株）中十余年間に該病の發病を見たるは僅に一株にして此間下伊那郡全般に渉りて此仕立法普及せり。

然るに其後に赤澁病發生の兆ありしが次第に蔓延し、秋蠶期には猛烈に增加し附近桑園にも累を及ぼすの狀態となりたる爲止を得ず此仕立法を廢止し、之に倣ひたる他の桑園も大部分赤澁病の被害を蒙り廢止せるもの多し。

仕立法は前述の如く一株内に於て枝條の伐採時期を異にするものにして、春季發芽前に全枝條數の六割を短く莖部より切取り之より發生せる新梢より夏秋蠶期に摘葉し、四割は可成偏らざる様平均に殘し置きて春蠶季に伐裁收葉するものにして、寧ろ夏秋蠶に重きを置く仕立方なりとす。

該法は斯の如く收穫方法に特色を有し、如何なる樹形のものにも適用し得べしと雖、鋤柄氏の案によれば本幹を一尺とし四本の第一支幹を五寸位宛に切り之に刈株を設くるを法とす。收穫量は平年三季を通じて七百貫(新梢を含む)を下りたる事なく十五ヶ年中最も多く收穫せし年は春二百貫(全芽)夏百五十貫(拷り桑新梢付)秋六百貫(正葉)計八百五十貫なりといふ。

第四節　各種仕立方による桑園の縣内分布表

本縣最初の統計なる明治十八年統計書による本縣内桑園の分布表次の如し。

(これ以前に明治十五年の統計書あれども極めて雜然たるものにして或郡は記し或郡は記さざる所あれば明治十八年のものにつきて記す事とせり。縣統計課にも同年以前のものは纏まりたるものなき様なり。)

郡名	根刈桑 株數	根刈桑 反別	刈桑 株數	刈桑 反別	立木 株數	立木 反別	總數 株數	總數 反別
		町 畝 歩		町 畝 歩		町 畝 歩		町 畝 歩
南佐久	三九八三三二八四	七四五三二	三三九八〇六	五九九五一五	?	八三五三二〇	三〇〇六三〇九〇	八九〇三二六
北佐久	二七八九五七	三〇九六六二八	一六九〇〇	一四三五〇〇	四二五五	九三〇〇〇	二八〇九一二二	三三三三一八
小縣	九九八四〇一三	二二四五六〇〇三	三四八三一〇	六三〇八〇一	?	?	一〇〇七三三三	二三〇七六八〇四
諏訪	一五四四〇一〇	三八六〇〇二五	二一四一〇	三七八五二五	?	?	一六五四四一〇	四二三八六一〇
上伊那	一四二四三一〇	三五六〇八〇三	一八四九一五〇	七三六四四一六	一六三二八六	一〇〇〇二六	三四三六七五六	一〇九二五三一四

下伊那	七四八、九七〇	一八七、二四、二五	二、一八〇、四一〇	五四五、一〇、二五	?	七、八七、〇〇	二、九二九、三八〇	七四〇、二二、二〇
西筑摩	二三九、八四四	五九、九六、一三	二八〇、〇八九	七〇、〇二、二三	?	八一、一九、〇〇	五一九、九三三	二一一、一八、〇六
東筑摩	四、五四六、六八〇	一、一三六、六七、〇〇	九〇四、八四六	二三六、二一、一五	?	二、四八、二三	五、四五一、二五六	一、三六五、三七、〇八
南安曇	一、三三六、八〇六	三三四、二〇、一五	三四五、二八〇	八六、三二、〇〇	?	四〇、七三、二九	一、六八二、〇八六	四六一、二六、一〇
北安曇	一、九〇一、八三四	九一、〇〇、二九	四一、二四八	九、〇〇、〇〇	六三、一七〇	三五、〇〇、〇〇	二、〇〇六、二五二	一三五、〇〇、二九
更級	三、三〇四、四五〇	八二六、一一、二五	—	—	?	?	三、三〇四、四五〇	八二六、一一、二五
埴科	二、六八五、〇八五	六七一、二七、一三	—	—	?	?	二、六八五、〇八五	六七一、二七、一三
上高井	—	—	一、八六六、九二〇	四四六、七三、〇〇	?	?	一、八六六、九二〇	四六六、七三、〇〇
下高井	一、一〇九、八八八	二七七、四七、二二	—	—	?	?	一、一〇九、八八八	二七七、四七、二二
上水内	一一、五二三、六三九	二六八、〇一、〇八	五一、六五六	四二、五三、二〇	二一、八六〇	?	一一、五九七、一五五	三一〇、五四、二八
下水内	八二、八八四	二〇、七二、一〇	三、二四九	八一、二三	?	?	八六、一三三	二一、五四、〇三
計	一六二、八八三、六六三	七、九一五、五九、二九	八、一三九、二八四	二、三三七、四四、一三	二五二、五七一	二七〇、一三、〇八	一七一、二七五、五一八	一〇、五二三、一七、一六

而して此分布狀態は氣候風土地形桑樹の種類古來の習慣等による事多く、現在に於ても殆んど明治十八年當時の狀態と大差なきを認む。即地勢山坂多くして積雪多き西筑摩、北安曇、下高井、下水内、南佐久等に立木仕立のもの多く、平坦部には根刈多く高刈中刈は伊那に多し。

たゞ南佐久に於ける立木の著しく減ぜるは明治初年立木とせる奥州桑が其後品種改良の奬勵によりて改植せられたる結果ならんか。左に昭和九年六月末現在の各郡に於ける仕立別本縣内桑園分布表を掲ぐ。

郡名	仕立別	總數	根刈	中刈	高刈	立木
南佐久		三、九八七、七町	二、六七六、二町	一六三、三町	一、一三五、五町	一二、七町

北佐久郡	五、〇一二、六	四、七一六、六	九一二	一七一七	三三、一						
小諸	七、八〇九、〇	七、七二二、八	六三、七	五七	一六、八						
上伊那郡	七、三八一、三	五、〇〇〇、五	一、一八八、一	一、一八一、三	一一、四						
下伊那郡	八、二八二、八	六、九五三、八	九八七二	三二六、〇	一五、八						
西筑摩郡	一、六七七、四	七六三、五	三六〇三	二七七五	二七六、一						
東筑摩郡	九、〇四六、〇	八、七六八、六	二二二、八	三一、九	二二、七						
南安曇郡	三、七五六、一	三、七三七、二	八、一	〇、七	三、八						
北安曇郡	二、五八四、八	二、五〇九、六	二〇、六	一〇、二	四四、四						
更級郡	三、三五六、二	三、三二六、一	二一、五	一、四	七、二						
埴科	二、六一七、一	二、五八九、四	二二、六	三、二	一、九						
上高井郡	三、〇一七、四	二、九三七、七	五四、七	一二、九	一二、一						
下高井郡	二、二一四、〇	一、八七九、五	二〇八、二	六〇、〇	六六、三						
上水内郡	三、九五八、九	三、九〇三、九	四〇、七	九、三	五、〇						
下水内郡	九八七、八	三、九〇四、六	一三、八	二五、三	四四、一						
長野市	四九〇、二	四八九、四	〇、五	一、〇	一、〇						
松本市	三九三、七	三九二、七	〇、六	一、〇	一、〇						
上田市	四一三、四	四一一、五	一、八	一、〇	—						
計	七一、〇六二、九	六三、四三六、四	三、六九二、九	三、三二九、一	六〇四、五						

第六章　桑園肥料

第一節　江戸時代

桑樹に特に肥料を施すことは養蠶業頗る發達して專用の桑園を設くるに至れる後の事にして最初畑の畔、屋敷廻り等に桑を栽植せる時代にありては畑の作物に施せる肥料を吸收し或は屋敷の惡水塵芥等の腐敗して土壤に吸收せられたるもの自ら桑の肥料となりて相當に桑の繁茂を見たるが如し。此時代にありても桑苗には肥料を施せること新撰養蠶秘書に「苗圃は冬の內馬屋糞をくるみ春になりて下糞をかけ」といひ「又代出の時は馬屋糞又はごみなどを入れ土を掛則芽出したる時分下糞を引」といひて廐肥、人糞等を用ひたる事を記し、又植付の際も「馬屋糞又は道端のごみなどを入れ、土を掛、其後又下糞を掛べし」といひて略々同樣の肥料を施すべき事を說き、稚蠶用桑を早く發芽繁茂せしむる方法として「冬の內下糞一度掛春になりて又一度掛べし」といひ　凍霜害の爲に桑の枯れたる際早く發芽せしむる方法として「其時には即時に桑の根を堀、下糞を強く掛又二日ほど過、燒酎糟のくさりたるを掛べし」といひて即効肥料として燒酎糟の腐熟せるものを用ひしを記せり。

吾妻銀右工門が文化十年に開發せる關屋御林の桑園に於ては一万歩に對し山野の雜草三千束を施せること既に記せる如し。而して此は純然たる桑園に施せる場合なれども畦畔又は境桑等にても山地にして刈草を得易き地方に於ては一般に雜草を鋤き込み或は撒き散したるものならん。

高嶋諒多著「信濃蠶業沿革史料」中には慶應の頃大豆、酒粕、米糠、堆肥、廐肥、人糞尿等の肥料を施せる事を說け

り。これ開港以後蠶種の利益大なりしによるものにして其後蠶種の暴落に伴ひ桑價も下落して肥料を施す者なきに至れるも明治八九年以後製絲業の發展に伴ひて又桑園の肥培に力を用ふるに至れり。

第二節　明治初期

明治初期の桑園肥料は幕末のそれと大差なく第四章第二節に記せる明治七年桑樹培養法取調に見えたる如く糠、蠶糞人糞尿、酒粕、油糟、綿實粕、大豆、干草、青草、藁厩肥、堆肥等にして、同十三年第一回長野縣生絲繭絹、織物共進會の申告書に現れたる桑園肥料もこれと大同小異なり。たゞ其使用者の數は酒粕の如き比較的高價なる肥料を施せる者多きは注目に價す。左に明治十三年申告書に基づく肥料種類及其使用者の數を記す。

酒粕	一一九	油粕	五一	人糞	二九
糠	二五				
大豆	二〇	蠶糞	七	干糟	五
青草	三				
干草	二	厩肥	二		

第三節　化學肥料使用

本縣に於ける化學肥料の使用は駒場農學校卒業の新進農學士しかも化學分析等を特に研究せる三吉米熊氏の明治十九年以後の講習若くは講演に基づけるものならん。（三吉米吉先生ニヨル）又明治二十一年長沼辨二郎著原理應用栽桑教科書には肥料の種類を分類して、

動物性肥料　人糞、馬糞、牛糞、過燐酸石灰、乾鮭、乾鰯、海鳥糞、家鷄糞。

植物性肥料　油粕、綠肥、海草、堆肥。

礦物性肥料　石灰、草木灰、石膏、硝石、硫酸アンモニア、硫青アンモニア。

等となせり。而して此書が縣内蠶種製造家養蠶家等に購讀せられたる結果是等の肥料を用ふるに至りたること想像に難からず。

然れども一般に是等の肥料を用ふるに至りたるは日清戰爭以後の事に屬す。即明治廿六年信越線の開通により交通運輸の便を得本邦に於ける人造肥料商の元祖とも稱すべき鈴鹿商店より始めて長野にて肥料を移入販賣せるは先代夏目平助氏なりといふ。長野市末廣町北村準之助が明治三十四年十二月廿四日附にて長野縣より下附せられたる肥料商免許狀に記載せられたる肥料名中化學肥料と認むべきものは次の如し。

重過燐酸石灰、過燐酸石灰、硫酸安母尼亞、牛印信濃肥料一號、同二號、同三號、同七號、同桑肥料、硫曹、同特製三號、同五號、智利硝石、㊅特製完全肥料。

以上中牛印信濃肥料は今日の所謂配合肥料にして其土質用途等に應じ各號を施用する如く肥料の三要素を適當に混じたるものにして東京鈴鹿商店の發賣する所なりしといふ。（北村氏談）

明治四十年縣の調査によれば本縣桑園に施す一ヶ年の肥料代約百五十萬圓に達すといふ。今同調査により各郡別に其種類及一反歩の施肥量を左に示さん。

南佐久郡　平坦部、大豆粕、糠、人糞尿、乾蛹、燒酎粕等にして往々酒粕、刈草、塵芥人造肥料等を施すものあり。

山間部　廐肥、刈草、人糞尿、塵芥、
一反歩使用量最高三十圓、最低七圓五十錢、普通十五圓。

北佐久郡　大豆、大豆粕、人造肥料、海產肥料。
一反歩の使用量十圓乃至十五圓。

小縣郡　人家ニ近き場所　人糞尿又は人糞尿に酒粕を混したるものを用ひ、
人家に遠き場所　海產肥料、大豆粕、硫酸安母尼亞、硫曹。
一反歩當最高二十四圓、最低十二圓、普通十五圓。

諏訪郡	大豆粕三割、蠶蛹及蠶蛹〆粕二割二分、海産肥料二割、人造肥料一割四分。
上伊那郡	一反歩當平地最高三十五圓、最低二十圓、山浦地方最高四十五圓、最低二十五圓。 鯡粕、豆粕、過燐酸石灰、人糞尿、蛹粕。
下伊那郡	一反歩當最高四十圓、最低十圓、普通二十圓。 堆肥、蠶糞、大豆粕、鰊粕、芝草、油粕。
西筑摩郡	最高四十圓、最低十圓、普通二十圓。 人糞、厩肥、豆粕、人造安田尼亞。
東筑摩郡及松本市	一反歩約十二圓。 鯡鰯〆粕、大豆粕、油粕、燒酎粕、骨粉、硫酸安母尼亞、過燐酸及各種配合肥料、人糞尿、堆積肥料。
南安曇郡	一反歩當最高三十五圓、最低十二圓、普通二十圓。 海産肥料、信濃肥料、完全肥料、大豆粕、骨粉、油粕。
北安曇郡	一反歩當最高四十五圓、最低十五圓。 人糞尿、厩肥、鯡〆粕、大豆粕、大豆、鰯〆粕、燒酎粕、種油粕、酒粕、蠶糞、木灰、信濃肥料、過燐酸石灰、各種人造肥料、蠶種製造家金肥一株一錢五厘乃至二錢、養蠶家八厘。
更級郡	大豆粕、種粕、完全肥料、海産肥料、綠肥、堆肥、人糞尿、平坦部は金肥八分を占め、山間部は殆んど綠肥堆肥に限る。一反歩最高十圓、最低五圓。
埴科郡	魚肥、大豆粕、油粕、酒粕、人糞尿、刈草。 一反歩當十圓乃至十三圓。
上高井郡	大豆粕、大豆、油粕、厩肥、堆肥、野草、人糞尿、魚肥、近年牛印信濃肥料の使用增加せり。 一反歩當最高二十八圓五十錢、最低二十一圓。
下高井郡	菜種粕、人造肥料、大豆、大豆粕、魚肥。 一反歩當最高二十五圓、最低十五圓。
上水內郡及長野市	種粕大豆粕、蛹〆粕、人造肥料、魚肥。 一反歩當最高四十圓五十錢、最低十三圓五十錢。
下水內郡	種粕、大豆粕、人糞、千曲川氾濫地域は無肥料の所あり。山部は厩肥、堆肥。 一反歩當十圓位。

西筑摩郡駒ケ根村野口、德原吉太郎氏談に「かつて愛知縣犬山の人から大豆粕のよく効く話を聞いて欲しいと思つたが交通不便のためだめであつた。明治四十三年中央線開通後始めて金肥を用ひるやうになつた」といへり。中央線の全

通を見たるは四十四年なれども四十三年には福島宮越間を除き開通せる爲名古屋方面より木曾地方に金肥の移入せられたるを知るべし。

第四節　綠肥作物の栽培

明治十六年船津傳次平は「栽桑實驗錄」を著して豌豆、金時豇豆、蠶豆、苅豆、大角豆の類を桑園に蒔き埋肥となすべき事を說けり。信州各地の山間部にありては概ね青草を刈りて之を桑樹の根元に埋め、又は之を桑園に敷くこと古くより行はれしこと文化年間吾妻銀右工門が關屋御林一萬步の桑園に三千束の青草を刈り之を埋肥となせるが如し。然れども平坦部の田畑よくひらけたる所にては青草を得ること容易ならず、こゝに於て桑園中に可成發育の速かなる綠肥作物を栽培して之を刈込むこと、彼(かの)、水田に紫雲英を蒔きて田植前に之を鋤込むが如くすること行はれたり。而して綠肥作物の栽培は經濟上より見て頗る有利なるのみならず、土壤の理學的性質を改良する効あるを以て明治時代より奬勵せられしが近時養蠶業の不況に際し金肥を節約して可成肥料の自給自足をはかる點よりも大いに奬勵せられ、ザードウヰケン、ヘアリベツチ、豌豆、蠶豆、青刈大豆等の間作をなし之を鋤込むこと行はる。參考（ヘアリベッチは松本支場淵島氏上田えんどうは上田支場鈴木氏の選出、飯田大豆は下伊那郡山吹にて黒千石より選出せるものにて葡萄性ありて可なり）

昭和九年七月廿三日縣告示第五一五號を以て綠肥用作物種子配布規程を定め綠肥間作の普及を圖る爲上田豌豆の採種圃二町步を蠶業試驗場本支場に設け其の種子を各養蠶實行組合に配布しつゝあり。尙最近の蠶絲業不況に際し綠肥堆肥等の使用行はれるゝに及び金肥使用額の漸次減少せること左表の如し。

金肥消費高調（農林統計）

年次	總額	桑	農家一戶當	桑園一反步當

昭和元年	一四、七〇二、五五九	円	九、〇四〇、四六五	円	七一、五七	円	一四、二〇	銭
同二年	一三、一一四、〇三七		七、九四一、六七八		六四、一七		一二、七九	
同三年	一二、三九九、二一一		七、六八七、三九八		六〇、九八		三一、〇四	
同四年	一二、二一三、八六一		七、三三九、〇七〇		六〇、〇五		一〇、三三	
同五年	八、九六一、三九三		五、二七九、四二〇		四三、七六		六、七一	
同六年	五、六一一、四二七		二、九五〇、六三二		二七、二四		三、八五	
同七年	五、二九九、一三一		二、六二七、〇〇五		二五、六二		三、五八	
同八年	六、二九一、四〇九		三、〇〇二、三六七		三〇、五二		四、一六	
同九年	五、八四〇、〇五三		二、四四四、八九六		二八、〇一		三、四四	
同十年	六、六九三、六九〇		二、八四三、〇九八		三一、七〇		四、二三	

第七章　歩桑園の發達

第一節　蠶種製造と歩桑々園

蠶蛆の産卵少く採種用蠶兒飼育に適する桑葉を歩桑とよびかゝる桑葉を産する桑園を歩桑々園と稱す。即、氣候、土壌栽培法等の關係により蠶蛆の産卵に適せざる桑園にして、信州にては古來千曲川沿岸の砂礫多き畑に桑樹を栽培し特に其肥培に意を用ひ之を歩桑々園と呼べり。

明治五年南部陳選の「養蠶集成」には「信州上田に有名の桑圃あり、之を城下桑といふ。其培殖の法地を穿つ四方一丈深さ數尺塊石を撰りて四圍に積み築き恰も花壇の如くし此中心に壓條を植へ良質の土を實すれば根大長大枝條繁茂す

始め其盛んなる枝を伐採し後れたるもの隨而繁茂する故に一株數回の用に供す」と記せり。これ或特殊のものにつきて記せるものか、或は上田より大屋、田中等を通りて路傍に畑中の石を畦畔に積み段畑式に桑を栽植せるを見て如斯斷ぜるものなるか、いかに信州人蠶業に熱心なりと雖「地を穿つ四方一丈深さ數尺塊石を撰りて四圍に積み築き花壇の如くして桑を植ゑ」なば一日一人にて一本を植ゆるも困難ならん。大日本蠶史には「信州小縣郡は上田城より西南にして千曲川は尤も急流なり。其兩岸は砂石許りなり其地を深さ四五尺も堅き竹にて作りし鍬にて其礫を振出し大石は桑田の周圍に石垣を築き四畝歩或は五畝歩或は一段とし土の毫もなき砂石の地に桑を植て培養せり、砂地の故に肥糞を多く與へざれば桑の生長あし、彼急流なる川の兩岸にて清潔の地へ肥糞の力許りにて生長せし桑なれば脂の多きこと、見えて信州にては蠶の船休より庭起に至れば上田城下に植付し桑にあらざれば蛾出ずとて春正月より價を論ぜず賣買して桑の高價なること諸國に二十倍せり」と記し「清潔の地に肥糞の力許にて成長せし桑なれば脂多き」故に上田城下に植付し桑にあらざれば蛾出ずとて價を論ぜず賣買する如く記せり。

思ふに千曲川沿岸の土地は砂質壤土又は礫質壤土にして排水良く、しかも適度の地下水ありて旱害を破ること少く、日光の照射及通風ともに良好にして蛆害を被ること少きが故に蠶種製造用桑園として理想的のものなりしが爲に夙に其名聲高まりしものならん。尙信州には千曲川の外に犀川、天龍川、木曾川等所謂四大川及其支流沿岸に桑園の適地あり次に是等諸川の沿岸に於ける主なる歩桑々園につき其概略を記さん。

第二節　各地方に於ける歩桑々園

千曲川沿岸の歩桑々園として上田附近の夙に開けたる事は享和二年但馬の人上垣守國の著「養蠶秘錄」に蠶種本場の事と題して」元文年中の頃關東の國々信州上田邊の蠶種を求て上品とし」とあるによりて想像すべく、其後寛保二年の

大洪水によりて桑園流失して一時衰へしが明和六年には上田川原大清水、寛政年間には踏入川原、文化年間には城下川原開墾せられて歩桑々園となれり。

埴科郡屋代川原の歩桑々園は、舊更級郡八幡村（現埴科郡五加村）庄作より座間百人に上申せる書類によれば明和以後漸く桑樹の栽培始まり天明の頃に及び漸く盛大に赴けるものにしてこれ又千曲川氾濫地域に發達せるものなり。

成田重兵衛が文化十年に著せる養蠶絹篩に擧げたる「信州川中島」とは何れの邊を指すか不明なれども明治維新前後より蠶種業の盛なりし上高井郡福島の如きは最も優良の蠶種を出せり。

此の他、上水内郡大豆島村、下高井郡大神堂村の如きは多く輸出蠶種を製造せる地方にして今尚其記錄を存し、更級郡中澤村は文化の頃有名なる玉井市郎治出で、蠶種を製造し玉蠶堂の名一時に高かりしが、是等の地方は何れも千曲川沿岸の歩桑々園に依りて養蠶をなせるものなり。

又、須坂附近の桑園は主として千曲川の支流なる松川、市川、保科川等の扇狀地に發達せるものにして其土壤が砂質壤土若くは礫質壤土にして排水、通風、日照等歩桑々園に好適せり。豊洲村小河原が同地方歩桑々園の最初の地にして今尚桑苗製造の盛なることは其地名が豊洲にして松川及市川の千曲川に注ぐ爲に生ぜる洲なる事を示せるによりても想像し得らる。

犀川沿岸地方にて著名なる歩桑々園は、松本附近の筥部、神林及南安曇の烏川歩桑々園等となす。筥部、神林の兩桑園は共に犀川の支流奈良井川の扇狀地にあり。

明治十二年坂似水の著せる「養蠶問答」自序に「蠶糸の國益たるや今更ニ喋々之を證するを待たず、其産出の多き磐岩の二國を以て第一とす丹但の二國之に次ぐ、上信の二國又之に次ぐ而して信濃の多き上田を以て第一とす、松本又之に次ぐ松本の多き東筑摩郡神林近郊を以て巨壁と爲すべし、近年該地養蠶最も盛也」（下略）とあり。明治五年初めて蠶

種大惣代置かるゝや上田近傍にありては上鹽尻村藤本善右工門、松本近傍にては神林村一條磯五郎其撰に當れる又宜なりといふべし。神林村の寺正院、笹部の古川桑園、南安曇の東穗高の桑園が一時歩桑の三大桑園と稱せられしも、其後各地に歩桑々園の發達を見るに及び又昔日の盛名なく、ことに夏秋蠶生種の製造衰へしより一層衰微するに至れり。

尚松本附近には、市內を流るゝ女鳥羽川沿岸に歩桑々園ありてこゝに淺間溫泉附近を中心とする蠶種製造業興りたりと信ぜらるゝも淺間附近の蠶種製造家はその不足せる歩桑の大部分を烏川沿岸の歩桑々園に仰ぎたる事後に述ぶるが如し。

烏川歩桑々園は、全部烏川の氾濫によりて成れる扇狀地にありて表土は殆んど礫のみより成れるを以て、古來荒地として櫟の自生に任せたりしが、偶々南安曇郡有明村耳塚區の人草間三郎平、小稻磯平等天蠶の飼育を試みしに其發育可良なりしを以て天蠶飼育林となせり。然るに其後明治二十五六年頃夏秋蠶生種の流行に伴ひ桑園の增設を要すること急なりしかば、其一部を開墾して桑園となせしに蚊歩宜しかりしより忽ち開墾せられて烏川歩桑々園となれりといふ。然れども歩桑園の開墾は今少しく早くより始まれる事は明治二十三年四月の信濃殖產雜誌に「東穗高村の歩桑」と題して平林早次郎なる人の報文あり。これによれば「南安東穗高村穗高耕地字堰上と稱する所に凡四十町歩の桑園あり烏川其北を流れ十ヶ堰と稱する一水其東を貫し西及南は原田中等の小村落に接す其土地高燥にして大概砂礫土なり」とあり。明治二十三年四月頃既に四十町歩の桑園ありとせば其開墾はそれより可成前なるべき事想像に難からず。次に同報文は其栽植の狀況について「一反歩植付苗數少きは一千株多きは千二三百株に至る。斯く密植なりと雖割合に發育繁茂せず日光十分透射し空氣の流通自在なり。」といひて歩桑園に適せるを述べ次に、其葉質に及びて曰く「桑葉は其面粗糙にして剛く光澤少く格別養分に富まざるもの、如し、然れども此桑を以て、蠶兒を飼育する時は强壯にして且蛆害にかゝるもの少し」と歩桑の特長をのべ更に「是を以て當地方の蠶種製造家の飼育に供するものは此桑に限れるが如し。則强

壯なる蚰の歩合多きが故に當地方にては之を歩桑といふ。」といひて歩桑の名稱の所因を詳にし「近來は松本淺間の製種家も頗る高價に此土地を購入するものあり爲に此地の價非常に騰貴せり。僅に一水を隔つるのみなれども十ケ堰以東にある桑園に生ずるものは蚰害にかゝる事多くして製種用の蠶兒を飼育するに堪へず。尤十ケ堰以東は土地卑くして肥沃なり」といひて同地方の土地が松本及び淺間の蠶種製造家に購入せられ、その賣買價格騰貴せるを說けり。

由來夏秋蠶生種は、安筑地方を本場とし前記の笹部神林等の歩桑園を所有せる人々が製造し來りしが、偶々烏川歩桑々園の桑葉を用ひて蠶種を製造せしに蚰害殆んどなく同地方の蠶種製造家のみ巨利を得たり。於玆之に倣ひ蠶種を製造する者漸く增加し來れると共に一方安筑の蠶種製造家は殆んど全部同地の桑を用ひて養蠶するに至れり。

殊に淺間種の本場たる淺間の蠶種製造家は彼等の桑を持ち來るを俟つこと厚く、彼等も亦淺間行を喜び一日三、四十頭の馬を連ねて淺間に桑葉を運び溫泉に浸りて歸れりといふ。かゝる狀態なりしを以て、土地を所有する者は、極力桑園と爲し又一方同地に於ても蠶種製造家激增せり。

日露戰後繭價の騰貴は益々蠶糸業を發達せしめ退役軍人中恩給金を以て蠶種の買出に來る者多く之が又同地の蠶種製造を促進せしめ明治四十四、五年頃には同地に於ける蠶種製造家は八〇戸以上に及び當時の桑園面積實に八十町歩の多きに達せりといふ。

其後蠶種の人工孵化行はるゝに及び生種の必要を感ぜざるに至りしと、少面積乍ら所謂歩桑々園の各所に設置せられしとによりて、昔日の如き隆盛を見る能はずと雖、該桑園の面積には變化なく、今日其六割は糸繭用として使用せられ四割は各種製造家に使用せらるゝも、其內半分は同地の蠶種製造家一八戸にて用ひ、他の半分は他町村に移出せらるゝものにして大部分は依然として淺間及南安の蠶種家に使用せらるゝといふ。

尙同桑園面積の減退せざる理由は歩桑々園とて價値多き以外に、

イ、用水の便なく水田となし得ざる事。

ロ、礫砂多くして桑以外の作物栽培に適せざる事。同地方の桑園は徑一、二寸より、大なるは四五寸にも及ぶ磊々たる礫を股金鍬と稱する特殊の鍬にて耕作す。これ普通の鍬又は唐鍬にては忽ち其叉を缺くおそれあるを以て鍬の叉先二つに割れ下圖の如くなりたる鍬にて耕すなり。如斯土地に於ては桑の如き深根植物に非ざれば適せず。

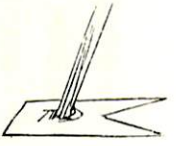

ハ、同桑園の桑葉を用ひて蠶兒を飼育すれば成績可良なること。

等なるべしといふ。

第八章　夏秋蠶專用桑園の起源及發達

本邦に於ける夏秋蠶の發達は極めて最近の事に屬する事は養蠶篇に述べたるが如し。從つて夏秋蠶にのみ收穫する所謂夏秋蠶專用桑園の發達も亦極めて最近に起れるは當然の事にして、夏秋蠶の本場たる松本平に於て慶應二年の大晩霜により野に青色なきに至れる時、止を得ず悉く桑樹を伐り拂ひしに其後發芽、成長繁茂せしかば風穴に貯藏せる蠶種を取出して飼育せしに好結果を得たるにより、是より後年々春季に伐採せる後より發芽せる桑によりて秋蠶を飼育するに至れりといふ。此秋蠶の起源と桑樹根刈仕立の起源と秋蠶專用桑園の起源とは略々同時のものなるが如し。

是より以前にありては夏秋蠶を飼育するに適當の桑なく春蠶に摘葉せる後に伸びたる新芽の嫩葉をとりて其稚蠶を飼育し漸く壯蠶となるに及びては春蔕の殘桑の頗る硬きものを與へたるが故に其繭質も極めて不良なりしが專用桑園を作りて飼育するに至りて始めて良繭を得るに至れり。

是より先秋蠶は桑樹の生理に害ありと爲し、或は病毒を蔓延せしむといひ、秋蠶の如きは好事家の爲すべき業なりといひ、甚しきに至りては明治十八年頃秋蠶國賊論を唱ふる者あり。明治十年熊谷縣川田兵治外二名は秋蠶種を製造せる爲同裁判所に於て有罪の判決を下さるゝに至れり。然れども風穴の利用、窮理法の發見及び普及、製絲業の勃興に伴ふ原料繭需要の激增、紙幣整理の進行其他財界の變動による農産物價格の暴落、紡績其他從來農家の兼營たりし手工業の廢滅（就中製糸業に於ける工場工業化の進展による製糸中心地方の副業的座繰製糸業の喪失、綿糸綿布の輸入による、「よりこ」より糸とり車にて綿糸製造等）による餘剩勞力の增大、春蠶は比較的農繁期と衝突すれども秋蠶は然らざる事等農家經濟の變遷に伴ひて夏秋蠶の飼育益々盛となり、ことに日露戰爭以後急激に普及發達するに及び桑園の增加之に伴はずして桑園の酷使となり荒廢桑園の面積年々增加せるを以て、從來春蠶本位の桑園を春秋兼用に改むると共に、荒廢桑園の整理改植を奬勵し、一方夏秋蠶專用桑園の發達を見るに至れり。

第一節　速成桑園の造成

明治四十年本縣に於ては荒廢桑園改植の爲魯桑實生苗栽培苗圃を設け兼て桑苗の無償配布を行はしめたり。これ荒廢桑園の改植に當り急に桑收穫量に大變動を來たし本縣主要産業たる養蠶業に急激なる變化を齎らさしめざらんが爲の應急處置として夏秋蠶臨時桑園を設置せんとするの趣意に基づけるものなり。

此臨時桑園の苗木は主として魯桑實生にして一反歩三千六百乃至五千四百本を植付く。即、畦間三尺株間一尺若くは畦間二尺株間一尺に植付け、五千四百本植付のものは二ヶ年据置き三ヶ年目に三株に付一株を抜取り前の株間を畦間に變更して一反歩千八百本とし三千六百株のものは四ヶ年据置き五年目に一株置きに株抜をなし千八百株となす。肥料は植付後新芽の一寸程にのびたる時初肥として稀薄の人糞尿を施し五寸位に發育したる時雜草を除き二番肥として前同樣

に人糞尿を施し六月下旬に至り再び耕耘を行ひ其株元に三番肥として鰊粕大豆粕等を施し次年よりは春肥夏肥との二回に分ち株元若くは畦間に凹所を設け適宜の肥料を施し土を掩ふ。

收葉法は初年は秋蠶用に全部摘葉し次年よりは春季發芽前に株元より伐採し此より發生せる新梢の元葉及び新梢中の四五本を殘して他の勢力弱きものを刈りて夏蠶の四齢までの用に供し、五齢に至り全梢の下半部を摘葉し、秋蠶には上半の全部を摘葉す。

如斯植付當年より收穫するを得ること、其株數普通桑園に三、四倍すること、隨而桑園としての壽命當然短きを以て臨時速成桑園の名あり。下伊那郡松尾村附近にては上等の田地を撰みて此桑園を仕立て春蠶より夏秋蠶を通じて摘葉し五、七年後再び水田に變更するものありしといふ。但しこは元より其名の示すが如く臨時のものなれば別に夏秋蠶專用桑園の設置を見、其面積は漸次增加せり。

第九章　桑葉賣買

第一節　記錄に見えたる桑葉販買

天保十二年丑年向八幡村庄作より江戸御留守居樣座間百人樣に差出せる「養蠶始末御尋に付書取を以奉申上候下書」（埴科郡五加村中村　飯島正一郎氏藏）に「明和の末に至り漸く桑植付等追始安永に至候而茂養蠶ハ不開鹽尻邊江賣桑而已致居候」とあり夙に蠶業開け蠶種製造地として名高き蠶種鄉鹽尻も、彼、寬保の大洪水により桑園流失して養蠶を營む能はず一時奥州に赴き蠶種を製造販賣せるも自家製造の利益あるに若かず追々養蠶復興し蠶種製造を始めたるも桑園流失の痛手は寬保

大洪水後三十年を經たる安永に至りても癒えず上田及屋代附近の此向八幡村即現今の五加村附近より桑を買ひたるものならん。これ桑葉賣買の記錄にのこれる最も古きものなり。（上田附近には尚古きものあるべしと想像すれども未だ調査行届かず）

之につぎては松代藩の御林桑の賣買なり。文化十年埴科郡關屋村藩有地二萬歩開墾桑植付の命をうけたる吾妻銀右工門は同年中に一萬歩開發桑苗四萬本を植ゑ文化十四年殘一萬歩之内六千五百歩開發桑苗二萬六千本を植ゑ文化十二年初伐六百束を出せるを始とし十三年には二千二百六十六束十四年には四千束と順次其生産高を增加し之を養蠶家に販賣せり。

文化十四丑年桑苗並桑御拂頂戴人別御書上帳によりて其販路を見るに松代桑市場を始め「西條」「鉄」松代、宮崎、東條、村、平林、寺尾、牧内、矢代、德間等にして其價格は一分に付平均十八束市場拂は一分ニ付平均二十八束半の値段なり。

されバ文化十三年六月十八日銀右工門より御勘定御吟味御役所に提出せる「差上申一札之御事」の中にも「當年之儀も世上一統養蠶さき立相減其上最初の内折々霜降候程之不順ニ付蠶仕損等も余程有之追々桑望人も少なく罷成候然ル所最初桑市へも差上候得とも其頃之様子ニ而ハ御引請通之直段之取付不申候ニ付御伺之上市賣之儀ハ當分差控置候而諸方へ手配追々望來候者共へ賣渡罷在候處追々一統桑澤山ニ御座候風聞ニ而拂方茂さき取不申候ニ付私義も上田邊迄相廻り候而様子見聞候處殘り桑多、伐干にも罷成候様子ニ相見へ候ニ付差急き罷歸り右様子御伺申上夫々市場へも相成丈附出上田御領坂城邊へも日々手配仕直下ニ賣出候得とも」（下略）とあり其販賣に苦心せる狀を察するを得べし。然れども、桑葉の販賣意の如くならざるを以て銀右工門は自ら大養蠶を行ひ以て最初藩に對して上申せる通りの該桑園よりの利益を擧げ言責を同ふせんことにつとめたり。

諏訪郡平野村間下の武居七之助は文政年間に大桑園を造りて養蠶を行ひ又桑苗を生産販賣せること既に述べたる如く

なるが其後自家用の殘桑を賣れること平野村誌に見えたり。

即、文政十三年には桑代合計十九兩二分天保二年には十七兩余の收入あり。桑相場は百六十七株一分と記せる由なれば畑賣買若くは株數賣買の如く見ゆれどもそれ丈の株を伐採して賣りしとも考へられ或は摘み桑をなせしとも考へられて明らかならず。買人は岡谷、小尾口を主とし、新屋敷、間下濱、山田等の村々に亘れりといふ。

第二節　桑賣買の方法

養蠶業の未だ幼稚なる時代には、桑も畦畔等に立通し若くは高刈等に仕立ありしかば其賣買にも葉を摘み一貫目何程として賣買する事一般に行はれしが其後養蠶業發達して多量の桑を要する場合には刈桑と爲し、一駄何程又は一束何程或は銀一分に付何束として賣買し、蠶種製造家の如きは出蛾歩合の多き桑を得んとして正月頃より畑にて賣買する者あり、然らざる者にても養蠶期に入りて畑にて賣買し刈取又は採葉の手數を先方に委する者あり。又桑園の持主か直接養蠶家に賣る場合と桑仲買人の手を經て賣買する場合とあり。又この場合個人にて取引する場合と市場にて取引する場合とあり。

桑市場

養蠶業の發達に伴ひ桑園も亦增加し自家用桑の殘桑を賣る者と、最初より桑賣を專業となせる者とあり。之に反し自ら多少桑を有し其不足分を買桑によりて補ふ者と、全然桑園を有せずして全く他人の桑園に依存して養蠶を營む者とあり。かゝる人々の爲に遂に桑市場の發生を見るに至れり。

信州蠶糸業の發祥地上田には古くより坂下に桑商人ありしといふ。（常入局長箭山茂平太氏談）恐らく桑市場もありしならんと想像すれど文献の徵すべきものなきを遺憾とす。

桑市場に關する唯一の文献は先に屢々述べたる松代藩が吾妻銀右工門に命じて開發せしめたる埴科郡關屋御林桑販賣の爲に松代町に設けたる桑市場に關する眞田家の文書なりとす。眞田伯爵家文書「文化十三子年ゟ文政三年辰年迄糸一件之儀日記ゟ書抜」の中に、

「金壹兩　中町吉左衛門
唯七
伊セ町伊兵衛
與惣右衛門
彌十郎
惣藏
荒神町六郎兵衛
武左衛門

右之者共商賣常々出精其上此度桑賣買之儀手始之處骨折大義ニ付酒代頂戴此上彌出精候樣右可申渡候

町奉行中

中町吉左衛門
唯七
伊セ町惣藏
荒神町武左衛門

右之者此度讓而骨折太義褒詞可被申渡云々。

とあり次に、

貳百疋ッヽ　　伊セ町惣藏

中町吉左工門

荒神町武左衛門

右之者共當年桑市之義最初〆相心掛其上中程より日增ニ拂底高直に相成候處桑出方致手段御手元桑配分方萬端取始末等之義迄も甚骨折太義ニ付酒代頂戴此上彌出精候樣

銀壹片　　中町仁兵衛

右之者當年桑市世話方出精太義ニ付酒代頂戴此上彌出精候樣右被申渡候

文化十四丑年六月

町奉行中

右之通被仰渡候付銘々召出申渡其上序之節御受申仲候　但し（御勘定吟味方〆受取樣御勝手方被仰渡候ニ付□紙添差出ス。）」

之に依りて松代藩に於ては文化十四年始めて桑市を開き中町吉左工門、伊勢町惣藏、荒神町武左工門、初め前記の人々桑市場の創業に當つて盡力しそれ〴〵賞賜せられしを知る。

須坂町に於ても元治慶應の頃より桑賣買行はれ仲買・人に鑑札を下附して冥加を徴收せりと思しく小田切藻兵衛文書に次の如きものあり。

「乍恐以書付奉願上候

桑仲買渡世の者御鑑札冥加何卒格別御減少被下度云々

仁右工門組桑仲買惣代

慶應元丑年八月

幸之助
同處差添人
牧恒右工門
立町組桑仲買惣代
由兵衛
同處差添人
万助
仁右工門組与頭
久田佐嘉工門
立町組同
和平

（中澤吉四郎氏藏）」

此他上田にも桑市場あり北安曇郡大町に於ては明治の初期にはその三日町に桑市あり。そこより桑を買ひて養蠶せる者もありしといふ。（曾根原波二氏談）も未だ調査十分ならず。

第三節　桑値段の變遷

桑賣買の行はるゝに及び始めて桑に値段を附する事となれり。吾妻銀右工門が松代藩命をうけて關屋御林桑畑二萬歩開發の目論見には、桑一分に付十五束の豫算の所其實際に當りては其半分の値三十束位にても買手なく大いに困却せし事其記錄に見え、文化十四年には一分に平均十八束市場拂は平均二十八束半とあり、又諏訪郡間下の武居七之助の記錄

によれば、文政十三年百六十七株一分とあれば平均五株一足とすれば一分に付三三、四束となり六株一束とすれば二十八束一分となりて略々松代の市場賣に匹敵す。然れども、桑葉は蠶不作又は掃立減少等の場合にはいづこに行きても殘桑にて吾妻銀右工門が云へる如く切干にでもせざれば他に方法なき場合は全く半錢の値なく拂底の年にはいかに高くとも蠶に與へざる可らざる爲に暴騰して相場一定せず。明治十年頃の桑葉賣買價格は次の如し。

明治十三年第一回長野縣生絲繭絹織物品評會申告書ニ基ク桑相場表

郡名	調査人員	明治十年	明治十一年	明治十二年	明治十三年
南佐久郡	四一	一、六四	一、三〇	一、四一	三、二六
北佐久郡	一一	〇、八七	〇、八〇	〇、九八	二、〇〇
小縣郡	三三	一圓ニ三尺束何束、一貫目何錢、一駄何圓、一圓ニ枝葉何束百十二貫何圓、壹反歩何圓、十貫何圓等區々ナリ			
諏訪郡	五	一、〇七	一、三〇	一、〇五	一、八〇
上伊那郡	九	〇、八四	一、〇五	〇、九九	一、二八
下伊那郡	三三	三、〇〇	二、〇〇	一、六〇	二、〇〇
西筑摩郡	—	〇、五五	〇、六六	〇、四三	〇、五五
東筑摩郡	六	一圓ニ何貫、一メ目何程、十貫目何程等ニテ一定セズ		一、六八	一、九二
南安曇郡	四	一、二〇	一、四四	三、六〇	四、八〇
北安曇郡	—	四、八〇	三、六〇		
		〇、八〇	一、〇〇	一、〇〇	二、七六
更級郡	二一	一、五五	一、二一	一、二七	二、六九
埴科郡	六	一、二六	一、〇四	一、〇六	二、四五
上高井郡	三六	一、八〇	一、一三	一、三七	二、九三
下高井郡	四	〇、七二	〇、七二	〇、九六	一、六八

上水内郡	三	一、五〇	一、六〇	一、五三	二、三六
下水内郡	二	—	—	〇、七二	一、九二

備考　小縣、東筑摩の二郡一は春蠶、一は夏秋蠶を以て南北の巨頭なるにも拘はらず共に調査區々にして郡としての價格を知る能はさるは遺憾なり。其他の各郡は二十四貫目を單位とせる價格なり。

日清戰爭後蠶糸業發展時代の桑相場は次の如し。

一府六縣連合共進會編解說書ニヨル桑相場表

郡名	調査人員	明治廿八年	仝　廿九年	仝　三十年
小縣郡	六二	三、二六	三、九二	三、五五
南佐久郡	四七	二、〇七	一、八三	二、二三
北佐久郡	三五	一、九一	一、一一	二、〇六

第十章　桑園災害

第一節　凍害

凍害は一般に古く霜害と稱せられ、我信州の如く大陸的氣候の地に於ては、晩春に於て晝夜の寒暖の差急激に變化するを以て屢々此害を被ることあり。されば、やゝ養蠶の行はるゝに至りし時代には之に注意し、其豫防法若くは善後策につきて說けるものあり。

小縣郡上鹽尻村塚田與右工門は寶暦七年出版の其著「新撰養蠶秘書」において、

「惣而麥などを蒔ときにも心付桑の根より二尺ほど離れて蒔くべし。霜ふりたる時地息上り枯れざるものなり、又、大霜の時桑不殘枯るゝ事あり其時には即時に桑の根を堀、下糞を強く掛又二日程過燒酎糟のくさりたるを掛べし、四十二時目には芽出し一旦にほき庭前より用立つものなり」

と霜害善後策を說き、又、同人の寬政元年に著せる養蠶後箇には、

「大霜の時桑不殘枯、桑も桑子も掃立の桑にこまる事あり、其時には遠路にても霜にあはざる山奥へ行高直にても調無油斷桑を掛べし（中略）伊達信夫にては大霜の年は青きものなく枯れたる桑畑は高直になり、又、少し青き葉の殘りたる桑畑は下直にて是れは新芽いづる事すくなし又殘枯たる桑は新芽いづる事早し（中略）桑に霜しらずと言ふ桑あり是は奥くわにて多くは霜にあたる事なし何國にても其村里において霜にあはざる場所あり又霜に強くあたる場所あり依て朝日の早く照る場所へは芽出の遲き葉を植又木影或は朝日の遲く渡屋敷の內へは早生くわを植置べし、霜は一度逃れてあはざる事多し」

と善後策及霜害にあはざる場所に桑を植又は「霜しらず」の如き晚生桑を植て前以て其豫防をなすべき事を述べたり。

文化十年松代藩の命により關屋御林に二萬步の桑園を開發せる吾妻銀右工門の文化十二亥年五月御勘定御吟味御役所へ差し出したる「乍恐以て書奉願候御事」の中には桑園の災害に就て左の如く述たり。

「關屋御林へ去年中植付被　仰付候桑當年初伐之分六百束余茂可有御座候處雪中鹿喰荒其上當三月十六日之霜ニ而め出初之處少々いさみニ罷成漸株ゟ二番出候ニ付」（下略）

と鹿に喰荒されたる事と霜害につきて述、豫定の如く桑の出ざりし事を陳謝し翌十三年にも四月四日の大霜害にて桑收穫減少せる事をのべたり。

天保十三年（一、五〇二）には、諸國大に霜降り桑樹を害したるにより各地方に於て蠶兒を放棄するものあり。信州に於ても、上田邊の被害甚しく鹽尻村（或は秋和村?）の工藤某、下伊那郡上郷村原六右衛門方に行き蠶種を製造し、それより同家にて蠶種製造法を覺えて蠶種を製造するに至れりといふ。（原家の言ひ傳へ及び前掲原家日記）

弘化三年（一、五〇六）「此年大霜害あり四月十六日桑の葉黑くなる。」（近世郷土年表）「大霜害の爲遠蠶、以來諏訪郡の蠶種製造者減少養蠶も一時衰ふ。」（平野村誌）

文久三年（一、五二三）武相甲信五ケ國とも桑新芽出し後霜害ありて蠶不作場所により三四分作なるを以て蠶紙薄しといふ。右は蠶不作の爲蠶種薄付なる故收繭少しとの儀と上申したるものなり。（江戸生絲問屋より町奉行所へ差出したる書類）

慶應元年（一、五二五）霜害あり松本附近の桑一時全滅せし爲全部刈取しに新芽出て養蠶をなし得るに至りしも其時には蠶種なくして養蠶する事能はず、たま〳〵稻扱の風穴に蠶種を貯藏せるものあり、之によりて養蠶をなし好結果を得たり。これ秋蠶の始なりといふ。或曰慶應二年なりと。（南安曇郡誌、東筑摩郡誌、前田風穴沿革等による）

明治時代に入りて養蠶業益々發達せること別表の如くなれば霜害（凍害）を被りたる事も尠からざるべしと雖、明治十一年以前は縣當局及縣民共に蠶種の爲に殆んど全力を注いで狂奔し、明治九年以後は製糸業急激に勃興し來りたる爲その改良に全力を傾注し居れるを以て、凍害に關する記錄の殘れるものも見當らざりしも、明治十八年蠶糸業組合準則發布され、同十九年縣令甲第二十一號を以て蠶糸業組合規則公布せられて、長野縣蠶糸業組合の設立となり、同年組合の事業として上水內郡宇木に蠶糸講習所を設置し三吉米熊を講師として蠶糸業に關する講習を開き、續いて縣內各地に同種の講習會開かれしより蠶糸業に關する本縣內業者の知識大いに高まり、凍害等につきても大いに注意するに至り、之を記錄せる特志家少からず。就中下高井郡中野町養田恒三郎、小縣郡殿城村柴崎新一、下伊那郡川路村今村正鄕の諸氏は明治二十一年以來今日に至る迄年々桑葉の發芽及葉の開展と凍害との關係につき研究し、各自日を定めて每年同一

月日に於ける各種の桑につき捺葉をなし併せて凍害の月日被害の程度等を記入せり。捺葉は頗る多くして掲載し能はざりしも、凍害につきては便宜上三氏の記録を組合せ一表となし左に之を掲ぐ。

自明治二十一年
至昭和八年　降霜調査表

年度＼調査者	下高井郡中野町　養田恒三郎	小縣郡厳城村　柴崎新一	下伊那郡川路村　今村正郷
明治二一年	ナシ		
同　二二年	ナシ	五月八日　早生三葉晩生一、二葉輕微	ナシ 五月三日　少々
同　二三年	四月二十六日　大降霜 被害甚大、蠶兒六割ヲ減ズ 此ノ頃ハ春蠶ノミノ飼育ナレバ及ス所頗ル廣シ 一、二月頃交々暖氣襲來シ平年ヨリ桑芽ノ進ミタルコト二十日間以上ナリ	氣候平年ヨリ十二、三日進ミ居リ爲ニ被害劇甚 四月二十六日　早生四、五葉晩生一、二葉	
同　二四年	ナシ		
同　二五年	ナシ		
同　二六年	ナシ	五月六日　早生二、三葉早生桑ノミ被害 五月二日　早生二、三葉早生桑ノミ輕微	五月六日　被害甚大
同　二七年	五月二日　降霜、害ナシ		
同　二八年	ナシ		
同　二九年	五月二日　降霜、害ナシ	五月八日　早生五、六葉晩生二葉早晩トモ	五月八日　被害少々

	五月八日	大降霜、被害甚大
	五月十四日	降霜
同 三〇年	五月十七日	降霜、稍
同 三一年	五月十六日	損害、三、四割
	霜害ノ後天候乾燥シテ桑ノ伸長悪シク蠶兒ヲ捨テルモノ續々	
	一月中暖氣、三月ニ至リ寒氣強ク	
	四月末温暖ニシテ桑速ム	
同 三二年	ナシ	
同 三三年	ナシ	
同 三四年	ナシ	
同 三五年	ナシ	
同 三六年	ナシ	
同 三七年	五月七日	降霜、害ナシ
同 三八年	ナシ	
同 三九年	四月三十日	降霜、早生桑被害
	五月二十三日	降霜被害僅少

被害甚シク小縣郡及縣下未曾有ノ被害

關東、東北地方一般ニ大被害

五月十六日 早生五、六葉晩生三、四葉早晩共被害甚シク小縣郡一般、二十九年ニツグ被害ナリ

五月十五日 同十六日 輕微、大日本蠶糸會報七十二號ニ詳シ

五月二十三日 輕微、蠶三齢眠中

五月十二日 雪交リノ降雨アリタルモ被害極メテ少ナシ

五月一日 少々、被害輕微

五月十一日 各地被害アリタルモ本村ナシ（殿城村）

四月三十日 早生一、二葉早生ノミ被害

五月上旬 天龍川沿岸一帶ニ大霜害アリ

五月二十四日	同		
六月一日	同	害ナシ	
五月二十三、四日ノ兩日ノ降霜ハ當時桑進ミ居リタレバ被害ヲ感ゼザリシモ後チニ至リ發育支障ヲ來タシ收葉量激減桑品賤			
同 四〇年	ナシ		
同 四一年	ナシ		
同 四二年	ナシ		
同 四三年	五月四日	降霜、早生桑被害	
同 四四年	五月一日	同	五月十五日 早生 五、六葉各地被害アリタルモ本村ナシ 五月十六日 晩生 二、三葉 五月一日 早生 二、三葉 早生、輕微
同 四五年	四月二十七日	同	五月二十五日 桑葉硬化セルヲ以テ輕微 四月二十七日 早生 一、二葉 早生輕微
大正二年	ナシ		五月一日 天龍河原 三、四割被害
同 三年	ナシ		四月二十六日 風越山、小川路峠ニ降雪アリシモ幸ニ降霜ナシ

右三年間通ジテ降霜アリ何レモ時日早ケレバ早生桑丈ノ被害ニシテ晩生桑ハナシ、三年間共ニ一月中鈍寒ニシテ雪少ナク三月頃寒氣强ク四月下旬高溫ニシテ反動的氣候襲來霜降ルニ至ル

同　四年	ナシ		
同　五年	四月二十七日　早生桑被害 五月六日　害ナシ 五月九日　大被害、中野附近五割 小縣全滅	五月九日　早生三、四葉 晩生一、二葉本郡平坦部ハ甚シク本村二分通リノ被害	五月九日　被害六割、今年始メテ交配種ヲ飼育ス
同　六年	ナシ	五月十一日　早生、三四葉 早生ニ被害アリタレトモ輕少	四月十七日　被害少々 五月十一日　大被害、天龍河原全滅
同　七年	ナシ		四月二十七日　被害少々
同　八年	ナシ		四月二十七、二十八、二十九日被害少々
同　九年	ナシ		四月二十四日　桑園全滅、古老ノ談ニヨレバ明治十一年頃一度大霜アリタルモ本年ヨリ輕ク前代未聞トノ評判也
同　十年	五月十六日　降霜、害ナシ		
同　十一年	ナシ	五月十日　早生四、五葉 五月十三日　晩生二、三葉 本郡平坦部被害甚シカリシモ本村ハ輕微	五月十三日　少々若芽非常ニ遅ル、例年通リ五月一日捻葉スルヲ得ズ、十日初メテナス
同　十二年	ナシ		
同　十三年	五月十日　害ナシ 五月十三日　專用桑全部 長沼方面激甚		
同　十四年	ナシ	五月十六日）早生三、四葉 五月十七日）晩生一、二葉 本郡平坦部ハ被害甚シカリシモ本村ハ輕微	
同　十五年	五月十七日　被害一割強、一月中雪多ク二、三月不順、氣候遅レ、桑一週間ヨリ十日間ノ發芽遅レナリ		

大正十年五月十六日	一〇、五	二、〇	六六	—	一、〇〇四、〇	一、八	三六、八八二	諏訪、上伊那、南安曇、更級、埴科、上水内ノ各郡
大正十三年五月十一日	一四、一	二、三 前五時〇〇分	三八	—	九、一八〇、〇	一、六	二九、九六八	縣下全般
同年五月十八日	一〇、二	三、〇 前四時五〇分	七五	—				
大正十四年五月十二日	一五、三	一〇、一 前五時三〇分	六三	—	二、三九八、〇	三、九	二五三、八七七	下伊那、松本、東筑摩、南安曇ノ各郡市
大正十五年五月二十六日	一六、〇	七、七 前五時十五分	六九	四六 後四時四五分	二、四五四、〇	三、八	三九九、一四五	上田、小縣、長野、上水内、下水内、上高井、下高井、更級、埴科ノ各郡市
昭和二年五月十二日	七、一	(一) 一、三 前五時二〇分	五九	三四 後一時三〇分	五二、二二二、二	七九、二	一四、九九五、三六六	縣下全般
昭和三年四月二十五日	二、二	(一) 二、八 前五時〇〇分	七七	四一 後一時一五分	七、二一六、〇	一〇、七	二、三二三、八五六	下伊那、上伊那南部、西筑摩南部
昭和四年五月六日	四、九	(一) 〇、九 前四時五〇分	八三	三四 後一時三〇分	一四、一八六、六九	二〇、四	一、五三六、六六六	下高井、下水内兩郡ヲ除ク全縣下ニシテ南信地方甚シ
昭和五年五月二十五日	廿五 一三、八	四、二 前四時廿五分	四九	三五 後二時〇〇分	四、五六三、二	五、七	六六四、三五四	南佐久、北佐久、西筑摩各郡其他諏訪、東筑摩、上水内等各郡ニ亘リ局部的ニ被害ス
昭和六年五月二十七日	廿六 一四、八	三、二 前四時五〇分	五八	三二 後一時三〇分				
昭和七年五月十一日	一二、七	三、一 前四時廿五分	六三	三六 後一時一五分	六〇、一	〇、一	二、六一五	北佐久郡御代田村
昭和十年五月四日	一〇、四	一、八 前五時〇七分	六九	二六 後一時〇〇分	五八一、〇	〇、八	三〇、四四四	更級郡、埴科郡、上高井郡ノ千曲川沿岸、各村及南安曇郡高家村、東筑摩郡中山村
同年五月二十三日	—	—	—	—	一、〇二九、五	—	二四、六二〇	小縣、上伊那、下伊那、東筑摩、南安曇、上水内、松本、上田ノ各郡市
	—	—	—	—	二七七、二	—	一〇、七三二	諏訪、西筑摩ノ二郡

大正二年五月中結霜調査表

（大正二年長野縣調査）

郡市名＼種目	五月四日 被害地	五月四日 反別	五月四日 被害狀況	五月十一日 被害地	五月十一日 反別	五月十一日 被害狀況	五月十八日 被害地	五月十八日 反別	五月十八日 被害狀況
南佐久									
北佐久				北御牧、大里、小諸川邊	反別未詳	根元ニ開葉セルモノ僅ニ被害アリシノミ			輕微
小縣				長久保古町	三町五反歩	輕微	縣村	五町二反五畝	二、三割二三六圓
諏訪				米澤、豊平玉川、永明豊田、湖南中州	三百六十一町歩	被害八分一厘			
上伊那									
下伊那									
西筑摩				日義、新開王瀧、三岳	二十五町歩	一割減	六十九町歩		輕微
東筑摩						輕微			
南安曇						同			
北安曇				松川、池田會染、七貴	一町八反歩	四分二厘			
更級				塩崎、東福寺、西寺尾御厨、榮、稻里	七十五町歩	五割乃至三割三二、八六五圓			

埴科郡屋代杭瀬下	根元被害約二分	五十六町四反歩	一割七分			
上高井			輕微	輕微		
下高井			同	同		
上水内		芹田、古牧大豆島、吉田、柳原、長沼、鳥居	十町歩	一割		
下水内		豊井村一部		輕微		
長野市						
松本市						
合計	未詳二分	五百三十二町七反歩	一割二分八厘	七十四町二反五畝歩	輕微又ハ二割五分	

備考　五月十一日、十八日計反別一千二百七十八町九反五畝歩被害一割四分三厘縣下桑園一反歩平均收葉量百九十三貫五百五十匁、價格三十八圓七十一錢（一〆匁二十錢）一割四分ノ金五圓五十三錢ノ損害トスルトキハ一千二百七十八町九反五畝歩ニ對シ七万七百三十一圓九十四錢ノ損失アル割合ナリ。

凍害豫防又は善後策

凍害の豫防又は善後處置に就ては本節冒頭に引用せる塚田與左工門の著書に明なりと雖、未だ積極的なる豫防方法に就ての記載なし。

而して明治以後に及び養蠶業の發達著しく、凍害豫防の重要性愈々加はるに及び豫防方法も焚火燻煙による積極的方法をとるに至り。其實施も團體的組織的となれり。即其一例を見るに千曲川沿岸の歩桑々園所在地として有名なる埴科郡屋代町に於ては明治二十四年左記の如き霜害豫防組合を設け規約を制定して之を勵行せり。

「明治廿四年創立

霜害豫防組合規約

長野縣埴科郡屋代町霜害豫防事務所

屋代町桑園霜害豫防組合規約

總　則

第一條　霜害豫防施行便利ノ爲メ一組合ヲ設ケ協議ノ上規約ヲ結ブ

但シ規約結定ノ上ハ所轄役所ニ届出スベシ

第二條　豫防法實行ノ個所ハ當町内字道合、上河原、加納坊、中島、代官河原、大ヶ瀬、高畑、高河原、德本、竹ノ浦ノ拾耕地トス

但シ本條ノ地内ハ多少ヲ問ハズ耕作スルモノハ當町ハ勿論他町村ノ者ト雖モ總テ組合員トス

撰擧及組織

第三條　霜害豫防ニ關スル事務取扱ノタメ該事務所ヲ當町便宜ノ場所ニ設置ス

第四條　組合ニ通信委員兼指揮者三十名ヲ置キ組合員ノ總會ニ於テ撰擧スルモノトス

第五條　組合ニ豫防長兼會計掛正副二名ヲ置ク

但シ事務取扱日數四十日ト假定シ一人金二圓ノ報酬ヲ給ス

第六條　組合ニ通信委員長四名ヲ置キ一人ニ付金一圓ノ報酬ヲ給ス

第七條　第五條第六條ノ委員長ハ通信委員ノ總會ニ於テ互撰スルモノトシ二人以上ノ同點者アルトキハ年長ヲ取リ若シ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之レヲ定ム

職務規定

第八條　豫防長兼會計掛ハ豫防ニ關スル事務ヲ統轄シ及ビ經費ノ出納ヲ掌ル

第九條　豫防長兼會計掛ハ毎年委員會ニ豫算案ヲ起草提出スルモノトス

第十條　通信委員長ハ豫防長ヲ補佐シ共ニ十分ノ運動ヲ爲スモノトス

第十一條　通信委員ハ霜害豫防ニ關スル一ハ大小ヲ論セズ充分靈力シ臨時ニ起リタル事件ハ總テ兩長ト協議ノ上運動スルモノトス

第十二條　通信委員ハ桑樹發芽ノ候ニ至レバ各自受持組合ニ向テ焚料品ヲ運搬ナサシムベシ

但シ再三運搬ヲ促スト雖モ應セザルモノアルトキハ委員會ニ於テ處分スベキモノトス

第十三條　豫防長ハ桑樹發芽ノ（八十八夜）前后三十日間事務所

ニ宿直ヲナシ寒暖計ヲ検査シ四十五度ヨリ降リタルトキハ通信委員ニ向テ急報ヲナスベシ

第十四條　通信委員ハ豫防長ヨリ急報ヲ得タルトキハ直ニ事務所ニ出頭シ協議ノ上降霜スルト認メタルトキハ警鐘（山ノ堂ノ鐘ヲ用ユ）ヲ鳴シ組合員ニ知ラシムベシ

施行法

第十五條　豫防法實施ニ際シ便利ノ爲メ耕地圖面ヲ調製シ外ニ番號、反別、姓名ヲ記載シタル諸帳簿ヲ新調シテ事務所ニ備ヘ置クモノトス

第十六條　畑一反歩ニ付四ケ所ノ割合ニテ燻煙スルモノトス其焚料ハ一回分籾殻二俵外ニ松葉二束又ハ他ノ相當ナル代用品ニテモ差支ナキモノトス

第十七條　各自ノ所有小作ノ論ナク耕作人ノ反別ニ依リ二回分燻燒ノ準備ナスベシ

但シ他町村ヨリ來リ耕作ヲナスモノハ當町代納人又ハ右關係者ニテ假ニ担任シ該人ヨリ直ニ準備ヲナサシムベシ

第十八條　第十六條ノ準備ニ差支ヲ生ジタルトキハ通信委員ニ相當ノ代價ヲ納メ依賴スルモノトス

第十九條　豫防法實行便利ノ爲メ大凡四反歩ヲ以テ隣地小組合トシ其組合ヨリ一人ノ焚火担任者ヲ定メ其姓名ヲ事務所ニ届出スベシ

第廿條　隣地申合セ地割ヲナシ焚火ヲナス個所ニ當リタルトキハ耕作人ニ於テ苦情ハ勿論彼之レノ口實ヲ設ケ拒ムコトヲ得ズ

第廿一條　總テ各委員ハ警鐘ヲ聞キ夫々不參ナキ樣盡力シ現場ニ至リタルトキハ百方巡回指揮ヲナスベシ

第廿二條　降霜スルト認ムル場合ニ警鐘ヲ聞クトキハ各組合員受持場所ニ騙ケ付ケ夫々焚火ノ用意ヲナシ居リ第二號ノ警鐘ヲ聞キタルトキハ直ニ焚火スベシ

但シ一號ノ警鐘ニテ用意ヲナスモ二號ノ警鐘ヲ鳴ラサヽルトキハ降霜セザルモノトナシ通信委員ノ指揮ヲ待テ引上クベシ

第廿三條　組合員ハ第十二條但書ノ處分ニ對シ決シテ苦情ヲ鳴ラスコトヲ得ズ

第廿四條　組合員ハ前數條ノ規約ハ如何ナル場合ト雖モ之レヲ遵守シ背戻セザルモノトス

若シ違約者アルトキハ官廳ノ保護ヲ受ケ以テ豫防ヲ周到ナラシメントス依テ玆ニ規約ヲ結ビ各自調印スルモノトス

長野縣埴科郡屋代町

桑園霜害豫防事務所

霜害豫防長兼會計掛

石黒金十郎

副霜害豫防長兼會計掛　　塚田寅之助
渡邊新治郎　　越伊代太
通信委員長　　新村力之助
山田正平　　北村忠助
越與惣左衛門　　新村善兵衛
若林音三郎　　越角之助
和田義市　　村山藤五郎
通信委員兼指揮者　　瀧澤竜太郎
若林治三郎　　唐木廂作
諏訪吉之助　　瀧澤又一郎
若林佐次右衛門　　春日幸平
武田眞龜太　　小川文太郎
鵜澤由太　　石黒喜助
神尾市兵衛　　春日七郎右衛門
塚田金之助　　監事
鵜澤喜十郎　　柳澤五郎
神尾七郎兵衛　　多田恕助」

最近に於ける大凍害

(一)　大正五年の凍害

大正五年五月九日の大凍害は全縣下に亘り、其被害甚大なりしが、其際に於ける被害程度及び、豫防法、善後處置

等につき本縣蠶絲課の調査並に實施事項左の如く、又、翌大正六年四月には前年の被害甚大なりしに鑑み告諭を發して其豫防法及善後策を周知せしむるに至れり。

一、凍害ト桑

被害反別及收葉ノ減少

桑園ノ被害反別ハ約一萬六千町歩ニシテ桑園總反別四萬七千町歩ニ比シ約三割五分ノ多キニ達セリ尤モ其被害程度ニ至リテハ輕重多少ノ差アリト雖モ實ニ二十年來ノ稀有ノコトタリ

今其被害ニ依ル農家ノ減收ヲ概算スルニ對一反歩減少收葉量五十貫匁（新桷付）トシテ一貫匁ノ價格十五錢ト假定セバ桑園一反歩ニ對スル被害高七圓五十錢ナルヲ以テ總額百二十萬圓ニ達スベシ

桑葉ノ補充

而シテ桑葉ノ補充ニ就テハ當時遠ク之レヲ縣外ニ求メントシタル者モ少ナカラザリシガ隣縣群馬、山梨等ニ於テモ霜風害ノ甚ダシキモノアルト縣內ニ於テモ前陳ノ如ク被害輕微ナルモノ又ハ全然之レヲ免レタル地方少ナカラザリシ爲メ今日ニ於テハ自郡若ハ近郡ニ於テ相當補充ノ途講ゼラルヽモノヽ如シ從來諏訪、東筑摩等ニ於テ山梨、岐阜等ヨリ移入シツヽアリシ桑葉ハ本年ニ於テモ購入セラレツヽアリ

施肥

被害桑園ニ對スル速効肥料ハ金肥施用極メテ僅少ナルモノヽ如ク重ニ人糞尿等ヲ以テ之レニ充テツヽアリ如斯金肥ノ需要甚ダ少ナキハ資金ノ不如意ナルニモ基因スベシト雖モ昨冬以來絲價ノ高騰ニ伴フテ施肥ヲ多カラシメタルニモ因ルナラン

凍害豫防

本月八日夜ノ天候ハ靜穩ニシテ晴朗夜ノ更クルニ從ヒ冷氣次第ニ加ハリ凍害ヲ豫知スルヲ得タリシヲ以テ原蠶種製造所及各實業學校其他當業者中ニハ極力燻烟法撒水法、包被法、覆蓋法等ノ豫防ヲ實施セシモノアリシモ今回ノ如キ激甚ナル凍害ニアリテハ殆ド滿足シ得ベキ効果ヲ認ムル能ハズ唯覆蓋法、撒水法（一部）ヲ行ヒシモノニ於テ僅ニ其慘害ヲ免レタルニ過ギズ今回ノ實績ヨリ按ズルニ將來凍害ノ豫防ハ一部覆蓋法ヲ實

施スル外養蠶組合又ハ其他ノ團體ヲシテ凍害ヲ免レ得ベキ地勢ヲ撰ビテ共同桑園ヲ設置セシムルノ如キ策ノ得タルモノナラン

二、凍害ト養蠶、製種

蠶兒掃立狀況及蠶種並蠶兒處理狀況

五月九日ノ霜害當時ニ於ケル被害地（下伊那、西筑摩ヲ除ク）養蠶業者ノ掃立ヲ了リタル蠶種ハ約四千六百枚ニシテ掃立總數ニ對シ僅カニ二分ニ過ギザリシト雖モ蠶種製造者ノ掃立ヲ終リタル者ハ約一萬五千七百枚ニシテ總掃立枚數（大正四年）ニ比シ實ニ三割七分ニ達セリ從テ一時之レガ飼料ニ頗ル困難ヲ感ジタリト雖モ幸ニシテ山部河岸等ノ無被害地若クハ被害程度ノ少ナキ地方ヨリ桑葉移入ノ手配行渡リタル爲メ全然蠶兒投棄ノ不幸ヲ見タルハ養蠶者ニ於テ約一千百枚蠶種製造者ニ於テ一千八百枚ニ止マリ大部分ハ飼育ヲ繼續スルヲ得タリ

春期養蠶ノ減少

然リト雖モ桑園ノ現狀ヨリ打算シテ春季ニ於テ尚掃立ヲ減少セザルベカラザルハ當然ナリトス故ニ既ニ投棄シタルモノ及今後投棄セザルベカラザル蠶種豫想高ハ養蠶者約三萬五千三百枚製種業者約二千三百枚ニ達シ蠶兒、蠶種ヲ通計シテ前年總掃立枚數ニ比シテ養蠶者ハ約一割五分製種業者ハ約一割ノ見込ナリト稱スト雖モ實ニ桑園被害ノ程度ノ狀況ヨリ觀察スレバ假令今後ノ恢復ヲ見込ムモ壯蠶期ニ達セザレバ收葉不可能ナルベク爲メニ稚蠶用桑需給ノ均衡ヲ失スルハ明ニシテ製種業者ハ格別トシテ製絲用繭ノ生產ヲ目的トスル普通養蠶者ノ掃立ハ凡ソ二割ノ減少ト見込ムヲ以テ當レリト云フベシ若シ然リトセバ產繭ハ約六萬石ノ減收ニシテ其損害價額（一石四十圓トシ）實ニ二百四十萬圓ノ巨額ニ達スベシ

補充用蠶種ノ需給

今後被害桑園再發芽ノ狀況ニ依リテハ春季間ニ於テ掃立補充ノ爲メ需要セラルベキ蠶種ハ現在ノ豫想約四千枚トス今果シテ之レニ應ジ得ベキ蠶種ノ在庫數アリヤヲ調査スルニ現在縣內蠶種製造者ノ有スル一化性特別蠶種約七千九百枚、普通蠶種約八千九百枚ナルヲ以テ優ニ之レガ供給ヲ爲スヲ得ントス更ニ風穴種ニ至リテ

ハ特別蠶種六萬九千枚、普通蠶種約二萬枚ノ多キヲ算スルヲ以テ供給上不足ヲ生ズルガ如キコトナシ

蠶種製造ノ打撃

蠶種製造ニ及ボセル影響ハ意外ニ少ナク春蠶ニ於テ約八分ノ減少ニシテ其數五萬七千九百枚ニ過ギザルガ如シ之レ全ク當業者ガ早ク桑葉購入ノ途ヲ講ジ又ハ無被害地方ニ分育場ノ新設等ヲ企畫シテ能ク急ニ應ズルノ策宜シキヲ得タルガ爲メナリトス

夏秋蠶種ニ至リテハ本縣並ニ群馬、埼玉、新潟、山梨諸縣ノ霜害ニ伴フテ需要ノ增加スルハ當然ニシテ被害桑園モ亦掃立時期ニ尚多クノ日數ヲ有スルヲ以テ恢復ノ見込充分ナルガ故ニ全縣下ヲ通ジテハ前年ニ比シテ製造額ハ增加スルノ趨勢ナリト雖モ仔細ニ之レヲ觀察スレバ其地方ニ依リ又ハ蠶種製造時期ニ依リ利害得失ノ岐ルヽモノアルハ免ルベカラザルベク今後ニ於テ桑葉ノ伸長ト蠶種掃立時期ノ均衡ヲ失セザル樣留意セザルベカラズトス

本年度ニ於ケル夏秋蠶種ノ需給

春蠶桑園凍害ノ結果夏秋蠶ノ掃立增加セラルヽハ獨リ本縣ノミナラズ群馬、埼玉ノ霜害地又ハ新潟、山梨ノ如キ風害アル各縣ニ於テ當然起ルベキ趨勢ナリトス然ルニ從來如斯機會ニ遭遇セル場合ニ於テ本縣當業者ハ各自徒ラニ相競ヒ無謀ノ產出ヲ計リ却テ生產過剩ニ陷リ不測ノ損失ヲ招クノ弊アリ故ニ蠶種供給地トシテノ本縣ニアリテハ之等需給ノ狀況ヲ充分ニ調査シ以テ當業者ニ其向フ處ヲ指示シ此間萬遺漏ナキヲ期セシムル必要アリトス

霜害ト原蠶種製造施設

縣立第一、第二原蠶種製造所所有ノ桑園並買約桑園ハ被害步合九割餘ニ達シ殆ンド全滅ノ狀態ナリ殊ニ原蠶種用トシテハ再發芽ノ桑葉ハ甚ダ不適當ナルガ故ニ全然之レガ使用ヲ中止シ更ニ無被害地ノ桑葉ヲ購入シ以テ豫定ノ計畫ヲ施行スルコトヽセリ

而シテ又一般配付原蠶種用原蠶兒指定飼育者モ亦多ク被害ヲ免レズ爲メニ一時ハ其善後策ニ就キ大ニ憂慮シタリシガ幸ニシテ之レガ指定ノ變更ヲ行ヒ又ハ掃立ヲ延期シ以テ豫定ノ計畫ヲ施行スルヲ得タリ尙一般指定飼育者ニ對シテハ今後決シテ被害桑園ノ桑葉ヲ使用セ

ザル様警告ヲ發シタリ

三、善後策

桑園被害並掃立用蠶種ニ對スル應急ノ處置トシテハ五月十日ニ於テ被害地踏査ノ實況ニ照ラシ直ニ注意事項ヲ各郡市役所並蠶業取締支所、縣農會、蠶種同業組合聯合會ニ指示シ同時ニ新聞紙上ニ於テ之レヲ公示セリ各郡市ニ於テモ亦別紙ノ如ク夫々指示スル所アリタリ而シテ一方養蠶組合ニハ特ニ應急ノ指導ヲ怠ラザル様通牒ヲ發シタリ

蠶種製造上ニ就テハ其取締上可成此際便宜ノ措置ヲ與フル様各支所ヘ通牒ヲ發シタリ

尚今後ニ於テハ郡市役所、蠶業取締所各級農會其他關係官衙協力シテ實地ニ就テ養蠶製種上監督指導ヲ周密ナラシメ以テ例年ニ於ケルガ如ク霜害後ノ養蠶製種ノ不成績ヲ再現セザル様留意セントス

凍害調査　其一

種目 / 郡市名	現在掃立タル蠶種歩合 養蠶者 歩合	養蠶者 枚數	蠶種製造者 歩合	蠶種製造者 枚數	蠶種及蠶兒ノ處理狀況放棄シタル分 養蠶者 蠶種 蠶兒 歩合	養蠶者 枚數	蠶種製造者 蠶種 蠶兒 歩合	蠶種製造者 枚數	春蠶期ニ於ケル蠶種補給見込高	春蠶期ニ於テ供給シ得ベキ見込 殘リ種	風穴種
	分		分		分		分			枚	枚
南佐久	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特 五〇〇	特 八五〇 普 一三〇
北佐久	—	—	—	—	一・〇	二、〇〇〇 —	〇・五	五〇 —	—	—	特 三、五〇〇 普 三五〇
小縣	—	—	〇・三	特 六、〇〇〇	三・五	一、四〇〇 —	一・〇	一、四〇〇 六〇〇	—	特 二、〇〇〇	特 二〇、〇〇〇 普 一〇、〇〇〇
諏訪	—	—	七・〇	一、一二〇	—	—	—	—	—	—	特 二、〇〇〇 —
上伊那	〇・二	五〇〇	四・〇	一、五〇〇	—	—	—	—	—	特 三、〇〇〇	特 八、〇〇〇 普 七、〇〇〇
下伊那	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

| | | |

種目 / 郡市名	南佐久	北佐久	小縣	諏訪	上伊那	下伊那	西筑摩	東筑摩	南安曇	北安曇	更級	埴科	上高井
桑葉補給狀況ト方法 縣内	充分	同	同	同	同			充分	同	同	同	同	同
桑葉補給狀況ト方法 縣外	ナシ	同	同	同	同			ナシ	同	同	同	同	同
桑葉價格 現在	賣買ナシ	同	新梢付一圓ニ付二〇〇匁乃至五〇〇匁	新梢付先約ニテ一〆目七十錢	賣買ナシ			一圓ニ付四〇〇匁乃至七〇〇匁	同	一圓ニ付五〇〇匁乃至七〇〇匁	新梢付一圓ニ付八〇〇匁乃至一五〇〇匁	七、八百匁	賣買ナシ
桑葉價格 夏秋季	不明	同	同	同	同			不明	同	同	不明	一駄	不明
夏秋蠶種需用關保 夏蠶	一割五分增	一割增	一割五分增	增減ナシ	同			增減ナシ	同	同	一割增	四割增	增減ナシ
夏秋蠶種需用關保 秋蠶	一割五分增	一割增	五分增	增減ナシ	同			一割增	同	梢增加	二割增	二割增	增減ナシ
蠶種製造 豫想高	二割增	增減ナシ	一割減特二万枚	二割減	增減ナシ			增減ナシ	同	千五百枚增	五分減	同	增減ナシ
肥料 供給力	速効肥料ナシ	同	充分ナルモ需要ナシ	人糞尿蔪粕使用	ナシ			高價ノタメ需要ナシ	同	人糞尿使用多シ	充分ナルモ需要ナシ	同	人糞尿ノ外ナシ
肥料 資金	施肥ノ必要ナキニヨリ資金ヲ要セズ	同	欠乏ト云フ程ニアラズ	同	同				同		資金ノ有無ニ拘ラズ需要セズ	同	同
鐵道ニヨル桑葉輸送狀況	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ			ナシ	ナシ	更級郡姥捨、埴科郡坂城ヨリ約百貫目輸送	ナシ	ナシ	ナシ

下高井	同	同	同	同	同	特二千枚増	硫酸アンモニヤ充分	同	ナシ
上水内	同	同	一貫匁ニ付一圓二、三十錢	同	同	特三千六百枚減 普三千六百枚	充分	同	ナシ
下水内	同	同	賣買ナシ	同	同	特三千枚増 普千枚	信濃肥料硫酸アンモニヤ充分	同	ナシ

凍害桑樹ノ梢條刈取ニ就テ

凍害善後策中單ニ桑葉ノ收穫ヨリ之レヲ云フトキハ梢條刈取法ノ有利ナルコトハ縣立蠶業學校試驗成績(廿九年)其他ノ實驗ニ徵スルモ明カナルコトニシテ人ノ克ク知ル處ナリト雖モ梢條刈取時期ニ關シテハ人ニヨリ其所見ヲ異ニセルモノヽ如シ、凡ソ凍害ノコトタル被害時期又ハ程度ニヨリ一樣ナル能ハズト雖モ曾テ本縣農事試驗場松本分場ニ於テ行ヒタル凍害善後策試驗ノ成績ニヨレバ被害當日刈取リタルモノト七日目刈取リタルモノトノ成績左ノ如シ

一、被害當日刈取リタルモノ

現蠶期收葉量	二一九、六〇〇匁	七月三十日摘葉
秋蠶期收葉量	一三〇、八〇〇	八月廿八日摘葉
計	三五〇、四〇〇	

二、被害後七日目刈取リタルモノ

夏蠶期	一、七六、四〇〇匁	七月三十日摘葉
秋蠶期	一〇六、八〇〇	八月廿八日摘葉
計	二八三、二〇〇	

前記供試桑樹ハ四方畎ニシテ明治四十一年及四十二年ノ兩度ニ亘リ被害程度又今回ト徑庭ノ差ヲ認メズ若シ蠶業經營上春蠶用桑ヲ變ジテ夏秋蠶用トシテ差支ナキ場合若シクハ被害程度激甚ニシテ梢條ノ枯死セルモノニアリテハ此際直ニ刈採ルヲ以テ有利ナリトス被害後梢頭剪除ヲ行フモノニアリテモ其理又同ジ

桑葉輸送ニ關スル件

大正五年五月十三日　　知事

長野運輸事務所長村上兵太郎宛

去ル九日ニ於ケル本縣桑園ノ被害ハ頗ル激甚ニシテ爲ニ

一般農家ノ打撃ハ甚大ナルモノニ有之洵ニ憂慮ニ堪ヘザル次第ニ有之候處之レガ桑葉補給上被害少ナキ地方ヨリ購入輸送スル向モ不勘ルコト、存候ニ就テハ鐵道輸送上ニ關シ縣内當業者ヨリ願出ノ場合モ有之候ハバ蠶種同業組合聯合會長ヨリ申出ノ次第モ有之候間可成事情許ス限リ御便宜ノ御取計相成度此段及御依頼候也

桑樹凍害ニ關スル告諭

桑樹凍害ノ蠶業上ニ及ボス影響ハ甚大ニシテ晉ニ發芽ノ遲延若クハ收葉量減少ノ被害ニ止マルノミナラズ蠶兒ノ發育及蠶繭蠶卵ノ品質ニ影響スルヲ以テ當業者ノ被ル損失蓋シ尠少ナラザルベシ其凍害豫防法及善後策ニ付テハ或ハ講習講話ニ或ハ隨時注意ヲ促シテ其實行ヲ奬勵セリト雖モ徒ラニ不可抗力ノ天災ナリト稱シ等閑ニ附スル者多キハ甚ダ遺憾トスル所ナリ

桑樹ノ凍害ハ人爲ニ依リテ或ル程度マデ其被害ヲ輕減セシムルコト得可キモノナレバ宜シク其地方ノ情勢ニ鑑ミ左記事項ニ基キ協力一致臨機應變ノ處置ヲ誤ラザルニ努メ殊ニ養蠶組合ノ如キ共同的施設ヲ有スルモノニアリテハ須ラク之ヲ利用シテ其豫防法及善後策ヲ講ジ以テ本縣蠶桑業ノ進展ヲシテ益々堅實ナラシメンコトヲ期スベシ

凍害豫防法

一、平時ニ於ケル豫防法

(イ) 凍害ノ憂少ナキ場所ヲ撰ミテ早生桑ヲ栽植スルコト

(ロ) 桑樹ハ秋末ニ至リテ成長ヲ避クルコト

(ハ) 凍害豫防ノ施行ニ便スル爲メ早生桑ノ共同桑園ヲ設置スルカ若クハ一局所ニ集合シテ設置スルコト

(ニ) 凍害地ニアリテハ稚蠶用桑園ハ高所又ハ傾斜地ニ設クルコト

(ホ) 凍害地ニアリテハ春季桑條ノ結束ハナルベク遲ク解除スルコト

二、應急ノ豫防法

(イ) 覆蓋法

桑園ノ上部ニ竹又ハ細丸太ヲ以テ棚ヲ作リ莚又ハ濫紙ヲ覆ヒ寒風ノ襲來スル方向ニ莚ヲ吊シ其中ニテ少量ノ鋸屑籾糠又ハ青松葉ノ如キモノヲ燻烟スルコト

(ロ) 包被法

桑樹ヲ一株ヅヽ枝條ヲ結束シ菰又ハ蓆等ニテ包被ス

覆蓋法ニ比シテ効果少ナキモ一小部分ノ桑園ニ行フニ便ナリ

(ハ) 灌水法

灌水ノ便利ナル土地ニシテ自由ニ灌水シ得ベキ桑園ニアリテハ凍害ノ前日若クハ當夜水ヲ灌ギテ桑園ニ湛ヘ上方ヨリ下方ニ流動セシムルコト

(ニ) 燻烟法

山ヲ以テ圍繞シ寒風ノ襲來ヲ天然ニ遮ル處ニナリテハ豫メ燻烟スベキ材料トシテ粗糠、落葉又ハ藁稈類ノ如キモノヲ備ヒ置キ凍害ヲ豫知セル場合ニ協同シテ之レヲ燻烟スルコト

又平坦部ノ桑園ニアリテハ協同シテ多量ノ烟ヲ起サシメ且ツ燃料ニ時々水ヲ注ギテ水蒸氣ヲ發散セシメ日出頃マデ繼續スルコト

凍害善後策

一、被害程度ノ甚ダシキモノ

被害ノ程度甚ダシキ新梢全部凍死シ枝條ニマデ影響セルガ如キモノニアリテハ經濟事情ニ鑑ミ被害後直ニ伐採シテ條芽ノ發生ヲ促シ夏秋蠶用桑園トナスヲ便トス

二、被害程度ノ輕微ナルモノ

被害輕微ニシテ葉又ハ嫩芽ノ先端凍死セルモノニアリテハ水利ノ便ナル場合ハ桑園ニ灌水又ハ撒水シ適當ノ水分ヲ與ヘ尚智利硝石、硫酸アンモニア又ハ人糞尿、風呂水等ノ速効肥料ヲ稀釋シテ數回ニ施肥シ再發芽ヲ促スコト又被害桑園ニシテ未ダ春耕ヲ行ハザルモノニアリテハ此際耕鋤ヲ行ヒ且ツ被害部ヲ剪去スルコト

三、蠶卵ニ對スル善後策

催青中ニアルモノハ一時四十度前後ノ冷所ニ移シ發生ヲ抑制スルコト而シテ抑制ノ期間ハ催青ノ初期若シクハ發生前日ニ於テナスコト

四、其他

(イ) 既ニ掃立タル蠶兒ハ可成低溫度ヲ以テ飼育シテ被害桑ノ伸長ト蠶兒ノ發育トヲ伴ハシムルヲ要ス但シ低溫飼育ノ爲メニ冷濕ニ陷ラシム可カラズ

(ロ) 掃立蟻量ヲ減ズルハ喜ブベキコトニ非ズト雖モ被害桑園多ク其收穫著シク減ズベキモノニアリテハ高價ナル桑葉ヲ購入飼育スルガ如キ不利益ヲ避ケ宜シク其分ニ應ジ飼育量ヲ適當ナラシメ養蠶ノ利益ヲ多

カラシム可シ

大正六年四月　　長野縣知事　赤星典太

(二)　昭和二年の凍害

昭和二年五月十二日の大凍害は縣下全般に亘り下伊那の如き氣候早く溫暖となり桑葉の既に硬化せる所は比較的輕微なりしも縣下を通じて養蠶戸數一五四、三三八戸に對する被害養蠶家戸數一二四、七〇戸（註一）即八〇%以上に達し桑園總反別六四、一〇七町六反に對し被害桑園反別合計四六、四四三町九反にして（註二）七二%四五を示し損害見積金額一四、九九五、三六六圓に上れり。

註(一)　昭和二年桑樹凍害戸數

郡市名＼項目	凍害被害戸數	大正十五年養蠶戸數	養蠶戸數ニ對スル桑樹凍害戸數割合
南佐久	七、七四五	七、九三七	九七、六%
北佐久	九、七八〇	一〇、三一六	九四、八
小縣	一二、五四六	一四、三九〇	八七、二
諏訪	九、二八二	一〇、一九八	九一、〇
上伊那	一一、四五五	一六、一二〇	七一、一
下伊那	三、二六四	一七、四九六	一八、六
西筑摩	一、七五一	四、九〇七	三五、七
東筑摩	一七、四三二	一六、二三八	
南安曇	六、八五三	六、五五八	

| | | |

下伊那	七、五四八、〇	六、四一八、〇	二二四、〇	一六二、一	二九三、六	八一、四	七六一、一	一、一三〇、〇	一五七、一	九一八、二
西筑摩	一、六二七、〇	六〇〇、〇	二五、〇	四〇、〇	八八、八	二五、一	一七八、九	一、〇二七、〇	二九一、一	四七〇、〇
東筑摩	八、一五一、九	四、二八三、〇	三、一九〇、七	七三六、八	二一五、〇	一五、〇	四、一五七、五	三、八六八、九	三、六七〇、四	七、八二七、九
南安曇	三、三一九、六	一、二六七、〇	一、〇七五、三	—	—	—	一、〇七五、三	二、〇五二、六	一、五八五、四	二、六六〇、七
北安曇	一、九八九、二	七八五、〇	六一八、八	—	—	—	六一八、八	一、二〇四、二	七九一、六	一、四一〇、四
更級	三、三一七、四	二、四一五、四	一、六四六、二	五二八、三	一四七、〇	九三、九	二、四一五、四	九〇二、〇	五二一、五	二、九三六、九
埴科	二、六四四、七	二、一〇七、七	九一六、九	四六六、〇	三八七、八	七、四	一、七七八、一	五三七、〇	四八八、五	二、二六六、六
上高井	二、七〇三、七	一、八九二、七	一、八九二、七	—	—	—	一、八九二、七	八一一、〇	六八一、四	二、五七四、一
下高井	一、七四六、六	九三八、〇	七四五、三	六四、〇	—	—	八〇九、三	八〇八、六	六七一、一	一、四八〇、四
上水内	三、〇八九、四	二、一二〇、四	一、四一九、九	三一、九	一八、〇	一三、八	一、四八三、六	九六九、〇	一、四五二、四	二、九三六、〇
下水内	九二四、七	五一三、〇	二六一、四	一〇、〇	二〇、三	四、二	二九五、九	四一一、七	一三三、五	四二九、四
長野	四七二、九	四三六、九	四〇〇、〇	一〇、〇	—	—	四一〇、〇	三六、〇	三〇、〇	四四〇、〇
松本	三九九、九	九三、〇	九三、〇	—	—	—	九三、〇	三〇六、九	三〇六、九	三九九、九
上田	四六七、三	三七八、三	五六、〇	一〇〇、〇	八〇、〇	五〇、〇	二八六、〇	八九、〇	八九、〇	三七五、〇
計	六四、一〇七、六	四〇、二六九、一	一九、三八九、一	五、六七八、二	二、一七六、七	一、一七六、一	二八、四一五、一	二三、八三八、五	一八、〇二八、八	四六、四四三、九
春蠶桑園程度別百分比			六八・二四	一九・九八	七・六五	四・一三	一〇〇・〇〇%			
對春蠶用桑園春蠶用被害桑園の百分比							七〇・五六%			
對夏秋蠶用桑園夏秋蠶用被害桑園の百分比									七五・六三%	
對桑園反別被害反別百分比									七二・四五%	
總被害反別春蠶用及夏秋蠶用の比									三八・八二%	一〇〇・〇〇%
							六一・一八%			

茲に於て縣は取あへず電報を以て農林大臣に其被害の甚大なるを報告すると共に、蠶絲課員九名各部署を定めて各郡市へ出張し、實況の調査をなし、翌十三日前日の調査に基き農林大臣へ第二報として電報報告をなせり。(被害反別四四、二九〇町、損害七、二八〇、八三八圓)

又同日蠶業試驗場をして養蠶家の應急處置方法を各新聞紙上にて發表せしめ別に左の如きパンフレットを配布し、且、養蠶家に蠶種冷藏の便を與ふる爲蠶業試驗場本支場の冷藏庫を開放し其の希望に應ずる事とし一般に通牒せり。

凍害善後策ニ就テ

昭和二年五月十三日

長野縣內務部蠶絲課

凍害豫防善後策ニ關シテハ曩ニ本月七日付ヲ以テ一般ニ通知ヲ發シタリト雖去ル十二日朝ニ於ケル被害ハ實ニ未曾有ノ深刻ヲ極メタルハ眞ニ憂慮ニ堪ヘザル所ナリ、依テ之ガ善後策ニ付遺憾ナキヲ期セシメ度重複ヲ顧ズ玆ニソノ要領ヲ告ゲ之レガ實行ヲ要望シテ止マザル所ナリ

凍害善後策

(1) 桑樹ニ對スルモノ

(イ) 被害程度甚シク新梢全部凍死シ枝條マデ影響セル如キモノニアリテハ被害後三、四日目頃伐採シテ夏秋蠶用ニ供スルヲ可トス

(ロ) 被害程度輕微ナルモノハ被害後三日目頃各枝條ノ先端三分ノ一位ヲ剪除シ桑芽ノ伸長桑葉ノ成熟ヲ計ルコト

(ハ) 被害桑園ノ再發芽ハ桑葉軟弱ニ失スルヲ以テ收穫一週間前ニ於テ新梢ノ摘芯ヲ行ヒ桑葉ノ成熟ヲ計ルコト

(ニ) 再發芽促進ノ目的ヲ以テ智利硝石、硫酸アンモニア等ノ速効肥料ヲ施用スルモ其効ナキノミナラズ反テ葉ノ成熟ヲ遲延セシムルヲ以テ施サザルヲ可トス

(2) 蠶ニ對スルモノ

一、蠶種ニ就テ

(イ) 保護貯藏完全ニシテ催青溫度七〇度前後ノ場合ニ於テ催青着手ヨリ四、五日以內(胚子反轉期前)及孵化前日(催青卵)ニアリテハ四〇度前後ノ低溫中

ニテ十日間以内冷藏スルモ多クノ場合支障ナシ但胚子ヲ的確ニ檢シ得ザル場合ハ寧ロ催青卵冷藏ニヨルヲ可トス

(ロ) 蟻蠶ハ五〇度位ノ溫度ノ處ニテ三四日絕食シ置クモ殆ンド惡影響ヲ認メズ

催青着手後ニ於テ胚子ノ一時抑制ヲナシタル場合ハ蟻蠶ノ冷藏ハ行フ可カラズ

二、飼育ニ就テ

(イ) 既ニ掃立テタル蠶兒ノ發育ト被害桑ノ成熟トノ均衡ヲ保タシムル目的ヲ以テ低溫飼育ヲ爲ス場合ト雖モ最低六十七、八度ニ止ムベシ

低溫飼育ニ當リテハ蠶座ヲ多濕ニ陷ラシメヌ樣注意ヲ要ス

(ロ) 稚蠶期特ニ一、二齡期ニハ無害桑ヲ池ヨリ求メ給與スベシ、之レ被害桑葉ハ養分少ク之ヲ與フル時ハ蠶兒ヲシテ著シク虛弱ナラシムルヲ以テナリ

(ハ) 止ムヲ得ズ被害セル桑葉ヲ與フル時ハ左記事項ニツキ注意スベシ

(1) 被害ノ極メテ輕微ニシテ一時新梢ノ發育ヲ抑止サレタル程度ノモノニアリテハ可成成熟セル葉ヲ撰ミ與フルコト

(2) 稚蠶期ニ被害桑ヲ給與スル場合ニアリテハ充分給桑シ營養不良ニ陷ラシメヌコト

(3) 壯蠶期ニ於テ被害桑ヲ以テ飼育スル場合ハ蠶座ハ多濕ニ陷リ易キヲ以テ之レガ乾燥ヲ計ルコト

(4) 被害桑ハ軟カニシテ蠶兒ニ踏ミ付ケラルヽコト多キヲ以テ給桑回數ヲ多クスルコト

五月十二日桑樹凍害に對する養蠶家の應急處置に就ての注意

長野縣蠶業試驗場

桑樹ノ凍害豫防法並善後策ニ就テハ最近縣ヨリ一般ニ通知ガアツタカラ承知ノ事ト思ヒマスガ十二日朝ノ凍害ハ縣下全般ニ亘リ其程度顯著ニシテ善光寺平一帶ノ地域ノ如キハ大正五年五月八日ノ大凍害ニモ比スベキ慘狀ヲ呈スルニ至ツタ

桑葉既ニ綻ビ養蠶家何レモ掃立ノ準備ニ餘念無キノ時此ノ慘害ニ遭遇シテハ呆然トシテ嘆息スルノモ無理ナラヌコトヽ考ヘルカラ此ノ實狀ニ直面シテ養蠶家ノ採ル可キ

緊急策ニ就テ以下記載スルコト、スル

從來ノ飼育成績ニ見ルモ凍害後ノ蠶作ハ不良ニ陷ルヲ免レ無イガ是ハ主トシテ凍害ニヨル桑葉ノ未熟ニ起因シテ居ルカラ別シテモ凍害ノ際ノ飼育ニ當リテハ出來得ル限リ桑葉ノ成熟ヲ圖リ桑葉ト蠶兒トノ均衡ヲ保ツ樣心掛ケネバナラヌ其目的ヲ達セムガ爲ニハ大略次ノ樣ニスルベキデアル

一、催青着手中ノ蠶種ハ其儘催青ヲ繼續シテ催青卵ニ至ラシメ發蟻ヲ見ルニ及ンデ是ヲ華氏四十度乃至四十五度ノ低溫ニ十日以內冷藏シテ掃立ヲ延期シ其間ニ桑葉ノ開展ヲ促サシムルコト

二、特ニ稚蠶用桑ノ擇擇ニ留意シ被害桑葉ハ之ヲ避ケ完全ナル良桑ヲ給與スルコトガ大切デアル、本場カ桑葉ノ熟否、硬軟ノ飼料的價値ニ關シテ反覆セル試驗成績ニ徵スルニ桑葉ノ良否ハ稚蠶壯蠶ヲ問ハズ何レモ飼育成績ニ至大ノ影響ヲ及ボスケレドモ稚蠶ニ於ケル影響ガ顯著デアル、故ニ養蠶家ノ凍害ノ爲メ若シ稚蠶用桑ノ適當ナルモノヲ自己ノ桑園ニ求メ得ナイト判ツタナラバ或ハ附近共同シテ凍害ノ無イ場所ノ桑葉ヲ購入スル樣セネバナラヌ、稚蠶用桑ハ價額ガヨシ高イトシテモ其數量タルヤ僅ニシテ足ル（蠶量一匁三貫目內外）譯デアルカラ唯眼前ノ利ニノミ走ツテ僅少ナル支出ヲ惜ンデ悔ヲ殘サナイコトヲ注意セラレタイ

三、凍害ノ有ツタ場合ハ假令掃立ヲ延期シ或ハ又稚蠶用桑ヲ別ニ補給スルトモ桑葉ノ收穫量ハ激減スルモノデアルカラ被害程度ニ鑑ミ掃立蟻量ヲ減少セシムルコトガ必要デアル、掃立蟻量多キニ從ツテ桑葉摘入ニ困難ヲ來シ延イテ良葉ノ選擇ノ自由ヲ缺キ思ハザル失敗ニ終ハルガ如キハ往々養蠶家ノ味ハフ所デアル

四、凍害ノ程度ガ古條ヲ損傷セザル場合ニ於テハ前記凍害善後策桑樹ニ對スルモノ(ロ)ト同樣ニ各條ノ先端ヲ伐採シテ（條ノ約三分ノ二ヲ殘ス）之ヲ夏蠶專用葉ニ變更スルコトガ必要デアル此際全部根際ヨリ伐採シテ夏秋蠶仕立トスルコトハ止メナクテハナラヌ、何故ナラバ凍害ノ場合斯クノ如ク夏秋蠶仕立ニ變更スルコトハ勢夏蠶ノ掃立ヲ少クシテ秋蠶ノ掃立量ヲ益々多カラシムルコト、ナルガ如斯ハ本縣殊ニ北信地方ノ養蠶經營法トシテ極メテ得策タルモノデアルカラデアル。本縣

ノ氣象ノ調査ヨリスルモ秋蠶期ハ夏蠶期ニ比シテ飼育上遙カニ不良ナルノミナラズ（高溫多濕）飼育ノ實績ニ徵スルモ秋蠶ハ夏蠶ニ比シテ蠶作不良且不必要デアル。故ニ危險多キ秋蠶期ノ飼育量ヲ成ル可ク減少シテ之ヲ夏蠶ニ多カラシメ以テ蠶作ノ安定ヲ圖ルハ本縣養蠶經營ノ根本問題ナリトモ稱シ得ル。カルガ故ニ凍害ニヨル桑條伐採場合ニ於テハ斷乎タル處置ニ出デテ迷フコト無ク前記セルガ如キ伐採法ニヨリ夏蠶專用仕立トナシ以テ主力ヲ夏蠶飼育ニ注グコトガ肝要デアル。

以上ノ如キ夏蠶專用仕立法ヲ行ツタ桑樹ハ夏蠶飼育末期ニ一株ニ就キ二條乃至三條ヲ殘シ他ハ全部伐採スルガ良イ。此ノ際全條ヲ根本ヨリ伐採スル時ハ同化作用ヲ營ム機關ヲ全部除キ去ル事トナルカラ爲ニ桑樹ノ生理ヲ害シ萎縮病發生ノ誘因ヲ構成スルカラ必ズ前記ノ如ク殘條伐採法ヲ採ラナクテハナラヌ。

之ヲ要スルニ本年ノ如キ桑樹ノ凍害激甚ナル場合ニ處シテハ春蠶飼育量ヲ極力減少シ勞力分配上多少ノ困難アリトモ強イテ之ヲ押シ切リ安定ナル早期夏蠶飼育量ヲ增加シ之ニ全力ヲ集中スルノ目的ヲ以テ桑樹ノ仕立方方法其他ニ就キ計畫ヲ進ムルコトハ養蠶經營上最善ノ方策ト言フ事ガ出來ル尙凍害ノ善後策トシテ桑葉ノ發育ヲ促進セシメンガ爲硫酸アンモニアノ如キ速効性肥料ヲ施用スルモノアレドモ斯ノ如キハ却ツテ桑葉ノ成熟ヲ遲延セシメ未熟桑葉ヲ益々多カラシムルヲ以テ斯ノ如キ方法ハ行ハナイ方ガ良イ。

ついで五月十五日蠶種製造上の對策並に應急處置協議の爲蠶業試驗場松本支場に於て南信に於ける蠶業取締支所長、蠶業試驗場長、蠶種同業組合長等を招集して諸般の準備協議を行ひ翌十六日には前日同樣縣廳に北信の關係者を招集して協議を行ひ、更に五月十七日には長野縣農會、長野縣養蠶組合聯會合、長野縣蠶種同業組合聯合會の三團體代表者を縣廳に招致し、十五、十六の兩日南信及北信に於て協議せる事項の實行方法を協議し、尙救濟資金借入に關しても併せて協議をなせり。

五月十八日には蠶業試驗場に於て試驗場本支場員並蠶絲課員合同善後策に關し具體的對策を協議の結果「桑樹凍害

善後策」六千枚を印刷に附し一般に配布し、又同日廳達第三號を以て霜害對策臨時調査委員會を設置し、縣官吏、吏員中より委員二十八名を任命し、第一回霜害對策臨時調査委員會を開會し、低利資金借入及縣稅市町村稅の減免、納期日延期等につき審議し、ついで同月二十日第二回霜害對策臨時調査委員會を開き左の事項を決議せり。

一、低利資金借入に關する事項を審議研究する爲小委員五名に委囑す。

二、國縣稅、市町村稅の減免及納期延長並に之に伴ふ經費補塡方法を審議する爲小委員二名に委囑す。

三、土木工事、山林に關する事業及副業方面よりの救濟方法は關係委員に於て調査する事。

四、低利資金の融通を受くる迄に於ける處置關係委員に於て調査する事。

五、農業保險に關する調査小委員二名に委囑す。

六、産業組合製絲業者へ供繭減少見込數量及善後處置を照會す。

七、霜害地方に於ける産業組合製絲の實況調査の爲蠶絲課員關係郡市へ出張す。

其後五月二十二日には蠶業試驗場上田支場に於て、同二十三日には松本市開明座に於て、同二十四日には上伊那郡聯合事務所に於て、町村農會技術員、養蠶業者の會合を求め縣係員蠶業試驗場員出席して霜害對策研究會を開き、尙二十四日には第三回霜害對策臨時委員會を開き低利資金供給の經路及貸付上に關する注意事項、同上申請書起草委員（三名を定む）霜害に依り蒙りたる地方の缺損を補ふべき方法等を研究し、二十五日には高野地方課長低利資金借入稟請の爲上京し、二十六日には縣令第三十四號を以て六月十五日より同月末日までに納付さるべき家屋稅を九月十五日より同日末日までに納付期日延期を告示せり。

五月二十七日（午前一時半）には低利資金借入基礎案成り谷田部技師（午前二時）及び、千葉知事（午前九時）低利資金借入稟請の爲上京せり。而して其低利資金の所要額は六百五十萬圓にして使途次の如し。

一、霜害後ニ於ケル第一期蠶ニ充當スルモノ

(一)蠶種購入費　六一二、〇〇〇圓

(二)肥料購入費　一、六九九、〇〇〇

小計　二、三一一、〇〇〇

二、霜害ニヨル荒廢桑園改植費ニ充當スルモノ

四、〇七一、二〇〇圓

三、霜害ノ爲今後果樹栽培ニ充當スルモノ

三五〇、〇〇〇圓

四、合計　六、七三二、二〇〇

其後八月に至り霜害救濟の爲金五百三十萬圓を貸與すべき旨大藏省預金部より通牒ありしかば、縣は之が貸付に關し縣下市町村長宛左の如き通牒を發し、救濟資金貸付に着手せり。

蠶乙發第二〇號

昭和二年八月五日

長野縣內務部長

市町村長殿

霜害救濟資金貸付額ニ關スル件

霜害救濟資金融通ニ關シ五月十二日大霜害以來其筋ニ申請中ノ處今般本縣ニ對シ金五百三十萬圓ヲ限リ別記條件ニヨリ供給可相成大藏省預金部ヨリ通牒有之候ニ付之カ分配ニ關シ實情調査ノ結果貴(市町村)ニ對スル割當額左記ノ通

リ決定相成候條貴職ニ於テ特ニ管内ノ事情精査ヲ遂ゲ信用組合若ハ農工銀行當事者ト協議ノ上普ク被害者ニ均霑セシムル様貸付方御配慮相成度尚之カ利用並ニ償還ニ就キテモ別記各事項御了知ノ上萬遺憾無キヲ期セシメラレ度依命此段及通牒候也

備考

添付書類目錄

◎資金配當額　（左記ノ一）
◎資金貸付條件　（左記ノ二）
◎資金貸付手續信用組合及農工銀行ノ分
◎資金供給ニ關シ特ニ注意スベキ事項　（別紙）
◎資金償還方法　（別紙ノ一）
◎災害桑園改植要項　（別紙ノ二）

（左記ノ一）

霜害低利資金配當表

郡市別	農工銀行	中央金庫	計
南佐久	一三七、七〇〇	八二、三〇〇	二二〇、〇〇〇
北佐久	二六九、五〇〇	一三九、一〇〇	四〇八、六〇〇
小縣	二一、九〇〇	五二九、四〇〇	五五一、三〇〇
諏訪	一五七、〇〇〇	四九、五〇〇	二〇六、五〇〇
上伊那	四四〇、六〇〇	一三二、四〇〇	五七三、〇〇〇
下伊那	八四、九〇〇	七一、一〇〇	一五六、〇〇〇

西筑摩	三五、三〇〇	一、七〇〇	三七、〇〇〇
東筑摩	六五五、〇〇〇	一五八、六〇〇	八一三、六〇〇
南安曇	二二〇、一〇〇	七〇、九〇〇	二九一、〇〇〇
北安曇	一一五、八〇〇	五一、四〇〇	一六七、二〇〇
更級	一七三、九〇〇	二九七、二〇〇	四七一、一〇〇
埴科	一一五、七〇〇	一四九、三〇〇	二六五、〇〇〇
上高井	二八七、九〇〇	一三五、九〇〇	四二三、八〇〇
下高井	一四一、九〇〇	六〇、一〇〇	二〇二、〇〇〇
上水内	二一一、二〇〇	一五五、七〇〇	三六六、九〇〇
下水内	三八、五〇〇	二七、五〇〇	六六、〇〇〇
長野	五二、〇〇〇	—	五二、〇〇〇
松本	二〇、〇〇〇	—	二〇、〇〇〇
上田	一、一〇〇	七、九〇〇	九、〇〇〇
計	三、一八〇、〇〇〇	二、一二〇、〇〇〇	五、三〇〇、〇〇〇

（左記ノ二）

資金貸付條件

一、貸付期間

長期五ヶ年以内定期（被害桑園改植資金）

短期二ヶ年以内定期（肥料、蠶種購入資金　果樹園資金）

資金ノ六割ヲ長期トシ四割ヲ短期トス

二、資金割當ノ標準

被害桑園一反歩ニ對シ

肥料購入ノ分　金五圓以内

蠶種購入ノ分　金二圓以内

桑園改植ノ分　金五十圓以内

三、利率ハ年利五分四厘トス

四、農工銀行經由ノ本資金貸付先ハ可成養蠶組合、農家組合及コレニ準スル團体ヲ基礎トシ其團体中ノ被害養蠶者十名以上（可成二十名以上）ノ連帶借タラシムルコト、但果樹被害者ハ此限ニアラズ

五、本資金貸付ノ手續ハ別紙長野縣信用組合聯合會並ニ長野農工銀行ノ示ス所ニヨルコト、但長野農工銀行ノ分ハ直接同行ヨリ送付ス

六、資金配當額ニ付キ增減ヲ必要トスル場合ハ長野縣信用組合聯合會若ハ長野農工銀行ニ夫々交涉スルコト

七、本資金貸付額決定ニ際シ被害桑園所在地ト其ノ耕作者ノ住居地トカ市町村ヲ異ニスル場合ハ其ノ關係市町村長ト協定スルコト

八、果樹園ニ對スル資金貸付ハ別紙ニヨルコト

霜害救濟資金貸付手續

一、本資金ノ各組合ニ對スル貸付金額ハ縣ニ於テ決定シタル配當額ヲ限度トシ信用組合聯合會ノ保證ニ依リ產業組合中央金庫ヨリ貸付クルモノトス

二、前項ノ各組合ニ對スル貸付配當額ハ別ニ市町村長ヲ經テ縣ヨリ通知スルモノトス

三、本資金ノ用途ハ凍霜被害桑園ノ改植資金及被害桑園ニ對スル肥料並ニ蠶種ノ購入資金ニ限ルモノトス

四、本資金ノ借入ヲナサントスル組合ハ別ニ定ムル所ノ借入申込書ニ最近ノ試算表ヲ添ヘ（可成前年度事業報告書モ共ニ）郡市部會ヲ經テ信用組合聯合會ニ申込ムモノトス

借入申込書用紙ハ信用組合聯合會ヨリ送附ス

五、前項ノ申込ニ對シ產業組合中央金庫ハ調査ノ上其ノ貸付金額ヲ決定シ其他ノ貸付條件ト共ニ申込組合ニ通知スルモノトス

六、借入金證書ノ用紙ハ中央金庫ニ於テ用意シ前項ノ貸付決定通知ト共ニ交付スルモノトス

七、貸付決定ノ通知ヲ受ケタル組合ハ所定ノ手續ヲ履ミタル借入金證書ヲ作成シ現金受取ニ關スル希望ヲ添ヘ信用組合聯合會ニ提出シ信用組合聯合會ハ之ニ對シ保證ノ手續ヲナシタル後中央金庫ニ送付スルモノトス

八、本資金ヲ借入レタル組合ガ組合員ニ對シ本資金ヲ貸付クル場合ニ於ケル貸付利率ハ年利五分四厘ヲ超エザルコト

九、前項ノ利率及其他中央金庫ヨリ指定セラレタル貸付條件ニ違反シタルトキハ直ニ本資金ノ返還ヲナサシムルモノトス

十、組合員ニ對シ本資金ノ貸付ヲ了シタル時ニ其ノ狀況ヲ別ニ定ムル所ノ貸付終了報告書ニ依リ信用組合聯合會ニ報告スル

モノトス

右報告書用紙ハ信用組合聯合會ヨリ送附ス

昭和二年七月廿五日　　長野縣信用組合聯合會

十人以上連帶無擔保　霜害資金貸付取扱順序

一、被害各市町村長ハ縣廳ヨリ配分セラレタル金額ノ内十人以上連帶無擔保借入請求ノ分ハ別紙申込書ヘ各項記入シタルモノヲ取纏メ　月　日迄ニ農工銀行本支店ヘ送附ノコト

二、農工銀行本支店ニ於テ前項申込書ヲ受理シタルトキハ直チニ貸付決定ノ上借用證書用紙ヲ添付當該市町村長ヘ通知ノコト

三、市町村長ハ前項通知ニ基キ迅速手續ヲ履行セシムルコト

四、市町村長ハ借用證書ニ調印セル印形ヲ役場印鑑簿ト照合ノ上證書欄外ヘ附記證印セラルヽコト

以　上

霜害資金借入申込書

一金

借入目的　蠶種購入　枚數　金額　肥料購入　施肥反別　金額　桑園改植　反別　金額

右　左記連名ニテ借入致度此段申込候也

昭和二年八月　　日

請求者總代

株式會社長野農工銀行御中

（錢　圓　割數戸均平戸壹）

戸數割負擔額	所有地價金（家族分共）	住所	職業	戸主、非戸主ノ別	氏名
円	円				

（注意）各欄ノ事項ハ必ズ記載ノコト尚ホ用紙不足ノ場合ハ適宜連綴ノコト

（別記）

霜害救濟資金供給ニ關シ特ニ注意スヘキ事項

一、本資金ノ貸付ニ付キテハ其ノ貸付先カ信用組合ナルト養蠶組合其他ノ團体ナルトヲ問ハズ本資金カ實際ニ霜害救濟ノ爲ニ要スル肥料、蠶種ノ購入並ニ被害桑園改植ノ資金ニ使用セシメ苟モ借受人ノ一般的費用ト混同シテ霜害救濟所要費以外

ニ充用セラレ又ハ舊債務ノ借換ヘ等ニ使用セラル、コトナキ樣嚴重ニ監督スルコト

二、本資金ノ貸付ヲシテ被害者ニ普ク均霑セシムルトトモニ資金融通ノ意味ヲ充分徹底セシメ尙之カ償還ニ關シテハ特ニ借受人側ノ事情ヲ考慮シ簡易且確實ニ返濟シ得ル樣別紙償還方法ヲ參照シ指導督勵スルコト

三、本資金使用上就中被害桑園改植ニ付遺憾ナキヲ期セシメ度別紙災害桑園改植要項ヲ參照シ指導督勵スルコト

四、農工銀行ヘノ申込ハ八月二十日迄ナルモ同行ニ於テハ申込次第市町村毎ニ貸付ヲ爲スヲ以テ可成速カニ手續ヲナスコト

（別紙ノ一）

霜害救濟資金償還方法

一、霜害救濟資金償還ニ關シテハ之カ借受者タル養蠶組合、農家組合、及之ニ準スル團體、信用組合若ハ資金借入ノ爲特ニ組織シタル團體ニ左記事項ヲ行ハシムルコト

(イ) 各組合ニ於テ組合員全部カ毎年生産スル蠶繭總額ニ對シ一貫匁ニ付金貳拾錢ノ割合ヲ以テ據金シ（昭和三年春蠶期ヨリ）之ヲ組合ノ共同貯金トシテ蓄積スルコト

(ロ) 組合ハ共同貯金ヲ以テ救濟資金ノ利拂ヒ及元金ノ償還ヲ行フコト

(ハ) 組合ハ救濟資金償還後ニ於テモ一定年度（昭和十二年迄）共同貯金ヲ繼續スルコト

(ニ) 共同貯金ヲ以テ將來ノ霜害、雹害、旱害其他ノ災害又ハ蠶ニヨル損害ノ補塡或ハ相互救濟ノ方法ヲ講スルコト

(ホ) 絲價ノ變動ニヨリ惹起スル繭價ノ低落ニ對シ之カ損害ノ補塡又ハ繭價調節ノ資金ニ備フルコト

（別紙ノ二）

災害桑園ノ改植ニ就テ

災害桑園改植ニ關シ特ニ留意ヲ要スル事項ヲ列記シ指導奬勵上ノ參考ニ資セントスルモノナリ、栽桑ノ要領ハ地方ニヨリ多少ノ差違アルベキヲ以テ各其ノ地ノ狀況ニヨリ適當ニ之ヲ活用セラレンコトヲ望ム

災害桑園改植要項

一、桑　園　地

(イ) 被害無キ地又ハ從來被害少シト認メラレタル地

(ロ) 地形上災害豫防ヲ行ヒテ効果アリト認メラル、地

(ハ) 春蠶用桑春秋兼用桑ハ凍霜害ニ對シ夏秋蠶用桑ハ旱害ニ對シ前項ニ注意シ選定スルコト

二、桑　品　種

縣ノ奬勵品種及ビ之ニ準スル品種中ヨリ其地方ニ適當ト認メ

ラルヽモノヲ選定スルコト

(イ) 霜害ニ對シテハ

一ノ瀬桑、福島大葉、島ノ内、多胡早生、伊達市平、鼠返、水内桑

(ロ) 旱害ニ對シテハ

一ノ瀬桑、改良鼠返、安曇桑、扶桑丸、露國野桑

三、仕立法

中刈仕立トスルコト

(イ) 畦間五尺株間三尺ヲ標準トシ、肥沃ナル地、大葉系ノ品種ノ場合ハコレ以上トスルモ可ナリ

(ロ) 株ノ高サ一尺乃至一尺五寸トス

(ハ) 株作リ無挿式(定芽ニヨル)ニヨルコト

附、既設ノ根刈仕立桑園ヲ中刈ニ變更スル方法

(イ) 吉村氏ノ所謂株上ケノ方法ニヨルコト

(蠶絲課編　桑園改良要項參照)

四、桑苗

又蠶業に關する災害(主として本年の大凍害)に對する善後策の相談に應ずる爲、同年六月、「臨時蠶業相談所規程」を設け「臨時蠶業相談所」本所を本縣内務部蠶絲課内に設け同支所を縣下蠶業取締支所内に置けり。「臨時蠶業相談所規程」次の如し。

(イ) 自給桑苗ニヨルコト

(ロ) 購入苗ニヨル場合ハ共同購入トナシ郡市町村農有及養蠶組合聯合會等ニ於テ斡旋スルコト

(自給桑苗ハ桑園改良奬勵金交付規程ニヨラシムルコト)

(共同購入ノ場合ハ縣内生産者ノ生産ノモノヲ可成斡旋スルコト)

五、共同桑園設置

(イ) 災害豫防桑園

組合團體ニ於テ土地ヲ融通シテ無被害地又ハ被害少キ地或ハ災害豫防上適當ナル土地ニ經營スルコト

(ロ) 稚蠶專用桑園

1、春蠶稚蠶用桑園　夏秋蠶稚蠶用桑園共ニ災害豫防蠶作安定ノ兩方面ヨリ考慮シテ設置スルコト

2、稚蠶專用ノ共同桑園ハ同時ニ稚蠶ノ共同飼育ニ適スル樣ノ方法ニヨリ設置スルコト

長野縣告示第　號

臨時蠶業相談所規程左ノ通リ定ム

昭和二年六月　日

長野縣知事　千葉了

臨時蠶業相談所規程

第一條　蠶業ニ關スル災害善後ノ相談ニ應ズル爲臨時蠶業相談所ヲ設ク

第二條　臨時蠶業相談所ノ取扱フベキ事項左ノ如シ

一、災害桑園ノ應急處置ニ關スルコト

一、災宥桑園ノ改植ニ關スルコト

一、災害後ニ於ケル蠶作安定ニ關スルコト

一、其他災害善後處理ニ關スル必要ナル事項

第三條　蠶業相談所ハ本部ヲ內務部蠶絲課內ニ支部ヲ各蠶業取締所支所內ニ之ヲ置ク

第四條　蠶業相談所ニ主事一名委員若干名ヲ置ク

第五條　主事及委員ハ知事之レヲ命シ又囑託ス

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

霜害ニ依リ實際損失シタル養蠶經營資金調

一、春蠶用桑園（春秋兼用桑園ヲ含ム）ノ損失額春蠶期收穫皆無ニヨル實際損失額次ノ如シ

㈠　一反歩當損失額

項目	金額	備考
小作料	一〇、〇〇円	全額ノ三割三分
肥料代	一一、〇〇	施肥量總額ノ五割
勞賃	一〇、〇〇	全勞賃額ノ約三割五分
農具資本償却費	五〇	全額ノ五割
改植費	二、五〇	全額ノ五割
合計	三四、〇〇	一反歩當損害額

（參考）

普通反當經營費

項目	金額	備考
小作料	三五、〇〇円	
肥料代	二二、〇〇	
勞賃	二七、〇〇	
雜費	二、〇〇	

農具資本償却費　一、〇〇〇
改植費　五、〇〇〇
合計　八九、〇〇〇

(二)　春蠶用桑園全損失額

春蠶用桑園收穫皆無換算反別　一五、九四七町三反
同上　損失額　五、四二二、〇八二圓

二、春蠶用桑園收穫皆無之爲春蠶掃立不可能ニヨル損失額

(一)　春蠶用桑園一反歩ニ對應スル損害額

項目	金額	備考
蠶種代	四、〇〇圓	反當框製二枚(一枚二圓)
勞賃	二、八〇	掃立準備及催青ニ支出セル勞働延二人(一人一四四十錢)
合計	六、八〇	掃立不可能ニヨル對反當損害額

尙縣は昭和二年の大凍害に鑑み、翌昭和三年四月廿四日、長野縣告諭第一號を以て凍害豫防法並善後策を示し、又其後縣下全般に亘りて凍害の虞ある桑園及凍害無害地桑園等の反別を調査し、平時に於て可成凍害無害地に稚蠶共同桑園を設置する事を奬勵せり。

左に昭和五年調査の縣下「凍害ノ虞アル桑園反別調」及び「凍害無害地反別調」を示す。

(二)　掃立不可能ニヨル總損失額

春蠶用桑園收穫皆無換算反別　一五、九四七町三反
同上　ニ對應スル損失額　一、〇八四、一六圓

三、夏秋蠶用桑園損失額

反當損失額　五圓(勞力及肥料費消見込額)
被害面積　一八、〇二八町八反
損害總題　九〇一、四四〇圓

四、霜害ニヨル總損失額

項目	金額
春蠶用桑園損害額	五、四二二、〇八二圓
春蠶掃立不可能ニヨル損害額	一、〇八四、四一六
夏秋蠶桑園損害額	九〇一、四四〇
合計損害額	七、四〇七、九三八

凍害ノ虞アル桑園反別調　（昭和五年四月現在）

(1) 郡市名	(2) 凍害ノ虞アル桑園反別 (3) 畑	(4) 其ノ他	(5) 計	(6) 他ノ災害ト重復セル反別 凍害ト重復セル反別	水害ト重復セル反別	旱害ト重復セル反別
	町	町	町	町	町	町
南佐久	二、七八六、二	一〇七、六	二、八九三、八	四九、一	二三、五	二七四、五
北佐久	四、〇〇三、〇	五五、一	四、〇五八、一	二六、〇	四三、五	八〇、〇
小縣	六、三四三、二	五七、〇	六、四〇〇、二	四一三、一	一三一、三	一、三九四、〇
諏訪	三、四八一、四	二六〇、二	三、七四一、六	一、〇〇五、〇	一〇、〇	三〇四、三
上伊那	四、九五四、八	一二八、四	五、〇八三、二	三九、五	四二、八	二〇三、五
下伊那	六、一五五、七	一〇一、二	六、二五六、九	五六五、四	一七五、六	一、〇一二、一
西筑摩	七九六、〇	一五九、五	九五五、五	二〇、〇	三二、〇	二、五
東筑摩	八、五三五、五	九一、五	八、六二七、〇	七〇五、六	二六四、四	一、〇二三、七
南安曇	三、〇四五、三	三、〇	三、〇四八、三	七五、七	八、〇	一二八、五
北安曇	一、六八八、四	三三、一	一、七二一、五	二〇七、六	三三、七	一一六、〇
更級	二、九八五、三	四三、九	三、〇二九、二	七〇、一	一五三、七	一二三、四
埴科	二、二九七、四	三、五	二、三〇〇、九	二七二、七	六〇、六	二五五、七
上高井	二、七四六、九	三四、五	二、七八一、四	三四四、六	二三四、一	六一五、七
下高井	一、六九五、一	三六、四	一、七三二、五	二〇九、二	三一、七	四四四、五
上水内	二、八二六、五	一八、二	二、八四四、七	一〇六、一	一五九、〇	四六〇、六
下水内	一、〇四六、二	一五、〇	一、〇六一、二	二五九、六	一一〇、九	二五九、六

長野	四四三、〇	—	四四三、〇	一八三、八	一〇、〇	一八三、八	
松本	五一〇、〇	—	五一〇、〇	三〇〇、〇	—	九〇、〇	
上田	四八一、七	—	四八一、七	一七、〇	一〇、五	一三〇、〇	
合計	五六、八三一、六	一、一四八、一	五七、九六九、七	五、六〇六、一	一、五二二、三	七、一〇一、四	

凍害無害地段別調

郡市名＼項目	昭和二年度桑園總段別	昭和二年ノ無害地反別	同上割合	昭和二年以前ノ無害地反別
南佐久	三、三三一、八町	二一、三〇町	〇、六六%	一、五七四、〇町
北佐久	四、四五二、三	—	—	一九三、五三
小縣	七、三四七、八	八九四、二四	一二、一七	三、六七六、一九
諏訪	四、三八八、〇	二九、四〇	二、九五	八八〇、二〇
上伊那	七、五三七、八	一五〇、〇〇	一、九九	一一〇、〇〇
下伊那	七、八二〇、四	九二四、〇〇	一二、八二	二七七、〇〇
西筑摩	一、六三一、八	一四八、七〇	九、一一	七七、七〇
東筑摩	八、八七三、九	一二四、七〇	一、四一	五六四、七〇
南安曇	三、三八七、九	三六九、七〇	一〇、九一	八七九、七〇
北安曇	二、〇七四、八	八、九〇	〇、四三	被害地七貴村ノ一部ノミ 一、九〇〇、〇〇
更級	三、四二六、一	一九一、〇〇	五、五七	一、二八〇、〇〇
埴科	二、六五四	一五〇、八〇	五、六三	同上 一五〇、八〇
上高井	二、八九八、〇	六五、七〇	二、二八	一、九〇五、〇〇

下高井	一、九二〇、八	一二四、七〇	五、九七	五一九、八〇		
上水内	三、四四六、七	二、六三	〇、〇八	二三四、八五		
下水内	八九六、〇	二三、〇〇	二三、六二	六四二、〇〇		
長野	四七〇、四	—	—	—		
松本	三九九、三	—	—	—		
上田	四六四、八	—	—	—		
計	六七、三三、三	三四一七、六七	五、〇八	一四、六〇三、四六		

（大正十五年桑園總反別ニ對スル割合　二二％七八）

第二節　雹害

雹害は凍害と異り晩春に限らず盛夏の候と雖氣候の激變に伴ひ雷雨等に交りて急激に降るものにして、其小なるものは被害少しと雖も時に直徑五、六分の大雹塊を降らす場合あり。かゝる場合には桑葉は勿論新梢等悉く打落さるゝ事あり頗る慘狀を呈す。然れども其範圍は凍害に比すれば一局部に限らるゝを以て甚大ならず本縣内に於ては南北佐久、諏訪等の高原地方南北安曇の日本アルプス山麓地帶、下伊那、上水内郡の山部地方、上高井郡及下高井郡の一部等に最も多し。左に明治三十八年以降最近に至る間の縣下雹害並にこれが善後處置等につき表記すべし。

自明治三十八年
至昭和十年　桑樹雹害調

被害期日	被害場所	損害見積價格及反別	被害狀況	豫防方法及善後策
明治三十八年六月一日	北佐久郡協和村ノ一部	書類ニ徴スベキモノナク不詳ナリ	同上	被害ノ大ナルモノニ至リテハ伐採シテ速効肥料ヲ施セリ

明治三十九年六月十二日	上高井郡綿内村字上外新田區、外新田區万年島ヲ中心トシテ川田村、井上村ノ一部分	價格 一〇、八九七圓五〇 反別 七五町三反	被害輕微ナリシガ詳カナラズ	午後一時雷雨ニ雹ヲ交ヒ其大ナルハ直徑五、六分ノモノアリ桑葉ハ爲メニ打チ落サレ地面ハ落葉ヲ以テ一面ニ覆ハル、樹皮ハ裂傷ヲ生ジ實ニ慘狀ヲ呈シタリ、此地方ニ於テ如斯雹アリシハ五六十年前ニモ見タル外ナシト云フ	被害ノ甚ダシキモノニ至リテハ之レヲ切リ取リ施肥排耘ニ努メタリ、當時蠶兒ハ四眠前後ナリシヲ以テ他ヨリ桑葉ヲ買ヒ入レ又ハ蠶兒ヲ投棄セルモノサヘアリタリ
明治四十年八月二十日	南佐久郡野澤町ヲ中心トシテ中込村平賀村ノ一部分					
明治四十一年六月八日	南佐久郡野澤町ヲ中心トシテ平賀村ヨリ中込村ノ一部ニ至ル	書類ニ徴スベキモノナク不詳				
明治四十一年七月廿七日	南佐久郡中込村、平賀村、内山村、野澤町、前山村ノ一部	反別 二〇〇町歩 價格 七万圓		春期伐採後發芽仲長シテ一尺五六寸ニシテ桑葉全部打チ落サレ新梢ハ折ラレ又被害輕キモ二三葉ヲ止メシノミナリ		
同	北佐久郡全部ニ亘ル	不詳		夏秋用桑ニ對シ被害アリタルモ詳カナラズ		
明治四十一年七月廿八日	南佐久郡平賀村、内山村、野澤町一部分	不詳		被害輕微ナリシモ詳カナラズ		
明治四十二年六月二日	北安曇郡松川村、池田町村、會染村、七貴村ノ四ケ村	被害アリタルハ松川村一部分七町歩 反別 價格一千二百圓		尤モ被害多カリシ松川村ニ於テハ積ルコト二寸ニ及ブ、桑葉ハ打チ落サレ又ハ穴ヲ穿チ或ハ裂カレ新梢ハ折サレ夏秋蠶用ニ至リ一層甚大ナリキ		
同年六月三日	北佐久郡小諸町、岩村田町	不詳			不詳	不詳
					善後策トシテハ別ニ良法ナカリシ爲メ根際ヨリ切リ取リ速効肥料ヲ施シ發芽ヲ促進セシメタリ	
					被害甚ダシキモノニ至リテハ伐採速効肥料ヲ施シテ發芽ヲ促進セリ	
					被害輕微ナリシタメ別段善後策ヲ施カサヽルモノヽ如シ	
					春蠶用桑ハ甚ダシキモノヽミハ之レヲ切リ取リ夏秋蠶用ニ變更シ其他速効肥料ヲ施シテ發芽ヲ促進セリ	
					被害僅少ナリシタメ格別善後策トシテハ施ザザルモノヽ如シ	

同	南佐久郡野澤町ヲ中心トシテ平賀村、田口村ノ一部分	反別 三十五町歩 價格 一万圓	不詳	速効肥料ヲ施シテ生長ヲ促進セリ
明治四十三年五月廿五日	南佐久郡野澤町ヲ中心トシテ平賀村、中込村、櫻井村	反別 三十町歩 價格 不詳	桑樹發芽一二寸頃ナリシモ雹塊小ナリシヲ以テ僅カニ桑葉ヲ打チ落シタルノミニシテ新梢ノ挫折セシモノ極メテ稀ナリ	善後策トシテハ速効肥料ヲ施シテ發芽ヲ促進セリ
同年五月廿六日	下伊那郡下條村、泰阜村、和田村、根羽村、伍和村	反別 百六十一町 三反 價格 一八、六五四圓三〇	降雹甚ダシキ所ニ於テハ徑一寸大ノモノアリ積ルコト四五寸ニ及ブ桑樹ハ古樹、古梢等或ハ折ラレ又ハ皮ヲ裂キ慘狀實ニ甚シカリキ、其他農作物ノ被害實ニ多大ナリ	甚ダシキ被害樹ニ付テハ之レヲ切リ取リ輕キモノニアリテハ即効肥料ヲ用ヒテ促進セリ
同年七月十三日	下伊那郡山吹村、其他郡内各村ニ亘リテ降雹アリタルモ被害ナシ	反別 三十一町歩 金額 二百圓	被害ノ程度輕微ナリ其他不詳	速効肥料ヲ施シテ促進セルノ外別段善後策トシテ施サヾリキ
同	南佐久郡野澤町、平賀村、櫻井村ノ一部分	反別 三十町歩 金額 六千圓	春季伐採後五六寸新梢ノ伸ビタル時ニシテ新梢ノ先端及葉ヲ損傷シタルニ止マレリ	速効肥料ヲ施シテ發芽ヲ促進セシメタリ
同年八月十一日	下伊那郡龍丘村、下川路村	反別 六十二町七反 金額 三、八九二圓〇〇	指頭大ノ降雹ノタメ新梢ノ先端及桑葉ニ損傷ヲ來セリ	速効肥料ヲ施スノ外別段ノ手段ヲ施サズ
明治四十五年五月廿八日	小縣郡和村ヲ中心トシテ禰津村、滋野村、殿城村方面	反別 百六十八町歩 金額 五千四十圓	被害ノ甚ダシキ場所ニ於テハ新梢ヲ打チ落シ幹ヲ傷ケ其他桑葉ヲ破リ又ハ打チ落セリ	時期ノ關係上施スベキ策ナカリシヲ以テ只夏秋蠶用桑園ニ於テハ速効肥料ヲ施シテ發芽ヲ促進セリ
同年六月廿三日	諏訪郡川岸村、平野村、外二ケ村	反別 百二十七町 八反 金額 二、六九七圓八〇	降雹ノ大ナルモノハ直徑三分五厘ニシテ春蠶用桑園ハ新梢ヲ打チ落シ夏秋蠶用桑園ニ於トハ嫩芽ヲ挫折セシメタリ	善後策トシテハ只即効肥料ヲ用ヒテ一方桑葉ノ促進ヲ計リ又夏秋蠶掃立ヲ減ゼリ
同年五月廿八日	南安曇郡	反別 二十町歩 金額 一千圓	新梢ヲ折リ又ハ株元ヨリ折離セシム	即効肥料ヲ用ヒテ促進セシノ外何等手段ヲ用ヒザリキ

同六月十二日	南安曇郡	反別 三十町歩 金額 二千二百圓	新梢ヲ折リ又ハ葉面ニ裂處ヲ生ゼシム	即効肥料ヲ用ヒテ生長ヲ促シ又被害甚ダシキモノニ至リテハ伐採ス
同八月十一日午後四時半	上高井郡			
同九月二十三日	下高井郡	九四五町二反 一万七千十三圓		
明治四十四年六月七日	上水内郡鬼無里村	反別 十町歩 金額 六百四十圓	被害反別十町歩中三町歩ハ三割減七町歩ハ一割減收ナリ	同前
大正十五年六月三日	北佐久郡北御牧村	二百七十二町歩 六万一千九百九十五圓		
同六月十一日	北佐久、南佐久、諏訪ノ各郡	五百二十三町歩 十七万四千七百十圓		
同八月三十一日	南北佐久郡	九十一町歩 三万一千八百八圓		
同九月十五日	下高井郡	三十六町歩 六千六十五圓		
昭和六年(1)六月四・五日(2)六月十三日(3)六月十七日	下伊那、西筑摩、長野、上高井、下高井、上水内、南佐久、北佐久ノ各郡市	五千百三十六町 五十七万六千四百 九十七圓	三回ノ被害中十七日ノ南佐久ニ於ケル被害最モ激甚ニシテ飼育中ノ春蠶ヲ全然放棄セリ	
昭和七年六月九日	北佐久、小縣、諏訪ノ各郡	五百九十四町四反 三万八千五百十三圓		
昭和十年五月廿一日	小縣、諏訪、上下伊那、西筑摩、下高井ノ各郡	三千四百九十五町三反 七万五千三百三十三圓		
同年六月十日	北佐久、小縣、西筑摩ノ各郡	三百三町歩 二万七千八百三十五圓		

同年七月十日　南安曇郡

九十二町歩
八千五百五十八圓

雹害ノ處アル桑園反別調　（昭和五年四月現在）

(1) 郡市名	(2) 雹害ノ處アル桑園反別 (3) 畑	(4) 其ノ他	(5) 計	(6) 他ノ災害ト重復セル反別 凍害ト重復セル反別	水害ト重復セル反別	旱害ト重復セル反別
南佐久	四八、三町	二八、町六	五一〇、町九	四九一、町一	一八、町〇	三三五、町八
北佐久	一八〇、六	四、八	一八五、四	二六、〇	—	—
小縣	一、二四六、七	一六、七	一、二六三、四	四一二、一	五、六	三〇七、八
諏訪	一、〇八七、三	二五、二	一、一一二、五	一、〇〇五、〇	—	一二五、二
上伊那	八一、三	一、〇	八二、三	三九、五	—	—
下伊那	六〇五、六	一四、五	六二〇、一	五六五、四	—	—
西筑摩	五八、四	—	五八、四	二〇、〇	—	—
東筑摩	八八五、九	四、六	八九〇、五	七〇五、六	二、〇	—
南安曇	七五、七	—	七五、七	七五、七	—	—
北安曇	二〇七、三	、三	二〇七、六	二〇七、六	二、一、六	一〇、五
更級	七五、五	—	七五、五	七〇、一	三、三、三	四〇、一
埴科	三二一、二	—	三二一、二	二七二、七	一二、六	七五、〇
上高井	二八六、〇	、二	二八六、二	三四四、六	七、七、〇	四七、七
下高井	二九七、八	二九、〇	三二六、八	二〇九、二	二、一	六五、三
上水内	五一六、〇	九、九	五二五、九	四〇一、二	、五	—

下水内	四四五、九	一〇、五	四五六四	二五九、六	一一〇、九	三五二〇	
長野	一八三八	—	一八三八	一八三八	一〇〇	一八三八	
松本	三〇〇〇	—	三〇〇〇	三〇〇〇	—	九〇〇	
上田	一七〇	—	一七〇	一七〇	—	—	
合計	七、三五四、三	一四五、二	七、四九九、五	五、六〇六、一	二九三、六	一、五三三、二	

第三節　雪害

雪害は信越國境に近き上水内郡の一部、下水内郡、下高井郡、北安曇郡、佐野坂以北の如く降雪量多き地方に多く立通仕立、高刈中刈仕立等の雪折、根刈仕立の胴枯等其被害頗る大なりと雖も、凍害又は雹害の如く氣候の激變によりて突然來るものに非ず。年々一定の時期には殆んど必ず來るものなれば、之が豫防の方法として雪害に對する抵抗力強き桑品種の栽培を奬勵し積雪の度に應じて其仕立方につきて適切なる處置を講ずるより外手段なきが如し。

尙最近に於て最も被害の大なりし昭和九年春に於ける雪害を表示すれば次の如し。

桑樹寒枯調査　昭和九年春期調査

郡市名＼項目	桑園面積	被害面積 減收五割以上	被害面積 同三割以上	被害面積 同三割未滿	被害面積 計	全桑園面積ニ對スル被害面積割合(%) 減收五割以上	全桑園面積ニ對スル被害面積割合(%) 同三割以上	全桑園面積ニ對スル被害面積割合(%) 同三割未滿	全桑園面積ニ對スル被害面積割合(%) 計
南佐久郡	四、二八、七町反	—	—	一、四〇〇、〇	一、四〇〇、〇町反	—	—	三三・八	三三・八%
北佐久郡	五、一三、九	—	—	—	—	—	—	—	—

小縣郡	七、九一五、八	—	—	一二四、〇	一二四、〇	—	—	一・五六	一・五六
諏訪郡	四、二一二、九	五、〇	一五、〇	四五、〇	六五、〇	〇・一〇	〇・三五	一・〇六	一・五一
上伊那郡	七、五七二、六	—	—	一一一、〇	一一一、〇	—	—	一・四六	一・四六
下伊那郡	八、四六七、五	二四、五	三二、〇	一三・八	七〇、三	〇・二八	〇三・八	〇・一六	〇・八三
西筑摩郡	一、七〇八、九	—	三八三、七	一五二・八	五三六、五	—	二二・四〇	八・九〇	三一・三〇
東筑摩郡	九、一七四、二	—	—	—	—	—	—	—	—
南安曇郡	三、七八九、七	二八、八	二七五、〇	五〇〇、一	八〇三、九	〇・七六	七・三〇	一三・二〇	二一・二一
北安曇郡	二、五八五、五	—	一〇〇、〇	一、四〇八、〇	一、五〇八、〇	—	三・八五	五四・四五	五八・三〇
更級郡	三、四四六、六	五、二	三八、九	七一五、〇	七五九、一	〇・〇一	一・一三	二〇・七五	二一・八九
埴科郡	二、三五〇、一	一三、七	九七、六	二八七、二	三九八、五	〇・五八	四・一五	一二・二〇	一六・九三
上高井郡	三、〇六五、六	—	—	一、一九八、六	一、一九八、六	—	—	三九・一〇	三九・一〇
下高井郡	二、二九四、五	一七、九	二三、一	八三、五	一二四、五	〇・七八	一・〇一	三・六四	五・四三
上水内郡	四、〇四六、九	四〇、〇	二六四、五	一、三二九、六	一、六三四、一	〇・九八	六・五四	三二・八〇	四〇・三四
下水内郡	九四四、八	一二、四	三〇、〇	六八、八	一一一、二	一・三一	三・一八	七・二八	一一・七七
長野市	四九二、三	—	二、〇	四七、〇	四九、〇	—	〇・〇四	九・五五	九・五九
松本市	三九七、七	—	—	—	—	—	—	—	—
上田市	四二二、一	—	—	—	—	—	—	—	—
計	七二、二四〇、三	一四七、五	一、二六一、八	七、四八四、四	八、八九三、七	〇・二〇	一・七四	一〇・三六	一二・三一
春蠶桑園四五、五一一、三反ニ對スル被害面積割合						〇・三二	二・七七	一六・四四	一九・五〇

第四節　水害

信濃國には犀、千曲、木曾、天龍の四大川の外、大小幾多の川あり。而して是等諸川は、日本アルプスを始め諸所の高山險岳より發するを以て、一朝風雨に際會するや忽ち河水氾濫して田畑を流失せしむる事尠からず。斯る場合に於て穀物其他の作物は其被害甚大にして殆んど全滅に歸する場合多しと雖、桑畑の如きは雨霽れ水退けば再び使用に堪ふること既に述べたる如く「砂入之場所に候へバ他作物育ち難く、」或は、「滿水度毎砂入、押堀に相成境等も相分兼候間餘分之利益無御座候　右場所故差柳替境桑植置候間定迄之通り其儘に差置度奉願上候（天保五年四月雨宮村名主彦左衛門以下村役より郡奉行所へ差出せる文書による）」等の文書によりて知るを得べし。而して本田畠栽桑禁止令に制限せられて、畦畔荒蕪地以外に栽培するを得ざりし桑を境桑として本田畑に植ゑ進んでは、穀作より桑栽培の利益あることを比較考證して桑園の增殖を計らんとするに至れり。

江戸時代信濃國水害

江戸時代信濃國水害の主なるものを松代町史、更級郡誌、飯山藩士飯島政勝の吉凶心覺等によりて列記すれば左の如し。

一、慶長十三年　千曲川大洪水（更）
二、同　十九年　千曲川大洪水（更）
三、元和六年八月　千曲川洪水（更）
四、寛永元年　千曲川洪水（更）
五、慶安三年九月一日　千曲川洪水（更）
六、明暦三年八月三日　千曲川洪水（更）
七、萬治元年八月　犀川洪水綱島村大被害（更）
八、寛文二年　犀、千曲川洪水（更）
九、寛文十年　千曲川洪水（更）
一〇、天和三年　犀川洪水（更）
一一、元祿二年五月廿二日　千曲川洪水（更）
一二、元祿七年七月三日及同年八月三日千曲川出水（松）
（更級郡誌に七年八月八日とあり）

一三、元祿九年八月　犀川洪水　（松）
一四、元祿十一年五月二十一日　千曲川洪水　（更）
一五、元祿十四年八月一日　千曲川洪水　（更）
一六、元祿十六年　犀川洪水綱島村流失　（更）
一七、寶永四年　大地震千曲川洪水　（更）
一八、同　八年　千曲川洪水　（更）
一九、享保二年八月三日　千曲川洪水、佐久、小縣、更級、埴科大損害　（更）
二〇、享保四年八月十五日　千曲川大洪水　世に之を亥年滿水といふ。　（更）
二一、享保十三年八月　千曲川出水　（松）
更級郡誌に九月十三日　千曲川大洪水
二二、享保十四年二月　千曲川洪水　（更）
二三、享保十五年五月十九日　千曲川出水　（松）
二四、同　十六年四月三日　千曲川洪水　（更）
五月十八日
二五、寛保二年七月廿八日より八月二日に至る千曲川及犀川の出水　（松）（世に之を戌年滿水といふと更級郡誌にあり）
此寛保二年の出水は空前絶後の大洪水にして、上田及鹽尻方面の桑園を流失せしめ、當國蠶種製造家を

して奥州に赴きて蠶種を製造し來りて販賣するの止むを得ざるに至らしめたるものにして、其慘狀は松代藩郡奉行より公儀へ届出たる左の文書によりて知るを得べし。

覺

一高六萬千六百二十四石三斗五升

今般滿水高辻村數百八十二ヶ村

内

本田五萬七千六十三石五斗四升

内

田方　二萬八千八百六石一斗
畑方　二萬八千二百五十七石四斗四升
新田　四千五百六十石八斗一升

内

田方　千九百四十八石四斗九升
畑方　二千六百十二石三斗二升
山拔場所　九百八十八ヶ所
流　家　千七百三十一軒
潰　家　八百五十七軒

半潰家　二百五十四軒
流　死　千二百二十人
　内（男四百七十人　女七百五十人）
流死馬　三十一疋（農家ノ飼馬）
　其他溺ノ斃二ケ所ノ死馬三十二疋
　町家ノ死馬一疋
　合計　六十四疋
流　木　九千二百十八本
右之通御領内山里當朔日滿水仕村々注進書ヲ以相改
如此御座候道橋用水堰土手等之儀右村方皆損今以間
數相知不申候　以上

山岸文太夫
湯本十學
宮下傳藏

其後の調査により
用水堰の破損埋沒せるもの　三萬三千七百九十七間
堤塘の押崩川缺　一萬四百八十五間
橋梁流失　大小　百九十七ケ所
道路破壞されたるもの　三萬千六百四十一間

宜なり小縣埴科、更級等の蠶種製造家が擧つて寛保の大洪水の慘を說くもの。

二六、寶暦七年六月　千曲川出水（松）
二七、明和二年四月十五十六兩日千曲川一丈五尺、犀川二丈三尺余出水（松）
二八、明和六年八月（松）
二九、安永四年七月廿三日同年八月八日（松）
三〇、安永八年八月廿五日（松）
三一、文化四年五月廿九日ヨリ六月一日（松）
三二、文政六未年八月十八日一丈八寸出水（吉凶心覺）
三三、文政七申年八月十六日一丈一尺出水（吉）
三四、文政八酉年五月一日一丈一尺增
　八月十五日一丈一尺五寸水增（吉）
三五、文政十一子年七月一日一丈三尺四寸水增（吉）
三六、天保七丙申年八月四日一丈一尺
　八月十四日一丈一尺二寸出水（吉）
三七、天保十三寅年五月十八日一丈二尺二寸出水（吉）
三八、弘化四未年四月十五日一丈三尺水增（吉）
三九、安政六巳未年七月廿六日出水九尺（吉）

四〇、安政七庚申年三月萬延ト改元
五月十六日一丈一尺出水（吉凶心覺）
四一、明治九年九月十八日二丈出水（縣）
四二、明治廿九年七月廿日廿一日八月十九日廿日（縣）
四三、明治三十一年九月四日――七日（縣）
四四、明治四十三年八月九日 註(一)（縣）
四五、大正六年九月三十日 北佐久、小縣、上伊那、北安曇、更級、埴科、上高井、上水内の各郡に亘り被害反別三九二町七反、損害見積金額 三八、三六三圓に及ぶ。（昭和二年縣調査）
四六、昭和九年六月二十、二十一日、七月九日の二回にして六月は諏訪郡、七月は北安曇郡に水害あり被害反別合計一四六町八反、損害見積金額 七九、八一五圓なり。（縣調査）
四七、昭和十年六月下旬北佐久、小縣、諏訪、上伊那、西筑摩、上高井の各郡に亘り被害反別二五五町六反損害見積金額 六四、三七一圓に達す。

備考 括弧内ノ(更)は更級郡誌、(松)ハ松代町史、(吉)は吉凶心覺、(縣)は本縣調査によるの略。

註(一) 桑園洪水被害關査

種目 / 郡市名	流失並浸水被害			埋没被害		
	反別	同上損害見積額		反別	同上損害見積額	
南佐久	二七三、〇〇〇反歩	三三、六〇五、〇〇〇	厘	一三二、〇〇〇反歩	一六、八六〇、〇〇〇	厘
北佐久	一、二三三、〇〇〇	七五、七六〇、〇〇〇		二三七、〇〇〇	三七四八〇、〇〇〇	
小縣	二、六五四、〇〇〇	一六五、九八〇、〇〇〇		三四四、〇〇〇	二一、四四〇、〇〇〇	
諏訪	四九八、〇〇〇	四一、四六二、〇〇〇		八、〇〇〇	一、三一二、〇〇〇	
上伊那	六四、〇〇〇	一、三六四、五〇〇		一九、〇〇〇	一、三〇六、〇〇〇	
下伊那	―	―		二一六、七〇〇	一〇四五、〇〇〇	

西筑摩	—	—	—	—	二二、四五五
東筑摩	二八三、二二〇	三、四四八、七三五	八、〇〇〇	—	七、六六五、〇〇〇
南安曇	八九三、〇〇〇	八七、〇二〇、〇〇〇	六六、〇〇〇	—	一、四八〇、〇〇〇
北安曇	三〇、八〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	—	二二六、七八〇、〇〇〇
更級	三、三八四、〇二六	二四三、四六三、〇〇〇	三、七五〇、〇二〇	—	一五六、一〇七、〇〇〇
埴科	三、四三三、〇〇〇	一四八、四〇五、〇〇〇	一、一七二、〇〇〇	—	一〇、〇七〇、〇〇〇
上高井	四、五四五、八〇〇	一九三、三九二、〇〇〇	六九、〇〇〇	—	二一三、七九三、〇〇〇
下高井	二、二三三、〇〇〇	二四、〇五九、〇〇〇	—	—	一、二七〇、〇〇〇
上水内	三四、〇〇〇	四、〇六二、〇〇〇	四、二五六、〇〇〇	—	—
下水内	一、三五七、七〇〇	二一、九八六、〇〇〇	五一二、九〇〇	—	—
長野	—	—	—	—	—
松本	—	—	—	—	—
合計	二〇、七〇八、六一六	一、〇四五、〇五七、二三五	一〇、七九一、六二〇	—	七〇七、〇八〇、四五五

流失浸水及埋沒ノ被害ニ罹リタルモノヲ合計スレバ

被害反別　三千八十町三畝六歩

同　損害見積　百七十五萬二千百三十七圓六十九錢

水害狀況

本年ノ水害ハ近來稀有ノ慘害ヲ遇シ建物、土地、堤防、橋梁、農作物、蠶絲業其他有形ニ無形ニ縣下ニ及ホシタル損害不尠而シテ其損害ノ最モ甚タシキハ更級、埴科ノ二郡ニシテ上下高井、上下水內、南北佐久、小縣、諏訪、南北安曇、上伊那ノ各郡ニ及ビ東西筑摩及下伊那ハ幸ヒ被害輕微ナリシ。

之レヲ縣下三大河川ヨリ見ル時ハ千曲川ニ屬スル沿岸ニ甚ダシク犀川、木曾川、天龍川ニ屬スル沿岸ハ比較的輕少ナリシ。

水害ノ虞アル桑園反別調　（昭和五年四月現在）

(1) 郡市名	(2) 水害ノ虞アル桑園反別	(3) 畑	(4) 其ノ他	(5) 計	(6) 他ノ災害ト重復セル反別 凍害ト重復セル反別	雹害ト重復セル反別	旱害ト重復セル反別	(7) 被害ナキニ至リタルモノ
南佐久	三八、〇町	八、二町	四六、二町	二二、五町	一八、〇町	一八、〇町	町	—
北佐久	二六、二	三〇、五	五六、七	四三、五	—	—	—	五五、二
小縣	二四一、二	八、二	二四九、四	一三一、三	五、六	二二、三	一五、〇	
諏訪	三四、六	三、〇	三七、六	一〇、〇	—	—	六、〇	
上伊那	一六一、五	一六、一	一七七、六	四二、八	—	一〇、〇	五八、八	
下伊那	一九八、一	六、七	二〇四、八	一七五、六	—	六	—	
西筑摩	四〇、二	三、五	四三、七	三、〇	—	—	—	
東筑摩	三一三、〇	二、二	三一五、二	二六四、四	二、〇	—	七、〇	
南安曇	八、〇	—	八、〇	八、〇	—	—	—	
北安曇	三九、七	二	三九、九	二二、七	二一、六	—	—	
更級	一六八、二	四、九	一七三、一	一五二、七	三二、三	二、七	三、〇	
埴科	一三〇、七	五	一三一、二	六〇、六	一二、六	—	二〇五	
上高井	三〇二、九	八	三〇三、七	二三四、一	七七、〇	一、〇	九〇三	
下高井	九三、六	一六、六	一一〇、二	三一、七	二、一	三、〇	六四	

上水内	一四八、六	七	一四九、三	一五九、〇	五	二〇、七	—
下水内	一三二、九	—	一三二、九	二一〇、九	二一〇、九	二一〇、九	七八、七
長野	一〇、〇	—	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	—
松本	—	—	—	—	—	—	—
上田	一〇、五	—	一〇、五	一〇、五	—	—	—
合計	二、〇九七、九	一〇二、一	二、二〇〇、〇	一、五二二、三	二九三、六	二〇九、二	五〇三、八

第五節　病虫害…特に萎縮病

桑樹の病蟲害其數多しと雖、就中被害の大なるを萎縮病となす。

福島縣に於ては文政年間既に萎縮病の發生を見たりといふも、信州に於て萎縮病に就て記錄に遺れるものは、長野縣勸業月報第三號（明治十四年九月二十日刊行）に北佐久郡書記早川政養の報せる左の記事を以て初見となすべきか

「桑近年如何なる原因なるや未だ經驗を遂げざれども發芽より木縮み葉色、黄色を帶び繁茂せず追々傳播豫防の實なし、止むを得ず植換をなす。又種桑とする時は果して該質を受生育なし難し、植木種類菊葉、片葉多くして鼠返四ッ目等になし、原因不明なり、各部に比類あるを覺ゆ豫防の方法あらば指敎あれ。」

と記せる次に編者曰く（勸業月報の編者なり）として「此質問の如きは其根株腐朽するものなるべし既に諏訪郡湊村に於て之と同じく枯萎するの狀ありしが農務局地質調査員高橋員藤規隆の說によれば根株の年數を歷たると堆肥の過度なるとに原因するならんといふ。其他小縣郡丸子村の如きも枯萎するの狀ありと是又同病ならん」と簡單に解決を與へあり。此記事に見えたるは正しく桑樹萎縮病の症狀にして菊葉、片葉等舊くよりありし桑種類に多く鼠返、四ッ目等に少きは桑樹の種類又は樹齡によりて該病に對する抵抗の强弱なるを示せり。其後夏秋蠶の益々盛大に赴くにつれて萎縮病

の蔓延も甚だしかりしかは、政府は明治廿五年市川延次郎、堀正太郎等に萎縮病調査委員を任命して研究調査せしめ明治二十六年には代議士早川龍介桑樹萎縮病及蠶病豫防試驗研究に關し建議し一日も早く療法の發見あらん事を要求せり。

其後明治三十年政府は議會の協賛を經て農商務省に桑樹萎縮病調査所を設け本病の驅除豫防の方法を探究する爲農務局長に調査監督を命じ理農科大學教授、蠶業講習所、農事試驗場の技師等を調査委員とし專ら之が研究に從事せしめたり。而して該病の原因は摘葉又は枝條伐截過度の爲生理を害するに基因し生物寄生は其誘因をなすが如しとの略々一致の學說を得たるを以て明治三十五年を以て一旦其調査所を廢止せり。

然るに、其後に於ても桑樹萎縮病の被害益々猖獗を極め桑園荒廢の原因は主として該病に原因するを以て、大正四年十一月本縣南安曇郡三田村字新林に三反七畝歩の桑樹萎縮病研究桑園を設け、農商務省蠶業試驗所の直營とし、松本支場之を管理し、蠶業試驗所技師農學士鈴木廣吉氏主任となり其調査研究をなすに至り。同氏研究の結果も亦生理的原因說なりき。而して、本縣蠶業試驗場に於ては同病はバイラスによるモザイツク病ならずやとの見地の下に昭和七年より研究を開始し、目下其の實驗繼續中なり。

尙本縣蠶絲課に於て大正五年、同十三年、昭和三年等に調査せる縣內桑樹萎縮病被害狀況左表の如し。

本縣萎縮病發生反別調　大正六年調査

種目 / 郡市名	總反別	萎縮病反別 二割以內	三割以內	四割以內	四割以上	總反別歩合	萎縮病對總反別
南佐久	二、二六七、三反	三〇〇反	一五〇反	一三、一反	—	四八、二反	〇・〇二一
北佐久	三、〇五二、七	三〇、三	二〇、〇	—	—	五一、三	〇・〇一七

小	縣	六、三二四、七	二〇〇、〇	二〇〇、八	一七〇、〇	—	五七〇、八	〇・〇九〇
諏	訪	三、四四七、〇	二〇〇、〇	四、八	—	—	二〇四、八	〇・〇五九
上	伊那	五、一七九、六	二〇〇、〇	一〇〇、〇	七六、五	—	三七六、五	〇・〇七三
下	伊那	五、四〇三、七	四五、〇	三六、五	—	—	八一、五	〇・〇一五
西	筑摩	一、三〇三、七	五、〇	五、二	—	—	一〇、二	〇・〇〇八
東	筑摩	五、八八九、九	五〇〇、四	一二一、〇	—	—	六二一、四	〇・一〇六
南	安曇	二、二〇三、三	三〇〇、三	一二一、〇	—	—	四二一、三	〇・一九一
北	安曇	一、四二三、一	一〇〇、〇	二〇、〇	七、〇	—	一二七、〇	〇・〇八九
更	級	二、六七〇、七	三〇〇、〇	一〇〇、〇	六〇、八	—	四六〇、八	〇・一七二
埴	科	二、〇二三、五	二〇〇、〇	一〇〇、〇	六一、八	—	三六一、八	〇・一七九
上	高井	一、八一〇、〇	一〇〇、〇	三〇、〇	二、〇	—	一三二、〇	〇・〇七三
下	高井	一、二九一、六	一一〇、〇	一〇〇、〇	七、〇	—	二一七、〇	〇・一六八
上	水内	二、六七〇、三	一〇〇、〇	七五、〇	三、四	—	一七八、四	〇・〇六七
下	水内	七四九、二	四〇〇、〇	二〇〇、〇	一六、九	—	六一、六、九	〇・八二四
長	野市	二八、五	二、〇	一、五	—	—	三、五	〇・一二三
松	本市	一九八、五	四、〇	二、〇	—	—	六、〇	〇・〇二〇
合	計	四七、九三五、三	二、八一七、三	一、二五三、八	四一八、五	—	四、四八九、三	〇・〇九四

尙被害多キ桑品種ハ小牧（九郡）鼠返（六郡）四ツ目（四郡）元右衛門（三郡）等ナリ。

大正六年一月二十六日本縣知事（赤星典太）ヨリ農務局長ヘ報告セル萎縮病發生ニ關スル件如左

一、被害反別　四千四百八十九町三反歩

全桑園反別四萬七千九百三十五町三反歩

對總反別發生歩合　〇・〇九四

二、被害の最も大なる郡市名

下水內郡、南安曇郡、埴科郡、更級郡、東筑摩郡、下高井郡

三、被害歩合制による反別

二割以內のもの　二千八百十七町三反歩

此百分比例　〇・六二七

三割已內のもの　一千二百五十三町八反歩

此百分比例　〇・二七九

四割以內のもの　四百十八町五反歩

此百分比例　〇・〇九三

桑園萎縮病調　大正十三年九月末日現在

郡市別＼項目	被害一割未滿 反別	被害一割以上三割未滿 反別	被害三割以上五割未滿 反別	被害五割以上七割未滿 反別	被害七割以上 反別	被害反別合計	被害反別割合計
南佐久郡	三三四、二町	九五、〇町	五三、九町	二四、〇町	一、〇町	四〇七、一町	一四、三%
北佐久郡	七五三、八	三九五、五	一〇、〇	一六四、五	四、二	一、一六、五	三、〇	一、四三〇、三	三六、五
小縣郡	一、四六五、五	一、四九三、九	九〇九、六	三五、三	一、三、二	四、二四、三	六一、四
諏訪郡	三四六、二	一四一、四	七三、八	一、九	一七、一	五七八、五	一四、一
上伊那郡	四〇八、六	一八八、九	六六、九	一、〇	二六、四	六九〇、八	一〇、九

下伊那郡	三〇一・六	四・五	八一・四	一・二	四〇・〇	〇・六	三一・二	〇・四	—	—	四五四・二	六・七
西筑摩郡	八六・〇	五・五	九二・五	五・九	二・〇	〇・二	—	—	—	—	一八〇・五	一一・六
東筑摩郡	一、九九九・八	二五・八	九二八・三	一二・〇	四四九・四	五・八	二六〇・四	三・四	—	—	三、六三七・九	四六・九
南安曇郡	六五三・七	二二・七	三五七・六	一二・四	一九八・五	六・九	一二九・二	四・五	—	—	一、三三九・〇	四六・五
北安曇郡	三四一・五	一八・〇	一八九・三	一〇・四	一五二・四	八・四	八五・七	四・七	—	—	七六八・五	四二・二
更級郡	一、一〇〇・一	三四・〇	五二七・八	一六・三	二六六・六	八・三	一四九・九	四・七	—	—	二、〇四四・四	六三・三
埴科郡	七一三・五	二七・八	三七二・四	一四・五	四三八・〇	一七・〇	三三五・一	一三・〇	—	—	一、八五九・〇	七二・三
上高井郡	八九八・〇	四〇・〇	六一四・七	二七・〇	二八八・〇	一三・〇	九九・〇	四・〇	—	—	一、八九九・七	八四・〇
下高井郡	三三四・六	二二・一	四六二・二	三〇・四	一九五・二	一二・九	八二・六	五・五	—	—	一、〇七四・六	七〇・九
上水内郡	五三二・九	二〇・〇	一三三・二	五・〇	七九・六	三・〇	五三・二	二・〇	—	—	七九九・三	三〇・〇
下水内郡	五〇五・七	五八・〇	二六五・八	三〇・〇	九三・九	一・〇	五・〇	六・〇	—	—	八七〇・四	一〇〇・〇
長野市	六一・三	—	一三五・三	—	一四二・一	—	六九・八	一七・一	—	—	四〇八・五	一〇〇・〇
松本市	二三・〇	一一・九	八・〇	四・一	—	—	—	—	—	—	三一・〇	一六・〇
上田市	三九三・六	八三・八	四三・七	九・三	二一・一	四・五	一一・三	二・四	—	—	四六九・七	一〇〇・〇
計	一一、一五三・六	一八・八	六五二六・九	一一・〇	三、六三五・五	六・二	一、八五一・七	三・一	—	—	二三、一六七・七	三九・一

備考　被害株數ニヨリ割合ヲ出シタリ。

縣全反別　五九、一二三町六反ト ス。

桑樹萎縮病ニ關スル調査　（昭和三年秋期）

一、被害桑園反別

被害程度別　被害反別　全桑園ニ對スル被害桑園ノ割合

被害株數　二割未滿　一三、八七七町五四畝　一九・九%

同	二割―五割	六、一四六、一八	八・八
同	五割―八割	一、八五〇、九九	二・七
同	八割以上	五五二、五六	〇・八
合	計	二二、四二七、二七	三二・二

備考　昭和三年六月末現在ニ於ケル全桑園反別ハ六九、六〇九町二反ナリ。

又、最近「クハシントメタマバヘ」の發生により著しく桑樹の發育を阻害せられ、ことに夏秋蠶用桑に不測の異狀を來すこと尠からず、左に一例として昭和三年「クハシントメタマバヘ」に依る被害調を掲ぐ。

「クハシントメタマバヘ」ニ依ル桑園被害調（昭和三年）

郡市名＼項目	被害面積	蔓止回數	發生期間 第一回發生日	發生期間 最終發生日
南佐久	一、五三三、〇反	四	七月十二日	九月十三日
北佐久	一、二五〇、〇	三	七月下旬	九月上旬
小縣	二、四五一、五	二	七月中旬	八月下旬
諏訪	二、二三五、〇	三	七月四・五日	九月中旬
上伊那	六〇〇、〇	二	七月上旬	八月下旬
下伊那	四八三、六	三	六月下旬	九月上旬
西筑摩	六〇〇、〇	二	七月二十日	八月十五日
東筑摩	六六五、〇	三	六月中・下旬	八月中・下旬
南安曇	二〇〇、〇	二	七月十日	八月上旬
北安曇	九二一、一	二	七月上・中旬	八月上・中旬

更級	一、四五〇、〇	二	七月中旬	八月上旬
埴科	四九八、〇	二	七月二十日	八月十五日
上高井	三〇〇、〇	二	八月一日	八月十三日
下高井	九八六、九	二	七月一日	八月十五日
上水内	二、一四二、九	二	七月二十日	八月十九日
下水内	八〇五、〇	二	六月二十五日	八月十日
長野	一、〇	二	八月上旬	八月中旬
松本	—	—	—	—
上田	四、四	三	六月下旬	八月上旬
計	一七、一二七、四			

此他最近本縣下に於ける桑樹病蟲害の主なるものを表示すれば左の如し。

桑樹病虫害調　昭和十年七月現在

病虫名		被害反別	全桑園ニ對スル被害割合	被害郡數	主ナル被害郡市名
病害	細菌病	九、五〇二、一町	一四・一%	一三	下水内七〇%西筑摩三八、南安曇三六
	萎止病	一、一七六、一	一・七	八	東筑摩松本三六、小縣上田二四
	芽枯病	四四〇、〇	・七	二	下水内三〇、上諏訪六、東筑摩松本六
	白澁病	三五〇、〇	・五	一	南佐久九、上伊那二
	萎縮病	六、二五七、三	九・三	一一	上伊那五
	紋羽病	六二七、五	・九	一〇	埴科三一、小縣上田三〇、南安曇三〇
					下水内二二、上水内長野一三
					下高井一五、下水内一〇、下伊那一
					東筑摩松本一
	赤澁病	一〇、〇	〇・一未滿	一	西筑摩一

小計	一八、三六三、〇	二七・二		
虫害 ハムシ類	一、九二三、三	二・八	一二	上水内長野三〇、上諏訪五、南佐久四
虫害 ゾウムシ	九八七、五	一・五	八	下水内一〇、更級四
虫害 ヨコバヒ	五、〇	〇・一未満	一	下水内八、下伊那一〇、下高井三
虫害 スリップス	四二八、〇	・六	六	北安曇〇・二
虫害 スキムシ	一三九、九	・二	一	下水内二〇、上高井四、埴科三
虫害 ハマキムシ	七八〇、〇	一・二	二	北安曇六
虫害 介殻虫	六六〇、〇	一・〇	三	南佐久一七、上伊那二
小計	四、九二三、七	七・三		上水内長野八、下伊那四
合計	二二、六五五、一	三三・六		下水内一〇〇、南安曇六七、上水内長野六四 小縣上田五五、埴科五一、東筑摩松本五〇 西筑摩四〇、下高井三三、北安曇三二 南佐久二九、下伊那二一、上高井一七 上諏訪一三、更級一二、上伊那九

第六節　其　他

以上の外桑園の災害として著名なるものは弘化四年三月二十四日の善光寺地震の爲岩倉山崩れ一時犀川を堰止め、後、一時に決潰せる爲川中島四郡の平坦部は泥の海と化し、桑園の流失埋沒せる如き、天明三年七月淺間山大爆發以後屢々同火山の爆發に伴ふ降灰によれる被害（最近昭和十年八月十七日淺間山爆發により北佐久郡の桑園被害面積三千二百七十六町九反、被害見積金額三萬九千四百三十三圓）、或は大正四年六月六日及び大正十四年五月二日、十三日十八日、十九日、二十日、二十三日の燒岳の爆發に伴ふ降灰、又は大正六年九月三十日の北佐久、小縣、上伊那、北

安曇、更級、埴科、上水内、下水内、上高井、下高井各郡に亘る風水害、及び、最近昭和九年九月二十一日の全縣下に亘れる大風害（被害面積四千百八十四町、損害見積金額五萬二百八圓）等の如きは未だ吾人の記憶に新なる所なり。

尚又大正十三年夏の如く降雨少き場合には旱害に罹ることも珍らしからず、同年の旱害を被れる桑園反別は二萬五千六百一町歩、損害見積金額四百六十七萬二千七百九十八圓に達せり。されば本縣に於てはかゝる虞ある桑園を調査し、豫め之に抵抗強き桑品種を栽培せしめ耕種の方法も之に順應する如く指導せり。

旱害ノ虞アル桑園反別調　（昭和五年四月現在）

(1) 郡市名	(2) 旱害ノ虞アル桑園反別 (3) 畑	(4) 其ノ他	(5) 計	(6) 他ノ災害ト重復セル反別 凍害ト重復セル反別	雹害ト重復セル反別	水害ト重復セル反別	(7) 被害ナキニ至リタルモノ
	町	町	町	町		町	町
南佐久	四〇四、五	二一、二	四二五、七	二七四、五	三三五、八	一八、〇	一、六
北佐久	二、八二一、九	八、七	二、八三〇、六	八〇、〇	—	—	
小縣	五、七八七、四	一八、〇	五、八〇五、四	一、三九四、〇	三〇七、八	二三、三	—
諏訪	八九七、七	一四三、五	一、〇四〇、二	三〇四、三	一二五、二	—	—
上伊那郡	一、九八八、七	二一、三	二、〇一〇、〇	二〇三、五	—	一〇、〇	—
下伊那	一、〇六五、七	四、一	一、〇六九、八	一、〇一二、一	—	—	六
西筑摩	六、九	、六	七、五	二、五	—	—	—
東筑摩	二、九七七、二	九、八	三、〇〇七、〇	一、〇二三、七	—	—	—
南安曇	一、二一三、二	、五	一、二一三、七	一二八、五	—	—	—
北安曇	四〇一、五	四、四	四〇五、九	一一六、〇	一〇、五	—	—
更級	一、七一八、〇	一三、四	一、七三一、四	一三二、四	四〇、一	一二、七	—

埴科	一、六三〇、八	二、四	一、六三三、二	二五五、七	七五、〇	—	—
上高井	二、三一八、四	二、五	二、三二〇、九	六二五、七	四七、七	一、〇	—
下高井	一、二五五、二	一二、九	一、二六八、一	四四四、五	六五、三	三、〇	—
上水内	一、三九四、一	二〇、三	一、四一四、四	四六〇、六	—	二〇、七	—
下水内	五七八、二	一一、五	五八九、七	二五九、六	二五、二〇	一一〇、九	—
長野	一八三、八	—	一八三、八	一八三、八	一八三、八	一〇、〇	—
松本	一九四、〇	—	一九四、〇	九〇、〇	九〇、〇	—	—
上田	四五九、八	—	四五九、八	一三〇、〇	—	—	—
合計	二七、三〇七、〇	二九四、一	二七、六〇七、一	七、一〇一、四	一、五三三、二	二〇九、二	一、六

第十一章　桑園の消長

信州の地、地形險峻、山高く谷深く平野極めて少く僅かに在るものは河岸の沖積地と諸川の扇狀地に過ぎず。加ふるに氣候一般に寒冷にして、春來ること遲く秋至ること早く、自然的條件に於て決して恵まれたりといふ事を得ず。然るに此國をして本邦第一の蠶絲國たらしめ世界的製絲地帶たらしめしもの、一に信州人が蠶と共に生活し蠶と共に語る堅き信念の下に此環境を適當に利用したる結果に外ならず。

之を土地利用の推移に見る、狩獵時代を距ること遠からざりし古代に於て我信濃の特産は梓弓なりき。其後平安朝より鎌倉時代に於ては望月の駒、きりはらの駒等天下に名高く式の十六牧、東鑑の二十八牧ともに信州にありて信州は本邦第一の牧場地帶たりき。

江戸時代に入りて德川氏の重穀政策は、此信州一圓にも五穀の栽培を强制せしも、五穀の實らざる村方にも納稅の義務は課せられし結果何等かの方法によりて其義務は果さざる可らざる爲、木曾、安曇の山部に於ける產駒、水內、安曇等の嶺間部に於ける麻栽培、東筑、安曇、更級、埴科、高井等の蕨栽培等を始め信州一圓に亘る養蠶の如き特殊產業興りしが、安政の開港以後蠶種輸出の好況に刺激されて蠶絲業の異常なる發達隨而桑園の急激なる增加を來たし、續いて製絲業の勃興は益々之に拍車をかけ遂に今日の如く多數の養蠶專業者を生ずるに至り、蠶絲業不況の場合には相當の農家にして其食糧にすら缺乏するに至り桑園整理、食糧自給等の聲をきくに至れり。

明治維新以後我信州の土地利用が如何なる傾向を以て推移せしか、就中いかなる土地がどれ程桑園に化せられしかを研究するは頗る興味ある問題なれども、諸藩分立時代は勿論、長野、筑摩二縣時代の統計も得る能はず。明治七、八年頃より地誌編輯掛にて調查せる縣下各町村誌の明治九年より十二、三年迄の間に報告せられたるものにつきて見るに、當時の縣下特殊產業中蠶絲業以外のものにして相當の收穫を擧げ居たるもの次の如し。

郡名	北安曇郡	南安曇郡	西筑摩郡	諏訪郡	合計
馬頭數	五、〇二八	三、二八一	六、八〇一	三、九四六	一九、〇五六

郡名	東筑摩郡	北安曇郡	更級郡	埴科郡	高井郡	合計
莫	四一、二三三、四〇〇貫	一〇九、一九一、七〇〇貫	九九六、〇〇〇貫	四、三三一、〇〇〇貫	一〇、八一五、〇〇〇貫	一六六、四四六、一〇〇貫

郡名	北安曇郡	上水內郡	合計
麻	一二、九二七、五〇〇貫	七八、二六二、五〇〇貫	九一、一九〇、〇〇〇貫

郡名	南安曇郡	東筑摩郡	上高井郡	水內郡	合計
藍	三、〇〇〇貫	一五、〇五〇貫	一二、八〇〇貫	二六、二一五貫	五七、〇六五貫

郡名	埴科郡	上高井郡	水内郡	更級郡	合計
綿	一二、九二一貫	一三、二九一貫	五、三四三貫	一四、四六〇貫	三七、〇〇五貫
郡名	高井郡	水内郡	安曇郡	更級郡	埴科郡	合計
菜種	三、八六〇石	二、八二〇石	三〇〇石	二、〇六〇石	四七石	九、〇八七石

尙明治十八年長野縣統計書による綿の栽培面積は八八〇町、菜種の栽培面積は二、六二八町四反なりしが、藍の如きは今日殆んど之を見ること能はず。綿の如きも明治四十年を百とせる指數昭和八年には一〇に減じ菜種の同上指數は十七に麻は六二に減じ、蔓栽培の如きも頗る減退し獨り桑園のみは明治十七年の九、九九六町九より昭和八年の七二、二四〇町三に增加し、明治十七年を一〇〇とすれば五十年後の昭和八年には七、二三 即七倍余に增加し、桑園面積の最高に達せる昭和五年（七八、七二〇町八）は約八倍に激增せるを見る。左に明治十七年以降昭和八年に至る五十年間に於ける長野縣桑園面積表を掲ぐ。

自明治十七年
至昭和八年　五拾年間ニ於ケル長野縣桑園面積ノ消長

年次	實數	年次	實數
明治十七年	九、九九六、九町	同　二十三年	二〇、六五九、七町
同　十八年	一〇、五二三、二	同　二十四年	二二、一三七、二
同　十九年	一二、三七一、八	同　二十五年	二三、一四六、一
同　二十年	一二、六五七、八	同　二十六年	二三、二六六、一
同　二十一年	一三、九六五、九	同　二十七年	二三、六八二、一
同　二十二年	一九、四七〇、六	同　二十八年	二三、九八〇、五

同二十九年	二五、三四八、七	同五年	四七、九八一、八
同三十年	二五、七七七、二	同六年	五〇、〇一四、一
同三十一年	二五、六五七、〇	同七年	五一、五三三、四
同三十二年	二五、七〇八、〇	同八年	五三、九八五、九
同三十三年	二五、四三一、七	同九年	五三、三〇八、七
同三十四年	二七、九三三、五	同十年	五五、九五五、四
同三十五年	二七、四四五、八	同十一年	五六、七二八、一
同三十六年	二八、二八〇、六	同十二年	五七、六九三、五
同三十七年	三〇、六五一、七	同十三年	五九、二二三、六
同三十八年	三二、七二五、二	同十四年	六一、四四四、三
同三十九年	三五、八七五、八	同十五年	六四、一〇七、六
同四十年	三七、〇九四、〇	昭和二年	六七、三三三、三
同四十一年	四〇、五六九、一	同三年	六九、六〇九、二
同四十二年	四一、四五八、五	同四年	七一、〇四一、四
同四十三年	四三、三六六、三	同五年	七八、七二〇、八
同四十四年	四四、八二〇、八	同六年	七六、五九三、三
同四十五年	四四、八四七、〇	同七年	七三、三八二、四
大正二年	四五、一一五、四	同八年	七二、二四〇、三
同三年	四五、三〇一、〇	同九年	七一、〇六二、九
同四年	四六、九六九、八	同十年	六七、三四七、四

桑園面積増加の趨勢は前表に示すが如くなるにも拘はらず、耕地面積の増加は極めて微々たるものにして明治四十年以後二十七年間に六%に過ぎざるに、同期間に於ける桑園面積は九二%の激増にして、此兩者増加率不均衡の裏面には桑園が漸次普通作物若しくは特殊作物に代りて其位置を占め、交替作用の行はれたる事を示すものにして、桑園面積の著しく増加せる明治十七年以後縣内主要作物作付面積増減の傾向を表示すれば次の如し。

年次＼種別	田面積	畑面積	水稻作付反別	陸稻作付反別	大麥作付反別	裸麥作付反別	小麥作付反別	大豆作付反別	小豆作付反別	粟作付反別	稗作付反別	蕎麥作付反別
明治十七年	六〇、三五三、八 町	七三、一五三、〇	六四、〇一三、〇 町	— 町	二〇、四五八、一 町	四九、二 町	二一、八九一、四 二九、八〇一、八 町	二、九一〇、四 町	八、九三一、七 町	九、二六六、〇 町	四五、五六五、九 町
同　十八年	六二、八五〇、〇	七二、一五、五	六一、八五〇、〇	一、二	一九、九一四、四	五七、五	三三、三三二、八	二五、〇七三、三 二七、七三五、七	二、六六二、四	八、二八八、八	八、八〇三、九	四一、四四三、八
同　十九年	六五、二四八、六	四六、六六七、六	六五、二四八、六	—	二〇、一四七、三	三六、八	二六、四八四、〇	二二、九四四、一 二五、七五九、三	二、八一五、二	八、五五七、三	八、六九五、六	九四、三三一、〇
同　二十年	六六、一七八、九	四五、六二五、六	六六、一七八、九	—	一八、八三六、八	三九、一	二六、七三九、七	二三、〇〇六、八 二六、一五二、五	二、一四五、七	八、〇〇八、四	八、二七九、二	九七、〇一一、〇
同　廿一年	六五、六三五、二	八一、一九八、四	六五、六三五、二	—	二〇、八三七、二	七五、〇	二六、六四九、四	二四、一三五、七 二七、三二七、〇	二、一八一、三	八、二〇四、〇	七、九一九、九	九、九二四、八
同　廿二年	六七、三八八、四	八五、六八一、七	六七、三八八、四	—	二四〇、〇〇三	三三、七	二六、〇四五、〇	二四、二六一、八 二七、六八八、四	二、四三六、六	八、〇三九、〇	七、六〇三、六	九、五九八、一
同　廿三年	六九、一七二、六	八七、八八五、五	六九、一七二、六	—	二三、八三八、一	一五六、七	二八、八五七、六	二四、五六一、三 二七、七五二、〇	二、四一八、七	八、二九一、八	七、六一二、三	九、〇四八、九
同　廿四年	六九、八八六、二	八八、八三一、一	六九、八八六、二	—	二一、六八六、一	一三九、四	二六、〇四五、五	二三、一七八、四 二六、五三九、二	二、三四三、八	八、六八五、〇	七、〇九二、三	七、三五五、六
同　廿五年	六九、五二三、八	八八、六三八、二	六九、五二三、八	—	二三、一六七、八	一五二、一八	二六、四一五、三	二四、〇五〇、六 二七、五二三、一	三四七、五	八、二九七、四	七、〇三六、〇	九、三九八、六
同　廿六年	七〇、〇七四、四	九〇、八三四、三	七〇、九三九、三	—	二一、九六〇、八	二六、五	二六、〇四四、四	二五、五五〇、一 二九、四三四、〇	八、八四四、四	六、七三六、〇	一〇、二四八、八
同　廿七年	七〇、一〇一、七	九〇、九四八、六	七〇、三三六、二	—	二一、六六一、〇	一三〇、五	二六、三三五、一	二四、三四九、四 二八、〇五五、三	三、七〇五、九	七、六八一、〇	六、八五八、四	八、五三七、一
同　廿八年	七〇、三八〇、六	九一、二〇〇、三	六七、二九三、四	七、八	二一、九九九、〇	九七、七	二五、七五二、三	二五、九五六、六 二九、八五七、五	三、九〇〇、九	七、八五五、五	六、四八五、五	一〇、五四五、〇

| | | |

| | | |

自明治十七年
至昭和十年　長野縣主要作物作付面積ト桑園面積トノ推移

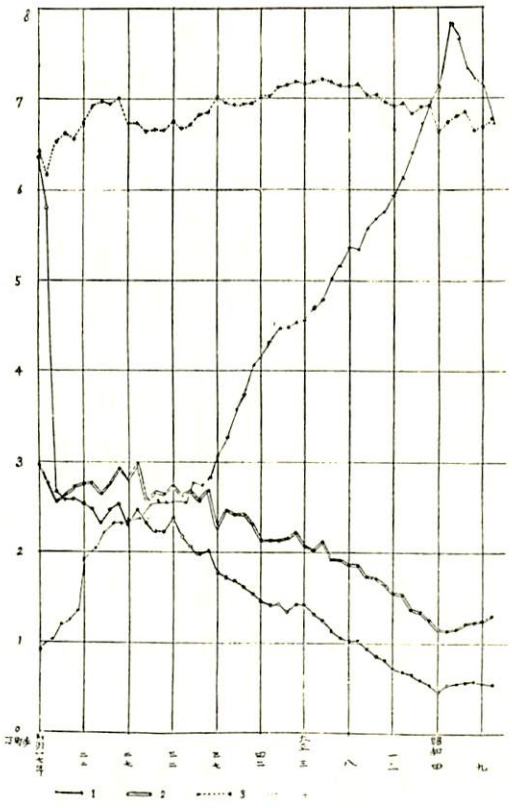

1. 粟、稗、蕎麦　2. 大豆、小豆　3. 水稻　4. 桑園

同七年	七〇、二四五、二	一〇一、〇三三、二	六八、六七七、四	一二、九八一	四九、八	九、六一五、〇	九、三五五、四	二、九三〇、七	一七四一七	七一八七	三、一七二、一
同八年	七一、三三三、五	一〇〇、八二八、二	六六、四三五、〇	一二、九、五	五六、六	一二、二八二、八	九、一五四、〇	三、〇七七	一八五九、五	七一四、九	三、三五四、一
同九年	七一、九八五、七	一〇〇、五八七、七	六六、八六七、二	一三四、九	三三、四	一二、三二六、八	九、四四四、五	三、〇八、五	一九〇六、九	七五二、三	二、九二三、九
同十年	七二、七八一、八	九九、九五六、〇	六七、八二〇、六	一〇、九九七、二	—	一三、九四九、二	九、九七七、八	三、一〇五、五	一八八五、三	六八三、四	二、九四一、六

即前表によりて水稻の作付面積は極めて變化少く、粟、稗、蕎麥及び大小豆等の畑作物作付反別が明治十七年以降漸減の一路を辿れる反面に於て桑園が昭和五年迄、旭日昇天の勢を以て激增し來れる事を知るべし。而して畑作物作付反別の減少に比し桑園面積增加の著しきは特殊作物たる藍、菜種、煙草、棉、大麻、苧麻等作付反別の激減若くは殆んど廢絶せる爲にして是等作物の消長は左表に示すが如し。（但し是等作物の消長を前表に加へざりしは是等作物の栽培は或地方に限られて範圍狹く、菜種、の如きは畑のみならず水田の裏作として栽培せらるゝ面積多く桑園の消長との關係を見出し得べき正確なる數字を得難かりしによる。今之を更級郡につきて見るに「明治十六年同郡木綿收穫三萬九千三百余貫なりしも逐年米、印、綿花に壓倒せられ燈火用荏胡麻千七百五十八石なりしも石油の爲に栽培の杜絶を見んとし、大豆は八千七百五十余石なりしも年々減少し北海道、朝鮮、牛莊等よりの輸入大豆及大豆粕の廉價に堪えず。藍の五千六百貫も輸入藍に壓せられて跡を絶ち麻の如きも萎微す」（明治三十八年長野縣農會調）といへり。而して是等の作物に代りて日露戰後非常なる發達を來せる蠶絲業に伴ひ桑樹栽培せられ桑園面積の增加せるは前表に見るが如し。」

	藍	菜種	煙草	棉	大麻	苧麻
明治十七年	五三三、九町	二、一四九、九町	六一五、〇町	一、七一四、三	一、七一四、三	—
同　十八年	四三六、一	二、六二八、五	六六八、六	八八〇、一	八八〇、一	—
同　十九年	五一六、九	二、九二〇、五	五五二、三	九九四、〇	九九四、〇	二八一、二
同　二十年	四四〇、一	二、八一九、六	八〇三、四	九二二、九	九二二、九	四二五、一
同　二十一年	四四四、二	二、七一二、六	八七七、一	八四六、六	八四六、六	四六二、一
同　二十二年	四四五、四	二、三九六、六	一、〇一五、四	七六三、九	七六三、九	六一二、五
同　二十三年	三四九、七	二、二八二、〇	六五一、四	七五六、一	七五六、一	四九一、六
同　二十四年	二四四、二	一、九九七、九	六七一、七	六五九、六	六五九、六	三一二、五

同	二十五年	二五四、九	二、二六〇、四	七四一、五	四四一、八	四四一、八	五〇、九		
同	二十六年	二二一、八	二九九、五	五八九、〇	四二八、六	四二八、六	四〇、五		
同	二十七年	一四八、五	一、五〇五、二	一、六一三、九	四一五、〇	四一五、〇	四一、二		
同	二十八年	一二四、九	一、三三八、九	一、五七四、七	四三五、二	四三五、二	一〇九、一		
同	二十九年	一一五、三	一、三九七、九	七九五、三	三三七、三	一、一七八、五	八二、一		
同	三十年	一二〇、七	畑田 一、四一四、八 三七四、七	六二八、三	二六七、四	一、一八二、六	八五、三		
同	三十一年	一六七、一	一、〇四八、一 二九四、三	六一四、〇	一五〇、八	一、〇三〇、一	九一、五		
同	三十二年 ?	三五〇、〇	七六九、二 二六二、〇	五一三、〇	一九八、八	一、〇四六、二	五六、五		
同	三十三年	七七、五	七六九、〇 二九五、六	五五三、四	一七二、〇	一、〇四二、二	八九、五		
同	三十四年	七五、七	三三八、〇 七二六、一	五五三、四	一四六、九	一、〇七六、三	七九、五		
同	三十五年	四七、七	七六九、五 二一七、一	二六一、〇	一一七、八	六三九、〇	一〇二、七		
同	三十六年	一六、一	畑田 一、〇一五、一	二四六、九	九九、八	一、〇八二、七	六七、七		
同	三十七年	一〇、四	八〇四、五 一六四、七	—	七四、〇	一、〇五一、一	一三、四		
同	三十八年	七、七	七〇〇、六 一九五、八	—	五七、九	一、〇六〇、七	四三、八		
同	三十九年	四、〇	一、二三、六 六五二、一	—	五四、一	一、一三四、一	三六、三		
同	四十年	九、	一、三二、六 五八四、七	—	二八、一	一、〇六九、五	四〇、二		
同	四十一年	二、	一、三〇、七 四六九、四	—	二七、五	一、〇五九、三	—		

同	四十二年	四二	三六〇四 二三九五	一四八	一四八	九四八六	—
同	四十三年	二	四一五七 四七〇	六三	六三	九五一二	—

第十二章　桑園經濟

信州蠶業の先覺者塚田與右工門翁は寶曆七年出版の「新撰養蠶秘書」に於て「惣而桑は諸作に五割も德用の强きものなれば畑畔に貳尺とすき間なく植置べし。」といひ又寬政元年に著せる「養蠶後篇」に於て「凡桑程德用のものはなき事なり、假令何程高貴の場所にて田畠眞分に持ちたる人にても蠶手練なれば畑畔の桑にて田畠の御年貢澤山なるものなり。」といひて桑樹栽培の利益ある事を說けり。元より當時の經營法は此文面に明かなる如く畑畔に二尺とすき間なく植ゑる程度にして特別に肥料を施さず又特に桑樹の爲に耕耘する事少くして農間を利用し老人婦女子の手にて養蠶せる時代なれば其利益多かりしは言ふ迄もなし。

吾妻銀右工門の記錄による桑園の收支

文化十酉年松代藩の命により關屋御林を開發して桑園二萬步を造り藩財源の一となさんとせる吾妻銀右工門の計畫次の如し。

桑仕立貳萬步御入用

一、人夫五千五百人　但　金一分ニ付十二人
　　夫食一人ニ付銀七分五厘
　此賃金百八拾參兩壹分銀五匁

一、桑苗八萬本　但百本ニ付銀四匁直段
　此代金五拾參兩壹分五匁
一、横弐間　長六間　御小屋一軒
　御入料金弐兩
一、鍬拾枚唐鍬弐丁鎌拾枚鍋三つ釜二つ桶三つ
　此代金弐兩弐分
　惣金弐百四拾兩壹分銀十匁
右は酉の秋より亥の春迄開墾及植付に要する臨時費にして其後年年の經常費とも見るべきものは
一、養草二千駄　但金壹兩ニ付四拾八駄直段
一、人夫八百人耕夫及桑切立　但一人ニ付賃銀九分　夫食銀六分
　此賃金弐拾兩
〆金六拾壹兩弐分拾匁
にして年々の支出は六拾壹兩弐分拾匁の豫定又、桑園よりの收入は、植付より三年目の亥年より桑千五百束代金弐拾兩、其翌年は六千六百束代金百拾兩、五年目よりは一萬束代金百六十六兩弐分銀十匁の豫定なりき。然るに實際に於ては、一萬歩を開發せるのみなれば、其收入も半減して亥年は十兩、子年は五十五兩、丑年以降は八十三兩一分五匁宛の割合なり、即ち
　亥　年　霜の爲無收入銀石工門辨納
　子　年　參拾七兩弐分

丑　年　八十二兩一分五匁　外ニ桑苗代拾貳〆九百文

寅　年　六十三兩一分六匁八分七厘

以上の如くにして、最初の年は鹿に食はれ或は霜にいためられて無收穫となり翌年は桑は略々豫定に近く三、三二三束出しも、世上一統、桑澤山の爲相場下落し且殘桑となりて收入不足となりしかば何とかして收入の增加を計らんとして桑園間作の問題起り銀右エ門は「そば」を間作せる様なりしも、果して好結果を得たるや否や明瞭ならず。豫定の如き收入を得たるは、文化十四丑年一回のみ。其後文政二年に至り銀右エ門は、平均上納を出願し、桑高ければ賣り、然らざれば養蠶を行ひて自ら其桑を消化し以て藩への上納には滯無き様につとめたるが如く、其子孫連綿として今尙同地に蠶業を營みつゝあり。

桑園小作料

上水內郡大豆島村倉島武左エ門の記錄（蠶種輸出ノ部參照）によれば明治三年頃の同地方の小作料は八十坪にて一俵なりし如く、明治二十五年北安曇郡社村宮本にては地主にて桑を植付て貸したる場合は六十坪一俵にして小作人が桑苗を植付くる場合は百坪一俵（籾十四貫）なりしといふ。

玆に珍らしきは東筑摩郡（當時の安曇郡）下平瀨村胡桃澤勘兵衛の桑園借地に關する左の證書にして借地面積を記さず單に山林を壹平（ひとたら）と稱し、其借地料も五ヶ年間は年々二俵宛遣はし可申とあれども其後は「立ち方よろしく候はゞ右年貢可增約束ニ而御無心申」たるものにして桑の收穫高により增減し得べき極めて自由なる契約なるのみならず、借地年限も「先づ十五年位」に定め置「其後とも御かし被下べき約束」にて借受たるなど如何にも男と男、人と人との約束らしく一讀微笑を禁じ得ざるものあり。

「

借地仕證文之事

一、山林壹平（ひとたら）

右ハ我等桑畑と借地仕候處此御年貢五ヶ年間二俵つゝ年々遣し可申候其後ハ立ち方よろしく候はゝ右年貢可增約束ニ而御無心申候尤年季之儀ハ先ツ拾五年位ニ定メ置其後共御かし可被下候約定ニテ御咄し仕候爲念借地證文仍而如件

明治二己二月

下平瀬村

勘兵衛

重左衛門殿

（胡桃澤勘内氏藏）」

尙桑園小作に關し明治三十八年長野縣農會にて調査せる「桑園經濟資料」壹、參によれば次の如し。

北佐久郡　耕地を借りて桑苗を植ゑしもの畑は多く金納にて一反歩五圓乃至十二三圓田地なれば二反歩籾五俵乃至七俵半、契約期限十年乃至十五年にして永小作は稀なり。納期は毎年十二月桑園を借るものは米一石二斗位。

諏訪郡　里筋は一坪に付玄米一合五勺より六合位毎年十二月時價に改算して金納とす。一年より四年目迄八斗五升五年より十五年目迄一石

山筋は金納を本位とし一坪二錢より八錢に至る毎年十二月を納期とすれども九月下旬に上納するもの少からず貸附期限は十五年乃至二十年にして空畑を借入れ借地人に於て植付く開墾せるものは小作料開墾料丈安し、年期明後更に契約する時は幾分引上ぐ。

東筑摩郡　一坪に付籾三合乃至五合のものと一反歩五斗四升入二俵乃至五俵のものとあり納期は十一月下旬より十二月下旬迄稀に金納あり。

下伊那郡　一石二斗

北安曇郡　開設のものは七十坪一俵未開のものは百坪一俵納期は十二月より一月迄契約は五ヶ年。

更級郡　一反歩十三圓乃至十五圓普通十三圓五十錢。

埴科郡　百坪五斗一反歩一石五斗。
下高井郡　一反歩十圓。
上水内郡　平坦部は七圓より二十圓千曲川沿岸は六十坪（宅地附近は五十五坪）に籾五斗入一俵。西山部北山部は大豆に納てむ。
下水内郡　一反歩籾二俵半。

桑園の間作

信州に於ける桑園間作に關する最も古き史料は、前に記せる關屋御林桑御用掛我妻銀右工門の文化十三年に御勘定御吟味役御役所へ差出せる書類なるべし。

文化十酉年八月關屋御林開發の命をうけ、其日論見には、三年目には拾兩、四年目には五十五兩、五年目よりは八十三兩一分五匁宛の收入をあぐる豫定なりしも、鹿害霜害又は「世上桑澤山」にて買手なかりし等の事情にて豫定の收入を擧ぐる事能はず、玆に於て其掛役所より「桑間に相應之作物を仕付置かば不幸にして桑の賣れざる場合にも之を以て補ひとなす事を得べければ植付べき」旨を諭されしに對し、銀右工門は「本年桑の繁茂の狀態宜敷罷成候ば最早作物を蒔入候而も實法棄御出方にも相成間敷」と本年はもはや桑葉繁茂して間作不可能の狀況をのべ重而の說諭に對しては「最早豆類は遲く候間蕎麥蒔入仕候而相試可申候」と答申せり之に依て之を見れば役所よりは豆類を蒔入るべき樣命ぜられしも時期後れたるを以て「そば」を蒔き試むべき旨を答申せり。

元來關屋御林桑園は桑實の目的を以て始めたる事業なれば、最初より其經營困難にして常に缺損勝なりし爲、藩よりは何とかして利益を擧げんと焦心苦慮の結果銀右工門に桑園間作を試むべき事を命ぜる如く、銀右工門も最初は桑葉繁茂して作物を蒔きても實法棄る趣を以て可成間作を爲さゞる樣希望し且間作は桑の爲にも宜しからざる事をのべ

たり。然るに又々命ぜらるゝに及び本年は豆類は遅ければ「そば」を蒔き試むべき事を答申せるなり。右二回の答申書を左に示さん。

(一)　文化十三子年六月十八日關屋御林産物御用掛銀右衛門より御勘定御吟味御役所へ差出せる「差上申一札之御事」中に

「一惣桑畑間ニ相應之作物仕付候ハヽ、宜旨度々御尋被成下此度も最早兩年殘り桑ニ相成候ニ付ケ様之節之助ニも相成候事ニ付外作物仕付候義被仰下候御尤之御儀奉存候。然所御出役之節御覽被成下候通桑茂り宜敷罷成候得ハ最早作物を蒔入候而も實法桑御出方にも相成間敷義と奉存候殊ニ桑張り方之差支ニも罷成候へハ此度少々仕付候而相試可申候」

(二)　文化十三子年六月廿六日關屋御林御用達銀右工門より御勘定御吟味役御役所へ差出せる「御林桑御拂方一卷之義先日ゟ段々御全義被成下先日奉指上候書面ヲ以猶又御尋ニ付左ニ申上候」の中に、

「一桑間ニ相應之作物仕附候義兼而ゟ段々被御含被下置候處桑ニ差障之段申上置候處此度之様見込外レ候而も余力之品有之候得ハ助ニも相成候義段々御利解奉畏候最早豆類ハ遅ク候間蕎麥蒔入仕候而相試可申候尤私拜借地之内へ早蕎麥蒔入試仕置候此上幾重ニモ工風仕出精可仕候」

「一夏蠶飼候而拂遣之義是又御沙汰も御座候段難有奉畏兼而手配仕最早掃立仕置候。尤夏中桑をいさ更候へハ來年ニ至リ過半之損毛御座候義故延引ニ不障候様摘葉を以飼立候儀ニ御座候」

桑園間作ノ面積（蠶糸課調）

	總數			緣肥		
	面積	桑園總面積ニ對スル割合		面積	桑園總面積ニ對スル割合	
大正十二年	六、五六三、町反五	一一・三三	%	七七七、町反二	一・三四	%

同　十五年	四、六九九、〇	七・三二	五一六、〇	〇・八〇
昭和七　年	一三、五二一、三	一八・四一	九五二、二	一・二九

尚最近の蠶絲業不況對策として行へる桑園間作の面積及間作物の種類は次の如し。

自昭和六年七月
至同　七年六月　桑園間作物調

用途別	間作物ノ種類	作付反別	桐上割合	分布ノ概況
食	大豆	二、八四二、町反六	二一・一%	全縣下
	馬鈴薯	一、八三六、〇	一三・六	同
	大麥	一、四五九、〇	一〇・八	同
	小麥	一、一八八、四	八・八	同
	大根	八五六、〇	六・三	同
	菜	八〇九、八	六・〇	同
	小豆	六三〇、九	四・七	同
	蕎麥	五〇七、三	三・八	北安、上高井ヲ除ク全縣下
	菜豆	三六三、三	二・七	東西筑摩、北安ヲ除ク十三郡
	粟	二七四、二	二・〇	北安ヲ除ク十五郡
	豌豆	一八七、四	一・四	小縣、諏訪、上下伊那、更、埴、上高井、上下水內八郡
	葱	一五一、九	一・一	南北安曇、下水內、長野ヲ除ク二市十三郡
	甘藍	一一三、一	・八	西筑摩、北安、下高井、松本、上田ヲ除ク一市十三郡
	牛蒡	一〇八、四	・八	北佐久、小縣、上下伊那、東筑、更、埴、上高井、上下水內十郡

茄子	一〇四、一	・八		東西筑摩、南安、下水内、ヲ除ク十二郡
人參	一〇一、二	・七		南北佐久、小縣、下伊、東西筑摩、南安、更埴、下水内十郡
豌豆	九六、七	・七		北佐久、上下伊那、小縣、更級、埴科、上下高井ノ八郡
胡瓜	九六、一	・七		上下伊那、埴科、上高井四郡
玉蜀黍	九〇、五	・七		下伊那、東西筑摩、下高井、北佐久、更級ノ六郡
南瓜	八五、七	・六		上伊那、南安、更埴四郡
トマト	七二、二	・五		北佐久、上下伊那、西筑摩、更、埴六郡
西瓜	六〇、二	・四		北佐久、小縣、南安、更、埴五郡
越瓜	六〇、二	・四		南北佐久、南安、更級、上下高井六郡
甘藷	五五、八	・四		小縣、下伊、南安、更、埴、上下高井、上水内八郡
黍	三九、六	・三		北佐久、小縣、南安、埴科四郡
里芋	三九、三	・三		下伊那、西筑摩、更級、埴科、上水内五郡
葱頭	三七、三	・三		南佐久、小縣、下伊那、埴科四郡
陸稻	三五、〇	・三		小縣、下伊那、南安、上高井、下水内五郡
其他	一八六、八	一・四		稗、高粱、百合、菠薐草、長薯、メロン、三葉、蒟蒻、胡麻、雪菜、縞瓜
小計	一二、四八八、九	九二・四		
青刈大豆	三五二、五	二・六	全縣下	
ヘヤリーベッチ	二六〇、八	一・九	同	
ザードウサッケン	一一八、七	・九	同	
紫雲英	八三、〇	・六	上下伊那、東筑、南北安曇ノ五郡	
其他	一三七、二	一・〇	豌豆、蠶豆、苜蓿、甜菜	
小計	九五二、二	七・〇		

工藝用	其他	四七、〇	・三	甜菜、蒟蒻、楮
	小計	四七、〇	・三	
藥用	其他	一二、九	・一	エビスガス、蒜、ウイキヨウ、當歸、キツ草、サフラン
	小計	一二、九	・一	
觀賞用	其他	一〇、三	・一	水仙、福壽草、菊、チユーリツプ
	小計	一〇、三	・一	
飼料用	其他	一〇、〇	・一	稗、高粱
	小計	一〇、〇	・一	
合計		一三、五二一、三	一〇・〇	

第十三章　桑園改善に關する本縣當局の設施

第一節　荒廢桑園の改植奬勵

蠶絲業の發達に伴ひ桑園の面積年と共に增加せしも、一面に於ては荒廢桑園の面積も亦年々增加し、明治四十年度に於て其面積三千八百町歩に達せり。於茲之が改植並に夏秋蠶用桑園速成の目的を以て、本縣に於ては魯桑實生苗栽培苗圃を上高井、小縣、南安曇、東筑摩、下伊那の五郡に設置し、縣立農事試驗場松本分場をして指導栽培せしめ、兼て桑苗の無償配付を行はしめたり。其成績次の如し。

年度	配付數量	配布人員	配布ニ要シタル經費
明治四十年	—	—	六、四六四円
同　四十一年	四、七三七、九一九本	二、三四七名	七、八九〇
同　四十二年	三、六二一、四八八	二、〇二三	五、三六一
同　四十三年	四八、五〇四、六三九	二、八〇七	五、三一六
計	五六、八六四、〇四六	七、一七七	二四、九三一

魯桑實生苗の配付は荒廢桑園を改植せしめ、應急的夏秋蠶用桑園を設置するの趣旨なりしも、當業者中之を誤解し、魯桑實生苗を以て夏秋蠶用桑として良好なる品種の如く思惟し、荒廢桑園の改植をなす者より却つて新に增植せること年々一千町歩に及び、明治四十年度にありて三萬七千町歩なりし桑園面積は四十三年度に於ては四萬三千町に增加するに至れり。

趨勢如此容易に所期の目的を達し難きを認め明治四十三年度限り之を廢止し、四十四年度よりは荒廢桑園の改植をなす者に對し郡市費を以て補助する場合には其郡市支出額の二分ノ一乃至三分ノ一の縣費を補助すること、なし豫算金一萬圓を計上し次の如き通牒を發し註㈠、又、明治四十四年縣告示一〇四號を以て「桑園改植補助規程」註㈡、を發布し大正元年迄繼續したるも、大正二年度に至り經費緊縮の爲之が廢止の止むなきに至れり。其成績次の如し。

年度	改植反別	郡市補助金交付額	縣補助金交付額	補助金交付人員	對一反歩補助金
明治四十四年	五六二、八〇町	二三、二五三円	九、八〇八円	七、五九七	四、四三円
大正元年	五八六、七四	二一、八二四	九、八二一	七、八九四	三、九二
計	一、一四九、五四	四五、〇七七	一九、六一九	一五、四九一	四、一三

桑園改植補助費ニ關シ通牒ノ件

明治四十三年十二月廿二日

内務部長

各郡市長宛

養蠶業ノ隆盛ニ趣クニ從ヒ自然過度ノ摘葉其他ノ關係ニ依リ漸次桑園ノ荒廢ヲ來タシ今ヤ約四千町歩ノ多キニ達シ養蠶經濟上影響スル處不尠蓋シ養蠶業ヲシテ極メテ經濟的ニ而カモ繭ノ品質ヲ改良シ豊美ナルモノヲ得ント欲セバ須ラク其原料タル桑ヲ精良ナラシメザルベカラザルハ勿論ノ義ト存ジ候就テハ此際大ニ一般改植ヲ奬勵シ相當年限内ニ於テ縣下ノ荒廢桑園ヲ改植セシメントスル計畫ヲ樹テ更ニ明年度ヨリ改植費ニ對シ別紙要項ニ準ジ縣費補助ヲ交付セントシ本年ノ如キ水害ノ爲メ實ニ未曾有ノ災厄ヲ蒙リ民費負擔敢テ輕カラザルニモ不拘應急差シ置キ難キモノアルヲ認メ一萬圓ノ巨額ヲ今議會ニ要求候處幸ヒ協贊ヲ經候就テハ素ヨリ各郡市自ラ事情ヲ異ニスト雖モ畢竟其要ハ大同小異ニ可有之樣被存候條目下郡市豫算編成中ナルベキヲ以テ適當ノ費額計上方御取計被成度候樣致度依命此段及通牒候也

記

一、補助金ハ左ノ場合ニ於テ郡市ニ之レヲ交附ス

(イ) 桑苗ノ無償配付ヲ爲ストキ

(ロ) 桑園ノ改植ニ對シ補助金ヲ交付スルトキ

(ハ) 町村聯郡市町村農會及其他ノ團體ニ對シ桑苗ノ共同購入ヲナシ若ハ前ニ揭ケタル各號又ハ其一號ノ事項ヲ行フヲ條件トシテ之レニ補助金ヲ交附スルトキ

二、前項ノ補助金ハ各郡市ノ支出額ニ按分シテ之レヲ交附ス

但シ其交附額ハ支出豫算額ノ三分ノ一以上二分ノ一以内トス

三、明年度ニ限リ水害桑園復舊ニ關シ第一項ノ各號ニ相當スル施設ヲナシタル郡市ニ對シテハ其經費ノ二分ノ一ヲ補助ス

長野縣告示第一〇四號

桑園改植ニ關スル補助規程左ノ通リ相定ム

明治四十四年三月十四日

知事

桑園改植ニ關スル補助規程

第一條　桑園ノ改植ヲ奬勵スル爲メ縣ハ本規程ニ依リ補助金ヲ交付ス

第二條　補助金ハ郡市ニ於テ左ノ施設ヲナス場合ニ之レヲ交付

ス

一、桑苗ノ無償配付ヲナストキ

一、町村亜郡市町村農會ニ於テ前各號ノ一ニ該當スル事ヲ行フ場合ニ補助金若ハ奬勵金ヲ交付スルトキ

一、第三號以外ノ團體ニ於テ桑苗ノ共同購入ヲナス場合ニ補助金若ハ奬勵金ヲ交付スルトキ

第三條　前條ノ補助金ハ各郡市ノ當該經費豫算額ノ三分ノ一以上二分ノ一以内トス

特別ノ事情アルトキハ前項ノ補助歩合ヲ增減スルコトアルベシ

第四條　補助金ハ四月及十二月ノ二期ニ之レヲ交付ス

第五條　補助金ヲ受ケントスル郡市ハ申請書ニ桑園改植奬勵ニ關スル經費豫算書及桑苗配付又ハ補助金亜奬勵金交付ニ關スル諸規程ヲ添ヘ毎年三月末日迄ニ知事ニ差出スベシ但シ次年以後補助申請ノ場合ニ於テ本項ノ各規程ニ異動ナキトキハ經費豫算書ノ外添付ヲ要セズ

第二條第三號及第四號ノ場合ニ於テハ町村、郡市町村農會又ハ他ノ團體ノ桑園改植ニ關スル經費豫算書及其施行方法書ヲ添付スベシ

第六條　補助金ノ交付ヲ受ケタル郡市前條第一項ノ經費豫算又ハ規程ヲ變更シタルトキハ其都度届出ベシ

第七條　補助金ノ交付ヲ受ケタル郡市ハ十一月末日迄ニ其年度ノ桑園改植奬勵ニ關スル經費ノ支出精算書ヲ翌年五月末日迄ニ桑園改植ノ施行成績ヲ報告スベシ

第八條　補助金ヲ交付スベキ郡市ニ對シテハ桑樹ノ種類及桑園ノ仕立方又ハ補助方法ヲ制限スルコトアルベシ

第九條　補助金ノ交付ヲ受ケタル郡市ノ桑園改植ニ關スル經費ノ支出額ガ補助金交付ノ指令ヲ受ケタル當時ノ豫算額ニ達セザルトキハ其既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ヲ還付セシムルコトアルベシ

附　則

第十條　本規程ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條　明治四十四年度ニ限リ郡市ニ於テ水害桑園復舊ニ關シ第二條各號ニ該當スル施設ヲナシタルトキハ其經費ノ二分ノ一ヲ補助ス

第十二條　明治四十四年度ニ限リ第五條ノ補助申請期日ヲ四月末日トシ第四條ノ補助金交付期ヲ五月及十二月トス

本規定實施ニ關スル内規

一、各郡市ノ申請書（第五條）ヲ取リ經メ當該年度ノ補助豫算額ニ按分シテ郡市ノ補助額ヲ査定ス

二、前項ニヨリ補助スベキ第一期（第四條）ノ交付ハ三分ノ二以内トス

三、第二期交付ノ際ハ（第七條）支出精算書ニヨリ（十一月末日差出スコト）調査ヲ遂ゲ豫定ノ事業費ヲ支出セザルトキハ減額ノ指令（達）ヲ爲シ其更正補助額ヨリ第一期分ヲ控除シテ之レヲ交付ス

然るに其後に於ける本縣桑園荒廢狀態は益々甚だしく大正五年本縣の調査による桑園荒廢の狀態左表の如く實に全桑園の二割一分強に當れり。

桑園荒廢狀態調（大正六年度）

郡市名＼種目	總反別	萎縮病被害反別	對總反別同上割合	荒廢桑園反別	對總反別同上割合
南佐久	二、二六七、三反	四八、二反	〇・〇二一	三八九、三反	〇・一七三
北佐久	三、〇五二、七	五一、三	〇・〇一七	九五五、八	〇・三一三
小縣	六、三二四、七	五七〇、八	〇・〇九〇	九一九、八	〇・一四五
諏訪	三、四四七、〇	二〇四、八	〇・〇五九	六〇、〇	〇・〇一七
上伊那	五、一七九、六	三七六、五	〇・〇七三	一、一〇〇、〇	〇・二一二
下伊那	五、四〇三、七	八一、五	〇・〇一五	一、九五一、四	〇・三六一
西筑摩	一、三〇三、七	一〇、二	〇・〇〇八	一二〇、〇	〇・一六九
東筑摩	五、八八九、九	六二一、四	〇・一〇六	一、一五〇、〇	〇・一九五
南安曇	二、二〇三、三	四二一、三	〇・一九一	六六〇、〇	〇・三〇〇
北安曇	一、四二二、一	一二七、〇	〇・〇八九	三六六、七	〇・二五八
更級	二、六七〇、七	四六〇、八	〇・一七二	五〇八、〇	〇・一九〇
埴科	二、〇二二、五	三六一、八	〇・一七九	五五、〇	〇・〇二七

上高井	一、八一〇・〇	一三二・〇	〇・〇七三	五〇・〇	〇・〇二八
下高井	一二、九一一・六	二一七・〇	〇・一六八	一〇七・〇	〇・〇八三
上水内	二、六七〇・三	一七八・四	〇・〇六七	一、三一五・〇	〇・四九二
下水内	七四九・二	六一六・九	〇・八二四	三四一・六	〇・四五六
長野市	二八・五	三・五	〇・一二一	二・三	〇・〇八一
松本市	一九八・五	六・〇	〇・〇一〇	一一・〇	〇・〇六〇
計	四七、九三五・三	四、四八九・三	〇・〇九四	一〇、一六三・九	〇・二一二

尙之を明治四十一年度及四十三年度に比較すれば次の如し。

調査年次	桑園總反別	荒廢桑園反別	對總反別割合
明治四十一年度	四〇、五六九、一町	三、八七九、七町	〇・〇九強
同　四十三年度	四三、三六六、三	八、一四三、三	〇・一九弱
大正五　年　度	四七、九八一、八	一〇、一六三、九	〇・二一二

於此本縣に於ては是等桑園の根本的改良を計らんが爲、大正六年設置せられたる蠶絲業調査會に諮問し、大正七年度豫算金一萬圓を計上して荒廢桑園の改植、見本桑園の設置、優良桑園の表彰等の事項に關し、郡市に於て奬勵金若くは補助金を交付する場合縣は郡市に對し奬勵金を交付することゝせり。大正八年度よりは一躍三萬圓を計上し以て大正十年迄繼續せり。

年度	奬勵金豫算	奬勵金交付額	改植桑園反別	改植組合數	見本桑園設置數	優良桑園表彰個所數
大正七年	一〇、〇〇〇円	三、四一三円	一、一〇六・二五町	一、二四七組合	一三	一三
同　八年	三〇、〇〇〇	二九、九四二	一、三三四・五四	一、六四四	一一六	一六

同　九年	三〇、〇〇〇	二九、七九二	一、二四〇、七四	一、五九八	九八	一三
同　十年	四二、五二七	三〇、三八〇	八三三、三二	一、〇一八	一三	一三
計	一二二、五二七	一二二、五二七	四、四〇四、八五	五、五〇七	三六〇	五五

尙桑園の改植補助奬勵に際し個人を單位とする時は明治四十五年の實驗に依り充分其趣旨を徹底せしめ得ざる憾あるのみならず、其補助監督の上に於ても遺憾の點尠からざりしかば大正七年度より奬勵の單位を團體となせり。則ち縣は「桑園改良組合準則」を制定して郡市が荒廢桑園の改良を爲す桑園改良組合又は其他の團體に對し奬勵金若くは補助金を交付する場合、桑苗を配布する場合及郡市農會に對し前記の事項を行ふことを條件として奬勵金若くは補助金を交付する場合に於て郡市に對し奬勵金を交付する事となれるものにして其方法は概要次の如し

一、郡市に對する奬勵金交付の標準は改植桑苗本數割及豫算割のこと、し改植桑苗本數割は千本に對し

普通品種	奬勵品種
購入桑苗五十錢以上一圓以內	購入桑苗一圓五十錢以上三圓以內
養成桑苗七十五錢以上一圓五十錢以內	養成桑苗二圓五十錢以上五圓以內

にして豫算割は郡市當該豫算額中より本數割による縣の奬勵金額を控除したる殘額の三分の一以內を交付す。

二、奬勵金の交付を受くべき桑園改良組合又は其他の團體は十戶以上の組合員又は團體員を有し改植桑苗の養成又は購入を爲し之を組合員又は團體員に配付するを要す。

三、奬勵金の交付を受くべき桑園改良組合又は團體は其改植方法は換地及掘取（跡地）の二種に限る。但し根刈桑園を高刈仕立に改植する場合は此限にあらず。

四、一反歩の栽植本數千二百本を超ゆる場合は其超過せる本數に對しては奬勵金を交付せず。

五、改植用桑苗に對しては郡市は組合又は團體が組合員又は團體に配付する前に檢査を行ひ其不良と認むるものは改植に供用せしめざるを要す。

六、奬勵金の交付を受けたるものに對しては改植したる時より十年間正當の理由なくして植付株を掘取らざること及缺株を補植することの義務を負はしむ。

七、町村、町村農會養蠶組合農事小組合等は桑園改良組合に準じ奬勵金を交付するものとす。

八、桑園改良組合又は團體の共同苗圃及委託苗圃（桑苗業者以外の者に限る）より生産したるものは之を養成桑苗とし郡市の承認を經たる購入方法に依りたるものを購入桑苗と認め之に依らざるものには奬勵金を交付せず。

九、改植用桑苗は組合生産苗の場合に於ても蠶絲業法の取締方法に準じ不合格に相當するものには奬勵金を交付せざるものとす。

十、換地改植の場合は相互面積の狹き方に依りて奬勵金を交付すべき本數を定む尙舊株掘取期限は植付後一ヶ年以內とす。

十一、桑園改良組合又は團體の代表者は植付終了後直に各自の改植桑園を檢査し規定通り改植を了し、且本數の確實なることを保證したる植付終了報告書を提出するものとす。

十二、前項代表者の保證せる植付終了報告書にして組合員又は團體員中一部にても事實と相違せるものあるを發見せる場合は團體の全部に對し奬勵金を交付せざるものとす、即ち奬勵金の監督上代表者をして改植檢査責任を負擔せしめ郡市をして之が拔檢査に依り監督上の簡捷を圖らしめんとす。

十三、奬勵品種は當分の內左の四十種とす。

多胡早生、市平、紫早生、伊豆品生、春日、改良早生十文字、靈國野桑、飛驒桑、伊那桑、改良鼠返、一ノ瀨、甲

撰、甘樂桑、魯桑、改良魯桑、青魯桑、金芭蕉、銀芭蕉、清十郎、扶桑丸、荊桑（一名安曇桑）、白桑（一名三徳）、正司桑、司桑、赤芽魯桑、青庄土、新城錦、福島大葉、利桑、岩瀬桑、改良四方唉、鶴田、藤助、島ノ内、八ッ房、山中高助、カタネオ、矢留、五郎治早生、御國桑、以上（大正十年五月長野縣内務部蠶絲課編長野縣蠶絲業一班ニヨル）

其後此奬勵品種は試驗研究の結果屢々改廢せられ大正十四年には二十六品種となり昭和六年には十三品種となり昭和八年には十四品種となり最近昭和十年には市之瀬、改良鼠返、福島大葉、扶桑丸、水内桑、劍持桑、伊達市平の十品種に制限せり。（奬勵品種の變遷參照）

尚大正十三年度より改植用桑苗の共同養成を奬勵し、養蠶實行組合に於て桑園改植計畫を樹て本縣奬勵品種の改植用苗木の共同養成を爲したる場合には改植桑苗の養成苗圃十アールに付四十圓以内の奬勵金を交付する事となせり。

昭和五年の蠶絲業不況以來益々桑園整理改植の必要を認め昭和七年九月十九日縣令第四十九號、翌八年六月縣令第三十五號同九年四月縣令第三十六號等を以て桑園整理改植奬勵金交付規程は改正せられ以て今日に至れり。

最近蠶絲業の不況に直面し一層整理改植の必要を痛感し養蠶實行組合をして桑園の實態調査をなさしめ之に基き整理改植計畫を樹立し其遂行を期しつゝあり。

最近の荒廢桑園調による本縣内荒廢桑園左の如し。

荒廢桑園調（昭和六年十一月郡市農會調）

桑園反別		割合	樹齢	荒廢ヲ來タセル主ナル原因ト認メラルル事項
荒廢桑園	改善ノ必要アリト認メラルルモノ	一九五町一八六	二五・四八%	十年乃至十五年	一、凍害、雹害等ノ災害ニヨルコト
	改設ノ必要アリト認メラルルモノ	一三四五二三	一七五六	十五年乃至三十年	二、肥培管理ノ不適當ナルコト
計		三二九七〇九	四三・〇四		

多數ト認メラルルモノ

二 收穫期ニ達セザルモノ 七・二六

其ノ一 他ノ桑園 四九・七〇

其ノ他 五五五八、三六四、一〇〇 二年乃至三年

計 四三、六三二、四 五六・九六

合計 七六、五九三、三 一〇〇・〇〇

桑園郡市名	總反別	荒廃桑園			其他ノ桑園		
		要改善	要改設	計	不達收穫期	其他	計
南佐久郡	四二、二四九	八、五九九、八	八、六六五	一五、二六四	一、四四九	一三四、三六	二五、九五
北佐久郡	五四、六九七	二七、五〇三、八	一〇、三九二	四七、八九五	四、九三三	二一、八七九	二六、八〇三
小縣郡	八四、五九八	三六、五六四、八	一六、二四三	二四三、八〇七	六、八五三	二〇、三四、九三九、〇	四一、七九一
諏訪郡	四四、三七九	二〇、三〇八、〇	六、六五六	二六、八六四	二、二一九	一〇、三五、二九六、〇	二七、五一五
上伊那郡	八一、三四五	二二、二〇三	八、一三四	三〇、三六	八、一三五	五三、八四四、〇	六一、〇〇九
下伊那郡	八九、七六二	三二、五〇七	一五、六〇三	三八、一一〇	六、五八三	四五、〇六〇	五一、六五三
西筑摩郡	五、〇六三	二、三五三	一、四五四	三、七四	一、三〇一	一〇、〇六一	一一、六三
東筑摩郡	一〇一、八一三	三四、四五八	二四、一〇九	五八、五六七	一〇、六四〇	三四、五五五	四五、二四五
南安曇郡	五九、五六三	一一、八六九	九、八九三	二一、七六一	二、八六	一六、六一六	一七、八〇三
北安曇郡	二六、三一九	三、九四七	五、二六四	九、二一一	一、三一六	一五、七九三	一七、一〇八
更級郡	三六、六九四	一一、〇〇八	三、六六九	一四、六七七	三七七	二一、六五〇	二二、〇二七
埴科郡	二七、五八一	三、三九三	二、八一三	六、二〇六	六、八九	二〇、六八六	二七、三七五
上高井郡	三三、一〇〇	一〇、六二六	五、七九六	一六、四二三	二、二一〇	一二、五五八	一五、七七八
下高井郡	二三、〇八一	五、〇五五	三、七三九	八、七九四	一、八九九	一二、四一八	一四、二八七

上水内郡	四三、九一三	一三、八七四	六、四三七	一九、三一一	二、一四六	二一、四五六	三三、六〇三
下水内郡	一〇、三七七	二、六四六	二、三五六	五、〇〇三	一、〇三八	四、三七九	五、三七五
長野市	五、〇七六	二五四	一、二七〇	一、五二四	二五三	三、二九九	三、五五二
松本市	四、五七七	一、三四四	一、二七九	二、六二三	九二〇	一、〇三四	一、九五四
上田市	四、六九四	一、八七七	七〇四	二、五八一	三二八	一、七八五	二、一一三
計	七六五、九三三	一九五、一八六	一三四、五二三	三三九、七〇九	五五、五八三	三八〇、六四一	四三六、二四
割合	一〇〇・〇〇	二五・四八	一七・五六	四三・〇四	七・二六	四九・七〇	五六・九六

荒廃桑園ニ關スル調査（昭和九年十二月調）

項目		段別	割合	
荒廃桑園	改善ノ必要アリト認メラルヽモノ	一五、〇九四、〇町	二一・二四%	多數ト認メラルヽモノ、樹齡
	改設ノ必要アリト認メラルヽモノ	一八、五三一、六	二六・〇八	一〇年……二〇年
	計	三三、六二五、六	四七・三三	二〇年……三〇年
其ノ他桑園	收穫期ニ達セザルモノ	六、四五〇、八	九・〇八	一年……二年
	其ノ他	三〇、九八六、五	四三・六〇	三年……一五年
	計	三七、四三七、三	五二・六八	
合計		七一、〇六二、九	一〇〇・〇〇	

荒廢ヲ來セル主ナル原因ト認メラルヽ事項

一、數ケ年ノ繭價低落ニヨリ養蠶收入ノ減少ニヨリ肥培管理ノ充分ナラザルコト

二、養蠶收入ヲ多カラシムル爲桑葉ヲ濫採セシコト

三、養蠶收入ノ減少ヲ補ハンガ爲間作栽培ノ多クナリシコト

四、養蠶家ノ經濟逼迫シ荒廢桑園ヲ改植スル能力ナキコト

一、實數

項目 / 郡市名	荒廢桑園 改善桑園	荒廢桑園 改設桑園	荒廢桑園 計	其ノ他桑園 未收穫桑園	其ノ他桑園 其ノ他桑園	其ノ他桑園 計	合計
南佐久郡	四七八、五	九九六、九	一四七五、四	二三九、三	二、二七三、〇	二、五一二、三	三、九八七、七
北佐久郡	一、一六二、九	一、五二三、八	二、六八六、七	五一一、三	一、八一四、六	二、三二五、九	五、〇一二、六
小縣郡	一、六一九、六	一、七六四、一	三、三八三、七	五三八、八	三、八八六、五	四、四二五、三	七、八〇九、〇
諏訪郡	九六七、〇	一、〇四六、〇	二、〇一三、〇	三九五、四	一、六六八、一	二、〇六三、五	四、〇七六、五
上伊那郡	一、四七六、三	二、二一四、四	三、六九〇、七	六一二、六	三、〇七八、〇	三、六九〇、六	七、三八一、三
下伊那郡	一、〇七六、七	二、五六七、七	三、六四四、四	四九七、〇	四、一四一、四	四、六三八、四	八、二八二、八
西筑摩郡	五五一、五	四三二、三	九八三、八	一四三、一	五五一、五	六九三、六	一、六七七、四
東筑摩郡	二、三三八、四	二、六六四、〇	五、〇〇二、四	一、一七八、七	二、八六四、九	四、〇四三、六	九、〇四六、〇
南安曇郡	六七六、一	五六三、四	一、二三九、五	三七五、六	二、一四一、〇	二、五一六、六	三、七五六、一
北安曇郡	五一八、三	六五六、八	一、一七五、〇	二五四、一	一、一五五、七	一、四〇九、八	二、五八四、八
更級郡	八七二、六	八一五、五	一、六八八、一	三〇八、八	一、三五九、三	一、六六八、一	三、三五六、二
埴科郡	八一二、一	八五八、一	一、六七〇、二	四一〇、一	五三六、八	九四六、九	二、六一七、一
上高井郡	五四五、五	八七七、五	一、四二三、〇	二三九、〇	一、三五五、四	一、五九四、四	三、〇一七、四
下高井郡	二八七、八	二四三、六	五三一、四	一三二、八	一、五四九、八	一、六八二、六	二、二一四、〇
上水內郡	一、〇二九、三	八三一、四	一、八六〇、七	四三五、五	一、六六二、七	二、〇九八、二	三、九五八、九

下水内郡	二一二、三	二一二、四	四二四、七	八八、七	四七四、四	五六三、一	九八七、八
長野市	一五二、〇	八八、二	二四〇、二	一九、六	二三〇、四	二五〇、〇	四九〇、二
松本市	二三七、八	八二、一	三一九、九	五五、二	一八、六	七三、八	三九三、七
上田市	七九、四	九三、四	一七二、八	一六、二	二二四、四	二四〇、六	四一三、四
計	一五、〇九四、〇	一八、五三一、六	三三、六二五、六	六、四五〇、八	三〇、九八六、五	三七、四三七、三	七一、〇六二、九

二、割合

項目 / 郡市名	荒廢桑園 改善桑園	荒廢桑園 改設桑園	荒廢桑園 計	其ノ他桑園 未收穫桑園	其ノ他桑園 其ノ他桑園	其ノ他桑園 計	合計
南佐久郡	一二・〇〇%	二五・〇〇	三七・〇〇	六・〇〇	五七・〇〇	六三・〇〇	一〇〇・〇〇
北佐久郡	二三・二〇	三〇・四〇	五五・六〇	一〇・二〇	三六・二〇	四六・四〇	一〇〇・〇〇
小縣郡	二〇・七四	二二・五九	四三・三三	六・九〇	四九・七七	五六・六七	一〇〇・〇〇
諏訪郡	二三・七二	二五・六六	四九・三八	九・七〇	四〇・九二	五〇・六二	一〇〇・〇〇
上伊那郡	二〇・〇〇	三〇・〇〇	五〇・〇〇	八・三〇	四一・七〇	五〇・〇〇	一〇〇・〇〇
下伊那郡	一三・〇〇	三一・〇〇	四四・〇〇	六・〇〇	五〇・〇〇	五六・〇〇	一〇〇・〇〇
西筑摩郡	三二・八八	二五・七七	五八・六五	八・四七	三二・八八	四一・三五	一〇〇・〇〇
東筑摩郡	二五・八五	二九・四五	五五・三〇	一三・〇三	三一・六七	四四・七〇	一〇〇・〇〇
南安曇郡	一八・〇〇	一五・〇〇	三三・〇〇	一〇・〇〇	五七・〇〇	六七・〇〇	一〇〇・〇〇
北安曇郡	二〇・〇五	二五・四一	四五・四六	九・八三	四四・七一	五四・五四	一〇〇・〇〇
更級郡	二六・〇〇	二四・三〇	五〇・三〇	九・二〇	四〇・五〇	四九・七〇	一〇〇・〇〇
埴科郡	三一・〇三	三二・七九	六三・八二	一五・六七	二〇・五一	三六・一八	一〇〇・〇〇

上高井郡	一八・〇八	二九・〇八	四七・一六	七・九二	四四・九二	五二・八四	一〇〇・〇〇
下高井郡	一三・〇〇	一一・〇〇	二四・〇〇	六・〇〇	七〇・〇〇	七六・〇〇	一〇〇・〇〇
上水内郡	二六・〇〇	二一・〇〇	四七・〇〇	一一・〇〇	四二・〇〇	五三・〇〇	一〇〇・〇〇
下水内郡	二一・五〇	二一・五〇	四三・〇〇	九・〇〇	四八・〇〇	五七・〇〇	一〇〇・〇〇
長野市	三一・〇〇	一八・〇〇	四九・〇〇	四・〇〇	四七・〇〇	五一・〇〇	一〇〇・〇〇
松本市	六〇・四一	二〇・八五	八一・二六	一四・〇二	四・七二	一八・七四	一〇〇・〇〇
上田市	一九・二〇	二三・六〇	四一・八〇	三・九二	五四・二八	五八・二〇	一〇〇・〇〇
平均	二一・二四	二六・〇八	四七・三三	九・〇八	四三・六〇	五二・六八	一〇〇・〇〇

第二節　試驗桑園の設置

本縣に於ては大正七年より、桑園改善の目的を以て、縣立農事試驗場に於て本場並に各郡一ヶ所又は二ヶ所の試驗桑園を設けて、左記各種試驗を施行し來りしが、大正十一年度より蠶業試驗場に之を移管し繼續施行せり。

1、桑樹品種試驗
2、肥料試驗
3、仕立法試驗
4、採葉法試驗

尙大正十四年より縣下二十四ヶ所に委託して桑樹肥培試驗を行へり。

第三節　桑接木講習會

優良桑苗の普及を計る爲大正六年より接木講習會を開きしが其後桑園改植事業の進行に伴ひ良苗を要求する事益々增加せしかば大正十四年度より上田、松本、飯田の三支場に於て一町二反一畝二十九歩の穗木桑園を設け養蠶實行組合に對し昭和元年度より穗木の無償配布を行ひ來りしも、其生産配付數量一ケ年約五十萬本にして當業者の要求に充たざるを以て昭和九年度に於て更に一町歩の穗木桑園を支場に增設し其目的達成に努めたり。

尙昭和九年度配布し得べき見込數量左の如し。

扶桑丸穗木	二五六、〇〇〇本
福島大葉穗木	二〇五、〇〇〇
島ノ内穗木	二五二、〇〇〇
改良鼠返穗木	二八七、〇〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇

第四節　見本桑園の設置

從來桑の種類試驗に關しては學校試驗場、原蠶種製造所等に於て實施せられたるも多くは其土地に限られ、且比較的小規模なりしを以て、本縣の如く氣候風土の地方により著しき相違ある所に於ては直に其試驗成績のみによつて奬勵品種を決定すること困難なるを以て、各地方毎に適種を撰擇するの目的を以て優良と認むる桑品種を多數栽植せしめ、其成績によりて適種を決定せんとし、大正七年度より三ケ年計畫を以て縣内各町村に一ケ所宛の見本桑園を設置

せしめ、郡市が之に對し補助金若くは奬勵金を交付する場合に、縣は郡市に對し奬勵金を交付する事とせり。其交付の方法概要左の如し。

一、見本桑園設置に關し郡市に交付する奬勵金の標準は一ヶ所二十圓以內とし郡市をして更に十圓以上を附加して一ヶ所三十圓以上の交付をなさしむ。

設置の翌年よりは郡市に對し一ヶ所二回宛の調査費を交付す。

二、見本桑園一ヶ所の反別は一反歩以上にして一品種の栽植面積は一畝歩以上たるを要す。

三、栽植の種類は優良と認むるものに在來品種一種を加へて一ヶ所十種以上たるを要す。

四、栽培管理並に收穫等は總て其地方一般に行はるゝ方法に依り各品種とも同一方法に依るを要す。

五、栽植の品種は豫め縣の承認を受くるを要す。

六、郡市は見本桑園に關しては七月末日迄に設置計畫を每年十二月末日迄に調査成績を取纒め報告するを要す。

然るに此見本桑園は大正十一年限り之を廢止し當業者の自覺に俟ち養蠶組合、農事小組合等の活動により改良の實を擧ぐる樣努力するに至れり。

第五節　優良桑園の表彰

各地方優良桑園につき其優良となりたる原因を調査し、一般に知に知らしむると共に之が表彰を行ひ、以て益々桑樹栽培に努力せしむるは桑園改良上有効なるべきを以て大正七年より郡市に於て優良桑園の表彰をなしたる場合に縣は左記の方法により其郡市に對し奬勵金を交付す。

一、縣は郡市に對し六圓の奬勵金を交付し郡市をして其郡市內最優良の桑園一ヶ所を表彰して之に十圓の奬勵金と優

良桑園の標札を交付せしむ。

二、表彰桑園は五畝歩以上にして其撰拔方法は郡市の任意とす。

三、交付せる標札の裏面に桑品種、栽培方法の概要、收穫量、其他參考となるべき事項を記するものとす。

四、右之標札は優良桑園としての實質を失ひたる時は之を撤去せしむるものとす。

五、郡市は翌年五月末日迄に優良桑園表彰成績を報告するものとす。

以　上

其後大正十一年より優良桑園の表彰は之を中止し、當業者の自覺と、養蠶組合農事小組合等との活動により改良の實を擧ぐる如く之を指導する事となれり。

第六節　桑苗共同養成改植用桑苗共同購入の奨勵及指導桑園設置

大正十三年度より荒廢桑園改植の目的を以て桑苗の共同養成を、尚大正十三、四兩年度に於ては共同購入桑苗により改植を併せて奨勵し、之と同時に桑樹優良品種の普及、桑園肥培管理の方法に付實地に指導奨勵すべき縣下各市町村一ケ所宛の指導桑園を設置せしめ左記の如き成績をあげつゝあり。

年度	共同苗圃面積	共同購入桑苗による改植反別	指導桑園設置	奨勵費
大正十三年	八五町三八	一、一七四町〇六	七一	八一、四六一円
同　十四年	一一二、七七	二、二四四、三二	七二	一二七、三一四
同　十五年	一一二、五八	—	七八	六〇、一九〇
昭和二　年	一一五、五八	—	六一	六〇、八四〇

同　三　年	八九、四六	—	二六	四六、〇三〇
同　四　年	七七、五一	—	（既設ノモノ）二六八	四〇、一二〇
同　五　年	八八、〇六	—	（同　）二六八	四五、三七〇
同　六　年	七七、九七	—	（同　）二六八	三二、五二八
同　七　年	九一、七五	—	—	二六、九七四
同　八　年	一一七、一〇	—	—	二四、八一〇
同　九　年	一二九、七九	—	—	一七、九七六
同　十　年（申請）	九七、七六	—	—	一八、〇〇〇

第七節　稚蠶共同桑園の設置

昭和四年七月三日農林省令第十七號を以て稚蠶共同桑園設置奬勵規則發布せられしが本縣に於ては昭和二、三年の霜害に鑑み霜害豫防共同桑園として昭和六年五月十一日縣令第三十四號を以て雜蠶共同桑園設置奬勵規程を定め、稚蠶用共同桑園の設置を奬勵せしが其後蠶作安定の爲の夏秋蠶稚蠶共同桑園をも補助する事とし、昭和七年三月縣令第七號同年九月縣令第四八號同九年七月縣令第五十三號等の改正を經以て今日に至れり。其方法は養蠶實行組合をして共同稚蠶用桑園を設置せしめ、一組合二〇アールの設置に對し春蠶稚蠶用共同桑園には六十圓以內夏秋蠶稚蠶共同桑園には四十圓以內の奬勵金を交付するものにして。其成績次の如し。

年度	設置組合	設置面積	奬勵費
昭和四年	一九九	三六町、八三	一五、九七三円

同	五年		二六六	六三、八四	一六、五二七
同	六年		一七八	四二、一二	一三、二三六
同	七年	春蠶用	四七四	一一四、六四	二一、〇六一
		夏秋蠶用	七九	一八、六三	
同	八年	春蠶用	二五七	五八、七三	二〇、九七六
		夏秋蠶用	一五〇	三五、三二	
同	九年	春蠶用	一七七	四〇、一六	一八、五九二
		夏秋蠶用	二一四	四八、五〇	
同	十年	春蠶用	一六二	三八、九三	一二、〇〇〇
		夏秋蠶用	二二一	五〇、七三	

稚蠶用桑の葉質良否試驗

夏秋蠶期に於ける葉質の良否は蠶作の豊凶に至大の關係を有し從つて葉質良好にして其生産の潤澤なることは蠶作上最も緊要なるを以て昭和四年度より蠶業試驗場本場に於て稚蠶用桑の葉質良否試驗を實施し同八年度に至り之を完成せり。

第八節　實地指導桑園の設置

桑園經營の合理的方法を知悉せしむる爲大正十三年より十四年迄各町村に一反歩宛の指導桑園を設けしが、昭和六年度より桑園改良奬勵施設の徹底を期する爲、縣下桑業の地に實地指導桑園を設け各種試驗研究を基礎としたる合理的栽培法に付實地に其方法を指導せり。尙右桑園の肥培管理は最寄養蠶實行組合に委託し委託料を交付せり。其成績左の如し。

年次	設置個所數	設置面積	補助金額
		町反	円
昭和六年	一六	三、二	二、八八〇
同七年	一二	二、四	三、二〇〇
同八年	一〇	二、〇	三、四五六
同九年	一〇	二、〇	二、六八〇
同十年	一〇	二、〇	一、八〇〇
合計	五八	一一、六	一四、〇一六

備考　實地指導桑園ハ設置年度以降三ヶ年間補助金ヲ交付シ補助金額欄ノ數字ハ之ガ累計ヲ記載セリ。

第九節　桑園整理、改植、混作、改善等の實施

昭和七年度より政府の助成金を得て荒廃桑園の整理改植を實施し、昭和九年度に於ては桑園の混作を奨勵せしが、又、同年度に於て縣は約廿四萬圓の縣費を投じ、密植桑園に對し二畦隔てに一畦を抜株を實施し以て其改善を圖れり。是等各々の成績左表の如し。

年次	桑園整理		同改植		同混作		同改善	
	實施反別	奨勵金額	實施反別	奨勵金額	實施反別	奨勵金額	實施反別	奨勵金額
	町歩	円	町歩	円	町歩	円	町歩	円
昭和七年	一、四四二、七三	七五、〇〇〇	二、五八五、四七	四二、〇三五	—	—	—	—
同八年	五六九、三九	五二、九八八	一、八六八、五五	二七〇、〇〇〇	—	—	—	—
同九年	四、〇九七、三七	四〇九、七三七	二、三九八、四六	三九八、七七〇	四、四六六、三五	二七四、〇五一	五、九九九、九六	二三九、九九八
同十年（見込）	二、四〇〇、〇〇	二四〇、〇〇〇	一、一五二、二三	一七二、八三六	一、一〇〇、〇〇	五六、〇〇〇	—	—

備考　昭和九年度並ニ十年度に於ける改植奨勵金中には縣費負擔金四五、〇〇〇圓と含めり。

昭和七年度より桑品種の改良と優良桑苗の生産とを圖り桑園改良の効果を期する爲桑苗格付檢査の必要を認め縣營事業として之を實施せり。

年次	生産桑苗	移入桑苗	計	桑苗檢査費
昭和七年	四、一四六、六八五本	二、一一七、一九四本	六、二六三、八七九本	二、一六六町
同　八年	六、六五八、二二二	二、一九九、一二一	八、八五七、二四三	一、四二五
同　九年	五、五九〇、七七一	一、六三二、三三二	七、二二三、一〇三	一、二〇五

昭和十年度より政府の方針に則り積雪多き地方に耐雪性桑品種の普及を圖る目的を以て長野縣蠶業試驗場に配付用桑苗圃を設置せり。

而して昭和十年度に於ける成績次の如し。

年次＼項目	蠶業試驗場ニ於ケル配布用桑苗圃面積	品種別配付數量 水内桑	品種別配付數量 劍持桑	品種別配付數量 伊達市平	品種別配付數量 計
昭和十年	一、二町反	八一、四一九本	七、三八二本	二、五〇〇本	九一、三〇一本

備考　耐雪性桑苗ハ其原苗圃を設置せんとする雪害地方の養蠶實行組合に對し無償を以て配付せり。

其他

桑樹病蟲害驅除豫防の爲大正九年以來豫防委員を設けて其驅除豫防に努め、大正十五年よりは桑苗養成法講習會を開き昭和二年より蠶種專用指導桑園を設くる等專ら桑園の改良に努力しつゝあり。

第十節　最近の不況對策

輓近交換經濟の發達と共に從來農家副業の位置にありし養蠶業を主業若くは專業とし、其食糧の全部若くは大部分

を養蠶收入に依存する經營法をとる者增加せしが昭和五年以來打續く蠶絲業の不況農產物の下落等により近來著しく窮乏せる農村を一層悲境に沈淪せしむるに至りしかば本縣蠶絲課に於ては蠶絲業更新五ヶ年計畫を樹て以て此難局を打開せんとせり。

其實行方法としては昭和二年以降五ヶ年平均養蠶家一戶當の桑園面積四反六畝桑園一反步當收繭額十五貫二百五十五匁なりしものを一戶當四反三畝に整理縮少すると共に優良なる桑品種を改植することによりて桑園能率の增進をはかり一反步當十七貫五百匁の收繭を擧げ整理せる桑園の跡地には他の作物を栽培して食糧自給の一助たらしめんとせり。

(一) 桑園整理改植

養蠶實行組合をして桑園の實態調査を爲さしめ之に基き整理改植計畫を樹立し、其遂行を期せしむ。而して目標面積に到達すべき縣の計畫左の如し。

第二次整理改植計畫

年次	現在反別	同上中改植反別	同上整理反別
昭和七年度	七三、三八二、四 町反	二、八〇〇、八 町反	一、〇〇〇、〇 町反
同八年度	七二、三八二、四	二、五五六、八	一、五〇〇、〇
同九年度	七〇、八八二、四	二、二六五、六	二、〇八二、四
同十年度	六八、八〇〇、〇	—	—
計	—	七、六二九、二	四、五八二、四

年次	現在反別	同上中改植反別	同上中整理反別
昭和十年度	六八、一〇八、〇 町	三、一六〇、〇 町	二、〇七八、〇 町

同	十一年度	六六、〇三〇、〇	三、一〇〇、〇	一、八五〇、〇
同	十二年度	六四、一八〇、〇	三、一〇〇、〇	一、八五〇、〇
同	十三年度	六二、三三〇、〇	三、〇〇〇、〇	一、七五〇、〇
同	十四年度	六〇、五八〇、〇	三、〇〇〇、〇	—
計		—	一五、三六〇、〇	七、五二八、〇

此他從來行ひ來れる桑品種の改良、桑苗の改良實地指導桑園の設置、稚蠶共同桑園の設置綠肥作物種子の配布及び其栽培奬勵等に一層力を用ひ生産の合理化生産費の低減に努むるに至れり。

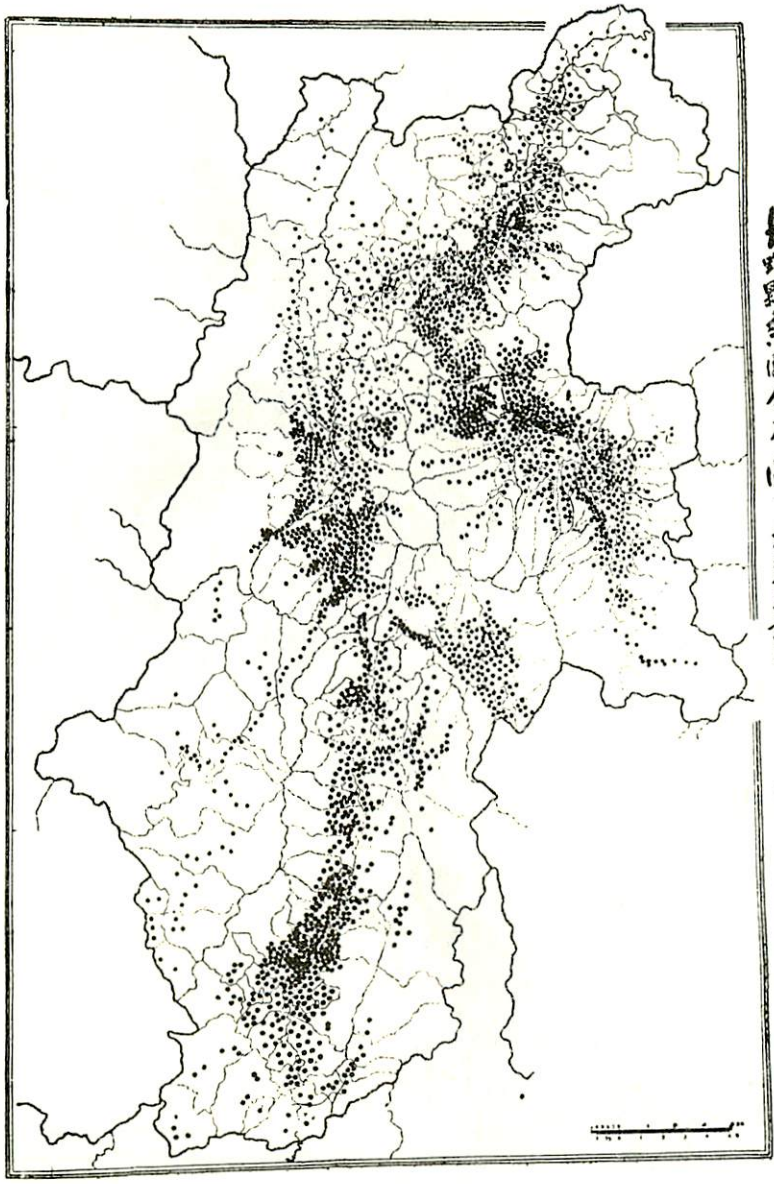

長野縣桑園分布圖（大正八年調査）

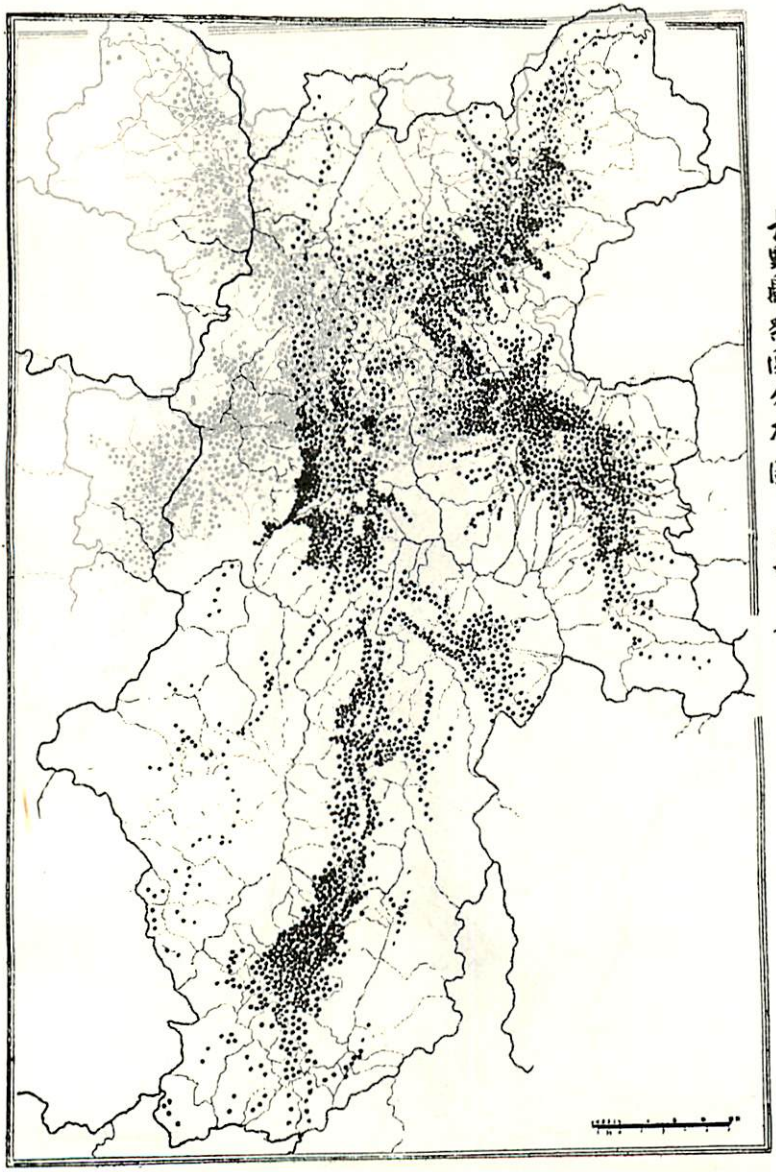

長野縣桑園分布圖　昭和十年調査

第十四章　桑園の分布

第一節　平面的分布

文化十年に近江の人成田重兵衛の著せる「養蠶絹篩」には「飛驒信濃より東國は廣大無邊の土地多き故桑畑の多きこと春蠶ばかり飼ても掌にあまり冬春までも繭をいとに倶るなり夏蠶飼がたきこと至極せり」といひて當時既に信州は全國有數の桑園を有せることを物語れり。

又當時の桑園が主として河川の氾濫區域に發達せることを叙して、「諸國川々或は中島となり、又、洲に成りたる土地は動もすれば五尺一丈二丈までも洪水して永代流作の廢地と成たるに、桑を植れば桑は洪水の憂なく水渇て後土砂泥土をしき却て桑の屎に最上なる故すでに奥州には大隈川筋、信州川中島、濃州岐阜しま、越前府中川、江州姉川、丹州由良川筋、但馬豊岡の河筋など恰も數十萬石の土地とみそなはせしも洪水度ごとに水溢れ桑より外の作物の成がたきに養蠶の繁昌のしるしはこれなり。又、深山幽谷に桑は遠路交通の費なく又卑損鳥獸の憂なし、東山道筋深山の國々の養蠶をいとなむはこれなり。」といひ、又、「惣じて川筋に添たる土地或は深山海邊に寄たる土地には荒廢の地多きものゆゑ、却而蠶業の勝地となりし事右諸國のためしをおして證據としるべし」といひて川筋の桑園に適せること及び信州の如く深山幽谷多き地にも桑は遠路交通運搬の憂なく卑損鳥獸の憂なく頗る適當せる産業なる事を述たり。況んや、徳川氏の重穀政策は如何なる深山幽谷にても川に添ひ谷によりて水田を拓かしめ、江戸時代末期に屢々襲ひ來れる凶作と、交換經濟の未だ發達せざりし事とは屢々饑饉を招來し餓莩野に横はるの慘狀を呈せしかば、

各藩とも地力と氣候との許す限り如何なる山地をも開拓して食糧となるべきものを栽培せんとする五穀偏重の政策をとりし爲、數次の本田畠栽桑禁止令となれり。最近元治元年の禁令には、

「近年田方江桑植付候もの多く有之哉に相聞以ての外之事に候。五穀を廢し蠶を專に致し候而ゝ不可然候。閑地へ植付候ゝ當然之儀ニ候得共田方は勿論畑方等江新キニ桑植付候儀ハ決而不相成候。

四月廿二日（元治元年）」　　片岡志道見聞錄四十九

とあり。須坂町中澤吉四郎氏所藏の同町小田切藻兵衛御用留にも略々同樣の禁令あり。

然るに千曲川犀川天龍川等諸川の沿岸は屢々洪水の害を被れること第十章第四節に述べし如く養蠶絹篩に謂ふ所の「天下のひろき土地區々にして卑損或は洪水等の憂にていかんともすべからざるの土地」にして「斯の如きの難地に五穀を作れば勞して功なし。稻は水の程よきに熟する草なり。桑は卑損洪水の土地にしかも成木する木なり。これが爲に農業蠶業其地に應ずる時は人家自然とまして繁昌するなり」との說の如く桑以外の作物にては育ち難き土地に桑を植ゑ苦辛經營して今日の隆昌を致せるもの多し。

今、此難地に桑を栽培して成功せる一例として同郡中最蠶種製造業の盛なる鹽尻村につき少しく叙說せんとす。

享和三年癸亥正月上垣守國の著せる養蠶秘錄に「元文年中の頃關東の國々は信州上田邊の種を求て上品とし」と記され二百年前より既に上田蠶種の名全國に高かりしがこの「上田邊」とあるは鹽尻を中心とせるものなるが如し。

寛政十三年神明溝蠶種商人連名帳によれば上鹽尻村のみにて同講員百十九人に達し、文政十二年には六十二人天保四年には八十人に達せり。講員の減少は專業化せる結果にして生產高は正確なる數字を知る能はざれども增加せり。

又、天保七年の上州、武州、相州、甲州、野州、信州の仲間連名帳によれば上鹽尻村四十七名、下鹽尻村十四名、秋和二名、海野町三名、紺屋町一名、常田三名、にして今日の上田市の蠶種商人は合計七名に過ぎず以て上田附近と

稱するは鹽尻村を中心とせるものとなすも大なる謬なきを知るべし。

鹽尻がかく蠶種鄉たるに至りし原因につきては種々の理由あるべしと雖其地形の持つ特異性が如斯發達を成さしめたる主因ならん。

同村は埴科郡とは岩鼻の險を以て界し、南は千曲川によりて限られ北は虛空藏山（一、〇七六九米）川に迫りて屹立し廣袤東西三二町南北二一町と稱すれども年々の千曲川の氾濫、ことに寛保の大洪水によりて河岸の平地は流失して平地少く北は四四〇米邊より急傾斜をなせる巖にしてわつかに雜草繁茂するのみ殆んど利用の途なく從つて耕地極めて乏しく、昭和九年四月調査の同村勢一覽によれば田一四七町五反畑一四九町六反にして田は一戸平均二反八畝二四歩畑は二反八畝九歩に過ぎず、此他には山林三〇九町一反原野一町一反其他一反にして他に國有官有等の土地も更になく從つてそれ等の土地を有する町村の如く官有地等より直接若くは間接の利益をうくる事は全く不可能にして成田氏の所謂「難地」の代表的なるものなり。

如斯耕地狹隘なるにも拘はらず同村の人々は、同村の生める蠶業の先覺者塚田與右衛門が寶暦七年出版の「新撰養蠶秘書」に「惣而桑は諸作に五割も德用の強きものなれば畑畔に二尺とすき間なく植置べし」といひ、又、寛政元年に著せる養蠶後篇に於て「凡桑程德用のものはなき事なり假令何程高貴の場所にて田畠眞分に持ちたる人にても蠶手練なれば畑畔の桑にて田畠の御年貢澤山なるものなり」といへるが如く寸地をも利用して桑樹を栽培し、進んで上田の鴨の池大星河原等の桑を利用して蠶種製造を營み不屈不撓遂に蠶種鄉として內外に名聲を博するに至れり。明治二十三年一月發行の信濃殖產協會雜誌二號に同村につきて「外觀の美なる遠く之を望めば町家の如く近く之を視れば其巍々たる門構は舊幕時代の士族屋敷に異ならず」とある如く最近の蠶絲業の不況と、他府縣に於ける蠶種製造業の普及發達とによりて該業の不振を唱へらるゝ今日に於ても村落としては稀に見る堂々たる建築の家多し。これ同村の人

々が古來相結びて互に戒飾するの美風を有せるが爲にして、今も同村を訪づるゝ者は其戸毎に掲げられたる「勤倹力行」の木標に首肯するなるべし。

而して同村蠶種業の現狀は昭和九年度蠶種製造豫定調によれば

全縣下蠶種製造者數　小縣郡同上　鹽尻村同上

一、三三四名　三七三名　六一名

にして其製造者數に於て蠶種鄉たるの地位を保つのみならず、其製造額に於ても昭和八年度調査による縣下拾萬瓦以上の蠶種製造者六十八名中鹽尻村の分次の如く多數を占む。

原蠶種製造額	普通蠶種製造額	合計	製造者氏名
三二、七二八瓦	一、〇一九、九三六瓦	一、〇五二、六六四瓦	藤本蠶業株式會社
八、五八八	三五〇、七五五	三五九、三四三	馬場蠶業株式會社
五、九二五	二八八、〇三〇	二九三、九五五	母袋忠右衛門
三、八八一	二一八、七六四	二二二、六四五	清水太郎左衛門
三、一五〇	一四九、九三五	一五三、〇八五	中島精一
三、一九七	一二二、〇九五	一二五、二九二	原理兵衛
一、七八一	一〇〇、三二二	一〇二、一〇三	工藤鐵太郎

次に同村蠶絲業發達の原因と見るべきものは同地方祖先の奮闘努力にして同村有志は其功績を永遠に記念せんとして明治十六年信濃蠶業頌功碑を同村蠶神祠の側に建設せり。其碑文次の如し。



信州に於ける桑園の分布を見るに舊藩政時代より夙に斯業の奬勵をなせる上田、松本、松代、須坂等の領内に先づ發達し開港以後益々其面積を增加せり。即、上田領内に於ては千曲川沿岸を始めとして漸次其支流に沿へる谷々を溯りて深く山地に達し、須坂地方に於ても千曲川沿岸及松川、市川、鮎川、保科川等の谷深く浸入し、松代領にありては川中島を中心として更埴の山地に迄延び、松本領内にては犀川及其支流梓川、奈良井川、高瀬川、乳川、女鳥羽川、烏川、等諸川の砂礫地を開墾して桑園となせり。

されば明治十四年調査による本縣桑園面積九二一四町五反中小縣は約四分ノ一の二、二二九町一反を占めて縣下第一位に居り、東筑摩を除く南北安曇、上下伊那、西筑摩、諏訪六郡の合計よりやゝ多く高井、水内、更級五郡の合計よりも多し。東筑摩之につぎ一、三七五町七反を占め、埴科之につぎて九五六町三反を占めたり。埴科郡が縣下第一の小郡にして桑園面積第三位を占めしは一に松代藩の奬勵と其先覺者の努力によるものと考へざるを得ず。

されば其後長野縣に統一せられ縣下一樣の保護奬勵をうくるに至り明治四十年末には十一位に更に昭和九年六月現在にては十二位に落ち增加の割合も十四年の二・七倍にして縣下最少率を示せり。以て同郡が松代藩時代既に或程度迄の發展をなし、更に大發展の餘地なかりしことを示し、小縣郡の如きも明治十四年第一位たりしもの、四十年には

第二位昭和九年には第三位に下れるのみならず、其増加率十四年の三・七倍にして今後更に増加し得べき餘裕なく既に過飽和の狀態に達せるが如し、上下高井郡も亦之に類し、上高井は十四年の六位より四十年には十二倍に昭和九年には十一位に下高井は十四年の十位より四十年昭和九年共に十四位に落ち兩郡其十四年に比し六・四倍に過ぎず。

夏秋蠶の發達と桑園面積の增加

明治三十年蠶種檢査法發布され、ついで同三十八年蠶病豫防法發布されて蠶種の檢査嚴重に行はれ蠶室蠶具の消毒勵行せられし事は養蠶技術の進歩と相俟つて古來「秋蠶と味噌汁は當つた事なし」と稱せられし秋蠶の成績年と共に良好となり日露戰役後戰後經營として各種の事業勃興せるに乘じ本縣の蠶絲業、殊に夏秋蠶の飼育急激に發達し桑園の增加之に伴はず過度の採桑の爲桑園の荒廢を來すに至り、一時速成桑園として魯桑實生の密植桑園を設くるに至りしがこは一時の繃縫策にして順次夏秋蠶專用桑園若くは春秋蠶專用桑園の新設を見たるもの多かりき。

而して其桑園增加の傾向を見るに大體平地より順次に山地に發展せるものと、山地より平地に開けたるものとの二種あり。平地より山地へ發達するは普通なれども之に左の數種あり。

一、一般に蠶業の發達遲く維新後漸く桑園を設くるに至りし地方は平地より順次山地に及ぼせり。下水内郡、北安曇郡の如き上水内の盆間部上伊那、佐久地方の如きも一部は之に屬す。

二、山地に適せる産業（例へば牧畜業）の存せる地方若くは山地に適せる作物（例へば麻、煙草等）の栽培せられし地域は養蠶業の有利なるを見て牧場、麻畑、煙草畑等を桑園となす。北安曇郡佐野坂以北及南北佐久の産馬地方北安曇郡廣津陸鄉八坂美麻及上水内盆間部等の麻、煙草を栽培し來れる地方之に屬す。

三、氣候寒冷にして春蠶の飼育に適せざりし地方は夏秋蠶の發達若くは養蠶技術の進歩により漸次に之を飼育するに至る。縣下各地に於ける山地之に屬す。

四、平坦部に於ける桑園極度に發達せる地方は平地に發展の餘地なくして山地に桑園を擴張す。

次に山地より平地に發展せるものにも亦左の數種あり。

一、蠶業の先進地たる小縣、埴科、諏訪等に見る如く本田畠栽桑禁止令により最初山地に栽培せしも其後該禁止令の緩和さるゝと共に蠶種生糸の輸出盛となりて蠶業の隆盛に赴くにつれ平坦部の畑若くは水田等に迄栽培するに至れるものにして小縣郡神科村上田附近の染屋、大屋、田中、新屋、鹽川、狐塚、下丸子、山岸、御嶽堂、瀧澤、有坂岡森、諏訪郡上諏訪町阿彌陀寺附近湖南村南眞志野、中洲村福島、金子、田邊、文出、岡谷市西堀、富士見村富里、富士見、御射山、神戸等に見る新らしき桑園是なり。（地圖參照）

二、河川に沿へる砂礫地にして從來荒蕪地たりしを開拓せるもの、例へば北安曇郡高瀨川、南安曇郡中房川、烏川、梓川等の川岸の如く新らしき扇狀地にして比較的大なる礫の磊々たる地方は從來何等の作物をも栽培する能はざりしが蠶業の發達に伴ひ石礫の間に桑を栽植して順に桑園となせるもの之に屬す。

三、從來特殊作物の栽培地たりしも絲價の好況により桑園化とせるもの。南安曇郡に於ける天皇蠶飼育林の一部が夏秋蠶生種の好況によりて桑園と化せるが如き、或は縣下各地に於ける水田を化して桑園となせるもの、如き即是なり。

四、歷史地理的特殊事情あるもの

例へば南安曇郡安曇村大野川、又は番所原の如き日本アルプス山中にてもそこが蠶業の先進地飛驒國との交通路に當れる爲夙に蠶業起り比較的早くより桑樹の栽培行はれたるが如し。又同地に於ける姉小路秀綱卿の傳說、南北安曇及東筑摩地方宗門人別改帳に飛驒浪人の多く見ゆる事等も同地方の山地に早く桑園の發達せる事を首肯せしむ。

第二節　立體的分布

本縣は一般に地勢高峻にして平地少き事は屢々述ぶる所の如し。而して之を立體的に眺むる時は最低飯山平の三一三米附近の桑園より最高南佐久郡川上地方の一、四〇〇米の桑園に及び其差實に一、〇〇〇米以上に達せり。今陸地測量部五萬分ノ一地圖に基き本縣各地方桑園の分布を各地方別に檢討すれば次の如し。（本縣桑園の分布寫眞參照以下倣之）

一、千曲川沿岸

千曲川沿岸に於ける最低地方は前記飯山平の常盤村小沼、戸隱より戸狩に至る地方の桑園と對岸下高井郡の坂井天神堂等の桑園にして概ね三一三米内外の沖積地にして千曲川の氾濫ごとに上流より運び來れる肥沃の泥土を置き去るを以て肥料を施すこと少くしてよく桑樹繁茂するが故に信州に於ては最も蠶業の遲く發達せる地方なるにも拘はらず是等の地方よりは維新前後より蠶種を海外に輸出せるものありて之に伴ふ桑園の發達を見たりき。而して下水内郡に於ては飯山平より漸次信越國境の山地に及び概ね六百米の線を界として桑園發達し、それ以上のものは斑尾山腹の湧井、鄕露等の八〇〇米の地點に僅に點在するに過ぎず。對岸下高井郡に於ても亦六〇〇米を限界としそれ以上のものは極めて稀なり。同郡中野町附近より上高井郡豊洲村小河原附近及須坂町附近は頗る桑園に富み養蠶業夙に發達せる地方なるが、是等地方の桑園も三六〇米より五〇〇米迄の土地大部分を占む。

小縣郡は信州に於て最も早く蠶業の發達せる地方なるを以て、上田市の城下地方四五〇米の地より烏帽子岳、三方ケ峰の麓長村、本原村、殿城村、和村、清野村等より北佐久郡大里村に亘り一、〇〇〇米の線を界として美しく開拓せられて桑園となり、新に桑園となれるものは山地としては中山道に沿へる和田峠に野々入、鍛冶足、唐澤等僅か宛點在するものと前節に記せる平坦部に散在するもの等に過ぎずして傍陽村、長村等は一、〇〇〇米以上の高地に至る

迄早くより桑園として利用せられたり。（本項に於て桑園の新舊と稱するは明治四十四年出版陸地測量部五万分一地圖に記載されたるものを舊としそれ以後に發展せるものを新とす以下之に準ず。）最近蠶絲業の好況につれ此平地より山地に桑園の發達する傾向益々顯著となり小縣郡の如く既に開拓の餘地なきが如く見ゆる地方に於ても烏帽子山麓「瀧」部落、和田峠より諏訪郡北山村に通ずる道に沿へる四泊、宮上、入大門、小菅ヶ谷等に一、〇〇〇米以上の地に桑園あり、又、和田峠中の芹澤、野々入、鍛冶足、唐澤、武石峠、保福寺峠等の高地にも最近桑園の發達を見たり。（桑園分布寫眞參照）

佐久地方は氣候の關係上桑園の發達極めて遲く小縣郡に接近せる地方は小縣郡の養蠶を見聞して寛政時代より既に養蠶を始めたる者もある様なれども一般には極めて遲く明治以後のもの大部分を占む。ことに岩村田より北甘樂郡に通ずる街道筋、小諸より上州に通ずる舊中山道筋の如きは維新前宿場として相當の收入あり附近の村落も其需に應じて生活せしに鐵道開通後全く之に客を奪はれ一方蠶絲業は漸次好況となりたれば之に轉業して桑園の造成につとめしと見え追分、借宿、沓掛、長倉、輕井澤附近の桑園は多く新桑園なり。

又、御牧村望月街道沿線は平安朝以來望月の駒として名ありし産馬地帶なりしも時代の變遷により牧場を桑園に開拓せるもの、如く大部分は新桑園なり。望月より鹿曲川上流に至る春日村及布施川に沿へる布施村八丁地川沿線の協和村の桑園等も皆最近に開けたる桑園なり。

南佐久郡に入れば土地益々高く氣候寒冷なるが爲桑園を設くる事も遲く大部分は明治時代に入りてより栽植せるものなりといふ。

畑八村中畑小須田友藏氏（昭和九年八十四才）談によれば文久二年翁が十二歳の頃は畑及田の畔に菊薬小牧等ありしも別に桑園なく明治六年頃より山の傾斜地を掘起して桑園を作り、平地に桑を作りしは明治二十二年頃よりなりといひ、野

澤町取出町の木村周三郎氏（元治元年生）の談にも「明治六年埴科郡鋳物師屋村から鼠返の苗を買つて屋敷の田に植ゑた」といへば、同地方に於て桑園らしき桑園を設置し始めたるは恐らく明治六年頃よりなるべく然も之は珍らしき方にて一般に桑園を設くるに至りしは尚後世に屬するなるべし。明治七年本縣より縣下各町村に命じて調査報告せしめたる村誌によれば同郡生産の繭合計三一、五五七貫八八〇匁に過ぎず、居倉村の如きは雉百五十羽、鹿十頭、猪五頭、馬の子四十頭、大深山村は猪一頭、鹿五頭、大明村は鶏五百羽、平澤村は馬八頭、鹿六頭、豊里村は馬十一頭、兎二十頭、雉百二十羽等を産物として掲げ宛ら弭の調時代を偲ばしむるものあり。これ同地方が野澤町附近にて六六六米余高野町に至れば約八〇〇米穂積村東馬流に至れば一、〇〇〇以上に達する高原にして、加ふるに蒙科八ケ岳等の高山近く峙つを以て氣候寒冷にして養蠶に適せざるものとされ且古來馬の産地として牧場地帶たりし關係上桑園尠かりしものならん。

然るに小須田翁談の如く明治六年頃より漸く山の傾斜地を開墾して桑園を作り二十二年頃より平地にも桑園を營むに至り、且同年頃より夏蠶の飼育行はるゝに至りしかば二十七、八年頃より夏蠶專用桑園を設くるに至り三十五年には一般に水田にも桑を栽培するに至れるものならん。從つて從來營み來れる牧畜業は漸く衰へ牧場地帶は漸次高き地方に移り現在にては概ね一、四〇〇米以上の地に退却せり。

今同郡内に於ける牧場の海抜を見るに左の如くにして本縣桑園の最高限界一、四〇〇米に對し何れも一、四〇〇米以上を示し牧場地帶と桑園との交替せることを認め得べし。

牧場名	海抜	牧場名	海抜
甲武信牧場	自一、四〇〇米至一、五〇〇	高登沓牧場	自一、五〇〇米至一、六〇〇
御所平牧場	自一、五〇〇至一、六〇〇	矢出原牧場	一、四〇〇

海ノ口牧場	一、五〇〇	川端下牧場	自 一、六〇〇 至 一、七〇〇		
大平牧場	一、四〇〇	豊里牧場	一、四〇〇		
千代里牧場	一、六〇〇	池平牧場	一、六〇〇		

次に同郡に於ける一、〇〇〇米以上の地に桑園を有する村落を舉ぐれば左表の如し。

村名	部落名	海抜	村名	部落名	海抜
大日向	馬返	一、一〇〇	畑八		一、二〇〇
	古谷	一、一六〇			一、二〇〇
穂積	穴原	一、一〇〇	北牧	五箇	一、二〇〇
	筆岩	一、一〇〇		杉尾	一、一〇〇
小海	布澤	一、二〇〇		新開	一、三〇〇
	相澤	一、一四〇		稻子	一、二〇〇
	川平	一、一〇〇	南牧	海尻	一、一〇〇
	塩平	一、二〇〇		大芝	一、二〇〇
北相木	山口	一、二〇〇		海之口	一、一〇〇
	坂上	一、二〇〇		廣瀬	一、一〇〇
	大久保	一、二〇〇		板平	一、三二〇
	宮平	一、二〇〇		橋	
南相木	栗川	一、一六〇	川上	樋澤	一、二六〇
	中島			御所平	一、一六〇
	和田	一、〇八〇		大深山	一、三〇〇
				秋山	一、三三七
				居倉	一、二四〇

以上の内小海村、北牧村、南牧村、川上村の如きは其村内の桑園の大部分は一、〇〇〇米以上の地にあり甲州街道に沿へる野邊山原板橋の如きは最高一、三四〇米に達せり。此他富岡街道の沿線及び畑八村等にも以上の如き高原に桑園ありて道行く人をして如何にも主蠶縣たる事を首肯せしむ。

次に桑園の限界と水田の限界とにつき考察するに水利ある地方は略々一致するを見る。例へば川上村居倉、秋山等

に於ては水田も略々一、三〇〇米の線に迄達せり。

かゝる地勢高峻なる地方の桑園は氣候も亦寒冷なるを以て桑葉の發芽遲く比較的凍害を被ること少きも氣候の激變により雹害を被ること多く明治三十八年より大正八年に至る十五ヶ年間に雹害を被ること實に六回の多きに及び最近昭和六年六月十七日の如きは未曾有の大降雹物凄く午後三時半より四時迄約三十分間に積雹五寸余時ならぬ冬景色となり、桑園及び苗代一般農作物等全滅の狀態に陷り水田に放養せる鯉、山中の山鳩等迄慘死せりといふ同年雹害桑園反則につき蠶絲取締所野澤支所の調査せるもの次の如し。

雹害による桑園被害反別

桑園總反別	春蠶用桑園				夏秋蠶用桑園				被害總反別
	全滅	五割以上	三割以上	計	全滅	五割以上	三割以下	計	
北牧村	三五六、九反	五一、七反	二九、三反	一八反	八七、三反	三六、三反	一五、七反	一九反	五四、六反	一四一、八反
小海村	二八、〇	一六、三	二八、一	七一、七	五、三	一〇、〇	一〇、九	一八、九	四五、〇	一二六、七
穗積村	一三一、七	三一、五	二六、三	八、三	七一、六	三一、〇	一八、七	三、九	五、五	四九、一	一三一、七
海瀬村	三〇〇、一	六一、〇	三〇、〇	—	九一、〇	五九、〇	一〇、〇	—	六九、〇	一六〇、〇
切原村	三五五、五	五一、六	四七、七	一六、一	一三、三	二七、六	三五、一	一八、三	四、一	六一、七	一八九、三
菜村	三一三、八	一〇三、九	三七、四	五、八	七、一	一五四、三	九五、七	二一、一	一〇、五	三、六	二九、九	二七四、一
畑八村	二六三、〇	九八、七	六七、〇	—	—	一六五、七	五一、三	一三、〇	—	—	六四、三	二三〇、〇
計	一、七九八、〇	四〇六、四	二五五、七	五〇、五	六八、四	七七一、〇	三四一、五	九七、八	三一、四	三一、九	四六三、六	一、三四一、六

尙長野測候所の調査せる追分の平年の氣象は次の如し。

	平均	最高	最低	濕度	日照時數	降水量	降水日數
五月	一一・〇	一七、九	四、八	七七	二二一	一〇一	一三
六月	一四・七	二〇、六	一〇、〇	八五	一八一	一六三	一七
七月	一九・五	二五、一	一五、六	八八	一六九	二二五	一九
八月	二〇・四	二五、九	一六、三	八七	一九三	一四五	一六
九月	一六・〇	二一、四	一二、一	八八	一四二	一九四	一六
十月	九・六	一五、六	四、九	八五	一四八	一一六	一三
年	七・五	一三、七	二、四	八一	二一六七	一二九〇	一六一

上水内郡も千曲川及犀川に沿へる平坦部は概ね自三五〇至四〇〇米にして蠶業夙に起りしも嶺間部或は西山部と稱せらるゝ地方は土地頗る高く鬼無里村、小田切村等には一、〇〇〇米以上の地に桑園を設けたる所あり、北小川、南小川、柵、津和等各村に於ても桑園の設置は極めて遲し。是等の地方は明治時代の初期には麻、蕎麥等を主なる産物とし其他には山中紙、炭、畳絲、蚊帳等を産し日影、柵村にては狐七頭、猿六頭、熊一頭、鬼無里村にては貉十五頭、狐十頭、猿九頭、熊一頭を擧げあるを見れば上水内郡内各村誌此地方に於ける養蠶の發達は村誌の編纂せられし明治十五年以後にありしが如し。

同郡戸隱村は國幣小社戸隱神社の存する爲西山中に於ては最も早く開明に赴けりと思はるゝにも拘はらず、明治六年に始めて桑を植ゑ、七年より養蠶せん事を出願せる左記の書類の存せるを見れば同地方の養蠶も極めて最近に起れるものゝ如し。

奉願上候以上書

「今般私儀養蠶仕度奉存候間昨年中桑苗植付仕候得共當地ニハ未ダ蠶業仕リ候モノモ無御座候間御規則樣モ不相心得罷在候ニ付願立

等モ不仕候處先般御規則御改正ニ相成縦令糸繭ト雖モ前以テ願立不仕候テハ蠶業難相成旨承知仕候就而右御期限后願上候義奉恐入候得共昨年中植付候桑モ相應ニ生長仕候間當年養蠶仕度奉存候間何存御聞届被成下候樣奉願上候以上

明治七戌年四月廿三日

水内郡戸隱村

久山義男

長野縣參事楫崎寛直殿」

又、戸隱神社宮司久山淑人氏の調査によれば同社「種兆」の起原年代未詳なれ共往古より「種合せ」、又、「種兆」と稱し五穀の種子を以て、兆事をなし翌年の氣象並に穀蠶の豊凶に關して占定し其講社祭執行後一般に告知したりしが明治十四年頃より講社の隆盛と共に紙片に記載して希望者に頒布したりといふ。而して戸隱村に於て養蠶飼育せしは明治廿七、八年少數の者によりて夏蠶を飼育せしに始まるといへり。又、是より先明治十五、六年頃秋蠶の原蠶種を他村より來りて飼育せしことありしも其結果は良好ならざりしといふ。

尚、同神社に保存さるゝ養蠶吉凶は明治卅九年以後にして、是には最初より春夏秋三季の養蠶吉凶を記載しあり。是によりて見るも此頃より縣下一般に養蠶普及し、其豊凶は農家の最大關心事たるを以て、古來行はれ來りし五穀と共に同神社に於て全國に發表するに至りしものならん。

二、犀川及其支流の沿岸

犀川の流域は千曲川流域に比すれば土地一般に高く犀、千曲二川の合流する善光寺平に於ては眞島村「川合」邊にて三五〇、三丹波島附近にて三五五、八米に過ぎざるに犀川と其支流高瀬川、穗高川の會する邊にては五百二三十米となり松本新橋にては五七五、七七米今町にては五八四、七二米となり、同市笹部桑園にては概ね五九〇米となる。即千曲

川流域の最低三〇〇米に比し二九〇乃至三〇〇米の高度を示せり。

加ふるに松本地方にて岳風と稱する終年雪を頂く日本アルプス連峰より吹き下す寒風は同地方の氣候を寒冷ならしめ、明治廿一年より二十五年に至る同地方の四季平均溫度を見るに、「春一〇度、夏二四度八、秋一三度、冬零下二度四」を示せり。されば同地方養蠶の發達は極めて遲く春蠶時代には蠶業振はざりしが、風穴の利用窮理法の發見等此地方の人々によりて行はれ夏秋蠶の普及發達するに及び俄然桑園の增加を見神林、笹部、烏川等各所に著名の大桑園を生じ其他にも桑園頗る發達せり。

而して同地方の桑園は初め山地より平地に及ぼし、後又平地より山地に發展せるものの如し。乘鞍山麓大野川に傳はる飛驒の國守姉小路秀綱卿沒落の際同村某が卿を桑籠の中に隱したること及卿をかくまひたる某は年々蠶上作し、密告せる某家は違作して遂に廢家するに至りしこと、爾後蠶神として卿を祀る事等の傳說は、同地方に早く行はるゝ桑が飛驒桑と稱する種類なること、及び松本平には飛驒よりの轉住者頗る多き事、江戶時代の末南信地方にて製絲を始めたる人々が絲取女又は其教師を飛驒に求めたる事實に徵し、是等の人々が高山より野麥峠を越えて番所、大野川等を經て島々に達し、或は安房峠を越えて上高地に出て德本峠を越えて島々に出でし爲山中の頗る高き土地にても相當古くより桑を栽培し養蠶をなせるを見る。例へば前記番所の如きは海拔一、二〇〇米以上の高原なるにも拘はらず桑園拓け安曇村第一の良繭を產すといふ。

尙同村島々附近にも一千米以上の所に桑園あれども其面積は極めて狹小なり。又、東筑摩郡波田、宗賀、朝日、鹽尻、入山邊、錦部、會田、本城、日向等の町村にも僅に千米以上の所に桑園あれども是等は夏秋蠶の發達に伴ひ漸次に開拓せられたるものにして、普通は五三〇米より八〇〇米に至る迄に亘り地形土質水利等によりて水田と錯綜せり。

北安曇郡に於ては高瀨川、農具川、乳川を始め佐野坂以北の姫川流域に於ても一、〇〇〇米以上の地には桑園なく

八〇〇米を限界とし美麻村、廣津村、神城村、北城村、南小谷村等に僅に九〇〇米内外の桑園あるに過ぎず。

而して是等の桑園も概ね治明時代に入りて後に設けられたるものにして、それ以前は主として麻、煙草、藍、楮等の特用作物若くは大豆、栗、稗、麥の如き作物栽培せられしが、養蠶技術の進歩と生糸價格の漸次騰れる爲次第に桑園と化し姫川流域の如く牧場地帶たりし地方も亦漸次桑園と化し、（明治二十七、八年頃迄は南佐久、西筑摩と共に縣下三大牧畜地方たり。今尚南小谷村に親ノ原牧場ありて其名残をとゞむ。）北安曇郡大町より南安曇郡有明村地方に亘る天柞蠶飼育林も幕末の頃より漸次に發達して明治二十七、八年頃迄は極めて盛なりしが、其後夏秋蠶の發達によりて同地方が夏秋蠶生種の本場として全國的に知らるゝに至り漸く桑園に變更せられたる等急激の發達を見たりき。

又、犀川下流の地方は狹長なる谷の段丘上に僅に耕地を存するのみなれば事情の許す限り之を水田とし、水田に適せざる地を桑園となせるものにして更級郡大岡村の如きは聖山（ひじり）の中腹一、〇〇〇米の邊迄桑園を設けたり。

試に明科より川舟にて犀川を下れば兩岸相逼りて天地は細長く西方廣津、陸郷、八坂等の村々の人家と耕地とが全く山の巓若くは川岸の狹長なる地にあり東方大岡、牧郷等の村々も略々同様なる景觀を呈するは山國に育ちたる信州人にも珍らしき感じを與ふ。況んや關東越後濃尾等の平野に育ちたる人々が中央線にて同地方を通過し西條より明科に至る鐵道の沿線にて之と略同様なる地形の東筑摩郡本城村、東川手村、生坂村等の桑園の傾斜急なるに驚き農家の位置が山巓にあるを見て驚異の眼を瞠るは寧ろ當然といふべし。

三、天龍川流域

天龍川流域に屬する伊那地方は信州中最も山岳丘陵に富み崎嶇萬態一樣に論ずる能はざれども、下伊那郡飯田町附近にて尚五一六米伊那町附近は六四三米平地少く川岸の段丘、丘陵地等に發達せる桑園明治十四年上伊那に四四〇町歩下伊那に七五〇町歩に過ぎざりしが信州としては氣候最も溫暖にして地味肥沃なるが爲に桑樹の繁茂宜しく、殊に

夏秋蠶の發達以後急激に增加し、明治四十年に至りては、上伊那郡は三、三二五町五反、下伊那は四、〇〇一町六反に增加せり。ことに上伊那は新たに開けたる桑園多し。（分布圖參照）これ同地方は式の大野牧、笠原牧等のありし地にして明治時代に入りても明治廿六年淺田本縣知事より三本木軍馬育成所長に報告せる縣下産馬地の第四第五位にありて桑園の開發遲れたる爲なるべし。

上伊那郡は伊那町附近にて既に六四三米の標高を有する程なれば山地には一、〇〇〇米以上の桑園尠からず、即東箕輪村日影（一、二〇〇米）同村高雄山麓（一、三〇〇米）藤澤村より杖突峠を越えて諏訪に至る沿線には峠、古屋敷、片倉、藥師堂等（一、二〇〇米より一、三〇〇米）の桑園、及び松倉（一、一〇〇米）等の桑園あり三義村には芝平、下蔑平、栗木立、赤坂、北垣外、荊口、日向等何れも一、一〇〇米美和村吉平（一、三〇〇米）大久保（一、二二〇米）戸台（一、二〇〇米）伊那里村前浦（一、二〇〇米）平瀨（一、二〇〇米）鹽平（一、二〇〇米）等何れも一、〇〇〇米以上の高原にある桑園にして小澁川の上流小澁湯附近にも一、三〇〇米の地に桑園あり。

又南向村大字桑原字四德には一、〇〇〇米近き地に相當廣き桑園ありて養蠶盛に行はれ優良の繭を產すれども役場迄すら四里もありて交通運搬の便惡しく產繭の處理に窮せる結果組合製絲を營み動力には水車を用ひ生糸に製造して販賣する方法をとれり。

下伊那郡に入りても大鹿村上藏（わくら）、上飯田村ボタモチスカン、砂小屋、平等、大平峠の沿道、神坂（みさか）峠の沿線智里村神坂神社附近、戸澤等、清內路村、下清內路の入及び上清內路の北入と七々平附近三州街道に沿へる波合等にも一千米以上の地點相當古くより開けたる桑園あり。宗良親王の御歌集李花集に此附近の養蠶の有樣を記させ給へるを見れば正平の頃より既に養蠶行はれ居たる地方なれば桑園の隈なく開けたるも當然と思はる。然れども此地方にも麻、煙草、楮の如きもの栽培せられたれば夏秋蠶全盛時代に入りて是等の作物の畑の桑畑に變換せるものも多かるべし。

封建時代にありては生産物の交換作用圓滑に行はれ難くことに一朝戰時若くは凶作に際しては直に穀物の移出は禁止さるゝが故に勢自ら五穀偏重の政策をとらざる可からざるに加ふるに德川氏の重穀政策により本田畑栽桑禁止令の發布さるゝありて米麥作は極度に强調せられしかば如何なる山間僻地にても事情の少しにても許す限りは水田を作りて稻作をなせるも水田は水と地形の制扼をうけて我信州の前記各地方の如き急傾斜の地又は水利乏しき地方には適用する事能はず、又海拔の高さに於ても一、〇〇〇米以上の地にありては明治三十七、八年以前に於ては恐らく稻作に不適當なりしなるべし。其後化學肥料の輸入と品種の改良と栽培法の改良等と相俟て融雪遲く降雪早く平均濕度低き地方に於ても速成的に苗代を造り本田にも速効肥料を施して相當の米を收穫し得るに至り、又水利乏しき地にても電力により揚水機を利用して灌漑する事を得るに至りし結果水田を設くる事を得るに至れり。

されば養蠶好況時代には一時水田をも桑園となせしに最近蠶絲業の不況打續ける結果之が打開策として之を還元して再び水田となし或は桑園の整理改植を行ひて桑園能率の增進を圖ると共に其面積を縮小して水田に化し得べき所は水田とし以て食糧問題を解決せんとするの傾向顯著となれり。

上伊那郡に於ては西天龍の開鑿によりて同郡伊那富、中箕輪、西箕輪、伊那町の一町三ヶ村に跨る畑及山林原野を整理し水田千二百町歩畑三百町歩を開拓するの計畫を樹て、大正八年四月內地食糧生產增進の爲開墾助成法の發布せられしを機とし、本縣に於て測量設計を完了し組合員多數の同意を得て西天龍耕地整理組合の設立認可を得、爾來年を閱すること十有五年にして、昭和八年には九百二十餘町の開田成り同年末迄には一千餘町歩の完成を見んとするに至れり、爲に桑園の水田となれるもの寫眞に橫線を以て示せる如くなれども勿論其中には山林原野の開田せられたるものを含む。而して西天龍の開田による桑園の水田化の如きは大規模のものなれども此他各地に此種の小規模のもの行はれつゝあり。

四、諏訪地方

諏訪地方は其盆地の中心たる湖面に於て既に海拔七五九米を示し湖岸水利のある耕地は水田として利用せられ桑園として使用せらるゝ土地は概ね八〇〇米以上の高地にあり。

同地方は本邦の開闢以來既に史上に現はれ信州中最も古き歴史を有し四境繞らすに高山峻嶺を以てし中央低地に湖水ありて耕地狹く人口比較的稠密なり。されば古來人力の及ぶ限り開拓せられ、綿、麻、麥、大豆、稗等地力と氣候との許す限り栽培せられ尚餘力を以て漁業商業を營み或は冬季に江戸方面に出稼をなす等頗る勤勉努力せしが開港以後製絲業の發達に伴ひ養蠶業勃興し從來の普通農作物にては收穫を得る能はざりし高原、傾斜地等にても桑樹を栽培すれば相當の收穫を得たりしを以て北山、湖東、泉野、原、本郷、境等蓼科八ヶ岳等の山麓を始め落合、豊平等の諸村に至る迄一、〇〇〇米以上の高地迄桑園と化せり。

諏訪郡に養蠶の行はれたるは吉野朝時代より文書の徴すべきものあれども 註(一) 其普及せるは明治十七、八年以後なりしが如し。

明治七年本縣地誌編輯の際同郡は概ね同九年迄に調査を終りて報告せしが其調査書に記されたる産物を見るに蠶絲類更になきもの左記十一ヶ村に及べり。

村名	戸數	同村所有馬數	同村仔馬數	麻布	調査報告年月
泉野村	四〇九	牝 三九五 頭	—	— 反	明治九年七月
豊平村	四六五	二六八	—	一一、四六	九、七
米澤村	四四九	二四五	—	—	九、一二
湖東村	三七一	三二三	—	九〇〇	九、一

北山村	五〇四	—	—	麻苧七〇〇貫 屋根板十駄 炭千五百駄	九、六	
金澤村	二七九	二一五	—	—	九、七	
富士見村	五一三	五〇一	芋ノ木ニ馬市アリ	—	同	
落合村	五二二	?	—	—	同	
境村	三七二	四〇二	—	—	同	
本郷村	四九二	?	一一〇	—	同	
原村	八五九	—	—	—	同	

註(一) 諏明神關係古文書年內神事次第舊記文和三年六月に「眞志野桑代七貫文」の記事あり。

北山村矢崎要之助翁（安政六年生）の談に幼時祖母が戸板の上にて始めて蠶を飼へるに「蠶とはどんなものか」と見に來る人多かりしといふ。之を前記明治七、八年頃の同村の產物と比較して其誇張の言に非ざるを知る。而して同家にて畑に桑を植ゑしは翁が二十歲の頃なりしといへば明治十一年頃なるべくそれより一般に桑を植うるに至れるは十七八年頃なるべし。

然るに其後夏秋蠶普及發達し、ことに諏訪蠶種として著名なりし飛白種の流行につれ同地方は生種の生產地として異常の發展をとげ從來五穀を作れる畑地も桑園と化し、臺科山麓一、二〇〇米の邊迄開拓されて桑園となり、湖東村笹原（一、一七〇米）栗平（一、二〇〇米）等皆桑園となれるのみならず、其後山上に向つて開拓する能はざりし爲か中洲村福島（七五〇米）金子（七六〇米）田邊、文出、岡谷、西堀、富士見村、富里、富士見、御射山、神戸等從來の桑園よりも低き地方に向つて新桑園の增加を見たり。これ大正七、八年以後蠶絲好況時代に起れる現象にして大正十一年十月長野縣蠶種同業組合聯合會報第百九十七號に春繭一貫十四匁夏秋十二三匁一家四百圓五百圓の繭收入はザラ

にあり、同年稻は豊作なりしも米價下落して石廿五圓なりしかば「稻作より養蠶へ」所謂産業轉換を行ふ者續出せし事を記せる時代以後の出來事ならん。

然るに昭和四年以降打續く蠶絲不況に遭ひ昭和八年頃より水利の便宜き地は桑園を水田に變更する者あるに至り、北山村役場吏員の談によれば同村湯川區には此桑園を水田となせるもの相當多しといふ。

要之縣下の桑園は主として犀、千曲、天龍、木曾の諸川及其支流の沿岸に發達せるも夏秋蠶の發達に伴ひて漸次高緯度の地に及ぼし最近の調査によれば一千米以上の高原に發達せる桑園の面積五百町歩に及ぶこと本縣桑園分布寫眞に見るが如し。

五、傾斜度と桑園

元享釋書最澄傳に曰信州は界艱嶮吾國之蜀道也」又曰「某東方行化之時見信州嶮絶長坂數十里始千百折」と多少誇張の嫌あれどもよく信州の地形を表現せるものといふべし。即信州は一般に海拔高きのみならず、其低地に於ても犀、千曲、木曾、天龍等の河川に浸蝕せられたる若き谷多く從つて傾斜の急なる山坂多く「人國記」に「當國は廣大にしてみな山なり」といへる如く平地極めて少し。然るに本邦は古來瑞穗國にして米作を尊重せる結果如何なる谷間の細長き地にても少しく水利の便ある地は多く水田となしたれば近世に至りて漸く發達せる桑園の如きは多く此傾斜地を利用せざる可からず。信州に於ける大規模の桑園經營の率先者たる松代藩の吾妻銀右工門が更級郡小網新田に關して「新田地の儀は大坂地に御座候得ば段々大夕立の節作土押流諸作仕付候而茂難取付場所多出來仕甚難澁歎敷迚も出精難行届躰に罷成何共殘念至極に奉存書夜愚案を廻し候處迚も外作物にては難取續奉存候ニ付桑作植付試申度御代官所へ御訴申上、北上州邊より廣葉早生と申名桑苗木取寄植付申候處誠に土に相應御座候哉甚取付宜敷桑根強ク り立

畑（傾斜急なる畑）の場所も作土押流不申荒地茂次第に立返り彌以桑作出精仕候に付蠶業相增申度家作茂手廣に仕蠶業專一に相勵蠶種等迄手取仕上州邊迄賣廣め彼是の利得を以て漸取續罷在難有仕合奉存候」（下略）と述べし如く他の畑作物にては作土を押流し一、二年にて禿山と成るべき場所も桑を仕付くれば土砂を扞止して相當の收穫をあげ得る所より信州は到る所傾斜地も桑園と化せり。

信越線上田驛より屋代に至る千曲川右岸の山坂、篠井線廐績驛より松本に至る間の左右に見ゆる急傾斜の桑園、中央線岡谷、鹽尻間及び洗馬より三留野に至る沿線に見らるゝ急傾斜面の桑園は此地方を旅行する人々に驚異の眼を瞠らしむ。此他到る所の大小の河川に沿へる急傾斜の桑園枚擧に遑あらず、諏訪郡北安曇郡の如きは平地は各一〇・七%及び二〇%にして他は急傾斜の所謂立畑なり左に昭和九年本縣蠶絲課調査にかゝる傾斜度別桑園面積を掲ぐ。

傾斜度別桑園面積（昭和九年調査）

項目	實數				割合			
郡市名	平地	十五度未滿	十五度以上三十度未滿	三十度以上	計	平地	十五度未滿	十五度以上三十度未滿	三十度以上	計
南佐久	一四七、六五四	八四、三一六	八四、三四〇	一〇五、五六〇	四三一、八七〇	三五・〇	二〇・〇	二〇・〇	二五・〇	一〇〇
北佐久	一九九、三八〇	一九二、五八〇	九六、九〇〇	三四、八三〇	五一三、二九〇	三八・八	三七・五	一八・八	四・九	一〇〇
小縣	三〇七、五〇〇	三七六、二七〇	九三、四四〇	一四、三七〇	七九一、五八〇	三八・九	四七・五	一一・八	一・八	一〇〇
諏訪	四五、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一七六、二九〇	四〇、〇〇〇	四二一、二九〇	一〇・七	三八・〇	四一・八	九・五	一〇〇
上伊那	三三七、一八〇	五〇五、〇九〇	三三、七三〇	二、三七〇	七五七、二六〇	三〇・〇	六六・七	三・〇	〇・三	一〇〇
下伊那	三九五、四三〇	二九二、七〇〇	一八二、四九〇	七六、一三〇	八四六、七五〇	三四・九	三四・六	二一・五	九・〇	一〇〇
西筑摩	三八、六三七	七五、〇三一	三八、二七〇	一八、九六二	一七〇、八九〇	二二・六	四三・九	二二・四	二一・一	一〇〇

東筑摩	四一〇、〇六〇	二三五、七七〇	一七五、二一〇	九六、三五〇	九一七、四二〇	四四・七	二五・七	一九・一	一〇・五	一〇〇
南安曇	三三〇、八四〇	九六、八〇〇	三六、九〇〇	一四、四〇〇	三七八、九七〇	六〇・九	二五・六	九・七	三・八	一〇〇
北安曇	五一、七一〇	一〇三、四一〇	七七、五六五	二五、八五五	二五八、五六〇	二〇・〇	四〇・〇	三〇・〇	一〇・〇	一〇〇
更級	一九一、一六〇	九六、七五〇	五五、八三〇	九二〇	三四四、六六〇	五五・四	二八・一	一六・二	〇・三	一〇〇
埴科	一〇三、四三〇	六三、一九〇	四三、七三〇	二四、六六〇	二三五、〇一〇	四四・〇	二六・九	一八・六	一〇・五	一〇〇
上高井	七一、三三〇	一九九、三五〇	二六、九三〇	九六〇	三〇六、五六〇	二三・二	六五・〇	八・八	三・〇	一〇〇
下高井	一六〇、六〇〇	六一、九六〇	六、八九〇	—	二二九、四五〇	七〇・〇	二七・〇	三・〇	—	一〇〇
上水内	一五一、五二〇	一一八、七〇七	八六、四三一	四八、〇四一	四〇四、九九〇	三七・四	二九・三	二一・四	一一、九	一〇〇
下水内	二一、二四〇	三二、三一〇	二九、二三〇	一一、六八〇	九四、四八〇	二二・五	三四・二	三〇・九	一二・四	一〇〇
長野市	四四、八六〇	四、三七〇	—	—	四九、二三〇	九一・一	八・九	—	—	一〇〇
松本市	三五、〇四〇	三、九〇〇	八〇〇	—	三九、七四〇	八八・二	九・八	二・〇	一・一	一〇〇
上田市	二九、五四〇	一一、〇一〇	一、二六〇	四〇〇	四二、二一〇	七〇・〇	二六・一	三・〇	〇・九	一〇〇
計	二、七六二、一一一	二、七一三、五一四	一、二三四、九一七	五一三、四八八	七、二二四、〇五〇	三八・二	三七・六	一七・一	七・一	一〇〇

第十五章　長野縣原産と稱せらる桑品種

菊葉

菊葉は元祿年間より當國に行はるものにして、此桑の中又晩、中晩の別あり。而して此桑は幹の四方に葉を生ずるの形あり故に菊葉の名あり（信濃蠶業沿革史料）但し菊葉の名は葉の形狀より來るに非ず蛾出歩合多きを以て蠶種製造家に喜ばれしが漸次減少の傾向なり。

四ツ目

長野縣産にして葉形不定なれども概して刻裂少なく、且、甚だ小さし。節間は極めて短く枝條簇生す、性狀鼠返に同じ之同種ならん（横田長太郎著實驗桑樹栽培法）明治七年戊八月長野縣にて桑樹栽培法の調査をなせる際埴科郡下戸倉村柳澤文兵衛の報告書に之に添付せる圖によれば「葉形は丸葉にして鼠返しより少しく大なり」とありて前說に近く遠藤保太郎著日本桑樹栽培論鼠返しの條の終りに「四ツ目は其異名である」とせるとは大に異なれり。

圖ノ桑葉四ツ目

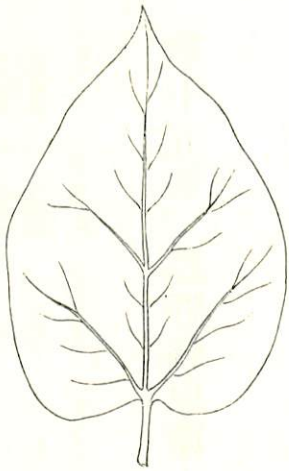

（圖原爺兵文澤柳）

四五八

更級郡上山田村小平四五八弘化年間野桑中より撰出せるものにして、よく旱魃に耐え表土淺き山地に適す。伏臥性を有し葉序は二分ノ一をなす傾向あり葉は深く多裂し粗糙なり。發芽は鼠返し四ツ目等より十日餘早く、蠶兒の發生に先立つて芽を生じ早出の養蠶に適すと雖硬化速かにして壯蠶期に適せず。（遠藤保太郎　樋口琢磨　日本桑樹栽培論。明治七年埴科郡下戸倉村柳澤文兵衛報告）

青軸

東筑摩郡生坂の產なりと稱すれども、又、大分縣地方より移入したるものならんといふ者あり。高島諒多著信濃蠶業沿革史料には「四ツ目中葉青。軸。幹青く故に此名あり　小牧の四種は文化文政年間より當國に行はる。」といへり。

安政年間に於て東筑摩郡に產し次て南安曇地方に傳はれり。北安曇地方へは明治二十年頃埴科郡杭瀨下村地方より入れりといふ。

鼠返

上田市附近にて撰出せられしが如きも詳細は不明（横田長太郎著實驗桑樹栽培法には上高井郡の產にして專ら同縣下に栽培せら

るとあり）此名稱は葉附き非常に密にして鼠も登り得ずして引返すといふ意味より出づといふ。弘化年間より當國に行はれ表土淺き乾燥地に適す、枝條極めて細きも刈株よりの發條多く、且、良く揃ひ節間短く、摘採に當つて芽脆く人手を省く事を得。耐寒性強く、諸病害比較的少し葉は小なる五裂葉なる爲一葉數蠶にて食し易く、發芽遲き割合に早く充實し、葉質頗る良好、殊に條桑育、全芽育用として甚適當す、唯、條の伸長劣るが故に、一般に一反歩の栽植株數を多くすれども、他の改良種に比すれば收葉量少く、萎縮病比較的多く又、椹の着生多き欠點あり。（遠藤保太郎　樋口琢磨　日本桑樹栽培論。柳澤文兵衛報告）

小牧

松本市より始めて産出せられたるものにして一名信濃大葉、信夫、紬振、松本、信州、城下などとも稱する所あり。（小縣郡小牧村宮島某の發見に係る　中葉小牧あり）耐寒性強きも萎縮病に對して弱し、但し松本地方の如く春切をなし夏秋蠶用とせば差支なし。枝條は眞直に生長し、能く揃ひ皮目は長形のものを混ず。其皮は桑紙用の纖維を採るに適す。葉は大さ中位にして濃綠色を呈し、深く五裂し葉頭は長く尖るを常とす、現在本縣を始め東北地方及び中國地方に分布し居れども漸減の傾向あり。（註1）

四方唉

下伊那郡伊賀良村字嚴岡の矢澤彌平（文政五年七月八日生）齡二十歳の頃鼎村松尾城趾に遊び偶然一株の桑樹を發見し之を栽植して始めて代出法によりて繁植したるものなりといふ。一名毛賀澤桑、嚴岡四ッ目、名古熊芭蕉の名あり。性強健にして萎縮病尠し、葉は長楕圓形にして葉頭短く鋸齒は乳頭狀をなし葉の基底部は殆んど平なり。葉面は平滑にして稍々光澤あり、葉片は垂下する性あり枝條は伸長中等にして細く眞直なるが故に收穫に便なり。

年々同地より郡下は勿論諸國へ移出せらること尠からず。同氏は明治二年民部省の命を奉じ桑植苗を造り東京へ運搬し百万本宛七ケ年諸國へ傳播せりとの記錄を有す、尙同氏は殖産農業に志すこと深く桑苗を出せる外十五歳より三十歳に至る間、田畑十町歩の開墾に從事し嚴岡新田の名今尙存せり。

先年飯田藩主堀侯之を賞し麻上下木盃及檜一筋を賜へりといふ。

改良四方唉

下伊那郡鼎村名古熊の人關島休一郎の撰定せるものにして明治十四年所有前畑に四方吠と異れる桑の生ずるに氣付き翌年之を元より切りて芽を出し、翌十六年之を裏の畑に植付け三尺程の高刈とし二本の樹幹を立たしめたり珍らしき桑なるを以て株元より枝を出さしめ曲取りとし殖しながら代出苗を造りたるに始るといふ。

葉は四方吠に似たる大葉にして改良四方吠又は大葉四方吠と稱すれども一撰に休一と唱へ、樹性強健收葉量多きを以て賞揚せられ漸次栽培する者多し。

元右衛門

埴科郡杭瀬下村安達元右衛門文化の初め（同人は文化五年十一月死亡せり）發見せるものなりといふ。此發見者元右衛門は現戸主元右衛門より六代の祖にして同郡鼠村（現南條村字鼠）の人吾妻銀右衛門の指導により蠶種製造業を營み奥州に行商せし際蠶種の原蠶飼育に適當なる葉を物色中偶々某地に於て早生にして大葉、摘採に便にして五令蠶兒に給する時は種先にて能く働き得る桑を發見し之を自家所有森林の山畑（俗に東山と稱す）に試植せしに示後種先の成積非常に良く元右衛門種の名一時に擴り附近蠶種家競つて之を栽培し須坂地方迄も自身指導して栽培せしめたるにより明治七年頃の調査によれば高井（今の上高井下高井二郡）水内（今の上水内下水内二郡）の兩郡殆んど此桑を栽培せざる村なきに至れり。

性狀、枝條は鼠返に似て細く發條數多く直立性なり葉は小形にして深く五裂七裂若くは多裂し冬芽は長三角形にして稍々多數の副芽を具ふ。發芽は最も遲き方にして凍霜害を被ること比較的輕微なるを常とす。

元右衛門全盛時代の明治七年長野縣下六組（上田組、眞砂組、勤精組、川東組、）百二十一ヶ町村に命じて調査せしめたるものによれば元右衛門は七十三ヶ町村四ッ目は三十二ヶ町村に亘り鼠返しの七ヶ町村に比し斷然頭角を現はせり。

桑品種	元右衛門	四ッ目	鼠返	道元	小網	青軸	與左衛門	和忠治	御林	相模早生	合	計
町村數	七三	三二	七	二	二	一	一	一	一	一	一二一	
百分比	六〇%	二六%	六%	二%	二%	一%	一%	一%	一%	一%	一〇〇%	

小坂桑

諏訪郡湊村小坂區の原産なり。天保十三年頃小坂區の花岡孫右衛門野生桑中より發見し弓取法によりて繁殖したるものなり。早生にして水分少く廢地にてもよく生育す、又隔年に使用するも差支なきを以て手間少きものは隔年に用ひて養蠶となすものあり。

朝日丸

上伊那郡長藤村守屋喜之太郎なる人小坂桑の中より選拔し之に朝日丸と命名したるものにして、同地方に栽培せらる。其面積廣からず。分布小野、川島、藤澤、伊那富、朝日の各村。

富桑錦

埴科郡埴生村宮坂貫一大正二年更級郡鹽崎村に於て珍らしき桑樹を見出し其穗木を持ち歸り之を接木したるもの〻中より發見せるものにして爾後盛取法により繁殖し自家屋號の富桑園に因み富桑錦と命せるものなり。

阿部鶴

下高井郡日野村阿部鶴藏の發見育成せるものにして、明治四十三年魯桑實生桑園中、一株だけ、年々冬期間の胴枯病に罹らず、樹質强健なるのみならず、比較的葉質良く、且、節間短くして條直立し、收量多きものあるを認め、盛採りに依り採苗繁殖したるものにして、目下中野地方にボツ〳〵栽植せられつ〻あり。

新長沼桑

上水内郡長沼村某桑園中に新品種を發見し、群馬縣の長沼桑に對し、新長沼桑と命名したるものなり。

安曇桑

南安曇郡南穗高村寺所堀金慶雄の父國三郎が明治二十七、八年頃群馬縣前橋地方より魯桑國富等の桑苗を移入栽培せるに異彩を放てる一株あり枝條の伸長良好にして節間距離短く葉形大にして永く硬化せず且白澁の寄生を見ること少き良質を具備せるを以て漸く增殖を圖り幾多栽桑家の歡迎を受くるに至れり。後大正五年一月栽培者堀金氏と協議し郡名を冠せしめ安曇桑と稱するに

至れり。

水内桑

下水内郡（柳原村字小佐原）前澤政次郎大正元年魯桑實生中より始めて發見し三ヶ年間の栽培試驗を以て其優良なるを認め曲げ取法により採苗增殖を圖り專ら普及に努めたり。

樹勢強健發育旺盛葉質良好にして寒氣に堪え胴枯病に罹ること少く積雪多き地方に適するを以て忽ち同地方に普及せり。然れども萎縮病に弱し。初め小佐原魯桑といひしが大正十二年郡名を冠して水内桑と改む。

伊那桑

上伊那郡西箕輪村鈴木大藏なる者明治三十六、七年頃鼠返の桑苗中より偶然發見選出したるものにして、樹勢強健にして寒氣に堪え發芽中生にして葉肉厚く葉形大にして節間近く葉形丸形なるも樹梢は鼠返に似ること多し。大正五年頃より地名を冠して伊那桑といふ。

元造桑

今より約十年前上伊那郡七久保村に於て齋藤元造なる者畦畔桑の中より一の變種あるを發見し接木法によりて之を繁殖したるものにして、之に發見者の名を附して元造桑と稱せり。

岩間桑

上伊那郡飯島村大字岩間部落の原產にして、多年同地方に於て栽培せらるゝ品種にして、特に同地方の地質に適するものゝ如し。

松龍　（發見者の住所氏名調査）

本種は明治四十三年魯桑實生中より選出し、之を庭前に植え付け、高刈仕立となし置きたるに、發育良好なるにより、大正六年北安曇郡農會主催南部聯合品評會へ其葉を措葉となし參考品として出品するに當り、自家館名に因み松龍と命名したるものなり。

日の出桑

明治三十八年頃上高井郡豊洲村松倉造酒太郎實生苗中より選出せるものにして、樹性強健晩秋に至るも澁の來る事無きを以て澁不知と稱せしが、大正六年日の出桑と改名せるものなり。同郡内には栽植後既に十八年以上を經過せる日の出桑尚多きも萎縮病は全く生ぜず、又、胴枯病及寒枯に對する抵抗力強く、山間部平田部の何れにも適せずといふ事なし。枝條は一株二十本内外、樹姿眞直にして葉は圓く春秋兼用夏秋用として可、殊に晩秋蠶用として妙味あり。收葉量は五百貫乃至六百貫なり。此桑の欠點とする所は下葉の枯れ上る事及び桑葉の長き貯藏に堪えざる事等なり。

藤山魯桑

明治四十年上高井郡井上村山岸丈三郎、實生中より選出せるものにして同四十二年より採苗を始めたりといふ。萎縮病に對する抵抗力頗る強く、伸長頗る宜しく葉肉は魯桑より稍薄し、圓葉大葉にして一株二十本内外、盛掛となす場合發根頗る良好なり。夏秋蠶用に適す。

丸葉十文字

上高井郡豊洲村に於て魯桑實生中より選出せるものにして、樹性強健、夏秋蠶用として愛用せらる。

大葉四ツ目

上高井郡豊洲村の産出にして、葉形中位、鼠返に準したる實あるを以て大葉四ツ目と命名せりといふ。

仙人魯桑

上高井郡須坂町濁澤梅吉大正二年頃名古屋方面より魯桑を購入栽植せしに偶々接木の台木より芽を出せるものを發見し其中より選拔栽培せり。

大正四年頃同郡豊洲村笹井万之助此苗一本を讓受け增殖して今日に至れり。樹性強健收葉量多く、夏秋蠶用桑として栽培するもの多し桑の名稱は笹井氏を人呼んで仙人と稱するより來れる名なり。

吉野桑

西筑摩郡駒ヶ根村吉野に古來より栽培せられたるを以て此名あり。

甲州桑（美濃桑）

古來上伊那郡、西筑摩郡地方にて唯一桑としたるものにして桑根比較的蔓らず他化物に影響少く生垣用としても用ひらる。

倉西

下伊那郡鼎村野口久雄、四方吹中に四方吹より葉形大にして光澤あり四方吹に異る一株を發見し取木法によりて繁殖したるものにして、附近の人、其の家名をとり倉西と稱す。

井上桑

下伊那郡飯田町長姫町神藤甚一郎の桑園に三十餘年前より栽培され居たる桑にして、嫩芽は四方吹に比して厚く、熟すれば葉面粗糙となり、飛彈桑の如く壯蠶期の給與に適するより、若干苑繁殖植栽せしが、大正十三年桑苗生産者井上金太郎其姓を附し販賣用として生産するに至れり。

木下桑

下伊那郡松尾村木下富太郎發見、明治廿五、六年、頃他より流れ來りしものゝ種子が發芽せしものか、或は交雜によりて生ぜし種子より生ぜしものか、同氏所有の畑中に葉の密生せる一本の桑、發芽成長せり、よつて接木、壓取等によつて繁殖せしめ現在に至る。

奥谷桑

南安曇郡明盛村奥谷豊門の先代庄五郎、明治四十年魯桑實生中より發見したるものにして、之を接木仕立に年々改良栽培し逐年增殖し來れるものなり。

丸山桑

南安曇郡豊科町下鳥羽丸山周吾大正三年堀金良雄（安曇桑の發見者）より白目荊桑の代出しを購入し、又、其頃他より甘藥桑を購入して同場所に之れを栽培し兩者より種子を採取せり、後其種子を播種せるに兩者と異れるものを發見し年々改良して今日に至れるものなり。

辨天桑

北佐久郡中佐都村字赤岩池田靜三郎の垣根の中に一本の立木桑あり如何にも立派なる桑なりしを以て、氏は大正八、九年頃接木をなし五六本屋敷内に植付けたるに葉は一ノ瀬に類し案外寒氣に強く良好なりしを以て、中佐都停車場附近に五畝歩許り植付け當時丸山東一郎（北佐久郡中津村の人、本縣蠶絲課、松本、上田等の取締所長ヲ勤メタル技師）に見せしに是は良き桑なり辨天社の附近にありしを以て辨天桑と命名するが宜しからんとの事なりしかば、辨天桑と命名せるものなりといふ。

自運桑

松代町柴町池田五十二（現戸主池田甚左衛門）今より三十餘年前春蠶用桑の芽桑を扱き落し後桑場を掃除したる際桑株だけを庭の一隅に捨置きたり。然るに、それより發芽伸長せる實生あり、其形雜然として良否區別困難なりしが、其中大葉にして在來種に比し摘葉等に便宜多く見受けられたるものを桑畑に植ゑ肥培管理を怠らず春蠶用として使用せしに非常に良好なるもの二三種を發見し盛採り增殖して自家の改植及新植用とせり。

時に隣家の田中兵司之れが分讓をうけて栽植せしが其優良なるを觀て池田氏と相談の上形態上丸葉と切葉とに二大別して販賣用に供したり。

自運は田中兵司の居士號にして、丸葉自運、切葉自運と稱し現存池田甚左衛門專ら販賣に從事す。

重運

更級郡塩崎村丸山甚左衛門（現埴科郡松代町ニ養子）の雜實生中より撰出命名せるものなりといふ。

之に丸葉重運白木重運赤木重運の三種あり、丸葉は明治三十三、四年頃既に塩崎村に相當植栽せられ白木、赤木も多少栽培せられしが丸葉重運には及ばざりき。

其後條桑育の盛大となるに及び、白木及赤木は共に葉に缺刻あり、葉形も亦、丸葉の如く大ならず条條育用として適當すると同時に夏秋蠶用桑としても葉形中形以上なれば摘葉に便にして且つ收葉量多しとして、多分の栽植を見るに至れり。

丸葉重運

本品種は葉形丸形にして缺刻なく純粹なるものは葉面多少粗なれども魯桑實生を枯木として接木せるものは次第に滑かになりつゝあり。葉脈の發育鈍きが故に葉面は縮皺を呈す。葉肉は中位なれども葉は大形にして節間稍遠し、條は灰白色にして樹質は頗る硬く强健なり。植付以來未だ萎縮病に罹りたる事なく何れの土地にも適すといふ。

發條數は少なけれども新梢は良く伸長す。晩生種にして在來十文字と發芽は同程度なり、夏秋蠶專門桑とせば收穫量極めて多し但し晩秋に至れば他品種より早く葉澁を生じ易く從て落葉早し。

白木重運

本品種の葉形は一ノ瀬及改良鼠返に類似す然れども一ノ瀬の如く葉面平かならず、葉肉は多少薄き感あれども葉形は大なり。魯桑實生の枯木を使用して接木せるものは從來のものに比して葉面滑となり且つ葉肉も厚き傾あり。

古條は灰白色を呈し樹質硬し發條數は他の二種に比して遙かに多く條の伸長力盛にして均一なるが故に收葉量多し但し樹質は多少弱き傾向あり。然れども赤木重運丸葉重運に於けるが如く條の地上に接近せる芽の發育せざるが如き事なし、普通晩生に屬し晩秋に至るも容易に葉面に澁を生ずる事なく從て落葉亦遲し。春秋兼用桑園に適す。採苗に當り盛掛けとしてよく發根す。

赤木重運

本品種は早生種にして多胡早生と發芽は同時期なり故に霜害多き地方に於ての栽植は適當せず、葉形一ノ瀬及改良鼠返に類似すれども葉肉稍々薄く大葉なり。特徴として他種に比較し葉色は黒綠色を呈し葉面は稍々滑なり。節間遠し樹色は赤灰色にして節間は多少屈曲す。

發條數は普通にしてよく伸長すれども伸長度合は一定せず、長短あり、春季發芽の際に地上に接近せる部分の不發芽となる憾あり。樹質は極めて强健にして栽植上地味を撰ばず、春秋兼用とせば收葉量多し。採苗に當り盛掛としてよく發根する特長あり。

八島桑

埴科郡屋代町矢島三津雄の命名せるものなり、一見せる所一の瀬桑に似たるを以て一の瀬桑と稱して賣買するものあり、又良葉なるを以て廣く普及せしめんが爲め八島桑と命名したるものなり。

豊島四ツ目

發見者は不明なれども今より七年前上高井郡豊洲村より始めて購入せしものにして萎縮病に罹り難く且收桑量比較的多き關係上爾來古里村地方に於て大に歡迎せられつゝあり。樹色は稍々黒味を帶び葉形は丸葉切葉等の二種ありて中葉中肉にして魯桑實生より撰出せるものゝ如し、特性としては萎縮病に罹り難し。

朝陽丸

上水内郡朝陽村字南屋島加藤嘉一郎の發見命名せるものなり。魯桑實生より撰出せる變性種にして樹色は稍々赤味を帶び葉形は丸葉中葉厚肉なり特性としては萎縮病及澁に罹り難く收葉量亦比較的多く澁不知又は日の出桑に最も類似す。

日の光

大正十一年下高井郡日野村土屋文次郎同郡倭村佐々木勝造より無名の桑苗を買受け日野光と名稱を附したものにして現在の水内桑と異名同種の如しといふ。

土屋早生

明治四十年下高井郡日野村土屋佐太郎自己所有の小牧桑より變性したるものを發見しこの名稱を附す。

福壽

明治四十一年下高井郡科野村山口常吉魯桑實生中より選出せるものなり。

中田桑

今より三十餘年前下伊那郡松尾村松尾定治郎、魯桑實生桑園中より發育樹姿共に他樹に異り誠に望ましきものありしを發見し接

木法に依り十數本を造り、見本桑園中に栽植せしに、發育非常に良好なりしかば、一枚の桑園を全部此桑に揃へて栽培せしに、他種桑園に秀で、收葉、亦、多かりしかば漸く、近隣の者も認むる所となり此種の分譲を乞ふもの多くなりしかば、乞はるゝ儘に代出苗を作りて之を配付せりといふ。

嘗て下伊那桑苗組合總會の際田中蠶絲課長も臨席して郡下發見の新品種として、鼎村の「休一」松尾村の「毛賀澤早生」及び中田桑の三品種を發表せり。

特長中生桑にて葉は裂け目ある中葉中の大形のものにて伸長發育宜しく枝條の出日宜しき故株の出來方早く春芽の伸長一齊にて摘葉の際葉柄の脆き爲小兒にても摘み得、病蟲害に強し。

南條早生

埴科郡南條村大字金井迫に勇助、清太夫と稱する兩人あり、其境界地に一株の珍らしき桑あり、兩人相談の上盛揉法によりて增殖をはかれり。其後兩名の頭字を取りて「勇清一」と命名し次第に全村に栽培せらるゝに至しが、大正十五年五月三十一日長野縣蠶業試驗場へ其一株を送りて鑑定を請ひ、又、上田蠶絲專門學校樋口先生の一覽を請ひしに何れも優良なる早生桑なりとの評を得たり。

其後、長野縣蠶業試驗場上田支場の鈴木技手の一見を請ひしに頗る良種なれば「南條早生」と命名して、蠶業界に村の誇を發表しては如何との注意に基づき「南條早生」と命名せるものなり。

埴生桑

埴科郡埴生村宮坂茂平大正五年山梨縣下視察の際無名桑を見出し之を魯桑實生の砧木に接木し埴生桑と命せるものなり。

大正桑

諏訪郡落合村五味万作なるもの山梨縣より購入せし魯桑實生中に優良なる變種あるを認め一名大正桑と稱して栽培を繼續せるものなり。

上條桑

平穩村上條の人樋口菊十郎奥州より桑苗十本を買ひ來りて栽培せしに其地に適せるより之を栽培するもの增加し遂に上條桑と稱せらるゝに至る。（長野縣農會桑園經濟調査資料）

辰五郎桑

下高井郡平岡村金井の辰五郎なる者下水内の山中を旅行せし際野桑に稍見るべきものありしを持來りて栽培せり。これを辰五郎桑といふ。（長野縣農會桑園經濟調査資料ニヨル）

青魯桑

北佐久郡三岡村の産。

今より五十餘年前同村市區に町田某なるものあり行商を營み群馬地方を往復せり斯する事年あり偶々事業上の關係より前橋に住居し同地に於て養蠶業に從事し其後歸鄉に際し多數桑苗を持ち歸り之を栽培したるに、其の中より條の異りたるものありしを以て區分して植付たり然るに生育するに從ひ葉形伸長共に普通魯桑と異り樹皮の色も青みを帶び一見區別し得るを以て青魯桑と呼稱し今日に至れり。

夏秋蠶用として一時（明治四十三年——大正十四年頃）全盛を極む。

佐久桑

大正八年野澤の原村平島桑畑に蕃殖す仲よし。

小網

更級郡村上村小網の産にして尾上御林桑等の別名あり。

吾妻銀衛門の記錄によれば最初上州より移入したるものにして當時「廣葉早生」と稱せる如し。

相模早生

群馬縣地方より移入せられたるものにして、明治二十年代早生桑の栽培を奨勵せられたる當時、埴科小縣地方の蠶種製造家が多く栽植せるより、漸次各地方に栽培せらるゝに至りしものなり。

島村高助

明治二十五年頃下水内郡飯山町苗木商瀧澤八百吉なる者新潟縣南魚沼郡入湯山より苗木を購入したるに其の内に異種あるを認め採苗販賣したるによる。

養蠶篇

目次

第一章　本邦蠶糸業の起源及大化改新以前の蠶業……二六七
　第一節　太古の蠶糸業……二六七
　第二節　大陸蠶業の渡來……二六八
第二章　信濃に於ける養蠶の起源……二七一
第三章　歸化民族と信濃の蠶糸業……二七三
第四章　平安朝以後の信濃國蠶糸業の狀態……二七四
第五章　江戸時代信州蠶糸業の發達……二八二
　第一節　節儉令及禁絹令と信州の蠶糸業……二九〇
　第二節　幕府及諸藩の蠶業政策……二九三
　　江戸時代の信濃　信州諸藩　信州諸藩の蠶糸業保護奬勵
　第三節　養蠶術の進歩……二九七
　　養蠶書の出版　新撰養蠶秘書　養蠶後錄（訂正養蠶秘書）　養蠶輯要
　　養蠶秘傳集　養蠶全書　勸殖桑養蠶書（豊國書）　養蠶重寶記大全
　　蠶かひの學　養蠶教弘錄
　第四節　遊歷人の眼に映じたる信州各地の養蠶業……三一二
　　眞澄遊覽記　環齋紀行　善光寺道名所圖繪

第六章　明治維新以降世界大戰に至る養蠶の發達……三二七
第一節　種繭の生産を主とせる時代……三二七
養蠶方御下問布告　養蠶教師の派遣と傳習生の來縣　外國人の養蠶業視察
養蠶檢査表　勸業寮の養蠶　蠶業會社の流行　外國蠶の飼養
第二節　良糸良繭主義時代……三八七
養蠶改良の企圖　蠶事統計表の編纂　明治十六年長野縣統計書
明治十六、七年の養蠶景況
第三節　蠶糸業教育の發達……三九七
微粒子病の流行と其對策　蠶病檢査員養成を主とせる蠶業教育の勃興
西ケ原蠶業試驗場に於ける蠶種檢査法傳習
長野縣に於ける蠶業教育の沿革
一、傳習所時代
㈠　長野勸業陳列場に於ける講習　㈡　宇木講習所
㈢　上諏訪養蠶傳習所　㈣　小縣郡蠶糸業上田組合附屬蠶病驅除法傳習所
㈤　上高井郡蠶糸業組合蠶病驅除法傳習所　㈥　上水內郡長沼西嚴寺講習
二、小縣蠶業學校の創立
三、上田蠶糸專門學校の沿革
四、松本蠶業講習所の設立

五、諏訪蠶糸學校
第四節　蠶糸課の設置……四三二
第五節　飼育法の變遷……四三六
天日育　全芽育　條桑育　石灰育　其他
第七章　夏秋蠶の沿革……四五六
第一節　夏蠶の沿革……四五六
第二節　秋蠶の沿革……四六五
秋蠶會社の創立　信濃秋蠶種商會の設立　秋蠶に對する迫害
秋蠶種運搬方法の苦心　松本蠶業講習所の設立
第八章　大正三年以降の變遷……五〇三
第一節　交雜種の沿革……五〇三
外國蠶の飼養　一代交雜種飼育の提唱　片倉組の一代交配種奬勵
國立原蠶種製造所の斡旋　縣當局の援助　大日本一代交配蠶種普及團の誕生
一代交雜種の普及　一代交雜種飼育の指導奬勵　蠶兒雌雄鑑別の沿革
第二節　世界大戰と養蠶業……五五〇
大正四年の諮問會　大正九年の大恐慌　大正九年の恐慌と蠶糸課の對策
第三節　養蠶組合の設立……五六七
第四節　郡制廢止と本縣蠶糸業……五七三

第五節　産繭處理法の變遷……五七四
繭販賣の起源　繭取引市場　繭檢定所
第六節　最近の不況對策……五八六
第九章　繭量器の沿革……五九四
繭量器取締規則の制定　繭量器製造販賣者設定
第十章　蠶室蠶具の變遷……六一五
養蠶戸數　繭産額の變遷表（明治十八年以降）　繭價の變遷表（明治十四年以降）
養蠶累年比較表

第一章　本邦蠶業の起源及大化改新以前の蠶業

第一節　太古の蠶絲業

本邦蠶業の起源は遡として知り難しと雖も古事記には速須佐之男命の大宜津比賣命を殺し給ひし際此神の身に生れる物は頭に蠶生り云々とあり、又日本書紀には保倉神の「眉上生蠶」とあり天照大神は其蠶を口に含みて絲を抽き出し給へること、又天八千々姫に命じて天香山に桑を植ゑ蠶を養はしめ其絲を以て齊服殿に神衣を織らせ給へる事を記せり。又古事記には大國主神の嫡后須勢理毘賣命は「綾がきのふはやか下に」とか「むしふすまにこやかしたに」とか詠み給ひ、又少毘古那の神が鵝の皮を內剝に剝ぎて衣服として來給へること、日本武尊の妃弟橘比賣命が走水海に入り給ふ時絁疊八重を波の上に敷きて其上に下坐せる事を記せる等の記事あり。之によりて本邦には神代より蠶ありと斷ずる能はざれども、又神話なりとて一概に否定し去る能はざるものあり。之を隣邦支那の古書に徵するに、洪武帝（五二四―五七四）の時日本麒麟錦十端を貢し金光眩目せること杜子美詩文類集註、韻府續篇等に見へ。魏志倭人傳に「紵麻を植ゑ蠶桑緝績し、細紵縑緜を出す」といひ同書正始四年（皇紀九〇三）の條に日本の使節彼國に赴き其王に絳青縑緜衣を贈れる事を記し後漢書には「土禾稻麻紵蠶桑に宜しく機織を知り縑布を爲る）とあるに徵するに見るも夙に蠶桑の行はれしを知るべし。されば崇神天皇の御代には建波爾安王の亂平ぎ四道に將軍を遣はされて天下泰平に歸し人民富榮えたるを以て男には弓端之調女には手末之調を貢らしめたる事古事記に見へたり、當時既に男女の性によりて職を分ち調を上らしめたるを知ると共に蠶桑の業は婦人の手業として家庭に於ける重要なる役割を爲せしを見るべし。

ついで垂仁天皇の御代、任那の使者蘇那葛叱知の歸國するに當り、赤絹百疋を任那王に贈られたりといへば、蠶業の漸次發達せる見るべきなり。

而して之に因りて本邦には古來蠶業ありとなす說と、大陸渡來說との兩說あれども、新羅王子天日槍の歸化を以て垂仁天皇の三年（六三四）と爲すものと、神代にありと爲す說あるが如く、又鵜の皮を衣服としたる少毘古那の神が海上より來り須佐能男命、大國主神等が大陸交通を爲し給へる傳說あるを見れば、神武紀元前約一九八〇年頃黃帝の世既に養蠶業行はれたりと傳ふる、支那大陸より朝鮮半島を經て年代不詳の世既に養蠶術の傳へられたること、彼漢學の渡來か應神天皇の御代なりと爲せども、それ以前既に漢、韓人の歸化せるものありて多少之を傳へたるものあるが如く、佛敎の傳來を欽明天皇の十三年と爲せども之より前既に佛敎は歸化人を通して本邦人にも信仰する者ありしと相似たるものあらん。

第二節　大陸蠶業の渡來

仲哀天皇八年（八五九）秦、功滿王我國に歸化して蠶種珍寶を献ぜるを以て、文書に現はれたる大陸蠶業の本邦に渡來せる最初となす。新撰氏錄によるに功滿王は秦始皇帝十三世の孫孝武王の後にして後に蠶織の業を司れる秦氏の祖なり。ついで神功皇后の三韓親征（八六の）によりて韓半島との交通漸く繁く新羅百濟等が縑絹を献ぜる事は史に明かなる所にして、應神天皇の十四年には百濟王縫工女眞毛津を上り（十有四年春二月百濟王貢縫工女曰眞毛津是今來目衣縫之始祖也　書紀卷十）同年弓月王（功滿王の男融通王）百濟より百二十七縣の民を率ゐて歸化し、天皇之を嘉して大和の朝津間の腋上の地を賜ひて此に居らしめ養蠶機織をなさしめ給ひしより蠶織の業此民に依て大に擴まれりといふ。（姓氏錄日本書紀）

應神天皇十六年には百濟の古事王織工西素を貢し、二十年には漢王の裔阿知使主（倭漢直の祖）其子都加使主十七縣

の民を率ゐて歸化し是等皆綾を織る人なり（紀）しかば蠶業益々開けたりしならんと想はるゝも同三十七年に、天皇は天下の人民衣服裁縫の術に精しからざるを憂へられ、同年春二月阿知使主都加使主の父子を吳國に遣はし裁縫女を求めしめられしに（紀）同四十一年には兄媛弟媛吳織穴織の四女を伴ひて歸朝し兄媛を以て胸形大神に上り、三女を以て朝廷に移し、仁德天皇の元年には是等の女工を弓月王の孫、普洞王に賜ひて絹を織り蠶を養ふの詔を下し給ふ二王即ち百二十七縣の民を諸國に分置し蠶を養ひ絹を織りて朝廷に上る。帝喜びて波多の姓を賜ひ 註(一) て保護奬勵せられたり。又、帝の大后岩之日賣命が山城國筒木の韓人奴里能美が家に行幸されたる時丸邇臣口子を遣はして迎へしめ給ひしに大后口子の臣をして天皇に奏さしめ給ふ樣、「奴里能美が養ふ蟲一度は蚕に爲り、一度は蝿に爲り、一度は飛鳥に爲りて三色に變る奇き蟲を看行しに入坐せるなり」とありしかば、天皇然らば吾も奇異と思へば見に行かなと詔りたまひて行幸せさせ給ひ、奴里能美が家に入坐せる時、其奴里能美已が養へる三種の蟲を大后に献れる事記に見えたり。これ皇室の蠶飼を奬はせ給ひし最初にして蠶に關する記事の稍々詳しく本邦文献に見えたる始めとなす。

註 (一)

大鷦鷯天皇諡仁德御世以百二十七縣秦民分置諸郡即使養蠶織絹貢之。天皇。詔曰秦王所献絲綿絹帛朕服用柔軟溫煖肌膚賜姓波多公。

大泊瀬幼武天皇諡雄略御世絲綿絹帛悉積如岳天皇喜之。賜レ号曰二汗都萬佐一（姓氏錄）

第二十一代雄略天皇は皇后草香幡梭姫をして躬ら桑を採り蠶を養はしめんとし、螺贏に命じ國内の蠶を集めしめしに、螺贏誤て兒を集めしは有名なる話（書紀）なれども、以て天皇の蠶業に大御心を注がせ給ひしをうがひ奉るべし。ついで十二年（一、二八）弓月王六代の孫秦の酒公蠶を養ひ絹を織る事の廢れたるを歎き、朝廷に奏して之を興さん事を請ふ、天皇其言を美し、身狹村主青等を使として吳國に遣はし工女を吳王に請ひ給ひ、青等吳より漢織吳織衣縫兄媛弟媛を得て歸朝せり（紀）是より先、應神天皇の朝百濟より歸化したる弓月王の屬臣諸國に分置せられて織蠶の業に從

ひしもの氏族增加して百八十部の多きに及びしに、臣連等擅に驅使して秦の造に委ねず、是を以て秦酒公甚之を憂へしが、十五年天皇秦氏九十二部一萬八千六百七十二人を酒公に賜ひ纖業を起さしむ。酒公仍て之を領して絹を織らしめ朝廷に献ぜしに其絹庭にうず高し因て姓禹豆麻佐を賜ふといふ。註(三)

註(三)

詔衆秦民賞秦酒公、公仍領率一百八十種勝部奉献庸調絹縑積朝廷因賜姓禹豆麻佐（紀）

於茲諸の秦民を役して八丈の大藏を宮側に構へ其貢物を納る、故に其の地を名けて長谷ノ朝倉宮といふと云へり、以て如何に帝の御代に本邦蠶業の躍進せるかを見るべし。又帝は十六年秋七月諸國に詔して適地を撰みて桑を植ゑしめ給へり。

顯宗天皇の元年には百濟人奴里能美の後彌和、蠶を養ひ機を織りて絁絹を献じ、調首の姓を賜はり、（注三）仁賢天皇の八年には冬十月百姓言す『是時國中無事、吏其官に稱ふ海内仁に歸し、民其業に安んず、是歲五穀登衍、蠶桑善く收り遠近清平にして戸口滋殖（紀）』といひて農蠶業の順調に發達せることを記し、繼體天皇の元年には農桑を勸むるの詔を下し給ひ、註(四)欽明天皇の元年には國中に散在せる秦漢の歸化人を召集し、秦民戸數凡そ七千五百五十三戸を大藏掾秦大津父を伴造として之を督せしめ統制ある蠶業の發展を圖らしめ給へり。

ついで推古天皇の十二年には聖德太子によりて十七條の憲法制定せられ、其第十六條に農桑を重んじ給ふの旨を明にせられ 註(四) 又太子の養蠶訓と傳ふるものには「蠶を養ふは父母の赤子を育つるが如し蠶を思ふ事我子を思ふ如くせよ寒暖陽氣の加減平生我身分に倣ひて溫ならず冷ならず平和なる樣陽氣を廻らし晝夜間斷なく精力を盡すべし」（養蠶秘錄）とあり、之を要するに我國上代の養蠶業はたとひ神代より本邦に蠶ありて之を養ひて絲を紡ぎ機を織るの術を知れりとするも、其生活必須の產業としての地步を占むるに至りしは大陸蠶業渡來以後の事に屬し然もそれは大部分歸化韓

漢人の手によりて營まれ、以て大化新政の頃に及びしが爲に秦氏が財界に於て大勢力を占むるの原因となり、國家財政の源たる大藏の鍵が事實上秦氏の長によつて支配されたるが如き當時に於ても如何に蠶業が重要なる產業たりしかを知るに足らん。

註 (三)

調連百濟國奴理使主之後也譽田天皇誉應神御世歸化孫阿久太男。彌和。次賀夜。次麻利。彌和億計天皇誉顯宗御世蠶織献絁絹之樣仍賞調首姓（姓氏錄）

註 (四)

朕聞土有當年而不耕者則天下或受其飢矣女有當年而不績者則天下或受其寒矣故帝王躬耕而勸農業后妃親蠶而勉桑序況厥百僚蔟羣萬族未有廢棄農績而至殷富者乎有司普告天下令議朕懷（紀十七）

註 (五)

使民以時古之良典故冬月有間以可使民從春至秋農桑之節不可使民其不農何食不桑何服（紀）

第二章　信濃に於ける養蠶の起源

本邦養蠶の起源は神代にあること及び大陸蠶業の渡來は人皇第十四代仲哀天皇の御代にあることは既に述べたるが如し。飜つて我信濃に於ける蠶業の起源を考ふるに、神代に於て健御名方富命が諏方に入り給ひて信州各地の開發につとめ給ひしことは諏方神社の分布及其傳說等によりて窺ふを得べく、其他阿曇地方に於ける綿津見神水内に於ける手力雄命等の神話傳說乃至其神社の現存等によりて土地の僻遠なる割合には比較的早く中央の文化に浴したるならんと想像せ

らるゝ節多し。

而して我國上代の聖帝中特に力を蠶業に用ひ宮中親蠶の典を創め給ひし雄略天皇の六年に至り我信濃國は始めて眞綿を獻ぜしこと古史に見えたり。（農商務省農事調査書信濃蠶絲沿革史料）これ實に今を距る一千四百七十餘年前にして信濃國蠶業に關する記錄の史に遺れる最古のものに屬す。

降つて元正天皇の養老元年（一、三七七）には信濃國始めて絁を貢せしこと續日本記に見え漸く眞綿を製せし時代より絲を紡ぎ絁を織る程度に進歩せる事を窺ふを得べし。（令上誌信濃二國始貢絁調―續日本紀）これより先、第三十六代孝德天皇の御代所謂大化の改新ありて舊來の氏族制度崩壞し職業世襲の制亦隨而廢せられしを以て、蠶織の業も一氏族の獨占より解放せられて漸く一般に普及し、ことに文武天皇大寶元年（一、三六一）大寶令の頒布あり。其田令によれば上戸桑三百根中戸二百根下戸百根を五年を限り植ゑしめられ、次で元正天皇屢々詔して農桑を勸め給ひしかば漸く普及發達するに至りしものならん。

日本書記天武天皇白鳳十三年二月の條に「是日遣三野王小錦下采女臣筑羅等於信濃國令看地形將都是地歟」とありて信濃が遷都の候補地となれる事を示し、同十四年三月「是月灰零於信濃草木皆枯焉」とあり降灰の爲に桑園にも大被害ありしならむ。又、續日本記によれば大寶二年十二月始めて岐蘇山道通じたりとある等、漸く此地形嶮絶にして本邦の蜀道と唱へられたる我信濃も交通開け、元明天皇の和銅四年（一、三七一年）挑文師を諸國に遣はして錦綾を織ることを教へしめ（續日本記）られしより七年目に至りて始めて絁の調を貢するに至り、それより歷代聖帝の保護奬勵によりて徐々に進歩し、醍醐天皇の御代に至りて延喜式四十八製絲國中に加はるを得たるなるべし。

第三章　歸化民族と信濃の蠶絲業

歸化民族の本邦蠶絲業發達に貢献せる事は既に述たるが如く、我信濃に於ても是等歸化人の子孫によりて蠶業が開發せられたるに非ざるかを想像せしむべき史料の散見するを見る。

日本後記延暦十八年十二月の條に小縣人无位下部文代等己等の其祖先が高麗人なる事をのべ姓を賜はらん事を請ひしに文代等に姓淸岡を賜へる事を記し、註 而して小縣郡鹽尻村の蠶神祠は養老二年下部文代の營造せるものなりとの傳說あり且、山上の石祠には養老二年下部文代營造の字を刻めりといふ。

又、延暦八年五月信濃國筑摩郡の人外少初位下後部牛養無位宗守の豊人等に田河造の姓を賜ひ同十六年三月には外從八位下前部綱麿に姓安坂を賜へりといひ牛養豊人等は鹽尻方面に住し、綱麿は麻績貞老等は山邊方面に居住せしとの口碑あり。（松本市史）

按ずるに仁德天皇の元年（九九三）弓月王の率ひ來りし百二十七縣の民を諸國に分置し蠶を養ひ絹を織りて朝廷に上らしめ、又、邦人をして蠶桑の事を學ばしめ給ひ、（紀、姓氏錄）雄略天皇十六年七月詔して桑に宜しき國縣に桑を植ゑしむると共に秦氏を散遷して庸調を献ぜしめ、（紀）欽明天皇元年（一、二〇〇年）國中に散在せる秦漢の歸化人を召集して戸籍に偏貫せしに秦氏の戸數凡て七千五百五十三戸あり大藏椽秦大津父を秦の伴造となして之を督せしめたること日本書紀に見えたり我信濃に於ける歸化民族も如斯上代に於て分置せられたる人々の後裔に屬するものなるべし、更級郡誌によれば、同郡桑原村及諏訪郡桑原村は此秦氏の分置せられたるものにして、更級の秦氏は部族繁盛して常に山城紀伊郡深草里なる秦氏、近江愛智郡の秦氏と交通し、山代の秦氏が稻荷を祭るに及び更級の秦氏も之に倣ひ（いな

り山」を設けて稻荷を祭り號して治田神社と稱せしもの、如く治田神田延喜式に列せられしが、其後秦氏の散逸せる爲治田神社の號も湮滅し祭神も諏訪明神と變じ、天明一年三月治田神社號復舊したれど其訓は治田となり祭神の治田大神亦疑問の神と成るとあり。又東筑摩郡誌には和名抄による同郡内鄉名中辛犬は辛犬養の略、辛は高麗にして高麗人の來りて犬養の職に當れるなりといひいづれも奈良朝より平安朝の初期にかけて歸化人が我信州の地に入り來れることを物語れり。是等歸化人の事蹟につきては別に文書の徵すべきものなきも本縣蠶絲業の發達が是等歸化人及び其子孫の力に俟つこと大なるものありしことは想像に難からず。

註　信濃國人外從六位下卦婁貞老、後部黑足、前部黑麿、前部佐根人、下部奈上麿、前部秋足、小縣郡人无位上部豊人、下部文代、高麗家繼、高麗繼楯、前部貞麿、上部色布知等言巳等先高麗人也小墾田飛鳥二朝廷時節歸化來自爾以還累世平民未改本號伏望依去天平勝寶九歲四月四日勅改大姓。賜…貞老等姓須々岐、黑足等姓豊岡、黑麿姓村上、秋足姓篠井、豊人等姓玉川、文代等姓清岡、家繼等姓御井、貞麿姓朝治、色布知姓玉井。（日本後紀）

第四章　平安朝以後の信濃國蠶絲業の狀態

本縣養蠶業の起源は如斯古く、平安朝の盛時に至りて貴族の豪奢を極めしより益々絹織物の需要を增加し諸國の絹織業盛大に赴くにつれ養蠶業も亦隨つて普及發達せる事は疑を容れず。然るに朝臣粲華を極めて藤氏權を專らにせしより、不平の徒地方に土着して所謂武門武士を生じ、莊園增加して國司の威權地に墮ち、中央政府の命令行はれず遂に承平天慶の亂を見るに至り。亂後諸國の機業漸く衰へ蠶業亦衰微せることは、村上天皇の天曆元年（一、六〇七）太政官

符を東海、東山、北陸、山陰、南海の國司に下し「庸調は期に適ひ進物は精巧なるべきに因幡但馬より貢するもの繭絲に依らずして野草の皮を交織せり宜しく督察を加ふべし」と責められだるによりて見るも、延喜の御代を距ること僅々二三十年にして式の中絲國たる因幡、上絲國たる但馬に於てすら「繭絲に依らずして野草の皮を交織」するに至りては他の地方に於ける衰微想ふべきなり。

されば其後天暦六年には左右京職に仰せて嚴罰を加へて桑樹を植ゑしめ（政事要略）後鳥羽天皇文治三年詔して農桑を勤むべき事を誡しめ給ひしと雖、此間に於て保元平治の亂起り京都は戰亂の巷となり、王政次第に衰へて政權武門に歸し、政治の中心は鎌倉に移るに至りしかば西陣の機業衰へ益々蠶業の衰退を將來し。朝廷供御の品を始め奉り、貴族の衣服等は大陸輸入の錦綾等を以て之に充つるに至れり。

當時信州に於ける蠶絲業の狀態は如何なりしか、文獻の徵すべきものなく知るに由なしと雖、源平時代には源義仲木曾に興りて平家の一黨と横田河原を始め各所に轉戰し、信濃の豪族義仲に從ひて上方に出で、義仲粟津ヶ原の露と消えしより信州武士の之に從ひて討死せるもの多し。

かく戰亂打續ける爲蠶業の如きは寧ろ衰微し、栽桑の部に說けるが如く平安朝時代より既に牧畜業盛にして延喜式に十六牧を數へたる我信濃に於ては戰國に相應しき牧畜業に力を用ひ、養蠶の如きは、或一部に自家用の絹紬を織るの資に供する爲飼養せられし程度ならんと考へらる。

鎌倉時代に入りても其初期に於ては木曾義仲の遺薬の信濃に潛匿せるものありて戰塵斂まらず、ついで京都に於ける承久の亂ありて、信濃の武士は仁科盛朝の一黨を始めとして宮方に黨したるもの多く從つて其餘沫本國に及び養蠶業の如きも其影響を蒙りて益々衰微せしものならんか。蠶業に關する記錄の如き未だ見る能はず。

鎌倉の盛時に至りては蠶業も漸く恢復の曙光を認めしが如く、當時の市に於ける七座中に絹座を見るに至れり。

元弘建武以後戰亂打續きて、又安んじて産業を營むこと能はず、從つて養蠶業も發展の餘地なしと雖、彼の庭訓往來に市町は辻子小路を通じ見世棚を構へしめ絹・布の類其他賣買の便り有る樣取計はしめたること見え、殊に我信濃に關する史料としては諏訪明神關係古文書年內神事次第舊記に左の記事あり。

年內神事次第舊記　南朝正平七年？文和三年頃？（一三、〇一四頃）

一六月廿日眞志野桑代一丁四立（神田ハ）黑米俵四十に（封）ほうする、桑代錢は御布施になる、廿五間桑代七貫に（文封）ほうす。

尙やゝ後世に屬すと雖「神長守矢滿實書留」中にも前書同樣「桑代」に關する記事あり。以て諏訪地方に於ける養蠶の古きを察すべし。

神長守矢滿實書留

文明十四年（一三、一四二）壬寅正月□神使御頭足

二月四日、矢崎神主三百、くは代同前。□神主三百、神くは代兩人〆四百。上原神主三百、神くは□百兩人〆、上桑原神主兩人して一貫文、下桑原神主（兩人〆）三百。眞志野神主兩仁分六百文。宮渡神主三百。前宮神主之三百、十四同人前

又、宗良親王の信濃に入らせ給ひし頃には伊那地方には相當養蠶をなせるものありしと見え親王の歌集なる「李花集」に

「住み侍りしあたりの、山かつのすまひも見ならはぬ事のみ多く侍りし、中にも蠶飼ふわざなんいとむづかしく、くはこきたるあたりもまことに所せけに見え侍りしかば。

厭はじな親のかふこのいぶせきも

かゝる伏屋の　習ひとおもへば

とあり。吉野朝時代南北爭闘の中にありても此信州の山間に於て養蠶の行はれ居りしを知る。

尙當時にありても、周防の山口の如きは大內氏の治下にありて戰塵の及ぶこと尠く、正平の頃、大內弘世京都の職工を招き下し、絲米小路に工舍を建て、絹布綾縑を織らしめ、泉州堺は、明德二年山名氏清、城を築き市街を廣めて「泉府」と號し外國貿易を開きし以來諸國の工人此地に集まり、明德の役山名氏滅び大內義弘之を領して益々繁盛を增し、ついで應永の役大內義弘誅せられ細川氏之に代りしも堺の商港としての位置は依然として動搖することなく、常に外舶輻輳して商賣繁昌せしかば、堺は彼西洋中世に於ける自由都市の如く隱然たる一獨立市を形成し兵馬倥傯の際にも更に戰塵を蒙ることなく明德、應永の頃より機業も盛となりて羅綾紗等の類を織りて京師山口の織工と競爭せしが其後京都山口の衰へたる後も堺は益々精巧に赴きたりといふ。（横井時冬日本工業史參照）

明德、應永二役の後天下稍々小康を得るに及び、應永四年足利義滿は北山に金閣を建て、驕奢を極め服裝華美を盡せしより、機織の技著しく進歩し精巧なる織物の產出を見るに至りしが是が原料たる白絲の供給は殆んど之を明國に仰げり。

是より先興國二年（二、〇〇〇）足利直義天龍寺船を元に遣はして其奇玩什器を求めしが、九州の富商肥富某支那より歸りて日明交通の要を說くに及び義滿は應永八年始めて僧祖阿を正使とし肥富を副使として書を明主に贈りて好を通じ、翌年明使の來朝ありて明との交通漸く開け其勘合符を得て貿易を行ふ事となりしより、白絲を始め綾子錦等の如き絹織物の輸入も增加せり。

應永十年明成祖より將軍へ贈れる品

花銀千兩、計四十錠銅錢（永樂通寶）一万五千貫、錦十匹、紵絲五十匹、青二十九匹、羅三十匹

應仁二年進貢に對し明主より贈遣品（戊子入明記）

日本國王に		日本國王妃に	
白金	二百兩	同上	百兩
粧花絨綿	四匹	同上	二匹
四季寶相花藍	一匹	同上	一匹
田花絲	一匹		
田花紅	一匹	同上	一匹
紵絲	二十匹	同上	十匹
羅	二十匹	同上	八匹
紗	二十匹	同上	八匹
彩絹	二十匹	同上	十匹
		素絹	二匹
		暗花雲雷	一匹

（日本經濟史四十四頁）

寶德三年（二、一一一年）允澎入唐記によれば「十二月二十六日京を辭し四月五月佛頭山を見九月二十八日朝參十一月十二日朝參には正副使に金襴金環の袈裟柳綠藍の羅衣襪子履を賜はる十二月六日正副使に緞子羅紗四端絹子六端銅子一萬從僧に緞子一端絹子二端銅子五千を欽賜す」等とありて、明主より我使節僧侶等に賜へる物の中に絹織物の多きを示せり。

遙莫室町時代の小康は極めて短く然も其範圍は小部分に限られ幕府の威令は地方に行はれずして邊陬には猶南北黨を立て、相爭ふあり。現に我信濃の如きも義滿の驕奢を矜れる應永七年（一、〇六〇）に守護小笠原氏と大文字一揆との爭なる大塔合戰ありて爭亂鎭まらず、奥州には伊達氏の鎌倉管領に服せざるあり、鎭西には菊池武朝探題澁川滿頼と戰ふ等ありて、天下謐からず、從つて百姓は農桑に專らなる能はず、蠶業の如きも萎微して絹絲類は大部分之を明國よりの輸入に仰ぐの他なきに至れり。

而して應永十五年義滿薨後の六十年間室町幕府は恰も噴火山上に坐せるが如く不安動搖堪ゆる事なく、永享嘉吉の小爆發を豫報として、遂に應仁元年の大爆發となり、京都に於ける機業の中心地は所謂西陣となり「人類纍々八輛車西陣東陣日幾戰」てふ修羅場と化し曾て綾羅錦繡を織出せし地は、戰死傷者の血汐もて唐紅に彩られ、西陣の機業廢絕するに至り、翌二年織工居を白雲の原野に占め、且、是より新在家の織物出づと雖、有名なる一條兼良以下公卿諸侯亂を避けて四方に流寓するの狀態なれば纔に其命脈を維けるに過ぎざりしならん。

應仁亂後世は刈菰と打亂れ戰國時代に入るや蠶絲業の如きも益々衰頽せるの狀は、天文十六年攝津國連年朝貢を怠りしを以て、守護三好筑前守が此怠納したる納稅を一時に納付せんことを要求せる時、農氏京都に出で幕府の出納職楢林長高に抗議書を呈して「百姓租稅滯納の原因は諸侯の誅求と戰亂の爲軍兵の田園を蹂躙して農桑を妨害せる結果其收穫十年以前に比すれば僅かに三分の一に過ぎざれば寬大の處置を取られん事を要求し若し强て此滯納を一時に徵收せんとならば、悉く家屋を輸して他國に逃るゝの外道なし」註㈠と訴ふるに至れるを見ても之を察するを得べし。

一累年すこしづゝ未進を仕る事、はうはうの要害御普請の竹木御取なされ又者夫足やむ事なく勤たてまつるに依て農桑麻綿疎略に罷成十ケ年已前之三ケ一ならでは無御座候事

一敵、時ならつとり掛植田をこねも作をふり馬の飼具なとに仕り種々の妨御座候に付而無爲なる世中とはつもり各別

に御座候事

數年の未進此度是非とも皆濟仕候やうに被仰付候者めんめん所帶を上納仕候而致逐電覺悟に御座候事被成下御宥免候者來年夏麥にて少宛なりとも皆濟仕候樣にいたすべく候被加御慈哀候者有難可奉候已上

天文十六年十一月五日

御領所百姓中

御奉行樣

天文年中諏訪賴重、小笠原長時、村上義清等信濃の諸將頻りに武田信玄に破られ、越後の上杉謙信によるや、謙信兵を川中島に出して武田氏と矛を交へ、弘治永祿より元龜天正の交我信州は甲越諸兵の蹂躙する所となり、蠶桑の業又營に由なかりしならんも人國記に我國の蜀道なりと酷評されたる程地阻しく、天惠に乏しき信州の農家は飽迄堅忍不拔、不撓不屈此兵馬騒擾の間にありても尙且蠶業を維持せる事は弘治元年武田信玄の眞志野鄕へ下せる文書に「六月廿日御祭之桑代三貫云々」（平野村誌）とあり更に（諏方史料叢書卷二）永祿八年十二月五日諏訪上下宮祭祀再興之次第に次の如き記事あるによりて察するを得べし。

諏訪上下宮祭祀再興次第

信州諏訪郡上宮祭祀退轉之所、今玆永祿八年乙丑十二月五日、令二再興一加二下知一次第。

一六月廿日之神事、神長官執二行之一。彼祭免田壹町、（眞志野にあり）定納六貫、幷眞志野之鄕之桑代七貫文、同籾はかりもみと號して俵子等請取、往古相二勤之一由神長官言上。然二眞志野之百姓等訴申所者、籾はかりもみと號して相償之先例曾以虛說候、又桑代之事者去丁未歲貳貫文出之由申候之間、彼桑代者壹貫文令二加增一、來丙寅よりは桑代三貫文神長官可二請取一、籾はかりもみの事は雖レ有二其名一無二實證一則、向後も分一可及二催促之一旨加二裁許一畢。神事

免六貫、桑代三貫、合九貫之費用を以准二五貫神事之作法一、以二其餘一大祝殿江進物幷寺僧宮僧之施物以下相當一可二相勤一者也。

然るに織田豊臣の二氏相次で出、群雄を削手し安土桃山時代に入るや、豊臣秀吉は京都白雲村の井、水質宜しからざるを以て織工を今の新在家の地に移し絹綿を織らしめしより、西陣の機業始めて復活の曙光を見るに至り、又、此頃明の織工の堺に來りて、明様の紗、紋紗、金紋紗、錦、綾、羅、縮緬、裂絹等の製織法を傳へしより新在家の職工等亦、之を傳へて西陣機業の隆盛を來す基をなせり。（横井氏日本工業史）

如此大亂戰定して天下統一に歸するや、秩序恢復し、朝廷の諸儀式も復活さるゝに至り、京師の商工業等も漸く盛となり、ことに美術工藝方面に於ては歐洲のルネツサンスにも比すべき絢爛たる安土桃山時代を現出せしかば西陣、堺等の機業も漸く盛大に赴くに至れり。

然れども此機業の原料たる生絲即當時の謂ふ所の白絲は室町時代以後引續き之を支那より輸入し來れると、一般の風俗未だ質素にして、近代世事談に慶長前後の事を記して「其むかしは卑賤のもの蠶綿をきる事能はず麻布に蘆蒲の穗綿を入れて着たりとある」如く絹布の需要多からざりしかば本邦養蠶業も從つて速に發達するに至らず、殊に我信濃の如く山間僻地人情質素朴なる地方に於ては一層絹布等の需要も尠く蠶業の發達も後れたるものならん。

庭訓往來に足利の初世日本全國より京都に集る物産を記せる中に加賀絹丹波精好美濃上品（絹）尾張の八丈（絹）常陸の紬等見ゆれども信濃には「信濃布」見ゆるのみなれば當時は絹綿の類を產せず或は僅にありとするも產物として他に移出するに至らざりしを見るべし。

其後江戸時代に入るに及び朝廷幕府諸大名社寺等門地格式に應じて服裝を整へ、平素の生活も追々向上して絹布の需要漸く多くなりしかば、西陣の機業は益々發達して、其原料も輸入白絲の外に和絲を使用するに至り國內蠶絲業の發達

を促進せり。而して寛永の頃には近江、美濃の和絲已に京都に上り、明暦の頃より諸國の和絲漸次京都に輸入せられたりといふ。（西陣の研究）

是より先、文祿（一五九二）三年内藤如安明に使して木棉種を得て歸り之を大和に植ゑしより、民其利を知り忽ち各地に傳播し木綿織が一般の衣服となりし事は後水尾天皇寛永（一六二八）五年幕府の御觸に「百姓衣物の事」として「百姓の衣る物は布木綿たるべし但名主其他百姓の女房は紬の衣物迄は苦しからず其上の衣裳を着候はゞ曲事たるべき事」とあり、木綿が僅々三十五ケ年間に如何に遍く天下に普及せしかを見るべきなり。

即一方には支那其他よりの輸入白絲ありて本邦絹織物の原料の大部分を占め、一方には新に輸入せられたる木綿が綿原の勢を以て普及し且、幕府の節儉令によりて百姓の衣服の原料として規定せられたるが爲、江戸時代の初期に於ては蠶絲業の發達は極めて遲々たるものたりしならん。

然るに鎖元天皇貞享二年、白絲輸入額を銀三千貫目、當時の生絲約七萬斤に制限し更に正德五年新井白石の建策に基づき輸入貿易を制限せし爲、從來其原料を輸入白絲に仰げる西陣機業家は勢、其原料の大部分を内國産生絲に仰がざるを得ざるに至りしと、元和偃武以後打續く太平に一般の生活向上し、ことに元祿文化の擡頭と華奢風流の流行とによりて絹布の需要增大し之に伴ひ養蠶業著しく發達せり。

第五章　江戸時代信州蠶絲業の發達

信州に於ても蠶絲業の一般に行はるゝに至りしは文祿の頃よりなるが如く、其頃上田邊に蠶種を製造する者出でたる

事蠶種篇に說けるが如し。又、飯田地方に於ても文祿年中蠶種商が蠶種を背負ひてを川渡り增水の爲に橋落ち蠶種も水に流されしも漸く一命を拾ひて這ひ上り、それより四日目に下流にて其蠶種を拾ひ上げて乾して飼育せるに上當りせる傳說あり。

又、小縣郡丸子村依田乙市の報告書によれば承應明曆の頃、依田川岸の砂礫地數十町を開墾して養蠶を始むと見え、寬文の頃より蠶種製造をなせるものには同郡鹽尻村藤本善右衛門を始め海原宅右衛門、田澤儀作等あり。埴科郡杭瀨下村森喜左衛門の家には「信州本場撰種太七と刻せる版木あり、而して右太七の位牌には正德四年死亡とあり。其他上田邊には神科村の小田中源五郎、鹽尻の菅沼定右衛門等元祿以前より蠶種製造の歷史を有する者多きこと蠶種篇に記せる如し。

次に養蠶と密接不離の關係にある當時の信州絹業につきて見るも、現今の上田縞が未だ全國に紹介せられず御上ゲ縞として藩侯若くは藩士等に用ひられ相當の產額ありし事は上田町年寄を勤めたる宮下兵右衛門の日記並に同町海野町柳澤太郎兵衛の覺書等によりて知らるゝ事は製絲篇上田地方の製絲業に記せるが如く「寬文三年十月廿五日御上ヶ縞貳拾貳端代金拾貳兩ならし一反ニ付貳分三匁ツヽ」（宮下日記）といふ記事を初見とし其後年々類似の記事見え、天和二年には御上ヶ嶋高百二十五端兩町へ被仰付候、本ともに（柳澤覺書）とありて此御上ヶ嶋の生產地は兩町即原町海野町なる事を示し、天和四年卯月十四日の條に御奧樣御用縞三端、御隱居樣御用縞廿端、廣嶋御前樣御用縞貳拾五端右はいつものごとく出來指上申候。（宮下日記）とありて其需要者が奧樣、御隱居樣、御前樣、廣嶋御前樣（不明）なる事、其後の貞享元祿等の注文書にも好陽院樣御誂へ、御隱居樣御用、奧樣御誂、殿樣御本縞等ありて藩主等の注文に應じて製造せる事を知り得べし、尙又、柳澤氏覺書には上田嶋覺として當時製造の上田縞の見本布を貼付しあり。之によりて當時の織方、縞柄、染色、染料、原料絲等の如何なるものなりしやを知り得べく實に貴重の資料たり。

尙此他信州各地に養蠶業發達して旣に商品又は地頭への献上物として相當の生産ありし事は左記の文書に徵して明らかなり。

(一)横尾村子の納拂目錄　(慶安元年戊子)

籾十一俵　此代壹兩　但紬四端分

けん見節實紬代　(埴科郡横尾村小瀧かづ藏)

(二)各々御用慎　太田文蹟著

寛文十二年飯田藩主堀氏野州烏山より御得替以後は上の御仁政厚ければ御領内益々豊饒にして萬民安堵の思をなす。是迄荒れてありし不毛の地をも追々切開き桑楮等植まし、蠶養ふことも年々に倍して踐が小田巻繰返し、手挽の絲も多く出來云々

(三)東筑輪村南小河内村免割帳

延寶三年眞綿上納の記事

(四)元祿十六年横尾村小物成帳　(埴科郡南條村寛永元年なり)

眞綿實出永百七十四文仰付らる。

(五)寛永三丙戌年五荷村諸色指出之帳　(下水内郡太田村水野彦士藏)

眞綿百三十八匁三分五厘也但かけ取りとして金增近年は百石に百め掛りを百三十五匁程上納仕候代籾百三十五匁六斗御年貢ニ取ヒ下候(下略)

右之通相違無御座候以上

寛永三年戊八月日

五ヶ村庄屋

九右衛門㊞

組頭

藤田利左衛門様
宮内武右衛門様

市右衛門㊞

（因に當時同村高百六十六石五斗五舛、戸數二十二軒、人數男八十七人、男七十四人計百六十一人なり）

㈥寛永三丙戌年八月柳澤村諸色差出帳　（下水内郡太田村一ノ瀬榮治藏）

眞綿貳百三匁七分七リン但つけ添りとして年々まし、近年ハ百石ニ百匁掛りを百三十五匁程上納仕代銀百三十五匁ニ六斗御年貢ニ御取ヒ下候

享保二年十月諸色差出帳柳澤村諸色差出帳

眞綿貳百三匁七七分厘但眞綿百目ニ付代籾六斗ツヽ、被下此代籾貳俵貳斗貳升貳合六勺

㈦上田藩領内寛永三年村々差出帳

「曩少々仕候ものも御座候」　田中組
「曩少々御座候」　洗馬組
「曩少々仕候者共御座候」　國分寺組
「曩少々仕候」「曩少々仕候由」　塘尻組
「曩少々仕候」　武石村
「曩、所不相應に付かひ不申候併少しづゝ飼候者も御座候」　塘田組
「曩少々仕候」或ハ「年により曩少々仕候」　小泉組
「曩少々仕候」「曩少々飼申候」但賣買は不仕候　浦野組
此他

「桑楮御年貢地之内少々つゝ植申候」「桑楮少々御年貢地之内百姓勝手に植置申候」「桑楮百姓勝手に作之砌に少々作置申候者も御座候」（以上小縣郡誌）

(八)安曇筑摩兩郡眞綿産（額實永六年調、信府統記）

一中眞綿九十七貫百三十五匁九分四厘四毛、但天枠目ノ五割出目共、此籾八百九俵二斗三舛三合一勺

一眞綿一貫貳百目　大町組小谷六ヶ村ヨリ綿綿

(九)正德元年今井村諸色差上帳（下水内郡太田村今井區藏）

眞綿三百五十六匁四分二厘本高百石ニ付七十目掛リ但シ一分ニ八十目相場ニ金高にて差上申候代籾二俵三斗九舛二合御年貢に御取被下候

(十)享保元年（二、三七六）正永寺寶篋塔建立（松尾村史）

正永寺は下伊那郡飯田町江戸町にある古刹にして永正十三年（二、一七六）の建立なりしが明治參拾一年火災に罹りし爲此由緒ある寶篋塔も烏有に歸せしといふ。

然れども同時境内の觀音堂は其棟札に

前永平當寺中興鐵洲老衲記

明曆二年丙申春三月二日比丘正思書

勸進行脚沙門嘉藏主

大工酒田長左衛門尉正信

とありて寶篋塔建立より六十一年前明曆二年の建立たる事、明に、又比丘正思は有名なる勤王僧天瑞和尙の別名にて德川全盛の時に於て尊王の大義を唱へ寛文十二年當寺を追放され伊吹山に籠りて德川滅亡の祈願をなせる人にして、昭和六年天瑞の開ける、熊本縣東林寺境内より水害の爲偶然露出して發見せられたる十萬箇の所謂勤王石によりて、彼、竹内式部、山縣大貳の徒が勤王を唱ふる以前率先勤王の大義を唱へ王政復古を首唱したる事を知られたる人にして、其石に書せる文字の一例をあぐれば次の如し。

表　盧山湏靈泉
　　洗身清精神
　　祈皇家再興
　　眞是誠忠臣

裏　延寶九年辛酉元旦
　　水行斷食
　　王政復古祈願嚴修
　　第一月天瑞百拜

即此觀音堂の建立は靈靈塔建立より丁度六十一年前たること確實にして、其本尊馬鳴菩薩は天竺に於て靈神として崇められたる佛なれば、古來同寺に於ては其像を印刷して養蠶守護神として信仰者に頒ちたる由にて、次の像は其古き方のものなり。（年代未詳）



此外明治十一年四月廿三日の銘ある御札には上に。

馬鳴菩薩分化六千
化爲蠶室口吐絁綿
巡千世界普音在光
供養感應福祖無邊

此他蠶玉例祭　十一月　四月　二十三日云々及び御祈禱配帙、蠶に因緣ある馬、鼠除の猫等の黒印、蠶影社神御印。桑蠶講元。蠶養繁日。蠶影神社之章。等の朱章四顆あり。往時養蠶全盛時代、此馬鳴菩薩の信仰頗る盛なりしことを證すると同時に此信仰の結果享保元年蠶靈塔の建立となりしものならんと想像せらる。

(廿)享保二年上田藩領内絹紬織職工器具調査せるに織機三十五台あり。此年藩主京都所司代となり京都に居り、上田縞の名京阪に知らる。（上田市史料）

(卅)享保四年松本藩主が水野家たりし時代の高辻小物成帳によれバ松本領内二百八十八ヶ村は毎年眞綿を献上す。其高百五十四貫に達す。（信府統記）

(卅一)享保六年（二、三八一）木曾黒澤村庄屋田中新左衛門より尾張藩の奉行に差出せる村況報告書によれバ「蠶にて金拾兩程取申候」とあり。

(卅二)享保九年三宅某本邦絹織物の生産地及品位を調査したる中に信濃國上田より上田紬を産す或は信濃紬と云ふ」とありて前史料の事實を裏書せり。

(卅三)享保十一年松本藩主戸田光慈古山池の屋形に於て奥女中をして養蠶せしむ。（平野村誌）

(卅四)元文元年埴科郡金井村明細帳　（南條鄉土研究）

當村にて細蠶かい申候間眞綿八貫目程取申候紬仕三十疋程織出申候此金高拾五兩程一疋ニ付金一分壹貫貳百文より貳分貳朱迄年により高下御座候

(卅五)元文四年同

蠶、申立候程はかい不申尤紬少々仕候（共綿調申候て仕候

(卅六)寶暦の初より蠶飼之致方一統に致し當時村々第一の助成と相成候由（木曾山雜話）

(卅七)享和三年版養蠶秘錄

元文年中の頃關東の國々は信州上田邊の蠶種を求て上品とし（下略）

如此信州各地に勃興せる蠶絲業復興の氣運は遂に本邦養蠶學の先驅者塚田與右衛門翁を生むに至れり。翁は正德五年三月を以て本縣蠶絲業の發祥地たる小縣郡上田近郊鹽尻村に呱々の聲をあげ、寶曆七年正月を以て新撰蠶養蠶秘書一卷を著して信州流の養蠶法を說き、更に其後寶曆七年より寬政元年に至る三十二年間の經驗に基づき各地養蠶手練の人々の諸說をも參酌して訂正增補し養蠶後篇二卷を撰集せしが、明治二十七年に至り同氏五代の孫塚田茂平「訂正養蠶秘書と名づけて之を出版せり。之に據りて江戶時代に於ける信州の養蠶業、蠶種製造業栽桑等を知るを得るのみならず當時の奧州、上州等の養蠶の狀態をも窺ふを得べし。

かく江戶時代に入りて蠶絲業の顯著なる發達を來せる狀況は、文化七年に成田重兵衛の著せる「養蠶絹飾大成」上卷に之を述べて「中古二百年以前慶長元和のころより正德享保のころまでおよそ百年の間に諸國のいとの產物およそ一倍にまし、また享保の頃より文化年中の今を見れば四增倍にもましたる事十目の見るところなり。」といひて江戶時代の初期百年間に一倍となり、中期百年間に於て約四倍の躍進を示せる事を物語れり。

而して斯如本邦蠶絲業が急激なる發達を遂げたる原因は

(一) 絹布需要の增大と之に伴ふ絹機業の勃興
(二) 幕府及諸藩の保護奬勵
(三) 養蠶製絲技術の進步

等にして特に本縣に於ては此外に

(一) 氣候風土の養蠶に適せること
(二) 蠶種商人の活動

等により他の諸國に比し一層速に普及發達せしものならんと考へらる。

第一節　節儉令及禁絹令と信州の蠶絲業

江戸時代の初め我信州には既に白紬、上田縞等を生産し、元祿の頃には生絲の製造も行はれたること製絲篇、染織篇等にて述ぶるが如し。

即徳川氏のとれる封建政治は江戸、大阪等中心的大都市の發達を來せるのみならず、地方に於ては城下町の發達を來し、士族と稱する經濟上の消費階級を生じ、然もそれが四民の儀表として凡ての點に於て上流階級たる品位を保たざる可らざりしが爲に、自然生活の向上を來し、ことに服裝の點に於て著しき變化を見、彼の元祿風と稱する華美の服裝を馴致し、文化文政時代の驕奢を將來せり。

されば寛永以後屢々百姓衣類制限の令を下すと雖も、武士階級には制限なきを以て、上の好む所下之に倣ひ絹布の需要增加し、延て機染業の發達を來し、之に伴ひて養蠶業も勃興するに至れり。

幕府より出たる節儉令中、百姓の絹帛着用を制限せる主なるものをあぐれば

(一)寛永五年の御觸

百姓衣物の事

百姓の衣る物は布木綿たるべし。但名主其他百姓の女房は紬衣物迄は不苦。其上の衣裳を着候はゞ曲事たるべき事

(二)寛永十九年五月廿四日鄕村に觸示され條目の中

男女衣類の事

此以前より如御法度、庄屋は絹紬、布木綿を可着、百姓は布木綿たるべし。右の外襟帶等にも仕間敷事

(三)慶安二年幕府觸書

百姓は衣類の義木綿の外は帯にも履物裏にも使ばざること云々（慶安御觸書）

㈣享保十四年幕府令して奢侈を禁じて曰く

百姓衣類の儀結構なる物を着る可らず。平百姓は木綿の外は着る可らず。紗綾綸子縮緬の類襟帯等にも致す間敷候。然れとも平百姓にても身代宜しき者は代方迄願を立て差圖を請絹紬を着用するを得

㈤天保十二年十一月の公儀御觸（禁絹令）

等にして我信州に於ても此幕府の方針に基づき各藩共節儉令を下せしが就中松本藩は數回に亘り嚴重に取締をなせるが如し。今其主なるものをあぐれば

一、享保三戌年五月郡奉行御達の三に

一衣服の儀木綿紙子麻布これを着すべし。絹布一切着る可らず候。并に妻子右に准ずべし。

二、文化六巳十一月郡所御達

一近來風俗花美に相流れ分限を取失ひ候族相聞へ候。度々申渡しをき候通り男女共上は絹類相成らず、下着は上着に准ずべく、不相應の品着用致すまじく候。婦人も夫に准じ候身に候へバ、夫に准し分限よりも麁相なる品相用ひ抱への男女た至りては下着帶共絹類一切相成らず其他吉凶の節振舞平日出會等も甚猥りに相成候末々迄も專ら質素を守り候樣役人共能々申教へ組合ば相互に心を付け前々度々申渡しおき候儉約の旨趣相守るべく候。

三、文政九年丙戌三月取定めの組法

領分大庄屋の取定め八に

一衣服の儀男女共上着は木綿下着は有合の品着用帶は織物類相成らざる事

四、天保四年八月村々取定の七に

一衣服の儀は男女共に上着は木綿に限るべき事

五、天保九年戌戌八月仰出されの御定書

一本覺院様御直書の中に分限を守るべき事細々記しあり其第四に

一百姓共衣類の儀男女に限らず上着は木綿着用致すべく下着は絹紬苦しからず、其余は有合の品たりとも着用致すまじく候。白無垢着用無用たるべし。婦人の帯は縮緬以下に限るべく頭上の飾り奢りこれあるまじき事

六、天保十一年庚子二月仰出され候御儉約の趣旨略之

七、天保十二年十一月公儀御觸略之

（以上六万石史料）

又、中野御役所よりの御達しに對する請書には

一百姓町人之衣服絹紬木綿麻布此内を以て分限に應し妻子共可着用此ノ外無用可仕旨被仰渡奉畏候事

附り惣而下女布木綿着無同前之事

とあり、又、天保十二年中野御役所よりの御達には

衣服之儀五人組帳前書之御定も有之候得共近年追々被仰遣候御趣意に對し身元有之者に而も絹類猥に着用致間敷事

一呉服商ひ候も絹紬木綿麻の外縮緬羽二重其外結構之織物類賣買致間敷候乍然是迄仕入置候品不用に成候而も迷惑可致候間來寅三月中迄に元方に差戻候共城下町場に賣捌候共いさし同年四月より決而取引致候儀不相成候

丑十月十四日（天保十二年）

中野御役所

（山岸精左衛門藏御用留）

とあり之を松本藩のそれに比すれば稍寛大に見ゆれども絹織物の使用を禁ぜるは一なり。而してかく絹織物の使用を禁ぜる一面に於ては又、栽桑を奨勵し。養蠶製絲を勸むること次に記す如くなるは頗る矛盾せるが如しと雖、絹物使用の禁止は百姓以下に限り、士分以上には殆んど關係なく、ことに信州の如き山地にして水田乏しき土地に於ては、蠶絲業の如き副業によりて多少自家の需要を充すと共に、直接眞綿、織物等を以て納貢に充て、或は之を市に鬻ぎて現金を得

る等農家經濟を助くる事大なるものありしと共に、又各藩の財政に影響する所大なるものありしを以ての故ならん。

第二節　幕府及諸藩の蠶業政策

既に述べたるが如く幕府は屢々絹布使用の制限令を布き、又、桑の本田畠耕作を嚴禁して一見蠶業の發達を阻止するが如き政策を執りつゝも、一方に於ては「蠶桑に宜しき地には桑を植ゑ絲綿等を産出せしむべき事」を令し（正德三年）貞享二年には白絲輸入額を制限し、和絲の使用を奬めて間接に蠶絲業の發達を助くる一見矛盾せるが如き政策をとりしが、これを今日繭、生絲、絹織物等の生産制限桑園の整理等を行ひつゝ、一方に於て絹織物の國内消費奬勵若くは宣傳をなしつゝあるに比して其時代の國内經濟事情に順應して國家の産業政策が如何に推移し行くかを見る時無限の興味を感ぜざるを得ず。

諸藩に於ても幕府の政策に基き一方に於ては本田畠桑植付を禁じ、絹布類の使用を禁じつゝも、一方に於ては其窮乏せる財政を救はんが爲に「屋敷廻りに桑の木を並木に植ゑ置き蠶を飼ふべし」（土佐藩）とか「空地を見立無油斷植可申事」とか云ふが如く幕府の本田畠桑植付令に違反せざる程度に栽桑養蠶を奬勵せしが、武士階級の生活向上によりて益々財政窮乏せると、諸侯が幕府より度々諸役を課せられて貧乏に陷れる爲之が救濟策として殖産興業政策をとるに至り、本格的に養蠶を奬勵するに至れり。

幸我信濃に於ては山岳重疊大河四方に流出して本田畠となす能はざる河岸の砂礫地並に險阻なる傾斜地多きを以て、幕府の本田畠桑栽禁止令に違背する事なくして桑園を拓く事を得、然も河岸の砂礫地の如きは所謂歩桑桑園として蠶種製造用桑園に適せしかば飯田、上田、松本、尾張、松代、諏訪の諸藩を始め中野代官所等に於て盛に保護奬勵せられ（註）爲に後年信濃國が蠶絲業を以て天下に冠たるの素因を造るに至れり。

江戸時代の信濃

江戸時代に入りても信濃の地、山河は舊態依然たれども、彼甲越二軍の鎬を削りし川中島四郡の地の如きも、劒戟の光斂りて百姓漸く農桑に專念するを得るに至り、蠶絲業も亦發達の機運に向へり。

屢々述べたるが如く、信濃の地たるや土地嶮峻加ふるに民精悍にして嘗ては、一敗地に塗れて粟津ヶ原の露と消えしと雖、一臂の力を揮ひて平氏を西海に走らせ、旭將軍の威名赫々たりし義仲を出し。又、鎌倉幕府滅亡の後、建武中興の政に平かならざるもの出づるや北條氏の遺孤を擁して兎も角も一度鎌倉を北條時行の手に收めしむるに至らしめたる信濃武士。僅か上田の一孤城を以て關東の大軍に當り德川秀忠をして所謂天下分ケ目の關ケ原合戰に參加するを得ざらしめたる眞田氏を出せる信濃、加ふるに地勢の嶮峻を以てす、されば德川氏の信濃に於ける諸侯の配置には細心の注意を拂ひ、譜代、外樣、旗本領、社寺領直轄地等を犬牙錯綜せしめて互に相制肘せしめ、宛然日本の縮圖たるの觀あらしめたり。

信州諸藩

一飯山藩（享保二年ヨリ）本多氏 二万石
一須坂藩（元和元年ヨリ）堀氏 一万五十三石
一松代藩（元和八年ヨリ）眞田氏 十万石
一上田藩（寛永三年ヨリ）松平氏 五万三千石
一小諸藩（元祿十五年ヨリ）牧野氏 一万五千石
一岩村田藩（正德元年ヨリ）内藤氏 一万五千石
一龍岡藩（文久三年ヨリ）大給氏 一万六千石
一松本藩（正德十年）戸田氏 六万石

一高遠藩（元祿四年）　内藤氏　三万三千石
一高島藩（慶長六年ヨリ）　諏訪氏　三万石
一飯田藩（寛文十二年）　堀氏　一万七千石
一山吹　座光寺氏　千石　又十百十石
一阿鳩　知久氏　二千石　又二千七百石
一伊豆木　小笠原氏　千石
一福島　山村氏　名古屋藩ニ關シナカラ公儀ノ御關所福島口ヲモ預リ守リ江戸ヘモ參勤アリ

此外中野、中之條、御影等の幕府直轄地を管轄する代官善光寺領戸隱諏訪社等の社領諸藩の飛地等ありて配置極めて複雜せり。

而して其封建の初期にありては、戰國時代の風習未だ去らず、各其封疆を鎖し、藩を以て國家となし、一朝有時の日の穀止を豫想し、食糧自給自足を根本方針とする、戰時的經濟政策をとりしかば幕府の命令を俟つ迄もなく、勢、五穀偏重の勸業政策をとり、新田開發、田用水堰の開鑿等、主食物の確保に全力を注げり。

然れども其後世運の進展につれて大名、武士階級は勿論一般の生活程度向上し、之に伴ひて衣服の華美を競ひて絹絲の需要增大せると一面に於ては、幕府の諸侯統治の方法として諸侯の財政を窮乏に陷れ、以て反德川の氣勢と實力とを釀成せざらしめんが爲に種々の名義を設けて、諸役を課し、參勤交代の如き制度によりて、諸侯の財力を消耗せしめ、且江戸在住によりて自然に華奢の風に浸染せしむる等の諸侯の抑損策を行ひし結果諸侯の財政逼迫し、ことに信濃諸侯の如き小藩にありては極度の財政難に陷り、何とかして、現金收入の途を講ぜんとして藩外輸出品の生產に腐心したるも、由來天惠に乏しき上に、交通亦不便、運搬の機關も備はらざれば比較的運搬の勞苦少く、久しき貯藏に堪え交換價値高く然も此風土に適する物を撰擇せざる可らざるは必然の要求にて、是等の要求に令するものは工藝用作物、藥用植

物等の栽培、養蠶等を主なるものとす。而して江戸時代信濃各地に行はれたる棉、麻、藍、煙草、茶種（種油の原料として）藥草等の栽培はかゝる自然の要求によりて行はれたるものなり。

然れども是等工藝作物の如きは其栽培の範圍が氣候、及土地の肥瘠等の制約をうくる事多きに反し、養蠶は信州各地殆んど適せざるの地なく殊に當時の養蠶の程度に於ては本田畠栽桑禁止令に抵觸するの憂もなかりしかば當國の養蠶業は順調に發達すべき好條件に置かれたり。

かゝる狀態の下に於て當國内諸藩のとれる蠶絲業保護若くは奬勵政策次の如し。

信州諸藩の蠶絲業保護奬勵

㈠飯　田　藩

寛文十二年飯田藩主堀侯桑漆ヲ植、蠶ヲ養ハシム。（太田文碩著各々御用帳）

㈡上　田　藩

1、元祿四年上田藩ハ蠶種製造奬勵取締ノ爲種々ノ成規ヲ設ク。（信濃蠶絲業沿革史料）

2、寶永三年松平家仙石家ニ代リテ但馬ヨリ來リテ上田領主トナリ養蠶ヲ奬勵ス。（小縣郡誌）

㈢松　本　藩

一、享保十一年松本藩主戸田北惡古山池の屋形に於て奥女中に養蠶せしむ。（平野村誌）

二、天明三年桑園保護の令を下す。（東筑摩郡史）

三、寛政三年五月惣百姓に被仰出中「桑漆楮は勿論、栗、柿其外村之爲に可成樹木空地を見立て油斷爲植可申事。妻たる者蠶を養ひ機を織り糸をづむぎ麻うみ晝夜怠りなくかせくべき事。蠶かふは利益あるものなれは桑植ゑき地所あらば多くうへおきて年々蠶をかふへし。」

四、九年六月一組に對し金三兩宛を桑苗植付料として下附し栽桑養蠶を勵む。（東筑摩郡史）

㈣尾　張　藩

寛延年中桑苗を植付しむ。（木曾山雑話）

(五)中野陣屋

安永二年養蠶飼育をすゝむ。（山岸文書）

中野代官久保平三郎（自天明四年至同八年）蠶桑を奨勵し田畠の畦畔に桑樹を栽培せしむ。

同代官風祭求馬（自天明八年至寛政四年）同古橋隼人（自文化三年至文化六年）同杉莊兵衛（自文化六年至仝十二年）同矢島藤藏（自文政五年至仝八年）同じく蠶業を奨勵す。（中野町誌）

(六)松代藩

文化年中眞田幸貫桑苗を分與し、主として山間、又は河岸の地に桑園を作らしむ。

文化八年松代藩は小縣山内新田村吾妻銀右衛門并に鼠宿村傳八郎を召し出し領内御救の爲桑作をなすに付桑苗養成方を命ず。（吾妻文書）

文化十年松代藩は吾妻銀衛門に關屋御林堂野場へ桑御林仕立方を命じ仝年九月着手。

文化十五年即文政元年迄に約二万歩の桑林を造成せり。（吾妻文書）

(七)諏訪藩

文政七年桑苗を下附して其栽培を奨勵す。（瀬澤村御觸書帳）

第三節　技術の進歩

養蠶書の出版

蠶絲業の隆盛に赴くに連れ養蠶術の進歩すべきは元より當然の事なれども、當時は一般に交通不便にして文化の程度も低く印刷の術も發達せず、從つて書物によりて養蠶術の普及發達を助長せしは實に微々たるものたりしならん。ことに其最初に出版せられたる養蠶書の多くは元、明の養蠶書を其まゝ飜譯せるものにして當時の農家には解し難きものな

りしならんと想像せらる。元祿以後漸く國人の著せる養蠶書出で養蠶技術の進歩發達に貢獻すること大なるものありしならん。

江戸時代本邦に於ける最初の養蠶書は恐らく雍州の野翁穉田と稱せし野本道玄が元祿十五年に著せる蠶飼養法記一卷を以て始となすべく。ついで上州の人馬場重久の正德二年十一月江戸書林山城屋又兵衛より出版せる「蠶養育手鑑」一卷を以て古しとなす。然れども是等の書はどの程度迄に普及し、購讀せられしかは知るに由なし。然して當時我信濃國人によりて著述せられし養蠶書亦尠からずと雖、其著名なるものをあぐれば次の如し。

新撰養蠶秘書　一卷　塚田與右衛門著

本書は寶曆七年正月の出版にして信州流養蠶法を說きたる最初のものにして著者多年の經驗に基づき諸家の說をも參考して章を分つこと十九「蠶に亭主の心付べき事より始め、蠶諸道具心付べき事、桑苗ふせやうの次第附り取木の仕やう並植やうの事、小葉養の桑並大霜の時桑早くほき出る事、蠶種遠路持やうの次第並種上中下見習やうの事、蠶に大毒並煤拂の事、鼠除並羽蟲よけの事、蠶種寒水へ入れやう同干やう納圖の事、蠶種仕舞やう同納圖の事、蠶種青ませやう同納圖の事、蠶揚立やう同納圖の事、休前せめ桑の次第並獅子竹の蠶尻はやく取かへやうの事、蠶中り端慥成理をしる事、蠶の陽氣取やうの事、獅子休上中下並蠶にいろ〳〵の病出る時見くらべやうの事、二階にて養育の事、新宅にて養育の事、蠶やとひやうの事、永雨の時繭炒やうの事、に至る凡養蠶家の爲すべき事項を極めて組織的に條理整然と叙述せられしものにして、前記の蠶飼養法記、蠶養育手鑑等に比し數段の進歩を見る。而して其說く所の養蠶法は淸涼育にして第十三蠶中り端慥成理を知る事」の中に」何ほど寒とてさむさにはまけぬものなり、とかくつよくあたゝめるを嫌ふなり。唯さむければ急がず又桑を喰かねる事あり、しかれども其蠶は舟よりいそぎ桑のすゝみよく揚に少もすたる事なし、また獅子前夜ふとんなどを掛、火の側に置或は紙帳の中へ火鉢を入、つよく暖たる蠶は獅子竹まで見事にても舟よ

り桑を喰かね或はふぞろひになり揚りに殘らずすたる物なり。」といひて火助育、紙帳育に反對し又、「元來蠶は其國其所に隨ひ陽氣はやくわたる所にてははやく生じ遲くわたるところにてはをそく生じ自然と育つ蠶なればかりにも暖めべからず」と說き更に其適溫につきて「第十四蠶の陽氣とりやうの事」に蠶掃立そめより常に我身を袷にて寒きこゝろもちにて陽氣をとるべし、たとへ掃時節にも溫ならば氣遣なく高窓あるひは仕切〳〵の戸を殘らず明拂、すゞしくして掃立べし、唯掃おろし三日を涼しく養べし」とひたすら淸涼に飼育すべきを敎へ、又「人の戸窓を閉閉を見て我家の戸を閉べからず唯陽氣は年々其心を覺ひ手前の家に隨ふべし」といひて家の位置方向風の方向樹木の有無等によりて各家ことに異なる陽氣の取やうあるを以て徒らに人眞似を爲す可らざる事を說けり。

訂正養蠶秘書　二卷　塚田與右衛門著

前に新撰養蠶秘書を著せる塚田翁は多年實驗の結果、前書の足らざるを補ひ謬れるを訂し、養蠶後篇と題して記しおけるものを翁五代の孫塚田茂平訂正養蠶秘書と題して明治二十七年に出版し、三月二十一日本縣內各郡市及び群馬、埼玉、茨城、福島、神奈川、山梨、新潟、兵庫等の九縣下に頒てるものにして、本書著述の動機は翁自ら卷末に「予壯年の時先書を開版し今繰返し見るに術に洩るゝ事多く、及老年悔之故に此書を養蠶後篇と名付撰集す、しかれども後世に又是を笑ふ人あるべし」といひ、又「此書は先書を開版したる年より益々養蠶の熟心不止、諸國に手練なる名人と共に其術を論じ、心に止まる所を寶曆七年より寬政元年迄三十二年の間書留で此度其反古を撰、餘が七十五歲の賀に是を撰集す然りと雖老衰字訓文字假名遣の誤り少からず後の君子の校正を待而已」と記せる如く四十三歲の時既に前書を出版し、其後三十二ケ年の實地の經驗と諸國見聞の事實に基づき種の撰擇より養蠶法栽桑法等を說けるものにして其目次次の如し。（本書は明治二十七年訂正養蠶秘書としで出版さるゝ迄は養蠶後篇乾坤の二冊として寫本にて行はれたる如く縣下伊那郡原六右衛門は此寫本を藏し林宗賢の藏書目錄にもあり。）

第二桑苗取立様の事
第三桑の實伏やうの事附り桑苗遠路持やうの事
第四蠶種取扱並寒水へ入様の事
第五蠶種仕舞様並春種取扱の事
第六蠶に禁物並煤拂の事
第七有得なる人の心得べき事
第八蠶家の模様並稚子飼秘事ある事
第九紙帳にて飼様の事附り陽氣早く渡る國にて遅く掃立る誤りの事
第十蠶種青ませ様の事並種にやまひ見ゆる時心得べき事
第十一分限に應じ種數定むる事
第十二蠶掃立様の秘事
第十三四度の休陽氣取り様の事
第十四稚子飼手入隙なき事附り獅子竹の蠶裏はやく取り替やうの事
第十五養蠶毎日手段ある事
第十六四度の休み起居伏の大事
第十七大霜の時心付べき事附り桑澤山なる年又拂底なる年を試しる事
第十八掃立より桑の遍數定むる事附り起居伏定例の事
第十九掃立蠶籠數定むる事
第二十竹休起居伏定例の事
第廿一舟休貴桑の次第附り蠶の善惡を見しる事

第廿二庭休留桑並桑附の事
第廿三蠶爲熟やうの事
第廿四蠶やとび橋並に簇立様の事
第廿五蠶種取様の事並蛾の出衆たる怪をしる事
第廿六生種取扱並遠路持やうの事
第廿七千歯の場所にて雨天續き蛾蛾いづる時歯ふかし様並炒やうの事
第廿八蛰蠶由來並養蠶問答の事
第廿九半蠶と言あらそひの事
第三十桑不足にて揚たる蠶又桑十分に喰たる蠶種に顯はるゝ事
第卅一砂場の桑眞土の桑喰たる蠶の種あらそひの事附り糸絹にして強き絹弱き絹の怪をしる事
第卅二蠶を暖めたると涼敷養揚たる蠶種に顯はる事附り種に再出の怪をしる事
第卅三厚養の蠶薄養の蠶種に顯はるゝ事
第卅四當り蠶違ひ蠶種に顯はるゝ事並種の上中下正しく養分けたる事
第卅五新宅にて養揚けたる蠶種に顯はるゝ事並新宅にて養やうの事
第卅六庭起に蠶裏毎日取換たる蠶又三日四日にて取替たる蠶種に顯はるゝ事
第卅七ひきる時桑を與へて拾ひたる蠶又、桑を與へずして拾ひたる蠶種に顯はるゝ事
第卅八露桑を掛る善惡の事
第卅九日をつめて養揚けたる蠶、又、日を延して養揚たる蠶の種爭の事
第四十出衆たる種の怪をしる事
第四十一過去現在未來の事附り他の蠶を多く掃立る誤りの事

第四十二種に白粒いづる怪を知る事附り蠶種繁昌なる人の愼むべき事
第四十三蠶大倹の希人並同國誤りの事
第四十四蠶種上中下の善悪をしる事附り分量より餘計に掃立家亡たる事
第四十五發蠶に朝日受夕日受の論ある事並發蠶に上手と下手の論ある事
第四十六飼の熱心を以發蠶手練の事並我慢強き人年々蠶を逃す誤りの事
第四十七子孫に愼むべき事附り蠶の善悪を種に見出す秘傳の事

其第二桑苗木仕立様の項に於て撞木取法及桑切取後の株直し法を示す事懇切に、第三に於ては實蒔法を說く事小兒の手を引くが如く、又自ら安永二年奥州伊達郡小幡村鈴木氏より六種の桑苗を取寄たる事を記して蠶に熱心ある人は何よりも桑に心付べき事を說けり。

又、養蠶法に於ても多少新撰養蠶秘書と趣を異にし其第八に於て氣候の激變には火を用ふべき事を說きて曰く「夜の八つ時より目を覺し陽氣の變化あらば焚火か又は炭の火を用早く桑を掛べし、但し蠶家の廣き場所にては焚火にて陽氣を取り、又蠶家のせまき所では炭火以て陽氣取べし、併火は藥にも又毒にもなるもの故其心得なき人は焚べからず」といひ、第九に紙帳にて養棟の事の項に、「紙帳にては陽氣の取扱に甚加減ある故、多くは用ふべからず」といひ、夫とも寒國にて用ふる事あらば紙帳の室を不殘切ぬき夜の七つ時より朝の四つ時迄掛置、晝より前邊を揚て置べし、夫とも雨濕にて寒き時は常にさげて置べし」といひて可成紙帳を用ひざるを原則とし不得止場合にのみ用ふる事とせり。されば其紙帳を用ふる國は上州沼田、吾妻、信州にては佐久郡といひ其他暖國にては用ふ可らずといへり。即前書に比し稍々火力若くは紙帳の使用を認めたる點は幾分折衷育に近づけるものと見るべきか。第十蠶種青ませやうの大事に於ては前書に「種を二重に折ひろき紙に包み、又は其上を晝は袷などに包、夜は綿入などに包、暖なる家の高き所に掛置火を少し宛燒盡の內五六度宛ひろげ夜を入、又とり包、右の場所に掛置、おのづから青みいづる様にして掃立べし」とあり

しを訂正し、且、高き所へ揚、火を少し宛焚點につきては是は赤種の内なり、若し青みたる種を右の如くすれば大きに仕損ずる事あり、今先書を繰返し見るに「此所を書洩したるは予が誤りなり」と之を改むるに吝ならず實に其術に忠なる唯々敬服の外なし。

殊に種の撰擇には最も意を用ふべき事を力說したとひ有名の種にても年によりて違ふ事あればよく〳〵注意して上種を撰擇して養蠶すべき事を幾多の實例をあげて說明し、ことに他の江戸時代の養蠶書にはよき種を揃立つべき事を說くと雖いかなるものがよき種なるかを十分說明せざるに本書には種の目利の大切なるを說くと共に其要點をのべ「上種とは地をしめ冴能して色黑く白粉をふき又は種大粒に實入能たとひ重たりといへども蛾働村のなきやうにかさね種にあぶらありていかやうに障ても少もこぼれざるを、本場の桑にて念者の育たる上種としるべし、又地を占めたりといへども種冴ず村にかさね、或は小粒にして赤色に見ゆるは下場の桑にて育たる種なり是中としるべし、又地をしめすして粒ぬけたる所ありて蛾の働なく一所にかさね、或は種冴ずしてくらく見え、種に油なく少し障てもばら〳〵こぼるゝを下の種と知るべし。又種大粒にして色青は夏蠶の種としるべし、尤春蠶にも青色あり、是は白粉をふき種小粒なるものなり。」（新撰養蠶秘書）といひ、「又名代の上種は一枚の目方十五匁より十七八匁を限る」といひ「都て厚き種は下場にて取たる故種粒を三重四重に產かさね甚見苦しきものなり」「桑不足にて揚たる蠶の種は遲場の蠶にて取たる種の如く水色に見へ、種粒を立掛て產付種の散し甚見苦敷ものなり、又桑十分にて揚たる蠶の種の實入能種のより居岩の如く又重厚しといへども落る事なし、又砂場の桑喰ひたる蠶の種は白粉の吹きたる如く甚だ美事に、眞土の桑喰たる種粒赤色に見ゆるもあり、又黑く見ゆるもありて種に光澤なく、粒ぬけたる所あり、又蠶を暖めたるは種に再出多く、少し取扱ても落つるものなり。厚飼の種は種小粒にして種のさえ惡敷曇りあり又薄飼の蠶は種大粒にして地荒みて見ゆ、又當り蠶にて取たる種は重厚しと雖蛾の働よくむらのなき様に重ね、種粒落る事なし。違ひ蠶にて取たる種は蛾の働なく居

所に山をもり産重ぬ少取扱ふてもばら〳〵に落ち、或は黒き死粒あるものなり。といひ更に不正蠶種の製法及其見別方を示して「先づ小振の蛾並に羽なしの赤き蛾を撰び一粒並に産付させ翌日又無病なる蛾を撰び右種の上へのせ上のならしを産付させるなり。依て違ひ蠶の種とは少しも見えず」といひ、しかし、又、其種を見出す口傳あり是は掃立の時氣を付べし悪種は尻の方より出づるなり、上種は凡て頭よりいづるなり。新宅にて飼揚たるは蛾の働きなく居所に産かさね少し取扱ふてもばら〳〵と落、又白粉多く出甚見苦敷ものなり、又白粉多くある種を其儘手を入、白粉なき様に捗る術あり、是は針の目と或は竹を細く削其先にて右の白粉を掘起し、其あとへ盈種を以糊付にするなり、依て少もみえず美事なるものなり、しかし其種を又見出すに傳あり、先種の表を吹て見て所々に動く種あり、其働く所に氣を付べし、糊付したる所鮮かに見るものなり。庭起に蠶裏毎日取替たる種は何程厚き種にても紙肌迄冴え透き通るものなり、又蠶裏も替ず蒸びきに揚たるは種冴ずして暗く見え中書は申に不及紙肌しれず。ひきる時桑の中にて拾ひたる蠶は種に光澤ありて種の散し甚だ美事なるものなり、又、桑のなき所にて拾ひたる蠶は何程出來宜き蠶にても蠶の當りとは相違して種の散し見苦しく、又、種の足弱くばら〳〵落るものなり、」等蠶種の肉眼鑑定法を說く事微に入り細に亘り條理整然と說き去り說き來りて餘濫なし。而して更に其第四十四に蠶種上中下の善悪を知る事云々の章に於ては「上種と言は身上盛りにして蠶に手練を得、年々間違なく手入杯も前に書記如く念を入、蠶に執心ある人の種を上種といふ。又蠶は當りにても人手間少なく分量より多く飼散し繭の善悪を撰事なく又は蠶裏杯も不取替蒸ひきに揚たる種を中種と言、又下種と言は五里十里先より生種を買取遠路の所付送り蒸たる繭にて取たる種を下といふなり。」とあり。又、種の見方につき「種の善悪を見る事は朝の五つ前より四つ時迄は上中下正しく見ゆるものなり、又、晝時より日の入相迄は何程悪敷種にても見事にて目違ひあるものなり」とて肉眼鑑定の時期に付て注意し「又蠶種仕入の時分、蠶の出來不出來と蛾の出がらの繭にて見出事極秘事なり、先、蛾の出がらの繭振を見て繭のしまりに能く氣を付、其上繭十の內に死蔫りの

繭一つもあるかなきかを見て一つ二つあらば氣を付べし、其の蠶に變あり、又養育手練にて繭百の内に死籠一つもなく又、大玉の丸き繭より蛾の殘らず出ぬけたる種を求むべし」とて種繭に就て病蠶又は蛆害の有無等を見極むるの要をのべ其他火災後の新宅にて飼揚たる種を飼ふ可らざる事、名代の上種にても代替りには注意すべきを說ける等顯微鏡其他の機械なき時代としては恐らく是以上の鑑定法なからんと思はるゝ迄親切に說き示し最後に種屋として、「唯諸人蠶を的に掛身に不自由の困をして飼生長揚りに不殘惡敷成其咲其罪深からん事を考へ必ず其元正しからざる種の商買すべからず」と誡しめたり。

養蠶輯要　一卷　玉井市郎治著

本書は文化十年正月玉井市郎治の著せるものにて木版刷、御用紙十九枚の小冊子なれども、當時にありては尙むづかしき書と思はれん事を憂へしにや著者の序文に「蠶業の事此書に述たる格々は手重く事繁きに似たれど、もろ〳〵の作物近くは麻木綿の類も始より取納までの手續を知らぬ國の人にかく書つゞりて與へなば其繁き事猶此編よりも煩はしからん」と辯明せるにても知るを得べし。而して本書の内容は

一、養蠶心得
二、蠶種貯藏並寒水に漬る事
三、蠶に毒忌の事
四、蠶多ゐ青ませ樣の事
五、蠶掃立の辨
六、掃立後の扱ひ
七、薄飼籠數のつもり

八、蠶尻取様のいろ〳〵

九、寒暖のはからひ

十、蠶やとひ様の事

の十項目につき極めて平易に養蠶の法を說けるものにして片岡志道見聞錄に「中澤村に玉井友四郎(現主玉井權右衛門)の別家市郎治といふ者上田邊ゟ切り桑植方、切り方等覺え來りて千曲川端砂地薄畑江植付蠶を飼始め種を取武州邊賣歩行」とある如く上田邊より覺えしは事實なるべし、而して市郎治は寶暦二年の生れなりといへば前記新撰養蠶秘書をも讀みしなるべく、本書の末に「養蠶の法博く諸說にもとつき其得失を考へ卿自得することありて多年これを試むるに其驗少も差ふことなし仍て其業に志あらん人の一助にもなれかしと固陋をもすれ老綵なる人の誹笑をかへりみず素なく書つゞりて養蠶輯要と號ことなり」と記せるをもて覩ひ知るべし。

玉井市郎治

玉井市郎治は寶暦二年正月一日更級郡東福寺村中澤に生る。資性英敏果斷にして頗る蠶桑の學に熱心し、奥州地方を巡歷して採桑の法を研究し明和六年桑の實を得て歸り桑苗を擴め、更に奥州より蠶種を求め來り養蠶を始め熱心之に從事せりと傳ふれども、明和六年は十八歳の少年にして奥州より桑苗を將來せるが如きは前記片岡志道見聞錄にあるが如く、上田邊より覺え來り更に之に滿足する能はずして、當時蠶種の本場たりし奥州にも遊びたるものならんか。

又甲州より都留郡寶納村の幸藏夫婦を雇ひ村內の婦女を集めて繰絲及機業の道を教へ、天明八年三十七歳の時には上州桐生より大工を雇ひ機具を拵へ絹織機織を創めたりといふ。

かくて文化元甲子年には「養蠶育之事」と題する養蠶の大意を記せるものを印刷して藩主松代侯に獻じ、ついで文化十癸酉年には「養蠶輯要」と題する一書を編して藩主眞田幸專公に獻ぜりされば其功により屢々賞賜を加へられ、文

化十年には帯刀御免並に郡役二人頂戴申付らるゝに至れり。其賞状写左の如し。

中　澤　村
市　郎　治

蠶並よ絲織且絹綿機方一件の儀御最初致發端候旨御城下御領内潤にも可相成一段の義厚く心懸相聞奇特至極之事よ候此上猶更無怠慢可致出精者也

五月（文化元甲子年）

中　澤　村
市　郎　治

銀　三　兩

其方蠶方出精其上綿機心掛御内用不絶相勤以益筋にも相成候に付酒代頂戴申付候且此上農隙を見合彌可致出精者也

二月十三日（文化二乙丑年）

中　澤　村
市　郎　治

其方儀年來養蠶の儀心懸何卒御郡中町方共蠶繁昌仕り候者國益にも相成可申候儀と存込蠶并桑方養所により穿鑿段々巧者に相成り望候者へは深切ニ教授致し御郡中町方よりても追年養蠶の者も相增其上絲挽機織方等迄申勸去年以來町方莫大の金銀入方も有之候儀全く其方年來心懸申勸より事起り候儀ニ付此上御郡中蠶并ニ桑養方綿機等望候者へは無遠慮立入教候様尤も蠶桑掛り改役之得差圖一統繁茂候様心懸可致出精者也

二月十三日（文化五戊辰）

かくて文化三年には次の寫眞版の如き賞状を授けらるゝに至れり。

中　澤　村
市　郎　治

其方儀年來養桑并桑作り方の儀厚心懸穿鑿致し功者に相成望候ものにて甚勞心深切ニ致教授候ニ付御郡中町方共近年養

蠶絲挽機織等迄も相增候段全申勘方宜敷之義其上右製作之書物等迄茂數多差出格段厚心掛候趣一段之事候依之帶刀御免幷郡役粗貳人頂戴申付候兼而申付置候通彌繁茂候樣心掛可致出精者也

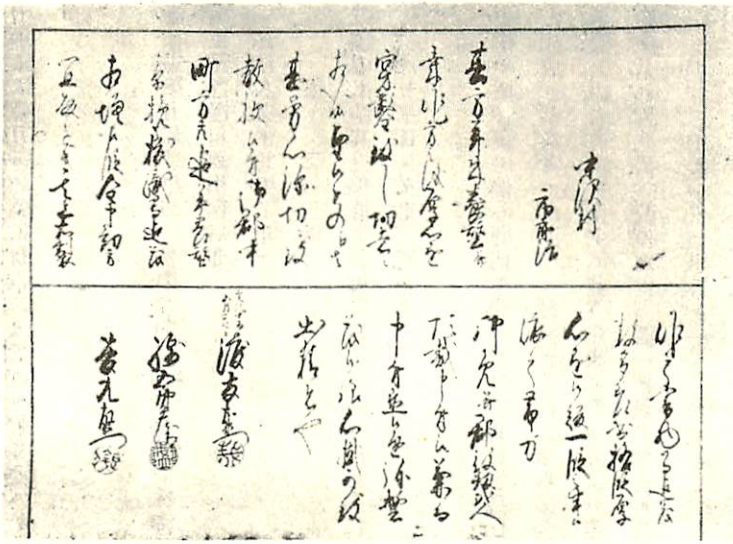

文化十酉五月廿四日

渡友右衛門㊞
綿五郎兵衛㊞
菅九左衛門㊞

而して右市郎治著「蠶養育之事」並に養蠶輯要の版木は今尚本家玉井權右衛門氏方に保存せらる。寫眞横に長きは蠶養育之事の版木其の左は養種輯要の表紙及扉、積みたるは同書の版木にして九枚の裏表に彫りたるもの本場玉蟲とあるは家號玉蠶堂の印にして蠶種紙に捺したるものなり。

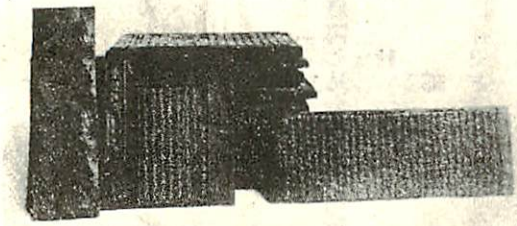

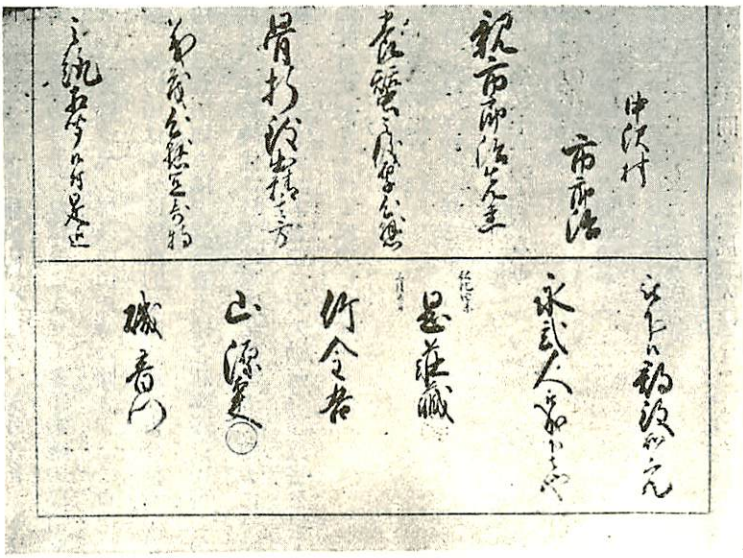

尙玉井市郎治の死亡せしは何年なるか研究未了なり。

氏の妹りう子の嫁ぎたる下眞島村中澤源八方の記錄に寛政四年十月廿四日とあれどもかくては前記賞狀を得る以前に歿せし事となり、又、二代目市郎治は寛政六年生にて文政元年に親の如く帶刀並郡役頂戴申付られ弘化四年に次の賞狀を得居れば此點より考ふるも頗る疑問なれども今は十分調査の餘裕なき爲須臾く記して後の考證を俟つ。

養蠶秘傳集　一卷　林宗賢著

本書は其名の示す如く秘傳集として大部分は木版にて印刷したれど、一部は著者自ら書きたる所ありて、其所に文化十歳丁丑正月二日宗賢七十歳しるすとあり。又、本書の序文高遠藩儒中邨元敬の記せるものにも文化丁丑春三月とあれば文化十四丁丑年の出版ならん。即宗賢の記せる文化十歳は十四歳の誤記なり。何者著者宗賢は寛延元年戊年十一月八日生にして七十歳は丁度文化十四年に當り、干支は自らも丁丑と書し、中村元敬も同樣に書しあればなり。而して本書の序文、林宗賢碑文等によれば、宗賢は伊奈郡西箕輪村羽廣に生れ醫を以て業とし、京師に遊び典藥頭浦野保生院道英法印に就て其蘊奥を究め殊に産科に妙を得て高遠藩に出入し重用せられたりといふ。されば其曾孫崇博の妻は高遠藩士鈴木與五右衛門二女にして

其長女は西高遠士族間瀬作治郎に嫁せり。（西筑輪村役場戸籍ニヨル。）又佛學を好み五穀を食せず以木食命を繋ぎ余技として養蠶をなす。翁の藏書中に上州の人馬場重久の著せる蠶養育手鑑及信州の人塚田與右衛門の著せる新撰養蠶秘書あり。而して翁の自序に予が兄の姉養蠶の妙手にて數年を經て外るゝ事なし、これによりて其習有る道をしり深く尋及び、木下の里內山氏養蠶の妙手なれば是により多年鍛錬の秘術を聞、又古今人々の撰置し書を集め、とあれば學理は專ら前二書を主とし、實際は兄の姉及內山氏等に聞き、之に自己の研究を加へて記せるものゝ如く「蠶神祭」「除雷秘文」「蠶妙蟲之事」等の項は多分に宗教的臭味を帶び古今蠶養の書問答の項に溫暖火助育と清涼育とを比較し右兩書天地之相違如何と題する章の如きは、蠶養育手鑑と新撰養蠶秘書との兩說を比較せるもの、如し。伊那地方は養蠶製絲の業早く開けたれども、江戸時代に於ては寧ろ北信の上田地方に一噐を輸し天保頃迄蠶種も上田種（上田地方の蠶種）を飼養せる程にて養蠶に關する研究も後れ本書並に次の勸殖桑養蠶書を以て伊那地方に於ける江戸時代著述養蠶書の主なるものとなすを以て左に其目次をかゝげて參考に供す。

養蠶秘傳集目次

午日を以て蠶神を祭る事
桑に八德又十一の德ある事
種目利の事禁物
蠶母身持の事　種取置やう
養蠶上中下手練して工手と成る事
古今養蠶書問答　蠶屎取ゝゆるはやはざ

休の事　蠶に病ある事
種青ませやうの事　蚫はき移す事
獅子休　竹休
船休　庭休
やといやう　まゆ干事
口傳五ヶ條

以上目次

養蠶秘傳集後篇

累年蠶養ひはずす人におしゆる奇法

此秘術を知る人は養蠶開運してはづるゝ事なし奇々妙々の事なり

尙文化十癸酉孟冬浪華南涯、岡田邦彦撰詰厥碑並序銘中に「社友宗賢林翁良術濟生勤儉爲家、五六十年間　乃得良田五箇處一町餘歩　漆凡六千株　桐二百株　桑二千株　梨子栢林檎　杉　檜　甘草　黄蓮」云々の句あれば翁は一方に於て佛學に凝り木食をなし享和元年五十四歳の時は中箕輪木ノ下村高雲寺の住職をなせる如き奇行ありしも、一方に於ては殖産興業の途を研究し自ら貨殖の道にも長ぜるものゝ如し。かくて翁は天保元年庚寅正月九日八十三歳を以て歿せり。

爲參考其碑文を左に掲ぐ

林宗賢之碑　（字上の屋敷墓地にあり）

林鷲山翁諱隆亮　字宗賢　以字爲通稱　鷲山其號也　爲信州伊那郡羽廣村人　其父諱睦正　家素業農　翁幼而穎悟

好學兼善書及稍長　欲以醫爲生產　師我祖中川道貞君學　其後訪諸家　又就京師典藥頭浦野保生院道英法印究其奥業大行矣　娶訓置女　有一男三女　男隆恭襲父之字稱宗賢　以醫嗣　女薙髪而爲尼　次妹（嫁ナラン）八手村向山秀精　次嫁西村猛長　其爲人寡欲而不好世華　常嗜佛學　口不食五穀　以木食自居數年　書寫于大般若經六百軸　大乘妙典五部　其躬行率如此也　暮年隱居　著書若干卷　藏于家　鄉黨學書之弟子蓋一百有餘人皆無不仰其德教也　以其醫乎　自往山中而採藥　以救人之疾苦　人皆云稱山中道士者　非翁而誰乎　以寛延元年戊辰十一月八日生　以天保元年庚寅正月九日沒　行年八十有三　葬先人墳塋之次　家嗣宗賢使余銘其墓　因爲之序銘曰。

入山採藥　天性自然　學佛得道　教外別傳　究其精妙　通其幽玄　業以繼子　祭祀永年

隣邑木下中川重明撰　木炬道書　哀子隆齋立　門人施入

養蠶全書　艸稿本全一冊　樋口雄貞著

本書は半紙に毛筆もて書きたる艸稿本にして「文政八酉年九月吉日寫」とあり。別に「文政六癸未の年春三月信濃國松島の驛樋口雄貞著」とあり。一本には「干時文政六癸未の年春三月信濃國松島の驛樋口雄貞書于養蠶堂の東窓」とあり。即文政六年に樋口雄貞の著せるものを何人かゞ文政八年に寫せるものにして、寫本にて行はれしものならん。其内容は

序

養蠶の次第　大毒の次第　掃卸しの次第　桑取の次第　養桑の次第　置所の次第　屋とひの次第　養蠶の極意　蠶種掃弘法

の諸項より成れり。

豊國書　勸殖桑養蠶書　全一冊　樋口雄貞著

本書も前書と同様半紙に毛筆もて寫せる本にして、文政八乙酉歳十一月冬至日「信濃國松島の御民樋口雄貞謹而志留壽」とあれば著者は前書と同一人なり。

而して本書のはじめに「夫五穀桑蠶は人民生養の至寶にして暫くもはなるべき道にあらざれば、おの〳〵心を盡す事久遠し、しかはあれども養蠶の事は素より婦女子の業なれば、自然の道にたがふ事のみ多くして年毎に功の空敷を見」云々とあり。別に木版半紙本、紙數十枚、桑園藏と記せるものありといふ。然れども寫本にても相當廣く世に行はれたりしと見へ、三丹蠶業鄉土史に、綾部藩士沼田忠淑が本書を寫し取りて其終に。

「文政九年三月、信州高遠の藩士何某より大河原池田所緣によりて、蠶種數十枚に、此書二卷を添えて送らる。三丹州は專ら養蠶を業とし、奥州の種を求むと聞及べり。近來信州の種子奥州に勝れり。よりて此種を養ひ可試、近頃尾州紀州駿州沼津へもこれを廣む。よろしきしるしあり。何程にても送るべしと聞く、よりて暫借り置て寫取。」とあり。樋口雄貞の本書を著せるは文政八年にして、翌九年には既に三丹州邊まで送られ、それが次から次と寫しとられたるを見れば、當時の蠶業の進歩に貢獻すること大なるものありしならん。

尚高橋伊勢次郎氏の報によれば、「養蠶聞書」なる寫本の前書に「文政九丙戌年十月十三日信州松島の人にて樋口平右衛門と申人日本橋十軒店樋口求馬と申す醫者の宅に居り候趣を大念十九兵衛長經話し候に付まかり出候ところ此の人豊國の書といふものを著し蠶の儀に詳しき人にてかひこの儀話し申候」云々とありて、樋口平右衛門の話を記せる書なる由なり。これによれば樋口雄貞は通稱平右衛門なりし如し。

天寶蠶秘　養蠶重寶記大全　中村彌七郎著

本書は天保十一年庚子正月の改板にして小縣郡上田在舞田邑（現在中鹽田村）中村彌七郎なる者の著書を佐久小縣兩郡の堺なる芦田宿峠に住める小松屋壽惠藏といへる人の書して出版せるものなり。表紙は當時の更紗模様の紙にして標

題の如き書名を書し其の裏の扉には桑の枝に蠶の二疋居る繪を描き下に、蠶はき立傳授の書、南向堂先生と書し、次の一枚には「抑蠶の由來を尋るに頃は、人皇廿二代雄略天皇の御后云々」と本邦養蠶の略史を記し、次の頁には、絹笠大明神の繪を掲げたり。而して其次に別項記載の如き目次を掲げ、次に目次による本文十七丁あり、十八丁には次の如き跋ともいふべきものを記せり。

養蠶重寶記

一世にいつきの名人養蠶記をいたしありといへとも男女童子ともに至り文字のよ㐌しきかさき事まてはとかりかねるゆへに文字のつたなきにかゝはらず心にかなへるのミ專一に書ゐるし畢

信州小縣郡上田在まいゑ

南向堂清重

南向堂

之によりて從來養蠶の名人とよばるゝ人々の著書ありと雖、やゝ難解の嫌ありしを以て著者は文章の拙なるを省ず、專ら男女童子にもわかり易き樣平易を旨として記せる事明らかなり。從つて其內容に於ては獨創と稱すべき點を發見する事能はず、塚田翁の著書、或は玉井氏の著書等に比し平易簡略なれども藤本氏の蠶かひの學及淸水氏の養蠶敎弘錄以前に「まいた」に於て出版せられたる點頗る興味あるものなり。其內容次の如し。

目錄

一上々の種吉凶を知る事　二丁
一種目方幷あたへ桑多少之事　三丁
一中種かえ方の事　同丁
一上種かえ方の事　同町

一極上の種かえ方之事　四丁
一下種かえ方の事　同町
一蠶えき立の事　同町
一蠶えき立次第の事　五丁
一蠶えき立二度休の事　六丁
一同二度の休より吉凶を知る事　同町
一蠶六七分の當にて吉凶を知る事　七丁
一蠶ちゞれ次第の事　同丁
一蠶死ぐもりの事　同丁
一同四度の休の事　八丁
一庭休より吉凶を知る事　同丁
一四度の休より上々蠶桑付の事　同丁
一蠶七八分あたりの事　九丁
一蠶十分あたりの事　同丁
一蠶間どり置場傳授の事　十丁
一居宅方角圖の事　同丁
一傳授ゆるしの事　十一丁
一種かえ取かこへやうの事　同丁

一蠶ねき立時候の事　十二丁
一種ねきおろしの事　同　丁
一貳番休の事　十三丁
一桑くれやう並桑付かごわりの事　同　丁
一休ゟ桑とめの事　同　丁
一蠶をき中桑入れる事　同　丁
一蠶八九分返りをきこゑりを取事　十四丁
一桑書夜くれ方幷二つ休かごゟ桑とめ桑葉付の事　同　丁
一桑付幷舟休かごゟの事　同　丁
一舟休庭やすミかごゟの事　十五丁
一庭をきゟ桑くれやう幷あがりかごハりの事　十七丁

而して最後に著者及筆者出版の年月につきて次の如く書せり。

奥書（十九）とあれは十九丁？

天保十一庚子正月改板

信州小縣郡上田在マイタ邑
中村彌七郎謹白

信州佐久郡中山道芦田宿峠
小松屋壽惠藏謹書　十九丁

蠶かひの學　一卷　藤本善右衛門著

本書は天保十二年の出版にして藤本善右衛門二十七歳の時の著述なり。從而本書より以前同村に於ても塚田與右衛門の新撰養蠶秘書及養蠶後篇の出版あり、又氏は蠶種商として奥羽關東地方をも遍歷せられたれば馬場重久、佐藤友信等の著書を始め養蠶秘錄、さては養蠶絹篩等天保以前の斯道の著書は參考せられしなるべく、又各地の養蠶熱心家の諸說をきゝて之をも參考に供せることは同書中に、武州村山村の好土曰、相州大島村好土曰、相州九澤村好土曰、郡內大月宿好土曰等と記されたるによりて察すべし。而して著者は文化十二年の生れなれば本書を著せる時代は未だ二十七歳の青年なるにも拘はらず又自ら發明工夫せる所少からず。即「掃立やうの事」に於て昔は楮にて掃立しが桑を以て掃くべきことを說き、蠶尻の取替には網を用ふるの利をのべて木綿絲網及繩網の製造をも記し、「雨天の時繭蟲ころし仕やうの事」にては炭火の上へ鍋に湯を入れて置く時はこげるきみなく、絲のたちにさはらず、ゆけにて蟲も早く死る事をとき。更に多量の繭を一時に蒸す法をとく、而して其植木室に棚をつり、まゆを棚へさし込、下へ火を入れ口をふさぎて殺方法の如きは明治五年政府より頒布せられたる蒸繭方法書の繭蒸室と其構造を同ふするものにして頗る進歩せる方法なり左に同書の目次を示す。

大　意
蠶たね貯かたの事
寒水ゐひたしやうの事
種青ませやうの事
掃立やうの事
陽氣とりやうの事

掃立より日數積幷手入の事
やとひ方の事
網まて尻をかゆる事
雨天のときまゆ蟲ころし仕やうの事
桑とり方の事

養蠶教弘錄　二卷　淸水金左衛門著

本書は弘化四年丁未三月著者の自ら出版せるものにして、同家には今尙其版木を藏す挿繪は永く同家に寄食せる文眞（其傳を詳にせず）の畫く所なり。

著者は文政六年二月十五日小縣郡鹽尻村に生れたりといへば本書を著せるは其二十五歲の春なり。然れども同家は代々蠶種製造を業とし、ことに其父良右衛門は國學に造詣深く書道に巧なりしかば其感化をうけて學問を好み最も蠶業に熱心し、自序にもある如く「己れ多年その道に心をつくし奧義を極む。しかるを只一家に傳へん事本意ならねば、すべて世の辨へ少き人々にをしへさとさんと此一卷をあらはし」云々とある如く、二十五歲にして既に斯道の奧義を極めたりといふ。又書中挿む所の國風は其家學の影響を現はせるものなりといふべし。

當時養蠶に關する研究の益々進步せることは本書の內容を檢せば自ら了解すべしと雖、特に前記諸家と異る點は薄飼を唱導せること、即、掃立は蠶種一枚を六尺四方に擴げ次第に箔數を增加すべき事を、四種の容器につきて其實數を示し。桑を多く與ふべき事を說き、蠶種一枚に付桑二十五駄を上とし二十駄を中とし十五駄は下の飼方とする事をのべ。又、換氣法に細心の注意を拂ひ書中到る處に「情氣包むな」といふ事を繰返し述べたり。

教弘錄下卷に、「寒さ暑さ陽氣ちがひのそのときは情氣つゝむな桑でしのけよ」「風は只情氣籠らぬさめなれば、晝

夜氣を付窓の開閉（あけたて）はじめ程薄養にして桑あつく情氣つゝむな蠶尻ためるな」「寒き日はなを澤山に桑くれて情氣つゝむな夜るも氣を付」「人の意氣（呼吸）すると同じき風なれば、ほのかに入て情氣つつむな」等空氣の流通をよくし、換氣に注意すべき事を歌へる歌多きを以ても如何に此事に注意せるかを見るべし。明治八年勸業權頭よりの命によりて差出したる清水金左衛門發明の乾濕計は恐らく此時代より風寒暑濕に注意せる結果抜出せるものなるべし。

養蠶教弘錄版木

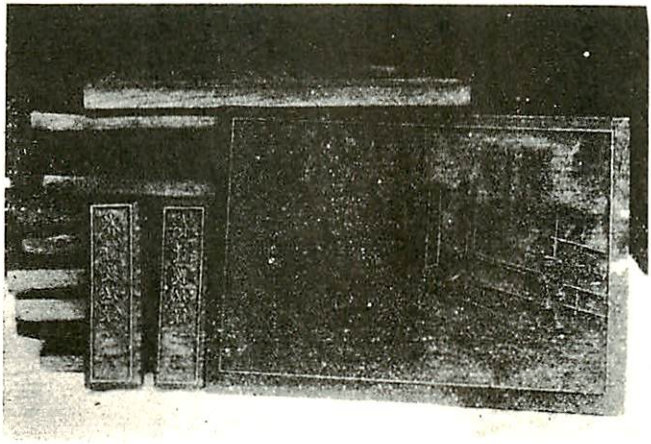

（清水長之助氏藏）

次に養蠶教弘錄の目次をしるす。

上　巻　目　次

蠶養の人心得べき事
桑の喰せ高によりて養方上中下を知る事
蠶養の人數多少により養方上中下を知る事
蠶掃立より繭作る迄器割合仕法の事
蠶種貯やうの事
蠶生れ出る時心得之事
桑の花をもつて蠶掃落す仕法の事
桑の若葉をもつて蠶掃落す仕法の事
蠶の大小出來ざる心得の事
×暑さを凌がするうた幷心付の歌
×蠶の生死と上まゆ下まゆ作らすると二道有る分を知る事幷養方の骨となるべき本方を知る事

下　巻　目　次

蠶養の人心得の哥
獅子の休起手入の事
蠶風を嫌ふ事
家の内陽氣加減の事

竹の休起手入の事
蠶家にて火を燒仕法の事
船の休起手入の事
蠶尻取替よしあしの事
寒さを凌がする養方のうた幷心付第一之妻
風のよしあしを知る妻（寒さを凌ぐ仕方の事）
×蠶庭起より万伏になりて違はぬ仕立の妻
×寒さを凌ぐ仕法の事
庭の休み起手入の事
暑さを凌ぐ仕法の事
養方のよしあしにて蠶の病を知る事
蠶種のよしあしを知る事
諸國にてまゆ作らする品ある事
×養方の本方を知る近道之事
大意
以上

（×印は清水家藏版の教弘錄にあつて蠶桑古典集成の目次になきものなり）

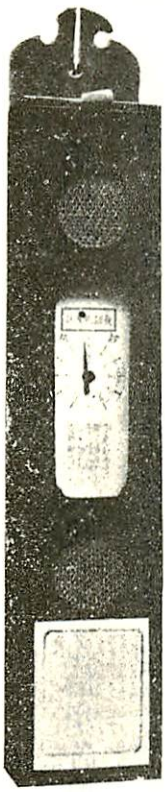

清水金左衛門發明の乾濕計
（清水長之助氏藏）

第四節　遊歴人の眼に映じたる信州各地の産業

養蠶は農家の副業として行はれ、ことに明治維新前に於ては婦女子の手業とせられたる爲其農家の最繁忙なる時期と衝突して益々多忙なりしと、多くは文字を知らざる婦女子によりて營まれたる爲、之に關する文獻極めて少く、ことに其蠶飼の狀態等に至りては之を知るよしもなかりしが、たま〳〵文人墨客等によりて寫されたる斷簡零墨の存するありて其一端をうかゞふを得るのみ。次に記せる眞澄遊覽記以下は即ち其一部なり。

一、眞澄遊覽記

菅江眞澄本名は白井英二秀雄、寶曆四甲戌年三州豊橋附近に生れ、天明三年三十歲にして家を出、文政十二年七十七歲の七月十九日出羽國仙北郡角館神明社の神職鈴木氏の家に於て長逝する迄四十餘年漂泊の旅を續け、到る處犀利な眼を以て當時の國民の生活を觀察描寫せり。

「伊那の中路」はその初めて鄕を出でし天明三年の春信州路に入りし時の紀行にして、卯月十五日の條に、

「こゝにちいさきかたまのごときものつけたる女あまた、野山のかたにうちむれていきけり。こは桑の木の林に入りてゝづといひてわか葉ののくはたる花のやうなるものを採りて、くハ子やしなひたつるといふ。ゝづは水葉にやあらん。此くハこのたねハゝちのおくのあき人よりかひとり、かく桑の木の芽いつる時までは、くハこのとく出こぬ寒きところにこめおき、又こゝにある山寺といふ庵のいと寒きところの法師にあづけてひめおかせて、卯月の八日さかふちのをこなひに、此ゝねに人さはにのぼりて、くハ子のかひつきたる紙を手ごとに持歸り、埋火のもとにおきあるハ、そひらにおひて、よるひるあたゝめられてハ、いささかの春をゑたるおもひやしけん。けしなどのもゆるやうになり出るを、きゞ

すの羽して、撫子とてはらひおとしてミつのふふミをくハせやしなふとか。」

とあり、本文によりて天明三年伊那郡山吹村の養蠶の狀態を知り得ると共に、當時伊那郡各地養蠶の狀態をも略々想像し得べし。即竹箆提げて立木の桑林に入り、桑みづをとりて稚蠶に與ふる事より、蠶種は奥州種なること、氣候の適當となる迄山寺に蠶種を貯ゑ四月八日の涅槃會に山より下して催青せしむること、即ち催青の時期を示し、且催青の方法としては埋火の傍に置き、或に背に負ひて暖むること、掃立には雉の羽根を用ひ桑みづを以てする事等をも記せり。而してこの山寺に預くる事は明治維新後も行はれ明治二十年蠶絲業組合時代に同寺出火の爲蠶種約二千枚を燒失せりとて下伊那組合より長野縣蠶絲業取締所に補助を出願せる文書存せり。以て其因襲久しく絶えざりしを見るべし。

次に上伊那郡片桐村七窪の三石三春の家に宿れる當時見聞せる同地養蠶の狀態を寫して、

「五月五日。みは類かやとをひるより出たつ。（七窪の三石三春といふ人の許に十日許居て出足せるなり。）ひとおきふたおき、ふなどいひて、里はこかひ（蠶養）のわざに露のいとまなみ、桑のさえた（小枝）折もてありき、やの中ハところせく、かふこのこたなかけならべ。外は田植うる料に刈敷とて柞楢（はゝそ）の葉などの嫩葉の楢刈り束ね馬につけて野山より田づらに、女にてもあれ男にてもあれ引き行くを、まねぐりとて日に百度千度も行かひをせり」

といへり。以て七窪附近は養蠶盛にして家の中所狹き迄蠶棚かけ並べ、又桑は恐らく刈桑を用ひたるらしく、「桑の小枝折もてありき」とあり、且田植と同時に壯蠶期に入りて頗る繁忙なるすがたを里は、こかひのわざに露のいとまなみと優しく舒し去れり。

次に六月七日東筑摩郡洗馬村岩垂に入り同村の岩垂某の家にては次の如く記して其の新桑、繭の多く麗しき樣を叙せり。

「此村の岩垂何某といふが家を訪ふに、（「に」を脱せるか）ゐくはまゆのいと多く繭ごもりして宿はいぶせき家のとうめの言へるは「たらちねの親のかふこのまゆ籠り、いぶせくもあるか妹にあはずてといふ詠めの意にもかなへり。誠に蜜のあまたありけり。

夏引のいとなむわざやしげからん
とる手あまたの繭つくりして（下略）

二、環齋紀行

假に環齋紀行と題せるも、環齋とは何處の人にして如何なる人なるやを知らず。唯、文化二年の春、其友人兎毛なる人を尋ねて中山道を松本に來り、現今の洗馬村小曾部なる新倉家に寄寓せる兎毛を訪れたる折の記事にして、江戸時代に於て養蠶の全盛に赴かんとせるころ、東筑摩郡中にても比較的最も早くより養蠶の發達せる此地方養蠶の狀態を窺ふべき好箇の資料なれば左に之を採錄する事とせり。

埜の栞一

水雲雜誌

文化二己卯四月廿日江戸を中山道より出て、名におふ忍の城を見めくり、五月四日の朝まだ夜ふかきに深志をいで、出川の橋にいたれば、はや横雲棚引わたりて塒はなるゝ山からすの一つ二つ聲たてゝ飛かふさまいと面白し。村井宿より右に折り斜に北をさして木曾川の岸にのぞめば、歩行して渉る河なれど此頃の（霖雨）ながめに、水漲りて越えうべくも覺へざりけるを、馬に草負せたる童の來りて云やう、旅人此河を越さまくほりせば、持具のわつらはしきハ此我馬に附よ、こなたの瀬に添ふて、跡につき來るべしとて、やす〳〵とわたしてけり。山賤の兒の心やさしき、中々都近き里

の子等の日を同ふして語るべからず。右左して小曾部山に入りて人家近くに賤の女の桑葉つみて居たるを見て「やよ女の童此比このわたりに難波津淺香山の物學ひの師住居をうつせるよしいづれの邊に家居したまふぞや」と云へば「そはまた卜筮（やぬらずび）のはこびも全からざれば、新倉ぬしの宿に寓りて居たまへる」とこそ答へける。午近き頃新倉ぬしの家にいたる。時しも蠶飼のたゞ中なれば主の妻子僮僕はさら也兎毛妻子もうちまじらひて飼屋の棚に運ぶあり出すあり、或は箸もて拾ひ、或は籠もて入るゝ、さしも大なる屋舍なれども所せくまでひろげぬれば、たま〳〵のまろふ人は膝を容るゝに地なし、兎毛妻子はおのれがゆくりなくゆきたるにあきれて、しばらく顔打まもりて物をもえいはず、しばらくして塵うちはらひて立てつゝ、何やかやつもることとも口ひとつにて語らんとて舌うちまはしてさゝやけども、おのれ其の始終の事とも知らねばわからず。（中略）兎毛も畫は蠶飼にいとまなければ、夜毎々々に打よりて種々の事尋ねては夜を（更）深しぬれどこゝは岐蘇山に隣りて、山風はげしき里なれバ蚊火たく煩ひもなし、水無月の最中にもいやしきものは蚊蠅ちふものつらずと也。（下略）

三、善光寺道名所圖繪

本書は濃陽今尾藩庸園利忠といへる人の天保の末年に著せる書にして、庸園氏は豊田、姓は藤原、名は利忠、通稱伊右衛門といひ、又養甫とも稱し能く畫理に通ぜる人なりといふ。而して天保の末年善光寺に參詣し、途中得意の彩管を揮つて名勝古跡より見聞せる人々の生活を描き之に解說を附せるものにして、第一卷の自序に天保十四卯年仲秋とあり第五卷には嘉永二年巳酉季秋名古屋書林美濃屋伊六とあれば、天保十四年頃迄に脫稿せるものならんと思はる。而して其信州に入り埴科郡屋代に來るや同地の唐木銀三郎氏の宅に暫らく足をとゞめ附近の寫生をなし、又見聞を記せりといふ。左に揭ぐるは其際唐木氏より聞き、又實際に見たる當時の養蠶狀態にして挿畫ありしも之を割愛せるなり。

埴科矢代

「此邊養蠶の家多し、木曾の山中其外山間の田畠少き邊は是をいとなみて世を渡る扶とするも又優し、折から繭の揚り前とて家毎に閙はしく、如何なる姥小女も雇れ桑の持はこび、松が枝の折敷など手々に携へて故郷にては見馴ぬ産業も亦珍らかなり。其養育の始末を聞くに、」とて以下養蠶の方法を略説せり。

文中「木曾の山中其外山間の田畠少き邊は是を覺えて世を渡る扶とするも又優し」といひて信州の養蠶が耕地少く農家の收入少きを補はんが爲に起れる特殊産業なる事を説き、飼育法に於ては「三どめの休の後次第に大になり滋々多く成ゆゑ外の竹籠やうの物に移し」といひて菰若くは莚等にて飼へるを物語り、上簇法の所にては「廣き蓋の類に椎柴などの物を敷入てひきりたる蠶を置て藁を覆ひ」といひ又採種の方法に「形のよき蠶を撰んで絲に括り釣りおけば蛾の蝶に成出る」といひて今日の養蠶法とは著しく相違せる方法を記せり。

第六章　明治維新以降世界大戰に至る養蠶の發達

第一節　種繭の生産を主とせる時代

明治維新後百度一新と稱すと雖も其初數年間は、中央に於ては政權の授受行はれしも、地方に於ては舊藩主は藩知事として舊來の城地に住居し、舊領の政治を總攬し居たれば一般の地方政治は大變動を蒙る事なく、舊態依然たるものありき。即我信濃國に於ても明治二年六月松本、飯田、高遠、高島、龍岡、松代、須坂、飯山、岩村田、小諸、上田等の諸藩主其封土を奉還せしと雖も、同年同月藩知事に任ぜられ舊領を支配したれば、維新大改革の名あれども實なし。其後明治四年藩を廢して伊奈、中野、二縣の外に松本、飯田、高遠、高島、松代、須坂、飯山、岩村田、小諸、上田の十縣を置き、四年六月中野縣を長野縣と改め、更に同年十一月長野、松代、須坂、飯山、岩村田、小諸、上田の七縣を廢して長野縣を置き、伊奈、松本、飯田、高遠、高島、高山六縣を廢して筑摩縣を置き、信濃及飛驒二國長野、筑摩の二縣によりて管轄せらるゝに至る迄は依然として封建時代の風習を脫せず、農村社會は殆んど何等の變革を見ず庄屋、名主の名稱が戶長、區長等に代りたる位のものにして、五人組の制度は從前の通り恪守せられ、穀物本位の農業奬勵せられて百姓の營利に走るを戒しめ、勤儉節約の消極的政策のみ行はれたり。

されば蠶絲業方面に於ても未だ見るべき施設なく、ことに信州は前述の如く幾多の小藩——小縣に分轄せられ居たるを以て全縣的に統一せる大方針の下に躍進する事能はず、隔靴抓痒の感あり。たゞ開港以來決河の勢を以て海外に輸出せられたる蠶種は其製造販賣とも滔々として止まる所を知らず、非常の勢を以て發展せり。（蠶種篇參照）されば養蠶

業の如きもすべて蠶種製造を主體として行はれ、明治七、八年横濱埠頭に蠶種を燒き、明治十一年諸條例廢止に至る迄は殆んど採種本位の養蠶行はれたり。

即養蠶の根元たる桑園にありては蚕歩の多き所謂歩桑々園を本體とし、其品種の撰擇より耕作施肥すべて蚕歩本位に行はれしことは明治七年本縣に於て爲せる桑栽培調査を見れば自ら明らかならん。（栽桑編參照）又養蠶に於ても絲質解舒、繭層の厚薄等は殆んど省みられず、いかに小粒の薄皮繭にても出蚕歩合の宜しきものを以て上とし、唯蠶卵の多からん事をこれつとめたり。

於此政府當局者も大いに其弊を憂ひ明治二年二月、民部省は「養蠶方御下問書」を下して全國各地各種の養蠶方法を錄上せしめ、又同時に布告を發して養蠶の方法蠶病手當の大略を示し、終に纔かに製絲に言及し二ッ取器械の缺點をのべ、近く外國より器械を求めて其傳習をなすべき事を豫告し、猶最後に蚘の說を揭げて蠶蚘の害の恐るべく、蚘は必ず殺すべき事を說けり。

「養蠶方御下問布告

養蠶は

皇國至要の產業にて唯其事を勸むる者の利潤あるのみならず、大國資用を增殖するものなれば追々其術を考窮して各妙手に至るべき筈なれども其巧拙によつて豐凶有之、隨而損益も不少候處、近來養蠶場梟て其利を競ふよりして徒に他の利益を羨む者は已其術を精ふせず、分に超へ力に過るの蠶業を營み、却つて其產を失ふに至るの類、間々有之哉趣實に憫然の至に候。

畢竟其者の貪欲より生するの草なりと云とも、いまだ其學術窮理の依賴標準とすべきもの故、未熟の輩唯其豐凶は天與の禍福とのみ存込、遂に知覺の進歩を得ざるは今日迄の遺漏にして不可忽事に候。最是迄養蠶は婦人の業に屬し自ら手

に覺え心に記す藝術に齊しけれども、漸く其事盛大なれは各一家の本業にも可相成、殊更人の原蠶卵を製するの輩は別て之を研究し實際を試驗したる自案の手記も可有之間、今般遍く養蠶場に布令し、各地風土の差と養法の別とに不拘廣く其事を下問し、要を摘み、萃を抜き、養蠶の方法を輯集しこれを頒布し、人々無經の惑を解きて有功の勤に處するの階梯ならしむる條、各々其秘決蘊奥を吐露し、左の條件に隨ひ手續書を以て可申立事。

條　件

一、養蠶室建築の模様、氣候溫暖の用ひ振、日除、風ぬけの手當、窓戸の設け方。
一、蠶卵の手置、原蠶に化するとき其撰み方。
一、卵の蠶に化するとき其年桑の様子により遲速あらしむるの法、其遲速に付ての取扱振。
一、白繭を作る蠶、黄繭を作る蠶の養ひ方の差違難易。
一、蠶は幼稚の時養ひ方別て行届くべきの理、桑を用ふる度數、溫度の加減、蠶室の手當
一、稚蠶を桑の花にて飼ふの善惡及雨露ぬるゝ桑の善惡。
一、獅子休より庭起迄休起の順序日限及手當蠶裏の取り捨て様、桑の度數溫度の分量。
一、揚方手續繭になるの日限及繭の拾取方、繭の手當。
一、さなぎになりてより蛾に化するの日限及蛆となるさなぎ因緣。
一、蠶卵を紙にとるの仕方溫度の有無。
一、總て蠶と化して繭となり繭より蛾となる日限。
一、春蠶の外夏又は再出とも唱へ卵となりて其年再び蠶に化するの因緣。

附右二種の卵を製するの法

一、蠶卵紙一枚　本部半枚　厚取にて蛾何個にて出來し其蠶卵數幾粒あるの取調。

一、右紙一枚の蠶を養ふに桑何株　馬に何駄　備ふべきの算當及蠶室の間取蠶具入用の積。

一、桑樹の種類地味の善惡及培養の法。

一、凡蠶に障る氣候品物及蠶病の種類因緣。

一、都而養蠶に用ゆる道具の寸法繪圖幷蠶となり四度休み起より庭起後の樣子繭の圖さなぎの貌蛆及蛾迄の處を丁寧に眞寫したる繪圖。

但此分ハ養蠶場一最寄より一通宛にてもよろし。

午年二月

民部省

右擧るところの條件は全其の概略にて各地各種の取扱ひありて尙洩るの件も不少管なれば篤と實地取調書取を以可申立也。」

「御布告

外國通商の道開けしより蠶業の利益次第に多く隨而其業も盛に相成凡養蠶を事とする者三陸、兩羽、磐城、岩代、信、上、甲、丹、但其外の地に至る迄其術日々新にして各地桑畑の善惡を檢し氣候の冷溫を計り追々妙手段好工夫もなるべけれとも所謂後世恐るべしの理にて未た其至極を得たりとはいひがたかるべし且養蠶に卵種を製すると糸を繰るとの兩樣の別ありて糸を繰るは卵種を製するの利に及ばずといふとも必ず其土地氣候及桑畑の善惡と養育の精疎巧拙によれば固より謂れある事にしてしかも各其利を營み國用を益するものなれば相共に其業を勉め其利を考へ更に至極の處に至る損に心を用ふへき事なり。

蠶卵を製する家の養蠶法は先つ原蠶卵の極上なるを撰み蠶に化しては毛子の養ひより桑種を吟味し四度の休起の手當庭おき桑をすゝ免ひきたる後揚方の不作に至るまで其製を盡すべけれども漸く瞞となりての後其年の模様により瞞の中のさなぎ黑き疵を生じ其さなぎより蛆を生じ大に其年の蠶卵出來高を減ずるあり是は蠶のよしあしのみにかゝはらず唯自然天然の災害にて實に遺憾少からざる事なり素より數多き蠶の養ひにて殊に氣候によりて化生じ僅五十餘日の間に數回の形を變して再び蠶卵に成る程のものなれば其年の氣候よろしからずか又或は桑の種あしく養方いまた其精を盡さゞるによりて様々の病を生ずるも又よしなしとはせざれども今此蛆の如きにてはいまたさる仔細を究むることを得ずして唯自然天然の災とのみなしたるは實に心苦き事ならずや。

世の精妙を究めしといふ養蠶家の說によれば此蛆の生ずる本は其飼ふところの桑にあつて風ぬけあしき屋敷附近の桑又は眞土の桑又は年古きやせ果たる桑を以て飼ふ時は其蠶にはさまでさはらずして瞞となりて後其餘毒を發しさなぎに疵を生じ蛆と成りしなるべしといへり經驗の事なれば決してさ流理のあるべきなれとも尙其理を推究めんには其蛆の因て生する所を明らめ其後また何物に變ずるといふ事を詳にせずんばいまだ果して其理を究其證を得たりといふべからず因て今玆に歐羅巴人の勘考究理せしといふ蛆の說を記載し遍く養蠶場へ布告せしむる間能く家事につき其理を究め當年養蠶方の試驗を以て發明の事あれば手續書にて申立べし猶其證を得其徵を見るの事あらは其發明人には相應の褒賞を下されし且其者の名面を以て廣く其說を天下に頒布すべし。

近來蠶舍利と唱へ蠶成長の後に至り俄然蠶身不隨の病を起し盡く仆れ死するの奇妙なる蠶病流行するよし且世人其病の奇妙なるを疑ひ傳染病とし蠶室を易へ養蠶具を捨るなとの弊もあるの趣なれども是亦必す其由あることにて蠶室を易へるは其氣候に因る事なればさる筋にもあるべけれども徒に流行病として其病根を究理せざるは口惜き事ならずやいまた外國にも其究理なき由なれどもよく其病根を探りて稍其證據得は速に布令すへければ當年實試みの上其病根を究し者は

經驗上の書取を以て申立べし其說を得たらんに上條の例に從ふべし。

蠶に樣々の病種あり生じて兩三日の間か程になりとて毛子のまゝ黑くなり消えうせるあり又初度休二度休の頃とて其期をうしなひ次第に蠶の身縮少になり死するあり或はあかる蠶の頭大くなり淡紅色になりて死するあり或は縮蠶とて漸く枯瘦して死するあり或は庭休の後俄の暑き南風なと烈しく吹く頃に成りふし蠶とて蠶身の節々高くなり終にたれ蠶とて黑く腐爛するあり右等は其大略なれども尙其上にも土地の異同氣候桑種養方よしあしして各種の病類あるへけれども皆其由を審にせさらば其業を事とする者のおこたりにて遂に人の智識を進る事無るべし因て右等の病種中にて其說あらは書取を以て申立べし都て前條の例に從ふべし。

絲を繰るに近頃二ッ取といふ器械開けて外國交易の品及從來の織物にも用て稍便利なれども未だ其器精巧ならざる故に外國人常に我製糸の疎なるをいとひ價も貴からず遂に蠶卵を製すると格別利器の差(たがへ)を生せりされども世の養蠶都て蠶卵になるべきの理無く縱は佐の理ありとて人々養蠶後の營みにもなる事なれば是非とも此繰糸器械を開き更に其巧を增し繰糸家の利を殖したき事なり因て近々外國より其器械を求め其製造をも得習して容易く辨知候樣なすへけれは望ある者は早く名面を申立て置べし成功のうへ便覽せしめ其器械を購ひ得る事をも許すべし。

右之趣國々養蠶場へ不洩樣布令せしむる者也。

午年二月

民部省

「蚓の說

日本養蠶人の說を聞に蠶のさなきの身を喰ふ蚓はさなぎより這出づれば日を經ずして自然に死する故其蚓は殺さずともよきものと心得居れり是其心得違にて別紙繪圖の如し。

第一圖　蠶身に黒き點あるは其腹内に蛆の居る證據にて三度四度の休起の間にて此黒點見えざれども蛆の生ずる蠶果して此點あるといふも慥成證據は未だ得ざるなり。

第二圖　繭を切たる形狀。

第三圖　さなきに第一圖の蠶にある如き黒點あるを示す。

第四圖　さなきより生する淡黄色の蛆の形狀。

第五圖　四、五日を經て黒くかはきたる蛆の形狀。

此蛆の皮を剝き去れば

第六圖　蠅の雛の如き形狀に變しあるを見る右の蠅いつ頃より生ずるや未分明されとも多くは季春の頃なるべし何故となれは初度の夏蠶には蛆ありて再度の夏蠶には決して蛆見えさればなり此蠅定めて春蠶の節に生して蠶身に卵種を殘し暫時にして死する故再度の夏蠶などに此害無き事なるべし尤も此蛆山繭をも喰へり扨此蛆の生ずる説種々の論辯ありといへ共まづ蠅の稚き蠶を刺して腹中に卵種を殘し卵種の外圍を油質のものにてかため置くと見ゆ而して蛆は卵種より生して其油質のものを吸ふて成長し終に蠶の腹内へ喰入なるべし然るに日本人大なる心得違にて此蛆は繭三日捨ておけば死するものとして殺さずに取捨る故來春に至り蠅となりて此害をなすなれは蛆のさなきより這出ると直に殺しなほ明春出蠅の數も減し隨而此害も絶るに至らん且又黒點のある蠶をば取りけ置き其繭に別に蛆を殺す事は日本政府にて世話し易き事にて右の蛆を殺さずに取捨る故死せずして來春蠅となり蠶を刺し卵種を殘して害を爲すの理を日本國内養蠶場へ仔細に布令し前に説く如く蛆は必ず殺すべし決して其儘にて取捨べからず又黒點ある蠶をば取分け置き其繭は別に蛆を殺すの手段をなさば此害次第に減じて終には蛆の卵種絶ゆるに至るべし。」

「　生糸の製よろしからず西洋より繰糸器械取寄べき説

前橋生糸改所御取建の頃は種々の目的ある事なるべけれども其目的十分行はれず此改所のため益を見るは僅に風袋紙の目方揃ふのみにて製し方悪き糸を改め除くといふこと無し就中當年は格別前橋改糸には汚れ又は縒きたる把糸あり日本の生糸製し方よからぬといふ譯は全く好器械無き故なれば歐羅巴様の器械を日本にて仕立たきものなり方今日本人は生糸の美悪に拘はらず只品數多ければ外國人に賣りて利益ある事として糸の製し方は更に注意せず然るに當年の生糸頗る汚れ縒れある故に外國に輸出する品數少く多くは國内に殘たれば日本商人にも果して多分の損失となるべき事なり故に商人共此等の處能く勘考し好器を國内に廣むる様世話致さば隨分佳き品を得べし然して外國人を雇ひ傳習を受けなば聊なる年月にて熟練し永く教師を雇ふに及ばずして製糸は奇麗に品質よく價も高貴に至り器械買入等の費用は速に補ひ得る事容易となるべし。」

而して右御布告中にも「養蠶に卵種を製すると糸を繰るとの兩種の別ありて、糸を繰るは卵種を製するの利に及ばず。」といひ、又「外國人常に我製糸の疎なるをいとひ、價も貰からず、遂に蠶卵を製すると格別利益の差を生ぜり。」といひて養蠶は蠶種製造、若くは種繭として賣る方利益多しとなせり。されば明治五年初めて蠶種大惣代を定められしも蠶種取締の爲にして、此蠶種大惣代は蠶糸業百般の事に關し、或は政府の諮詢に應へ、或は地方蠶糸業の指導員ともなりて、其指導奬勵の任に當りたりき。

明治五年國々大總代申合書第三條に關し、長野縣蠶種大總代藤本善右衛門は疑義を抱き、本縣に對して左の如き伺書を提出せるに縣も亦之を租税寮に質したるに、右は桑樹もなき者猥り養蠶掃立、それが爲に往々産を破る者あるを憐みて、蠶室、蠶具、桑樹分量等に應じて掃立つべき事を令せる迄なるを答へたり。これ藤本大總代の居村鹽尻村及秋和村等に於ては多數の蠶種を製造する爲、到底自家の桑のみにては不足するを以て、多く他の地方より移入して養蠶し、然も好結果を收めつゝありしが爲なりといふ。

「　　乍恐以書付奉申上候

國々大總代申合書第三條他ノ桑ヲ諸方ヨリ買集候故桑種不一養方度量ヲ失ト申件、文書判然ナラズ桑葉賣買不相成方ニモ聞エ可申、旨被仰下候、左候テハ容易不成事ニテ桑作リト養蠶家並不行候テハ頗則ノ至ニ御座候畢竟大總代共ノ心得方ハ桑葉買求候トモ度量計リ前年ヨリ用意致ス篤實ノ蠶家ノ事ナラス諺ノ博奕ニ等シク、山蠶ヲ禁ズルノ心得ニ罷有候乍去右ニテ賣買不相成テハ不都合ノ至ニ候間誠實ノ者共ハ賣買相成候樣被成下置度懇願仕候　以上

小縣郡上齋尻村
蠶種大惣代
藤本善右衛門

壬申八月九日

長野縣御役所」

右に就て縣より

蠶種規則第三則に桑樹無之者多分掃立桑種不一手當を失ひ違作或は下等品を出すに付注意あるも本縣小縣郡秋和村、齋尻村等には桑無くも他より桑を買入れ上好の蠶種を製する者あれば餘り束縛せざる樣に

壬申八月廿九日大久保長野縣七等出仕、楢崎長野縣權參事、立木長野縣權令連名にて伺書を差出したるに次の如き指令あり。

「書面申立之趣素より大惣代共申合書にて敢て他人より桑を買入候儀一切不相成とには無之、蠶室に應じ桑樹分量充備候樣前年より厚く用意可致との事に候條大總代江申談實際に於て適宜之處分可致事

壬申九月七日

租稅頭　陸奥宗光　印」

養蠶教師の派遣と傳習生の來縣

明治初期の信州は蠶絲業の先進地として、各國より或は養蠶教師の派遣を請ひ、又は遠く傳習生を送りて授業をうけしむるもの多かりき。左に長野縣公文中より二、三の例を抽出して、其誇張に非ざる事實を示すべし。

一、明治六年三月廿三日度會縣勸業掛權大屬吉田利貞より長野縣水内郡蟹澤村中村喜右衛門なる者を傭入れ度由申込ニ付、四月九日之を遣せるに其後六月十四日吉田利貞より左の加き禮狀來れり。

「向暑之節御座候處各位彌御清泰御奉職之條奉慶賀候然は先般蠶教師之義及御依賴候處早速中村喜衛門へ御達被下四月下旬着其後十日計相過持參之蠶紙及脫卵此節ハ既ニ繭ニ相成不日卵紙幷ニ製紙ニ取懸候由御座候貴境は桑葉を犯晩霜歉手ニ屬候由ニ相聞候得共當表ハ右等之患は不相見万事無恙養蠶試業之幸福と大慶罷在候孰れ當冬より來春ニ至募而桑苗植付させ候心得ニ而此節も指木等もいたし試候事に有之候何れ成長之速成良法も御座候はゞ御教示被下候樣奉願候　中村喜右衛門義は夏蠶成功之上引取可申候右御禮得貴意度如斯御座候　頓首

六月十四日　　度會縣權大屬　吉田利貞

長野縣庶務課御中」

二、同年六月十八日度會縣貫屬上野貞文製絲業開業に付長野縣より製絲に委敷女子傭度旨申込來り同年七月十四日附にて高井郡小布施村大島助作妻みよ廿九歳、同村小林儀兵衛娘きし當十九歳二ヶ月同櫻澤村清水彌平治姉たそ當廿九歳二ヶ月同松村新田關谷清兵衛當四十一歳の四名を遣はす事となり、右上野貞文名代秡一直吉及中澤與三右衛門の兩人迎へに來り連れ行く。

三、鹿兒島縣下薩口城平なる者傳習の爲小縣郡鹽尻村藤本善右衛門方へ來り居り蠶種を製造し之を鄉里へ持歸らんことを請願せり。其願書寫。

蠶種製造ノ儀ニ付伺

當縣下信濃國養蠶大惣代上鹽尻村藤本善右衛門方ヘ養蠶爲修行罷在候鹿兒島縣下溝口城平儀傳習之爲原種半枚掃立候處年來熟練之者ニ不劣上品出來殊ニ歩合も有之候間同國鄉里業之原種に充て併せて自用ニ供度旨同人申出之趣を以蠶種十枚製造之儀大惣代ゟ願出右ハ兼而御規則之次第モ有之候得共僻遠ノ地より熱心之餘奮來學且ハ同國生産開端とも可相成ニ付別特之譯ヲ以願之通原紙十枚製造御許可相成樣致度依而大惣代差出之書面寫相添此段相伺候也

明治六年六月廿八日　　長野縣權參事　橋崎寬直

同　權令　立木兼善

租稅權頭松方正義殿

（朱書）

書面之趣尋常製造人候得ハ一般影響にも相成難開届筋ニ候得共右ハ蠶業熱心之余リ遠隔之地迄罷越修行致し本國生産開端之志願情實無余儀相聞候間格別之譯ヲ以此度限リ聞届候條原紙拂下之儀ハ信州上田原紙賣捌處に申出候樣可申渡事

但原紙受取方之義ハ當寮へ可申立事

租稅頭陸奥宗光代理

租稅權頭　松方正義　㊞

明治六年七月二日

四、新川縣（後に石川縣）より養蠶試驗人依頼ニ付下高井郡笠原村清水政右衛門を遣はしたる所頗る好成績にて歸國本縣よりも賞與せられたる其書類次の如し。

御届書

先般御届申上候後新川縣ヲ被爲廢石川縣へ合併ニ相成弊子ハ先月廿五日迄町宿被仰付日ヲ送リ候内蠶掃之節ニ及元二課御掛リへ届候ニ近々石川ヨリ御沙汰モ可有之多分ハ歸國被仰付候哉モ難計候得共蠶ハ掃立可置御内意ニ付掃立置候

處廿八日ニ當山勸業場ニテ蠶業被仰付候先般廢縣之節不申上候儀ハ御免之程奉願上候右場ヨリ申ハ新川縣ニ於テ春中一丁程北ニ三千坪之地ニ四方竹垣ニテ二課出張役所蠶家桑製家門番所迄被設置畑ハ外ツ國々ノ菓木、野菜之類ナリ翌日越候得共器械等一品モ無之追々出來蠶養人員之儀在生徒之御達シニ相成之迄入候者士族方平民ハ壹人最早蠶四眠濟ニテ當今之姿ニテ在隨分機娘宜敷御座候弊子モ成丈盡力注意シ豊熟仕度徹夜焦慮罷在候否蠶揚之節上申可仕候此段御届申上候　以上

九年六月二十三日

石川縣富山勸業場ニテ

清水政右工門

長野縣第二課御中

御届書

本月四日迄ニ（上）簇仕處時候モ不順末掃之分不熟致シ先口半枚ノ外良繭出來仕御掛リ様御喜悦被爲遊尚明年之原種製造被仰付蚕モ上分ニテ種取揚濟届出候處來月富山ニ於テ博覽會之企モ有之右ニ付支那生繭、信州壽白、奥州姫白、何れも少々ツヽ蠶表相添可差出由被仰付末タ御狀モ御渡無之尤之新川縣ニテ勸業課長ハ等出仕吉田醇一此御方出席相成候ニ付近々同道ニテ可歸由被仰渡置候尚歸國之上委細之儀奉申上候　以上

九年第七月廿六日

石川縣富山勸業場ニテ

清水政右工門

長野縣第二課御中

書付ヲ以奉上申候

原種五枚貳分五厘掃立

此取繭　三拾貫目
外ニ中繭　四貫目
製種拾枚
一金三拾五圓也　但シ月給三ケ月半分
一同　三圓也　歸リ旅費
前書之通掃立取繭及製種幷月給旅費御下ケ相成候分奉上申置候也
明治九年八月廿一日
高井郡笠原村
清水政右工門
長野縣權令楢崎寬直殿
御届奉申上候
先般新川縣養蠶雇入之義被仰付罷越蠶業整頓仕候間本月十九日歸國仕候間此段御届奉申上候也
明治九年第八月廿一日
高井郡笠原村
清水政右工門
長野縣權令楢崎寬直殿
高井組養蠶人
清水政右工門
金壹圓弐拾五錢
石川縣依願養蠶爲教諭差遣候處勉勵之段神妙之事ニ候依而願書之通賞與候事
八月
長野縣

五、明治十二年四月十八日石川縣勸業課より同縣下加賀　能登　越前等より合計十四名の養蠶傳習生を送り「貴縣下の著名養蠶家に就き實地傳習を受けさしめられ度」との依頼により之を左の如く各養蠶家へ配置して實地傳習を受けしむ。

石川縣人養蠶傳習ヘ

五月	六日着	半田要太郎方へ	能登國鳳至郡小田重村	平民	山口辨次郎
同	斷		同斷		山口屋於
四月廿九日着		小田切辰之助方へ	加賀國金澤區臺所町	士族	中澤則一
同	斷		同斷		右同人妻
四月廿五日着		佐藤八郎右衛門方へ	越前國大野郡勝山下元綠町	士族	太田民治
同	斷		同斷		太田りう
四月廿五日着		藤本喜右衛門方へ	同斷	士族	常葉順一
五月	三日着	高井郡相ノ島村三木茂右衛門方へ	越前國福井住	士族	高間信吉
四月廿九日着		小田切辰之助方へ	加賀國金澤區臺所町	士族	大森得次郎
四月	卅日着	小田切辰之助方へ	加賀國石川郡吉野村	平民	黒川清松
五月	三日着	高井郡相ノ島村三木茂右衛門方へ	越前國福井住	士族	中村親
五月	七日着	半田要太郎方へ	加賀國鹿島郡小竹村		竹ヶ端嘉助
五月	七日着	半田要太郎方へ	加賀國鹿島郡小竹村		野本市郎
五月	一日着	高井郡相ノ島村三木茂右衛門方へ	加賀國石川郡野市村	平民	玉田小三郎

六、明治十六年和歌山縣より上伊那郡赤穗村太陽舍に入舍せしめたきにつき授業人の年齢養蠶飼育に熟達する年限製糸事業を習熟する年限修業中の經費入門の時期等につきて照會し來りたるに對し、太陽舍よりの回答次の如くにしてこれによりて當時の養蠶傳習所の內容を窺ふを得べし。

一、授業年齢

答、養蠶 男 二十才以上三十才迄
　　女 同斷
　　製糸 男 二十才以上三十才迄
　　女 十六才以上三十才迄

一、養蠶飼育に熟達する年限

答、凡三ヶ年　但每年五月上旬より六月下旬迄　日限六十日間入場

一、製糸事業を習熟する年限

答、凡そ三ヶ年　但每年六月下旬より十二月中旬迄　六ヶ月間入場

一、修業中の入費

答、初年無給　但食料太陽舍持
　二年目月給　壹圓五拾錢より貳圓迄　但食料前同斷
　三年目月給　貳圓より參圓迄　但食料前斷

一、該社入門の時期

答、養蠶は五月上旬より六月下旬迄入場

製糸は六月下旬より十月中旬迄入場

右之通御座候也

外國人の養蠶業視察

本邦蠶種の海外に輸出せらるゝもの多く、年々其數巨萬に達せるを以て、養蠶培桑及蠶卵紙製造、其他製絲業等調査の爲歐洲より渡來するもの多かりしが、其中信州に入り來れる人々中文書の遺れるものは、

明治五壬申年五月三十日　伊太利國人　フレシアン　シユギア
同　年六月　七日　同　同　テルオロ
明治　七　年六月十二日　同　ギヤマ　ボルミダ
同　年七月　三日　同　ブランド　カンホレヤル
明治　八　年六月　九日　同　シユバリエー　カステリ氏夫妻

の五件にして、始めの二通は中野町山岸精一郎氏先代の區長勤務時代の文書中より拔萃せるものにして、後の三通は本縣公文編冊中にありたるもの、而して五件共伊太利人なる所に本縣の蠶種と伊國蠶業との關係も見えて面白き史料なり。

山岸文書　一

伊太利國人
フレシアン
シユギア

右者蠶卵生糸取調の爲め明四日東京出立別紙道筋書之通り通行いたし候間得其意且先觸之儀は外務省より可差出間都而不都合無之樣取計尤至急之義ニ付驛々管轄縣江ハ其條〻前書之趣相届不取締無之樣可致者也

壬申五月三十日　　仲山道

驛遞　　板橋より先々

御役所　　右驛之役人

道筋

東京より熊谷、島村、前橋、高崎、安中、富岡、小諸、臼井峠、上田、松代、須坂

高井郡

別紙之通驛遞寮より宿村繼を以相達候間得其意不取締無之様小前末々迄不洩可觸様示もの也

壬申七月六日　　長野縣廳

（中野町山岸精一郎氏藏）

山岸文書　二

伊太利國養蠶家「テルォロ」と申者養蠶培桑及蠶卵紙製造等研究之爲今般管下江罷越當人より問合候事等有之節差支無之分ハ告示候様可致候事

但本人之外隨從之外人等ハ無之且蠶種買入等商業ニ關係之義ハ一切差留有之候條此旨可相心得事

右之通具筋より達有之候間巡回都合も不相分候得共一般製造人共江も申達不都合無之様可取計候尤來着日限等ハ達シ無之差掛養蠶家へ臨ミ可申候間名前承糺可申候ハヾ申立之廉者相應告示可致候此廻狀早々順達從留村可相返者也

六月七日　　長野縣參事楢崎寛直代理

長野縣權參事　小倉勝善　印

丙第二拾七號

伊太利國養蠶家「ギヤマモ、ボルミダ」ト申者養蠶、培桑及蠶卵紙製造等研究ノ爲其縣下江罷越候ニ付當人ヨリ問合候事有之候節ハ差支無之分ハ告示致様管内養蠶之向江可布達此旨相達候事

但本人ノ外隨從ノ外國人等ハ無之且蠶種買入等商業ニ關係之儀ハ一切差留有之候條此旨可相心得候事

明治七年六月十二日　　内務卿　大久保利通　（縣）

同月伊國養蠶家「ルイロ」蠶業地巡回

伊太利亞國公使附屬

ブラントカンホレヤル

同人附屬　吉田宗德

右兩名下諏訪驛ニ罷在本月三日午後三時到着養蠶方法尋問ニ被及候條郵便ヲ以御届申上候書中連年ト連印ト書損仕候段不調法至極奉恐入候ニ付書面ヲ以御聞届被成下置候様只管奉願上候　以上

諏訪郡下桑原村

養蠶世話役

小平俊吉所勞ニ付代

宮坂傳三郎　㊞

明治七年七月十日　　（縣）

筑摩縣權令永山盛輝殿

伊太利亞國公使附屬

ブランドカンホレカル

同人附屬　吉田宗德

右兩人西京ヨリ東京江罷越候趣ニテ昨夜下諏訪驛止宿罷在今三日午後三時到着養蠶法方并原紙御下渡及御印許御印紙等之儀尋問ニ被及連印（年ノ誤）飼立候手續申出且原紙等之儀ヲ御規則之通相答候生絲製糸所一覽いたし午後八時下諏訪驛江歸宿被致候ニ付此段御届奉申上候　以上

諏訪郡下桑原村
養蠶世話役
小平俊吉印

明治七年七月三日

筑摩縣權令永山盛輝殿

（縣）

伊太利國領事シユバリエー、カステリ氏同人妻今般養蠶并ニ桑樹栽培實地經驗ノ爲メ其管下通行且養蠶場經見ノ筈ニ候條路次ニ於テ諸事請求等ノ義有之候ハヾ懇切ニ世話致シ不都合無之樣可取扱旨管下宿驛區戶長等へ相達置可申此旨相達候事

六月九日　（明治八年）

岐阜縣、埼玉縣、栃木縣、山梨縣、熊谷縣、筑摩縣、長野縣。

養蠶檢查表

蠶種の海外輸出盛大に赴くと共に粗製濫造の弊生ぜしかば之が矯正の爲、まづ其原蠶を懇養せしめんが爲に明治六年養蠶檢查表を作り、其記載の標準を示し、各養蠶家をして之に記入せしめ、蠶種大惣代世話檢查人等をして之を檢查せ

しめ、指導監督せしめたり。

而してこれ恐らくは又當時に於ける養蠶方法の標準を示すものなるべければ、左に明治六年の養蠶檢查表例言及養蠶檢查表を示すと共に、上高井郡日瀧村井澤儀一氏所藏の明治六年及同七年の養蠶檢查表より其梗概を摘記せん。

養蠶檢查表例言

方今盛に蠶種を海外へ輸出する秋に方り種紙の精良なるは必ず良繭を成し、良繭の化蛾は必ず良卵を胎産するに期せり、其良卵を產せしむるには其原蠶を懇養せずんは有るべからず依て產卵の掃立より蛾化生卵の終に至る迄熟檢篤查の條例を設立し毫も粗漏過誤無らしめんが爲め記標を印書し表面の等位に其實を記載せしむる事は養蠶各家の蠶事に傾念注意して自ら粗惡僞製の根本を掃除するの深意より布告する事なれば養蠶各家悉く舊習偏固の私欲を捨て宜しく下條を熟讀して規戒を犯し蠶業の損失を招くに至らざらん事を要望する所なり。

明治何年　　何縣管下

原紙何枚　　何郡何村

何之誰

家內何人內　男何人
　　女何人

養蠶							
第一日誌	第二晴雨	第三寒暖	第四養桑度	第五雇人員	第六掃立より四眠迄の蠶量	第七桑の分量	

檢査表			
第一　養蠶器械			
第二　簇			
第三　繭			
第四　繭貫			
第五　蛾分方			
第六　種紙員數			

第一日　誌

此區へは立春より八十八夜前後の節蠶掃立始より何月何日と順記すべし。

第二　晴　雨

此區へは蠶掃初より繭と成し終る迄晴雨日々記載すべし。

第三　寒　暖

此區へは寒暖計にて朝六字晝十二字夕六字一日に三度宛記す寒暖計なき家にては不時の寒暑のみ記すも不可ならずと雖信實其日の刻毎に記すべし。

第四　養桑度

此區へは喰桑を與へし度數を記すべし。

第五　雇夫員

此區へは蠶事の爲雇入の人員幾日幾人又幾日に幾人と記すべし。

第六　蠶掃立より四眠迄の桑の分量

此區へは多養少養となく原種各異にて日誌には記し難き煩ひあれば掃立の總數幾箇幾藁座と其地の風俗に譯り易く記すべし又初眠の箇數或は藁座など合せて幾坪幾枚とか記すべし二眠も亦同じ三眠に至りては蠶稍々肥大になり調算し易くなれば何の幾番の幾蟲と蠶の數を調べ算へ總數幾蟲と蟲の數を一目判然たる樣に記すべし時宜により三眠迄は蟲數を記し難き家には記さざるも苦しからず四眠になりては滿屋に蠶器を擴充し養ふ時なれば如何にも叮嚀に何の口の一番成蟲二番三番又同じく何程口々總數幾萬蟲と明細に覩易く記入すべし。

第七　桑の分量

此區へは蠶掃立初より初眠迄用桑幾貫目とか幾束とか記すべし或は大凡の數を記するも妨なし二眠も亦同じ三眠より後は別として桑の精粗によりて蛾の歩方に關するものなれば何の地の桑を幾貫或は幾束と養ひし桑の總數を記すべし又買入も必ず其賣桑の地名を記し何の村より幾束何の坪より幾貫と記すべし四眠起になりては桑の給與によりて繭卵の精粗を定むる時なれば用桑の美惡を審に記すべし。

（表示）第一　養蠶器械

此罫へは其地方により其家々の器械幾箇幾藁座とか都て總數を記すべし。

第二　簇

此罫へは上信にてはマブシ奥羽にてはエビラと稱呼を異にすと雖も蠶を宿せし箇數又はエビラにても幾枚幾マブシと總數を記すべし。

第三繭

此罫へは繭幾口にても何の口幾斗幾升と記すべし是は地方により山はかり水はかり六すののりなど唱へあれば其地方の俚俗により總數を記すべし。

第四繭貫

此罫へはマブシより繭を掻採りし後十日前後迄に何の口幾貫何々幾貫目と改めたる總貫數を記すべし。

第五蛾歩方

此罫へは蠶を宿せし日より十一、二日目乃至十四、五日目迄に世話役廻村の節何の口幾歩何の口幾歩と都て世話役檢査の上正實に記すべし然れ共世話役其期に後るゝ事あらば其組内の養蠶社中正實の者或は村戸長を立會し檢査の上眞實を記すべし。

第六種紙員數

此罫へは現種出來の總員數世話役にて檢査相濟候上記すべし。

但檢査表は製造人一名へ二部宛渡置改濟上世話役より大總代へ取纏明細帳を以て租稅寮へ差上檢査請可申事。

右檢査次第表並表示罫書の箇條彼此照準取調候へば過當の種紙僞製の取締も行届可申候得共若心得違の者不都合の種紙出來候節は其縣廳へ申立の上蠶種製造差止め可申事。

而して右各地より集まれる檢査表を編輯して養蠶檢査一覽表なるものを印刷して之を頒布せり。

本縣各地より提出せる一覽表の一例を示せば左の如し。

高井郡相森村井澤儀八養蠶檢査表　（略記）

明治六年

原紙　一枚掃立
五月十掃立日　六月十五日全部上簇　合計三十七日
總手間　四十七人
簇總合　百拾弐枚
收繭總合　一石四斗五升二合　七斗四合　糸
七斗四升八合　種繭
蛾分方　三分五厘
種紙　三十三枚
養桑數（給桑回數）　毎日四度
總虫數　五萬三千六百四十疋
桑　二百三十八貫四百六十二匁
溫度　毎日四度ヅヽ計ル　最低五十一度
最高七十八度（自然ニ任セタルガ如シ）
養蠶器具
九尺五寸棚足　四組
試間半棚竹　六十本
蔟　百三枚
糸網　拾七枚
繩網　百枚
箆　一組

明治七年

原紙　一枚掃立
五月十日掃立　六月十四日全部上簇　合計三十六日
同上　百三拾五枚
同上　一石六斗一升五勺　内七斗一升五勺　糸
九斗　種繭
同上　六分九厘
同上　三十七枚
同上　毎日四度宛
同上　五萬六千六百四十疋
同上　二百七十四貫七百八十三匁
同上　最低　五十八度
最高　八十七度
棚　二組
同上　六十本
百十四枚
十四枚
百五十枚

足上	一ッ	同上	同上
桑箔上	二ッ	同上	卅二日目四枚　卅三日目廿五枚　卅四日目四十九枚　卅五日目五十五枚　卅六日目二枚上ル
簇上	卅四日目二枚　卅五日目拾枚　卅六日目廿七枚　卅七日目八十五枚上ル		

以上

明治七年三月内務省は養蠶檢查表彫刻の件及春蠶種製造減額の件其他に關して左の如く府縣に布告し注意を促せり。

養蠶檢查表の儀昨明治六年は發行初年殊に蠶卵發生の季節にも差し向ひ候に付於租稅寮略紙相渡候處製造人共の內認損じ等にて再應受取方等申立夫れが爲多少の手數相憎無益の儀に付右界紙彫刻申立候縣々も有之候間本年よりは一般彫刻差許し候條昨年相渡候表式に模擬し製造の上は規則の通り相心得九月限當省へ可差出尤も自然養蠶僅少の場所に寄り彫刻不望向も有之候は〻其分限り昨年通り當省より可下渡候條人員並員數共詳細取調來ル四月十日限り當省へ可出申且蠶種世話役檢查手當の儀は是迄組合の多少に依り割合相立て下渡し來り候處以來は一部に付金拾錢宛被賜候條世話役一人別に檢查の部數認め分け詳細取調書相添請取方可申立此旨更に相達候事。

勤業寮の養蠶

明治八年內務省勸業寮に於ては栽桑篇に述べたる如く內藤新宿に桑園を設けて、全國十縣より桑苗を取寄之を栽培せしむると共に、長野、熊谷、福島の三縣下より蠶事に熟練し、性行宜布年齡四十歲乃至五十歲の夫婦者を差出さしめ、內藤新宿蠶事學校に於て養蠶の試驗的飼育を爲さしめんとし、之を三縣令に移牒し來れり。長野縣に於ては人選の結果、小縣郡秋和村工藤文司（四十三歲）其選に當り、妻は差支ありし爲伯母小田中銀平妻よも（四十八歲）と二人にて其任に當ることとなれり。

當時の書類としては、同年八月鯨幕の上縣に報告せる養蠶手續書及同人手記の

第貳番

明治八乙亥第六月　東京養蠶旅日誌

（第一番は同家につきて再三調査せしも見當らざりしは惜むべし）

一冊あり。此日誌には六月七日より七月廿三日歸國迄の記事のみにして、六月七日白繭及青白交て僅一枚殘り居たる蠶を上簇せしめたる記事に始まり歸國迄の出來事を細大洩さず記したるものにして、養蠶に關する記事極めて月少く、六八日先口繭かき、同九、十、十一日繭拵へ、十二日繭干等簡單なる記事のみにして、「十五日繭撰り分け、桑原公御泊に而佐々木公殿被頼養蠶事件巨細に聞書に被致、蠶等卸より宿繭迄の處申述、此上は製糸艶あり糸目あり杯、又は何を以て利方杯書面に可致様被仰付、十六日朝薄雨佐々木公御出席三縣下蝶繭養蠶并にヒキリ蠶等腑分山繭蠶等同斷一々目鏡を以て其實病無病等拾五萬倍のミジン鏡に而巨細に拜見書時博覽會あり、養蠶見物に被參」（下略）等の記事あれども、既に上簇繭かき繭干等迄濟みたる後の記事なれば養蠶關係のもの少きは惜むべし。然れども此冊子中日誌以外に勸業寮養蠶に關し、參考となるべき記錄少からず即ち次に掲ぐる。

一、養蠶器械不足之御願　明治八年四月　八日
一、養蠶中入用ノ器械　同　四月　日
一、勸業寮養蠶係リノ諮問ニ答ヘタル養蠶計畫書　同　四月十九日
一、養蠶掛御役付
一、人夫、振桑、桑園等ニ關スル答申　同　四月廿三日
一、勸業寮養蠶所規則及請書　同　四月　日
一、蚘害ニ關スル件

一、桑ト養蠶トノ關係

等見るべきもの頗る多く、ことにそれが本邦に於ける蠶業試驗の最初にして長野、熊谷、福島三縣の代表的養蠶者の一人なる工藤文司の手記になれるものなる點に於て、貴重の資料たるを失はず。よつて左に其全文を掲ぐ。

養蠶器械不足之御願

一、當亥年掃種原紙

一、生徒舘二階二タ間

右者養蠶室ニ仕度御免許ノ上者桁下ノ所鴨居ノ上半欄間ノ如ク小窓拵度右者甚暑大南等ノ節風拔陽氣循環ノ爲開閉仕度候且蠶已不成土用中大暑ノ節者住居凌能義ト奉存候

一、箕　一、莚

一、桑　入　籠　一、蠶　籠置　台　二

一、紙　少　々

右者蠶掃立ヨリ獅休迄敷紙ニ仕度並出來ノ小窓張ニ用具

一、小　踏　台　一　一、桑　切　鍊　一

一、桑　切　庖　丁　一　一、同　切　板　一

一、松　槇　木　少　々　一、炭　少　々

右ハ霖雨ノ節濕ヲ拂ヒ大風後極寒ノ朝等火力ニ用度奉存候

一、水　油、蠟　燭

右ハ蠶掃立ヨリ通夜陽氣ニ隨ヒ幾度モ桑養仕候ニ入用之者入費ニ仕候哉御伺候

一、御寮内舊大名小路出口左右ニ桑畑有之又西ノ角天龍寺ニ近キ桑園ニモ桑有之何レモ一兩年以前ヨリ手入養等無之哉ニ見受仕候田舍養蠶ノ場所種繭桑モ之迄連年手入ハ不及申蔌潤等四、五度ニ及候繭桑迚モ昨夏當兩度潤仕候仕合御廣内舊桑園廣々ノ場所ニ候間此内一、二園モ桑ノ根斗リモ草ヲ取リ潤養仕候ハヾ養蠶試驗モ心ニ叶ヒ雛有奉存候

以上

其外蠶網、羽箒、時計、寒暖計等ハ國元ヨリ持參仕置候　以上

明治八乙亥年四月八日

長野縣下小縣郡秋和村

工藤文司

勸業寮養蠶御掛樣

養蠶中入用ノ器械圖面ノ通リ

一、蠶籠　一、蠶棚組立　一、桑入籠

一、蠶入鉢　一、庖丁　一、桑切板並鎌

一、種紙　一、緣木並懸紙　一、繭入

一、扇、團扇　一、踏台大小　一、繭むき

一、蠟燭台　一、箕芥取　一、箒並羽箒

右信濃國蠶室ノ義ハ常住ノ居宅ヲ晴明ニ家内ヲ片付煤拂ヒ仕リ塵芥取片付蠶室ニ用意仕候家作者凡大小共三六ヲ用ヒ蠶籠モ堅三尺四寸横二尺八寸仕立半間ナレバ蠶籠一枚通リ二間ノ間ナレバ四枚通リ三間ノ間ナレバ右ニ順ジ六枚通リ並ビ候樣蠶棚拵申候長野縣下養蠶ノ場所何レモ茶ノ間ニハ二階無之桁下一丈ヨリ一丈八尺迄一丈五尺ニ候得バ下ヨリ上棚迄蠶籠二十枚通リ十三枚取扱候ニハ踏台ナシ上蠶籠七枚通リ取扱候節踏台ニテ手入仕候高キ踏台ノ上ニ

テゲ場卸シヲ仕リ候間大籠ヲ不用中籠ヲ用ヒ申候

取次ノ間座敷共貳間半ノ間ニハ蠶籠五枚並ノ棚兩側へ組立二階右同斷二間ノ間モ右ニ順ジ四枚並ヒニ棚組立申候尤モ享和年中マデハ大籠ヲ相用ヘ候へ共後家寡、年寄等ニテ無人ノ者一人ニテハ自由不相成高キ踏台ニテ取扱候節不便利ニ心意次第ニ押移リ當今ハ中籠ヲ相用ヒ申候

右蠶籠ノ義御尋ニ付懇意奉申上候　以上

明治八年四月

長野縣下

工藤文司

御寮養蠶御懸リ様

記

當亥年試驗掃種ノ義奉申上候昨戌年五月三日掃立六月十二日揚リ日數四十日ニ繭成同六月廿九日繭ヨリ蠏出デ其夜午後三ツノ頃種出來今般掃種ニ仕候

一、掃立原紙半枚　此青白繭作リ中振リ

一、掃立原紙少々　此白又繭中振リ俗ニ今昔ト唱フ

外ニ今般御下ケ渡ニ相成候試驗種少々右御寮内ニ於テ右掃種三品今般養蠶仕候此段書付ヲ以テ御届ケ奉申上候　以上

明治八乙亥年四月十九日

長野縣下

工藤文司

御寮養蠶御掛様

左記は工藤文司の東京養蠶旅日記には「四月十九日養蠶係り役場へ御呼出し蠶種より虫出掃卸四眠後揚り繭成迄桑ノ見

積リ買目種粒何程無病ニ揚リ繭何程此人夫何人糸繭種繭之遣何ヲ以テ其遣ァルヤ巨細ニ記シ候様被仰付則其下書左ノ通」とある勧業櫂頭よりの諮問に對する答申書にして其清書と想像せらるゝ高橋伊勢次郎氏所有の文書によりて訂正せるものなり。

蠶種ヨリ虫出掃下シヨリ四眠後揚リ繭成迄種繭養一枚絲繭養拾枚桑ノ見積リ買目種粒何程此人夫何人糸蠶種蠶養ヒ何ヲ以テ其遣有之哉巨細ニ記シ可差出仰ニ候間則左ニ奉申上候五畝之宅樹之以桑スル賢孟ノ教桑蠶之皇國有民益事實ニ大也猶太政御維新以來各國交際ノ物品蠶種製糸盛ニシテ利分又最初大也今般御察ニ於テ養蠶試驗桑葉ノ貫數人夫ノ見積リ蠶種掃下シヨリ四眠宿繭迄糸繭ノ養法ト種繭ノ養法ト差遣ナクト申シナガラ糸繭蠶者種掃卸ヨリ蠶無病ニシテ四眠共揃ヒ宿繭全ク成リ候ヘバ蠶當リト唱ヘ時ノ相場ヲ以テ繭賣リ又ハ製糸賣リ今年ノ養蠶何程ノ利潤ト眼前ニ顯レ候故ニ例令バ桑園千坪ニテ原種五枚掃立此繭貫數五十貫取ノ處蠶種掃立ヨリ最初桑休前實桑ノ花ヲ用ヒ園ノ桑葉盛大ニ開クヲ待チ寒暖ニ隨ヒ桑費無之様家内心ヲ一ニシテ前顯五枚掃立五十貫取ノ處六枚掃立六十貫取リニ致シ利潤ノ余分ヲ計リ申候

海内用蠶種製養蠶ノ義ハ糸繭製ノ養法トハ相違仍仮令バ糸繭製ハ宿繭全成候得バ利潤顯ル種繭製ハ宿繭ハ勿論良繭蛾働製種及ビ其來年右製蠶種國郷黨ノ得意ニ當ギ良種ニシテ豊穣シ其功ヲ成ル時ハ其地養蠶繁盛シ種價モ取レ易シ此時ニ利潤顯ル、又其地ヘ引種粗惡ニシテ掃立ヨリ四眠揃ハズ蠶病ヲ發シ養ヒ難ク宿繭成サヾル時ハ心痛力ヲ勞シ養人損失ハ勿論蠶種製造人種價取難ク終ニ耕人勞シテ田畑ノ不作ニ同ジ玆ヲ以テ種繭製ハ桑園ヲ肥シ養蠶ニ晝夜盡力シ人夫ヲ增シ手抜無之様養法ト糸繭製養法ト二行ニ書誌奉申上候

種繭製造養蠶法　　糸繭製造養蠶法

原紙掃種　一枚　　原紙掃種　十枚

信濃國連年五月一日ヨリ同十日迄掃立遅場尚十二、三日迄此蠶種一枚五萬五千粒ヨリ五萬七千粒迄此中付五萬六千粒定

一、最初蠶種掃下シヨリ初眠桑休迄日數七日此桑葉十六貫目此人夫女七人桑摘一人

初眠桑休一日半獅休ト唱ス此振桑二貫目

一、初眠起ヨリ二眠桑休迄日數六日半此桑葉二十九貫目

此養蠶人夫女六人半桑摘二人

二眠桑休一日半鷹休ト稱ス此振桑三貫目

二眠起ヨリ三眠桑休迄日數七日

此桑葉五十五貫目

此人夫女十人桑摘四人

三眠桑休二日俗ニ舟ノ長休ト唱ス

此振桑四貫目此人夫二人

右舟休ニ蠶箔數何枚有之候共

三眠箔數程繭出來仕候

是迄摘桑葉ノ切葉ヲ用ヒ候處是起ヨリ俗ニ舟橋渡リ初ト唱ヘ信濃ニテハ芽桑ノマヽ養ヒ申來候

八十八夜五月二日付三日後ヨリ十六、七日位迄掃立此蠶種十枚種粒平均五十三萬ナリ

一、最初掃卸シヨリ初眠桑休迄日數七日此桑ノ花實五斗五升並桑葉二十八貫此人夫桑摘七人女二十一人

初眠桑休一日半此振桑十四貫目

一、初眠起ヨリ二眠桑休迄日數六日此桑葉二百貫目

此人夫桑摘取十人、女二十人

二眠桑休一日鷹休此振桑二十貫目

二眠起ヨリ三眠迄日數六日

此桑葉三百八十貫目

此人夫桑摘十人女二十四人

三眠桑休一日半舟之休ト號ス

此振桑二十五貫目

同　上

同　上

同　上

一、三眠起ヨリ四眠桑休迄此日數七日半

此桑葉九十貫目

此人夫十一人蠶屍拂桑取五人

四眠桑休一日半庭休ト唱ス末ノ休也

此振桑八貫目此人夫二人半

一、四眠起ヨリ宿繭迄日數八日

此桑葉貳百七貫目四眠起三日養桑致シテ最初掃立ヨリ之迄ハ歩桑葉當分ニ御座候

尤寒暖雨濕ニテ少シノ違ヒハ有之申候

此人夫男女共十六人

蠶屍拂二人桑取五人

畑ヨリ桑切人夫ノ義ハ其地桑園ノ遠近道路ノ山坂難所桑ノ善惡ニヨリ難定奉存候養蠶室ヨリ概ネ十五町隔ル目的ノ桑園ニハ桑切人夫四人

一、最初原紙掃立ヨリ宿繭迄

桑葉四百十四貫目但シ棒迄六百九十貫

此桑駄ニ致シ三貫目束二百三十束

一、三眠桑休ヨリ四眠桑休迄此日數七日

此桑葉六百三十貫目

此養人夫二十八人蠶屍拂桑係十四人

四眠桑休一日庭之休ト唱ス

此振桑四十貫目此人夫四人

一、四眠庭起ヨリ宿繭迄日數八日

庭起三日目ヨリ上リ迄桑葉千五百七十六貫也

此人夫三十人

蠶屍拂蠶箔干シ十六人桑係十五人宿繭之節人夫二十人

桑園凡ソ蠶室ヨリ十五町隔ト見テ桑切持運人夫十三人

宿繭簇掃繭掃棚上ノ人夫十人

蠶室跡不殘片附繭干揚人夫八人最初掃立ヨリ繭干揚迄

此人夫合計二百五十人

一、原紙掃立ヨリ宿繭迄

棒桑五ツ割内二ツ棒千九百四十二貫

内三ツ葉桑二千九百十四貫

最初ヨリ桑葉〆二千九百十四〆目此棒共〆四千八百五

三十六貫ニ見積リ十九駄二束也

上等畑坪四百六十坪
中等畑坪六百坪
此造繭數〆五萬四百粒也

尤元種粒五萬六千掃立之處仮令ハ耕作苗之秀ルアリ秀テ實ノラサル有ノ道理ニテ最初蠶尻ニ見殘シアリ、土桑ヲ食シ損ルアリ又ハ原種ノ前後ヲ不掃

此升數一石五斗七升

但シ繭中振リニ付一升ニ三百二十粒也

此繭目方〆十七貫一貫目ニ付九升二合ト見立

最初ヨリ人夫〆七十五人

右繭蠶種ニ製造ノ仕方ハ其地桑園ニ依リテ分方不相知故記ス事不能

概分方七分五厘ヲ粗惡ノ蛾ヲ去リ
六分ト見積　蝶百三十八

原紙　九拾三枚　雄蛾一萬八千百四十四
　　雄蛾一萬二千九十六

但

十六貫

此駄數〆百三十五駄

此上中下三等合セテ百坪ニ付桑百十四貫目此桑園〆四千二百六十坪

此出來繭數〆四十六萬六千粒也

此元種五十三萬粒掃立ノ處同上シク種之前後ヲ不掃稚蠶裏蠶等ノ節見殘シニ相成

此繭目方生〆百五十八貫二百目

但シ壹貫ニ付九升二合ト見積

此繭升數〆十四石五斗六升

八分五厘ヲ悪蛾ヲ去リ七分ト定

原　紙　百三十五枚

但　蛾合三萬五千二百八十
　　雄蛾當分

此蛾出殻繭員綿ニ製造　壹貫五百七拾目

一　前顯人夫ノ義蠶事熟練ノ者ニ候ヘバ右様ニハ入リ不申候熟業ノ者半分外不熟ノ雄人或ハ小供等迄合セテ右之人夫ニ御座候尤モ養蠶中ハ最初ハ夜中幾度モ桑養シ後盛蠶ノ節ハ日々切込ノ棒桑其夜食後椀取明日之用意仕候

一　蠶眠毎ニ休桑ト相記シ右ノ處ヘ振桑仕候義ハ無益ノ様ニハ相聞ヒ候ヘ共同一蠶ノ内ニ氣早ニ動キ養桑次第早休アリ又靜ニシテ桑食ノ遲キアリ右遲休ミニ與ヘ又ハ暑氣甚ダシキ時振桑ヲ以テ凌ク爲ニ用ユ

一　養蠶中桑園ノ坪數記シ候ヘ共其土地ニ依テ桑ノ手入養ヒ肥シノ有無之アリ只々野郎自園ニテ桑蠶連年ノ積リト長野縣下養蠶ノ大概已ニ御察ニ於テ當年御植付ニ相成候桑園手入行渡リ遠盛大ト存候仮令バ外畑百坪入用ノ處御察ノ桑園六十坪ニテ宿繭ト存候

一　前顯種ノ通リ蠶製造ト糸繭製造ト二行ニ養法仕候養蠶ノ道ハ農間ニ依ル家業ニ候間少シクハ承知候ヘ共幼年ヨリ先業ヲ續キ農蠶已ニ相勤候故不學ニシテ愚意ヲ述ルニ拙踈文ニニシテ難解事多シ亂筆ニシテ書記スルコト不能只其大概ヲ誌シ絲種養ヒノ義御尋ネニ付以書付不顧貴前御返答奉申上候御高覽ノ上難解疑ハシキ義ハ被仰聞度御尋次第以口上愚意奉申上候　以上

明治八乙亥月五月

長野縣管下信濃國小縣郡秋和村
工　藤　文　司

勸業頭河瀨秀治殿
養蠶御掛り御中

當分左ノ通リ分課

桑糸虫學、質問校合、召集人取締、蜜蜂學	南部様
桑糸虫學、桑園檢査、繪圖、柏糸虫學	山中様
諸糸虫學、列品取調、列品辯解、兩所博物館、列品取調	四屋様
桑糸虫學、桑園檢査、雜務、栗糸虫學	桑原様
桑糸虫學、雜務、蜜蜂學。勤惰點查、器具出納	猪口様
桑糸虫學、勤惰點檢、器具出納	倉田様
栗糸虫學、柏糸虫學、勤惰點檢、器具出納	國重様

勸業頭　河瀨秀治殿

勸業介　古谷殿

勸業權介　課長岩山殿

御請書

規則

一、此度各縣ヨリ蠶者雇上相成蠶事試驗有之候ハ來年米國博覽會列品取調ハ勿論蠶桑ノ事業ハ輸出品中ノ冠タルヲ以テ尙衆庶ヲ勸奬スルノ御旨趣候條厚ク相心得一層勉勵シ例令些少ノ事ト雖モ研究致シ可申候尤モ各自其鄉里從前慣習養法ニ任スト雖モ互ニ其異ナル所アルヲ以テ是非得失ヲ擧ゲ他ヲ誹謗スベカラザル事

一、無據事故ニ因リ他出致シ候節ハ其趣ヲ申立許可ヲ乞フベシ歸來ノ時限午後十時ヲ過グルベカラザル事

一、蠶兒孵化ノ上ハ殊更ニ注意シ桑葉供與ノ定期ハ勿論分テ愛育ニ精美デ成業致スベキ事

一、男女混同周施致シ候事ニ付キ分テ禮節ヲ重ジ別ヲ正シクスベキ事

一、藥用ノ爲メニ其量ニ應ジ飲酒候ハ無據ト雖モ集會ヲ催シ戲謔談笑禁止ノ事

一、四度ノ眠起ハ勿論凡テ病患等聊ノ異狀タリトモ直ニ可申立事

一、僻令異狀ナキ時ト雖モ朝夕兩度其形狀ヲ可屆出事

右御規則ノ趣奉畏候蠶女共ヘハ私共ヨリ申聞セ條々爲相守可申候此段御受奉申上候也

明治八年四月

長野縣下蠶者

工　藤　文　司

熊谷縣下蠶者

萩　原　杢　衛

福島縣下蠶者

菅　野　源　三　郎

勸業寮農務課

養蠶掛御中

蠶種ノ萬國ニ冠シ全國一等ノ物品蠶種ノ製造ニ付種繭ヨリ發蛾ノ分方強弱ニ依テ大ニ損益ヲ生ズ其概略左ノ通リ

本年全國蠶種製造

原種凡百八十萬枚　　發蛾分方八分

此種繭二百二十五萬貫目　但シ生繭一貫目ニ付製種八枚取ノ見積

原　種　右同斷　　發蛾分方五分

此種繭四百五十萬貫目　但シ生繭一貫目ニ付製種四枚取ノ見積

生繭二百二十五萬貫目分方強弱之違ヒニテ損耗アリ

此千繭七十五萬貫目

此生糸十八萬七千五百貫　但シ百目ニ付二十五匁繰見積

此代金六十二萬五千圓也　但シ一圓ニ付三十匁替

內　金十一萬二千五百圓右生繭二百二十五萬貫目蛆出殼生繭一貫目ニ付金五十錢替

差引〆金五十一萬二千五百圓也運年損耗ニ相成分

右ハ本年全國定額原紙蠶種製造スルノ生繭ヨリ發蛾ノ分方強ナレバ益アリ弱ナレバ損失アリ前概算ノ通リ損益ニ關スルモノナルニ外國ニ於テハ前年ノ蛆本年化シテ蠅トナリ其蠅蠶虫ニ依テ蛆ヲ產スル故ニ蠶虫繭成テ後蛹トナリ其蛹ニ黑點發疾シテ蛆ト成ト研究セシトナリ

亦本國ニテハ惡桑ヲ以テ蠶虫養フ時ハ繭ヲ成シ終ニ蛆トナレリト云フ然ル時ハ何レヲ何レト定メガタシ且ハ季候ト地味トニ依テ如斯違ヒ有之哉蠶種製造ノ戶每大ニ迷ヲ生ジ候ハ全國疲弊ノ基ト深ク心勞罷在候處幸ニ今般御雇入ニ相成養蠶試驗ノ際ニ至リ實地試驗仕度左ニ

此度試驗場ニ於テ掃立ノ蠶種五分ノ內凡ソ揚リ一籠ヲ見積リ蠟ヲ張リ其內ニ於テ同一ノ桑ヲ以テ養育ノ蠶虫ニ蛆蠅ノ蛆ヲ產付ケザル樣入念ニ養ヒ候ハバ繭中ノ蛹無事ニ發蛾スベシ

亦同蠟ヲ釣リ其內ニ蛆蠅ヲ數多入置キ凡揚リ一枚ヲ見積リ年々試アル上等ノ桑ヲ以テ養育シ全ク蛆蠅ノ爲ニ蛆ヲ生ズルナレバ皆蛆トナルベシ左モナク桑ノ德ヲ以テ發蛾セバ妨ナク發蛾スベシ

前書ノ通リ手配致シ實地試驗ヲ定メ種繭ノ分方強ニ至ル時ハ全國ノ損毛ヲ免レ庶人ノ迷ヲ覺シ可申候然テ今般私共一

同蠶掃立ノ上ハ書夜ヲ不限丹誠相勵ミ可申候間何卒願ノ通リ御試驗有之候ハヾ愛國保護ノ道タルベキト奉存候

養桑ニ上中下アルハ地味ト空氣流通トニ依テ三等アリト雖モ芒種ノ節十日以前ハ其効不現ナリ芒種ノ節ニ至リテ其効現場ニアルノ趣意左ニ奉申上候

上等ノ桑葉ヲ嚙試スルニ其口中ニ清爽ヲ覺ユ斯ル桑ヲ以テ蠶ヲ精良ニ養フ時ハ上繭ヲ作リ繭中ノ蛹十ニ八、九ハ蛾ニ發スルヿ必然タリ若クハ四眠起ニ霖雨相續候共七、八分通リ發蛾ニ至ルヿ疑ナシ如斯繭ヲ以テ製造ノ蠶種ハ國內得意場ノ戸毎ニ貸置時ハ豊熟ニシテ互ニ富貴ヲ得テ國內ノ益タルベシ海外輸送致シ上熟スルヤハ連年望ヲ受ケ可申候

中等ノ桑葉嚙試スルニ芒種ノ節ノ十日以前迄ハ現場等級相分リ不申芒種ノ節ニ至リ嚙試スルニ齒障リ粘リアリ自然ニ嘔氣ヲ發スルナリ斯カル桑葉ヲ以テ何程蠶ヲ精良ニ養フトモ簇ニ宿シ七日ニ至テ蛹トナリ八日九日目ニ至リ繭小口ヲ切リ放テ蛹ノ分方見ルニ其節ハ十ニ七、八分有ルト雖モ十二、三日十目付ト唱ヒ其期黑點發疾シテ四、五分ニ至リ漸ク十四日目ニ蛹ノ步方決定セリ猶四眠起ニ霖雨アル時ハ必ズ三、四分位ニ落ルナリ

下等ノ桑葉ト云フハ木ノ下、藪影等ノ肥ナク空氣流通不宜地ノ桑葉試驗スルニ齒ニ粘リ胸元苦敷直ニ嘔氣ヲ發スルナリ斯ル桑ヲ四眠起ヨリ用桑スルヤハ既ニ簇ニ宿スルノ期ニ至リ蠶ノ身體自由ナラズシテ簇ノ上ニ帽子ノ如クナルヲ造ルカ繭成共繭巢崩レ繭中ノ虫腐敗スルナリ若クハ蛹ニ化スモ黑點發シテ蛾ニナル不能斯カル繭ハ糸製成共良糸ナル不能然ル時ハ養蠶中雇人員扶持、給金、桑不足ニシテ買入代金等ニ引足不申候

大ニ困却候者往々有之右等ノ者ガ養蠶ノ善惡不知シテ貧ニ落入リ實ニ憫然ノ至リト奉存候

如斯下等ノ桑ト雖モ肥ヲ用ヘ三眠迄ニ養用スル時ハ更ニ妨ケナシ

前書ノ通リ養桑組合セ方ハ多年相試候間何卒此度實地御試驗被成下眞ニ至ル時ハ愛國人民保護ノ道ト奉懸察候依而不顧恐多微志奉申上候　以上

（以上工藤文司東京養蠶旅日記より）

尙左記は前記日記中に見えず別に記載しありたるものなれども日記中の答申書と等しく工藤文司が河瀬勸業權頭の諮問に答へたるものにして、一は所謂信州流の養蠶法に於て稚蠶より日々蠶尻取替ゆる理由につきて述べたるもの、一は海外輸出之蠶種年々粗惡となり隨而糸目の減少せる理由に就て述べたるものにして特に蠶種粗惡の原因につき蠶種製造家の粗製濫造の弊を詳說し、加ふるに横濱に於いて外商等が「拜見」と號して時日を選延し其間に相場騰れる時は前約之價にて引取、下落せる場合は「ベケ」と稱して破談する等頗る不信の行爲ありしかば我蠶種商等も翌年は不良蠶種を飾りて賣渡すに至れる等罪は彼我双方にある事を述べたる等當時の事情を知るべき好資料なれば其全文を揭ぐる事とせり。

信濃長野縣下養蠶之法稚蠶ヨリ日々蠶尻相替候義如何成使利ニ相成何ヲ以テ徳益ニ相成候哉尋問之事

御答書

一原紙掃立ヨリ四眠宿藺迄之處蠶育ニ隨ヒ蠶裏替毎ニ蠶箔ヲ增シ候義ヒ元ヨリ國之習ニ依而未タ其癖ヲ不離乍併元來養蠶ヒ俗ニ蠶飼ト唱ヒ人手ヲ以テ養ヒ候虫故ニ晝夜桑葉之砌リ桑無キ處不行人之手ニ付テ不愁只其廻リ自由成儘ニ而事足ル義ト奉存候

福島縣下熊谷縣下餘リ甚薄飼日々蠶尻ハ不替取

薄飼ヒ之場所ト違ヒ程宜廣ケ置人夫有次第蠶裏不當様日々替廣ケ候義者慈母赤子之育ニ隨ヒ衣食ヲ倍スルニ同シ

但シ前口養ヒ之殘桑蠶糞便相懸リ夫ヲ又候食シ候時ヒ蠶病ヲ發シ揚リ成繭之頃ニ至而腐敗損失多シト言傳フ乍併前之桑ヨリ後之桑ヲ食シナガラ登リ候故蠶糞便之桑可食之處謂ナシト奉存候

第一　蠶者上ナル桑ヲ食シ下ナル桑ヲ不食蠶裏替毎ニ桑蠶亂而新與之桑速ニ食ス是桑貫ヲ省ク爲

第二　餘リ薄飼ニ致シ蠶之不居處ニ桑葉ヲ散シ切桑故ニ二、三時ニ乾枯ス此桑費ヲ愁テ蠶尻替毎ニ程宜廣ム

第三　原紙多分ニ掃立稚蠶ヨリ場廣ニ致シ候節ハ蠶室ハ勿論器械人夫ヨ迄相增ス是等之費ヲ省ク爲

第四　稚蠶ヨリ三增倍乃至四增倍ニ薄飼ニ致シ何之功アリヤ亦益有哉不解未タ判然ト不辨其費用ヲ省ク爲

第五　蠶裏數度替エ候義ハ養蠶人夫蠶籠取扱ヒ壹人ニ而事足リ自由便利之爲

第六　蠶尻數度替ニ候得ハ暑氣甚敷共其糞便之香匂ヲ去リ蠶室淸ク潔キ爲

第七　蠶尻替每ニ籠之緣蠶又ハ角蠶ニ而桑養不行届キハ籠中ニ入桑食行渡リ四眠共ニ揃ヒ前後大小無之爲

前顯之通相心意舊來ヨリ養蠶仕來リ之內日々蠶裏替ヒ之義桑費ニ茂相成哉ト之義御尋問ニ付少シク承知之處不顧貴前愚意奉申上候　以上

長野縣管下
信濃國小縣郡
工藤文司

勸業御寮
養蠶縣御中

第五號

明治八年第六月

歐羅巴絲目減御答

連年輸出之蠶種近年粗惡ニシテ以前ト違ヒ歐羅巴一般絲目年增ニ減スル事判然タル說ニ唱フル處ナリ其故如何ナルハ斯蠶種ヲ粗製ニスル哉之ヲ養蠶家ニ御疑尋ニ付不顧貴前ヲ愚意奉申上候

一　以前各國蠶種交易御免許迄之折柄ハ皇國何地ニ而茂蠶事熟練之上其他味桑園ニ宜ク上等ノ桑出來ニ付依テ種場ト唱ヒ右桑ヲ以テ彌蠶事丹誠仕良種出來之節ハ右蠶種自國ヲ始メ遠近之國民ニ鬻キ其他養蠶豊凶ヲ例シ猶々良種豊穰

ノ工夫ニ盡力シ數年得意之定作ヲ計リ寒暖雨露不順之年ト雖モ一際ハ秀種ノ德ヲ以テ舊來蠶育ノ良法ヲ口授シ不順之愁ヲ除キ熟作可致樣極心ヲ用ヒ製種仕來リ候得ゑ養蠶得意家連年ニ相增之折柄ハ自分ノ手作製種已ニてゑ場引種不足ニ相成候其節ニ至リ而ハ村方ヲ始メ近村迄蠶事熟練ノ家柄相尋種繭養蠶之義ヲ賴ミ承知之上ハ賴人ヨリ上等ノ桑ヲ遣シ右桑ヲ以テ養ヒ其蠶種ヲ近邊江例シ良種ト見極メ之節ハ遠國江發キ申候

一　舊來蠶種製造ノ地ニ於而茂上等ノ桑園所持シテ得意場不持者モ有之右等ハ倍桑ヲ肥シ諸事ニ出精シ一際ハ目立候樣仕立賣桑仕候亦ハ右葉ヲ以テ養蠶ニ盡力シ賣種ニ仕候者茂多人數有之右種不良ニシテ種ノ見面ニ不抱二年ト續而得意先不作之蠶種製造有之時ゑ誰人而も代價ノ下直ニ不抱買人無之如何成ゑ場先ノ不作ヲ恐レ一切取敢無之候ニ付右蠶種不用之品ト相成候間是又得意所持候者ト同樣場先豐穰シ衆人之賣合セ種ニ不劣樣盡力丹誠養蠶ニ心配製造仕候

一　舊來蠶種製造之地ニ於而茂農間蠶業ニ付數年之間製種相試ミ宜敷ニ茂尙又良製ノ種ヲ撰ミ海內ニ貸付豐熟ナレハ互ニ利德ニ相成富貴ニ及ヒ亦凶種ニシテ不穫ナレハ養蠶家損失ニ及ヒ活計立チ難ク又製種人ハ種價不集者勿論仕入金旅費之當等可拂手段無之終ニ破滅之基ト成行事眼前ニ候間養蠶之道稚蠶ヨリ四眠者不及申ニ養桑之手入ニ無落度盡力シ寒暖雨濕ニ心勞シ宿繭製種之成果迄無拔目熟練長者ノ遺言ヲ用ヒ蠶事功者之男女ヲ雇ヒ製種場一般誰彼トナク我劣シト精心相勵ミ養蠶製種仕來リ候間連年絲目增シ有テ減スル事無之候

前顯之通右樣ニ粉骨盡力仕舊來養蠶製種之地ニ於テハ數十年來輸出種御免許迄之間粗惡之製種取扱無之故繭巢不崩絲目增共減スル事無之尙以テ製絲輸出之元種故吟味仕國內場引種之如ク製種致シ候得ゑ此後數十ケ年ヲ曆ル共萬國ニ於テ絲目減スル事更ニ無之候ト愚案仕候

然ルヲ近年輸出種御免許ニ相成候以來養蠶之國土連年ニ開ケ蠶種製絲之物品年增盛大ニ相成實ニ愛國保護ト奉存候

乍併交際ニ冠タル蠶種之義ヿ外用品ト違ヒ一粒萬倍造物之厚種故其他養蠶試驗之上良種製造可致ヿ勿論猶以テ千里之波濤ヲ隔テ海外國民之厚種成ハ彼ノ地ニ於テ遠レ皇國良種之德ヲ揮シ豊熟定作ヲ計リ製種ニ盡力可致之處近年諸國ニ於テ其地味之宜キヲモ不糺桑園ヲ開發シ養蠶之道チ大ニ行ハルヽト雖ドモ新開ノ事故熟練之ト申スニモ無之繭巢ノ良不良ニ不拘蛾之分方有之候得ヿ製種及ヒ只々蠶種ト申已ニテ其地ニ於テ善惡之例モ無之不良之蠶種繭成不成ヲ不顧輸出ニ致シ適々利分之上ハ猶又來年盛大ニ致ス心組又損失ニ成行之時ヿ只々其損金ヲ取返サントモ已工夫仕種性之丹誠ハ薄ク場脇之繭巢崩シ玉繭薄繭ニ不拘種面ノ見體已ニ心ヲ用ヒ製種仕候得ヿ年增ニ絲目減スル事ト愚案仕候

一　近年御觀則書ニ依テ生種ノ見面ニ不拘直シ種亦ヿ種之粹粗等ヲ堀リ埋種等不相成樣御布告ニ付養蠶家製種人其意ヲ守リ其儘賣渡シ候處右蠶種元國江持返リ杯致シ賣買ヲ見レハ元賣主製種人我種ヲ見受候而茂見違ヒ候程ニ種面變リ見宜相成是等ハ姦商有之買取之上拵種ト奉存候右樣蠶種ニ手入有之候時ハ埋種粒場脇本場ト雜交シ良不良ト不顯右樣候時ハ厚種繭巢崩シ稚蠶ヨリ四眠宿蠶之行果迄不揃ニ相成良種ト雖モ始終粗惡ノ種ニ落入絲目年々ニ減少シ可申哉ニ愚案仕候

一　皇國之人民養蠶ニ盡力シ蠶事萬端ニ心勞シ良種製造ニ丹誠仕出來之後賣捌之爲横濱ニ出荷仕問屋野口入ヲ以テ洋銀何枚何分ト定約取極メ異人館江入荷爲致置明日乃至明後日拜見ト號シテ諸用ニ取紛レ數日之間不取敢捨置後日右種相場揚リ候節ヿ前對談ニ而引取亦タ下リ候得ハ異言ニペケト唱ヒテ破談シ前約ヲ背キ不法ノ姦商近年異人館ニ多分御座候由右樣候時ハ可賣之節ニ差違ヒ損益ニ不拘憤心ヲ發發シ其來年不良ノ蠶種表ヲ飾リ賣渡シ不實變約ノ遺恨ヲ晴サント斯心得テ工風養蠶スル時ハ繭巢不撰ニシテ製種亦不良也右樣候時ハ絲目連年ニ減シ增事更ニ無之是等ハ蠶種ヲ粗惡製造ニスル者ニ有ズ異人ニ於テ粗惡ノ種ヲ好メバ也

一　數年來蠶種製造ノ地ニ於テ桑園ニ宜敷ヲ見立連年蛾出八、九下之場所所持ニ及ヒ居宅始メ養蠶器械等ニ至ル迄便

利ヲ用ヒ仕來リ之處近年場脇ニ而數多之新製種許可ニ相成候故夫カ爲メニ何國ニテモ是迄種場杯ト唱ヒ候地ニテハ出來合之蠶具モ大分不用ニ相成上等之桑園モ中等ト同シク絲繭ニ飼ヒ候節ハ其費金大也故ニ發蛾ノ强弱製種良不良ニ依テ海內之損益其概算左之通

當明治八年御免許蠶種原紙

凡百八拾萬枚　發蛾分方八分ト見積リ
但シ生繭壹貫目ゟ原紙七枚出來

此繭貳百五拾七萬千三百貫目

同斷百八拾萬枚　發蛾分方五分見積リ
但生繭壹貫目ニ付製種四枚出來

此繭四百五拾萬貫目

分方强弱差引

〆百九拾貳萬八千七百貫目　皇國損
繭〆高

此生繭壹貫目ニ付絲繭代價壹兩貳百貳朱替ト見積リ

〆三拾壹萬三千四百圓也

穀繭生繭之節壹貫目ニ付三拾七錢五厘替ト見積リ

〆七萬貳千三百廿圓也

物計差引〆貳拾四萬千圓餘也　皇國損金

右者本年出來之繭ヨリ蠶種製造定額發蛾强ニシテ良ナレハ萬國ニ益アリ亦弱ニシテ不撰ナレバ眼前ニ損失アリテ後益ナク愁多シ彼是我輩之可存事ニハ無之候得共前顯御尋問ニ付愚意心底疎緒ヲ以テ奉申上候　以上

長野縣管下

明治八亥年　　信濃國小縣郡秋和村

勸農(業?)權頭　河瀨秀治殿　　蠶者　工藤文司

（高橋伊勢次郎氏藏）

工藤文司が勸業寮より歸縣後長野縣に報告せる養蠶手續書は稍々誇張の言無きに非ざれども、福島縣の火肋育、熊谷縣の天然育に對し折衷育により養ひ育て、火肋育の二十六日天然育の四十五日に對し三十五日にて成繭し、相當の好成績を收めたるは事實にして、蛾歩も相當に宜しく熊谷縣の如く蚓種などの惡評もうけざりしは同人の報告文中にも述ぶるが如く、信州養蠶家永年苦心の跡を祖述し、養蠶老巧者の言を用ひ熟練の功を積める結果といふべく、信州養蠶業の爲に氣を吐けるものといふべし。

養蠶手續書

當春於勸業寮ニ養蠶ノ仕方先本寮ヘ着御屆申上御添鑑差上夫ヨリ内藤新宿御出張所ヘ御廻ニ相成寮内生徒館ヘ止宿所被仰聞候熊ケ谷縣ヨリ萩原杢衛、八木義久福島縣ヨリ菅野源三郎同妻はや何レモ座敷二タ間之内被仰聞候間同居仕候蠶室ハ各二階一縣下へ二間四方之間二タ間宛御渡ニ相成前以テ煤拂ヒ障子張替等仕用意ノ蠶具持入五月七日ヨリ青白白種四口掃立四度之眠起共悉ク揃ヒ六月五日宿繭ニ相成候最初掃立ヨリ養桑ノ義者寮内ニ二、三年手入肥シモ無之桑掃立ノ期ニ至リ養肥仕右桑葉ヲ用ヒ申候三縣下共同様右様之桑葉ニテ始終養育候節ハ揚リ宿繭ノ頃ニ至リ病蠶腐敗多シヲ心痛候處左ニ無之一際ハ目立候良繭出來ニ相成候是全縣下ノ蠶ハ幼稚之時ヨリ養蠶ニ心勞シテ祖先ノ蠶業ヲ繼キ數年蠶事功者之遺言ヲ用ヒ年積テ益々熟練苗之不秀不實有共蠶種掃立テ繭不成ナシ我產ハ勿論寒國ニ育テ暖國ニ養ヒ海岸ニ掃テ山家ニ飼ヒ蚕種ヲ掃テ良種ヲ様シ（寒暖計?）計ナク共蠶室ノ寒暖ヲ體内ニ知リ時計無ク共何時ヲ念シ餐

桑ニ失有ンヤ寒溫ヲ前日ニ計リ明朝雨露霜降ト見レハ前日ニ其手當ニ及ヒ慈母之赤子ヲ愛ス共何ゾ我輩之養蠶ニ及ン種ヲ掃テ成繭ハ長者ノ爲ニ枝ヲ折ト同ジ不成ノ養蠶至而難キ樣ト申蠶事成功ノ名人各縣御人撰ニテ出京候實ニ私共如キ未熟之者同一ノ養蠶骨折心配仕候何レモ晝夜丹精ヲ盡シ蠶室ニ不眠只管豐穰ニノミ盡力勵勉シ宿繭種糸全成シテ縣名ヲ潔シ縣下養蠶有名之美目ヲ海外ニ揮シ其身ノ成功ヨリ互ニ不劣欲食ヲ念シ實ニ永キ戰場ノ苦戰ニ同ジ併乍樂ミ其中ニ有リ一日養ヒハ一日育チ一月養ヒハ宿繭ニ近シ日數三十六日ニシテ成繭ニ至リ之ヨリ四日ノ內不殘繭全ク成リ初而大悅安心仕候是蠶者之成功ノミニ有ズ其地味ノ桑葉至而宜敷蠶ニ用ヒテ愁ヒナク只遲蠶ニ及ヒ蛾出無已於寮ニ最初稚蠶ノ節ニ今般養蠶有名ノ地三縣下ヨリ蠶事熟練ノ男女御寄ニ相成各地方ノ用具ヲ用ヒ各國ノ流義通リ其儘ニ養蠶候ニ付有志ノ者拜見可爲勝手也ト近邊諸役員始メ橫濱異人館迄御布告有之候間!!眠起ヨリ貴賤トナク老若男女日每ニ見物又高官ハ前日ニ以先觸御登館有之異人ニハ洋服ヲ着シ蠶ヲ養ヒ問ニ應シテ述ベ權頭始メ大藏卿內務卿大久保殿等御見物ノ折柄ハ倭禮服ヲ着シ御尋ニ隨ヒ何事モ御答ヘ日勤之蠶事御係リニハ上局養蠶問答ニハ佐々木殿桑園檢查締圖面向ニハ山中殿諸虫糸學博物列品取調役ニハ桑原殿勤惰点檢器物出納ニハ猪之口殿倉田殿國重殿數度巡查權頭河瀨殿介古谷殿課長岩山殿最初ヨリ御列席有之何角御差圖被仰聞召集人雇人取締質問校合願伺御取扱老人南部殿此方支那國ヘ桑苗買入被仰付洋（行）港被有候ニ付蠶事何角伺置候ニ俄ニ御留守ニ相成間欠已而心斗リニテ伺願等不叶每度ノ自費已多分ニ相懸リ心痛仕リ候扨右取入之繭撰而巢ヲ三殿ニ別テ其大巢ヲ種繭ニ殘シ蠶種製造仕リ候同ク此內干揚青白白上等ノ繭撰ミ揃テ右者長野縣蠶者ノ繭厚クシテ巢揃ヒ彼ノ青白白繭ヲ以テ額面ニ並ベ可然ト申者ハ四ツ谷殿桑原殿佐々木殿ノ申候ニハ奧州ノ白繭宜敷早揚リ故艶アリ是ヲ以テ額面ニ並ベ度思フハ如何兩縣ノ曰ク奧州白繭宜敷青白艶ナシ長野縣ノ製ニ劣ル殊ニ繭薄シ左樣ニ候得バ福島縣白繭糸ヲ以テ白菊ヲ造リ熊谷縣青白ノ絲ヲ以テ黃菊花ヲ造リ長野縣ノ青白白繭ヲ以テ額面ニ並ベ三縣ノ殘ル上繭ヲ以テ製糸場ヘ遣シ適レ良糸ニ仕揚是ヲ博物列品ニ仕ルハ如何御懸リ

一統此儀可然ト衆議決評仕候右額面ト申者六尺四方ノ角ヲ取横ノ廻リニ（朴ノ木）ホヲノ木ノ白木ニ桑蠶入交リヲホリ中ニ十六ノ菊花ヲ右細糸ヲ以テ製シ又二面ハ七尺ニ三尺五寸斗リ金額縁ニ致シ地ニ白繭ヲ並ベ上ニ青白ノ繭ニテ大日本ト文字ニ並ヘ候ヲ二面是ハ來年米國費拉特費府博覽館ノ出口入口ニ被懸候由ニ御座候其外右會ノ列品ニハ三縣下ノ之迄養蠶ニ用ヒ來リシ機具一式繪圖面ニ仕立差上置候通リ蠶棚、箔、箕、桑箱、莚、踏臺幷蠶網ヲ始メ種取用具ニ至ル迄不殘新調ニ相成候由右品々用方ノ圖面蠶種掃卸シヨリ蠶室ノ景況稚蠶ノ取扱ヨリ蚕桑ノ仕方眠起ノ蠶形宿繭ノ振合製種、製絲ノ成果迄盡工日々日勤致シ詳細ニ油繪ニ仕立列品蠶具ニ被添候由歸國ノ節三分通リ出來ニ及申候其外眞綿上中下三通リ繭白青白共上中下三通リ出殼玉繭屑繭キビソニ至ル迄列品ノ由之等ハ日々能ク干揚置キ申候扨養蠶ノ仕方奥州ハ火氣ヲ用ヒテ掃立ヨリ二十六日ニシテ成繭蛾出分方八分五厘尚武州ハ自然天然飼ニ致シ一切火氣ヲ不用四十五日ニ成繭桑ノ地味ニ隨而遲蠶芒種ノ節ニ及ヒ揚リ候間巣厚ク美事ニ出來蛾出更ニナク蚶種ナドト衆評ニ預リ候是地味故ニ候私共義ハ國元仕來リノ養方ニテ寒ナレバ火氣少々用ヒ暖ナレハ北窓ヲ開キ濕ナレハ四方ヲ閉シ雨ナレハ乾シ日數二十五日ニ成繭ニ蛾出七分五厘武州ノ手當ノ種紙迄取揚遣シ申候右者養蠶ノ手續略而大概巳而御届ケ奉申上候　以上

明治八年八月

長野縣管下
小縣郡秋和村
工藤文司

長野縣權參事　小倉勝善殿

蠶業會社の流行

輸出蠶種全盛時代人々目前の小利に眩惑して粗製濫造を事とせる頃、小縣郡上塩尻村藤本善右衛門、佐藤八郎右衛

門、清水銀左衛門妙蚘連なる會を設け、精良の蠶種を製造して輸出せしかば、妙蚘連の蠶種は拜見なしにて輸出せらるゝの信用を博せり。

其後明治六年蠶種製造取締規則發布さるゝや、之を會社組織に改め均業會社と稱し社則を定め同年六月長野縣の認可を得しより、同年八月同村に明業會社起り、ついで高井郡須坂町に精業會社（七年四月二日認可）更級郡（現今の上水内郡）大豆島村に盛業會社（七年四月二十二日認可）等起りしより一時の流行を來たし、蠶業會社雨後の筍の如く簇出せり。

今其重なるものをあぐれば、小縣郡に於ては伊勢山村小田中源右衛門の公桑會社、田中村秋元收藏の昌業會社、本海野村佐藤郡三の共精會社、金剛寺村倉島精右衛門の齊業會社、尾野山村小野澤芳平の雄山會社、石井村田中泰藏の石井會社、大屋村矢島新作の大屋會社、上丸子村外一ヶ村の丸子會社、岩下村尾崎林平の嚴下會社、上澤村外五ヶ村竹內造酒平の聚玉會社、伊勢山村外三ヶ村の盛業會社、上洗馬村外七ヶ村の叙業會社、中之條村田中桂四郎の桑均會社、下之鄕村横關治郎兵衛の營業會社、房山村片岡清右衛門の道祖會社を始め躬桑、旣登、誠業、全業、勸業、小牧、鴨池等の諸會社相次で起り、高井郡須坂町に於ても豊業、擴業、信業、專業、鎌原、昇業、偕業、共業等の蠶業會社起り何れも精良なる蠶種を多量に產出せんとせしかば、自ら養蠶の技術飼養の方法等も進歩し本縣養蠶業の發達に貢獻せり。

又左記小縣郡押出會社の如きは寛保二年の大洪水の爲、荒蕪に歸したる地を開墾して桑園を造り、こゝに新に蠶室を建築し、養蠶をなし、其收繭を以て蠶種を製造せんとするものにして、縣屬井出正路外十三名の發起にして、副社長の一人たる吉田景京も縣屬なるを見ても、如何に當時此種會社熱の高かりしを察するに足らん。

勸業寮へ御伺案

養蠶會社設立之儀伺

當縣管下信濃國小縣郡芝生田村、赤岩村兩村地內字押出原ト唱フ荒蕪地へ兩村ノモノ玆ニ當縣屬士族佐久郡小諸住井

出正路外十三名合併押出會社ト唱フ蠶室建營養蠶製造致度趣ヲ以テ別冊ノ通リ定則並申合書差出候ニ付及一覽候處衆テ許可濟小縣郡上鹽尻村均業會社及高井郡須坂町精業會社定則ニ照準取結且會社設立方法別紙ノ通リ願出候間熟考仕候處社號ヲ以テ製造捺印ノ義ハ規則面判然無之候得共第二則第六節但書結社ノ上製造所ヲ設置全不混合同品ノ蠶種ヲ以テ掃立養蠶致シ候義ハ此限ニ不非段記載有之右ニ照準強テ差支ノ節モ無之哉ニ被存候間聞屆奥書ノ上下ケ渡候樣可仕候也仍テ定則並申合書一冊幷結社方法願書一冊相添へ此段相伺候宜シク御指揮可被下候　以上

明治七年月

長野縣參事　楢崎寛直

勸業權頭　河瀨秀治殿

乍恐以書付奉願候

當御管轄第十四區小縣郡芝生田村赤岩村兩村地內字押出畑地去ル寛保二戌年洪水ニテ砂石入ニ相成リ年來不立歸罷在候處舊小諸藩非出正路外十三名右地所開拓仕度段先般示談行屆候處今般同盟會社取結於同所養蠶種製造仕度段別紙願書之趣兩村共聊差支ノ筋無御座候間願之通會社御許容被仰付度此段奉願候　以上

第十四區小縣郡芝生田村

百姓代　土屋建次

副　小根澤半助

戸長　小林市右工門

同郡赤岩村

百姓代　田口圀藏

副　田口喜三郎

戸長　山浦伊勢之丞

明治七年二月

長野縣參事　楢崎寛直殿

押出會社組立方法

一、押出會社組立方法ハ其原分業法ニ基キ小縣郡芝生田、赤岩兩村ノ內地字押出原（即チ桑畑開墾地）ヘ新ニ養蠶室ヲ建築シ社中ノ內衆テ養蠶製糸ノ業ニ熟達スル者三名ヲ撰ミ社長副ト爲シ一切ノ業務ヲ專任管理セシメ其他ノ社中ノ者ハ會社ニ關係スル會議等ヲ除ク之外損益ヲ共ニスル而已ニシテ自己ノ產業又ハ各其欲スル所ニ從テ服事スルコトヽス

一、製造卵紙裏印其外共社號ヲ以テ通用仕度其故ハ前條ノ次第ニテ社中何ノ誰製造ト申ス儀ニハ無御座候又長副ハ養蠶一切ノ事業ヲ取扱フト雖モ素ト社中ニ代リテ其業ヲ管理スル迄ノ事ニシテ獨リ長副而已ノ所有品ニ非ラズ且長副ハ勤役制限モ有之假令年限中其姓名ヲ以テスルモ纔ニ四年ニシテ變換セザルヲ得ズ若シ如斯ンバ他方ノ疑惑ヲ招カン將タ最初ノ姓名ヲ以テ永ク通用セシメンカ所謂有名無實ニ屬セン去リトテ一社ノ製造品ヲ社中一般ヘ分賦シ各自ノ姓名ヲ載スニハ之又御規則ニ違犯シ候義其他吏ニ名實適當スヘキ方策モ御座ナク譬ヘハ押出會社ハ一ノ養蠶家社號ハ即チ其人ノ姓名ト御看做シ通用ノ義御允許奉願候

一、前條ノ如ク組立基原ノ均業社或ハ精業社ト稍異ナルヲ以テ別冊規則申合書モ從テ少異ナキ能ハズ然レ𪜈大趣旨ニ至テハ同一ニ歸シ此ニ異アルヿナシ

右押出會社組立方法書別冊定則申合書ニ副テ奉差止候間御照合被成下養蠶御規則ニ抵觸不仕候ハヾ出格至仁ノ御處分ヲ以テ御許可被成下候樣社中一同伏テ奉懇願候　以上

明治七年四月

押出社副社長　吉田景京
同　室賀定直
同社長　早川政養

長野縣參事　楢崎寬直殿

巡回監督

前述の如く養蠶及蠶種製造の隆盛に伴ひ、其粗濫を防ぎ精良を期する爲、養蠶檢査表を渡して之に記入せしめて其指導監督を爲すと共に、一方縣廳より官吏を派遣して巡回監視せしめたり。次に示すものは當時の長野縣管下六郡巡視に關する記錄にして、其巡回心得の一は五月二十五日即養蠶掃立當時若くは掃立直後に於て養蠶家を巡視して指導注意すべき條項を示し、後のものは六月三十日出蛾若くは出蛾に先んじて巡回し蠶種製造に關し不正及び粗濫製なき樣注意せるものなり。

參事　　和稅課
　　生産方

養蠶ノ義追々掃立候旨ヲ以テ別紙ノ通申出候ニ付爲取締左ノ通割合交代巡回被命候樣仕度此段相伺申上候

小縣郡　上田組　一人
高井郡　川東組　一人
更級郡　川中島組　一人
埴科郡　埴科組　一人
水內郡　水內組　一人

一、高井郡川東組及小縣郡上田組製造多ノ場所御檢査被下候哉御出張被下候ハヾ川東組へ御出張掛水內郡長沼村逸大製造ニ付兩三ケ村上田組へ御出張掛埴科、更級兩郡御通行掛大製造ノ處兩三ケ村ツヽ、御檢査被下候樣仕度候

一、御出張ノ節ハ上田組、川東組へ出張被命候者御附添へ可仕哉

巡回ノ者心得

一、出張候ハヾ持場世話役一員案內爲致戶毎ニモ檢査致シ候樣申觸置其模樣次第一ケ村兩三戶又ハ五、六戶ヲ檢査致シ隣村へ移可申候糸繭ノ義ハ戶數多ク候へ共製造數ハ少キ事故不都合ノ義モ無之哉ニ付キ時宜ニ寄リ一、二戶ヲ檢

査候様可致事

一、養蠶家へ着候ハヾ掃立原紙裏印紙ハ勿論世話役検印等ヲ相改可申事

一、原紙寒水ニ浸シ候節印紙流失ノモノ前以テ世話役ヨリ届出有之分ハ格別其場ニ於テ申立候者ハ世話役割印ヲ改メ相違無之様見請候ハヾ其次第柄世話役連印ノ書面取置可申事

但前以届出有之分共都テ御買上ニハ不相成候事

一、無印紙又ハ尿紙等規則違ノ原種掃立候モノ有之候ハヾ其掃賣取上ゲ村吏ニ預ケ申付語書ヲ取可申事

一、海外輸出印紙貼用換國川證印不申請掃立候モノ有之候ハヾ掃殺原紙村吏へ預ケ申付請書ヲ取可申事

一、霜障桑ニテ原種掃立減少候ハヾ製造原紙減可義ニ付其段検査表ハ記載可爲致事

一、検査表認方規則ニ見合蠶並器械ノ數等不都合無之分ハ時宜ニ寄リ出張ノ者検印致シ候テモ宜敷世話役ノ者ヘハ必ズ検印可爲致候事

右ノ外都テ蠶種並原紙規則大總代申合書ニ照準不都合無之様可取計事

五月廿五日

參事　生産方

養蠶ノ儀追々蛾出種製造取掛候間爲取締左ノ割合ノ通リ交代巡回被命古製造人共新規試業ノ者ヘ對シ原種不足苦情出願ノモノ共ヘ兼テ御評議濟ノ通リ說諭候様仕度此段相伺申候

七月初旬早々出立ノ積　更級郡、埴科郡

同　七日頃出立ノ積　小縣郡

同　十五日頃出立ノ積　水内、高井兩郡早場所

同　二十日頃出立ノ積　　水内、高井郡、飯山邊、木島天神堂邊

〃　四　組

一、長官御檢査御座候ハヾ持場ノ者御隨行可仕積

巡回ノ者心得

一、製造ノ繭貫數蛾分方及原紙拂下高等檢査表見合ヘ可改事

一、種糊付ハ勿論燒蛾再出等ノ類不仕付様都テ亀爲ヲ可改事

一、蛾出歩合余分有之候トテ原紙流用ハ不相成儀ニ付免許原紙不足候モノハ贏余ノ分干繭ニ致候様説諭可致事

一、本年試業ノモノ多分ノ原紙願受候モノ有之爲メ古製造人共苦情不少義ニ付器械ノ數蛾歩等可改事

附他人ノ生繭買種製造ノ義ハ不相成義ニ有之候間可心附事

右之外規則ニ照準取計可申事

六月三十日

如此して當時の第四課生産方の事務は益々多忙を極むる一方なるに、掛官員少くして到底十分の取締を爲す能はざる狀態なるを以て、官吏を增員して其事務に當らしめん事を請へるもの次の伺書にして、當局も之を認め四人の增員を許せり。

而して此伺書の文中昨癸酉年（即明治六年）蠶種印紙稅等（九三・四五%）九萬二千七百餘圓にして、生糸眞綿等の稅金（六・五五%）六千五百餘圓とあるを見ても、いかにも蠶種時代なりてふ感じを直に呼起さしむるものあり。

生産掛官員增加ノ義伺

當縣官員四課ノ內租稅寮（課？）ノ義ハ正租雜科土木掛等分課中付夫々爲取扱候處生産掛取扱ノ儀ハ養蠶、製糸、石炭

油等ハ近年追々發明ノ生産ニテ就中養蠶ノ儀ハ追日繁盛ニ立至リ蠶種製造人凡八千五百戸餘糸繭製造人二萬七千戸程有之右ノ取扱ヲ始メ製造高取調、蠶種製造印紙稅請拂、糸繭取扱渾テ取締向巡回檢查等別途主任ノ者無之候ニテ行届不申何分定額官員ニテハ諸課繁劇之折柄引足兼尤當國養蠶製糸ノ儀ハ諸國ニ無比産物ニテ昨癸酉年蠶種印紙稅金九萬二千七百餘圓ニ有之生糸眞綿ノ稅金六千五百圓餘ニ有之孰レモ成規アレバ手數不可云自然錯雜ヲ釀ストキハ內外ノ不都合不族論可相成候生産掛ノ廉ヘ別紙ノ增員御許可被成下候樣仕度依テ別紙相添ヘ此段相伺申候　以上

明治七年月

參事　姓名

生産掛增員

判任十一等一人　同十三等二人　同十五等三人

書面伺出ノ趣生産掛ノ廉增員ノ義ハ難聞届候ヘ共事務繁劇ノ事情ハ無余儀相聞候ニ付當分ノ內十二等四名增置聞届候條右金額ヲ以テ適宜流融精々勉勵事務整頓ノ上可復定員事

明治七年三月五日

內務卿　木戸孝允　㊞

外國蠶の飼養

明治維新前後迄は蠶の種類極めて少く、姬蠶、又昔、小石丸、青白、赤熟、金丸、おゝみこ等の數種に過ぎず。前記明治八年勸業寮にて工藤文司の飼養せらるものも其種類は信州青白、武州青白、今昔、白種（奥州種）の四種に清國三化性二千八百頭を試驗的に飼へるに過ぎず。而して此頃既に本邦蠶種の海外に於ける需要減じ、其生產を制限して消極的に價格を維持せしめんと計ると共に、製糸業を改良發達せしめて海外の正貨を吸收し、以て輸出入のバランスを順調ならしめんと欲し、富岡に模範製糸場を建てゝ以て天下に範を垂れ、又各地の製糸場製糸業に對して保護奬勵につとめたりき。されば養蠶の方面に於ても徒らに蠶種好況時代の夢を趁ふて蛾歩本位の養蠶に墮せず、優良品種を飼養し、若く

は外國蠶の飼養交雜等によりて優良なる品種を作らんと試むるに至れり。

明治七年三月第六十二號を以て、勸業權頭河瀨秀治より長野縣參事楢崎寬直へ伊國產種紙一枚を分配し、養蠶熟練の者に飼養せしむべきを命じ、又同年十月開拓判官より第一千八百八十六號を以て、上海駐在品川領事に托し購入せる清國產三化性蠶試驗の爲飼養せしめられたしとて蠶卵紙（長野縣は半枚筑摩縣は四半枚）に養蠶法抄（長野縣十部筑摩縣五部）を添へて送り來れり。於此本縣は之を縣內各地の養蠶熟練の者に分配飼養せしめ、其結果各自の養蠶檢查表を提出せしめたり。

此報告によりて見るに、清國三化性蠶は筑摩縣に於ては筑摩郡駒ヶ根村今井弘、伊奈郡龍岡村木下金作、筑摩郡吉江秋三郎、幸田常藏等に飼養せしめしに今井弘飼養の分原紙三十二分ノ一にて繭四百九十五箇出來、蠶種壹枚生糸三匁五分製造せるのみにて其他は「御國產第一等の物品、民間主要の善業に付、素より企望仕候義に付別而養蠶注意仕候得共、風土に不適歟、如何之譯に候哉不作仕」と飯島村林所平の上申書にある如く概して不結果に終り、長野縣の方も高井組綿內村牧利助、小山村町田傳十郎、西條村小林作十郎、須坂春木町小田切武兵衛、精勤組屋代村越與惣左衛門の五人に飼養せしめたるに僅かに小田切武兵衛製蠶種マダラツキ原紙一枚、生糸壹綟、越與惣左衛門製生糸眞綿等出來たるのみ他は不製造に終りたりき。

次に伊、佛、清の三國種と本邦種との比較試驗の結果は次の如くにして、外國蠶は概して飼育困難、質惡、蠶種製造には不適當なれども糸量は稍多しといふに一致せるが如し。

かくして折角外國蠶種輸入せられしも當時に於ては之を飼養するものなく、大正時代に入りて交雜種の製造せらるゝ迄其飼育隆盛となるに至らざりき。

眞砂組

水內郡小沼村

製造人　佐藤伴之助

伊太利國蠶種

原蠶種壹枚　但竪三寸七分横三寸五分卵數凡壹千二百粒

伊太利國景況	本邦之景況
虫大　衡量一匁五分度量長四寸程　但四眠起四日目ヲ以テス	虫小　衡量八分度量二寸五分程　但四眠起四日目ヲ以テス
飼方　發生ヨリ三眠迄刻ミ桑三眠以後枝桑　但上リ迄十二貫五百目且蠶糞毎日二度ツヽ捨棄ス	同上　發生ヨリ三眠迄刻ミ桑三眠以後枝桑　但上リ迄十貫目且蠶糞毎日一度ツヽ捨棄ス
性質　虫橙黄色鼠色ノ形付繭樺色且常ニ座セズ甲ノ箔ノヨリ乙ヘ遷リ又乙ヨリ甲遷リ行狀甚ダ惡シ	同上　定座ニシテ養桑ヲ喰ス最善ナリ
養方　養桑六度難シ	同上　養桑四度易シ
種仕方　大粒ニシテ粗斑	同上　良美

右之外本邦ニ類ス

右ニ比較本邦ノ見合

質惡、養育難、印紙一枚但粗斑、生糸六匁、眞綿無製

右ハ明治七年試驗致シ候ニ付書面ノ通リニテ飼立損耗相立本邦之方德益ニ被存候間因テ此段御尋ニ付奉申上候　以上

明治九年一月

右

佐藤伴之助

水內郡水澤村
製造人　福澤藤左衛門

伊太利國蠶種

原種壹枚　但竪三寸七分横三寸五分卵數凡壹千二百粒

伊太利國景況

虫　大　衡量一匁五分度量長四寸程　但四眠起四日目ヲ以テス

飼　方　發生ヨリ三眠迄刻ミ桑三眠以後枝桑養桑上リ迄十二貫五百目且蠶糞ハ毎日二度ツヽ捨棄ス

性　質　虫橙黄色鼠色ノ形付繭樺色且常ニ座セズ甲ノ箔ヨリ乙ヘ遷リ又乙ヨリ甲ヘ遷リ行狀甚悪シ

養　桑　六度雛

種付方　大粒ニシテ粗班

右之外本邦ニ類ス

右ニ比較本邦之見合

質悪、養育難、卵紙一枚但粗班、生糸無製、眞綿無製

本邦之景況

虫　小　衡量八分度量二寸五分程　但四眠起四日目ヲ以テス

同　上　發生ヨリ三眠迄刻ミ桑三眠以後枝桑養桑上リ迄十貫目且蠶糞毎日一度ツヽ捨棄ス

同　上　定座ニシテ養桑ヲ喰フ最善ナリ

同　上　養桑四度易シ

同　上　良　美

右ハ去明治七年試驗致シ候ニ付書面之通ニテ創立損益相立本邦之方徳益ニ存候此段御達ニ付奉申上候　以上

明治九年一月

右

福澤藤左衛門

高井組

高井郡須坂町

製造人　牧七郎右工門

佛蘭西種飼返

原種九分六厘四方卵數三百五十粒程

佛蘭西景況

虫　四眠起四日盛虫量一匁五分

飼方　初眠ヨリ四眠迄摘桑四眠ヨリ枝桑繭一升ニ付上リマデ桑三貫四百六十目蠶尻替毎日二度

性質　虫鼠色薄黒片付白虫二種アリ繭金光色

養育　養桑六度難シ

種附方　裝生大粒

集入　虫集入マデ三十二日ニテ上リ漸々三日ヲ經テ繭ニナル

出蛾　弦子時期五時余卵生時期廿五日位

右ニ比較本邦見合

本邦景況

同上　虫量八匁

同上　初眠ヨリ三眠マデ一刻ミ桑三眠ヨリ枝桑繭一升ニ付上リマデ桑二貫目蠶尻替二度

同上　養桑四度易シ

同上　裝生

同上　虫集入マデ三十九日ニテ上ル三時經テ繭ニ成ル

性質悪、養育難、卵紙損

生絲　干繭一升ニ付量三十目
　　製糸九匁二分

眞綿　蛹殻一升ニ付十九匁八分
　　製綿十匁四分

右本年試驗致候ニ付書面ノ通リニテ飼立損益相立本邦、佛蘭西國之分得益又ハ損益ニ被存候ニ因テ此段御届ニ付申上候　以上

明治八年十二月

右製造人

牧　七郎右工門

高井組

高井郡岩舟村

製造人　中島柳右工門

同　上　干繭一升ニ付目方三十六匁
　　製糸八匁八分

同　上　蛹殻一升ニ付二十一匁四分
　　製綿九匁六分

伊太利國蠶種飯返

原種二寸四方凡卵數六百二十粒

伊太利國景況

虫　四眠起五日盛虫量一匁三分

飼方　初眠ヨリ三眠迄刻ミ桑四眠ヨリ摘桑蠶尻二度繭二升ニ付上リ迄桑六貫八百五十目

性質　虫薄黒片付繭薄金光色

本邦景況

同　上　虫量八匁二分

同　上　初眠ヨリ三眠迄刻ミ桑四眠ヨリ摘桑蠶尻替一度繭二升ニ付上リ迄桑五貫四百目

養育　養桑五度難
卵附方　班付大粒
巣入　日數三十四日
右ニ比較本國之見合
性質悪、養育難、卵紙損
生絲　干繭一升ニ付量二十九匁
製糸量九匁
右本年試驗致シ候ニ付書面ノ通ニテ飼立損益相立本國伊太利國之分損益又ハ損益被存候ニ因テ此段御尋ニ付申上候
以上
明治八年十二月

右製人
中島柳右エ門

高井組
高井郡須坂町
製造人　小田切武兵衛

清國三化性
原種九分六厘四方卵三百八十粒
清國景況
虫　四眠起盛虫量九匁二分
飼方　初眠ヨリ二眠迄刻ミ桑三眠ヨリ摘桑蠶尻替二度

同上　養桑四度易
同上　蔟生
同上　三十九日

同上　干繭一升ニ付量三十七匁
製糸八匁五分

本邦景況
同上　八匁三分
同上　初眠ヨリ二眠迄刻桑三眠ヨリ摘桑蠶尻替二度繭

滿一升ニ付桑二貫八百目位　　一升ニ付上リ迄桑二貫六百目位

性質	虫白色淡黄色	同上四度
養育	養桑四度	同上裝生
種付方	班付	同上三十六日
巣入日數	三十九日	

右ニ比較本邦之見合

性質惡、養育雌、卵紙損、生糸損

右本年試驗致候ニ付書面ノ通ニテ偖立損益相立本國ヨリ清國之分損失ニ被存候ニ因テ此段御稟ニ付申上候　以上

明治八年十二月

右製造人

小田切武兵衛

前書之通伊佛清國養蠶景況表取調方御達ニ相成候ニ付右製造人へ申通知取調指出候ニ付調査ニ及候處相違無之仍テ此段上申仕候也

明治八年第十二月

副頭取

成田啓造

長野縣權參事　小倉勝喜殿

第二節　良絲良繭主義時代

養蠶改良の企圖

開港以來本邦蠶種製造家目前の利を得るに急にして、百年の大計を忘れ競つて蠶種の海外輸出を試みし結果、國內用の不足を來し多く劣等の蠶種を以て養蠶をなすのみならず、蠶種本位の栽桑、養蠶品種の選擇等は本邦繭の品質を劣等ならしめ、心あるものをして大に前途の爲に憂慮せしめたり。

千八百七十一年（明治四年）五月一日米國公使シイデロングより外務卿の手を經て送り來れる製糸方法書中にも、既に日本生糸の劣惡に赴ける一大根源を指摘して「偖又日本生糸の稍く劣惡に赴ける一大根源は五六年前より盛に行はるゝ蠶卵紙の交易なり。此交易掛まりてより歳々良好の蠶種を輸出すること極めて多く、隨つて一歳一孵の新繭をもて製する所の糸大に減少せるが故に、此缺乏に充てんが爲に昔は大抵眞綿を製するにのみ用ひたる一歳再孵の繭にて糸を製するをもて、其糸は皆脆弱にして質海綿のごとし。」といひ、又「年々一歳一孵の良蠶種を歐洲に輸出して、是が爲に大なる損害を蒙る事を日本商人の心附かざるは、尤も異しむに堪へたり。されば伊、佛等の國々の工場杯は全く日本に產する蠶卵の供給を仰いで其業を營む程の事なりといへども、是即日本の大害なり。蓋し外國の商人等が其始高價を投じて蠶種を競求せしは、損あるに似たれども是が爲に其國々の蠶種盡く良質に回復し、再び本の如く細糸を製する様になり……」といへるが如く、我國は良好の蠶種を輸出して國內用としては彼の所謂一歳再孵の蠶即ち夏蠶の如き劣等種のみを殘せる結果、明治七、八年以後蠶種海外輸出の途杜絶し、蠶種會議局を開いて、衆議をつくし救濟の方法を講ぜんとせるも議論仆れに終り、遂に明治十一年五月四日太政官は布告して蠶種原紙の諸條例規則を廢止せしかば、奸商隙に乘じて粗製濫造を營むに至れり。

然れども明治十年八月東京上野公園に開れたる第一回内國勸業博覽會及明治十二年十一月横濱共進會等に於て奥州、及上州地方より出品せる優良なる繭糸を見、一方製種業の前途は殆んど絶望狀態にありしかば、漸く勃興の機運に向へる製糸業と相俟つて養蠶業の發達を圖るより他に途なきを痛感し、良絲を製するは良繭によらざる可らざることを感ずるに至れり。偶々明治十三年長野縣に於ても第一回繭、生糸、織物等の共進會を上田に開き、同會に於て一、二等の賞を得たるものは奥州より赤熟種を購入して飼養せるもの、又は群馬縣より移入せる鬼縮種等なりしかば、之に刺激せられて新品種の移入或は交雜による改良等を企つるもの續出せり。

明治十二年埴科郡東船山村殖産會社々長湯原齊之助が内務省勸農局製の鬼質蠶種の下附を願ひ、又明治十四年小諸町佐野常直、下諏訪町岩波芝吉、須原村越後熊吉等が蠶糸業改良の目的を以て福島縣丹治梅吉製造の赤引（赤熟）種二十三枚を購入し、十五年七月に下伊那郡別府村刈間新六、飯田町柳河綠三郎、櫻井仁外二名が同様の目的にて丹治梅吉、井上傳吉及同郡山戸田村八島成正製造の赤引種を移入したるが如き即ち是にして、明治十二年養蠶問答の著者東筑摩郡神林村坂似水が之を携えて縣下を巡回し、蠶業上の知識を普及せしめんとせるも又、當時の時代思潮の一と見るべきならん。

願書

伏テ懇願具陳ス夫繭糸ノ我國ニ於ケルヤ扶桑最モ第一ノ鴻益トス故ニ方今養蠶術ノ勃興シ其勢ヒノ盛大ナラントスル實ニ知ルヘキ也然ルニ其養法ノ全ク備ラザルヲ如何セン凡ソ事物ノ將サニ興隆セントスルヤ必ズ聰敏ノ人世ニ出ルアリテ遂ニ其事理ヲ究ムルニ至ル將來其人アリテ養法ヲ確定シ蠶事ヲ過ツナク國益ヲ興隆スルノ日アルヤ必セリ本邦其産出ノ多キ磐岩ノ二國ヲ以テ第一トス丹但ノ三國次之上信ノ二國次之其余枚擧ニ堪ヘズ各地近年養蠶益盛ン也蓋シ物アレバ必則アリト蠶子一定ノ養法アラザルヲ得サル也然ルニ各鄉其道ヲ異ニシ各家其法ヲ同フセズ依之大ニ産ヲ興ス

アルモ亦産ヲ敗ル者少カラズ慶ト苦ト相因ル者トス其苦ノ甚ダ少カラザル全ク養法其道ヲ得サルニ由ル私輩甚ダ遺憾ニ堪ヘズ故ニ私輩ガ見聞スル所ノ各地ノ養法ヲ纂輯スル此ニ年アリ名ケテ之ヲ養蠶經驗論ト云フ而シテ反覆之レヲ見ルニ私輩カ見ル所ノ書幾十種交ル所ノ者幾百員然ルニ養蠶家ニ於テ未ダ一人モ空氣ハ食物ト同樣動物生活ノ本タルヲ論ズル者アラズ實ニ養法ノ大欠事ト爲スベシ此產ヲ敗ル者多キ所以也私輩ノ遺憾日一日ヨリモ甚シ故ニ一昨々兩年東京ニ赴キ內務省勸農局養蠶部並ニ製糸場ニ至リ從來ノ疑惑ヲ訪質シ且博ク究理家ニ尋問シ往復武上信ノ際ヲ經歷シ專問家ヲ叩ヒテ其經驗ヲ問ヒ歸鄉自ラ之レヲ實際ニ試ムル近頃美國ノ養法ヲ得テ益其法ノ更フヘカラザルヲ信スルニ至レリ而シテ自ラ以爲ラク本立テ道生ズ人々動物生育ノ元理ニ達スルアラズンバ事物ノ興隆ヲ助ケテ養蠶ノ道眞ノ繁盛ヲ爲ス能ハズト於是世人ノ悟リ易カランカ爲メニ養蠶問答七編ヲ着ハス請フ一タビ私輩ニ縣下廻村ヲ許シ老翁婆ヲ諭スル養蠶問答ノ悟リ易キヲ以テシ其要スル所天性ノ物ヲ養フニ天然ニ差ハサラシメ養法ニ大同小異アルモ其本源一ニ歸シ例年苦ヲ去テ慶ニ就キ國益亦盛大トナルベシ然ルニ私輩ハ一錢ノ謝儀ヲ受ケズ只飯泊ヲ乞ハン已官ニ請ハスメ自ラ之レヲ爲ス人將タ言ハン貪利者乎售名者乎ト私輩カ志ス所ニ非サル也唯私輩ハ天地ニ向ヒ世ノ興隆ヲ助ケテ以テ衣食ノ恩ニ報シト欲スル已亦愛國ノ一端ニ老後ノ素願也再拜頓首具陳許可ヲ待ツ

東筑摩郡神林村

願人　坂　似水

右戸長　一條伍郎

長野縣令　楢崎寬直殿

追テ拙者養蠶問答初編一部相添献備仕候也

書面廻村ノ儀允許願ノ趣ハ難聞届候事

但相對ヲ以テ教諭候義ハ不苦候事

明治十三年二月廿一日

養蠶問答初篇

明治十二年十一月六日

長野縣士族　坂　似　水　著

東筑摩郡神林村百三番地寄留

南深志町高美甚左工門發行書林　十五枚

第一編　室氣の養蠶術に於て欠く可らざる事

第二編　蠶子の區別並種類蠶種製造法の善惡撰ひ方、圍ひ方、掃き方

第三編　一つ休より四つ休迄の養育法

上り蠶、宿り方、繭欠き取り方、繭干し方、焙爐ヵケ方

第四編　風雨旱水、煙鹽、油、石灰等の利害得失

第五編　病害豫防

第六編　桑木の種類並培養の術、桑取り扱方、圍ひ方

第七編　器械の養蠶術に於ける熟れか利、熟れか害なるなからんや故に家屋の裝置より諸器械の便不便を問答す

尚書の序文に

養蠶問答自序

蠶糸の國益たるや更に喋々之を說するを待たず其產出の多き磐岩の二國を以て第一とす、丹但の三國之に次く上信の二國又之に次く而して信濃多き上田を以て第一とす、松本又之に次く松本の多き東筑摩郡神林村近鄉を以て巨擘と爲すべし。近年該地養蠶最も盛也　下略　十二年八月

蠶兒統計表の編纂

明治維新政府も其初め施政方針確定せず、朝三暮四のそしりを免れざりしが明治八年地方官會議を開き、十一年に府縣會を開き、十四年來る廿三年を期して國會を開くべき旨を布告さるゝや、庶政漸く根柢ある調査研究に基きて立案さるゝ事となり、ことに經濟的方面は正確なる數字に基ける調査統計をなすに至れり。

而して全國的にかゝる統計表の作製をなすに至りしは、恐らくは明治十八年太政官を廢して內閣制度を確立せし以後の事ならんも、我長野縣に於ては養蠶は管下第一の產業にして政治上關係する所最も濶く、從來「特有物產表」に載せたる繭、生糸、蠶種の產額を知る程度にては猶隔靴の憾なき能はざりしを以て、明治十六年二月郡役所戶長役場に命じ更に精密なる調査を遂げ以後年々差出さしむる事とし、其の第一回即ち明治十五年分は同年四月十日限り提出せしめたり。

而して右各郡の調査を綜合して調製せる「長野縣蠶事統計表」は別表の如くにして、實に長野縣蠶糸業統計表の最初のものたり。（惜むらくは翌十六年及十七年の之と同種の表見當らず、本縣統計課にも明治十八年以後の統計書あるのみなり。）

長野縣蠶事統計表　（明治十五年分）

桑畑　九千九百七十二町七反七畝三步

飼桑　二千七十四万五千七十一貫三百十目

掃立原紙	春	千三百五十三万八千二百七十五貫三百四十目
	夏	四百八十一万四千二百十九貫二百七十目
	秋	二百三十九万二千五百七十六貫七百目
掃立原紙	春	九万八千六百三十九枚六分五厘五毛
	夏	五万五千五十六枚六分二厘五毛
	秋	三万百六十四枚五厘

		産出 春	産出 夏	産出 秋	産出 〆	横濱 春	横濱 夏	出荷 秋	出荷 〆
繭		三、二五三、四八六、四二五斤	一、三三〇、四八〇、一〇〇斤	五九一、六六五、八七五斤	五、一七五、六三二、四〇〇斤	八、三五五、〇〇〇斤	一、九六五、〇〇〇斤	三二四、〇〇〇斤	一〇、六四四、〇〇〇斤
生糸	器械	二〇七、二一五、三一〇	一一三、一一七、七〇〇	三一、四一二、一二〇	三五一、七四五、一三〇	一七五、三六六、七五〇	七四、〇四三、七五〇	二二、五五九、五〇〇	二七一、九七〇、〇〇〇
	座繰精製	五七、七二七、〇〇〇	一六、二四九、〇五〇	六、五四八、五〇〇	八〇、五二四、六一〇	五一、〇六九、〇〇〇	四、〇九二、二五〇	一、八八七、二五〇	五七、〇四八、五〇〇
	座繰常製	二一一、七三三、五三〇	二二、九九二、八八〇	一三、七一一、七〇〇	二四八、四三八、一一〇	四八、四二九、〇〇〇	三、六四三、〇〇〇	一、九六二、〇〇〇	五四、〇三四、〇〇〇
屑物	玉繭	三七七、二七五、二一二	一九〇、五五二、七三七	九一、二七一、四三〇	六五九、〇九九、三七九	二三、三二〇、〇〇〇	五七七、〇〇〇	一一、四〇〇、〇〇〇	四〇、四九〇、〇〇〇
	出殼繭	九二、八九五、四〇〇	二六、三四六、〇〇〇	一四、五三四、六〇〇	一三三、七七六、〇〇五	五五、六四五、〇〇〇	一一、七六三、〇〇〇	三一三、〇〇〇	六七、七二一、〇〇〇
	玉糸	三五、一六八、四〇五	一三、三七三、八九〇	三、九六〇、四八〇	五二、五〇二、七七五	一、四七〇、〇〇〇	一六三、〇〇〇	一四五、〇〇〇	一、八七八、〇〇〇
	熨斗糸	二七、七九六、一六五	五、三八六、二三〇	二、六二九、三九五	三、五八二、七九〇	三七、九二一、〇〇〇	五、八七四、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五三、七九五、〇〇〇
	生皮苧	五七、九〇〇、〇〇〇	一八、二五七、七六〇	七、一三五、三〇〇	八三、二九三、〇九五	三九、九五〇、〇〇〇	八、一五六、〇〇〇	六、二五一、〇〇〇	五四、三五七、〇〇〇
眞蠶	綿	三七、〇〇七、〇五五	一〇、一三八、〇二〇	一、七六五、四〇〇	四八、九一〇、四七五	一、一二五、〇〇〇	五七〇、〇〇〇	五六三、〇〇〇	二、二五八、〇〇〇
	種	二八六、九〇四、〇〇〇	七九、一六一、五〇〇	三六、四七六、〇〇〇	四〇二、五四一、五〇〇	四、八一〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	—	五、八三四、〇〇〇

野蠶
- 種繭 百二十五万七千粒
- 産出繭 千八十四万八千五十粒

柞蠶
- 種繭 三十四万四千八百粒
  - 春 三万五千粒
  - 秋 三十万九千八百粒
- 産出繭 二百十一万五千五百二十粒
  - 春 六十五万粒
  - 秋 百四十六万五千五百二十粒

長野縣（各郡別ハ明治十六年公文編册養蠶部ニアリ）

明治十六年八月調査

明治十六年長野縣統計書

之に續くものは明治十六年長野縣統計書にして之は本縣統計課にも其書なく、某戸長役場印あるものにして古本屋にありたるものより、蠶糸關係の頃を拔萃せるもの次の如し。

養蠶家及繭糸の産額

明治十六年
長野縣統計書

郡名	養蠶家ノ數	産額 繭	玉	屑	出殼	生糸	蛹斗	玉糸	生繭	眞綿	蠶卵紙
		石									枚
南佐久	?										
北佐久	?										
小縣	?	一四、一三二	?	?	?		?	?	?	?	一五〇、二四五
諏訪	?	二〇、三一八	?	?	?		?	?	?	?	六、二七一
上伊那	?	四、八八七	?	?			?	?	?	?	一、八八〇
下伊那	?	五、一二五	?	?	?		?	?	?	?	三、二四七
西筑摩	?	三、七八八	?	?	?		?	?	?	?	三、二一一
東筑摩	?	一三、七八五	?	?	?		?	?	?	?	四一、九七五
南安曇	?		?	?	?		?	?	?	?	
北安曇	?	六、四六四	?	?	?		?	?	?	?	一〇〇
更級	?	七、六八〇	?	?	?		?	?	?	?	二、七三四
埴科	?	一〇、一六九	?	?	?		?	?	?	?	三、三三九
上高井	?	四一、七二四	?	?	?		?	?	?	?	一〇、六六〇

下高井	?	二六、四八七	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	三、一一八
上水内	?	一五、二三二	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	一九、七九〇
下水内	?	二八三	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	五〇
合計	?	二九八、〇七三	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	二八三、八二一
十五年	?	七二、六三〇	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	二八九、五六六

明治十六年長野縣統計書他府縣海外へ輸送ノ種苗

輸送地名	米種	綿種	煙草	麥	蕎麥	檜	藍	人蔘	扁柏	松	桑苗	桐苗	葡萄	杉
攝津國	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三、〇本	—	—	—
伊勢國	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七二〇、〇	—	—	—
伊豫國	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇、〇	—	—	—
肥前國	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二一、〇	—	—	—
越后國	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一四、〇	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七、六八〇	—	—	—
十五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五〇、〇	—	—	—

而して輸入桑苗は加賀國より一〇、〇あるのみ。

明治十六、七年の養蠶景況

明治十六年六月十二日大阪出張中の松方參議は土佐堀二、川崎庄左衛門方より電報にて、本年の養蠶景況を照會し來れり。「コンネンノヨヲサンノケイキワイカヾスグヘンシアレ」と、これ蠶種輸出の途杜絶し、蠶種國信州が明治七、八年の大打擊によりて再び立つ能はざるが如く見えしも、元來天惠少く、物質不足なる地に生を享けたる信州人は、飽迄

不屈不撓、此の難局に處してひるまず、或は新に勃興せんとする製糸業に向つて邁進し、或は養蠶の目標を製糸用糸繭におきて、蠶種を製造し、養蠶の改良をなす等、百方苦心奮闘せしかば、依然として蠶糸王國たるの地位を墮さざりしが爲にして、當時本邦輸出品の大宗として、貿易のバランスは信・上・奥等の蠶糸によりてとられ居たりと稱するも、過言に非ざる程度なりしかば、本年の氣候いつ迄も寒冷なりし爲、松方參議をしてかゝる電報を打たしむるに至れるものにして、信州養蠶が國家經濟の上に重きを爲せるを見るべし。之に對し本縣當局は「ハツセイハ一〇日オクレタリシカレドモ　ジユンタウニテ三ミシニカヽル　コノゴノ　ヘン　ハカラレズ」と返電せり。

而して六月十九日、勸業課長吉松集躬より各郡役所に照會せる結果、各郡より報告せる養蠶の景況を綜合して考ふるに、春以來氣候不順、冷氣勝なりし爲、蠶兒の發生例年に比し十日乃至二週間後れしも、發生後の生育宜しく、二、三眠頃迄異狀なく、收繭平年に讓らざる景況なりしに、六月十八日頃俄然酷熱となり、七月初晴雨不定、急に冷氣增したる爲其害を被り、種々の病を併發し、斃死するもの少なからず、收繭額は平均六、七分作なりしが如し。

明治十六年生繭產額　五百六十六萬七千三百十三斤八分一厘

尙掃立の蠶紙は昨年に比し一割を減ぜり。そは昨年末生糸の下落と春以來の冷氣にて桑の萠芽惡しきと、昨年の水害等によりてなりといふ。

翌十七年も略々十六年と同樣の氣候にて、春蠶の發生も諏訪郡は十日、下高井郡の如きは十五日も後れ發生後も不順（下高井郡の如きは五十五度より急に八十二度に昇り南安曇郡は七十五度より急に五十度に降る）なりしが周到の注意を以て人工によりて調節し、其影響を免れたり。然れども五月十八日の暴風と五月二十八日の降霜は桑作に大影響を與へ、諏訪郡平野、長地、川岸、下諏訪の如きは其被害甚大、就中平野村は桑葉五分作となり蠶兒を棄つるものあるに至り、小縣郡の如きも始め百坪七、八圓の桑、急に奔騰して二十圓より二十五、六圓に至り、上高井郡に於ても左の如き景況を呈するに至り、養蠶家の利益を奪ふに至れり。

養桑ノ價格

月日	本場桑（方言切桑百貫ニ付）	並桑
五月一日頃ヨリ六月初旬マデ	百貫ニ付　凡七、八圓	百貫ニ付　凡四、五圓
六月十二日	同　拾參圓	同　八　圓
同　十三日	同　拾參圓	同　八　圓
同　十四日	同　拾貳圓	同　七　圓
同　十五日	同　拾貳圓	同　六圓五十錢
同　十六日	同　拾　圓	同　六圓五十錢
同　十七日	同　七　圓	同　六圓五十錢
平　均	拾圓七十一錢一厘	六圓七拾八錢

右春蠶飼養及桑葉ノ價格取調及報告候也

明治十七年六月二十日

上高井郡書記　駒澤貞永

之を次に記する同年の繭相場に比すれば、其得失自ら明瞭ならん。

明治十七年十月中旬千繭相場表

春蠶白	上等	一石　四貫　目	價三十　圓
	中等	一石　三貫八百五十目	價二十六圓五十錢
	下等	一石　三貫七百目	價二十四圓
春蠶黃	上等	一石　四貫　目	價二十七圓五十錢
	中等	一石　三貫八百五十目	價二十四圓
	下等	一石　三貫六百五十目	價二十一圓

右ハ上田、松代、須坂、長野等各地ノ平均相場ニ有之候

明治十七年十月廿三日

長野縣勸業課御中

長野製糸場

佐藤昌作

第三節　蠶糸業教育の發達

長野縣に於ける蠶糸業教育の發達は比較的古く普通教育に於ける寺小屋若くは私塾の如く著名の養蠶家又は蠶種製造家には蠶業執心の者が實習生として養蠶期間入場し、養蠶製種等の見習をなすと共に學理を學びたるに始まれるものにして小縣郡鹽尻村の藤本善右工門、下伊那郡喬木村の長谷川範七、上伊那郡赤穗村鹽澤佐七の太陽舍、同郡片桐村下村規一の如き、又近くは小縣郡別所村の倉澤蓮平、東筑摩郡本鄉村鳥羽久吾の如き皆此種の私塾的教育を行へり。

其後微粒子病の流行と共に之が豫防、撲滅の爲に顯微鏡檢査勵行さるゝ事となりしより、檢査員養成を主とする蠶業教育まづ勃興し、明治十九年一月長野勸業陳列場に行はれたる講習を始とし、各所に此種の講習行はれしが、眞に蠶糸業の進歩向上を圖らんにはかゝる一時的、部分的の傳習所式のものにては頗る遺憾の點多きを以て蠶業全般に亘る學科及實習を爲すの要ありとして小縣蠶業學校まづ設立され、續いて上伊那農學校其他の農學校に於ても蠶業教育を行ひ來りしが其後時代の進運に伴ひ高等專門程度の蠶業學校設立を要望し、明治四十年本縣選出代議士工藤善助外五名により て夏秋蠶講習所を本縣に設置せられん事を衆議院に建議せしが同四十二年に至り上田に蠶糸專門學校設立さるゝ事となり。又長野、上田、松本、飯田等の蠶業試驗場に於ては講習部を附設し、工業試驗場に於ても製糸教婦及び現業員等養成の講習科を附設したり。

又、諏訪郡平野村に於ては明治四十五年乙種平野農蠶學校を設立せしが大正八年甲種程度となし平野蠶糸學校と改稱し、大正十一年縣立となり長野縣諏訪蠶糸學校と改稱し以て今日に至れり。其詳細につきては次に叙述すべし。

微粒子病の流行と其對策

微粒子病は一、八四五年（弘化二年或曰一、八四〇年天保十年なりと）佛國に於て發生し、一、八五一年（嘉永四年）には同國中に蔓延し、一、八五六年（安政三年）には之が爲に繭の生産額從來の四分ノ一に減ずるに至れり。而して該病は一、八五四年（安政元年）伊太利に傳播し燎原の勢を以て忽ち國中の各蚕蠶地に流行するに至り、一、八六四年（元治元年）一、八六七年（慶應三年）頃は其慘害殊に甚だしく、伊、佛の蠶業特に地を拂はんとせり。

於此佛國は其重要物産たる蠶業の衰退を嘆き、病源の探究、驅除豫防法の發明者には一億萬法の賞金を與へん事を公告せるも、容易に發明するに至らず病勢益々猖獗を極むるに及び時の皇后陛下は深く宸襟を惱まされ、パストール博士に之が調査を命ぜらる。

博士は一、八六五年（慶應元年）より刻苦精勵研究に從事する事五ヶ年にして、遂に其病源の微粒子たる事を明にし蠶種袋取法を案出して病毒の母蛾より傳染する事を防止し、佛國蠶業の頽勢を挽回せしかば、佛國政府は年々二千五百法の賞金を與へて其功勞に酬ひたりといふ。

本邦に於ける該病の沿革は詳かならされども、其頗る健全と稱せられたる時代に於ても、文久三年佛國皇帝奈翁三世に贈りたる一萬五千枚の蠶種中パストール氏鏡檢の結果によれば、二十五枚中無毒のもの三分ノ一弱に過ぎざりしといふ。又明治二年佛人カージー氏本邦蠶種六百枚につき檢査の結果百枚に付無毒のもの十六枚、百粒に付有毒卵一乃至六粒のもの七十二枚、同上七粒乃至十二粒のもの十一枚、同上十三粒のもの一枚なりしといふ。

知るべし本邦蠶種は比較的健全なりといふに過ぎずして全く無毒なるに非ざる事を。

而して輸出好況時代には目前の利益に眩燿されて粗製濫造をなせるの結果、不知不識の間に該病の蔓延を助長せしめ、一面多數の良種を輸出して國内用種の不足を來し、粗惡の蠶種をも掃立つるの不得止にいたり益々本邦蠶種の品位を低下せしめたり。

於此本邦に於ても該病に關する研究を行ひ、其驅除豫防に力めさる可らざるを痛感し、明治七年内藤新宿舊勸業場農務課中に養蠶掛を置き養蠶試驗室を設け專ら蠶病の原因及治療豫防の方法を試驗したり。

其後明治十二年佐々木長淳歐洲より歸朝して蠶病檢査を指導したりしが、明治十四、五年の頃伊佛に蠶病流行し、本邦に於ても其害を被らんとするの兆ありしかば、明治十六年五月の蠶糸諮問會には特に農商務省技師綵木喜三をして微粒子病毒の恐るべきを說明せしめらる。此際從來黑痣病と稱し來りし該病名に對し綵木技師は始めて微粒子病なる名稱を用ひしかば爾來微粒子病なる稱呼を用ふるに至れり。

明治十七年四月農商務省は蠶病試驗所を東京麴町區山下町に假設し、養蠶に熟達せる松永伍作を雇入れ微粒子病に關する各種の試驗を行はしむ。

於此微粒子病毒問題蠶種業者、養蠶業者の間に喧しく、蠶種檢査の急務唱導せられしかば、農商務省は蠶種檢査を行はんと欲し、蠶種檢査準則の制定に先ち其の蠶種檢査法施行の任に當るべき檢査員を養成すべしとの各府縣の請求に應じ、明治十八年九月傳習費を豫算に計上し、又蠶病視察、蠶病檢査の爲に農務局員を長野、埼玉、群馬の三縣下に派遣せり。又同省は同年（農商務省出版農商工公報）號外蠶病試驗成績第一號第二號に於て微粒子の蠶兒に及ぼすの狀蠶卵檢査法を記述して業者の注意を促がし、翌十九年には佐々木博士微粒子病論を著し、二十年には同博士微粒子病肉眼鑑定法を著せしより微粒子病は一層世人の注意する所となれり。

蠶病檢査員養成を主とせる　蠶業教育の勃興

明治十九年八月十七日省令第九號を以て蠶種檢査規則發表され、ついで訓令十四號を以て蠶種檢査施行手續定められて檢査員の資格及蠶種檢査方法を示され、翌二十年八月廿九日には農商務大臣土方久元より蠶種檢査實施に付左の內訓を發せられたり。

一　框製ノ蠶種モ普通製ト同ジク檢査規則取扱手續第六項ニヨリ檢査スヘキ所蠶種改良ニ熱心ナルノ余リ框製ヲナスト雖其方法ヲ盡サザルモノアルヤモ難計斯ノ如キ類ハ本年限リ左ノ手續ヲ定メ檢査員ト經費トノ都合ヲ見計ヒ其親蛾ヲ檢査スベシ

框製蠶種ハ製造人ニ於テ既ニ其親蛾ヲ檢査シ有毒ノ區ヲ裁斷シテ檢査所ニ出シタルモノ又ハ親蛾ヲ檢査セサルモ蛾ト其產卵ノ區トニ符號ヲ附セスシテ檢査所ニ出シタルモノハ訓令第十四號第六項ノ方法ヲ以テ檢査スヘシ

親蛾ト其產卵區トニ符號ヲ附シテ檢査所ニ出シタルモノハ其蛾ヲ檢査シ蛾ニ病毒ナキモノハ同號ノ產卵區ノ表面（產卵ノ間隙アル部ニ）甲號印ヲ捺シ病毒アルモノハ乙號印ヲ捺シ裏面ニ訓令第十四號ニ揭クル證印ヲ捺スヘシ

甲號印　檢查證印朱文字原種用　圓形徑三分

乙號印　廢棄證印黑文字廢　棄　長方形長三分巾二分

親蛾ハ訓令第十四號第六項ノ蠶種檢査ヲ結了セシ後ニ於テ檢査スヘシ

二　一枚ノ蠶種ヲ截斷シテ販賣セントスルモノハ豫シメ其裏面ニ截斷スヘキ區劃ノ線ヲ附シテ差出ザシメ檢査所ニ於テ其線上ニ證印ヲ捺スヘシ

三　檢査員ハ其伎倆ヲ撰フヘキハ勿論ナレドモ顯微鏡用法ハ病毒ノ歩合ヲ定ムルニ最モ關係アル義ニ付可成當省農務局

ニ於テ檢査法ヲ傳習シ習得證ヲ得タルモノヲ採用スヘシ

右の內訓に基づき十月一日より檢査實施すべき處本縣に於ては內訓第三項に基づく檢査員としては三吉縣屬の外無かりし爲に屬益田三郎を急遽上京せしめ農務局に於て傳習せしめられ度き事を出願せるも、本省に於ても其專門者地方巡回中にて敎授者無之上申に應じ難き旨の回答ありたれば、檢査期日切迫に付駒場農學校に於て傳習せしめ、一方三吉屬をして屬田中宗吉郎、吉田景京に傳習せしめ以て此場合の監督に當らしめたり。

當時檢査員の欠乏は單に本縣のみならず全國的なりしを以て、農商務省に於ても急速檢査員の養成の必要を感じ、明治十九年九月四日岩山農務局長より左の通牒を發せり。

農第三千五百十九號

今般當省令第九號ヲ以テ蠶種檢查規則發布セラレ次テ該取扱手續ヲモ訓令相成候ニ付テハ之カ準備ニ御着手候儀ト存候ニ付別紙檢查所經費概算御參考迄ニ御廻附相おょ飛候尤モ該經費概算ハ其原ヲ明治十五十六兩年度ノ農產表ニ取リ調查シタルモノナレハ實際或ハ適合セサルモ雜圖ニ付其邊御含宜ク御參酌相成度又檢查員ハ品行公正ニシテ名望アルモノヲ撰用セラルヽハ勿論ナレ𪜈該微粒子毒檢查ノ業タル檢查員其人ヲ得サル時ハ該規則ノ主意貫徹セサノミナラス遂ニハ信ヲ當業者ニ失シ却テ弊害釀成ノ處ナシヽセサル儀ニ付旅費自辨ノ積ヲ以テ適任ノモノ御誘導傳習ノ爲差向相成度旁左ニ二三ノ要項ヲモ摘記シ併テ申進候也

明治十九年九月四日

岩山農務局長 朱印

長野縣知事 木梨精一郎殿

一、檢查傳習員ハ來ル二十年ノ養蠶期前四月十五日迄ニ着京ノ事ニ御差向ケ相成候ハヽ檢查上必要ノ學理ト實業トヲ

教授セシムヘシ尤二十年度ニ於テハ原種ノ檢査ニ止ルヲ以テ右ニ對スル檢査員ヲ養成シ其他ハ二十一年度ニ於テ養成セシムル積リニ付其邊御含ミ御手配相成度候尤當局手配リノ都合有之ニ付傳習人員ハ本年十二月中ニ御通報有之度候

一、顯微鏡ハ東京日本橋區本町三丁目鰯屋市左衛門方ニ於テ蠶種檢査專用ノモノ販賣致候ニ付豫而同店ニ御申付相成候ハヽ速クモ六ケ月目ニハ相辨ジ申スヘシ該器械ノ良否ハ御申越次第鑑査方取計フヘシ

一、檢査料一切ノ費用ハ國庫ヨリ支出ノ筈ニ付右ニ關スル事項ハ都テ內務省ヘ御申出相成候儀ト存候

一、檢査所規程又ハ檢査員取締規程等自然御定ニ相成候寫ヲ以テ一本御回致相成候樣致度候

而して右農務局長の通知により本縣より西ケ原傳習所に入所し卒業せる人々は左の如し。

西ケ原蠶業試驗場に入り習得證を得たる者

明治二十年　三七名

郡名	村名	氏名	郡名	村名	氏名
諏訪郡	平野村	今井五介	北佐久郡	塚原村	池田忠治
東筑摩郡	洗馬村	臨原重次	下伊那郡	大瀨木村	片山愿治
上高井郡	綿內村	紫村梅三郎	北佐久郡	會染村	內山重一郎
南佐久郡	田口村	鈴木力	西筑摩郡	福島村	長谷川忠平
東筑摩郡	西洗馬村	三村淺市	小縣郡	大屋村	矢島周次郎
同	片丘村	田中三彌	更級郡	中氷鉋村	青木友太郎
更級郡	三ツ柳村	原縫殿三郎	諏訪郡	下諏訪村	濱晉之助

小縣郡　芳田村　久保田外治
東筑摩郡　筑摩村　細萱忠隆
上伊那郡　南箕輪村　清水常吉
東筑摩郡　片岡村　百瀬澤衛
下高井郡　平穩村　宮崎善左工門
小縣郡　福田村　百瀬弘太郎
南安曇郡　明盛村　白木文熹
埴科郡　內川村　中村新平
北安曇郡　七貴村　瀧澤左門太
北佐久郡　小諸町　小山太郎
南安曇郡　溫村　務臺量平
上水內郡　德間村　森山健之助

明治十一年　三九名

小縣郡　長瀨村　青柳萬作
同　國分村　山越順十
更級郡　小嶋田村　高野藤馬
下伊那郡　龍江村　塚原耕三
小縣郡　築地村　大井戶角太郎

下高井郡　平穩村　青木孝太郎
北佐久郡　協和村　櫻井愛之助
西筑摩郡　福島村　上村勇七
小縣郡　上鹽尻村　清水千代吉
下水內郡　照岡村　渡邊剛
上伊那郡　辰野村　松尾峯治
上水內郡　長沼穗保町　中村順次郎
上高井郡　須坂町　小布施謙次郎
下水內郡　豐榮村　半藤誠治
埴科郡　中村　宮城俊三
諏訪郡　玉川村　吉川宗次

小縣郡　鹽川村　櫻井伊一郎
諏訪郡　宮川村　茅野豐江
埴科郡　清野村　山岸鷹治
北佐久郡　志賀村　木內治一郎
更級郡　羽尾村　森近三郎

東筑摩郡　白瀨淵村　河西晉藏

上水內郡　牟禮村　小林傳次郎

小縣郡　上鹽尻村　馬場松次郎

南佐久郡　取出町村　篠原清助

埴科郡　南條村　瀧澤聽吾

小縣郡　小泉村　志摩政右工門

埴科郡　松代町　關口幸久

南安曇郡　豊科村　藤森秀太郎

北佐久郡　岩村田町　戸塚巳之助

上水內郡　日高村　立山辰之助

北佐久郡　鹽名田村　丸山東一郎

南安曇郡　倭村　太田郡彌

更級郡　山上田村　宮原慶作

同　東福寺村　福島秀夫

小縣郡　上田町　切田梅太郎

明治二十二年　二〇名

南安曇郡　東穗高村　平林早次郎

小縣郡　上鹽尻村　馬場直次郎

埴科郡　中村　飯島柳太郎

小縣郡　芳田村　深井千代吉

下伊那郡　大嶋村　後澤玖衛

下高井郡　中野町　海野太造

上伊那郡　東高遠町　高橋美壽

埴科郡　雨宮村　半田國治

南安曇郡　梓村　小松嘉文治

上水內郡　西尾張部村　井上融

南佐久郡　田口村　瀨下熊之助

南安曇郡　豊科村　本鄉與作

諏訪郡　金澤村　小池鮮江

東筑摩郡　片岡村　青柳彥一

小縣郡　長村　志津田要治

同　上田町　町田波太郎

東筑摩郡　笹賀村　小松常藏

下伊那郡　伍和村　原耕太郎

下伊那郡　山吹村　平澤和二郎　埴科郡　內川村　瀨在國太郎
東筑摩郡　山形村　百瀨美賀藏　上伊那郡　藤澤村　伊藤貞雄
上伊那郡　箕輪村　有賀壽三郎　小縣郡　本原村　山崎右源治
東筑摩郡　和田村　上條銀一郎　東筑摩郡　鹽尻村　下村吉次郎
小縣郡　武石村　小山艷作　諏訪郡　平野村　荒谷竹次郎
諏訪郡　平野村　溝口與三郎　小縣郡　豊里村　清水常次郎
東筑摩郡　松本村　三溝庫次郎　上水內郡　淺野村　川野要作
南佐久郡　豊里村　小池久米平　東筑摩郡　鹽尻村　笠原元藏

明治廿三年　二名
埴科郡　杭瀨下村　青木濱之助　小縣郡　神川村　山越順十

明治廿四年　二名
小縣郡　豊里村　石坂愛次郎　東筑摩郡　和田村　上條銀一郎

西ヶ原蠶業試驗場に於ける蠶種檢查法傳習

明治十九年農商務省は蠶病試驗を北豊島郡西ヶ原に移し、蠶病試驗所を改めて蠶病試驗場と稱し大いに規模を擴張して蠶業全般の試驗を行ふと同時に同年八月十七日蠶種檢查規則の發布によりて、蠶種檢查の任に當るべき技術者を養成せんが爲、傳習生を各府縣に募り同年四月十五日より七月十日迄の間學理及實地の一般を授け三十二名の習得生を出し（內本縣人二名）以て微粒子病檢查の歩を進むるに至れり。是れ本邦に於て蠶業に關する教育の稍、組織的に行はれたる始にして現高等蠶業學校の前身なりとす。

翌二十年には蠶病試驗場を蠶業試驗場と改稱し傳習の程度を高め、蠶種檢查以外一般蠶業技術員たるに必要なる學理及實地を授け地方養蠶教師又は巡回教師たるべき者を養成せり。

當時の學科目は次の如し

動植物學大意講義
理化學大意講義
桑樹栽培法講義　附病理及虫害豫防法
蠶體解剖生理及病理講成
養蠶術講義
繰糸術講義
養蠶術實習
繭質鑑定法實習
製種法實習
蠶種檢查法實習

明治二十一年には氣象學大意土壤論大意
農業經濟論大意を加ふ

同年習得證を得たるもの二百八十九名にして多くは檢查員、巡回教師等に採用せられ以て本邦蠶糸業の進歩に貢献せり。

明治二十一年には二百六十一名習得生を出せる外、別に農商務省蠶業試驗場に於て、蠶種檢查法檢定試驗を行ひ及第

者百四十九名（內本縣人四名）に合格證を附與して蠶種檢查員たるの資格を與へ、二十二年には百九十六名の習得生を出し合計九百二十七名の有資格を生じ、當時行はれたる蠶種檢查規則に基ける蠶種檢查實施に要する檢查員に不足を感ぜざるに至りしかば、明治廿三年よりは該講習の目的を一變して、蠶業全般に係る傳習を主とし、微粒子病檢查法の傳習を附とし其程度を高め地方養蠶傳習教師、若くは同巡回教師養成を目的とし傳習生の員數を減して五十名とし、期間も三月十五日開講し八月三十日閉講修業證を與ふる事とせり。而して同日及第者三十四名中本縣人は山越順十、青木濱之助兩氏にして、本縣初代の蠶糸課長たりし增子德之助亦此中にありき。

長野縣に於ける蠶業教育の沿革

一、傳習所時代

(一) 長野縣勸業陳列場に於ける講習

本縣に於ては農務局の傳習に先ち明治十九年一月より同年三月迄縣屬三吉米熊を講師として蠶業の學理及蠶病檢查顯微鏡使用法講習を長野縣勸業陳列場に開けり。

此講習は元來定まれる規則等もなく極めて自由なるものなりしかば、各郡市より集れる講習生は勝手に聽講し歸鄉する者多く、最初より修了迄聽講せる者は恐らく十數名に過ぎざるべしと雖、皆地方に於ける有力者若しくは有力者の子弟にして修了後直に本縣蠶界の爲に活躍せり。而して修業式當日の記念寫眞によれば其修了者氏名左の如し。

明治十九年長野縣勸業陳列場に於ける講習修了者氏名

上水內郡長沼村	林	清	作	小縣郡國分村	山越山次郎
小縣郡神川村	尾崎吉太郎			小縣郡芳田村	久保田外治
下高井郡中野町	養田恒三郎			南佐久郡原村	井出喜重

未詳　内川金質
未詳　小出貞之助
未詳　内川喜市



（養田恒三郎氏藏）

更級郡中氷鉋村　青木友太郎
未詳　清水舒
未詳　宮澤靜之助
未詳　牛越貞重

これ本縣に於ける蠶業講習の嚆矢にして、恐らくは本邦に於ても地方蠶業講習の先鞭をつけたるものならん。

后列右より
林清作
内川金質
清水舒
小出貞之助
青木友太郎
牛越貞重
久保田外治
内川喜市

前列右より
○山越山治郎
○養田恒三郎
尾崎吉太郎
三吉米熊
○井出喜重
宮澤靜之助

○印は宇木講習にも出席せる人々なり

(二)宇木講習所

明治十九年三月長野勸業陳列場の微粒子病鏡檢の講習終了し、其講習終了者歸鄉して微粒子病の恐るべく驅除豫防法の忽にすべからざるを說くや縣下蠶種界は非常なる衝動をうけ微粒子病毒檢査の必要叫ばれ、當業者夫々顯微鏡を購入して蠶種を檢査せんとする者あるに至れるも未だ其技術に熟せずして之を行ひ却つて弊害を釀さんことを患へ當時創立せられたる（明治十九年四月創立）本縣蠶糸業組合に於て組合經營による傳習所設立を企て之を本縣に交涉せるに大に本縣の歡迎する所となり三吉、高橋の兩縣屬を講師として派遣せしむる事となり、茲に始めて長野縣蠶糸業組合取締所蠶種檢查講習所の設立を見るに至れり。

而して該講習所としては當時上水內郡三輪村字宇木池田孫左工門所有の建物（小林采吉翁談參照）を借用して之に充て、生徒を十六郡に募り、組合事務員三橋晉をして事務を管理せしめ、明治十九年五月五日を以て開講せり。

今講習所に關する概要を摘記すれば左の如し。

一、講習所の目的　蠶絲業上の學理を講究し併せて蠶兒飼育の得失を實習せしめ、組合事務所の檢查人を養成するを以て目的とす。

一、講習期間　明治十九年五月より同年九月迄
（當時養蠶は春夏のみにして秋蠶なかりし爲ならん）

一、教授科目及擔任講師

蠶體生理　蠶體病理　蠶病檢查顯微鏡使用法　縣屬農學士　三吉米熊

蠶兒飼育法　縣屬　高橋美壽

開設の當時入所の生徒僅かに四人なりしが漸次增員して最多數なりし時は四十九人なりき。是等の生徒は維新直後の

事として未來の帝國を双肩に擔ふの熱と意氣とに燃ゆる元氣潑溂たる青年にして、其日常寄宿舍生活の如きも不羈豪放當時流行の自由民權の說を談ずるもあれば、詩歌を高吟するものありしも其學習の態度は極めて熱心、ことに講師は新進の學理を究め人格一世に高き三吉先生と蠶兒の爲には寢食を忘れて奔走せる高橋講師なりしかば、生徒の學業技術は駸々として歩を進め、七月二日蠶兒飼育の實習を終りて高橋講師は歸縣し、爾後三吉講師は專ら蠶病生理、病理、蠶病檢査、顯微鏡使用法を講ぜり。而して該所は取締所の都合により八月一日より長野町に移し、更に寄宿舍を定め生徒の取締法を嚴にし務めて冗費を省かしめたり。かくて八月十五日第一期の卒業試驗を施行せしに其得業生十名、第二期は同月廿八日にして得業生十一名、第三期は十月十五日にして其得業生二十名通計四十一名なりき。於玆講習の業全く終り當初の目的を達したるを以て即日閉所の式を擧げたり。今本所卒業生の氏名を記すれば左の如し。

註 (一) 佐藤八郎右衛門ノ願書ト符合セザレ𪜈取締所ノ報告ニヨル

三科（蠶體生理、蠶體病理、蠶病檢査、顯微鏡使用法）卒業生　二十二人

小縣郡國分村	山越山次郎	埴科郡杭瀬下村	×○青木演之助	更級郡塩崎村	島田獅子藏
下高井郡中野町	○養田恒三郎	下伊那郡下市田村	上沼宇八郎	上高井郡中島村	綿田忠亮
北安曇郡會染村	○內山十一郎	小縣郡福田村	百瀨弘太郎	小縣郡別所村	南條安次
埴科郡東條村	西村孫次郎	小縣郡下ノ郷村	宮入善吾	南佐久郡原村	井出喜重
南安曇郡豊科村	×丸山光司	南安曇郡明盛村	二木龜市	南佐久郡大澤村	○木內泰助
北安曇郡七貴村	瀧澤左門太	埴科郡南條村	塩入藤五郎	更級郡西寺尾村	五明清次郎
埴科郡坂城村	×塚田彦太郎	南佐久郡原村	×井出信一郎	北佐久郡鹽野村	×堀內英太郎
北佐久郡御代田村	田口喜三郎				

二科（蠶體生理顯微鏡使用法）卒業生　四人

上水內郡赤沼村　×山崎市郎治　上高井郡綿內村　小泉安之助　西筑摩郡日影村　×神村巳之助
小縣郡下ノ鄕村　橫關儀角

蠶病檢查、顯微鏡使用法卒業生　十五人

小縣郡住吉村　渡邊知惠　東筑摩郡筑摩村　猿橋喜作　諏訪郡四賀村　溝口作次
諏訪郡湖南村　西澤並三郎　上伊那郡伊那部村　原田啓助　上水內郡長野町　花岡富士三郎
東筑摩郡桐村　降矢長一郎　小縣郡田中村　秋元尙壽　下伊那郡陽早村　吉村敏美
小縣郡上田町　切田梅太郎　小縣郡上田町　町田波太郎　下高井郡笠原村　山田儀衛兵
埴科郡松代町　海沼常尾　北安曇郡池田町　勝山忠兵衛　西筑摩郡福島村　上村三吉

以上四十一名は所謂得業生

證明狀を得て顯微鏡を使用し蠶病を檢查し得る資格を得たるもの　十二人

埴科郡新田村　北原喜太郎　埴科郡杭瀨下村　太田庄三郎　小縣郡上丸子村　工藤由藏
小縣郡上丸子村　工藤要次郎　下伊那郡鼎村　牧野駒吉　下伊那郡下川路村　今村金太郎
上伊那郡伊那村　北澤實次郎　埴科郡東寺尾村　熊原複次郎　小縣郡長瀨村　平林七平
北安曇郡八坂村　坂井菊次郎　上伊那郡東高遠町　奧谷卯二三　北安曇郡八坂村　丸山源次郎

參照　一、明治二十年一月發行長野縣下蠶糸業組合取締所　明治十九年事蹟報告

一、明治二十年十二月刊行　明治十九年長野縣蠶糸業組合取締所年報第一回

かくて此講習所卒業生は檢查員として任用せられ始めて顯微鏡を以て蠶種檢查を執行せり。是本縣に於ける原種檢查の創始なり。

宇木講習所

上水内郡宇木村　小林末吉翁（安政五年生七十七才）談

此家は今から五十四年前（明治十四年）に池田孫左工門といふ人の建てた物だ。孫左工門の家は肝煎といつた時代から村の役をつとめ孫左工門も名主をつとめて居た。

此人は此地方の養蠶の元祖ともいふべき人で、當時此村には養蠶家が三軒しかなくて外の二軒は五十枚位しか取らなかつたが孫左工門様では二百枚もとつた。そして種を製造して甲州、上州、水戸の邊へ賣出した。善光寺の大門町から馬が來て今のビール箱より少し小さい位の箱を四つ宛つけて出て行つたものだ。



本縣最初ノ蠶糸業講習所タリシ宇木講習所

（上水内郡宇木村）

此村の桑畑の始りは今電車線路になつて潰れたが高畠といふ所に百八十坪許の桑畑があつたのが恐らく始めであらう。孫左工門様では三輪神社の所に二反歩、家の裏に二百八十坪、それから押鐘の盛傳寺の所に一反歩程の桑畑があつた。此盛傳寺の桑畑は俺が知つて居る時代に植ゑたので桑の木を切つて挿し止めにして苗を造つて植ゑた。今の様な苗の採り方はなかつた。蠶の手傳に行く人は其の頃一日五百（五錢）それも蠶の手傳で値のよい方であつた。俺も一貫目つめば二十五文（二厘五毛）呉れるといはれて桑つみをした。（明治二、三年頃）桑は全部元右工門で他の桑はなかつた。四ツ目の流行つて來たのは此講習があつてから後のことだ。

此孫左工門が綿屋（繰綿業）を始めるといふので明治四年に其子孫左工門を當時北信第一といはれた上田の綿良へ見習に遣つて其歸るのをまつて開業するつもりで明治十四年（私の伜の二才の時といつた）に建てたのが講習所に借した此建家で間口六間半奥行庇迄五間總二階の土藏作りで中々立派なものでした。所が此所は交通運搬の便が惡くて繰綿業を始めても駄目だといふので其まゝ明けてあつたので丁度縣廳からお話があつて貸された物と思ふ。

此建家の外に昔からの家と七間ばかりの物置と土藏もあつて中々大きな構でした。

先生方は此古い家の方の座敷に泊つて居たり此家にも泊つて居た様でした。何分電氣やランプといふ物がなくローソクやカンテラを燈して蠶を飼ふのですから火の用心が惡いので泊つて監督されたものと思ひます。

其頃此村の人で某といふのが男の小使某といふ人の女の雇人の世話役といふ様な譯で生徒は三十人許も居たと思ひます。私の内で青物を買つて貰ふのでよく行きました。又赤沼の山崎市郎治といふ人も講習に來て居てそこへ手紙など頼まれて持つて行つた事などありました。此頃は親孫左工門は亡くなつて居ました子の孫左工門の方は折角絲の方を習つたのですが此講習が緣となつたものか其後蠶の先生になつて山梨、群馬、茨城等へ行つたが先年亡くなられ其息子さんも亡くなつて今はたゞ其家族の方だけしか居ません、家も先年人手に渡つて今宮澤一郎といふ人が住んで居ます。云々

因に小林末吉翁の家は舊宇木講習所と向ひ合ひて吉田街道の南側にあり。

註（一）

甲第六五號

御願

本所附屬蠶絲講習所ノ義ハ三吉米熊殿御特派ノ上講習生教授及證明試驗之義御擔任被下候處今般末期卒業試驗執行濟ニ付閉校仕候然ル處將來ニ於テモ曩ニ本縣博物場ニ於テ傳習相受ケ候者其他ニモ證明志願之者モ可有之ニ付右出願ノ節ハ臨時御出張之上試驗御擧行被下候樣被成下度此段御聞置奉願上候也

明治十九年十月八日

長野縣知事　木梨精一郎殿

甲水第一三七〇號

書面開伺候事

明治十九年十月十五日

蠶糸業組合取締所

副頭取　佐藤八郎右衛門

長野縣知事　木梨精一郎

(三)　上諏訪養蠶傳習所

明治十九年諏訪郡長坂本俊秀は戶長勸業委員等と謀り篤志者を集め資金を募り上諏訪村に春蠶飼育傳習所を設け本縣勸業課に請ひ福島縣伊達郡掛田村高橋吉左衛門を聘して教師とし養蠶飼育法を傳習し頗る好結果を得たり。此舉は郡內養蠶家に模範を垂れ蠶業進歩の原因をなせり。因に坂本郡長は有名なる坂本天山の正系にして坂本俊篤、坂本俊健の叔父に當り第十三大區長より拔擢せられ諏訪郡長となりし人にして夙に郡內の殖產興業就中蠶糸業に最も力を用ひ同郡蠶糸業の基礎を築きたる人なり。

(四)　小縣郡蠶糸業上田組合附屬蠶病驅除法傳習所

宇木講習所が本縣に於ける蠶病驅除豫防法講習の組織的に行はれたる最初のものたる事は前述の如く、之に刺激せられて本縣各地方に於て續々此種講習開設せられ玆に蠶業講習全盛時代を現出せり、就中蠶糸業上田組合の事業として行はれたる講習の如きは他日上田町に天下に率先して小縣蠶業學校を設立するに至れる原因をなせるものにして本縣蠶業教育上重大の意義を有するものと言はざるを得ず。

元來小縣郡は本縣に於ける蠶種業の本場にして古來養蠶業盛大なる地方なりしが當時蠶病殊に微粒子病の傳播は同地方蠶業に甚大の被害を及ぼせしかば明治十八年頃より之が驅除豫防の必要叫はれ明治二十年二月七日臨時總會を開きて

蠶病驅除法傳習所の設立を決議し、同年四月廿六日舊中學校舍を借入れ本縣に請ふて縣屬三吉米熊を教頭に委囑し講習を開きしに募集傳習生百名に對し志望者多數にして全部を收容する能はざりしが其內百四十五名を入所せしめて講習を開始せり。

同傳習所の講習科目は

蠶體解剖及生理病理、動物學大意、植物學大意、化學大意、理學大意、蠶種檢查法、顯微鏡使用法

等にして宇木講習より動物、植物、物理、化學の四科目を增加して之を教授し、同年九月三十日卒業證書授與式を擧行せり。而して同日の卒業生は病氣事故等にて中途退學せる者及不合格者を除き正科三十四名、別科六十五名、實地科十五名合計百十四名にして是等の卒業生は主に檢查員に任用され、或は養蠶教師となり、又は實業に從事して斯業の改善發達に貢獻せり

㈤　上高井郡蠶糸業組合蠶病驅除傳習所

上高井蠶糸業組合に於ても明治廿一年二月より二ヶ月の蠶病驅除法傳習所を設け組合中より五十名の傳習生を募りて蠶體の病理生理及顯微鏡使用に關する講習を開けり、其傳習所規定等は左の如し。註㈠

註㈠

認可願

上高井郡蠶糸業組合臨時會ニ於テ別紙ノ通リ左ノ二項目決議仕候間御認可相成度此段奉願候也

明治二十一年一月　十三日

上高井郡蠶糸業組合事務所會議長

樋田正助

上高井郡蠶糸業組合組長

小田切豊太郎

長野縣知事　木梨精一郎殿

書面認可候事

但シ第九條ノ廉削除スベシ

二月七日

蠶糸業組合取締所

頭取代理　鷹野正雄

蠶病驅除法傳習所規程

第一條　上高井郡蠶糸業組合ニ蠶病驅除法傳習所ヲ設置シ當事務所ニ於テ之レヲ管理ス

第二條　蠶病驅除法傳習所ハ蠶體ノ生理病理及顯微鏡使用法ヲ傳習スルモノトス

第三條　當傳習所細則ハ組長教頭協議ノ上之レヲ定ムベシ

第四條　傳習生ハ當組合内ノ者五十名ヲ限リ養成スルモノトス

但シ傳習所ノ都合ニ依リ組長ノ意見ヲ以テ人員ヲ增減スルヿアルルベシ

第五條　傳習生ヨリ授業料ヲ徵收シ傳習所ノ經費ヲ補充スベシ

但其金額ハ會議ノ決議ニ依ル

第六條　傳習生ノ養成方ヲ他組合組長等ヨリ特ニ申込アルトキハ詮議ノ上之レニ應ズルヿアルベシ

第七條　傳習所ハ組長之レヲ統轄ス

長野縣知事　木梨精一郎

第八條　傳習所ニ左ノ職員ヲ署ク

教頭　一名

教授　無定員

書記　無定員

第九條　教額ハ縣廳ニ依賴シ周旋ヲ乞フモノトス

第十條　教頭ハ傳習ノ責ニ任ジ教授ヲ指揮監督スルモノトス

第十一條　教授ハ旨ヲ教頭ニ受ケ傳習ノ事務ヲ掌ル

第十二條　書記ハ組長ノ指揮ヲ受ケ傳習所ノ事務ヲ處理スベシ

第十三條　教頭教授ノ傭聘及書記ノ任免ハ組長之レヲ專行ス

第十四條　凡テ傳習生ハ學力檢定ノ上合格ノモノニ限リ入學セシム

第十五條　傳習生ニシテ教頭ノ訓誡ニ順ハズ傳習所ノ名義ヲ汚損スルモノアルトキハ組長教頭協議ノ上傳習中ト雖モ退所セシムルヿアル可シ

第十六條　傳習所卒業ノ者ヘハ傳習所ヨリ證狀ヲ附與スベシ
但證狀ノ式ハ組長之レヲ定ム
第十七條　傳習所ノ成績ハ組合取締所及理事ヘ報告ス可シ
上高井郡蠶病驅除法傳習所經費支出豫算
一金百七十三圓　支出總額
金百三圓　諸給與
此譯
金七十圓　教頭給料
但一ヶ月三十五圓二ヶ月ノ積算
金二十圓　教授給料
但一ヶ月一名五圓二名二ヶ月積算
金六圓　書記給料
但一ヶ月三圓二ヶ月ノ積算
金五圓　小使給料
但一ヶ月二圓五十錢二ヶ月ノ積算
金二圓　教頭赴任退職旅費
但往復六里三里金一圓ノ積算
金七十圓　諸費
此譯
金二十圓　備品買入費
但概算ヲ以テ本額ヲ置ク
金十圓　需用費
但筆墨紙炭油共
金五圓　家賃
但一ヶ月二圓五十錢二ヶ月ノ積算
金五圓　雜費
但概算ヲ以テ本額ヲ置ク
金三十圓　豫備費
但豫算外ニ生ジタル費用及豫算ノ不足ヲ補充スルモノトス
收入額
一金百七十三圓　事務所經費收入中ヨリ流用
但シ本年度事務所收支ニ於テ本額ヲ支出スル猶豫アルニヨル

(六)　上水內郡長沼西嚴寺講習

翌二十一年には、上水內郡蠶糸業組合の施設により同郡長沼村西嚴寺に於て同樣の講習開催され、三吉米熊を講師として五月一日より九月三十日迄講習行はれ二十二名の卒業生を出せり。

爾來縣内各地に此種の講習行はれ、爲に本縣蠶業の改良發達に貢献せる事言を俟たず今一々説明するの繁を避けて之を表示すること左の如し。

蠶糸業組合時代本縣内傳習所一覽表

	講習所名稱	開催期間	
(一)	長野縣勸業陳列所講習	自明治十九年一月	至同 年三月
(二)	上水内郡宇木講習所	自明治十九年五月	至同 年十月
(三)	上諏訪養蠶飼育傳習所	明治十九年	
(四)	蠶糸業上田組合附屬蠶病驅除傳習所	自明治二十年五月	至同 年九月
(五)	上高井郡蠶糸業組合蠶病驅除傳習所	自明治廿一年二月	二ヶ月
(六)	上水内郡長沼村西嚴寺講習	自明治廿一年五月	至同 年九月 註(一)
(七)	埴科郡北部蠶糸業組合主催蠶業傳習所	明治廿一年十月廿三日認可	二ヶ年制 註(二)
	（但シ本講習ハ三吉先生ノ洋行ニヨリ中絶セルガ如シ。三吉米熊先生參照）		
(八)	南佐久郡野澤村蠶業講習所愛蠶社	明治二十二年五月廿二日	十五六人位
(九)	小縣郡下之郷蠶業傳習所	明治廿三年二月認可	同年四月ヨリ七月迄 註(三)
(十)	下高井郡堺村養蠶傳習所	第一回明治廿三年	第二回同 廿四年 註(四)

註(二)

御認可願

今般當組合臨時會ニ於テ蠶糸業傳習所規則開議決議決定候條御認可被成下度別冊相添へ此段奉願候也

明治廿一年十月

埴科郡北部蠶糸業組合臨時會

議長 河口千嘉太郎

長野縣知事　木梨精一郎殿

甲水第一五七九號

書面認可候事

明治廿一年十月廿二日

長野縣埴科郡北部蠶糸業組合傳習所規則

第一條　本所ノ目的ハ蠶糸業ニ關スル學理及ビ實業ヲ傳習シ併セテ蠶糸業ニ關スル一切ノ試驗ヲ講究スル所トス

第二條　本所ハ埴科郡北部蠶糸業組合蠶糸業傳習所ト稱シ埴科郡松代町ニ設置ス

第三條　生徒定員五十名トス

但シ時宜ニヨリ之レヲ增減スルコトアルベシ

第四條　生徒授業料ハ一ヶ月金五十錢トス

第五條　本所ノ職員ハ左ノ如シ

講師　一名

助教　一名

書記　一名

埴科郡北部蠶糸業組合

組長　大里忠一郎

蠶糸業組合取締所頭取代理幹事鷹野正雄不在ニ付

書記　吉田景京

長野縣知事　木梨精一郎

第六條　講師ハ授業上ノ責ニ任ジ助教以下ヲ監督スルモノトス

第七條　書記ハ所內ノ事務ヲ整理スルモノトス

第八條　本所ヘ入學セント欲スルモノハ第一號書式ノ願書（通）ヘ履歷書相添ヘ組合事務所ヘ出願スベシ

第九條　傳習生ハ半途退學ヲ許サズ

但シ疾病事故アルトキハ此限リニアラズ

第十條在所中卒業ノ見込ナキトキハ退所セシムルコトアルベシ

第一號書式

傳習生志願書

何府縣何國何區郡何町村番地

何之誰子弟又ハ戶主

族籍　何之誰

年齡

私儀蠶糸業志願ニ付（當貴）組合蠶糸業傳習所ヘ入學致シ度候間御許容相成度然ル上ハ諸規則等確守可仕依而保證人連署履歷書相添ヘ此段奉願候也

何年何月何日　　右　何之誰印

何府何何國何區郡何町村何番地族籍

保證人　何之誰印

埴科郡北部蠶糸業組合傳習所御中

第十一條　本所ノ科目ヲ分ツテ二トス

正科　別科

第十二條　正科ヲ分ヲ學理實地ノ二項トス

第一項　學理

一、動物學
二、植物學
三、理學
四、化學
五、蠶體解剖及生理
六、蠶體病理
七、養蠶術講義
八、植物栽培法ノ大意
九、肥料
十、英學大意

第二項　實地

一、顯微鏡的蠶種檢査法
二、蠶體解剖術實地演習
三、蠶兒飼育法
四、製種法附護種法
五、製糸法

第十三條　別科ヲ分テ簡易ノ學理及實地ノ二項トス

第一項　學理

一、動物學
二、植物學
三、化學
四、蠶體解剖及生理
五、蠶體病理
六、養蠶術講義

第二項　實地

一、顯微鏡的蠶種檢査法
二、蠶體解剖實地演習
三、蠶兒飼育法

四、製種法及護種法

五、製糸法

第十四條　修業年限ヲ分ツテ左ノ二項トス

正科　二ケ年

別科　一ケ年

第十五條　學理傳習期限ハ九月ニ始メ四月ニ終ルモノトシ實地傳習期限ハ五月ニ始メ八月ニ終ルモノトス

但シ時宜ニヨリ變更スルコトアルベシ

第十六條　就業時間ハ九時ニ始メ三時ニ終ルモノトス

但シ時宜ニヨリ變更スルコトアルベシ

第十七條　入所ノ許ヲ得タルモノハ第十一條ニヨリ自ラ隨意ノ一科目ヲ撰ミ傳習ヲ得ルモノトス

但シ入所試驗ヲ爲サズ

第十八條　第十七條ニヨリ生徒自ラ一科目ヲ撰ミテ傳習ヲ受クルト雖モ講師ノ意見ニヨリ或ハ之レヲ他科ニ轉ズルコトアルベシ

第十九條　試驗ハ臨時、得業ノ二種トス

第廿條　臨時試驗ハ講師ノ見込ニヨリ時々之レヲ施行シ得業試驗ハ學期ノ終リニ於テ施行スルモノトス

第廿一條　試驗点數ハ百点ヲ以テ滿点ト定メ其得点數六十点以上ヲ及第トシテ六十点以下ヲ落第トス

第廿二條　得業試驗ノ点數ニ學期中毎臨時試驗ノ得点ヲ合併平均シ其平均得点六十点ニ充ルモノハ左ノ得業證書ヲ附與ス

但シ平均点數八十点以上ノ者ニハ特ニ優等證ヲ與フ

第廿三條　得業試驗ニ於テ及第ヲ得ザルモノト雖モ試驗委員ノ見込ニヨリ或ハ再度試驗ヲナスコトアルベシ

第廿四條　組合員ヨリ蠶糸業上ニ係ル質問アルトキハ應答スルコトアルベシ

得業證書（雛形）

得業證

何府縣何國何區郡何町村

正科生　何之誰

右本所定ムル所ノ科程ニ依リ正科ヲ得習セルヲ以テ此得業證書ヲ授與ス

年月日

講師　何之誰印

組長　何之誰印

得業證

何府縣何國何區郡何町村

別科生　何之誰

右本所定ムル處ノ科程ニ依リ別科得習セルヲ以テ此得業證書

ヲ授與ス

年月日　　講師何之誰印　　組長何之誰印

註(三)

蠶業傳習法大意

農事中ノ最モ美業タル吾蠶業ハ能ク皇國ノ經濟ヲ保持シ又能ク邦國ヲシテ獨立ノ基礎ヲ固カラシム宜ナル哉日ニ月ニ本業ノ益々增進シ邊境殘ス處ナク普及セントスルニ至レル事ヲ此時ニ方リ模範ヲ蠶州ニ探ラント欲スルモノ年々相加ハルト雖モ當地方ノ如キハ曾ツテ甚養成ノ場所ナク大ニ不便ヲ生ジタリ依テ今般同志者相謀リ蠶體ノ健康學及病性學各地應用經濟的實業ノ觀念ヲ傳習養成シ各地ヨリ來遊ノ人々ヲシテ徒費徒勞ノ感ナカラシメント欲ス世ノ養蠶業研究ノ思想ヲ持スルノ諸氏來遊アランコヲ望ム

明治廿三年二月

長野縣小縣郡東照田村

下之鄉蠶業傳習所

發起人

橫關次郎兵衛

橫關式左衛門

宮入善吾

曲尾德太郎

依田源五郎

工藤種一

橫關八重次

蠶業傳習所設置方法

第一條　本所ハ下之鄉蠶業傳習所ト稱ス

第二條　本所ノ位置ハ小縣郡東照田村第三百六十八番地大字下之鄉ニ假設ス

第三條　本所ハ左ノ目的ヲ以テ生徒ヲ養成ス

第一、養蠶業ニ關スル學術ヲ教授シ應用上ノ觀念ヲ養成スル

「

第二、桑園及蠶室ニ付キ實地ノ手術ヲ研究セシメ技倆ヲ養成スルコト

第四條　本所ハ左ノ方法ヲ以テ生徒ヲ養成ス

第一、養桑業ノ學術及實業ニ熟練ナル講師ヲ招聘シ諸般ノ事項ヲ教授セシム

第二、育蠶ハ室ヲ頒チテ拾區トシ各所適宜ニ生徒ヲ配シ自ラ試驗育ヲ爲サシメ講師之ヲ監督指揮ス又實業教授員ヲシテ從來經驗シ能ク營利上ニ適應スル方法ヲ施行シ生徒ヲシテ視察セシム且說明ヲ與ヘテ以テ實業上ノ觀念ヲ確カメシム但シ實業ハ掃立ヨリ採卵迄トス

第三、栽桑法及耕耘ノ方法ハ實地ニ就キ演習セシム監督及模範者ハ育蠶法ノ如シ

第四、顯微鏡ハ使用ノ方法ヲ教授シ能ク實地ノ微粒子病毒ノ檢査法ヲ練習セシム

第五、每日午前九時ヨリ同十二時迄學術上ノ講話午后第一時ヨリ三時迄顯微鏡使用法午后九時ヨリ十一時迄應用上ノ研究トス

第五條　本所ハ左ノ試驗法ヲ施行シテ證書ヲ附與ス

第一、學理ハ蠶桑業ニ關シ十問題ヲ揭ゲテ答案ヲ作ラシム

第二、顯微鏡ハ微粒子病毒實地檢査法

第三、實業ニ就キ必要ノ事項十問題ヲ發シ口頭ヲ以テ答ヒシム

第四、實地ニ育蠶ヲ施サシメ其品行及巧拙ニ就キ得点ヲ與フ

第五、以上ノ試驗ニヨリ通約百点ニ對シ六十点以上ノ得点アルモノニハ修業證書ヲ與フ

第六、同百点ニ對スル六十点ニ滿タザルモノニハ一ケ年本所ニ於テ傳習セシメ證明狀ヲ與フルモノトス

第七、以上ノ試驗係リハ農商務省附屬試驗場ニ於テ修業證書ヲ得タルモノ及實業ニ熟練ニシテ特ニ名望アル人ヲ招聘シ委任スルモノトス

第六條　本所ハ每年四月廿日ヲ以テ開場シ同七月廿五日ヲ以テ閉場トス

第七條　本所ハ男女ヲ問ハズ滿十七才以上ノモノニアラザレバ入場ヲ許サズ

第八條　本所ハ品行方正身元保證明瞭ナルモノニ非ラザレバ入場ヲ許サズ

第九條　本所ニ入ラント欲スルモノハ年々三月下旬迄ニ申込ムモノトス但シ（制限ノ人員ニ滿ツルトキハ之レヲ謝絕ス制限員ハ三十名ヲ云フ）

第十條　本所ハ傳習料トシテ毎月廿五日ヲ期シ一名ニ付金五十錢及賄料金二圓五十錢ヲ徵收ス但シ（育蠶上効勞アルモノニハ慰勞金ヲ與フルモノトス）

第十一條　本所ハ所長一名幹事一名會計員一名ヲ置ク所長ハ庶務ヲ總理シ幹事ハ所長ノ欠ヲ補ヒ會計員ハ會計諸般ノ事項ヲ掌ルモノトス

但シ贊成員ノ公選ヲ以テ之レヲ任ス期限二ケ年トス

註(四)

明治二十三年下高井郡堺村島田三左衛門は官金を拜借して養蠶傳習所を開き西ケ原卒業生同郡平穩村青木幸太郎を教師として講習をなし修了生十二人を出し。習二十四年も茶邊江太郎を講師として同講習を繼續開講し六人の修了生を出せり。

二、小縣蠶業學校の創立

以上の傳習所、又は講習所は何れも民間蠶糸業組合の附設事業として行へるものにして、其設備に於ては元より、内容に於ても未不完全たるを免れず、於茲更に設備を整へ、内容を充實せしめ以て完全なる蠶業教育を施すべき蠶業學校を創立すべしとの議、蠶種業の先進地たる小縣郡に擡頭せり。當時小縣郡長たる中島精一氏は率先蠶業教育の急務なるを唱導し、明治二十三年十二月普く郡内の當事者に諮問し、廣く輿論に訴ふる所ありしに全郡三十五ケ町村擧げて其計畫を贊し、其設立を希望せり。

たま〳〵翌廿四年郡制實施せらるゝに際會し之を郡會に提出し、郡立として經營する事となりたるを以て郡當局は其設計に着手し、翌二十五年其設立を本縣に出願し、四月廿七日附を以て郡立小縣蠶業學校設立の件認可せられたり。

本校の創立に關しては明治廿二年二月歐洲に出張し、同廿四年七月廿一日歸朝せる三吉米熊の畫策與りて力ありしは言を俟たず。後に三吉氏が中央に榮轉せんとせる際中島郡長が三吉氏去らば自らも郡長を辭し學校を廢せんと云はれしを見ば（三吉米熊先生參照）三吉氏ありての小縣蠶業學校か、蠶業學校ありての三吉氏か所謂一にして二二にして一なるものなりしならん。

かくして日本開闢以來最初の蠶業學校は、本邦蠶糸業の先進地上田に設立せられ五月始めて生徒の入學を許し直に春蠶飼育の實習に着手せり。然るに校舍及び附屬地は郡經濟上並に校舍新築の期間を有せざりしとの爲に上田町字丸堀の民家を假用して漸く之に充て其創立費の如きも僅々八百六十九圓七十六錢七厘なりしも郡内有志者の寄附實に七百五十圓の多きに達せりといふ。以て同郡民がいかに同校の設立に熱心なりしかを知るに足らん。明治二十七年本縣會は同校の蠶業上に稗益を與ふる事大にして且、緊要なる施設たる事を認め縣費補助の件を議決し同年度始めて金五百圓の補助をなせり。

翌二十八年三月には實業教育費國庫補助法により向ふ五ヶ年間年額八百圓宛交附の指令をうけ、縣費補助は前年通なりき。同年四月從前の校舍は狹隘を告げ教育上支障を來すこと大、且諸設備に於ても不便甚少からざりしを以て、同町字新參町舊小縣高等小學校跡に移轉せり。明治三十二年には益々本校の價値を認められ國庫補助は增して年額一千二百圓となり縣費補助も一千五百圓となれり。

同年勅令第二十九號實業學校令發布により本校々則を改正して乙種程度の組織となし、ついで三十三年一月十日新築校舍成りて此所に移轉し同四月より甲種程度となり、國庫補助も向ふ五ヶ年間一ヶ年千七百圓となり、縣費補助も一ヶ年二千圓に增額せしが、翌明治三十四年四月縣立となり小縣甲種蠶業學校と改稱せり。

明治三十五年四月より本縣に於ては農業補習學校教員養成の爲農業補習學校教員講習規定を設け同校に於て其講習を開きしが明治三十八年三月限之を廢止せり。

後明治四十四年十一月長野縣立小縣蠶業學校と改稱し以て今日に及べり。

三、上田蠶糸專門學校

本邦蠶糸業の先進地として、又蠶種製絲繭等の產額に於て常に全國に冠たる信州に於ては夙に蠶糸業に關する研究も

進歩し、塚田與右工門、玉井市郎治、清水金左工門、藤本善右工門等幾多著名の學者輩出し一般養蠶家の蠶糸業に關する知識も他府縣に比し進歩せり。

されば明治二十五年全國に率先して上田に蠶業學校を建て、蠶業に關する學理と實際とを授けしも明治廿七、八年戰役後蠶糸業の益々發展せると、本邦各地に於ける蠶業教育の程度一般に高まれるとにより、時代の進運に伴ひ本縣に高等專門程度の蠶業學校を要望するの聲高まるに至れり。

於是明治四十年本縣選出代議士工藤善助外五名により夏秋蠶講習所を設立せられん事を衆議院に建議せるに幸に當局の容る所となり、本縣に蠶糸專門學校設置に決し、明治四十二年八月一日上田町に新設せらるべき蠶糸專門學校創立委員として東京農科大學教授佐々木忠次郎外三名の任命を見るに至れり。

かくて同四十三年三月廿六日蠶糸專門學校設置の旨公布され、同年八月十三日文部省視學官針塚長太郎同校々長に任ぜられ、同月廿五日位置を上田町とし、明治四十四年四月より授業開始の旨告示され、四十二年二月廿一日同校の事務は二月廿四日より上田町の本校内にて取扱ふ旨告示され、四月十七日には始業式を行ひ同月十九日より授業を開始するに至れり。其後大正二年校舍落成して十月十五日開校式を擧行するに至れり。其後蠶糸業の進歩に伴ひ大正八年五月よりは絹糸紡績科を新設し、昭和六年五月廿六日更に製絲教婦養成科を新設し同九年四月一日には絹糸紡績科を絹紡織科と改稱し以て今日に至れり。

明治二十九年蠶業講習所官制發布せられ試驗に關する設備を改め、且巡回講話、蠶種配布等の業務を增加し、尙講習の程度を進めて本科、別科の二となし卒業生にして進んで深遠の學術を修めんとする者の爲に特に研究科を設け以て斯學の發達をはかり、明治三十二年には東京西ケ原の外に京都府衣笠村に新に京都蠶業講習所を設立し松永伍作所長に任ぜられ、東京は從前通り澤野淳所長たりき。此年六月廿九日西ケ原蠶業試驗所に於て蠶種檢査法傳習式擧行の際大藏大臣

松方正義の演説は其席へ連れる人々に多大の感激を與へたり。

明治卅四年五月農商務省は各府縣の勸業の衝に當る官吏を召集し勸業諸問會を開きしが其中蠶糸業に關しては

一、自家用蠶種取締の法如何

二、蠶病消毒普及の方法如何

といふ二項目諮問されしが其第二項目に對する答申は (イ)講話會を開き蠶病消毒の必要を知らしむる事 (ロ)講習會を開き蠶病消毒に必要なる技術を授くる事 (ハ)共同消毒を奬勵する事 (ニ)蠶業に關する組合其他の團體に於て消毒器を購入したる時は公費を以て補助を與ふる事 (ホ)官廳其他團體より技術員を派遣し實地指導せしむる事等なりしが此(ロ)案に基つき同年より三ヶ年間毎年一回蠶病消毒法講習會を開き蠶病消毒に必要なる技能を授け蠶病消毒の實施を奬勵せり。

本縣に於ては實業教育の普及發達を圖らんが爲に農業補習學校を設けしが、之が教授の任に當る教員を養成せんが爲に、明治三十五年四月より小縣蠶業學校内に九十日間の講習會を開き主として小學校教員に蠶糸業に關する知識と技能を授けしが、明治三十八年三月を以て之を廢止せり。此間同講習會を開くこと七回百四十一名の修了生を出し蠶糸業に關する智識技能の普及發達に貢獻せること少からざりき。

明治三十八年一月法律第二十二號を以て蠶病豫防法發布さるゝや、之が實施に當る吏員及業者の爲に、明治卅九年及四十年の二回東西兩蠶業講習所に於てフォルマリン檢定法の講習を開けり。

四、松本蠶業講習所の設立

東西兩蠶業講習所の設立によりて、我國の蠶業教育は年と共に進歩せりと雖も、何れも春蠶を主とせるものにして夏秋蠶に關する專門の研究所なきを遺憾とし、夏秋蠶專門の講習所を秋蠶の發祥地にして夏秋蠶の本場たる松本地方に設立せんとするの議漸く識者の間に唱へらるゝに至れり。

東筑摩郡蠶種同業組合の組長河西大彌玆に見る所あり、明治卅二年九月次の如き「松本蠶業講習所設立の要旨」を發表して組合員其他篤志者の協力により同講習所を創立し、明治三十三年三月五日を以て開所式を擧ぐるに至れり。

松本蠶業講習所設立要旨

輓近我國の蠶業は漸く進歩の域に達し國家經濟上至大の稗益を與ふる事洵に賀すべき事たり、然りと雖も熟々內外の形勢を察するに、斯業の前途は愈々僻遠にして猶ほ諸種の講究を要するものあるは斯業界の定論として誣ふへからざる所なり。

政府も亦玆に見るあり曩に東京西ヶ原に蠶業講習所を置き今又京都に蠶業講習所を設け着々蠶業に關する人材を養成せらる誠に時誼に適すと謂ふべし。

然れとも我國の蠶業は唯り春蠶を以て足れりとすべからず、寧ろ夏秋蠶に因て蠶業經濟を調和し其發達を圖るべきは獨り余輩の私言に非ずして斯業界識者の齊しく認むる所なり。然るに我國未だ夏秋蠶の講究をなす者多からざるのみならず或は未だ夏秋蠶の何物たるを知らさるものあるは帝國蠶業の爲に深く惜まざるを得ざるなり。而して此欠を補はんと欲せば勢ひ東京京都二講習所を以て專ら一化蠶の講究に充て更に國費を以て別に蠶業講習所を設立し專ら二化蠶の講究に充てざるべからず。然れ共方今國家多事國費を要する事急なる時に際するを以て假令其必要を認むるも新事業として或は速に決行し難きものあらん。

斯の如く夏秋蠶の講究は片時も速かならん事を希望して止まざる今日に當り徒らに政府の爲す所に任し徒に顧ざる如きは我輩蠶業者として取らざる所のみならず、實に帝國蠶業前途の爲將た國家經濟の爲め一大不利たるを免れざるなり。是を以て我輩並に同志者と相謀り、政府が政府の事業として之を遂行するに至るの間長野縣松本町に夏秋蠶講習所を設立し以て大いに斯業の講究を爲さんとす。

世間有識の士幸に我輩の微衷を察し奮て斯の設立を翼賛せられん事を誠に希望に堪へざるなり。

明治三十二年九月　　主唱者　河西大彌

右の趣旨により組合員其他篤志者の協力を得て蠶業講習所を設立する事を得、明治三十三年三月五日を以て開所式をあげ三月六日授業を開始せり。同年四月組合立に變更して授業を續け九月一日を以て第一回卒業生十名、實習專修生二名、學理專修生一名、檢定合格者一名を出せり。講習所の學科目及講師次の如し。

名譽講師　理學博士　佐々木忠次郎

同　農學士　本多岩次郎

同　同廿六年農學博士トナル　大森順造

講師　窪田賴次郎

同　小澤續

同　塚田喜作

同　武川禎一

同　猿橋定次

同　百瀨澤衛

助手　福田信廣

大森講師は正課講義の傍ら臨時蠶病講習會を開き十五日間徹菌學一班蠶病消毒法製種法等の講習をなせり。習得者五十九名

講習科目（普通科）

學理　養蠶法　蠶體生理學　蠶體解剖學　蠶體病理學　化學　物理學　動物學　植物學　肥料論　土壤論　氣象學
桑樹栽培論　顯微鏡使用法

實習　變性種豫防試驗　催青温度高低試驗　開放育試驗　人工發蛾試驗　白彊病菌發育傳染試驗　消毒試驗　秋蠶運搬試驗

翌三十四年度は窪田、小澤、猿橋の三人辭して小岩井宗作新に講師となり(三十六年迄勤續)十名の卒業生を出し、三十五年度には中曾根晉太郎、久保田松吉の兩講師を迎へ卒業生二人、學理專修三人、撰科及實習專習生五人(長野一、德島一、岐阜二、岡山一)實習見習四人を出し、翌三十六年迄繼續せしが日露戰爭の爲一時中止するの止なきに至れり。

其後日露の戰禍戰まり戰後經營として各種の事業勃興するや、輸出品の大宗たる蠶糸業亦大に保護奬勵せらるゝに至りしかば夏秋蠶講習所復活の聲高まり、明治四十年二月十六日夏秋蠶講習所設置建議案を本縣選出代議士工藤善助外五名より衆議院に提出せしが未だ通過するに至らざりき。

於玆東筑摩蠶種同業組合に於ては再び組合事業として夏秋蠶試驗を行ふ事とし左の如き趣旨を以て試驗を開始せり。

「組合は貴衆兩院に向つて國立夏秋蠶講習所設立の建議をなし主務省に請願陳情し、近き將來に於て其建設を見んとすと雖刻下の急に應ずる機關として本年更に組合費の過半を割きて夏秋蠶試驗場を起し之を實驗に徵し、以て優劣を比較し利害を調査してまづ當業上緊要なる研究を行ふ云々

明治四十年十一月

東筑摩蠶種同業組合　夏秋蠶試驗場

試驗項目

一、究理試驗　二、一化性風穴蠶種系統試驗　三、秋原蠶種々類試驗　四、同功繭採種試驗
五、二化性三化蠶試驗　六、生種風穴貯藏試驗　七、秋蠶種類試驗　八、風穴蠶種飼育試驗」

かくて所長鳥羽久吾、技師塚田喜作、助手上原房次郎等の職員により、六月一日より八月三十一日迄研究生に業を授

け修得證を得たるもの八名に達せり。又、秋蠶種の分與を請ふもの百二名に對し蠶種の分讓をも行へり。

其後同組合の希望せる國立夏秋蠶講習所は遂に設立せらるゝに至らざりしも、明治四十二年三月東京蠶業講習所夏秋蠶部を松本市に設置せらるゝ事となり其希望の一部を實現する事を得たり。

五、諏訪蠶糸學校

製糸王國信濃國第一の生糸生産地諏訪郡平野村に於ては夙に蠶糸業教育の同村子弟に闕く可らざるを痛感し、明治三十九年四月同村小學校内に實業補習學校を設け養蠶製糸に關する教科を置きこに關する教育を施し來りしが、明治四十一年同補習學校廢止となれり。

ついで明治四十五年三月乙種平野農蠶學校を設立し、岡谷小學校を假用して同年四月より授業を開始し校舍の新築に着手し大正二年九月新築成りて此所に移轉し、同八年程度を高めて甲種平野蠶糸學校と改稱せしが、大正十一年四月縣に移管し學則を改正して長野縣諏訪蠶糸學校と改稱し、同十四年校舍を新築し以て今日に至れり。

本校は養蠶製種の本場たる上田市の小縣蠶糸學校に對し世界製糸業の中心地たる岡谷に設けられ南北相對して本縣蠶糸業教育の爲に貢献しつつあり。

尙此他個人又は團體等にて設立せる蠶糸業に關する學校、講習所、傳習所、試驗場、其他　明治四十二年度調査

蠶絲業ニ關スル學校、講習所、傳習所、試驗場、其他ノ主ナルモノヲ表記スレバ次ノ如シ。

名稱	位置	學校	講習所	傳習所	試驗場	其他
長野縣立小縣蠶業學校	小縣郡上田町	私立秋蠶專修學校	南安曇夏秋蠶講習所	蠶業傳習所	下水内郡農會	—
南安曇郡豊科町	南安曇郡南穗高村			女子養蠶傳習所	—	長野縣女子養蠶傳習所
					下伊那郡下水内郡飯山町	長野市外十ヶ所

創立年度	明治二十五年四月	明治四十年	明治三十一年一月	明治四十二年	—	明治四十年
設立者	長野縣丸山團衛	齋藤兵次郎	下伊那農友會	下水內郡農會	—	長野縣
教員數	一三	五	五	三	—	五二
修業年限	本科三年 別科一年	一年	二年	一年	四ヶ月 自四月至七月	七十日 自一月至三月
現在生徒	本科一五六 別科一八	二七	四〇	八	一二	—
卒業生	本科三一〇 別科四七九	六二	二〇一	八	—	七〇五

第四節　蠶糸課の設置

明治四十一年農商務省に蠶糸局設置せられ、其下に繭絲、蠶業の二課を設けらるゝに至りしかば、本縣に於ては全國に卒先して蠶絲課を置く事となり、當農商課長、增子技師等の手によりて其計畫を進められ、翌明治四十二年一月より始めて獨立せる蠶絲課を設置せられ技師增子德之助初代蠶絲課長に任せられたり。

是本縣蠶絲業が明治十年以前にありては純然たる副業にして、女子供の仕事とせられ居りしものが十四、五年頃より漸く蠶室を建築して專業として營む者を生じ、日清、日露の兩役を經て國威外に揚ると共に、內、國力の充實を圖り力を殖産興業に用ひしかば、他に適當の產業なき本縣に於ては古來其氣候風土に適せる蠶絲業に全力を注ぎたる爲、茲に蠶絲業の非常なる進展を來し、日清戰爭直前二七八、〇二八石の收繭額は戰後の三十年には二六六、九一〇石となり、日露戰役直前の三十六年にはそれが三二八、三〇石となり同戰後の四十年には四二二、〇五一石となり十年間に一五五、一四一石の增加を示し、生絲產額に於ても明治二十六年に二八二、六六八貫なりしもの三十年には二九五、五八一貫となり、三

十六年四四〇、九二五貫なりしもの四十年には五八〇、二四八貫となり、日清戰後十年間にして二八四、六六七貫三万棚餘の激增となり、蠶種に於ても明治二十六年一、一六五、九〇一枚のもの三十年には一、六八五、五五七枚となり、明治三十六年には二、五八一、一三九枚なりしもの四十年には三、六六九、三二二枚となりて十年前に比し一、九八三、七六五枚の激增振を示せり。

而して之を全國に比するに、收繭高に於ては全國收繭高の百分ノ十五、製絲に於ては全國の三分ノ一以上、蠶種にありては製絲用種は百分ノ四十四、原種用種百分ノ十八に達し、何れも全國第一位を占め眞に蠶絲國の名に背かざるものあり。加ふるに、日清戰役の明治三十年に蠶種檢查所を置き、日戰露役蠶病豫防事務所と改りしより、從來の如き微粒子病の檢查のみならず、他の蠶病をも豫防する事となり、蠶室蠶具の消毒を强制し、生繭取扱を爲す者に對して蠶蛆の驅除を監督する等、事務の增加繁劇と共に吏員の增員を來し之が統制を計り指導奬勵宜しきを得、監督を嚴重にせんには獨立せる蠶絲の一課を設けざる可らざるより如此蠶絲課の設置を見たるものならん。

當時縣廳燒失直後の事とて明治四十一年一府十縣聯合共進會の會場として城山に建築せるバラックを臨時廳舍に使用し居たる際なりしかば、蠶絲課も其一部に僅八疊位の一室を仕切り其處に事務を開始せり。當時の職員は僅々十名位にして其主なる人々は左の數氏なりきといふ。

蠶絲課長　技師　增子德之助
蠶業取締　技手　丸山東一郎
蠶桑部　同　谷田部七五郎
製絲部　同　宮澤鶴惠
書記　田中土佐治

屬　庶務主任

同年四月製絲部技師として藤崎卓爾氏赴任せりといふ。（以上宮澤鶴惠氏談及縣公文）

其後蠶絲業の發展に伴ひて益々指導奬勵の事務及取締等の事務繁劇を加へ來り、隨而課員の增加を來せり、大正二年增子課長辭して井上伍鹿課長として赴任するや、翌大正三年世界大戰の勃發によりて一時蠶絲業も大打擊を蒙りしが、其後戰爭は歐洲に限られ、米國及我國の如きは之が爲に却つて輸出激增し未曾有の好況時代を現出せり。

蠶絲業も亦此好況の波に乘じて未曾有の大發展を遂げ、養蠶及蠶種方面に於ては增子課長時代よりの懸案たりし蠶品種の改良、整理統一の問題も一代交雜種の飼育によりて一大變革を見、製絲方面に於ても煮繰分業、煮繭器並に繰絲機の改良發明と、原料繭の改良及製絲方法の改良とによりて著しく進歩せり。

然るに大正九年三月以降の製絲大暴落によりて製絲業者は勿論一般經濟社會も大影響をうけ、縣の行政組織の關係より技術官課長は大正九年九月井上課長の轉任を以て終とし、本縣事務官田中英を以て課長とし、爾來昭和二年に至る迄事務官を以て課長となせり。

然るに事務官課長にては實際上遺憾の點尠からず、或時は同功繭を見て非常に良繭なりと褒めたる如き滑稽もありて本邦第一の蠶絲國たる本縣の蠶絲課長としては蠶絲業に關する實際の指導をもなし得る人を以て之に任すべしとの議起り又事務官課長となりてより其更迭餘りに頻繁にして（大正九年九月より昭和二年五月に至六年八ヶ月間に九人）蠶絲業上の大方針を樹立し、之を實行し能はざる憾多きを以て蠶絲業各種團體より課長の交迭を頻繁に行はざる樣知事に向つて嘆願し、或は縣會に於ても此問題につきて論議せらるゝに至れり。

於茲昭和二年水谷課長の轉任と共に技師谷田部七五郎を以て課長に任じ技術官課長の復活を見たり。

昭和五年八月谷田部課長去りて高橋課長來り、世界大戰後一般的財界不況特に昭和四年以降米國財界の不況に基づく

空前の大不況に直面して不況對策を講じ、或は蠶絲業五ヶ年計畫を樹立し、繭生絲等の生産費低減法を講じ、或は桑園肥料の自給自足、桑園の整理改植、間作混作等を奬勵し、或は屑物加工整理の講習會を開き、購繭資金の斡旋をなし、生絲共同出荷組合を設けしむる等百方盡力せしも未だ其成績を見ずして、昭和十年四月國立蠶業試驗場宮崎支場長に轉じ、之に代りて敏腕の聞え高き荒井課長同年五月赴任して鋭意本縣蠶絲業更生の爲に努力しつゝあり。因に蠶絲課設置以來歷代課長次の如し。

歷代蠶絲課長

在職期間		課長氏名	
自明治四十二年一月六日	至大正二年九月八日	技師	增子德之助
自大正二年九月十五日	至 九年九月廿一日	技師	井上伍鹿
自 九年九月廿四日	至 十一年三月四日	事務官	田中英
自 十一年三月廿八日	至 十二年四月一日	事務官	萬富次郎
自 十二年四月一日	至 十二年九月六日	事務官	鈴木登
自 十二年九月八日	至 十三年一月	屬	松崎陽一
自 十三年一月廿八日	至 十三年四月二日	事務取扱 內務部長	橋爪精一
自 十三年四月	至 十四年十月		
自 十四年十月二日	至 十五年八月十九日	事務官	阿蘇溫藏
自 十五年八月廿五日	至昭和二年五月十一日	事務官	山田新三郎
自昭和二年五月十二日	至 二年五月十七日	事務取扱 內務部長	水谷秀雄
自 二年五月十八日	至 五年八月二十日	技師	牛島省三
自 五年八月二十日	至 十年四月十四日	技師	谷田部七五郎
自 十年五月		技師	高橋伊勢次郎
		技師	荒井馬次

第五節　飼育法の變遷

信州古來の養蠶法は如何なるものなりしか、蚕絲國と稱せられたる平安朝時代はもとより、其後鎌倉、室町、安土、桃山時代を經て江戸時代に入る迄は之を知るべき史料なしと雖も、恐らくは自然の氣候に任せたる原始的の飼育法たりしならん。江戸時代に入りても、最初は依然かゝる方法にて飼育せしならんも、元和、偃武以後泰平打續き風俗の華美に赴くにつれて絹物の需要增加し、上流社會は舶來の絹物を用ひ、或は、輸入の白絲によりて製せる綾羅錦繡を用ふと雖、民間にありては自家生産の和絲によりて絹紬等を製造して縷に其服飾に對する欲望を充すに過ぎざりき。

然れどもこれが爲に當時の婦女子をして養蠶製絲に熱心せしめ、進んで各自の嗜好に從つて染織をなす迄に斯業に對し大なる興味と熱心とを持たしめたるは蔽ふ可らざる事實にして、本邦蠶絲業の發達を助けたること頗る大なるものありしならん。

從而養蠶の飼育法につきても熱心に研究せられ、元祿以後之に關する善書等も現はるゝに至れり。信州に於ける最初の養蠶書は塚田與右工門の新撰養蠶秘書にして、之によれば當時寶曆七年の養蠶法は「清涼育」と稱すべきものなりしが、寛政元年の訂正養蠶秘書（原名「蠶後篇」）には稚蠶時代には僅に紙帳を用ひ或は少しく火氣用ふる事を記せり。其後に出たる養蠶輯要文化十年、養蠶秘傳抄文化十年、養かひの學天保十二年等いづれも清涼を主とすれども極寒き時には少しく火力を用ふる飼育法なり。清水金左工門の養蠶教弘錄弘化四年に至りては、特に清涼を主とし數首の和歌を添えて「せいきつゝむな」といふ事を繰返し空氣の流通をよくすべき事を力說せり。又明治時代初期の養蠶法は、明治八年群馬（當時熊谷縣下）の萩原李衛福島の管野源三郎と共に勸業寮に召出され養蠶せる小縣郡鹽尻村工藤文司の報告に「扨養蠶の仕方奥州は火氣を用ひて掃立より廿六日に成繭蛾出分方八分三厘尚武州は自然天然飼に致し一切火氣を不用四十五日に成繭桑の地味に隨而遲

蠶芒種の節に及び揚り候間巢厚く見事に出來蛾出更になく蚓種などと衆評に預り候是地味故に候。私共義は國元仕來りの養方にて寒なれば火氣を少々用ひ、暖なれバ北窓を開き、濕なれ四方を閉し、雨なれバ乾し、日數三十五日に成繭蛾出七分五厘武州の手當の種紙迄取揚遣し申候」とありて折衷育に近き清涼育なりしが如し。其後各地の品評會、博覽會等に於て奥州産の繭が常に優位を占むるを見て火助育の研究一時盛となり、彼の明治十九年宇木講習所に於て三吉米熊と共に講師たりし伊奈郡高遠の人高橋美壽（後に縣屬となる）の如きは自ら奥州に赴き丹治梅吉につきて傳習し、歸郷後大いに火助育を鼓吹せしが、奥州の氣候風土並に蠶室の構造等と信州、ことに伊那郡のそれとは異なれる爲屢々失敗せる由なり。（上郷村原六右衛門方にては新築の蠶室に火を入れ蠶室内蒸氣朦々として大失敗をなせる由）其後西ヶ原に蠶業試驗場設けられ養蠶に關する學理と實際との試驗研究を行ひ西ヶ原式とも稱すべき折衷育を奬勵せしかば日清戰役前後には殆んど全く折衷育のみとなれり。

而して之を用桑の方面よりいへば概ね剝桑育と稱すべきものにして大正時代全芽、條桑育等の流行を見る迄は殆んど該法のみ行はれたり。

次に信州に於ける特殊養蠶法中、天日育、全芽育、條桑育、石灰育等主なるものにつきて略說すべし。

天日育

南佐久郡岸野村の木內宗藏が明治三十四年頃盛に唱導したる飼育法にして、蠶種の貯藏保護催青等は勿論、飼育中と雖も天然の氣候に放任にし、時々室外に出し日光の直射を受けしむる極端なる清冷育なり。今此飼育法の他と其趣を異にする點を述ぶれば、蠶種の保護は寧ろ室外に放任するを可とし、日陰に之をつるし其催青し孵化する迄は專ら室外に置き蠶兒發生すれば之を收容して掃立て、飼育中は蠶室の開放を旨とするのみならず、毎朝蠶兒を陽光を浴せしむるにあり。故に蠶室の如きは極めて簡單なる構造となし僅かに雨露を凌ぎ得ば足れりとなせり。

天日蠶の飼育法は、大略右の如く自然の氣候に放任するものなるが故に、氣候適順なるときは相當の收繭を見ることありと雖も、不順の氣候に遭遇するときは失敗に歸するもの多し、加之此法に依り年々反覆飼育するときは、繭質漸次劣等となり一化性蠶兒も二化となるもの多しとす。且其掃立期日及飼育日數等は天然の氣候に制裁せらるゝを以て、農蠶兼業の地に於ては他の農事と衝突を來し、不便少なからざるなり、故に現時に於ては此方法により飼育するもの極めて稀なり。

全芽育

本邦に於ける全芽育は福島縣伊達郡掛田町の人大橋濟氏によりて創始せらる。氏は從來の飼育法は勞費多く殊に調桑剪桑の爲多大の勞力を要し且つ剪桑の結果桑葉の廢棄せらるゝ量少からざるを察し、先づ之を改め養蠶を少費多獲ならしむるには全芽育を捷徑なりとし、明治十五年始めて此育法を試み相當の成果を收めたり。然るに其後事情ありて一時中止せしが明治十九年に至り之を再興し爾來繼續せりといふ。（大橋濟氏談明治四十一年六月高橋伊勢次郎氏調査復命書ニヨル）其後同地方には全芽育法普及しことに氏の隣村靈山村菅野宇兵衛氏は大橋氏より傳習をうけ盛に同法を唱導し新聞雜誌に投書し或は全芽育法を著して普及奬勵に努めし爲菅野氏を全芽育の首唱者と信ずる者あるに至れりといふ。（高橋伊勢次郎氏による）

本縣に於ける全芽育の首唱者は下伊那郡龍江村木下富なれども氏の著書全芽養蠶法（大正五年四月發行）緒論に記せる所によれば明治三十四年三月長野市に於て蠶種組合聯合會ありし際當時の組合長南條吉左工門より全芽給桑の蠶兒飼育に適切なるを聞き、且、南條氏は家蠶全部を全芽育に移してより數ヶ年に及び其間の經過に徵するに蠶種用として一點の不足なく自己が蠶種事業の向上發展に徵しても既に明なる事實なりとて同育法を勸誘せられしにより直に同年少數の飼育を試み翌年より全部を擧て同育法となせる事を誌せり。

之によりて察するに本縣に於ける全芽育の創始者は南條氏か或は他に是より早く實行せる人もあるべしと雖も、全芽

育を唱導して普及發達せしめたる功は木下氏に歸せざる可らず。

元來氏は養蠶業に就ては非常の熱心家にして在來の溫暖育折衷育等多年經驗熟練し養蠶業の先進者たり指導者たりしが養蠶業益々發達して專業化し、勞力缺乏し、加ふるに物價騰貴の趨勢に伴ひて勞銀漸く騰貴し苦辛慘憺の結果得る所の繭代金も肥料代勞銀等の仕拂をなせば餘す所幾許もなきを嘆じ、經濟の原則に從ひ少費多獲進んで斯業の利益を增進せしめんことに腐心せり。偶々前記の加く南條氏の勸誘により明治三十四年全芽育の試育をなし其結果良好且つ經濟的育法なるの成蹟を得、爾來益々同法を研究し其利益を唱導せしかば比年ならずして全郡を風靡しついで隣郡他府縣にも普及するに至れり。

茲に於て毎春各地方より全芽育法に就て氏の出講を需むるもの多く悉く之に應ずる能はざるを以て或は全芽飼育標準表を配布し、或は次の如き書を著はして其普及を圖れり。

一 簡易養蠶法　木下富編　發行年月未詳
一 改訂增補 全芽養蠶法　木下富著　明治四十四年四月
一 全芽養蠶法　同　大正四年四月
一 全芽養蠶法　同　大正五年四月

以上の諸書による其養蠶上の準備催青の方法等は普通育と等しく、蚕立は紙掃法（たゝき掃法）により溫度は六十五度以上七十五度の間を以て飼育し、冷涼なれば火力を以て保溫す、又、最も室內の換氣に注意し汚濁せる空氣を排除して新鮮を保たしめ蠶沙の濕潤又は醱酵を防ぎて其清潔を保ち、蠶體皮膚の蒸發作用を助け體內物質の新陳代謝を盛ならしむることにつとめしめたり。

而して其最、普通育と異る點は給桑にして剉桑育の廢桑多く、勞力を要すること多き弊を矯正せんが爲最初より全芽

を與ふるを以て、水分の發散少く從て桑葉の萎縮緩漫なるが故隨時食桑し得られ、且給桑回數少く桑摘桑捧の手數を省く事を得分箔の際は一芽宛取り出して適當なる面積に擴ぐる事を得るを以て除沙分箔等簡易に行はれ給桑は少量にて足る。即剋桑育にありては通例一令中七回內外、二、三令六回內外、四令五回の給桑なるに全芽育にありては一令より四令迄概ね三回、五令に至りて四回にて足るを以て兩者の間非常の差異あるを見る。

然るに、恰も此頃本縣に流行し始めたる安樂育と共に其成繭の品位劣等にして製絲に惡影響を及ぼすとの批難攻撃ありしも同氏は、輿論に拘泥せず飽迄此新飼育法を推奬せしかば、忽ち隣郡上伊那及西筑摩に普及し、却つて流行の本源地たる下伊那に於て衰退し、剋桑全芽の折衷育行はるゝに至れり。

偶々三井物産會社横濱支店生絲掛伊藤精一より全芽育及び安樂育によりて得たる繭より製造せる生絲の品質不良なる點を指摘し來れるを以て、下伊那蠶病豫防事務所長中島隆人は之を縣に報告せしかば、時の本縣知事大山綱昌は本縣の生命ともいふべき重要物産に關する大問題なれば果して全芽育、安樂育によれる繭を以て製せる生絲の品質が劣等なりや否やにつき、東京蠶業講習所及横濱生絲檢査所に照會せるに兩所よりの回答は別項の如く何れも全芽育及安樂育によりて得たる繭より製せる生絲の品質劣れる旨を報ぜり。

發第一二號

當所管內ニ於テ近來全芽育漸次增加ノ傾向ニ有之殊ニ本年度ノ如キ著シク增加セシガ三井物産會社横濱支店生糸掛伊藤精一ナルモノヨリ別紙ノ通リ通知有之候爲メ一般養蠶飼育者間ニ種々ナル風說相傳ハリテ疑惑ヲ起シ製糸同業組合ニ於テハ郡農會ニ調査ヲ依賴シ蠶種同業組合ニ於テハ本日評議員會開催郡下六個所ノ製糸場ニ依託シテ調査セシムルト相成リ候其他各村農會等ニ於テモ協議中ニ有之候條別紙相添へ此段及御報告候也

明治四十二年四月三十日

下伊那蠶病豫防事務所長

技手　中島隆人

內務部長

長野縣事務官　岡田宇之助　殿

既ニ御承知ノ㆓トハ奉存候ヘ共東海道三河遠江地方ニ於テ數年前ヨリ安樂蚕ト稱スル一種ノ養蠶法流行致シ其結果同地方ニ於ケル製糸ノ大部分ハ之レガ爲メ品位ヲ失墜シ尠カラザル打撃ヲ受ケ殆ド窮地ニ陷リ今ヤ彼ノ安樂蚕ナルモノ排斥ニ付不一方苦心ヲ重ネ居リ申候然ルニ亦近來當地方一帶ニ於テハ全芽育ト稱スルモノ盛ニ流行致候趣キ右ハ前陳安樂蚕ト大同小異ノ方法ニシテ其結果ハ殆ド同一ナルモノニ御座候元來東海道筋ニ行ハルヽ安樂蚕ト云ヘ下伊那郡ニ於ケル全芽育養蠶法ト云ヒ共ニ製糸本位ヲ沒却致居候養蠶法ニ有之漫リニ勞力ヲ省約スルニ重キヲ置キ成繭ノ優劣如何ヲ顧ルニ遑ナキ極端ナル經濟主義ニ基キタル養蠶法ニ御座候故ニ此方法ニヨリ得タル繭類ハ形狀不齊ニシテ大小ノ差甚ダシク縱令豊取ノ場合ナルモ既ニ形狀亂レ大小不齊ノ欠点有之候間糸質ニ惡影響ヲ及ボスコト寧ロ豫想以上ニ有之候左ニ其欠点ノ二、三ヲ摘記シ御參考ニ供シ申候

一、製糸工程ノ進捗ヲ妨グル事

二、目的繊度ヲ得ルニ困難ナル事

三、強力伸度ヲ減ズル事

四、染色上ニ影響ヲ及ス事

如上ノ欠点ニ止マラズ其關係ノ範圍ハ頗ル廣大ニシテ逐一之レヲ述ブレバ際限ナカルベキ程ニ御座候

從來下伊那産ノ生糸ハ多少軟質ニ失スル嫌ヒアレモ比較的膨張性ヲ有シ染料ノ吸收力ニ富ミ薄色ノ織物トシテハ一種

特長アル優美ノ原料糸ニ有之候故ニ今尚一方ニ於テハ従來ノ信用ヲ繋ギ得テ相當ニ需用アルニモ拘ハラズ既ニ他方ニ於テハ漸ク其糸質ヲ云々セラルヽニ至リタルハ全ク全芽育ノ影響ヲ蒙リタル證左ニシテ其消息ヲ隱微ノ間ニ於テ既ニ御熟知セラルヽ事ト愚推罷在候申上グル迄モナク下伊那一圓ノ地區ハ由來良繭ヲ產出セル地方トシテ從テ生糸ノ品質モ優良ナルコト信州中ノ異彩ノミナラズ全國有數ノ地ト存居候勿論一小部落ニ於テ優良ナル蠶繭ヲ產出スル地ハ全國尚他ニ其例多ケレ共下伊那郡ノ如ク大區域ニ亘リ斯ク優良ナル原料繭ヲ多大ニ產出スルハ殆ド異數ト申スベク候善良ナル原料繭ハ實ニ伊那生糸ノ光彩ヲ放チタリシ所以ニシテ此特長ハ即チ伊那生糸界ニ於ケル一大武器ト稱セラルベキ事ニ有之候然ルニ前陳ノ如ク全芽育ノ流行靡然トシテ當地一帶ヲ壓シ其結果漸ク生糸ニ惡影響ヲ及ボスニ至テハ抑モ如何ナル風潮ニヤヨモ一時ノ好奇心ニ出デラレタル譯ニモ有之間敷其眞意了解致兼候或ハ養蠶家ニアリテハ勞力桑葉等ノ節約ニ出デラレタル者ナリトセバ之レ目前ノ小利ニ眩惑シ糸質ノ惡結果ニ氣付カレザル不注意トモ申ベク若シ又製糸上ノ成蹟ハ自己直接ノ關係ニアラズトノ意ニテ其質ヲ知リツヽ依然之レヲ固執サルヽニ至リテハ之則チ糸質ノ惡果ハ繭質ノ惡因ニ基キ原則ヲ無視サレタルモノニ外ナラズシテ決シテ智者ノ爲スベキ行爲ニアラズ寧ロ一步一步自滅ノ境ニ向ハレツヽアルモノニシテ早晩臍ヲ噛マルベキ時機有之可申候

古來生糸市場ノ大勢ハ經糸ナルベキ優等品ノ需用急ニシテ市價モ從テ昇進シ緯糸ニ比シ破格ノ高値ヲ保チ居リ候此現象ハ原料繭ニモ影響ヲ及シ品位ノ優良ナルモノハ經糸ト緯糸トノ差アル如ク其値段モ益高下ヲ生ズル事ニ立至リ申スベク候大勢既ニ此傾向ヲ來タシタル以上ハ製糸家ニ於テ能ク購繭ノ方法ヲ盡シ精粗ノ區別ヲ立テ市價高下ヲ明ニシ以テ養蠶家ニ對スル一定ノ方針ヲ確立シ養蠶法ノ改善ヲ企圖セラルコト今日ノ急務ト奉存候今ヤ全國擧テ此点ニ着目シ蠶種ノ撰定養蠶法ノ改良等至ル所官民苦心ヲ重ネツヽアル大勢ニ有之候然ルニ當郡獨リ之レニ反シ從來ノ良繭ヲ捨テ粗惡ノ原料ヲ產出セントスル此變調ヲ見ルニ至リテハ斯業ノ盛衰ニ關スル容易ナラザル大問題ニシテ輕視致シ兼ネ候

間敢テ專越ノ毀ヲ顧ミズ一言ヲ呈スル次第ニ付キ錦地養蠶家各位ニ相謀リ改善ノ方法御講究セラレンコヲ切ニ希望ノ至リニ不堪候

受第四五二號

蠶乙收第四四一號ヲ以テ全芽育及安樂育ニヨリテ得タル繭ヲ以テ製セル生糸ノ品質ノ件ニ付質問ノ趣了承右ハ本所技手松下憲三郎ヲシテ調査セシメ候處左記ノ通リニ候條右樣御了承相成度此段及回答候也

明治四十二年五月十四日

東京蠶業講習所

長野縣知事　大山綱昌殿

記

一、全芽育及安樂育等ニヨリ得タル繭ハ大小、厚薄不同アルコトヲ免レズ之レガ爲メ製糸ノ際煮繭ノ熟度均一ナラザルガ故ニ糸量ヲ減シ類節ヲ多カラシムル等ノ欠点アリ又大小不同ノ繭ハ纖維ノ細太不同ナルガ故ニ生糸ノ纖度ヲ均齊ナラシムルニ困難ナルハ勿論ナリ仍テ右飼育法ニヨリテ得タル繭ヲ以テ製シタル生糸ハ品位劣ルモノト云ハザルベカラズ

受第一二〇號

本月八日付蠶乙收第四四一號ヲ以テ全芽育及安樂育養蠶法ニヨレル繭ヨリ製シタル生糸ノ品質如何ニ就キ御尋ネニ相成候趣了承右ハ本所檢査成蹟上ヨリ之ヲ觀察センニハ檢査糸幾分ガ全芽育及安樂育ヲ以テ得タル繭ニヨリ製シタルモノナルヤヲ知ル事能ハサレバ未ダ其是非ヲ證言スルノ限ニ無之候得共自己ノ卑見トシテハ右等ノ養蠶法ニヨレル繭ハ比較的不齊一タルハ免レザル所ナレバ生糸改良上ヨリ之レヲ見レバ是認シ難キモノト思考被致候右及御回答候也

明治四十二年五月十一日

生糸檢査所長　紫藤章

長野縣知事　大山綱昌殿

然れども該飼育法が經濟上の利益多きと、其後同飼育法に改良を加へ研究を積み熟練せる結果時代の要求となり、全國的に普及し、本縣に於ける昭和八年春蠶期全芽育戸數六、六八五剋桑全芽育九、二三九戸にして飼育合計に對する割合前者は五・二後者は七・一又掃立數量は全芽育五〇八、五一七瓦剋桑全芽育七三二、八二六にして合計に對する割合前者は五・九後者は八・五にして條桑育につき今尚相當行はれつゝあるを見るべし。

條桑育

條桑育の起源につきては史料の徴すべきものなしと雖、高橋伊勢次郎著改良條桑育法中に天明四年新潟縣古志郡栃堀村植村角左衛門貴渡條桑を給與する棚飼を發明し、此法蠶種商人及び織物商人によりて、信州上田、埴科、伊那地方へ傳はりしも大なる發達を見ざりしとあり。

又、伊那地方へは前記全芽育の項に記せる如く明治三十四、五年の頃遠江、三河地方より傳はりしことは下伊那蠶病豫防事務所長中島隆人の報告に明らかなり。而して三河、遠江地方より傳はりしものは安樂飼の名稱を以て上伊那及木曾地方に擴まれること同報告に見ゆるが如し。

又、一說には山梨地方より傳はりしも大なる發達を見ざりしともいへり。

信州に於ても明治の初年埴科郡戸倉村の兒玉秀左衛門なるもの樓飼を行ひ、又、各地に於て壯蠶期に條桑を給する今日の剋芽條桑育ともいふべき方法行はれしも條桑育なる名稱はなかりしなり。

而して其發達の遲々たりしは全芽育の項にのべたる如く同飼育法による繭の品質劣れりとして寧ろ之を禁抑する傾向

ありし爲ならん。然るに世界大戰勃發後諸物價及勞銀の急激なる騰貴に伴ひ繭糸價も一時騰貴せりと雖、大正九年以後繭絲價の急激なる暴落により養蠶業の經營漸次困難となり、其生產費低減の爲經濟的見地より條桑育の有利なる事唱導せられ大正十年以後俄然普及發達を見るに至れり。

南安曇郡誌によれば同郡にありては「小縣郡縣村矢島清一、豊科支所長小池龜太郎の奬勵により大正十年より條桑育を始めしも最初は條桑育によれる產繭の品質低下從つて價格の低下、或は上簇迄に營繭し、又は條桑中に遺棄さるゝものなきや等につき危惧の念を懷くものありしが大正十一年吉野養蠶組合に於て中島雅國を聘してより組合員の半數は條桑育に轉じ、ついで全部條桑育となり大いに手數を省くを得て從來越後其他より傭入れし養蠶季節日雇男女勞働者の必要なきに至り、大正十三年よりは夏秋蠶迄平飼とし舊來の養蠶法は全く跡を絶つに至れり」といへり。其他信州各地とも條桑育の隆盛に赴けるは概ね大正十一年頃にして、其後昭和五年以來の大不況により、且又隣邦支那が無限の土地と豊富なる勞力を擁して多量の繭糸を安價に生產し以て本邦產繭糸と競爭せんとするあり。加ふるに輓近人造絹糸の發達は益々天然絹糸の脅威たらんとするあり、益々生產費低減經營合理化の必要に迫られ條桑育法は燎原の勢を以て普及實施せられ、昭和八年春蠶期に於ける該法に依る飼育者實に左表の如し。

飼育法別春蠶戶數及掃立數量（昭和八年）

	春蠶戶數	合計ニ對スル同上割合	掃立數量	合計ニ對スル同上割合
蚕桑育	一〇、四五四	八・一%	六七〇、四七一瓦	七・八%
蚕芽育	四、三六四	三・四	三四七、八三〇	四・〇
蚕芽育	六、六八五	五・二	五〇八、五一七	五・九
蚕桑全芽育	九、二三九	七・一	七三二、八二六	八・五

條桑育	屋内飼育	九六、二四七	一	五、八六九、七五九
	屋外飼育	九、四一五	一	四八九、六七七
	計	實數 九八、四八三	七六・二	六、三五九、四三六
合計		一二九、二二五	一〇〇・〇	八、六一九、〇八〇
蚕蠶實戸數		一二九、二二五戸		

六八・一

五・七

七三・八

一〇〇・〇

石灰育一名小石井式石灰育又は密閉育

本法の起源に就ては高橋清七著最新全芽條桑育蠶法には「石灰育は明治三十年頃今の大森農學博士が大學に於て實驗發表せられたるを以て嚆矢とし當時相當普及したるも其後閑却せられ居りしを長野縣松本市小岩井宗作氏によりて再び行はるゝに至りたるものなり」とあり。之を石灰育の創始者小岩井宗作氏にきくに明治二十年頃最新の養蠶書として盛に讀まれたる（ハーベルランド）發氏の書にも既に石灰の有効なるを說き、西ヶ原にても三十三年頃之を使用し、大森博士も石灰の無害有効なるを說きしも使用法宜しからざりし爲失敗せりといへり。

石灰は從來蠶兒に有毒なりとし養蠶上之を忌避し群馬縣の如きは明治十四年三月乙第三十號を以て石灰運搬上につき示達し「石灰は動物に有毒のものに付養期節に當り運搬中灰粉の桑葉に散落候樣の儀有之候ては蠶業に被害不尠候條自今儀造を一層堅固にし、且、運搬中取扱を丁寧にし途上に於て灰粉散落せざる樣精々注意可致此旨製造人及運搬人に示達すべし。」といへる程なりしが、其後學術の進歩により石灰は蠶兒に有害ならざるのみならず其使用の方法により却つて有益なるものなること發見せられ明治三十三年河西大彌氏の創立せる又秋蠶專門松本蠶業講習所に於ては講師中曾根菅太郎氏夙に石灰撒布飼育試驗を行ひ之を同講習所明治三十四年事蹟報告に掲げたり。此報告によれば「生石灰に水を洒ぎ水酸化石灰となしたる粉末を篩籮の代りに蠶座に撒布する時は其濕氣を吸收して乾燥ならしめ、猶病蠶の排泄物其他

汚物を被覆し病毒の直接食桑に汚染するを防ぎ且消毒の力を有するを以て一方には多少病毒を撲滅し、蠶病の蔓延傳染を豫防するものにして、又、石灰水となせば、大森農學士の試驗に依れば百分の二十を含有するものに三十分乃至一時間接觸せしむれば尻細り病急性空頭病縮小病等の害菌を死滅せしむるといふ。

斯の如く石灰の有効なる事は已に認めらるゝ所なれども果して其著しく効能のあるものなるや否や且幾何使用するに於て最も蠶兒の衞生に適し利益の增進するものなるやを試驗するは必要のことなりとす。といひて次の如き試驗を行へり。

甲‖除沙の際及其他普通飼育法に於て籾糠を用ゆべき場所に石灰粉末を使用す。

乙‖以上の外終始一日三回給桑の際蠶座に撒布す。

丙‖前二者の標準として石灰を用ゐず。

而して其試驗の結果につき結論して

「一、石灰は多數使用（本試驗乙を指す）する場合に於て病蠶の發生を減却するの効あり。

二、甲か丙に比して病蠶の發生多數なりしより見る時は籾糠と同樣の使用法にては籾糠よりは病蠶の發生を防遏するの力微弱なり。

三、石灰は蠶兒の飼育上利あるとも有害なるものにあらず。」

といひ、更に附加して右は一回の試驗なれば斷定する能はざるも、石灰の蠶兒に有害ならざるは確言するを得といひ、更に又、「但籾糠を得らるゝ地方にては石灰に比し唯に使用に便なるのみならず價廉にして蠶兒の衞生上又敢て劣らざるの良劑なれば之を捨てゝ悉く石灰を用ゆるの却つて不得策不利益なりと謂はざる可らず」といへり。此試驗は其後繼續せられざりし爲か一時石灰育は閑却せられしが、小岸井氏出でゝ當時養蠶飼育の技術幼稚にして時々違蠶を招き養蠶

業は危險視、投機視せらるゝを慨し、蠶種消毒の必要を唱へ自ら「蠶卵面消毒器」を發明し之によりて消毒せる蠶種を掃立、氏獨特の石灰育によりて飼育する時は養蠶業を絶對安全ならしむるを得べしとの信念の下に明治四十三年一月蠶種消毒普及會を創立し幾多の障礙を排し、屢々困難に遭遇せるも陰忍持久遂に今日の名聲を博するに至れり。

以下普及會創立當時明治四十三年二月六日本蠶絲會報に「蠶種消毒論」として小岩井氏の投稿せるものにつきて其梗概を述ぶべし。

氏の所謂蠶種消毒と稱するは「蠶卵の生理を害する事なく其の蠶卵の表面及其臺紙に附着せる傳染病芽を殺滅する作業」にして、我國に古來より行はれ來りたる蠶種寒水浴法は器械的に蠶種に附着せる塵埃汚物等と共に多少の毒物をも洗ひ去りて其附着を減少する効あれども未だ之によりて傳染病芽を殺滅する能はざるの憾あり、又、佛國に於てパストール氏の袋取製種法發見以後之に倣ひて明治十七、八年頃より框製製種法を案出して原種母蛾の檢査を行ふ事となりしも其効果に關し學者と實際家との反目對立するありて容易に其徹底を期する事能はざりき。是より先獨逸に於てコッホ博士の細菌純粹培養法の發見あり、博士の高弟北里柴三郎血清療法を發見し傳染病研究所を創立せしが、大森博士は此最新醫學の知識を養蠶學上に應用し軟化病源を發見し消毒法を奬勵し一時蠶界を風靡せり。

大森博士の唱導せるはフォルムアルデヒート瓦斯消毒法なりしが是より消毒萬能時代となり蠶種檢査法は蠶病豫防法と改正せられ蠶室蠶具の消毒勵行せられしも、蠶種は依然として寒水浴程度の清潔法の範圍を脫するを得ざりき。此際長野縣松本蠶業講習所講師中曾根菅太郎氏は卒先して蠶種消毒法を實行せり。

氏の消毒法は蠶種を「フォルマリン」稀釋液に浸漬し其蠶種に對する影響を試驗せるに基くものにして、其結果は明治三十四年松本蠶業講習所事蹟報告にあり、之によれば氏は一%のフォルマリン水に五分間浸漬せるもの（甲）一%のフォルマリン水に三十分間浸漬せるもの（乙）及びフォルマリンに浸漬せざるもの（丙）の三種に區分して試驗を行へ

るに其結果被浸種に死卵數多く、病蠶下繭數は少きも繭質其他の成績は一般に比し不良なるの成績を得て繼續試驗を要すとせられしが氏の同所を去れる爲之が繼續試驗を見る事能はざりき。

然るに是より先夙に蠶種消毒の必要を痛感せる小岩井氏は蠶病豫防法發布以來蠶室蠶具の消毒行はるゝも蠶種の消毒を行はざる欠點に着眼し所思へらくこれ前門の虎を防ぎて後門狼の入るに委すの類なり、彼の卵面に跳梁する病菌を征せずんば、如何に蠶室蠶具を消毒するも百年河清をまつに等しと爲し、更に蠶兒發生の狀態に注視せるに蠶兒は其口を以て卵殻を噛み破りて出るを見、卵殻に附着せる病菌は卵殻片と共に蠶兒の胃中に入り、蠶兒の强健なる間其體内にありて繁殖して蠶兒を倒し、緩漫なる繁殖をなすものは其排泄物中に病菌を混じ更に他の蠶兒の胃中に入りて病毒を傳播し、一度外圍の不良なる狀態又は營養不良等に逢遇せば直ちに爆發的に發病するを免れざるを知り、而して微粒子病は其母體に寄生せるものは必ず其卵内に寄生するに非ずして屎尿と共に排泄せられ卵面に無數に附着して傳染する事明にして、母體傳染の微粒子病を除きたる蠶卵は唯其祖先の形質遺傳と之が營養料とを附與せられ居るものにして先天的に諸種蠶病の禍源を含有する事なきに想到し、病源移入の根元は蠶種其物にありとし、蠶室蠶具の消毒に加ふるに蠶種消毒を以てせば蠶病豫防上一層の効果あるべしと考へ茲に蠶種消毒に着手するに至れり。

如斯蠶種消毒の必要を認めたりと雖、其消毒に當り如何なる方法を以てせば蠶種の生理を害せずして消毒を完全に行ひ得べきかにつき頗る苦心し、中曾根氏の行へるフォルマリン浸漬は効果思はしからざりしを以て其他に方法を求め遂に蟻酸「アルデヒード」瓦斯消毒の最も有効なるべきを信じ「フヲルマリン」稀釋液を吸液盤上に撒布し、蠶種と間隔を保ちて相對せしめ密閉し一定時間の後之を取り出し暫時放置せるに蠶種は乾燥し其發生に異常なく死卵亦生せず、之を他と同一に飼育せるに其結果極めて良好なりき。これ實に明治三十六年七月晩夏蠶種につき行へる實驗なりき。

氏は此實驗により蠶卵の生理を害せざる消毒法を發見し、翌年春蠶季に再び此方法を試みしに春蠶上簇間際に於ける

方言「馬鹿ヒキ」等病蠶非常に少き事確かめ得たり。以來引續き實驗を重ね、消毒の適期、「フヲルマリン」稀釋度、密閉の時間、溫度等を確かめ之を絲繭用蠶種に應用し、更に進んで少額の原蠶に行ひ種先に異常なきを確かめ、確信を以て氏の養蠶全部に施すに至れるは明治四十一年にして發見以來實に六ヶ年の日子を閱せり。これ蠶種は其影響する所頗る大にして蠶種にして失敗せんか其一家興廢存亡にも關するを以て極めて愼重に的確の方法を示さんとせるによるものなり。

かくて氏の實驗の結果を總括せるものを、大日本蠶絲會報第二一七號に揭げたるものによるに次の如し。

「一、蠶種消毒法としては「フヲルマリン」稀釋液を吸液盤に撒布し、此盤と蠶種とを觸接せさる樣近接せしむるの裝置をなし密閉し、盤より發散する「フヲルムアルデヒード」瓦斯と水蒸氣とによりて消毒した。

一、「フヲルマリン」稀釋度は三十五%の原液を二十倍に稀釋したのが適當と認めた。

一、密閉の時間は、催靑時の室溫に於て五時間とする。

一、蠶卵の生理を害する事のない時期は蠶卵の發育其極に達し、完全に蛾體を形成し、漿液膜を破るに至つた時期を適當と認めた。即新種に於ては點々全面に黑點を見る。所謂目の出來た時期。越年種に於ては全面催靑變色した時期。

一、如上の方法を施したる蠶種は發生に異狀なく、施さざるものに比し死卵の多い事はない。一眠起は齊一であるのを見た。此故に對照と每令同一時に餉食せしむる時は體量小となるの傾向がある。其割合に餉食を促進せしむれば異なる事はない。

一、病斃蠶は常に少いのを見た。其の蠶種に依りては對照は全く覆滅の悲運に逢ふけれども獨り健全に發育するのを見る。唯稚蠶時代に於て分殆の比を幾分多くせなければ蠶箔常に厚きに傾き、蠶體の縮小を免れない。之は所謂「コズミ」蠶の少なきに依るのである。

一、普通春蠶に於ては上簇間際迄發育佳良の様だが熟期に接近して身體全部の透明なる方言「馬鹿ひき」「絲なし」等を前日に見、更に熟蠶にして尾端より液汁を漏すもの等を生じ、簇に入りて軟化黑變するものがある。且つ死籠りを生ずる事の多いのを常とする。蠶種消毒によりて著しく此等のものを減ずる事を得。從て蚰害にあらざる死籠りは殆んど無からしめ、尾端より液汁を漏すが爲に生ずる汚瘢は著しく減少する。

一、夏秋蠶に於ては微粒子に因せざる軟化病の爲め同一蠶種の全滅に當り、此が被害を免るゝ事を得る。余は試に二化性第一化の軟化病「瀉病」によりて、五令箔數の六分ノ一に減じたる蠶の蠶蛹より採種し、此蠶種を消毒して飼育したるに極めて強健に發育し上簇したのを實驗した。

一、絲繭用養蠶には其種蠶飼育室完全に消毒し、之に消毒したる蠶種を移し第三齡迄病毒を避くる處置の下に飼育したる蠶兒は、其後の處置如何に拘はらず遂蠶する事は殆んどない。

一、硬化病は其病原にして存せば三令後の感染にても大害を蒙らしむる事はないではないが彼の秋蠶に於ける佐々木博士の「ヒル」病は蠶種消毒によりて發する事はない。

一、原蠶の原種に之を行ふに於ては其整調繁殖の發育に應じて箔數を殖し、給桑を豊富にせば其第一結果の誤りなきは勿論、其第二結果たる種先に於て又確實の効果を擧げ得られ、其依りて生じたる蠶種の微粒子毒の百分率は著しく少なからしむる事が出來る。

一、更に疾病に勝ち得たる病蠶中の營繭蠶から抵抗力の強いものを抽出する上に於て便宜が多い。

一、以上の結果は蠶兒傳染病原體は蠶兒の消食管に入るも直ちに發病を惹起するものではない。病原體は蠶兒體内にありて生命を維持し、更に傳染の原因たり得るの有様であつて蠶兒の側より見れば其消食管内に病原を携帶しつゝ發育し一朝外圍の不良狀態、或は營養の不良、蠶兒活力の疲勞等によりて俄然發病し、或は長き經過の間遂に堪ゆる能は

ずして發病するものあるに至るを確信せしむ。

一、越年種と不越年種と其傳染病罹病の狀態程度に著しき差ある事は世の認むる所であつて、新種即ち不越年種は危險に、黒種即ち越年種は比較的安全なりとは一般の定說であるが、是れ其携帶菌の毒力に關するものであることを見るのである、即ち不越年種の携帶菌は、其年度幾多生物體を通過したる强烈なる菌であるから（劇）激烈に、越年種にありては其前年に生じたる菌であつて時日の經過、日光の刺擊其他の作用を受けて、其致毒力は大に減弱せられて居るから、病蠶を出すも覆滅の悲境を現す事なく、不越年種は之が原因なきものは極めて鮮麗なる成績を擧ぐると共に、携帶菌を有する場合に於ては二眠前後にして悲慘なる蠶を現すのは此によるのである。

一、從來養蠶法の原理は、如何なる保護飼育によりて携帶菌があつても蠶兒を發病に至らざらしめ得べきかを研究したのに有つたとせねばならぬ。今後の養蠶法の原理は携帶菌なからしめたる蠶兒は、如何にせば絲量の豊富絲質の優良なるものを得べきかを研究するにありとなす事が出來るであらう。當然其原種より導かるゝ飼育術の難易は大差あるべきを想像するに難くないのである。」　大日本蠶糸會報二一七號所載蠶種消毒論による

蠶種消毒の必要を提唱し其方法を實驗研究して確信を得たる氏は更に簡便的確に何人にも蠶種消毒を行ひ得べき器械の發明に苦心し遂に「安全蠶卵面消毒器」を發明し第一七〇五九號を以て專賣特許を得廣く世に問ふに至れり。

大日本蠶絲會報に揭げられたる「安全蠶卵面消毒器」の廣告に「蠶種消毒器の嚆矢」「養蠶家の經營は確實安全となれり」との標題の下に、

何故に蠶種の消毒は行はれざりしか。

安全なる消毒法なかりしが故に。

何故に卵面の病毒は恐ろしきか。

蠶の赤ん坊の腹の中に病毒が這入り込むが故に。

蠶種を消毒すれば屹度當るか。

産れた蠶に病氣の原がないから消毒した蠶室蠶具で飼へば達へたくも違はぬ。

使ひ方は面倒か。

掃立の前日僅かの手數で出來る洗ふたり乾したりの世話もいらぬ其の藥の代は十枚に一錢以下。

玉繭一斗位はづめば安心して飼へるね。

左樣安心して飼へます御入用なら說明書を上げます。

以て氏の抱負と確信とを見るべし。

氏は蠶種消毒法より更に一步進めて其養蠶法に就て述べて曰く

養蠶法の最大要件
- 傳染原なき蠶種を飼育する事
  - 母體傳染——鏡檢
  - 卵面附着——蠶種消毒
- 傳染原なき場所に飼育する事——蠶室蠶具の消毒

（安全）

上表に表すが如く、携帶菌なき蠶兒を、病菌なき場所に飼育すれば、蠶兒は生を保ち得る食料と空氣と溫度とあればそれに準ずるの發育を遂ぐべく養蠶法は極めて簡單にして其巧拙の分岐點は糸量糸質の上に止るべしといへり。

氏の說によれば從來石灰育の成績不良なりしは生石灰を用ひたる爲にして、粗糠の如き有害なるものゝ使用されしに反し、石灰を用ゆる時は當に無害なるのみならず其特性として濕氣を吸收し其粉末は桑葉の氣孔に附着して蒸散作用を阻止するが故に桑葉の凋萎を防ぎ、且多少消毒の効あり、又蠶兒は石灰を嫌ふて桑葉に移るが故に蠶兒を除沙の際遺棄

すること少く除沙の際便多し、但此際石灰の桑葉にかゝらざる樣注意して撒布すべしといへり。

又石灰育の一名密閉育とも稱せらるゝは、氏が桑葉の經濟其他の點より夙に蠶室の密閉すべきを唱へ、日本建築の家屋に於ては如何に密閉するも障子其他より空氣の流通自在なれば特に換氣の必要なくつとめて蠶室を密閉すべしと唱へ蠶室を密閉して飼育せしめたるによる。

而して此石灰育の結果（或は蠶種消毒の結果）は成績頗る優良にして昭和二年に於ける會員の實蹟を見るに左の如し。

掃立枚數　五二、一九六枚

收繭量　二、七五、五五九貫

對一枚平均收繭量　五貫二七九匁

現在昭和十一年春會員一萬四、五千名掃立蠶種十七、八萬瓦の豫定（昨十年度十五萬瓦）なりといふ。

（夏秋蠶專門松本蠶業講習所明治三十四年事蹟報告第二回、大日本蠶糸會報第二百十五、十七、十八號、小岩井宗作履歷書、小岩井宗作氏談）

其他

以上述べたる外箱飼、トタン箱育、濕布育、行燈育等あれども廣く一般に行はれず、或は稚蠶期に限りて行はるゝものなれば左に最近昭和九年に於ける特殊飼育法の名稱、春蠶戶數、掃立數量等を揭ぐるに止む。

特殊飼育法ヲ行フ春蠶戶數及掃立數量（昭和九年）

特殊飼育法ノ名稱	春蠶戶數	掃立數量
箱飼	一五、一六二戶	一、〇五三、八二八瓦
石灰育	七、二八七	四四四、八〇一
行燈育	一、六六三	一二四、三二四

温布育	二、三三七	一九八、七一六	
トタン箱育	二、七二〇	一九八、五八七	
多桑育	一、二〇二	一〇四、八七九	
復式蠶架育	二五二	二二、六〇一五	
覆蓋育	一二六	一〇、一五三	
活桑育	九九	六、三六六	
ホーロク育	三	一〇〇	
紙帳育	三四	一、四二〇	
稚蠶條桑育	三	一七〇	
蓆飼	八六	六、八五九	
穴飼	七	二〇四	
公導育	四	一八五	
野天育	一八	二、三六三	
密閉育	四	一九二	
金庫育	二二	二、二四一	
乾布育	三	五一五	
最中飼	一六	五五六	
合計	三一、〇二八	二、一八二、四七四	

春蠶飼育法別養蠶戸數及掃立數量（昭和九年）

	養蠶戸數		掃立數量	
		合計ニ對スル同上割合		合計ニ對スル同上割合
剣桑育	九、八五六戸	七・六九%	六一〇、六七九瓦	七・四七%

剉芽育	三、九七二	三・一〇	三一四、六一七	三・八五
全芽育	八、八九七	六・九四	六八六、五一九	八・四〇
剉桑全芽育	七、九五四	六・二〇	六〇三、四七二	七・三九
條桑育 屋内飼育	九四、七九八	—	五、五〇四、〇〇四	六七・三九
條桑育 屋外飼育	七、七三〇	—	四四八、八四四	五・五〇
條桑育 計（實數）	九七、五〇七	七六・〇七	五、九五二、八四八	七二・八九
合計	一二八、一八六	一〇〇・〇〇	八、一六八、一三五	一〇〇、〇〇
春蠶實戶數	一二八、一八六			

第七章　夏秋蠶の沿革

第一節　夏蠶の沿革

和漢三才圖會に、「原蠶　晩蠶、夏蠶、魏蠶、熱蠶、和名奈都古、此第二番之蠶蓋再養者也。周禮禁原蠶注曰、蠶生ニ于火一而藏于秋與馬同氣、物莫能兩大禁原蠶爲其害馬白偃蠶爲末塗馬齒即不能食草以桑葉拭去乃還食蓋馬與龍同氣故有龍馬而又蠶與馬同氣故蠶有龍頭馬頭者北人重馬故禁原蠶南方無馬則有一歲至再或三及七出八出者矣然先王仁愛及物蓋不忍其一歲再致湯鑪且妨農事亦不獨專爲害馬殘桑而已。」とありて、支那に於ては周以前より夏蠶あり、ことに南方に於ては一歲、再出、三出、數出のもの即秋蠶の如きもの迄ありたるが如くなれども、本邦及我信濃國に於てはいつ頃より夏秋蠶の飼育始まりしか、恐らくは支那大陸との交通頻繁となりし時代即平安朝時代、若くは南宋との交通盛んなりし鎌

倉時代にありしならんと想像すれども、今直に之を考證すべき史料なきを憾む。

我信濃に於て夏蠶に關する文獻の最も古きものは、小縣郡鹽尻村藤本蠶業株式會社及び埴科郡五加村飯島正一郎氏（松代町西澤平左衛門方にもありなれども見ること能はず。）所藏の元祿三年霜月十五日七ヶ國商人議定書に「結城正銘之種依高直國々夏蠶似世種有之由云々」とありて、元祿三年七ヶ國蠶種商人の武州八王子會議は種不足の節奸商共が春蠶種の紙に產附けしめ、似せ種を製造し之を養蠶家へ販賣し、爲に養蠶家の蒙る損害不尠、養蠶家より八軒の問屋に談判に及びたる結果、仲間にて詮議致し決而惡種商賣致さざる事を二百七十三名の惣連判にて、八軒の問屋へ出せるものにして當時隨分夏蠶種のありし事を證すべき貴重の史料たり。尙右の會合を諸書に元祿五年とせるは明治廿五年高島諒多著の信濃蠶業沿革史料が誤記の始めにして、其後の著書も皆元祿三年の本書を見ずして右の信濃蠶業沿革史料によれる結果、元祿五年說が一般に流布せるものにして、飯島正一郎氏藏「天保十二年十月江戶御留守居座間百人樣養蠶始末御尋に付書取を以申上奉候下書」（本書は座間百人樣へ提出）にも「元祿三年より仲間議定嚴しく相立候」（下略）とありて元祿三年の正しき事明らかなり。

其後上田藩にては文化八未年正月夏蠶に關し「夏蠶糸にて上田縞織出不埒之義」とて之を停止するの御觸を出せり。これ上田縞は同地の名產として其原料、染色、織方につき常に藩より保護奬勵を加へ、又取締をなし來れるものなるに夏蠶糸を交ぜて其聲價と信用とを失墜せしめんことをおそれて、斯くの如く令せるものならん。又夏蠶飼育の流行につれて當時別に夏秋蠶專用の桑園とてなかりし時代なれば、其稚蠶時代に適當の桑なく、或は窃に人の桑を盜むものありし爲、同年「夏蠶を飼ふ者桑畑へ夜分忍び入荒し候趣不届」との御觸を出すに至れり、（上田市史料）

當時の夏蠶種は葉紙とて小杉紙に夏蠶の五、六蛾に產卵せしめたるものなりしが、其後中折とて半紙に十蛾より十五、六蛾宛產卵せしめたるを用ひたり。其價格も百文（即一錢）に小杉原紙二枚或は三枚なりといふ。

其後夏蠶飼育の流行につれて其蠶種製造も漸く盛んとなり、松本、伊那、上州、武州等にも販路を求めて行商せしといふ。

而して夏蠶飼育の飼育の流行、夏蠶種製造の盛んとなるにつれて、又々不正蠶種製造者あらはれしと思しく、天保十三年五月上田藩御觸に（上略）「近來夏蠶種を本種紙に取り、又は「ごろ種」と稱する惡種、其外場所違、向後れ等不正の種を取、賣出養飼致者、一同不顧難義者も有之趣不實之至に候」とあり。

ついで弘化年間に至りては常田村に箱山茂平太（現上田市常入局長箱山茂平太氏の祖）あり、夏蠶種を伊那郡に蠶ぎしが、當時同郡は頗る上田種を嫌ひ上田の二字あれば之を購ふ者なき有様なりき。

然るに茂平太は特に上田回種（はこやまだね）と署して之を賣れり。茂平太死し妻「お春」代りて蠶種を同地方に販賣せしに、此年甚だ豊蠶せしかば是より其夏蠶を「お春種」又は「後家種」とよびて漸次飼育する者多く、慶應の初年最も隆盛を極めたり。赤穗村長福澤泰江氏談によれば、同地馬祝塚公園なる蠶靈神はこの「お春」の發起によりて建立せるものなりといふ。

安政年間に至りては夏蠶の飼育、夏蠶種の製造共盛んとなりしと見え、安政四年二月蠶種取締の爲に上田藩にては鑑札を下ヶ渡し、其料金及冥加銀を定められたるものに

春蠶種鑑札料一枚　銀七匁五分宛
夏蠶種鑑札料一枚　銀一朱宛
春蠶冥加銀一枚　銀一分宛
夏蠶冥加銀一枚　銀五厘宛

とあり、而して此收入は町在非常手當に充てられし由なり。（上田市史料）

安政五年五ヶ國との條約なり横濱開港せらるゝや、諸國の物産此處に集まり、ことに蠶種、生絲の如きは其最も重要輸出品たる地位を占め、利益莫大なりしかば玆に俄然蠶種製造の流行を招來し、屢々粗製濫造の弊を誡しめ、國産の聲價を傷つくるなからん事を注意すと雖も、國人未だ海外の事情にくらくして、支那流の外國輕侮の思想より脫せず、之を夷狄視し、之を欺くも怪しまず。

慶應元年七月高井郡（現今の下高井郡のみなり）蠶種渡世人惣代岩船村新兵衛、西條村宇市、中野村忠作より中野御役所へ「乍恐以書付奉申上候」書類中に（上略）

「蠶種之儀は春蠶夏蠶之兩種有之、春蠶は一ヶ年に一度ならでは出來不申候、夏蠶は兩度作り候得共春蠶と引競候ては夏蠶之方糸出來高凡半分程ならでは無之候ニ付、翌年之種を少々殘し置き糸に仕候得共、昨年より糸とり不申前、文之通り種にいたし外國に賣捌候方利潤に付、夏蠶種は濱行而已に作り申候」（下略）

といひ又

「夏蠶種の儀者前書之通り濱行と唱ひ、正不正ニ不拘製作仕、不殘外國江賣捌仕候」

と述べて、當時盛なりし輸出蠶種に夏蠶種を混ぜることを公言して憚らざるを見ても、其蠶種輸出に關して懷ける當時の人々の思想の一班を覗ふを得べし。而してこれ單に高井郡のみならず各地とも一般には之と同樣に夏蠶種を輸出せしことは、諸所に散見する記錄又は古老の談によりて知るを得べし。これ前記の如く外國を夷狄視せる謬れる見地より來れるものにして夜附、糊附又は茶種をつけたるもの等に比すれば寧ろ良き方なりし事は時代の相違とは言へ實に隔世の感なくんばあらざるなり。

夏蠶種を輸出せる文書として上水内郡大豆島村（當時の更級郡）倉島武左衛門所持の慶應元丑年七月八日、大豆島村三役人より御收納方御同心坂口保太夫及び町御同心岸田繁右衛門、倉田又右衛門、倉島甚右衛門宛に差出せる書類によ

りて之を表記すれば次の如くにして、夏蠶種實に九十六%を占むるを見る。

種別	製造人數	製造枚數	百分比
春蠶	三人	一九一枚	四
夏蠶	一〇	一、八九三	四二
春夏蠶	一四	二、四五八	五四

南安曇郡地方の養蠶は、其姉小路秀綱の傳說に現はれたるものより推察するに桃山時代にありしもの、如く、秀綱が天正十三年に逃れ來りしと云ふは全くの傳說とするも、安筑地方に飛驒方面より移住し來れるもの多きは事實にして、同地方の宗門改帳によりて幾多の例證を擧ぐるを得べし。（社村高橋家所藏宗門改張）

南安曇郡誌に同地方は氣候極めて寒冷にして晩霜多き爲、養蠶は霜害少き山手地方、即ち安曇村、梓村より漸次西方山麓一帶の地に及びたりとなせり。元より此大自然の威力に順應して進みしは當然の事に屬すと雖も、同地方の養蠶と飛驒地方との人文的關係も亦見逃す能はざる一原因なりとす。即同地方に多き飛驒浪人は其本國に於て行ひ來れる產業を多少の困難を排しても行はんとせるは必然にして、其の結果飛驒に近接せる安曇、梓等の村々にまづ發達せしなるべし。而して其養蠶の種類は氣候の關係より春蠶より夏蠶を主とし秋蠶發見後は夏秋蠶を主としせることは、明治十八年の本縣養蠶統計に現はれたる左の數字を見れば自ら瞭然ならん。

	飼育戶數	產繭
明治十八年春蠶	一、〇八〇戶	二四四石
同　年夏蠶	四、二〇四	一、三三〇
同　年秋蠶	三五八	八五〇

即飼育戶數に於ては夏春秋の順序なれども、其收繭額に於ては春蠶は當時未だ飼育が犯罪視されたりし秋蠶にだも如

かざるを見ば、同地方がいかに夏秋蠶に適せるかを知るに足らん。

東筑摩郡の夏蠶も南安と全く其發達の經路を等ふし、霜害少き山間部にては早くより少許の春蠶を飼ひ、平坦部に於ては生夏と稱する夏蠶を飼育し、其成繭は多く自家にて繰糸し自家用木綿織物に交織して使用し、或は蠶種家に種繭として販賣するに過ぎざりき。天保以後は二化性二化即夏蠶を飼育し、其蠶種は上州絲野郡又は越中國八尾又は上田地方より求めて飼育し來りしが、其後慶應より明治時代に入りて頓に隆盛に赴きしが如く、明治九年松本、清水に於て製造せる蠶卵臺紙枚數を見るに夏蠶用七萬五千枚、春蠶用六千枚にして春蠶より夏蠶の方遙かに多きを以て見るも同地方夏蠶の盛んなりし一班を知り得べし。

如此夏蠶飼育の流行につれて、其品種改良に志すもの出しが、夏蠶千回種の如き其一なり、同種は金井潭氏の創製にして、二十年蠶糸業中央部會議の時、當時の長野縣選出議員として參會したる松本市奥澤喜十郎氏が農商務省の技師練木喜三氏より春蠶赤熟製の蠶種一枠を請ひうけ歸りしに金井氏は此の蠶種より發生せる雄蛾と從來松本地方に在る所の二化性大草の雌蛾と掛合せて二化蠶とし二十一年及二十二年に之を覆製飼育して好結果を見るに至りたるものなりといふ。同種は糸に細大なく光澤極めて麗しく長さもテトロ八百五、六十回に達し繭百匁に對し十四匁六、七分の糸を製糸し得べしといふ。

白龍中巢等は一升に大抵三百粒をいるべしと雖も、千回種は百九十二、三粒普通の蠶兒上簇前は十疋にして七匁七、八分より八匁二、三分に至ると雖も千回種は十疋の目方十四匁八分に達す。

又諏訪地方に於ても夏蠶の飼育の始まれるは天保の初年よりの如く、平野村誌に「武井七之助日記によれば天保六年より夏蠶を始む」とある旨を記せり。

要するに夏蠶の飼育は文化、文政の頃上田地方に始まりて漸次全信州に及ぼし、天保、弘化の頃に至りては殆んど飼

養せざる地方なく、安政以後輸出蠶種時代に急激なる發達を逐げたるもの、如し。

下伊那郡に於ても夏蠶の飼育の始まりしは天保、弘化の頃よりなるが如く、嘉永年間には既に下伊那郡に於て夏蠶種の製造を見る至れり。同地方の種師として有名なる別府村原六右衛門方には「嘉永元年申六月吉祥日蝶數改歩合控帳別府村種師中六」「安政三辰年種中諸色帳」等種に關する數冊の帳簿ありて、前のものには切歩及出たる蝶數を示し、後のものには夏蠶種取人足六月七日八人として人名を記し、以下十六日迄の人夫名を記し終りに賃錢の仕拂を示せり。參考の爲に其一例を示せば、

一、六　百　文　　手間八日代拂　　おちと（一日七十五文に當る）

一、〇　　代前に渡す　　おしやう

一、三百三十二文　　お　梅

五　日

以て蠶種製造の勞銀が如何に安かりしかを知るに足らん。明治時代に入りても其初期のものとしては明治五年夏蠶種御改濟稅上納控帳あり。

因に明治初年筑摩縣下蠶種製造高中信濃國にて出來高を見るに次の如し。

辛未出來高（四年）信濃國ニテ出來高

蠶種本部　貳万五千七百十四枚三分七厘五毛

此稅金　千六百五十九両永十八文八分

內

本　種　七千四百七十四枚五分

再出　一千四百五十七枚七分五厘

夏。種。一万六千七百六十九枚一分二厘五毛

夜付十三枚

壬申出來高（明治五年）信濃國ニテ出來高　筑摩郡八町百十八ヶ村　諏訪郡二十一ヶ村　製造人八百七十一人
安曇郡四十一ヶ村　伊那郡一町五十二ヶ村

蠶種紙　八万二百六十六枚四分九厘

內

春　種　二万四千六百五十四枚　海外輸出

同　一万五千四百二十四枚　國內賣買

夏。種。三万四千二百二十三枚四分九厘　同

再出　五千九百六十二枚　同

夜付三　枚　同

酉年蠶種製造見込員數　筑摩縣管轄信濃國四郡

蠶　種　十一万三千七百二十八枚

此譯

二万六千九百二十枚　安曇郡

內

奉蠶種　七千五百七十五枚

內　千二百四十枚　國內用

六千三百三十五枚　海外輸出

初。夏。四千二十八枚　國內用

後。夏。四百五十枚　同

風。穴。二千二千五十七枚　同

八万三千五百六十枚　筑摩縣

內

春蠶種　二万七百五枚

內　八千三百五十六枚　國內用

一万二千三百四十九枚　海外輸出

初。夏。一万七千七百八十一枚　國內用

後。夏。三千八百三十枚　同

風。宛。一万九十四枚　同

同。一万五千九百八十九枚　海外輸出

九千八百九十五枚　諏訪郡

內。

春蠶種　六千一枚

內　千二百十五枚　國內用

四千七百八十六枚　海外輸出

初。夏。　三千八百九十四枚　國內用
三万一千二百十八枚　伊那郡
內
春蠶種　一万三百七十七枚
內　四千四百十枚　國內用
五十九百六十七枚　海外輸出
初。夏。　一万五千九百七十三枚　國內用
後。夏。　四千七百九十八枚　同
風。穴。七十枚　同

以上は大惣代一條磯五郎、副惣代青木庄兵衛より筑摩縣參事永山盛輝に届出たる報告書の抜書にして、開港以後夏蠶の飼育並に夏蠶種の製造が如何に盛んなりしかを知るべき貴重の史料たり。惜むらくは此史料中野縣廳燒失の爲、佐久、小縣、更級、埴科、高井、水內六郡の統計を欠き、更に長野縣となりたる後のものも壬申、癸酉兩年とも國內用、海外輸出用の區別のみにして、春夏の別を示せるものなきを憾とす。

第二節　秋蠶の沿革

秋蠶の名稱の始めて現はれしは皇紀二千三百年代後半記のことなりといふ。（蠶業大辭書）寛政年間田友直の言に、「初出は本蠶と同じ、二度目は原蠶と同じく、三度目は八月にして桑甚だ剛く、多く善からぬ者なり。原蠶夏秋蠶に與

ふる桑葉は蒸本少し殘して摘取るべし。跡は不傷なり。」とあり。我信濃國に於て初めて秋蠶の記錄に現はれたるは天保四年（二、四九三）上田領制度書に夏子、秋子とあるを初見とす。ついで天保八年（二、四九七）小縣郡上田町房山組土屋文吉なる者晩夏蠶を以て蠶種を製造し、之を三度倒と稱し上州伊勢崎地方に販賣せしも需要者少かりしといふ。（信濃蠶業沿革史料）本文には秋蠶の文字なく、三度倒と稱すれども事實上秋蠶たるや明らかなり。

風穴の發見

これより先寶永年間安曇郡安曇村稻核に於て風穴發見せられ、漬物を貯藏する倉庫に充てられしが、文久年間東筑摩郡和田村某此風穴所有者前田喜三郎の發意によりて、そこに蠶種を貯藏して好結果を得、又慶應元年には神林村筒井龜之助二化性二化蠶種を横濱へ持參して賣れず、飛驒へ廻りても賣れず、殆んど困却せる際和田村青沼周右衛門に逢ひ、其分別によりて前記前田喜三郎の風穴に預けしに幸か不幸か同年松本平大霜害の爲、養蠶家は涙を呑んで春蠶を棄しに其後桑の繁茂宜しかりしも時既に遲く、徒らに繁茂せる桑葉を眺めて嘆息するのみなりしが、偶々風穴に蠶種を貯藏せる事を聞きて之を取出して飼養せしかば、試に其發蛾を俟つて産卵せしめたるに、其年八月に至り再び催青したるにより是を飼育せるに又完全に發育して收繭するを得たりといふ。（松本市史）

又これと同年豊科村下鳥羽小路の中島長三郎なるもの蠶種の始末に窮し、丸田の丸吉に嫁せる娘の所に行き其話をなせるに其娘が「それなら稻核の漬物庫に入れたならどうかと。」言へるに基き、之を稻核の風穴に托し、前記筒井龜之助の如き好結果を得たりといふ。（高橋伊勢次郎氏論文）

以上の三說は何れも風穴によりて蠶種の發生を抑制せしめて秋蠶種を製造せる記事にして、其何れが眞の本家なりやは斷言し能はざれども、風穴の始祖としては前田喜三郎の風穴なる點に於て其一致せるを見る次で明治六年、前田喜三郎は蠶種風穴貯藏の件を出願し、同年二月五日其認可を得たり。之我國に於ける風穴蠶種貯藏認可の始なり。（蠶種篇參照）

風穴蠶種

蠶種の風穴貯藏發見せらるゝや、筑摩縣士族牧藤三郎等結社して之を海外に輸出せん事を企て、明治五年以來屢々出願せしも容易に許可せられず、近國兩三ケ所に於て試驗の結果を報告する樣命ぜられ甲州及飛驒に於て實驗の結果を添へて出願せり。（風穴史參照）

其後本縣各地に於て風穴發見せられ其使用を願ふもの續出せしが何れも稻核風穴の例によりて許可せられたり。

究理法の發見

前記の如く風穴に貯藏せる蠶種を春期に飼育し、其繭より發蛾せるものを以て飼育する時は二化すべき性質を有し乍ら往々變性して越年種となり、蠶種家は其爲意外の損失を招くこと多し。よつて此變性豫防法を發見せんとして苦心せるもの多かりしが、最初東筑摩郡波多村三溝の百瀨九郎平によりて其方法を發見せられ、ついで同村中島民藏、南安曇郡明盛村多田道彌、小松武一、藤岡甚三郎等によりて發見せられたり。

百瀨九郎平は文政九年東筑摩郡波多村三溝に生れ、慶應元年頃より蠶種製造業を營み春蠶種、夏蠶種及風穴種を製造し、明治の初年已に前記前田喜三郎の風穴より出せる蠶種を自家裏の「土室」中にて究理する事を工夫し、遂に其成功を見るに至りし事は前田家の記錄にも明らかなる所なれども、同人には實子なくして明治二十三年五月享年六十五歲を以て歿せるが爲其事績早く傳はらざりしも、明治四十三年六月愛知縣主催第十回關西聯合共進會の際、時の農商務大臣小松原英太郎より追賞せられて銀杯を賜はりたり。（風穴史參照）又同村中島勝次郎（文久二年生）の談によれば同人の祖父菊彌時代より養蠶製糸を營み、父民藏（天保五年生）の時代に蠶種の輸出をなして利益を得、翌年更に多數の製造をなせしに賣れざる內に催靑せしかば「コテ」を當て、置きしも發生し、止むを得ずして飼育せるに始まり、翌年は水車屋において發生せしめ桑を貰ひ集めて飼ひしに成績よろしく御禮に餅を配れりといふ。而して波多腰某、川澄東左等

其當時の事情を知れる人々今尙生存すといふ。

多田道彌は嘉永三年六月十二日を以て南安曇郡明盛村に生れたりといへば、風穴に蠶種を貯藏せる年を文久元年とせば十二才、慶應元年とせば十六才の少年なり。同人自筆の履歷書には元治元年烏川村青木（青柳？）久四郎宅に於て晩夏蠶種を催青せしに變性なく結果良好なりし。慶應元年越年蠶種を製造せしに販路なき爲、本郡稻核村前田長治所有の風穴に納め置き、夏期に至り出穴せし所悉皆變性せし爲失敗に歸せり。明治元年東筑摩郡武石峠に登り頂上にある家の一隅を借り受け溫度六十度の數に於て究理を試驗せしに更に變性せず。同二年自家に地室を設置し、溫度六十度に於て究理を試驗せしに變性の虞なく、玆に於て變性せざるの原理を確めたり。同七年藤岡甚三郎、小松岡衛兩名に對し地室を應用して究理せしむるの方法を傳授す。同八年植原與喜彌、倭村小松作衛、中野啓十郎以上三名に對し同斷。同十年宮澤和三郎、小松平三郎及豊科村西澤儀十郎諸氏に對し同斷とあり。

又明治二十三年七月廿六日發行信濃殖産協會雜誌南安曇郡通信に德永春齋の名を以て「秋蠶の創始は梓村小松金平なるもの初めて飼育法を知得し、是より漸く同村山口玉重、伊藤傳平の諸氏熱心竭力し追々改良を企てたるを以て濫觴とす」とあり。別に究理法の發見者との記事なきも秋蠶創始者として小松金平を擧げたり。

次に高橋伊勢次郎氏は蠶業の世界第二卷第四、五號に亘り「秋蠶原種究理法の起原に就て」と題する論文を掲げ其中に究理法發見の功勞者として藤岡甚三郎、多田道彌、小松平三郎、小松岡衛の四氏をあげたり。其記事次の如し。

「究理法の發見の功勞者としては安曇郡明盛村中萱多田道彌氏であるとし去る明治四十三年群馬縣主催一府十四縣物産共進會に於て表彰されてあるが藤岡甚三郎、多田道彌、小松平三郎、小松岡衛の四氏を推さねばならぬと思ふ。又甚三郎氏の令弟喜代三氏も逸する事は出來ぬ。武石峠の茶亭は當時根津源吾氏の經營であつた。或年此根津氏は方々から賴ま

れた蠶種を何日も置く處ではない廚爐裡の脇の棚上に置いた處が燃火の溫度で今までになく早く催青した、藤岡喜代三氏は生種のことを初めは熱心に研究したが毎年變性種を多く作つたので損失すること多いので其叔母より小言を言はれ二年ばかり休んで居たが其年武石から種が早く青んだからと云ふて催青した種を淺間の宅へ届けられたから放つて置く譯に行かずそれを以て鄉村なる中萱に至り令兄の甚三郎氏や小松平三郎氏に届けた。

然るに兩氏共種が早く青んだのが不安であり且、期節が早いから掃立てる氣にならず其まゝ棄て置いた所へ手塚隅治氏が來り欲いと云ふので平三郎氏が其種を分與したに其飼育の成績は繭は貧小であつたがかなりの豊作をなした、そしてその出來た繭を鳥羽の中島槌太郎氏が讓り受け製種したに全部生種となつた所で平三郎氏は武石峠から來た種は手塚氏に與れ其他は棄てたが丁度風穴に入れてあつた種があるのでそれを出穴し掃立飼育した頗る豊作で手塚氏が飼育したものとはとても比較にならぬ大巢の上繭を得たから心密かに喜び之より製種して一儲せんと期したに豫期に反し其出來た種は全部變性して黑種となり儲け所か飛んだ損失をした事があつたと云ふ。平三郎氏は右蠶種を普通に催青したが氏が本家である小松岡衛氏は右と同一蠶種を綿にて包み置き催青せしにこれは變性せずに生種となりしと、尙武石峠に置いたものにありても蠶種が青まぬ前に持ち歸つたものは變性したる黑種を多く生じた例もあり此等の事實は暗々裡に究理方發見に或暗示を與へたのである。

此處に於て右の諸氏は思へらく風穴に貯藏し置き普通に催青したものは變性して黑種となり武石峠の如き低溫の所に置き自然に催青せしめたものは生種となるところより推すれば變性する原因は桑葉とか飼育方とかの關係よりは催青中の溫度如何に依つて斯くの如き差異を生ずるであらう、即ち武石峠で催青すれば春と同じ狀態の溫度に逢ふて發生するから二化するも風穴に貯藏したものであると之を催青する當時は氣溫高く高い溫度で發生するに至るから變性するのである、故に之を防ぐには催青溫度を低くし春の氣候狀態と同じ樣な溫度を作りその中にて徐々に催青するにありとし人

々は其春の氣候狀態を作ることに苦心した。平三郎氏などは其目的で夏期に於て尙春の樣な低溫の處を尋ね山間冷凉の地に於て催靑を試みたに著しき効果を認めず多くは失敗に終つたのである所が甚三郎氏は一段進んだ考を起し平地に於て春の氣候狀態を作ることを得ば武石峠の如き遠隔の地に賴む不便もなく都合よいとしそれには穴藏を造るに如かずと家人にも知らせず居宅の床下を掘りて地下室を作り一本の寒暖計と一個のランプを友とし其室を利用して溫度を作り兩三年の間人知れぬ苦心をなして研究し催靑溫度を自然に上げることによりて「かへり」止めが出來ることを實驗し遂に究理法を發見した之實に明治十年の頃である。

世界的の大發見であり實業界を利益し學術界に貢獻した究理法は斯くの如き徑路により一實業家に依つて發見せられたのである。世は究理法の發見者を多田道彌となし共進會等に於て推賞せられて居るが多田氏は蠶種製造家でなく大した養蠶の經驗はなかつたのであるが其先々代は行司と稱する養蠶の取締役を勤めて居たので蠶兒は餘り飼はぬが蠶の話は終始之を聞く機會あり個人としての利害關係は薄いが大なる趣味を持て居た所が甚三郎氏は右と反對で蠶種製造を業として居り趣味以外に利害關係は直接であつたから眞劍に研究したのである。さればと云ふて多田氏は之が發見に全く關係ないと云ふのではなく大いにあるのである。藤岡甚三郎氏と多田道彌氏とは互に往來して相談をなし藤岡氏によりて發見せられそして多田氏によつて之を世に喧傳せられたのである。右兩人の外に常に相談相手となりしは小松岡衛及小松平三郎兩氏であつて其の功は決して沒すること出來ないのである。」（蠶業の世界大正七年四月五月二卷四號五號所載による）

とありて藤岡甚三郎が第一の功勞者にして多田道彌、小松平三郎、小松岡衛の四氏も亦之に次ぐ功勞者なりと記されあるも、前記多田道彌が本縣に提出せる履歷書によれば藤岡甚三郎、小松平三郎、小松岡衛の三氏は多田氏の傳授をうけたる事を記し、當時の縣官も之を認めて表彰の手續をとりし者なれば多田氏が第一の功勞者の如く見ゆ。然れども又其年齡閱歷等により考ふれば第一の功勞者としては百瀨九郎平を推さゞるを得ず。不幸にして同氏には實子なかりし爲久

しく其功績を得ふる者なかりしのみ。

要之に秋蠶の飼育は極めて最近の創業なるにも拘はらず其發明者と稱するもの多くして果して何人の發明に出づるやを明にする能はず。曾て東筑摩蠶種同業組合に於ても之が調査研究をなせしも結局不明に終れり。然れども秋蠶は同地方の發明にして其本邦蠶糸業の進歩發展に資し、經濟界に寄與せる功績量る可らざるものあるを以て同郡蠶種同業組合に於ては秋蠶創業碑を同組合事務所の庭前に建て以て其の功を永遠に傳へんとせり。其碑文次の如し。

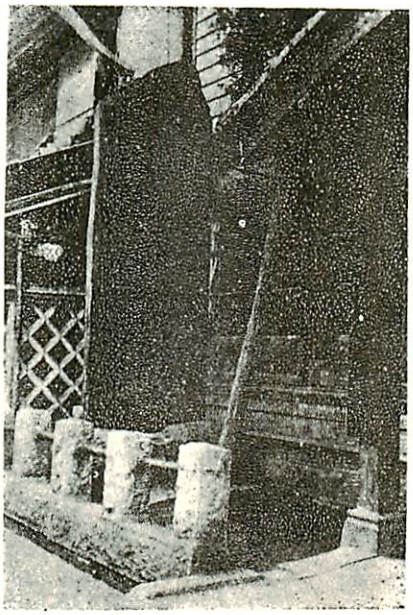

（秋蠶創業碑　大西方雄氏撮影）

秋蠶創業碑

從二位勳一等子爵　清浦奎吾篆額

本邦秋蠶之業實創信濃東筑摩郡案史養老之季始令信濃貢絁延喜式列蠶絲國則信濃之有蠶古矣而後世久不振至明治之初再興遂以致今日之盛蓋信之爲地位本土中背地勢高峻東筑摩郡在其西境西北控飛越崇嶺盛夏尚戴雪冱寒異他州甚不

適養春蠶而居民思蠶糸之爲國益欲必起之百方講究慶應元季始發明秋蠶飼育之術其術貯藏夏蠶卵紙於風穴中以阻抑其孵化數十日既而飼育製種至秋初復俾之孵化然當時其術未不精、往々變性乃更積慮至明治八季發明豫阿變性之方、秋蠶之業於是乎始全矣。四方傳聞邇者來學遠者、求卵紙信濃蠶業因以大興輓近郡中所產蠶卵紙每歲無慮五十萬枚實占本邦所產四分之一可謂盛矣。且秋蠶之時麰麥已穫禾稻未熟以農閒從之得、以補春蠶之乏、其利於家於國不可涯量但不知其發明出於何人是可惜也、本郡蠶種同業組合諸子深追思其功與信濃日報信濃民報兩報館諸子、肖謀、今玆七月二十一日開其四十季紀念會於郡之松本、來會者一千八百有余人遠派人以致謝意、至二府二十七縣之多、縣知事關清英率僚屬來莅、農商務大臣男爵清浦奎吾又派吏員以臨其式敘曰盛事矣。豈可不建碑以傳後哉遂介人來謁需文予、惟方今國運隆興比雄於歐米諸國然强必資諸富而致富莫捷於務興產業銷路今出口諸貨無能出蠶糸右、而養蠶之盛信濃爲最東筑摩郡又爲州之最秋蠶之有關於國家富强豈不大乎、且昔時學術未開發明創始皆積慮積思、徵實驗而得之其苦心有後人不可測知者、建碑以紀其功於義當矣於時切矣予寧得不嘉而銘焉銘曰

我行其塗　條者閑々　我行其里　繅婦如雲
秋蠶之利　富國富民　熟其創之　筑摩有人
勿辱遺澤　業精干勤　案城之下　豐碑屹然
大書深刻　以飾後昆

明治三十八季七月

大日本蠶糸會頭正三位勳一等男爵　松平正直撰

本碑之撰文早既成而歲月荏苒未見其樹立、太爲遺憾惟上昨舉實產繼承之大典皇室愈尊榮下今創夏秋蠶一代雜種之業斯道益開展是洵十載一遇之好期而此機又不可逸因玆爲事務所之建築庭前建此碑以表祝賀之意期永不諼

大正五季十月　　東筑摩蠶種同業組合長誌

湘竹森本省一郎書

如斯風穴の發見利用と究理法の發明とは秋蠶の飼育を盛んならしむる原因となれるも、最初より秋蠶の名稱ありしに非ず。前記の如く三度飼と稱し、又は秋蠶（あさご）と稱へ、南信地方に「秋蠶（あさご）と味噌汁は當つた事なし」といふ諺さへ生ずる程秋蠶は當らざるものと思はれ居たりしなり。

始めて「秋蠶」の名を稱へしは明治五年六月民部省養蠶掛尾高惇忠にして、深谷驛五明紋十郎が信州南佐久郡より買ひ來りし繭より發蛾産卵せしめたる蠶種を橋本呈次郎の妻某の示せるを見て「嗚呼是秋蠶也蠶業を擴張するの大方法と爲すべし。」と云へるに始まるといふ。而して此原蠶が信州佐久繭なりしを以て見るも、當時既に信州佐久地方にも秋蠶行はれしと想像せらる。

明治の初年秋蠶を關東地方に擴めたるは小縣郡住吉村金剛寺（現今の神科村）渡邊平太右衛門なり。同家の記錄によれば同人は明治六年夏蠶種の製造時期を遲延せしめて秋蠶種を製造することを苦心研究し、明治九年より秋蠶種の製造を始め、長野縣令より製造販賣の許可を得て神奈川縣下へ販賣せしが、當時未だ秋蠶の利あるを知る者少なく山師の如く思はれ據なく「繭がとれたら蠶種一枚の代金の代りに繭三升乃至五升を貰ふ約束」にて蠶種を配布せりといふ。

ついで明治九年十月「秋蠶飼育條件」と名づくる秋蠶飼育方法書を内務省勸業寮に進達せり。これ恐らくは本邦秋蠶書の嚆矢ならん。唯々惜らくは本書を見る能はざるのみ。翌明治十一年九月明治天皇北越御巡幸の折、長野製絲場に於て同人飼育の秋蠶を覽（みたは）せ給ひしといふ。

又本縣公文中に南第五大區二小區信樂村赤羽金次郎、野村孫太郎の兩人明治十年一月十三日附にて同地方は秋蠶種製造の適地なれば世話役、檢査人、頭取等に仰付られ同地方の人々をして秋蠶種の製造に盡力し、極上品を製造する樣勸

說せしめられ度旨を出願せる中に、前記渡邊平太右衛門が同人等の製造せる秋蠶種を買取、武相兩國へ賣却せる事を述べあるを見れば渡邊平太右衛門は自己製造の秋蠶種の外に松本地方産の秋産種を買取りて、武相地方へ販賣せりとも考へられ、又松本地方の秋蠶種を自己製造の秋蠶種として販賣せりとも考へらる。實際同人は地方に於ける資本家にして住吉村外二ヶ村の戸長をもつとめ、明治六年齊業會社（後十四年金剛寺銀行と改む。）を經營し、又明治二十九年輕井澤に貸別莊洋館五棟を建築し、淺間山麓三百三十三町歩に落葉松を植える等人より一歩先んじて種々の事業を經營せるを見れば自分も多少秋蠶種の製造をなせりとするも、大部分松本地方の秋蠶種を買取りて關東地方に販賣せりとなす方正鵠を得たるものならん。次に此兩人の願書に「十三、四ヶ年來秋蠶に盡力せり。」とあり。之を事實とせば元治若くは慶應の始めより秋蠶種を製造し、渡邊平太右衛門は明治八年より之を關東地方に販賣し、且秋蠶の利益と共飼養の方法とを教諭し、其販路を擴張せる功勞者なりといはざる可らず。

秋蠶種製造會社の創立成らず

明治十年前記渡邊平太右衛門惣代にて秋蠶種製造の會社を設立せんとして出願せるも、「蠶種組合條例中に秋蠶の名義なし。」との理由にて許可せられず。然りと雖も各地よりの注文は依然として殺到するを以て、初度夏蠶、風穴、掛合等と區別する爲左の如き秋蠶原紙御賣下願を提出せり。

秋蠶原紙御賣下願

夫レ秋蠶ト稱呼ナセル來由ハ從來ノ掛合蠶種ヲバ立春ヨリ春分迄當國風穴ニ藏メ或ハ寒凉ノ地ニ貯ヒテ七月ノ候度ヲ待チ取リ出シ大暑中ニ養育ナシ八月上浣ニ蠶種ヲ製シテヨリ催カニ七、八日間ニ孵化ナスモノニシテ則チ八月中旬ヨリ九月ニ至リ秋候ニ養フ故ヲ以テ秋蠶ト稱呼ナセル所謂ナリ

第一

此秋蠶養ノ利益タルヤ先ズ六月頃春蠶ノ爲ニ伐採セラレシ桑條直ニ萠芽ヲ生ジ七、八月中森乎トシテ繁茂盛榮ノ後頓テ枯落ナスベキ廢腐ノ葉ノミヲ摘採リ需要ニ充テ必シモ桑幹ハ伐採セザレバ來春蠶ノ養料ニ障碍ナキノミナラズ而モ春夏耕耘終リ秋冬收獲迄ノ農閑ニ際スル養蠶ニシテ御國第一ノ産物タル美良糸ヲ一歷ニ三回ニ獲ルヲ豈洪利且大稗益ト云ハザルベケンヤ然ルニ此原種養蠶ハ七月中ノ大暑候ニ適スル故ニ寒冷風土ノ我信濃ノ蠶蛾タル其性質殊ニ強健ニシテ製種ノ上熟ナセルハ連年之ヲ試ミタル上昨明治九年八、九月當國ハ勿論武相甲上ノ諸國へ此ノ秋蠶ヲ養ナハセシニ極メテ上熟ナシタルハ經驗上ニ明カナレバ皇國各地方ノ養蠶家ニ於テ益々此業ヲ盛行セシムルニ至テハ凡從前ノ製糸ニ倍ヲ加フベク直ニ御國産ノ聲價ヲ增スト云フニ庶カシ

第　二

秋蠶ハ酷暑候ニ製種シテ僅カニ七八日間ニシテ發生セルガ故ニ原種紙過不足ナク掃立人ノ注文數ニ應ジ販賣仕度且初度夏蠶原紙ヲ用候テハ紛敷ニ付新規ニ秋蠶原紙一種類御賞下被成下度然ル上ハ至當公正ノ處分ヲ以テ全國各地方ヘ不都合無之分濶可仕候間特別ノ御詮議ヲ以テ秋蠶原種御賞下ノ儀御允可ヲ奉蒙度此段偏ニ奉懇願候　以上

長野縣下北十一大區二小區
信濃國小縣郡住吉村
願人　渡邊長重
同　村
新發願人　渡邊平太衛門

明治十年四月六日

長野縣權令　楢崎寬直殿

添書

長野縣上田組蠶種製造人
小縣郡住吉村
渡邊平太右衛門
外一名

右之者共別紙秋蠶原種御製與之儀上願ニ付添書仕候也

明治十年四月六日

上田組
副頭取 中島精一

本縣に於ても之を諒として同樣の意味を內務省に上申したる結果左の如く指令ありたり。(參考の爲本縣上申書添付)

秋蠶種原紙拂下ケ願ノ義ニ付上申

當縣管下信濃國小縣郡住吉村金剛寺組渡邊平太右衛門外一人ヨリ秋蠶原紙拂下ケノ儀別紙ノ通リ出願取調候處管下ノ儀ハ山間ニシテ各村々氣候異ナリ加之風穴或ハ冷度ノ谷アリ春夏種ヲ不問贏余ノ分ヲ貯藏シ農間ノ頃採出養蠶仕リ來リ候處蠶種出所ニ依テ適不適アリ往々破產ノ者アリ然ルニ願人共貯藏掛合種ノ分成繭宜シク各地ヨリモ追々注文有之義ニ付別製薄紙原紙御拂下ゲ相願ヒ初度夏蠶ト區分相立テ竸捌度旨申立テ尤モ僅カ七八日間ニシテ發生スルモノニ付キ印紙ハ粘用不致積申立候ニ付別紙願書相添へ上申候間何分ノ御指揮有之度候也

明治十年四月九日

長官

內務卿代理宛

書面風穴圍夏蠶種ハ發生ノ旬季ヲ不問初發ノ分ハ渾テ初度夏蠶種ト同視シ規則外ノ紙相用ヒ右蠶ヲ以テ再ビ製種候分ハ風穴原紙相用候義ト可相心得事

明治十年四月廿七日　　内務卿大久保利通代理
内務少補　前島密印
本多勝柄
第二課

權令

別紙秋蠶製造一種原紙拂下ゲ願ノ義御指令之趣ニ依テ左按御指令相成可然哉且願人ノ義ハ一ノ會社ヲ設立可致程ノ見込ニ付初發規則外ノ紙ヘ製造ノ分別ニ捺印ニテモ可致義ト想像致シ候ニ付猶申出次第取調可相伺積ニ候間此段申上置候也

御指令按

書面願之趣風穴圍夏蠶種ハ發生ノ旬季ヲ不問初發ノ分ハ渾テ初度夏蠶種ト同視シ規則外之紙相用右蠶ヲ以テ再ビ製種候分ハ風穴原紙可相用旨内務省ヨリ指令有之候條其旨可相心得候事

明治十年五月一日

即蠶種組合條例中に秋蠶の名稱なきを以て、秋蠶の名稱は徹頭徹尾用ひずして、其原紙も初度夏蠶用或は風穴原紙を使用せしめたるが如きは今日より之を見れば實に滑稽に類する措置なりといへども、秋蠶を飼育して處罰せられたる者すらある時代なれば復止むを得ざる事といふべきか。

秋蠶會社の創立

明治十二年四月十四日渡邊平太石衛門等秋蠶會社、殖産會社、秋蠶組と稱する二社一組を設立せんとし、左の如く本縣に出願せるに同年四月十八日許可を得たり。これ恐らく本邦秋蠶種製造會社の嚆矢ならん。何者曩に明治十年出願の

際、蠶組合條例中秋蠶の名稱なきを以て內務省迄出願せるも不許可に終りたればなり。

御　願

近年專ラ盛大ナル秋蠶飼育ノ原種タルヤ未ダ他邦ノ製種ヲ聞カズ當御管下ニ限リ造成シ年々販賣ノ利益アリ然ルニ客年ノ如キハ蠶種御條例廢セラルヽニヨリ衆人競テ無限ノ製種ヲスルト雖モ秋蠶種ハ夏蠶ト同質ナレバ僅カノ日間ニ發生スル品ナルニ賣先ノ目途モナク互ニ低價ヲ以テ爭賣シ或ハ其儘廢物ニ屬スルアリ爲メニ御管下無比ノ物產タルヲ害物トナシ加之該業者一般ノ損毛算フルニ暇ナク此弊自ラ稅スル能ハズ有志數シテ衆議ヲ遂クルト雖ドモ何ゾ寸法ノ宜キヲ得ルナク遺憾ニ堪ヘズ同盟協力シ聊規則ヲ編成シ結社ノ義上願仕御許可ヲ得ルト雖モ未ダ社入ノ人口僅少ニシテ一般へ及ボサルヽナク本年モ亦客年ノ覆轍ヲ踏ンカト焦思罷在候處今般二社一組トモ御召集相成依テ協議ノ上別紙規則書ヲ設ケ上申仕候間此狀態ヲ御賢察被成下御管下一般へ御論達被下置候樣仕度依テ奉懇願候　以上

明治十二年四月十四日

秋蠶種會社々長
渡邊平太右衛門㊞

殖產會社々長
湯原齊之助㊞

同副社長
田川重吉㊞

一條源吉㊞

秋蠶組總代
小松作平㊞

三原爲壽㊞

長野縣令　楢崎寬直殿

夫レ秋蠶ナル者ハ本縣物産ノ一ニシテ漸々他洲ヘ蔓延シ其國家ニ稗益アル今更言ヲ俟ズ該原種タルヤ無限ノ製造ヲ要セズ養蠶家ノ需用ニ適應スルヲ度トス然リ而シテ昨十一年の如キハ蠶種條例御廢止ニヨリ衆人私慾ヲ逞フシ濫製少ナカラズ爲メニ聲價ヲ墮落シ從テ價格ヲ維持スル能ハズ旣ニ發卵セントスル日ニ至リ冷室ニ圍イ或ハ深井ニ貯ヘ其發生ヲ壓止シ價ヲ論セズ競テ活賣セントス養蠶家ハ又其價ノ廉ナルニ昧日シ種ノ良否ヲ問ハズ濫用スルニ至豈能美繭ヲ得ルコトアランヤ是昨年一般秋蠶ノ不作ヲ現出スル所以ナリとニ由テ之レヲ觀レバ獨リ製者ト商人ノ損毛ノミナラズ實ニ國家ノ害タル言ヲ俟タズ依テ我二社一組ニ於ル其定則ヲ設ケ濫製ヲ抑ヘ損失ヲ禦カントスレ𪜈到底全キヲ得ル能ハス因テ該業ノ要領ヲ申合各自奮テ良品ヲ製シ以テ國産ノ聲價ヲ挽回センヲ企望シ左ノ條々ヲ議定ス

第一條　蠶種ノ過製及ビ濫造ハ昨年ノ如キ國損ヲ釀スノ胚胎ナレバ汎ク供用ノ適度ヲ謀リ又全管製造ノ凡數ヲ概算シ商議ヲ遂ゲ製種ノ數額ヲ定ムベシ

第二條　會社組合役員タルモノハ其社組合内蠶種製造上ニ注目シ粗惡濫製ノ所爲ナク勉メテ良品ヲ製シ彼我共利益ヲ謀ル樣懇篤說諭スベシ

第三條　役員ニ於テハ各製種家へ巡回シ製繭及製種ノ品位ヲ精密ニ檢査シ粗惡品ト認ムルモノハ製造及賣捌ヲ止ムベシ

第四條　蠶種代價ハ當時繭直段ノ昂低ト出蛾ノ歩合ニ應シ至當ノ價格ヲ定メ賣渡ス可シ

第五條　該蠶種ハ僅カノ日間ニ發生シ殊ニ醋酸中取扱フ品ナレバ傷害ヲ保護セン爲メ各地方便宜ヲ酌量シ數ケ所ノ賣捌所ヲ設クベシ

但シ蠶種遞送ノ際荷造リ等最モ注意シ白雲決シテ運送スベカラズ且蒸傷セシ品ト認ムル分ハ速カニ廢物トシ賣附スベカラズ

第六條　各社組賣捌所ニ於テ他邦ノ商人或ハ養蠶家へ賣渡シノ際競フテ我社組ノ種ヲ賣ント欲シ他ノ蠶種ヲ誹謗スベカラズ互ニ亨利ヲ謀ルベシ

第七條　蠶種製造ノ則ニ臨ンデハ各社組相互ニ通知シ甲社組ニ贋除シ乙社組ニ闕乏スルヤハ甲乙流融シ買受人ノ便宜ヲ謀ルベシ

第八條　各社組製種ノ證トシテ原紙裏面へ組社號ノ印章ヲ押捺シ表面へ秋蠶ノ文字及年號ヲ同一ニ記載シ製造人へ配賦スベシ

但シ本文ノ手續ヲナサザル原紙へ製造スベカラズ尤モ前年

ノ贏除原紙ハ各社組ヘ差出シ印章押捺ヲ請フベシ

第九條　該原紙ハ各異同ナキ樣同一ニ製シ其竪横寸法及量目左ノ如シ

竪一尺一寸　百枚ニ付三百五十目ヨリ

横七寸五分　目方四百目マデ

第十條　各社組同盟ノ者ハ左ノ圖造ノ如キ證票ヲ所持スベシ尤モ商用等ニシ旅行ノ節ハ必携帶スベシ

證票 第何號 長野縣下信濃國 何々社組 社組位地 何郡何町村何番地 明治何年 何月何日

何府縣下 何國何郡 何町村 何ノ某

竪三寸

横四寸

但シ證票貸借ヲ禁ス

第十一條　二社一組定例ノ會議ハ毎年三月十五日長野町ヘ各社組ヨリ二名以上出頭シ該業上ニ關スル利害得失ヲ熟議スベシ

第十二條　社組位置左ノ如シ

秋蠶會社　小縣郡住吉村七十一番地

秋蠶組　筑摩郡北深志町七百九番地

殖産會社　埴科郡東舟山村十七番地

同　分社　筑摩郡南深志町五番地

本則書（十二條）ハ第十三條ト改正

第十三條　此申合規則ヲ遠背スルモノハ二社一組ノ協議ヲ遂ケ事ノ輕重ニヨリ三拾錢ヨリ少ナカラズ二十圓ヨリ多カラザル過怠金ヲ出サシム可シ

但過怠金收入ノ分ハ二社一組ノ會議費ニ充ツ可シ

右者今般衆議決定ノ上ハ聊悖戻ナク履行スヘキ證トシテ各記名調印此段上申仕候　以上

秋蠶會社々長

明治十二年四月十四日　渡邊平太右衛門㊞

秋蠶組總代

小松作平㊞

三原爲壽㊞

殖産會社副長

田川重吉㊞

一條源吾㊞

社長

湯原齊之助㊞

印

長野縣令　楢崎寛直殿

書面之趣キハ聞置候事

明治十二年四月十八日

印

信濃秋蠶種商會の設立

明治十五年一月松本町に於て信濃秋蠶種商會を設立し、近來秋蠶の流行につれ不正の秋蠶種を賣却して地方名産の聲價を傷つけ國産の進歩增殖を塞ぐ者あるを慨き、同志相謀りて規約を設け、つとめて善良なる蠶種を製造し嚴密なる檢査を行ひ、以て此弊害を除かんとせり。其設立の趣意書左の如し。

信濃秋蠶種商會設立趣意書

抑我日本國ノ物産タル生糸ヲ以テ最第一トナスハ誰モ知リタル事ナカラ生糸ノ良否收穫ノ多少ハ主トシテ蠶種ノ善惡ニヨラザルハナシ故ニ輓近養蠶家此ニ注意シ各良種ヲ撰ミ其實益ヲ計ラント甲競ヒ乙勵ミ日一日ヨリモ多ク年一年ヨリモ盛ニ各地方ニ開ケ家ヲ興シ國ヲ富スハ我人俱ニ喜ビ賀スベキノ一大美事ト謂ハザルベケンヤ

蓋シ春蠶夏蠶ノ兩種ハ各地ニ産出シ得ルモ獨リ秋蠶種ニ至リテハ我松本地方特有ノ物産ニシテ未ダ他ニ眞正ノ秋蠶種ヲ得ズ故ニ他國各地ノ需用年々增加シ國益ヲ增進スルノ媒介ヲ爲スハ我信陽地方ノ幸福ノミナラズ一般ノ幸福ト云フベシ

扨テモ秋蠶ノ利潤多キ春蠶夏蠶ノ二種ニ勝ルハ今更我輩蝶々ヲ待スシテ世間熟知スル所ナレ𪜈先其一、二ヲ擧ンニ秋蠶ハ春夏蠶ノ性質ヲ併有シタルモノニシテ蠶ノ健全飼養ノ輕便ナルハ夏蠶ニ似タリ、繭糸ノ收量ハ春蠶ニ類シ、其光澤ノ美ナルハ夏蠶ニ殊ナラズ、其季節ノ春夏ノ兩種收繭ノ後ニシテ農事閑暇世間無事ノ折柄春夏養成ノ殘桑ヲ摘ミ取リテ飼養スルモノナレバ既ニ廢棄無用ニ屬スル桑葉ヲ以テ有益無上ノ良繭ヲ收獲スル「ヲ得其便其益推シテ知ルベキナリ。然リ而シテ利ノアル所ハ害ノ伏スル所、此秋蠶種製造ノ業タル僅十二日ノ日子ヲ以テ發生スルモノナルガ故ニ實ニ急劇ノ事業ナリ加之變生ト云フ一ノ弊アリ故ニ此急劇ノ機ニ投ジ奸商詐僞ノ術ヲ逞フシ場違ノ蠶紙或ハ變生蠶種ニ種々ノ手術ヲ施シ巧ニ人ノ目ヲ瞞著シ一時ノ私利ヲ射ルモノアリ實ニ他方ニ對シ信用ヲ失ヒ我地方名産ノ聲價ヲ落

シ遂ニ國産ノ進歩增殖ヲ塞グモノニシテ我輩常ニ痛憂スルトコロナリ、依テ同志相謀リ規約ヲ定メ商會ヲ結ビカヲ協セ此弊害ヲ矯メ本會製造ノモノハ嚴密檢査ノ上每紙ニ印章ヲ貼シ他方購求者ニ向ヒ眞正善良ヲ保證セント欲ス我輩秋蠶種製造ニ從事シ幾多ノ年ヲ費シ思ヲ焦シ膽ヲ練リ大ニ發明解得スル所アリテ更ニ變生等ノ患ナク勉メテ善良ナル蠶種ヲ製造スルヲ得タリ故ニ汎ク養蠶家ノ需ニ應ジ共ニ其慶ヒニ倚ラント欲ス

一、本會々員製造ノ種紙ハ每紙点檢ノ上本會ノ保證印紙ヲ貼用候間各地方養蠶家諸君願クハ商標ヲ御認メ御使用アランコヲ

一、各地方ヨリ前御注文御約定及現金賣買共御來談相成度候也

一、御問合郵便或電信等御申越次第即時御詳報可及候事

右廣告候事

明治十五年一月

長野縣東筑摩郡松本農事協會第一試驗場內

信濃秋蠶種商會

秋蠶種商會ニ於テ檢査濟之上此商標印紙保證ノ爲會員立會之ヲ貼用ス



會員製造認可雛形朱判

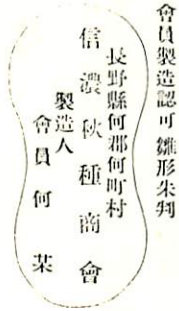

初期の秋蠶飼育法

「秋子と味噌汁は當つた事なし」と迄稱せられたる時代は其蠶種にも欠點ありしならんも飼育法の拙劣なりしことも亦一大原因なるべし、されば渡邊平太右衛門は明治九年十月「秋蠶飼育條件」と稱する一書を著して內務省勸業寮へ上

れりといふ。然れども同書は不幸にして未だ見る能はざりしも、幸に明治十五年松本に設立せられたる信濃秋蠶種商會編纂の「秋蠶飼育法」を得たれば左に其全文を掲げて初期の秋蠶飼養法の如何なるものなりしかを知るよすがとなさん。

秋蠶飼育法

信濃秋蠶種商會編纂

緒言

秋蠶ノ利潤多キハ世間ノ熟知セラル所ナレ𪜈今一、二ヲ擧グレバ改良秋蠶ハ春蠶夏蠶ノ性質ヲ併有シタルモノニシテ飼育ノ輕便ナル夏蠶ニ似タリ、繭糸ノ收穫ハ春蠶ニ均シク、光澤ノ美ナルハ夏蠶ニ異ナラズ、其季節ハ春夏ノ兩種成繭ノ後ニシテ農事閑暇ノ折柄春夏養成ノ殘葉ヲ摘ミ採リ養フモノナレバ既ニ廢葉無用ニ屬スル所ノモノヲ以テ有用無上ノ良繭ヲ收納スルヿヲ得ルナリ

但シ春夏養成ノ殘桑ヲ摘採ルトモ寒中ノ培養平年ニ一度ヲ增スㇵハ更ニ翌年ニ至リ害ナシ

一、秋蠶ノ元蠶ハ每年七月初旬ヨリ中旬マデニ順次飼立二十一、二日ニシテ成繭後十三、四日ヲ經テ秋蠶種ヲ製造シ得ルモノナリ故ニ當商會發賣ノ初季ハ八月四、五日ニシテ八月下旬ニ至リ局ヲ結ヲ結ブナリ

一、秋蠶種ハ產卵ヨリ十二日ニシテ化生スルヲ定度トス然レトモ暑熱ノ感觸ト保護ノ如何ニ依リテハ九日以上ニ至レバ發生スルヿアリ故ニ夏蠶ヲ掃立ルハ八月中旬ヨリ九月初旬マデヲ期節トス

一、養蠶ニ適スル溫度ハ華氏驗溫器七十五度以上八十五度乃至九十度以下ナリトス若シ低度ニ至ラバ戸障子ヲ密閉シ室氣ヲ遮リ尙寒冷ナラバ室內ニ火爐ヲ入ルベシ又高度ニ昇ラバ北東ノ方戸障子ヲ閉キ新鮮ノ室氣ヲ通ジ且給桑ノ度ヲ增スヲ要ス然レ𪜈南西ノ室氣ヲ蠶体ニ直射スレバ尤モ忌ムモノナリ

一、蠶ヲ養フ籠ハ地方ニ寄リ形狀大小異ナレ𪜈當地ニ用ユルモノハ大概竪二尺七、八寸巾一尺八、九寸ノ荒目ノ平籠ニ

テ莚ヲ敷キ又ハ結付タルモノナリ莚ハ可成薄ク粗ナルヲ良トス

一、籠ヲ載スル棚ハ高サ六尺幅五尺余二尺程ニテ貫木ヲ以テ四隅ノ柱トシ穴ヲ貫キ又ハ切掛横ニ細竹或ハ細キ木ヲ架シ凡七、八段トシ籠二枚宛ヲ並ヘ載スルナリ

掃立第一齢

一、秋蠶種ハ産卵十二日目午前八時頃ヨリ發生シ同十時頃マデ盛ニ孵化シ十一時ニ至レバ止ムナリ

一、當日午後三時ニ至リ初テ桑ノ嫩葉ヲ撰ミ極メテ細末ニ刻ミ（葉ヲ重ネ莖ヲ切棄ツベシ）種紙ヨリ稍大ナル紙ヲ敷キ刻ミ葉ヲ撒シ種紙ヲ返シ其上ニ覆ヒ置キ暫クシテ毛蠶桑葉ニ移ルヲ待テ取除クベシ尚毛蠶ノ殘ルモノハ柔カナル羽毛ニテ掃ヒ落スナリ又一法ハ刻ミタル葉ヲ直ニ種紙ノ上ニ撒布シ暫時シテ毛蠶ノ葉ニ移リタルヲ認メ豫メ籠ニ紙ヲ敷キ其上ニテ種紙ヲ返シカサシ紙背ヨリ靜カニタヽキ落ス而シテ種一枚ヲ籠一面ニ擴ゲ前ノ如ク刻葉ヲ與フベシ但シ發生殘リノ卵アレバ翌日同様ノ手續ヲ以テ掃立スベシ尤別段ニ養ヒ終始混同スベカラズ且孵化ヨリ給桑ノ時間ハ必ズ本文ノ如クスベシ若シ早ク給桑スレバ發生早キモノハ食シ晩キハ未ダ軟弱ニシテ食スル能ハズ大小不同遂ニ飼養煩雜ヲ極ムルナリ以後蛻脫ノ當初モ同機注意スベシ

一、日々桑葉ノ嫩ナルヲ撰ミ細末ニ刻ミ日中ハ八度夜中三度宛與フベシ

但シ暑熱適度ヲ超ユルトキハ葉ヲ與フル度數ヲ增スベシ桑葉ノ清冷ヲ以テ熱ヲ除キ且食料ヲ次クノ意ナリ

一、翌朝刻ミ葉ヲ與フルニ新籠二枚ヲ用意シ紙ヲ敷キ新桑ニ毛蠶ノ移リタルヲ認メ箸（桑樹ヲ以テ造ル）ニテ挾ミ新籠一枚半或ハ二枚ニ移シ擴クベシ方言之レヲ蠶尻ヲ替ヘルト云フ但シ元籠ノ中央ニアル虫ハ新籠ノ周圍又周圍ニアリタルモノハ中央互ニ位置ヲ交換スル樣心掛ヘシ

注意殘桑蠶糞累積スレバ自ラ蒸熱シアンモニヤノ氣ヲ發ス蠶虫ノ諸病皆此汚氣ニ原因スルモノナレバ成功マデ毎

日一度宛怠ラズ蠶尻ヲ替ヘルヲ肝要ノ務ナリトス

一、掃立ヨリ四日目ニ至レバ初度眠ヲ催シ毛蠶頭部稍大キク口ハ小サキ如ク惣身錆ビ頭ヲ擡テ沈靜動カス如斯モノヲ認メバ責桑ト唱ヘ常ヨリハ度數ヲ增シ薄ク與フレバ一齊ニ眠ニ就クモノナリ虫七、八分ハ桑葉ノ間ニ籠リ且蛻皮蠶一、二見ルニ至レバ桑留ト唱ヘ凡十時間程桑ヲ與フルヲ止ムベシ

第二齡

一、初眠竣蛻ノ景狀ハ蠶ノ口稍大キク頭部ハ小サキ如ク色ハ鮮明ナリ暫時軟弱ニシテ蠢動セズ竣脫二時間ヲ經タル頃嫩葉ヲ細ク刻ミ與ヘ二度目ハ稍荒ク刻ミ給桑シ虫ノ移リタルヲ認メテ蠶尻ヲ替ヘ籠數六枚ニ增シ（數紙ニ及バズ）成丈擴ゲ薄ク飼フヲ良トス

注意蛻皮スルヤ直ニ蠶尻ヲ動カスベカラズ二、三度給葉蠶ノ体强壯ニ復スルヲ待テ蠶尻ヲ替ヘルヲ良シトス且厚飼ニスレバ忽チ桑ヲ敷キ不食蠶多ク不揃トナルノ憂アリ

一、桑ヲ與ヘ蠶尻ヲ替ル方法第一齡ニ同ジ

一、初眠起キヨリ三日程ニシテ二眠ヲ催ス其景況ハ初眠ト同ジ責桑留桑ノ手續キ又同ジ

第三齡

一、二眠竣蛻ノ景狀ハ初眠起ニ同ジ起揃ヒ二度强壯ニ復シタルヲ認メバ蠶尻ヲ替ヘ籠數八枚ニ增スベシ注意方都テ前齡ニ同ジ

一、給桑ノ度數手續亦同ジ尤モ蠶ノ成長ニ從ヒ稍荒ク刻ムベシ

一、蠶尻替ルコト日々怠ル勿レ

但蠶尻替ル前ニ親糠（能ク乾キ濕氣ナキモノ）ヲ撒布シ給桑二度ニシテ替ヘル或ハ木綿ノ糸ニテ製シタル網ヲ掛

ケ桑ヲ與ヘ蠶ノ移リタルヲ認メテ網ノ双方ヲ持チ新簇ニ替ヘバ尤便利ナリ網ノ目ハ蠶ノ成長ニ準ジ漸ク荒ク四眠起後ハ細キ藁繩ヲ以テ製スルナリ

一、二眠起ヨリ三日ニシテ第三眠ヲ催ス其景況ハ一、二眠ニ異ナルコトナシト雖モ稍目ニ觸ルヽヲ覺ユ責桑留桑ノ手續前齡ニ同ジ

第四齡

一、三眠起脫皮ノ景狀ハ著シク見ルヲ得ベシ竣脫全ク終ルヲ認メバ二度給桑ノ後蠶兒ヲ替ヘ簇數十六枚以上二拾枚ニモ增スベシ

注意脫皮了ラザルニ蠶兒ヲ動セバ脫皮ヲ愆ツモノナレバ靜止決テ手ヲ觸ルヽコト勿レ前齡ト同ジト雖モ此齡以後ハ別ニ注意スベシ

一、給桑ノ度數蠶兒替ヘル等ノ手續前齡ニ同ジ尤モ簇數ノ增スニ從ヒ厚ク與ヘテ度數ヲ減ズルモ適宜タリト雖モ畢竟欠乏ナキヲ注意スベシ

注意殘桑ノ枯凋蠶糞ノ腐蒸ニ依リ室內ノ空氣自ラ濁リ汚氣昇騰シ室ノ上部ハ濃ク下部ハ淡シ故ニ棚ノ上部ハ感染シ易シ給桑ノ都度順次簇ノ位置ヲ上下シ平均ヲ執ルベシ

一、三眠起ヨリ四日程ニシテ四眠ヲ催ス其景狀都テ三眠ニ同ジ

第五齡

一、四眠起揃ヒ蠶蠢動スルニ至テハ荒刻ミノ桑ヲ與ヘ强壯ニ復シタルヲ認メテ蠶兒ヲ替ヘ簇數四十枚トス

一、給桑ノ方法ハ成熟シ小形肉厚キ桑ナレバ全葉ノ儘ニテ與フ（大葉ナレバ三ツ切位ニ刻ミ與フベシ然ラザレバ忽チ居敷キテ不食弊アリ）度數ハ午前三度午後三度夜中二度都合八度厚ク撒布ス尤モ日中ハ手廻リ次第數ケ度ニ分チ與

フルモヨシ

一、此齢ハ蠶ノ成長ニ著シキ桑ヲ食スル多シ第一齢ヨリ第四齢マデニ給スルモノト此一齢中ニ給スルモノト稍比スト云フ就中第二日第三日最モ多シ

一、第二日蠶尻ヲ替ヘ籠數ヲ増シ六十枚トスベシ

一、第三日蠶尻ヲ替ヘ籠數ヲ増シ八十枚トスベシ

一、第四日ニ至レバ稍老熟ヲ催シ頭部ノ二、三輪少シ透明桑ヲ食スル熟前日ノ如クナラズ此景況ヲ認メバ蠶尻ヲ替ヘ籠數ヲ減シ六十枚トスレバ漸次老熟蠶ハ籠ノ周圍ニ這ヘ出シ檢シ易シ

一、第五日目午前第六、七時ヨリ始マリ八、九時頃盛ニ老熟シ十一時頃ニ止ム其景狀ハ蠶軀少シク收縮シ色錆ビ蠕熟スレバ白色ヲ呈ス蠶ノ質ニヨリ淡青色或ハ薄赤色ノ透明トナリ又桑ヲ食セバ籠ノ周圍ニ這ヒ出シ糸ヲ吐ク形容ヲ成スモノナリ取リテ檢スルニ足ノ力弱ク糞ヲ泄洩シテ尾輪マデ透明トナルモノ即チ眞ノ老熟蠶ナリ方言ヒキコト云フ

注意本文ノ景狀ニ老熟スレバ殘桑或ハ蔟薄等ニ糸ヲ仕掛ルコトアレバ豫テ注意ヲ要ス老熟ノ時期ハ午前十一時ニ止ミ殘ルモノハ蠶尻ヲ替ヘ籠數ヲ減ジ給桑ス午後一時ヨリ二時迄ノ際又尤午前ヨリハ少シ此期ヲ過クレバ翌日午前ニアラザレバ熟セザルナリ夜中蠟燭ノ光ヲ以テ窺ヘバ半熟蠶モ透明老熟スルモノヽ如ク見ユルモノニシテ或ルヘハ誤ルヿアリ油火ハ左ニアラズ

成繭期

一、蠶將ニ老熟セントスルニ先テ宿セシムルノ準備ヲナスベシ方言ヤトヒト云フ

一、宿室ハ別ニ設ケテ淡暗スベシ

注意　室内光線強キタレバ繭ヲ成ス遲シ

一、籠及棚ハ養蠶室ノ構造ニ同ジ流用スルモ妨ゲナシ

一、宿ハ藁一握リ（凡五六十本程）二ツニ折リ前後ヲ結ビ束ネ又双方ヨリ折込ミ繭形トナシ中央ヲ膨張セシメ籠一杯ニ凡十五個程ヲ並ヘ置クナリ又ハ椚ノ枯枝或ハ生松葉或ハ菜種藁等ヲ縦横ニ並ヘ用ルコアリ椚枝最モ良シ

一、右準備整頓セバ老熟蠶ヲ拾ヒ取リ箱又ハ桶ニ入レ水ヲ吹キ掛ケ三百疋乃至三百五六十疋程ヲ量リ宿中ニ撒布シ棚ニ架スベシ種紙一枚ニ付凡八十枚ニ宿スルヲ度トス

注意　注クニ燒酒或ハ清酒ヲ用ユルモノアレ𪜈糸口ノ立方悪シ清水ヲ用ユルニ利アリ

一、宿ニ入リ三日目頃マデハ繭中ニ尚糸ヲ吐クモノナレバ決テ手ヲ觸ルヽベカラズ尤モ四日目ニ至ラバ室ノ四方ヲ開キ新鮮ノ空氣ヲ流通スルヲ良シトス且巣離シト唱ヘ宿ト籠トヲ離シ若シ斃蠶或ハ蠶糞等アラバ拂ヒ捨テ再ビ元ノ如クニナシ置キ五、六日目ヨリ繭粒ヲ掻キ取リ直ニ日光ニ晒シ（蒸殺法ヲ行フ外ハ）乾カスベシ玆ニ至リ養蠶ノ事業完結ス

一、右飼養ノ概略日數二十二日ニシテ結了スルヲ常トスルモ寒暖晴雨ノ都合ニヨリ少シノ伸縮アリ

一、秋蠶ハ桑不足ナレバ頭部淡青色透明ヲ呈スコアリ若シ此兆候アラバ桑ヲ度々與フレバ暫時ニシテ治スルモノナリ然レ𪜈給桑洽カラザレバ終ニ病因トナルモノナレバ注意スベシ

一、蠶種紙一枚ヲ養フニ

籠八十枚以上百枚　莚準之

棚　六、七脚

摘桑　百二、三十貫目

但　畑一反歩ニ付桑樹千五百株

五年桑ナレバ種紙二枚
三年桑ナレバ種紙一枚半

飼養方

第三齢以下　一人
第四齢　二人
第五齢　三人

收繭　八斗五升

但繭一斗　量目　九十目平均
三百粒內外

糸目平均九目內外
撰繭平均十二目內外

秋蠶に對する迫害

然れども當時世人未だ秋蠶に對する正當の認識を缺き、秋蠶は桑樹の成育を害すといひ、或は秋蠶は病毒を蔓延せしむといひ、之が飼養を阻止せんとする者多く、明治十年熊谷縣川田兵治外二名は秋蠶種を製造し同年七月廿五日熊谷裁判所に於て有罪の判決をうけ、又明治十四年開設內國勸業博覽會の審査報告には

「夏蠶秋蠶の如きは皆春蠶に及ばず。就中秋蠶の如きは到底好事家の爲すべき業にして養蠶家の本道に非ず。」

といひ、明治十八年四月農商務省農商工報號外蠶病試驗成績第一報に黑痣病の試驗成績を發表して、其終に府下南豊島郡の農家につき調査せる實例をあげて、黑痣病（微粒子病）毒の遺傳を急激ならしめたるものは秋蠶にありとせり。

如斯迫害ありしにも拘らず當業者の苦心と熱誠とは風穴貯藏法の改良に、究理法の研究に、漸次成功を見、明治十七年に至り究理法の如きも略々完成されて實用に適するに至り、明治廿一・二年頃より稻核を始め各所の風穴に於て黒種の冷藏と究理とを兼營するに至り、明治四十二・三年頃迄頗る盛況を呈せり。（風穴史參照）

秋蠶種運搬方法の苦心

信州に於ける秋蠶種の聲價漸く高まり、各地よりの注文ありと雖も當時交通運輸の便備はらざりし爲頗る其遞送方法につきて苦心せり。

大日本農會報告第十二號に美濃國安八郡楡俣村棚橋五郎なる者松本秋蠶種商會より種紙二枚を購求せんとせしに、人夫二名をして送らしむべしとの報を得て種紙二枚の爲に人夫二人を六十餘里の地に出さば其得る所、恐らくは費す所を償ふに足らざるを憂ひ、其便法を質問せるに對し養蠶科農藝委員齋藤素軒は「秋蠶種を運送するは成るべく嚴寒の候に於てするを可とす。」といひ、「之を置くには勉めて清涼なる所を撰み、之を運送するには周邊許多の孔を穿ちたる木箱に入れ、午後四時より午前十時迄の間のみ道路を携帶し、箱の外部には綠葉繁密なる樹枝を蓋ふべし。」と答へ、若し木箱若くはブリキ罐に入れ密閉して送らば必ず損失を招くべしといへり。又以て當時秋蠶に對する知識のいかに不足せるかを見るべし。

又山口縣勸業課より本縣宛に秋蠶種を注文致したきも前記岐阜縣の例を見て、如此方法にては本縣の如き遠隔の地にては到底購求難相成樣に見ゆるも何か便法なきかとの照會に對し信濃秋蠶種商會は次の如く回答せり。

運搬便法御答上申書

山口縣勸業課ヨリ當所土産秋蠶種紙遠隔運搬ノ便法御本縣勸業課ヘ御依賴ノ趣御役所ヨリ弊會ヘ御尋問有之因テ會員集談仕リ左ニ御答申上候

一、弊地秋蠶種ハ製卵後土地ニ居置候テモ十二日目ニ發生スルモノニシテ遠隔ノ地方ヘ炎暑ノ候日光ノ厭ナク運搬セバ十日以内ニモ發生ナスヿアリ依テ數日間待タシメンヿヲ究理セント種々施術罷在本年試驗確認ノ上ハ明年ヨリ施行仕度心組ニ御座候本年ノ所ニ於テハ舊習ニヨリ脚夫一人持種紙數百枚以上二百枚ヲ限リ運搬ノ振合ニ付キ目今ノ取計ニテハ弊地ヨリ東京迄三日間ニ必相届キ東京三菱會社ヘ委託シ長門國下ノ關迄船中四日間ニ運般セバ該港ヨリ一晝夜位ニテ養蠶家ヘ配達可相成ト推考仕候尤モ三菱會社ヘ未ダ遂照會候義ニハ無之候ヘ共此上御注文相成候儀ニ候ハバ右手續夫々照會確定ノ上奉上申候也

明治十五年七月二十八日

信濃秋蠶種商會

會頭　河野百壽

副會頭　中川要術

東筑摩郡長　稻垣重爲殿

其後究理法は益々實用化せられ普及せられて、明治十七年を劃期として急速なる發達を見たり。其原因の主なるものを列擧すれば次の如し。

一、財界の變動に基づく農産物價の暴落に伴ひ、之が補充をなすべく現金收入の一方法として秋蠶の飼養起る。

二、製糸業の勃興に伴ひ其生産費の低減をはかり利益の增大を期せんには、可成總ての機關を間斷なく運轉せしめざる可らず。然るに春及夏蠶のみにては原料繭の不足を免がれざりしに、秋蠶は同一の設備及人員を以て容易に收繭を增加し得べきこと。

三、歐米物質文明の輸入によりて諸種の器械工業起り、從來行ひ來れる家内仕事の如きもの衰へ、爲に生じたる餘剩勞力の利用の點より秋蠶の飼養を試みるものを生ぜること。

四、農家の方面より考ふれば勞力分配上、春、農繁期と衝突する春蠶を減じて農閑期に養蠶し得ること。

五、春季春暖到ること遲くして春蠶に不適當なる地方は夏季却つて秋蠶に適すること。

六、慶應元年松本平の如く、又明治廿五年埼玉縣其他の地方の如く、凍霜害の爲春蠶を飼養し能はざる場合にも、秋蠶（風穴の如きは隨時掃立）を掃立てゝ之が補充をなし得ること。

七、春蠶若くは夏蠶に失敗せる場合、秋蠶にて補充をなし得ること。蠶室蠶具を再三利用し得ること。

八、夏秋蠶には蛆害少なきこと。

以上の如き種々の利點あるにも拘らず、夏秋蠶の眞價は未だ十分に認識せられず。日淸戰爭以前は之が取捨に迷へるもの少からざりしが如く、夏秋蠶得失可否の論喧しかりしが、熱心なる夏秋蠶論者は夏秋蠶飼育の利點をあげて之を高調し、漸次夏秋蠶の眞價を認めしむるに至れり。明治廿三年信濃殖産協會雜誌に掲げられたる夏秋蠶の聲價と題する論文及び茅野濤作氏の左の論文の如きは即ち其一なり。

夏秋蠶の聲價

二十三年一月（殖）

夏秋蠶は其糸質の春蠶に劣るが爲是迄とかく世間の非難をうけ夏秋蠶の飼育は全く廢止せしむべしとまで極言したる學者論客も多かりしが、近來漸く其性質の世に知らるゝと共に營利事業として充分に之を飼育すべきの價値あるものが一般に是認せらるゝに至れるが如し。昨年は秋蠶の原地なる東筑摩本鄕村の養蠶家金井潭、二木袈裟三等諸氏の家につき他府縣より來りて（縣廳或は郡役所の紹介により）之が飼育法の傳習をうけたるもの十數名に達せりといふ。以て其聲價の漸く世に高まるを見るべし。

夏秋蠶の得失及飼育

（二三、五、二六殖六。六、二六　七。七、二六　八の三號にわたりて記す。）　茅野濤作

夏秋蠶は日本蠶糸業前途の爲之が飼育を廢止すべきものなるか或は今日より一層擴張を圖るべきものか、或は氣候的關係に制せられ地方を限り飼育すべきものなるか、夏秋蠶の糸質は春蠶糸より若干の劣差あるか、將其糸質は到底改良の望なきものか。

蠶糸業界幾多の學者は夏秋蠶の缺點不利のみを擧げて夏秋蠶の飼育は一切廢止すること日本蠶糸業上の大計なりと極論し、某地方の一蠶糸家は秋蠶飼育禁止の發令を知事に建言す。

第一章　總　論

非夏秋蠶論者の攻撃は桑園荒廢と夏秋蠶の糸質劣るの二點なり之に對し一、夏秋蠶の爲に別に桑園を設くれハ蕊支なし二に對してハ　夏秋蠶には晩霜害の爲給桑の豫算に狂を生じて高價の桑を買ふか然らされハ蠶兒を放棄せさる可からさる如き危險なし

夏秋蠶には發生の初めにも催に芽害を開ける稚桑を摘採給與するの不經濟なし

夏蠶には蛆害少し（秋蠶にはなし）

夏秋蠶の飼養は養蠶業を數月間に平均分配す。勞力、資本其後秋蠶の病毒は發生後繁殖盛なること春蠶に比して一層大なりとの非難あり

第二章　桑　園

第三章　飼育費用

收入桑園一反歩にして養蠶せる結果　春　十一圓十七錢
夏秋十二圓廿八錢　にし
て夏秋の方一圓十錢の利

第四章　糸　價

	解舒	光澤	質類	強力	伸度	合計
春	二一、五	三一、〇	一八、〇	一四、〇	一四、〇	八八、五
夏	二三、〇	三二、五	一七、六	一三、〇	一二、五	八七、六
秋	二二、五	三三、〇	一六、〇	一三、五	一三、五	八八、〇

第五章　繰糸費用

	春		夏		秋	
	數量	價	數量	價	數量	價
一日間の製糸	七五匁	三〇〇錢	九〇	三六〇	一〇〇	四〇〇
屑糸及蛹	一	三	一	四	一	四
右繰糸の生繭	六三〇	二一〇	八五〇	二七〇	一、〇〇〇	二八三
工女一人の日給	一	一八	一	一八	一	一八
差引殘	一	七五	一	七六	一	一〇三

第六章　比較計算

夏秋蠶用桑園を栽培する方金二十錢の利益多し

夏秋蠶飼育する方金一圓十一錢の利
糸質は差引價格に差を生ずる程の差異なし
夏秋蠶繭の方製糸家の得金五圓七十九錢多し
尚春蠶に造作を生して相當の價を保たさる場合夏秋蠶によつ
て免かるゝ便あり、又蠶室蠶具を再三使用し得る經濟的便宜
あり
終に飼育の概略をのべたり

かくて秋蠶の眞價漸く認めらるゝと共に其品種の改良を企つる者も出來れり。即其初め二化性不越年(生種)の一種なりしが、飼育の流行につれて頗る多種多様の種類を生ずるに至れり。試みに河西大彌氏著日本秋蠶論に見へたる秋蠶の品種をあぐれば次の如し。

秋蠶
- 不越年種
  - 二化性一化種
  - 二化性二化種
  - 多化性三化種
- 越年種(黒種)
  - 一化性系統
    - 春蠶種(風穴貯藏)
    - 春蠶掛合蠶種(同)
    - 春蠶種人工越冬二化種
  - 二化性系統
    - 夏蠶掛合蠶種(通稱風穴種)(風穴貯藏二化性一化越年)
    - 夏蠶種及秋蠶種(風穴貯藏二化性二化越年)

又明治廿二年嘗て明治五年尾高惇忠をして「嗚呼是秋蠶也」と叫ばしめたる秋蠶の原繭を産せる佐久地方の内、南佐久郡野澤村大字取出町に於て木村周三郎等取出秋蠶會社を創立し以て秋蠶の改良を計れり。これ佐久地方の氣候・風土が秋蠶に適せるが爲なりしも、同地方の蠶種は頗る缺點多かりしが如く、明治二十四年六月十日發行の信濃殖産協會雜

誌十八號に井出代太郎は、「佐久地方秋蠶家に鬪る」と題して佐久地方蠶種の缺點を指摘して、蠶種の製造法の不完全、製造の際の不注意、從つて蠶種の不良なること、蠶種販賣人（製造家を除く）が蠶學上の知識なきこと、蠶種家の無識無資本、行先なき蠶種を多く製造する點等をあげて其反省を促せり。之によつて之を見れば當時秋蠶の流行につれて漸く粗製濫造の弊起りたるが如し。

夏秋蠶が日清戰爭頃春蠶に接近し來り、日露戰爭後は春蠶を凌駕せる事は明治十八年以後最近に至る左記十年毎の飼育戸數を見れば一目瞭然たらん。

年次	春蠶飼育戸數	夏蠶飼育戸數	秋蠶飼育戸數
明治十八年	七九、三五五戸	六四、二四八戸	二七、七三六戸
同二十八年	一一〇、七〇一	九〇、五二三	八四、八九五
同三十八年	一〇七、八八〇	九一、七九一	一一一、四八〇
大正四年	一一一、七三四	一〇三、五六五	一二七、一七四
同十四年	一一八、四八一	—	一四八、四二五
昭和八年	一二九、二二五	—	一五四、四六四

尙本縣夏秋蠶の先進地たる東筑摩郡蠶種同業組合創立に際し、組長河西大彌より報告せる同郡に於ける明治二十六年より五ケ年間の夏秋蠶產額を見るに次の如くにして、秋蠶種が日清戰後著しく躍進せるを見る。

種別	夏蠶		秋蠶	
年次	枚數	價格	枚數	價格
明治二十六年	一五、七二八	二三、五八六	一八〇、三四六	一八〇、三四六
同二十七年	二二、二五八	三三、三八七	一九五、九四八	一九五、九四八
同二十八年	二一、三〇二	三一、九五三	一九〇、〇八八	一九〇、〇八八

同　二十九年　一七、八九一　二六、八三六　二七〇、二五〇　二七〇、二五〇
同　三十年　一七、一五六　二五、七三四　二四五、四四四　二五五、四四四

松本蠶業講習所の設立

上述の如く秋蠶飼育の發展につれて、之が研究の爲に講習所の設立の要ありとし、明治三十二年九月河西大彌主唱者となり、篤志者の協力によりて松本蠶業講習所を設立し夏秋蠶に關する學理及び實際を授け、翌三十三年四月より之を組合立に變更し理學博士佐々木忠次郎、農學士本多岩次郎、同大森順造等を名譽講師として、同年三月六日授業を開始せり。（蠶糸業教育部參照）而して此講習所は其設立の趣意書中に、

「我國未ダ夏秋蠶ノ講究ヲナスモノ多カラザルノミナラズ、或ハ未ダ夏秋蠶ノ何物タルヲ知ラザルモノアルハ帝國蠶業ノ爲ニ深ク惜シマザルヲ得ザルナリ。而シテ此欠ヲ補ハント欲セバ勢ヒ東京京都二講習所ヲ以テ一化蠶ノ講究所ニ充テ、更ニ國費ヲ以テ別ニ蠶業講習所ヲ設立シ、專ラ二化蠶講究ニ充テザル可ラズ。然レ𪜈方今國家多事國費ヲ要スル「急ナル時ニ際會スルヲ以テ、假令其必要ヲ認ムルモ新事業トシテ或ハ速ニ決行シ難キモノアラン。」

といひて、夏秋蠶講習所設立の必要をのべ、其設立の場所は暗に夏秋蠶の先進地たる松本に置くべきをのべたりしが、其後明治四十年二月國立夏秋蠶講習所設立の建議となり、同四十二年三月遂に松本市に東京蠶業講習所夏秋蠶部を設置せらるゝに至れり。

然れば即東京蠶業講習所の設置は東筑摩蠶種同業組合の秋蠶講習所に胚胎せりといふも敢て過言に非ざるなり。

而して此秋蠶講習所の設立せられし頃は全縣的にも秋蠶飼育の隆盛を見たりしが、下高井郡中野町に於ては養田恒三郎秋蠶改良懸賞會を設けて大いに秋蠶の改良發達に盡力せり。

是より先中野地方に於ては明治八年望月勘七なる者御嶽登山の歸途秋蠶種を持來して飼育を始め、同九年養田竹藏東

筑摩郡より秋蠶種三十枚を購ひ來りて飼育せしが、明治十四年より同十八年頃同郡役所幹部は郡長松尾重義（東筑島内村出身）を始め郡書記竹内泰信（南安高家村出身）同近山覺重等夏秋蠶の先進地より出身の人々を以て組織せられしかば、しきりに秋蠶飼育を保護奬勵し、竹内氏の如きは自ら「秋蠶飼育法」を著して之を奬めしかば秋蠶飼育盛となり、更に養田氏の秋蠶改良懸賞會は益々秋蠶の改良發達を促進せしめたり。左に同會の規定を掲ぐ。

第三回秋蠶改良懸賞會

本年ハ彌々本會モ第三回ヲ開設スルニ當テ下高井蠶種同業組合ニ於テ郡會ノ補助ヲ得テ大共進會ヲ開設相成候ニ付本年ニ限リ本會ハ此機會ニ投ジ左ノ方法ニヨリ懸賞ヲ執行ス

第一條　本會ノ懸賞付秋蠶種ヲ飼育セシモノニシテ何郡何地ヲ問ハズ下高井郡蠶種同業組合ニ於テ開設スル蠶種、繭、生糸、織物共進會ニ出品シテ其受賞者ニ對シテ等級ニ依リ左ノ如ク賞與品ヲ呈ス

第一等　銀盃一個、秋蠶種五分一枚
第二等　木盃一個、秋蠶種五分二枚
第三等　秋蠶種五分三枚
第四等　秋蠶種五分二枚
第五等　秋蠶種五分一枚

第二條　本會ハ該共進會ノ閉會以後再ビ懸賞品贈與式ヲ柳長亭ニ於テ開ク、但シ當日地方秋蠶ノ大改良ヲ圖リ安筑地方及ビ蠶業ニ熟達セシ各名士ヲ聘シ談話會ト懇親會ヲ開クベシ

但シ本手續ハ別ニ定メ報告ス

第三條　本會ノ懸賞付秋蠶種ヲ最多數飼育セシモノ一人ニ限リ木盃一個進呈ス

第四條　秋蠶種製造家ニ對スル褒賞ハ先例ニヨリ新聞紙ニ其成蹟ヲ廣告ス

明治卅二年七月

下高井郡中野西町
第三回秋蠶改良懸賞會
會主　養田恒三郎
下高井蠶種同業組合長
補佐　小林常松
南安曇郡明盛村
秋蠶種製造元幹事　植原與喜彌
南安曇郡豊科村
同　藤森新吾

南安曇郡温村　同　河西大彌
同　中澤染江
南安曇郡豊科村
同　中島多喜太
東筑摩郡壽村

秋蠶改良懸賞會出品案内

第一

本會ノ印章アル秋蠶種ヲ飼育セシモノハ正繭一升乾燥ノ上紙袋又ハ布袋ニ入テ本會事務所（養田自宅）ヘ本月十日マデニ差出スベシ若シ掻落シ生繭ニテ出品スルモノハ一口二錢宛乾燥料ヲ添付スベシ

但シ懇親會ニ賛成ノモノハ之レヲ徴收セズ

第二

本會ノ飼育者ニシテ出品セラルヽ諸君ハ本月八日以前ニ本會ヘ宛テ端書又ハ便宜ニ出品ノ通知ヲナスベシ本會ハ該届書ヲ一括ニシテ共進會事務所ヘ届出ズベシ

第三

出品解説書ハ本會ノ飼育者ニ限リ手數ヲ省ク爲メ活版ヲ以テ調製シ置キ單ニ記入スルノミニシテ共進會事務所ヘ差出スベシ

第四

本會ハ共進會結了ノ後更ニ本會員ノ受賞ニ係ル者ヲ調査シ其得點表ヲ作リ之レヲ會員ニ報告シ然シテ爰ニ廣告セシ如ク第一等賞（共進會ノ等級）ハ銀盃ヲ進呈シ以下其等位ニ當テ懸賞品ヲ進呈ス

但シ懸賞品進呈式ハ期日ヲ定メ受賞者及懸親會員ニ通知ス

第五

本會ハ秋蠶ノ改良發達ヲ圖ルタメ懸賞品進呈式擧行ノ當日各地各郡ヨリ熟練ナル先輩者數名ヲ招聘シ演說又ハ講

注意　懸賞付秋蠶種御希望ノ諸君ハ七月廿五日迄ニ會主ヘ御申込アルベシ

懸賞付秋蠶種代價全面付凡ソ一枚一圓七八十錢、五分付一圓前後ノ見込、但シ相場ニ激變アルトキハ此限ニアラズ

話會ヲ開ク

第六

秋蠶種ノ製造者ト飼育者ト相互ニ親睦ヲ厚フスルハ相互ノ福利ナリ因テ生産地ヨリ事業ニ熱心且ツ篤實ナル製種家ヲ招聘シ進呈式或ハ講話會ノ後秋蠶懇親會ヲ開ク

第七

秋蠶懇親會ニ出席スルモノハ會費ハ秋蠶種製造家ハ一人二圓以上ノ寄付トシ出品人ハ出品物ヲ寄付トス單ニ賛成者ハ何人ト雖モ五十錢トス

但シ當日ハ午前八時ヨリ講話會相開キ候ニ付午餐ヲ呈シタ刻宴會ヲ開ク

第八

當日演說及講話ノ傍聽ノミ希望スルモノハ男女ヲ問ズ何人ト雖モ無料

但シ式場會場ハ中野町柳長亭ノ新大廣間

右御案內申上候間陸續御出品被成下度且ツ地方ノ蠶業改善發達ヲ圖ル爲メニ御座候間苟シクモ義俠心アル諸君ハ此擧ヲ御賛成有之度候也

明治卅二年九月

第三回秋蠶改良懸賞會

會主　養田恒三郎

松本につぎて秋蠶種製造の最も盛んなりしを南安曇郡とす。同郡は先に述べたるが如く多數の究理法發見者を出せる點より見るも、斯業の先進地たるは固より論なく、明治三十七・八年頃より漸次隆盛に赴き、四十五年は最高潮に達し、大正七年頃交雜種流行につれて漸く衰ふるに至りしも、一時南安は春蠶種の中心地小縣と對立して秋蠶種の中心地として一大偉觀を呈せり。（蠶種篇參照）當時關東地方の養蠶家は南安の秋蠶種に非ざれば場違と稱して承知せず、隨而秋蠶種製造の時期には秋蠶の需要者は南安の中心地たる豊科に向つて殺到し、旅人宿は何れも滿員の盛況を呈し、宿泊する所なく時恰も蚊軍の襲來激しき時期なるにも拘らず蚊蚋の中に頭だけを入れて貰ひ、豊科の某旅宿に宿泊せりとの證を得て以て得意場の信用を維持せりといふ。

如斯南安秋蠶種の需要者多く、其蠶種の産額頗る巨額に上れるを以て當時の蠶業取締所の設備にては到底檢査をなす事能はず、豊科小學校を臨時休業し其體操場をかりて檢査場とし、當時の高等一年即ち現今の尋常五年以上の女子全部を助手に雇ひ、檢査員を上田地方より募つて臨時檢査を施行したりといふ。

されば明治四十年丸山競は豊科町に秋蠶專修學校を建て、大正七年日本蠶業學校と改稱し、同十五年松本に移轉する迄多數の學生を入學せしめて秋蠶に關する學理と實際とを教授せりといふ。

如斯盛んなりし秋蠶種も其後風穴種に壓倒され、次で交雜種の流行と人工孵化法の普及とによりて漸次衰へ來り今日に於ては昔日の盛況を見る能はざるに至れり。

因に本縣に於ける秋蠶種製造の漸く隆盛に赴かんとせる明治三十四年縣下各郡の秋蠶種製造販賣高比較對照表を左に掲げん。

尚同表によりて當時秋蠶の販路が東京・京都の二府、群馬・埼玉・千葉・茨城・岐阜・栃木・神奈川・愛知・山梨・靜岡・岡山・島根・三重・奈良・兵庫・和歌山・新潟・石川の十八縣に及べるを見るべし。

秋蠶種製造販賣高比較對照表　　明治三十五年長野縣公文

郡市名	事項	本年製造販賣高	前年製造販賣高	比較 増減	仕向地
南佐久	同　販賣價格	一八、六八三 一四、九三七〇〇	一四、六〇三 一二、〇二六〇〇	四、〇八〇 三、九一一〇〇	群馬、埼玉、千葉、茨城、岐阜、栃木、神奈川、愛知、山梨、靜岡
北佐久	同　販賣價格	一七、四二五 二〇、九一〇〇〇	九、二〇一 九、二〇一〇〇	八、二二四 一一、七〇九〇〇	群馬、埼玉、千葉、茨城、神奈川、栃木
小縣	同　販賣價格	五三、九五〇 —	三四、六〇二 —	一〇、三四八 —	千葉、埼玉、群馬、靜岡、茨城、岡山、島根

| | | |

信州人の著せる初期の夏秋蠶書

一、秋蠶飼育條件　一　冊

明治九年小縣郡金剛寺村渡邊平太右衛門著して內務省勸業寮へ上るといふ。

二、秋蠶飼育法

明治十五年信濃秋蠶種商會編纂（本縣公文）

三、長野縣特有秋蠶全書　一　冊

明治廿二年南安曇郡高家村竹內泰信の著、著者下高井郡々書記奉職中大いに同郡に秋蠶を奬勵す。

四、秋蠶のはなし

明治廿五年六月諏訪郡「弄蠶生」と稱する人の著にして、半紙六枚に秋蠶のことをかきつけたるなり。

五、秋蠶の栞　全一冊

山崎右源治著　明治廿九年發行

六、實用秋蠶書　一　冊

明治二十九年五月上水內郡柳原村大室友造の著、日本蠶糸と秋蠶との關係を論じて世上の謬說を駁し、秋蠶の飼育及び製種に論及したるものにして、卷末に統計表及び分析表を附したり。

七、夏秋蠶飼育法　一　冊

明治三十年十二月出版、下伊那郡鼎村鋤柄喜十郎の著。

八、秋蠶詳解　全一冊

前篇秋蠶種製造に關する一切の要件を述べ、後篇は秋蠶飼育法を說きたるもの、明治三十年十二月南安曇郡南穗高

村小穴運平の著。

九、信濃秋蠶雜誌　明治卅二年二月創刊　藤岡甚三郎　明治三十三年

十、風穴蠶種ノ說明　同　三十三年

十一、秋蠶法議義　倉澤運平、田中良太郎著　同　三十四年

十二、日本之秋蠶　鳥羽久吾著　同　三十四年

十三、春夏秋蠶應用給桑原論　倉澤運平著　同　四十一年五月

十四、日本秋蠶論　河西大彌著　同　四十二年

南安臺郡豊科町同社發行

第八章　大正三年以降の變遷

第一節　交雜種の沿革

信州に於て交雜蠶種を製造せる歷史は比較的古く、寛政二年(二、四五〇)上伊那郡大草村(現今南向村大字大草)の人佐々木宇八郎(從來宇八と書せるは宇八郎の誤ならん)は二化性雌に一化性雄を掛け合せ「大草」と稱する新品種を選出せりといふ。同家は近江屋蠶種と稱し蠶種を製造する外、時に上田地方へ種繭七十餘貫を送れることあり。當時蠶種拂底にして進物を添え禮を厚ふして來る者の外は蠶種を譲らざりしといふ。同人は天保十年十月廿八日死亡し、(生年月日及死亡年齡不明)其子十内引續き蠶種を製造せしが、孫宇八の世に至り稍々規模を縮小して蠶種製造を續け、明治二十九年七十六歲にて死亡し、(文政四年生明治二十九年

死亡）曾係定十郎（嘉永二年生昭和九年八十六才にて存命）亦蠶種製造を營みしが經營意の如くならず營業十四ケ年にして廢業せり。同家は不幸にして明治四十二年火災に遇ひ諸記錄燒失せる爲交雜種に關する詳細は不明なれども同家の裏に「蠶蛾群靈」と記せる古き蠶蛾供養塔あり、これ又宇八郎の建立したるものなりと稱せらるゝ點より見て古くより蠶種を製造し傳ふるが如く掛合蠶種「大草」を發見せしものならんと想像せらる。

次に文化七年（一、四八四）小縣郡長瀨村の人山岸新左衛門は奥州伊達郡産の卷龍と白雪とを掛合せたり（大日本蠶史）といひ、弘化二年（一、五〇四）小縣郡鹽尻村藤本善右衛門（繩葛）は青白蠶種の不足を補はんが爲に夏蠶の雌に一化性の雄を掛合せて飼育せり（信濃蠶業沿革資料）と。又同じき頃同村にて養蠶教弘錄の著者清水金左衛門は一化性の雄と春夏初度夏蠶の雌とを掛合せて蠶種を製造して之を飼育し、更に此繭より春蠶種を製造せるに虫質强健にしてよく當れる爲此蠶種大いに流行し「掛合」又は「カナス」と稱し、他の地方にては「鹽尻」と稱して注文殺到し注文に應じ切れざりしといふ。（清水金左衛門日記及び清水長之助氏談）

外國蠶の飼養

然れども所謂一代交雜蠶種の製造は外國蠶飼育後の事にして以下少しく信州に於ける外國蠶飼育の沿革につき略說せん。

信州に於て始めて外國蠶の飼育をなせるは明治七年三月勸業權頭河瀨秀治より「伊太利國錦糸蠶種の分配をうけ、（長野縣壹枚筑摩縣半枚）之を縣下養蠶熟練の者に分配飼育せしめたるに始まり、ついで同年十月北海道開拓判官より清國三化性蠶種（長野縣半枚筑摩縣四半枚）並に養蠶法抄錄の配布をうけて前同樣縣下養蠶家に分配飼育せしめたるに「御國産第一等の物品民間至要の善業に付素より企望仕候義ニ付別而養蠶注意仕候得共風土に不適歟如何之譯ニ候哉不作仕」と報告せられたる如

く慨して不結果に終れり。（本縣公文）

明治二十二年三吉米熊、大里忠一郎等歐米（主として伊佛）蠶糸業調査視察の爲派遣せられし際見本として本邦蠶種を伊太利に送り（黄繭種）其返禮として伊太利産黄繭種の送附を得之を本縣に廣めんと欲し、三吉米熊に其飼育を托せるもこれ又本縣に弘まるに至らざりき。（羽田桂之進氏談）

其後支那繭の糸質良好なるを聞き松代六工社の羽田桂之進氏は之を輸入して本縣蠶種の改良を圖らんと欲し、横濱二〇九番バビール氏の手を經て蠶種十數枚を買入れ、之を縣下蠶種家に托し飼育せしめたるに病毒多く、一人に付四分ノ一枚宛分配せる中竹内孝太郎飼育の分よかりしのミなりきといふ。（羽田桂之進氏談）

一代交雜種飼育の提唱

明治三十九年（二、五六六）農學博士外山龜太郎「メンデリズム」の見地より蠶兒の遺傳研究の結果權威ある學術論文を發表し（蠶業新報第一五八號）一代雜種の有利なるを提唱し、明治四十二年其著蠶種論中に於て再び之を高調せしも容易に其實行に着手する者なかりき。

是より先三井物産株式會社横濱支店生糸買入主任伊藤精一氏在來繭の改良には歐洲系統のものを入るゝの必要を痛感し伊太利より歐洲系黄繭種を輸入し、愛知縣岡崎の三龍社に命じて交配試驗せしむ、これ本邦交雜種の起源なり。

或はいふ、明治三十三年佛國巴里大博覽會に我邦より派遣せられたる横濱生糸檢査所技師今西直次郎伊太利滞在中「コーモ」の蠶種製造家オドンフレー氏より歐支交配種が養蠶家並ニ製糸家に利益多きを聞き同家に滞在研究し其優良種を求めて歸朝し、東西兩講習所及愛知縣岡崎町三龍社長川口百三に分配飼育せしめたるを以て本邦歐支交配種輸入の濫觴となすと。

此蠶種系統は支那白繭種に歐洲黄繭種を交配せるものにして、年々複製する時は綠繭を混じたる白繭か約二三割現は

る、系統なりしが、田口氏は數年苦心飼育後其特徴を知り伊佛産のものに劣らざる黄繭糸を得る確信を得たるを以て黄繭種は黄石丸と命名し、白繭の方は前記歐支交配中より分離したる白繭に本邦在來種を交配して白繭新種を産出し三龍又と命名して其普及につとめたり。

長野縣に於ては是より先、生糸品質の向上を圖らんが爲に製糸法の改良を爲すと共に、原料繭の改良統一の必要叫ばれ埴科郡屋代町に於ては明治廿八年二月既に蠶種類改良會設立され、小縣郡蠶種同業組合に於ては明治三十三年蠶種類調査會を設けて優良種の選出をはからんとせり。

たま〳〵在來種の改良を圖らんには歐洲系統のものを輸入するの有利なること唱導せられしかば、まづ外國蠶種と本邦蠶種との優劣を大規模に試驗せんとの目的を以て三井物産會社に於て伊太利蠶種を輸入し全國數ヶ所に於て試育せしめたる際、本縣下に於ては須坂町越壽三郎氏管理の下に百八十餘戸に於て飼育せるに意外の好結果を得たり。而して其試育成績は左の如くなりき。

一、蠶兒は元氣盛にして稚蠶時期の飼育は本邦種に比し容易なり。

二、四齢五齢に及びて其食桑量は本邦種に比し約二割の多きを要す。

三、收繭に際して病蠶少く汚染繭死籠繭少く加ふるに同功繭少く即ち一升的二百六七十粒の中に僅に二三顆を見るのみ。

四、收繭量蛾量一匁に對し最優等のもの四貫匁餘にして總平均三貫二百匁強。

五、繭一粒繰試驗の結果糸長最長八百回最短六百五十回平均七百五十回。

六、一升（二百六十五顆）の生糸量十一匁九分

要するに收繭量に於て二割增收、繰糸工程に於て三割以上を進捗し得且市價一割高の高價を得たるより俄然外國蠶飼

育熱勃興し、翌明治四十五年には學術研究の爲養蠶・製種及其蠶兒飼育を願出づるもの左記二十一名に達せり。

農商務省指令番號	認可月日	出願者	
農第五五七九號	四月十九日	上高井郡須坂町	越壽三郎
同第五六六四號	四月廿七日	小縣蠶業學校長	三吉米熊
同第五九二八號	學術研究ノ爲製造セシ蠶種配布ヲ認可ス		
同第三五〇四號	四月廿五日	小縣郡丸子村	下村龜三郎
同第七三七八號	五月十五日	上水內郡組合立西部農學校長	川端玉三郎
同第六二二六號	五月二日	下伊那郡松尾村	鋤柄喜十郎
同第六二二六號	同	埴科郡組合立農蠶學校長	山崎邦次
同第六二二六號	同	更級郡立農學校長	丹羽民三郎
同第六八〇〇號	五月八日	縣立上伊那農學校長	吉武橘三郎
同第六八五九號	同	上高井郡立農學校長	春日政人
同第六五二二號	五月二日	北佐久郡立岩村田農學校長	國師圓
同第五五七八號	四月三十日	上水內郡組合立北部農學校長	鈴木辰二郎
同第八二六五號	六月三日	下高井郡立農商學校長	有原倉市
同同號	同	南佐久郡立農學校長	佐野常明
同第七六一七號	五月廿四日	小縣郡丸子外五ケ村組合立農商學校長	鈴木信豐
同第七六一七號	同	下高井郡立農學校長	小林俊次郎

同	同	號	組合立埴南農蠶學校長　牧島福松
第九〇二九號		七月二日	南安曇郡豊科村私立秋蠶專修學校長　丸山圀衛
同		號	七月六日　組合立南安南部農學校長　川端九一郎
第九八二五號			七月五日　北佐久郡立蓼科乙種農學校長　笠原辰治
第九八二四號			同　小縣蠶業學校長　三吉米熊

學術研究ノ爲蠶種輸入許可

輸入スベキ蠶種ノ製造地及名稱

伊太利	ポリジヤロイツキストラ
同	ビウロセベン
同	スパニヨール
西班牙	アスコリ
佛蘭西	バアール・ウビー
同	ビエモント
同	アルベレー
同	カニゴー
同	ノアールリボウ

輸入スベキ蠶種ノ數量　三匁五分一厘

前記各出願者に對し夫々許可を與ふると同時に農務局長下岡忠治の名を以て特に左記事項承知すべき旨の通牒あり。

一、研究の成績は飼育經過に關するものと繭質糸質に關するものとに分ち之が詳細を速に報告すること。

一、掃立收繭及繰絲試驗の日取の見込は豫め報告すること。

一、前二項の外病蠶の發生其他豫想外の事項生したる場合には其都度速に之を報告すること。

又東京蠶業講習所に於ては高橋伊勢次郎氏明治三十八年より蠶の交雜による遺傳試驗を行ひ、蠶品種改良をなすには歐洲種又は支那種を交雜したる一代雜種の有利なるを認め居たりしが、明治四十二年農商務省は新に本縣松本市に夏秋蠶に關する試驗場を設け東京蠶業講習所夏秋部となし、高橋氏亦同部に轉じ來るや、同部に於て日本二化性種と一化性外國種との交雜をなし夏秋蠶に於て「歐」又は「支」を交雜せる一代雜種の一層有利なることを實驗せり。而して大正二年の末頃より一代雜種は在來種に比し遙かに優良なりとの聲漸く聞ゆるに至りしも本縣に於ける各學校及篤志家等の外國蠶飼育を始めたるは前記の如く明治四十五年にして各試驗場其他に於ても漸く試驗に着手し若くは試驗機關の設置を見んとする情勢にして未だ具體的の成績發表もなく、交雜基礎原種に就ても暗中模索の姿にて品種撰定上の定見もなく加ふるに交雜蠶種の製造は頗る煩雜なる手數を要し、種々の困難之に伴ふを以て率先之が製造普及に當らんとする者なかりき。

片倉組の一代交配種奬勵

大正三年三月十七日蠶業取締所東筑摩支所女子蠶業講習會終了式後一代交雜種問題話頭に上りし際第二原蠶種製造所長久根下美賀藏氏は其說明をなし、且實物標本を見られん事を勸め蠶糸課長井上伍鹿、松本生糸同業組合組長今井五介蠶業取締所東筑摩支所主事栁澤精一の諸氏を伴ひて第二原蠶種製造所に至り大正元年度及二年度に試驗せる各種一代交雜種の產繭を示し、且一代交雜種の有利なる理由を說明せり。（本邦に於ける一代交雜蠶種の發祥史による）といふ。然れども當時第二原蠶種製造所には外國種との雜種の成績なく國立原蠶種製造所松本支所にて示せる左記の資料は有力なる決定資料となれるも

のなりといふ。（高橋伊勢次郎氏―代雜種發達史資料）

一代交配種絲質調査表

交配番號	絲長	絲量	纖度
六十一號（×二化性青熟三號 二化性玉置中集）	五五三 同	○、一七一三（瓦 四屋五七四）	二、四八（デニール）
六十八號（×二化性大草二號 一化性又昔）	五七九	○、一八四〇（四、九一三）	二、五五
七十一號（×二化性青熟四號 大圓頭）	五六七	○、一五七五（四、二〇五）	二、二四
七十四號（×二化性青熟四號 一化性佛國種）	六五二	○、二一五〇（五、七四一）	二、五八
八十七號（×又 二化性青熟一號昔）	五八三	○、一七八八（四、七七四）	二、四六
八十九號（×二化性熊本白龍 二化性青熟一號）	五六六	○、一六九四（四、五二三）	二、四〇
九十八號（×二化性青熟一號 一化性白龍）	五六八	○、一九九三（五、三二一）	二、八三
百一號（×二化性青熟一號 一化性スペイン）	六七四	○、二一四九（五、七三八）	二、五七
百二號（×二化性青熟一號 一化性支那白繭）	六二九	○、一八九六（五、〇六二）	二、四二
百三號（×二化性青熟一號 一化性佛國白繭）	六三〇	○、二〇五七（五、四九二）	二、六三
百四號（黃）	六五二	○、二〇一二（五、三七二）	二、五六
百四號（白）	六四二	○、一九六八（五、二五四）	二、五一

又前に久根下氏の說明云々とありて久根氏の首唱の如くなれども其席には國立原蠶種製造所松本支所長十時雄次郎も在り、同氏は同年一月二十日より六日間開會の原蠶種製造所支所長會議に於て一代雜種に關して

一、一代雜種を簡易に行ふ方法に就ては各支所に於て考究すること。

二、夏秋蠶一代雜種中生種は松本支所にて製造し本所及各支所に配布すること。

三、掃立は八月初旬にして蟻量は各種五分とす。

四、夏秋蠶一代雜種黑種は各支所にて製造すること、依て各支所は一化性の抑制を各自に行ふか又は松本支所に依頼すること。又二化性は各支所より通知次第松本支所より送附すること。

等の諸項につき協定しありたるを以て同氏の意見もありしといふ。（高橋伊勢次郎氏一代雜種發祥史資料）

此時今井五介氏斯界の大勢を洞察し大正三年斷然として起ち自ら蠶種を製造し、之が無償配布を行ひ而して其產繭取引の保證を與へんことを決意し、其資料として一代交雜蠶種奬勵に關する意見書並に之が具體的實行案の作成方を依頼し、其意見書を携へて上京し同月末開催の中央種繭審查會出席の序に多數同志間に勸誘せり。（加藤氏發祥史）

其後今井氏は一代雜種普及實行案作成に關し國立原蠶種製造所松本支所長十時雄次郎、井上蠶糸課長、久根下美賀藏、棚澤精一、鳥羽久吾、二木洵諸氏と會し、本年度は初秋掃立に充つべき一代交雜種の生種約一千二百枚を製造し之を縣下東筑摩及南安曇郡內の養蠶家三百名を撰定し一戶四枚宛無償配付を行ひ其生產せる繭は片倉組にて買取る事、蠶種の製造は優秀なる製造家に依頼する事、但し優良蠶種製造家と雖未だ一代交雜蠶種の製造に經驗なきを以て之を監督する爲に東筑摩郡は可成原蠶種製造所に近距離の製造家に、南安曇は豊科町又は其附近の製造家に依頼する事等を協議し、

東筑摩郡　鳥羽久吾　二木洵　中原半一郎

南安曇郡　丸山光司　篠崎四郎

の五氏を選定し承諾を得たり。

國立原蠶種製造所の斡旋

國立原蠶種製造所松本支所長十時雄次郎氏は今井五介氏より此事業につき相談をうくるや大いに此擧を賛し、同支所技手高橋伊勢次郎氏試驗の實績により日本二化性種と支那一化性又は歐洲一化性を交雜したる一代雜種を有利とし、日本錦にアスコリビチエノ、セクザート、佛國白繭、清國七號を交雜したる一代雜種を作ること、せしめ、此等の原蠶種は支所より便宜融通し或は他より斡旋して事業遂行上支障なからしめたり。

又、當時一代雜種の製造法は未だ知る者なかりしを以て片倉組委託蠶種製造家會合の際國立原蠶種製造所松本支所技手高橋伊勢次郎氏は

一、外國種飼育並ニ採種上ノ注意事項（謄寫刷）
二、藥局用皿秤（實物）
三、重量法繭雌雄鑑別成績表
四、大正二年度蠶兒各齡經過表

等を示して其詳細を說明せり。左に當時の謄寫刷により外國種飼育並に採種上の注意事項を掲ぐ。

「　外國種飼育並ニ採種上ノ注意事項

催青上ノ注意

一、催青法ハ順逆法ニ據ルモ平滿法ニ據ルモ可ナリ、要ハ溫濕度ノ調和ヲハカリ激變ヲ避ケザルベカラズ。

一、支那種及歐洲ハ本邦在來種ニ比シ催青日一日乃至二日長キヲ要ス。

飼育上ノ注意

一、飼育中溫度ノ低キハ忌ムベシト雖モ餘リニ高キハ又好マシカラズ常ニ七十一二度ヲ目的トシテ飼育シ低キモ六十七八度ヲ下ラズ高クモ七十四五度ヲ昇ラザル樣注意スベシ、然レドモ本邦種ニ比スレバ幾分高キニ從フヲ可トス、溫度ノ激變ハ避ケザルベカラズ。

一、外國種ハ多濕ヲ嫌フ性アレバ濕度ハ七十度ヲ目的トシ本邦種ヨリ濕氣ノ少キ狀態ノ下ニ飼育スベシ、然レドモ乾燥ニ過ギ六十五度ヲ下ルハ宜シカラズ是レ桑葉ノ枯凋早ク營養不良ニ陷ラシムルコトアレバナリ。

經過日數ハ本邦種ニ比シ歐洲種ハ略ボ同一ニシテ支那種ハ約二日半短シ、而シテ歐洲種及ビ支那種ハ稚蠶期ノ經過數短ク五齡期ハ歐洲種ハ長ク支那種ハ概シテ短シ。

一、給桑量ハ本邦種ニ比シ歐洲種ハ多ク支那種ハ少シ、外國種ハ概シテ桑葉面ニ登リテ食桑スルノ習性アレバ踏ミツクルヲ防グ爲本邦種ニ比シ剪桑ハ稍大ニスルヲ可トス、支那種ハ前述ノ如ク經過速カナルモノナレバ常ニ注意ヲ怠ラズ攫ヲ失スルコトナク充分食桑セシムベシ。

一、前述ノ如ク支那種及歐洲種ハ乾燥ヲ好ミ又歐洲種ハ殊ニ病毒ニ犯サレ易キ體質ヲ有スレバ除沙ハ怠ラズ行ヒ蠶座ノ乾燥ト清潔ヲハカルベシ。

一、歐洲種ハ微粒子病ニ感染シ易ク支那種ハ之ニ反シ感染シ難キモ軟化病ニ罹リ易キ體質ヲ有セリ、兩種ハ共ニ濕氣ニ對シテハ著シク弱ク多濕ノ處殊ニ高溫多濕又ハ低溫多濕ノ處ニ於テ飼育スルトキハ體質虛弱トナリ種々ノ病ニ犯サレ易ク病蠶ヲ多出スルニ至ル。

一代交配種採種上ノ注意

一、交配スベキ種類ノ發蛾時日ヲ同一ナラシムルコトヲハカラザルベカラズ是レヲ爲スニハ種類固有ノ經過日數ヲ知ルヲ要ス、即チ次表ニヨリテ催青着手及掃立月日ヲ定ムベシ。

種名	催青日數	飼育日數	自上蔟至發蛾日數
アスコリベチエノ	十四日	三十四五日	二十一日
セクザート	同	同	同
佛國白繭	同	同	同
清國七號	同	三十一日	十六日

備考　貯藏溫度三十六度、催青溫度七十度トス。

飼育溫度七十二度トス。

種繭保護溫度七十五度トス。

一、飼育中天候其他ノ關係上豫定ノ經過ヲナサザルトキハ多少溫度ノ調節ヲナスベシト雖モ飼育溫度ヨリハ種繭保護溫度ヲ斟酌スルヲ可トス

一、即チ經過遲レタル種繭ヲ促進スルカ然ラザレバ經過進ミタル種繭ヲ冷藏シ發育ヲ仰制スベシ、目的ノ發蛾期日ヲ動カス能ハザルトキハ兩者ヲ併用スベク一般ノ場合ニ於テ發蛾ヲ促進スルヨリハ種繭冷藏ヲ便ナリトス。

一、發蛾促進溫度ハ八十度トス、高クモ八十五度以上トスルコトアル可カラズ。

一、種繭冷藏ハ發蛾前日ノ夕刻ニ行ヒ然シテ目的發蛾期日ノ前日取出スベシ。

一、種繭冷藏溫度ハ四十度乃至五十度トス、冷藏日數ハ可成短

期間ニ止メ長クモ五日以上ニ及バザルヲ利アリトス。

一、次ニ交配スベキ種類ヲ雌雄ニ區別セザルベカラズ、其方法ニ二アリ一ハ石渡氏法ニシテ他一ハ重量法ナリ。

一、石渡氏法ハ蠶兒ノ時代五齢盛食期ニ於テ（起除ノ際ヨリ始ムルモ可ナリ）蠶兒ノ尾部腹面ヲ檢シ選別スルナリ、今雌雄鑑別法ヲ圖示スレバ左ノ如シ。

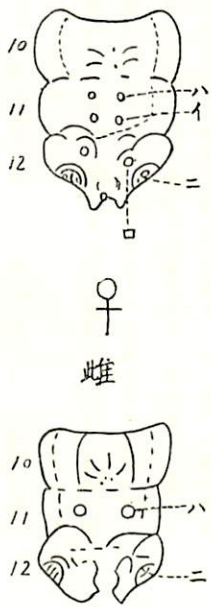

圖解

イ、雌生殖前線附着點
ロ、同　後線附着點
ハ、筋肉附着點
ニ、尾脚

一、重量法ハ種繭ニ就キ一粒ヅツ秤リ雌雄ヲ選別スルナリ。

方法　雌雄繭二十粒ヲ取リ平均一粒ノ重量ヲ算出シ是レヲ基準トシ該基準重量ヨリ重キヲ雌トシ輕キヲ雄トシテ區別ス基準ト同重量又ハ近似ノモノハ種類繼續用トシテ取除ク、此ノ如クシテ選別スレバ約九割以上ノ目的雌雄繭ヲ得ベシ、各目的トスル雌雄繭中ニ混ゼル異性繭ハ其儘トナシ置キ發蛾シタルトキ直チニ拾ヒ取リ種類繼續用ニ供スベシ。

若シ雌繭ノミヲ目的トシ選別スルトキハ基準重量ヲ約一割丈ケ重キ方ニ移シ之レヲ基準トシソレヨリ重キモノヲ選ブベク雄繭ノミヲ目的トシ選別スルトキハ右ト反シ基準ヲ輕キ方ニ移シ選別スベシ。

重量選別ニ要スル器具ハ歐洲ニ於テハ專用ノモノモアリト雖モ便宜藥局用皿秤ヲ充用シ得ベシ、而シテ該器ヲ使用シ一日ニ選別シ得ル工程ハ熟練シタルモノニシテ約五六斗ナリ。

一、二化性ニ一化性ヲ交配シ生種ヲ製造セント欲セバ右法ニ據リ選別シタル二化性ノ雌ニ一化性ノ雄ヲ交配スベシ、而シテ不用異性繭ハ發蛾前ニ殺用シテ絲繭トナス、然ラザレバ之レヲ交配シテ黒種ヲ作ルヲ得策トス。」

（高橋氏一代雜種發祥史資料による）

如斯注意せるにも拘はらず其實際に當りては種々の失敗を演ぜしこと、當時國立原蠶種製造所松本支所技手として專ら一代交雜蠶種製造を指導せられたる高橋伊勢次郎氏の手記によるに左の如し。

「大正三年に製造した千二百枚の一代雑種の大部分は日本二化性種と歐羅巴一化性種との交雑であつたから蛾の體格は非常に差があり（普通雄雌はより體格が小さいのに）歐羅巴一化性種の雄蛾は日本二化種の雌より大きい、然るに雑種の製造に慣れない雇人は之れをよく知らないて割愛の際に體格の小さい方を棄て大きいのを台紙に移したから産卵しないで大騒きした滑稽や亂暴に割愛したのて雌の生殖器を痛めて産卵が著しい不良であつたことや掛け違へ掛けはづれなとの失敗も多々あつたやうである。

翌四年には外國種の用意か足らなかつたので北信の越氏の所から不純の金黄が一部這入り其雑種の繭ハ不同で繭色も五色に分れ雑駁に現はれたとて大分評判を悪くしたが其の係りの者より雑種だから繭が雑駁になるのが當り前であると説明され成る程と首肯して繭を賣つて歸つたなとの話もあつた今昔の感に堪えない。」

（高橋伊勢次郎氏手記）

縣當局の援助

一代交雑種の配布を行はんには縣當局の援助を請ふの必要ありたるを以て今井氏より知事に出願せるに知事は之を諒とし東筑摩、南安曇兩郡長及び東筑摩、南安曇兩取締支所主事に對し左の通牒を發したり。

「蠶甲收第二七九號

松本市今井五介ヨリ一代交雑秋蠶生種普及ノ目的ヲ以テ該蠶種約一千二百枚無代配布致シ度キ趣ニテ相當養蠶家撰定方出願有之右ハ斯業改善上適當ノ措置ト考候ニ付左記條項ニ依リ飼育者御撰定ノ上今井五介ニ通達相成様致シ度尚撰定ノ方法ニ付來月二十日縣立第二原蠶種製造所ニ於テ協議會開催致シ候ニ付當日午前十時出席相成度此段及依頼候也

大正三年六月十七日

長野縣內務部長」

「記

一、配布種は日本種と支那種の一代交雑種一種、日本種と歐洲種の一代交雑種二種

一、成繭は片倉組に於て相當代價を以て購入し養蠶者に迷惑を及ぼすが如きことは爲さざる事

蠶種配布ニ關する件

一、飼育一戸に付配布蠶種は一種類とし其數量は框製四枚とす。
一、配布蠶種の種類は片倉組に於て指定す。
一、配布蠶種の數量は南安曇郡四、東筑摩郡六の割合とす。
備考　蠶種製造者は收繭後直ちに蠶種製造豫定を片倉組に豫告すること。

購繭並に品評會に關する件

一、成繭は飼育者最寄の片倉組繭買入店に於て取引すること。
一、收繭は上蔟後六七日目に於てなすこと。
一、一代交雜種繭の品評會を十月初め（神道祭の頃）開催すること。
一、飼育者は右品評會に出品すべきものとす。
一、品評會出品繭は生繭一升一合を袋入とし片倉組繭買入店に提供すること。
一、品評會出品繭は無代提供するものとす。
備考　品評會審査の方法等は別に定む。

以　上

右の通牒により東筑、南安兩郡長は各町村役場に向つて飼育を希望する養蠶家の選定方を移牒せり、然るに兩郡の蠶種家は之を聞き、蠶種製造者は養蠶家に先ちて一代交雜蠶種の性狀を知るの必要ありとし兩郡蠶種同業組合長より分配を申出たるを以て頗る理由ありとし製造の半を蠶種製造家に半を養蠶者に配布する事とせり。
斯くて選定通知をうけたる時恰も兩郡は夏繭の最盛期にして飼育希望者中、蠶室人夫等の都合にて實際飼育し能はざる者あるを聞き及びたるを以て左の照會を發し回答を求めたり。

「拜啓豫而御申込相成居候當組製造配布ニ係る一代交雜秋蠶生種は本月末より八月一二日頃迄に發生致候ニ付蠶種受取方七月廿五日より同廿七日迄三日間内ニ松本市旭町縣立第二原蠶種製造所へ御申出相成度此段及御通知候也

追而右蠶種の發生期は夏蠶最盛期の關係上万一御飼育相成難き事情の爲め發生間際に至り突然御取消等の御申出有之候ては當方の支障不尠候ニ付右の如き場合も有之候はゞ此書到着次第其趣縣立第二原蠶種製造所内齋藤常雄宛御一報煩はし度右申添候

也

七月二十日　　松本市片倉組」

果して取消を申出づるもの更に飼育を希望する者等ありて飼育者に多少の變更を見たり。

「　一代交雜種の品種名と其製造及配付枚數

品種名	製造枚數	製造者氏名	東筑摩郡配布	南安曇郡配布	國立原蠶種製造所松本支所配布	縣立第二原蠶種製造所
日本錦×ブランビユール	三六七	丸山光司	一九八	一六一	二五	二
日本錦×アスコリ	一五五	篠崎四郎	四二	一〇六	二五	二
日本錦×清國七號	一九〇	鳥羽久吾	一一二	七二	二四	二
日本錦×セクザート	三五二	二木洵	一八六	一〇五	二四	一八
日本錦×ブランビユール	二四	中原半一郎	二四	〇	〇〇	
	一、〇八八		五七二	四九〇		

備考　松本市史には二千五百枚とあり。何かの間違ならん）

右の中國立原蠶種製造所松本支所の分十五枚？は不明なれども第二原蠶種製造所の分八枚は上田蠶糸專門學校四枚縣立小縣蠶業學校へ四枚發送せり。

拜啓當組製造の一代交雜秋蠶生種縣立第二原蠶種製造所久根下所長殿より發送の御下命に依り別便を以て框製四枚差上候條御査收の上左記代金及運賃拙者宛御送金相成度御案內旁及請求候也

大正三年七月廿七日

縣立第二原蠶種製造所にて

齋藤常雄

記

蠶種代　金貳圓　四枚分

運賃　金十六錢

上田蠶糸專門學校宛
縣立小縣蠶業學校宛

尙片倉組に於ては蠶種配布に際し蠶作の安全を期せんが爲に高橋伊勢次郎氏の執筆になれる左記「一代雜種飼育ノ注意」なる小冊子を添付せり。

（本邦に於ける一代交雜蠶種の發祥史による）」

一代雜種飼育ノ注意　　片倉組

種類改良の目的で配付した雜種の成繭を集めて今秋十月一二三日を期して品評會を開き以て斯業の改善に資スルト同時に諸子が飼育に精を盡された成績を世に紹介せんとす

一代雜種飼育上の注意要項

一、雜種特殊の性質

(イ)　雜種は經過概して早いものである

ロ　外國種との交配種は特に濕氣を忌む性質がある信州の如き乾燥地には飼育し易いものと思はれる

ハ　性質が强壯である

ニ　虫體肥大する丈け大食でそして繭は豊美である

ホ　玉繭（特ニ歐洲種との交配）や下等繭の割合が少ない

二、右の性質を飲み込んで左の點に注意が肝要である

イ　催青溫度は七十五度乃至八十度を目的として適宜の處置を採らねばならぬ

ロ　飼育溫度も又前段と同樣に心掛けられたい

ハ　桑葉は特に硬軟の度を誤らぬ樣にし殊に稚蠶期の經過早き性質に處して機を逸せることなく飽食せしむる樣にせねばならぬ

ニ　特に濕氣を忌む性質があるから除沙を勉强して蠶座を常に淸潔にせねばならぬ適當な濕度は七十度位で有る

ホ　適宜薄飼とせねば豊美な繭を得られない

ヘ　不幸にして病蠶が現れたならば嚴重に之を除かなければならない

ト　若上ケや繭の若撰は禁物である

チ　上蔟中は特に乾燥を計らねば見倒しの繭となるから十分に注意を拂はねばならぬ

以　上

出品心得

出品繭は生繭の儘にて其數量は一種類一舛一合を可成寒冷紗の袋に入れ之れに種類名出品者の住所氏名を記し最寄りの片倉組繭買入店に差出されたし。

一代雜種飼育上の注意

一、一代雜種とは如何なるものか

一、一代雜種とは異つた種類を毎回新たに掛合せて作るもので例へば一化性の在來種と外國種を掛合せ又は二化性種と一性化種を掛合せる樣なものである。

一、此蠶種を作るには大部手數がかかるが是より發生したる蠶兒は强壯で且つ眠起齊一であるから概して飼育し易い、そして收繭量多く同功繭や下繭は割合に少ない又成繭は豊であつて糸量も多いと言ふ特長がある。

一、本年作つた一代雜種は次の四種である。

日本錦（雌）
アスコリビヤノ（雄）蟲は大きく繭色は黄色である。

日本錦（雌）
セクザート（雄）同

日本錦（雌）
佛國白繭錦（雄）蟲は大きく繭色は筐色である。

日本錦（雌）
支那七號錦（雄）蟲は中位で繭色は白色と筐色とを混ず。

二、催靑中の注意

一、催靑溫度が低いと繭質は劣惡になり之に反し餘りに高溫であると蟲質虛弱ならしめ甚だしいと飼育中に多數の病蠶を出し收繭量を減ずるものである、又催靑中濕氣が多かつたり乾き過ぎたりすると溫度程に大なる惡影響を及ぼさぬが蠶兒の爲にも繭の爲にも宜しくない。

一、であるから低溫であるときは適宜火力を使用して溫度を補ひ高溫であるときは涼しい處に移して可成淸涼に保護すべきである、濕度も亦常に注意して適當に保つて多濕の際は乾燥を計り乾き過た時は水などを撒布して補濕すべきである、そして催靑に適當なる溫度は七十五度內外で高くも八十度を昇らず低くも七十度を下らぬやう注意すべく濕度も又溫度と同じ程度になすべきである。

三、飼育中の注意

一、桑葉は蠶齡に相當した硬さなもので營養の充實したのを選びて給與すべきことは勿論である、維蠶期に硬い葉を與へたり壯蠶期に軟か過ぎる葉を與へたり又は硬軟葉を混じたものを與へたりするは宜しくない、なぜなれば之が爲に蠶兒の發育を不齊ならしめ或は健康を害し甚しいと減蠶を多く出し收繭量を減じることゝなるからである。

一、飼育溫度は低いと發育緩漫となり蠶兒の健康を害したり或は眠起齊一を欠くやうなことがあり又高溫に過ぎると發育は速進するが蠶兒の健康上又宜しくないもので此際若し取扱を過つたとせば多くの空頭病蠶や其他の病蠶を生じて往々取返

しのつかぬことゝなるよしそれ程にならんでも桑不足などになり糸量の多い繭は得られないのであるから温度は七十五度乃至八十度を目的としそれより高かつたり低かつたりしたときは相當なる處置をなし取扱に注意せねばならぬ。

一、濕度は適當に保つべき事は申すまでもないが夏秋蠶期のやうに高温である際には濕を忌む性あり之れを掛合せた種類でも殊更注意して過乾過濕を避けねばならぬ、一體外國種は多濕を忌む性あり之れを掛合せた種類でも多少其の傾きあるもので多濕よりは寧ろ乾く方が宜しいから信州の様に乾く處に於ては飼ひ易いのであるけれど乾くと云つても程度のあるもので餘り乾き過ぎると桑不足になつたり其他蠶兒を弱らすことになるから宜しくない、適當な濕度は七十度位いである。

一、歐洲種及支那種など外國種は本邦在來種に比し稚蠶期は經過短くなるが壯蠶期に至り歐洲種は長く支那種は同等であるか或は短い、外國種と本邦種との雜種も其傾あるから其心して飼はねばならぬ。

一、稚蠶期の取扱いは大切なものであつて此の際其取扱を誤り發育を不齊にしたり健康を害したりすると壯蠶期に至り如何に注意して飼育するも恢復せしむること不可能であるから稚蠶中は桑葉の硬軟給桑量の多寡温濕度の調和其他萬事に注意し健全に育てねばならぬ。

一、信州地方の飼い方は在來種としても少し狹過ぎる、殊に雜種を飼ふには餘りに狹いからもう少し廣くし六坪箔に五齡蠶五六百頭を入るゝ割合にし各齡も之に準じて面積を廣くするが宜しい、稚蠶期の厚飼ひは殊に宜しくないから注意を要する。

一、歐洲種は五齡期の經過長い丈け大食で支那種は經過早く食桑量は割合に渺ない、雜種も其傾あるものであつて在來種を飼ふ積りで呑氣に取扱ふと往々飢へしめたり機を失したりして桑不足ならしむることあるから歐洲種との雜種に對しては幾分量を增し支那種との雜種に對しては機を逸せず何れも毎回充分飽食せしむる様給桑すべきである、さりとて殘桑を多くするは却つて蠶兒の健康を害し加之桑葉不經濟となれば注意せねばならぬ。

一、歐洲種や支那種は乾燥を好むことは前に述べた通りであるが雜種を飼ふには其積りで蠶座の濕らぬ様除沙を勵んで蠶座を清潔に勉めねばならぬ。

一、敢て雜種に限つた譯ではないが五齡期には勉めて飽食せしむることは肝要である。

一部地方に行はれる未熟蠶を上簇せしむることは決して行つてはならぬ。

一、雜種は强壯であると云ふものの若し温濕度の調和を怠つたり給桑除沙分箔などの取扱を誤つたりすると蠶兒の健康を害し微粒子病や其他種々の病に犯さるゝものであるから飼育中

は決して油斷なく親切に取扱ひ健康に育つる様心掛けねばならぬ。

一、若し不幸にして病蠶を生じたなら直ぐに之を取捨つべきは勿論除沙を行ひて蠶座を清潔となしたりして新鮮なる桑葉を與へて健康の恢復をはかるべきである。

四、上蔟中の注意

一、外國種は高く上りて營繭するの性あり雜種も其傾あるから蔟の倒れざる様組立つべきである。

一、上蔟室内は温度を飼育中のやうに注意し高からず低からず注意して保護すべきである、殊に温度の激變は最も忌むべく若し不注意にして温度の激變に逢はしめたなら蔟中斃蠶が多かつたり或は成繭の品位は劣るのである。

一、濕度は又大いに注意せねばならぬから蔟中乾燥するは宜しいが多濕であると之が爲繭の色澤や解舒を害し著しく品位を落すのであるから上蔟室内多濕であつた場合は相當火力を使用し又は充分開放して空氣の流通を能くし乾燥をはかるべきで有、尤も通風は蠶兒の吐糸初めには避けねばならぬが繭形が出來たなら如何なる場合であつても充分室内を開放し汚氣の停滯せぬやう取扱ふことが肝要である。

一、繭の若採きは宜しくないから絶體に止め上蔟六七日頃收繭すべきである。

× × ×

要するに一代雜種は本質強壯で飼ひ易く成繭は豊大で糸量多いと稱するものゝ餘りに期待が大きく取扱ひはどうでも其通り好果を得らるゝものと信じ飼育中不親切であつたり上蔟後不注意な取扱いをなしたなら決して豫期の成積を收められぬことば在來種よりも顯著であるから深く注意せねばならぬ。

蠶兒の飼育

飼育戸數は兩郡合せて二百八十戸にして何れも郡蠶種同業組合に於て選定せる養蠶家にして一戸の掃立枚數は一種種製三枚乃至四枚宛なりき。

片倉組の此新計畫は實に本邦蠶業界空前のことにして其結果如何は直に我蠶業界に一大革命を齎らすに至るべきを以て飼育養蠶家の意氣込旺んなりしと共に、片倉組に於ても老練なる巡回教師を聘して之が指導監督に當らしめ且前掲一代雜種飼育上の注意を配布する等細心の注意を怠らざりき。

而して其結果蠶作は最初の試としては相當の結果を得たるものと稱すべく、收繭量は枠製一枚に對し上繭のみ五貫目を得たる者ありたるに反し、收繭皆無の者もありたれども、此兩者は寧ろ例外と見るべきものにして、上繭のみ四貫五百目を得たる者は相當に多く平均三貫五百匁を得たり。之を明治四十四年及大正元年度に於ける東筑摩及南安曇兩郡の養蠶家の收繭量に比するに蟻量一匁に對する收繭量四十四年度は一貫五百匁、大正元年度は一貫五百九十六匁、平均一貫五百四十八匁（縣統計による）にして、大正三年に一代雜種を飼育せる人々は概して郡内の模範的養蠶家なれば技術も一般より優れたるものと見るも尚二貫五百匁以上の收繭を得居たりと想像する能はず。

然らば平均約一貫目の增收を得たる事と成る。

次に上繭一升の平均顆數及重量は次の如し。

種名	上繭一升顆數	同上重量
アスコリビチエノ（日本錦と交配）	二〇五	九三、〇匁
セクザート（同）	二一〇	九三、〇
佛國白繭（同）	二〇五	九〇、〇
清國七號（同）	二〇五	八五、〇

次に絲質は一粒繰の成績次の如し。

種名	絲長	絲量	纖度
アスコリビチエノ（日本錦）	六六三同	〇、五六匁	二、六デニール
セクザート（同）	六六三	〇、五四	二、五
佛國白繭（同）	六六〇	〇、五〇	二、三
清國七號（同）	六〇〇	〇、四二	二、一

以上の成績を在來種（從來長野縣下にて一般に飼育されし種類）の平均糸長四百回乃至四百五十回、纖度二、二三内外に比すれば實に雲泥の

差あり。

又其收益を比較するに左表の如し。

	一代交雜種		在來種		損益
收入	円	上繭三貫五百匁	円	上繭二貫五百匁	
	一六、一〇	一貫目四圓五十錢	九、五〇	一貫目參圓八十錢	益 六、六〇
支出	一二、〇〇	桑葉六十貫目代	八、六〇	桑葉四十三貫目代	損 三、四〇
差引	四、一〇	益	〇、九〇	益	益 三、二〇

（高橋氏一代雜種發祥史資料による）

配付蠶種枠製一枚對收繭額

（加藤氏發祥史による）

品種名	上繭	中繭	同功繭	屑繭	合計	對枠製一枚 最多	最少
日本錦アスコリ	二、三〇五匁	一一〇匁	二一七匁	五二匁	二、五八四	四、四四〇匁	一、二〇〇匁
日本錦清國七號	二、七一二	一〇七	二三六	四八	三、一〇三	四、七六四	一、三〇四
日本錦ブランビュール	三、三〇二	一一〇	二五八	三六	三、八〇六	五、八六四	一、五六〇
日本錦セクザート	三、二九七	七六	三四二	五一	三、七六六	四、七三六	二、〇八一

枠製一枚ニ對スル收繭量少キハ左ノ理由ニヨル

一、兩郡夏蠶最成則ナリシ爲配布ヲウケタル者ノ内已ヲ得ズ無理ニ他ニ押付分讓セルモノアリ

二、完全ナル別蠶室ニ掃立ツル能ハズ壯蠶ノ飼育室ニテ掃立タルモノ又ハ上蔟室ニテ飼育セルモノ等アリテ稚蠶期ニ手ノ行屆カサリシコト

三、外國系蠶兒飼育者ナク、歐洲黃繭種ノ就眠時ノ色澤ヲ見テ空頭蠶ト誤認シ驚キ放棄セルモノアリ

成繭の引取

大正三年春蠶在來は五圓二三十錢なるも世界大戰勃發の爲糸價急に暴落して七百圓内外となりしのみならず生糸の前途に對して悲觀し生繭一貫二圓五六十錢内外に低落せり、然れども一代雜種の成繭は解舒、糸質良好、糸量豊富なるを以て片倉組は左の價格を以て全部引取りたれば飼育者何れも滿足の意を表したり。

最高　五圓十錢　　最低　四圓五錢　　平均　四圓三十錢

總取引貫數　　上繭　二千八百五拾貳貫八百匁

此代金　　壹萬二千二百六十六圓〇四錢

中繭、同切繭は飼育者各自々家用となせり

繭品評會の開催

大正三年十月一日より同月三日迄三日間　　出品點數　二百六十五　　二百八十七戸中　二百六十五戸

松本市神道公會所

審査長　　蠶糸課長　技師　非上伍鹿

審査員　　技師　伊藤義一

同　久根下美賀藏

技手　棚澤精一

同　小池龜太郎

同　塚田喜作

同　丸茂辰次

を任命し九月二十日より着手し左の擬賞を得たり。

品種別	出品點數	等級						
		一等	二等	三等	四等	五等	計	
アスコリ	三二	一	一	二	四	七	一五	47%
セクザート	八七	一	二	五	一六	一二	三六	41
ブランビユール	九〇	一	二	六	一五	一五	三九	43
清國七號	三九	〇	一	二	五	五	一三	33
計	二四七	三	六	一五	四〇	三九	一〇三	

十月三日褒賞授與式をあぐ。

成績　糸長　織度　二百粒ノ糸量

優等なるもの　七五八回　二、九　十三匁六分

最劣等なるもの　五三七回　二、三　八匁六分

總平均　六六〇回　二、五　十一匁

一代雜種普及第一回計畫が優秀の結果を收めたるは左記諸氏の盡力による。

一、今井五介氏多大の犧牲を惜まず全責任を荷ひ之を敢行せしこと

二、今井氏を奮起せしめたる久根下美賀藏、井上伍鹿、栁澤精一及片倉組に至りて之を內助せる齋藤常雄

三、國立蠶業試驗場松本支場長十時雄次郎、同技師水野辰五郎、同技手高橋伊勢次郎、同相澤雄左衛門

四、長野縣技手谷田部七五郎、信每松本支局長牧伊三郎氏の普及宣傳

（本邦に於ける一代交雜蠶種の發祥史　加藤集次編）

大日本一代交配蠶種普及團の誕生

上述の如く一代交雜種の第一回飼育が好成績を得其成繭品評會も好成績を以て終りしかば、更に今後一代交雜蠶種の普及發達を圖らんが爲に大日本一代交配蠶種普及團組織せられ大正三年十月廿四日公證役場の登記を完了せり。

團員の住所氏名次の如し。

松本市大字筑摩參千貳百參拾參番地	今井五介
東筑摩郡本鄕村大字横田七拾壹番地	鳥羽久吾
同郡同村大字淺間參百七拾番地	二木洵
南安曇郡南穗高村字細萱四千六百貳拾參番地	篠崎四郎
同郡豊科町字新田六百參拾四番地	丸山光司
松本市大字桐貳千四百九拾貳番地	中原半一郎

かくて普及團成立せしかば普及團に於ては、「一代交配蠶種を普及するの趣意」「一代交配蠶種製造販賣豫約方法」と稱するパンフレットを配布し同蠶種の豫約申込期限を大正四年三月廿五日限りとなしたるに尙續々申込ありて遂に其希望に對し雌獸止更に設備を擴張して之に應ずる事とし五月十五日迄延期するの盛況を呈せり。これ一代雜種の飼育上有利なることの一般に認められたる結果に外ならず。

一代雜種の飼育上有利なる事は一般に認められたるも其製造法明かならざる爲、蠶種製造家中には之に反對せる者もありたりといふ。

然るに一代雜種蠶種製造につきては高橋伊勢次郎氏多年の研究に基き大正四年四月「一代雜種蠶種製造法」を著し、當業者に其製造方法の詳細を說示し、又講習講話等に招聘せられて指導につとめ以て一代雜種の發達を促したり。こと

に右の著述は本邦に於ける一代交雜種蠶種製造法を述べたる嚆矢にして蓋し一代雜種の今日の隆昌を致せるに與りて大なる功ありしや言を俟たず。

一代交雜種の實用化と其苦心

大正四年度の製造は團員二木、鳥羽、中原、篠崎、丸山の五氏は各人名義にて製造し、片倉組は交進社の名義を以て同組松本製糸所の一部を製造所に充て之が製造をなせり。而して交進社は種繭の自由撰擇及調印の便を計る爲に原種飼育は分場制度とし原繭の嚴選に努めたり。

蠶種配付上の努力

一代交雜種然かも黄繭は養蠶家中飼育の經驗ある者少く飼育の難易に就て危惧の念を懷くもの多く好んで交雜種を飼育せんとする者稀にして之が說得容易ならず、速に普及の目的を達する爲に大正三年末より四年四月初旬に亘り各地に散在せる片倉組三十餘箇所の製糸の手を以て其購繭區域の要所に講話會を開き普及團より齋藤常雄、上條富得の兩氏出張宣傳につとめ、又齋藤常雄は大正四年三月「一代交雜蠶兒飼育法」なる一書を著し普及の一助となせり。

蠶種販賣と購繭保證

黄繭は一般製糸家にて購入せざりし爲販路を顧慮するものありしを以て購繭保證の必要を認め、産卵臺紙の裏面に左記注意と切抜欄とを設け、本團の蠶種を飼育せるものは其生産繭に臺紙の切抜を添付すれば必ず購入するの保證をなせり。

注　意　書

此種は外國種の雌蛾と日本種二化性の雄蛾(雌蛾)を交配したものである。

催青濕度　は七十二三度以上七十五度位が適當である。

在來種より催青日數二三日長引くから其積りにて催青に着手するがよい。

飼育溫度　は催青溫度と同樣でよい。

桑葉　掃立當時の用桑は硬軟宜しきを得なければならぬ。餘り柔き桑には未だ蠶體を組織すべき成分が乏しいから蠶體が軟弱となつて病氣に罹り易くなり、餘り硬いと蠶兒が食桑不足の爲に不齊と成る。

壯蠶期には成熟したる滋養分の多い新鮮の桑でなければならぬ。天氣工合により貯桑する場合には蒸したり萎らしたりせぬ樣に注意せねばならぬ。

給桑の回數と時期　回數は溫度の高低によりて一定は出來ぬが此蠶は體が肥大で經過が早い、又夫れだけ喰ひ込みも善く消化も早いから在來種より回數も量も增さねばならぬ。給桑の時機を失ひ空腹に陷らしむると取返しのつかぬ失敗を來すものである。此種は飽食すれば體色が濃厚となり靜止して動かぬ。體色漸々薄くなつて動き始めたら給桑の時機と心得直ちに給桑するがよい。一旦水分の發散して萎れた桑は青くとも食料に不適當なるもので喰はぬから斯る場合に蠶兒が食慾を生じたなら蠶座の工合などに拘泥せず粗糠を撒布するか其他適宜の方法を施し殘桑を隔離し油斷なく給桑して飽食せしむるがよい。又除沙や分箔に手間取る場合があつたら給桑を先に行ふがよい。特に溫度の高い時や五齡期蠶箔數の多い時などは手遲れ勝で失敗に陷り易いから早目に給桑して飽食せしむるがよい。蠶病の誘因は多く桑不足より來ることを忘れてはならぬ。

乾濕　蠶室や蠶座は乾燥せしめねばならぬが夫れが爲めに桑不足を來してはならぬ。乾濕計兩球の差眠中に於ては四五度、食桑中は七八度を標準として夫より乾く時は床板へ水を撒くか其他適宜の補濕を行ひ、濕る時は火力を以て排濕を行ふがよい。就眠期より桑付迄は特に乾濕の調和に注意を要す。

分箔　四眠前迄は常に蠶兒自體の四五倍の容積を與へなければならぬ。密飼は經濟的飼ひ方の樣に思ふ人もあるが、密飼にすれば桑は踏付られて敷桑となり却つて殘桑も多く蠶座も濕り、蠶兒は桑不足になり遲蠶も減蠶も病蠶も多

く、收繭量は少く品質は劣るものであるから薄飼にして自由自在に飽食せしめねばならぬ。擴座は蠶兒の發育に伴ひ常に早目に行ひ既に厚くなり蠶兒に敎はりて分箔する様ではならぬ。特に盛食期前分箔には薄過ぎると思ふか知らぬが、眠除沙の時に分箔せずとも厚からぬ程度迄に收擴げ置かなければならぬ。各齡其時の頭數を示せば

一寸坪內　一齡　十八頭　二齡　七頭　三齡　三頭　四齡　一頭半

一尺坪內　五齡　七十頭

除沙　蠶座は清潔を主とし五齡期は少くも每日二回行ふがよい。

室氣の流通　室氣の流通常に圓滿ならしめ苟も室內に臭氣があつてはならぬ。蠶室內の溫度が室外溫度と平均すれば假令戶障子を開放するも室氣が流通せぬものであるから常に溫度の差をつけ置く事を忘れてはならぬ。又蠶室は常に明るきを要す。

上簇　熟蠶は簇の尺坪に四十頭以內が適當である。蠶體が重いゆゑ簇の倒れる事があるから注意するがよい。溫度は七十五度內外が適當である。室氣の流通、光線の透射、濕氣の排除を計らぬと繭を損じ數十日の勞苦も水泡と成る。

收繭　繭の掻き取りが早いと繭質を損じ又死籠が出來るから全部化蛹した後でなければならぬ、夫れだから規則で取締つてある。特に此種は蛹體が大くて皮膚も柔いから上簇後一週間位を經過した後掻き取るがよい。

……切……取……線……

上繭　匁　中繭　匁　同切繭　匁

縣　郡　町　村　氏　名」

此種の成繭を片倉組本店又は其取次店に御賣却を望まるゝ御方は此切取線內の印章を切抜き收繭量並に住所氏名を記し繭に添へて御持參を乞ふ

大日本一代
交配蠶種
普及團蠶種
製造之章

蠶種製造の監督

所長齋藤常雄、製造部長曾根原克雄、普及部長上條富得、試驗部長小針喜三郎及び技術員をして嚴重監督を行ふ。

大正四年度製造枚數

不越年種	越年種	計	内自定販賣枚數	氏名
二七、一五三	一六、四〇六	四三、五五八	〇	片倉交通社
七、二八三	二、九〇三	一〇、一八六	五七九	二木洵
一、〇九五	七七一	一、八六六	二一八	鳥羽久吾
二、四七四	一、三一八	三、七九二	〇	中原半一郎
二、一五三	一、四一四	三、五六七	三〇八	篠崎四郎
四〇、一五七	二二、八一二	六二、九六九	一、一五〇	合計

此越年種は飼育頗る容易にして繭質良好なりし爲養蠶家の歡迎をうけ爾來數年間支歐及日支交雜種の普及前迄は此越年種を俗に反對種と稱して盛に稱揚せられたり。

生種の販賣先

各府縣別蠶種配付枚數

縣別	夏蠶	秋蠶	計	縣別	夏蠶	秋蠶	計
長野	六、九五八	一二、九四六	一九、九〇四	栃木	二七	三二九	三五六
東京	四三	一、〇五四	一、〇九七	奈良	一〇	二五四	二六四
兵庫	二	六	八	三重	二	一九	二一
新潟	二八	五五八	五八六	愛知	四	五九四	五九八
埼玉	三	二、二七四	二、二七七	靜岡	一	六三	六四

群馬	一	七四	七五	岐阜	七	七四三	七五〇				
神奈川	〇	二	二	宮城	三四	二、三九〇	二、四二四				
千葉	〇	九六三	九六三	福島	四七二	四四五	九一七				
茨城	六八	一、〇八二	一、一五〇	岩手	四〇	一三三	一七三				
青森	一八	一五	三二	高知	一	一、三八四	一、三八五				
山形	一、三五〇	一二五	一、四七五	福岡	〇	七〇	七〇				
秋田	七	二六八	二七五	大分	五六	七七四	八三〇				
福井	〇	三三	三三	佐賀	一一	六二五	六三六				
石川	四四	八九	一三三	長崎	〇	二四	二四				
鳥取	〇	一二九	一二九	熊本	〇	七三	七三				
島根	一	八二	八三	宮崎	〇	一五五	一五五				
岡山	四	七	一一	鹿児島	〇	一二五	一二五				
廣島	二六	二一	四七	山梨	〇	三	三				
山口	二	四六九	四七一	富山	〇	三	四				
香川	〇	一八	一八	北海道	一	一	二				
計	九二二	二七、三八二	三六、六〇四								

備考　一一、五五三枚は發送途中發生其他廢棄せり

片倉組に於ては、本年の蠶種製造に鑑み大規模製造所及試驗研究所の必要を感じ大正四年秋松本市に建築完了。

試驗研究部新設と共に年幾回となく試育を反覆し得る暖地に試驗地を設くるの必要を感じ大正四年一月時の臺灣總督府技師安達健三郎氏に書を送り蠶業試驗場設置に就て依頼し二木胤男を臺灣に派遣し詳細調査せるも桑園に適當のものなく空しく歸國し次で伊豆國松崎に地を卜し試驗支場を設置し試驗に着手せり。

普及團の解散

大正四年十一月二日の總會にて普及團の解散を議決せるも自然に放任する時は斯業上一般の沮喪を來し折角の計畫も水泡に歸する惧あるを以て尙ほ團名を存續し其組織方法は今井五介氏に一任せり。

機關雜誌　月刊「蠶業之日本」初號大正四年十二月廿七日發行して交雜蠶種を普及宣傳せり。

蠶業講習所設置　交雜種普及奬勵の爲指導者養成の必要を認め知事の認可を得て（大正二年二月廿八日）生徒定員五十名の入所を許可せり。

外國蠶種の輸入　大正五年二月入團せる瀧川鷲郎（明治四十三年九月農商務省海外實業練習生として蠶業研究の爲歐洲へ留學大正三年十一月歸朝後農商務省囑託）の手によりて大正五年掃立用蠶種を伊佛兩國より輸入す。

其後の普及著しく大正七年度農商務省の調査によれば左の數字を現はせり。

普通蠶種の檢定成績春夏秋種　（農務局調査）　大正七年

		區別 白繭	區別 其他
純粹種		四一〇、六五七、九七五	四〇七、五九一、一二〇	三、〇六六、八五五
固定種		五一、四〇九、一六五	四一、一二八、六五七	一〇、二八〇、五〇八
交雜種	一代交雜種	三九五、八六七、六八二	三三六、三一六、三六五	
	其他	四四、三三五、〇八七	四三、五九四、二九四	一四〇、七九三
計		九〇二、二六九、九〇九	八二八、六三〇、四三六	七三、六三九、四七三

右の表によれば僅に數年にして純一代雜種は同製造數の四割三分八厘を占め更に後數年にして原蠶種を除くの外養蠶者の飼育する蠶種は全部交雜種となりたるは普及の素志を貫徹したるものにして會心の至りに堪えざるなり。

ついで昭和三年十二月十四日　御即位大典を機とし有志相謀りて其發祥地に記念碑を建て功勞者の表彰式を行へり。其碑文次の如し。

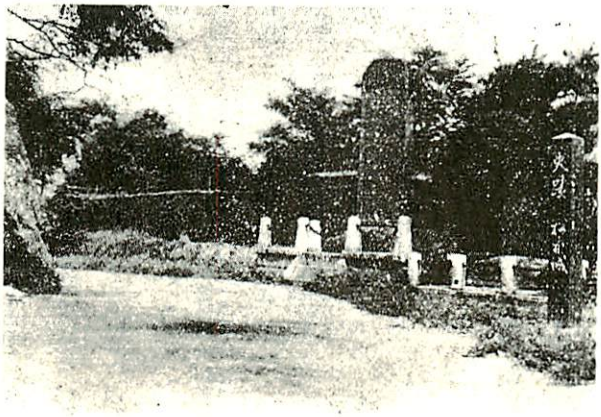

（一代交雜種發祥記念碑　大西芳雄氏撮影）

明治三十九年の交外山農學博士に依りて一代交雜種の有利なるを提唱せらるゝや蠶品種の改良は本邦蠶糸業の問題となり其の實行を叫ぶものありと雖も幾多の困難なる事情伏在し爲に進んで着手する者なかりき然るに今井五介氏斯界の大勢を洞察し大正三年斷然として起ち久根下美賀藏　十時雄次郎　井上伍鹿　掬澤精一諸氏の進言又は援助を得て東筑南安の蠶種同業組合に諮り同年夏島羽久吾　二木淸　中原半一郎　篠崎四郎　丸山光司の五氏に囑して一千有餘枚の蠶種を製造し之を兩郡に無償配布し技術員を派遣して指導せしめたるに結果は頗る良好にして到底在來種の追從を許さざるものあるを知り同年秋蠶繭品評會を開催し斯界の覺醒を促したるに大なる衝動を與へ該蠶種の希望者續出するに至れり實に之れ本邦に於ける一代雜種實用化の濫觴にして又蠶糸業界の劃時代的施設たり爾來官民一致の協心努力に依り今や蠶品種は全く一變し一代交雜種の普及を見るに至りたるは國家の爲慶賀に堪えざる所にして國富の增進に寄與せし効果亦洵に甚大なりと謂ふへし茲に星霜十有五年今昔の感に禁へす乃ち有志相謀り之が發祥地に記念の建碑を企てられ予に撰文並書を需めらる又敢て之に應ふ

昭和三年十二月十四日

顯問　大日本蠶糸會々頭正三位勳二等子爵　牧野忠篤撰並書
同　帝國蠶糸組合會々長正四位勳三等男爵　藤村義朗
同　蠶糸業同業組會中央會々長從四位勳三等　志村源太郎

一代交雜種の普及

片倉組の率先して一代交雜蠶種配布、續いて普及團の組織等によりて本縣に於ける一代交雜種飼育熱は俄然高まるに至りしが、既記明治四十五年學術研究の爲外國蠶の飼育をなせる人々及學校等も其普及發達に貢献せること大なるものあり。北安曇郡大町會根原波二氏の談によれば大正四年須坂町越泰藏バール蠶種二枚を北安蠶種同業組合に持參し會根原氏等四人にて之を飼育し、（當時の出殼繭五十六粒同家に現存す）日本錦、長白龍等と交雜して飼育し、其繭を一貫目廿五圓にて普及團に賣り其殘にて蠶種を製造せりといふ。

當時交雜種の製造は最初の事とて、雄蛾を野菜室に貯藏して之を用ふる等其製造には頗る苦心せりといふ。

かくて製造せる蠶種は郡技手たりし儀間禮太郎によりて大正五年北部五ケ村の小學校生徒に頒たれ、生徒の家庭にて飼育したるに頗る好結果を得たりといふ。如斯ことは恐らく他郡市にも行はれ以て交雜種の普及を資けたること大なるものありしならん。

一代交雜種飼育の指導奬勵

本縣に於ては大正四年一代交雜種奬勵指導の爲、養蠶組合指導監督の農業技師を新任し（縣會沿革史）指導奬勵上遺憾なからん事を期せり。當時一代雜種に對する一般當業者の方針一定せず、大正五年十二月縣下當業者に對し其意向を質せる結果を綜合すれば、

春蠶に於ては在來種を固守する風あれども、又近時外國種及其交配種を歡迎する傾向あり、殊に支那系統に屬するもの一層增加の趨勢にあり。在來種中にては大巢歡迎さる。又上下高井、上下水內、上下伊那、諏訪、東筑等に於ては二化性一化の越年種增加の形勢あり。

夏蠶に於ても在來種に執着すれども生種一代交配種歡迎され上下伊那佐久等大巢なる風穴種を希望するもの多し小縣更埴秋蠶に於ては在來種の大巢もの(黑種)歡迎さるれども一代雜種增加の傾向あり。諏訪郡にありては春二化性一化黑種(飛白)夏秋を通じて飛白種を以て統一せられたる如し、其理由としては「蠶兒よく肥大する故收繭額多き事、成繭の解舒良好にして地方製糸家の意嚮に合致す」といふにあり、又小縣郡に於ては一代交配種は本年秋不良なりし爲氣勢稍擧らず春夏秋とも交雜種を排して在來種に復せんとし、交雜中歐系黃繭は之を嫌ふこと甚しく、支那系白繭は稍宜しく半固定せるもの喜ばるゝの情勢にあり、伊那地方は日支交雜固定種の飼育一代交雜種と共に增加の趨勢にあり。といふにあり。要之

概して一代交雜種增加の傾向にあれども新らしきものに對する不安と昔きものに對する執着とが交錯して容易に改良進歩に勇往邁進する能はず、奸商又之に乘じて或時は黃繭を優良なりとして非常の高價に買ひ或時は極端に貶して繭價を下落せしむる等の惡手段を弄せり。大正六年春黃繭種一化性の成績良好なりし爲其飼育者急激に增加し蠶種製造者は注文に應ずる能はざる程なりしが其結果繭價の下落を來たし同年秋に於ては違蠶多く且一貫目に就て一圓乃至一圓五十錢の低價なりし爲縣下養蠶家の意嚮靡然として白繭に傾き在來種又は白系交雜種を要求するに至り黃繭種を豫約せる者は之を破毀して在來種に乘換ゆるに至れり。

而して大正六年秋蠶一代交雜種の特に不良なりし原因につき縣下各蠶業取締支所の報告を綜合すれば概ね左の諸點に原因せるもの、如し。

大正六年秋蠶一代交雜種の特に不良なりし理由

一、原蠶飼育上の缺點

蠶種製造業者は殆んど交雜種を製造せしと雖も多數の蠶種製造業者中には本年度始めて外國種を飼育せし者多く從て

外國種の性能を辨へず飼育法未熟練なりし爲手落多かりし事。

二、蠶種製造上の缺點

交配用在來種飼育中高溫に過ぎしを以て頻りに發育速進し上蔟期を不自然に短縮し或は不完全なる種繭冷藏をなし發蛾期を調節したる事。

三、原蠶不良にして病毒多きもの多く隨て病毒多き雌蛾を交配せしめたるもの多かりしこと、又は病毒少きも虛弱なる原蠶を交配せしめたるもの多かりしこと。

四、種繭又は蛾の冷藏不完全なるものによりて製種せること。

五、蠶種需要供給の均衡を失したる爲粗製濫造に流れ養蠶者は良種撰擇の暇なかりしこと、往々黃繭種中に二割位の白繭を混ぜるものありしといふ。

六、飼育法の未熟

養蠶家は飼育中高溫乾燥の爲發育速進せるに勞力缺乏の爲十分之に應ずる飼育をなす能はず桑葉粗硬となつて蠶兒の生理を害し營養不良に陷り、或は桑葉高價となりしを以て充分飽食せしむる能はざりしものありしこと。

七、理解せざる爲不安なりしこと

上水內郡の如きは六年春蠶に始めて交雜種を飼育せり。南佐久に於ては春二割夏蠶四割。

八、仲買等の奸手段に迷はされたること

白繭の飼育者に對しては黃繭の方が交雜種としては良種なりと云ひ黃繭飼育者に對しては反對の言を弄して養蠶家を惑はせり。

九、夜間の冷溫に對して補溫の途を講ぜざりしこと。

一〇、交配上の調節を誤り過度に加溫し（八十五六度五日間餘）發蛾進速せしめたること。

一一、飼育者一代雜種に對する經驗淺く加ふるに一般技術者の研究足らざるより飼育上の注意に缺くる點ありしこと。

かゝる情勢に鑑み縣は大正六年五月左の告諭を發して一代交雜蠶種の粗製濫造を誡しめ優良蠶種の生産につとめしめたり。

一代交雜蠶種製造ニ關スル告諭

近蠶種業ノ趨勢ハ專ラ蠶種類ノ改善ヲ企圖スルノ機運ニ到達セリ是ヲ以テ本縣ハ銳意當業者ノ注意ヲ喚起シ大正三年以來大ニ一代交雜蠶種ノ製造ト其飼育ノ普及トヲ奬勵シタルヲ以テ其需用頓ニ增加シ大正五年度ニ於テハ特別蠶種四十餘萬枚ヲ生產スルノ盛況ヲ呈シ之レガ需要ハ今後愈々益々激增セントスル傾向アリ

惟フニ一代交雜種ノ製造ハ深ク其基礎原種ノ性狀、撰擇、配合、雌雄蛾ノ分離、病毒豫防並各性遺傳ノ狀況等ヲ考究シ之レニ加フルニ周到ナル注意ト熟練ナル技術トヲ以テシ始メテ優良蠶種ノ生產ヲ見ルヲ得ベシ若シ否ラズンバ却テ品質ヲ劣惡ニシ飼育上ノ困難ト產繭ノ雜駁トヲ來タスノ恐レアリ而シテ當業者中往々需用ノ激增ヲ奇貨トシ目前ノ小利ニ眩惑シテ粗製濫造一時ヲ瞞着セントスルモノアルガ如シ斯クノ如キハ獨リ蠶種家自身ノ信用ヲ失墜スルノミナラズ本縣蠶種ノ聲價ヲ傷ケ延テ國益ヲ阻害スルニ至ルベク寔ニ遺憾ニ堪ヘザルナリ

當業者深ク如上ノ理由ヲ考慮シ周到ナル注意ト熟練ナル技術ト完全ナル設備トニ由リ以テ優良蠶種ノ生產ニ勉メ斯業ノ發達ヲ計リ益々本縣蠶種ノ名聲ヲ發揚シ國富ノ增進ニ資センコトヲ期スベシ

大正六年五月八日

長野縣知事　赤星典太

かくて一代交雜蠶飼育は縣の指導奬勵、普及團の活動、養蠶組合の勃興と加ふるに繭糸價の好況に惠まれて漸次發達

普及し大正六年春蠶に於ては在來種の掃立は平年並なりしも一代交配種二三割の增加を見收繭量も著しく增加せり。然るに同年秋は前記の如く種々の原因より成績概して不良にして收繭額も減ぜし爲交配種發展の前途に一抹の暗雲を投ぜしも其後蠶種製造法の進歩飼育法の改善等により漸次飼育者の增加を見大正八年糸價の好況に伴ひ各郡の報告を見るに

西筑摩郡　品種は純在來種最少く概して交雜種に推移する傾向あり

下高井郡　繭糸の改良に伴ひ交雜種の飼育著しく多く三四割增

上伊那郡　交雜糸統一般に歡迎さる、明年春は黃繭交雜大部を占め白繭交雜種二割內外、在來種は殆皆無とならん

といひ、其他大同小異にして交雜種全盛時代を現出せんとせり。

これ交雜種に對する理解の進みたると飼育法にも習熟し在來種に比し品質優良の繭を多量に收穫するを得たるとにもよれども、當年の糸價に於ても相當の開ありしを以てなり。今、參考の爲に大正八年に於ける在來種と交雜種の繭價を掲ぐれば左の如し。

郡名	在來種		交雜種	
	白上	買馴	白上	買馴
下伊那	一二、七八〇錢	—	一三、七〇	一三、〇〇
上伊那	—	—	一五、二三〇	—
東筑摩	一三、(一四)圓	—	一五、〇〇	—

黃繭は白繭に對し二三十錢安日なり。

一代雜種ニ關スル各支所ノ狀況　　大正六年度調査

郡市名 ＼ 種目	一代雜種ノ不良ナリシ地方	一代雜種ノ特ニ在來種ニ劣リシ事實	一代雜種ノ特ニ不良ナリシ理由	一代雜種ノ復式雜種又ハ逆交雜トノ比較	夏蠶期ニ於ケル一代雜種ト反對種トノ成績比較	夏蠶期ニ於ケル一代雜種ト交雜固定種トノ比較	春蠶一化性一代雜種ト反對種トノ比較成績	一代雜種ニ對スル一般當業者ノ意向	管内ニ於ケル一代雜種普及ノ現況	一般秋蠶狀況
南佐久	南相木、北相木、北御牧、畑八村ノ一部、海瀬村、櫻井村ノ一部	夏蠶期ハ在來種ハ分ナルニ交雜種七分作ナルモ極メテ良キモノアリ	原蠶ノ病毒多キタメ氣候不良桑葉不良	復式雜種ハ蟲質強健ナルモ繭色前者ニ劣ル	—	後者ノ成績ハ前者ニ優レリ	後者ハ收繭ノ成績價格トモ良好	製絲家黄繭ヲ嫌フニアラズ日支白繭ハ五七十錢高シ養蠶家一代雜種ヲ希望ス	春二割 夏四割	六分作
北佐久	東長倉、布施、平根、南御牧、本牧、中佐都ノ各村、協和村ノ一部	蠶種購入上ノ手數多シ壯蠶ニ病毒出デ成繭雜駁	氣候、飼料不良原蠶ノ不良種繭保護缺陷	—	—	—	後者ハ飼育容易ナルモ繭質稍劣リ價格安シ	夏秋蠶ニハ危惧ノ念ヲ懷キ在來種安全	四割ナルモ白繭交配ヲ歡迎ス	七分作 一代雜種不良
小縣	一般不良 六分作	基礎原種ノ不確實ナルモノ又ハ病毒多キモノハ不良	基礎原種ノ確實ナルモノハ特ニ不良ナル事實ナシ	—	—	—	後者ハ前者ヨリモ容易ナルモ繭質稍劣ル	—	—	五分作
諏訪	飼育少ナク失敗者ナシ	特ニ劣リシ事實ナシ	原蠶ノ虛弱ノタメ種繭冷藏誤ル飼育者技術幼稚	—	前者ハ發育齊一飼育日數一日位短ク食桑量少ナク絲量稍劣ル	—	—	實地經驗少ナキヲ以テ未ダ半信半疑	約百分ノ一位夏秋一割四分五厘	七分作
上伊那	宮田、東西春近、高遠町、東箕輪各村	五齡末期ニ至リ病毒軟化病多發	原蠶ノ發育不良病毒歩合多カリシコト交配ノ調節冷藏ヲ誤リシモノ	—	—	概シテ一代交配ヨリ良好	一化性一代交雜種ハ成繭豊大ナルモ收繭量多カラズ後者ハ之レト反對	夏秋蠶ニ對シテハ危惧ノ念アリ	五割三分内黄繭五割	不良

下伊那	山部ハ可ナルモ平坦部不良	稚蠶期ヨリ細蠶、空頭病ヲ出シ壯蠶期軟化病ヲ出ス	發芽調節ヲ誤ル 飼料不良	後者ハ産卵量多ク蠶兒強ク收繭多キモ成繭雜駁	後者ハ前者ニ比シ遲蠶少ナク收繭量多シ	後者ハ飼育容易ナリト雖收繭量及絲量劣ル價格二三十錢安シ	夏秋期ニハ日支白繭交配種多カルベキ見込	春一割 夏五割 秋二割	早口不良普通掃立增加ニ伴フ一割增ノ收繭
西筑摩	駒ケ根村 日義村	在來種ニ比シ不良甚ダシキハ放棄セルアリ	良種撰擇ノ暇ナカリシコト 粗製濫造季候ノ調和ヲ誤ル	後者ハ飼育容易ニシテ低溫ノ處ニテハ收繭量却テ多シ	後者ハ收繭量多キモ飼育前者ヨリ困難ニシテ高溫ノ處ハ不良	後者ハ飼育容易ニシテ收繭多シ價ハ差ナシ	夏秋期ニハ方針一定セズ	春一割 夏秋一割五分	七分作
東筑摩	一代雜種特ニ不良ナルモノ聞カズ	在來種ト同一事情ノ下ニアリテ一代雜種ノミ不良ナルモノナシ	病毒多キモノヲ交配スロヲ揃ヘントシテ却テ大部分ノ蠶兒ヲ不良ナラシム 氣候不順桑葉不良病毒多キ雄蛾ヲ用ヒタコト	後者ハ收繭量ノ開差前者ヨリ少ナシ價格特記スベキモノナシ	後者ハ飼育容易ニシテ收繭多シ前者ニモ同樣ノモノアルモ少シ	後者ハ飼育容易ニシテ收繭多シ前者ニモ同樣ノモノアルモ少シ	白繭一代雜種ヲ望ムモノト在來種ヲ望ムモノトアリ	蠶種ノ生産地ニシテ組合熱心家ノ斡旋アル處ハ發達シ他ハ舊態	平年作
南安曇	三田村地方稍不良ナルモ慨シテ良好ナリ	特ニ劣リシ事實ナシ	原蠶ノ成績不良ナルモノ種繭冷藏ヲ誤リタルモノ桑葉不良	後者ハ飼育容易ニ收繭多ク且繭價稍高シ	後者ハ飼育容易ナルモ成繭雜駁	後者ハ飼育容易ナルモ成繭ヲ價格安シ	蠶種製造交雜四三%內黃三二%	白繭交雜種增加ノ趨勢	八分作
北安曇	不良ノ所ナシ	—	稚蠶期ニ高溫桑葉不良	收繭ノ成績ハ後者宜シ	收繭量ハ反對種多シ	前者ハ蠶兒ノ經過長ク繭價亦五分高シ	明年度在來四交配六黃白約切半	在來種八割一代雜種二割內白繭五分	前年ヨリ二割減
更級	郡內一般不良	在來六分作一代雜種二分作	桑葉不良天候不良蠶種不良	—	—	—	繭價低落ナキ限リ囑望セラレツヽアリ	約四分（八千枚）	平均六分作

郡市名	種目	一代雜種ノ不良ナリシ地方	一代雜種ノ特ニ在來種ニ劣リシ事實	一代雜種ノ特ニ不良ナリシ理由	一代雜種ト復式雜種又ハ逆交配トノ成績比較	夏蠶期ニ於ケル一代雜種ト反對種トノ成績比較	夏蠶期ニ於ケル一代雜種ト交雜固定種トノ飼育成績	春蠶一化性一代雜種ト反對種トノ比較	一代雜種ニ對スル一般當業ノ意向	管内ニ於ケル一代雜種普及ノ現況	一般秋蠶狀況
埴科	埴生、倉科、豊榮ヲ除ク一圓	在來種ハ六分作位ナルニ二、三分作(日歐)日支稍良	桑葉ノ不良蠶種病毒アルモノ多シ黄ハ原種ノ不良	—	—	—	飼育ノ優劣ナキモ後者ハ前者ヨリ一貫ニ付キ四、五十錢安シ	秋蠶期ニ於テハ人氣沈靜	春一割二三分夏三割秋一割	平均五分作
上高井	小布施、都住、綿内、川田、日瀧村	成績三分在來一枚ニ對シ三貫優良交配二貫五百匁	原蠶不良桑葉不良氣候不順	—	—	夏蠶交配八分作	大差ナシ但シ後者ハ前者ヨリ飼育稍短シ	秋蠶ニ對シテハ方針不確定	全掃立ニ對シテ約一割	五分作
下高井	夏岳南、中野町附近秋郡一圓	在來種ニ比シ病毒多發二割内外減收	種屋ノ經驗乏シ歐洲系ノ蠶種病毒多シ桑葉不良	—	成績差異ナシト雖モ前者ハ一割内外ノ增收	同上	後者ハ前者ヨリ解舒良好ナレ𪜈絲量少ナク價安シ	意氣旺盛	白繭交雜ノ要望多シ	七分作
上水内	朝陽、古里、三輪、古牧、長沼、芹田、大豆島、柳原、安茂里ノ各村	在來種四分作ナルニ交雜ハ三分作	原蠶ノ虚弱種繭冷藏ノ不適桑葉不良	—	—	—	後者ハ稍收繭少ナキモ飼育容易	春蠶ニハ黄繭交配ヲ望ミシモ繭價下落ノタメ在來種ヲ安全ナリトス	漸次普及ニ向ヒツヽアルモ秋期價下落ノ爲メ一頓座ヲ來セリ	八九分作
下水内	秋津村柳原村	在來種ノ七八分作ナルニ對シ五分作以下	高溫旱天原蠶ノ不良	—	—	—	等差ヲ認メズ	來春購入蠶種迄モ躊躇ノ狀	五%	七分作

一代雜種ニ關スル各郡ノ狀況

南佐久	南相木 畑八 櫻井	在來八分 一代交雜七分	蠶種不良 氣候不良			
北佐久	南大井、東長倉、平根、本牧、中佐都、南御牧、布施、協和	三眠ヨリ病蠶ヲ出シ五齢ヨリ病蠶多發	蠶種不良 蠶ハ原蠶不良 高温乾燥			
小縣	一代雜種ノミナラズ一般ニ不良（六分）	春蠶ハ佳良 夏秋蠶ニハ不良	桑葉不良			
諏訪	一代雜種飼育少ナク從テ特ニ不良ナル地方ナシ	收繭量在來飼育不良種ノ半額	蠶種不良 飼育不良 桑葉不良	一代雜種ハ反對種ニ比シ飼育日數短ク收繭多シ	前者ハ成績及取引價格後者ニ及ズ	春蠶ニハ希望者アルモ夏秋蠶ハ未ダ目下ノ處迷ヒ居レリ
上伊那					大ナル差ナシ	未ダ普及ニ至ラザルモ漸次增加ス
下伊那	飯田町附近 平坦部	非蠶期ニ至リ病蠶多發セリ	原種ノ不良 氣候ノ不良 冷藏ヲ誤ル	反對種ハ收繭多カラザルモ成績良好	大キモ反對種ハ飼育容易ナルモ繭質稍劣ル	春蠶ニハ意氣込アルモ夏秋蠶ニハ希望者ナシ
西筑摩	大桑村 駒ケ根村	五齢二、三日ヨリ病蠶多發	不明		取引價格差ナシ	春二割
東筑摩	ナシ	販賣ニ困難シ價格安キノミナラズ特ニ劣リシコトナシ	基礎原種不良	反對種收繭多ク成績良好		

南佐久	春一割 夏秋四割	六分作	絲價變動ノ爲メ繭路			
北佐久	幾分飼育スルモ尙未ダ試育	山間部ヲ除キ不良七分作	在來白繭希望			
小縣	春二割	平坦部不良山間部稍可				
諏訪	未ダ普及ニ至ラザルモ漸次增加ス	七分作	春蠶ニハ希望者アルモ夏秋蠶ニハ未ダ目下ノ處迷ヒ居レリ	前者ハ成績及取引價格後者ニ及ズ	大差ナシ	
上伊那						
下伊那	春一割 夏二割 秋一割	可良	日支白繭交雜種希望	固定種ハ眠起稍不齊ナルモ成績ハ極メテ宜シ		
西筑摩	春一割四分、夏秋三割一分	早口不良晩口良好	黃繭一代交配ヲ希望ス	取引價格差ナシ		
東筑摩	漸次普及	前年ヨリ二割減	黃繭一代交配種ノ希望	反對種收繭多ク成績良好		

南安曇	夏蠶期ナシ 春蠶期ニハ 小倉村	—	發蛾調節不完全ナル冷藏	—	成績何レモ宜シ	大差ナシ	飼育成績差ナキモ前者ハ價五十錢高シ	秋蠶ノ時價格下落ノタメ普及ヲ妨グ	掃立枚數ニ於テ五分	成績良好ナレ𪜈掃立減少シ收繭高減ズ
北安曇	—	—	—	—	後者ハ飼育容易ナレ𪜈飼育日數稍長ク上繭少シ	—	後者ハ飼育容易給桑少ナク日數稍短シ	優良ナルモノニハ全部之レニ改メントスル意向	春四分八厘、夏二割二分、秋三割一分四厘	—
更級	郡内一般	同一家屋ニテ飼育セルモノ在來種異狀ナキモ交配ハ三齡以後及五齡ニ至リ病蠶多發	蠶種ノ虛弱	—	—	—	前者ハ飼育日數長シ收繭又一二割多シ價モ五分乃至一割高シ	春蠶ニハ希望シ夏秋蠶ニハ希望少シ	春夏秋ヲ通ジテ約六千枚	旱害ノ爲メ三四分作
埴科	埴生、倉科、豊榮ヲ除ク郡内一般	在來六分日歐交配二三分日支交配稍可	高溫過乾桑葉硬化基礎原種ノ不良原種ノ製造所不良	—	—	—	飼育成績ハ兩者差ナシ取引價格ハ前者三四十錢高シ	夏秋期ノ成績ハ並價良好ナラザルタメ沈靜狀態	春一割三分 夏三割 秋一割	桑葉硫化ト高溫乾燥ノ爲メ五分作
上高井	小布施、都住、綿内	稚蠶時代ヨリ發育不齊五齡ニ病毒多發	桑葉不良ヨリ來ル榮養不足	—	—	固定種ノ飼育ナシ本期ノ一代雜種ノ成績ハ良好	著シキ差異ナシ價格同樣	繭價下落ノ爲特ニ夏秋蠶ニハ嫌忌ノ傾	春五分 夏秋一割	山間部ヲ除キ一般ニ不良
下高井	中野町附近	四五齡當時ヨリ病蠶多發在來種ヨリ二割減	—	—	—	—	—	—	—	—

大正六年春蠶種製造額概數

		本年製造概數 特別蠶種	本年製造概數 普通蠶種	本年製造概數 合計	前年製造實數 特別蠶種	前年製造實數 普通蠶種	前年製造實數 合計	前年トノ比較增減
歐州種	黃蒲	三、〇三一、六三八蛾	九八九枚	三一、〇二一枚	一、四二五、六六八蛾	七八七枚	一五、〇四四枚	一五、九七七枚
	白蒲	四三六、七六四	二二四	四、五九二	一八三、一八五	一一六	一、九四八	二、六四四
支那種	黃蒲	一九八、四一六	九七	二、〇八二	五四、二〇八	七六	六一九	一、四六三
	白蒲	二、五四八、九六七	一〇、三二三	三五、七七三	一、四七二、一三〇	六、二八四	二一、〇〇六	一四、七六七
歐支交雜種	黃蒲	三、五九六、六四九	四四一	三六、四〇八	二五三、五六八	二〇	二、六五六	三三、七五二
	白蒲	二三八、四七六	六九	二、四五四	三四、七七六	—	三四八	二、一〇六
日歐交雜種	黃蒲	一三、一七六、三六八	三、二五〇	一三五、〇一四	一、九二八、七八八	六五六	一九、九四四	一一五、〇七〇
	白蒲	一、三六〇、七八四	六〇三	一四、二一一	三三三、四一七	八六	三、四二一	一〇、七九〇
日支交雜種	黃蒲	二三六、七六八	四一三	二、七八一	九五、一一六	九八	一、〇五〇	一、七三一
	白蒲	四、五九八、七一六	五、五九二	五一、五八〇	二、三一五、六四七	七、二四七	三〇、四〇四	二一、一七六
日支歐交雜種	黃蒲	五一六、三〇八	二二四	五、三八八	三〇五、二三七	一二〇	三、一七三	二、二一五
	白蒲	三二六、七六〇	六〇四	三、八七二	四四〇、三六三	五四三	四、九四七	一、〇七五
日本種		二二、四四五、一三四	三〇三、六五一	五二八、一〇三	二六、八〇七、一一五	三四〇、〇八五	六〇八、一五七	八〇、〇五四
計		五二、七一一、七四八	三二六、四八〇	八五三、五九八	三五、六四九、二一八	三五六、一一八	七一二、六一一	一四〇、九八七

備考　特別蠶種ハ百蛾ヲ以テ一枚ニ換算シテ合計ニ算入セリ

第一表　（交雜種）春蠶

		特別蠶種 一代雜種	特別蠶種 其他	普通蠶種 一代雜種	普通蠶種 其他
日歐交雜	白	六、八一四	六一一	一、三二一	二三九
	黃	四四、七六四	一、五〇六	一、八九一	三九七
日支交雜	白	二一、一七三	二、三六〇	三、一四八	一、〇六八
	黃	五、三四五	一、二〇二	三八八	三

歐支交雜	白	一、〇五六	二五〇	二六三	三五〇
	黃	二、四九五	五八〇	六八	五〇
日歐支交雜	白	九一〇	七	一五	—
	黃	一六一	五〇〇	二〇	一〇
合計	白	二九、九五三	三、二二八	四、七四七	一、六五七
	黃	五二、七六五	三、七八八	二、三六七	四六〇

第一表（交雜種）夏秋蠶

日歐交雜	白	七、八二九	四〇四	九〇〇	二八五
	黃	一二五、七二七	一、七七六	三、六二一	二九三
日支交雜	白	四三、四一一	一、六八七	八、〇〇四	四三七
	黃	一二、六三三	五三三	六〇〇	三五四
歐支交雜	白	八九六	四	八三	—
	黃	一、二一三	五五	—	—
日歐支交雜	白	八八八	二一一	一九七	—
	黃	六二九	一二〇	八五	—
合計	白	五三、〇二四	二、三〇六	九、一八四	七二二
	黃	一四〇、二〇二	二、四八四	四、三〇六	六四七

第二表（純系）春蠶

		特別蠶種	普通蠶種
日本種	白	二八四、二六四	二〇三、〇三六
	黃	七九	—
歐洲種	白	八六四	六九九
	黃	四、三八二	二二九
支那種	白	九、四三六	一、九一七
	黃	六四三	一九
合計	白	二九四、五六四	二〇五、六五二
	黃	五、一〇四	二四八

第二表（純系）夏秋蠶

日本種	白	六〇九、四〇一	三四八、八五四
	黄	三二五	—
歐洲種	白	二、二八五	五二四
	黄	三、五四一	四〇六
支那種	白	二、七三二	三六七
	黄	六一三	五三
合計	白	六一四、四一八	三四九、七四五
	黄	四、四七九	四五九

大正六年繭產額表

項目	春蠶			夏秋蠶			計			合計
	日本種	外國種		日本種	外國種		日本種	外國種		
		黄繭	白繭		黄繭	白繭		黄繭	白繭	
郡市名	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
南佐久郡	一六、六八五	二、一一三	六三三	一〇、六五二	二、九一三	六一〇	二七、三三七	五、〇二七	一、二四三	三三、六〇八
北佐久郡	一七、四九三	一、九七四	二、九七〇	一九、一〇二	三、六七七	三、七一九	三六、五九五	五、六五一	六、六八九	四八、九三五
小縣郡	四四、四六九	一、六〇一	四、四〇七	四五、三二〇	二、四〇七	四、三二一	八九、七八九	四、〇〇八	八、七二八	一〇二、五二五
諏訪郡	九、四六〇	五一二	七七	四六、九七五	七九	三六	五六、四三五	五九一	一一三	五七、一三九
上伊那郡	二三、八三八	五、六七三	五、二五七	四五、二二一	四、五四六	二、二七五	六九、〇四九	一〇、二一九	七、五四二	八六、八一〇
下伊那郡	五一、七七一	七、一七四	五、四三三	六〇、五四三	七、五一七	四、五三六	一一二、三一四	一四、六八一	九、九六九	一三六、九六四
西筑摩郡	五、二二一	二、〇四三	一、二九五	一、九九八	八二一	一、四九二	七、二一九	二、八六四	二、七八七	一二、八七〇
東筑摩郡	八、三四〇	一、二九四	一五二	七三、一七〇	二、九九七	二九五	八一、五一〇	四、二九一	四四七	八六、二四八
南安曇郡	三、五五六	二〇六	二一一	四一、九七二	一、六二六	一、五六九	四二、五二八	一、八三二	一、七八〇	四六、一四〇
北安曇郡	三、八五一	一九六	三二四	一六、〇四二	二、一七八	一、三八一	一九、八九三	二、三七四	一、七〇五	二三、九七二

更級郡	一六、四八二	一、二〇九	四四四	一六、三四八	一、一六一	五八二	三二、八三〇	二、三七〇	一、〇二六	三六、二二六
埴科郡	一五、三九一	七六二	一、〇〇〇	一二、〇九〇	二、〇〇四	九七七	二七、四八一	二、七六六	一、九七七	三二、二二四
上高井郡	一六、七八二	七四八	二〇八	一〇、一七二	五八六	二五七	二六、九五四	一、三三四	四六五	二八、七五三
下高井郡	一〇、〇九五	一九二	三三五	九、四二四	一五六	八七四	一九、五一九	三四八	一、二〇九	二一、〇七六
上水内郡	一九、一九六	五五一	四八二	一七、三五五	七二九	五九一	三六、五五一	一、二八〇	一、〇七三	三八、九〇四
下水内郡	二、六四八	二四	六	二、七九五	四九	二三	五、四四三	七三	二九	五、五四五
長野市	四一四	二	三	二四四	二	八	六五八	四	一一	六七三
松本市	六四	—	—	一、六八五	一九	—	一、七四九	一九	—	一、七六八
合計及平均	二六五、七五六	二六、二六四	二三、二三七	四三一、一〇八	三三、四六七	二三、五四六	六九三、八五六	五九、七三三	四六、七九三	八〇〇、三七六

蠶兒雌雄鑑別の沿革

蠶兒の雌雄鑑別は明治三十七年（四十三年）農學博士石渡繁胤氏によりて發見せられしも、未だ實用化するに至らざりき。

其後大日本蠶糸會に於ては種繭保護器及雌雄選別器の懸賞募集をなし、大正五年其成績を發表するに至りしが、之に刺激せられて各種選別器の發明を見るに至れり。

片倉式種繭鑑別器

一、片倉單式一號　大正三年秋試驗的ニ作製セルモノ。

二、同　二號　大正四年度作製、實際ニ使用ス。

三、同　三號　大正五年度單式二號ヲ改良セルモノニシテ同年新案特許ヲ得、當時片倉及一般當業者モ本器ヲ使用スルモノ多シ。一日ノ工程約四斗内外ナリキ。

四、片倉A式

大正五年普及團教師二木種雄氏及山口、早川二氏ニヨリ考案作成セラレタルモノニシテ、普及團ニ於テハ動力ヲ用ヒテ之ヲ使用セルモ、機械複雑ニシテ狂ヒ多キ爲、直チニB式ニ改ム。

五、片倉B式

大正五年A式ノ缺點ヲ補ヒ作製セルモノニシテ、同年動力ヲ用ヒテ、實用的ニ使用セリ。コレ程繭鑑別器ニ動力ヲ用ヒタル嚆矢ナラン。

鑑別工程ハ大澤式ヨリ多少良好ナリシモ、器械ノ振動多ク、狂ヒ生ジ易カリシ爲一般ニ公開セラレザリキ。

廻轉式鑑別器

本器ハ大正六年大澤氏ニヨリテ考案セラレシモノニシテ、當時ニ於ケル最良ノ鑑別器ナリキ。

大正十一、二年兩年度ニ於ケル平均鑑別成績次ノ如シ。

一時間工程		一、七〇〇粒
一日工程		一八、八〇〇粒
一日工程種繭員數	歐洲種	一〇、〇〇〇
	日本種一化	八、九〇〇
	同 二化	六、七〇〇
	支那種一化	七、〇〇〇
	同 二化	六、〇〇〇

大澤式

舊六年二分式

七年二分式

九年二分式

其の他

岩島式二分式

六仁式二分式　選繭器

富田式三分式

廻轉三分式分昭和二年度大澤氏ニヨリ前記機械ニ改良ヲ加ヘ考案セルモノニシテ工程モ前記器械ヨリ七、八割增加ス。

分離器中間用

片倉式

宍戸式

則嶋式

其後大正十年石渡博士は蠶兒の斑皺による鑑別法を發見し、又長野縣蠶業取締所諏訪支所長店澤正平氏は雌雄鑑別法の實用化につきて多年研究の結果大正十一年之を完成し、一代交雜蠶種製造者の一大難關は闢かるゝに至れり。

かくて從來鑑別器によりて鑑別せられたる雌雄鑑別が蠶兒にて鑑別せらるゝに至りしかば、各地に於て雌雄鑑別手養

成講習を開きて（松本蠶業取締所に於ては大正十二年）鑑別手を養成し、所謂雌雄鑑別嬢として縣內蠶種製造家は勿論他府縣にも進出するに至り、好況時代には織手にして一期よく二、三百圓の收入を得て歸りしと云ふ。

第二節　世界大戰と養蠶業

大正四年の諮問會

大正三年八月我國は日英同盟の誼により大戰の渦中に投じ、獨逸に向つて戰を宣するに至りしかば、財界頗る異狀を呈し、諸物價の變動甚だしく金融は梗塞して、財界一時大恐慌を來せり。

ことに蠶糸類は世界を相手とする所謂對外貿易品なれば、其打擊を蒙むれる程度一層甚しきものあり。於是大正四年二月農商務省は時局の蠶糸業に與ふる打擊の大なるに鑑み、蠶糸主要產地の府縣より代表的人物を招致し、諮問會を開き時局に對し今後蠶糸業者のとるべき處置、共同經營の普及を圖るの方法、繭、生糸に關し倉庫業利用の方法を諮問せり。

本縣に於ても時局の影響をうけて、當然繭價の低廉なるべきを豫想せるも事急激に起れるを以て、他に適當なる方法なかりし爲、桑葉の自給と勞力の自給とを本體とし、可成生產費の低減をはかりて此の難局に處せんとせり。

此年七月代議士岡崎久太郎外數名より蠶糸業救濟に關する建議案及蠶糸業向上發展の調査機關設立に關する建議を衆議院に提出し、可決せられたり。

然るに大戰の範圍は略々歐洲に局限せられ、本邦蠶糸類の最大輸出先たる米國は戰禍の圈外に立ち、歐洲諸國の商工業の停頓せるに乘じ盛んに活躍し、財界頗る活況を呈せしかば恐慌漸次解消し糸價好況を呈し、非常時局に對する縣の指導奬勵一代交雜種の普及發達養蠶組合の活動等と相俟つて順調なる發達を遂げたり。之を數字的に見るに左の如し。

年次	掃立枚數	收繭量
大正三年	八六九、六八〇枚	六六四、九一四瓦
同四年	九〇四、〇八七	六八三、八八五
同五年	九一七、五七六	八〇一、八四四

然るに大正六年（一九一七）二月米獨國交斷絶の報傳はり、（四月より米獨交戰狀態に入り、六月には米國遠征軍パリーに到着）米國亦戰爭の渦中に投ぜし爲、其財界に及ぼすべき影響の甚大なるべきを豫想して、橫濱生糸市場は大混亂を來し、一時立會停止の止むなきに至りしも、其後大戰の經過は聯合軍に有利に展開して米國の參戰は實際に於て財界に豫想せるが如き影響なく、米國の財界は依然好調を持續せしかば、同年（一九一七）末には生糸市場大活況を呈するに至れり。

爾來多少の波瀾曲折は免れざりしも、大正九年一月迄は概して糸價は好況を持續せしかば、養蠶家も之に伴ひて利する所多く一般に意氣旺盛なりしも、一方勞力の不足、從つて養蠶勞銀の高騰、米價桑葉肥料等諸物價の騰貴等を考慮し、縣當局及び組合等に於てはつとめて樂觀的、投機的企業を抑へ、堅實を主として經營法の改善に意を用ひしめたり。

而して此の勞力不足、物價騰貴等は自ら生產費節約に基調を置ける全芽育、條桑育等の普及發達を助長せしめ、然も繭質の點に於ても曩來のものより優良なる繭を生產せんとして蠶品種の統一改良等企てられ、それによつて大戰當初より流行し來れる一代交雜種を飼育するもの年々增加せり。

大正八年に於ける繭價は糸價の好況に伴ひ空前の高値を示し、下伊那郡に於ては交雜白拾參圓七拾錢、買馴拾參圓、黃繭は白繭に比し二、三拾錢安、掛目は百五掛より百十掛に達し、上伊那郡に於ては最高拾五圓二、三拾錢、最低拾貳圓、買馴拾四圓五、六拾錢、東筑摩郡に於ては交雜種拾五圓、在來種十三、四圓にして、在來種は交雜種に比し一貫目に付一圓以上低價なりき。

かくて翌大正九年一月廿二日には遂に糸價最高四千四百八十圓、信州上一番四千三百六十圓に達せしかば、可成靜觀の態度をとれる人々迄從來の如く冷靜なる能はず。ことに輕躁者流は忽ち有頂天となり早くも一、二月中に桑園の賣買繭の取引等迄行はるゝに至れり。

大正九年の大恐慌

然るに同年三月十五日株式商品市場大崩落を來し、糸價は突如最優三千四百五十圓となり、僅々五十三日の後千三十圓の慘落を見、猶停止する所を知らず、爲に横濱取引所は四月十三日より十九日迄立會を停止するに至れり。其後も糸價は慘落の一方を辿りしかば、五月一日より五日迄及び五月廿四日等にも横濱取引市場は立會を停止せり。如此財界大波瀾の影響を受けて五月廿四日横濱七十四銀行は遂に休業するに至り、又茂木商店は遂に破産するに至れり。

大正九年の恐慌對策

かゝる情勢に對し蠶糸業同業組合中央會にては六月三日蠶糸業救濟の協議會を開き、

㈠ 政府より糸價標準上一番千七百圓維持の目的を以て在荷を處理する爲、帝國蠶糸組合又は新に作りたるシンジケートに對し補償金の支出を請ふこと。

㈡ 繭價維持の爲め政府に對し日本銀行、勸業銀行を通じて、低利資金八千萬圓以内の融通を求むること。

㈢ 蠶糸業者は協力して當面の事態に處する爲め諸種の方法を講ずる事。

等を決議せり。

同年六月廿八日政府は養蠶資金一千萬圓を勸業銀行を退じて各府縣農行銀行をして貸付を行はしめ、期間を大正十年三月三十日限りとし金利を日歩二錢三厘とせり。

此大恐慌に際し本縣に於ても五月卅一日内務部長より各郡市長へ養蠶家に對する警告を發し（註一）六月一日には縣農會及養蠶組合聯合會より農家に對する警告を發し（註二）六月五日には内務部長より各郡市長並に各蠶業取締支所主事、各原蠶種製造所長に對し農家救濟施設に就て報告せしめ、縣會は乾繭保管案を通過し、内務部長稻葉建之助は低資融通の爲上京奔走せり。各郡市長其他よりの報告を綜合して、大正九年の大恐慌に對する各郡市の救濟施設を摘記すれば凡そ次の如し。

郡市ノ救濟施設

更級郡　乾繭保管ヲナシタル者ニ一石ニ付一圓五十錢奬勵金交付。

共同殺蛹乾繭場設置者ニ多額ノ奬勵金ヲ與フ。

郡農會、更級蠶糸同盟會、産業組合更級郡部會ハ　一、良繭産出　二、生産繭ノ利益分配取引　三、繭成行賣買　四、乾繭保管ノ四項目ニツキパンフレット配布。

埴科郡　乾繭保管。

上高井郡　乾繭保管奬勵金　乾燥料十貫目貳圓、保管料一石一日五厘三ヶ月分四十五錢、臨時郡會招集二萬二千五十圓ヲ支出シテ奬勵費ニ充ツ。

右ニ關シ養蠶家へ謄寫刷パンフレット配布。

指定保管倉庫

一、須坂町　高井倉庫會社

二、同　町　信濃銀行須坂支店倉庫部

三、綿内村　綿内銀行倉庫部

四、小布施村　小布施銀行倉庫部

小縣郡　臨時産業調査會（郡内町村長ヲ以組織）内部委員六名、外部委員六名。

乾繭取引ニ重點ヲオク。

一、乾繭保管奬勵方法、指定倉庫ニテ無料取扱ヲナサシメ郡ハ其倉庫ニ保管料全部ヲ交付ス。

二、郡内製糸場ニ交渉シテ事實上ノ組合製糸ヲナス。

三、郡内春蠶五萬石一〆目三圓乃至五圓ノ金融ヲハカル。

右總額百五十萬圓乃至貳百五十萬圓借入方法。

甲、郡内各町村單村一致ノ産業組合ノ聯合ヲハカリ各組出資金拂込現在額卅二萬圓ノ五倍ノ範圍ニテ中央ヨリ借入ルコト。

乙、郡内郵便貯金七十萬圓、郡内基本財産貳拾五萬圓、個人ノ銀行預金三百萬圓ヲ都合シテ前記聯合力ニヨリ漸次融通ヲ圖ルヿ。

丙、此際各町村産業組合ノ郡聯合會ヲ組織スルヿ。

丁、金融方法ニ就テ縣知事ニ陳情ノ結果、前記方法ニ對シ積極的同情ヲ得タルヲ以テ此際一層外部委員活動スルヿ。

外部ヘノ活動　知事ヘ陳情、勸業銀行方面ヘ錢融依賴、大日本蠶糸會、中央會ヘ救濟陳情。

内　部　乾繭能力、保管能力、共郡内ニ十分ナリ、事實上組合製糸可能、産業組合ノ集合、養蠶家ニ對シ優良繭多産、一〆目何圓以下ハ賣ラサルヿ、投賣防止。

繭百貫目生産ニ要スル費用　一、三五六圓（中鹽田村調）

郡長ノ名義ニテ銀行、倉庫業者ヘ依頼、養蠶家資金要求ノ聲ヲ大ニスル爲臨時産業調査會長（部長）ノ名ヲ以テ北信各郡農會長ニ呼ビカケル。

諏訪郡

一、春繭約一萬石一石八十圓トシテ其半額即チ四十圓ヲ生産者ニ融通シ生産繭ハ日本銀行指定倉庫タル平野村合諏訪倉庫株式會社ニ乾繭並ニ保管等ヲ依託シ適當ノ時期ニ販賣スル㆒。

二、生糸販賣組合ノ設置シアル町村ニ對シテハ可成此際加入ヲ勸メ以テ區域ヲ擴張シ生産上ノ便宜ヲ計リ資金ハ當該生糸組合若ハ産業組合ヨリ融通スル事。

三、農家救濟ニ誠意アル確實ナル製糸業者ニ交渉シ正量取引ノ法ニ依リ先以テ生繭ヲ依託シ適當ノ時期ヲ定メ其ノ際ニ於ケル糸價ヲ以テ賣買ヲ約定スル㆒。

埴科郡　乾繭保管奬勵會組織、郡長ヲ會長トス。

上水内郡　屑繭整理、金肥節約。

南佐久郡　縣ノ通リ。

東筑摩郡　本郡農家經濟狀態、夏秋蠶大多數、春蠶僅カ六分ノ一、春蠶戸數一萬七千八百四十八戸、一戸平均一枚弱、不況ノ影響ハ春蠶場所ノ如ク甚シカラズ。

昨年中ヨリ治ニ居テ亂ヲ忘レズ、三年耕シテ一年ノ衣食ヲ剩サシムベキ健實ナル經營ヲ奬勵シ、成金氣分ヲ戒メ、冗費ヲ省カシメ專ラ農村ノ自覺ヲ促セリ。

組合製糸創立、（南部昨年中）中部北部ハ奬勵。

乾繭保管、依託製糸。

北佐久郡　純水館依托製糸ヲ約ス、七、八回以上ノ場合ハ全部生繭ニテ買セシメ其レ以下ノ場合ハ依托製糸又ハ乾繭保管セシム。

南安曇郡　産業組合時局ニ要スル資金融通方法。

一、貯金利子引上。

二、組合員ノ所持スル有價證券ヲ動員シ之ヲ擔保トシ資金ノ融通ヲツクル。

三、養蠶組合農事小組合ハ資金ノ自給自足ヲ圖ル事。

四、生繭延取引。

註　(一)

大正九年ノ恐慌ト蠶糸課ノ對策

這般經濟界ノ恐慌ハ各種事業界ニ甚大ノ影響ヲ及ボシ就中生糸貿易ハ其打撃最モ甚シク糸價ノ暴落殆ド其底止スル所ヲ知ラザルノ現狀ニ有之從ヲ繭價ハ不自然ノ下落ヲ呈シ居候ハ斯業ノ爲メ洵ニ遺憾ニ不堪候

惟フニ經濟界ノ前途如何ハ固ヨリ逆睹難致候ヘ共蠶繭價格ノ現狀ハ極端ナル金融梗塞ニ基ク不自然ノ狀態ニシテ今後經濟界平靜ニ復シ人心漸ク安定センカ繭價ハ漸次自然ノ價格ニ復歸スベシト豫想被致候ノミナラズ目下政府ニ於テハ之レガ善後策ニ就キ夫々考究中ノ趣ニ有之候ヘバ當業者ハ此際徒ラニ悲觀シ自暴自棄ニ陷ル事ナク愼重事ニ當リ一面良繭ノ生産ニ努ムルト共ニ可成生産費ノ節約ヲ圖リ一面産繭ノ處分ニ就キ積極的ニ利益保全ノ途ヲ講ズルハ蓋シ刻下ノ急務ト存候

而シテ斯カル場合ニ處スル方途ハ可成製糸家ト密接ノ連絡ヲ保チ其産繭ノ取引ニ就テハ別紙縣農會及養蠶組合聯合會ニ於テ農家ニ與ヘタル警告書ニ記載アル方法ニヨルヲ以テ最モ有利ナルモノト相信ジ候尚警告書記載ノ方法以外ニ第四ノ方法トシテ利益分配取引ナルモノ有之候處該方法ハ養蠶家ト製糸家トノ誠意アル了解ノ下ニ行フトキハ極メテ有利ナル方法ナルヲ以テ一層貴官ノ御配慮ヲ要スル儀ト存ジ候就テハ此際御部内關係者ニ對シ普ク以上ノ趣旨ヲ徹底セシムルト共ニ實行上ニ關シ充分御配意相成度依命此段及通牒候也

追テ斯カル場合ニ於テハ品質優良ニシテ且ツ統一セル繭ヲ提供スルト共同的動作ニ依ルトハ其効果ヲシテ一層大ナラシムルモノト存候ニ付飼育上ノ注意ヲ促スト共ニ産業組合、農事小組合及養蚕組合ノ活動ニ對シ充分御督勵相成度此段申添候

註　(二)

農家ニ對スル警告

今時經濟界ノ恐慌ニ伴ヒ金融ノ便塞甚ダシク其結果ハ延テ生糸賣易ノ不振ヲ來タシ爲メニ糸價ノ大暴落ヲ見ルニ至レリ固ヨリ混純タル經濟界ノ前途ハ遽カニ逆睹スベキニ非ラザルモ將來ニ來タルベキ繭取引時期ニ至リ尙此狀勢ヲ持續スルコトアランカ製糸資金愈々逼迫シ從テ繭價ハ不自然ノ下落ヲ告グルノ恐ナシトセズ斯クテハ養蚕家ノ蒙ル損害實ニ慘憺タルモノアラン仍テ今ヨリ利益保全ノ途ヲ講ズルハ蓋シ刻下ノ急務ナルベシ故ニ今日ノ非常時ニ處シテハ宜シク協同一致ノ誠意ヲ以テ産業組合、農事小組合、養蚕組合、或ハ隣保共同シテ左記ノ如キ取引方法ヲ講ズルハ安全ニシテ且利益大ナルモノアリト信ズ

一、繭ノ成行賣買（成行約定）

一、養蚕家ハ産業組合又ハ自己ノ信用スル製糸家ニ付キ生繭ヲ肉眼鑑定ニヨリ繭ノ品質及糸量ヲ協定シ其價格ヲ豫メ約束セル時期ニ糸價ヲ標準トシテ決定スルコト

二、繭ノ代價ヲ決定スルニハ豫メ定メタル時期ノ生糸百斤ノ相場ヲ標準トシ協定セル生産費ヲ控除シテ算出スルコト

三、糸價ハ豫メ協定シタル時期ノ前後五日乃至十日間ノ信州上一番ノ平均ヲ標準トシ夫レ以上其地ニ於ケル糸格ヲ斟酌シテ協定スルコト

四、生産費ハ價格ヲ決定スル時期ニ依リ相違アルハ勿論地方ニヨリ燃料賃金等ヲ異ニスルヲ以テ其實情ヲ斟酌シ協定スルコト

五、製糸家ハ養蚕家ト協定ノ上場合ニヨリ繭代金ノ一部ヲ内渡トシテ養蚕家ニ支拂フコト

二、乾繭保管

一、産業組合、農業倉庫又ハ信用アル倉庫會社、乾燥場若クハ製糸家等完全ナル設備ト方法ニヨリ得ベキ所ニ委託シテ乾繭貯藏シ適當ノ時期ニ於テ販賣スルコト

二、乾繭貯藏ノ數量少ナキトキハ其料金高ク不利ナルノミナラズ倉庫業者等ニ於テモ小口ノモノハ敬ハザルヲ以テ產業組合、農家小組合、養蠶組合等ニ於テ共同シ乾繭貯藏ヲ委託スルヲ利益トス

三、繭代金延取引

或ル期間ヲ定メ其時期ニ依リテ相場ヲ協定シ取引スルモノニシテ現金拂ニ比シ割高ニ取引サルヽモノナルモ此ノ方法ハ當時ニ於ケル糸價ノ高低ニ甚シク相違ヲ來ストキハ苦情ヲ生ジ易キヲ以テ互ニ信用ヲ重ニスルモノヽ外ハ行ハザルヲ可トス

四、利益分配取引

一、生繭ハ現在ノ糸價ヲ標準トシテ現金若シクハ一部差金又ハ延取引ヲナシ更ニ或ル期限ヲ定メ其時ニ於ケル糸價ガ生繭ヲ取引セル當時ノ糸價ヨリ高キ時ハ其利益ハ豫メ協定セル歩合ニヨリ養蠶製糸兩業者ニ於テ分配スルコト

二、約束セル時期ノ糸價ガ生繭取引當時ヨリ不落シタルトキハ其損失ハ製糸家ノ負擔タルコト

大正九年六月一日

長野縣農會
長野縣養蠶組合聯合會

前記各郡市の救濟施設中最も多數を占むる乾繭保管に就ては其數量少き時は採算上却つて不利なるのみならず、乾繭倉庫業者も歡ばざるを以て混交保管をなすべしとの意見更級郡農會より提出せられたり。

繭混交保管法ニ關スル件

繭價下落ニ對スル應急策ニ關シテハ曩ニ警告ヲ發シ注意ヲ促ス所アリタルガ就中乾繭保管ニ付テハ其數量少ナキトキハ料金高ク採算上却テ不利ナルノミナラズ乾繭倉庫業者ニ於テモ小口ノモノハ敬ハザルヲ以テ之レヲ實行スル場合ニハ產業組合、農事小組合、養蠶組合等ニ於テモ左記ニ準ジ適宜ノ措置ヲトルヲ必要トス

繭混交保管法

一、繭ノ混交保管ヲ爲ス場合繭ヲ格付スルニ當リ肉眼鑑定及繰糸試驗ノ成績ヲ綜合シ之レヲ決定スルハ正鵠ニ近キガ

如シト雖モ此方法ハ種々煩雑ナル手数ト費用トヲ要スルヲ以テ特ニ必要ト認メタル場合ノ外肉眼鑑定ノミノ方法ニヨルヲ以テ簡便ナリトス而カモ熟練セル鑑定者ナルトキハ繰糸試験ヲ行ヒタル場合ト大差ナキ成績ヲ得ルコト敢テ難事ニ非ラズ

(一) 肉眼鑑定ノミニ依ル方法

イ、養蠶家中ヨリ信望厚キ若干ノ委員ヲ選出スルコト

ロ、右委員ハ鑑定所ニ於テ生繭受付ノ際其ノ口全部ニ對シ品種色澤、解舒、糸量、撰繭ノ良否等ニ付公正ナル審査ヲ爲スコト

ハ、以上ニヨリ檢査シタルモノハ之レヲ十等級ニ分チ標準等級ニ照シテ等級ヲ定メ一等級ヲ上下スル毎ニ金十錢ヲ增減シ標準價格ヲ定ム

但シ此ノ等級ニ依ルコト能ハザルモノハ適宜之レヲ定ムルコト

ニ、右ノ標準價格ニ受入口別ノ總貫數ヲ乘ジテ繭代金ヲ算定ス

(二) 肉眼鑑定並繰糸試驗ニ依ル方法

イ、口挽繭ノ採取

正確ナル生糸量ヲ知ランガ爲メ生繭受付ノ際繰糸試驗用トシテ一口ニ付キ六百匁ヲ採取貯藏ス但シ一口ノ數量五貫目ニ達セザルモノハ肉眼鑑定ニヨリ品位ヲ考査シ糸量ヲ決ス

ロ、肉眼鑑定

生繭受付ノ際其口ノ全部ニ對シ品位（主トシテ糸質並解舒）ヲ考査シ之レヲ十等級ニ分チ標準等級ニ對シ一等級ヲ上下スル毎ニ其生繭一貫目中ノ生糸量中ヨリ一匁（糸價千六百圓）假定ノ糸量ヲ增減ス

ハ、繰糸試験

工女二名ヲ使用シ豫テ採取セシ六百匁ノ繭ヲ三等分シテ二百匁宛其二口ヲ各別ニ繰糸シ其糸量ヲ檢シ兩者ノ差一匁以下ナルトキハ兩者ノ平均ヲ採リ以上ナルトキハ更ニ他ノ一口ヲ繰糸シ三口對照ノ上、中間ニ位スルモノヲ取リテ標準糸量トシ之レニヨリ生繭一貫匁ノ生糸量ヲ算定ス

ニ、價格査定方法

價格ノ査定ハ左ノ方法ニ依ル

1、繰糸試驗ニヨリ表ハシタル生糸量ヲ以テ生繭一貫匁ノ生糸量ヲ算出ス

2、前項ニヨリ得タル生繭一貫匁ノ生糸量ニ肉眼鑑定ニヨル等級ノ糸量ヲ增減シ生繭一貫匁ノ決定生糸量ヲ算出ス　但シ一口ノ數量五貫匁以下ノモノニアリテハ肉眼鑑定ニヨル生糸量ヲ以テ決定生糸量トス

3、前項ノ決定生糸量ニ受入生繭ノ數量ヲ乘ジ其口ニ對スル總生糸量ヲ算出ス

以上ニヨリ各自出繭者ノ總糸量ヲ決定ス

4、次ニ各出繭者ノ總生糸量ヲ合計シ之レヲ以テ賣却セル乾繭ノ總生糸量ト爲ス

5、前項ノ總生糸量ヲ以テ賣却總代金ヲ除シ糸量百匁ニ對スル代價ヲ算出シ各自ノ口ニ對スル總生糸量（3ニヨル生糸量）ヲ乘ジ各自ノ繭代金ヲ算出スルモノトス

大正九年六月

更級郡農會

一面縣下蠶糸業者の困憊其極に達し町村の力を以てしては殆んど救濟の途なく之を放任せば由々しき社會問題をも惹起せんとする有様なりしかば 註(一) 小布施 ・ 註(二) 豊科及び 註(三) 諏訪郡各町村長より縣又は農商務大藏省等に對し救

濟願を提出し、縣は之を蠶糸業聯盟會に諮問し、長野縣蠶糸業聯盟會長は別項記載の如き答申書を提出せり。

大正九年八月九日

知事

農商務大臣　山本達雄殿

大藏大臣　高橋是清殿

蠶糸業救濟ニ關スル請願書進達ニ付副申

管下南安曇郡町村長、養蠶組合長及蠶種同業組合代表者ヨリ蠶糸救濟ニ關シ別紙ノ通リ請願書提出有之候處本件ニ關シテハ春來縣ニ於テモ縣農會及縣養蠶組合聯合會ノ活動ヲ促シ産繭處分ニ關シ農家ニ警告ヲ發スルト共ニ一面資金融通ノ途ヲ講ジ養蠶家ヲシテ後日噬臍ノ悔ヲ胎サヾル樣極力勸奬致候結果幸ヒ極端ナル賣崩シヲ爲スモノナク相當ノ効果ヲ收メ候然ルニ財界ハ引續キ不振ノ狀態ニ有之加之橫濱ニ於ケル「シンジケート」ノ組織不成立ニ終リタル後ハ糸價ハ漸次惡化シテ遂ニ現在ニ迨ヒ前途尙暗膽トシテ豫測難致折柄既ニ夏蠶繭ノ出廻リヲ見ルニ至リ養蠶家ハ之ガ處分ニ關シ非常ノ困難ヲ感シ居リ候ノミナラズ延テ秋蠶ノ掃立激減ノ處有之斯クテ農家ノ蒙ル損害ハ獨リ南安曇郡ノミナラズ夏秋蠶地タル東筑摩。諏訪ヲ初メ其他各郡ニ亘リ多大ナルモノ可有之洵ニ寒心ニ堪ヘザル次第ニ有之候依テ本縣ニ於テハ曩日蠶糸業同業組合中央會ニ對シ糸價維持對策講究ノ必要ヲ慫慂スルト共ニ一面縣內養蠶家ニ對シ春蠶期ニ於ケル對策ヲ一層徹底的ニ履行セシムベク目下夫々督勵中ニ有之候

惟フニ繭價維持ノ根本策ハ糸價維持ニ可有之而シテ糸價維持ニ就テハ政府ノ御施設ニ俟ツベキモノ少ナカラザル義ト存候條幸ニ願意御洞察適當ノ御措置相仰候ハヾ縣及邦家ノ爲幸福ノ至リニ候仍テ此段及副申候也

請願書

蠶糸業國タル長野縣ノ内ニ於テ本郡ハ就中夏秋蠶ノ隆盛ナル地方ニ有之候然ルニ戰後糸況ノ好況ハ一層當業者ヲ刺戟シ各事業ヲ擴張シ專ラ生産增加ヲ企畫セル折柄本春以來ノ糸況振ハズ更ニ昨今夏蠶繭出廻期ニ際シ急激ニ繭價激落シ目下一石三十圓內外ヲ出デザル有様ニテ出資ノ幾分ノ一モ補フ事能ハズ一般當業者ハタメニ悲觀ノ極ニ達シ秋蠶掃立ヲ休止シ繁茂セル桑園ヲ拋棄シテ省ミサルノ狀態ニ有之候斯クテハ農村經濟ハ根底ヨリ破壞セラレ延テハ國家ノ生産力ニ多大ノ影響ヲ來タスベク前途誠ニ寒心ニ堪ヘザル次第ニ有之候依テ本日當業關係者會合シ之ニ對スル最善ノ策ヲ論究候得共結極政府ノ出資ニヨリ橫濱ノ滯貨ヲ一時買收シ需給關係ト資金ノ運轉ヲ圓滑ナラシムルノ方法ヲ執ラル、ヨリ他ニ根本的方法ヲ見出スコト能ハザル義ニ有之候候何卒事情御洞察ノ上可然御詮議相成度滿場一致ノ決議ヲ以テ玆ニ關係者ヲ代表シ謹ンデ此段及請願候也

大正九年八月二日

長野縣南安曇郡各町村長代表

豐科町長　丸山光司

同縣南安曇郡養蠶組合長代表

豐科町養蠶組合長　岡村末作

同縣南安曇郡蠶種同業組合長

齋藤兵次郎

農商務大臣　山本達雄殿

大藏大臣　高橋是清殿

養蠶業救濟請願

糸價暴落上一番格一千六七百圓ヲ告ゲ繭價五六十掛ヲ報ジ養蠶家愈々危殆ニ傾キ心理上現業ヲ憎惡スルノ處有之候本村ハ戸數一千四十戸內養蠶家六百八十ヲ算シ生業ノ大部分ヲ養蠶ニ求メ候他町村ハ如何乎本村養蠶家ノ內情ヲ披瀝スレバ近來歐洲戰亂ノ影響ヨリ經濟界ノ潤澤ヲ告ゲ一般景況ノ旺盛ナル時ニ於テ製糸業ハ巨大ノ利潤ヲ贏チ得タランモ普通養蠶家トシテ其利潤ニ與リシコトハ實ニ僅少ニアリタリキ大正三年歐洲戰亂勃發糸價暴落繭價三、四十掛ヲ以テ大正四、五年ト三年ヲ過ギ大正六年少シク糸價恢復六十掛トナリ大正七年七十掛ヲ告グルト雖モ多クハ或者ノ手中ニ弄セラルヽノ傾キアリテ出盛期ニ處々慘目ニ遇ヒ當ニ諸物價ノ昂騰ニ比シ落伍者ノ位置ニアリタリシガ大正八年漸ク繭價百二十掛ヲ算シ始メテ息ヲ亞ギ年末ニナリテ糸價益々昂騰繭價二百掛ヲ唱ヒラレテ養蠶者意氣頓ニ衝天ノ概アリ大正九年度ニハ一躍經濟界ノ優者タラント各自蠶室蠶具ノ修理シ桑園ヲ改植シ施肥栽培等時ニ絕頂ノ物價勞銀ヲ支出シ殆ド資力ヲ盡シテ之レガ準備ニ懸リタルガ愈々春蠶期ニ入リ俄然糸價暴落繭價五、六十掛ヲ報ジ生産費ノ半額ニ過ギズ實ニ此急轉直下ニハ唯々呆然タルノ外無之候

昨年ニ於ケル本村收繭（上繭）ハ春二萬三千三百七貫、夏四千九百五十七貫、秋一萬四千九百三十二貫合計四萬三千九十六貫ニシテ一貫目賣上平均十二圓此金五十一萬八千三百五十二圓ヲ告ゲタリ本年モ之レニ準ジ始メ繭價一貫目二十圓豫想此金八十六萬三千九百二十圓ヲ收得スル見込ヲ以テ總テヲ準備シ生產費一貫目約十三圓此金五十六萬一千五百四十八圓差引三十萬二千三百七十二圓ノ利益ヲ目的トシタルニ俄然目的ハ全然破レ六十掛繭價二十五萬九千百七十六圓ニシテ豫想ヨリ不足六十萬四千七百四十四圓損失三十萬二千三百七十三圓ノ巨額ニ上リ一戸當リ約四百四十五圓ノ損失ニ歸スル計算ト相成候

思フニ糸價暴落ハ一時的ノ現象ナルヤ之レヲ從來ノ實例ニ徵スルモ十一、二月頃迄ニハ糸價恢復ノ幸運ヲ迎フルニ至ラン若シ此挽回ヲ見ル能ハザレバ養蠶家愈々失業ノ外ナシ此挽回ハ豫期セザルヲ得ザルナリ兎ニ角養蠶者ハ此春繭ヲ

今日ノ暴落ニ投ズルハ實ニ忍ビザル處ナリ然レ𪜈各人經費多端其生活ヲ持續スルニ於テ止ムヲ得ズ投ゲザルベカラズ却テ百圓ノ繭ヲ以テ百五十圓ヲ望ムカ如キ經濟ノ狀態ニ可相成候

玆ニ於テ養蠶家救濟ノ必要ハ生ジ候其方法ハ本村ノ銀行及倉庫業ニ一般養蠶家ヘ貸出資金ヲ充實シ繭價一杯ニ生繭擔保貸出ヲ爲サシメ村ハ之レガ保證ニ任ジ尙繭價暴落損失ヲ生ズル時ハ其補償ニ任ジ銀行倉庫ニ生繭ヲ保持シテ本年十一月頃迄ニ時價挽回ニ應ジツヽ賣捌ヲ爲シ此處一時賣止ヲ行フノ外無之候

冀クハ閣下本村ノ實情ニ御鑑察ヲ垂レ賜ヒ一ニ本村ノ株式會社小布施銀行及其附屬倉庫ニ對シ養蠶家貸出資金約十萬圓ヲ融通スル者アル樣御高配ヲ賜リ度次ニ損失補償ヲ村ガ擔任スル場合、村ノ補償金額ニ對シ多大ノ補助金ヲ交付セラル、樣御詮議被下度謹ンデ玆ニ奉懇願候也

大正九年六月一日

上高井郡小布施村長　笹岡金作

長野縣知事　赤星典太殿

願書

生糸ハ本邦輸出品中最モ重要ノ物產ノ一ニシテ斯業ノ消長ハ直ニ國家經濟ニ及ホシ延テ國運ノ隆替ニ關スルコト、存候

歐洲大戰以來產業界ノ活況ニ伴ヒ糸價昂騰一時四千圓ヲ突破シ爲メニ本郡ノ如キ養蠶業ヲ以テ生活費ノ大部ヲ支フル者其八、九分ヲ占ムル農村ハ積年ノ產業不振ヲ挽回シ斯業ノ改善ヲ計リ聊カ生活ノ安定ヲ得ルニ至リ候

然ルニ俄然本年三月財界ノ不況ニ遇ヒ糸價ハ暴落ニ又暴落今ヤ將ニ一千圓ヲ下ラントスルノ狀況ニ至リ蠶糸業者ノ進退爰ニ谷マル悲況ニ陷リ候

抑モ斯カル慘狀ヲ呈セルニ至レル原因ハ閣下ノ御明察ニ在リ本職等ノ陳述ヲ要セザルコト、存候モ是レ米國財界ノ不振ニ因由シ貿易市場ニ滯荷重積ノ結果カ其重ナル原因ト信シ候今日速ニ救濟ノ途ヲ講スル無クムハ農家ハ所謂捨賣ノ止ムナキニ至リ一年ノ費途ヲ支フル唯一ノ收入タル夏秋蠶繭ノ收額ハ肥料代ノ幾分ヲモ補償スル能ハズ全ク筆舌ニ盡シ難キ慘狀ヲ呈シ社會ノ秩序ハ亂レ安寧上憂慮スベキ結果ヲ來タスヤモ按セラレズ實ニ國家ノ爲メ一大事ト存候

閣下宜シク此ノ實情ヲ御洞察アリテ國力ヲ以テ速ニ救濟ノ方法ヲ講セラレ蠶糸業家ヲ塗炭ノ內ヨリ救濟セラレムコトヲ委ニ實情ヲ具陳シテ懇願仕候

大正九年八月十日

長野縣諏訪郡川岸村長　片倉兼太郎
同　平野村長　清水惣助
同　長地村長　三澤萬知三郎
同　下諏方町長　中村秀吉
同　上諏方町長　藤原光藏
同　四賀村長　矢崎利隆
同　豊平村長代理助役　柳平百三郎
同　米澤村長　吉田喜平治
同　北山村長　島立衛門次
同　湖東村長　河西榮左工門
同　玉川村長　丸茂清太郎

同　泉野村長　宮坂庄兵衛
同　原村長代理　清水長吉
同　本郷村長　五味伊代作
同　境村長　小池源六
同　落合村長代理助役　雨宮亮一郎
同　富士見村長　細川玖琅
同　永明村長　土橋友作
同　宮川村長　兩角粂次郎
同　中洲村長　岩波彦三郎
同　湖南村長　原忠三郎
同　豊田村長　小泉新五郎
同　湊村長　山田孫作
同　金澤村長　山田阪五郎

長野縣知事　赤星典太殿

長野縣蠶絲業聯盟會長の答申書

繭價竝絲價ノ下落ニ對シ當業者トシテ既ニ對策ヲ講ジ方法ヲ立テ之レガ防止ニ努メタルモ未ダ其目的ヲ達成スルニ至ラズ仍テ此際政府ニ於テ左ノ方法ニヨリ緊急ノ救濟ヲ斷行スルコトヲ縣ニ於テ極力配意セラレンコトヲ望ム

一、政府ヨリ金一億圓ノ資金ヲ支出シ適當ノ救濟策ヲ講ゼラレタキコト

二、一般養蠶家ニ對シ最モ簡易ノ方法ヲ以テ低利資金ヲ融通セラレタキコト

右及答申候也

大正九年九月七日

長野縣知事　赤星典太殿

長野縣蠶糸業聯盟會長　稻葉健之助

第三節　養蠶組合の設立

明治四十四年養蠶業改善の目的を以て養蠶組合設置を奬勵せんとし之か奬勵補助費を縣會に提案せるも「本縣の如き蠶業進歩せる地に於て其必要を認めず」との理由を以て否決の運命に遭遇せり。然るに其後本縣及群馬、埼玉、山梨等の先進地が却つて他の後進地に比して、實質の進歩發達に於て著しく劣る所あること、次第に當業者の自覺する所となり、大正四年度に於て同一案を提案せる際本縣會は全會一致を以て之を可決し、養蠶組合奬勵費金五千圓を支出する事となりたるを以て、養蠶組合奬勵補助規程を發布し縣直接補助の下に其設置を促したり。同年度補助金交付の組合は教師を設置したるもの二百二十然らざるもの八十四計三百〇四に及び其成績豫期以上に達したり。大正五年度に於ては之が補助費を增加して七十四とし、翌大正六年度に於て一萬圓を計上したると共に技手一名を增員したるに、組合の數一躍教師組合四百三十八事業組合百〇五合計五百四十三の多きに達し外に補助年次を經過したるもの其他を合算する時は八百二十八の多きに達し其組合員數は縣下養蠶戸數の一割以上を占むるに至れり。然れども之が內容の充實と堅實なる發達を企圖する上に於て幾多改善の要を認め大正六年六月郡市長會の際、養蠶組合指導監督の件に就て諮問を發し。既に三ケ年の補助年次を經過せる「所謂第二期に屬する組合」を放任せむか或は從來奬勵の効果を空しく失墜するの止む

なきに到らん事を惧れ、之か善後の處置につき答申を求めたるに、多くは

縣費補助期間の延長

共同桑園の設置……奬勵金交付

基本財産蓄積

共同乾繭所設置

稚蠶共同飼育

養蠶教師に適任者を得たる場合可成同一人物を配當し組合と教師との特殊情誼上の關係を利用して組合の存續に資す

等の意見を開陳し就中縣費補助期間の延長は各郡市悉く希望する所なりしかば、翌大正七年度に於ては更に補助額を增して一萬五千圓を計上したり。

然れども如斯養蠶組合激增の結果到底從來の如く直接補助並に指導監督を許さざるの事情に至りたるを以て大正七年以來は間接補助策をとり之を郡市の事業に移し直接組合の指導監督を爲さしむると共に縣は郡市と協力して其實績を擧ぐる事に努めついで大正八年四月各郡養蠶組合聯合會を連絡統一する爲長野縣養蠶組合聯合會を組織せしめ、四月廿八日創立總會を開催し役員の選擧豫算の議決を了し縣を範圍とせる養蠶者の一大團體の成立を見るに至れり而して養蠶組合聯合會に於て行ふ事業をあぐれば概ね左の如し。

一、蠶糸業に關する調査研究を爲すこと

二、蠶糸業に關する講習講話及品評會を開設すること

三、蠶業功勞者優良養蠶組合及其技術員を表彰する事

四、官廳の諮問に應じ又は意見を陳述すること
五、其他必要と認むる事項

然るに大正九年以後引續き繭糸價低落して、本邦經濟界に大恐慌を捲き起せると共に、蠶糸業一般に不況に陷りしかば、之が打開策として生産費の低減、産繭の合理的處理等盛んに唱導せられしも、是等の目的を達成せんには個人の力若くは薄弱なる組合の力にては、容易の業に非ず、玆に於て同業者の協心同力により鞏固なる團體を組織し積極的に活動せんとするの議起れり。

勿論從來の養蠶組合と雖斯業の爲に活動せりと雖、任意組合なるが爲に法人として種々の經濟行爲を爲す事能はず、又、養蠶組合より系統的に全國を一團とする團體を組織して、養蠶業者の意見を代表し、從來動もすれば閑却せられ勝なる養蠶業者の權益を主張し擁護せんが爲に活動する事も不可能の狀態なりき。

然るに昭和六年三月廿八日法律第二十四號により蠶糸業組合法の發布と共に一定の地區を單位とする養蠶實行組合を組織し、若くは從來存せる養蠶組合は其組織を變更して養蠶實行組合となし、同法第廿二條及第廿三條の規定により行政官廳に届出、設立の登記を爲すと同時に、此養蠶實行組合は法人として活動するを得る事となり、同法第十六條に規定せる。

一、蠶品種の統一に關する施設
二、養蠶業の指導奬勵に關する施設
三、繭の檢査に關する施設
四、繭の取引法の改善に關する施設
五、蠶病の豫防に關する施設

六、養蠶業に關する研究及調査
七、養蠶業に關する紛議の調停又は仲裁
八、前各號に掲ぐるもの、外養蠶業の改良發達及統制を圖るに必要なる施設
等の事業を行ふこと、なれり。
之によりて本縣に於ては昭和六年六月告示第三三〇號を以て養蠶改良奨勵規程を設けて
(一) 郡市養蠶組合聯合會に於て技術員設置の場合は俸給旅費年額ノ二分ノ一以内、養蠶の改良に關する施設をなした
る場合は總經費の三分ノ二以内の奨勵金を交付し
(二) 養蠶組合の事業に對しては左の割合を以て奨勵金を交付する事とせり。

事業の種別		奨勵金交付額
イ、技術員設置		七十圓以内
常設		三十五圓以内
春蠶期及ビ夏秋蠶期		三十五圓以内
春蠶期又ハ夏秋蠶期		十五圓以内
ロ、蠶品種統一	養蠶期ニ於テ縣指定品種三種以内	十圓以内
ハ、稚蠶共同飼育		五圓以内
ニ、共同桑園の經營		五圓以内
ホ、飼育法の改善統一		五圓以内
ヘ、上簇法の改善統一		五圓以内

ト、産繭の共同處理　五　圓以內

チ、蠶種及養蠶用具の共同購入　三　圓以內

㈢　縣郡市養蠶組合聯合會事業費に對し三、〇七〇圓を補助す。

此他養蠶實行組合にして共同稚蠶用桑園を設置（組合二〇アール）する場合には春蠶用稚蠶共同桑園に對し六十圓以內夏秋蠶用同上に對し四十圓以內の補助をなす等總て、養蠶實行組合を對象として補助は勿論、指導奬勵等もなさるゝに至りしかば、養蠶業者も益々同業者協心同力して團結するの必要を痛感し、昭和六年以來養蠶實行組合の設立せられしもの昭和八年十二月末現在五、〇九七組合、組合員數一一〇、六三一人同年度養蠶實戶數一五六、七三五に對し養蠶實行組合加入養蠶戶數の割合七〇・五に達し、之を昭和七年六月末現在の組合數三、三五四、組合員七六、七八一、昭和六年養蠶實戶數一五五、八〇七に對する加入戶數の割合四九・三に比すれば組合數一、七四三、組合員、三三、八五一養蠶實戶數に對する養蠶實行組合加入養蠶戶數の割合に於て二一・二%の增加を示せり。

次に郡市別養蠶實行組合設立の狀況を示さん。

養蠶實行組合設立狀況　（昭和八年十二月現在）　長野縣

㈠　郡市別養蠶戶數及養蠶實行組合數並組合員數

郡市名＼項目	養蠶實行組合數	同上組合員數	養蠶實戶數（昭和八年度）	養蠶實行組合加入養蠶戶數割合
南佐久郡	二八一	五、九七四	八、二四九	七二・四㈱
北佐久郡	三八五	七、三三〇	一〇、六七六	六八・六
小縣郡	五二八	一一、〇三五	一四、〇七二	七八・四
諏訪郡	二七二	五、九四三	九、六五五	六一・五

上伊那郡	五六七	一四、六四八	一六、六四八	八七・九
下伊那郡	六〇七	一二、二五九	一八、二四二	六七・二
西筑摩郡	一五二	三、二三一	四、九〇二	六五・九
東筑摩郡	四六八	一〇、三九〇	一五、八四五	六五・五
南安曇郡	二七一	五、九二九	六、七五九	八七・七
北安曇郡	二二三	四、二一五	六、三〇七	六六・八
更級郡	二七〇	六、五三五	九、四〇三	六九・四
埴科郡	二〇九	四、一六四	五、六二〇	七四・一
上高井郡	一七五	四、〇五八	六、〇九三	六六・六
下高井郡	一六三	三、七二一	六、一〇六	六〇・九
上水内郡	三二三	六、八四二	一一、九五五	五七・二
下水内郡	一〇三	二、二六六	三、三三六	六七・九
長野市	四四	一、〇六九	一、六〇七	六八・一
松本市	二九	五九五	四六五	一〇〇・〇
上田市	二七	四二八	七九五	五三・八
計	五、〇九七	一一〇、六三二	一五六、七三五	七〇・五

(二) 地區別養蠶實行組合及組合員數

	市町村地區			市町村以下地區					
	一組合設立	數組合設立	計	一部落一組合設立	一部落數組合設立	數部落數組合設立	數部落數組合設立	計	合計
養蠶實行組合	一九	六七	八六	二、〇二三	二、八二四	一二〇	四四	五、〇二	五、〇九七
同組合員數	一、〇四五	一、八三三	二、八七八	四七、六九〇	五五、九九二	三、〇七九	九八七	一〇七、七五四	一一〇、六三二

第四節　郡制廢止と本縣蠶糸業

郡制廢止以前本縣蠶糸業は各郡の産業技手によりて指導せられ、蠶業取締支所に於ては、專ら蠶病豫防並に蠶種製造等に關する取締をなし來りしが、郡制廢止と共に蠶糸業の指導奬勵の方面に缺陷を生ずべきを顧慮し、本縣に於ては郡制廢止に先ち大正十一年度より郡費支辨の郡産業技手は之を縣に移管して郡に駐在せしめ、同年三月卅一日以後は縣産業技手として桑園改良養蠶奬勵等の事務に從事せしめたり。

ついで同年十二月郡制廢止に關する件公布され、同十五年六月三十日を以て郡役所廢止實施さるゝに及び、從來郡に駐在せし縣産業技手は一時退官して七月一日より廢止となり、郡農會技手に任ぜらるゝに至れり。而して郡役所廢止と同時に舊郡役所は郡聯合事務所となり、郡農會も此所に事務所を置きしかば、前記郡農會技手（蠶業專任）は聯合事務所内の郡農會事務所に出勤し、養蠶組合の事務を始め、蠶糸取締以外の蠶糸業に關する事務をとりしがたゞ人事關係の事務及依託試育に關する事項は取締所に於て取扱はれたり。

大正十二年行政整理の爲七取締支所廢止されしが、其後蠶種製造額の增加及び郡役所廢止の爲一般養蠶業者指導に關する事務の增加、蠶糸業法其他の法令に基きて施行する各種事務の增加等に伴ひ事務の敏活を期し、且、當業者の便利を考慮し、昭和二年度より之を復活し、其後更に蠶糸業不況に際し事務の統制を圖り敏活に統一ある施設經營を爲さんには郡農會と蠶業取締支所とに分立し居りては不便多きを以て、昭和七年四月一日より郡農會所屬技手中の蠶業專任の技術員を廢し全部蠶糸課所屬の縣農林技手とし、蠶業取締所各支所に勤務せしめ以て統制ある指導奬勵を行ふ事となれり。

第五節　産繭處理法の變遷

繭販賣の起源

糸綿等が上古に於ける重要調貢品の一なりしことは延喜式其他によりて窺はるゝが如し。從つて當時の養蠶は此調物（みつきもの）をとゝのふる爲に行はれたることも想像に難からず。故に農民は養蠶によつて得たる繭は、或は糸にひき、綿に製し、機に織りて朝廷に献上せるものならん。彼の雄略天皇六年（一、一二二）信濃國より眞綿を献ず（農商務省農事調査書）といひ、元正天皇養老元年五月（一、三七七）上總信濃二國始調絁調（續日本紀）といひ、延長五年（一、五八七）に成れる延喜式に信濃が絁絲國に列せる等、皆この事實を證するものなり。

此時代にありては農家は自ら蠶を飼ひ、其得たる繭より綿を製し或は糸を取り若くは機を織りたるものにして、繭を以て商品となし之を貨幣に換へたるは恐らくは江戸時代に入りての事ならん。

信州に於て繭の商品化せるは左記の文書に徴するに恐らくは寶暦以後の事ならん。

一、大正五年中央蠶絲孝齊記事中よりと題せる文中に「寶暦の頃岡谷村等助專ら繭を買入れ、同三年六月の相場兩に六斗三升」とあり。

二、まゆから尻壹疋

下ケ札宮田より上穂迄脇尻四十人　上穂より飯島江脇尻八十人　（寶暦十年中馬史料）

三、寶暦十二年まゆ百四十駄美濃國岩村へ送る。（中馬史料）

四、寶暦十三年伊奈道間々の村々よりまゆ八十駄絲十駄飯田に入る。（中馬史料）

五、寶暦十三年筑摩郡松本よりまゆ五駄飯田に入る。（中馬史料）

送り状　殿村忠兵衛殿

一　まゆ大小三本　中村甚五郎殿ト

ぎう久壹枚　下ケ札明和貳年松島〆

太賃五百七十四文

しき錢十九〆

右之通御請取被成駄賃御渡可被成候

六月廿二日　久左工門㊞

升屋傳右衛門殿

ミゑく染右衛門殿

一金貳　外ニ布風呂敷包壹ツ棒壹本陳きち壹　荷主金山平四郎殿ト

一金貳　一まゆ四本　但貳駄下ケ札明和貳年高遠〆

右之通御改御請取太賃金六本ニ付壹分四百文之割御渡可被成候　内貳百文此方ニ而ゝし御引可被下候

酉六月廿三日（明和二乙酉年）　幸七㊞

飯田池田町

升屋傳右衛門殿

此他雑種製造家にありては夙くより種繭として相當高價に賣買せられたる向もあらんと想像すれども、未だ正確なる史料を得ざればこゝに載するを得ざるを遺憾とす。

以上により て信州に於ける繭の賣買は其養蠶の最も隆盛に趨ける寶暦頃より行はれたる事ほゞ明らかなり。而して其

賣買の方法は初め繭仲買人若くは製絲家自身養蠶家に赴きて買取れるものにして、此方法は最も早くより行はれ今尙行はるゝ所多し。

當時の立値は繭を蠶籠に並べ一枚何程として賣買せるものにして、一枚の目方は土地により五百匁若くは四百匁位を入れ「今年は繭を何枚とつた」「某家では何十枚とつた」などゝ唱へたりといふ。

明治時代に入り製糸業の隆盛に赴くにつれて製絲場附近の者は仲買人の爲に利益の幾分かを削がるゝを厭ひ、直接製絲場に持込みて賣買をなす者を生じ、製絲工場主に於ても自ら費用をかけて繭買に出掛け或は仲買人の手より買ふよりは直接養蠶家より居ながらにして買ふ方が多少繭を高く買ふも尙且利益多きを以て、此方法も可成廣く行はれ今尙行はるゝ向多し。

然るに其後最も多く行はるゝ繭自宅販賣（賣買業者より云へば坪買）には種々の弊害を伴ひ、ことに仲買人によりては隨分惡慄なる不正手段をなすものも多く、註一 養蠶家の苦辛勤勉の結果を徒勞に歸せしむるが如き場合少からざりしを以て、養蠶教師を設置せる組合等に於ては其指導によりて組合員の繭共同販賣を行ひ、多數の商人を招致し公平なる方法によりて競爭入札の結果販賣する等の事も行はれしが、大正十一年二月三日縣令第四號を以て次の如く繭取引市場取締規則の發布を見、之に基き縣下三十八ケ所に繭取引市場設置せられ他の賣買方法と共に繭市場取引（販賣 販賣）行はるゝに至れり。

繭取引市場取締規則（大正十一年二月三日 長野縣令第四號）

第一條　繭ノ取引市場ヲ經營セムトスル者ハ知事ノ免許ヲ受クヘシ

第二條　前條ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ニ業務規程及建物ノ名稱竝面積ヲ記載セル平面圖ヲ添付シ知事ニ差出スヘシ

一　市場ノ名稱及位置

二　開設豫定期間

三　取引豫定數量

四　一日最多取扱見込口數及數量

五　乾繭設備ノ有無竝乾繭設備ヲ有スルモノニ在リテハ其ノ種類及一日本乾燥ノ能力市場經營者會社ナルトキハ前項書類ノ外定款ヲ添付スヘシ

第三條　業務規程ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　事務所ノ位置

二　營業時間及立會時刻

三　市場ニ於テ徵收スル料金ノ種類金額及其ノ徵收方法

四　取引ノ方法

五　其ノ他業務執行上必要ナル事項

第四條　免許ヲ與ヘタルトキハ免許證ヲ下付ス

第五條　免許願書ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ遲滯ナク知事ニ届出ツヘシ

業務規程ヲ變更セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第六條　免許證ヲ毀損又ハ亡失シタルトキ若ハ免許證記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ再下付又ハ書換ヲ請求スルコトヲ得

第七條　市場經營者死亡シ業務ヲ廢止シ又ハ免許ヲ取消サレタルトキハ遲滯ナク免許證ヲ返納スヘシ

前項死亡ノ場合ニ於テハ其相ノ續人又ハ戶主若ハ家族ヨリ之ヲ爲スヘシ

市場經營者カ法人ニシテ解散シタル場合ハ其ノ淸算人ヨリ之ヲ爲スヘシ

第八條　市場經營者ハ看貫ニ用フル風袋ニ其量目ヲ表記スヘシ

第九條　市場經營者ハ立會ノ場合最高入札ヲ公衆ニ提示スヘシ

第十條　市場經營者ハ臺帳ヲ調製シ取扱數量竝價格ヲ日每ニ及每日ノ一貫匁ノ最高最低平均價格ヲ記載スヘシ

前項ノ帳簿ハ一年間之ヲ保存シ當該官吏吏員又ハ警察官吏ノ請求アリタルトキハ之ヲ呈示スヘシ

第十一條　市場經營者ハ取扱數量價格ニ付虛僞ノ發表ヲ爲スコトヲ得ズ

第十二條　市場經營者ハ正當ノ事由ナクシテ開設期間中繭ノ取引ヲ拒ムコトヲ得ス

第十三條　市場經營者ハ繭賣買當事者ノ一方ヨリ繭層歩合取引ノ要求ヲ受ケタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十四條　知事ハ必要ト認メタルトキハ當該官吏吏員ヲシテ業務施行其ノ他ニ關シ指示セシムルコトアルヘシ

第十五條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第一條第九條若ハ第十一條ニ違反シタルトキ又ハ第五條第二項ノ認可ヲ受ケスシテ業務規程ヲ變更シタルトキ

二　第八條ノ表記ヲ怠リ又ハ虛僞ノ表記ヲ爲シタルトキ

三　第十條第一項ノ規定ニ依ル帳簿ニ虛僞ノ記載ヲ爲シタルトキ

第十六條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ業務ヲ停止シ又ハ免

許ヲ取消スコトアルヘシ

一　蠶絲業法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

二　本則第十條第十二條又ハ第十三條ニ違反シタルトキ若ハ本則第十五條ノ處罰ヲ受ケタルトキ

三　情ヲ知リテ繭賣買業者取締規則第二條ノ違反者ヲ入場セシメ立會ニ參加セシメタルトキ

四　第十四條ノ指示ニ從ハサルトキ

五　其ノ他不正行爲ヲ爲シタルトキ

第十七條　本則ニ依リ差出スヘキ書類ハ所轄蠶業取締所支所ヲ經由スヘシ

附　則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條ノ規定ハ大正十二年三月三十一日迄之ヲ適用セス

様式　厚　紙

六　寸

八　寸

第　號

免　許　證

住所

氏名（名稱）

繭取引市場取締規則第一條ニ依リ

免許ス

年　月　日

長野縣

繭賣買業者取締規則（大正十一年二月三日 長野縣令第五號）

第一條　本則ニ於テ繭賣買業者ト稱スルハ本縣内ニ於テ繭ノ賣買又ハ仲立ヲ業トスル者及店舗以外ニ於テ繭ノ賣買ヲ爲ス生絲製造業者ヲ謂フ

繭賣買業者及店舗ニ於テ繭ノ賣買ヲ爲ス生絲製造業者ノ從業者ニシテ繭ノ賣買ニ從事スル者ハ繭賣買業者ト看做ス

第二條　繭賣買業者タラムトスル者ハ知事ノ免許ヲ受クヘシ

第三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ前條ノ免許ヲ受クルコトヲ得ス

一　蠶絲業法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ處罰ヲ受ケタル後一年ヲ經過セサル者

二　家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復權セル者

三　禁治産者及準禁治産者

第四條　繭鑑識ノ素養經驗ナシト認ムル者又ハ素行不良ニシテ公益ヲ害スル虞レアリト認ムル者其ノ他不適當ト認ムル者ニ對シテハ第二條ノ免許ヲ爲サス

第五條　第二條ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ様式第一號ノ願書ニ履歴書竝第三條各號該當ノ有無ニ關スル住所地市町村長ノ證明書ヲ添付シ知事ニ差出スヘシ

第六條　前條ノ出願者ニ對シ必要ト認メタルトキハ繭鑑識ノ素養經驗ノ有無ニ關シ試驗ヲ行フコトアルヘシ

第七條　免許ヲ與ヘタルトキハ様式第二號ノ免許證ヲ下付ス

第八條　免許證ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキ若ハ免許證記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ再下付又ハ書換ヲ請求スルコトヲ得

第九條　繭賣買業者其ノ業務ヲ廢止シ又ヘ免許ヲ取消サレタルトキ若ハ死亡シタルトキハ遲滯ナク免許證ヲ返納スヘシ

前項死亡ノ場合ニ於テハ其ノ相續人又ハ戸主若ハ家族ヨリ之ヲ爲スヘシ

第十條　繭賣買業者ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一　收繭前ノ豫約賣買

二　相手方ノ同意ナキ破約

三　買止又ハ價格低下ノ申合

四　日出前、日沒後繭ノ取引

五　其ノ他ノ不正行爲

第十一條　繭賣買業者ニ對シ必要ト認メタルトキハ繭市場開設期間中市場以外ノ場所ニ於テ繭ノ賣買又ハ仲立ヲ行フコトヲ禁止スルコトアルヘシ

前項ノ場合ハ其ノ區域及期間ハ之ヲ告示ス

第十二條　免許證ハ其ノ業務ヲ行フ際之ヲ携帶シ當該官吏吏員及警察官吏ノ請求アリタルトキハ之ヲ呈示スヘシ

第十三條　繭賣買業者繭取引市場以外ノ場所ニ於テ繭ノ賣買又ハ仲立ヲ爲ストキハ自己ノ住所氏名ヲ書シタル帳簿ヲ携帶シ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　賣買又ハ仲立ヲ行ヒタル年月日

二　賣買又ハ仲立相手方ノ住所氏名

三　賣買又ハ仲立ヲ爲シタル數量及一貫匁ノ價格

四　賣買又ハ仲立ヲ行ヒタル場所

前項ノ帳簿ハ一年間保存シ當該官吏吏員及警察官吏ノ請求アリタルトキハ之ヲ呈示スヘシ

第十四條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ業務ヲ停止シ又ハ其ノ免許ヲ取消スコトアルヘシ

一　免許ヲ受ケタル後第三條ニ該當スルニ至リタルトキ

二　第十條ニ違反シタルトキ

三　正當ノ理由ナクシテ二年間營業ヲ爲ササルトキ

第十五條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　第二條ニ違反シタル者

二　第十一條ノ規定ニ依リ禁止セラレタル區域内ニ於テ繭ノ賣買又ハ仲立ヲ爲シタル者

三　第十二條ニ違反シタル者

四　第十三條ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ又ハ虚僞ノ記載ヲ爲シタル者

第十六條　本則ニ依リ差出スヘキ書類ハ所轄蠶業取締所支所ヲ經由スヘシ但シ本縣内ニ住所ヲ有セサル者ハ直接知事ニ差出

スヘシ

附　則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式

第一號

繭賣買（仲立）免許願

本籍地	住所	職業	氏名	生年月日	營業區域

右免許相成度別紙履歷書及證明書相添へ此段相願候也

年　月　日　右

現住所

業種氏名　㊞

長野縣知事　何某殿

繭取引市場

大正十一年二月三日縣令第四號に基き設置認可を得たる繭取引市場左の如し。

埴科支所　一　坂城倉庫株式會社
　　一　屋代繭糸株式會社

北安支所　一　山崎熊吉
　　一　大岡理一
　　一　池田繭糸株式會社

第二號　厚紙　二寸五分

三寸

第　號

免許證

住所

業種氏名

生年月日

繭賣買業者取締規則第二條ニ依リ免許ス

年　月　日

長野縣

上高井支所

須坂繭糸株式會社
綿内繭糸株式會社
高井繭糸株式會社

南安曇支所

豊科倉庫運送株式會社

下伊那支所

吉川潔
松下宗四郎

東筑摩支所

村井繭糸株式會社

小縣支所

丸子繭糸株式會社

小縣支所

田澤炭礦株式會社
大東繭糸倉庫株式會社
鹽田繭糸倉庫株式會社
川西物産株式會社
東北繭糸株式會社
信濃繭糸株式會社
田中繭糸株式會社
大屋繭糸株式會社

佐久支所

東信繭糸株式會社
佐久繭糸株式會社
小諸繭糸株式會社
望月繭糸倉庫株式會社

更級支所

村山繭糸倉庫株式會社

上水内支所

吉田繭糸株式會社
長野繭糸株式會社

下水内支所

水野三右衛門
本山小一郎

下高井支所	高井繭糸株式會社
南佐久支所	南佐久繭糸株式會社 中込繭糸株式會社 野澤繭糸株式會社 馬流繭糸株式會社
上伊那支所	小伊那町谷六倉庫株式會社 伊那委託倉庫株式會社 高遠委託倉庫株式會社

又、繭取引市場取締規則と同時に縣令第五號を以て、繭賣買業者取締規則發布せられ、繭賣買を免許制度とし、其第三條及第四條に免許を受くる者の資格を規定し、第十條には繭賣買業者の陷り易き弊害行ひ易き行爲を揭げて、其不正行爲を未然に防ぐ事となりしかば大いに養蠶業者の利權擁護せらるゝに至れり。

註(一) 枠の分銅の底に鉛・銅貨等をつけたるものを用ひて目方を誤魔化すもの、枠にて量る場合は紙枠にて四方張り出す程容れるものあり、繭の選別を殊更嚴重にして中繭の中へ上繭を投げ込み之を安く買ふものあり、甚しきは他よりビショ繭又は薄皮繭等を持來して知れぬ樣に上繭の中に投入れそれを口實として値を下げ、或は上繭返拾ひ出すものあり。特に夕景若くは夜分に取引を行ひて目方若くは枠目を瞞着するものあり。

因に最近本縣内に於ける繭市場繭取引及び産繭處理の概況次の如し。

繭市場繭取引狀況

年次	市場數(出張所ヲ含ム)	取引數量	全産繭額ニ對スル割合
昭和三年	六四	二、六三〇、〇四八貫	二五・六%
同四年	六二	二、二七二、一三四	二五・八
同五年	六五	三、三七四、六四八	二五・九

同六年		六八				三、〇五四、六六二						二九・四	
同七年		五七				三、〇五七、五四六						三四・九	
同八年		五三				三、三二七、四八二						三一・九	
同九年		五三				二、五三六、八七九						三〇、四	

備考　取引數量ハ上繭ノミニツキ記載ス

最近十ケ年產繭處理概況

		繭市場		同		繭市場以外		養蠶家		組合製絲		製絲場		乾繭保管		其他		合計	
		個人販賣		共同販賣		ノ共同販賣		自宅販賣		供繭		持込販賣							
大正十三年	數量	二、一一七、二八九貫		一七六、八四四貫		七六四、一四一貫		二、五七一、三三一貫		一、八八九、五三三貫		六三二、三五五貫		八七、六二二貫		—		八、三二八、八五〇貫	
	割合	二五・七三%		二・一五%		九・二九%		三一・三五%		三六・九六%		七・五六%		一・〇六%		—		100.00%	
同十四年	數量	二、九〇五、五〇三		二六〇、九八〇		一、九八四、四四一		三〇三、四六八		二、一五三、〇八一		八七二、三八七		五二、六二七		一九、八九二貫		一〇、五二三、三六八	
	割合	二七・六一		二・四八		一八・九三		二八・七五		二〇・四六		八・二九		〇・五〇		一・八九%		100.00	
昭和二年	數量	二、〇七六、八八六		九六、三〇九		五〇一、二九三		一、五九八、二八三		二、五二〇、九三六		四二一、七二九		二一、三一〇		二、九二四		七、五五一、八一〇	
	割合	二八・二五		一・三一		六・八二		二一・七四		三四・二九		五・七五		〇・二九		〇・〇四		100.00	
同三年	數量	二、八三〇、〇四八		一六五、七二三		五四〇、六二〇		一、八四一、七五〇		二、三四〇、七四一		五六六、一四一		一六、一四四		三、三四〇		八、九五七、九二八	
	割合	三九・三六		一・八五		六・〇七		二〇・五六		三五・八七		六・三二		〇・一八		〇・〇三		100.00	
同四年	數量	三、二七二、三四		四五五、〇八〇		六二三、七七〇		二、〇三六、七七〇		三、六六七、二七七		一、〇〇八、九四五		一三、九二四		五二、一九七		一一〇、九九、五〇六	
	割合	二九・四八		四・一〇		五・六二		一八・三六		三三・〇四		九・〇九		〇・一八		〇・四七		100.00	
同五年	數量	二、七九三、六八五		五七四、六六七		四五三、八三八		一、七三二、九九九		四、三六八、八一五		一、一二六、四五九		二八七、三五七		三三、四九三		一二、四三七、三一〇	
	割合	二二・五〇		四・一七		三・六四		一三・九五		三五・〇六		七・七四		二・三八		一・六八		100.00	
同六年	數量	二、六二八、九五四		四八二、八三二		三三二、〇〇三		一、八一八、三九九		三、五六三、九八七		一、二五四、九七九		八八、八二三		二一、三四三		九七四五、五七六	
	割合	二六・九七		四・九六		三・四三		一八・七一		三六・五七		一二・八七		〇・九一		〇・二一		100.00	
同七年	數量	二、三〇〇、二五三		五九八、八一九		二七九、〇二九		一、〇九三、三〇三		三、一六九、四六八		一、〇八一、三六九		三一、六六六		二、九九九		九、八四三、九〇九	
	割合	二三・四一		六・〇八		二・九九		一一・一〇		三二・一五		一一・〇二		〇・三二		〇・〇三		100.00	
同八年	數量	二、四八八、九二七		七二、八〇二		二五四、五四九		九五九、三二三		三、六一五、四九二		一、四二九、七八六		二八、八六〇		二、八六〇		一〇、五二三、三六八	
	割合	二三・六五		七・四三		二・四二		九・一八		三四・三九		一三・六七		〇・二九		〇・〇三		100.00	

同　九年	數量	一、九二六、二七	五七三、五七七	一六五、四五五	五七九、三五六	二、九三五、三一四	一、一四七、〇七二	六三〇、八二八	三九三、三七二	八、三五一、八〇一
	割合	二三・〇七	六・八七	一・九八	六・九四	三五・一五	一三・七三	七・五五	四・七一	100・00

備考　一、大正十三年ハ乾繭保管ノ欄ニ其ノ他ヲモ含ム。

二、大正十四年度ハ産繭總量ニツキ其ノ他ノ年度ハ上繭ノミニツキ調査セリ。

三、大正十五年度ハ調査ヲ缺ク。

四、製絲場持込販賣ノ中ニ特約取引ヲ含メリ。

五、其ノ他中ニハ蠶種製造、委託製絲、自宅製絲、繭問屋又ハ繭賣買業者ノ店舗販賣等アリ。

繭檢定所の設置

其後繭取引の公正を期する爲養蠶家の生産せる繭につき切歩により生繭の繭層量を檢査し、以て取引價格算定の資とし解舒光澤其他を參酌して賣買を行ふの妥當なるを認め、本縣に於ては昭和五年四月廿四日縣告示第三一六號を以て繭檢定所規定を定め、本所を縣廳内に支所を各郡の蠶業取締所支所内におき、昭和五年度より切歩による繭檢定を實施せり。其後四ヶ年間約一萬餘圓の經費を投じて實施せるに其成績は左表の如し。

年次	切歩檢定實施件數
昭和五年	四七、八六四件
同六年	八四、九九一
同七年	一一三、五六八
同八年	一六五、八五九

斯の如く逐年好成績を收め來れども、繭取引の改善を圖らんには進んで繰糸に依る繭檢定を爲すの勝れるに如かざるを感じ、且國に於ても繰糸檢定所の設置を奬勵せられたるを以て、本縣に於ては昭和八年の縣會に議りて其協賛を得、和和九年度に於て縣下松本市及更級郡篠井町の二ヶ所に各三十釜の設備を有する繰糸に依る繭檢定所を設置する事とし、

二ヶ所の設備費豫算八萬六千百五十六圓を支出する事となれり。

よつて本縣に於ては昭和九年十一月一日縣告示第七百五十一號を以て、新に長野縣繭檢定所規程を定め、從來の繭檢定所規定は之を廢止せり。

長野縣告示第七百五十一號

長野縣繭檢定所規程

第一條　長野縣繭檢定所ハ本所及支所ヲ左ノ通設置ス

名稱	位置
長野縣繭檢定所	松本市
長野縣繭檢定所篠ノ井支所	更級郡篠ノ井町

第二條　長野縣繭檢定所ハ左ノ業務ヲ行フ

一　繰絲ニ依ル繭ノ檢定

二　繭ノ鑑定

三　繭ノ檢定及繭ノ鑑定ニ關スル研究及調査

四　講習、講話、傳習及質問應答

第三條　長野縣繭檢定所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長	一人
支所長	一人
技師	若干人
技手	若干人
主事補	若干人

所長及支所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ但シ技手ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第四條　所長ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

支所長ハ所長ノ指揮ヲ承ケ支所ニ於ケル所務ヲ掌理ス

第五條　技師、技手、主事補ハ所長又ハ支所長ノ指揮ヲ承ケ所務ニ從事ス

然るに繭檢定所の設備は農林省よりの助成金が昭和九・十の兩年度に跨りたる關係上、昭和九年度に於ては僅かに直接作業に必要なる工場及び機械器具類を設備せるに止れり。されば繭檢定所設置の初めは其事務所を縣廳内に置きしが工事略々成るを待つて、昭和十年三月八日より松本市及篠井町の兩所に移轉し、同年四月八日より兩所共同時に繰糸作業を開始するに至れり。而して松本市なるを長野縣繭檢定所と稱し技師宮澤鶴惠を所長とし、篠ノ井町を同支所と稱し技師依田寛之助を所長とし繰糸工手の訓練を行ひ、昭和十年春繭より特約取引組合の繭を全部檢定することゝなせり。

かくて繭檢定所は益々設置の必要を認められ、昭和十年六月の臨時縣會に於て諏訪郡岡谷及北佐久郡小諸町の二ケ所に各三十釜設備の繭檢定所を增設することゝなり、豫算九萬二千圓を議決するに至れり。

第六節　最近の不況對策

昭和四年秋突發したる米國財界の混亂以來糸價は著しく低落し本邦の蠶糸業は爲に一大打撃を被り、ことに蠶糸業を生命とせる本縣にありては其被りたる打撃は一層深刻なるものありき。

茲に於て縣は此難局の打開に就き鋭意研究したる結果、昭和八年二月開會の蠶糸業調査會に蠶糸業更新に關する左の諮問を爲せり。

「　長野縣蠶糸業更新計畫ニ關スル件

蠶糸業目下ノ情勢ハ其ノ根本的樹テ直シヲ要請シテ止マザルモノアリ、故ニ本縣斯業ノ現況、實態ヲ仔細ニ檢討シ養蠶、蠶種、製糸、機染ノ各業ニ亘ツテ更新計畫ヲ樹立シ最近ノ科學的技術ノ應用ヲ全カラシムルト共ニ經營組織ノ合理化ヲ期シ生産能率ヲ高メ斯業ノ經營ヲ安定向上セシメントス、依テ蠶糸業更新計畫ニ關シ意見ヲ求ム。　」

右の諮問に對し蠶糸業調査會は蠶糸課私案として提出せられたる蠶糸業更新五ケ年計畫を妥當なる案と認め「長野縣蠶糸業ヲ更新スル爲メ別冊更新五ケ年計畫ニ依リ之ガ更新ヲ期スルコト」との答申を爲したり。而して更新五ケ年計畫樹立實行の根本趣旨は左の如し。

「本縣ノ蠶糸業ハ其ノ産額全國中ノ首班ニ位シ、亦縣內ニ於ケル他ノ生産業ニ比スルモ最モ重要ナル地位ニアリ農産物トシテノ産繭價額ハ農産物總生産價額ノ常ニ四割以上ニ達シ工産物トシテノ生糸及絹織物ノ産額ハ工産物總生産額ノ約八割ヲ占ムルノ現況ナリ

本縣ノ蠶糸業ガ斯ノ如キ發達ヲ爲シタルハ氣候・風土ガ斯業ニ適シタルハ素ヨリ本縣ノ地勢上耕地乏シク從テ農業經營モ自然集約的ナラザルヲ得ザルニ歸因ス

故ニ本縣蠶糸業ハ縣内ニ於ケル右事情ニ著シキ變化ナク且ツ生糸ノ消費著シク減退セザル限リ本縣ニ在リテハ俄カニ蠶糸業ニ交替スベキ適切ナル生産業ナシト信ズ

昭和四年秋突發シタル米國財界ノ混亂以來糸價ハ著シク低落シ本邦ノ蠶糸業ハ爲メニ一大打撃ヲ被リタルモ經濟界ハ未ダ恢復セズ從テ生糸ノ價格モ遽ニ昇騰スベキモノト信ゼラレザルガ故ニ玆ニ現時ヲ基調トシテ蠶糸業ノ更新計畫ヲ樹立シ其ノ實現ヲ期セムトス」

然らに蠶糸業恐慌は依然として強化の一途を辿るのみなりしかば、斯る情勢に鑑み縣は昭和九年二月開會の蠶糸業調査會に「繭、生糸生産費低下ニ關スル件」を諮問し、同會は之に對し蠶、生糸の應急的並に根本的生産費低減方法を研究答申せしが、翌十年の蠶糸業調査會に於ては既定更新五ヶ年計畫の再檢討を爲し、第二次五ヶ年計畫を樹立せり。

蠶糸業更新五ヶ年計畫は養蠶、蠶種、製糸等蠶糸業全般に亘れるものなるを以て各篇に記載すべき筈なれども重複を避くる爲、一括して左に掲ぐる事となせり。（長野縣蠶絲業調査會資料、昭和八年並ニ昭和十年長野縣蠶絲業更新五ヶ年計畫參照）

○養蠶業關係

一、將來ノ目標

㈠ 全縣

項目	總計	春蠶	夏秋蠶
桑園反別	六八、八〇〇町歩	—	—
養蠶戶數	一六〇、〇〇〇戶	一三五、〇〇〇	一六〇、〇〇〇

㈡ 單位當

項目	總計（又ハ平均）	春蠶	夏秋蠶
一戶當桑園反別	四、三畝	—	—
桑園反當收繭額	一七、四〇〇瓦	—	—
一戶當掃立枚數	一四、三枚	六、三	九、〇
掃立枚數（一〇瓦）	二、三七〇、〇〇〇枚	八三七、〇〇〇	一、四五〇、〇〇〇
收繭額	二、〇〇〇、〇〇〇貫	五、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇

結果ナレバ目下取纏中ナリ

桑園及養蠶ノ計畫變更及繭質ノ向上並ニ製糸業ノ現況ヨリシテ昭和十年以降ノ製糸業ノ目標ヲ次ノ通リ變更ス

一、將來ノ目標

(一) 對一釜生糸生産數量

一ケ年ノ作業日數　二七五日

對一ケ年一釜生糸生産數量四一貫二五〇匁

對一日一釜生糸生産數量　一五〇匁

(二) 原料繭

總額　二二、〇〇〇、〇〇〇貫

內譯　縣內産　一〇、〇〇〇、〇〇〇貫

縣外移入　一二、〇〇〇、〇〇〇貫

(三) 釜數總數　六〇、〇〇〇釜

(四) 生糸生産數量

總額　二、五二〇、〇〇〇貫

改善項目

一、原料繭ノ改善

(一) 品種、飼育、上簇等ノ改善

(二) 團體取引、團體供繭

二、原料繭ノ乾燥保管ノ改善

(一) 乾燥設備ノ改善並ニ擴充

(二) 貯繭方法ノ改善

(三) 殺蛹乾繭方法ノ改善

(四) 生繭並ニ乾繭ノ取扱方法ノ改善

三、製糸設備ノ改善

(一) 煮繭機ノ改善

(二) 繰糸機ノ改善

(三) 再繰機並ニ生糸檢査設備ノ改善

四、製糸技術ノ改善

(一) 煮繭方法ノ改善

(二) 製糸職工ノ養成

(三) 製糸職工ノ訓練並技術ノ向上

(四) 揚返方法ノ改良

(五) 生糸檢査方法ノ改善統一

(六) 生糸束裝荷造方法ノ改善統一

五、製糸業經營ノ改善

(ヘ) 營業製糸

(1) 小規模工場ノ共同施設又ハ合同

(2) 資本ノ充實

(3) 資金融通方法ノ改善

(4) 原料繭供給地ノ確立

(5) 工場管理方法ノ改善

(6) 生糸販賣方法ノ改善特ニ共同出荷組合ノ利用

(7) 工場需要品ノ共同購入

(8) 製糸技術者ノ設置

(ト) 組合製糸

(1) 小規模工場ノ共同施設又ハ合同

(2) 區域ノ整理

(3) 組織ノ原則ハ販賣事業單營

(4) 組合ト組合員トノ連絡

(5) 工場管理方法ノ改善

(6) 資金ノ融通並ニ生糸ノ販賣ニハ系統機關ノ利用

(7) 工場需要品ノ共同購入

○屑繭整理關係

一、將來ノ目標（販賣品ノミ）

種類	製造者數	製造額	備考
眞綿	四〇、〇〇〇人	二〇、〇〇〇圓	
玉絲	一五、〇〇〇	四五、〇〇〇	
二等絲	一五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	釜數 一六、〇〇〇

改善項目

一、生產ノ合理化

(ヘ) 講習會ノ開催

(ト) 眞綿玉糸二等絲及紬糸ノ規格統一

(チ) 製品ノ檢査格付

(リ) 共同作業

二、販賣統制

(ヘ) 販賣ノ斡旋

(ト) 製品ノ共同販賣

(チ) 技術員ノ設置

○蠶種業關係

一、將來ノ目標

(ヘ) 蠶種製造者數 一、二五〇人

(ロ) 一戸當製造額　四、〇〇〇枚

(ハ) 蠶種製造額　五、〇〇〇、〇〇〇枚

說明

(イ) 最近ニ於ケル蠶種製造者ハ年ト共ニ減少ノ趨勢ニアリ即チ昭和六年度ニ於テハ一、四六二人ニシテ昭和二年ニ比シ一割六分ノ減少トナリ尙之レヲ五ケ年平均數ニ比較スルモ一割一分ノ減少ナリ之レカ原因ハ主トシテ小規模製造者ノ廢業ニヨルト一面企業ノ合同ニヨル結果ナリ、而シテ右五ケ年間ニ於ケル平均者數ハ一、六四二人ニシテ其ノ中一千枚未滿ノ製造者五二八人(全製造者ノ三割二分一厘)一千枚以上三千枚未滿ノ製造者六九三人(全製造者ノ四割二分二厘)ニシテ兩者ヲ合スレハ實ニ全製造者ノ七割四分ニ當ルノ狀態ナリ故ニ將來之等ノ小規模製造者ノ合同ト自然廢業トニヨリ五ケ年平均者數一、六四二人ノ二割三分ヲ減少スルモノト看做シ目標ヲ一、二五〇人ニ置ケリ

(ロ) 最近五ケ年間ノ平均ニ依レハ一戸當製造額ハ三千枚ニシテ全國ノ平均約四、五〇〇枚ニ比スレハ尙相當ノ距離アリ之レ本縣蠶種製造者ハ小規模ノモノ多キニ基ク故ニ第一表ニ示スカ如ク全製造者ノ七割以上ヲ占ムル小規模製造者ノ合同ニ依リ約一、〇〇〇枚ノ製造額ヲ增加シ全國ノ平均ニ近キ四、〇〇〇枚ヲ目標トナサムトス

(ハ) 最近五ケ年間ノ平均蠶種製造額ハ四、九八四、三五九枚ナルモ前記目標ノ者數ト一戸當製造額ヨリ算出シ五、〇〇〇、〇〇〇枚ノ年產額トナサムトス、而シテ從來ノ蠶種製造額ト之レカ消費ノ關係ヲ見ルニ縣內ニ於テ掃立ラルヽモノ製造額ノ五割弱ニシテ其他ノモノハ大部分縣外ニ移出セラルヽノ現狀ナリ故ニ蠶種ノ製造額ヲ五、〇〇〇、〇〇〇枚トナストキハ其ノ內約五割五分ハ縣外移出ニ向クルコトヽナリ販賣上ニモ敢テ困難ナラス

改善項目

一、經營ノ改善

(イ) 小規模蠶種製造者ノ合同

(ロ) 資本ノ充實ト設備ノ完備

(三) 集團飼育分場ノ設置
(四) 種繭專用桑園ノ設置
(五) 特約製造並被委託製造ノ奬勵

二、蠶種ノ改善

(一) 蠶品種ノ整理統一
(二) 指定蠶品種ノ普及
(三) 無毒強健蠶種ノ製造
(1) 春期製造ノ奬勵
(2) 飼育分場者ノ技術向上
(3) 蠶室蠶具ノ徹底的消毒ノ督勵

三、蠶種販賣方法ノ改善

(一) 特約販賣
(二) 現金取引
(三) 蠶種價格ノ維持

○機染業關係

一、機業ノ部

(一) 將來ノ目標

品種	數量	價額
縮緬	三〇〇、〇〇〇反	一、八三〇、〇〇〇円
平絹	三五〇、〇〇〇	五三五、〇〇〇
羽二重	四〇、〇〇〇	二四八、〇〇〇
絹縞	四〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇
絹雜織物	五〇、〇〇〇	二三五、〇〇〇
綿布其他	三〇〇、〇〇〇	五七〇、〇〇〇
合計	九八〇、〇〇〇	三、六七八、〇〇〇

二、染業ノ部

(一) 將來ノ目標

生産年額 二、五〇〇、〇〇〇円

改善項目

一、經營ノ改善

(一) 生産組織ノ改善
(二) 經營ノ協同化
(三) 販賣方法ノ改善

二、製品ノ改善

(一) 設備改善
(二) 生産品規格統一
(三) 製品檢査
(四) 奬勵染織ノ設定

第九章　繭量器の沿革

繭量器取締規則の制定

本縣蠶絲業の隆盛に赴くに伴ひ繭の生産增加し、從つて其取引も盛大となり來れると共に、其取引上に種々紛紜を生ずるに至りしを以て繭量器を制定し其取締の方法を設くるに至れり。記錄口碑の傳ふるに所によれば江戸時代より明治の初期迄の繭賣買は繭を蓙筵に並べ一枚何程として賣買したるものにして、或處に於ては四百目を以て一枚とし、或所に於ては五百目を以て一枚とし、又二枚合せと稱し八百目を以て立値の單位として賣買せるあり。諏訪郡永明村矢崎源藏氏所藏、文化文政時代の繭賣買の帳簿には「まい幾ら」とありて之に枡數を附記せるものあり、通常三升五合を一まいとせるが如くなれども三升二三合もあり四升ありて一定せざるが如し。即當時の農家は大約の目分量にて賣買し商人は農家の無頓着なるに乘じて種々の不正手段によりて繭の取引を行へるが如し。

故老の談によれば、明治時代に入りても分銅の裏に鉛を附け、又は權衡の紐に細工を施し又は目方にかける際一貫目づゝ計りて一回毎に多少の目方を誤魔化し、甚しきは一貫二百目位の所に分銅をおきて「弱いが我慢して行く」といふ如き惡慊のもの賣枡と買枡の二種を用意し置き買枡は一斗枡にして一斗二三升入るを普通とせしといへり。又枡の材料も表面は生紙を用ひ中心には殊更に軟弱なる粗製の紙を使用し容易く膨脹し得る如く製造せるもの等ありき。是等は要するに繭量器の需要者たる仲買商等が買入の際不正を行ふ猾手段の材料に供せられたるものにして、製造者は又其仲買商等の狡猾なる者に合致する如く繭容器を製造せる結果斯る弊害を生じたるものなれば嚴重なる規程を設けて之を取締るべしとの議起り、遂に明治十九年六月廿九日長野縣令甲第九十六號を以て繭量器取締規則を布達さるゝに至れり。

甲第九十六號

繭量器取締規則左ノ通相定メ來ル十月一日ヨリ施行ス

但從前ノ分ハ同日ヨリ販賣及使用スルヲ得ズ

右布達候事

明治十九年六月廿九日

長野縣令　木梨精一郎

繭量器取締規則

第一條　繭量器ヲ製造シ又ハ販賣セントスルモノハ縣令ノ許可ヲ受クベシ

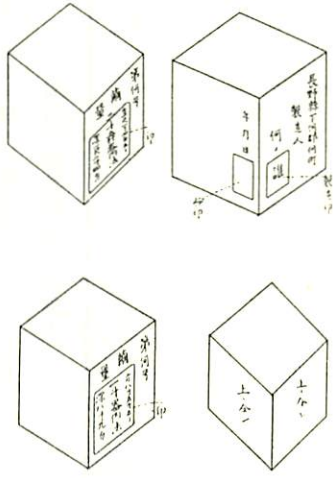

第二條　繭量器ハ其製造人ノ住所姓名及寸法斗量ヲ記入シ所轄郡役所ノ檢印ヲ受クベシ

檢印ナキモノハ販賣又ハ使用スルヲ得ズ

但他管下ノ製造ニシテ其府縣廳若シクハ郡役所ノ檢印アルモノハ此限ニ非ラズ

第三條　繭量器ハ紙製トシ種類ハ左ノ三種ニ限ルベシ

但指定外ノ原料ヲ用ユルカ又ハ異種ヲ製造セントスルトキハ縣令ノ認可ヲ受クベシ

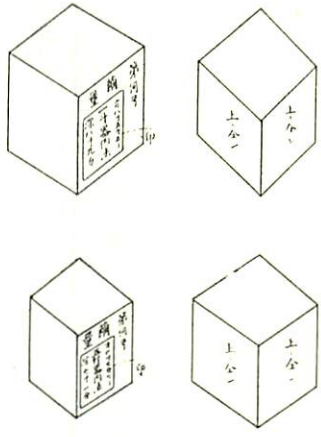

第四條　製造人ニ於テハ豫メ繭量器ノ見本及其原料並ニ製造方法書ヲ添ヘ縣廳ニ差出シ認可ヲ受クベシ

第五條　製造人ニ於テハ繭量器ノ價格ヲ定メ縣令ノ認可ヲ受クベシ

但價格ノ增減モ本條ニ據ル

第六條　破損シタル繭量器ヲ再ビ使用セントスルトキハ製造人ノ修補ヲ受クベシ私ニ修補シ使用スルヿヲ得ズ

但修補シタル要部ハ製造人ニ於テ其證印ヲ捺スベシ

第七條　繩量器所有者ハ毎年四月一日ヨリ五月卅一日迄ニ所轄郡役所ヘ差出シ檢印ヲ受クベシ

但郡役所ニ於テハ該器ニ伸縮ヲ生ジ寸法ニ違フモノアルトキハ之レニ廢棄ノ印ヲ押捺スベシ

第八條　他府縣下ノ製造ニ係ハル繩量器ト雖モ第一條第六條第七條ニ準據スベシ

第九條　繩ノ量方ハ水量法ヲ用ユベシ

第十條　此規則第一條第二條第六條第七條第八條ニ違背シタルモノハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

明治何年繩量器檢査員數表

製造地及人名	區別	種類及員數 五升器	壹斗器	二斗五升器	小計
何郡何町村之唯	新製				
何	繼續使用				
之	廢棄				
唯	同				
、	同				
、	同				
、					
、					
合計					

製造縣地名	品別	一升器	五升器	一斗器	小計
何縣下製	繼續使用				
	廢棄				
合計					

凡例

一、新製トハ製造者ヨリ直ニ檢査ヲ出願セシモノナリ
一、繼續使用トハ所有者ヨリ檢査ヲ出願セシモノナリ
一、廢棄トハ伸縮ヲ生ジ廢物トナシタルモノナリ
一、他府縣下製ニ係ル分ハ容器ノ異ナルニ隨テ其彌ヲ增減スベシ

繭量器製造販賣者を定む

次で同年六月甲勸第五十五號を以て縣下に於ける該器製造販賣者の員數を定め兩々相俟つて此取締の徹底を期せんことを圖れり。然るに該量器の製造販賣は極めて有利の事業と目されしと見え多數の出願者ありしが製造販賣は長野・松本に各一人と定め、長野町は鷹野正雄、松本町は奥澤喜十郎に許可せられたり。而して松本町の方は記錄の存するものなしと雖當時北信に於ては小坂善之助南信に於ては奥澤喜十郎と並稱せられたる財界の重鎭たりしといへば其等の關係なるべく、又鷹野正雄は明治四年以來本縣蠶絲業關係の各課に勤務し、明治十四年本縣製絲業者團結して友誼社を設立するに當り其懇願により現職を去りて同社々長となり翌年該社名を信濃生絲會社と改稱せる際引續き社長となり、明治十八年五月長野縣甲第四十二號を以て蠶絲製造及蠶絲商組合規則を布達せられ長野町に本部を置き各組合を統轄せる際蠶絲業組合本部副頭取を命ぜられ、ついで同年十一月農商務省令第四十一號を以て蠶絲業組合準則を發布せられしにより之に基づき翌十九年二月長野縣令甲第二十一號蠶絲業組合規則制定せられ、蠶絲業組合取締所創立せらるゝや撰ばれて書記長兼會計監督となり、明治二十年四月廿五日副頭取佐藤八郎右衛門辭任に付頭取代理を命ぜられ、後五月二十日小林元辰頭取となるに及び頭取代理を解かれしも、僅二ヶ月にして小林頭取死去せるを以て再び頭取代理と成りたる人にして最適任者として早く同人に許可の內意ありしが如く、其事情は同人より曾て友誼社時代頭取たりし北佐久郡小諸町高橋平四郎宛の左の書簡はよく此間の消息を物語れり。

所謂鷹野桝制定の事情

拝啓陳ハ此程ハ失敬御海容可被下候扨兼テ御頼談有之候繭桝之儀吉田氏ヘ懇話致シ置候處兩三日前吉松君ゟ之御内話ニ繭桝之儀不日御布達可相成而シテ製造所之儀ハ南部一ヶ所北部一ヶ所都合弐ヶ所ニシテ製造場所ハ長野松本ノ積リ右ニ付種々推考スルニ生糸會社ニ於テ本縣ゟ拝借金ノ義ハ巻印紙賣捌之純益ヲ以テ返納之筈ニ候モ提糸追々減少本年ハ昨年ゟ一層減額可致就テハ到底巻印紙純益而已ニテハ返納相立間敷旁以テ今般布達可相成繭桝製造之儀ヲ小生ニ出願致シテハ如何之旨云々御談示有之小生ヨリ該件ノ就テハ高橋氏ゟ建言ノ次第モ有之既ニ此程モ依頼之儀も有之候間篤と勘考可仕旨申述置候處昨日岡村氏ゟ客月廿九日付ニテ繭桝之儀御布達七月二日三日兩日中郡衛等ヘ布達書配布可相成就テハ長野町内ゟ製造方陸續申出有之旁以兎モ角小生ゟ願書差出候義可然旨御談示有之小生モ熟考然ニ生糸會社ノ負債モ貴君御了知之通方今千八百圓余貴君ゟ荒木ヘ返済之分元利合算スレハ千百圓余到底巻印紙純益而已ニテハ返済之日途相立兼尤官ゟ拝借金ハ返済期限遷延にモ致シ方無之候ニハ候得共拝借ノ爲荒木ゟ弐千圓余ノ地價ヲ借受縣廳ヘ差出置候儀ニテ殆困却實ハ取締所役員之儀ニ就テモ辭職致シ度候モ縣廳ノ負債返金致サヽル内ハ荒木ヘ抵當戻シ兼夫ガ爲他ニ轉シ度見込ノ處有之候も如何セン前条之次第ニテ當地ヲ轉スル丁不克不得止不服ナカラ本所ニ從事此次第又勸業課ニ於テモ右等之邊ヲ深ク御斟酌之上今般桝之儀ヲ請願可致旨御内話有之候儀ニ候間御聞届ノ有無如何ニ不係兎モ角願書丈ハ差出積ニ付右御了知被下度前顯述ル處ノ實否如何ハ吉田氏ゟ御聞取相成候ハヽ御明瞭御了解可相成候先ハ忙中亂毫前後不文御推覽可被下候

早々不備

鷹野正雄

七月二日（明治十九年七月三日長野局消印）

高橋平四郎樣

（小諸町　高橋平四郎藏）

尚々時下御養護專一ニ可被遊候

（註）文中吉田とあるは吉田景京、吉松君とあるは勸業課長吉松集躬なり）

斯くて同年九月十三日鷹野正雄（奥澤喜十郎も同文ならんと想像す）より別紙の如き願書を提出せるに「同人儀は永く蠶絲改良の業に從事致し居該器に付ては最因故有之且つ自然取締上に於けるも好都合と被存候」云々との勸業課長の

意見書により直ちに認可せられ、且其考案に成れる製造方法、製造原料、販賣區域其他に關する締約及販賣代價等にもあまり面倒なく許可せられ縣下は勿論他府縣よりも註文をうくるに至れり。

御認可願

本年甲第九十六號ヲ以テ繭量器取締規則御布達ニ付該製造及販賣ノ義奉請願御聞届相成候就テハ該規則第四條ニ依リ繭量器原料及製造方法別紙ノ通リ仕度候間御認可被下度依テ原料並見本相添へ此段奉願上候

明治十九年九月十三日

上水内郡長野町

繭量器製造人

應野正雄

上水内郡長野町外四ヶ町村勸業委員

林市三郎

上水内郡長野町外四ヶ町村戸長

樋口兼利

上水内郡長森田斐雄代理

上水内郡書記山上孝作

長野縣知事木梨精一郎殿

前書之通相違無之ニ付奥印候也

繭量器原料並製造方法書

一、繭量器ハ三種共一樣ノ製方ニテ總テ張抜トス

一、用紙ハ厚生紙八枚ニシテ中眞ニ寒冷紗ヲ張込内外共同一ノ紙質ヲ用ユ

一、糊ハ生麩ヲ用ユ

一、澁ハ小柿ヲ用エ内外ヲ塗ル

右之通御座候

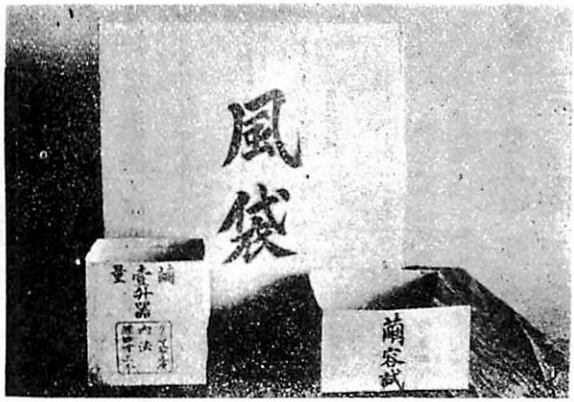

蘭量器

右蘭容試ト アルモノハ後年製造ノ一ノ升器
中央ハ二斗五升、左蘭量一升器ト記セルモノハ驚野正雄ノ銘アル最初ノモノナリ

證券印紙

締約書

本年甲第九十六號御布達ニ據リ長野町鷹野正雄松本南深志町奥澤喜十郎ニ於テ繭量器製造販賣方御聞届相成タルニ付茲ニ左ノ條件ヲ締約ス

一、上水內、下水內、上高井、下高井、小縣、南佐久、北佐久、埴科、更級九郡ノ販賣所ヘハ鷹野正雄ニ於テ製造ノ分ヲ販賣ス

一、東筑摩、西筑摩、南安曇、北安曇、諏訪、上伊那、下伊那七郡ノ販賣所ヘハ奥澤喜十郎ニ於テ製造シタル分ヲ販賣ス

一、總テ繭量器ヲ販賣人ヘ賣渡スモノハ料金引換ニ受渡ヲナスベシ

一、若シ一方ニ於テ繭量器販賣ニ不足ヲ生ズルトキハ原價ヲ以テ互ニ流用スルヲ得ルト雖モ他府縣ノ製造ニ係ハルモノハ双方協議ノ上ニ非ラザレバ販賣スルコヲ得ズ

但運搬費ハ請求者ノ負擔トス

一、繭量器修補料ハ其破損一ケ所毎ニ賣價十分ノ二ヲ領收スベシ

一、販賣者ノ內ヲ以テ代理者ト定メ繭量器ノ修補ヲナサシムルモノハ其料金ノ內十分ノ八ヲ代理者ニ支拂クベシ

一、總テ修補ハ其ケ所毎ニ要部ヘ證印ヲ押捺スベシ

一、修補ノ代理者ヲ定ムルニハ此締約ヲ明示シ約定ノ上ハ互ニ報道スベシ

一、代理者ニ於テ此締約ヲ犯シタルトキハ違約金トシテ其當人ヨリ一圓以上十圓以下ノ金ヲ出サシメ之レヲ締約者ヘ渡スベシ若シ三週間以內ニ於テ其償金ノ受取方ノ手續ヲナサヾルトキハ委托本人ニ於テ自ラ之ヲ辨償スルモノトス

一、修補ヲ加フベカラザル箇所左ノ如シ

検印押捺ノ箇所

製造印押捺ノ箇所

内法寸法記入ノ箇所

一、繭量器製造方ノ改正又ハ價格ヲ増減セントスルトキハ双方協議ノ上ニ非ラザレバ出願スルヿヲ得ズ

一、前條件ニ違犯シタルトキハ其輕重ヲ論セズ違約金トシテ金三十圓ヲ締約者ヘ渡スベシ

一、前條件ニ於テ實際不都合ノ廉アルトキハ互ニ協議ノ上修正加除スルヿヲ得ベシ

右之通締約シタル證據トシテ三通ヲ製シ各記名調印ノ上一通ヲ縣廳ヘ差出シ互ニ一通ヅヽヲ交收シ之レヲ確守スルモノナリ

明治十九年九月

東筑摩郡松本南深志町

奥澤喜十郎

上水内郡長野町

鷹野正雄

御届書

今般繭量器製造ニ付左ノ通リ可仕候間此段及御届候也

一、記入文字ハ楷書判ヲ用ヒ

一、製造人ノ印章及修補證印ハ左ノ雛形ニヨル

一寸五分

繭量器 製造人 鷹野正雄

一寸二分

一寸

繭量器 製造人 鷹野正雄修補證

九分

一、看板ハ左ノ雛形ニ據ル

繭量器製造所

繭量器販賣所

右之通リ御座候也

明治十九年九月廿七日

上水內郡長野町
繭量器製造人
鷹野正雄

上水內郡長野町外四ケ町村勸業委員 林市三郎

上水內郡長野町外四ケ町村戸長 樋口兼利

長野縣知事　木梨精一郎殿

御認可願

本年甲第九十六號ヲ以テ繭量器取締規則御布達ニ付該製造及販賣ノ義奉請願御聞届相成就テハ該規則第五條ニ據リ繭量器價格別紙相定メ度候條御認可被成下度此段奉願上候也

但運搬費用ハ製造人ニ於テ支辨可致候

明治十九年九月廿二日

上水内郡長野町

繭量器製造人

鷹野正雄

上水内郡長野町外四ヶ町村勸業委員　林市三郎

上水内郡長野町外四ヶ町村戸長　樋口兼利

長野縣知事　木梨精一郎殿

前書ノ通相違無之奥印仕候也

明治十九年九月廿二日

上水内郡長　森田斐雄

繭量器價格表

品名	原價	割增	製造人手數料	販賣人手數料
二斗五升器	三四、九厘	四三、三厘	四、六二毛	三、七八毛
一斗器	二八、八	三五、七	三、八〇	三、一〇
五升器	二三、〇	二八、五	三、〇二	二、四八

繭量器製造販賣所

製造販賣所	上水内郡	一名	長野町	鹿野正雄
同	東筑摩郡	一名	松本町	奥澤喜十郎
販賣所	南佐久郡	二名	臼田村 海ノ口村	九月十三日穂積村ニ變更シ野澤村ヲ增ス
同	北佐久郡	二名	岩村田町 小諸町	
同	小縣郡	三名	上田町 常磐城村 腰越村	
同	諏訪郡	二名	上諏訪村 下諏訪村	
同	上伊那郡	二名	西高遠町 赤穂村	
同	下伊那郡	二名	飯田町 駒場村	十月一日下川路村ト更正
同	西筑摩郡	一名	福島村	
同	東筑摩郡	二名	松本南深志町 松本北深志町	鹽尻町村 會田村
同	南安曇郡	一名	豊科村	
同	北安曇郡	一名	大町	
同	更級郡	一名	稲荷山町	

同　埴科郡　二名　屋代町
同　上高井郡　一名　須坂町
同　下高井郡　一名　中野町
同　上水内郡　一名　長野町　牟禮村
同　下水内郡　一名　飯山町

而して右繭量器販賣者の詮衡には最も意を用ひ各郡長及び該町村長に本人の品行及資産を調査せしめ其證明を俟つて始めて許可せり。

例

北佐久郡小諸町第四百五十貳番地
平民　商　高橋喜右衛門

一、資　産　地所反別八反六畝廿二歩
此地價金七拾貳圓七拾壹錢

一、品　行　正

本町高橋喜右衛門資産品行取調御達ニ付別紙進達候也

明治十九年七月廿九日

北佐久郡小諸町戸長　西岡信義　印

北佐久郡長　鳥居義處殿

繭量器販賣願

本年甲第九十六號ヲ以テ繭量器取締規則御布達ニ付該規則ヲ遵奉シ販賣仕度候此段御許容被成下候處奉願候也

明治十九年七月廿二日

北佐久郡小諸町

高橋喜右衛門㊞

北佐久郡小諸町戸長　西岡信義㊞

長野縣知事木梨精一郎殿

前書之通相違無之奥印候也

明治十九年七月二十日

北佐久郡長鳥居義處代理

北佐久郡書記　後閑辻堯㊞

後明治二十一年十一月縣令第八十四號を以て藥量器取締規則改正せられ藥容器取締規則と成る共全文左の如し。

明治二十一年十一月十五日縣令八十四號

藥容器取締規則

第一條　藥容器ヲ製造シ又ハ販賣セントスルモノハ縣知事ノ許可ヲ受クベシ

第二條　藥容器ハ紙製ニシテ種類ハ左ノ四種トス

但指定外ノ原料ヲ用ユルカ又ハ異種ヲ製造セントスルトキハ縣知事ノ許可ヲ受クベシ

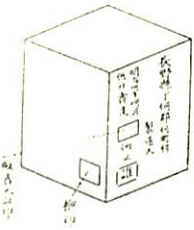

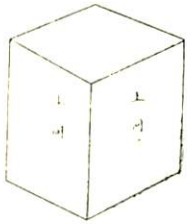

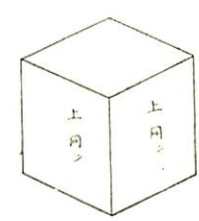

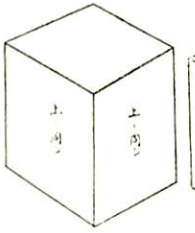

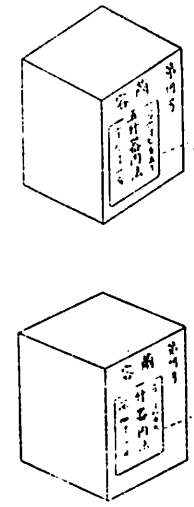

第三條　繭容器ヘハ製造人ノ住所姓名及寸法斗量ヲ記入シ縣廳ノ檢印ヲ受クベシ其檢印ナキモノハ販賣又ハ使用スルヲ得ズ

第四條　前條ノ繭容器ノ檢印ハ毎年三月ヨリ六月迄ノ間ヲ以テ二回ヲ限リ官吏ヲ派出シ所轄郡役所（長野町ハ縣廳）ニ於テ執行スベシ最モ期限外又ハ臨時檢査ヲ要スルトキハ縣廳ニ差出スベシ

但シ不合格ノモノハ廢棄ノ證印ヲ付スベシ

第五條　繭容器製造人ニ於テハ繭容器ノ價格ヲ定メ縣知事ノ認可ヲ受クベシ

但シ其增減ヲナサントスルトキモ本條ニ據ルベシ

第六條　繭容器ヲ賣買スルトキハ販賣人ニ於テ必ズ其年月日ヲ記入シ證印ヲ付スベシ

第七條　繭容器ノ修補ハ製造人又ハ修補ノ代理ヲ（販賣許可ヲ得タルモノ、內）托シタル者ニ限ルベシ私ニ修補シ使用スルコトヲ得ズ

但シ修補シタル要部ヘハ製造人又ハ代理者ノ證印ヲ付スベシ

第八條　繭容器使用者ハ毎年四月一日ヨリ五月卅一日迄ニ所轄郡役所ヘ差出シ檢印ヲ受クベシ

但シ郡役所ニ於テハ該器ニ伸縮ヲ生ジ寸法ニ違フモノアルトキハ之レニ廢棄ノ印ヲ押捺スベシ

第九條　繭容器ニシテ他府縣下ノ製造ニ係ハルモノヲ販賣セントスルモノハ第一條第三條第四條第五條第六條第七條ノ手續ヲ爲スベシ

但シ販賣者ニ非ラズシテ單ニ使用スル者ハ第三條第七條第八條ノ手續ヲナスベシ

第十條　此規則第一條第六條第七條第九條ニ違背シタルモノ第三條ニ違背シ檢印ヲ受ケズ又ハ檢印ナキモノヲ販賣若シクハ使用シタルモノ第八條ノ本項ニ違背シ檢印ナキモノヲ使用シタル者ハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ一圓以上一圓九十錢以下ノ科料ニ處ス

命令書

一、繭容器製造方法ハ左ノ項目ニヨルベシ

一、用紙ハ厚キ生紙（西ノ內類）ニシテ中心ニ寒冷紗ヲ張リ込ムベシ

但内外共同質ノ紙ヲ用ユベシ

一、用紙ノ數ハ一升器六枚、五升器七枚、一斗器八枚、二斗五升器九枚重ネトス

一、糊ハ澁センヲ用ユベシ

一、柿澁ヲ以テ内外ヲ塗ルベシ

一、繭容器ノ製法ハ前各項ニヨルト雖モ用紙ノ厚薄製造ノ良否ヲ檢査スルヲ以テ豫メ見本及其原料ヲ添ヘ縣廳ヘ差出スベシ

但シ見本ニ違フモノハ之レヲ廢棄スルモノトス

一、繭容器ノ檢印ヲ請ハントスルトキハ豫メ期日ヲ定メ一週間以前ニ縣廳ニ申出ヅベシ

但シ縣廳ヘ直ニ差出ス分ハ此限リニ非ラズ

一、繭容器ノ檢印ヲ付スルニ當リ内部査定ノ爲メ切斷ヲ要スルトキハ其切斷ニ係ハル損失ハ製造人ノ負擔トス

一、繭容器ヲ使用者ニ賣捌クトキハ規則第六條ノ手續ヲナスベシ

一、繭容器ノ價格ハ製造人協議ノ上之レヲ一定シ規則第五條ノ手續ヲ履ムベシ

一、製造人ト販賣人ノ間ニ於テ取扱手續ヲ約定シ其寫書ヲ以テ縣廳ヘ届出ベシ

一、製造ヲ怠リ需用者ヘ不便ヲ與フルコトアルベカラズ

一、此命令セル廉ニ違背スルトキハ製造ヲ止ムコトアルベシ

長野縣知事　木梨精一郎

繭容器取締規則の廢止

明治二十二年十月十四日縣令第七十七號を以て明治二十一年十一月縣令第八十四號繭容器取締規則廢止されしも其後繭

容試として近年迄製造販賣せられ居たるが如し。

(附) 養蠶に關する統計

(一) 養蠶戸數變遷表

年次 / 項目	春蠶	夏蠶	秋蠶
明治十八年	七九、三五五	六四、二四八	二七、七三六
同十九年	九一、二三四	七四、二〇八	四三、三四七
同二十年	九三、一〇九	七七、五九四	四七、五〇八
同二十一年	九六、二六二	七三、一三五	五四、七八三
同二十二年	八二、〇二七	六四、四〇九	四二、五八六
同二十三年	八三、八三九	七二、八〇一	四四、三一二
同二十四年	九七、二五八	七三、一二〇	五〇、二一四
同二十五年	一〇七、五五二	八一、二八九	六一、〇六一
同二十六年	一〇七、五二一	八六、〇三七	六三、一六三
同二十七年	一〇六、七二一	九八、五八二	七四、四一八
同二十八年	一一〇、七〇一	九〇、五二三	八四、八九五
同二十九年	一〇六、七五五	九四、四一七	八四、三七七
同三十年	一〇七、六四三	八八、二六八	八七、八九一
同三十一年	一〇一、二五三	九三、二四四	八七、六一七
同三十二年	一〇五、五三四	九六、五〇三	九二、六九四
同三十三年	一〇七、一一八	八九、八五一	九七、二〇一
同三十四年	一〇七、六二九	九六、三七七	九八、〇七四

年次＼項目	春蠶	夏秋蠶
同三十五年	一〇七、九二九	九〇、〇三〇	一〇〇、五二七
同三十六年	一〇七、三二三	九三、一一九	九九、九三八
同三十七年	一〇七、六七四	九三、三八一	一〇八、二三五
同三十八年	一〇七、八八〇	九一、七九一	一一一、四八〇
同三十九年	一〇五、三四二	九一、三四一	一一三、一〇七
同四十年	一〇八、〇〇四	九五、〇八六	一〇六、八〇八
同四十一年	一〇三、八七八	一〇一、四六八	一一七、八三七
同四十二年	一〇七、八二三	九八、六二六	一二〇、七五七
同四十三年	一〇七、三〇六	一〇〇、七九〇	一一九、八一二
同四十四年	一〇六、七八三	一〇〇、八五〇	一一八、七〇〇
大正元年	一〇九、一九二	九三、八四四	一二四、三三九
同二年	一〇九、八二六	九七、七七二	一一八、四七六
同三年	一一一、一五五	九五、八九二	一二七、三六八
同四年	一一一、七三四	一〇三、五六五	一二七、一七四
同五年	一一四、一一一	一〇四、五九一	一三二、四一三
同六年	一一七、五五三	一〇八、二九一	一三二、九〇〇
同七年	一一七、九九〇	一〇六、九一一	一三六、一五一
同八年	一二〇、九六〇	一一〇、二九一	一三七、三三九
同九年	一二四、〇三四	一一三、四四七	一三六、五六〇
大正十年	一二一、三三九	一五四、七六二
同十一年	一一九、八一三	一五二、七一四

同	十二年	一二三、五六二	一四四、〇五〇	
同	十三年	一一八、四八一	一四三、五九七	
同	十四年	一二〇、一〇〇	一四八、四二五	
昭和	元年	一二四、一〇五	一五〇、九〇二	
同	二年	一〇八、一八一	一五四、〇四六	
同	三年	一二九、〇〇六	一五四、七五〇	
同	四年	一三四、一一三	一五五、五九四	
同	五年	一三六、一八五	一五六、〇三九	
同	六年	一三一、五六八	一五二、一二〇	
同	七年	一二八、四七九	一五〇、三五四	
同	八年	一二九、二二五	一五四、四六四	

(二)繭産額變遷表

年次 ＼ 項目	春蠶繭	夏蠶繭	秋蠶繭	合計
明治十八年	八八、六一八石	二六、二三一石	九、八一八石	一二四、六六七石
同十九年	九七、八八四	三七、六六五	九、三二五	一四四、八七四
同二十年	九七、三三八	四一、七三九	一二、〇四八	一五一、一一五
同二十一年	八〇、七三六	三三、二八二	一五、七九一	一二九、七九九
同二十二年	九八、八七三	三五、三三五	二〇、七五七	一五四、九六四
同二十三年	六九、三三一	四三、七七三	二四、三二五	一三七、四一九
同二十四年	一二五、六二四	六七、四三一	三八、〇三七	二三一、〇九二
同二十五年	一二一、六二五	六一、〇一七	四八、三九一	二三一、〇三三

同	二十六年	一五四、二九五	七六、五四八	四七、一八五	二七八、〇二八	
同	二十七年	一〇四、六八七	九一、〇三三	五四、一三六	二四九、八四五	
同	二十八年	二五三、九九七	一二二、五六五	一一一、一九一	四八七、七五三	
同	二十九年	一五七、二五三	七七、〇一二	六六、九四六	三〇一、二一一	
同	三十年	一五六、四四一	六〇、一〇九	五〇三、六〇	二六六、九一〇	
同	三十一年	一〇八、三九一	七五、八四一	六二、七五〇	二四六、九八二	
同	三十二年	一五六、三〇五	九一、三八九	七六、四五九	三二四、一五三	
同	三十三年	一五七、六七〇	八五、八四八	八二、四九三	三二六、〇一一	
同	三十四年	一五七、三八五	九六、一三一	九〇、八六〇	三四四、三七六	
同	三十五年	一五八、九九七	八七、五二七	八八、二七六	三三四、八〇〇	
同	三十六年	一二〇、一三八	一〇〇、五六七	一〇七、六〇四	三二八、三〇九	
同	三十七年	一五〇、六六五	一〇三、五二三	一〇一、一三一	三五五、三二九	
同	三十八年	一三九、六一六	九八、五〇六	九〇、八六八	三二八、九九〇	
同	三十九年	一六三、六九五	一〇八、七〇二	一〇六、三六九	三七八、七六六	
同	四十年	一八五、八二九	一二三、四八二	一一三、七四〇	四二二、〇五一	
同	四十一年	一七〇、二四六	一三二、二九〇	一四四、二二〇	四四六、七五六	
同	四十二年	一八〇、七〇四	一二七、六三八	一二一、七七一	四三〇、一一三	
同	四十三年	一九一、三九五	一三九、一一四	一三七、九六三	四六八、四七二	
同	四十四年	一九四、〇二三	一三七、六五七	一五三、九六一	四八五、六四一	
大正	元年	二一七、七二〇	一四〇、六二七	一八六、九八四	五四五、三三一	
同	二年	二二〇、六二九	一四九、四〇七	一九一、二六七	五六一、三〇三	
同	三年	二一六、一三四	一四三、一七五	一八三、九〇九	五四三、二一八	

年次	項目	春蠶	夏秋蠶	合計
同四年		二一五、六一九	一六八、一八四	五六五、五九五
同五年		二三〇、四四九	一九九、六七七	六六八、三七〇
同六年		二六四、五七〇	一九二、二〇八	六七八、九九〇
同七年		二八四、五六三	一八二、四五二	七二一、〇一二
同八年		三一四、四四四	二〇一、〇六五	七八三、四二五
同九年		二六七、八二一	二〇七、二一七	七一三、五二五
大正十年		三、二三二、六三〇貫	五、二五八、二八八貫	八、四八〇、九一八貫
同十一年		三、五九三、七二三	五、一三三、四六一	八、七二七、一八四
同十二年		三、九九七、〇三七	四、九八三、一〇八	八、九八〇、一四五
同十三年		三、七八一、九六八	五、二六五、〇九二	九、〇四七、〇六〇
同十四年		四、二四三、二四二	六、二八〇、一二六	一〇、五二三、三六八
昭和元年		四、五六七、七一八	五、五六五、九〇二	一〇、一三三、六二〇
同二年		三、一三三、一一四	五、三九三、八八四	八、五二五、九九八
同三年		五、一〇九、二二〇	五、一五七、三一二	一〇、二六六、五三二
同四年		五、一一二、四二五	七、五七六、六三九	一二、六八九、〇六四
同五年		五、六二八、四〇九	七、三九三、八五三	一三、〇二一、二六二
同六年		五、〇五一、九六二	六、〇二五、五七五	一一、〇七七、五三七
同七年		四、四九三、二二七	五、四二九、五〇五	九、九二二、七三二
同八年		四、五九六、五二六	六、三八七、〇六二	一〇、九八三、五八八

第十章　蠶室蠶具の變遷

蠶　室

養蠶が古來農家の副業として行はれたるは周知の事實にして、從つて特に蠶室を建築する等の事なく農家の住宅の一部を以て蠶室に充て以て養蠶を行へり。

而して居宅以外に蠶室を營むに至りしは江戸時代に於ても最も養蠶の盛なりし文化文政の時代ならんと想像せらる。

信州養蠶家中蠶室建築の史料の殘れるは埴科郡豊榮村矢崎新田に於ける吾妻銀右工門の蠶室を以て嚆矢とす。

片岡志道の見聞錄に此事を記して「四間梁に十六、七間の家作外に桑置場等二ケ所作り蠶を二千枚餘飼たり。」といへり。

即吾妻銀右工門は有名なる關屋御林桑畑を開き其桑を賣りしも桑賣のみにては收支償はず自ら養蠶をなして其桑の殘分を消化し以て松代侯の爲にし、又自己の爲にも利する所あらんとして特に四間梁十六間の蠶室を造れるなり。而して此蠶室は當時造れる居宅と共に其一部現存せり。然れども此蠶室は單に四間梁十六間の廣大なる茅葺の家なりといふだけにして、蠶室としての特徴を具へたる構造に非ず、蠶室として多少の注意を拂ひて造られたるは其後の事に屬するならん。

弘化四年清水金左工門著の養蠶教弘錄には住宅兼蠶室の場合の構造につきて「家内の仕切々々壁地なき樣にすべし」「長押の上引戸、又、天井の隅々へも引戸付置べし」といひ奥州蠶場の家作は臺所より座敷迄の仕切々々梁杖の間壁地なしといひて空氣の流通をはかる爲に壁を無くし戸障子によりて開閉自在なる如く作り、且天井及長押の上にも開閉自

在なる引戸を設くべき事を說けり。

明治十八年五月上水內郡北堀村千野兵右工門の蠶家養育日誌に記せる住宅利用蠶室の構造を見るに、二間半四方の室を適度とし天井に五尺四方位の煙氣の拔穴を拵ふべき事を說き同書中の圖には東西三間南北一間半にして天井に縱八尺橫四尺の氣拔穴二個あり前記淸水氏の說を參酌して改造せるものならん。



吾妻銀右工門の居宅兼蠶室

（文化十年建築當手同十二年移住）

純然たる蠶室の建築さるゝに至りしは恐らく明治二十年頃よりならんか。南佐久郡野澤町木村周三郎氏の談によれば同家に於て明治二十年自己の工夫せる蠶室（床を二重にして火を底に入れ火氣を直接蠶に當てず周圍の氣窓より上へ昇る樣にせるものゝ如き作りて飼育せるを以て同地方蠶室の嚆矢となすといひ、又東筑摩郡岡田村金井潭の傳によれば同氏は明治廿三年現松本市の郊外橋新道に宏壯なる蠶室三棟を建築し蠶種製造の事業を擴張せることを記せり。

有名なる小縣蠶業學校の如きも開校の當初は丸堀の民家を假用して授業を開始し、ついで明治二十八年四月新參町の高等小學校跡に移轉せるも、いづれも特別の蠶室なく民家又は校舍の一部を改造して一時の間に合せたるものにして、特別の蠶室を建つるに至りしは明治三十三年新築成りての後の事ならん。

其後蠶室の構造につきては格別の變化なきも本業が農家の副業にして其住宅を利用する者大部分を占むるが故ならん。

蠶具の變遷

蠶具としては蠶座用具、除沙用具、掃立用具、調桑用具、給桑用具、保溫用具、上簇用具、蠶種用具其他の雜具等あれども太古天照大神の養蠶せさせ給ひし時代の蠶具は想像も及ばざれども、其後平安朝以後に行はれたるものは古今、各地大差なしと思はるゝもの多ければ今はたゞ其珍らしきもの又は變遷の經路の明らかなるものにつきてのみ記述することゝせり。

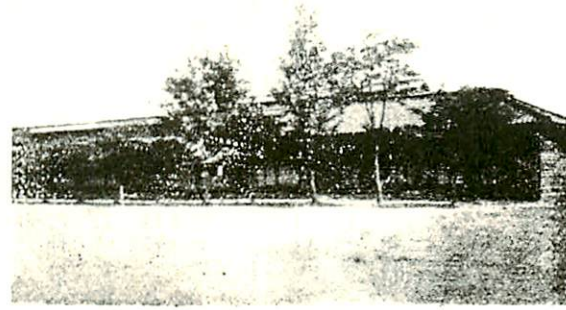

平家建蠶室

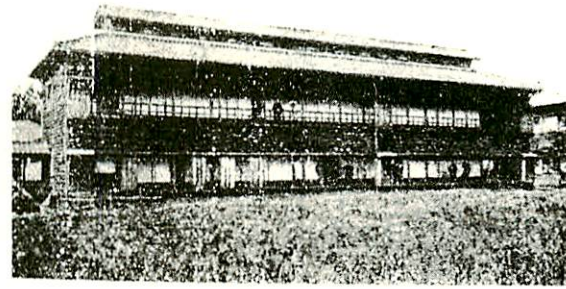

二階建蠶室

蠶座用具

木曾福島町の中澤男三郎氏（昭和九年當時八十五才）の談によれば、同地方にては古く樺又は澤胡桃の皮を以て蠶座となせりとの事にて如何にも木曾に相應しき蠶座なりと感ぜられしが、同じく木曾大桑村長野といふ所にて常盤井虎一氏の談を聞くに、是又、同様にて然も同家には澤胡桃にて作れる箕あり、往時の蠶産も大凡斯の如きものなりしとの話にて益々其話の眞なるを確かむる事を得たり。

養蠶業未だ盛ならず僅に農家婦女子の手業として「二つ三つ文函に入れし蠶哉」の時代に於てはかゝるものにて間に合ひしならんも、其後養蠶業の進歩發達に伴ひ多くは箔を用ひたる如く、寶暦版の新撰養蠶書には横三尺長四尺の箔を蠶種一枚に對し八十枚用意すべき事を誌し、文化十年出版の養蠶輯要には之と同様横三尺長さ四尺の箔を用ひたることを記せども、弘化四年著の養蠶教弘錄には横一尺五寸長さ四尺深さ二寸のもの百二十枚を用意すべしといひ、又別に、横六尺長三尺深二寸の箔の事を記し別に蠶座として「わらだ」廻り一丈餘さしわたし三尺五寸深二寸のもの百三十枚か、簀の上に縦六尺横三尺のむしろ六十枚を用意してもよろしき様に記せり。而して延享元年十一月出版の橘守國の描ける蠶家織婦之圖（小縣郡鹽尻村にありしもの）によれば、箱にて飼育せる圖大部分にて壯蠶期に達の上にて給桑せるもの一圖あるのみなり。木曾須原宿小池藤吉翁（七十才）の家には樅材にて製造せる縦二尺五寸横一尺五寸深二寸位の蠶箱ありて、其一には「三枚一組天保十三年住吉屋藤吉」と記し他の一組には「嘉永元年申五月住吉屋藤吉」と記し、尚、其傍に「十八枚之内壹」と記せり。又、前記常盤井虎一氏方にも元治元年作のもの多く、駒ヶ根村野口德原吉太郎氏方にても多數積重ねあるを見受けたり。

同地方にては之を「板ろじ」と稱し竹箔を「龜の甲」と唱へ龜の甲の流行以前は木の皮若くは板ろじを用ひたりといふ。

而して此板ろじも最初天保時代のものは全部板なれども後には底を竹とし莚を敷きて使用し尚後には紙を敷きて使用せりといふ。

即比較的木材に富める木曾地方に於て木の皮若くは板ろじを用ひ、米作を主とする川中島地方に於て「わらんだ」「菰」「莚」竹籠等を用ひたるは面白き對照といふべし。

此竹籠も昔は六尺に三尺深さ二寸といふ如き、或は三尺に四尺といふ如き所謂大籠を用ひたるも、其後取扱の輕便と蠶室の關係上六尺間に二枚入る方が便利なれば縱曲尺三尺六寸横同二尺五寸の莚付のものを用ひ後には莚の離れたるものを普通とし大さも漸次やゝ小振となれり。

左記は安永八年更級郡鹽崎村庄屋清水吉郎治等より領主に報告せる收繭高なれども之によりて當時同村の養蠶飼育戸數合計六十七戸中こもを使用せるものは六戸、九枚籠を使用せるもの十戸、三十五枚半わらんだ使用者五十一戸、七十六枚半にしてわらんだ使用者及使用枚數最も多きを見る。其取扱の不便製造の困難等によりわらんだは順次減少して籠となり今日にありては殆んどわらんだを見ること能はず、又菰も明治の末期には殆んどなかりしが櫓飼の流行以後、復、用ひらるゝに至れり。

尚下水内郡岡山村の一部にては「かや」を編みて竹籠の如き形に作れるもの明治二十七、八年頃迄竹籠と併用せられたり。

安永八年（百五十七年前）

蠶御運上小前書上ケ帳　　控

（更級郡鹽崎村宮崎紋藏氏藏）

亥五月　　鹽崎村

一ゑらんゑ　壹ツ　佐右衛門　一籠　壹枚　七右衛門　一ゑらんゑ　壹ツ　武右衛門

一同　二ツ　左五右衛門
一同　二ツ　幸右衛門
一同　二ツ　久右衛門
一同　壹ツ　勘大夫
一同　壹ツ　藤右衛門
一同　二ツ　勘之助
一同　二ツ　清之助
一同　四ツ　甚左衛門
一箇　壹枚　久　七
一ゐらんゑ　壹ツ　金右衛門
一同　壹ツ　新　六
一同　壹ツ　彦三郎
一同　壹ツ　彌四郎
一同　壹ツ　甚右衛門
一同　壹ツ　惣右衛門
一同　壹ツ　万右衛門
一同　壹ツ　與惣右衛門
一同　二ツ　利右衛門

一同　壹枚半　幸次郎
一同　壹枚　折右衛門
一ゐらんゑ　壹ツ　武兵衛
一同　壹ツ　三郎右衛門
一同　壹ツ　善右衛門
一箇　壹枚　與　七
一同　弐枚　幸　七
一同　弐枚　惣兵衛
一ゐらんゑ　壹ツ　武右衛門
一こも　壹枚　平右衛門
一ゐらんゑ　半　文次郎
一同　壹ツ　音右衛門
一同　三ツ　平左衛門
一同　壹ツ　文　六
一箇　四枚　久左衛門
一同　弐枚　惣右衛門
一こも　弐枚　徳右衛門
一ゐらんゑ　三ツ　源右衛門

一同　弐ツ　浦右衛門
一同　弐ツ　友之丞
壹ツ　吉野右衛門
二ツ　市右衛門
壹ツ　彌忠治
壹ツ　庄五郎
壹ツ　半次郎
弐ツ　彌　七
弐ツ　金右衛門
壹枚　平之丞
壹ツ　瀬兵衛
三ツ　善之丞
二ツ　權右衛門
二ツ　伊右衛門
二ツ　清右衛門
壹ツ　傳之助
二ツ　光明院
壹ツ　利右衛門

一同　壹ツ　源　藏　一同　貳ツ　茂左衛門　一こ　も　貳枚　幾右衛門
一同　壹ツ　彌五左衛門　一同　貳ツ　治　兵　衛　一箪　貳拾枚　七郎右衛門
一同　壹ツ半　兵　衛　一同　壹ツ　市　兵　衛
一こ　も　壹枚　惣　八　一こ　も　貳枚　清　兵　衛

右之通鑑子かひ仕候其の吟味仕候處書面之通相違無御座候鑑子かひ稼ニ仕候程之者も無御座候間御運上之義御慈悲ニ候御免被下置候様乍恐一流奉願上候　以上

安永八年亥五月（二四三九）

鹽崎村庄屋
清水吉郎治印
親族平之丞印
同清兵衛印
同彌三八印
同傳右衛門印

鑑具	飼育戸數	收穫繭數
こも	六戸	九枚
箪	一〇	三五枚半
むらん玄	五一	七六枚半
合計	六七	一二一枚

收繭高一枚ヲ五百目トセバ六拾貳五百目

新撰養蠶秘書に小葉養箔棚高さ六尺棚の間七寸とあり、この棚に小椽竿を渡して棚を作れること圖の如し。後には上げ下しの便利の爲に棚に竹竿を用ひ箔も下圖の如く巾六寸厚さ一寸二三分の板に頸を附けてこゝに竹竿をかけて用ふる組立式のものを用ひたり。

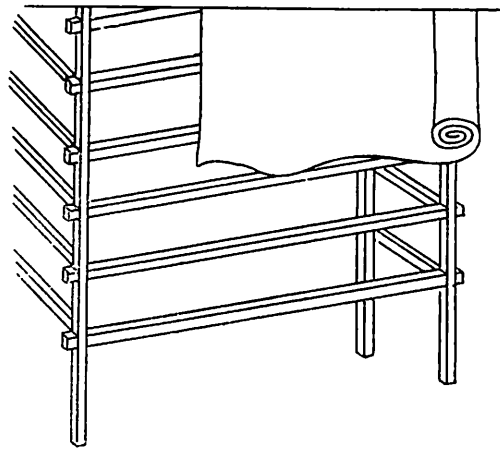

蠶掃立の日より如斯棚の廻りへ紙幕を張廻し手入する圖

掃立用具

(イ)掃立紙

寛政元年版訂正養蠶秘書には「種一枚に續紙二枚程用意すべし」とあり、弘化四年版の養蠶教弘錄には白紙五六枚つぎたるもの種一枚に付六尺四方用意すべしとあり、明治六年の養蠶輯要補には廣紙長四尺位巾三尺位つぎ二拾枚とあれども其後新聞紙行はるゝに至りしを使用する者多く其後蠶病消毒蠶病檢査等八釜間敷なりしより蠶座紙といふ專用の紙を製造し

て販賣する者あるに至れり。

(ロ) 羽　箒

昔は羽箒にて掃立たる向もあれど信州に於ては寶暦時代は既に箒の如きものにて徐々に打落す方法行はるゝに至り羽箒と共に用ひられたり。羽箒の材料としては雉の羽など用ひられたること伊那の中路に見えたり。

(ハ) 衡　器

掃立の際卵量及蟻量調査用として早く行はれたるが如し。

調桑用具

(イ) 刻桑板、刻桑庖刀

刻桑板、刻桑庖刀等は延享寶暦頃の物も今日と大差なきが如し。たゞ養蠶が專業化して大養蠶を爲すには庖刀等にては間に合はざるを以て刻桑器を用ふるに至れり。

明治維新以後信州にて發明せられたる刻桑器の主なるものを擧ぐれば次の如し。

上野式桑刻器	北佐久郡小山工業株式會社
上野式ロール桑刻器	同
刻桑機	埴科郡 安西六三郎
桑刻機	松本市 小岩井宗作
小岩井式桑刻機	同

(ロ) 刻桑箭、箕唐箕

殆んど變化なし。

給桑用具

(イ) 給桑笊、カルトン

寶暦の頃より小型の丸き笊を用ひたれども近代は大小のカルトンを用ふるものあり。

(ロ) 給桑篩

古くは毛蟲を養ふに桑の花を以てしたること諸書に見ゆる所なれども、其後桑を以て掃立つるに至りても極めて細かに刻みたる桑を與へしかば篩を以てこれをふるひかけ殘れるものは更に細かに刻みて與へ二齢期にはやゝ大なる目の篩を用ひて給桑せり。

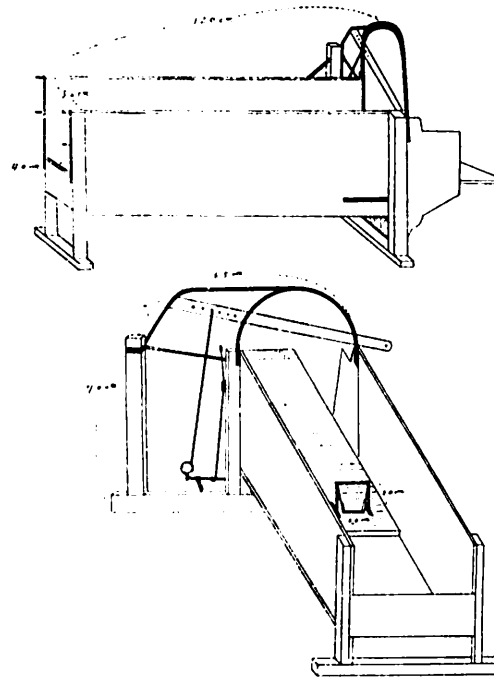

圖の器桑蚕

給桑臺

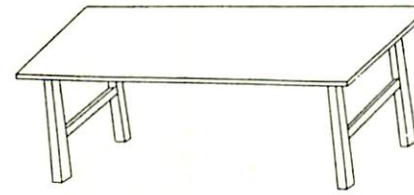

延享、寶曆の頃は圖の如き机型のものを用ひたれども其後は折疊自在なる下圖の如きものを用ひ、明治の末より大正時代には長谷川式踏臺兩用器（北佐久郡長谷川傳一郎）伊藤式輕便踏臺付給桑器（諏訪郡伊藤淺五郎・伊藤善助）等の發明を見たり。



除沙用具、糸網、繩網

古くは稚蠶の除沙に粟ぬかを用ひたれども濕氣を含み蠶の爲に宜しからざるを以て糀ぬか（糀糀ぬかは大毒として用ひず主として粳糀ぬかを用ふ）を振りて給桑し然る後に新に給したる桑と共に新らしき蔟に移したれども後には網を用ふるに至れり。南安曇郡誌には昔時は魚網の古きものを適當に切りて用ひたりとあれども、魚など臭氣あるものを果して用ひたるや否や頗る疑問なり。若し用ひたりとするも極めて一小部分に行はれたるのみなりしならん。天保十二年藤本善右衛門著の蠶かひの學には網にて尻をかゆる事としてもめんのより糸をぬひ糸ぐらゐにこしらへ双方へ定木をつけて糸をはり横は五六

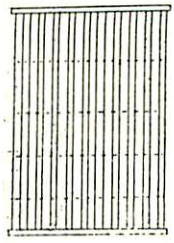

寸とびに網針にてむすびとほし双方の定木へは細鋸にて糸みちを引こみ糸をはりて上を厚き紙にてはるべし。網の形は國々の器に隨ひこしらふべし。初休前用るはたて糸二分あきに、たけ休前後は四分あき、舟休よりは一寸あきにてよし。庭起には繩の網を用ゆとありて其製法をも示せり。

其後松本地方にて綟網と稱する蠶網ありしがこれは網目の間僅か二綟なる爲其質軟弱にして網目狂ひ易く耐久力に乏しきものなりしが、東筑摩郡波多村の發明家臥雲辰致は蠶網織機械を發明して網目の綟數は其目の細大に應じ自由に增減し得る樣にせるより、其質强靱にして其耐久力も舊來のものに數倍するに至り製造高も一日百餘に及べり。其後細目蠶網機械を發明して專賣特許を得たり。此機械の發明ありしより綿糸蠶網は松本地方に於ける重要なる產物となれり。

松本市史によれば同市の植松市太郎蠶網織機を發明し遂に完全迅速に蠶網を製造し得るに至れりといふ。

爾來製造費の節約と實質の堅牢とに留意せる結果全國養蠶家の意に叶ひ需要年と共に增加するに至り、之に伴ひて從來家內工業として發達し來れる本業も順次一定の工場に於て製造せらるゝ事となり、電動力を用ひて生產の增加を圖ると共に大正二年組合を組織して技術の改善・製品の統一等に努めたる結果、聲價大に昂り松本市特產の一となり。其後養蠶法の變化生糸價格の低落等に際會し、好況を呈するに至らざるも其販路は汎く各府縣に涉り、遠く朝鮮に及ぶに至れりといふ。

蠶網隔年製造表　（松本市史による）

年次	明治廿二年	同卅五年	同四十年	大正元年	同五年	同十年	昭和元年	同二年
製造戶數	—	—	—	一〇	六	一五	一四	一一
數量	二四五,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇	七,〇五八,〇〇〇	八,三五〇,〇〇〇	二三,二〇〇,〇〇〇	一〇,八〇〇,〇〇〇
價格	一,九二五	五七,七一〇	一〇七,七八七	一〇〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	四一二,九〇〇	三七五,〇〇〇

上簇用具

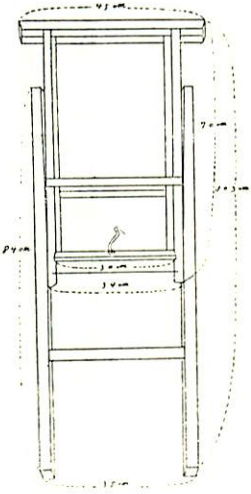

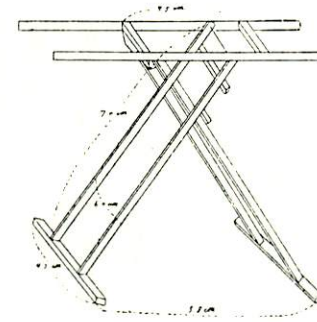

上簇用の簇としては訂正養蠶秘書に「信州にてはこまかなる木枝を以て筵へならべ其中へ蠶を入其上へ藁を薄く掛て揚るなり」とあれば寛政頃の上簇法は如斯なりしならん。又、文化の頃には「木綿から或は小ぼや、ほし松葉などの類を筵へならべ其上へわらを一本ならべ位におく也」養蠶輯要とありて木綿の栽培せらるゝ地方にて木綿からを利用せること

を示し、東筑にては「とが」、「わら」郡誌を用ひ木曾にては「栂」、「つゝじ」、「松葉」等を用ひ、南安にては山手は木曾の如く「栂」、「つゝじ」、「萩」を用ひ、平地は「菜種殼」、「わら」を用ひ、北安も「ビンカ」、(犬ツゲ)を用ひたり。

其後一般に藁を折りて用ひ或は島田やとひと稱してわらを島田髷の如き形に造りたるものにてやとひ、或は西洋やとひと稱しわらを三角形に組み立てゝ簇となし、毛虫やとひと稱して藁繩にわらを短く切りたるものを挿して用ふる等の上簇法行はれしが、藁を折りたるもの最も多く行はれしため各種の藁折器も發明せられたり。

青島式マブシ藁折器上伊那郡青島愛二 木島式製簇器松本市木島藤衛 其他上簇器としては鳥羽式專賣上簇器上田市鳥羽三千之助 小林式萬能上簇器上伊那郡小林兼藏 小林式製簇器同上 畠山式持簇器下高井郡畠山榮助 百足式上簇器上水内郡本道利重 最近にては日の本簇の如き枚擧に遑あらざる盛況を呈せり。

保溫用具

信州に於ては古來清涼育を主としたれば最近に至る迄は特殊の保溫用具の如きは其發達を見ず、維新後奥州流の火助育を行ふに及びても格別器具器械を用ひず。爐、若くは火鉢の如き有り合せの器具を以て用を充たし、暖爐を用ふるに至れるは極めて最近の事に屬す。

然れども氣溫の高低濕度の多少等には早くより注意したれば明治六年發行の養蠶輯要補にも寒暖計を蠶具の一として數へ、清水金左衛門は夙に自ら乾濕計を工夫發明せり。(清水金左衛門傳參照)

(附)

養蠶累年比較表

大正十年以前ノモノハ一石ヲ以テ十貫ニ換算ス

年度 ＼ 種別	養蠶戸數	掃立枚數	繭產額	價格	桑園反別	一反歩收繭	一戸當收繭	一枚當收繭	全國一枚當收繭
明治三十八年	一二一、四八〇戸	二、三〇一、二九二枚	四、二一六、〇八〇貫	一七、六二八、六〇五円	三三、七二五、二反	一三、八八〇匁	三七、八二〇匁	一、七八一匁	一、八五〇匁

| | | |

| | | |

天柞蠶篇

天柞蠶篇目次

第一章　本邦に於ける天柞蠶飼育の沿革……六三五
第一節　開港以前……六三五
第二節　横濱開港と天蠶……六三八
第三章　本縣（主として南安盤郡有明村地方）に於ける沿革……六四〇
第一節　天蠶飼育の起源……六四〇
第二節　飼育林……六四三
第三節　山繭絲の海外輸出と外國人の山繭飼育視察……六四八
第四節　政府の天蠶奬勵と本縣……六五〇
第五節　他府縣への出張飼育……六五三
第六節　他府縣へ山繭種移出及教師派遣　傳習生の來縣……六五八
第七節　天蠶飼育の全盛時代……六六八
第八節　病害の發生……六七六
第九節　天柞蠶同業組合の設立……六七八
第三章　飼育法の變遷……六八五
第一節　飼育法の種類……六八五

第二節　飼育方法の變遷……六八六
第四章　採種法の變遷……六九〇
第一節　蝶蛾の變遷……六九〇
第二節　母蛾檢査……六九一
第五章　蠶種の保護及取扱法の變遷……六九三
第一節　蠶卵後の處理……六九三
第二節　冷藏法……六九三
第三節　天蠶種の搦付法……六九四
第六章　製絲法……六九五
第七章　天柞蠶繭販賣法及販路の變遷……六九九
第八章　天柞蠶の用途……七〇二
第九章　柞蠶飼育の沿革……七〇三
第一節　本邦柞蠶飼育の起源……七〇三
第二節　本縣柞蠶飼育の起源……七〇四
第三節　柞蠶飼育の流行……七〇五
第四節　病虫害の發生……七二〇

統計表

天柞蠶篇

第一章　本邦に於ける天蠶飼育の沿革

天蠶は本邦特有の野蠶にして到る所の山野に自然に發生し、成繭するものにして、秋冬の候紅葉辭し去れる櫧櫟等の林中にわけ入りて、梢に附ける山繭を、木竹等の竿を携え採取し歩行くは此農閑時に於ける女子子供等の樂しき行事の一たりしならん。かくして數顆若くは數十顆の繭を得來りて絲に製し布に織る事も次第に行はるゝに至りしもの、如し。

第一節　開港以前

古書に見へたる天蠶――平城天皇の大同年中（一四六六―一四六九）安倍眞直の著せる大同類聚方中に天蠶に關する記事あれども、これ或は「張氏醫通纂要」小兒門の中癖疾また胎毒によりて發するを治する藥に、山蠶、紅花、青黛此三味をふり出して用ふる法ありといへば、支那の古書より翻譯せられたるものなるやも知るべからず。正德三年（一三七三）寺島良安の著せる「倭漢三才圖繪」に「山繭乃山中蠶自所作繭也取之爲絲織者甚強但染而不染也」とありて正德の頃既に山繭を以て織物を製し其強靱なること及頗る染色の困難なることを記せるを見れば當時既に之を飼養する者ありしを知るべし。

又光格天皇の天明年間に伊豆南海八丈島の土民天蠶絲を以て絹を織れる事は史に「伊豆南海有島　名八丈島　土人以山繭綫　絹其稠強其色經年不變　又染之不染　最爲希珍　如今以常綫綫之」とありて同島に於ける天蠶飼育が今より百五十余年以前にある事を示せり。

又、廣島縣安佐郡可部町に産する可部紬は、天蠶の紬を材料とせるものにして、其起源は遠く享保の昔にありといふ。

此紬の輕暖にして强靱無比なる事は、北澤始芳著の「山繭養法祕傳抄」に瀧園岩崎常正序文を掲げて、「吾嘗製爲一衣歷數十年而不敝」とあり數十年は兎も角、久しきに堪ゆる事は以て證すべし。又古來山繭之衣は刀劍を防ぐと稱し武士に愛用せらるといふ。

江戸時代に於て山繭飼育の隆盛を極めたるは、恐らく文政の頃ならん。前掲岩崎常正の文政十年に書ける序文中にも「都下往々製之園囿之中」と記され、本縣埴科郡森村中條唯七郎（安永二巳年生）の見聞錄卷十二に

「文政八酉年山繭盛に流行して種一升上品の處二兩位なり。當家久米吉（森村八郎左衞門悴）江戸表目黑にて山繭養候て大に宜き所上り前になりて鳥來り、大木或は林の上にて見透し忽ち蟲を拾ひ取つて、三日程の內不殘取候。其制止は心掛りても鐵砲は不相成御制止は勿論にて、見なから損金候。（中略）絲は壹兩に五十匁位七十匁位なり。當村にても養候。其頃奇異の事迄右に連流行候。栗の木に生じ候しらがだゆうといふ蟲等も打潰し其腹中の絲を取り用候。岡田順之助樣杯取計ひしと聞申候」

とあり。

文政十年安曇郡の人北澤始芳山繭養法祕傳抄を著し同十一年東都西村屋與八方より出版せるを見しも、山繭飼養の

流行に連れて此種の書籍が要求せらるゝに至りし爲と考ふるを得べし。

大正三年三月松本天蠶社長降旗元太郎の北海道廳長官中村純九郎に提出せる「天蠶飼育地一千町歩無償貸附願」に添付せる、天蠶開發趣意書によれば、天蠶の此地方に飼育せられたるは大明の頃にして、絲を繰るに至りしは、享和年間にありといへり。

要するに天蠶は古來より本邦に存したりと雖一般の注意する所となりしは天明の頃と見るべく其後享和の頃には漸く繰絲の術も開け、ついで文化文政の所謂大御所樣時代に及び一般に風俗華美に流れ奢侈の流行と共に、此絲を以て織れる山繭綾の珍重さるゝに至り俄然大流行を見　江戸市中に於てすら天蠶を飼育する者を生じたるならん。

山繭養法秘傳抄に山繭發生の時期を記して、

一、立春より十日頃より蠢生じてよき國

三州、駿河、伊豆、甲斐、美濃、尾張、山陽道

一、立春より八十八夜頃よき國

上州、武州、房州、上總、野州

一、九十九夜よりよき國

信州、北國、出羽、奥州、山陰道

とあるを見れば、當時既に多少とも是等諸國に於て天蠶の飼育行はれたりと考ふるを得べく、文政時代天蠶の大流行を見たる一證と爲すべし。

第二節　横濱開港と天蠶

横濱開港以來人々貿易の利の莫大なるを知るや海外輸出品の生産に狂奔せること當時の各方面の文書記錄に徵して明なる事實にして蠶卵紙、生絲を第一とし、山繭も之に續く名産として稱揚せられ政府に於ても共開發に留意せる結果、明治五年八月大藏省布達を以て次の如き山蠶養法告諭書を頒布して、天蠶飼育の有望なるを告げ、共飼育法、採種法、製絲法の概要を知らしめたる結果、美濃、尾張、甲斐、武藏、下總、上野、下野、常陸、陸前、羽前、越中、越後、播磨、因幡、出雲、土佐、肥前、豊後等の各地にても之が飼育行はれ、又、明治六年備中の人佐伯義門は山蠶養法一冊を著し、同十年三重の人尾崎行正は山蠶或上下二冊を著して天蠶の飼育を勸め、明治十一年には東京芝區三田に天蠶會社なるもの設立せられ傳習所を下總小金原に設け子弟を集めて天蠶飼育法を教へたり。

又、北海道に於ても從來山蠶ありしこと明治十一年十月勸商局雜報第十六號所載函館駐劄英國領事報告に見え、更に同開拓使廳に於て明治十年五月長野縣より野蠶種六勺を求め札幌濱益通試驗蠶室の側に建坪三十二坪の蠶室を設け庭飼法を以て飼育し（開拓使本廳蠶繭報文第三次）其後同年八月更に在清國北京駐劄特命全權公使森有禮に請ひ清國山東省の山繭種を購求して翌十一年之を飼育せる等頗る熱心なるものありき（蠶繭報文第四次）

斯くして天蠶飼育一時大に流行せしが其結果思はしからず、概ね失敗に歸し、遂に本縣南北安曇地方及茨城千葉等の一部に行はるゝに過ぎざるに至れり。

明治五年八月大藏省布達を以て山繭養方告諭書を頒布せり其文左の如し

別紙ノ通リ山繭養法告諭書相渡候條右府縣管內へ頒布致シ適宜ノ場所ニハ蠶業相開候樣可致候此旨相達候事

蠶種製絲ハ御國産ノ第一ニシテ利潤モ世ノ普ク知ル所ト雖モ未ダ山蠶ノ飼方簡易ニシテ利益ノ多キコトヲ知ラズ從テ養法亦世ニ明カナラズ惜ムベキ事ナラズヤ今玆ニ其養法ノ概略ヲ示スベシ夫山蠶ハ桑蠶ト違ヒ樫、椎、杏、柏、楊挑、其他右ニ類セシ木ノ葉ヲ食シ生長スルモノナレバ何レノ地ニテモ、手輕ク養ハル、也此蠶ヨリ取ル絲ノ目方百目ト桑蠶ノ絲百六十目トノ比較ナルベシ先之レヲ飼立ルニ種ヲ塗タル器ニ並べ置キ蟲出レバ新芽ヲ掩ヒ蟲ヲシテ遺ヘ移ラシム夫レヨリ簀飼、內飼、山飼、等種々ノ養法アリ總ジテ蟲生ジテハ八日目ヨリ休ミ始メ都合四度休ミ凡日數六十日余リニシテ繭ヲカケハジム五日過テ外ニ白粉ヲ吹出スヲ見テカケオハルヲ知リ繭ノ附タル枝ヲ棄ナガラ鋏ミ取リ十日程張繩ニカケ置クベシ絲ヲ取ルニハ繭ヲ二十秒間煮テ中ノ和ラケ加減ヲ待チ一ツ二ツ、絲口ヨリ引出シテ水ヲタヽヘタル桶ニ移シ入ル、ナリ其法大低常蠶ト同ジ種ヲ取ルニハ繭カケ終リテヨリ二十一日目程ヨリ蛾出ルモノ故兼テ竹籠ヲ据置蛾出レバ雌雄等分ニシテ日影木露ノカヽル所ニ置キ四五日過雄蛾ヲ放チ遣レバ雌蛾ハ殘ツテ種ヲ籠ニ產附ルナリ此種ヲ儲クルニハ布ノ袋ニ二千粒程入レ北風通フ軒場煙ノカヽラヌ所ニ釣シ置キ十二月節分ヨリ箱ニ入レ氣ノ洩レヌ樣ニ制シ火氣ノ近キ所ニ置立春ヨリ六十日間位ヲ過ギ箱ヲ開キ前ノ仕法ヲ以テ飼立ヘシ。凡種ヲ取ルニハ簀飼ヲ上トシ絲ヲ取ルハ立木飼ヲ上等トス內飼木飼ハ一人ニテ二万五千ノ繭ヲ得立木飼ハ五万ノ繭ニテ四十六斤九分余ノ絲ヲ製シ上ル也抑モ此蠶絲ハ外國ノ人好ムモノアレモ輸出ノ少キ故其求メニ應ズルニ足ラズ若此養法漸ク開ケ製絲增多ニ至ラバ其益モ亦常蠶ニ次クベシ且此養法ハ疥土ニ論ナク假令耕作ニ便ナラザル地ニテモ樫椎ノ類サヘアレバ飼方容易ニシテ方法亦難カラズ故ニ無產ノ者又ハ農務ニ余暇アルモノハ必ズ此養蠶ヲ務メ下ハ自己ノ活計ヲ立上ハ御國益ヲ助クベシ依テ告諭ニ及ブモノ也

函館駐劄英國領事報告

「生絲紡績所」といふ項目の中に

「札幌近傍の森林中樫葉を食ふて生長する山蠶數からざるを以て一八七五年（即ち明治八年）中此蠶を取て實用に供せんことを試みたりしに其經驗の結果意外に出て翌年は一擔に付其價五百六十二弗宛のもの七百有余を製産するを得たり由之推之將來其産出の益し增加せんこと疑を容る可らざるなり而して此生絲は昨年內國博覽會に多く其見本を出品したりしに其品質大抵奥州産絲と同等のものなりしといふ。」

第二章　本縣（主として南安曇郡有明村地方）に於ける沿革

第一節　天蠶飼育の起源

有明地方に於ける天蠶の起源は極めて古く天明年間にありと稱すれども文書の徵すべきものなし。恐らくは天然に産せる山繭を採りて商賈に鬻ぎ、或は山野に發生せる天蠶を枝のまゝ持歸りて飼育せる程度のものに非ざるか？　同地方の産業として盛に飼育せるは本邦各地に天蠶飼育の大いに流行せる文政年間の事ならん。

文政年間に山繭飼育若くは山繭採取（山野に自然に生ぜるものを採集すること）の流行せることの記錄に見ゆるもの次の如し。

一、近世郷土年表飯田地方に於ては山繭採取が樹木を害するにより文政七年五月二十一日山繭をとる事を禁ぜり。

二、埴科郡森村中條唯七郎見聞集錄卷十二（本篇二頁參照）

三、文政九年三月　上田藩よりの御觸

近年山蠶流行畑を潰し大仕掛飼育候儀一切不相成行ふ者は急度相糺し候上は咎可申付候間心得違無之様可致事

山繭は違ひ候事無之由之處當年は違候哉の趣云々（上田市史料）

四、山繭養法秘傳抄、文政十年北澤始芳著同十一年出版の同書に山繭を飼養する國名を掲げたること、本篇第一章第一節に記せり。

等にして其他の地方にも一時大いに流行せるも程なく衰微せるが如し。

信濃產業誌に「天保七年松川村の人平林彌左衛門尾張國より天蠶の原種を携へ來り飼育せるもの漸次繁殖せり。」といひ其原據を示さずと雖安曇地方天蠶の發祥地は或は松川村に非ざるかを疑はしむるものあり。例へば、天保の頃有明村立足、森島長七、古厩、曾原武左衛門、新屋、寺畑馬十、矢ノ口十三郎の四名野蠶より種を採りて飼育したるに始る。（南安曇郡誌）といふも同村の故老につきて質せば多くは北より南に傳播せる旨を傳へ、「天柞蠶と山蠶」に、天保九年頃有明村草間三郎左衛門古福磯兵衛等地方天然蠶の繭を拾集し卵種三合を飼育し、」とある草間三郎左衛門は草間三郎古福磯兵衛は小福磯平にして有明村役場書類　二人共同村耳塚區の人にて、天蠶の種は古厩地方より持參せるものなりといへり。

右の小福磯平は明治十六年九十三才九ケ月にて死亡せること同家の過去帳に明らかなれば寛政二年生にして山繭の流行せる文政八九年頃は三十二三才天保九年には五十才の男盛なれば產業上に工夫を凝らされしことも當然と思は

る。而して翁の老後家人に談りたる所によれば天蠶の種は古厩より持參せりとの事にて、此地方の人々の說も概ね之に一致す且天蠶種の採取に最も適せるは今日に於ても正眞院原と稱して古厩の地籍にあり。

又前記南安曇郡誌にも見えたる曾根原武左衞門に就ては明治二十年大阪府士族藤江卓藏の著せる內外改良蠶事全書中天蠶飼養法を記せる所に「左に揭ぐる法は信州南安曇郡有明村曾根原林藏の父武左衞門四十年來實驗上より終に完全無缺の極度に達せし山繭飼養を實子林三千葉縣に於て傳習ありし飼養法なり」とあり。曾根原林三の千葉縣に天蠶教師に赴けるは明治十二年なればそれより逆算して四十年ならば天保十一年頃にして、單に四十年來といへば寧ろそれ以前の天保七八年頃なるべきか。

武左衞門は明治十五年二月六日七十五才にて死亡せる人なれば文化五年生にして山繭の流行せる文政十年には二十才の青年なれば此頃より山繭の話は聞き居たるべく有明地方にて山繭の飼育流行し始めたる天保七八年頃は三十才に達し居たれば進んで自ら山繭飼育を試み其子林三に至りて大いに天蠶飼育の爲に活躍するに至れるなるべし。

而して其產繭の年と共に增加せしことは「天柞蠶と山葵」に天保十四年には一ケ年繭二十萬粒、弘化四年には八十萬粒、嘉永元年百五十萬粒、安政の頃より漸く飼育林をも設置して年々二三百萬粒を收穫す。（金森章村遺稿）と記され、「信濃產業誌」には弘化年間人造林に飼育するに至るとありて、飼育林の設置が弘化年間にあり、「天柞蠶と山葵」の記する所より約十年早く、又信濃產業誌に「文久年間有明村附近の村落に波及す」とありて天保以後漸次有明村地方に普及發達し遂に附近の村落に迄及ぼせしを知る。

第二節　飼育林

飼育林の適地

天柞蠶は濕地を嫌ひ風を忌み高燥にして溫暖なる丘陵地を好む。有明地方は此點より見て最も好條件に惠まれたる地方といふべし。卽、同地方は中房川烏川等の扇狀地に屬し烏川扇狀地の一部は稀に砂礫を含む赤色粘土なれども他の地域は全部間々大なる花崗石を混在する花崗岩の砂礫地にして排水極めて良好、加ふるに同地方の氣候は乾燥にして飼育期たる五、六、七月の濕度は本邦最少（松本測候所觀測濕度五月七二、六月七七、七月八〇）なるを以て東南に向つて緩く傾斜せる地形と相俟つて日當りよく天柞蠶の好適地として斯業の發達を見たるなるべし。

次に土地經濟上より見るも前述の如き砂礫の地質なるを以て大部分は田畑として利用し難く從つて土地の價格低く小作料亦低廉なるを以て之を利用して飼育林を造り天柞蠶を飼養せば荒廢地を利用して美繭良絲を得る事となり少費多穫の經濟の原則にもかなふ道理なり。

飼育林の造成

山蠶養法秘傳抄「飼立場の事」に「山繭は餌にかたよらず共生ずる所の山林の樹葉を食する故に益多し。民家の四方境又は畑くろの木などにて家業の外に心がけ飼べし、絲つよくして直ひよし仍て國家の益なるべし。」とありて別に飼育林を設けず山野の樹葉を食せしめ、或は家の四方境又は畑畔の木にて飼ふ樣に記せり。これ天蠶飼育の初期には特別に飼育林を設けざる事を示すものなり。

「野山にて飼立る傳」には前年より心掛下草又は餌葉にならざる木、高き木をは高枝を伐り高さ八尺位より壹丈位四方へは何ほどにてもよし、下に少々の台を置虫の付居る枝へ自由に手の行くやうに心かけ木作りすべし。又大木を伐

たる跡へ出たる若木數多く出てよし。」とありて、特に天蠶飼育の爲に下草を刈り、飼料とならざる木を伐り除き、飼育に都合よき樣に整枝を行ふべき事等を記せるを見れば文政時代にも飼育林を設けて其手入を行へる者もありし事も事實なりとす。

特に櫟楔等の樹を選び飼育林として植林せしは弘化年間にありし事は既に說けるが如く曾根原武左衞門の曾孫豊氏の談にも「正眞院原（狐原）に植付しは弘化年中なりといへり。

赤沼治男氏の調査によれば天蠶繭千粒よりの繰絲量は嘉永安政年間は百乃至百二十匁大正元年頃八十匁內外最近六十匁內外にして、これ明に樹勢の老衰從つて飼料的價値減退を物語るものなりといふ。

明治六年備中の人佐伯義門編輯「山蠶養法」には「一坪に二三本位立、槇を主際より切り二本位仕立其余を伐り去る時は一年の中に三四尺に延び適宜の飼場と成る」とありて飼育林が根刈仕立なる事を示し、明治十年有明村古殿曾根原多傳治の椙崎知事に上申せる山蠶養立並絲製造種製造之仕法「養立山掛方之事」に

一、凡木一株ニ付二本立位丈ハ四尺位ニ伐リ下ヨリ一尺五寸程枝ヲ拂ヒ透スナリ木ハ樫櫟椙ニ限り候事

但シ下草掃ハ念入申候事（下略）

とありて中刈仕立なるが如し

現在の仕立方は略々古來の方法と同樣にして、飼育樹の老衰せる時は共更新法として五六年目毎に根株より伐採して新梢を發生せしむ。而して其方法は一定の區域の飼育林を伐採して三四月の候に其下草に火を放ち害蟲類の巢窟たる雜草落葉等を燒拂ふにあり。

又整枝の方法に於ては「高枝を伐り高さ八尺位より一丈位」となせし事「山蠶養法秘傳抄」にあり「天柞蠶と山炎」に

は年々四五尺の高さに飼育樹の枝幹を剪り込み新葉を發生せしめ、且、日光の透射通風管理收繭等の作業に便する事を記せり。

飼育樹の種類

一、「山蠶養法秘傳抄」には餌葉に用る木の事として

○しらかし　○くぬぎ

右の葉を食したる繭は悉く絲多し。

○かし　は　○みつならら

右の葉蟲よく食し生長はやくして繭やはらかにしてあつし。絲目よし。

○ならの木葉

右に同じ。但し此木は至つてワセなり。又出葉和らかにしてよし。二度目休後まで此餌葉にて育てべし。右の外國所により色々の木葉を食ふ大略右の葉よし。

二、明治五年山蠶養法告諭書には

樫、椎、杏、柏、楊桃

を擧げ

三、明治十年曾根原多傳治の上書には

樫、欅、楢に限候事

とあり。

現在に於ては櫟(くぬぎ)坡も多し。

飼育林面積の變遷

古き時代の飼育林は薪炭林等を利用せる場合多くして其面積の如きは知るに由なく、特に飼育林を設くるに至れる時代と雖江戸時代のものは記錄の徵すべきものなし。

明治時代に及び、明治七年縣下地誌編輯の擧あり縣下各村に命じて調査報告せしむ。現に縣文書課に保存せらるゝ村誌是也。而して南北安曇の分は北安曇郡内の村誌三冊南安曇二冊あり山蠶關係各村は何れも明治九年一月の報告なれば恐らく明治七八年の實際につき調査報告せるものならん。之によれば北安曇郡にありて天蠶の産出ある村は常盤松川の二村にして常盤村は天蠶卵二石松川村は天蠶絲二百把（一把三百十匁六十三貫　卵五石とあれば相當廣き飼育林ありしものならん。又南安曇郡にて山繭を産せるは科布村（山繭五万五千を産す）東穗高村（山繭三十把同卵三斗）西穗高村（山繭絲六十把十八貫九百目）有明村（山繭四百五十萬出殼繭二百萬卵十五石絲六百把百八十九貫）の四ケ村にして有明村最も廣き飼育林を有せるが如し。たゞ面積の正確なるものは知るに由なし。

明治三十六年本縣第四課長より大藏省鑑定官矢部規矩治に報告せる公文によれば山繭の飼育林は北安曇郡にありては常盤松川の二村中常盤村は面積狹少（反別の記載なし）なれども松川は高瀨川沿岸及西岳山麓との二ケ所を合せて約六百町歩にして高瀨川沿岸に多しと記され又南安曇郡に於ては有明村を主とし、西穗高、鳥川、小倉、三田の五ケ村に飼育林あり北にあるものは正眞院原（約六百町歩）南にあるは牧の原（約二千町歩）と稱し、其他四ケ村を合すれば三千町歩に垂

んとする飼育林ありしが如し。而して是等の飼育林は其後、人口の增加に伴ひ一部開墾せられて耕地と爲り、家蠶の飼育隆盛に赴ける爲勞力の不足を來たして飼育を廢する者出、家蠶の飼育に際し天蠶の蛾の鱗毛等有害なりと信ぜられたる事、天蠶の種卵の供給不足の爲飼育困難となれる事作柄の不良なりし事等の理由によりまづ北安方面の飼育者減少し、從而飼育林も大部分刈敷（掩樂等の青葉のつきたるまゝ之を刈取り綠肥として水田に施すもの）採取場と化し、或は自ら經營せずして有明村の人人に貸與して飼育せしむるに至り、ついで南安曇郡の飼育林も之と略々同樣の理由により漸次開墾せられ殊に其南方

第一圖

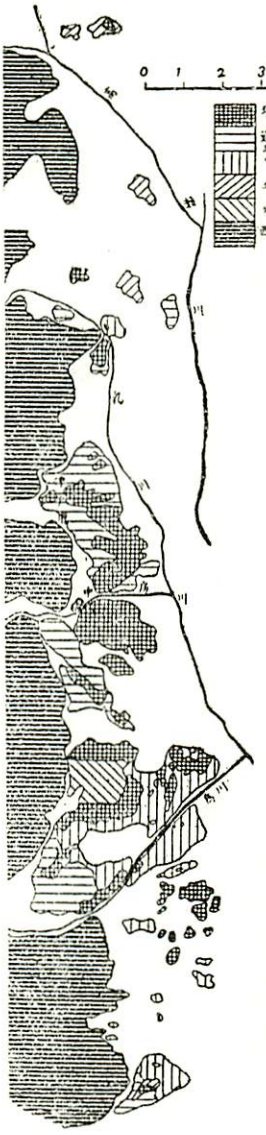

牧の原の一部烏川沿岸の砂礫地に桑園を設くる時は蛆害少く蛾歩多かりしかば、沓掛熊太郎氏が明治二十六年此所を開墾して歩桑畑を作り、夏秋蠶生種の製造に從事せしより約十年間に全部開墾され烏川歩桑々園の全盛時代を出現し南安蠶種製造家の八割は此桑園の桑によりて養蠶するに至り、明治四十二、三年頃には約一千町歩の桑園となれり從つて天蠶の飼育林はそれだけ減少し更に明治四十四年陸軍演習地として百五十町歩の飼育林は陸軍の御用地となり

他の一部は「牧大根（まきだいこん）」の畑となり現在は約二百町歩に減少し、其内三分ノ一は柞蠶飼育に三分ノ二は天蠶飼育に使用せらるといふ。

又、北方正眞院原六百町歩の地は土地高燥礫磽にして櫟の成育良好ならざるも同地に於て飼育する時は比較的蚘害少く繭質強健となるを以て古來採種用天蠶飼育の好適地とせられ現在に於ても面積には殆んど變化なし。

昭和六年大西芳雄氏の實地踏査による有明地方天柞蠶飼育林分布の狀況六四七頁に掲げし圖の如し。

第三節　山繭絲の海外輸出と外國人の山繭飼育視察

開港以後本邦の人々競而種々の物産を横濱に搬出し、海外に輸出して利を得んとせる事屢說の如し。ことに山繭は卵紙に續く御國産として明治の初年より大いに其飼育流行したりしが、果して幾何の輸出をなしたりしや知るに由なきも、筑摩縣下蠶種大惣代一條礎五郎の幸來（明治四年）より癸酉（明治六年）に至る縣下蠶絲類産額を報告せるものに壬申（明治五年）山繭絲百九十一貫三十六目代金九千五百五十兩あり。其後明治七八兩年の調査により九年一月報告の村誌によれば松川村、二百把　六十三〆　東穗高村三〇〇把　九〆四五〇　西穗高村六〇〇把　一八〆九〇〇　有明村一八九貫　合計八九〇把二百八十貫三百五十匁にして此外に常盤村科布村にも天蠶の卵若くは繭を産せるを見れば是等を合する時は猶相當增加すべし。ことに當時は江戸時代の習慣未た脫せず農民は其産物を正確に報告する事なく、出來得る丈內端に報告せるものなれば實際は之より多かりしなるべし。例へば有明村の如きは其天蠶繭數村誌に四百五十萬顆出殼繭二百萬顆とあり出殼繭は之を廣島縣に送りたりとするも四百五十萬顆の繭を以てすれば千顆にて絲八十匁を得たりとするも三百六十貫、百目とすれば四百五十貫を得べき筈なるに百八十九貫とあるによりても察するを得べし。八十二銀行松本支店長代理吉田郁

藏氏所藏明治九年筑摩縣一覽表によれば山繭四百十二〆代千百五十八圓七十五錢山蠶絲五百十一〆一萬七千八百九十三圓九十錢五厘とある如き其間の消息を物語るものに非ざるか、而して其中の幾分かゞ海外に輸出せられし如くなるも其數量は知るに由なし。

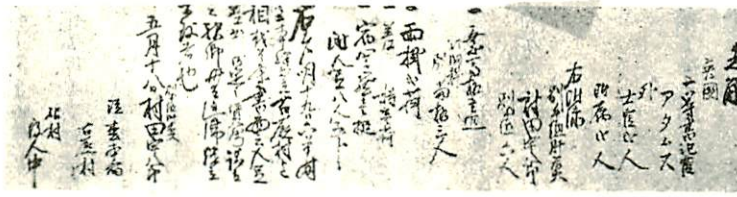

百瀨千尋氏所藏

是より先天蠶絲の海外に輸出せらるゝや頗る外國人の注意をひき、實地に視察研究せんとする者を生ぜり。

明治三年五月十九日英國一等書記官アタムス外士官二人附屬二人にて古屋村（現今有明村古城區）なる正眞院原の天蠶飼育を視察せり。寫眞は當時の光景にして一行十一人は馬を驅ねて正眞院原に來り具さに天蠶飼育の狀況を視察して名主百瀨湊司（現上田小學校南校部長百瀨千尋氏祖父）氏宅に宿泊せりといふ。



百瀨千尋氏所藏

一行中にシ、ウイリアムなるものあり、寫眞の如き正眞院原のスケッチを毛筆もて畫箋紙（騈落位）に描き同家に遺せり。畫の中央上部に見ゆるは信濃富士の稱ある有明山にして其麓なる正眞院原にはアタムス一行と附添の松本藩士何事をか語り居るらしく左手小高き所には、北アルプス山麓特有の枝ぶりをなせる松林ありて、其附近に山繭の番小屋

見え右下署名の傍に一八七〇年六月十九日と共爲生せる日を記せり。先觸に五月十九日とありこの繭に六月十九日とあるは當時我邦に太陽曆未だ行はれざりし爲なり。當時の正眞院原の實況を知り得べき貴重の史料たるのみならず南蠶としても其蠶品凡ならざるものなり。思ふにシ、ウイリヤムなる者は本邦渡來以前、に支那ありて南蠶の研究をなせしものか、尙此外にも一枚描ける由なれども其行方目下不明なるは惜むべし。而して是等の人々によりて本邦の天蠶業が歐米各國に紹介せられ、其後益々斯業の流行を來たせしものならんと想像せらる。

其後明治三十三年佛國公使ジーメル、ハルマン氏長野縣廳の手を經て天蠶種の購入及共飼養方法の說明を有明村に申込あり、仍て赤羽文太、吉田太內の兩氏專ら之が斡旋の任に當り、ハルマン氏に天蠶種を送り、同氏は之を本國に送りしが印度洋廻航の爲途中にて發生して徒勞に歸せしかば第二回は西比利亞經由にて送りしも、これ又、多數の日子を費せし爲途中にて發生し爲に、天蠶の佛國輸入中止となれり。ハルマン氏は赤羽、吉田兩氏の好意を多として自己の寫眞に書面を添へ送りて謝辭をのべ、且、東京にて面會したき由を申込しといふ（吉田氏談）これ佛國には天蠶にも柞蠶にも非ざる一種の野生蠶ありし爲本邦の天蠶を輸入せんとしての試みなりしといふ。

第四節　政府の天蠶奬勵と本縣

明治五年八月政府は大藏省布達を以て山繭養方告諭書を頒布して、蠶種製絲は國産の第一たるを知ると雖も未だ山蠶の飼方簡易にして利益多きを知らざるを慨き、共飼養方法を示し、最後に「此養法は瘠土に論なく假令耕作に便ならざる地にても推奬の類さへあれば飼方容易にして方法亦難からず故に無產の者又は農務に余暇あるものは必ず此養蠶を務め下は自己の活計を立上は御國益を助くべし」といへり。於此古來山繭飼育を行ひ來り、全國に於ても最優良

品を産せる信州ことに筑摩縣に於ては粗製濫造取締の爲規則を設け免許鑑札を渡し税金を徴收せんとして左の如く租税寮に上申せり。

山蠶種製造之義ニ付申上

當縣管轄信濃國安曇郡村落之内從前年伺山蠶製造いたし年々養蠶候處近來諸邦に相行れ近々繁盛可至景況ニ付畢竟御國産之一品ニも可相成今一層盛大相成候上ハ濫製品無之樣取締夫々規則等相伺之上免許鑑札相渡税金取立候積ニ付此段兼而申上候以上

六年十二月廿四日（明治）　　御名前

租税寮長官宛

如斯政府及本縣の奬勵によりまづ縣内に於て、該業を興さんと試むるもの出たり。卽松代住士族矢島清人外六名は安曇郡松川村の人奥原治郎作、常盤村淺野丑太の兩人を聘して其指導をうけ埴科郡牧内村東條村に於て天蠶飼育を始めんとして、明治八年五月四日長野縣に出願し、同日森十三等出仕より、別紙書面届之趣御聞置相成可然哉　との案文あれば多分願之趣聞置かれたるなるべし。其願書次の如し。

明治八年五月四日

勸業掛

十三等出仕　森　謙助

租税課

参事

別紙書面届之趣御聞置相成可然哉

御　廻

方今海外ニ輸出スル名産ヲ製作ナスコト四民一般膂練ノ時ニ當リ我輩モ亦一物ヲ公ニシテ以テ正大ノ天恩ニ答奉ランコヲ是ニ本國ノ勝品タル山蠶ハ卵紙ニ繰ク御國産ニシテ當地ニ於テモ屢々養育化ト雖モ實ヲ得サル故カ比年ニシテ其効ノ上ラザルコト多歳遺憾ニ罷在周旋百術苦心ノ折柄筑摩縣下ノ人安曇郡松川村奥原治郎作當盤村淺野丑太ノ兩人頃日當地ニ立越山蠶生育方法當國一般ニ相弘メ度志願ノ旨申聞彼是談判仕候得承ル安曇郡中村落ハ擧テ養育盛業ノ由兼而有志ニ候得ハ製法委ニ承知仕飼場所目撃仕セ候處埴科郡之内牧内村、東條村邊ノ山形養育ニハ至極必然地景之由依而兩村吏並山持主ヘ夫々懇談ニ及候處物テ故障之義聊モ之ナク候間本年ヲ以テ開業ノ端初ト爲シ試育仕一同協力製方ヲ盡シ更ニ十分相育候上ハ山林落窩ノ木葉ヲ以テ生育仕候事故御管内ハ勿論隣國ニ至ル迄彌增盛大ニ相弘メ追來御國益ノ一助ニ仕度且夕ノ志願ニ御座候猶試養卒業ノ上遺洩ナク上申仕度候間此段御届申上候以上

松代住士族

高木才吉

一色愛治郎

石倉景員

河原理助

西村長雄

上原宗一郎

明治八年五月四日

矢島清人
田町川縣
佐藤則忠
右戸長
矢島唯見
第十三大區長
横田數馬

長野縣參事　楢崎寛直殿

前書之通届出候ニ付奥印仕り候也

第五節　他府縣への出張飼育

山梨縣

明治六年一月安曇郡等々力村井口半藏なる者甲州巨摩郡德永村手塚源右衞門より原野を借り受け天蠶の飼育を企て其方法を具して筑摩縣に願ひ出しも、其年は實行に至らざりしもの丶如く、更に、翌七年二月前記德永村手塚保行と契約を結び、縣の允許を得て、天蠶種五升五合を飼立しに、極めて豊産にて、山梨權令藤村紫朗殿見聞に出張せられ其他附近の衆庶も初年にて珍しき爲日々林傍に群集して見物するの盛況を呈したりといふ。惟ふに是、本縣天蠶飼育家の縣外に出張飼育をなせるの嚆矢ならん。

茨城縣

明治七年有明村橋爪の人胡桃權七郎氏天蠶種若干を携へ茨城縣眞壁郡大國玉村に至り同村區長國友雄次郎と共同して谷貝原に於て飼育せるを同縣下に於ける天蠶飼育の嚆矢となすといふ。而して茨城縣當局は天蠶飼育の有望なるを見て之を士族授産の一法として採用せるより同縣士族中村某外十五名結社し、東茨城郡鯉淵村の官林百町歩余を借用して飼育を始め、又、同縣行方郡の有志は蠶國社を設立して飼育を爲すに至れり。此年有明村よりは人夫四名出張して採種法を傳へたりといふ。

明治十年には眞壁郡小幡村、筑波郡谷田部地方にも飼育せらるゝに至り有明村よりは胡桃史郎氏工女一名を率いて出張し製絲法を傳授せしめたりといふ。又、有明村矢野口登一は明治十一年鯉淵村へ出張飼育を始めたりと。

栃木縣

明治十一年有明村橋爪區の人胡桃史郎栃木縣都賀郡桑村出井地内に適當なる飼育林を發見し、同郡小金井驛の知人某に依頼し三十町歩を借用して飼育を開始せしが明治十三年以後同地は栃木縣の天蠶師範場となれりといふ。後明治十四年同人は栃木縣勸業課の勸告により同村羽川驛に製絲場を開き有明村より工女六名を招きて繰絲せしめ、又、同地の女子に製絲法を指導せり。然るに翌十五年五月十一日、大暴風と降雹とありて天蠶兒の大半は打ち落され加之絲價の暴落（天蠶絲一把廿八九圓のもの十二、三圓となる）によりて大損害を蒙りしも屈せず其後明治二十年迄引續き同所に於て飼育及製絲を行へり。

明治二十年七月より三十六年迄は茨城縣西茨城郡岩間村に赴き飼育及び製絲をなせりといふ。

井口半藏の山梨縣にて天蠶飼育の際巨摩郡德永村手塚保行との示談書並に井口半藏より筑摩縣に届出たる山蠶飼育

事情次の如し。

甲州巨摩郡徳永邑手塚保行ト申合養蠶示談書寫

一、今般貴方ト和親シ山蠶飼立致候上ハ協戮勉勵加々其方法ヲ切磋研錬シ其業比隣各所ヘ波及蕃殖ナラシメ上下ノ洪益ヲ可計事

一、當地椚原巨多ナリト雖モ未ダ養蠶ノ技ニ熟セズ方今試育ニ付テハ貴方ヨリ兩三名入峽シ其飼法ヲ授受可致事

一、貴方ヘ貸渡シ候椚原ノ儀當年試驗シ氣候蠶性ニ適シ凶耗ノ患無之日途相立候上ハ隣保ヘモ示談周旋シ翌年ヨリ追々場所增加可致事

但シ貴方ヘ貸渡置候林ニ於テ取上候繭ハ不殘御引取可有之彼我混同飼立ノ繭ハ計算ノ上費用ヲ去リ贏余分割可致事

一、繭製造ノ儀ハ當方未ダ辨ヘザルニ付適賓ノ代價ヲ以テ貴地ヘ輸送可致事

一、當地飼養中寄留ノ人員ハ銘々旅行券持參スベキ事

但シ玆件縣廳ヘ相伺允許ヲ得施行候ニ付聊障碍ノ筋無之事

一、和親興業之上ハ專ラ蕃盛ニ注意シ上下ノ裨益ヲ慮リ互ニ縣廳ヘ上請准允ヲ得テ本分會社ノ創設ヲ要スベキ事

前條之通リ示談候上ハ後日變換致スベカラズ

明治七年二月

山梨縣管轄

甲州巨摩郡第二十三區徳永村

手塚保行

筑摩縣管下

信濃國安曇郡十大區五小區

等々力町邑

井口半造殿

右之通示談書請取置候處相違無御座依テ奉差上候以上

等々力邑

井口半造

明治七年二月

筑摩縣權令　永山盛輝殿

奉再願候

山蠶種追々各國輸出巨多ニ相成盛大ニ趣キ候因リ永久ノ裨益ヲ慮リ會社ヲ設ケ規則ヲ立惡種ヲ除キ濫製ヲ檢査シ社稷ノ開化先般奉願上候處會社ノ義御取調中ニ付追テ御達シ被下置候命令感佩御請仕居候處最早時節ニ立至リ候ニ付本年ヲ始メトシ養飼升高各村御改御法則御確定爲有度御伺奉申上候且先般許可ヲ受ケ候甲州巨摩郡養蠶ノ儀彼地へ趣キ桝林景況ヲ謀リ飼立候處悉皆蠶出其生立自然勢ヒ宜鋪庶人御國恩ヲ拜シ感悅仕候因茲彼當管下ノ分社設立奉願度手塚保行ヲ初メ外有志ノ者共悉志願仕候依テ何卒私ノ微志ヲ御憫ミ本社創設御採用之程偏ニ奉懇願候以上

第十大區五小區等々力町村

井口半藏

明治七年五月九日

權令永山盛輝殿代理

筑摩縣參事　高木惟矩殿

甲州巨摩郡山蠶養飼事情御届書

舊冬十二月中甲斐國巨摩郡德永村ノ住手塚保行ナル者私へ便宜仕候儀ハ彼ノ近傍蕨昔ヨリ椚林巨多有之候處毎年代採薪ニ致スノミ近來專ラ行ハレ候山蠶飼立蕃殖相成候ハヾ共潤益不尠ト存候得共未ダ養法不知就テハ右養飼ノ方法並地利ノ景況等檢査ノ程賴度條申越シ候ニ付當地ニテ練熟ノ者彼地へ差使シ風土地地情櫪原ノ動靜點視爲致候處適宜ノ飼場見込相立荏苒打過候儀ハ方今ノ御國体ニ相戻レ候義ト奉存其節御縣廳へ右ノ旨趣奉懇願候處早速御採用被下置奉感佩右保行ト討論熟議ノ上種數五升五合試育仕候處全ク土地相應ト相見得最初ヨリ生立宜鋪尤樞要ノ期節ノ風雨亟々有之候得共聊モ障碍ナク繭造仕候未ダ繭員測量不相譯凡當地豊熟ノ場所ニ比較仕同一ニ御座候因茲彼ニ於テハ初年ノ儀衆庶感悦ノ余日々林傍群集仕候既ニ權令藤村紫朗殿御見聞被爲有其他養蠶掛某亟々御派出有之候全管ノ模範御國益ノ基原ト御褒詞ノ趣キ私ニ於テモ感謝仕候且繭ノ儀ハ兼テ前約ノ通リ不遺當地へ引取種ハ勿論絲紡績等製造仕度依テハ示後近隣衆庶へ波及供飼シテ他ノ僻邑ヨリ潤利ヲ擧ゲ社稷ノ開化希望仕候尤當年私近村ノ者右德永村ノ林ヲ境シ凡種升一斗程養飼仕候處蟲半ニ至リ大概腐亂損耗ト相成申候之ハ全ク濫製ノ種檢査不行届議利害優劣ハ種ノ精粗ニ因リ可申何卒舊染ノ弊風ヲ洗滌シ爾來不變ノ潤益ヲ慮ルヤハ山蠶原由ノ土地自然盛大ニ至リ可申乍恐腐爲一掃之御布示奉願候以上

第十大區五小區

等々力町村　井口半藏

明治七年七月十五日

筑摩縣權令　永山盛輝殿

繭ヲ一ツ竝ベニ致置土用ニ至リ繭裂シテ蝶出ズ其レヲ一番イ籠エ入レ軒下抔エ掲置クトキハ内ニテ孳ム其レヨリ二三日ヲ過テ種子ヲ生ミ始ムベシ蝶ノ出ルハ午後六時ヨリ十時迄ニ御座候御慰勞ノ爲御縣廳ノ軒下ナドヘ御掛御覽被遊度奉存候

井口半藏

養蠶掛御中

第六節　他府縣へ山繭種移出及教師の派遣

傳習生の來縣

明治時代の初期新奇を好む人情にて一時天蠶飼育の大流行を來たし各地方より本縣宛、或は直接原產地たる南安曇郡有明村宛に山繭種の註文續出せり。今本縣公文編冊に殘れる山繭蠶種注文に關する文書を便宜上表記するば左の如し參考の爲山梨縣より注文の際公文書寫を最後に添付す。

府縣名	數量	價格	送料	年月日
山梨	一升 正味二百目	五、五〇円		明治九年四月廿日
岩手	一升	六、〇三		同　十二年十二月六日
大阪	一合	二、三一		同　十三年四月廿三日
三重	?	一、〇〇		同　十四年十一月廿二日

長	崎	百粒	五厘		同	十五年七月十一日
千	葉	二合	二、一一五		同	年七月二十日
三	重	二百粒	一錢		同	年九月廿八日
山	形	五合	六、〇〇〇	二八錢八厘	同	年十一月廿九日
埼	玉	一合	一、〇〇〇		同	十六年九月廿一日
新	潟	一升	九、〇〇〇	二〇錢九	同	年十二月四日
埼	玉	一合	一、〇〇〇	八、六	同	年同 月同日
三	重	三千粒	二〇錢三厘	七錢七厘	同	十六年三月四日
京	都	一升	一	一	同	年同月十九日
京	都	五合	七四〇〇	一五錢六厘	同	十七年三月

當縣試驗ノ爲御管下産出ノ山繭蠶種壹升乍御手數御配意御廻被下度就而右代價並遞送賃共御申越有之度此段及御依頼候也

明治九年四月廿日

山梨縣令 藤村紫朗

筑摩縣

令參事御中

追而本文蠶種ノ義ハ精麁ニ依テ大ニ豊凶有之趣ニ付乍御手數巧者之向ニ精撰御申付最良之品御廻有之度此段申添候也

参事
權参事
七等出仕

山梨縣へ御回等案

山蠶種御試驗ニ付當縣下産出最良之蠶種一升程御廻シ可申旨御掛合有之當今季節差迫リ居リ候ニ付途中發生候様ノ義有之候ハヾ遲送可見合旨御掛合ノ趣致承知候則右蠶種取扱之者相紛候處來月十日頃迄ハ出卵候様ノ義無之旨申立候ニ付良品爲相撰壹升程御廻申候御落手有之度且代價ノ義別紙之通リ申立候間追而御送致有之度此段御回答旁申進候也

明治九年四月廿八日

筑摩縣參事　高木惟矩

山梨縣令　藤村紫朗殿

追而本文蠶種出卵ノ季節追々差迫リ候ニ付通シ人足ヲ以テ差出候間右賃錢金貳圓同人へ御渡有之度此段申添へ候也

記

一、精撰山蠶種壹升　但正味貳百目

代金　五圓五十錢

右者山梨御縣御差送リニ付書面之通リ奉差上候尤季節ノ差迫リ居候へ共來ル五月十日頃迄ニハ必出卵仕間敷候若途中ニ於テ發生致シ候ハヾ代金等頂戴不仕候依テ書付奉差上候以上

信精組頭取

明治九年四月廿八日

筑摩縣參事　高　木　惟　矩　殿

天蠶飼育の流行につれ、他府縣より本縣に來りて飼育の景況を實檢して其教を請ふもの、教師を本縣より聘して其指導をうくる者等絶えざりしが、就中「明治十年天蠶社を東京に設けて其社長となる」（天柞蠶と山蚕八頁）と傳へらるゝ曾根原林三は（有明村誌によれば「明治十一年下村廣畝岡山縣人佐伯義門ト相俟ツテ三田吳服町ニ天蠶社ヲタテ福島縣人戸原祐之ヲ社長トシテ天蠶飼育法ナル書ヲ發行シ天蠶ニ關スル智識ノ普及ヲ圖ルト共ニ下總ノ小金原ニ傳習所ヲ設ク」とありて曾根原林三の社長となりしといふは誤に似たれども、又、別に天蠶社ありしものか。有明村誌の記事も亦疑はしき點多し卽ち佐伯義門の著せるは天蠶飼育法に非ずして、「山蠶養法　全一冊」にして然も其出版は紀元二千五百卅三年と明記しありて明治六年なり。たゞ曾根原林三の天蠶傳習教師として千葉縣に赴けるは疑ふ可らざる事實にして、明治廿年大阪府士族藤江卓藏の著せる內外改良蠶事全書（四六版三六四頁）の緒言に同氏が明治十二年千葉縣令と知遇あるを以て同縣勸業課員となり、桑蠶に於ては群馬縣佐波郡島村島田金三郎を傳習教師とし天蠶に於ては長野縣南安曇郡有明村曾根原林三を傳習教師として管下上總國に八百町歩の大飼育所を開き以て人民を奬勵す。下略明治十八年六月藤江卓藏誌ス　とある如く千葉縣に聘せられて同縣の天蠶飼育の元祖となれり。林三は南安曇郡有明村古厩の人曾根原武藏衞　本名武左衞門松本藩は當時衞門左衞門を禁ぜる爲か斯く稱せり　の子にして明治二十年十二月九日を以て死去し、父子二代天蠶の普及發達につとめ、又、林三氏の方は有明地方柞蠶の創業者として其功績亦沒す可らざるものあり。此他有明村草間勝喜は野蠶製絲教師として岩手縣の招聘に應じ明治十三年同縣に赴きて天蠶製絲の方法を傳へ、明治十六年には山形縣羽前國東村山郡天童町佐藤甲之吉氏は天蠶飼育傳習の爲本縣に來り、勸業課長吉松集躬の添翰を得て東筑摩郡及南安

筑摩郡の天蠶飼育の景況を實檢せり。

此他明治七年一月九日には山口縣より公文書を以て山繭飼養法に就て照會し來り蠶種大總代一條磯五郎は左の如く筑摩縣へ答申せり。答申書中「上中下代價の事」の項に明治六年に於ける天蠶種相場を記して、第一等一升二百五十目四十圓、第二等三十五圓、第三等三十圓とあるを見てもいかに流行の爲に天蠶種の暴騰せるかを知るに足らん。

一、山繭出產國郡山林名上等場所之事

第一等　信濃國安曇郡ノ內正眞院原

第二等　同　國同　郡細野村

共他同所最寄十六ケ村ノ內何レモ平地ニテ養仕候

一、土地自然ニ產出種善惡ノ事

但シ人造種同斷之事

土地自然ノ產出最モ宜ク候ヘ共至テ少ナシ賣買物ニ不相成候人造種ト雖モ上等ニ至テハ自然ノ產出ニ劣ルコトナシ

一、期節之事

當地ニテハ八十八夜ヨリ九十九夜迄ニ出卵最上地ノ寒暖氣候ニ寄ルベシ

一、仕立法之事

蠶種出卵ノ時節見計種ヲ木ヘ付ベシ右ハ紙ヲ四分ヨリ五分ニ切リ木ノ大小ニヨリ五粒ヨリ十粒或ハ十五粒糊ニテ付ケベシ最モ紙ノ中程ヘ重ナラヌ樣ニ付スベシ木枝振宜キヲ見立卷付ケ置クベシ當地ニテハ楢櫟ノ木ニテ養蠶ス

峻國ニテハ樫ニテ養候由

一、糊ノ造方小麥粉ヲ麩ニ取リ四五日置キ鍋墨ニテ煉リ右ニテ五粒ヨリ十粒或ハ十五粒ヲ付ヘシ

一、木ハ五尺ヨリ六尺ヲ限リ大木ハ風ニ當リ益弱ルナリ

一、養蠶場所之事

西ハ山ヲ覆北風吹通シ朝日ヲ受ケ候場所最モ宜ク夕日ヲ受候場所至テ惡ク必繭作ルコトナシ

一、鳥蜂蟋蟀等尤心付ベシ

一、右除ケハ鐵砲ハ勿論鳴物ハ宜シカラズ

一、上中下代價ノ事

但シ天造人造ノ事

天造人造ト雖モ代價ニ異ナルコトナシ只上等下等ニ依テ代價ニ高下アリ去癸酉年蠶種相場凡左ノ通リ

但シ一升ニ付此目二百五十目

第一等　金四十圓位

第二等　金三十五圓位

第三等　金三十圓位

一、繭上中下相場凡左ノ通リ

但シ繭數千個ノ價

上等　金五圓位

中等　金四圓位
下等　金三圓位
右之通り大略取調奉申上候以上

蠶種大惣代　一條磯五郎

明治七年一月

筑摩縣御廳

其後明治十七年三重縣より天蠶種飼養法方其他取調の件を照會し來れるを以て、本縣勸業課は之を南安曇郡役所に照會し同所より回答せるもの即、次の「天蠶飼養の方法」にして山蠶飼養流行時代の飼養法の一斑を知るを得べし。（文中曾根原君とあるは曾根原林三なり）

第一九一二號

客月廿九日付書課丙地第二〇五三號ヲ以テ天蠶種飼養法方及其他取調ノ義御照會之趣了承則チ別紙ノ通リ取調及御回送候條宜敷御取計相成度此旨及回答候也

明治十七年十二月六日

長野縣勸業課御中

南安曇郡役所

天蠶飼養ノ法方

天蠶飼養場ハ其地礫确ニシテ其樹モ亦瘦セタルヲ良トス其樹種ハ椚、楢、櫸、栗等トスト雖モ中ニ付椚ヲ以テ最モ良トス前年秋獲後及當年雪消後ハ木作リ及虫巢採除ニ注意シ其樹ハ、丈凡ソ間餘ニ至ラザル様及空氣流通ニ便ナル様枝

作リス其放付ノ期ニ至テハ年ノ寒暖ニ依テ少差異アリト雖モ大概五月初日（八十八夜）土室或ハ岩窟等ニ藏置ノ種子ヲ出シ十二、三粒宛、宮本紙或ハ美濃紙等長サ凡五寸巾五分位ニ截切シタル片紙ノ中央ヘ小麥糊（之ハ小麥粉ヲ水ニテ練リ凡ソ六時間程ヲ過ギ之レヲ清水ニ洗ヒテ其糠ヲ除去シ麩ヲ製出シ後チ十時間ヲ經テ腐敗シ自然粘着力ヲ含ムノ期ヲ待テ鍋炭ヲ混和スルヲ法トス此鍋炭ヲ混ズルハ雨露ノ水氣ヲ防グ爲メナリ）若シクハ澱染糊（之レヘ蕨ノ紛又ハ小麥粉ヲ水ニ練リ澱ヲ混ジテ製シタル糊ニシテ雨天連日ニ渉ルトキハ種子脫落ノ患アルヲ以テ日和快晴ノ時ニ用ユルト雖モ郡內多ク小麥糊ヲ用ユ）ニテ付着シテ之レヲ飼育林ニ放付ス其仕方ハ種子ヲ北方ニ向ケ日ニ觸レザル樣結ビ付クルヲ良シトス後數日ヲ經テ孵化ス此時ニ當リテ鳥虫ノ豫防ニ注意セザレバ其害實ニ鮮少ナラズ發生ヨリ二眠起三眠前頃マデハ小鳥ヲ防ギ害虫ヲ驅除シ三眠起ヨリ成繭採收ニ至ルマデ鳥等ノ害鳥防禦ニ注意セザルベカラズ之レ他ナシ諸虫ハ日々怠リナク驅除シ鳥類ハ鳴子、案山子ヲ設ケ及ビ砲發スルヲ以テ慣例トス夫レヨリ六月下旬マデ前後四眠起シ七月上旬ニ至リ成繭ヲ視示後十數日ヲ經テ葉ノ儘之レヲ授取シ後其良否ト種繭トヲ撰別シ之レヲ「ホイロ」ニ懸ケ（之レハ繭絲ニ限ル）テ蓄藏ス

天蠶製絲ノ法方

數年前マデハ悉ク手繰リナリシモ三、四年前ヨリ又多ク水車器械繰トナレリ其仕方ハ繭二十五顆ヲ以テ一釜トナシ水二升バカリヲ容レ木炭（椚ノ灰ヲ良トス）又ハ蕎麥殼灰水ヲ和シ煮ルコト凡ソ三十分ニシテ繭ノ和ラカニナリ絲口ノ出ルヲ待テ絲ノ細太ニヨリ細キハ大略四顆ノ絲口ヲ一縷ニ纏メテ一口トナシ能ク手撚リヲ懸ケテ小枠ニ卷キ揚ゲ逐次二十五顆ヲ繰リ了ル又太キハ五顆乃至六顆ヲ一口ニ出スト雖モ賣品ノ如キハ可成的細キヲ以テ良シトス私用品ニ至テハ又太キヲ以テ最モ良シトス後小枠ヨリ大枠ヘ繰リ替ヘ乾テ後チ一釜ヅヽ、繩ノ樣ニ作リ其量日都合三百十二匁ヲ一ト束

ネシ之レヲ一把ト唱ス

天蠶卵子採取及貯藏ノ法方

收繭中蠶蛹ノ生存スル分ソミヲ撰出シ之レヲ種繭トス八月上旬ニ至リ蛾ニ化ス其蛾ノ出ル毎日薄暮ノ頃ヨリ殆ド三時間ニシテ停ム尤モ可成的前夜ノ雄蛾ヲ以テ今宵ノ雌蛾ト混ジ竹籠ニ容ル（斯ノ如ク兩夜化出ノ蛾ヲ混ズルハ充分精氣ヲ養成セシメ然ル後交尾シテ最良ノ種子ヲ得ンガタメナリ然レモ始終斯クノ如クシ了ルコト難シ其故タル出蛾ノ遲速ト雌雄其數ノ多寡アルトヲ以テ臨機適宜ニス）然ル後交尾シ三四日ヲ經テ全ク產卵シ了ルヲ待チ悉ク放出ス示後十數ノ籠ヲ重ネテ一處メトシ夜露ニ曝スコト前後三十日（此間最モ日ニ觸ルヽヲ忌ム）ニシテ貯ヘ小屋或ハ家屋ノ樓下等ニ適宜仕舞置キ（此間尤モ空氣ノ流通ヲ要ス）晩秋初冬ノ時期ニ至リ籠ヨリ摘ミ取リ一粒ヅヽニ碎キテ空氣透通ノ場ニ貯ヘ春分ノ候暖氣漸ク暢和ノ期ニ至レバ其發生ヲ遲ク（此ハ木芽萌出ノ期ヲ待ツト白露ノ恐アルトニヨルナリ）センガタメ麻袋ニ盛リテ箱ニ入レ（此箱ハ鼠害ヲ防グタメ隨分堅牢ニシ空氣流通ニ便ナル樣上下四方ヘ小孔ヲ穿ツ）乾キタル小石等ヲ詰メテ（大小豆類ヲ以テスルモアリ）土室或ハ岩窟等ニ深ク藏シ立夏前八十八夜頃ニ至リ取出シテ片紙ニ粘付シ放養スルモノトス

柞蠶ト天蠶トハ利益何レヲ多シトスルヤ其大略

柞蠶ハ一歲兩度ノ收繭殊ニ近年ノ傳來ナルヲ以テ衆庶大ニ稱贊シ明治十五年ニ在リテハ其利益天蠶ニ十倍セシモ翌十六年ニ至ツテハ漸ク減ジテ五倍ノ結果ヲ見シモ之レ其種子ノ寡少ナルニ却テ購求者ノ多キニヨリ全ク諸人新奇ヲ好ムノ一點ニ出テシ筈ニ有之本年ニ至リテハ其收繭漸ク顆多ナルモ販路狹キヲ以テ價聲頓ニ低落シ其利益互ニ優劣ナキニ至レリ夫レ柞蠶ノ如キハ絲ニ製シテ其光澤悪シク布ニ織テ其質殆ド毛織物ノ如シ然ルニ天蠶絲ニ至リテハ其光澤最モ

良シク職工自ラ其妙ヲ得テ製絲法ナリ染法ナリ皆悉ク其意ノ如クナラザルナク販路モ亦從テ廣シ畢竟スルニ其利益天蠶ノ占ムル所トナランヤ

明治時代の初期に於ける天蠶の產額

一、明治五年出來高　山繭絲百九十一貫三十六匁代九千五百五十一兩

（蠶種大惣代一條磯五郎報告）

二、明治九年一月　山繭產出數　四百五十五萬五千個

（九年一月ノ報告ナレバ七年カ八年ノ產額ナルベシ）　山　繭　絲　八百九十把

山　繭　種　二十二石三斗

出穀繭數　二百萬個

（南北安曇各村誌ニ見ヘタルモノヽ合計高）

三、明治九年

山　繭　四百十二貫代千百五十八圓七十五錢

山　繭　絲　五百十一貫八匁代一萬七千八百九十三圓九十錢五厘

（明治九年筑摩縣一覽表印刷物）

四、明治十五年

天蠶　種繭　百二十五萬七千粒

天蠶　產出繭　千八十四萬八千五十粒（目方にして八百五十四貫二百八十匁に當る）

（長野縣として最初の統計表に見へたる數字なり）

五、明治十七年　天蠶絲　四百九十四貫　（長野縣統計書）

第七節　天蠶飼育の全盛時代

明治十七年三重縣より天蠶飼育法を問合せられ之に回答せる南安曇郡役所調査の天蠶飼養の法方中、天蠶製絲の法方を述べて「數年前マデハ悉ク手繰リナリシモ、三四年前ヨリ又、多ク水車器械繰トナレリ。其仕方ハ（下略）」とあり。卽、明治十年頃迄は概ね手挽なりしを十年頃より水車を以て器械を運轉して製絲する事となり能率の增進を見ると共に品質も漸次向上し各地織物の原料として需要せらるゝに至れり。ことに明治二十年有明村北塚區の人關金次郎多年苦心の結果出殼繭製絲法（後章製絲法の沿革參照）を發見せしより有明村地方の產繭は悉く同村に於て製絲せらるるに至りしかば之に伴ひ天蠶の飼育も亦年と共に隆盛に赴けり。かくて次第に同村の飼育林は狹溢を告ぐるに至りしかば明治二十三年以降再び他府縣に出張飼育をなす者を生ずるに至れり。出張飼育をなせる地方は以前の關係上主として茨城縣下にして千葉縣之に次ぐといふ。

かくて天蠶飼育の隆盛に赴くと共に明治十五年には初めて北米合衆國に此絲を輸出して大いに賞讃を博せしより年々輸出額增加し、明治十九年春には約三拾梱の輸出を見るに至りしが、一攫千金を夢見るの徒往々不正をなすに至りしかば同年五月廿二日有明村天蠶絲業惣代松島利正外八名より天蠶絲製造同絲商組合を設立し、其弊害を矯正して天蠶絲の改良隆昌を圖らんことを出願せしに同年七月十日附を以て知事の許可を得たり。

天蠶絲製造同絲商組合設立願

本縣下南安曇郡ハ從來天蠶養林ニ富ミ是レヲ飼養スルモノ勘カラスト雖其販路狹少ニシテ地方ニ販出スルニ過ギズ然ルニ近年貿易ノ業隆昌ニ赴キ吾カ天蠶絲ノ販路一變シテ外國輸出ヲ試ミルニ到ル實ニ明治十五年ヲ以テ嚆矢トス然レ𪜈本邦飼養ノ地未タ少ナキヲ以テ是レヲ家蠶ニ比スレハ其產額九牛ノ一毛タルニ過ギス然リト雖𪜈其利得ノ比例ヲ擧クルキハ遙カニ家蠶ノ右ニ出ツ故ニ本郡此業ニ從事スルモノ吾カ有明牧岡村如キ一戶トシテ之ヲ養ハサルモノナシ眞ニ本村經濟ノ命脈ヲ維持スル拔萃ノ優品ニシテ其產額利得ヲ擧クル時ハ每歲殆ド貳萬有餘金ヲ收スルニ至ル然レ𪜈六百有餘家ノ飼養者中又一攫千金ノ策略ヲ廻ラスモノナキニ非ス製絲詐僞ヲ加ヘ賣買奸策ヲ交ヘ爲ニ本業ノ信用ヲ失シ頹廢ヲ來サントスルモノアリ今ニシテ此陋弊ヲ矯正セズンバ遂ニ本業ノ聲價ハ地ヲ拂ツテ墜ルニ至ルベシ殊ニ本春ノ如キ米國ニ輸出スルモノ殆ド三拾梱ニ垂ントス是レ此機以テ銳意改良ノ功ヲ奏スベキノ秋ナリ玆ニ吾輩感奮スル所アリ當ニ同盟協力以テ此業ノ改良ヲ圖リ此弊害ヲ除キ陪聲價ヲ擧ゲンコヲ企望スルノ際、客年四月廿二日甲第四拾號以テ同業者組合準則御布達有之ニ付地區內同業者四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ一組ヲ創置シ長野縣下天蠶絲擴產組合ト稱シ別紙規約ヲ制定シ此目的ヲ達セントス仰キ希クハ所願聽納御允可相成ルニ於テハ獨同盟員ノ幸ノミニ非ス其影響ハ延テ全体ノ同業ニ及ボシ本產ノ隆盛鴻益ヲ視ルハ期シテ竢明スル所ナリ偏ニ請フ素願御容納何分ノ御裁可ヲ蒙ランコヲ此段謹テ奉懇願候也

明治十九年五月廿二日

南安曇郡有明村
天蠶絲業組合惣代
松島利正㊞
矢野口惣十㊞

寺畑榮彌㊞
金森章三㊞
松島瀧間㊞
栗原利吉㊞
井ノ口玄一㊞
小川嘉文治㊞
同郡牧村
寺島熊十㊞
南安曇郡有明村外二ケ村戸長 布山瑞枝㊞

長野縣令 木梨精一郎 殿

前書之通相違無之ニ付奥印仕候也

明治十九年六月十九日

南安曇郡長 丸山英一郎㊞

長野縣天蠶絲業組合規約

今般天蠶絲製造及ヒ天蠶絲商ノ改良陋弊ヲ矯メンカ爲メ十八年本縣甲第四拾號御達同業組合準則ニ基キ同盟者玆ニ相合シ協議ノ上其規約ヲ決定スルコト左ノ如シ

第一條 此規約ニ於テ單ニ天蠶ト云フモノハ柞蠶ヲモ併稱スルモノトス

第二條 組合ノ地區及事務所位置ノ事

第二條 當組合ハ有明、牧兩村ヲ以テ一地區トス

第三條 同盟者ニ係ル一切ノ庶務ヲ整理スル爲メ本郡有明村

業名ノ區域ノ事

六拾六番地ニ事務所ヲ設置ス

組合名稱ノ事

第四條　名稱ハ長野縣下天蠶絲擴産組合ト稱ス

第五條　當組合員其業体ノ種類ニヨリ之ヲ三部ニ區分ス

第一部　天蠶絲器械製

第二部　天蠶絲手挽製

第三部　天蠶絲商

組合ノ目的

第六條　當組合ハ加盟員ノ動作ヲ一改シ業務ヲ規定シ且ツ從來ノ弊害ヲ矯正シテ天蠶絲ノ改良隆昌ヲ圖ルニアリ

營業之區分

第七條　第一部第二部ニ係ル器械及手挽製絲ハ製造方法ヲ規定シ其品質ヲ精良同一ニナシ力メテ費用ヲ節減スルコ

第一項　繭ハ良質ニシテ同種類ノモノヲ撰用スヘキコ

第二項　各工場ニハ必ス試驗器ヲ備ヘ置キ一操毎ニ「テドロ」ヲ檢スヘキコ

第三項　揚枠ハ尺度曲尺五尺ニ一定ス可キコ

第四項　揚返シノ節切口ハ必ス信切ニ結ヒ合ス可キコ

第五項　製絲ハ總テ捻造トスルコ

第六項　絲口留方ハ末絲ヘ紅色ノ緒絲ヲ以テ割止メス可キコ

第七項　力絲ハ白絲ヲ以テ一絇（凡繭三十五粒ノ製絲）二ケ所ノ力絲ヲ用ヒ一ケ所三卷トシ捻止メヲ白絲ニテ卷キ三卷トス

第八項　製絲ノ品位ハ四等ニ區別スルコ

第九項　製絲ハ三百目ヲ以テ壹束トシ必ス証紙ヲ附スヘシ

第十項　結束ハ蛇腹絹絲ニシテ淺黃色ニ一定スヘシ

第十一項　製絲一絇量目三匁ヲ目途トシ百絇ヲ以テ壹束トナシ三十束ヲ以テ一梱トナスヘシ

器械及手挽天蠶絲檢査ノ事

第八條　檢査人ハ各工場ニ就キ左ノ項目ニヨリ檢査ヲナシ等級ヲ査定スルモノトス

第一項　絲質精巧ニシテ類ナク細大均一光澤純美ナルモノヲ一等トス

第二項　細大同一ナルモ絲質光澤稍劣リタルヲ二等トス

第三項　細大稍同一ニシテ小類アリ絲質光澤佳良ナラサルモノヲ三等トス

第四項　細大均一ナラスシテ類アリ絲質光澤不良ナルモノヲ四等トス

第五項　柞蠶絲右ノ項目ニ該當スルト雖モ等級ハ總テ一等ヲ降スモノトス

製絲再檢査ノ事

第九條　當組合員ノ製絲ハ出荷ノ都度凡テ事務所ヘ持參ノ上檢査ヲ受ケヘキコト

第拾條　檢査ノ方法ハ左ノ項目ニ據ルヘシ

第一項　檢査員ハ其持參シタル處ノ製絲ニ就キ先ツ肉眼檢査ヲ遂ゲ品位ヲ鑑別シテ等級ヲ定メ之ヲ組長ニ出ス可シ

第二項　組長ニ於テハ之ヲ適當ト認メタル後一束毎ニ証紙ヲ貼仕シ之ニ檢印ヲ捺スヘシ

組合取締ノ事

第十一條　器械製絲工女取締方法ハ組合規約附錄ノ條々ヲ實行スヘシ

第十二條　第三部ニ係ル組合員ノ營業トスル天蠶絲並ニ柞蠶絲

如斯天蠶飼育隆盛に赴き製絲技術も亦進歩發達せるに鑑み、更に天蠶絲の練晒、染織等に工夫を凝らし、其利用の方法を研究せんとせる際、明治廿七年東京工業學校長手島精一より本縣知事宛に、縣下に於ける天柞蠶絲の各相場、一ケ年間の各生産高、從來此等兩種の竟捌地、將來製品需要增加之節一層産額增加し得る見込ありや等の四點につき照會し來れるを以て、本縣は南安曇郡役所に命じて調査回答せしめたり。其往復文書次の如し。

庶第二七號

養ニ當校ニ於テ天蠶及柞蠶絲之練晒及染方ニ付學術上種々試驗致候處其結果大ニ見ルヘキモノ有之爾來織方ニ向テノ試驗ヲモ致候處其用途ハ甚タ廣ク天蠶ニ於テハ繻珍女帶地ノ絲絲其他着尺物等ニ適シ柞蠶絲ハ夏洋服之上衣若クハ外套着尺物浴衣地、羽織地、下着物等ニ適シ將來大ニ望アル者ト被存候乍去是レ價格ノ絹絲ニ比スレハ大ニ低廉ナルカ爲メ然ル義ニ有之若シ需用ノ增加ニ從ヒ忽チ供給不足ヲ生シ價格モ亦從テ上騰スルカ如クンバ決シテ需用ノ增加ハ可難期候就而者右ノ諸件ニ付調査シ置クハ甚必要ト存候間乍御手數御調査御回答相煩度候

ハ荷作ノ節品等ヲ精撰區別シ荷造ハ凡テ一定ニスルコ

第十三條　組合員ノ輸出スル製絲ハ凡テ檢査ヲ受ケ証紙ヲ貼附シタル後ニアラサレハ賣與ヲ許サス

檢査手數料ノ事

第十四條　檢査料ハ左ノ割合ヲ以テ徵收スヘシ

一、天蠶絲（一束三百目ヲ目途トス）　金壹錢五厘

一、柞蠶絲（一束三百目ヲ目途トス）　金壹錢

役員選擧及任期ノ事

第十五條　組長及會計方ハ組合員ニ於テ之ヲ選擧ス可シ

一、貴縣下ニ於テ右兩種絲之各平均相場
一、壹ケ年間之各生産高
一、從來此等兩種之賣捌先ハ何地ナルヤ
一、將來該品之需用增加之節ハ貴縣ニ於テ一層産額ヲ增加シ得ル見込アルヤ
右之外尚御心當之廉有之候ハヽ可相成詳細御報知相煩度別帋貼付之標本相添此段及御依頼候也

二十七年二月二十日

東京工業學校長　手塚精一　印

長野縣知事　淺田德則　殿

天柞蠶ニ關スル取調書

明治廿七年公文編册

自明治十七年
至同廿六年　十年間製絲價格

年次	天蠶絲一梱八貫目價格	柞蠶絲一八貫目價格
十七年	二四〇圓	一八〇圓
十八年	二四〇	一九五
十九年	二七〇	一九五
二十年	二七〇	一九五
二十一年	二五五	一九五
二十二年	二七〇	一九五

二十三年	二七〇	一九五
二十四年	二八五	二一〇
二十五年	三〇〇	二一〇
二十六年	三〇〇	二三五
平均	二七〇	二〇〇

一ケ年製絲産出高

天製絲　六五〇貫

柞蠶絲　三百貫

一、資捌地

岐阜　愛知　八王子　桐生　足利

横濱　越後　京都西陣

一、將來産額增加之見込

現在飼育外ノ餘地尚有スルヲ以テ將來需要增加之節ハ飼育上一層ノ增加ヲ見ルニ至ルヘシ柞蠶ハ未タ飼育熾ンナリト云フニ非ラス

一、生産地　南安曇郡有明、西穗高、烏川、小倉　北安曇郡　松川、常盤ノ諸村ナリ

天蠶柞蠶調　南安曇郡役所調査

年次	天蠶絲 産額	天蠶絲 一棚(八貫目)價格	柞蠶絲 産額	柞蠶絲 一棚(八貫目)價格

十七年	四九四貫	二四〇圓	三七貫	一八〇圓	
十八年	四九五	二四〇	八五	一九五	
十九年	五三三	二七〇	一六六	一九五	
二十年	五三二	二七〇	二八七	一九五	
二十一年	五三二	二五五	三一二	一九五	
二十二年	五五五	二七〇	三三〇	一九五	
二十三年	五七〇	二七〇	三三三	一九五	
二十四年	六一〇	二八五	三七五	二一〇	
二十五年	七二九	三〇〇	三七五	二一〇	
二十六年	四四八	三〇〇	三七六	二二五	
十ヶ年合計	五、四九八	二、七〇〇	二、六七六	一、九九五	
十ヶ年平均	五四九餘	二七〇	二六七	二〇〇	

右ハ南安臺郡有明穗高ノ二ケ村ニ就キ取調タルモノナレ𪜈此他烏川小倉ノ二村ニ於テモ飼育スルモノアリ

天蠶絲柞蠶絲明治廿六年以前十ケ年間別平均相場

年次	天蠶絲一把(三百十五匁)相場	柞蠶絲一把(三百十五匁)相場
十七年	一三、〇〇圓	七、〇〇圓
十八年	一三、五〇	六、二五
十九年	一一、五〇	六、二五
二十年	一一、五〇	六、二五

二十一年	一〇、〇〇	六、二五
二十二年	一一、〇〇	六、二五
二十三年	一〇、〇〇	六、三〇
二十四年	一一、〇〇	七、〇〇
二十五年	一一、五〇	七、〇〇
二十六年	一一、二五	八、五〇

登ヶ年ノ生産總額

二十六年　天蠶絲百八拾把　柞蠶絲五拾把

自明治十七年　天蠶絲　三百把
至明治廿六年　平均一年生産額　柞蠶絲　六十把

天蠶絲一把ノ價格拾參圓以上柞蠶絲一把ノ價格八圓五拾錢以上ニ竟行クニ於テハ收支計算上飼育家ノ數增加シ從テ産額多キニ至ル狀況ナリ。

（北安曇郡　松川村調査ノ分ナリ）

第八節　病害の發生

明治廿七八年頃天柞蠶ニ微粒子病蠶蛆病等發生シ結繭前ニ斃死するもの多かりしを以て有明村草間惠美吉、金森章三等清國より健全なる種を輸入して該病害を一洗せんと企てたる事は柞蠶之部に記せる如くなれども、天蠶は本邦內に於て之を求むる事となり、有明村の人矢野口達也、矢野口三喜彌の兩人下水內郡永田村津金留吉方に來り同家に宿

泊して同地方野生の天蠶繭を求め歸りしといふ。

元來、永田村地方には自然生の天蠶多く明治十年頃より之を集むる事行はれ、十五年頃よりやゝ盛となり、二十五六年頃最も盛となれり。其頃同村字穴田區の婦女子は田植の終りし七月頃及び秋十月頃辨當を腰にして村内の山野は勿論隣村豊井村及び三水村（上水内郡）邊までも漁り歩行き多き時は一日に六百顆少き時は百顆位の繭を得て歸り之をつむぎて織物とし中野東町の西間屋（にしとんや）に賣却せりといふ。出殼繭は穴田にては製絲せず明治二六七年頃より安曇に送りしが明治十八年より二十年頃は種繭をも安曇に送りしといふ。蓋し天蠶の大流行につれ有明地方に天蠶種の注文多かりし爲穴田より購入して之を補ひしものか、其後安曇地方より毎年繭を集めに來りし由にて一ケ年約六七本（繭籠にて）位宛移出せり。又紬は多中に五十疋位の生産あり最も多く生産する家にても十疋位なり。同村にて此天蠶の取扱をなせるは前記津金留吉の外土屋春吉、山崎宇左衞門の三軒にして、下高井郡高岡村生れの、石川寅吉なる人も水車營業の副業として之に携はりしといふ。（津金留吉長男輝吉氏六十歳談）

かくて信州の特有物産たる天蠶も微粒子病及蠅蛆の害を被りて絶滅せんとするに至れり。元來天蠶は年によりて豊凶の多き者なれど明治二十五年より同三十四年に至る十ケ年平均一ケ年五百十四萬四千顆餘なりしに三十五年には百七十九萬五千、翌年には百七十四萬七千、三十七年には百八十七萬七千に激減し、其後漸く輓回せるも明治四十一年より三、四年に亘り燒岳降灰の爲又々百萬台となりさしも隆盛を極めたる天蠶飼育も將に絶滅せんとするに至れり。（統計表參照）

第九節　天柞蠶同業組合の設立

明治十九年南安曇郡有明村松島利止外七名にて天蠶絲製造絲商組合を設立せるは既記の如くなるも、其後微粒子病毒の蔓延蠶蚓の被害等著しく爲に損失を蒙り産を破る者あるに至りしより識者の間に病毒の撲滅をはかり斯業改善更新を企圖せられしが未だ何等實行の運びに至らざりき。然るに明治四十五年に至り東京蠶業講習所長本多岩次郎氏斯業の狀態を視察するに及び東京蠶業講習所夏秋蠶部と當業者青木勘平外數氏との間に斯業に就ての改善策講ぜられ同年青木勘平外七名より南安曇郡一圓を區域とする天柞蠶同業組合を組織し母蛾檢査及蠶蚓驅除豫防法を勵行して其撲滅を期し、飼育林の燒拂若しくは火入等によりて其更生をはかり、或は健全なる種卵の移入各種の試驗研究を行ひ、又は販賣地方の狀勢需用者の嗜好、他府縣同業の視察等を行ひ、斯業の改良發達を圖り販路の擴張をなさんとして郡衙を經由して出願せしかば、南安曇郡長福田富藏は同郡特産の利益增進上極めて適切なる企なりとして左の意見書を添へて知事に進達し翌大正二年四月廿八日農商務大臣の認可を得たり。

乙第三六六號

本郡有明村青木勘平外七名ヨリ南安曇郡一面ヲ區域トスル天柞蠶同業組合設置發起認可申請書提出候處右ハ本郡特産ノ天柞蠶業ノ利益ヲ增進スルタメ極メテ必要ノモノト被認候ニ付設置發起御認可相成候樣致度別紙取調事項ヲ具シ此段副申候也

明治四十五年一月三十一日

南安曇郡長　福田富藏

長野縣知事　千葉貞幹殿

天柞蠶同業組合設立發起認可申請書提出ニ付キ取調事項

一、組合員タルベキモノ、營業ノ種類

天柞蠶飼育者

天柞蠶種製造者

天柞蠶絲製造者

天柞蠶繭、天柞蠶絲ノ仲買ヲ業トスル者

二、同業者ノ員數　百三十人

三、豫定地區

長野縣南安曇郡一圓

四、豫定地區內ニ於ケル其產物ノ最近五ケ年間ノ每年ノ數量及價格

		繭 數量	繭 價格	蠶種 數量	蠶種 價格	絲 數量	絲 價格
明治四十一年	天蠶	七、九六五、八〇〇粒	四七、八〇〇円	二、一九四合	四、三八八円	三九〇貫	五三、六五〇円
	柞蠶	四、八八〇、六〇〇	一一、二三〇	一、四八五	一、四八五	二一五	九、六七五
明治四十一年	天蠶	五、五九〇、〇〇〇	二三、三六〇	二、二七〇	四、五四〇	三三〇	四八、〇〇〇
	柞蠶	四、三九七、〇〇〇	八、八〇〇	一、六八〇	一、六八〇	四一五	二〇、七五〇
明治四十二年	天蠶	五、二九〇、〇〇〇	二一、二〇〇	二、六五〇	六、六二五	五〇八	四五、一二〇
	柞蠶	四、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	二、一一五	六、一一五	二六五	一〇、五二〇
明治四十三年	天蠶	一、五〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	七四〇	二、二二〇	二九六	三五、五二〇
	柞蠶	二、八一一、〇〇〇	八、四三三	一、〇五三	八四二	二五五	一〇、二〇〇
明治四十四年	天蠶	五〇五、九五〇	四、五五四	六六〇	二、三一〇	二〇二	二四、二四〇
	柞蠶	一七五、〇〇〇	二、九五四	一、〇六〇	一、二七二	一八七	七、四八〇

五、地方經濟上該物産ノ重要程度及組合設置ヲ必要トスル理由、

天柞蠶飼育並天柞蠶絲製造ハ本郡重要ノ産業ニシテ地方經濟上大ナル關係ヲ有セリ

故ニ同業組合ヲ設置シ益々其改良發達ヲ圖ラシムルハ

メテ必要ノ事項ナリトス

六、現ニ營業上ノ弊害アルモノニ在リテハ其事實及之レヲ矯正スベキ方法如何

蠶病ノ蔓延喪ダシク失收ニ陷ルモノ不尠且ツ良繭ヲ產スル能ハザルタメ良絲ヲ得ルコト難シ依テ組合ヲ設ケ母蛾檢查及蠶蚓驅除豫防法ヲ勵行シ病源物撲滅ヲ期セシメントス

七、營業品ノ檢查ヲ行ハントスルモノニ、アリテハ其檢查ノ方法順序營業品ノ檢查ハ差當リ天柞蠶種ニ限リ之レヲ行ヒ將來時機ヲ計ラヒ他ノ營業品ニ及ボス等

天柞蠶種檢查ノ方法

製種ノ際一蛾別トシ母蛾檢查ヲ行ヒ無毒ナルモノヽミヲ撰ミ原蠶種トナサシム

八、創立費及經費ノ概算並收入ノ財源

創立費及經費ハ未詳ナルモ收入ノ財源ハ組合員ノ賦課金ヲ以テ之レニ充ツル等

九、發起人ノ員數、營業ノ種類及其重ナルモノ、同業者間ニ於ケル位置、經歷並ニ性行ノ概見

發起人ノ員數八名

營業ノ種類

天柞蠶飼育者　四名

天柞蠶種製造者　一名

天柞蠶絲製造者　二名

天柞蠶繭仲買者　一名

其重ナルモノヽ同業者間ニ於ケル地位經歷並性行

發起人ハ何レモ郡內ニ於ケル主要ナル天柞蠶營業者ニシテ相當ノ經歷ヲ有シ性行概ネ良好ナリ

農商務省指令第四六四號

（南安曇？）豫定地區ニ南安曇郡一圓トアリ

長野縣南北安曇郡天柞蠶同業組合

設置發起人惣代

青木勘平

外七名

大正元年十一月三十日付申請組合設置ノ件認可ス

但シ定款中左リ通改ムヘシ

大正二年四月廿八日

農商務大臣　山本達雄

其後同組合は着々既定の方針に基づき、共事業を實行せること大正四年六月本縣に於て同組合狀況を調査せる際の左記書類によりて知るを得べし。

南北安曇天柞蠶同業組合

一、帳簿整理ノ狀況

昨年四月創立ノ組合ナレバ凡テ不整理ニシテ未ダ會計ノ帳簿其他ノ備付ナク事務員青木勘平ノ手控ニ依リ記帳シアルノミ

二、出納ノ正否及現金ノ保管

出納ニ不正ト認ムベキ點ナキモ証憑書類中捺印ナキモノ代印ノモノ又ハ未ダ其証憑書類ヲ欠ク支拂アリ現金ハ事務員青木勘平保管シ支拂ニ不足ナル場合ハ同人ニ於テ立替支拂ヲナセリ

三、經濟ノ狀況

縣郡村ヨリノ補助金ハ歳入ノ大部分ニシテ組合員ヨリハ經費ノ徴收額少ナク從テ滯納等ナキヲ以テ經濟狀態良好ナリ

四、經費徴收ノ狀況

組合員一人ニ對シ賦課金ハ人頭割四十錢アルノミニシテ今日迄ハ補助金ヲ以テ支拂ニ充テオルヲ以テ未ダ督促モセズ從テ一厘モ徴收未了ナシ

經費賦課法ハ現在ハ人頭割ノミナレモ今後飼育林ノ反別割モ加フル見込ノ由

五、事業執行ノ狀況

(イ)、母蛾檢査　昨年ヨリ母蛾ノ檢査ヲ奬勵シ來タリシ

ガ本年ハ天蠶三二、四五一蛾柞蠶四、〇四七蛾ヲ檢査シ其成績ハ昨年天蠶病毒歩合九二%ナリシモノガ本年ハ五三%ニ減少セリ而シテ檢査濟ノ無毒卵ト無檢査ノモノノ飼育成績ハ著シキ差アリ無毒卵一升ヲ放飼スレバ三、四萬粒ノ收繭アルニ比シ無檢査ノモノハ殆ド全滅ニ歸スルモノ少ナカラズ當業者ハ母蛾檢査ノ効果ヲ認メオルモ授卵ノ際一蛾宛一箔ニ區分シテ產卵セシムルノ煩累ニヨリ檢査ニ提出スルモノ多カラズ組合ハ母蛾檢査提出蛾數一蛾毎四厘ノ奬勵金ヲ交附シ居レリ將來ハ尙有毒卵買上ヲ以テ奬勵セントス

(ロ)、他府縣產繭購入奬勵、他府縣產ノ天柞蠶ノ產卵ハ縣內ノモノヨリ微粒子病毒少ナク且ツ強健ナルヲ以テ共買入レヲ奬勵セリ本年天蠶ハ十二萬粒柞蠶ハ十五万粒買入レアリ

(ハ)、林相改良、飼育林ノ燒拂若シクハ火入ヲナセルモノ四十町歩ナリ

(ニ)、蝨蛆ノ驅除奬勵、蝨蛆ノ買上數量三斗六升

(ホ)、蠶病ノ試驗、東京高等蠶絲學校、上田蠶絲專門學校ニ囑託セリ

(ヘ)、講話會、本春東京高等蠶絲學校助敎授丹羽四郎氏ノ講話アリ

(ト)、試驗飼育、他府縣產、縣內卵、無毒卵等ノ比較試驗ヲ爲セリ

以上何レモ補助申請當時ノ豫算以上ニ事業ハ實施セラレタリ

六、天柞蠶飼育經營ノ狀況

天蠶一升ノ卵ヨリ二萬五千粒ノ收繭ヲ得ベク二千粒ノ種繭ヨリ一升(二百五十匁)ノ產卵ヲ得ベシ

一舛ニハ卵數約十五萬粒價格八十圓ナリ

柞蠶一升ノ卵ヨリ三萬粒ノ收繭ヲ得ベク一千五百粒ノ種繭ヨリ一升ノ產卵ヲ得ベシ

一升ニハ卵數約十五萬粒價格二十五圓ナリ

飼育林ハ目下七百町歩組合員ハ百八十名一人平均收

繭ハ天蠶一萬粒柞蠶二万粒ニシテ飼育林ノ一町歩借　十、注意ヲ與ヘタル事項

林料ハ約四十圓ニシテ一町歩ニハ天柞蠶ヲ通ジテ約　日計簿、歳入出內譯簿、文書發送收受件名簿、郵

一升ノ卵ヲ放飼シ得ベシ　便切手受拂簿、賦課金徵收原簿等ヲ備付ケ速カニ記

繭一粒ハ天蠶六厘乃至一錢柞蠶一厘乃至二厘ニシテ　帳シ置クコト、議事錄ヲ整理スルコト領收證ヲ發ヘ

一升ハ約七八十粒ニシテ百粒ノ絲量ハ七、八匁位ナ　ルコト、賦課金ノ賦課率ハ單ニ人頭割ノミニ依ラズ

リ　公平ナル方法ニヨリ徵收スルコト等ヲ注意セリ。

されば村及郡は勿論縣當局に於ても大いに斯業の進歩發達を希望し年々補助金を與へて其事業を助け大正四年度よりは農商務省も亦奬勵金を交附して之を奬勵保護せり。

年度	農商務省交附金	縣費補助金	郡費補助金	村費補助金	組合員負擔	計
大正二年度	ナシ	ナシ	七〇	一	?	七〇
同　三年	ナシ	二〇〇	一〇〇	三〇	七〇	四〇〇
同　四年	一、〇〇〇	二〇〇	一三〇	三〇	七〇	一、四三〇
同　五年	一、〇〇〇	二〇〇	一三〇	一五	七〇	一、四一五
同　六年	一、〇〇〇	二〇〇	一三〇	五〇	七〇	一、一三〇
同　七年	一、〇〇〇	三〇〇	一五〇	五〇	七〇	一、五七〇
同　八年	一、〇〇〇	三〇〇	一五〇	五〇	七〇	一、五七〇
同　九年	一、〇〇〇	三〇〇	二〇〇	三〇	七〇	一、七一七、七〇

同	一〇年	一、〇〇〇	三〇〇	一七〇	二〇	一八七、七〇	二、一七七、七〇
同	一一年	一、〇〇〇	三〇〇	一七〇	二〇	一八七、七〇	二、一七七、七〇
同	一二年	一、〇〇〇	—	—	二〇	—	一、〇二〇
同	一三年	一、〇〇〇	—	—	二〇	—	一、〇二〇
昭和	六年	—	二〇〇	—	二〇	—	二二〇
同	七年	—	—	—	—	—	—
同	八年	—	—	—	—	—	—

農商務省は大正四、五年の兩年に亘り天柞蠶の微粒子に關する調査を蠶業試驗場監督の下に南北安曇郡天柞蠶同業組合に依囑して行ひ大正八年三月其成績を發表して當業者に警告する所ありたり。

大正十四年より昭和四年に至る五ヶ年間は交附金補助金ともに廢せられ同業組合は殆んど死滅の狀態に陷りしが、昭和五年組合長赤沼治男氏等の努力により同年四月組合の復活を見、ついで同年八月嘗て國立蠶業試驗場松本支場に奉職して農商務省囑託の天柞蠶試驗を監督せる高橋伊勢次郎氏本縣蠶絲課長として赴任するに及び、特殊產業の奬勵に熱心なる鈴木知事を動かして昭和六年度より縣費補助金を復活し別に母蛾檢查費（三百十回）を交附し又有明村に天柞蠶試驗地設置せらるゝに至れり。

右試驗地豫算は二千七十七回にして、試驗場の事業は長野縣蠶業試驗場松本支場之を管理經營し、天柞蠶の品種改良、蠶蛆病及微粒子病の驅除豫防等につき試驗研究を行ひつゝあり。尙同業組合創立當時より現在に至る組合長は次の如し

第一回　福田富藏　當時の南安曇郡長
第二回　長井喜太夫　同
第三回　三浦　亨　同
第四回　吉田來十　當時有明村長
第五回　三澤珠二　同
第六回　矢口志摩次　同
第七回　矢野口惣吉　同
第八回　金森伊市　同
第九回　赤沼治男
第十回　松島英一　同

第三章　飼育法の變遷

第一節　飼育法の種類

「山蠶養法秘傳抄」には、桶飼、土間飼（簀飼）野山飼の三種をあげ、明治五年大藏省布達の山蠶養法告諭書には簀飼、内飼、山飼の三方法をあげ、明治六年佐伯義門の著せる山蠶養法には内飼、池飼、溝飼、簀飼、山飼の五種をあげ、明治十八年藤江卓藏の著せる内外改良蠶事全書に信州安曇郡有明村曾根原林藏より傳習せる飼養法なりとて掲げた

るものは、飼園飼(即山飼)、内飼、池飼、座飼(簀飼)の四種をあげたり。然れども山飼即飼育林にて飼養する以外の方法は、告諭に謂ふ無産の者又は農務に餘暇ある好事者の行ふべき事にして、之を以て活計を立て國益を助けんとせば山飼によらざる可からず。宜なり、一時各地に流行せし天蠶飼育熱も雲散霧消し、今日我信州南安曇地方のみ依然として此業に勗みつゝある事。

第二節　飼育方法の變遷

天蠶の飼育法は百十年前の文政時代に北澤始芳の記せる所と現今とに於て殆んど變化なきが如し。

一、種の鑑別

飼育には第一に種を擇ばざる可らず。秘傳抄「種見やうの事」にも近年はやるにより品々の種を賣るもの多し心得べし、といひ文政頃天蠶飼育流行し惡種を賣る奸商ありしことを示し種の鑑別大切なる事をのべたり。而して「種の色うす鼠色よし、濃き鼠色は中也、白色なるは是陰陽そなはらざる種なり」と色につきてのべ次に形につきては「上の種は丸く大くうす鼠色にして日方あるは蠶のせいつよし、蠶うす青く又白みあり裏中にても手のひらに置時はうごくなり一升にて目方百廿日蠶數十萬千餘あるものなり」といひて丸く大なるを上とし「中の種は丸く共小粒にして切時に蠶丸くなり居る處、はやくうごかず色こく青くして小さくせいよはし目方一升二百目位なり」下の種は丸くして平たく中にくぼみあり蠶出れども小さくうごく共せいなし目方一升にて百八十目位より段々なり。又、種丸く大くつやあり上々の種と見へて切に蠶なし是は捨種也。種丸く大く上々の種にて切時に蠶せいよはく赤色に青きは生種の節むれたるなり。と記して上中下及捨種、むれ種の鑑別をのべたり。明治六年佐伯善門著の山蠶養法には「鼠色、微赤

を帯び粒大く充實し卵殻の中小蟲ありて活動するものを上とし、潤少く暗黒色のものを中とし卵粒小にして凹みがさつき大小不揃にて色も亦斉しからざるものを下とせり。

二、掃立法

掃立の時期は祕傳抄には信州より北國出羽奥州山陰道邊は立春より九十九夜頃蟲生じてよしとあり。明治五年の告諭書には種を塗りたる器に並べ蟲出れば新芽を掩ひ出をして這ひ移らしむとあり。明治七年一月九日山口縣の照會に答へたる有明村正眞院原の掃立は八十八夜より九十九夜迄に出卵とあり、飼育林の樣の發芽を見計ひ孵化前二三日頃種を木の枝に付く。之を山附と稱して幅四分乃至五分長さ五寸位の強靱なる紙（有明地方にては多く宮本紙を用ふ）に十二三粒宛の卵を糊付せるものを卵を北向又は下向とし日光の直射せざる樣に結びつく。創業當時は栗蟲の繭に卵を入れて飼育樹に結び附け、其後は附木を斜に切斷して之に卵を糊付し藁のみごにて結びつけしといふ。今日の如き紙に附くるに至りしは慶應以降なりといふ。

此短冊形の日本紙に卵を附くる方法も最初は指附法なりしが明治三十五年頃より現在行はるゝ器械附法（千枚附法）に改良せられ大いに其能率を增進せり。此法は先づブリキにて幅四五寸長一尺六寸位、中央に幅二分内外の縱溝を有する板を作り板の下部には短冊形に切れる日本紙を溝に直角に並べ板上より糊附し、此糊附せる紙は豫め盆又は箱に一粒並べにせる蠶卵の上に被ひ卵を附着せしむるなり。

「祕傳抄」には「一ケ年飼立れば自然と枝々に取殘しの繭ありて種を生じ明年より種を蒔に及ばずして蟲生ずるなり。今西國及中國邊にて山に生る土地多く是を取女の手業にする所多し、又東國邊にも繭山林に多き處あるよし」とあり文政時代には野山飼は種を附さる場合もありたるが如し。

三、保護管理法

秘傳抄には朝早く起て場所へ行くべし、朝は鳥來るなり別而心をつくすべし。蛾を去るにはところてんの葉を煮とかして木の下にかけ置くべし。ありうせるなり。蜂もし來らばもちにてさすべし等と鳥蟲害の豫防すべきを說き、白絲古網等にて鳥よけを拵ふことをすゝめ、ほら貝、太鼓、鐘等のなり物驚、藥、魚類を燒けむり等を避くべきことをのべたり。

明治七年山口縣への回答書の養蠶場所之事には西に山を負、北風吹通し朝日を受候場所最も宜く夕日を受候場所至て悪く必蔭作る事なし。

一、鳥蜂蟷螂等尤心付べし。

一、右除ケは鐵砲は勿論鳴物は宜しからず。

といひ多くは飼育林中眺望宜き所に番小屋を作り番人を置き、鳴子等にて追ひ拂ひたるが如し、明治三年シ、ウイリヤムの寫生書、佐伯義門の山蠶養法、藤江卓藏の曾根原林藏より傳習せるもの皆番小屋の圖あり、明治三十六年本縣第四課長より大藏省鑑定官矢部規矩雄に送れる長野縣天柞蠶に關する調査にも「飼育林中の眺望に適當なる所に番小屋を造り番人を置く此地方にては鳥の啼くを聞かず庭園に於てすら雀を見ること稀なり蓋し五十年の間害鳥蟲の驅除に勉めたるの致す所なりとす」といひ天蠶飼育者にとりて最も恐るべき害鳥の殆んど居らざる事を述べたり。

從つて今日保護法としては天柞蠶と山蠶、及赤沼治男氏著の最新天蠶及柞蠶論に見へたる如く次の諸方法あり。

一、害蟲の驅除豫防をなすこと

(イ)蠶兒を害するもの蛙、蜂、蟻、椿象、蟷螂、蜘蛛、蜈蚣、螽斯、天牛子、蛇行夜、ツノバヒ等

（ロ）飼葉を食害するもの

クヌギケムシガ、マイマイガ、カシハマイマイガ、キンケムシガ、アカスジケムシガ、シリアゲケムシガ、センヨウムシガ、クヌギシヤクトリ、コガネ蟲等

（ハ）飼育樹を害する主なる害蟲

タマバチ、イガバチ、五倍子蜂、甲蟲蚜蟲等

二、害蟲の驅除豫防

雀、日雀、山雀、雲雀、ホホジロ、烏、夜鷹、百舌等

三、毒草の除法

アヲツヅラフジ

四、病蠶を除去して傳染を防止すること

主なる蠶病＝微粒子病、膿病、軟化病、蠶蛆病（柞蠶は被害なし）

五、飼料の調節飼料の不充分なる所又は粗硬にして食に堪へざる所に居る蠶兒は、之を飼料豊富にして葉質適當なる部分に移して飽食せしむべし。蠶兒を他に移すには枝ごと鋏にて切取り移すべし。ことに天蠶はもし強く蠶兒にふるゝ時は黒褐色の胃液を多量に吐出して苦悶し良繭を營むこと稀なりといふ。

六、飼育林内を馳驅すべからず

飼育林内にあつては常に靜穩を保つべく、ことに稚蠶期、休眠期、營繭化蛹期等には注意を要す。此爲近來は蕨狩人の飼育林内に立入る事を嚴禁せり。

四、收繭法

秘傳抄には、繭かけ五日程過枝ともにとり圖の如く繩を張りかけ置なり、十日十一日もすぎ葉を除き平なる籠に一つ宛並べ別の家にて煙當らぬ處に置くべし」と記せり。營繭化蛹期は最蠶體の軟弱なる時期なれば收繭は、營繭後十日前後を最もよしとす。種繭に供するものは秘傳抄所載の如く葉附の儘清涼なる室内又は軒下等に釣し置くか、又は家蠶用の蠶箔に薄く並べ棚に差入置き羢蛾四五日前に葉を剪ぎ去り繭柄（掛口）を上方に向け蠶箔上に一粒並べとし羢蛾せしむ。曾根原林三氏の傳習をうけし藤江卓滅氏の記錄には「此際蠶箔に莚又は菰を布き其端即ちヒゲを一方又は二方のみ外面に出し他方は背壁又は板等に接近する様に裝置すれば羢蛾するや否や其莚の端に懸垂し鼠を打つこと三四回にして蛾身全く成るものなり。ヒゲある莚等を用ゆるは此施方中最緊の術なれば必ず遺忘すべからず」とあり。

第四章　採種法の變遷

第一節　蛾籠の變遷

採種法も古來より現在に至る迄格別變遷なきが如し。唯産卵籠は多少變化せしが如くなれば次に之につきて記すべし。

一、秘傳抄所載の産卵籠は「蛾籠横一尺三寸長さ一尺七寸位に仕立つるなり籠の内へ女蛾男蛾を等分に入る」と記し

籠の圖を記せり。之によれば現在の物よりやゝ長き鐘狀の籠にして同じく籠の蓋をなせり其形次の如くにして「天柞蠶と山蠶」に創業當時の籠は直經二尺深六寸位のメカゴを二個合せ其中に雌雄兩蛾を各二十蛾乃至三十蛾入れて交尾産卵せしめたりとあるとは大いに異れり。

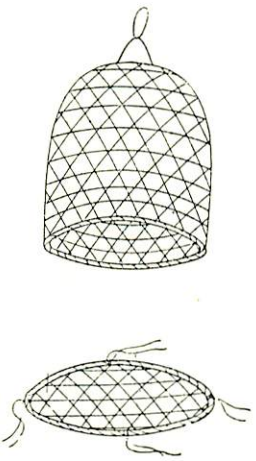

數につきては圖の如き籠の中へ女蝶男蝶等分にして凡數百計入四日も過たれば蓋をとり」とあり。

次に明治十二年曾根原林三より傳習をうけたる藤江卓藏の記せる籠の製法は「下部に於て周圍凡二尺上部に於て凡一尺五寸高さ六七寸にして竹の表部を內面とし籠の目は蝶の脫せざるを度として編みたるもの」とあり。又明治十年六月五日曾根原多傳治の椙崎權令に申上たる書類には「籠の寸法竪六寸にして丈六七寸口渡り同斷」とあり而して蝶は「一番宛入れ置くなり」とあり當時既に一番用の籠となれる事を記せり。

第二節　母蛾檢査

明治十九年以降家蠶の微粒子病豫防の爲蠶種檢査行はれ、明治三十年蠶種檢査法發布以後は母蛾檢査を行ひ無毒の蠶種を製造せんことをつとめしも、天蠶種は無檢査なりしかば微粒子病の爲、收繭額は年々減少し、世界唯一の特産物も其影を失はんとするに至りしかば明治四十五年天柞蠶同業組合の設立を企て大正二年農商務大臣の認可を得て斯業の爲に活動せるは同業組合の項に記せるが如し。

而して同業組合の事業として微粒子病毒驅除豫防の爲母蛾檢査を行ふ事とし蠶病豫防事務所長中島隆人氏は鋭意病

毒檢査を行ひ當業者に警告せしも當業者は未だ不作の原因が該病に在るを認めず母蛾檢査を受くる者僅少なりしが大正三年試驗飼育を行ひ、有毒蠶種放養區、無檢査種放養區、無毒蠶種放養區の三區に分ちて試驗の結果、無毒蠶種放養區が斷然群を拔きて好成績を收めたるを見て、始めて母蛾檢査の必要を認め、一蛾採種の目的の爲直徑三四寸深さ四五寸の小形產卵籠を造り或は袋採法を採用するに至れり。

大正二年以降母蛾檢査の成績によれば天蠶は有毒步合頗る多く約五割は有毒にして、母蛾六百を以て一升の蠶種を採卵し得るものとすれば昭和三年は約三斗四升は三斗一升五合五年は一斗九升六年は一斗六升內外の無毒蠶種を得たるに過ぎず、之を安曇地方に於て年々放養する天蠶種の總量約一石五斗乃至二石五斗より見れば無毒種は約一割に過ぎず、他の九割は、約五割の有毒種を飼養する割合なり。（天柞蠶と山蠶）

第五章　蠶種の保護及取扱法の變遷

第一節　產卵後の處理

產卵後は蛾の入りたるまゝ日蔭に置き一日に三四度霧をふき凡日數十日も過ればてふ殘らず死すその時籠へ生みつけ置きたる種を竹のへらにてとり、笊に入薄くならし涼しき風の當る處に置くべし。とあるも藤江卓藏の記せるものには「日數凡五六十日を經て取り收むべし此時竹篦等の器械をは用ひず必ず母指の腹を以て靜かに取り收むべし。」とあり。最近は產卵後は母蛾を除き二十數個宛重ね廊下又は屋外の堀立小屋又は軒端等の外氣の流通する箇所に吊したるまゝ越冬せしめ、二月頃の農閑期を利用して產卵籠より蠶種をとり冷室に保管す。

たゞ天蠶の卵は家蠶の越年種と異り產卵後凡二日にて胚子を形成し九日目には內臟諸器官略々完成し十二日目には

體面に軟毛を生じ體全面は黄色を呈し、之を卵殻より取り出す時は全身の運動するを見るを得べし。秘傳抄にも蠶種を生しより三十日目位には中に青蟲有也と記せり。從つて蠶種の保護も其心得を以てなさざる可らず。

文政時代には産卵後十日位にして種をとり秋の彼岸後には麻袋に入るか又は笊に入れ蓋をして鼠のつかざる様にし寒中外に吊し置きたるが如し。(山蟹養法秘傳抄)明治の初年迄は此方法なりしが如く藤江氏の著書にも略々同様に記せり。現在は前に記せる如く一二月頃種をとり、通常淺き箱に薄く並べて空氣に觸るゝ様にして保管し、四月上句に水洗ひして中句頃冷藏庫に入る。

告諭書には種を儲くるには布の袋に二千粒程入れ北風通ふ軒端煙のかゝらぬ所に釣し置き十二月節分より箱に入れ(太陽暦頒布前なればなうん)空氣の洩れぬ様に制し火氣の近き所に置き立春より六十日間位を過ぎ箱を開き前の仕法を以飼立べし」とありて大いに古來の保管法とは異れり。

蠶種の水洗は明治十年頃より共卵塊を一粒宛に分離せしむる爲、篩にてふるひ落し篩中に殘れる卵塊のみ水洗ひして爪にて分離せしめしか、其後水洗せる蠶種も異狀なく寧ろ成績良好なるを見て明治廿五年頃より全部水洗するに至れりといふ。

水洗法は麻布の袋に蠶種五合乃至一升程入れ之を板の上に置き清水を注ぎつゝ手にて揉み或は足にて踏むこと一時間位の後、全く白色に變じ卵の一粒宛に分れたるを見て盥又は桶に取り出し再び清水に浸せば糊及死卵は水中に沈み完全なる卵は水面に浮ぶを以て之を金網にて掬ひ取るなり。

第二節　冷藏法

冷藏の目的は飼育樹の發芽期と産卵の發生との調節をはかる爲古來行はれし法にして祕傳抄にも「暖國にて飼立る時は圖の如く箱を深山か又は土藏など寒き所に置きて春風當らぬやうに心懸早春の內にふとん夜ぎなどのやうなる綿に包置時は出よふ至て遲し、蠶出し度時に外へ出すなり。」とて發生の抑制法として冷所に貯藏する法をのべたり。天蠶種を自然の氣溫に遇はせ置く時は假令冷所に置くも飼育樹の發芽より約十日間早く發生するを普通とするを以て四月十五六日頃より五月五六日頃迄約二十日間座敷又は土藏の床下へ深さ九尺位の縱穴を掘り此中に吊し置きしが其後風穴の發見後は風穴に貯藏せしも大正十年頃より冷藏庫に貯藏するもの大部分を占むるに至れり。

第三節　天蠶種の糊付法

古老の言傳によれば糊付法は天保十年頃有明村新屋の人矢野日平左衞門に依りて發見し行はれたるものなりといへり。糊の製法最初は澁洗糊（澁染糊）と稱し葛粉、小麥粉を水に練り澁を混じて製し鍋墨を黑くなる程度に入れしものなるが雨天連日に亘る時は蠶種脫落の患あるを以て小麥糊を用ふるに至れり。

小麥糊は三田村の人宮澤常三郎の發見と稱せられ小麥粉を水にて揉み「もち」の如くし一晝夜以上適度の器に入れ置き後に大桶に水を入れ其中にて白濁の出る限り練り取り鍋墨を防腐劑として入れ「モチ」の樣に練り二三晝夜放置して後使用す。

蕨糊は小穴與一が薄荷行商人として木曾に至り同地より蕨粉を買ひ來りし以來之を原料と爲すに至れりと傳ふ。其製法は蕨粉一杯澁三、水一の割合に混じてよく攪拌し弱火にかけ徐々に煮凡二十分位にて糊と成れるものを擂鉢にてよく摺り柔かにして使用するものにして今日は大部分此糊を用ふるに至れりといふ。

第六章　製絲法

「山蠶養法祕傳抄」の著者北澤始芳が信州安曇の人とせば同書に記せる製絲の方法も當時安曇地方に於ける山繭の繰絲法なりしならん。岩崎常正の同書序文中にも「藝信之人能長其支」といひて文政十年時代本邦に於て山繭の飼養及繰絲の法を知れる者藝信を以て第一としたるを以て見れば恐らく信州にての見聞か又は實驗によりて記せしなるべし而して同書には、上、中、下の引法及出殼繭より絲を引法の四種に分ちて記載せり。（以下同書記載のまゝを記す）

上絲に引仕法

清水にてせん香一本程たつ内よくに、中まで和らぐものなり、にかげんよろしき時一ッ二ッづゝ繭細絲を引なり、上絲口出たれば外桶へ入る又次の繭を取あげ右の如く、上絲口まで引、數百にても一升にても同じやうに致し不殘上絲口出候節また鍋へ清水を入湯を立絲口出たるまゆを入、夫より三ッづけ四ッづけ引方外釜のまゆと同様なり（下略）

中絲引やうれ事

そばあく（是そばのからを生にてたき候はいも也ざるに入上よりゆをかけたらすなり）つよくたらし、是にて中やはらぐまでに、右の如くに口絲を引、外桶へ出しあく水を去り、清水を入湯をにたて、引やう右に同じ。

下絲引やうの事

木あくといふは、そのゝに用ふる枝葉なり青むしといふは、生にてたきそばからのはいと等分に入にえ湯をかけたらすなり、さらしといふは上のすみたる水也、是にてよくに水をかへ引やう右に同じ。

上絲中絲下絲ともにる時は中の灰のあく出て水茶色になる也、仍ていくたびも水を替灰のあく水をさり清水にて引べし、但口絲の内は始の水にて引べし。尤手前づかひの絲にはくるしからず。絲色悪くとも煉時は黄色になるなり。

又出殻繭にて製絲の方法につきては——

蝶の出殻を集柄と云、藥あくにて三日程つけ置もみ出せば中より茶色の水出るなり是を何度も清水をかけさらしその上清水にて練なり。かげんは青色ぬけ白色になればよし尤一つ取出し試に引てかげんを見るべし、絲に引干候得ば又青色出るなり。

なべより取揚しぼり方肝要也水はしぼれどもしめりけあるくらゐにしぼり絲に引なり。圖のごとくに引共上車にかけるなり絲の細さふとさは心にまかせ引べし。



左の手にまゆをもち
右のひざにてよりを
かけ右のかたの絲い
れにたぐり入るなり
絲よりやう國所にて
手なれしごとくによ
るべし

其後嘉永元年尾州犬山の西一里程の矢名の佛具商遠七なる者有明地方へ行商に來り、矢名地方に於ける天蠶製絲の狀況を語りしより、有明地方の有志相謀り、遠七の斡旋にて矢名より四名の工女を雇入れ數年に亘り製絲の技を傳習

せり。これ有明地方に於ける天蠶製絲の嚆矢なり（天柞蠶と山蚕）ともいひ、又、慶應年中、矢野口惣十、矢野口十三郎、寺畑喜十、矢野口治郎左衛門等飛驒より工女五名を雇入れ盛に製絲し岐阜方面へ移出し岐阜縮緬の原料に使用せらる（有明村誌）ともいふ。

以上は何れも手挽製絲なりしが、明治九年秋山九左士州富岡より製絲器械を購入し器械製絲法により繰絲を始めしに在來の手挽製絲に比し一把に付五圓宛の高價に賣れ翌十年內國勸業博覽會に出品して花紋賞を得たりといふ。

（天柞蠶と山蚕）

明治九年秋山九左の富岡より購入せし器械は果して如何なるものなるかを知らざれども當時普通の製絲にありても運轉に水車を用ふれば總て器械製絲と稱したる點より考ふれば恐らく座繰器械位のものなりしならん。

明治十年有明村古厩曾根原多停治の檜崎權令に上申せる「山蠶絲製造の仕法」には、繭凡三十粒位熱湯の中へ入れ、暫くして水少々入れ此時繭外へ揚げ置き七粒位宛該湯の中へ入れ熱くるはん程にして絲引き出し終り候節又右の如く入れ引き出し余は如此に致し養蠶生絲の如く直に枠に卷附候事。但し絲引出候仕方品に寄り眞木の灰アクを入れ候義も有之右は悉く加減有之候事」とありて古來の手挽法なるが如く、明治十七年三重縣よりの照會に對し南安曇郡役所にて調査して回答せる天蠶製絲の法方には「數年前迄は悉く手繰りなりしも三四年前より又多く水車器械繰となれり其仕方は繭二十五顆を以て一釜となし、水二升許を容れ木灰（椚の灰を良とす）又は蕎麥殻灰水を和し煮ること凡三十分にして繭の和らかになり絲口の出るを待て絲の細太により細きは大略四顆、絲口を一束に纏めて一口となし能く手撚りをかけて小枠に卷き揚げ逐次二十五顆を繰り終る。又太きは五顆乃至六顆を一口に出すと雖も賣品の如きは可成的細きを以て良しとす。私用品に至ては又太きを以て最も良しとす。」とあり何れも明治十年前後より器械製絲と

なれりと稱するも筆者の想像の如く、水車を用ひたるのみにて器械とは名のみのものなりしが如し。明治三十六年本縣第四課長より大藏省鑑定官矢部規矩治に報告せる左の文章は最もよく有明村天蠶製絲の狀況を物語れり。

「有明地方に於ける天蠶及柞蠶の製絲戸數百戸許にして釜數五百に滿たず以て製絲場規模の小なるを察するに餘あり同地は傾斜地なるを以て原動力を水に資るの便あり數間の茅屋壁に傍ふて筧の水涓々水車を轉するを認め小徑の草露を掃ひつゝ往て之を覩れば之れ卽ち所謂製絲場にして通常五六釜を備へ家族一二人に加ふるに近隣の女子二三人を以てし農事の余暇相集りて一屋の中に繰絲す工場の簡單なること概ね斯くの如し、製絲の太さ天蠶五粒柞蠶六粒附三十デニール內外なるを得」と以て其規模過小原動力を水車にとるが故に器械製絲と稱するに過ぎざるを知るべし。

出殼繭の繰絲

天蠶及柞蠶の出殼繭は曾て家蠶の出殼繭と同じく、之より生絲を繰り得ざるものと見做し屑物として取扱はれたるものなりしが明治二十年頃有明村の人關金次郎多年苦心の結果其製絲法を發見せり。其方法は雞卵の蛋白を卵黃と共に攪拌し、之を以て出殼繭の孔緣を濕ほし、ほけたる絲を緊着せしめて常の如く煮て製絲するなり。

此發見以前出殼繭は全部奥州紬の原料として廣島地方に輸出せしが爾來悉く有明地方に於て製絲せらるゝに至れり

現今有明地方製絲の狀況も明治三十六年本縣第四課長の報告と大差なく中房川の水力と其傾斜せる地形を利用して水車を設け之を動力とし繰絲し或は足踏機にて繰絲す。就中同村新屋地方は天柞蠶の製絲地域にして松島、赤沼等の製絲場を始め殆んど各戸にて製絲せらる。

而して同地方の製絲法は頗る熟練されて成績優良なるが爲到る處好評を得柞蠶絲の如きは滿洲產に比し約三、四倍の高値を以て取引さるるといふ。されば同地方生產の原料繭のみにては不足を來し同地方より茨城縣出張飼育のもの

は勿論石川、富山、岐阜等天然放飼の所謂「ノツコ」も此地に移入製絲せらる。

昭和六年度信濃鐵道安曇追分、有明柏矢町三驛到着天柞蠶數量

發驛名	數量	發驛名	數量
結城	三四九俵	小山	七三四俵
下館	三三	友部	七四六
新治	三三	岩間	一〇四三
内原	四九八	中川邊	八七
石動	三四七八	福光	一四一〇
金澤	九四一	津幡	二八
大聖寺	七四〇	粟津	三三
美濃太田	八四	松本	二六

第七章　天柞蠶絲販賣法及販路の變遷

製絲法開始以前の取引

金森章三遺稿によれば天保十四年には一ケ年繭二十萬粒を收穫し、之を美濃岐阜地方に賣る（千粒二分内外）因て飼育者增加し弘化四年には該繭八十萬粒を收穫し、之を當國伊那の人綿名胡麻宗及杉本の人遠州屋佐助兩氏へ賣却（千粒二分二朱）せり此等これを美濃國岐阜地方に輸出し製絲（最も其當時該繭上等として二千粒を以て三百目一把の

絲を製し得たり製絲一把金一兩也當時の米價一石三歩內外のものとして目下の米價に比すれば製絲一把三百圓の價値あり）因て地方該業に熱中し大いに飼育者を增加し、嘉永元年には一ヶ年收繭一百四十五万粒（地方飼育者全休にて）位あり是れを先年の胡麻宗遠州屋其他十四名の商人競爭の結果大いに騰貴して一千顆二兩にて賣却せり」といへり。

是によれば繭は主として岐阜地方に移出せられしが如し。又、出殼繭は同遺稿によれば「上州安中の人田中眞貴治一手に買取り之を藝州廣島地方に賣却せしが同地の人々にも追々我地の原産なる事を知りて文久元年始めて藝州より直接買手に、別府町松尾太郎助田中豊八兩氏來り年々悉皆買取りたり」といへり。其後明治二十年出殼繭製絲法發見せらるゝに及び此移出も絶ゆるに至れり。

販路

明治二十七年東京工業學校長平島精一よりの照會に淺田知事の名を以て答へたる天蠶絲の販路は岐阜、愛知、八王子、桐生、足利、横濱、越後、京都西陣にして三十六年本縣第四課長より大藏省報告のものには、岐阜、京都、足利廣島、越後、名古屋とあり。

大正七年の調査によれば岐阜、栃木、新潟、愛知、京都、埼玉等なり。

天蠶絲の海外輸出

天蠶絲の海外輸出は、明治十九年五月南安曇郡有明村松嶋利正、矢野口惣十、寺畑榮彌、金森章三、松島瀧間、栗原利吉、井口玄一、小川嘉文治、牧村寺島熊十より、天蠶絲製造同絲商組合設立願を提出せる中に「我が天蠶絲の販路一變して外國輸出を試みるに到る實に明治十五年とす」といひ、南安中等教育會出版の「天柞蠶と山葵」には明治

十五年亞米利加百四十三番館の手を經て合衆國に輸出せるを以て嚆矢とすとあり。而して前記天蠶絲製造、同絲商組合設立願には其輸出額を記して、本春の如き米國に輸出するもの殆ど三拾棚に乘んとす」とあり然れ共其産額甚だ多からざれば多くは、內地の機業地に於て消化せられ海外輸出の如きは殆んど行はれざりしが如し。

取引及荷造法

明治の初年より三十年頃迄の取引は仲買人の手によりて行はれ仲買人は五六人にて豊科町平林朝藏其主なる者なりといふ。其輸送の方法は當時鐵道の便なかりし爲三河地方より來る鮩業商人の歸途に托送し、代金は現金輸送によらず、松本の商人にて岐阜機業家と取引をなす商家を利用せりといふ。

明治三十六年十月三十日本縣第四課長より大藏省鑑定官矢部規矩治に報告せる長野縣天柞蠶に關する調によれば當時「有明地方の取引所として東穗高村に株式會社穗高商品問屋なるものあり。此邊の生絲製造者及仲買者を以て組織し、毎月三回一ノ日製造せる絲を持寄り市場を開き之を驒賣し、賣買約成る時は會社は買人の爲に生絲を擔保として賣人に對して代金を支拂ふ仕組なり。尙會社に於て一ケ年平均の取引高は天柞蠶を合すれば殆んど五百貫目なりといふ」とあり。

當時の價格につきて平林氏の談によれば最高明治十三年一把五十圓最低明治十八年頃七圓とあるも(天柞蠶と山蠶)明治廿七年二月東京工業學校よりの照會に對し南安曇郡役所の取調報告せるものによれば明治十七年以降二十六年に至る十ケ年間最高は明治十八年の十三圓五十錢最低二十一年及二十三年の十圓にして平均十一圓四十二錢五厘にして平林氏談の最低の年が最高なるも不思議の對照といふべし。且同報告書の最後に附記して「天蠶絲一把の價格十三圓以上柞蠶絲一把の價格八圓五十錢以上に賣行くに於ては收支計算上飼育家の數增加し從つて産額多きに至るべき狀況

なりとあるに對し手島工業學校長の手簡に「是レ價格ノ絹絲ニ比スレハ大ニ低廉ナル爲然ル義ニ有之、若シ需用ノ增加ニ從ヒ忽チ供給不足ヲ生シ價格モ亦從テ上騰スルカ如クンバ決シテ需要ノ增加ハ難期候」とあるによりて見るも一把（三百十五匁）五十圓は當時の價格としては誤記ならんと思はる。更に明治三十六年十月三十日大藏省に報告せるものによるも次の如く。天蠶は最高三十五年の上物十八圓に過ぎず。

年度	絲（一把三百十五匁ニ付）	柞蠶
	天蠶	
明治三十三年	一六圓〇〇〇	九、〇〇〇
同　三十四年	一四、五〇〇	一〇、〇〇〇
同　三十五年	上　一八、〇〇〇	一二、〇〇〇
	中　一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	下　一二、〇〇〇	八、〇〇〇

現在の取引は有明地方製絲家と需要地の問屋又は機業家との間に行はれ其割合は問屋六割機業家四割なりといふ。

荷造法は三百十五匁を一把とし三十把九貫四百五十匁を一梱とし之を紙包とし、更に油紙に包み竹梱に收め荷造せり。但し荷は一梱と一定せず注文に應じ端數にても輸送す。

第八章　天柞蠶の用途

天柞蠶の用途につきては既記明治二十七年手島工業學校長の書簡に「繻珍女帶地ノ絹絲其他着尺物等ニ適シ、柞蠶絲ハ夏洋服之上衣若くは外套着尺物浴衣地羽織地下着物等に適す」と述られ、古く岐阜地方へ移出せる時代には岐阜縮

緬の節絲に用ひられ、現在は京都地方に送られて絹織物に交織せられ、一等品には天蠶絲、二等品には信州柞蠶絲、三等品には滿洲柞蠶絲を使用すといふ。

明治初年有明村に於て天柞蠶の機織をなす者は知村傳吉一人なりしが大正七年の調査によれば知村チエ、胡桃健一赤岩三男の三名あり。知村傳吉は元群馬縣人なり明治十三年　明治天皇木曾路御通輦の際虫除の御料として有志者の献上せる　二間幅縫目なし、八疊釣天蠶絲の蚊帳及市川團十郎の購求せる同蚊張地は共に知村傳吉の織る所なりといふ。

第九章　柞蠶飼育之沿革

第一節　本邦柞蠶飼育の起源

本邦に於ける柞蠶飼育の起源は明治十年時の北海道開拓長官黒田清隆、清國駐剳特命全權公使森有禮に請ひ同國山東省産の柞蠶繭八十八顆（三升）を輸入飼育せしに始まること次の開拓使本廳蠶織報文（明治十一年第四次）により明らかなり。

開拓使本廳蠶織報文（明治十一年）

第四次

清國山東省ハ夙ニ野蠶産出有名ノ地ナリト聞キ該種ヲ本道ニ試養セント欲シ客歳八月北京駐剳公使ニ托シ購入セシ

ニ四月廿四日蠶窩二種到達一ヲ柞繭ト云ニ斤窩數八十八顆一ヲ樗繭ト云フ一斤窩數百九十顆兩種共蠶窩以テ年ヲ越ヘ共ノ期ニ至リ發蛾蠶卵シ吾國天蠶ト大ニ異リ爰ニ公使ノ書翰ヲ登錄シ併セテ繭形ヲ模寫ス

各歳九月十八日附ヲ以テ清國山繭種三合買入差廻候樣御掛合ノ處北平京近傍ニ蠶業地方無之北京ヲ去ル二百里外山東省ニテ製殖シ候義ニ付山東ヨリ取寄セ候節ハ十一月ニ至リ既ニ海川氷結航海無之送遞ノ路絶ヘ候ニ付當春解川ノ日ヲ待チ今便送出ニ及候然ルニ御申越ノ三合ニテハ如何ニモ些少何等間違ニモ有之歟ト存シ見計凡三升程買入差廻シ候就テハ右生養ノ法方ハ兼テ御案內ニ可有之候得共山東北方ノ者幸ニ當館ニ召使罷在候ニ付生養ノ方法大略聞調候處別紙甲號ノ通且ツ佛國人山繭産業ノ念有之試見候說ノ拔萃乙號ノ通兩樣御參考ノ爲婆心ヲ以差進候間御熟覽有之度。

一、繭ノ代價別紙之通壹弗五十錢ニ有之且送遞入費ハ追テ相分リ次第申進候也

在清北京

明治十一年三月八日　　特命全權公使　森　有禮

開拓長官　黑田清隆殿

爾來本邦各地に飼育せられしも其成績思はしからずして失敗廢業し、僅に本縣南安曇郡有明村地方に行はるゝに過ぎざるに至れり。

第二節　本縣柞蠶飼育の起源

抑有明村地方の柞蠶飼育は明治十二年同村曾根原林三天蠶飼育教師として茨城縣の招に應じ同縣に赴き柞蠶飼育の

事に從ひ歸鄉の際其繭二十粒を購ひ歸り（明治二十年出版內外改良蠶事全書の序文に著者藤江卓藏の記する所によれば同氏千葉縣勸業課在勤中曾根原林藏を傳習教師として上總國に八百町歩の大飼育養所を開き以て人民を勸奬すといふ）同年秋及翌十三年春、十四年春の四回飼育し繭合計四万二千粒を收穫し、同年秋有明村に柞蠶開源社を設立し社員に限り種繭を一粒二錢五厘にて賣却し、十五年春より一般に廣められたるに始るといふ。

第三節　柞蠶飼育の流行

一、柞蠶開原社の創立、本縣公文編冊明治十四年養蠶之部によれば南安曇郡有明村曾田甚市外四名にて柞蠶開原社を組織すとあり。同公文編冊明治十五年諸會社之部には柞蠶開原社規則許可願之件として、明治十五年六月廿一日南安曇郡長稻垣重爲より大野縣令に指令を請へる書類には有明村柞蠶開原社社員惣代矢口連一とあり之に添付せる同社則には社員として曾根原林三名矢口連一の貳名捺印し戶長三澤小文治の奥印あれば開原社は前記曾根原林三、曾田甚市、矢口連一等によりて組織せられ、十五年八月八日甲第一四一號を以て「願之趣追而會社條例制定相成候迄は人民相對を以て營業之義と可相心得事」との指令を得て營業をなせしなるべきも開原社の所在地有明村三六三番地が曾根原林三（現系曾根原豊氏）の番地なるにより同氏が創立者たり事實上社長たりしならんと考へる。

二、柞蠶飼育方法書及柞蠶繭絲製法の頒布　柞蠶の飼育は有明地方の氣候風土に適し、且同地方の人は天蠶飼育に慣れ居たる關係上飼養管理の方法宜しきを得たりと見え其成績極めて良好なりし爲各地より其飼育法を照會する者、種の購入を申込むもの、製絲の方法を照會する者等相繼げるを以て一々回答の煩を避くる爲同社に於ては「柞蠶春分飼養方法書」「同秋蠶之分飼養法」「柞蠶繭製絲法」を印刷して種繭と共に希望者に頒ち共普及を圖れり。今本縣公

文中に綴れる同書を左に轉載すべし。

參考

柞蠶春分飼養方法書

每年五月二十日頃蛾出シ、二日間ヲ經テ種ヲ產生ス後十八日ヲ經テ（内山）（美濃）紙之類（長六寸幅四分）工小麥糊ニテ該種ヲ粘附ス。其糊ノ製造方ハ小麥粉ヲ水ニテ練リ尤六時間程置キ、之ヲ清水ニテ能ク洗ヒ其纖ヲ取而シテ十時間程置ク時ハ腐敗ス之ニ墨ヲ混和シ貼附ニ用ユ。其紙一葉每ニ種十四五粒ヲ貼附シ終テ飼育養所ヘ運ビ椚ニ結ビ附ルナリ。尤平常天蠶ノ如ク發生ス。後四日間ヲ經テ一眠シ、翌日ニ至テ起キ、又、四日目ニ至テ二眠シ、翌日起キ、又、四日目ニ至テ三眠ニ罹リ翌日起キ、又四日目ヨリ四眠ニ罹リ、二日ヲ經テ起キ凡九日間程食ニ就キ作繭ニ掛リ總テ發生ヨリ三十二日間ニシテ悉皆繭ヲ見ルナリ。

同秋蠶ノ飼養法

春分作繭ヨリ大約十八日間ヲ經テ蛾出シ、二日間ヲ經テ種ヲ發生ス、其發生ハ凡十二日間ニシテ其蠶ノ色等ハ總テ春分ニ同シト雖モ三眠ヨリ四眠ノ間春分ヨリハ氣候ノ冷氣ナルヲ以テ一日ノ後レアリ又四眠起キヨリ春分ト少シク異ニシテ十五日間位食ニ就キ作繭ニ掛リ爾後翌年五月二十日頃迄繭ノ儘ニテ生存ス

飼養場ハ地ノ高低ヲ選マズ何レノ地ト雖、椚、栗、楢ノ類ナレハ必ズ飼養場ニ適當ス又蠶ノ性質ハ寒暑風雨霜ニ逢ヘ𪜈更ニ損害ナク通常ノ天蠶トハ異ニシテ其質尤强健ナリ。

○絲目ハ通常ノ天蠶絲千粒百目ト見做スルヰハ柞蠶絲ハ千粒百三十目アリテ光澤モ又善美ナリ且機ニシチ天蠶ヨリモ一層ノ便利アリ

長野縣信濃國南安曇郡

有明村三百六十三番地（註同番地ハ曾根原林三宅ナリ）

柞蠶開原社印

柞蠶繭製絲方法

一、繭を煮るには炭酸曹達といへる藥を繭二百五十粒位を壹鍋として湯の煮へたつ所へ繭を入れついに右の藥壹目五分を混和し凡十五分間を煮而して冷水を加へる度にして年丈けたる工女一人の煮加減をしてロ太繊をとり、口附けたるを以て數多の工女へ分配すること大勢の工女なれば何千粒なりとも一釜に煮て藥品右の分量を以て製するなり

一、湯の溫度は煮鍋冷水より二百度まで挽鍋百度にして挽揚げるなり

一、繭を煮る時間は十五分及び器具は土鍋を用ゐるなり

一、一日一人にて繭三百粒を製し其絲目百粒に付拾弐目より拾五目まで製するなり

一、製絲器械は養蠶製絲の器械も同斷にて勉強の工女手業早きを要求すれば二口を以て製し挽揚げ用ゐるなり

一、製絲の使用は生絲曹達にて練り何色にても精良にして舍密染の法に製すること便利なり

一、繭一顆の絲丈けは中等物に見て四百二十二丈に試驗し上下等の繭は之に倣ふなり

一、製絲の强弾力は繭三つ粒附にして七十の强弾力に試驗するなり

右の項目試驗の上製法を記する者也

長野縣信濃國南安曇郡有明村
三百六十三番地
官許柞蠶開原社

明治十六年三月

三、本縣各郡に於ける柞蠶飼育

本縣に於ては該事業の有望なるを認め、縣下各郡町村に對し左記の如き通牒を發して奬勵し、且、同年八月には縣下十六郡中從來より柞蠶飼育の盛なりし南北安曇を除く十四郡に對し柞蠶景況取調を命じたるに、上下水內、更級、

北佐久、諏訪の五郡には飼育者無之も他の九郡は多少に關はらず飼育者なき郡は無き迄に普及せり。其景況は左記報告の如し。

南安曇郡柞蠶開原社々員惣代矢口連一外貳名ヨリ柞蠶繭一顆代金壹錢七厘（半額ハ原品引渡シ之節半額ハ第一期收繭之節仕拂フヿ）ニテ殖産興利ノ爲メ管下一般ヘ賣捌度旨願出ニ付本月七日附甲案第三一八號ノ三ニテ郡下一般ヘ御示シ相成度申進置候處尚又該社ヨリ右繭代之義本年一期收繭之節仕拂フ事ニテ差支無之廣ク望人ヘ賣捌度旨ヲ以テ奬勵方願出候間尚郡下一般ヘ可然御示シ有之度此旨申進候也

明治十六年三月十七日　　長野縣勸業課

郡役所各通

但　南北安曇郡ヲ除ク

參考(二)

一、南安曇郡有明村明治十五年春分ノ柞蠶ハ六月初旬發生シ爾來晴雨寒暖ノ變スルヿアルモ障害ナク益成育七月初旬迄ニ漸次四眠起ヲナシ竟リ七月下旬ニ至リ成繭ヲ見ルニ至リ鳥類豫防ノ怠リヨリ鳥害ノ爲ニ多少減スルアルモ腐敗ノ姿ヲ視ルコトナシ其收穫繭凡五十萬粒ニシテ多ク種繭トナン繭ノ儘或ハ種ヲ採ツテ賣捌キタリ。

一、同上秋分ノ飼育ハ八月中旬ニ發生シ成蠶ノ勢ヒ春分ニ異儀ナク九月中旬ニ至リテ悉皆成繭ス其量凡百四十萬粒ニシテ過半數種繭ニ賣却セリ。

一、明治十六年春分ノ柞蠶ハ五月中旬ニ發生シ後チ降雨連日氣候ノ頓ニ冷氣ニ變シ爲メニ少シク眠起ノ後レヲ來シ加フルニ六月下旬ヨリ俄ニ大暑ニ變シ實ニ氣候ノ不順ナルモ該蠶ノ性質ハ一体強健ニシテ寒暑風霜等ニ逢ヘ氏傷害ヲ被ルコトナシ、故ニ聊障ナ

ク速カニ成育シ六月下旬迄ニ漸ク四眠起ヲ經テ七月中旬成繭ス其量昨年ニ比スレハ凡十分ノ二增殖セリ、且昨年發生ノ時候ト本年發生ノ候ト較スレハ本年ノ方二旬日ノ速キヲ覺ユ其速キ發生ノ好ミタル事由タル該繭ヲシテ製絲トナスニハ降霜以前則チ桑樹葉ノ霜ニ能レテ枯レサルヲ俟シ成繭セシメサレハ製絲ニ害アルモノナリ故ニ秋分飼養ノ時便ヲ量リテ發生ヲ速メタレバナリ

一、柞蠶凡百八拾萬粒余　但十六年春分
　　有明村中收穫總計
　内　凡七拾萬粒　種繭ニ供ス
　　但價格ハ平均千粒ニ付金貳圓五拾錢位ニテ賣却濟
　凡　貳拾萬粒　絲繭ノ見込ヲ以テ貯藏ス

一、舍内ニ於テ柞蠶ヲ飼養セシモノ從前無之

一、埴　科　郡

一、廳内ニ飼養ス　六月十九日發生始　七月三十日結繭了

一、原蠶百六十個　收繭六拾九筒　内六ケ不熟繭
　原蠶百個ニ付四三、一二ノ比例

一、四眠起結繭ニ臨ミ淡黑色ノ斑紋ヲ生シ斃死スルモノ凡四十ケ云々

二、上　高　井　郡

一、上州新田郡阿古美村穀山久平ヨリ種繭貳百個購求来持村板倉佐藏飼養、六月十六日ヨリ發生シ始メ悉皆發生ス座ニ横二間長七間高七尺ノ小屋ヲカケ三面ヨモニテ圍ヒ家根ニ片簾ヲ張リ表ノ一面絲綱ヲ張リ柿ニ麥稈ヲサシ水ヲ入レ(三十個)其中へ椚ノ枝ヲサシテ飼ヒ三眠起後同村字大道上及下椚林反別臺反貳畝ニ飼ヒ鳴子繩ヲ張リ看守二人日夜保護　七月廿三日ヨリ結繭ヲ始ム　鵙及芝長蜂及蛇等ヲ捕殺

收繭一萬三千個ヲ得タリ　目今秋蠶飼養計畫中

一、南安曇郡開原社ヨリ種繭百五十個買入

綿内村小泉六兵衛飼養　發蛾　九十五
　不發　五十五
蛾　弱　四十羽　六月十四日ヨリ廿一日迄ニ發生千四百程
　强　五十五羽
七月廿七日迄ニ成繭了、良繭少ク弱繭四十ヶ
種悪シキ爲ナリト考フ云々

三、南佐久郡宿岩村阿部眞砂平

五十疋中　三十三疋發生　二十一强堅ノ繭ヲ得　南佐地方ニ適當ト認ム

四、西筑摩郡

本年ハ不馴諸害ノ爲失敗。クモ鼠、蜂、青蛙

王滝村辻原勝治郎飼育ノ結果ヨリ見テ將來有望、

五、小縣郡

西内村種百粒飼育、第一次發生ノモノ成繭百五十粒第二次ハ成繭覺束ナシ。

六、上伊那郡

上片桐村　下村規一　原繭四千五百粒　收繭六萬三千五百粒
南箕輪村　清水平一郎　同　六百粒　同　百五十粒
宮田村　小田切鐵次郎　同　弐升　同　弐萬六千粒
　北林惣平
葛島村　片桐市次郎　外五名　四千粒　鳥害ノ爲收繭ナシ

七、東筑摩郡

大門村　戸長報吉　五合七萬五千粒　收繭五千八百二十一粒

下西條村　同　四ト五リ作

稻倉村　窪田竹也　種七千四百七十粒　收繭九千六百粒

八、下高井郡

江部村　篠田脩輔　有明村ノ種遲着發生　蛾害ノ爲二百三十七粒

更科村　檀原伊左衞門　同　鳥害ノ爲　百貳拾箇

九、下伊那郡

飼養立　四拾五名

飼養ヶ所　十一ヶ所

飼付林反別　拾貳町九反五畝廿九步

此手入並借地料　百四拾六圓五拾五錢

原種　壹斗七合　繭六千貳百顆

此代金　五百八拾參圓

此入費　貳百八拾參圓七拾八錢貳厘五毛

收繭高　貳拾貳萬九千三百三十七顆

此代金三千七百四拾四圓貳錢九厘　但壹顆ニ付一錢六厘三毛

純益金貳千七百參拾圓六拾九錢七厘

掃立春期　早キモノ　五月廿四日
　　遅キモノ　六月十二日
掃立秋期　早キモノ　七月十一日
　　遅キモノ　八月廿三日

本年郡下ニ於テ柞蠶飼養ノ高ヲ取調フルニ前記ノ通ニシテ概中等以上ノ作ヲ收メ不作ノモノハ唯一ケ所ニ過ギス原種ハ安曇郡邊ヨリ購求スル處ニシテ本業ニ專ラ熱心盡力スルモノハ元大島村羽生久藏矢澤善四郎、下久堅村吉澤源兵衛、鼎村林喜内、山吹村越田市左衛門、熊谷金四郎等ナリ其他ハ皆僅少ノ試養ニシテ未熟ノ事業モ幸ニ氣候順良ナリシヲ以テ前項ノ收穫ヲ見ルニ至レリ、而シテ其收繭ハ皆原種ニ販賣ナスノ見込ヲ以純益ニ二千余圓ヲ掲グルト雖モ想フニ物價低落甚シキヲ以テ目下ノ狀況ニテハ一ケ一錢六厘ノ價格ニ販賣スルヿハ蓋シ難シトスル所ナラン試養法ハ皆安曇郡柞蠶開原社ヨリ傳習スルモノニシテ嘗ニ其階梯ヲ得シ而已未タ利害得失ヲ探究スルノ場合ニ至ラザルヲ以テ爰ニ贅セズ。

明治十六年十二月廿五日　　下伊那郡役所報告

斯くて縣下各地方より柞蠶飼育方を本縣に照會し來るもの續出し、縣は之を柞蠶開原社に移牒して回答せしめ居れり而して柞蠶は天蠶に比し蟹虱の被害なく強健にして飼育容易なりし爲數年ならずして各地に普及せり。就中縣下に於ては南北安曇を除けば下伊那郡最も盛にして明治十六年の飼養者四拾五名飼養ケ所十一ケ所飼育林反別拾貳町九反五畝廿九歩收繭高貳拾貳萬九千三百三十七粒此代金三千七百四拾四圓貳錢九厘に純益金貳千七百參拾圓六拾九錢七厘に及び不作のものは唯一ケ所に過ぎざりしかば該業に熱心なる同郡元大島村矢澤善四郎は左の如き柞蠶飼養方法書を上れり。

長野縣平民農
下伊那郡元大島村
五十八番屋敷居住　矢澤善四郎

薫沐再拜謹テ言ス伏テ惟ルニ產ヲ殖ヤシ業ヲ興スハ國家富強ノ根源ニシテ一日モ忽ニスヘカラス故ニ太政府意ヲ玆ニ注セラレ汲々乎トノ授產ノ法ヲ設ケ孳々乎トノ勸業ノ事ニ從ヒ地方ノ賢良ヲノ之ヲ履行セシメラル、閣下之ヲ奉行スル其懇篤切實ナル感佩曷ソ勝ヘシ曩近本邦未曾有ノ一產物將ニ開ケントシテ粗ボ其緒ニ就ケリソハ何ソヤ柞蠶即チ是ナリ該蠶ハ歸ニ支那國ヨリ渡來セル一種ノ野蠶ニノ善ク我風土ニ適シ頗ル我經濟ニ益ス然レモ其之ヲ飼養スルノ法未タ精シカラサルヨリ或ハ經濟ニ裨益アルカ或ハ風土ニ適當セルカヲ確認スル能ハサルハ更ナリ貴重ノ蠶卵ヲ浪用シ數多ノ人手ヲ徒勞ニ歸スルヲ以テ傍觀セルモノ評シテ破產喪家ノ不祥物ト曰ヒ之ヲ爪彈セルヨリ將ニ開ケントスルノ產ヲ萎靡シ將ニ興ラントスルノ業ヲ退歩セシムルニ至ル。惋惜焉レヨリ甚シキハ莫シ因テ不文ヲ顧ミス實地經驗セル所ノ飼養法ヲ筆記シ之ヲ閣下ニ捧呈ス忝ク覽親ヲ賜リ聊カ採擇セラルヽ所アラハ不日ニシテ蛇蝎ノ淵叢ハ開ケテ槇樹ノ生茂セル林トナリ狐兎ノ巢窟ハ墾シテ柞蠶ヲ飼養セル園トナリテ地ニ不毛ノ憂ナク人ニ無手ノ憾ナキニ至ラレ嗚呼木棄錦繡ト成リ人功黃金ニ化スルノ日期シテ俟ツヘシ伏テ庶幾クハ一般勿情此ニ從事シ以テ富國ノ根ヲ養ヒ強兵ノ源ヲ深フシ太政府ノ旨ニ副ヘ閣下ノ德ニ答ヘンコトヲ威嚴ヲ冒瀆シ恐懼已ムナシ　頓首再拜

右

明治十六年十月十三日　　矢澤善四郎

戸長代理

筆生

下井酒造藏

長野縣令　大野　誠殿

柞蠶飼養法

（明明十六年癸未九月）

下伊那郡元大島村　矢澤善四郎誌

○形狀及性質ノ事

柞蠶ハ其形狀恰モ天蠶ニ似タリト雖モ孵化ヨリ一眠前ハ渾身黑色ニシテ茸毛生シ二眠起ヨリ全体綠色ニ變シ且兩脇ニ各二個乃至四個ノ銀光星現ハレ三眠起ヨリ嘴ニ黑斑ヲ生ス四眠起後八九日乃至十余日ヲ經テ繭ヲ造ル○其性質ハ遙ニ天蠶ト異リテ性剛壯而質溫淳ナルモノナレハ能ク人ニ優馴シテ物ニ恐怖スルヿナシ。又深ク友ニ親シム故常ニ木末ニ群ヲナシテ食葉ヲ共ニ食ム故ニ之ヲ取扱フニハ甚ダ輕便ナルモノナリ。○此蠶ハ一歲中春秋二回繭ヲ造ルモノナリ故ニ其之ヲ飼養セルノ利益居多ナルヿ推シテ知ルヘシ嗚呼苟モ產ヲ殖シテ國力ヲ恢張シ業ヲ興シテ家聲ヲ隆盛ニセント欲スル者コレヲ飼養セスシテ可ナランヤ

○養樹ノ事

槇、楢柏栗樫等ハ熟レモ皆柞蠶ノ養樹ニ供スヘキモノニシテ就中槇ヲ最モ良トス。其故ハ樫ハ其葉最堅厚ニシテ蠶齒ニ適セサルノミナラス消化モ惡シク且繭ヲ造ルニ當リ外部ヲ包裹セルニ堅硬ナレバ甚宜シカラストナス。又、楢ハ其萠芽槇ニ先ツヿ凡ソ一週日間ナレハ地中ノ水分ヲ吸收シテ茂生セルノ勢カ早ク減却スル故ニヤ其葉較燥固ニノ之ニ飼育スルノ繭ハ形小ニ量輕シ、栗ハ其葉稍薄弱ニ瓷ユレハ蠶ノ生長槇ニ比フレハ大率ネ四五日後ルヽヿアリ前述ノ次第ナレハ異日養園ヲ開キ養樹ヲ栽ント欲スル者ハ撰ンテ槇ヲ植ルヘシ。

○養蠶ノ事

二眠乃至三眠マテヲ起スヘキ場所ヲ小蠶ト唱ヘ三眠ヨリ四眠起ヲ養ヒ繭ヲ作ラシムル所ヲ大蠶ト號ク小蠶ハ大蠶中ニ就キテ預ノ適宜ノ場所ヲ撰定スヘキ事宜ニヨリ他處ニ設クルモ妨ケナシト雖モ唯播殖ノ際運搬ノ手數ノ冗繁ヲ恐ルノミ○春季幼蠶ヲ飼育スヘキ小蠶ハ可成丈西北隆起シテ陰塞ヲ防キ東南斜下シテ陽暖ヲ受ケ大氣ノ循環適度ヲ得ルノ地ニ設クヘシ○秋季ノ小蠶ハ旭日早ク光輝ヲ透シタ陽速ニ炎熱ヲ收メ、且ツ金風輒ク清冷ヲ促サヽル所ヲ擇フヘシ。兩季トモ若シ小蠶ノ見立テ然ラサルキハ蠶兒ノ生育ニ障碍アリテ氣節ニ後ルヽノ憂ヲ招ク。○如斯春秋二季ニ小蠶共趣ヲ異ニセル所以ハ林中自然生ノ蠶蛾（是ハ前季ニ取殘セシ繭ヲ出シモノ）ノ産卵ヲ覩テ之ヲ發明セリ春蛾ハ卵ヲ南ニ指シタル枝ノ下方ニ産ミ秋蛾ハ卵ヲ北ニ向ヒタル葉ノ裏面ニ産ム、是レ共親蝶ノ卵子ノ孚化アリ蠶兒ノ生育ニ適セルヨウ意ヲ用キシモノナレハ今之ヲ飼養セント欲セハ深ク親蝶ノ意ヲ酌量シテ小蠶共他ヲ見立スハアルベカラズ。

○養蠶廣狹ノ事

養蠶ノ廣狹ハ樹木ノ大小ト植付ノ踈密ト枝葉ノ榮枯ニ據リ一樣ナラスト雖モ原種一升卽蠶十五萬匹ヲ養フニ充ツヘキ地ハ大約貳町歩ヲ要ス尤幼蠶ニ供スル場所ハ大抵三段歩位ニテ足レリトス。此割合小蠶ハ壹歩ニ槇一株立トシテ一株ニ平均百六七十頭大蠶ハ大率ネ二十五六頭ヲ放養セルノ見積リナリ。

○養蠶手入ノ事

現今柞蠶ノ飼養ニ供センストスルノ山林ハ素ト柴薪ニ樵リ肥料ニ芟ルヘキモノナレハ樹木稠密ニシテ枝條迫迮シ雜木小草等亦隨而蘩蔓シ殆ント養蠶ニ供スヘカラサルモノナレハ之レカ手入ニ充分盡力スヘシ○先ツ柞蠶ヲ放養セント欲スル林ニシテ從來柴薪ニ樵リシモノナラバ前年ノ冬日方六尺ニ槇一株位ヲ殘シオキ其佗ハ雜木ト共ニ斫リ拔キ其殘留セ

シ木ハ土際ヨリ凡ソ一尺五寸許上リタル所ニテ斡ヲ横截シ翌春此ノ切目際ヨリ萠芽セシメ大暑ヨリ立秋ノ交ニ於テ其垂条ハ皆之ヲ伐採リ樹下ヲ洞窩ニンテ風氣ノ疏通ヲ利シ麻芥ハ悉ク之ヲ掃除シ地上ヲ清潔ニシテ敢氣ノ蒸發ヲ禦キ以テ是ヲ秋季ニ放養セルノ林トナスベシ。

肥料ニ芟リ來リシ場所タリトモ前陳ノ法ヲ斟酌シテ適宜ニ手入スヘキコトナリ○大園ハ隔年カ或ハ四年目毎ニ一回ツヽ前述ノ手續キニ據リ其枝條ヲ伐リ拂ヒテ肥饒ナル葉ノ茂生スルヤウ意ヲ用ウヘシ○小園ノ春蠶ニ充ツルモノハ前年ノ小暑以前ニ於テ枝條ヲ斫リ再ビ發芽セシメ置キ春分ノ頃ヨリ丁寧ニ塵芥ヲ掃除シ害蟲ヲ驅殺シテ嫩芽ヲ齊苞セシムヘシ又、秋蠶ニ供スルモノハ芒種ヨリ夏至ノ間ニ枝条ヲ伐除シテ新芽ヲ出スベシ。○都テ柞蠶ハ嫩輭ナル木葉ニテ飼育スレハ眠起ノ日子ヲ減シ體軀ノ肥大ヲ加エ繭大ニシテ且堅緻ナル繭ヲ作ル該蠶生長ノ極度ニハ長ケ三寸有餘ニノ圖二寸七八分重量六匁二三分ニ至ル又繭ハ一顆ニテ秤量試匁ヲ峡ク是ヲ最モ善良ナル品トナス

○收繭ヨリ種繭貯蓄方ノ事

柞蠶赤桑蠶天蠶等ニ異ルコトナク其外皮ヲ解スルコ總テ四回其一回眠起セルノ時日ハ大槩ネ五六日乃至八九日ヲ費ヤシ發生セルヨリ約ソ五六日ヲ經レハ繭頭ノ釣絲深茶色トナリ是レ蠶ノ絲ヲ吐クコ全ク終リテ已ニ蛹ニ化セシ徴ナリ是時柴ト共ニ鋏ニテ剪リ取リ其柴ニツキタル儘十顆ツヽ一束ネトナシ庭外ニ杭ヲ樹テ繩數條ヲ引直シ雨露ノ直降セルヲ避クヘキ家根ヲ作リタル架ヲ設ケ之ニ懸ケテ風日ニ曝シ置クヘシ。

柞蠶ハ素ヨリ山野ニ生育シテ人家ニ飼養セラルヘキモノニ非サレハ種繭ヲ貯蓄セルニ或ハ天井下ニ釣リ或ハ桑蠶棚ニ揚クルナト甚宜シカラストス儻シ種繭ヲ家屋中ニ藏ムル時ハ必ス蠶蛾脫出ノ時日ヲ延滯シ蠶兒孵育ノ健康ヲ妨害セルノ恐レアリ故ニ種繭ハ必ス家屋中ヘ持込ムヘキモノニアラスト豫テ心得置コソ卽チ養法中ノ一大樞要ナル事項ナリト

知レ。

春蠶ノ種繭ハ前年ノ秋收ムル所ノモノナレハ其之ヲ收入スルノ後前陳ノコトク架ヲ北閉寒シテ南開窓セル外庭ニ設ケ之ニ釣リテ峭寒慘栗ノ朝モ朝風怒號ノタモ更ニ之ヲ厭ヒ之ヲ忌ムコナク風日ニ幹燥シ雨露ニ浸潤セシメ置キ穀雨五六日前繭ヲ架ヨリ卸シテ柴ヲ去リ篚司ニ入レ繭ノ頭（釣絲ノ付キタル方）ヲ上方ニ向ケ鱗列シテ棚ニ上ゲ置キ蛾ノ脫出セルヲ遲ツ此棚亦庭外ニ矮少ナル假屋ヲ結搆シ四方ヲ洞澗ニシテ中ニ四五層ノ棚ヲ設ク斯ノ如ク架ヲ設ケ棚ヲ造ルニ簷端ヲ假用セルモ妨ゲナシ。

秋蠶ノ種繭ハ小暑前後ノ收入ナルカ故ニ炎暑酷タシキ時節ナレハ架ヲ設クルニハ可成的庭樹蓊鬱トシテ驕陽ヲ遮リ涼風ヲ迎フル所ヲ擇ヒ其他ハ惣テ春蠶ノ儘ニ據リテ斟酌スヘシ尤モ柴ヲ去ルニハ大暑前後ヲ宜シトス

凡ソ春蛾ハ穀雨ヨリ立夏ノ間ニ發シテ産卵ノ後大約二十四日ヲ經テ孵リ秋蛾ハ大暑ヨリ立秋ノ交ニ發シテ其種ハ十二日ヲ經テ孵化セルモノナレハ種繭ヲ取扱フニ時日ヲ錯誤セサルヤウ心ヲ用ウヘシ。

○種繭鑑定ノ事

蠶蛾ノ雌雄ヲ調ヘントシテ大繭ト小繭トヲ求ムルハ謬リナル「前記」養樹ノ項ヲ見テ知ルヘシ。

時日ノ早キヲ貴ヒテ早作リノ繭ヲ蓄ハフレハ雄蛾多クシテ雌蛾少ナシ故ニ中邊ニ出來シ繭ヲ揃ヘ置クヲ良トス。

大暑ヲ四五日下リタルト霜降三四日前ヨリ作リタル繭ハ蛾ノ發スルコナシ若シ蛾發シテ卵ヲ産ムモ此卵種ハ決シテ孚化セルモノニアラズ

大暑四五日後ヨリ造リタル繭ハ該年蛾ノ發スルコナシト雖モ翌年ノ穀雨後ニ至レハ悉皆蛾ニ化ス此卵子ヨリ孚リタル蠶モ亦通常ノ卵子ノ蠶ニ異ルコナシ

○種取籠ノ事

種取籠ハ篙ニテ深サ八寸徑七寸許ニノ邊七分程ノ六角目ニ造ルヘシ蠶種壹升取ルニハ其數約ソ二百箇ヲ要ス

種取籠ノ口ヲ掩フニハ頂メ美濃大判紙ニ油ヲ抹シ能ク乾カシ中央ニ稜錐ニテ孔數個ヲ穿チ雨露ノ漏脫セルヤウニシ而メ紙端ヲ籠ノ緣ニ撫掛ケ藁ニテ之ヲ緊リ付ケ眞センシテ籠底ニ釣紐ヲ着ケオクヘシ。

○製種ノ事

蠶兒一世ノ健否ハ製種一事ノ精粗ニヨリ如何ニ養法其宜シキヲ得ルモ蠶種粗造濫製ナラハ焉ゾ其功ノ著ヲ見ン養蠶ニ從事セルモノ深ク愼マスハアルヘカラス目今ノ製種ハ未練ノ法ヲ以テ未熟ノ事ヲ爲ス故ニ其蠶多クハ斃ニ止ル凡ソ卵種ノ最モ精良ナルハ籠ノ上部ニ產ミタルモノニシテ其側面ニ產ミ附タルモノ及ヒ第三夜ヨリ後產ミタルモノヲ中等トシ紙上ニ產ミタルモノヲ下等トス其故ハ蠶蛾ノ健否ト場所ノ適否ニ關スルモノ也場所偏シ家屋中ナラハ健蛾ト雖モ其勢力漸ク衰耗シテ、多クハ側面ニ生ム蠶蛾若シ不具ナルカ或ハ羸弱ナル者ナラハ其卵ヲ產ムニ一處ニ纍々シテ紙上ニ堆クス

蠶蛾ハ凡テ午後三時ヨリ十一時迄ノ間ニ脫出ス其出ルヤ否靜ニ之ヲ捕テ種取籠ノ口孔ヨリ其中ヘ放チ入レ雌雄揃ヘテ二番乃至四番マテヲ度トス。

蛾出テ、後凡二時間許ヲ經レハ其翼全ク仲張シテ飛走ノ自在ナルコ宛ラ飛禽ノ如シ敢テ再ヒ捕フヘカラス桑ニ未タ飛揚セサルモ籠孔ヨリ放入セルノ便ヲ失フ故ニ是ノ時間ニハ種繭ノ傍側ニ在リテ少時モ油斷スル勿レ。

蛾ヲ滿セル籠ハ數個ヲ聯ネテ其釣紐ヲ竹竿ニ串キ矢張外庭ニテ日ノ照サヽル樹蔭ニ架ヲ設ケ之ニ懸ケ籠ト籠相觸レサルヤウ注意シ晴雨トモニ釣リ置クヘシ若シ卵子ヲ赫々タル日光ニ晒サハ遂ニ枯死シテ孚化セサルモノナリ。

蛾ノ交媾セル時間ハ凡ソ廿四時間ニシテ足レリトス如何トナレハ蛾出テ少頃過クルト交合シ一徹夜一竟日ニシテ第二日ノ黄昏ニ至リ雌雄相離レテ勘シク卵子ヲ産ミ始ム、其産ミ休ムヲ窺ヒテ再ヒ媾合スト雖モ第三日ニ至レハ離解シテ雌蛾ハ尚ホ籠中ニ留メ置キ雄蛾ハ別ニ溜籠ニ移シ入レ該夕若シ雄蛾ノ不足セルコアラハ再ヒ之ヲ用キ其闕乏ヲ補フテ可ナリ。卵子ヲ産ムハ大抵午後七時ヨリ翌前三時マテノ間ナリ斯ノ如ク三連夜ニシテ完ク産ミ終ル其第三夜ヨリハ蛾ヲ他ノ籠ニ移シ七、八頭ツヽ集メ入レテ別ニ卵子ヲ産マシムルヲ宜トス是ヲ末種ト唱ヘ中等ノ品トナス

卵子ヲ籠ヨリ取ルハ其産ミ始メシ日ヨリ春ハ凡二十日秋ハ十日ヲ期トス若シ誤テ早取リセハ卵種損傷シテ孚卵セサルニ至ル是其卵皮ハ至テ薄弱ニシテ殻中綠色ノ精液ニテ未タ蟲形ヲ成ササレバ也

偖前ニ陳ル如ク其期日來ラハ籠ヲ架ヨリ卸シテ卵粒ヲ指頭ニテ徐々ニ劘ケ落シ秤量ヲ試ムヘシ其一升ト稱フルハ正ニ二百五十匁也

○飼養方ノ事

飼養方ニ數樣アリト強モ其之ヲ大別スレハ取扱ノ手數ヲ省クモノト幼蟲ノ發育ヲ助クルモノトノ二種ニ外ナラス所謂糊付籠付等ハ手數ヲ省略シ苗代飼筒飼等ハ發育ヲ補助セルノ方ナリ就中苗代飼ヲ最良方トス故ニ此書只此一方ノミヲ記載シテ他ハ悉ク之ヲ贅セス

偖前述ノ手續ニ從リ取リ得タル卵種ハ長二尺五寸廣一尺五寸深一寸ニシテ底面ニハ目ノ密ナル竹簀ヲ布クカ若シクハ目ノ疎キ麻布ヲ敷キタル器ニ盛リ側タヽヌ樣ニ之ヲ攤ケ曇ハ種禰小屋ニ入レ日光ノ照ラサヽル樣ニシ夜ハ庭外ニ高サ二尺五寸許ノ案ヲ設ケテ之ヲ載セ月星ノ雫ヲ享クルヤウニシ雨微ニ潤スハ宜シトスレモ霈ヲハ厭フヘシ

翌朝將ニ孵化セントスル期ニ及ハヽ前夕槇ノ最モ柔靱ナル嫩芽ヲ摘下シ來リテ卵子ヲ盛リタル器ニ掩ヒ簷ニ庭外ノ高

案ニ載セオケハ午前五時頃ヨリ十一時比マテニ孵化セルナリ、其孵出スルヤ否殻ヲ食ヒ而ノ後嫩芽ニ這ヒ上リ暫ク露ヲ舐テ後初メテ葉ヲ食ス。

孚化全ク終リ悉ク枝葉ニ上ルヲ窺ヒ之ヲ小園ニ送致シテ適宜槙株ニ分載スベシ。斯クシテ霎時過グレバ蠶兒衆故枝ヲ辭シ新枝ニ攀チ木梢ニ到リテ葉ノ表面ニ付着シ群ヲナス。都テ葉ノ表面ハ瑩滑ナルモノナレハ若シ猛雨ニ打タルヽカ烈風ニ吹カルヽ時ハ蠶兒跕ノ喩着力之ニ抗スルヿ能ハスシテ樹下ニ墜落スルヿアリ是ヲ救助セルニハ別ニ木葉ヲ折リ來リテ樹下ニ散布シコレニ這ヒ移ラセ再ヒ樹上ニ放チ遣ルヘシ二眠起ヨリハ桑ノ裏面ニ廻レハ少シク斯ノ災害ヲ除ク ト雖モ二眠以前能ク注意セサレハ蠶兒自然亡滅シテ恰モ煙ノ失セルカ如シ。二眠乃至三眠ヲ畢ラハ食葉將ニ竭キントスルノ期ニ迫ルモノ出來ル故ニ是時蠶ノ取付タルマヽ枝ヲ鋏ミ剪リテ大園ニ移シ葉ノ多寡ニ應シテ蠶ノ加減ヲナシ樹梢ヨリ漸々其葉ヲ食ミ下リテ株際ニ到ル比蠶熟シ殘葉ニ資リテ繭ヲ造ラシムルヤウ見積リテ放チ養フヘシ

倘シ作繭以前ニ於テ木葉ヲ食シ盡スヿアラハ速ニ他ノ未タ蠶ヲ放タサル木ニ移シ食葉匱乏セサルヤウ注意肝要ナリ。

○蠶病ノ事

柞蠶ハ天蠶ノ如ク老蠶ニ至リテ僵敗病ノ患ナシ故ニ繭ニ内染黴ナクシテ蛹ヨリ蛆蟲ノ出ルヿ稀ナリ然レヒ其之ヲ飼養セルノ法ヲ得サレハ必ス豊凶ノ大差アルヿ害壞モ亦ナラス。

卵種共製方ヲ錯ル時ハ孚生後二眠前ノ間ニ或ハ縮シ仲暢セスシテ終ニ枯死セルアリ或ハ足蠶ノ吸着力脆弱ニシテ微雨徐風ニモ盪搖サレ遂ニ樹下ニ隕落シテ蟻子ノ餌トナルアリ。

柞蠶ハ生來強健ニシテ能ク冷熱ニ堪ヘ霜霧等ヲ凌ク然レヒ大旱霖雨暴風等天災ニ罹ラハ幾分カ害ヲ蒙ラサルヲ得ス之ヲ該蠶生涯ノ大難トナス右ノ如キ天變ノ災ニ遭遇シ之ニ感シ之ニ冒サルヽ時ハ或ハ項邊ヨリ水瞞シ濁液ヲ皮外ニ漏泄

シテ死スルアリ或ハ劇シク下痢ヲ發シテ斃ルヽアリ。

○妨害動物ノ事

柞蠶ニ有害ナル鳥獸昆蟲其數夥多ニシテ枚擧スヘカラスト雖モ其重ナルモノハ蟻、蜘蛛、蜂、蛙、蟷螂、叩頭蟲、蟋蟀、屁臭蟲、蚤、蛇、雀、烏、子規鷹、鵙、山梁、恠鴟鴞、鼠、貉等ニシテ、又養樹ニ有害ナルモノハ蛞蝓、簑蟲、金龜子等ナリ如斯居多ナル害物ナレハ常ニ養林間ヲ東彷西徨南躊北躇シテコハ有害物ト認知セハ悉ク之ヲ驅除シ之ヲ抓殺シ以テ養樹ノ茂生ヲ補助シ蠶兒ノ健康ヲ保全スヘキ周密ナル手充致ス可シ。

又、上伊那郡上片桐村下村規一は、明治十二年頃南安曇郡より柞蠶種（之は天蠶の誤ならん何者南安曇郡に柞蠶種の移入せられしは明治十二年なればなり）を購入し自宅附近の櫟林約九反歩に放飼し、相當の成績を收めたる爲附近の米山文作南島定八兩氏も各々柞蠶飼育をなせり。而して米山、南島兩氏は上田町唐澤平兵衞氏の依頼によりて同地方に赴き柞蠶飼育法の指導をなせりといふ。（下村規一明治十二年日記及び上片桐村助役下村實雄氏談）

尙下村規一は當時伊那地方に於ける養蠶業の先覺者として專ら地方蠶業開發につとめたる人にして柞蠶飼育に關しても「柞蠶飼養實驗錄」全一冊を著し、明治十七年三月出版せり。（人物篇　下村規一傳參照）

四、柞蠶飼育の全國的流行

當時柞蠶飼育は本縣のみならず、茨城、岐阜、富山、新潟、愛知、靜岡、山梨、神奈川、埼玉、千葉、福島、岩手秋田の諸縣北海道等殆んど全國各地に普及流行せしが、就中和歌山、三重、愛知諸縣の勸業課よりは本縣勸業課宛に種繭の注文、飼養法、製絲法の照會等あり依而縣は南安曇郡柞蠶開原社に達し同社よりは種繭に添えて前記の如き飼養製絲方法書を送れり。

又三重縣伊賀國菊山末造及び同縣伊勢國青木惣右衛門よりは特に項目を掲げて質問し來れるを以て柞蠶開原社に照會し同社員の回答を求めて回送せり。其書類次の如し。而して文中曾根原とあるは曾根原林三を指すものなり。

上申

木月七日御廳丙第八一八號ヲ以テ御達シ相成タル三重縣伊勢國中野村青木惣右衛門ナル者ヨリ質問ノ廉々柞蠶開原社員御問ヒ別紙ノ通書裁候間此段上申仕候也

明治十七年八月廿一日

南安曇郡有明村戸長　吉田太市

南安曇郡長丸山英一郎殿代理

南安曇郡書記　横山源吾殿

一、柞蠶ノ蛾一羽ニテ凡蠶卵幾百粒ヲ生ズルヤ

答　凡二百七八十位

一、柞蠶ノ製絲ハ家蠶絲ノ性質ト比較シ其是非ノ區別

答　柞蠶ノ製絲ハ家蠶絲ノ質ヨリ強クシテ手當リハ毛織物ニ等シ然レドモ保ツ所ニ至レバ家蠶絲ノ殆ド三倍ニ優ル尚品格ニ至レバ家蠶絲ニ劣ルモノニ似タリト雖モ成繭收穫ノ安キニ依リテ論スルニアリ

一、柞蠶製絲百斤ノ價(百六十目斤)何程　本年何月値段

答　百片價金六百四十圓　一斤ニ付金六圓四十錢　本年八月十日値段

一、家蠶製絲百斤ノ價(百六十目斤)　何程　同上

答　百斤ノ價　金四百圓　壹斤ニ付金四圓　同　上

一、賣捌方ノ難易及其利益

答　賣捌ハ難キニアラズ易キニ非ズ目今近江近國ヘ原種ニ發賣シ及當地方買者ノ受又他ヘ販賣ニ出ルアリテ何國ト指シテ確定シタルナシ且利益ハ第二項ニ答フル如ク一得一失ナリ然レ𪜈一個年ニ二度ノ收穫ヲ得ルニ至テ大ニ利益アリ

一、製絲ノ難易

答　安シ

一、製絲職工男女ノ有無

答　製絲職工ハ何レモ女子ニテ若シ他ニ望ミアレバ派遣スルモ差閊ナシ

一、製絲職工ノ賃金額

答　工女ノ賃金一日一人二十錢位但シ一日一人ノ製絲三十目位則繭三百粒內外

一、製絲器械等ハ何樣ナル者ヲ用ユルカ其模樣

答　家蠶製絲器械ニテ尤モ良シ

一、製絲ノ方法

答　繭ヲ煮ルニハ炭酸曹達ト云エル藥ヲ繭二百五十粒位ヲ一鍋トシテ湯ノ煮エタツ所ヘ繭ヲ入レ次ニ右ノ藥一日五分ヲ混和シ（凡十五分間ヲ煮）而シテ冷水ヲ加エ百度ニシテ年丈ケタル工女一人ノ煮加減ヲシテ口太織ヲトリ口附ケタルヲ以テ數多ノ工女工分配スルヿ大勢ノ工女ナレバ何千粒ナリトモ一釜ニ煮テ藥品

右ノ分量ヲ以テ製スルナリ湯ノ溫度ハ煮鍋ノ冷水ヨリ二百度マデヲ限ル而シテ挽鍋ハ百度ニシテ挽キ揚ルナリ（繭ヲ煮ル時間ハ十五分尤土鍋ヲ用ユルナリ）

一、柞蠶種上中下繭一ケ何程種子一合上中下何程但シ十七年八月初旬ノ値段

答　上繭一ケ五厘中繭三厘下繭二厘種子一合ノ價上一圓中七十錢下二十錢明治十七年八月初旬ノ値段

一、色染ノ適否

答　製絲ノ使用ヘ曹達ニテ練リ何色ニテモ精良ニシテ舍密染ノ法ニ製スルヿ便利ナリ

一、織物需用ノ多寡並家蠶絲織物トノ良否

答　織物需用未ダ多分ハ無之衣服男女帶類ニ尤モ多シ家蠶絲織物ニ比較スレバ少シ剛キ風アリ

勸乙第一、三九六號

本縣下伊賀國上野菊山末造ヨリ兼ネテ出願ニヨリ貴縣下産柞蠶養種請求本年飼養致候處別紙試蠶景況書寫ノ通ノ結果ニ有之就而同人ヨリ製絲相添ヘ質問書差出候旨同郡元勸業會員磯田新次郎ヨリ申出候間何共御手數ニハ候ヘ共右質問ニ對シ御回答有之度此段及御依頼候也

明治十六年十二月廿五日

三重縣勸業課

長野縣勸業課　御中

秋飼柞蠶試養ノ實況

本年春飼柞蠶之收繭中最モ健全ナル生繭一百五十顆ヲ撰ミ之レヲ秋飼ノ元種トナシ家庭ニ椚葉ヲ以テ飼養スルコト左

ノ如シ

八月九日ヨリ十六日迄漸次發蛾シ同十日ヨリ十九日迄漸次産卵ス

八月廿五日ヨリ廿九日迄ニ孵卵ス其數八千二百十六ナリ（蟲色黑シ毛ニ長短ノ二種アリ短ナルモノハ黑キコト甚シ頭色栗色ニシテ光アリ）

八月廿八日第一眠翌廿九日休起ヲナス最モ早キモノヲ云フ以下之レニ同ジ（蟲色綠茶頭色焦黑）

九月一日第二眠翌二日休起ヲナス（蟲色青シ腹ノ兩脇ニ金星各三四頭色一休起トハ少シク鼠色ニシテ黑色ノ斑點アリ）

九月三日蠶ノ數六千九百十八ヲ柞林ニ放テ山飼ニス（以後山飼ノ分眠起詳カナラズ）殘リ一千ハ前ノ如ク家庭ニ飼養ス

九月五日第三眠七日休起ヲナス（蟲色純青ニシテ腹部ニ赤筋二條アリ余ハ二休起ニ同ジ頭色前ニ同ジ

九月十四日第四眠十六日休起ヲナス（蟲色海青余ハ三休起ニ同ジ頭色小豆色）

十月四日初テ繭ヲ結ブ

十月六日山飼モ又タ繭ヲ結ブ

十月廿六日庭山飼ノ繭ヲ採取ス其數五千四百六十四顆アリ

內

山飼ノ分　四千五百四十二顆

庭飼ノ分　九百二十二顆

秋飼ハ右ノ試養ナルヲ以テ嘗テ御報道申上候春飼ニ比スレバ大ニ得ル所之アリ候得共山飼ノ分ハ兩度ノ暴風ニ害ヲ被ルヿ少ナカラズ故ニ收繭ノ數ヲ減ジタリ然レドモ繭ノ善良ナルヿ庭飼ノ繭ニ殆ド一倍ヲ加フ謂ユル一得一失ナルモノ乎又秋飼ニ於テ異トスルモノハ四眠起ナリ春飼ニ比スレバ一眠起ヲ減ジタリ是レ彼ノフオウエール氏ノ說ニ本蠶ハ春秋飼ニ於テ必ズ其眠起ノ數ヲ異ニスト雖ニ此ノ言ノ當レルモノナラン余ハ別ニ異報ナシ尙僅量ナガラ本蠶絲甲乙二種ヲ呈ス

本絲甲種ハ

熱湯ニ馬耳寒石鹼ニ混和シ緒三ヲ得テ之ヲ繰ル

同　乙種ハ

熱度酷ナル石鹼湯ニテ緒ヲ求メタリ酷熱ノタメ乎光澤ヲ失シタリ然レ𪜈誠ニ繰リ易スシ

右蠶ニ付飼方ナリ製絲法ナリ販路ナリ御聞込ノ義條々御敎授ヲ冀フ

明治十六年十二月

菊山末造

謹報

磯田新次郎兄

柞蠶初度試養者ノ景況

磯田新次郎

柞蠶（宿蛹生繭）原種二百顆ヲ長野縣曾根原氏ニ（明治十年）請ヒ得ラレ然ルニ該繭運送ノ際損傷セルモノカ將タ繭ノ如何ニ因ルモノカ或ハ試養者ノ拙劣ナルカ則チ種繭僅ニ蛹ノ蛾ニ化シ繭ヲ出ズル（五月十四日ヨリ同二十一日ニ至

ル）モノ数二十九羽ナリ

内

健全雄蛾十九羽　　同雌蛾　十四羽

翼凋ノ少時ニシテ斃ルモノ六羽

右ノ發蛾ナルヲ以テ十四雌雄ヲ充種トシ卵数凡二千二百五十粒ヲ得テ之ヲ同氏ガ朋友ト五分シテ各其一ヲ宅飼ニ試養セリ六月二日ヨリ同七日迄孵卵ス（以下成繭マデ本令第十七號報告ノ質問ニ曾根原君ノ答ヘラレタルモノト日数ノ差違ヲ比較ス六月七日ヨリ同十六日迄漸次第一眠ヲナシ孵卵ヨリ此ニ至ル則六日ナリ（第十七號ニ孵化後四日トアレドモ）六月九日ヨリ同十八日迄一休起ヲナス（第十七號ニ休眠ノ翌日休起ヲナストアレモ）以下四眠迄眠起日数ノ差違一眠ト同ジ六月十四日ヨリ同廿三日迄漸次第二眠六月十六日ヨリ同廿五日迄二休起六月廿一日ヨリ同卅日迄漸次第三眠六月廿三日ヨリ七月三日迄三休起六月廿八日ヨリ七月七日迄漸次第四眠六月三十日ヨリ七月十日迄四休起七月五日ヨリ同十七日迄漸次第五眠七月七日ヨリ十九日迄五休起都合五眠五起ニシテ最初ヨリ此ニ至ル日数早キモノハ三十六日遅キモノハ四十三日ナリ（第十七號ニ四休四脱トアルカ故ニ日数ノ差ハ大ナリ）後チ十一日間ラ經則チ七月十八日ヨリ漸次繭ヲ結ブ其日数（孵化ヨリ繭ヲ結ブ迄）最モ早キモノニシテ四十七日ナリキ（第十七號ニ孵化ヨリ結繭迄凡三十二日トアレモ）其遅キモノニ至リテハ五十六日ニ及ヘリ而シテ收繭ノ数二千十六顆ナリト

以上ノ實驗ト第十七號曾根原君ノ答書ト比較スル日数ノ多キ□十五日ヲ加ヘタリ之レ即チ本年春末ハ華氏ノ昇降常ナラザルト風土ノ同シカラザルトニ原因スルカ或ハ試養者ノ巧拙ニ由テ此ノ如キカ殊ニ怪ムベク異ナルハ第五眠起ナリ他別ニ異報ナシ秋飼ハ七月二十五日ヨリ孵卵ス當時第四休起ナリ同十七號ノ答ニヨレバ秋季ハ時候稍々冷ナレバ日数

ヲ要スル┐多シトアレ𪜈之ニ反シ春季ヨリ稍々短縮セリ委クハ追テ結繭ノ後チ御報申候也

明治十六年九月十五日

右起業ノ目的質問

第一、春産收繭ハ曾根原君ヨリ得タル原種ヨリハ稍大ニシテ可ナルモノト自信ス之レガ精撰ヲ以テ再生ノ秋原種トセシガ果シテ良結果ヲ得若干ノ蛹皆發蛾セリ猶秋産ノ末收繭ヲ明年ノ原種トスルニ當リ該宿蛹ノ生繭ヲ貯藏スルノ方法

第二、同報告第廿一號ノ製絲試驗景況第五回ノ方法ニ基キ試製セシガ未熟ナルヤ將タ季節（廿一號五回ノ試驗書ノ夏時ニ行フニハトアリ）ノ斟酌ヲ得ザルモノカ抽絲スル甚ダ難フシテ純良ノ絲ヲ製スル能ハズ若シ今試養スル秋産モ猶斯クノ如クナル中ハ幸ノ收繭ヲ以テ其絲ヲ得ルニ困ム該絲ノ純製方法

第三、天蠶ハ通常ノ蠶ヨリハ其ノ品位劣ウシテ却テ未ダ各地ニ行ハレザルカ故ニ收穫スル所ノ（繭ナリ絲ナリ）之レガ販路ノ乏シキニ困シム且其時價ノ通信サヘ得ルヿ難シ

右實驗ノ末若シ起業セント欲スルモ之レガ目的ニ困シム前記項目ノ製方販路等ノ要點今一層ノ御教示セラレンコヲ懇望ス

西地第三十一號

柞蠶飼養方質問ノ義ニ付回答ノ件

貴縣下ノ伊賀國士野菊山末造ナル者柞蠶飼養實試ノ末同郡元勸業會員磯田新次郎へ質問書差出候ニ付該質問ニ對シ可及御回答旨御依頼ノ趣了承致候因テ別紙取調御送付ニ及候條可然御參考ニ成相度此段及御回答候也

明治十七年一月十四日　　長野縣勸業課

三重縣勸業課　御中

收繭ヨリ種繭貯蓄方ノ事

柞蠶亦桑蠶、天蠶等ニ異ナルコトナク其外皮ヲ解スル「總テ四回其一回眠起セルノ時日ハ稍ネ五六日乃至八九日ヲ費シ發生セルヨリ凡ソ四十日內外ニシテ繭ヲ造ル其繭ヲ作リ始メテヨリ約五六日ヲ經レバ繭頭ノ釣絲深茶色トナル是レ蠶ノ絲ヲ吐クヿ全ク終リテ已ニ蛹ニ化セシ徵ナリ是時葉ト共ニ鋏ニテ剪リ取リ其葉ニ付キタルマヽ十顆宛一束ネトナシ庭外ニ杭ヲ樹テ繩數條ヲ引キ亘シ雨露ノ直降セルヲ避クベキ家根ヲ作リタル架ヲ設ケ之レニ懸テ風日ニ暴シ置クベシ柞蠶ハ素ヨリ山野ニ生育シテ人家ニ飼養セラルベキモノニアラザレバ種繭ヲ貯蓄セルニ或ハ天井下ニ釣リ或ハ桑蠶棚ニ揚クルナト甚ダ宜シカラズトス蓋シ種繭ヲ家屋中ニ藏ムル時ハ必ズ蠶蛾脫出ノ時日ヲ延滯シ蠶兒孵育ノ健康ヲ妨害セルノ恐レアリ故ニ種繭ハ必ズ家屋中へ持込ムベキモノニ非ラズト豫ネテ心得置コソ卽チ養法中ノ一大必要ナル事項ナリト知ルベシ春蠶ノ種繭ト前年ノ秋收ムルモノナレバ共之レヲ收入スルノ後前陳ノ如ク架ヲ北方閉塞シテ南方開豁セル外庭ニ設ケ之ニ釣リテ峭寒慘粟ノ朝モ朔風怒號タモ更ニ之ヲ厭ヒ之ヲ忌ムヿナク風日ニ乾燥シ雨露ニ浸潤セシメ置キ穀雨五六日前ニ繭ヲ架ヨリ卸シテ葉ヲ去リ籠ニ入レ繭ノ頭(釣絲ノ付キタル方)ヲ上方ニ向ケ鱗列シテ棚ニ上ゲ置キ蛾ノ脫出セルヲ待ツ此棚亦庭外ニ矮小ナル假屋ヲ結構シ四方ヲ洞濶ニシテ中ニ四五層ノ棚ヲ設ク斯クノ如ク架ヲ設ケ棚ヲ造ルニ簷端ヲ假用セルモ妨ゲナシ秋蠶種繭ハ小暑前後ノ收入ナルガ故ニ炎暑酷タシキ時節ナレバ架ヲ設クルニハ可成的庭樹蓊蔚トシテ驕陽ヲ遮リ凉颸ヲ迎フル所ヲ擇ヒ其他ハ惣テ春蠶ノ法ニヨリテ斟酌スベシ尤モ葉ヲ去ルニハ大暑前後ヲ宜シトス凡ソ春蛾ハ穀雨ヨリ立夏ノ間ニ發シテ産卵ノ後大約二十四日ヲ曆テ孵リ秋蛾ハ大暑ヨリ立秋ノ

交ニ發シテ其種ハ十二日ヲ經テ孵化セルモノナレバ種繭ヲ取扱フニ時日ヲ錯誤セザル樣心ヲ用フベシ

柞蠶繭製絲方法

一、繭ヲ煮ルニハ繭二百五十粒位ヲ一鍋トシテ湯ノ煮ヘ立ツ所ヘ入レ次ニ炭酸曹達一匁五分ヲ混和シ（凡ソ九十五分間ヲ煮）而シテ冷水ヲ加ヘ百度ニシテ年丈ケタル工女一人ノ煮加減ヲシテ口太絨ヲトリ口附タルヲ以テ數多ノ工女ヘ分配スルコト大勢ノ工女ナレバ何千粒ナリトモ一釜ニ煮テ藥品右ノ分量ヲ以テ製スルナリ

一、湯ノ溫度ハ煮鍋冷水ヨリ百度マデ挽鍋百度ニシテ挽キ揚ルナリ

一、繭ヲ煮ル時間ハ十五分及器具ハ土鍋ヲ用ユルナリ

一、一日一人ニテ繭三百粒ヲ製シ其絲目百粒ニ付十二匁ヨリ十五匁マデ製スルナリ

一、製絲器械ハ養蠶製絲器モ同斷ニテ勉強ノ工女手業早キヲ要スレバ二口ヲ以テ挽キ揚ゲ製シ用ユルナリ

一、製絲ノ使用ハ生曹達ニテ練リ何色ニテモ精良ニシテ舍密染ノ法ニ製スルヿ便利ナリ

一、繭一顆ノ絲丈ケハ中等物凡ソ四百二十二丈アリ上下等ノ繭亦之ニ倣フ

一、製絲ノ強彈力ハ繭三粒附ニシテ七十內外ノ強彈力アリ

一、柞蠶繭絲ノ如キハ共飼養各地ニ行ハレザルヲ以テ販路未ダ開ケズ目下計畫中ナリ

第四節　病蟲害の發生

然れども共飼養方法の拙劣なりしと、鳥獸等の害敵豫防に注意せざりし爲成年ならずして失敗廢業するもの續出し僅に本縣南安曇地方にのみ存續するに至れり。

然るに其後明治二十七、八年頃本縣有明地方の柞蠶にも一種の腐敗病發生し之れが驅除豫防の方法を講究せるも適當の方法發見せられず、不得止清國より健全なる種繭を購入てし其撲滅を圖れり。其蠶種輸入の經過次の如し。

明治二十八年十月二十二日

南安曇郡有明村草間惠美吉、金森章三ノ兩人ヨリ同地方ノ特産タル柞蠶ニ一種ノ腐敗病ヲ生ジ之ガ豫防撲滅ノ方法ヲ講究シ居レ𪜈未ダ完全ノ方法ヲ發見セズ此儘ニ推移セバ可惜名産ヲ失フニ至ルベキヲ以テ清國ヨリ健全ナル種ヲ購入シテ此病蠶ヲ一洗シ斯業ノ發達ヲ計リ度シト思考スルモ購入ノ手續方法等不案內ナルヲ以テ官ノ斡旋ヲ得テ購入致シ度ト縣ヲ經テ農商務大臣榎本武揚ニ出願セシカバ有明村長矢野口登一南安曇郡長金井清志ハ之ヲ縣ニ申達シ縣ハ農商務省ヘ申達シ農務局長藤田四郎ヨリ外務省ヘ照會シ外務省ハ清國芝罘駐在二等領事久水三郎ニ通ジ同氏ハ特ニ人ヲ同地ヲ距ル百數十清里ノ內地ニ派シ良種二千顆ヲ購求シ外務省ニ送リ（外務次官原敬宛）外務省通商局長藤井三郎ヨリ二十九年二月二日農務事長藤田四郎ニ二月六日藤田農務事長ヨリ淺田縣知事ニ送致シ縣ハ二月十二日南安曇郡長ヘ送リテ本人ニ渡セリ而シテ其輸入費用ハ

一金八圓九十錢

內　六　圓　柞繭二千顆代價

　貳　圓　產地往復費

　五拾錢　自芝罘至長崎

一金四　拾　錢　自外務省至縣廳　運賃

其後柞蠶飼育者漸次增加し其產繭も二十八年以後は約三千萬粒の收繭を見しが（統計表參照）明治三十五年春季柞

蠶に病毒發生し大不作を來し、急に五百萬粒臺に激減するに至りしかば大正二年以降同業組合にては補助金を交附して年々約五十萬粒の種繭を滿洲より輸入し、猶屢々組合員を彼の地に派して視察せしむる等保護奬勵を加へしかば漸く更生の氣運に向へり。

尙天柞蠶飼育減退の理由としては北安曇郡松川村長の報告せる如く一、人口增加に從ひ飼育林を開墾して耕地となせる事二、家蠶の飼育增加に伴ひ之に勞力を奪はるゝ事等も大なる原因となすものならん。

天柞蠶産額及價格の變遷

年次	天蠶絲		柞蠶絲	
	産額	一梱八貫目價格	産額	一梱八貫目價格
明治七年	三五四貫三七五	未詳	—	—
同十五年	八五四、二八〇	同	一六六貫五九七匁	未詳
同十七年	四九四	二四〇円	三七	一八〇
同十八年	四九五	二四〇	八五	一九五
同十九年	五三三	二七〇	一六六	一九五
同二十年	五三二	二七〇	二八七	一九五
同二十一年	五三二	二正五	三一二	一九五
同二十二年	五五五	二七〇	三三〇	一九五
同二十三年	五七〇	二七〇	三三三	一九五
同二十四年	六一〇	二八五	三七五	二一〇

同　二十五年	七二九	三〇〇	三七五	二一〇	
明治二十六年	四四八	三〇〇	三七六	二二五	
同　二十七年	六四七、六八	未詳	一三五〇、五六	未詳	
同　二十八年	六二二、八八	同	六三五、八四	同	
同　二十九年	四四二、四〇	同	三三五二、六四	同	
同　三十年	五四六、五六	同	二一九九、六八	同	
同　三十一年	六八二、二四	同	二〇二四、九六	同	
同　三十二年	四〇一、六〇	同	三〇五〇、八八	同	
同　三十三年	三〇七、〇四	同	一五二、六四	同	
同　三十四年	二六四、四八	同	九一七、四四	同	
同　三十五年	未詳	同（天蠶蛆害激甚）	未詳	同（柞蠶不良）	
同　三十六年	同	同	同	同	
同　三十七年	同	同	同	同	
同　三十八年	同	同	同	同	
同　三十九年	同	同	同	同	
同　四十年	三九〇㊟	五二、六五〇円	二一五㊟	九、六七五円	
同　四十一年	三二〇	四八、〇〇〇	四一五	二〇、七五〇	
同　四十二年	三〇八	四三、一二〇	二六三	一〇、五二〇	

| | | |

| | | |

九年	九六	二、一〇〇、〇〇〇	—	二一〇、〇〇〇	二、三一〇、〇〇〇	四一	四、六四一、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	—	三、〇一〇、四五〇、〇〇〇	四五
十年	一〇四	八〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	四、三一五、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	—	三、三一五、〇〇〇	四五
十一年	一一七	五四五、〇〇〇	—	—	—	—	六、四四〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—	五、四五七、〇〇〇	六
十二年	一二一	六九〇、〇〇〇	—	—	—	—	七、九九〇、〇〇〇	—	—	八、三三〇、〇〇〇	八
十三年	一二五	七五五、〇〇〇	—	—	—	—	六、三六〇、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇	—	六、四四二、〇〇〇	六
十四年	一二六	五五三、〇〇〇	—	—	—	—	四、四四〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	—	四、四五三、〇〇〇	四
十五年	一二四	五四七、〇〇〇	—	—	—	—	四、六六〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	—	四、七一三、〇〇〇	五
昭和二年	一二三	一九六、〇〇〇	—	—	—	—	三、八三〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇	—	三、八四〇、〇〇〇	四
三年	一二一	四、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	七、九二〇、〇〇〇	七、一一〇、〇〇〇	—	八、〇一〇、〇〇〇	八
四年	一一四	一九九、〇〇〇	—	—	—	—	五、九〇、〇〇〇	五、八〇一、〇〇〇	—	五、九〇一、〇〇〇	六
五年	一一四	一、三六二、〇〇〇	—	—	—	—	七、四三〇、〇〇〇	六、九四三、〇〇〇	—	七、九三三、〇〇〇	七
六年	一一九	八五八、〇〇〇	—	—	—	—	七、四八〇、〇〇〇	六、九四三、〇〇〇	—	八、八四三、〇〇〇	八
七年	一一三	六三二、〇〇〇	—	—	—	—	五、六四〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—	五、六四二、〇〇〇	五
八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九年	一〇一	八〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	二、〇五〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	—	二、〇五〇、〇〇〇	二
十年	一五	一、三六二、〇〇〇	—	—	—	—	三、九二三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	—	三、九二三、〇〇〇	三

備考

此他明治七年本縣に於て地誌編輯の際各町村に調査報告せしめたる村誌によれば、天蠶繭四、五五五、〇〇〇顆あり、又明治十五年長野縣として最初に試みたる統計長野縣の統計書の出によれば天蠶種繭一、二五七、〇〇〇顆産出繭一〇、八四八、〇五〇顆合計一二、一〇五、〇五〇顆柞蠶種繭卷三五、〇〇〇粒、秋三〇九、八〇〇粒合計三四四、八〇〇粒産出繭卷 六五〇、〇〇〇粒秋一、四六五、五二〇粒合計二、一一五、五二〇粒總計二、四六〇、三二〇粒に達し又、明治二十三年には天蠶繭五、八〇〇、五〇〇柞蠶繭四、八二一、五〇〇明治二十四年には天蠶繭二、五九一、〇二五 柞蠶繭六、八一六、九〇〇に達せるも明治二十五年以降の統計とは調査の項目一致せざるを以て之を省略せり。

昭和十年實體調査に依る統計（蠶絲課）

一、天柞蠶飼育林ニ關スル調査

（昭和十年）

町村名	自小作別反別 自作	自小作別反別 小作	自小作別反別 計	昭和十年山附面積	飼育林更新（燒拂）面積	飼育林更新（燒拂）戸數
西穗高村	一一、六三	二〇、三八	三一、九一	二七、九一	四、〇〇	一戸
北穗高村	一〇、〇〇	一〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	—	—
烏川村	二、五〇	三、四〇	五、九〇	五、九〇	—	—
有明村	二八一、六九	四三三、三七	七〇五、〇六	五八五、五三	一二九、五三	二六
松川村	一〇四、〇〇	一三、〇〇	一一七、〇〇	一一七、〇〇	—	—
常盤村	一一、九五	—	一一、九五	一一、九五	—	—
計	四三一、七二	四七〇、〇五	八九一、七一	七六八、二九	一三三、五三	三〇

二、製絲戶數及製絲設備（天柞蠶合計）（昭和十年）

町村名	製絲戸數		製絲設備釜數			同上中昭和十年四月一日現在運轉釜數	揚返窓數		
	自家經營	貸挽	水車動力	足踏	計		水車動力	足踏	計
西穗高村	一五戸	一戸	三釜	一八	二一	二釜	二釜	一七釜	一九釜
有明村	三四	二四九	二〇〇	二四三	四四三	四一	一四〇	二四一	三八一
北穗高村	一	二	一	二	二	一	一	二	二
常盤村	二	一	一	二	二	一	一	二	二
鳥川村	二	一	一	二	二	二	一	一	二
松川村	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	五三	二三三	二〇四	二六七	四七一	五四	一四三	二六四	四〇七

三、天蠶業ニ關スル調査（天蠶）

(一)總括表

（昭和十年）

町村名	飼育戸數	同上中柞蠶飼育ヲナス戸數	山附面積	一戸當山附面積
			町歩	町歩
西穗高村	三	二	三三、三〇〇	一一、〇〇
有明村	六一	三	五〇一、六三	八、二二
松川村	八	一	七九、〇〇	九、八七
常盤村	三	一	一一、九五	三、九八
計（平均）	七五	六	五九五、八八	七、九四

(二)山附卵量（天蠶）

（昭和十年）

町村名	自家經營山附卵量			他府縣出倘卵量			計		
	無毒	有毒	計	無毒	有毒	計	無毒	有毒	計
	合	合	合	合	合	合	合	合	合
西穗高村	三	—	三	—	—	—	三	—	三
有明村	五一五、四	一、三五五	一、八七〇、四	—	一K〇	一K〇	五一五、四	一、四四五	一、九四〇、四
松川村	一〇	三五五	三六五	—	—	—	一〇	三五五	三六五
常盤村	一五	三五	五〇	—	—	—	一五	三五	五〇
計	五三一、四	一、六六五	三、三四七、四	—	一K〇	一K〇	五三一、四	一、八四五	三、四七七、四

(三)收繭粒數(天蠶)(昭和十年)

町村名	自家經營				他府縣出倘				計			
	上	中	下	計	上	中	下	計	上	中	下	計
西穗高村	五五、〇〇粒	七、〇〇〇粒	六二、〇〇〇粒		—	—	—		五五、〇〇〇粒	七、〇〇〇粒	六二、〇〇〇粒	
有明村	四、三二八、四〇〇	一、六六七、六〇〇	五、八六六、三〇〇		五K〇、〇〇〇	K〇、〇〇〇	K一〇、〇〇〇		四、七八八、四〇〇	一、七二七、六〇〇	K、五一六、三〇〇	
松川村	一、〇一五、〇〇〇	一四七、〇〇〇	一、一六二、〇〇〇		—	—	—		一、〇一五、〇〇〇	一四七、〇〇〇	一、一六二、〇〇〇	
常盤村	一K九、〇〇〇	一七、〇〇〇	一八六、〇〇〇		—	—	—		一K九、〇〇〇	一七、〇〇〇	一八六、〇〇〇	
計	五、四七七、四〇〇	一、八三八、六〇〇	七、三一六、三〇〇		五K〇、〇〇〇	K〇、〇〇〇	K一〇、〇〇〇		六、〇三七、四〇〇	一、九九八、六〇〇	七、九三六、三〇〇	

(四)蠶種製造(天蠶)(昭和十年)

町村名	蠶種製造數量			母蛾檢查請求蛾數
	製造戶數	蠶種製造ニ供用セシ繭粒數		
	無毒	有毒	計	昭和九年 昭和十年
西穗高村	五、四七七、四〇〇	一、八三八、六〇〇	七、三一六、三〇〇	K〇、〇〇〇 K一〇、〇〇〇

西穗高村	三戸	八、三五〇粒	一合	二八合	二九合	三〇〇繭	三五〇繭		
有明村	五三	五六二、四〇〇	四三	一、五六四	一、九七七	六三、一五〇	九四、一〇〇		
松川村	八	一四一、〇〇〇	四	四九三	四九七	七五〇	一、四〇〇		
常盤村	三	一八、〇〇〇	一	六三	六四	—	五〇〇		
計	六七	七二九、六五〇	四九	二、一四八	二、五六七	六四、一〇〇	九六、三五〇		

(五) 蠶繭處理方法別數量（天蠶）（昭和十年）

町村名	自家製絲ニ供用繭粒數	蠶種製造ニ使用繭粒數		出釜ニヨリ繰絲サレタル繭粒數		販賣繭粒數及價格			中下繭ニシテ販賣セザル粒數
	戸數	粒數	戸數	粒數	戸數	粒數	販賣セル戸數	販賣粒數	同上價格（單價）（對千粒）	
	戸	粒	粒	粒	戸	粒	戸	粒	円錢	粒
西穗高村	三	五三、七五〇	三	八、三五〇	—	—	—	—	—	—
有明村	一八	一、八一六、五〇〇	五三	五六二、四〇〇	三九	三、五三〇、三〇〇	九	一四五、六〇〇	九六七、五〇	六、六四	一、四六、五〇〇
松川村	—	—	八	一四一、〇〇〇	二	一七六、〇〇〇	六	八五五、〇〇〇	五、三四〇、〇〇	六、三四	—
常盤村	二	九三、〇〇〇	三	一八、〇〇〇	—	—	一	七五、〇〇〇	四六、〇〇〇	六、一三	—
計	二三	二、九六三、二五〇	六七	七二九、六五〇	四一	四、二〇六、三〇〇	一六	一、〇九五、六〇〇	六、四九五〇	六、二九	一、四六、五〇〇

備考

參考ノ爲中下繭ニシラ繰絲及販賣セザル粒數（主トシテ細絲トナス）及上繭ニシテ出釜ニヨリ繰絲サレタル粒數ヲ調ヲ設ケ調査記載セリ

(六) 製絲戸數及製絲設備（天蠶）（昭和十年）

町村名	製絲戶數		製絲設備釜數		同上中昭和十年四月一日現在運轉釜數	揚返窓數	
	自家經營	貸挽	水車動力	足踏		水車動力	足踏
西穗高村	三戶	一戶	四戶	一戶	一釜	四窓	四窓
有明村	一八	一二七	一二五	一一八	二八	八九	一一八
北穗高村	一	一	一	一	一	一	一
常盤村	二	一	二	二	一	二	二
計	二三	一二八	一二五	一二五	二八	八九	一二五

| 町村名 | 乾繭設備（天蠶） | | |

天柞蠶共ニ使用スルモノ四個ヲ含ム

(八) 天蠶絲生産量

自昭和九年七月
至昭和十年六月

町村名	自家工場生産絲量	出釜ニヨル生産絲量	計	出釜數
西穗高村	二、二〇〇匁	—	二、二〇〇	—
有明村	一六六、五九〇	一七四、一六〇	三四〇、七五〇	一二三
松川村	—	一〇、二〇〇	一〇、二〇〇	八
常盤村	五、一〇〇	—	五、一〇〇	—
計	一七三、八九〇	一八四、三六〇	三五八、二五〇	一三一

(九) 生絲販賣數量及價格 (天蠶)

自昭和九年七月
至昭和十年七月

町村名	販賣者數	販賣數量	販賣價格	生絲一貫匁價格
西穗高村	一人	二、二〇〇瓦	二七八、〇〇円	一二六、三六円錢
有明村	五五	三四〇、七五〇	四八、二〇二、三五	一四一、四五
松川村	二	一〇、二〇〇	一、四〇二、〇〇	一三七、四五
常盤村	二	五、一〇〇	六九九、〇〇	一三七、〇五
計	六〇	三五八、二五〇	五〇、五八一、三五	一四一、一九

備考

府縣別販賣數量

府縣名	販賣數量
京都府	一三、貫五七〇匁
縣内	一、〇、二二〇
村内	一一六、四六〇
計	三五八、二五〇

備考　縣内並ニ村内ニ販賣セル天蠶絲ハ仲立業者ニ依リ最後ハ總テ京都府ニ販賣サルヽモノナリ

四、柞蠶業ニ關スル調査

町村名	飼育戸數	同上中天蠶飼育ヲナス戸數	山附面積	一戸當山附面積
西穗高村	一四戸	二戸	二四、町六一	一、町段畝七五
北穗高村	二	一	二〇、〇〇	一〇、〇〇
烏川村	三	一	五、九〇	一、九六
有明村	二六	三	八三、九〇	三、二三
松川村	七	一	三八、〇〇	五、四二
計（平均）	五二	六	一七二、四一	三、三一

(一)山附卵量（柞蠶）

町村名			計
西穗高村	自家經營山附卵量	無毒	一九合
		有毒	一九合
		計	一九合
	他府縣出飼卵量	無毒	一合
		有毒	一合
		計	一合
	計	無毒	一九合
		有毒	一九合
		計	一九合

北穗高村	—	一〇〇	一〇〇	—	—	—	—	一〇〇	一〇〇
烏川村	—	五三	五三	—	—	—	—	五三	五三
有明村	—	五七八	五七八	—	—	—	—	五七八	五七八
松川村	—	一九〇	一九〇	—	—	—	—	一九〇	一九〇
合計	—	一、一一八	一、一一八	—	—	—	—	一、一一八	一、一一八

(二) 收繭粒數（柞蠶）

町村名	自家經營 上	自家經營 中	自家經營 下	自家經營 計	他府縣出飼 上	他府縣出飼 中	他府縣出飼 下	他府縣出飼 計	計 上	計 中	計 下	計 計
西穗高村	七〇六、〇〇〇	三二、〇〇〇	七三八、〇〇〇		—	—	—		七〇六、〇〇〇	三二、〇〇〇	七三八、〇〇〇	
北穗高村	三〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇		—	—	—		三〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	
烏川村	一九一、〇〇〇	八、〇〇〇	一九九、〇〇〇		—	—	—		一九一、〇〇〇	八、〇〇〇	一九九、〇〇〇	
有明村	一、八四九、〇〇〇	一七八、〇〇〇	二、〇二七、〇〇〇		—	—	—		一、八四九、〇〇〇	一七八、〇〇〇	二、〇二七、〇〇〇	
松川村	六一〇、〇〇〇	七八、〇〇〇	六八八、〇〇〇		—	—	—		六一〇、〇〇〇	七八、〇〇〇	六八八、〇〇〇	
計	三、六五六、〇〇〇	三三六、〇〇〇	三、九九二、〇〇〇		—	—	—		三、六五六、〇〇〇	三三六、〇〇〇	三、九九二、〇〇〇	

(三) 蠶種製造（柞蠶）

町名	製造戸數	蠶種製造ニ供用セシ繭粒數	蠶種製造數量 無毒	蠶種製造數量 有毒	蠶種製造數量 計	母蛾檢査請求蛾數 昭和九年	母蛾檢査請求蛾數 昭和十年
西穗村	二戸	三五、〇〇〇粒	—	二八〇合	二八〇合	—	—

北穗高村	二	二〇、〇〇〇	—	一八〇	一八〇	—	—
烏川村	二	九、〇〇〇	—	七二	七二	—	—
有明村	六	二四、五〇〇	—	一九二	一九二	—	—
松川村	六	三六、〇〇〇	—	二八八	二八八	—	—
計	二七	一二四、五〇〇	—	九九二	九九二	—	—

備考

昭和九年十年共母蛾檢査ヲ請求セルモノナシ

㊃ 蠶繭處理方法別數量（柞蠶）

町村名	自家製絲ニ供用粒數 戸數	粒數	蠶種製造ニ使用繭粒數 戸數	粒數	出釜ニヨリ繰絲サレタル繭粒數 戸數	粒數	販賣繭粒數及價格 販賣スル戸數	販賣粒數	同上價格	單價對千粒	中下繭ニシテ販賣セザル粒數
西穗高町	一三戸	六七九、〇〇〇粒	一一戸	三五、〇〇〇粒	二	二〇、〇〇〇粒	—戸	—粒	—円錢	—円錢	四、〇〇〇粒
北種高村	—	—	二	二〇、〇〇〇	二	三〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	二〇、〇〇〇
烏川村	二	一二四、〇〇〇	二	九、〇〇〇	—	—	一	六三、〇〇〇	一二六、〇〇	二、〇〇	三、〇〇〇
有明村	一六	一、二一九、五〇〇	六	二四、五〇〇	九	五九五、〇〇〇	一	三二、〇〇〇	四一、六〇	一、三〇	一五六、〇〇〇
松川村	一	三〇、〇〇〇	六	三六、〇〇〇	三	二九五、〇〇〇	三	二八五、〇〇〇	五七〇、〇〇	二、〇〇	四二、〇〇〇
計	三一	二、〇五二、三〇〇	二七	一二四、五〇〇	一六	一、二一〇、〇〇〇	五	三八、〇〇〇	七三七、六〇	一、九四	二二五、〇〇〇

備考、參考ノタメ中下繭ニシテ繰絲及販賣セザル粒數（主トシテ紬絲トナス）及上繭ニシテ出釜ニヨリ繰絲サレタル粒

教棚ヲ設ケ調査記載セリ。

(五) 製絲戸數及製絲設備(柞蠶)

町村名	製絲戸數		製絲設備釜數			同上中昭和十年四月一日現在運轉釜數	揚返窓數		
	自家經營	貸挽	水車動力	足踏	計		水車動力	足踏	計
西穗高村	三戸	一戸	三釜	一四釜	一七釜	一二釜	一二釜	三釜	一五釜
北穗高村	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鳥川村	二	一	一	二	二	二	一	一	二
有明村	一六	一三	一五	一五	三〇	一三	一五	一三	一四
松川村	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三〇	一三	一九	一四	三一	一六	一四	一五	一九

(六) 乾繭設傳

町村名	乾繭器種別台數		町村名	乾繭器種別台數	
	土室式			土室式	
西穗高村	一台		有明村	一六	
北穗高村	一		松川村	一	
鳥川村	一		計	一八	

備考

天柞蠶共ニ使用スルモノ四箇ヲ含ム

(七) 柞蠶絲生産量　自昭和九年七月　至昭和十年六月

町村名	自家工場生産絲量	出繭ニヨル生産絲量	計	出繭數
西穗高村	四六、〇〇〇貫	一、二〇〇匁	四六、二〇〇貫匁	三簇
北穗高村	一	六、〇〇〇	一八、〇〇〇	一四
鳥川村	七、三〇〇貫	一匁	七、三〇〇貫匁	一
有明村	七六、九五五	三、三〇〇	九〇、一五五	三〇
松川村	一、八〇〇	一九、一〇〇	二〇、九〇〇	一五
計	一三〇、二五五	二〇、九〇〇	一九一、三五五	三五

(八) 生絲販賣數量及價格（柞蠶）

町村名	販賣者數	販賣數量	販賣價格	生絲一貫匁價格
西穗高村	一四人	四六、二〇〇貫匁	一、九八一、四八五円	四二、八九銭
北穗高村	二	一八、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
鳥川村	二	七、三〇〇	二九二、〇〇〇	四〇、〇〇〇
有明村	二四	九九、一二五	四、八八一、七五〇	四九、二四
松川村	四	二〇、九〇〇	九六一、五〇〇	四六、〇〇
計	四六	一九一、五二五	九、〇七一、一〇〇	四七、〇八

備考　府縣別販賣數量

府縣名	販賣教量
京都府	一三貫一〇〇匁
縣内	一三七、二二五
村内	四一、二〇〇
計	一九一、五二五

備考

縣内並村内ニ販賣セル柞蠶絲ハ仲立業者ニヨリ最後ハ總テ京都ニ販賣サル、モノナリ

人物篇

はしがき

一、本篇には古來より最近に至る迄信州蠶絲業の發達に貢獻せる人々の事蹟を蒐集せり。

一、信州は古來蠶業の盛なる地にして蠶界の偉人傑士も亦多數輩出せり。隨而甲を採り乙を捨つるに忍びざるものあり。頗る採擇に苦しめり。依て明治維新以前の人物は略々之を錄し、其他は特殊の發明發見者或は著書等をなせる人々及び蠶業上の功績により國家より表彰せられたる人々を揭ぐるに止めたり。

一、本篇中の人物は主として信州出身の人々なれとも二三他府縣出身の人々をも加へたり。卽小野善助は京都の人なれども信州器械製絲の開祖として、三吉米熊は長州出身なれども其生涯を信州蠶絲業、ことに蠶絲業敎育の爲に捧げられたる恩人として本篇に加ふるの至當なるを信じたればなり。

一、本篇の各傳記は旣刊の書籍雜誌等によれるもの、著者の新に編輯せるもの等あり、文体の統一を闕けるは之が爲なり。

人物篇目次

一、塚田與右衛門……蠶……七五七
二、玉井市郎治　父子……蠶……七六〇
三、藤本善右衛門(昌信)……蠶……七六三
四、吾妻銀右衛門……桑……七六四
五、木內吹笙　父子……蠶……七六八
六、藤本善右衛門(繩葛)……蠶……七六九
七、吉池定之助……絲……七七五
八、下村規一……蠶……七七四
九、青木甚九郎……絲……七七六
一〇、清水金左衛門……種……七七七
一一、館　三郎……絲……七八〇
一二、大谷幸藏……種……七八九
一三、百瀨九郎平……種……七九七
一四、小野善助……絲……七九八
一五、尾澤金左衛門……絲……八〇一

一六、長岡萬平……絲……八〇三
一七、唐木銀三郎……種絲……八〇五
一八、高橋平四郎……絲……八〇七
一九、大里忠一郎……絲……八〇五
二〇、茅野彌右衞門……絲……八〇八
二一、三井仁兵衞……絲……八一〇
二二、原六右衞門……種……八一三
二三、長谷川範七……蠶絲種……八一六
二四、小田切辰之助……絲……八二三
二五、金井潭……蠶……八二三
二六、鹽澤佐七……絲……八二五
二七、武居代治郎……絲……八二七
二八、島津忠貞……蠶政……八二九
二九、佐藤八郎右衞門……種……八四〇
三〇、林國藏……絲……八四一
三一、牧新七、遠藤萬作……絲……八四三
三二、應野正雄……蠶政……八四六

三三、中島精一……種……八四九
三四、市瀨善治……蠶……八五一
三五、黑澤鷹次郎……銀……八五四
三六、片倉兼太郎(初代)……絲……八五五
三七、藤本善右衛門(信汎)……蠶種……八五七
三八、吉澤利八……絲……八五八
三九、南條吉左衛門……蠶……八六二
四〇、工藤善助……絲……八六三
四一、高橋美壽……蠶種……八六七
四二、橫田英子……絲……八六八
四三、增澤龜之助……器……八七三
四四、今井五介……絲……八七四
四五、羽田桂之進……絲……八七九
四六、三吉米熊……蠶敎……八八二
四七、小山久左衛門……絲……八八六
四八、片倉兼太郎(二代)……絲……八八七
四九、越壽三郎……絲……八九三

五〇、馬場歳次……種……八九六
五一、倉澤運平……種……八九八
五二、下村龜三郎……絲……九〇一
五三、木下　富……蠶種……九〇三
五四、尾澤琢郎……絲……九〇五
五五、山田織太郎……產絲……九〇六
五六、小岩井宗作……種產絲……九〇九
五七、二木　洵……種……九一三
五八、鳥羽久吉……種……九一四

一　塚田與右衛門

塚田與右衛門の筆蹟

「這ちらぬ虫の司は蠶かな」

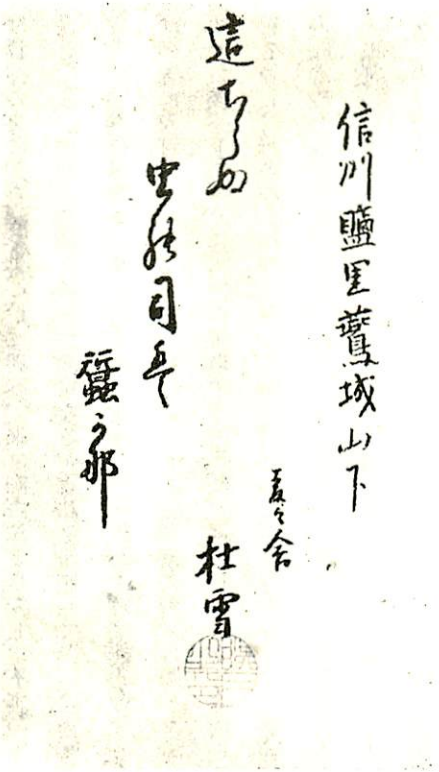

塚田與右衛門自筆の養蠶後篇

坤の卷末に記せる句なり

（塚田茂美氏藏）

塚田與右衛門は正德五年三月を以て信州蠶種業の發祥地小縣郡鹽尻村の農家に生れ、幼より蠶桑の業に志敦く、孜々として斯業の研究、練磨に沒頭し、寶曆二年より當時蠶種の本場として名高き奥州伊達信夫地方に通ひて蠶種を購入し、又自らも蠶種を製造して、之を關東地方に鬻げり。又優良の蠶種を製造せんには、良桑に依らざる可からざるを唱へ、自ら安永二年奥州より桑苗を輸入して之が栽培に心を用ひたりき。又學を好みて當時の碩儒太宰春台に就

きで教をうけたりといふ。されば尋常の種屋と異り、單に蠶種を製造販賣するのみならず、其著新撰養蠶祕書竝に養蠶後編に述ぶるが如く、惡種商賣を爲す者を罵りて「天命を恐れざるものなり。」といひ、又「諸人蠶を的にかけ身に不自由の苦をして養育、上りに不殘あしくなる共咲き其罪ふかゝらん事を考へ、こゝろもとなき種の商賣爲すべからず。」といひて、蠶種商人の德義を重んじ、種を販賣するに當りては、第一に種を撰ぶべきを教へ、自分の目にかなひたる種には或は蠶種の裏に飼育法を書つけて與へ、又は飼育法を口授し、不審の點は同好の士佐藤友信等と質疑問答して、此の二書を編し、猶別に蠶種に添へて簡單なる飼育法を印刷して與へ、(寶曆十三年佐藤八郎右衞門と連名にて出せる蠶養育抜書は共爲に彫刻せるものならん。版木は今同村藤本蠶業株式會社に存す。)猶委しき事は養蠶祕書にあれば御望の方は御覽に入可申といひて、勉勵蠶種家として養蠶家に對する親切を盡せり。

新撰養蠶祕書成りて後三十二年、其間自ら研鑽すると共に、諸國同好の士と論議し、實驗に照らして之を訂正し、養蠶後編乾坤二卷を著し、前書の誤れるは誤れる點を明記して之を訂せる等、其學者としての忠實なる態度は唯々敬服の外なし。同書は當時出版せられざりしが如きも、養蠶家の寶典として熱心なる人に寫し取られて廣く世に行はれたるが如く、所々に共の寫本を見る。下伊那郡上鄕村原六右衞門氏所持寫本の如き共一なり。

又俳諧を好みて麥々舍杜宇と號して、句集もありしとの事なれども未だ之を見るを得ず。カツトは共自筆の養蠶後篇坤の部終に書せる「はひ散らぬ虫の司は蠶かな」の句なり。尙同家に現存する翁が八十七才の時に記せるものに、

八十七より米の字を出すこと古人の言ひ傳ひたる事と聞く

(元日に年をひらくやはつ扇

八十八の春のよそほひ

福壽草床に五色の花生て

年尾　年老て日は霞耳は聞えず

○善あしも見さる聞さる年忘

冬の朝日の志津かなる空

大黒のいつもかはらず健かに

春奥

朝々は梅の雫や薄氷

鶯はまだ口馴ぬ假名手本

右　八十七翁

麥立齋杜雪

□　□

又頗る友情に篤く、嘗て奥州へ種仕人に行きたる際、其の同行の喜左衛門が傳染病に罹り、誰も看護するものなかりし時、其看護て手を盡し、且藩の典醫の診療をもうけしめ、其起つ能はざるに至るやよく後事を處理して葬儀萬端を營みたる實話は蠶種編に記せる如し。然して文化七年正月九十六才の高齡にて歿せり。

翁の著書新撰養蠶祕書は江戸の書林須原屋より出版し、其初版は三千部を印刷せりといふ、以ていかに當世に行はれたるやを見るべし。

翁の如きは實に當時、我信州養蠶學の泰斗たるのみならず又、江戸時代に於ける本邦養蠶家として學、術ともに第

一流の人物なりといふべし。

二　玉井市郎治（父）

玉井市郎治は更級郡中澤村の人なり夙に養蠶の有利なるを知り之を興さんと欲し寛暦中私費を以て奥州地方を巡歴し桑樹の栽培蠶兒飼育の狀況並に絲挽機織等の方法を視察し、桑實を携え歸り、苗圃を作り千曲川沿岸荒蕪の地に移植して培養し又同地方より蠶種を購入して、飼育し是より桑苗蠶種の頒布に務め、附近の人々に勸めて養蠶業に從事せしめ其近村に傳播するに及び明和年間、甲州都留郡寳納村より幸藏夫婦を雇ひ來りて、村内の婦女に繰絲及絹織業を傳習せしめ熟練するに及び、絹社　地弐反を領主に獻ず、領主眞田幸弘書を賜ひて之を賞せり市郎治寛政四年十月廿四日歿す、其子市郎治よく父の志を嗣ぎ益々蠶業製絲の發達を計れり。（更級郡誌）

二　玉井市郎治（子）

玉井市郎治初名權左衞門更級郡中澤村父の後を襲ひて市郎治と改名す、市郎治よく父の志を繼ぎ兩野常總地方を巡歴して蠶種製造方法及機業を視察し歸りて益々養蠶法を研究す寛政中松代藩物産掛を置きて大に殖桑養蠶を奬勵す、市郎治乃ち桑苗五千本を藩に獻じ藩之を領内に頒布す。文化元年市郎治「蠶養育の事」と題する養蠶自得記を著はし數千部を刻して藩に獻ず藩又之を領内に頒布す、斯業漸く擴張するに及び、文化十年更に養蠶輯要と題する一書を著述して藩に獻ず藩之を刻し物産掛をして又之を領内に頒布せらる。藩主眞田幸專書を賜ひて市郎治の功を賞する者前後數回文化十年五月に至り帶刀を許し郡役二人を給して其功績を表彰せらる。松代領四郡百九十五ケ村養蠶業の勃興

する者市郎治父子が率先首唱誘導の功與りて力ありといふ。其著養蠶輯要は養蠶家に愛讀せられ明治維新の後松代の人館三郎增補再版して養蠶輯要補といふ文政元年五月二日歿せり。（更級郡誌）

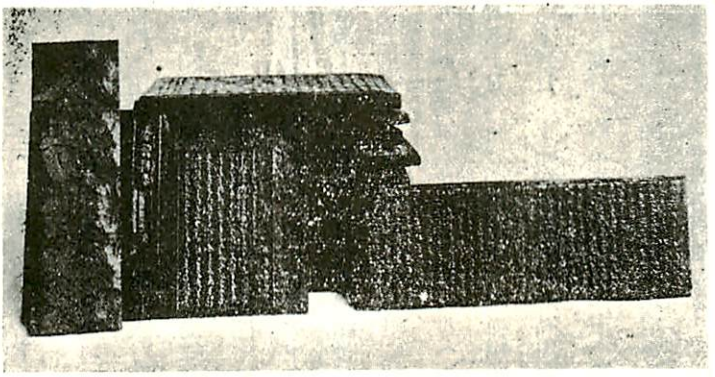

養蠶輯要版木　　玉井權右衞門氏藏

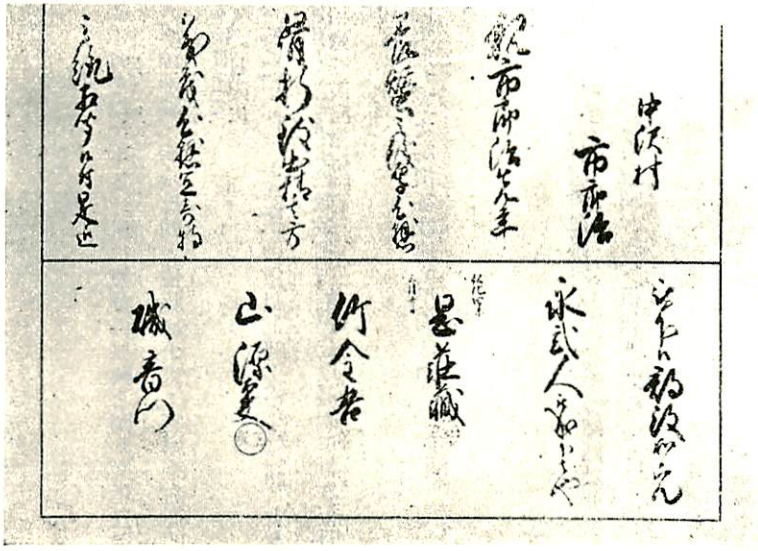

三藤本善右衛門

藤本善右衛門名は昌信小縣郡上鹽尻村の人なり、安永二年十月を以て生る。夙に蠶業の振興を圖り文化五年、佐藤八郎右衛門・山崎五郎右衛門・清水銀右衛門・清水重兵衛・原源十郎・清水忠助・佐藤嘉平次・春原李右衛門・原太左衛門等と相謀り製絲方法を協議し提絲の端緒を開く、同人の日記に

一、文化五戊辰年正月四日　善右衛門宅にて寄合申候藤本善右衛門・佳屋十兵衛・中屋源十郎・湊屋政之助・山本屋五郎右衛門・井桁屋銀右衛門・絲屋嘉平次申合新絲挽稼方試み相始り候處諸事睦敷致相續繁昌仕度發願に付き毎月二十六日夕會合致し尤も「蠶影山日待と唱諸事辨利に相成事申談極

一、當春上州より絲挽師呼寄相始入用に付出來不出來不拘桐生遣し賃次第損益は連名平均に相談仕候事

但五月新繭は格別右之通五月朔村役へ申届

一、正月二十日　村寄合の跡にて絲挽相始め度事村方へ申談

一、同二十三日　上州前橋在原の郷高山要七同人妻右は源十郎と舊多引合置候に付き來る絲挽の師匠なり。

一、繭仕入候分一軒にて引受入用の方へ割遣し可申に定む。角屋安兵衛右發願の内へ相加り都合八軒にて相始め。

一、絲師匠の宿は祐次方へ相頼み止宿爲致候

一、追々湊屋忠助桂屋吉衛門加入して拾軒に成候

一、正月二十六日　絲挽始め二月十日迄に諸所にて不殘挽始

一、三月二十三日　源十郎宅へ上州桐生藤生善藏殿御立寄此節出來上り絲四百目餘入武袋同人へ寛遣候（藤本日記）

卽ち高山要七夫妻は絲挽器具一切を携帯し來りて提絲の方法を傳へ、藤生善藏は製絲の適否を檢し、これが証認をなしたり。これより善藏の紹介を以て多くの絲挽師匠を招き小縣郡にて中島、上田、荒屋、御所、諏訪形、上田原、神畑、保野、舞田、夫神、丸子、長瀬、海野、埴科郡にて鼠、新地、森、倉科、土口、中澤、松代及び近在の村落を奬勵し漸次之が擴張を計れり。文化六年埴科郡、新地村絲屋丈右衞門の發意にて、上塩尻村發起者十名と協議し毎月二七の絲市を開くことを決議す。

此絲市の漸次盛大となるに及び上田市場より故障を申し立て遂にこれが訴訟を江戸表にてなし裁許の結果停止を命ぜられたり。其後上田地方は發起者の內九名にて受持ち、松代地方は善右衞門一人にて引受け何れも其傳播をはかれり。而して其製絲も上田地方のものは細きを以て主に上州桐生地方へ出し、松代地方のものは太きを以て主に上方地方へ出したり。當時提絲は一方にありては「信濃細絲」の名を以てよばる。往昔生絲の品位を上中下三等に分ち大櫻、中櫻、小櫻等の名稱あり、善右衞門亦提絲の品位を定め等級を附して三ツ櫻、四ツ櫻、五ツ櫻の三種とす。これにより其標式によりて製絲の優劣を判じ商況をして敏活ならしめたり。京都西陣にて好評を得、櫻號の名知られざるものなきに至る松代侯眞田伊豆守は善右衞門がよく其殖產興業に盡せるを賞し厚く其勞を慰めたり。

塩尻村　善右衞門

其方儀爲登絲の儀最初より立入甚親切取計追年相弘り候に隨ひ彌心添致し去年中に至り候ては絲名目も相定り荷印を以て通用等の致手初奇特事に候依之申渡方も可有之（哉之）所彼是故障の筋も有之哉に相聞候に付暫く褒美不及沙汰、且年來深切之取計方の義は其筋にも相通居候段

四　月　（文化十四年）

（訂正せるは眞田文書によれるなり）

藤本善右衛門

其方儀當産物品々之儀厚心配萬端深切取計の趣相聞一段之事候依之内々盃三銀三枚被下之

十二月（文政二年）

文政五年三月二十六日享年五十才を以て歿す。

（松代侯より賜れる賞狀、眞田家文書信濃蠶業沿革史料、農事有功傳、人名辭書）

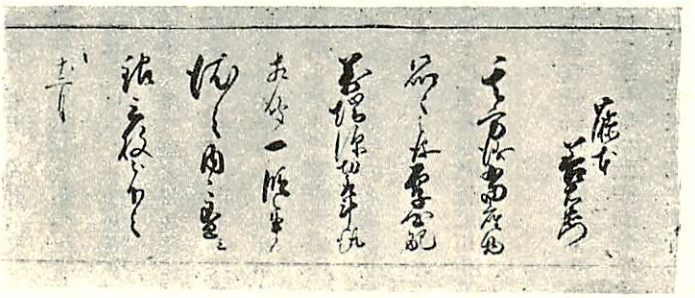

如く申渡されたり。

四　吾妻銀右衛門

吾妻銀右衛門は埴科郡鼠宿村の人なり。父を銀右衛門といひ、蠶桑の業に精しく、又、經營の才に富みしかば、松代侯より更級郡小網地方開發の命をうけ安永三年之に着手し、苦心經營の結果天明二年には本村鼠宿村を離れ高六十六石七斗九升八合の一村となり、村名を小網山内新田村と定められるゝに至れり。

父の歿後銀右衛門その遺業を繼承して同新田の開發を完成し、松代藩より次の

小網山内新田村　吾妻銀右衛門

亡父銀右衞門其村開發致頭取其後其方引續悉皆致し諸方ゟ百姓引入一村相開候由を以舊臘小宮山彌次兵衞同格被成下依之一本証文にて致住居度旨先達願之通申渡候　然處是迄村方へ段々致合力取立候百姓之儀付取締方申談爲相勤來候間人諸帳面致未書度旨願之通申渡之

三　月　九　日

文化八年松代藩に於て領内御救の爲栽桑を奬勵せんとし、桑苗の養成を銀右衞門及鼠宿村傳八郎に命ぜり。然るに傳八郎所有地は水害の虞ある地なりし爲　桑苗養成苗圃を小網山内新田村なる銀右衞門所有地に定められ、銀右衞門に「桑苗御用掛」を命ぜられたり。

銀右衞門命をうけて、曩に小網新田開發の際栽培せる廣葉早生（後に小網早生といふ）より盛採法により桑苗四萬五千本外に掛苗千本都合四萬六千本の桑苗を養成し文化十年春迄に全部上納し、且、「私儀蠶業を以取續罷在殊に段々養蠶御穿鑿御用筋茂相勤冥加至極奉存候」との理由により、冥加として極上蠶種參拾枚を献上し、此上御用筋被抑付次第出精仕相勤可申と言上せり。

當時松代藩に於ては桑苗養成を爲すと共に一方に於ては新に地を拓きて桑栽培を爲さんとして諸方物色中なりしが、埴科郡關屋御林萱野場を以て適地と認め其開墾を銀右衞門に命ぜり。

銀右衞門其責任の重大なるを以て一旦之を辭せしも再應の君命辭み難く、一應御場所拜見の上御答申上度由願立、右場所視察の上桑の適地なるを見極め平地約二萬歩を桑御林に仕立、傾斜地は櫨御林に仕立、又、澤通蔕通は杉竹の雜り林に仕立べき案をたて其開發に關する意見を陳述せり。（乍恐以口上書御答申上候御事、御林桑植付御入料御出方凡調覺帳　桑御出方冥加金覺）

然るに其開發費を要する事多くして、收入を得る事遲く窮迫せる藩の財政にては直に着手する事に躊躇し、更に他

に良法なきやとの諮問あり、再應交渉の結果「御入料共引請御世話仕御出方ニ相成候節ニ至リ行々御益相定桑御林指出申候様可相成哉」との諮問に對し、「私掛一命前文御尋之通御世話仕御益筋相勘出精可仕候」と請負開發を承引し、自己所有の高辻并住居、家屋敷家財等を引當として藩より低利資金の融通をうけ其開發に着手せり。

差上申御請一札之御事

一關屋御林萱野場所へ桑御植付御察盤先達而御尋之筋委細書面を以御答申上候通仕立方被仰付奉畏難有仕合奉存候
右御請奉申上候猶又被仰付候通道橋御奉行所へ茂籠出御請一札指上申候　此段申上候以上

文化十酉年八月　　小網山内新田村
　　銀右衛門

御勘定御吟味役
御役所

かくて同年九月より着手し同十一月迄に一萬八百七拾弐坪弐合五勺を開墾し、翌文化十一年には二月廿日豫而建築中の人夫小屋落成に付人夫を引連こゝに引移り三月朔日より桑苗木を同地に運び、前年荒起をなせる一萬歩の石片付、塊打等をなし、溝を掘りて桑苗四萬本を植付、養草五百四十六駄を刈取りて之を敷込み、或は中耕、除草を行ひ、桑結立、雪中手當等措據退勉開發につとめ一萬歩の開發を完成せり、其經費金七拾七兩を要せりといふ。

（御金請取証文之御事　文化十一戌年十二月）

銀右衛門關屋御林開發御用掛となりしより小網山内新田村より通勤し居たりしが、同地の開發は一朝一夕にして完成すべきに非ず。然るに遠方よりの通勤にてはいかに健脚を誇る銀右衛門と雖容易の業に非ず。或は監督不行届の爲事業の遂行を遲滯せしむる事あらん事を憂慮し斷然意を決して居を御林に移し、此所を墳墓の地と爲すの覺悟を以て

人夫と寢食を共にし、開發の完成を期せんとして文化十年十一月屋敷拜借願を出し、字矢崎に於て九千八十七坪の荒地を御用掛勤務中拜借する事を得て此所に住宅を營み文化十三年七月末を以て此所に移住せり。

如斯して最初に開發せられたる御林桑の成績は銀右衞門が文化十二亥年五月御勘定御吟味御役所に差出せる書面によれば、初伐之分六百餘束餘茂可有處雪中鹿に喰荒され且、又、三月十六日の霜害にあひ豫定の收穫を得る事能はずよつて桑苗を仕立明年之を賣却して其欠損を補はんとするの案を立てしが、十三年は桑苗賣行不宜、且、四月四日の大霜害にて養蠶家の掃立減少し桑相場下落し、百方奔走して約七分通の桑を賣拂へるのみなりしかば銀右衞門大に恐縮し明年は自ら大養蠶を營み殘桑を消化し其利を以て收入の不足を補ひ、進んで蠶種製造をも營まんとせり。

其後何とかして先前の欠損を補塡せんとし或は桑園間作を試み、或は夏蠶を飼育し、或は收入減額を五ケ年賦にて上納する等肝膽を碎きしが、文化十四年始めて桑收入合計八十三兩一分五匁に達し漸く前途の曙光を認むるに至れり。

第一期開發の成功に力を得、更に殘一萬歩の開發に着手し、翌文化十五年四月（四月廿二日文政と改元）には六千五百坪の地を開墾し桑苗貳萬六千本を植付たり。

かくて桑園開發は豫定の二萬歩に達せざりしと雖、一萬七千三百七十二歩の桑園を完成し、又、殘桑處分の爲自ら養蠶をなし、（松代藩士片岡志遠見聞錄によれば四間梁十六七間の家作外に桑置場等二ケ所を作り蠶を二千枚餘飼ひたりといふ。）

又、屋敷の下に大なる溜池を造りて淀鯉と鰻とを飼ひ、又此水を利用して家敷廻りには凡自給自足出來る程の水田を造り、或は山には櫨を植ゑ、栗を栽培し、山麓澤通等には杉竹を植ゑ、別に御城裏岩野其他地深の所には甘草を栽培し、大黄を作り、藍を栽培する等、今日の所謂多角的農業經營をなせり。

「前記見聞錄に此銀右衞門は色黑く至つて小男なり歩行尤小足にてチョコ〳〵と歩行す、平生浮世噺抔決し而不致國益産物の事而已を考へ居る人なり。稀の者なり。」云々と記せり。以て其人と爲りを見るべし。

其後銀右衞門は折角開發せる此御林も自ら下山せば再び荒廢に歸せんことを憂ひ、遂に此所に永住することに決し從ひ來れる人々も追々此所に土着する事となり、帳下彦右衞門まで引越し、天保六年に至り一村に取立永久の御高增に仕候樣との仰をうけ、關谷村より六人、小網山内新田より一人、石川村より一人之に銀右衞門孫秀作を合せて九人の移住者を得、天保七申年四月村名も矢崎新田村と名づけ一村となれり。

銀右衞門は功により松代候より郡役二人を永世に給し、且、禮服佩刀を許されたり(松代町誌)

尙片岡志道見聞錄によれば銀右衞門は矢崎新田の外に「白石新田」「瀧本新田」をも開きしといひ、松代町史によれば鬼無里御林鷹小屋平迄の新道切開、道島新道附替、東條村新道開發等道路の開鑿若くは改修等の功勞からざりしが嘉永三年三月一日七十八才を以て歿し、矢崎新田の家は其孫秀作相續して名主役を勤め其子銀作に至る迄同地にありて農耕にいそしみつゝあり。

五木内吹竿

木内吹竿、諱は房義字は羊我、通稱清兵衞吹竿は其號なり。野澤の人小林長雄の四男にして伯父大澤村の豪農木内市左衞門に養はれ其家を嗣ぐ。少壯江戸に出で、經史を朝川善庵に詩文を宮澤雲山に學び諸國を遊歷して名勝舊蹟を探り、文人墨客を訪ひ、其識大に進む。家業をつぎて蠶業を研讀し飼養法を發明し、精良蠶種を上武地方に配つ、里正に擧られて村政に盡すこと前後二十年余暇あれば鄕村の子弟を集めて讀書を講ず。後年酒造業を創め家運益々發展

す。明治七年十二月歿す行年六十有七。

吹竽詩文を能くし諸名士と交り好く客を遇す一技一能を挾みて信地に入るもの其門を叩かさるなく小竹弼岡田半江等は最も深交ありしものなり。

三子あり長男清平父の遺志を承けて養蠶を研究し幾多の經驗を積みて良法を自得し明治初年「養蠶實驗錄」を著して世に公にす遠近來り學ぶ者多く斯道に貢獻する所あり藩主大給侯より御用達を命ぜられ苗字帶刀を許さる。

二男忠作製絲業を創めしも中途にて歿、三男儀三郎醸造業をうけつぎて事業を擴張し芳醇五千余石を算するに至り大に南佐久郡醸造業の改善につとめ同郡をして信州の灘を以て擬せしむるに至る曾て大澤村長となり部分林設置に努力して遂に功を奏したるは永く村民の德とする所なり。（同郡誌）

六　藤本善右衛門

藤本善右衛門諱は繩葛、幼名平作、通稱善右衛門、其居室に扁して繽錦舍と云ふ。文化十二年十二月十二日小縣郡上塩尻村の邸に生る。父は善右衛門保右、母は工藤氏、藤本家の本姓は佐藤にして「藤本」と稱するは佐藤氏一族の宗家たるを標する屋號なりしに明治五年蠶種大總代として大藏省に出頭するに及び官呼ぶに藤本を以てすこれ藤本の稱廣く世間に知らるゝ爲一時の便宜に從ひたるものなりといふ。

開港已來海外に輸出して莫大の利を得來れる蠶種も明治三年後半より市價暴落し爲に產を破るものあり、これ普佛戰爭の影響によれるものなりしも亦本邦蠶種の粗製濫造も其一因をなせり。於玆明治五年二月大藏省は其取締の爲各養蠶地方に大總代を設けんとし東京府以下十一縣に令して製造人中行爲正實にして業務に熟達せる者を公選せしめし

に長野縣に於ては氏其選に當り明治五年三月十日長野縣より蠶種大總代を命ぜられたり。爾後明治八年蠶種大總代廢止に至る迄、蠶種に關する諸條例規則は勿論蠶種業に關する諸制度の基礎確立に關し盡力せることは明治四年本縣公文編冊蠶種之部以下累年の公文に綴られたる氏の意見書、請願書、諸届書、諸規則草稿等は明瞭に之を物語れり。又、老齢病氣等の爲屢〻退職を請へるも許されず男産三をして代理せしむるも可なれば職を辭せざる樣と本縣より命ぜられたるを見れば如何に縣當局よりも重んぜられ居りしかを察すべし。



藤本善右衛門繩葛（藤本蠶絲株式會社藏）

明治八年大總代廢止の際七七一頁寫眞の如き賞狀を賜ひて之を表彰せられしも亦宜なりといふべし。

氏幼より學を好み國文學に長ず蓋し佐藤家累代篤學を以て名あり。氏初め家學を修め傍ら耕雲寺溫光和尙に就て漢籍を學ぶ。學成りて前田夏蔭、橘守部等の諸家に出入し其指導を受く、然も二家門下の禮を斥け朋友を以て遇す、以て其學の造詣深きを知るを得べし。

開港以後蠶種輸出空前絕後の盛況を呈し不正粗製の品を輸出し大に本邦名産の品位を墮せる者もありしが氏は率先此惡弊を矯正せんと欲し同志を糾合して妙蛇連と稱し自ら其主宰となり在留の伊太利人「フハツケ」佛國人「デロー」を始め諸商と特約して蠶種を輸出せしが妙蛇連の蠶種は拜見なし（無檢査）にて取引さるに至れり。是其蠶種の優良なるは勿論なれども亦氏の人格の高潔なるが爲なり。

明治六年蠶種取締規則發令せらるゝや妙蓮を擴張して會社組織に改め「均業會社」と稱し社則を製定し、同年六月本縣廳の許可を得たり。又傳習生の養成に努め修業生取扱規則を設け會社の嘱託をうけて其養成に當りしかば、傳習生逐年增加し、又、各府縣よりの依嘱をもうくるに至れり。

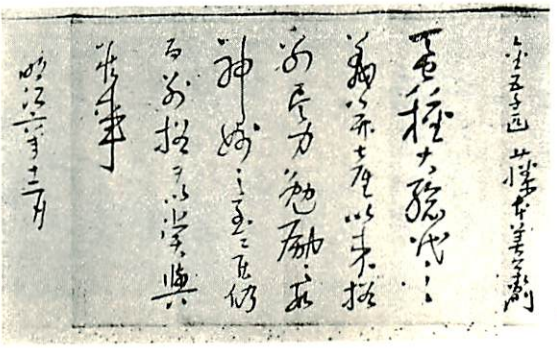

又、各地より來りて其家に學ぶ者には家則により家人と共に桑樹栽培より養蠶製種の法に至る迄實地に習得せしめ衣食を給して養成せるもの數百名に及び是等傳習生の鄉閭に歸りて蠶業を興し地方を開發せるもの頗る多し。

氏は又文政十年父保右と共に高井郡小布施にて蠶種製造中「青白」を發見し、弘化二年には同郡下之條の人中山重作と共に掛合蠶種を製造せる事は蠶種篇に委し。

天保年間出羽國秋田藩主佐竹侯藩臣今大之進を派し封內の蠶業及蠶種の良否を視察指導せんことを懇請す、よつて彼地に至り懇篤に示敎する所あり、米澤藩主上杉侯之を聞き亦氏を招聘せり、故を以て秋田川尻地方及米澤地方の當業者今に至る迄其德を忘れずといふ。

氏亦尊王の志篤く、歷代帝陵の荒廢して所在分明を欠き考證に苦むものあるを慨き、櫛風沐雨遍く諸國を歷遊して山陵を拜し熱誠愼密其搜探に從事すること前後三回積年の精査畢生の苦辛により「聖陵圖卓」三卷を編し、明治十六年十月六日宮內大書記官櫻井純造の手を經て　明治大帝乙夜の覽を忝ふするを得たり。註一

氏は國學に造詣深く國風に長ぜり。嘗て續錦雜誌百卷を著し、晩年家居諷詠を事とし、ことに長歌に堪能なりきといふ。交遊に本居豊穎、神奈川縣三寶寺の僧辨匡師等あり。又蠶業に關する著書に「蠶かひの學」一卷あり主として氏の家に學ぶ傳習生の教科書として編せられたるものゝ如くなるも廣く世に行はる。

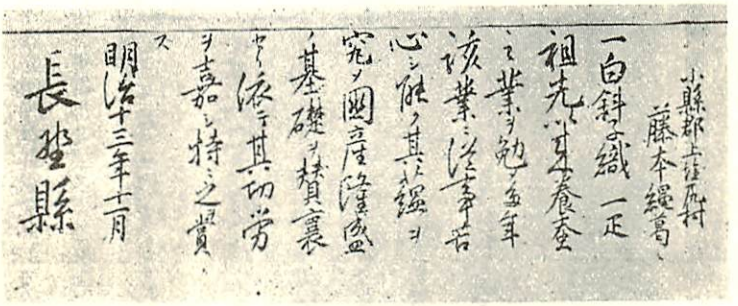

明治十三年長野縣は祖先以來蠶業に從事し其薀奥を極め國産隆盛の基をなせる功勞を賞し上掲の如き賞狀を賜へり。

惟ふに佐藤家の祖先が塩尻舍人島に住居せしより、文祿年間大洪水にあひ全村流失の災厄に遭遇し難を山麓の高地に避け居を此所に營むに及び一村の疲弊甚しきを視以爲らく之を恢復救濟するの途、養蠶を營み蠶種を製造して之を他に鬻くより他なしと、寛文年間より鋭意蠶種の製造に從事して其利を收め、更に善右衛門昌信の時代には文化五年上州より高山要七夫妻を招きて製絲を創め以て同地方の物産を增加する等歷代地方産業開發の爲に盡力せる上、氏の蠶種大總代として明治五年以來、長野縣蠶絲業の爲に貢献せる功勞を賞せられたるものならん。

氏は資性謹嚴敦原邊幅を飾らず身に奉ずる事薄く人に接する篤く又人に誨へて醇々倦まず、而して其皇室を念ひ國家を憂ふるの念、片時も胸臆を離れざりしものは蓋し其天性の發露によるといふ。

明治二十三年六月十八日病んで卒す壽七十有六四男四女あり嫡男善右衛門信汎嗣ぎ(傳別に記す)家益々榮え蠶業上

の功を以て明治三十三年二月綬褒賞を賜るに至る。

（松本多賀司書藤本纓葛翁略傳及び長野縣公文等による）

註一　聖陵圖草　三冊

右者長野縣下信濃國小縣郡上塩尻村藤本纓葛著述ニ付傳献相成致領收候此段申入候也

明治十六年十月六日

宮内大書記官　櫻井純造殿

宮内卿德大寺實則

七吉池定之助

吉池定之助は文政元年六月三十日を以て小縣郡飯沼村の名門に生れ明治維新前同村が岩村田藩領たりし頃名主役を勤めたりといふ。

夙に同地方の物産たる生絲賣買に從事し開港以後益々生絲賣買に從事せり。今尚同家には嘉永五年以來の絲方出入帳絲方仕入金控絲方書拔控等ありて上毛の商人藤生善三郎、伊勢屋銀助等と取引せることを示し、開港以後安政萬延文久時代多數の絲仕切は當時盛に生絲を輸出せることを示せり。

されば明治維新後生絲の粗製濫造に陷れるを慨き之が改良を圖らんとして時の租稅頭陸奥宗光より唐木銀三郎長岡萬平の兩氏と共に指名を以て租稅寮に召出され明治五年十一月上京して其下問に答へて生絲改會社設立の議を決し歸

縣して本縣下（當時の長野縣）生絲改會社規則を定め、ついで縣下に生絲改會社十一ケ所を設置さるゝや明治六年五月三十日小縣郡飯沼生絲改會社々長に任ぜられ縣下製絲の粗製濫造を戒しめ改良進歩をはかれり。

明治六年七月年來生絲商として活動し、生絲改會社設立に盡力し、生絲取締規則制定に當り功勞拂からざるを以て時の長野縣權參事楠崎寛直より租稅權頭松方正義へ上書伺の上にて生絲改會社長兼取締を命ぜられ縣下十一會社及十三大區の觸元へ公文書を以て此旨申達せり。

かくて明治十一年蠶絲に關する諸條例規則廢止せられ生絲改會社廢止に至る迄社長兼取締役として發展途上にある本縣製絲業の改良進歩につとめしが生絲改會社廢止後の消息は之を詳にする能はず。本縣公文中に明治十七年一月上田組生絲荷造所頭取吉池悦之助より長野縣令大野誠に報告せる「明治十六年十二月分上田提絲統計表」現存する點より見れば生絲改所廢止後間もなく引退せるものゝ如し。蓋し悦之助は定之助の子にして煙嶺と稱し學識あり殊に書をよくし、萬延元年頃父に代りて横濱に出で生絲賣買に從事し當時の絲況を父に報ぜる書簡等の存するものあれば之に譲れるものならん。かくて其後明治三十一年四月十三日八十一歳の高齢を以て永眠せり（本縣公文、曾孫吉池力氏報告）

八下村規一

下村規一は伊那郡上片桐村名主下村喜市の長男なり、文政四年八月二十三日を以て同村に生る。夙に農産業の開發に力を注ぎ明治の初年上州田島氏に就きて養蠶の方法蠶室の構造等に關する智識を得、明治十年頃自ら水田に桑樹鼠返を植付養蠶をなし傍蠶種の製造販賣をなし當時蠶業の智識極めて幼稚なりし上伊那郡各村の人々に養蠶講話及實地指導を行ひ共普及發達に努めたり。

不幸にして同家は明治二十五年頃資材を傾け一家を擧げて東京に移住し同氏は明治三十一年東京市新堀町にて七十八才を以て歿せる爲史料の徴すべきもの乏しきも、明治十一年(十二年の誤?)同氏の手記にかゝる日記に明治十二年中養蠶業普及發達の爲に講話を爲せる町村名及主なる聽講者の氏名を記せるものあり。之によれば氏の所謂養蠶敎導は明治十二年二月より始め同年十二月迄の間に於て四町四十九ケ村に亘り其他自宅にて敎導となせるもの及び同一村に二回乃至數回赴けるものを合すれば七十回以上の養蠶講話及實地指導を行へるが如し。

日記に記されたる町村は小和田耕地、大草耕地、前片桐、大草村曾利、同村日曾利、高遠原、田切南割、飯島町、本郷耕地、大島町、別府村、飯沼村、名子村、里見村、大御山村、片桐町、駒場、山吹、山吹下平、座光寺、大澤、山吹小林、和田、原町、七久保、北村、新井町、南方村、南方村飯田、川の村、下黒田村、黒田村、黒田村高松、新田國中、二序目、市田村、新田眞條、丸尾、田島平、南田嶋、里見村柏原、里見村新田、同越田、里見村駒場、山吹新田、山吹追分、座光寺村佐野、座光寺村原村、吉田、牛牧村、岩間、川野村イカタ、別府中嶋、生田村河野等の諸町村なり。又遠く三河方面より養蠶見習の爲敎名の婦人來りて養蠶を爲し居たりといふ。

以上は單に明治十二年一ケ年の日記より見たるものに過ぎざれども其後に於ても常に地方養蠶業開發の爲に敎導を怠らざりしが如く、明治十四年褒章條例公布後宮嶋農商務權大書記官より大野縣令宛該當者を報告すべき旨の通知ありたる際縣下より擬賞者として製絲業者として大里忠一郎、高橋平四郎、關菊之助養蠶業者として下村規一、蠶種製造家として藤本繩葛の五名と別に長谷川鮑七とを上申せしが、長谷川氏は明治十八年五月に、大里氏は同廿四年七月に各藍綬褒章を賜はり藤本氏亦明治三十三年に綠綬褒章を賜はれるを見れば、下村氏が縣下養蠶家中唯一の擬賞者たる點に鑑み同地方の養蠶業が下村氏によりて開發せられたるものなりとの同地方故老の言、信ずべきに似たり。

尙同氏は明治十二年頃南安曇郡より柞蠶種を購入し自宅附近の櫟林約九反歩に放養し相當の成績を收めたる爲同地の米山文作、南鳥定八兩氏柞蠶飼育をなしたりといふ。此兩氏は上田町唐澤平兵衞氏の依頼により同地へ柞蠶飼育の指導に赴きたる事ありといふ。

（下村規一日記、縣公文編冊、下村實雄氏調査等）

九青木甚九郎

青木甚九郎は文政四年水内郡牟禮驛に生る。天保九年の春十八才にして高井郡須坂町青木甚兵衞の養子となれり。當時養蠶の業未だ微々として振はず、隨て製絲業も見るべきものなかりしを深く遺憾とし養蠶業の發達蠶種製造の改善を圖り率先して同志を誘導し次第に發達の域に進ましめ、專ら提絲の生産に努めたり外國貿易の市場橫濱に開かれて以來製絲を輸出するに至りしも、當時製出高多からず、且、粗製品たるを免れず。甚九郎之を恨事とし之が改善に苦心せしが容易に其望を果す能はず然るに明治六年に至り政府は當業者に向つて協力一致斯業の改善を圖るべき旨示達する所あり爰に於て甚九郎は時代の趨勢に伴ふ經營を爲すに非ざれば到底其望を達し得べからざるを看破し富岡其他の製絲場に習ひ從來の座繰製絲法と改めて水力又は蒸汽器械繰絲法となすの必要を主唱し明治八年同志と共に東行社を設立して盛に斯業を振起し終に其宿望を達するを得たり。當時擧げられて副社長たりしが同十二年社長に推選せられ同十七年には社運益々隆盛に至り東行社を割きて俊明社を設け二社並立して斯業の發達顯著なるを致せり。されば明治二十四年七月綠綬褒章を賜ひ其功績を表旌せらるかくて二十九年十一月歿せり享年八十七なり（上高井郡誌其他）褒章の記次の如し。

夙に志を養蠶に注ぎ專ら力を製絲に用ひ明治八年中同志と共に製絲場を設立して東行社と稱し熱心改良に從事し、爲めに地方の蠶業を增進し同業の模範と爲るに至る其實業に勵精なる多年一日の如し、洵に奇特とす、依て明治十四年十二月七日勅定の綠綬褒章を賜ひ其善行を表彰す。

明治廿四年七月三日

と。

一〇 清水金左衞門

清水金左衞門は小縣郡鹽尻村の人なり。文政六年二月十五日を以て同村に生る。家世々農蠶を以て業とせしが、父良右衞門頗る學を好み殊に當時我が邦に勃興せる國學の研鑽に心を潛め造詣頗る深く、又、書道に巧なりき。

現に同家に藏する多數國學の珍籍は何れも良右衞門の手澤本なりといふ。而して金左衞門の學的素養は此父の庭訓に負ふ所少からざりしが如し。

然れども金左衞門の專ら力を用ひたるは學問より寧ろ農蠶方面にして特に養蠶、製種の技術に優れ地方人よりは「蠶の神樣」のニツクネームを附せらるゝに至れりといふ。以て其非凡なりしを想像すべし。

氏は單に祖先傳來の農蠶業を墨守するを以て滿足せず、常に研究的態度を持し桑樹の栽培より、養蠶種製造に至る迄種々研究工夫をこらし其奥儀を極め人の問ふあれば懇切に教へ導き、請はるれば自ら其養蠶家に赴きて實地につきて指導注意せしが、尙之を廣く世に傳へんと多年の蘊蓄を傾けて養蠶教弘錄二卷を著せり。同書は弘化四年丁未やよひ其家より出版せるものにして今尙同家に其版木を藏す。（養蠶篇參照）

塩尻村は信州屈指の蠶種製造地にして全國著名の蠶種製造地なれども、元來耕地狹く隨而桑園に乏しく、且、此地の桑園は蠶蚓の被害多き爲、勢、他の地方より桑を移入せざるを得ず從つて其生産費の嵩むに苦めり。氏は其生産費の輕減と虫質強健なるものを育成せんと種々工夫の末、春蠶の雄と春夏(はるなつ)の雌を孳尾せしめて之を飼育し、此繭より出たる蛾によつて一化性蠶種卽明年の春蠶種を製造せるに虫質強健なるのみならず此時期には桑園の蚓害もなく殆んど大當りとなる爲此蠶種大に流行せり。之、掛合又はカナスと稱する蠶種にして他の地方にては鹽尻とも唱へたりといふ。而して此蠶種の注文殺到し、生産能力之に應ずる事能はざる爲注文者は翌々年又は四年後の蠶種を豫約して漸く此蠶種を得て喜べる人（上田町平田仲太郎）もありしといふ。以て此蠶種が如何に此時代に熱望せられしかを證するに足らんされバ其價格の如きも一枚六兩乃至九兩にて賣れ行しといふ。（蚕桑古典集成の編者猪坂直一氏も其收載書解題に教弘錄の著書清水金左衞門の小傳を附して「交雄種の先驅たるス「ナス」は金左衞門の創製にかゝるといふ」と記せり。



清水金左衞門　（清水長之助氏藏）

氏は又慶應元年輸出蠶種の漸く盛大に赴かんとせる頃佐渡に於て蠶種製造を企てしが、其動機は海岸の空氣の新鮮清潔なる事が必ず養蠶及蠶種製造上好結果を齎すべしと信ぜる結果なりといふ。信州の養蠶家は概して空氣の流通に注意せるが就中氏は最も此點に注意し養蠶敎弘錄に「氣の籠りむすは第一の毒なり」といひ或は「風は只せいき籠らぬ爲なれバ晝夜氣を附窓の開閉（あけたて）」「人の息氣（呼吸）すると同じき風なれば、ほのかにいれてせいきつゝむな」「火をたかば夜は猶更晝とても別に氣をつけ窓のあけたて」といひ「家の內陽氣加減の事」の章には之につきて詳述せり。卽氏は明治の初年頃迄唱へられたる所謂「信州流」の養蠶家中特に換氣に注意せし人なりしを知るべし。

かくて慶應二年佐渡に渡り相川附近に地を卜して桑園を造り翌三年には多少の養蠶をなし、四年卽明治元年には桑の發育も宜しく養蠶も極めて上作せる爲蠶種七萬枚を製造し、荷造を終へ船に積込み將に出帆せんとするに當り「御買上」の名目にて島司に差押へられ多年苦辛の結果は遂に報いられず空しく故郷に歸れりといふ。氏は之が爲大損害を被れるも、當時輸出蠶種の好況時代なれバ無事之が輸出を見れば其利益莫大なりしならんといふ。

金左衞門は多年養蠶に從事し常に研究的態度を持し經驗を積みかの養蠶敎弘錄を著せる程なれバ養蠶術も頗る巧にして年々上作すと雖、氣候乾燥せる年には飼ひ易く濕氣多き年には飼ひ難きを見て濕毒の恐るべき事を悟り苦心研究の結果一種の乾濕計を發明し、之によりて濕氣の多少を知り濕氣多き時は松朶又は松葉を焚きて室內を乾燥せしめ以て濕毒を除きて試育せるに前より一層上作せしかば、明治八年廣く希望者に頒たんが爲に官許を得且此乾濕計で次の如き注意書を添へて販賣せり。（養蠶篇參照）

養蠶乾濕計用方

かひこ屋は煙らぬやうに焚火せよけふ里は人の身にさへも憂し。

置火すな埋火するな焚火さへ長くは焚くな又後に煮け。
蠶屋は濕に氣をつけ火を焚て燒火の熱さ拔くをわすれるな。
濕け乾き知るにはこれを用ふべし寒さ暖さは身に知れるとも。

明治第八乙亥春四月

長野縣管下第拾壹大區八小區
信濃國小縣郡上塩尻村
清水金左衛門□

窮理所製造所

元來氏は陽氣には細心の注意を拂ひ經驗自得の結果人の養蠶を見んことを請ふ者あれば必ず片肌を脫ぎて蠶室に入り自己の身体に感ずる所によりて陽氣のとり方につき指導注意し、又其蠶の事凶を豫言するに必ず的中せりといふ。

晩年家事一切を其子金左衛門幼名千代吉に任せ自身は專ら蠶種の製造販賣に從事し、縣內各地を始め甲州、武州、上州地方を其得意場となせり。

氏は又桑園の手入に最も意を用ひ最初は菊桑を栽培し、後には鼠返を栽培せしが肥料には多く大豆を煮て用ひ此大豆を煮る爲に態々大宮より大釜を購ひ來りたりといふ。

明治二十一年二月十五日六十六才を以て病沒し同村彌勒堂共同墓地に葬り法名を義譽眞乘居士といふ。

（縣公文　養蠶教弘錄　清水長之助氏談）

一一館三郎

館三郎諱は貴久通稱幸右衞門、信州松代藩士なり。文政八年六月廿八日を以て生る。資性明敏にして頭腦明晰、醫術をよくし利用厚生の學に詳し。弘化四年の所謂善光寺地震と稱する大震災の爲川中嶋地方は泥海と化し土地家屋の

流失、人畜の死傷等の損害松代藩に於て最も多く臨時非常救助方支出莫大なりし爲藩債嵩み同藩の財政困難に陷りしかば、藩諸士に救濟の意見を徵せり。

此時氏は平素懷抱せる意見を上書せるに嘉永二年三月十五日附にて左之通り利用掛を命ぜられたり。

館　文之助

農事之心掛厚民間稼產出水理等有益之義建言之條々者一切自費私財出金支拂廢物利用之實業勉勵沓野藩林中水理引水開鑿堰路設立完全成功之上永久進退自在之目的依之三ヶ村ニ向而利用掛名稱を以て實地に立入奬勵畑田成用水引入其他池に貯水養魚等發起上下共に益筋村々申合諸事丹誠精巧致度申立書面願之諏聞届候。委細郡方並道橋方江申續不都合無之樣心配精々盡力可致候

嘉永二丙午三月十五日

館　三　郎



（館和太四郎氏藏）

於是三ヶ村利用掛として下高井郡沓野に赴き信・上・越三州に跨る同地の山林境界並に國境を改定し、池沼貯水水利土功等に力を盡し、其自身の努力によりて得たる權利及古文書類古地圖類は一切之を沓野村に讓與し、自己の子孫をして一切之に關し權利を主張せざるの一札を入れしめ、尙氏の功勞に對し同村より贈られたる土地も再び同村に寄附し自らは一物をも身に着くる事なかりきといふ。

嘉永六年米艦浦賀に渡來して、江戸時代三百年間鎖國の夢を破らるゝや氏は早くも海防に意を注ぎ率先藩に請ふて

自費を以て幕府の海軍所に入り蒸氣船の構造、機關の運轉、運輸航海の術等を研究せり。館家には今尚當時氏の製圖に係はる蒸氣船の圖あり、其精巧美麗驚くべきものあり。

後年氏が丹波島に舟橋を架せんとして其舟の模型を作り、（模型今同家に存す）或は千曲川に揚水機を仕掛け千曲川の水を利用して水田を拓かんとして其模型を製作し（揚水機模型は松代小學校に寄贈しあり）ことに各種の製絲器械及生絲檢査器等多數精巧なる機械を發明し、或は製圖をなせる素養は此海軍所時代に習得せられたるものならん。

安政五年內外多事の際藩命をうけて出府せしに恰も傳染病流行せしかば氏は寢食を忘れて其醫療に盡力し功によりて詰並に列せらる。

館　孝右衞門

御內用に而當正月着府の處六月中より異國船度々渡來之砌御用向同役へ夫々申談且流行病一條ニ付病人御救御內用厚心配周旋不一方骨折出精相勤め一段事候依詰並ニ被成下御直候

十二月廿六日　（安政五年）

これ氏が三十四才の時にして其醫術は和漢洋を折衷し診察法に妙を得、殊に安政六年には地方に率先して種痘を始め種痘館設立の許可を得て種痘を實施せりといふ。

明治維新の際戊辰の役起るや松代藩は夙に勤王の大義を唱へまづ飯山城を襲へる賊軍を掃蕩し、進んで會津征討に向ふ。氏亦從軍して功あり明治四年松代縣より左の如く賞せらる。

館　三郎

去ル戊辰戰爭前後內外深ク苦慮配心致し候義ニ付御賞典之內永高八石遣シ候事

辛未九月十五日(明治四年)

氏は安政以降國家多事の際に膺り國威を擴張するは富岡強兵にあり、富國の源は皇國の名産たる蠶絲業を改良進歩せしむるにある事を唱導し、孜々として其研究に沒頭し、明治四年には嘗て文化十年更級郡中澤村の人玉井市郎治の著せる養蠶輯要を訂正增補して養蠶輯要補を著し、同六年二月之を出版す。又明治四年(一八七一年五月一日)外國生絲商人會議して總代より米國公使を以て製絲の利害をのべ政府に呈せしかば政府は「製絲方法書」と名づけて之を布告せしかば、氏は之を一覽して(氏自ら同布告を寫せるものあり。)慨嘆に堪えず、本邦生絲を良製ならしめんと欲し、明治六年自ら生絲製方指南を著して同七年三月之を出版せり。

本書は氏が多年實地の經驗に基づき考案せる生絲製方の書にして、機械製絲の方法を說くこと最も詳密恐らくは本邦人の著せる製絲學書の嚆矢ならん。ついで生絲製敎授法大意を著して前書に洩れたるを補ひ、又生絲檢查實際記事を著して、生絲の粗製濫造を誡しめ、其取締の要旨方法等を述べ、ついで生絲得失論を著して製絲業經營の方法を講じ生絲揚枠所を設け、共同結社荷造を一定して輸出すべきを論じ、尙蠶絲業研究の爲に中央に傳習所を設立し、且適當の蠶業地にも傳習所を設置すべきを唱導せり。

此他蠶業授產所設立要言、生絲製法要言等製絲に關する著書頗る多し。

又氏は本邦古來の手繰製絲及び上州流座繰器若くは二つ取器の欠點多くして製絲上品ならず西洋式の費用多くして收支償はざるを慨き、多年研究の結果磨擦製及び一ツ小車(ギリ)磨擦製器械等を發明し其製方を傳習せんと欲し、明治四年以來長野縣に出願すること數度に及びしに明治六年一月廿七日租稅頭より左の指令を得たり。

第三百三十四

租稅寮印　大藏省印

書面願之趣聞届候條教授所之儀者自費ヲ以取賄候儀ニ可相心得旨申渡事

明治六年一月廿七日

租稅頭　陸奥宗光印

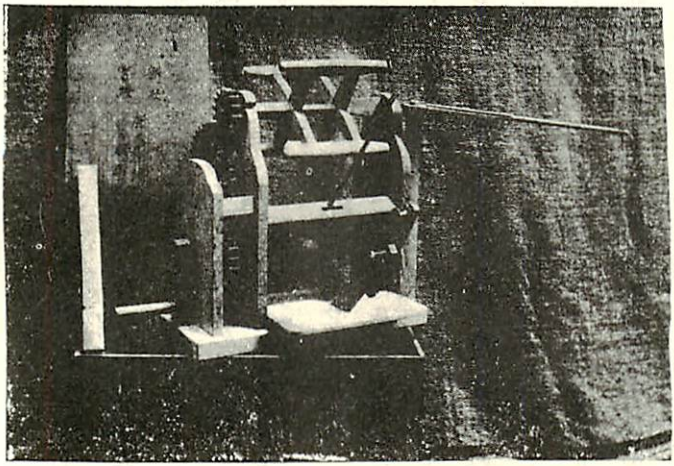

館氏發明座繰器　（唐木鷹三郎氏藏）

よりて其後益々自己の發明に係る磨撚製機械を以て生絲絲製造法を各地に教授せしに、下高井郡中野地方の如きは全く此の機械を以て風靡するに至りしかば、尚廣く各地に宣傳せんと欲し同機械に見本生絲を添へて、同年十二月長野縣參事楢崎寛直の添翰を得て租稅頭に出願せり。

之に對し同七年一月二十九日附を以て內務卿大久保利通より磨撚器械を以て生絲製造之義各地方生絲改會社え教授且布達相願候儀は聞届け難きも望之者へ相對を以教授之儀は不苦候旨可申渡事との達あり愈々研究に熱心し生絲製造指南に全力を傾注せり。

明治七年三月發刊生絲製方指南第二十一圖に明治六癸酉夏信州高井郡佐野村に於て建築する水車運轉二十人繰大器械略圖あり。これ恐らくは氏の門人にして同地の素封家たる春日與市の

經營せる製絲場の器械ならん。而して此器械が若し同書に示すが如く明治六年夏に落成して、運轉を開始せりとせば中野製絲場(後の信陽社)と共に當時の長野縣下に於ける器械製絲の嚆矢たらん。而して氏は當時同家に起臥して、其指導監督の任に當りたる由にて、同家には今尚當時使用せる銅製煮繭鍋、及鐵製鍔釜、座繰器、枠等當時使用せる器具器械類を藏す。かくて館三郎發明の製絲機械並に生絲製方指南は縣内のみならず、全國的に其名を知られしが如く頁に越中國八尾製絲會社の事を書して

「該社は信州松代の館三郎の勸誘に依り明治七年設立せしものにして、屢々失敗の末橋爪良作入りて社長となり募金の上營業す。當時六十釜。」

とあり。又山形縣廳伊藤信吉より氏に宛てたる製絲教導の禮狀及岩手縣勸業課梶田高人より同氏宛の書狀あり。書中に、

「先生之御教導に依り一層精製從而價格も騰貴相成候に　多分之利潤に可在候。多年の御心配今時に相顯れ御滿足之御事と僕等に於ても大慶奉存候。

「蠶史」に、「山形縣村山郡板垣董五郎は明治七年十月長女ケンを武州八王子に遣り、金丸友平につきて其業を受けしめ、十一月ケン卒業の後漸次他の女工を誘導して八年八月より製絲を開業した。機械は六人繰にして信州松代人、館三郎者「生絲製方指南」第二十四圖に倣ひて製絲した。」とあり。又大日本蠶史六十八り。書中に、



同　煮繭銅鍋　（春日賢氏藏）

當縣製絲所も昨年より建築に着手最早落成當時諸器械製造最中五月一日より開場の積に御座候。何卒御傳習相受の通繰製、座繰製絲相應之價格を不下様賣却致度念願に御座候。（下略）とあり

又下高井郡中野地方に於ては氏の門人山岸源之助を遣りて久しく教授せしめたる結果、座繰器の如きは殆んど館氏發明の器械を用ひ、機械製絲に於てもその門人佐野村春日與市を始め中野町町田儀平、丸山要左衞門等館式を使用せるもの多く、館家には町田儀平、丸山要左衞門等より氏宛の書狀を藏し、縣の製絲場調査にも下高井郡には磨撚式によれる事を明記せるもの多し。以て氏の製絲機が相當廣く行はれたりしを知るべし。

生絲試驗器の發明

横濱開港以後生絲貿易の利益莫大なるにより人々眼前の利に迷ひ、生絲の粗製濫造をなす者多く、爲に皇國第一の名産の聲價を失墜する事多かりしを以て、氏曩に「生絲檢査法實際記事」を著せしが、之と同時に生絲檢査器を發明し、其販賣を出願せり。

而して此檢査品の販賣許可の指令は未だ發見せざるも館氏の教授をうけたる製絲家の多かりし中野地方、松代、屋代等に此器械の散見するを見れば或は許可を得て販賣せしものならん。

明治十五年東京芝區琴平町に製絲會社設立せらるゝや、氏は斯道に造指深きを以て招聘せられて生絲製教授となれり。當時業務の餘暇を以て一書を著し、門人高橋大太郎、春日與市、關福三郎之を編集し山岡鐵舟之に題して智理富久路といひ、明治十六年東都有隣堂より出版せり。而して同書四十八頁に記せる各種製絲法の略圖及生絲製器械適否概略表は當時の製絲器械の利害得失を一目瞭然ならしむるものにして館氏の器械の特長を明にせり。

明治七・八年頃より長野縣に於ては生絲の粗製濫造取締の爲屢々訓令を發し生絲の巡回檢査を行ひしも、弊風一朝

にして改まらず。此時氏はまづ自己發明の磨撚機を以て座繰製絲の粗製を改良せんと欲し、明治十八年八月十日下高井郡佐野村百四十五番地に傳習所を設立し、製絲女工を養成せんことを本縣に出願し、同年九月十六日縣令より認可の指令を得、門弟と共に熱心敎授せしが其後敎授の都合上、上水内郡長野町四百七十一番地にも傳習所を設け、長野町を本所とし、佐野村の方を分所とせんことを請ひしにこれ又縣の認可を得たり。

當時一般に蠶絲業に關する施設研究未だ幼稚にして本縣の如き比較的蠶絲業の先進地に於てすら猶、未だ蠶絲業に關する敎育傳習機關具はらず、明治十八年十一月蠶絲業組合準則發布されし翌年一月勸業陳列場に於て縣屬三吉米熊を講師として蠶業の學理及顯微鏡使用を傳授する講習を開くに至りたる時代に於て、夙に製絲改良の爲工女養成所を設けたるが如き、又以て翁が先見の明を察するに足らん。

氏は斯の如く數種の製絲器械を發明し、傳習所を設立して製絲工男女の養成に努め製絲業の進歩發展に貢獻する所大なりしも、元來學究的の人にして利欲に恬淡なる上、富貴に阿らず權門に媚びず、所謂狷介不羈の人なりし爲事業家としては成功せず、從つて其一家の經濟も豊ならず、殊に家庭的には寧ろ薄倖の人にして一生を不遇に過せしが如し。されば其晩年は嘗て松代藩時代に三ケ村利用掛として最も緣故深く、且製絲業の門弟も多かりし下高井郡穂波村沓野區に送り、明治三十九年六月廿二日八十二歸の高齡を以て同區に於て歿せり。

氏の歿するや沓野區に於て區葬を以て盛んなる葬儀を執行せり。今同區に「館老翁御逝去香奠帳　沓野區一冊あり。之を閲せば愈々氏の德望高かりしを察し得べし。

而して區民の建てし氏の碑は同郡平穩村なる濕溫泉、溫泉寺境内にあり。法號を「大輪院利用貫通居士」といふ。

加之、同寺に於ては翁生前の遺德を忘れざらんが爲に年々の鎭守の祭日には翁の肖像を掲げて之を祀ることに今に

至りて絶えず、更に大正二年六月翁の頌徳碑を澁温泉より星川橋を渡りて沓野區に入れる坂路の右手に建て、題して館三郎翁道澤之碑といふ。書は舊松代藩の家老たりし矢澤頼道氏の書する所なり。





翁の沓野區の爲に盡せる事蹟につきては今尚同區の倉庫に屏風堰沿革、琵琶池一の瀬用水、入山村境、安政度繪圖其他主として水利、山林、池、沼、貯水、土功等に關する記錄百餘通あり。氏が區民の爲に寢食を忘れて奔走計劃せる事業は是等の書類を驗せば自ら瞭然たらん。

尚翁の著せる書物の主なるもの左の如し。

養蠶輯要補	全一冊
生絲製方指南	全一冊
蠶業授產所設立要言	全一冊

生絲檢查實際記事（稿本）　全一冊
生絲製敎授法大意（稿本）　全一冊
生絲得失論　全一冊
生絲製法要旨　全一冊
智理富久路　山岡鐵舟題字　全一冊

（長野縣公文、館和三郎所藏文書、春日實、黑岩市兵衞等談話、館氏著書、平穩村館翁碑文等）

二二　大谷幸藏

大谷幸藏は更級郡羽尾村字仙石組の人なり。文政八年五月已代藏の一子として生る。同家は代々名主役を勤め地方の豪農として頗る聲望ありしも、幸藏六歲の時父已代藏沒し、祖母はな及び母この兩人の手によりて養育されしが、祖母及母の慈愛に育くまれたる彼は、慈愛に狎れて身を放蕩に持ち崩し將に其家產を蕩盡せんとせり。

然るに一朝決斷の事より飜然として前非後悔素行を改め、農事に精勵するに至りしが、普通農事のみにては到底今日迄に失ひたる家產を挽回するの見込なかりしを以て、同地方の物產たる斜子、白紬等の仲買を思ひ立ち、同村の仲買頭惣左衞門の手先となりて其買收につとめ、非凡の商才を認められしが、居ること二年にして、獨立仲買業を營むに至れり。

當時氏は同地方產の更級斜子、白紬等は江戶に送り江戶商人の手により悉く上田產物として賣買せらるゝを見、深く之を慨き、之を松代產物として認識せしめんと欲し安政六年三月、三十五歲の春自ら江戶に出、日本橋區橋町三町

目に大黒屋の暖簾を掲げ苦心慘憺の結果、その販賣する斜子紬類は獨立せる松代物産として江戸の問屋商人に認識さるゝに至り其商店日に繁盛に赴けり。

此頃松代藩に於ては上田藩に對抗し奉行長谷川三郎兵衛の發議により「松代産物會社」を創立し、本社を松代木町に置き、領内各所に「産物改所」と稱する支店を置く事となりしが幸藏は江戸及地方の商業に通ぜるを以て産物改所取締に任ぜられたり。



大谷幸藏（尾崎儀川氏藏）

（明治十年第二回伊國護航當時ノモノ）

羽尾村仙石組幸藏

産物改所取締役勤中苗字帶刀御免申付候也

十一月（文久三年）

當時松代領内の物産として斜子紬の外に更級及び水内山中より麻を産せしが、地方數名の奸商の爲に踏買され農民は租稅の上納にも事缺くに至り憤懣の極形勢頗不穩に隔れり。藩侯深く之を憂ひ幸藏に命じて山中の麻を買收せしめしに從來の惡習を打破し人心を收攬して事なきを得たり。

安政五年開港以後横濱より蠶種生絲の海外に輸出するもの年々增加し、天下の商人悉く之に著眼せるを見、機敏なる彼は信州が其一大産地なるを想ひ、從來の斜子、紬、麻の外新に生絲をも賣買せんとし、松代領内に座繰を奬勵し殆んど全部を一手に買集め之を横濱に出荷し、原善三郎、茂木惣兵衛、小松屋平兵衛等に出入して取引を行へり。

又、蠶種につきても慶應二年當時横濱に在住せる伊太利人ファルファラと商約を結び盛に蠶種を伊太利に輸出する事とせり。

時偶々維新の變亂に遭遇し慶應元年には藩主の依頼によりて軍用金を調達し、戊辰の役には同じく藩主の依頼により横濱八十一番ハーブルより洋式兵器彈藥を容易く購入して松代藩の勤王を佐け、賊軍を壞敗せしむる事を得せしめしかば出征の將士に先だちて左の如く賞せられたり。

羽尾村　仙石組

大谷幸藏

當四月中飯山表へ御人數出以來於江府御軍用之品々御買上多々之處御用金綵合方御時節柄相辨へ所持之荷品夫々賣捌不少爲替金相納不一方御用辨に相成奇特之事付一生之內粗七人扶持被下候也

八月九日　（明治元年）

同時に横濱に在りて生絲の賣方に盡力せる番頭新太郎は三組御紋附盃、駒吉は五百疋、萬吉は一代羽織着用の儀と苗字とを差許されたり。

以て戊辰の役に於ける功は彼の後方勤務の力による事多きを察すべし。

然れども此際彼の謀によりて一般人民より買收せる生絲代は其後も容易に支拂ふ事能はずして藩は人民の怨嗟の府となり加ふるに奸譎なる人々蟹造の二分金を使用する者あり領內の財界紊亂の極に達せり。於此松代藩に於ては明治二年四月蟹造金引替の名義を以て政府の許可を受け商法社と稱する金融機關を設け藩札を發行し以て紊亂せる財界を收拾せんとし彼を商法社頭取となせり。

羽尾村

大谷幸藏

一代

御目見席商法社取締頭取申付候事

四月十七日　（明治二年）

然るに此藩札の發行高多かりし爲價格下落し加ふるに同年米穀不作にも拘はらず納稅は藩政時代と異り減稅免稅の事なく米納地も金納に改正せられたる爲人民の困窮一層甚だしく、加之翌年政府の紙幣發行さるゝ事となりしを以て藩札の引替相場を二割五分乃至三割五分を差引き引替る旨の布令を藩より出せる爲人民の藩政に對する不平益々募りて遂に翌三年松代騷動を惹起するに至れり。

松代領内がかゝる不況のどん底に沈淪せるにも拘はらず横濱に於ける蠶種輸出は空前の盛況を呈し大谷氏の如きも此一ケ年に數千萬の利を得たりといふ。斯る好況に刺激せられ全國の蠶種製造家は翌三年には一獲千金を夢み全財産を傾注して蠶種の製造をなせる者多かりしに、不幸にして普佛戰爭の終熄と共に佛國産業上に變化を來し蠶種の需要激減せると、本邦蠶種製造家の粗製濫造が彼國に於ける信用を失墜せるとの爲、蠶種市場は一頓挫を來たし蠶種價格は暴落し蠶種家の破産するもの相次げり。（蠶種篇參照）

於茲彼は此窮境打開の爲海外需要地の事情を調査して供給の途を講ぜんと意を決し萬里の波濤を蹴破して伊太利に渡航し伊國の蠶情を調査し、本邦蠶種を歐洲に紹介販賣せんと明治三年十一月三日伊太利人フアラフアルを案内として中山讓次を通譯とし從僕左作を從へ伊太利に向つて出帆せり。かくて航海五十四日にしてミラノに着しペニペニヤホテルに宿泊し、讒謗中傷等幾多の困難と戰ひ本邦蠶種の販路擴張の爲に奮闘し、翌四年三月六日ミラノ出發歸途に就き米國を經て五月八日無事横濱に歸朝せり。然も幸藏の留守中、鄕里松代に於ては一大騷動蜂起しかつて幸藏が藩公より破格の恩命を以て御林の材木を賜はりて建築せる宏壯なる邸宅は焼き拂はれ、母及妻子は辛うじて危難を免るゝの

悲運に際會せり。

當時松代地方に於ける大谷幸藏に對する評判頗る宜しからず片岡志道見聞錄に散見するものをあぐれば、

○幸藏の噂不宜何方にてでき候哉同人地所六石所持の由と前置して

「千石で十万石をかき廻しあらひあげればたつた六石」

○羽毛村大黒屋幸藏進退せし我商社の損金拾萬兩に及と云○大孝荷を船に積て外國に行と云

○我商社創建の時管下の絲種等商ふもの共悉皆加へ衆の中を合せ損益利害を俱共にせざれば會社の法にあらず、獨大幸權佔專ら賣の奸に陷り損得共に國の害を可爲と云論をなすものあり然に規模狹淺に而僅人を社に加へ獨大幸數萬の商社札を借し買〆たる由故之を商ふ數多の人憤り種々の惡說を唱ひ札通用妨げ有之人氣を狂はせ疑惑せしめたる而已ならず今大孝亡びなば數萬の金札(十萬兩又は六萬餘兩と云)可返道絶べし畢竟商政行はんとして其道を不知故ならんと說す。

○横濱種直段益下落初七八百兩(本部百枚也)之品纔過二百兩迄下落したり縊死者亡走者甚多し千金〆七八千位損金したる者幾百人か、大黒屋孝藏(羽毛村千石組)三四日前此地出立(先月、下旬り濱〆立歸也)したるを又呼戻すとか云說有之。大孝の種下品ニ而不賣廿七八駄之內一箇も賣たる計とり云。同書明治三年十一月廿五日廿六日松代騷動之記事中

一、大黒屋幸藏横濱に在て手代壹人召連種荷七駄程船積異船に乘組イタリヤ國を指て閏十一月出帆したる由彼國にて首尾如何成哉其外諸國種商人共寄合異國持行たる由。

又戲れ歌の中に

馬と称て異國へ逃る大盜賊

「新板大そふどう一ツトセぶし」二十首の中に直接大谷幸藏を誹謗し若くは呪へるものに

ニツトセ深くもたくみしがき山の狐（大幸を指す）にお上おやばかされてコノ大ソフド
十三トセさても手始めがき山の幸藏こゝにして燒拂ふ。コノ氣ビがよへ

又當時の落首に

大功は損をせんごく羽をのして跡をも見ずにどこへいたりや
大江へ身をざんふつとなげいれて生者必滅十萬石土

櫻山もがき山も皆やまなれば崩る時は民の難じう　　註曰櫻山とは大參事眞田櫻山なり
今さらに恥をがき山信濃猿こふ藏とは思はざりしに
千石のびつたるくやを拾万のびんぼう紙で尻をふくとは。

等あり。又「新板野暮臺之詩」を作りて氏を攻撃せり、詩中に松代藩札近隣遍覆金爲名佞臣工奸商大幸獨呑込村々買ト大山師」等の句あり藩の財政を好轉せしめんが爲に商法社を設け一平民の身を以て其頭取となり藩札を發行して藩内の金融を圓滑にし、蠶絲類の輸出によりて外國の資本を吸收し、以て窮乏せる松代領内の財政を救濟せんとせるに事志と違ひてかゝる惡罵嘲笑をうけ遂に其邸宅を燒拂はるゝに至れるのみならず、嘗ては松代藩に對する功勞により藩公の殊遇をうけたる氏が歐洲より歸朝匆々未だ行李を解くに遑あらざるに既に藩より逼塞を命ぜらるゝに至りては一掬同情の涙なきを得ず。

然れども松代騷動の爲邸宅灰燼に歸せしも傾倒にも商法社の諸帳簿無事なりし爲調査の結果同社の出納には一點の不正不義なき事判明して謹愼を免ぜられたり。

氏は第一回の伊太利渡航に於て伊國實業界に名聲嘖々たるブランビーラ氏と相知るを得ブランビーラは氏の非凡の

商才と手腕とを認め其蠶種取引に要する資金は無利息を以て供給すべしてとの約を與へしかば

同年十月以後幸藏はブランビーラとの約に基づき毎年一定の時期に數萬の蠶種を伊太利に輸出し、明治七八年の蠶種燒棄事件の際にも一人何等の打撃をも被らず安價なる蠶種を買收してブランビーラに送りて巨利を占むるを得たり。

其後明治十年再渡航の際には伊國大製絲家ポテスタと約し互に資金の半額を支出して伊太利に蠶種賣込事業を共同經營する事を約せり。此ポテスタは個人にて製絲工場を經營し傍自己の製絲する繭は附近の村落に自ら蠶種を配布して飼育せしめ之を買取る事を行へりといふ。則ちポテスタは最近我が邦に於て行はるゝ特約組合の如き制度を五十餘年の昔に於て既に行ひ居たるなり。

其後明治十一年三月三度伊太利に渡航し我輸出蠶種の景況日に非なるを見翌十二年八月歸朝の後「改正蠶業上內外兩全概則」を作り勉めて精良の蠶種を製造すべきを說けり。

明治十三年十一月第四回の洋行をなせる際には伊太利國ミラノ市ボンタツチヨ街二番地に居を卜し同十五年八月歸朝の際迄蠶種販賣の爲に奮闘したりしが、同地在留中我農商務省大書記官前田正名氏の同地に來れるを機とし同氏に面會して、行つまれる日本蠶種打開策としては日本蠶種製造業者を一團とする蠶種製造の一大會社を建て、以て日本蠶種の統制をはかり、伊國の需要に應じて必要の蠶種を製造し、粗製濫造を誡めば相當の價格を維持する事を得べしとの意見を陳述して其贊助を得ミラノ滯在の秋田川尻社、上州島村社等の派遣員等と會して協議の結果其等の人々の委任をうけ歸朝の後、前四氏の紹介により黑田、西鄕從道、品川、松方、南、岩倉、等要路大官を歷訪してその後援を得、商務局よりは群馬、埼玉、長野、福島、秋田、山形の各縣知事へ豫じめ通牒を發し置くの便宜を得て遊說せるも、其

結果は幸藏の豫期に反し多くは一場の空論として贊成するものなかりし爲多年の宿志達するに由なく、遂に沒落の餘儀なきに至れり。

卽氏の提唱せる意見は五十餘年後の今日に至りて漸く一部の實現を見、若くは實現せられんとしつゝある蠶種國營若くは蠶種の國家管理或は蠶種の國家統制案とも稱すべきものにして當時の人々の思想と餘りに懸隔せる爲、一代の偉人も徒らに大山師として一般の人々より　惡罵嘲笑せられ、其晩年を失意の中に過し明治二十年四月六日六十三歳を以て東京九段坂の邊に歿し遺骸は翌日橫濱なる能滿寺に葬られ法號を德恩院智山秀英居士といふ。最近隈川尾崎章一氏の熱心なる研究によりて、大黑屋幸藏父子の寫眞を揭げ共事業を紹介せる當時の伊太利新聞、渡歐日記、明治二年及三年の蠶種仕入帳及金錢出入帳、蠶業上內外兩全權則、秋田川尻社及上州島村社等署名捺印せる委任狀、前田正名、岩倉具視、大久保利通等の大官より大谷幸藏宛の書簡、商務局より群馬縣知事宛の書狀、伊太利にて撮影せる寫眞松代藩侯よりの御墨付及借用證眞田櫻山よりの書簡、外國より往復の書簡、等發見蒐集せられ、蠶界偉人大谷幸藏を著さるゝに及び氏の本邦蠶界の爲に盡瘁せる功勞漸く世人の認むる所となり、大正五年三月二十六日大日本蠶絲會は第一種功績章を追贈して之を表彰せり。

賞狀

長野縣

故大谷幸藏

慶應年間本邦蠶種ノ海外ニ輸出セラルヽヤ率先シテ之ニ從事シ頗來漸ク蠶種ノ輸出增加セントスルニ當リ偶普佛戰爭ノ爲歐洲ノ蠶業ハ打擊ヲ被リ蠶種輸出ノ頓挫ヲ見ルニ至レリ玆ニ於テ歐洲需要地ノ狀況ヲ精査スルノ必要ヲ認メ

明治三年嚴然起テ渡航シ苦心慘憺蠶種ノ販路ヲ拓キ其後三タヒ渡歐シ本邦蠶種貿易上ニ貢獻スル所實ニ尠少ナラサルモノアリ又明治元年生絲ノ輸出ニ盡力セル等資眼慧敏機先ヲ制シ其蠶絲業上ニ貢獻セル勞洵ニ著大ナリ仍テ本會功績表彰規則ニ據リ玆ニ第一種功績章ヲ追贈シ以テ其功勞ヲ表彰ス

大正五年三月二十六日

大日本蠶絲會總裁大勳位功二級　載仁親王　□

一三　百瀨九郎平

氏は文政九年東筑摩郡波多村三溝に生れ、幼より蠶業に從事し、慶應元年頃より蠶種製造業を營み春蠶種、夏蠶種、及風穴種を製造せしが、春夏蠶の上簇後桑葉の空しく廢棄せらるゝを遺憾とし夏蠶風穴種を遲く出穴する時は卵子の孵化せざるものあるを以て人爲的に第二化の期を後れしむるの方法を發明せんと欲し出穴期を遲速し或は給桑を加減し、或は飼育法を變更し以て所謂第二期の變更に百方苦心研究したりしが、時としては生種を得るも多くは越年性となり容易に原理を發見するを得ず、失敗の極財産の過半を失ふに至れり。

明治四年頃風穴貯藏夏蠶種出穴の際所要枚數以上の出穴を爲したるを以て之を自家床下の冷室中に移し蠶兒孵化の期を押へて之を試みしに其卵は殆んど全部變性せず其年再び發生せるにより玆に初めて微かに原理の存するを識り得たり爾來再び出穴期の前後せる二樣の二化性蠶種を自家室中に入れ一層溫度の昂騰を防ぎ發生の期を後らしめたるに多少前年に卓越せる成績を得たり。而も未だ完全に變性豫防の法を究むること能はずして歲月を經たれども其主要なる原理としては出穴以後發生に至る迄の時日が長き程變性豫防の効果あるものとして爾來自家の室中のみならず他の

低地若くは河岸水車小屋等に原種を貯蔵し兩々比較の結果原種出穴期は風穴の溫度と外氣の溫度とが急遽に變化を來さゞる様、天然の溫度の上昇するが如く徐々に溫度を高むれば變性豫防の目的を達するを得べき眞理を發見するに至れり之より地方秋蠶製造家の爲め其窮理法を實行し明治十三年六月秋蠶々種を宮內省に献納して御飼育の光榮を擔ひ爾來斯業益々勃興し明治十四五年の頃に至りては千五百枚以上の窮理高に達するに至れり。

明治二十三年五月享年六十五歳を以て歿せしが後、明治四十三年六月名古屋市に於て愛知縣主催第十回關西府縣聯合共進會開催に當り時の農商務大臣小松原英太郎より追賞せられて銀杯を賜はれり。

（明治四十三年七月五日發行長野縣蠶種同業組合聯合會會報第五十六號參照）

故百瀨九郎平

夙に蠶種製造業に從事して業務の改良發達を圖り、特に家財の大半を投じて風穴蠶種の變性豫防を考究し勵精四十餘年其間斯業に貢獻せる所鮮しとせず其遺績永く芳ばし仍て玆に之を追賞す。

一四　小野善助

小野善助は京都の商人にして生絲及爲替を營む性溫厚にして氣慨あり、維新の際三井高福、島田八郎左衞門等と共に金穀出納各府縣廳の用命を奉ず（以上大日本人名辭書による）といふ、かゝる關係上諸國と取引ありことに信州に於ては長野筑摩兩縣の爲換御用を勤めたる外、縣廳限貯金並各種の預り金共外出納等をも取扱ひたる爲左記三ケ所へ出店を設け、前記爲換其他の事務を取扱ふと共に小野組關係の製絲場の經營若くは監督に當らしめたり。筑摩縣にては飛驒國高山にも出店ありしも除けり。

出店所在地	手代
筑摩縣松本町南深志町一番町近藤源次郎宅	蒲生庄七
長野縣長野町西町中澤吉右衞門宅	大橋眞六
同　上田町原町岩崎正義宅	中根久助

而して小野組の信州製絲業の爲に遺せる功績の主なるものを擧ぐれば　一、器械製絲場の創設　二、製絲金融機關として信州製絲業者の製絲場設立若くは製絲業經營を援助せること、三、小野組經營の製絲場は直接間接に其地方製絲工場の範となり其養成せる製絲工男女は信州各地の製絲工場に聘せられて之を指導し以て信州製絲業の發達に寄與せる等是なり。

一、器械製絲場の創設

明治七年より八年に至る小野組開店に關する大藏省指令綴中に記せる小野組關係の製絲場左の如し。

釜數	製絲場所在地	經營者	擔任者
九十六人取	諏訪郡下桑原耕地深山田製絲場	小野組	土橋善造 同半造
九十六人取	高井郡雁田村	同	關菊之助
十八人取	筑摩郡淺間村	同	二木立造
十八人取	同　松本町	同	近藤源次郎
五十四人取	伊奈郡宮田村	同	平澤長造
未詳	同　郡飯島村	同	宮下權四郎

同　同　郡阿島村　同　長谷川範七

同　小縣郡上田町　同　岩崎正義

此他同書に平野村之内間下耕地武居時次郎方に有之品々手屑絲雜品代等を計上せるを見ればこれ又小野組の援助をうけたる製絲家なりしが如く、高井郡中野町共立製絲場(二百人取)は明治十三年の第一回長野縣共進會申告書及び製絲拝借金願等に小野組の資本によれることを明記し、埴科郡西條村製絲場(本六工社)も同申告書、拝借金願、富岡後記等に此事を明記せり。

尙明治十三年申告書によれば伊那郡に於ては平澤長造宮下權四郎長谷川範七に倣ひて伊太利式器械製絲場を設けたる事を明記せるもの過半數を占め、諏訪郡にありては深山田製絲場を一覽して之に習へるもの若くは深山田製絲場開場後同場養成の工女を雇ひ(白鶴社の履歴に深山田は既に小野組の閉店により廢止に歸せるを以て其工女の優なるものを雇ひ入れ他の工女に傳習せしめ」とあり)若くは同製絲場の工女たりし藤森けん、小松かね等を聘して教師とせる事を記せるもの多く片倉兼太郎同光治の申告書にも深山田養成の工女志田ヨシを聘して教師とせる事を記せり。(同書ニ「教師壹名ヲ志田ヨシト云フ初メ業務ヲ受ル明治五年小野組ニテ本郡上スワ字ミヤマタニ機械ヲ設立スルニツキ該組ニテ女子二十九名(其内ノ一人ナリ)ヲ東京ニ遣シ築地製絲場ニ入レ修業ノ上ミヤマタニ入リ三年ノ間ニテ該場廢止トナリシニヨリ所々經歷スルコト三ケ年明治十一年五月以來雇入ス」とあり。)

されば明治二十年頃諏訪郡製絲業者相會議して「諏訪郡生絲製造人盟約定款」二十一ケ條を定めたる際定款の末に條外として「當郡製絲開祖タルヲ以テ明治廿二年ヲ期シ小野善助氏ノ記念碑ヲ建築スルコ」を附記せり。(註一)不幸にして此決議は實行せられざりしも小野善助は實に諏訪郡のみならず信州に於ける器械製絲の開祖にして信州製絲業發達の大恩人といふべし。然るに明治七年政府の財政方針の變更により小野組に對する態度一變せしかば同年十一月同組は遂に破產の止なきに至り、爲に從來小野組の資本によれる製絲工場は算を亂して仆るゝに至り信州經濟界に大恐慌を來し殆んど收拾すべからざるに至れり。

されば小野組經營の製絲場にして後世に永續せるものなく其功績の如きも年と共に忘れられ漸く煙滅に歸せんとす。然りと雖信州が製絲王國として全國に覇を唱へ、かの本邦の蜀道なりと稱せられ下々の下國と蔑視せられたりしも其後政治經濟敎育等あらゆる方面に於て敢て他に遜色を見ざるに至りしもの、一に他府縣に於て器械製絲の未だ發達せざる時代に於て夙に器械製絲の發達普及を見、或は他府縣より格安なる原料繭を輸入して製絲を營み、或は該業未開の府縣に進出して製絲場を設けて巨利を博する等、一歩を他府縣に先んぜるの功に歸せざる可らず。而して、これ小野氏が率先信州各地に器械製絲場を設け或は資金を融通して指導奬勵せる賚と言はざる可らず。前に諏訪郡製絲業者によりて記念碑設立の企圖ありしもの蓋し當然といふべし。

氏は明治二十一年一月二十三日未だ器械製絲の全盛時代を見ずして逝きしと雖、曾て明治三年東京築地入船町に六十人取伊太利式製絲場を創設して古河市兵衛を主任として奥羽信州の繭を購ひ來り製絲を營み翌四年には九十六人取に擴張して全國に伊式製絲の範を示し、同場に來りて傳習を受くる者多く後明治六年之を閉鎖するや奥州二本松及び信州に之を移して其地方製絲業の發達を促進し、又、政府に金を献じ或は數十萬圓を代辨調達し、又は京阪の富豪を勸誘し政府還償の保證人と爲りて募金する等國家に功勞ありしを以て明治二十六年一月正五位を贈られたり。

註(一)　上諏訪町平林正邦氏所藏

一五　尾澤金左衛門

尾澤金左衛門は天保四年四月十五日諏訪郡平野村岡谷に生る。尾澤金藏の二男なり。資性明敏にして剛毅。尊謀果決文〻年別に一家を起し少額の資を以て麻の賣買に從事し、又、諸國より輸入の綿を以て篠巻となし之を松本、小

諸地方に行商せり。然れども綿商は春夏の候のみなるを以て父と共に爲蠶絲の製造に從事し之を京都岐阜等に送りたるもの其産額一年十乃至二十梱に過ぎざりきといふ。明治の初年印度綿輸入の爲篠卷の壓倒せらるゝに及び綿商を廢して專ら製絲業を營みしが會々横濱開港して生絲の需要增加したれば金左衞門は益々其改善と發展とに熱中するに至れり。明治九年座繰を廢して蒸汽器械製造に改め同十二年純粹館を起して益々製絲の改良を謀りしが當時販訪地方の製絲家は個々獨立して統一を缺けるを慨し片倉兼太郎林國藏等と謀り開明社を創設して製絲光澤の一定を謀り共同荷造をなし同十七年には共同再繰場を設けたり。氏は又製絲以外運輸交通に意を注ぎ明治十年既に內國通運會社支店を開きて南信一帶の運輸を便にし貨物保險の法を立てたり。其後中央線の速成に盡瘁する等製絲業と共に其運輸法に力を盡せり。されば第五回內國勸業博覽會よりは名譽銀牌を明治三十五年には大日本蠶絲會より金牌を同年山梨縣主催の聯合共進會よりは功勞賞を同四十一年には賞勳局より綠綬褒章を同四十四年には大日本農會より褒賞を贈られ海外よりは、明治三十七年米國セントルイス萬國博覽會より最高名譽金牌をうけたる等受賞の數枚擧に遑あらず。大正二年四月十五日東京に歿す享年八十歲。同氏の經營せる工場は平野村尼澤組製絲場の外武藏の熊谷、大宮、常陸の土浦下總の千葉陸中の盛岡其他數個所に及べり。

一六　長岡万平

上田地方は本縣中最も早くより蠶桑の業開け生絲織物等に從事する者多く、其盛價夙に宇內に高かりしが、開港以來一時傾倒を以て蠶種を輸出して巨利を博せしより人心靡然として之に歸趨し、各自の本業を放擲し爭つて蠶種製造に從事し、爲に生絲織物等を營む者一時に減少せしが、其後歐洲に於ける本邦蠶種の需要激增し、蠶種輸出業者及び

之に關係せる人々の倒産せるもの相次ぐに及び、迷夢漸く醒めて先業に復せしも、瞬時に巨利を得んと欲する習慣より蟬脫する能はず、生絲製造業者も亦目前の小利に迷ひて粗製濫造の弊に陷り、加ふるに奸商之に乘ぜしかば一層斯業の衰頽を來せり。

當時本邦より輸出せる座繰絲は米國市場に到り直ちに販賣するを得ず必ず揚返しの手數を經て後市場に現はるゝものなれば、勞銀の高きこと世界第一と稱せらるゝ米國に於て之を行はゞ、其手數に要する賃銀の爲に價格の幾割かを減殺せらるゝは固より論を俟たず。



長岡万平　唐木鷹三郎氏藏

我國は之に反し職工賃銀の廉なる、殆んど印度地方と價を同ふするを以て、勞銀の廉なる我國に於て揚返をも行ひ、其手數に屬する賃銀を得るの策を施さば啻に其利益の我に歸するのみならず、併せて彼の便を得る智者を待て而て知らざるなり。長岡万平等玆に見る所あり、一は製絲濫造の弊を矯めて改良に赴かしむる方法を設けて聲價を挽回し、一は賃銀の利益を我に收めて價格を貴からしむ可き兩全の策を得んと百方苦慮せし際、會々明治十年八月及同十一年十月の兩回、內務省より速水堅曹の巡廻指導するあり、之に基づき明治十二年七月田中忠七、竹內勝造等と協同して「擴榮社」を創立し、群馬縣前橋地方にて專ら行はるゝ座繰器械を購ひ、前橋より教師志鎌某を招聘し、水車を設けて座繰試驗所を創立し、該社附と稱する四百名の座繰製絲人には煮繭法及び繰絲法等を懇切に敎授せしめしかば漸く進步改善の緒に就けり。

明治十三年に至り資本金を增して二万圓となし、且模範的座繰絲を製造せん爲に新たに一棟を建設し、座繰器械百名座を設け工女壹百名を雇ひ製絲せしめたるに頗る精良なる生絲を生産するに至れり。

明治二十一年氏は農商務省の諸問會に出席せるに當時大臣より「信州の蠶絲業は舊くより行はれ繭の產額亦多きにも係はらず、製絲に改良家なきは遺憾なり何とか方法を設け之れが改良を行ひ信州製絲の名を擧げざるや」との刺衝を與へられたり是に依て氏は聲つて本縣生絲の改良を計らんと決心し、明治二十二年七月百人取の器械製絲場信陽館を設立し同年四五〇貫價格二萬圓の生絲を製造せり。これ上田町に於ける器械製絲場の權輿にして、氏は損益を度外し專ら優良なる生絲を製造し、信州製絲の名譽を揭ぐることに留意し、工女を精撰し、原料繭を嚴選し且薄皮を多分に殘して製造せしめたり。されば當時信陽館は本邦第一の製絲を製出して格付の標準となり、伯州の鑑印等之につぐの有樣なりき。

明治二十八年九月京都府下相樂、與謝、船井の三郡長及三郡有志の視察報告によれば當時の釜數百四十八工女百七十一人一ケ年の製絲高百六十梱（一ケ年營業日數六ケ月）價格は千貳百弗なりきといふ。而して視察の評に「當館は關東屈指の良絲を出すを以て其名高し、是、長岡氏血涙の致す所なり」とあり、以て氏がいかに製絲改良に苦心し、又其成績の顯著なりしかを知るべし。

其後釜數を增して百四十八釜とし明治四十二年（四十一年迄は長岡万平四十二年は長岡万次郎）に至りしが失敗して工場は銀行の所有となれり。

其後小諸町の人小山清右衞門其跡を引受け（銀行より入）信精館と改め明治四十三年は百四十八釜翌年よりは百三十釜にて大正五年迄繰絲せしが同年三月の出火により全燒して屋代に移り由緒ある工場も其跡を留めざるに至りしが同年十

一月小宮山製絲場共址に建設せられて現在に及べり。

一七　唐木銀三郎

唐木銀三郎名は善武小名繁作、信濃國埴科郡矢代村の人なり。若春雄、銀三郎と稱す。母國子松林氏、天保四年癸巳六月十六日を以て生る。

幼にして讀書を柿崎多膳に筆札を松崎傑齋に學び、又、相澤陸朗に撃劍を學び陸朗歿後塚田孔平の門に入り砕勵練磨して遂に共印可を得たり。

是より先嘉永元年父銀三郎生絲業を始め前橋市場に往來し、横濱開港に及び生絲を輸出し文久元年松代藩命を以て同藩領內生絲商人取締となる。氏年十七歳始めて父に從つて生絲を携えて前橋市場に至り翌年以來九ヶ年、重荷を負ひ寒暑を冒し碓氷の峻嶺を上下し、前橋に往復すること毎月十二回なりきといふ。其勤勞亦以て想見すべし。安政六年幕府横濱港を開き通商貿易を許すや、君亦生絲を輸出し。明治の初蠶種を輸出するもの多く從而價格高低一ならず家産を蕩盡するもの亦頗る多し。然るに氏は謂へらく如斯蠶種輸出に狂奔せば國用缺乏せんと、專ら蠶種を上武兩州之間に製げり。偶々伊佛に於ける蠶種需要の激減と、本邦蠶種の粗製濫造とにより共價格暴落して家産を傾くる者相接ぎしも氏獨り免るゝを得しもの蓋し共識斷による。

開港以後生絲の海外輸出激增と共に粗製濫造の弊亦行はれ皇國第一の名産たる聲價地に墮せんとせしかば明治五年十一月大藏省は各地方より身代も相應にして人民に說得をもなし得べき者を選び、横濱生絲賣込問屋と共に同省に招集し協議會を開催せり。此時代は飯沼村吉池定之助上田町長岡萬平（代理深町茂太郎）と共に同省に出頭し屢々租稅

頭陸奥宗光に謁して其諮詢に應へ且建言する所あり、是によりて明治六年一月三十日生絲製造取締規則を制定し同年六月より之を施行せしむる事となれり。同日租稅頭より横濱生絲改會社に倣ひ生絲改會社を設立すべき旨を達し來るや氏等協議して生絲改會社規則を定む。(本縣公文明治六年生絲之部にある生絲改會社規則は唐木銀三郎の自筆にて其訂正等も同氏の筆になれる事及同氏の從來の經歷より見て恐らく同氏の起草せるものならんと考へらる)



唐木銀三郎　(唐木鷹三郎氏藏)

是歲、長野縣下に生絲改會社十一ケ所を置くに當り、氏は屋代生絲改會社長にして、又、十一社總代を兼ね、更に吉池定之助、長岡萬平と共に生絲賣買取締役を命ぜらる。依りて各所社長と議し專ら製絲の改良を圖り、漸く品質精巧に赴くに至れり。

明治十年四月生絲製造取締規則廢止され、生絲改會社亦從つて廢せらるゝに至りて始めて其任を解かれしが、同年六月縣は更めて「生絲改所」を置くや擧げられて檢査長と爲る九月　明治天皇北陸御巡幸の際長野行在所に鳳輦を駐めさせ給ふや、縣命を以て製絲工女世話掛となり、蠶絲業を天覽に供し奉り次の如き褒賞を賜れり。

眞綿　唐木銀三郎

今般

御巡幸ノ節座繰製絲併紬引眞綿工女差出事業　天覽ニ供シ候段奇特之事ニ付頭書之通賞與候事

明治十一年九月

明治十八年選ばれて蠶絲業組合組長と爲り十九年之を辭す。乃ち氏は本縣蠶絲業の基礎未だ確立せざるに當り率先して之が指導啓發の任に當り、殊に製絲之改良に最も力を盡し生絲改會社規則を定め同會社を設け以て本縣製絲の粗製濫造の弊を矯正し、製絲國たるの基礎を確立せる功は沒す可らず。而して獨り蠶絲業のみならず明治十七年十月推されて屋代町戸長となり、或は屋代學校執事となり其他公務に竭す所少からず、氏は平素恭謹己を持し、皇室を尊び國体を重んじ敬神の念篤く一重山神社を屋代町に再建す。晩年退隱して玉葛會を創め歌道を奬勵せしに大正八年病に罹り八月廿九日溘焉として長逝す享年八十有七才。嘉木院秀德善武居士と謚す。

一八　高橋平四郎

高橋平四郎本姓は田中氏字子誠、諱成知信山と號す、上田町鍊原區田中良右衞門の二男なり天保五年十月十五日を以て生る。安政二年小諸町呉服商高橋平四郎の養子となる。明治維新後百物舊觀を革め殊に外國との交通に際し我實業界は大なる影響を受くるを見るや、氏大に感奮する所あり健全なる邦家の發達を企圖し富岡強兵の實をあぐるにはまづ海外貿易を盛にし外資を吸收するを第一着手とせざる可らざるを覺り、而して其最も輸出に適する貿易品は蠶絲にあるを看破し挺身蠶業の發達振興を圖るを以て畢生の任となせり。

然れども當時一般の製絲事業たる極めて幼稚にして凡ての規模設備等一も見るべきものなし、然るに明治五年富岡製絲場の創立せらるゝや氏の熱心と抱負とは夙に當局の認むる所となり同年七月製絲場繭買入取次を命ぜらる。

小諸町

高橋平四郎

右之者昨年中買繭用申付候義有之ニ付改而當製絲場用達申付候ニ付一應御掛合之上可相達處當所生繭買入節ニ差掛リ別而差急キ候間直ニ其旨相達申候處御縣於て別段御不都合之義も有之間敷哉此段御掛合旁申進候

富岡出張
租稅寮　製絲場印

長野縣
御中（長野縣公文編冊明治六年）

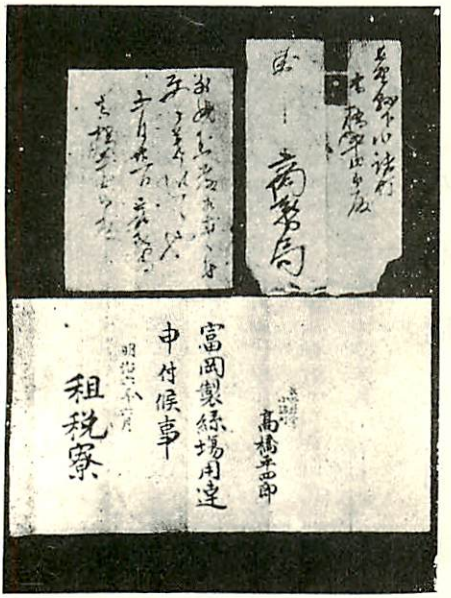

小諸町　高橋平四郎氏藏

右の照會狀と同時に同人に達せを辭令書寫の本縣に送附せられしもの次の如し。

長野縣下
小諸町
高橋平四郎

富岡製絲場用達申付候事

明治六年六月廿二日

租稅寮

（明治六年長野縣公文編冊）

當時佐久地方は繭の生産豊富にして其質も比較的優良なしかば氏は同地方を始め長野縣下及筑摩縣下飛驒國に亘りて多額の繭を買入れ同家には今尚之に關する書類多く存すれども年次不明にして其數量を明にする能はず。

然れども佐久地方が優良繭を多く産出せるにも拘はらず未だ製絲業興らざりしを以て氏は御用達勤務中當時最も進歩せる製絲場設備全般につきて精査研究し自ら製絲業を創めんとせり場長尾高惇忠氏（北佐久郡志早見氏とあれども早見は速水の誤にて後に社長となれる速水堅曹なるべきも當時の場長は尾高惇忠氏なり。）亦氏の計畫を贊し爲に便宜を計る所あり。翌六年に至り氏は小諸藩士中より工男女六十餘名を募り富岡製絲場に送れり。これ氏の宿望たる自己の製絲場創設の準備にして、又一は職を失ひつゝある士族授産の目的を以てせるものなり。



高橋平四郎（高橋平四郎氏藏）

かくて翌七年七月星野喆之助日記に七年七月八日とあり、鄉里小諸町に於て三十二人繰の丸萬製絲場を創立せり、これ本縣に於ては諏訪の深山田製絲場上高井郡（當時高井郡）雁田の關菊之助の工場につぎ本縣最初の機械製絲にして有名なる松代六工社の開業より稍々早し

明治十三年六工社提出の書類によれば同社の開業式は七年八月廿五日又横田英子の富岡後記によれば七月十一日初製絲開業式は二十二日頃とあり何れにても後なり。創業當時の同社の規模は明治十二年十月十一日同氏より長野縣勸業課に提出せる左記の書類に詳にして、其外觀は當時にありては頗る宏壯美麗なるものなりし事は最初同製絲場商標に使用せる製絲場の圖（八二頁）によりて窺ふことを得べし。



信濃國北佐久郡小諸町

所持主　高橋平四郎

製絲機械一覽表

造立年月日	本場建家	附屬建家三階造	同平家	總地坪			
明治七年七月開業	間口十間　奥行五間	間口七間半　奥行四間半	間口七間　奥行三間	一反四畝七歩			
運轉	器械	小枠繰揚器械	大枠揚返器械	繰法			
水車徑九尺	イタリヤ器械ノ富岡製絲場模圖木製	三十二	十二	フランス流打附			
絲造	繰揚温度	繰揚絲	繭煮法	繭			
卷通	夏百四十度　秋百六十度	繭四粒附	凡二合	蒸殺			

開業之際工男女者富岡製絲場ニテ熟業ノモノ也示來實業經驗逐年熟練明治十年內國勸業博覽會ニ於テ鳳紋之賞ヲ賜フ爾後今日ニ至ル迄開申スヘキ程ノ沿革ナシ

（表中イタリヤ器械トアルモフランスの誤ならん）

右

明治十二年十月十一日

長野縣勸業課　御中

高橋平四郎



丸萬製絲場　（小諸町高橋平四郎氏藏）

初め同氏の機械製絲場を興すや知友は之を危疑し、家人は之を厭ひ、交々廢業を勸め加ふるに絲價下落して共困難名狀すべからざりしが、氏は刻苦精勵只管其業に精進せしかば事業大に進歩し、加ふるに明治九年絲價非常の騰貴に依り巨利を博する事を得たり。之に依りて嚮に喋々せるもの皆止む。於此益々斯業を擴張して國産を增殖するは一般の人々をして其技を進めしむるにありと考へ、座繰揚返器械を構造し、明治十二年七月小諸町に二十四揚中込村に十二揚の工場を建設し別に座繰揚返一人運轉器械一百台を造りて南北佐久、小縣、埴科四郡の有志に貸與し製絲の改良を圖れり。

氏はかくの如く製絲の改良に努むると共に一方に於ては開港以後蠶種輸出盛大となり、其結果蠶種濫製に陷り輸出杜絶後も尙其影響製絲に及ぼすを憂ひ蠶種の改良をはかり、上州佐藤國太郎の「鬼縮」岩代丹治梅吉の「赤引」等の良種を移入して熟練の養蠶家に分配し氏も亦之を飼育せしに何れも精良の繭を得、明治十年の博覽會に出品して賞を得たるのみならず、十二年の横濱共進會十三年の第一回長野縣繭生絲絹

織共進會等に於て南北佐久よりの出品多く受賞者亦多きは職として氏の誘導による。

翻而製絲事業の方面を見るに此間に於て丸萬製絲場の蒸氣罐を換へ器械を改良增置し四十八人繰となす、此機械は最新式のものにして蒸氣罐の如きは實に本國に其比を見ざるものなりきといふ。

明治十三年二月本縣製絲業者は生絲改良の爲縣の誘導により友誼社を設立し三月廿七日會頭選擧を行ひしに衆望の歸する所高橋氏之に當選し日夜本縣製絲改良の爲に盡力せり。後社長副社長の任に當るものなきを以て當時本縣勸業課員たりし鷹野正雄吉田景京兩氏の現職を解き同社の事務を執らしむる事とし、兩三人之を諮すと雖未だ解職に至らざるの間氏一切の責に任ぜり。ついで十四年三月鷹野氏社長に吉田氏副社長に就任するに及び漸く事務を兩氏に委し專ら會頭の任に當るに至れり。

明治十一年八月本縣に於て縣下の模範製絲場として設置、經營し來れる長野製絲場は其後民間業者に經營せしむる事となりしが、恰も當時設立せられたる友誼社に於て其事業を繼承する事となれるも、製絲營業の責に當る者なきを以て高橋氏其事業を負擔し縣より資本として金千五百圓を借り之を經營し其製絲は自家製絲場のものと共に之を佛國に直輸出せり之より先明治十二年橫濱共進會開設の際商權の振はざると輸出法不完全なるとの爲二三外商に共利益を壟斷せらるゝを慨し、同國の有志を糾合して同仲社を設くるや氏實に共發起人中の主なる人たる事次の速水堅曹氏の手簡に見るが如し。

又明治十四年春氏出京の際、政府に於て直輸出を爲さんとする製絲家に對し「尙爲換前借金」を貸與するの議あるを聞知し、六月中友誼社長鷹野正雄を上京せしめ當時の大藏卿佐野常民に謁し、同氏より「國家の命脈は生絲にあるを以て製絲の業に黽勉せよ」との懇篤なる諭達をうけ一層盡力し、遂に四十五萬圓を拜借し直輸營業者の便を開けり。

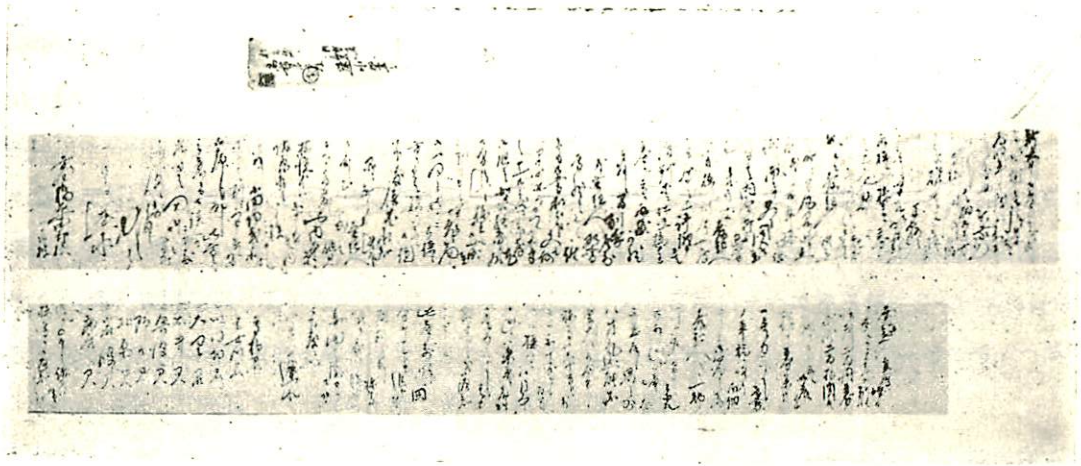

遠水堅曹ヨリ高橋平四郎宛書簡　（高橋平四郎氏蔵）

（藤野正雄傳參照）

明治十四年横濱賣込問屋結合して生絲賣込の舊慣を改め外商の專横を矯正せんと、「聯合生絲出荷預所」を設置するや彼我の間に葛藤を生じ、取引中絶—金融閉塞せり。

之に依りて絲價暴落、銀貨も亦低落し、直輸出の荷物も賣却に至らず、既に佛國へ直輸出せる絲も賣上に不成、製絲業者の損失莫大にして倒産者相つげり。氏亦此爲大打撃を蒙り家政の改革に着手せるも同家にて舊來營み來れる呉服太物を始め家屋田畑の如き殆んど半價に下落し遂に破産の非運に陷るに至れり。

然れども剛毅不撓の氏は更に屈せず捲土重來の意氣に燃へて明治二十年東京に出、大に爲すあらんとし成算稍々熟して歸鄉するや、會々病魔の襲ふ所となり不幸起つ能はず明治二十二年四月二十七日遂に他界の人となる享年五十六。

氏は製絲業に全力を傾注せるも、衆望の歸する所戸長となり町會議長となり、明治十二年縣會議員に選出されて副議長となり地方自治の爲に貢獻せること亦尠からず。而して爲人寬仁大度沈着にして禮節あり、其公私の事務に執掌するや措置明晰條理整然人皆推服せりといふ。氏の製絲報國の大業は未成して遂に挫折したりと雖、氏の志望は大に後進を啓發し幾ならずして信州の地歷絲業を以て全國に其首位を占むるに至れるもの先覺氏の如きありし余惠にあらざるなきを得んや、宜なり明治十四年褒章條例制定せられ其該當者につき宮島農商務權大書記官よりの照會に對し本縣に於て其第一回擬賞者として長谷川範七大黒忠一郎等と共に之を推奬せる事、然れども不幸明治十五六年の大瓦落により破産せる爲其恩命に接せざりしかは惜むべし。事の成否はしばらく措きて其信州製絲業發展の爲に犧牲となりし功績は永久に沒すべからざるものなり。

（長野縣公文、北佐久郡誌、高橋家文書、星野詰之助日記等）

一九　大里忠一郎

大里忠一郎諱は致泰相澤元右衞門の子なり、松代藩士大里忠右衞門の養子となり其姓を冒し西條村に住す。人と爲り沈毅寡言にして心計饒し常て藩命によりて王師に越奥に從て功あり賞典錄二十六石を賜ふ。既にして廢藩せらる政府藩士に債券を賜ふて其祿を罷む。忠一郎謂へらく徒費して産を失ふは計に非るなりと、士族に桑の業を勸誘し又製絲事業を起して授産の道を廣めんと欲す。當時貿易市場生絲の景況漸盛なりと雖粗惡なる座繰製絲に止り蒸氣製絲に至つては上州富岡の官設の外復あることなし因つてまづ工女を富岡に派して傳習せしめ明治六年同志六人と製絲場を西條村の六工に建築し號して六工社といふ。工女を富岡より呼還して繰絲に着手す當時蒸氣罐の裝置は汽車汽船の外見る事なし、忠一郎簡易なる銅製汽罐を發明し裝置して五十人座の繰釜を設置す、然るに生繭購入に至りては薄資微力縱に賃繰の方法に從ふ、且つ工女の技倆未だ熟練せず收支償ひ難く頗る困難を極む會々勸農局員速水堅曹工場を巡視す、忠一郎共に語りて大に感悟する所あり更に器械を改造し人座を增加し專精良の物品を製出す、十一年に至り士族中祿券を以て資本とし同盟を請ふ者二十余人に達す是に於て生繭購入の途を得賃繰法を廢し尙二十人座を增し業務の体面を一新す。十二年春資本を官に借るの特典を蒙り工場其他の構造を改め舶來模の蒸汽罐を備へ百人座の繰釜とす。是に於て西條村の工場全く整頓せり。十五年更に工場を松代町に新築し、亦六工社と稱す其規模西條村の工場に比すれば宏大にして百三十一人の繰釜を備へ二社合せて工女二百三十一人工男二十五人を使役す。

又、長野縣設模範製絲場は忠一郎の監督する所にして五十人の工女を使役せり、其他忠一郎の勸誘により製絲工場の縣下各地に建設せらるゝ者數十所、其請に從ひ監督の勞を執る、忠一郎又松代町の邸宅内に汽罐工作場を建築し製

絲用汽罐を製造せしが堅牢を主とし裝飾を省き危險を避くるを目的として價格を低廉にせしかば遠近工場の需求日に多かりき。

六工社の組織は西條村に在るを共同資本として松代町に在るを社長忠一郎單獨の經營とす而して二社の製絲は米國直輸を目的とし橫濱賣は時宜による者とす。開業以來三十年士民の蠶絲事業に衣食する者殆んど松代地方一般の常態と成る、其輸出する所の生絲は各精良にして松代製絲の名聲遠く海外に播く、是より先明治十一年忠一郎長野縣御用掛となり縣設模範製絲場を監し、十二年國立六十三銀行支配人となり、十三年西條村戶長に任ぜられ敎育を奬勵し山林保護の方法を講じて功あり。十八年蠶絲業組合設置に當り埴科郡北部組長に推選せられ十九年縣の勸業諮問會員となり、二十一年九縣聯合共進會審査委員と成る此年松代町に蠶絲傳習所を設け生徒を募り生徒に學理的思想を養成し蠶業上一切の事を研究せしむ。明治二十二年農商務省の委囑により海外蠶絲の實況を視察す、埼玉縣木村九藏群馬縣田中詮平と同行し伊佛兩國を巡視すること數月の後田中木村に別れ單身米國に渡り機業の實況を視察す、抑々米國は我國蠶絲の花客として將來製絲の運命消長に繫るは他邦の比に非るを以て其機業家の使用の方法に至るまで充分調査する所あり同年十月歸朝し復命書及意見書を上呈す、二十三年四月農商務省の垂問に對し上京して意見を次官に開陳し、大日本農會農藝委員を囑託せられ又第三回勸業博覽會審査



大里忠一郎

官第三部勤務を命ぜらる其間實に十有余年忠一郎が各地に於て當業者の爲に演說講話したること數百回其蠶絲の業に稗益したること實に少からずとなす。又、其經營事業及製品に對し褒賞を得ること前後數十回に達し特に第一回內國勸業博覽會に於て花紋賞牌を授けられ佛國に於ける萬國博覽會に於ては金牌を得たり。

二十四年七月三日官其功勞を賞し勅定の藍綬褒賞を賜ふ。註(一)二十六年三月其業務を擧げて甥羽田桂之進に讓り躬之が監督に任じ尙斯業に勵精せしが三十一年六月七日病歿せり。年六十四

維新の初王師東征し諸藩同背未だ定らざるに當り忠一郎首に藩命を承けて先鋒總督岩倉具定に見えて從軍を請ひ又監軍岩村高俊を上田に迎へて藩情を陳し之に從て北越に赴き常に藩兵の輜重を掌り軍置定なきを得たり、明治二年忠一郎藩の產物會所にあり此年禾穀登らず米價騰貴す、忠一郎廩米欠乏し領民飢餓に迫るを患ひ急に新潟に赴き購辨して救濟する事を得たり、其機を見るに敏に、財理に精しき事此の如し世人評して其功業の盛を致す者偶然に非ずと爲す長子忠相家を嗣ぎ襲ふて忠一郎と稱せり。

大正十三年生前蠶絲業の爲に盡瘁せる功により從五位を追贈せらる。

註（一）　長野縣士族　大里忠一郎

夙ニ志ヲ蠶絲ノ業ニ勵シ率先有志ト共ニ六工社ヲ組織シ以テ製絲ノ改良振作ニ盡力シ或ハ海外ニ航シテ蠶絲ノ實況ヲ探究シ或ハ傳習所ヲ設ケテ生徒ヲ養成シ或ハ一種ノ汽罐ヲ發明シテ同業ヲ稗益スル等辛苦經營地方ノ蠶業ヲ勸勵シ遂ニ松代絲ノ名ヲ海外ニ博スルニ至ラシム其成績著名ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治二十四年七月三日

（埴科郡誌、松代町史）

二〇　茅野彌右衛門

茅野彌右衛門は天保七年十一月を以て諏訪郡上諏訪町大和に生る。

明治五年東京小野組の來りて同郡下桑原村に製絲工場を建て伊太利式器械製絲を創むるや之に倣ひて製絲業を始むるもの相踵ぐ。時に舊高嶋藩士武田禎造、牛山吉正等來りて、氏に士族授産の爲製絲業を起すべき事を勸む。



茅野彌右衛門（茅野房次郎氏藏）

於茲明治六年伊太利式器械製絲場を創設し名けて小富士器械といふ。

ついで同志を勸誘して製絲場を設けしめ、後之を團結し名づけて鵞湖社といふ。

此時從來の伊太利式を富岡式に改めしも事業不熟練の爲收支相償はず困難日に加はれり。

當時の社員、氏を除くの外は微々たる一士族にして資金十分ならず社運將に傾かんとせり。然れども氏は百方奬勵努力して漸く之を繼續するを得、翌十二年には十五人を增して四十五人取とし勸農局卒業の士を聘し、老練の工女を雇ひ、炭火鍔釜を廢して中山社の武居周吉に謀り横須加製鐵場の蒸氣釜を模造し東京より鐵板を購求し、鐵工小林與平に命じ蒸氣釜を張立改良の功大に擧るといふ。（實業偉人傳）

明治十三年絲價並に銀價の騰貴によりて意外の利を得、十四年八月には釜數を增加して社運の擴張を圖りしに同年聯合生絲荷預所と外商との葛藤により多大の損害を蒙り、製絲家の倒產するもの續出し、同社中廢業するもの三名、ついで翌十五年又一名廢業して殘れるもの僅かに三名、釜數一〇七個となれり。

然れども氏は熱心なる社員と共に益々共團結を鞏固にし堅忍持久時運の回復を待てり。

かくて百難を排し良絲主義によりて製法の改良に腐心せし甲斐ありて同社の白菊印の聲價頗る揚り、橫濱に輸出されて常に賞讃を博せり。是より益々製絲の改良を圖らんとし、主として生絲の審査を嚴にし、絡交の整理絲量の一定等に留意せしかば同社の製絲は他の製絲に比し優位を占め、明治十八年神奈川縣一府九縣聯合共進會には二等賞を得同年八月巴里大博覽會には本邦製絲を代表して出品し一等有功賞を得たり。

明治十九年に增釜して二百三釜となり、共同揚返場を設け絲質の統一を圖り巡回檢査を置き各家をして製絲法を一家の如くならしめ、水質を驗し色澤の潤美を期せしに、百斤に付普通品より五十弗の高價を以て、賣買せらるゝに至れり。

於茲同年宮城縣伊具郡齋藤喜平次同忠四郎の兩氏來つて同社製絲の實況を視察し、其製法に倣ひ各五十人繰工場を設け、同二十年山形縣西村山郡長及び同縣蠶絲業組長紫田七郎兵衞の需に應じて二百人繰の工場を創設し、檢査人及職工を派して指導し、同二十一年群馬縣倉ケ野驛松本勘十郎及書上順四郎兩氏の請により同地に鵜湖社の製絲法に倣へる二百人繰の製絲場を建築し光鹽社と稱し、檢査人及び工女數名を派遣し、明治二十六年青森縣津輕郡役所及び島根縣石見國濱田町石水社兩所の請求によりて女敎師を派遣し、同廿七年秋田縣雄勝郡役所勸業場の請求によりて仕樣書を送り檢査人及女敎師を派遣せり。其他製絲改良に志あるもの來社して製絲法を質し社則を請ふもの踵を接し、各

府縣並に郡役所或は蠶業組合長等の添書を得來社して傳習を請ふ者多く其名簿存せりといふ。

明治二十四年七月三日朝廷特に其功を賞し綠綬褒章を賜ふ。其褒章の記に曰く

「夙に志を蠶絲に勵し明治六年中伊國の樣式を採て本村に製絲場を創設し同志と共に十一年鵝湖社を組織して熱心改良に盡力し幾多の艱難困阨を經歷し遂に聲價を海外に博し同業の模範と爲るに至る其實業に勵精なる多年一日の如し洵に奇特とす依て明治十四年十二月七日勅定の綠綬褒章を賜ひ其善行を表彰す」

と即ち氏は率先して器械製絲を始めたるのみならず、當時製絲の粗製濫造に流れしを慨き多大の犧牲を拂ひ只管優良なる生絲を製造せん事に苦心せり、されば前記の外第三回內國勸業博覽會に生絲を出品して一等有功章を得、第四回には二等有功章を得、明治二十五年米國シカゴ府万國博覽會に出品して優等賞を得たる外各共進會博覽會等に出品して賞を得たるのみならず、宮內省より御料用として御用命を蒙れりといふ。然るに氏の製絲は良絲第一主義をとれる爲に生產費嵩み、加ふるに水質惡しくして絲量少かりし爲（氏は大和村を流るゝ淡川の水を用ひたり）漸く負債を生じ、ことに其後繼者が斯業に熱心ならざりと金融機關の不備なりし等との爲さしも下筋第一を矜りし同家も沒落の止を得ざるに至り、鵝湖社も亦解散せり時に明治廿九年にして氏六十一才の時なりき。

是より先氏は明治二十八年頃より牧場を鹿塩に有し牛を飼養し居たりしが、製絲業を廢せる後は牛乳屋を營み明治四十年七十二才を以て歿せり。（實業家偉人傳　茅野房次郎（彌右衞門孫）茅野吉三郎（彌右衞門甥）等談及縣公文）

二一　三井仁兵衞

三井仁兵衞は諏訪郡下諏訪町の人なり。家世々商を以て業とす。開港以前信濃名產みすゞ行李を大阪地方に販賣す

るを業とせしが、嘉永二年始めて蔵の前に庇を出し座繰器械を用ひて製絲を始め、同郡長地村地方の人々にも習はしめ明治三年始めて横濱の原善三郎に販賣するに至れりといふ。

明治六年頃より鍔釜に桶を嵌め銅パイプにて蒸氣を導き眞鍮半月形の煮鍋にて煮繭し、現在下諏訪神社宮司官舎のある位置に水車を据付け其動力により座繰製絲を行はしめしが、其後眞鍮鍋を廢し伊那郡赤羽より陶器鍋を買ひ入れ繰絲せり。

明治九年座繰製は將來不得策なるを悟り、富岡に模し新たに蒸氣器械に改造し、運轉には水車を用ひ工女三十名を以て開業せしが、其製造高僅に六百七四斤に過ぎず、明治十一年工女十名を增し、增澤市郎兵衛、岩本甚蔵と謀り、東京勸農局試驗場卒業生中野健二郎及び女教師二名を聘し教授をうけしに其効著しく良絲を製造するを得たり。(或曰、明治十二年直徑二尺五寸長七尺の蒸氣罐を甲府より買ひ、改良の爲勸農局より中野健二郎を招聘せりと)(三井十一氏談)明治十二年の製絲高壹千百斤價金一万九百三十圓を得たり。ついで前記二名及岩波芝吉と結社し社名を白鶴社と改稱せり。

明治十三年下諏訪神社前に共同揚返場を新設し絲質を一定し共同販賣に改むこれ諏訪郡に於ける共同揚返及共同出荷の嚆矢にして、當時同盟者十數名、君即同社長たり。(十四年横濱原善三郎より三井仁兵衛宛書簡による)

明治十四年商權恢復問題の紛糾によりて同業者一般大に損耗を見るに至り、挫折休業するもの相次ぎ遂に一時同社を解散するに至れり。

然れ共氏は益々奮勵努力工女を增加して業務の擴張を謀り、十六年には米國向生絲を製造して大に聲價を博するを得たり。明治十七年(三井十一氏談には再び同業者と結社し自ら社長となり資金を貸與し生絲三百餘俵を製造し、同十八

年には四百余個を輸出するに至れり。

然るに當時同業者中動もすれば製絲の方法粗漏に流れ、信を外人に失し貴重の國産の名を傷くる者あるを慨し、嚴密なる社則を編制し之を實行せし爲社員の退く者あり。然りと雖同志の團結は益々固く、自己の工場を百六十人繰とし、十九年には二百人繰となせり。

爾來製絲額倍々增加し品質も亦良好となり二十一年には二百九十釜男十四人女三百七人（二十一年製絲業組合調査製絲工場調）となり明治廿二年には社務多忙なるを以て白鶴社を下諏訪町に新築し大に社務を整頓せり。

明治廿四年氏が多年斯業に盡せる功績により賞勳局より勅定の絲綬褒章を下賜して其功を賞せられたり。

日本帝國褒章之記

長野縣信濃國諏訪郡下諏訪村

三井仁兵衞

平素志ヲ蠶絲ノ改良ニ注キ率先機械絲ヲ製出シテ世人ノ注意ヲ促カシ同志ト共ニ白鶴社ヲ組織シテ熱心改良ニ盡力シ幾多ノ辛苦困阨ニ屈セス漸ク聲價ヲ內外ニ博シ多額ノ產出ヲ觀ルニ至ル其實業ニ勵精ナル多年一日ノ如シ洵ニ奇特トス依而明治十四年二月七日

勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治二十四年七月三日

奉勅　印

賞勳局總裁從三位勳一等子爵　大給恒　印

此證ヲ勘査シ第六十三號ヲ以テ
褒章簿冊ニ登記ス

賞勲局書記官正五位勲四等　平井希昌印
賞勲局書記官従五位勲四等　横田秀畠印

二二　原六右衛門

原六右衛門は天保八年九月廿二日下伊那郡伍和村栗矢原官兵衛の第四子に生れ幼名銀次郎といふ。安政五年同郡上郷村別府原六右衛門の後をつぎて襲名し、其家業をつぐ時に年二十二才なりき。

是より先養父六右衛門天保十四年奥州より蠶種を買ひ來り有志に頒ちて飼育せしむ、期年ならずして上田地方に霜害あり小縣郡丸子村工藤庄次郎原種を携へ來り六右衛門によりて養蠶をなし、更に蠶種を製造せしに其結果良好なりき六右衛門大に喜び、風土の適すること斯の如し、之を興して、以て特有物産と爲すべしと。依りて遠近の蠶種を蒐集して之を試み其良種を撰擇して近隣に勸め遠くは三丹地方に渉りて奬げり。これ同郡に於ける蠶種製造の濫觴なり。

安政六年貿易開始せらるゝや、飯田絲の聲價大に騰り、京都地方に於ても糯子の堅絲として歡迎せられしが會々奸商の爲名聲地と拂ひ斯業忽ち衰へしを歎じ、養父の業をつぐと共に專ら其改良に苦心せり。

又、蠶種の製造に當りては小砂利多き地の桑葉を以て飼育すれば蛆害なきを知り、文久年中別府天王寺原に於て自ら率先して一町歩余を開墾し用水には砂溜を堀り、堀り上げたる砂を畑に入れて桑園となし、續地所有者にも之を勸めて開墾せしめたりしが今尚此桑園の益をうくる事多しといふ。

明治四年熊本藩小山政藏、長野藩牛手島省八の三氏養蠶修業の爲來遊したる事あり、相共に上州佐波郡島村田島彌平著養蠶新論を讀して感ずる所あり乃ち蠶室の棟に空窓を作り戸を以て開閉せしめかば後之に倣ふ者多し。

其頃野底川一番大井尻字栗澤掛りの田水利惡しく挿秧の期に後れ水論絶えざりし上十分の收穫を得る事能はざりしかば、六右衞門考ふる所あり四反歩を桑園に變じて利益を示せしに他も亦之に倣ふもの多し。

明治十五年同郡喬木村市瀨善治福島縣伊達郡丹治梅吉につき火助育の養蠶法を學び歸鄉の後十五十六の兩年功を收めしより、養父六右衞門之を奇貨とし、伊達郡梁川の人淺野德右衞門の著書圖解を規とし市瀨氏を新築係り火力養蠶教師に依頼し、新築成るや土岐曹次郎の著書に鑑み蟻量六十匁を掃立五眠期に入る一夜大雷雨、容易に鳴を鎭めず、寒暖計を檢すれば九十度を上り、新築の壁濕氣蒸すが如く天井は露を顯はすに至る。天明けて之を檢すれば蠶は八分斃れたりといふ。

明治十九年蠶絲業組合組織せらるゝや副組合長に推薦せらる。此頃養蠶逐年盛大に赴けるも農繁期と同時になるを憂ひ夏秋蠶を奬勵せんとし、まづ桑樹の撰擇を先にせんとし東京三田育種場より「國富」「長瀨」「魯桑」、津田仙より「イタリヤ」福島縣渡邊源兵衞、丹波何鹿郡綾部町田中敬藏、飛驒國益田郡等より通計八十四種の桑苗を購入して之を栽培し、又、有志に分與して試作せしむ。（栽桑篇參照）

明治二十一年下伊那郡蠶種檢查所設置せらるるや其組長となり、明治二十二年蠶業組合解散して自由組合となるや其創立組合委員にあげられ明治廿三年八月下伊那蠶種組合組長となり二十四年には蠶卵元種檢查所創立協議委員となり同所創立と共に蠶卵元種檢查所取締役となれり。

明治二十四年七月四日多年蠶業絲に勵精せる功により勅定の綠綬褒章を賜ひて其功績を表彰せらる。褒章記に曰く

長野縣信濃國下伊那郡上郷村　原　六右衛門

夙ニ志ヲ農桑ニ注キ專ラ力ヲ蠶種改良ニ用ヒ桑ノ選擇セサル可ラサルヲ覺テ廣ク之ヲ四方ニ求メ其試植シタル良種ヲ選テ有志ニ頒施シ或ハ蠶室ヲ更正シ桑園ヲ改良スル等其實業ニ勵精ナル多年一日ノ如シ洵ニ奇特トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治二十四年七月三日

と、氏平素家にありて事に從ふや些事と雖忽にせず、成果常に衆に超えたり。曾て實家千代岡に在し日、柿二十當の皮を剝き又、一日養五領を作り、草履百足の緒をすえたりといふ。されば養蠶の枝の如きも年と共に進み　明治廿三年第三回內國勸業博覽會に出品して有功三等賞を得しを始とし、第四回、第回內國勸業博覽會には共に有功一等賞を得、明治三十年には大日本農會總裁大勳位彰仁親王より產業奬勵の功により褒賞を賜はり、同三十九年大日本農會總裁貞愛親王殿下より賞狀を賜はり、明治四十三年英京倫敦に於て日英博覽會あり、我邦より出品せる繭一百三點六右衛門出品の宮白龍は金牌を受領せり。蓋し繭出品人中金牌の受領者は瀧澤漸、山崎和作、鳥羽久吾、倉澤運平、小縣蠶種同業組合、原六右衛門の六人なり。

明治四十四年病あり一度癒えしも再發し三月廿一日、日英博覽會繭一等賞の賞狀到着の後溘然永眠す享年七十有五

法溫能院厚德仁慈日明居士といふ。

其他氏は地方公共の爲に盡せること少からず、天龍川沿岸別府共有地は其面積十余町歩堤防費は官民六ト四の割合に繼續し來りしが該地に遠きものは右堤竣工後も其地を利用せざるを理由として異議を唱ふる者多かりしかば　氏は三百圓を投じて共有地全部を買ひ該堤防費を一人にて負擔し、有志に其地を分割せしかば事容易に決し明治三十八年

には十八町歩の有租地を生ずるに至れり。

又、松川流域　松尾村と別府村との境界地は安政四年より明治十九年迄の間洪水の爲五回堤防破壞され田畑の流失尠少に非ざりしが、該堤防は舊來の村界を嚴守する爲河身屈曲して水に抵抗する事多き爲安全を保つ能はず。六右衞門輿望を負ひて交渉の結果遂に河身改修の決議と成る。會々小野田書記官巡視の途なりしかば檢分をうけしに大に其功を賞され四百余圓の補助をうけて官の監督工事となり、兩岸今日の幸福を見るに至れり。されば別府村にては村民之を德とし水神を建て毎年五月五日を祭日と定め六右衞門を招待し神酒開きに謝辭を述ぶるを例とせりといふ。

天保の凶作以來備荒貯蓄行はれしが喉元過ぐれば熱さを忘るゝ喩の如くなりしが、明治十六年六右衞門まづ婚禮の費用を節して一部は學校新築費に一部は共有貯蓄に加へ、順次有志を募りて此擧に賛せしめしより此金穀積つて巨額に達し其余慶によつて今日殖んど區費を徵收する事なくして青年團、罹災者救助、農會、書籍文庫、消防器具、土木、衞生、祭典、恤兵等すべての區に關する事業は之によりて辨ずるを得といふ。（下伊那資料七原家文書參照）

二三　長谷川範七

長谷川範七名は直棄字は子窶天保十年下伊那郡河野村片桐長九郎の二男に生る。父長九郎幼より學を好み梁川星巖に私淑して詩文を學びしを以て、範七幼にして星巖等の動靜を知り父を通じて其風采を思慕せり。星巖歿するの翌年（安政六年）江戸に上りて芳野金陵の門に入り又、安井息軒の門に遊ぶ。

文久二年五月五日喬木村阿島の豪農長谷川三友の養子と成る時年二十四妻は三保といふ。

明治二年三友退隱して範七續ぎ養父の意を体して大いに經世の才を振ふに至れり

明治四年六月二十四日伊那縣廳より第八區阿島村、小川村、加々須村、富田村、小鹽洞共有村の戸長を申付られ、同六年二月には筑摩縣參事永山盛輝より、第三大學區、筑摩縣下第二中學區取締申付られ、同年四月には第二十二大區區長を申付られ同七年四月二十九日筑摩縣より準官等十四等に補せられ、續いて同八年一月十三日には同縣より新聞誌世話掛を申付られ專ら地方自治の爲に軈掌せしが、開港以來蠶絲は貿易品の首位を占め、其需要激增し利益亦隨而多かりしより人々目前の營利に汲々として粗製濫造に流れ其勢底止する所を知らず其弊延ひては國家の盛衰に關する重大事たらんとする形勢を示せり。範七此情勢を座視するに忍びず慨然起ちて此弊風を除き蠶種、蠶絲の改良を行ひ、以て皇國第一の名産たる聲價を挽回せんことをつとめたり。



長谷川範七

當時東京小野組は歐製に摸して製絲器械を各地に設く、範七其輕便敏速にして、しかも其製絲は精良無比なるを聞き、出でゝ上武各地の製絲工場を歷訪し、機械の構造運轉の方法製品の精否等を審かにして歸りて直に之を新設せんとせしも、事業の重大にして資本の及ばざるを察し、明治七年小野組に謀り資力を藉り三十人繰の機械を設け勉勵の際、圖らずも小野組閉店の難に遇ひ後來の望みを斷てるのみならず損害を蒙ること少からず。時に岩代國二本松佐野利八の製絲業に盡力するを聞き事情を話し同氏の援を得て再び製絲業に從事するを得たり。

翌八年蒸氣機械の便利なるを聞き富岡製絲場に摸し其規模を擴張して五十人繰とし一層勉勵せるも最良の絲を製す

る能はざるを以て再び各所を經歷して其原因を究めんとせり。

明治九年岩代國二本松上州富岡等の製絲場につきて良法を見歸鄉して器具其他の習慣を一洗し益々改良をなし、翌十年內國勸業博覽會に出品して花紋賞を得たるも、之を福嶋縣下の產に比すれば及ばざるを知り、且、其原因は原料繭の不良による事を覺り蠶種改正の急務にして忽諸に附すべからざるの念を起せり。（審査官速水堅曹の說によりて自覺す。）

同年又外國の批評を聞かんが爲に横濱在留商米國六番館フルーデルー氏に委任し米國に直送販賣せるに兩三平均價格百斤に付七百弗を得たり。

同年又佐野利八の娘製（絲銘なり）前橋座繰製等の製法簡易にして品位も機械製に亞ぐを以て該法を郡下に傳播せしめて手繰の粗製を一變せんことを圖り、座繰器械數百人前を製作し營業人より坪方に至る迄之を貸與し、共同揚返場を設け頗る良品を製する事を得大に改進の道を開くに至り、翌十一年之を繼續して横濱に販賣せしに百斤の價六百九十六圓を得たり。之を以て手挽製（飯田鐵砲造）に比較するに一箇九貫目に付價三十五圓餘を增加せり。

同年又同業者七名と組合を結び、始めて自製に亞ぐ良品二千五百斤を得此年他の同業者擧て損毛を見しも同社は却つて多少の利益を得たりといふ。

明治十二年十一月横濱町會所に於て生絲繭審査掛を命ぜられ、閉會後審査格別勉勵に付勸農局長松方正義、商務局長河瀨秀治より手當として金五十圓下賜せらる。

明治十三年には客年假りに取設けたる組合を「生絲改良長谷川組」と稱し將來益々斯業を改良發達せしめんことを謀れり（長谷川組規則參照）

同年本縣第一回共進會生絲繭審査掛を命ぜられ、又、出品の繭生絲共に一等賞を得るに至れり。同年又濠州メルボ

ルン府萬國博覽會に生絲を出品して二等賞を得たり。

同年速水堅曹、高橋平四郎、大里忠一郎等と謀り生絲海外直輸の新路を開かんとして横濱に同仲社を興し米佛兩國に支店を置き生絲の直輸出を開始せり。

此年三月二十一日內國勸業博覽會事務局より審査官を申付られ、同年九月總裁二品勳一等能久親王殿下より慰勞金並に生絲繭につき一等有功賞牌を授與せられ、且兩品共宮內省御買上の光榮に浴せり。尙此年本縣第二回共進會審査掛を命ぜられ、出品の蠶種、繭ともに一等賞を賜はる。

是より先明治十年良絲を得るには良繭によらざれば能はざるを知り佐野理八に議り同人の紹介を以て丹治梅吉に倚頼し其赤引種を移入して蠶種の改正を計り大に効果を擧げしが明治十四年に至り「蠶種改良長谷川組」を興し蠶種の改良をなせり。而して如何に蠶種を改むるも其飼育方法をあやまらんか豫期の効果を收むる能はざるを以て同年各村に養蠶組合を起し(規則書別項にあり參照)又蠶兒飼育、桑樹栽培等の方法を研究する目的を以て養蠶談話會(規則別項)を開き蠶絲業に關する事は商議討論し徐々に之を實行し以て他を益したること尠からず。

又當時下伊那郡には蠶種製造人少く皆他縣若しくは他郡より移入するのみなりしかば大に之を憂ひ、市瀨善治等と謀り蠶種製造組合をも起せり。(蠶種審査會規則參照)

明治十五年米國紐育府の織匠業、長谷川組の製絲を稱讃して讓渡の特約をなし、遂に永遠賞買の條約を締結したりしが此事忽ち四方に傳へて名聲彌々高く遠近來りて蠶絲業の傳習を受くるもの陸續として絕えざるの、盛況を呈せり。

明治十五年九月七日七縣聯合共進會に於て繭生絲審査掛を命ぜられ又同會に出品せる繭生絲は同年十一月十六日桐

生新町に於て一等賞を得たり。

、明治十六年五月農務局より製絲諮詢會員を申付られ、同月三十日同會中格別勉勵に付慰勞として金十圓を給與せられ、明治十八年三月三十一日東京上野公園に於て五品共進會開かるゝに當り審査官を命ぜられ、又、此際文部省所轄教育博物館講義室に於て蠶絲業講話會を開くに當り講師の選に當り、齋藤素軒、丹羽徹太郎、練木喜三、大橋伊三郎佐々木長淳の五氏と共に繭之部につきて講演をなせり。以て氏が老練なる蠶絲業者として當時に重きをなせるを見るべし。

明治十八年五月二十八日、多年繭絲の改良に力を致せる功により勅定の藍綬褒章を賜はるに至れり。褒章之記に曰く

「夙ニ志ヲ繭絲ノ改良ニ竭シ有志ヲ合同シテ規約ヲ設ケ或ハ蚕蠶談話會ヲ創メ、蠶種審査會ヲ起シ以テ進歩ヲ將來ニ勉ムル等拮据經營十有餘年遂ニ其志ヲ達シ之ヲ海外ニ輸出スルニ至ル其成績著明ナリトス　依テ明治十四年十二月七日

勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス」と

同年十一月十六日農商務省より富山縣下蚕蠶業巡回教師を申付られ、又、明治十九年本縣に於て始めて蠶絲業組合設けらるゝや四月十八日長野縣蠶絲業組合取締所頭取となりしが、たま〳〵蠶絲業組合中央部幹事に當選したるを以て之を辭し專ら中央部に於て活動するに至れり。又同年十一月十七日大日本農會々頭二品勳一等能久親王殿下より第十七回農産品評會審査委員を委囑せられたり。此他博覽會共進會等に於て賞をうくる事數度に及べり。

かくて生絲改良長谷川組の勢力は伊那地方を風靡し明治二十一年の縣下製絲工場調によれば下伊那郡本部のみにて

五百八十六釜工男九十工女六百五十人一ヶ年の製絲高三千二百五十四貫二百七十九匁に達し尚外に同郡内根羽村石原銀重、上伊那郡片桐村松村理平、市田村大洞善次郎、關川宗三郎等皆長谷川組と稱せり。

然るに其後事業に失敗し晩年を不遇に過し明治三十七年十一月十五日二竪の冐す所となり遂に永眠す。法號を愿遊素顯敞範居士といふ。氏二男あり長子一郎喬村と號し後を嗣ぎ二男二郎石峯と號し幼にして繪畫に精進し、明治二十七年の頃瀧和亭の門に入り、三十二年松本楓湖に從ふ。其後三十五年頃有職故實研究の爲村田丹陵に學び漸く一家を成さんとするの頃不幸二竪の冐す所となり明治三十七年三月四日父に先ちて歿す年二十有五、遺稿に歌集若葉集、弧憤錄第一墓邊の感慨あり。

大塚氏著蠶史下卷四二頁に「範七後失敗し米商仲買店を兜町に出す、當時米商とて相場の賣買に從事するもの多くは一時の僥倖を希望するものなり。範七過つて轉業したるより、蠶業社會に信用を墮し前功も水泡に屬するが如きは惜むべきことなり」と記せり。其終を全ふする能はざりしは惜むべしと雖擧世滔々自己の利益に沒頭する者多き時代にありて只管國利民福の增進に努力し一身一家の利害の如きは殆んど省みるの遑なかりしが如き氏の活動振は、明治十六年長谷川氏の本縣に提出せる「生絲改良長谷川組規則」「蠶種改良長谷川組規則」「養蠶組合規則及主意書」「養蠶談話會規則」、「蠶種審査會規則」及び前述の略歷によりて知るを得べく、信州蠶絲業開發の功勞者として永久に忘る可らざる偉人なり。（下伊那資料第七輯、明治國民善行表彰錄、褒賞實業偉績、明治國民龜鑑、明治十六年長谷川範七褒賞方上申案及添付書類、明治十三年共進會及同十八年共進會添付業務沿革總說、勸業月報十三號、教科研究會調査、喬木村史蹟等）

二四　小田切辰之助

小田切辰之助は上高井郡須坂町の人なり天保十年に生る幼より蠶業に從事し、長するに及び生絲の改良に心を注ぎ安政年間横濱の開港に當り卒先生絲貿易に從ひしが當時我國より輸出の蠶種粗製濫造の爲漸く海外の信用を失墜するに至れるを慨き之が改良を圖らんとして慶應年間蠶種組合を設けて自ら檢查役となり蠶種製造に力を盡せり。明治五年政府は蠶種取締の爲に大總代の制度を設け製造人中行爲正實にして業務に熟達せる者を擧げて之に當らしめしが氏亦選ばれて翌明治六年二月三日大總代を命ぜられ明治八年此制度廢止に至る迄、養蠶製種の指導、蠶種製造取締の爲に東奔西走して其弊害の矯正に努めたり。氏は又蠶種海外輸出の望絶え之を國內用種に振向くるの結果內地養蠶業の益々隆盛に赴き繭の生產豐富に趣く一方生絲の海外に於ける需要多きに鑑み、ことに初期工場經營に必須なる動力源として東方米子山より發して須坂町に入る水力の利用に着眼し明治八年弟武兵衞と謀りて製絲の業を創めしが其技術未だ精しからず生產高又少くして利を得る事少かりしも年末に至り稍聲價を高め翌九年同町青木甚九郎、遠藤萬作諸氏と謀りて同盟四十六名を得是迄使用の座繰器械を改め富岡其他の製絲機械を參酌折衷し水車の力を用ゐる仕組となし生產額の增加と共に絲質の改良を圖りしが幸に同年絲價の好況に惠まれて（百斤に付洋銀千百弗余）大いに業務を擴張し且百人繰蒸汽機械を設く。之を上高井郡蒸氣製絲の嚆矢となす。

明治十年二月官許を得て東行社と號し益々隆盛に赴きしが社員益々增加すると共に或は議協はざるの憾あり依て明治十七年東行社を辭して別に俊明社を創立し氏又其社長となる創立當時社員十名工女漸く三百名なりしが翌十八年春には社員二十八名工女八百名雜役男女二百十七人を使用するに至れり。

須坂町は水利の便宜しけれども其質善良ならざる爲に絲質を損し絲量を減じ共損害尠からざるを以て兩社相謀り一萬二千餘圓を投じて小山村園里より良水を引き飲料と製絲用とに供せしかば製絲及衞生上大に利便を得たり。明治二十一年に至り其事業盛大に赴き工場五十一ヶ所釜數一千五百七十四工女千八百人工男二百人二十二年の輸出額五十萬六千二百圓に及べり官其多年實業に精勵せるを嘉し明治二十四年七月三日綠綬褒章を賜ひて其善行を表彰せらる。氏家素富裕且つ頗る俠氣に富み社長たること數年なるも報酬をうけず社員職工等の危急を救ひし事幾回なるを知らず。人皆其德に懷き其言を信ず。是を以て幾多の名譽職にあげられ公共事業に力を盡し町民の福利を增進せしこと少からずといふ。明治三十七年七月四日歿す時に年六十八（信の人物志　明治十八年東行社及俊明社業務報告長野縣公文編册）褒章左記の如し。

長野縣信濃國上高井郡須坂町　小田切辰之助

夙ニ志ヲ蠶業ニ勵シ專ラ力ヲ製絲ニ用ヒ曾テ輸出蠶種ノ濫造ヲ憂ヒ組合ヲ設ケテ之レガ矯正ニ盡力シ絲業ノ振作ヲ期シテ同志ト共ニ俊明社ヲ組織シ熱心其改良ニ從事スルコト四十餘年爲メニ大ニ地方産業ノ發達ヲ見ルニ至ル其實業ニ勵精ナル多年一日ノ如シ洵ニ奇特トス依而明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治二十四年七月三日

二五　金井潭

金井潭鶴巢後信仙と號す天保十一年東筑摩郡岡田村松岡の名門に生る。少壯江戸に出で原坦山の門に入り漢藉を修め兼て師の鉗鎚をうく。次で假名垣、島田、肥塚諸子と共に横濱毎日新聞に執筆す。而も家鄉の事情は永く其滯京を容さず已むを得ず中央飛躍の志を翻して家に歸る。

明治五年十一月窪田畔夫市川量造等同人と計つて信飛新聞（十年以後松本新聞と改稱）を起し自ら共編輯長たること前後十餘年政治經濟を論じ日新の經綸を宣傳す、同十年前後には屢々演說會を開き民權自由の說を唱へ輿論を啓發す十二年縣會議員に當選す、卓勵の議侃諤の論聽者をして襟を正さしむ。十六年東筑摩町村聯合會開くに及び衆望を負ふて議長となる。松本が交通四塞なるを憂ひ三才山を開鑿せんと欲し、或は縣郡に請ひ或は有志に諮り企劃勸からざりしが終に共事不成と雖も後年二線路開修の素因を爲す。其他松本地方公共事業に貢獻したる事枚擧て數ふ可らず。

之より先富國の道一に蠶業にありとし蠶種製造を創め刻苦經營す。當時中央學者間に夏秋蠶を非議するものあり本省亦漸く其說に動かさる、信仙奮然上京し、口に筆に其謂れ無きを論駁しければ久しからずして其議止む。歸來益々研究改良に努む。明治十四年本縣より其功績を嘉賞せらる。

明治十九年東筑摩蠶絲業組合を組織し擢ばれて組合長となり主として組合蠶種の顯微鏡檢査と實地の試驗研究とを行ひ原種を精撰し販路の擴張を計る。爾來長足の進歩を致し、松本が全國秋蠶の本場として關東は勿論遠く關西に到る迄廣く取引され一時松本をして蠶卵國都と化せしめたるもの實に信仙の組合管督指導に出ずといふべし。信仙亦自ら工夫して春蠶赤熟と二化蠶大草とを交配し夏蠶の良種を創製し名づけて千回種と言ふ。蓋し普通春蠶の四五百回に對するの意なりといふ。

明治二十三年郊外桐新道に模範的蠶室三棟を建築し事業を擴張す、而も經濟は其長ずる所に非ず年を經て經營至難に陷る。於茲深く感ずる所あり、蠶室を賣却して斷然斯業を擲ち家を移し、筆を提げて新生涯に入る。

書道は先天の妙技なり初め日下部鳴鶴に學び後中林梧竹に師事す、蠶業と絶ちしより以來專ら筆を執せて四方に遊び名山勝色を訪ひ到る所鴻爪を留む、又棋を能くし品に入る。爲人豪爽にして傲骨態度謹嚴國士の風あり決斷あり尤も

自信に渥し書道に入りてより又鑿事を談せず、蓋し英雄回首即神仙の類或は是乎。明治四十一年六月肺炎を患へ東京大學病院に歿す享年六十九。嗣子潤三實業界に入り目下三井物産の天津支店長たり。（松本市史）

二六　鹽澤佐七

氏は天保十四年九月を以て上伊那郡赤穗村に生る。家代々製絲を以て本業とし畠田作りと唱ふる手引絲を製造し岐阜西京へ販賣せり。蓋し同地方古來の名産にして其絲質能く西陣方面の需要に適し頗る稱譽を得たり。然るに横濱開港以後横濱表へ輸出し外國人に賣却するに至りし後、多くは目前の利に迷ひ粗製濫造を事とし伊那絲の聲價漸く衰へたり。佐七の父佐七深く之を憂ひ四方に奔走し其恢復を圖ると雖も積弊一朝にして之を改良する事能はず遂に素志を果さずして死せり。

佐七亡父の遺志をつぎ製絲の改良をはかり慶應二年座繰器械に改め製絲せるも未だ善良の絲を得る能はざるを嘆じ獨り上武の間に奔走し各所に就き視察研究し明治八年小野組製絲器械に模し三十二人繰の水車器械に改め該組教員を雇ひ工女に傳習せしむ。同年勸農局速水賢曹氏の口授並に四ッ谷試驗場岡中文助の教授により精良の製絲を爲すを得たるを以て翌明治九年工女三十二人を增し器械を增補加工し、繭の性質により、口立繰絲湯の加減小枠回轉の遲速を定め日々製絲の細太強弱光澤等を點檢し把束の體を改め一把毎に太陽社國旗印の商標を附し金銀白の三等に區分し海外に輸出し漸々聲價を得たり。明治十一年再び上州富岡及各所を實見し其長を採り益々改良をなせり。明治十二年横濱居留佛國百六十六番館シヤモナール氏太陽社へ來訪せるを以て懇々歐洲製絲の方法等を指示せるにより頗る發明する所あり諸器械蒸氣機關に至る迄盡く改築し益々良製に努力し其面目を改む。隨而近傍製絲家より教授を乞ふ者月に

增加するを以て、自費を以て生徒を教育し有志製絲家へ分配す。

又、原料繭の改良に着眼し明治十一年岩代國伊達郡より精蠶種を求め試養經驗せるに絲質絲量曩昔のものと異り頗る精良なるを以て之を飼養し且、在來種と反覆交雜して一種精良の蠶種を得名づけて「絲良丸」といふ。而してこれを郡内を始め濃、參兩國有志養蠶家へ勸奬し無代價或は半價格を以て配布せしに好結果を收めしを以て飼育者年に倍せり。

此時に、ノ司郡製絲業も亦面目を改め小規模の製絲家相謀りて共同販賣を爲さんとし明治十七年四月結社式を擧げ太陽社と命し佐七之れが社長となり檢查を行ひ等級を附し橫濱に送れり。後明治二十二年に至り太陽社に共同揚返所を造り共同荷造を行ひ、二十三年には鳥取縣より三人熊本縣より一人の傳習生來りて其教をうけ又美濃國明智町福岡市左衞門の請に應じて教婦二名を派遣せりといふ。

明治二十四年多年斯業に貢獻せる故を以て勅定の綠綬褒章を賜はれり其褒章之記次の如し。

長野縣信濃國上伊那郡赤穗村　鹽　澤　佐　七

亡父の遺志を繼で力を蠶絲に盡し歐式機械を設置して同業を誘擁し遂に太陽社を組織し檢查法を一定し或は蠶種を交換し生徒を養成する等熱心改良に從事し蠶業上稗益を與ふること少からず共實業に勵精なる多年一日の如し洵に奇特とす依て明治十四年十二月七日勅定の綠綬褒章を賜て共善行を表彰す

明治二十四年七月三日

然るに明治二十七年太陽社は負債の爲破產の宣告を受けし爲同氏も亦之と運命を共にし全家東京へ移住せりといふ。（明治十三年及十八年申告書褒章之記及伊那支所長酒井氏報告等ニヨル）

二七　武居代次郎

武居代次郎は諏訪郡間下村（現岡谷市間下區）の人なり。弘化元年十一月一日を以て同地に生る。幼名辰次郎（時治郎とも云）諱を和一と稱す。祖先以來綿其他の取引關係に依り近江國の豪商外村與左衞門松井久右衞門及び諏訪郡新屋敷村林元右衞門と共に高遠藩主内藤侯の御用金調達をなし五人扶持を贈らるといふ。（此扶持米は明治三年迄繼續せりといふ。）

父代次郎（幼名佐三治）に至り、天保、嘉永年間郡の内外より繭を買入れ近隣の子女に繰絲せしめ各地に販賣せしが、横濱開港とともに外村家にて同地に支店を設け海外輸出を營みしかば武居家に於ても同店へ出荷するに至れり。

明治四、五年の頃、前に外村家の番頭として十數年武居家に來往せし、佐野理八、中根久助等京都の商人小野善助の番頭となり、從來の關係上屢々同家を訪づれ、小野組が長野、筑摩兩縣の爲換御用を勤むるに及び中根久助は其手代として上田支店詰たりし關係上屢々同家を訪づれ（佐野利八は福島縣二本松に製絲場を建設せり）取引をなすと共に器械製絲の創立につき慫慂する所ありしもの〻如く、武居小太郎氏の調査によれば明治五年深山田製絲場設立さるゝや其翌六年十八人繰の製絲場を建設し同年七月より開業せりといふ。

然れども本縣公文によりて調査せる所によれば明治六年十月製絲工場調（筑摩縣公文）同七年十月十日製絲工場調（筑摩縣公文）明治十年五月調長野縣管下製絲器械一覽表の三書類とも平野村には今井要四郎明治六年六月創業十人取あるのみ。明治十二年二月「長野縣下十人繰以上器械製絲所一覽表」に始めて武居代次郎の名見え創立年月日十一年六月、十八人取焚火、手廻男三人、女十八人一ケ年製絲高四十五貫職工費二百八十八圓とあり。思ふに武居代次郎の實際創業せるは明

治六年七月にありしも、深山田製絲場が事實上土橋善造、同彦太郎等の經營なりしも資本の關係上小野組となり淺間製絲所が同じく二木立造の經營なりしも小野組の名義なりし如く表面小野組の經營となり居たるものか、明治七年「小野組閉店に關する大藏省指令綴中「小野組所有品評價仕譯」に

平野村之内間下耕地

一金百五十七圓七十五錢　武居時次郎方ニ有之品々

金百五十五圓　手屑絲

金二圓七十五錢　雜品類

とあり。然れども松本、淺間、下桑原（卽深山田）宮田等は明瞭に器械所の價格を揭げあるに拘はらず、間下、喬木長谷川範七　飯島宮下權四郎　高山飛驒國等のものは屑絲、蛹、雜品代等を揭げたるに止れるは、單に資本金のみを小野組にて支出し、器械所と事業は武居氏等に於て負擔せしものか。

此年十一月九日父代次郎病歿せるにより襲名して家業を繼ぎしが、たま〳〵明治七年十一月小野組の破產によりて多大の損害を蒙りしが（製絲篇第三章第二節參照）更に屈することなく、自家製絲場の外に、同族親戚等を糾合して九名の出資を以て、富岡製絲場の制に倣ひ、深山田製絲場の式を參酌し、之に自家の考案を加味し明治八年百人取の大器械製絲中山社を創設せり。これ實に同地方器械製絲場の嚆矢にして所謂諏訪式製絲型の基礎をなせるものなり。（製絲篇第三章第三節中山社の創立參照）

其後明治十九年同氏は中山社を經營する外、近村同業者數名と謀りて、共同再繰所平野社を創立し共社長に推さるゝこと數回に及べり。

當時同氏自家の繰絲釜數は五十八なりしが明治二十七年には百釜に達せしが、明治二十八年十一月病を獲、翌二十九年一月十日歿せり。享年五十三歳。氏は實に本縣器械製絲草創期の殊勳者といふべし。

二八　島津忠貞

島津忠貞は飯山藩士なり弘化二年正月生る。維新の際幕府の浪士飯山城下に入る忠貞應接掛となり利害を說きて城に入ること莫らしむ。維新の後飯山町の戸長に擧げられ其後第一大學區第十五中學區四小區の學區取締となり師範學校監事となりて、第十五中學校及師範支校を監理し第廿四國立銀行の取締役となり廿七大區會議員等となる。明治十二年縣會議員に選出せられ爾後改選毎に當選し縣會常置委員に擧げらる因りて銀行取締役を辭し某新聞社長となる。明治十八年縣下産牛馬組合創立に際し其本部會長に推され、翌十九年本縣甲第二十一號を以て蠶絲業組合規則發布さるゝや當業者は共代議人を撰出し四月十三日を以て長野町に創立會議を開けり。此時撰ばれて議長に當選し取締所規約其他を定む。後蠶絲業中央部議會を東京に開くや長谷川範七、佐藤八郎右衞門と共に東京に出張し其副議長に推さる。會議終了後歸鄉せるも中央部の處置專横なるを以て長野縣蠶絲業組合惣代委員として倉島稱平と共に上京し農商務省に岩山農務局長を訪ひて意見を陳述し、或は中央部に至り幹事に對し談判せる結果共要求により中央部匡正の意見を提出せるも遂に要領を得ずよつて事情を農務局長に具申せる後「時事」「毎日」「朝野」「日報」「報知」の五新聞に長野縣組合は中央部より脫する旨を廣告して歸縣するに至れり。（蠶種篇中央部脫盟事件參照）

爾來常に蠶絲業組合議長として草創日淺く多事多難（販路の障害）なる組合の基礎確立に盡瘁し、或は徵兵參事員赤十字社長野委員等となりて其敏腕を振へり。

明治二十二年憲法發布式に參列して記念章を授けられ、翌二十三年始めて衆議院議員の選擧行はるゝや、縣下第二區より選出せられて衆議院議員に當選して議會に臨み、第二議會解散後又縣會議員となり議長に推され、第五議會解散後再び選出せられて衆議院議員となり第七議會に於て日淸戰役の功により銀盃を賜はる。第十一議會解散後は意を政治に斷ち光風齋月を友とし晩年を送り四十年六月廿七日歿せり。年六十三。忠貞明治十五年北晨自由黨を組織せし以來常に藉を政黨に置き黨勢擴張に力を竭せり。而して信越に於ける鐵道敷設には最も力を盡せりといふ。（近世人名辭典、長野縣下蠶絲業組合明治十九年事蹟報告）

二九　佐藤八郎右衛門

佐藤八郎右衛門は小縣郡鹽尻村上鹽尻區の人にして弘化三年三月を以て生る。幼名勝藏通稱八郎右衛門字は後凋柏堂と號し晩年忠恕と改む。中村敬宇甞て其爲人を序して「方正廉直、事母孝、爲人謀而忠」と能く其生涯を盡せりといふべし。年十二にして父を喪ひ翌年失火し家財悉く烏有に歸す。明治五年戶長となり八年蠶種製造組合の頭取に選ばれ同年四月長野縣蠶絲業總代を以て東京蠶種會議局議員となり、且幹事を兼ね尋いで東京蠶種取締所委員と成る。同十一月再び戶長に擧げられ明治十一年縣會議員となり爾來每期其選に當り以て二十五年に至る。其間前後常置委員を兼ね又、地方衞生會委員徵兵參事會員に任ず。明治十九年以後縣會議長となる。同年四月東京蠶種組合中央部設置に當り縣惣代に選ばれ同時に長野縣蠶絲業組合取締所副頭取と成る。明治二十五年二月衆議員議員となり、明治二十七年改選期に當り再選せらる。明治二十九年信濃蠶種業組合長となる。

明治三十年長野に市制布かるゝこと及び衆望を以て初代市長に擧げられしが三十二年病を以て職を辭し、三十五年家

を譲り自ら名を改めて忠恕とす。爲人寡默精敏にして事の利害論の是非斷々として能く之を處し敢て他を頼みず、且其身公職及び公共業務の外に委ね未だ曾て私營の利に關せず、故を以て上下其人に服して一時聲名縣の內外に高し、夙に蠶業の國力に資するを見て一意斯業に盡瘁す。明治十九年政府組合準則を起し將に養蠶・製絲・蠶種の三業を雜して合一の制となさんとするや、井上侯農商務大臣たり、忠恕分業自營の利を說き陳辨至らざるなし、大臣終に其意見を容れ長野縣をして特に分業以て其組合を設けしむ。廿五年政府又蠶種檢查法案を編し議將に日あらんとす、斯業に從ふもの皆以て不利となす、忠恕衆と京に上り會す、各縣の從業者討究斡旋して其發布を阻む其後蠶業奬勵法案の帝國議會に上るや忠恕又議員の內にありて其非を唱へ極力之を論じ、又其案を廢するを得たり。於是各地の從業者遠く書を馳せて感謝の意を致す。嘗て微粒子病毒の議に對して大に當局技師と意見を異にせり、よつて中鳩精一、藤本善右衞門等と商議し醵金して「微粒子研究團體を興し其調查を農科大學に託し以て世人の惑を解く、蓋し此擧の斯業に資するもの少からず故に識者今尙其功績を稱して已まず、晩年に至り園藝家禽を愛し日に兒孫と淸貧を樂しみ悠々以て其年を終ふ、明治四十二年五月廿二日歿す時に年六十四（碑銘資料）

三〇　林　國藏

林國藏は諏訪郡平野村岡谷の人なり。弘化三年九月十日を以て生る。父倉太郎の後を承けて製絲業を營み夙、不の二工場を經營せるのみならず、片倉兼太郎、尾澤金左衞門二氏と共に開明社三社長の一人として年番にて同社長の任に當り、生絲の共同荷造、共同出荷を行ひ、又、明治十七年には共同再繰場を設くる等專ら生絲の改良進步に努力せり。

氏は進歩的事業家にして苟も改良すべきものあれば他に卒先して新施設を試み以て斯業の改良進歩をはかれり。明治廿六年卒先支那繭を輸入し、或は明治三十三年六月埼玉縣深谷に製絲工場を設けし等は其一端を示すものなり。

氏の經營せる製絲工場は其盛時一、六〇〇釜（秀六八二　K。三九〇　深谷五二八　計一、六〇〇）に達せしが（長野縣工場調　明治四十二年七月調）明治四十二年都合によりて深谷の工場のみとなせり。氏は稀に見る事業家にして製絲業の外明治二十四年東京に銃砲店を設けて盛に銃砲を製造販賣し、又、明治三十四年磐城國石城郡內鄉村に於て石炭採掘の事に從ひ津川炭山鑛業事務所を設け、或は諏訪薪炭會社、西條炭採掘、諏訪運送株式會社等を設立し、又、岡谷郵便局を設立し、中央線開通速進運動に奔走する等地方公益の爲に盡瘁する所尠からざりき。

されば明治二十四年七月製絲功勞者として勅定の綠綬褒章を授けられ、同四十年一月廿七日大日本蠶絲會より表彰せられ其他、博覽會共進會等より表彰せられたる事多し。

又、大正三年埼玉縣に於て陸軍大演習の際、久邇宮殿下には其、深谷の別館に御宿泊あらせられ又、大正五年にはの竹田宮殿下御宿泊あらせらるゝの光榮に浴せり。大正五年十二月二十七日病歿し岡谷、寺山墓地に葬れり。行年七十一歲。法號を照林院殿智量開國達觀居士といふ。（中央東線諏訪案內、林國藏傳　長野縣製絲工場調等ニヨル）

三一　牧　新七　と　遠藤萬作

氏は上高井郡須坂町の人牧淸右衞門の子なり。嘉永元年八月を以て同地に生る。淸右衞門三子あり長を新七といひ家を嗣ぎ仲を茂助といひ支族をつぎ氏は其季子にして幼名新吉と稱し兄を助けて專ら家業の呉服商を營む。

氏は夙に養蠶製絲の事業の大に振興すべきを悟り明治七年の頃より之を試みしが地利氣候共に宜しく且水利の便宜

しきを以て製絲の業は特に長足の進歩をなせり。

明治十六年兄新七歿して子なきを以て乃ち家を嗣ぎ又其名を襲ふて新七といふ。

是より先同町の製絲家、東行合資會社を設立して共同揚返をなし品位を統一して生絲の海外輸出を試み大に好成績をあげしが社運の隆盛に赴くと共に共同揚返し場の狹隘、其他の問題にて社員中に紛議を生じ將に分裂せんとするの形勢あり、氏之を憂ひて斡旋する所ありしも遂に分れて東行、俊明の兩社となれり。於茲氏は東行社に加盟し六十人繰の製絲場を設立し大に製絲の改良を行ひ、明治二十年に至り更に規模を大にし別に二百四十人繰の工場を建設し二所を合せて三百人繰の製絲に從事し日に隆盛の運に向へり。當時三百釜以上の工場は製絲業國を以て天下に冠たりし信州に於ても頗る大工場の部にして牧新の名各地に喧傳せり。

されば明治二十四年新潟縣古志郡長岡町の有志機械製絲場を創設せんとするや氏及び須坂町遠藤萬作の兩氏につきて其指導を請ひ、機械場の新築及監督一切を擧げて兩氏に託せり。二氏之を諾して直に委員を派し且親ら實地を踏査勘考して其工場の位置撰定、工場建築、機械裝置より工女の養成、枝手の撰任其他百般の施設をなせるのみならず、事に慣れざる同地の業者が其損益如何を危懼せるを察し自ら四分ノ三の負擔し安堵して業につかしむ。

之によりて同地に機械製絲場始めて起り其後諸氏忍耐經營して益々盛大となれり。

宜なり長岡の有志二氏の功を追慕して明治三十四年碑を建て石に勒して之を永遠に傳へしこと、碑文に曰く。

正二位勳一等伯爵松方正義篆額

越後國自古有蠶絲業而設機械製絲場始于長岡實在明治二十四年矣長岡有志諸氏夙察坐繅之不及機械爰有機械製絲場新設之議適聞信州須坂有遠藤萬作牧新七二氏專從事機械製絲業成績著明往就二氏擧機械場新置及監督一切事將委托

之焉二氏諸之直派委員且親勘蹈實地自工場位置家屋建築機械作用工女養成技手撰定以至現業百般之施設用意周到無所遺而其所患在損益如何耳二氏豫察之自負擔四之三使當事者安堵就業於是不啻無後顧之憂工場整備繅業隨進山間遠邇之生繭收之一場誘掖蠶桑二事更輸出產絲于海外其所利澤出于豫想之外乃命曰長岡製絲場諸氏相承就業忍耐經營不錯施設以至今日可謂盛矣

遠藤氏以文政二年五月生須坂町以忍耐與勁勉爲世所稱自幼商貧不能就業僅鬻煙草得資金若于安政之初創製絲輸送生絲及蠶種于橫濱得巨利於是知蠶業富殖之計勸誘村人栽培桑樹又創立機械製絲場曰東行社社未幾年使役工女殆及三千人至使閭境廢坐繰悉用機械皆其功而使須坂製絲之名傳播于中外其功也從事東行社盡力機械製絲前後二十年如一日二十五年八月二十五日歿享年七十四葬于須坂淨念寺

牧氏以嘉永元年八月生須坂町寬厚有才幹明治四年撰任須坂銀行頭取十六年繼伯兄家入東行社與遠藤氏協力專從事機械至二十年別興二百四十人繰工場二十三年改長野町彰眞社稱曰信濃銀行舉取締役任須坂會議員二十四年爲郡會議員然保護東行社盡力殖產十餘年二十八年十月二十四日歿享年四十八葬于須坂先塋之次鄉人謂曰殖產不興資本不給故設立須坂銀行以加盟信濃銀行以助東行社社運之旺盛可謂牧氏之功乎天爲我縣下生此二偉人也夫如二氏以其所盡于內盡之于外一致臨事不苟端直敦忠事業欲不振亦可得乎蓋長岡之爲地也位北越之中央傍川靠山川則汽船陸則鐵路山噴石油美田彌望衣衾繁盛而最先致富殖者製絲之業也有志諸氏追慕二氏功勞將勒石傳之永世來請餘文義不得以不文辭乃敘事係以銘曰

長岡之境　陸卓水船　水田彌望　火油噴泉　生齒滋息　富強空前　百業駢起　誰着鞭先　分繭稱絲　絲絇綿聯
機械作用　因二氏傳　二氏偉績　可垂百年　膽仰厥德　遺容儼然

明治三十四年三月上浣　　長岡興業會社長南尚撰文並書　　廣群鶴刻

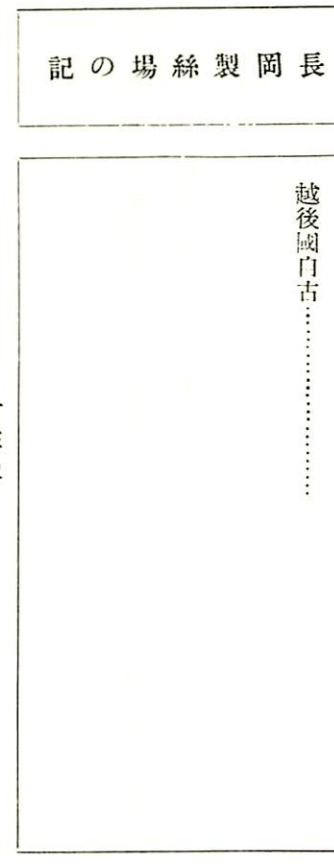

長岡製絲場創立之碑建設有志者姓名

岸宇吉	渡邊六松	山口萬吉	長部杉四郎
小川清松	山崎又七	山崎兵吉	下田藤太郎
木村儀平	小林喜平	柳町勘平	佐藤作平

目黒十郎　志賀定七
渡邊良八　谷利一郎
井口平吉　小林久次郎

明治三十五年五月上瀚立

氏亦理財に長し殖産興業の事を擧ぐるにはまづ金融を圓滑ならしめざるべらざかるに着眼し明治十四年地方有力家と相議り資本金十五万圓を募り須坂銀行を設立し選ばれて共頭取となれり。明治二十年長野町彰眞社の社員たりしが二十三年同社を改めて信濃銀行となすや擧げられて取締役となれり。

又須坂町會議員となり、明治廿四年郡會議員となりて地方自治に盡し、別に東行社長となりて之が爲に盡す所ありしが公私の事務輻輳し繁劇に堪へざるを以て東行社長を辭せしも隱然之を保護し、地方の殖産と實業の發達とを謀れり。然るに不幸にして明治二十八年十月二十四日享年僅かに四十八歳を以て歿せり。

氏は東行社員又は社長として本縣製絲業の發達に貢獻せるのみならず進んで他府縣に及ぼし以て國産の振興を謀り今日に至る迄欣慕せらる。眞に信州製絲家中出色の人物といふべし。

三二　鷹野正雄

鷹野正雄は信州佐久郡龍岡藩士にして、嘉永元年十月五日を以て佐久郡田口に生る。父潤は鴻雀と號し、儒學を以て同藩尚友館の教授たり。從而幼時より家庭の訓陶をうけて學を好み、孜々として研學倦む所を知らず、夙に出藍の譽あり。ことに頭腦明晰にして、經濟の學に長ぜり。

明治四年長野縣の設置せらるゝや、同年七月抽んでられて同縣十四等屬申付られ、明治十二年八月累進して八等屬に至る。明治十四年長野縣製絲業者製絲改良の爲に團結して、友誼社を設立するや、社長を物色して當時手腕、力量君を措いて他に適當の人物なしとして、幹事連名にて左の懇願書を君に呈せり。

懇願書

今般友誼社設立ニ付社長之責任御委頼申度衆議決定ニ付何卒御承諾之程懇願仕候也

明治十四年三月三日

友誼社幹事

武井文炳 (実印)

吉池貞助 (実印)

市川直三郎 (実印)

奥澤喜十郎 (実印)

同社副會頭

田中忠七 (実印)

同社會頭

高橋平四郎 (実印)

(高橋平四郎氏藏)

鷹野政雄殿

右の申出に對し承諾を豫約し、三月五日、縣令に辭表を提出せしに、超而五日依願免官せらる。卽ち明治四年七月就任以來十年一日の如く、主として會計及勸業の事務に携はり、共間創設直後の本縣行政事務に盡力し、ことに蠶絲

業の改善發達に努力せしことは前記友誼社が君に懇請して、其社長たらしめし點より見るも明らかなり。

其友誼社長としては新任早々明治十四年五月生絲直輸出問題に關し、內外商の間に葛藤起り、爲に製絲金融圓滑を欠き、本縣製絲業者の困難に陷れる際、高橋會頭の旨をうけて上京し大藏卿佐野常民其他要路の數氏に說きて、四十五萬圓の資金を借入るゝ事を得、該現金は橫濱正金銀行より第十四、二十四、六十三、百十七銀行の手を經て當業者に貸與することを得て、一時の急を救ふを得たり又橫濱聯合生絲荷預所と外商との紛議に際しては、其談判委員の一人に擧げられて、他の委員と共に晝夜奔走盡力して漸く和解せしむる事を得たり。



鷹野正雄（鷹野氏藏）

明十五年五月二十日友誼社は社名を信濃生絲會社と改むるや、同社長に任ぜられ、翌十六年製絲諸詢會開かるゝや、田中農務局長より指名を以て、長谷川範七、鷹野正雄兩名を出席せしむべき旨の照會ありよつて大野縣令の命によりて同會に出席し、製絲協會を設立し、明治十七年三月には大野縣令より地方製絲家へ資金融通の議に盡力すべき旨の懇談をうけ橫濱へ出張し、正金銀行頭取原六郎氏に面會し交涉の結果、信州地方より橫濱へ輸送する生絲荷爲替を同銀行に於て上田へ出張して取組の事に決し、其生絲鑑定及荷物取扱を信濃生絲會社へ委任する事を約せり。

明治十八年五月一日長野縣甲第四十二號を以て、蠶絲製造及蠶絲商組合規則布達せられ、長野に蠶絲業組合本部を

置かるゝや、長野縣より其副頭取を命ぜられ、翌十九年長野縣甲第二十一號を以て蠶絲業組合規則を定められ、長野町に蠶絲業組合取締所設置せらるゝや、其書記長兼會計監督となり、頭取長谷川範七中央部委員となり、副頭取佐藤八郎右衞門又辭するや頭取代理兼幹事となり、二十年五月二十一日小林元辰頭取となるに及んで再び書記となりしが二十年七月二十二日小林頭取病死するに及び、同年八月十日再び頭取代理となり以て二十二年五月二十四日同所廢止に至る迄創業當時の頗る多事多難なる同會の爲に盡力せり。

此間に於て明治廿一年八月五日、農商務大臣井上馨の磯部別邸の諮問會に出席し、ついで明治廿一年十月十七日農商務省の蠶絲業諸問會へ出席して、大臣の諮問に答ふる所ありたり。

これより先、生絲改會社廢止後に於て生絲の粗製濫造取締の爲、生絲卷紙及原紙證紙等賣捌の事あるや、君は友諠社長の後身たる信濃生絲會社長として其賣捌の任に當りて粗濫の矯正につとめ、又明治廿年六月繭量器取締規則發布さるゝや又之が製造販賣の事を命ぜらる。所謂鷹野桝として今尙存するものこれなり。

明治廿三年上高井郡須坂町東行社製絲場揚枠規則改正實施に當り、其依頼をうけて、同年六月八日より之が改正の任にあたり、十一月之を完成せしが、其後製絲業との關係を絶ち、明治三十年第十九銀行長野支店に入りて、同支店支配人となり明治四十一年一月退職せり。其間區長、育英會理事、養育院專務理事、商工會評議員、善光寺保存會相談役等の公職に選任せられしが明治四十三年一月十五日享年六十三歲を以て歿せり。

三三　中島精一

氏本姓は母袋氏、父を忠右衞門といひ母は北村氏、嘉永元年十月三十日を以て小縣郡下鹽尻村に生る。幼にして同

郡秋和村の里正中島林太郎(直道氏)に養はれよりて中島氏を冒せり。

明治元年養父(直道氏)歿後其職を襲ぎて里正となる。時に年二十一、これ氏が公人生活の第一歩なり。明治五年六月第廿二區戸長となりしが幾くもなくして廢職となり、翌六年七月第十一大區八小區戸長となり七年八月之を辭せり

明治九年四月上田組蠶種檢查人に當選し尋て副頭取に互選せらる。これ翁の本縣蠶絲業界に活躍せる最初にして、當時本縣唯一の產物たりし蠶種は海外の需要激減し、生產過剩に陷り大暴落を來し如何ともすべからず。於此其生產調節を圖らんが爲に蠶種會議局を設け各府縣より代表者を選出して商議せしめしも圓滿解決に至らず、明治十一年五月四日太政官は布告して蠶種に關する條例規則全部を廢止するに至り、本縣出京議員三名より此旨電報を以て上田組副頭取たりし中島精一に通達され翁は直に椙崎權令代理松野少書記官へ報告せり。

明治十二年始めて府縣會の設あるや同年二月縣會議員に當選し十四年更に同常置委員に選ばれたり。其縣會に臨むや公明剛正所信を斷行して忌避する所なく七道開鑿の議に反對せるが如きは著名の事實なり。

明治十五年六月更級郡長兼埴科郡長に任ぜられ翌十六年上水內郡長に轉じ、十九年再び更級郡長兼埴科郡長に任ぜられ到る所治績をあげ同二十三年小縣郡長に轉任せらる。

當時蠶病豫防の爲蠶種の顯微鏡檢查行はるるに至り本縣に於ても明治十九年以來短期間の講習行はれたりしも、一般に蠶業に關する學理にくらく、顯微鏡の使用に慣れず大に遺憾の點多かりき。然るに上田地方は當時蠶種の本場として全國に共名を知られたる關係上特に蠶業教育の急なるを痛感せる氏は明治二十五年三月同郡會に「小縣蠶業學校」設立の豫算案を提出し遂に其協贊を得て同校を創立するに至れり。蓋し本邦に於ける蠶業學校の嚆矢にして同地方が常に蠶業の先進地として範を天下に示し來れるもの故なきにあらず。ついで明治二十九年二月郡下蠶種製造家中の有

力者を集め微粒子病の徹底的研究の必要を力說し、其賛成を得て微粒子研究團を組織し多額の費用を投じて帝國大學教授理學博士佐々木忠次郎に嘱託して其研究を遂げしむる等斯道の爲に盡瘁する所尠からざりき。

明治三十二年東筑摩郡長に移り同三十五年茨城縣警部長に進み明治三十八年廢官となり同年五月正六位に叙せらる。

翁の官を辭して野に下るや家業の蠶種業に精進し、其改善發達を圖り中央並に地方公共の爲に其福利を增進するを以て念とし斯業に關する幾多の公職に就きて盡瘁せり。今其主なるものをあぐれば小縣蠶種同業組合長、長野縣蠶種同業組合聯合會組長長野縣蠶絲業同盟會副會頭、中央種繭審査會委員、地方種繭審査會委員同副會長、上田蠶種株式會社社長、蠶種業同業組合中央會議員、同評議員長野縣蠶業調査委員等に再三選任せられ蠶業界に於ける功績顯著なるを以て、大正四年大日本農會より蠶業功勞者として綠白綬有功章を贈られ、大十年四月大日本蠶絲會より第一種功績章を授與して其名譽を表彰せられしが更に昭和十年三月本縣勸業功勞者表彰規程により長野縣知事より表彰せられたり。

翁資性篤實明敏達識權貴を畏れず威武に屈せず、正義の念篤く事を處するや公明正大、其官にあるや格勤精勵、野に下るや蠶種業の發達に努め地方經濟の振興に貢獻し、齡米壽を過ぎて德彌々高く一鄉皆其高風を慕ふ。實に本縣蠶業界の長老たり。

三四　市瀨善治

氏は下伊那郡喬木村の人なり。嘉永二年八月を以て其村に生る。幼名定太郎、善次郎氏の第二子也。慶應元年父を

喪ひ十六歳にして其家をつぎ初めて善治と稱す。天資淳朴にして寡言、事を執ること極めて周到なり。維新の際慨然として思へらく今や人情浮華に流れ徒らに歐米枝葉の文化にのみ陶醉してよく其根幹を養ふことをなさず叨りに皮相の美を競ふて灼々たる花を觀ることを期するもの滔々たる天下皆是なり。時宜を知らざるの甚しきものといふべし。吾れは大に殖産興業の眞を講じて、其根幹を養ふの急務に就かんと、決然として志を蠶種製造の業に立て、明治七年初めて飼育を試み幸に好結果を得たりしも、翌八年成績頗る宜しからず。窃に思へらく徒らに古老傳來の舊套を襲ひ亳も飼育の方法に留意せざりしは全く此失敗の原因なるべし、如かず先達の士に就て教を請はんにはと、終に長谷川範七、河原嘉助の兩氏に蠶兒飼育の祕法を學び九年之を實地に應用し再び飼育を試む。而も君が連敗の苦は之を前年に比するに更に甚しく、創痍重劇にして起つ能はざる觀ありしも不屈不撓更に勇を鼓して先輩の教を仰ぎ經驗を積み漸く飼育法の門墻に入るを得たるは實に明治十二年なりき。

明治十四年、下伊那郡天龍川東西沿岸の地は地味肥え氣候も亦寒暖中庸を得て蠶種製造の適地なるにも不拘はらず、地方需要の蠶種は悉く他の郡縣より移入するを見て郡經濟と蠶業の發達上大に不利なるを覺り、將來同郡をして蠶種製造地たらしめ、他よりの移入を防ぐのみならず、進んで他國に輸出するの計畫をたて、長谷川範七、河原嘉助等と謀り蠶種製造組合を組織せり。これ同郡に於ける春蠶種製造の濫觴なり。

明治十五年養蠶術研究の爲、群馬、埼玉地方に於ける著名の養蠶家を訪問せり。(同郡上郷村別府原六右衛門の記錄によれば明治十五年喬木村市瀬唯彌福嶋縣伊達郡丹治梅吉につき火力育の養蠶法を學び歸鄉の後明治十五、十六の兩年功を收めしより六右衛門の養父六右衛門市瀬氏を聘して蠶室を新築し、養蠶をなして失敗せる記事及爲本火助育法壹冊あり)

明治十八年本縣に於て蠶絲業組合を組織するに當り諸問委員に擧げられ出縣して其諮問に應じ意見を答申し、明治廿年には八百倍の顯微鏡を備へ廣く養蠶家に微粒子毒の恐るべきを知らしめ尙蠶種檢査の希望者ある時は無手數料にて檢査せり。

明治廿三年再び蠶業實地調査の爲、群馬、埼玉、福島三縣下の著名なる蠶種製造家を歷訪し歸路東京に斯道の學者を訪問して研究し、同年「簡易養蠶法」及び「養蠶實業問答各一千部を印刷し、大日本農會員有志者へ頒與し、又、同年より二十五年迄三ケ年間年々春蠶種百枚宛合計三百枚を郡衙の手を經て郡內養蠶家に飼育せしめたり。蓋しこれ同郡內には奥州種若くは上田種の如き郡外産のものに非ざれば好結果を得難しとの先入觀念あるを以て之を試育せしめてかゝる謬れる疑念を打破せんが爲なりといふ。

明治二十七年帝國農家一致協會權講師に撰任せられ、同年又大日本蠶絲會特別會員に擧げらる。同年多年蠶業に盡せる廉を以て賞勵局より銀盃一個を下賜せらる。

長野縣信濃國下伊那郡喬木村

市　瀨　善　治

夙ニ志ヲ蠶業ニ勵シ刻苦研鑽遂ニ精良ノ蠶種完全ノ飼育法ヲ自得シ大ニ世人ノ信用ヲ博シ廣ク有志ニ傳授シ屢々近郡ニ講說シ研究會ヲ起シ益々進歩ヲ企圖シ著書ヲ印行シテ以テ同業者ニ頒與スル等斯業ニ裨益ヲ與フル尠シトセズ仍テ其賞トシテ銀盃一箇下賜ス　（明治廿七年八月十五日官報三千三百三十九號ニヨル）

ついで明治二十九年には簡易養蠶法講話筆記五千部、及び養蠶摘要一千部を大日本農會員及び、商國農家一致協會同盟員其他有志者に贈與し、明治三十三年には創業二十年に相當するを以て其祝意を表する爲、「市瀨養蠶法」を著

述し二千部を印刷して有志に頒てり。

而して明治十九年より同年に至る迄養蠶法を傳習し、習得證ヲ授與セシモノ八十五名、養蠶法講話ノ爲各地ノ招聘ニ應ズルコト九十八ケ所（喬木村地理歴史調査ニヨレバ百二十八ケ所）の多きに達し、明治卅二年東京府外九縣聯合共進會蠶種審査員を拜命せる外地方共進會審査員となりしこと幾回なるを知らず、又明治三十一年下伊那蠶種同業組合創立委員となり、次で組長に擧げられ、三十二年大日本蠶絲會信濃下伊那支會長に擧げられ、明治三十三年には下伊那郡蠶種檢査所主事を囑託せらるる等同郡蠶業改良の爲に盡瘁せること枚擧に遑あらず。されば前記賞勳局より銀杯を賜はれる外明治廿九年には帝國農家一致協會より賞狀をうけ、同三十年には大日本農會總裁大勳位彰仁親王殿下より賞狀をうくる等賞狀木杯賞牌等を受くること二十餘回に及べり。明治三十五年五十四歳を以て歿せり。

三五　黒澤鷹次郎

製絲業は其原繭仕入金工男女の賃銀燃料費等を始め工場の設備其他に多額の資金を要する事は言ふ迄もなく隨而工場經營が大規模となるに從而益々大資本を要するは當然の結果なりされば製絲業と銀行其他の金融機關とは實に密接不離の關係にあり萬一金融機關との關係圓滑を缺く時は製絲業の經營は決して順調なる發展をなす事能はざるなり黒澤鷹次郎氏は夙に此點に着眼し明治廿年第十九銀行頭取となるや製絲金融を其主要なる營業目的となすの方針を立て着々共取引を擴張し諏訪郡製絲家の爲に資本の融通を謀り此地方製絲業者との關係次第に濃厚となりて遂に之と生死を共にするの覺悟を以て進み諏訪郡をして生絲の生産地として世界に冠たらしむるに至れり後年同郡製絲業者相圖りて其遺像を岡谷村成田公園に建設し以て其偉功を表彰せる又故ありといふべし。氏は嘉永二年十一月二十三日木縣南

佐久郡穂積村崎田に生れ幼にして祖父知足軒につき算筆を伯父茂來に漢藉をうけ、父祖の業を繼ぎて酒造及太物仲次販賣をなせしが明治十年八月同志と共に第十九國立銀行を創立し推されて取締役となり。二十年頭取となれりかくして其經營寔きを得業務日に張り明治三十年三月株式會社第十九銀行と改稱せり。氏爲人重厚意志堅確能く人を用ひ才に任す。熟慮果斷事に當りて惑はず、倉庫業を起し爲替業を擴め、又、意を保險の普及に用ひ、商工業をして敏活にして且安全ならしむ。又、教育、更生救恤等力を公益に盡せる事頗る多し。明治三十七八年戰役の際時局に貢獻せし功により勳六等に叙し瑞寶章を賜はり大正八年一月病革まるや特に從六位に叙せられ同月二十七日逝く享年七十一

三六　片倉兼太郎

諱は宗兼如水と號す嘉永二年十一月二十九日を以て諏訪郡川岸村に生る。家世々農を業とし里正たり父市助亦任を襲ひ德望あり母は宇治氏四男一女を擧ぐ兼太郎は其長子なり幼時學を鄉儒濱雪堂に受け弱冠笈を負ひて東都に遊び書を卷菱潭に學び歸鄉後農桑に從事せしが明治六年父市助の製絲業を始むるや父を助けて斯業に從事せしが夙に斯業の大勢を察し永遠の利を得るは精良の絲を製するにあり精良の絲を製するは器械製絲によらざる可からざるを察し明治十一年自村に三十二人繰の洋式製絲場を設け、同年同志十五名結社して開明社と號し共同荷造の制を創め、更に明治十七年には社中相謀りて揚返しを一體に改良せん爲水車運轉の揚返場（建坪二百六十六坪大枠三百三十裝置）を設けて生絲の規格統一を圖れり蓋し之を以て生絲共同再繰の嚆矢と爲す。

明治二十六年同志と共に蠶繭の購入を清國長江一帶に試み以て海外原料購入の端を開けり。其製絲創業の當時は工女一日の製絲高僅かに三十五匁絲質下等なりしが氏はまづ其製絲器具及び製絲方法の改良に着手し銅製の煮鍋取鍋バイブ等を改良して陶器製の物を用ひ絲質光澤を精良ならしめ一日の製絲高を五十匁に至らしめたるを始とし爾來不斷

の研究努力により多額の良絲を産出して其聲價を海外に博せりかくて其事業も着々進歩發展し漸次分工場と全國樞要の地に增設し大正六年に於ては其製絲工場二十有餘釜數一萬製絲年額三萬餘梱實に萬國に冠たるに至る、又、偉なりといふべし。



片倉兼太郎（初代）

明治三十五年諏訪生絲同業組合成立するや推されて組長となり又、三十八年長野縣生絲同業組合聯合會創立さるるに際し選ばれて組長と成り、大正五年二月迄在任せり。其他廢藩置縣の際川岸村副戸長に任ぜられ明治二十二年町村制の實施の際同村長となり村自治の爲に盡力する所尠からず。

氏人と爲り溫厚質實、思慮周密不撓の精神に富み最も節義を重んじ儉素自ら持し、時に慷慨時務を談じ又、達見衆を服せしむ。共事業を經營するや極めて堅實よく適材を適所に用ひ各々其能を發揮せしめ又夙に片倉組を組織し自ら之を統督して同族兄弟力を戮せ組織愈々鞏固なるに至れり。氏又絹絲紡績を岩代國郡山に營み農場植林を內地各所及朝鮮、臺灣、北海道等に經營し大正五年私立片倉尋常小學校を設置し幼年女工の教育につとめたり。明治二十七八年、戰役以來國家及地方公共團體の爲に寄贈したる金額十數萬圓の多きに達す。晩年育英財團明道館の設立を企畫し設備完成せずして歿す。

明治四十一年五月實業に精勵し衆民の模範たるを以て綠綬褒章を賜はり大正四年御即位式に際し特旨を以て正六位

に叙せられ同六年二月病を以て卒す年六十九。配林氏子なく季弟佐一嗣き襲名して兼太郎と稱す。

（信濃人物志、生絲同業組合聯合會沿革史、縣公文）

三七　藤本善右衛門

塩尻村の人繩蒿の長子嘉永三年二月生る幼名産三後信汎と改む。家世々蠶絲を業とす繩葛明治初年蠶絲輸出に力を盡し同六年塩尻均業會社を創設するや産三父を扶けて傳習生の養成に渇し其教ふるや誠實其待つや懇篤是を以て名聲藉甚遠近贊を執り業を受けたるもの數百人爲に地方産業の發達に裨補する所尠からず同十三年産三家をつぎて善右衛門と稱し父祖の業をつぎて其家名を墜さず。十七年微粒子病驅除法に關し農商務省に原種の檢査を請ひ又同志と協力して一千倍顯微鏡を購ひ且縣廳備付の顯微鏡をも使用し長野縣博物場に入り縣吏等と微粒子毒驅除法を講習す。當時の蠶業家は概ね顯微鏡檢査を省みざりしが是より人々競ひて之を備へ、同二十一二年の頃に至つて縣下を通じて數百臺を數ふ。而して塩尻村一村にて四十臺を有せり。是皆善右衛門主唱誘導の力なり。此年群馬縣勸業報告に長野縣蠶種原紙は硝酸混入し蠶卵に害毒ありと記載するものあるを見て其正否の試驗を當局に請ひ且つ其報告の取消を乞へり。十九年他府縣蠶種再檢査の事あるや、極力之に係りて當業者に



藤本善右衛門（信汎）

安全を與ふ。二十一年蠶絲業上田組合長たりし頃、地方座繰製絲の改良を企圖し器械製造所の設置を奬勵して座繰製絲を改めんとしたり。然れども舊慣一掃し易からず故を以て徐々に改良を遂げんと欲し且つ組合經濟に留意し數年の後に至り其餘金を以て製絲踏器械三千臺を製し其價は三年賦を以て辨償する事とし、之を會員に分ちて改良を實施せしむ是より地方製絲業に一大革新を與へ着々歩を進め遂に著しき功を奏するに至れり。當時善右衞門毀を受けしも敢て顧みず苦心經營遂に其美果を見たるなり。翌廿二年大日本農會農藝委員と囑託せらるゝや能く其會員に蠶桑上の質疑を解く。廿五年蠶卵試鐵道輸送費の低減を請願し上京陳情すること前後四回遂に素志を貫徹して同業者に稗益を與へしこと頗大なり。明治卅二年十一月十五日農商務大臣曾根荒助より八王子に於て功勞賞をうけて金十五圓を授けられ同三十三年二月官賜ふに綠綬褒章を以てす、三十六年三月大日本蠶絲會長松平正直は同會功績表彰規則に依り金賞牌を贈與して其功績を表はし。同卅八年五月大日本農會總裁貞愛親王は其功勞に對し同會の綠白綬有功章を贈りて其名譽を彰はせり此年十月廿二日死す年五十六。（小縣郡誌による）

三八　吉澤利八

吉澤利八は嘉永五年下伊那郡飯田町に生れ幼名米太郎と稱す。家世々綿商を業とし廣く尾參遠及び甲州地方と取引せり。明治九年一月父文藏（通稱利八）退隱するや家業を相續して利八を襲名せり、時に年二十五歳なりき。

飯田は古來より信州交通の咽喉にして、往時は信州の諸物貨は此所を經て京阪、又は東海道地方に移出せるを以て商業盛なりしが、維新後鐵道車道等全國的に開發せられ一朝他に先んぜらるる場合には商權を失ふの處あるを以て此所に着目せる氏は今村清之介澁澤榮一に依頼して測量家上野熊太郎を聘し和合より平谷に出で矢剱の川沿ひに足助へ

出で名古屋に至る線を測量し株主募集の爲明治十五年木下孫六黒田忠一と共に尾參遠地方に旅行し、次で信尾鐵道を計畫し、澁澤、今村の手を經て磯長德造を聘して實測せしめ株主を募集し第三回目には瀧川信五郎を聘して下條より三河に至る車道を測量設計せしめ（第二期には車道に鐵道を敷設し得る設計なりきといふ。）しが偶々本縣に七道開鑿の議成立せるを以て此結果をあげて讓れるにも拘はらず年を經るも成功せず飯田は交通系統より遠ざかり、他は益々運輸交通の便を加へ物資は東京より道路を經て移入せらるるに至り商業地として發展の餘地少く寧ろ工業地として興隆せしむるの得策なるを感ずるに至れり。一方氏の家業たる綿業に於ても紡績事業年と共に發達し手紡の如きは日に衰退する狀態なりしかば煩眠なる氏は當時勃興し來れる器械製絲に着眼し飯田町傳馬町木下孫六と共同し、明治十七年同郡鼎村上茶屋に二十人繰の製絲所を設立し、ついで明治十九年（二十年六月）木下孫六と共同して飯田町馬場之町にイタリヤ式五十人繰の製絲所を設け長姫製絲所と稱し伊那社に加盟せり。當時氏は伊那社員にして社長たりしが思へらく本邦製絲業者は殆んど個々別々に製造して横濱に輸出するのみにして共間何等の統一連絡なければ勢其不揃を免れずよつて下伊那全郡を結合して製絲を改良し規格を統一せば共聲價を高むるを得べしと、郡內有志に說き三十餘名の贊成者を得て明治二十一年同町常盤町に事務所を建築し伊那製絲株式會社と稱し、生絲の檢査を開始し、各製絲家に巡回教師を派し、共同揚返所數ケ所を設け絲質の改善と規格の統一とを圖り又自費を以て五百有餘坪の倉庫を建築せり。此間內外幾多の障害あり社員よりも議論百出せしが萬難を排して所信を斷行し忽ちにし千梱以上を生產するに至れり。

當時伊那社に對立して飯田町以北の社員を以て成れる長信社あり郡內二大會社相對立するに至れり。

是より先事業の發展に伴ひ原料繭の不足を來したれば明治十九年より嘗て綿商時代より取引關係ある尾遠參地方よ

り繭の買入をなし同二十一年には尾遠參に繭買入所を設立し、二十二年には名古屋に繭問屋を設くるに至れり。然るに此地方は運輸不便にして生繭のまゝ運搬する能はざりしかば多管式乾燥器により乾繭の上之を輸送する事とし、二十二年には防州岩國、二十三年には豊前中津、肥後熊本等に繭買入所を設け關西九州地方の繭をも移入するに至れり。

尙氏は他府縣より交通不便の伊那谷に繭を移入して製絲するよりもむしろ其地に於て繰絲せしむるを得策とし未だ製絲業發達せざる地方に工場を設け伊那製絲株式會社の支社として繰業を開始せり。卽明治二十二年尾州小枚の綿問屋㊀マルハク鰕原治郎左衞門を動かし共同にて機械製絲所を設けて伊那製絲株式會社の支社として經營せるを始めとし二十二年長州萩の製絲工場建築に着手し翌二十三年竣工して甲南製絲所といひ又同年防州岩國にも支社を設け、明治二十四年には製絲改良の目的を以て肥後國熊本地方有志と謀り當時衰頽停止せる島崎製絲所を興し製絲法を敎導し敎婦を信州より派遣して工女を養成指導し好結果を收め、明治二十七年には三重縣飯南郡松江村有志の需めにより同地に伊勢製絲所を設け、同廿八年には熊本町有志と謀り鐵製機械製絲所を設立し同年相州足柄下郡湯本村に製絲工場の建設に着手し廿九年落成して函根製絲所といふ。就中函根製絲所の如きは鐵製四口取機械を据付たるものにして殆んど他に其類を見ず又當時にありて他府縣に製絲工場を設け繭買入所繭問屋を設けたる等蓋し氏を以て嚆矢となすべし。

又、氏の製絲改良に熱心なる他府縣に敎婦を派遣して指導せしめたる外明治廿四年卒先蠶種の改良に志し農商務省其他より技師を聘すること數回、又、屢々絡交器の試驗を行ひ絲質の統一につとめ明治廿七年には御法川直三郎と謀り鐵製絡交器を製し伊那製絲株式會社に揚返場四ケ所を新築設置し之を使用して大に聲價をあげたり。されば氏の伊那製絲株式社長として明治二十五年閣龍世界博覽會に出品せる生絲は一等賞を得明治三十一年大日本蠶絲會主催品評

會に生絲を出品して同じく一等賞を得たり。又、明治廿八年第三回内國勸業博覽會へ御法川式製絲機械を出品せしめ開期中自費を以て工女を派し實地に之を運轉せしめ一般の參考に供せり。

氏はかくの如く製絲事業に全力を注ぐ傍明治二十二年には周防國岩國町へ桑苗木蠶種等を信州より送りて其改良につとめ明治二十四年には大分縣大分町小野惟一郎氏と謀り同縣下蠶種改良の目的を以て同郡鶴崎町にて畑地四町歩を購入し桑樹を栽培し蠶室を建てゝ研究指導せり。又、同年北海道後志に於て六十餘町歩の土地貸下を願出之を開墾して桑樹を栽培せり。明治廿七年には北海道に農場を設け弟誠造をして之を管理せしめ、廿九年には北海道樺戸郡新十津川村字ソツチにて九十萬坪の土地拂下をなし弟誠藏をして開墾せしめ、又同年佐々木兼松と共同出資し郡内山吹村田澤に至り原野を購入し開墾に着手せり。後明治三十三年に至り弟誠藏を北海道吉澤農場へ分家せり。同氏は後明治三十七年渡米して加州ペタルマに農場を經營し吉澤農場は明治三十九年小作人に分譲せり。

明治三十二年には上伊那郡高遠町明十社を借入れ製絲業を營み（支配人福澤善次郎）翌年之を繼續せしが其後絲價の暴落にあひて大打撃を蒙り明治三十九年伊那製絲會社並に長姫製絲會社を解散するに至れり。

然れ共同年敷島館を設立し翌明治四十年四月より繰業を開始し大正二年之迄を繼續せしが財政意の如くならず明治四十二年一月整理を發表し、大正二年六月より敷島館も正木浪治郎名義となり大正六年には飯田生産組合へ同館を譲渡するに至れり。

氏は製絲業の外農場の經營等に從事せること前述の如く其他政治界に鑛山業に各種事業に着手し加ふるに財界の變動と絲價の低落とにあひて一敗地にまみれ又起つ能はず大正七年十二月一日流行性感冒に罹り遂に永眠せり。行年六十七歳法號を悟眞院利譽唱善行德居士といふ。氏の事業は不幸成功を見ずして逝けりと雖、卒先して他府縣より原料

繭を購入し或は他府縣に繭買入所を設け進んで製絲場を設け其地方の製絲改良を指導する等斯界に貢献せる功績は偉なりといはざる可らず。（吉澤利八戸籍、履歴書、黒田忠一、佐々木彙松、中村良三郎、吉澤利次等談下伊那特有物産誌、長野縣製絲工場誌、吉澤利八製絲事業略年譜）

三九　南條吉左衛門

南條吉左衛門は小縣郡別所村の人なり、嘉永六年九月九日を以て同村に生れ、明治十二年十二月同村戸長となりしを始めとし十五年九月及び二十四年五月の二回郡會議員に當選し其後十七年三月二十一年一月二十四年七月二十八年七月の四回縣會議員に當選し、明治三十七年三月には衆議員議員に當選するに至れり。此間地方政界の重鎮として地方自治の爲に貢献する所ありしが、一方蠶絲業方面殊に蠶種の製造養蠶の改良に就ては最も意を用ひ、自ら先進諸外國の養蠶飼育法を研究し地方蠶絲業改良の爲には明治十九年蠶絲業組合創立時代より大いに盡力する所あり、其後明治三十一年四月一日より重要物産同業組合法實施せらるるに及び縣下に率先して小縣蠶種同業組合を創立し其組合長に推薦せられ爾來三期九ケ年間同組合長として同郡蠶種の改良發展につとめ又、重要物産同業組合法により縣下各郡に蠶種同業組合組織さるゝや是等各組合の連絡を圖り蠶種の製造販賣等の統制をとるの必要を感じ聯合會を組織せんと欲し劃策奔走の結果明治三十三年四月長野縣蠶種同業組合聯合會を創設し同年五月廿二日其會長に當選し本縣蠶絲業の發展に盡瘁し明治三十六年五月廿二日滿期退職に當り同會より金盃を贈られたり。明治三十九年四月大日本蠶絲會評議員に選ばれ同四十二年再選され四十五年四月には多年蠶絲業に盡瘁せるを以て大日本蠶絲會總裁大勳位伏見宮貞愛親王殿下より三等有功章を賜はるに至れり。

氏の蠶種同業組合長として最も力を用ひしは蠶種の改良と本縣蠶種の販路擴張とにして他府縣との間に種々の障碍

起りし際には工藤善助氏等と共に其解決に奔走せる事は「蠶種販路の障碍」の章に述ぶるが如し。然るに明治三十五年高知縣大霜害の際本縣へ蠶種購入に來りし西田縣農會代表及土居技手に氏の斡旋販賣せる蠶種三千六百枚の不發生若くは不成績より端なくも斯界より非難せらるゝに至りしは惜しむべし然りと雖本縣にて調査の結果不正等の事實なかりし事明らかとなり、後に大日本蠶絲業より表彰せらるるに至りしこと既に記せる如く、又政治家としては日露戰役の功により勳四等旭日小綬章を賜はるに至れり。

晩年居村別所溫泉の發展に努め交通機關の整備旅舍及浴場の改善等に力を致し同溫泉今日の發展を見たるもの蓋し氏の努力に負ふ所多しといふ昭和十一年五月病を以て歿せり時に年八十五歳なりき。

四〇　工藤善助

工藤善助は安政元年一月五日を以て小縣郡丸子町に生る。明治九年宗家の業に倣ひて蠶種製造及販賣の業を創め鋭意斯業に精勵せり。

明治十九年二月十五日蠶絲業組合規則發布さるゝや蠶絲當業者は其代議人を選び四月十三日長窪町に創立會議を開けり。時に會するもの四十三名議長に島津忠貞副議長に金井源を選任し常備委員に高橋平四郎、金井源、南條吉左衛門、大里忠一郎、兩角直哉、工藤善助、笠原宗司の七氏選任せられたり。これ工藤氏が本縣蠶絲業界の幹部として舌躍せる始にして當時本縣蠶絲業に關する制度施設等總て草創の際なりしかば其苦辛尋常ならざりき。

明治二十二年蠶絲業組合規則廢せられて蠶絲業取締規則發布せられ同年八月信濃蠶種組合設立さるゝや其副組長に推され組長藤本善右衛門を補けて蠶種の製造及販賣の方法等の改良發展につとめ、明治二十五年他府縣に於て本縣蠶

種再檢査問題起り、共販路梗塞するや本縣知事に陳情して他府縣に交渉し或は農商務大臣に具申して其圓滿なる解決をはかり或は自ら茨城縣に出張して同縣當局と交渉を申ぬる等百方本縣蠶種の販路擴張の爲に奔走せり。

明治三十三年より同三十六年一月長野縣蠶種同業組合聯合會議員及議長に推選され、明治三十六年五月南條組長滿期退職するや擇ばれて其後を襲ひ同四十三年蠶種製造業を廢するに至る迄引續き長野縣蠶種同業組合聯合會組長として本縣蠶絲業の爲に盡瘁し、明治三十七年衆議院議員となるや同四十年二月卒先夏秋蠶講習所設置建議案を議會に提出して其協賛を得、其結果。明治四十二年三月農商務省は新に本縣松本市に夏秋蠶に關する試驗場を設け、東京蠶業講習所夏秋蠶部と稱するに至れり。又同年上田市に蠶絲專門學校設立され翌四十三年同校の開校を見るに至れるもの氏等の盡力に俟つこと多し。

又、明治四十二年微粒子病毒防止の爲蠶體檢査方法を提唱して之が實施を見るに至り爲に著しく微粒子病の減退を見るに至れり。

之より先明治四十年金三製絲合資會社(釜數一百釜産額一、三一四貫)を興し製絲業を創め、依田社に加盟し居たりしが、四十三年蠶種製造業を廢し專心製絲業に從事するに至れり。大正二年依田社長下村龜三郎歿するや其後をうけて社長に就任し、從來同社が共同揚返を爲し同一商標を附して共同販賣を爲すに過ぎざりしものを改め、大正三年五月産業組合法による有限責任信用販賣購買組合組織と爲し專ら製絲の改良に意を注ぎ率先煮繭分業を實行し、歐米各國を視察して其長を採り、職工の待遇改善に努め、協同の精神を涵養する等社運の發展につとめ、又、社員の産出せる屑物及蛹の處理に苦心し社內晒練所に於て屑物は晒乾綿となし、蛹より各種石鹼を製造せしが、大正七年一月信濃絹絲紡績株式會社(資本金百五十万圓)を設立し擧げられて其社長となり屑物晒練紡績及蛹油製綿石鹼製造等の事業を開始し以て今

日に及べり。

大正三年長野縣生絲同業組合聯合會副組長にあげられ、いつで同五年組長に當選し昭和二年に至る迄其職にありて同會の爲に盡瘁せり。今氏の在職中聯合會組長として斯業の發展及救濟の爲に盡せる事項をあぐれば次の如し。

一、大正三年歐洲戰亂勃發の影響をうけて絲價の暴落を來し同業者の困憊其極に達するや全國蠶絲業者大會の實行委員となり寢食を忘れて奔走し遂に第一次帝國蠶絲株式會社の創立を見るに至れり。

二、大正八年第一回萬國勞働會議の米國に開かるゝや資本家代表顧問として米國に派遣せられ、親しく彼地に於ける勞働者の現狀を視察し尙聯合會の囑託をうけて米國絹業狀態を視察して歸朝し職工の待遇改善、製絲の改良等をなせり。其後大正十一年十二月歐米絹業並に生絲取引狀況視察の爲歐米各國視察の途に上り、米國を始め英佛伊獨各國を視察して歸朝するや、其歡迎會席上に於て人絹の恐るべき、蠶絲業の競爭者なる事を說き、出來るだけ生絲の生產費を低減して安く賣る樣にすべき事」を力說せり。

三、大正九年歐洲大戰後の世界的財界大變動により絲價大暴落の際其救濟方法として政府に助力を乞ひ第二次帝國蠶絲株式會社の設立を見たり。

四、大正十二年關東大震災の爲京濱地方在庫の生絲燒失を始め當業者の被害甚大にして經營上危急の狀態に陷れる者多かりしかば約一ケ年間上京して其救濟方法に盡力せり。

此他生絲の生產調節、職工の爭奪防止給與待遇改善、繰業短縮、生絲檢査機關設立等に關し本縣知事若くは中央政府に建議して其實現を見るに至れる等生絲同業組合聯合會長として十有餘年間精勤事に當りことに歐洲大戰亂及關東大震災の如き不慮の災厄の爲多事多難の際に能く之を善處し當業者の利益增進を計り本縣製絲業發達の爲に貢獻せるを

以て、昭和二年其職を辭するに當り同會は總會の決議を以て氏を名譽顧問に推薦し、感謝狀を呈せり。

如斯氏は本縣蠶絲業の功勞者たるのみならず或は丸子村長となり（村長たること四回郡會議員となり（郡會議員に當選すること三回共同參事會員議長た選任せらる）縣會議員に選ばれ（縣會議員に當選すること、明治二十四年、同三十一年、同三十六年の三回參事會員議長等ととなる）地方自治の爲に貢獻し、明治三十七年には衆議院議員に選出され、明治三十七八年事件の功により勳四等旭日小綬章を賜はり大正六年再び衆議院議員に當選して同九年に至る迄國政に參與し、又、地方金融機關の缺如せるを憂ひて明治十五年依田銀行を創立して共取締役となりついで同三十三年頭取に推され大正二年依田社長に就任するに至る迄共職にあり內は再次の增資を決行して共資本の充實を圖り、外は累年勃興せる製絲業を始め商工業の發展に資せり。

又、地方交通の發達を速進せんが爲に明治四十五年鐵道の敷設を企て大正五年丸子鐵道株式會社を創立し擧げられて其社長となり、大正七年十一月より運輸營業を開始するに至り後之を上田市迄延長し大正十四年八月より共開通を見るに至り、又丸子農商學校の設立に當りては幾多の艱難を排して共設置に盡力せるのみならず組合會議員として又名譽商議員として常に質實勤勉なる校風の振作に努めたりといふ。

されば共蠶種業に精勵せる時代には第四回及び第五回內國勸業博覽會に於ていづれも蠶種一等有功章を賜り明治四十一年一府十縣聯合共進會に於ては農商務大臣より銀杯並に賞狀をうけ、製絲業に精進せる時代に於ては大正五年三月大日本蠶絲會總裁より第一種功績章並に賞狀を授與せられ、大正七年四月同じく大日本蠶絲會總裁より一等有功章を授與せられ大正九年十一月一日には大正四年乃至九年事件の功により賞勳局より銀杯壹組を下賜せられ、昭和三年八月には地方公共事業に對する功勞者として勅定の藍綬褒章を賜り尙同年十月多年蠶絲業に貢獻せる故を以て產業協會總裁伏見宮博忝王殿下より表彰せらるゝに至れり。

四一　高橋美壽

高橋美壽は安政三年上伊那郡高遠町に生れ明治二十三年頃（調査十分ならず明治十九年以前ならんと考へらる）妻女ためと共に福島縣に赴き同地著名の蠶種製造家丹治梅吉につき養蠶及蠶種製造法を學び歸鄉の後養蠶及蠶種製造をなせり。（上伊那支所報告寺澤貞雄調査）

西高遠町小林より女（嘉永六年生昭和九年八十二歳）の談る所によれば附近の寺などにて蠶業講話をなし同家などにも折々來りて蠶の世話を燒き、同地方に蠶業を始めたる功勞者なりといふ。

明治十九年長野縣蠶絲業組合に於て蠶病檢査員養成の爲上水內郡宇木に於て講習を開ける際當時第二課員たりし氏は三吉米熊先生と共に同所に赴き三吉先生は專ら學理及顯微鏡檢査の方法を傳へ氏は養蠶の實地指導をなせり。（縣公文及當時講習生たりし木內泰助氏談）其後九州に渡りて養蠶の指導をなし明治三十一年鄉里に歸り專ら蠶種製造を行ひ大正七年家事の都合により廢業するに至る迄之を繼續せり。明治三十四年及同三十五年上伊那郡蠶種同業組合報告縣公文によれば同氏は明治三十四、五兩年とも「販路奬勵規程」により第一等に當選し、三十四年には一、五六一枚、三十五年には一化性四七四枚二化性九五〇計一、四二四枚を製造せり。其販路は主として上伊那郡一圓なれども遠く關西方面にも販賣し、蠶品種は日本錦、中巢、小石丸等なりき。

氏の蠶絲業界に於ける功績として傳ふべきは率先地方の蠶絲業を開發せる點にして、宇木講習所の講師として本縣各地の蠶絲業界中堅人物を養成し、鄉里にありても毎年四月より十一月迄年々十二、三名の傳習生を募集して養蠶の實習をなさしめ、又、希望に應じて養蠶講話をなし、比較的蠶業に關する智識の幼稚なりし時代に於てよく之を指導し蠶作の安定を得せしめたる點あり。

氏は又、高遠町伊藤當威氏と共同し、「製蔟機」を考案製造して郡下に普及せしむこれ上伊那郡に於ける機械製蔟の嚆矢なりといふ。

四二　横田英子

横田英子は松代藩士横田數馬の次女として安政四年を以て松代町代官町の其邸に生る。明治五年政府は蒸氣機械製絲の模範工場として上州富岡に製絲場を創設し、尾高惇忠を場長とし、佛國人ブリウナ其他を御傭教師として繰婦を全國中養蠶製絲の盛なる諸縣に募りて繰業を開始せり。

然るに當時開港日尚淺く一般國民の外國人に對する認識極めて不足にして、或は女工の生血をとるといひ或は油を絞ると稱し、機械製絲を營む者を山師と稱せる時代なりしかば、容易に之に應ずるものなく、縣廳より各區に割當て若干員宛を出さしむる事とせり。

此時本縣下松代（第二十九區）より十六人の工女を出す樣縣より命令ありしかば英子の父は區長として百方勸誘につとめしも更に應ずる者なかりき。「富岡日記」に「人身御供にでも上るやうに思ひまして一人も應じる人はありません」とあるもの即當時の實際なりしならん。

茲に於て横田氏は娘英子を富岡に送る事に決心し、一家の人々も之を贊し、女史も亦喜んで入場するに決定せり。

而して同家の人々が女史を工女として富岡に送ることに贊せる理由は「富岡日記」に「第一許さぬと申しはせぬか

と心配致しました祖父は大喜びで申しますには、「たとひ女子たりとも、天下の御爲になる事なら參るが宜しい。入場致し候上は諸事心を用ひ、人後にならぬ様精々勵みまするやう」と申されました時の喜びは、とても筆には盡されません。」又、「父よりの申渡し、母への誓ひ」の項に父の言として「扨此の度國の爲に其の方を富岡御製絲場へ遣はすに付ては、能く身を愼み、國の名家の名を落さぬやうに心を用うるやう、入場後は諸事心を盡して習ひ、他日此の地に製絲場出來の節差支へこれ無きやう覺え候やう、假初にも業を怠るやうの事なすまじく、一心にはげみまするやう氣を付くべく」と申渡されたる事を記せり。卽祖父は「女子たりとも天下の御爲になる事なら」といひ、父は「國の爲に其の方を富岡に遣はす」といひいづれも天下國家の爲に富岡に入場せしめたるに非ず、且、入場の上は其業に勵むべしとはいづれの父兄と雖希望する所なれども、父の言中に「他日此地に製絲場出來の節差支へこれ無きやう覺え候やう」との注文は此時旣に横田數馬氏の心中には近く松代に製絲場創設の計畫ありて申含められしものなるべし。果然同氏は富岡製絲場を訪づれ尾高場長に面會して製絲場創立の爲に視察調査の許可を請ひ製絲場設立に必要なる事項を調査研究し、歸國後更に男工を送りて實地に練習體得せしむる事につとめたり。

されば松代出身の工女は唯單に工女として規定の時間だけ規定通りに働ける人々と異り速に業を習得して歸國の上は松代に於て指導の位置に立ちて製絲業を興さんとの熱心と希望に燃ゆる人々なりしかば其上達も速かにして、特に横田女史の如きは平素信仰心篤き人なりしかは一ノ宮大神宮に祈願して業の上達を祈れる程なりしかば其上達目覺しく忽ち一等工女となり歸國近づくに及びては「絲結び」「四百廻」等迄習得して歸國するに至れり。

製絲場にありし際一同よく勉強せる事は「富岡日記」に女史が一同實によく勉強して居ましたと記せるのみならず

同書四月頃の項に尾高場長より女史に「お前方一同能く精を出して實に感心だ此後も御場所の御爲明年迄も止つて勤め呉れるやう」と申され、又、歸國の際一同役所に呼ばれ尾高氏より左の如き賞詞を賜はりたる事

「繰絲業格別勉勵に付爲褒賞金五拾錢下賜候事

製絲場印」

及び退場に當り尾高氏自ら署名捺印して

「繰婦勝兵隊」

と書せるものを宇敷氏に與へられた事等によりて察するを得べし。

されば歸國後女史の所謂「大日本帝國民間蒸氣機械の元祖六工社製絲場」の創業に際し、元方を助け不完全なる機械により龜惡なる繭を以て、兎に角從來の製絲法により最上の繭を以て製せるものより一梱に付三百三十三圓三十錢だけ高價に賣却する事を得たりといふ。

これ元より、元方一同の苦心ことに大里忠一郎、海沼房太郎等の力によると雖女史が僅か十八歳の少女にして元方と工女との間に立ちて女史自ら「絲抜は附たり仲裁役になつて居るも同じ事」（高岡後記十五頁）と告白せる如く、工女の不平を宥め、元方の心痛を慰め、一方自己の本職に對しては「毎朝神に祈りまして命も捧げる位の意氣組で居りました。」とある如く全力を傾注して熱心に勤め勵み以て六工社創業の基礎を固くせり。

明治八年上高井郡須坂町に於て東行社設立さるるや海沼房太郎は今日の技師格として、横田女史は教婦として同社に聘せられ、海沼氏は工場設備機械運轉等に就て、横田女史は繰絲工女の指導に當れりといふ。

明治十一年本縣に於ては縣下の模範工場として長野製絲場を現在信濃教育會館の所在地より、長野新聞社及刑務所

の一部に亘る位置に設立し、（製絲編第三章第九節參照）大里忠一郎を其の主任とし、横田ゑい子を製絲教授となせり。偶々同年九月九日　明治天皇親しく製絲場に御臨幸遊ばされ、繰業を天覽あらせられしが女史は同製絲教授として、縣下各製絲場より擢抜せられたる優等工女と共に其の技を天覽に供し奉るの光榮に浴し左の如く酒饌料を下賜せられたり。

金拾五錢　　横田ゑい

御巡幸之節業前供

天覽候ニ付頭書之通酒饌料下賜候事

明治十一年九月　　長野縣

翌十二年二月十三日には工女部屋取締兼務を申付られしが明治十三年八月には製絲場教師と共に之を辭せり

横田ゑい

依願製絲場教師免候事

明治十三年八月

長野縣勸業課

此辭任の理由は「富岡後記」に兼て婚約ありし和田家へ輿入する爲ならんとあり、或は然らんも、又、一面に於て同製絲場は既に縣下の模範製絲場としての使命を果したりとして此年限り縣營を廢して民營に移す事に内定し、翌十四年より小諸町高橋平四助の經營となれる關係より見れば廢止に先つて辭任せられたるものならん。而して」女史在任中の功勞に對し縣は左の如き賞狀に添え金貳拾圓を下賜せり。

製絲場

教師横田ゑい

製絲場創業以來能く其の職務に勉勵し、薫陶敎育宜を得各工女をして技術進歩の効を奏せしむる段殊勝の至りに候依て金貳拾圓賞與候事

明治十三年八月　　長野縣勸業課

卽長野の製絲場は明治十年八月勸農局速水賢曹縣下製絲場巡視の地につき示諭の上、「何れも不宜に付便利の地に當國の龜鑑たるべき製絲場を開くべし」との意見に基づき創立せるものなりしに、女史の熱誠なる指導と魂を打込んで薫陶敎育せられしとにより速に技術進歩の効を奏し、本縣製絲業の發達に貢獻せられたる功績は永久に忘る可らざるものなり。

女史は後和田氏に嫁し昭和四年九月廿六日七十三歳を以て歿せられたり（富岡日記富岡後記）

四三　增澤龜之助

增澤龜之助は安政六年八月十五日を以て諏訪郡小井川村（現岡谷市小井川區）に生る。父祖累代里正を勤め普通農事の傍水油製造及生絲蠶種篠綿等の製造販賣を業とす。明治十三年十月の共進會申吉書によれば、同人の父清助「萬延元年二ツ繰座繰器械を發明し、中略文久元年右座繰器械百二十挺製造し同國同郡有志の家へ二百挺、伊奈郡平出村万屋傳次郎へ八挺、甲斐國甲府柳町二丁目太田佐平へ十挺、美濃國桐洞村草壁喜平へ二挺送ル、余ハ廿四人繰リ座繰器械ヲ設立シ二百三十七斤半ヲ製造シ横濱ニ遞送販賣ス共價手繰絲ヨリ百斤ニ付三百五圓ノ利益ヲ得」下略とあり、又最近の調査によれば慶應年間に工女二十四人繰連結の効椎製絲機械を考按し工場を設けて繰絲せりといへり。卽、伊佛の製絲器械渡來以前に幼稚乍らも二十四人繰連結の機械を考按して運轉せしめたる事及び夙に二ツ繰座繰器械を製造販賣せる

ことは增澤氏が今日本邦製絲器械製造王を以て推稱せらるゝに至れる遠因をなせるものといふべし。然れども增澤氏の製絲器械の製造販賣に專念せるは明治三十年以後にしてそれ以前にありては父と共に蠶種及び生絲の製造に從事せり。同氏談及同家の記錄によれば蠶種の輸出盛なりし當時は夏蠶繭を飛驒へ持參して蠶種を製造し之を横濱に出して巨利を博せることもありしといふ。其頃元治元年には其利金七十兩にて虎の皮を購ひ歸りしも買手なく結局大祝様へ献上せりといふ滑稽もあり、明治三年には飛驒より蠶種三千二百七十三枚と一匁九分五厘を買ひ、横濱の芝屋清五郎方に泊りて賣りしに二十五番へ二百枚、百七十七番へ二百三十二枚、其他合計千三百三十枚賣りしも其他は賣れず結局四百九十兩餘を損せりといふ。其後明治三十四五年頃迄は少し宛蠶種を製造し、四年よりは酒造をも營めりといふ。

明治十年六月上州富岡蒸汽機械に模し水車を裝置して蒸氣取を行ひしが「蒸氣は鍔釜に四石入の桶をかけ鐵又は銅パイプにて引き繰絲鍋は半月形にて赤羽にて製造せしものを用ひしといふ。(同氏談)當時の釜數は十三年の申告書によれば四十人取とあれども明治十三年四月三十日、御巡幸に付本縣より南部七郡に命じて調査せしめたる報告によれば二十人繰なり。或は同年度に於て四十人取に增釜せるものならんか。

此頃同地方に於て共同揚返共同出荷等行はるゝに至りしかば協力社、金山社等に加入せしが、明治二十六年父の隱居後は共營業全部を繼承せり。後明治二十九年都合によりて製絲を廢し、製絲器械器具其他用品の製造販賣を創めしが當時製絲用品種々雜多にして製品の均齊を欠きしに鑑み、用具の改良と統一とを圖り、以て國産の聲價を擧げんことを志したり。かくて最初まづ結束絲の製造及文庫紙小道具の取次販賣を始め、又、各地を視察して各種繰絲器械の長を採り短を捨て、專門技術者の意見をも聽きて明治三十三年遂に木鐵混用の完備せる製絲器械を考案し、信州式製

絲機械と名づけて發賣するに至りしに、需要日に多く販路は縣下一圓は勿論、明治三十七年頃には關東、東北各地方に及び斯業界を風靡するに至れり。同三十八年よりは製絲關係器械器具用品の殆んど一切を製作し大正年間に入りては支那、朝鮮の各地より遠く歐洲に迄製品を供給するに至れり。

この間大正六年には滋賀縣甲賀郡寺庄村深川に陶器製繰絲鍋製造工場を起し、東京日暮里に計量器製作工場を設け、岡谷の本店及松本市大柳町の計量器松本製作所と相俟ちて盛んに製絲器械の製作販賣に從事せり。

かくて今日迄に同氏の製絲器械の取付をなせし工場は全國に普く、海外に及び、其窓數幾萬なるを知らず。官公設の分のみにても、農林省蠶業試驗場、絹業試驗場、横濱生絲檢査所、東京高等蠶絲學校、上田蠶絲專門學校を始め各府縣立工業試驗場、同蠶業試驗場、蠶絲學校、繭檢定所、生絲格付檢定所等、殆んど全國に亘り三十餘府縣二百ケ所の多きに上れり。

しかも常に研鑽改良を怠らず其專賣特許、實用新案登錄を受けたるものの數も夥しく賞狀、賞牌感謝狀等をうけたること枚擧に遑あらず、本邦製絲製造王として斯界に貢獻する所頗る大なるものあり。氏は當年七十八歲の高齡なるにも拘らず、尚矍鑠として業務を統括しつゝあり。

四四　今井五介

氏は安政六年十一月十五日を以て諏訪郡川岸村三澤區片倉市助氏の三男として生れ、明治十六年六月十八日平野村今井區今井太郎氏の養子となり同家を嗣げり。明治十八年平野村至誠學校長となり鄉黨の子弟教育に從事せしが、翌十九年蠶微粒子病檢査法習得の爲、現東京高等蠶絲學校の前身たる蠶病傳習所に入りて業を卒へ農務局より蠶病微粒

子病檢查法を習得せることを證明せられ、卒業の後商業視察及研究の爲單身米國に渡り同二十三年業成りて歸朝せり。

此年長兄片倉兼太郎氏は多年經營せる製絲事業を益々充實發展せしめんとし地を本縣の中央なる松本町に相し、一工場を新設して松本製絲所と稱し從弟片倉俊太郎氏をして之が經營の衝に當らしめたり。之れ片倉製絲郡外發展の第一歩にして其事業の成否は延いて大局に重大なる影響を及ぼすを以て、氏は其前途に對し深甚なる注意を拂ひ居たりしが恰もよし今井氏の業成つて歸朝せるに會せしかば、直に氏を松本製絲所長たらしめたり。



今井五介

爾來氏は松本製絲所長としては其海外に於て得たる智識と經驗とを以て斯業の改良進歩を圖り遂に能く信州製絲界の模範工場たらしむるに至れり。

明治廿六年片倉兼太郎氏の尾澤、林の兩氏と謀り清國揚子江一帶の産繭を購入せんとするや氏は片倉家を代表して同地に渡航し其任を盡せり。これ片倉組の海外原料輸入の始なり。而して同年三井物産會社と合同して上海に於て生絲製造の試驗的經營を爲せるも偶々明治廿七八年戰役の起るに會し中止の止むなきに至れり。僅かに製絲業は搖籃期を脫せるに過ぎざりし當時の本邦斯業界にありて、既に此の雄圖を示せる雄勃たる氏の抱負想像するに餘りあり。

後年日華蠶絲株式會社を創立し、青島、張店、蘇州に工場を設置し、本邦蠶絲業の强敵たる中華民國の人々と提携

して斯業の發展に努め或は滿洲蠶絲株式會社を設立し旅順に工場を設けて滿洲蠶業の開發に力を致しつゝあるが如き此時に崩せりといふべし。

片倉組の事業は日露戰役前後より著しく發展し來り縣外工場の增加と共に對外事務漸く繁劇を加へ來りしを以て氏は主として此の方面を擔當せり。

かくして氏の信望年と共に加はり明治四十年には農商務省より橫濱生絲檢査所商議員を命ぜられ四十一年七月大日本蠶絲會信濃支會商議員を囑託され、同年九月には同會より繭質統一調査員を囑託せられたり。

明治四十三年十月松本生絲同業組合長に當選し爾來引續き再選せられて組合長をつとめ、又、明治四十四年四月長野縣生絲同業組合聯合員評議員に當選し尙同縣蠶絲業同盟會調査委員を囑託せられたり。

明治四十五年三月には農商務省より中央種繭審査會委員を命ぜられ同年四月には長野縣より地方種繭審査會委員並に同會副會長を命ぜられたり。かくて氏は蠶品種の改良及整理統一の事に當れる際一代交雜蠶種の成績遙に在來種に優れるを認め大正三年之が實用化を企て地方有志と謀り歐洲種又は支那種と日本種の二化性との一代交雜蠶種を製造して安筑二郡の養蠶家に無償配付し、飼育せしめたるに發育良好にして收繭多く解舒良好にして絲量豐富絲質優良なること在來種の追隨を許さゞる好成績を擧げたり依て之を廣く世に紹介する爲に同年秋產繭品評會を開き、或は大正四年大日本一代交配種普及團を設立して一代交雜蠶種を配布すると共に共產繭取引に不安なからしむる爲に產繭に產卵台紙を添へて持參すれば責任を以て必ず購入する事を約し以て之が普及に努めたれば數年ならずして在來種を一掃して一代交雜種全盛時代を現出するに至れり。

一代交雜種の實用化は本邦蠶業發達史上未だ曾て見ざりし劃期的の事績にして氏の事業中最も偉大なる功績を遺せ

るものの一にして本邦蠶絲業界に一大革新を與へ蠶種製造の方法は勿論養蠶の方法も之が爲に改められ、蠶絲業全般の改良進歩を促がし、殊に蠶品種の統一の如きは自ら實行せらるゝに至れり。

大正三年歐洲動亂の突發するや我生絲貿易は未曾有の打撃をうけことに本縣の如き蠶絲業を主なる産業とせる地にありては其財界各方面に及ぼす影響甚大にして、其悲慘名狀すべからず此時に當り氏は長野縣生絲同業組合聯合會を代表して蠶絲業救濟案の實行委員となり、日夜救濟の爲に奔走盡力し其結果救濟案成り第一次帝國蠶絲株式會社創立せらるゝや其監査役(評議員)となりて劃策經營宜しきを得豫期以上の好結果を得たり。

其後大正九年再び絲價大暴落の不況に遭遇するや奔走大に努め九月第二次帝國蠶絲株式會社發起人惣代として政府其他財界各方面との交渉をなし同會創立總會に於て取締役に當選し專ら社長の職務を補佐することを委囑せられ(日本蠶絲業史生絲貿易史三七二頁)苦心慘憺能く社長淺田德則氏を助けて悲境に沈倫せる蠶絲業者を救濟する事を得て大正十一年十二月一日解散するに至れり。

大正八年蠶絲業者は過去の苦き經驗に鑑み自救の目的を以て協同資金を蓄積し他日の恐慌に備ふる爲帝國蠶絲組合を設けしが大正九年四月創立の際其理事に選任せられ、或は大正十年三月蠶絲業救濟貸付金補償案の議會に提出せらるゝや奔走大に努めて其通過をはかる等常に蠶絲業救濟の爲に努力せり。

大正十五年四月帝國蠶絲倉庫株式會社創立せらるゝや、取締役に推薦せられ、昭和二年財界の恐慌により全國蠶絲業者大會を開きて應急對策を協議し、絲價安定を期する爲第三次帝國蠶絲株式會社(恒久的)設立の事となるや常務委員となり農林大臣日銀總裁、帝國蠶絲倉庫株式會社長等を訪問して其內諾を得十月二十九日創立總會を開き會社の成立を見るや同社長に推され以て今日に至れるは氏が蠶絲業救濟運動に盡瘁せる過去の功績を物語るものなるべし。

此他大正五年二月、長野縣生絲同業組合選出、蠶絲業同業組合中央會議員に當選し爾來再選せられて同會の爲に盡し、大正七年十月長野縣原蠶種々類審査會副會長を命ぜられ或は同十五年長野縣蠶品種審査委員となり、昭和三年長野縣蠶絲業調査會委員を命ぜられ蠶品種の整理統一改善等の爲に其繭質を披瀝して業界の啓發に努め、或は明治四十一年以來大日本蠶絲會信濃支會商議員となり、昭和七年十一月全國製絲業組合聯合會長として斯業の伸展につとめたり。

又、大正八年米國絹業視察員を囑託せられて渡米し歸朝して貴族院派遣員として白耳義國ブラッセル府開催の萬國商事會議に列席し、更に昭和八年七月シカゴ博覽會視察團長として渡米し序を以て歐米の絹業を視察すると共に日本生絲の宣傳をなし、南米ブラジル地方をも視察して同年十一月歸朝する等、世界絹業の狀態を視察して其趨勢を察し本邦蠶絲業者に其歸嚮する所を知らしめ併せて販路の開拓を圖る等本邦蠶絲業の爲に盡せる偉績は擧て數ふ可らず。

其他明治四十二年四月松本商業會議所會頭となり同年九月松本電灯株式會社取締役社長となり、松本繭仲買商組合長松本米穀商同業組合長となりて鄕黨の爲に盡力し、大正三年六月窮迫せる信濃鐵道株式會社の後をうけて社長となり自家の從業者と資金とを以て一擧開通せしめ、大正八年米國の視察を遂けて歸朝するや大勢を察し片倉兼太郎氏を助けて當九年片倉組の組織を改めて片倉製絲紡績株式會社となし共副社長となり、大正十年十一月片倉生命保險會社を創立して其社長となり、昭和八年八月片倉紡績株式會社社長となりて益々其發展につとめ、其他各種會社の重役となりて地方産業の開發に資し、又大正七年貴族院議員に選出され大正十四年再び貴族院議員に當選し蠶絲業者を代表して斯業に貢獻する所尠からず、昭和　年には多年蠶絲業の發達に貢獻せる功勞により勅選議員に任ぜらるるに至れり。

是より先大正六年一月には勅定の綠綬褒章を賜はり、同七年四月大日本蠶絲會よりは第一種功績章を授與せられ同十年十二月には勅定の紺綬褒章を賜はり、又昭和六年十一月には正六位に叙せられ、同八年九月勳四等瑞寶章を授けら

れ、昭和十年三月勸業功勞者として長野縣知事より表彰せらるゝに至る。

氏齡既に喜壽を過ぎて意氣尙壯者を凌ぎ、產業立國の大旆を翳して、國家的產業たる蠶絲業はもとより、或は育英事業に或は殖民事業に孜々として活躍せられ席煖るの遑なき有樣なるは獨り本縣の誇なるのみならず、又、本邦蠶絲界の世界に向つて誇るべき偉人といふべし。

四五　羽田桂之進

羽田桂之進氏は萬延元年六月五日を以て松代町に生れ明治十年東京同人社に入り、同十二年東京高等商業學校の前身たる東京商法講習所に入學し、同十五年三月同校卒業後澁澤喜作商店に聘せられて生絲貿易業に從事し、一面伯父大里忠一郎等の經營せる六工社生絲の海外販賣及び大里氏等の組織せる合資會社同伸社の生絲直輸に關係せり。

是より先大里氏等は明治六年以來埴科郡西條村字六工に製絲場を創設し、ついで同十五年松代殿町に百三十一人繰の製絲場を設立し、之を六工社と稱し、西條村の工場を本六工社と稱し漸次規模を擴張して盛んに良絲を製造せしが自己の老齡に赴かれしと、嗣子幼なりしとの爲、明治二十六年本六工社を土屋氏に六工社を羽田氏に經營せしめたり。

然るに當時暫新の智識と經驗とを有せる羽田氏と堅實を主とする六工社生え抜の土屋氏との間には兎角意見の一致を缺くことありて爲に事業の上にも其影響を及ぼせりといふ。

羽田氏は明治廿六年六工社繼承後其組織を合資會社に改め自ら其社長となり明治四十五年同社の解散に至る迄其職にあり、其間明治三十一年信濃製絲協會を組織するや其幹事となり、同三十三年信濃五郡生絲同業組合を創立して其

組長に選ばれ、後明治三十八年縣下六組合（信濃五郡生絲同業組合、下伊那生絲同業組合、上伊那同上、北安曇同上、諏訪同　須坂同）聯合して長野縣生絲同業組合聯合會組織さるゝや副組長に推薦せられ各組合の聯絡を圖り販路の擴張製絲の改善職工爭奪の弊害矯正、絲價の維持等につき共聯絡統一等に盡力せしが明治四十五年六工社の解散と共に其職を辭せり。

此間に於て氏の製絲業上に於ける功績の主なるものをあぐれば大里氏時代より行ひ來れる生絲徒弟の養成は繼續して之を行ひ共得業生にして各地に於て斯業に從事せるもの數十人に達せり。卽ち九州熊本の九鬼英太、山口縣岩國町西村賀太郎、豊後中津の小幡九一、信州小山田留吉、四國の瀨尾新藏、松代の太田辰次郎等其主なる人々なりといふ。

又、明治廿七年横濱生絲會社米國支店員「R R、Bブリソン」氏の奬により始めて十七中太絲を製し、後廿一中の註文あり一時は四十六中等をも製絲せり、これ木邦に於ける太絲製造の初にして十七中の註文を得しは米國カイザー會社なりといふ。後同社に其製品を請求せしに明治廿八年六月に至り手袋數種の送附を得たり蓋し右は特許品たるを以て、最初は本邦に送るを拒みたる樣子なりきといふ。

繭、乾繰器につきても種々考案を廻らせしも十分の結果を得る能はざりしにより、明治廿五年に至り米國より輸入の多管式を採用し、其內部の構造を改め窯內溫度の平均を維持する如く其裝置を改め使用せり。

大里忠一郎氏曾て明治廿二年米國視察の結果繰返しの良否は綾の如何に關する事を知り所謂アミ綾に改むべしと某機業家の注意により廿一中の器械を持ちて歸朝せり。羽田氏は之によりて考案し奏功せり、「六工社の改良綾」と稱するもの是なりといふ。

又、絲質の良否絲量の多寡は煮繭の方法如何にあるを以て常に工夫を怠らざりしが、山形縣に於て行はるゝ沈繰法の

成績良好なるを聞き同地を視察し沈繰法を實施せるも其結果は不充分にして半沈法の特に合理的なるを考へ數年間之を試みし十中七八分の成功を得しも未だ十分なる結果を得る能はず苦心研究中斯業解散の厄に遭ひて之を果す能はざりしが、大正五年七月相談役として郡是製絲會社にありし際、上州生絲組合試驗所にて半沈法につき苦心せるを見て之に助成し數ケ月にて良成績をあげたり。

羽田氏は支那種の絲質良好なるを聞き横濱二〇九番バビール氏の手を經て蠶種十數枚を買入れ縣下蠶絲家に托して試育せしめたるに病毒多く一人ニ付四分ノ一枚宛分配せる中、竹内孝太郎飼育の分宜しかりしのみなりきといふ。よつて明治廿五年には横濱ジャーデンマジソン商會に謀り支那より約千斤の原料繭を購入し翌廿六年には約三千斤を購入せりといふ。是れ本邦人にして支那繭購入の濫觴なり。

氏は夙に生絲直輸の必要を認め大里氏等と共に同伸社に加盟し居たりしが、明治廿三年同社の相談役となり。明治廿九年横濱生絲合名會社の設置に賛同し爾來六工社製絲は元より、同社に附屬せる製絲場製絲は米國に直輸して機業家に販賣する事となせり。

此他輸出絹織物業を開始せんとし、明治十九年以來其試織を爲し、明治廿五年松代在に工場を設け象山機業場と稱し、輸出羽二重を製織し併せて精練染色の研究を爲し本縣に於ける輸出織物の基を開けり。

されば明治三十三年長野縣輸出絹織物同業組合設立に當りては其組長に選ばれ、同三十六年日本輸出絹織物同業組合聯合會の成立に當りては本縣組合の代表員に選ばれ、同四十年同聯合會評議員に、同四十四年長野縣機染業聯合會設立に際しては副組長に推薦せられたり。殊に本縣輸出絹織物同業組合長として或は先進地の視察をなして其改善を計り、或は新式機台の購入をなす等其功績少からず。

氏は明治廿六年大里氏の後をうけて六工社長となりしより、同四十五年同社解散に至る迄二十ケ年間製絲の改良進歩に努め、生絲の直輸販賣につきて苦辛し、又、大正二年象山機業場の廢業に至るまで斯業に貢献するところあり、一面に於ては小坂善之助山田莊左術門等の經營せる信濃銀行の取締役たりし關係上製絲資金も圓滑に運轉せしかば一時信州製絲界の牛耳を握るに至りしも、後同行が安田銀行に賣收されし爲金融關係も、從前の如くなる能はず、爾來蠶絲業並に染織業界より隱退するに至れり。

氏は神山と號して詩書を善くし、佐久間象山先生舊邸の隣に居をトし雅懷を詩書に寄せ悠々自適の生活を送られつゝあり。

（長野縣生絲同業聯合會沿革史、羽田桂之進氏談及手記二代目大里忠一郎氏談、長野縣輸出織物同業組合報告等）

四六　三吉米熊

三吉米熊は萬延元年六月十日維新の志士として著名なる三吉愼藏の一子として長門國豊浦（現長府）に生る。

明治四年父に從つて上京し協痒社、勸學義塾、石丸私塾等に英學を修め明治七年二月工業小學校に入り同十年六月同校の廢さるゝ迄同校に學びしが廢校後近藤眞琴の熟に入り測量算術英學を學び、翌十一年三月現農科大學の前身たる駒場の勸農局農學校に入り、明治十三年六月同校を卒業し、七月更に同校專門科に入り一ケ年間農藝化學並に定量分析術を修め年十四年四月之を卒業せり。

時に長野縣に於ては六月楢崎縣令依願免官となり、十一月太政官權大書記官大野誠長野縣令として赴任せしが、此間縣令代理たりし書記官鳥山重信は三吉氏と同鄕なる豊浦藩士たりし關係を以て新進氣鋭の農學士三吉米熊氏は長野縣

八等屬として赴任せられ勸業課農務掛として勤務するに至れり。

爾來昭和二年九月一日の逝去に至る迄五十年間終始一貫本縣蠶絲業發展の爲に盡瘁せられたる功績はよく筆紙の盡す所にあらざるも其一端を記すれば次の如し。

氏の始めて本縣に赴任されし當時は蠶業に關しては寧ろ素人たりしが如く「三吉米熊先生」に赴任後一二年を經たる後上伊那郡へ蠶業講話に招聘せられて失敗せる記事あり、然も此失敗後は苟も長野縣の勸業課に勤務するには蠶業を知らざる可らずとなし每土曜日曜每に小縣郡臨尻村藤本善右衞門氏方に通ひ、同氏の依頼に應じて桑葉の分析を行ふ傍養蠶の實習をなせりといふ。

ついで當時蠶業界の大問題たりし黑痣病研究の爲密かに上京し西ケ原に入り蠶体生理病理解剖顯微鏡檢査等を傳習せしが無屆にて任地を離れたる廉を以て官吏服務規則に反するものとしていたく大野知事の叱責を蒙れりといふ。而して此西ケ原受講の年代につきては東京高等學校卒業生名簿には明治二十一年の欄に三吉米熊と記しあるも、其誤謬なる事につき「三吉米熊先生」に諸方面より考證して明治十七年ならんと記されたるも、同年には西ケ原に未だ蠶絲業に關するかゝる施設なかりしといへば十七年說も疑はしく、且又大野縣令に叱られたる三吉米熊先生三十七——三十八頁點より考ふれば同縣令は明治十四年十一月着任同十七年十月廿八日御用滯京中病死せるものなれば縣公文十七年十月以前となりて益々疑問となる。

兎に角三吉氏の西ケ原に赴けるは黑痣病問題囂々たりし時代にして當時本邦第一の蠶種の産地長野縣勸業課に奉職する氏としてはまづ第一に之を研究するの必要に迫られての事なるべし。

恰も明治十七年九月には蠶種檢查規則發布せられ、又、練木幸三氏初めて微粒子病の名稱を唱へ其撲滅の急務を絶

叫せる時代なりしかば新進氣鋭の農學士にして研究心に燃ゆる氏のこれか研究に赴けるは當然の事なりとす。

歸來氏は各地の講習講話に於て微粒子病毒の恐るべき事を說き蠶種の顯微鏡檢査を行へるも其最初と目すべきものは恐らく小縣郡城村殖産會社柴崎清七宅に於て明治十八年三月三日より一週間に亘りてなせるものなるべし。上田市助役柴崎新一氏所藏の左の文書は之を證するものなり。

一、豫而及通置候蠶病卵紙試驗ノ義明三日三吉七等屬出張可相成筈ニ付夫々試驗材料取整不都合無之樣取計申ベク此段通牒於與候也

明治十八年三月二日　　小縣郡役所勸業掛

柴崎清七殿
同孝次郎殿

「明治十八年五月

二、蠶種黑痣病試驗報告　「城村殖産會社」

三、「養蠶書印刷ノ儀ニ付建言」

これは柴崎清七、田中救時兩名の名義を以て今回縣より派遣せられたる三吉氏の東京に於て研究せる養蠶諸說は頗る精密にして之を拔萃して勸業委員等に口授せるものは蠶の歷史より其卵の構造及蠶体の解剖生理病理に至る迄其の要點を撮み其說精覈にして學理の初步を知らしむるに適當の良書なれば長野縣勸業月報附錄として多數印刷し各戶長役場、養蠶家敎育家等有志に頒布し縣下養蠶改良の資となし度と縣令木梨精一郎宛出願したる建議書にして縣は此建議を納れ勸業月報第五十七號とし印刷に附し縣下に配布せり。

ついで明十九年一月より三月迄長野勸業陳列場に於て顯微鏡使用法の講習を開き、同年五月よりは長野縣蠶絲業組

合の事業として上水内郡三輪村宇木（當時の字木村）に於て、翌二十年五月よりは上田町に於て、二十一年には上水内郡長沼西嚴寺に於て、同年埴科郡松代町御安町龍泉寺に於て、何れも蠶体生理、病理、顯微鏡使用蠶種檢査法等の講習をなし傍ら土曜日曜夜間等を利用し各地よりの招聘に應じて蠶檢に關する講演を行ひたり（講習所に關しては蠶絲業教育發達史の部にやゝ詳細に記せり）

明治二十二年佛國巴里に萬國博覽會開會されこゝに明治十八年中佛人「シヤルドンネ氏」によりて發明せられたる人造絹絲も出品さるるに至りしより、之が將來天然絹絲に及ぼす影響如何につき研究の必要に迫られ明治二十一年十月十五日全國より十八名の代表者を撰出して研究の結果代表者四名を選び巴里博覽會に派遣する事に決し長野縣大里忠一郎群馬縣田中甚平埼玉縣木村九藏の三氏と共に三吉氏亦其選に當れり。かくて翌二十二年三月十日農商務省より伊佛蠶業事情の調査を囑託せられて横濱を解纜し、四月十五日佛國マルセイユに着し、伊佛各地を視察し田中木村兩氏は八月中歸朝し大里氏は米國へ廻りて歸朝する事となり三吉氏は農商務省より囑託せられたる調査は終れるも尙調査研究すべき事多きを以て引續き滯歐研究し明治二十四年七月二十一日無事歸朝せられたり。註(一)

氏の滯歐中の研究の梗概は農商務省へ報告せられたるものゝ外「伊佛蠶業事情」として明治二十五年上田信濃蠶業同攻會によりて出版せられたり。

明治二十五年日本最初の蠶業學校たる小縣蠶業學校創立せらるゝや同校長兼教諭に任命せられしより昭和二年九月一日薨去に至る迄常に同校と共に終始せられ、其間中央蠶業試驗場長を始め幾多榮譽ある方面より招聘せられしも名利に恬淡にして情誼に厚き氏は更に心を移さず只管信州青年の教育に精進せられたり。

又明治四十一年上田蠶絲專門學校設立に決するや文部省より同校創立委員に囑託せられて同校の創立に努力せられし事は「三吉米熊先生」跋文に針塚上田蠶絲專門學校長の記されたる如く、後同校教授となり針塚校長の所謂崇高な

る人格と圓滿なる常識徹底せる親切を以て學生の教育は勿論教官間の紛議迄も圓滿に解決し、其他明治三十五年より小縣蠶業學校に於て農業補習學校教員の養成を開き明治三十八年同校廢止に至る迄に幾多の農業補習教員を輩出せしむる等枚擧に遑あらず。卽氏は本邦各地に率先して顯微鏡による蠶種檢査の方法を傳習し之を勸行して本縣蠶種の聲價を高からしめ、各種の講習講話共進會品評會の講師又は審員査として蠶業の發展を助長し蠶業に關する智識を普及せしめ、小縣蠶業學校によつて蠶業教育の普及發達を圖り且教育國として全國に誇れる本縣教育界の多士濟々たる中にありて徹底せる教育を行ひ師道を確立せる點に於て範を天下に示したる等、洵に欣慕すべきものあり。

大正八年農學博士の學位を授けられ大正十四年勳三等に叙せられ昭和二年逝去の報天聽に達するや特旨を以て位一級を追陞せられ從三位に叙せられたる亦故ありといふべし。（履歴書及び三吉米熊先生による）

四七　小山久左衛門

小山久左衛門は文久二年五月二日を以て北佐久郡小諸町に生る。氏長軀瘠身擧止閑雅にして貴公子の風あり。爲人溫良恭謙にして慈悲深く又最も圓滿なる常識に富めり。

明治十六年、笈を負ひて京都に出て西川藥園の塾に入り明治十八年學成りて鄉に歸り爾來父祖の業たる醬油釀造業に從事し傍ら御牧ケ原を開墾し、田畑山林を造成し、溜池を修築する等地方産業の開發に盡すこと勘からず。

明治二十三年製絲業を同郡大里村大字諸に創め、其他に清泉湧き出づるを以て館に名づるに純水の名を以てせり。

明治三十八年農省務省の囑託をうけ清國蠶業視察員に擧げられ、南清地方の蠶業を視察し同三十九年一月歸朝報告をなせり。又、同年信用販賣組合純水館長に擧げられ、明治四十年には大日本蠶絲會長野支會委員を囑託され、四十

四年には長野縣蠶絲業同盟會調査委員を囑託さるゝに至れり。

又、明治四十五年三月信濃五郡生絲同業組合長に選任せられ、ついで長野縣生絲同業組合聯合會副組長に當選し大正三年迄在任せしが此間に於て明治四十四年蠶絲業法發布の結果從來の組合を解散し新に蠶絲業法並に重要物産同業組合法に據り組織を變更せざる可らざる事となり從來の生絲同業組合聯合會の解散、新同業組合聯合會の創立につき盡力せり。

又、明治四十五年四月小諸町に小諸繭絲株式會社を創立して共取締役となり、大正四年六月には大日本蠶絲會信濃支會商議員を囑託せられ、同六年四月小諸町に佐久蠶種株式會社を創立して共取締役に擧げられ、大正三年長野縣生絲同業組合聯合會評議員に當選し大正七年迄在任せる等本絲蠶絲業に貢獻せる所大なるものあり尚、明治二十七年一月小諸郵便電信局長を命ぜられ、同廿九年一月迄其職を務め、明治卅三年には株式會社小諸銀行取締役に當選し、同三十七年には大日本山林會名譽會員に推薦せられ大正二年小諸町商工會長に推薦せられ同三年五月には產業組合中央會長野支會理事に推薦せらるゝ等幾多の公職につき地方公共事業に盡瘁し其功績顯著なるを以て大正四年　御大禮に際し勅定の藍綬褒章を賜ひて其功勞を表彰せられしが、大正七年七月二竪の冒す所となり同月三十一日を以て長逝せり。

四八　片倉兼太郎（二代）

翁は文久二年十二月廿四日諏訪郡川岸村三澤區に於て故片倉市助の四男として生れ、長兄兼太郎は片倉組の創立者初代兼太郎翁、中兄は故光治氏にして分家して「新家」をたて、令姉しゆう子は下諏訪友之町の名門小口一郎氏に嫁

し、次兄九介氏は同村今井區の今井家をつげる現片倉製絲紡績株式會社々長にして、先代兼太郎翁に子女無かりしを以て明治十一年准養嗣となりたるものにして、初め名を佐一と稱し、明治六年先代兼太郎翁が父市助を助けて邸前の小屋にて坐繰十人繰の製絲を創め光治氏をして專ら之を經營せしめし時代より之を補佐して刻苦精勵以て本邦製絲業を發達せしめ併せて片倉家今日の繁榮を見るに至らしめたる功績は實に偉大なるものなり。

翁資性淵邃にして剛毅至誠以て事に接し信義を重じ最も敬神崇祖の念篤く進取の氣象に富むと共に一面責任感極めて強く、事を處するや細心周到にして裁決流るゝが如く、最も浮華を嫌ひ質實を尙び、自ら奉すること極めて薄く、國家的觀念を以て獻身的の努力をなし、常に國利民福を念とし國家社會に貢獻する所尠からず、鄕黨の欽慕する所となれり。

其實業上の功績中先代兼太郎翁を援けて之を成就せしめたるものは須臾く之を措くも、大正六年二月先代兼太郎翁歿するや其事業を繼承し兼太郎を襲名して片倉組々長並に片倉合名會社代表社員と成り、同年長野縣生絲同業組合評議員諏訪生絲同業組合評議員議長等製絲業界の要職に就任して其改良發達に努力し、大正九年片倉組を開放し共組織を改めて株式組織とし、片倉製絲紡績株式會社となし其社長となりて專心業務の發展に努め同年武井覺太郎、田中新之助所有の工場を合同し次で小城郡是、高知、長岡、鴨島の各製絲所を買收し大正十二年株式會社尼澤組を合併し、大正十五年伊藤製絲所を買收瑞浪製絲所と稱し、昭和二年研究所を新設し、同年朝鮮に於て京畿道經營の京城製絲所を讓受け尙全州製絲所を新設し、昭和三年には紀南製絲所を新設し翁の晩年には其製絲工場三拾五ケ所壹萬九千餘釜從業員三萬餘人、一ケ年の生產生絲九萬餘俵を算するに至れり。

又蠶品種の改良と原料繭の統一とを目的として、大正三年以來（片倉組創設以來の生產數量價格の年度別表には大正九年より蠶種を記載せり）一代交配蠶種の

普及を計る爲蠶種の製造に從事し其年産額五十萬枚に達し、養蠶業につきても特約組合を設け技術員を置きて之れが指導奬勵につとめ養蠶資金の融通、桑園の改植、肥料の斡旋、蠶業講習講話會の開催、産繭品評會の開催等をなし、大正十二年日東紡績株式會社を福島市外杉妻村に設け共社長となり絹紡絲及び富士絹の製造を營み、大正八年蠶絲中央會協議員、大正十二年諏方生絲同業組合長、同十五年諏訪生絲研究會長、昭和六年十二月製絲業組合諏訪支部長、同七年長野縣製絲業組合名譽顧問等蠶絲業關係諸團体の役員として其の力を致せるのみならず、廣く全國各地の製絲工場の顧問若くは重役に推されて本邦蠶絲業界の爲に盡瘁せる事枚擧に遑あらず。



片倉兼太郎（二代目）

又、蠶絲以外の事業に於ても大正十年二月高畠鐵道株式會社取締役となり、同年三月片倉殖産株式會社取締役、同年十一月長野貯蓄銀行監査役となり、同年同月片倉生命保險會社を創立して顧問となり、大正十一年一月信濃海外協會相談役となり、同十三年川岸信用購買組合長、同十四年二月富國火災保險顧問となり、大正九年三月日支肥料株式會社を設立し同十三年朝鮮釜山滿留嘉久合資會社を合併して片倉米穀肥料株式會社と改め是等諸會社の發展につとめ何れも好成績をあげたり。

翁は又深く意を教育に注ぎ居村川岸小學校を始め、松本市小學校、岡谷小學校、愛知縣一宮小學校等に多額の金圓を寄附し、或は仙臺市に兒童体育奬勵金を寄附し長野縣に育英資金を寄附せる等の外大正六年片倉組經營の製絲工

場内に使用せる義務教育未了工女の爲に私立片倉尋常小學校を建てゝ尋常小學校の課程を修了せしめしが大正九年三月より同村内同業者の依頼により之等の工場に在る者をも收容教育せり。大正十年工場法の改正により義務教育未了の幼年者を使用し能はざる事となりたるより同十一年限り閉校せるも其成績頗る顯著なるものありき。又、前途有望なる中等學校卒業生にして學資の乏しきが爲に空しく營業を廢する者の爲に大正七年二月育英財團明道館を設けて自ら共館長となり學資を給與若くは貸與して其目的を達せしめんとし、又、大正八年八月當時經營困難に陷れる松本戊戌商業學校の後を繼承して私立松本商業學校を經營して今日の盛大を致し、大正十三年皇典講究所國學院大學基本金として金壹萬圓を寄附する等教育の爲に貢獻せるを以て大年八年十一月帝國教育會は教育功勞者として之を表彰するに至れり。

共他社會事業として功績の著しきものは大正十一年信濃海外協會成るや相談役に選任せられ南米ブラジル移住地建設費として金五萬圓を醵出し或は川岸村在籍の現住者にして、南米伯、亞兩國移住者補助資金二千圓を寄附し南米ブラジルに農園開拓の計畫を樹てゝ土地を買收し、同年七月ブラジル建國百年祭に參列し歸朝後海外移住を奬勵し、或は南洋スマトラに農業經營の目的を以て調査員を派遣し昭和八年滿洲國信濃村建設委員となる等殖民拓地の爲熱心に盡力し、居村川岸村の工場從業員及び一般公衆の爲に一萬坪の鶴峰公園を設け、昭和二年諏訪郡上諏訪町に無料公開の目的を以て敷地三千坪の地に鐵筋コンクリート二階建二百坪の浴場を設くる等一般公衆の娯樂慰安の設備をなせり。

翁は頗る名利に恬淡にして只管共事業に精進し堅實經營人を益し地方に幸するを以て娯と爲し政治の如きは極めて冷淡なるが如くなりき。然れども地方自治の爲には或は川岸村長となり、或は川岸村學務委員、村會議員等となりて

熱心其職責を盡せり。

此他翁の本邦蠶絲業の爲に致せる功勞殆んど枚擧に遑あらずされば大正七年大日本蠶絲會は一等有功章を贈りて之を表彰し、日本赤十字社は有功章を授與し、大正九年には勅定の紺綬褒章を授與せられ、昭和三年には實業に精勵せる故を以て綠綬褒章を下賜せられたり。

其褒章の記に曰く

諏訪郡川岸村

（二代目）片倉兼太郎

夙ニ父業ヲ繼承シテ意ヲ蠶絲業ノ發展ニ致シ刻苦精勵各地ニ製絲及紡績工場ヲ經營シ又蠶品種ノ改良統一ヲ企圖シ優良蠶種ノ製造普及ニ努ムル等、洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルモノトス　依テ明治十四年十二月七日勅定の綠綬褒章ヲ賜ヒ共善行ヲ表彰セラル

昭和三年十一月十七日

と、此他賞勳局より紺綬褒章に佩すべき飾板を下賜せらるゝもの三箇、金銀杯を下賜せらるゝこと七回に及べり。

昭和九年一月八日病を以て長逝するや正六位を追贈せらる。死して餘榮ありといふべし。翁の訃一たび傳はるや各方面に多大の衝動を與へ殊に蠶絲業界に於ては昭和四年以來の蠶絲業の不況ことに出荷制限を實施せんとせる直前に於て此蠶絲界の偉人を失へる事とて一般に痛惜せらるゝこと特に大なるものありき。

（縣表彰に關する書類、片倉兼太郎君事歷、事業の概要、片倉製絲紡績會社、新聞等）

四九　越　壽三郎

氏は元治元年四月八日を以て須坂町の名門小田切家に生れ父新藏の遺志により越家を嗣げり。當時同家は老母一人のみの無資産の家なりしが氏の出でゝ同家をつぐや拮据勉勵家業に精勵し、明治二十年六月蒸氣汽罐を使用し二十六釜を以て製絲業を創め、同二十五年山木製絲場百釜を設置し明治二十七年二月俊明合資會社の社長となり專ら生絲の改良に力を致し後昭和二年山丸組再繰所を設けて自己經營の「山丸」「金丸」「山木」「金ト」「山一」「金七」等各工場の揚返は全部山丸組再繰所に於て之を行ふに至れり。當時須坂町に於ける製絲釜數二、六五〇の外、縣外に於ては埼玉縣大宮町に(明治四十年創設)八一二釜、愛知縣安城町(明治四十四年創設)に七五四釜上高井郡日滝村に二一六釜の分工場を設け盛んに生絲を製造する外、工男女養成の機關を設け、或は慰安の道を講じて其の品位の向上能率の增進に努め夙に外國種の優越なるを看破し特に優良なる金黄種の普及を奬勵せんが爲明治四十四年佛國バール種二百オンスを輸入し農商務省の許可を得て蠶種製造部を設け、且分場飼育により學理及經驗共に造詣深き技術員を雇聘し健全無毒の蠶種を製造し一般養蠶家に配布し優良蠶種の普及に力を致し以て優良なる原料繭を得むことを圖る等地方蠶絲業の開發に貢獻する事尠からざりき。

氏は更に中央の資金を地方に分配するの必要を認め大倉喜八郎男を慫慂して生絲業に投資せしめ大正七年大倉製絲場を須坂町に創設したりしが、大正十三年地方人共存共榮の趣旨に依り大倉製絲工場より分離して長野製絲株式會社を設立して共社長となり大正十四年長野市吉田町に工場を增設し一、一四〇釜二十五萬餘斤を製絲するに至り、更に大正十五年信越製絲株式會社を起して之が社長となり新潟縣村上町に工場を設置し、次で長野縣上田市及び松代町に工

場を增設せんとし之に着手せるも不幸未だ成らずして之を廢するに至れり。

卽ち氏は明治二十年僅々二十六釜の工場を以て創業せしより漸次發展して其盛時六千七十八釜使用工男女亦六千餘人に達し製絲王國と稱せらるゝ本縣に於て諏訪の片倉兼太郎と相對し南北の兩大關たり。ことに其個人經營に屬するものに於ては其釜數に於て、其工場組織の完備せる點に於て嶄然として頭角を露はせるもの以て氏の製絲業經營の凡ならざるを見るべし。

又、明治三十九年須坂生絲同業組合長に選ばれ同年長野縣生絲同業組合聯合會評議員となりて縣下製絲業の發展に努力し明治四十年三月大日本蠶絲會信濃支會商議員を囑託せられて斯業の爲に貢獻せり。

山丸組製絲業の規模擴大し製絲業堅實を加へ來るや、製絲工場の夜業に伴ふ危險防止と町內街燈の燈火用として電燈を使用せんとの氏の希望は、氏をして同地方の地形と米子川の急流とに着眼せしめ、「天與の水力を利用して電氣國たらしむるは我長野縣民の當に爲すべき天分なり」との信念の下に「水が火になるものか」との世人の嘲笑をも顧みず熱心唱導の結果明治三十六年十一月信濃電氣株式會社を創立し取締役社長に就任し次で米子發電所成り須坂町に電燈點火さるゝに至れり。

爾後漸次供給區域の擴張せられ電氣事業の勃興するに伴ひ電力の不足を來すや明治三十九年には高澤發電所四十五年には横澤發電所、畑山發電所、大正六年には新潟縣杉野澤發電所、大正十一年には樽川發電所同十四年には烏居川第一發電所、昭和三年には烏居川第二、第三發電所等を增設し、或は大正十五年に長鐵第一第二發電所を併合して其增大をはかり、一面に於ては此電力を利用して電氣化學工業カーバイト製造を創めんとして當時秘密視せられしカーバイト製造用電氣炉の構造を知らんが爲に自ら僞名變裝等の手段により其秘密を探る等苦心の結果明治三十九年カー

バイト製造吉田工場成り、大正八年には同柏原工場の增設を見るに至れり。

次で大正十五年には輸入肥料防遏のため電力を利用せる化學肥料の製造を爲さんと欲し資本金五百萬圓を以て信越窒素肥料株式會社を設立して其社長に就任し、本社を長野市に工場を新潟縣直江津町に建設し昭利二年十一月より石灰窒素の製造を爲せり。

氏は年少十五歳にして既に實社會に投ぜられ製絲の業に從ひ教育の恩惠に浴する事極めて少かりしも極めて教育を尊重し常に人に語つて曰く「今の人多くは教育の恩惠に狎れて教育の尊ぶべきを知らず、教育をうくる事少き者の內省の中より教育の眞の尊さは生出づるものなり」と、從つて金錢を以て人物を評價せんとする所謂實業家風なるもの氏に於ては些も之を認むる事能はず、特に教育者を尊重し時々自郷內の學校長を招聘して懇談し、或は一身の重大事に關するものあればまづ自己の信用する教育者の意見に聽くを常とせりといふ。

從つて密かに俊才に學資を給して大學を卒へしめたる者數人に及び或は小學校其他に金品を寄附する等枚擧に遑あらず爲に大正十一年勅定の紺綬褒章を賜はるに至れり。

尙地方開發には其中堅となるべき思想堅實にして學理と實際との調和を得實行を重ずるの人物を養成せざる可らざる事を痛感し大正十五年私立須坂商業學校を設立せり。

氏は多年活社會の中に投じ所謂活ける社會教育によりて其人格を完成せるが故によく人を見るの明を有し適材を適所に用ひ以て其事業の大をなし、深く人情の機微を解し人を待つに禮を以てし、心情高潔にして而も微賤を捨てず眼を世界の大勢に注ぎ而も一鄕一家の事を忘れず、常に曰く「金錢は總ての人の喜の中に貯へて、總ての人の喜ぶ樣に費さざる可らず」と以て其人生觀の一端を窺ふに足らん。

仲て貴族院議員の選擧あるや北信の多額納稅者擧げて望を氏に嘱す。氏曰く余は一布衣自ら生み成せる事業と終始すべきのみ敢て他を顧るの暇なしと進んで他を推せりといふ。製絲王片倉兼太郎氏の政治嫌ひと南北好一對といふべし。

山丸組の盛時氏の信望鄉里に高く須坂町は氏を待つに一町の柱石を以てし、「信州越」の名又京阪の財界に重きをなせり、然も晩年世界大戰の影響による屢次の財界大變動並に米國財界の不況等の爲に絲價の大暴落を來せる爲遂に沒落の悲運に際會せるは獨り山丸組の爲のみならず本縣製絲業界の爲にも痛惜に餘りありといふべし。

然れども氏が多年製絲業界に盡せる功績は一般の認むる所となり、大正八年七月皇太子殿下長野市に御台臨あらせらるゝや龜井侍從を御差遣遊ばされ大正十三年には閑院宮殿下親しく氏の工場を御巡覽あらせらるゝの光榮に浴し、同年大日本蠶絲會より第一種功績章を授與せられ、又昭和三年には實業に精勵し衆民の模範たるの故を以て綠綬褒章を賜ひて其功績を表彰せらる氏亦以て瞑すべきなり。褒章の記次の如し。

上高井郡須坂町

越　澤　三　郎

夙ニ志ヲ製絲業ノ發達ニ致シ、率先斯業ヲ創始シ後推サレテ俊明合資會社長トナリ爾來刻苦經營工場ノ擴張、待遇ノ向上ヲ圖リ社運倍々昌リ、克ク名聲ヲ博シ又他ニ數多ノ製絲會社ヲ設立シ或ハ電氣事業ヲ興ス等洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルモノトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル

昭和三年十一月十七日

（表彰ニ關スル書類、長野縣蠶種同業組合聯合會々報百十七號縣下北信各郡の蠶絲業狀況等による）

五〇　馬場歳次

氏は元治元年十一月二十一日を以て小縣郡上塩尻村に生る。資性重厚堅實、意志強固にして精力に富み少壯にして才氣頴脫し二十六才にして居村塩尻村戸長となり、爾來衆に推されて公共の爲に盡瘁せり。

明治十七年より父彌五右衛門に從ひて蠶種製造の業に從ひ翌十八年家督を相續して其業務を繼承し、明治二十年には上田町に設立せられたる蠶業講習所に入り三吉米熊氏に就き講習をうけ得る所あり、明治二十一年居村塩尻村字東山地籍の桑園は地質の關係上壯蠶期に使用すれば首曲となり結繭せざるものと稱せられしが被害蠶兒を調査して蠶蛆の寄生に因るものなる事を確め此れを發表し蠶蛆の恐るべきことを唱導せり。

明治二十五年小縣郡長中島精一の郡立蠶業學校案を郡會に提出するや異論沸騰し通過困難の狀勢なりしが當時議員たりし氏は之が設立の必要なる所以を力說し反對者の說伏に努めたり。

明治三十九年十二月小縣蠶種同業組合代議員に當選し、翌年一月同會の議長となり四十年には長野縣蠶種同業組合聯合會代表者に當選し爾後引續き三回同議員に當選し大正九年三月には同會議長となり、同年十二月四日には聯合會會長に當選せり。

大正十年二月蠶絲業同業組合中央會議員に當選し爾後再三同議員に當選し後評議員を兼ねたり。又大正十年九月長野縣養蠶組合聯合會代議員に當選し十月副會長となり、大正十四年二月帝國養蠶組合理事に選任せられ養蠶業の發達に盡瘁したり。

蠶品種の改良統一の聲高まるや大正十一年八月長野縣蠶品種審査會委員を囑託せられ同會副會長を命ぜられ昭和三

年三月迄在職せり。大正十二年四月長野縣蠶種同業組合聯合會長に當選し再選されて昭和四年に至り一時頽勢に傾ける本縣蠶種の聲價を恢復することに努め本縣蠶業政策の重大事項たる蠶品種統一の實行に努め又微粒子毒滅滅表彰規程を作り病毒の滅滅に付當業者を鞭撻したり、其結果當時縣下普通蠶種歩合檢査合格率八割なりしも爾後三年目には九割五分に向上し略々目的を達成せるを以て十五年度限廢止せり。

又、良蠶種の生産には適當なる飼料を得ることの緊要なるに着眼し種繭用桑樹栽培法を懸賞募集し各郡蠶種同業組合をして之が實驗をなさしめ桑品種の改良に努めたり。

近時夏秋蠶種の勃興に伴ひ完全なる蠶種冷藏庫の必要を認め同志と謀り株式會社北塩尻蠶種冷藏庫を設立し其社長となれり。

尙、氏は少壯時代より地方自治の爲に盡力し既記の如く明治二十一年塩尻村外二ヶ村の戸長となりしを始めとし、二十八年鹽尻村長に當選三十一年一月小縣郡上田町長に當選して三十六年迄在職し、三十八年一月再び鹽尻村長に當選して四十一年迄同村自治行政の爲に盡瘁せり。又明治三十三年鹽尻村會議員に當選せしより村會議員に當選する事五回、明治二十四年小縣郡會議員に當選し、參事會員となり三十六年再び當選し選ばれて議長となり郡政の爲に貢獻せり。

明治二十六年七月長野縣會議員に當選せしより三十一年四月三十二年九月、四十年九月の四度縣會議員に當選し四十四年十月迄在職して縣政に盡瘁せり。

明治三十七年十二月大日本蠶絲會地方委員を囑託せられ大正十四年五月には同會長野支會商議員に同年六月には大日本蠶絲會評議員に選擧せられ蠶絲業の爲に盡瘁せられたり。

昭和四年十一月十八日病の爲め遂に永眠せり時に年六十七才なりき。

五一　倉澤運平

倉澤運平は倉澤八郎の次男なり慶應二年七月二十日を以て小縣郡別所村に生る。夙に大志を懷き笈を負ひて東都に遊學せしも眼病を煩ひて鄉里に歸り大いに悟る所あり、飜然最初の志を捨て蠶業に精進するに至れり。

爾來專心之が研究實驗に沒頭し他を顧みず行住座臥蠶を離れず、其譽齊に揭げられし「滿蔟如雲」「蠶欲語」等の扁額は以て其一端を窺ふを得べし。

氏は優良なる蠶種を製造せんには優良なる桑園の必要なることを痛感し、同村字市坂に歩桑園を設けて其栽培に心を用ひ、明治四十年以來夏秋蠶專用として魯桑實生の經濟的なるを認め率先して之を栽植し、又大正八年以來は國立蠶業試驗場の推奬せる改良鼠返、一ノ瀨、扶桑丸等の優良品種を栽培し以て地方人に桑品種改良の模範を示せりといふ。

又養蠶術につきては苦心研究の結果明治二十七年には「こがひのてづる」を著し、明治四十一年五月には春夏秋蠶應用給桑原論を著し理論及實驗上給桑回數の減少育を提唱し以て舊飼育法の改良すべきを絶叫せり。本書が大正九年既に五版を重ねたるを見れば如何に多くの人々に讀まれたるかを知るを得べし。四十三年には新說夏秋蠶飼育法を著し、高溫過乾の天候に妥りに開放育を爲すの非を指摘して之れが改良法を示し、同年又「飼育的微粒子豫防策」を著し、過乾育の弊を論じ、其他蠶室氣候加減表、給桑心得書等を著し郡內一萬五千の養蠶家に無代配布して地方養蠶の改良發達に努めたり。

明治二十八年同志と謀り上田町に帝國蠶業協會を起し機關雜誌を發行し毎年中央より斯界の名士を聘して講演會を開催し地方蠶業の開發につとめ、又、明治三十一年私立夏秋蠶傳習所を設け、月額六圓（最近の調査）の食費を徴するのみにて栽桑、養蠶より蠶種製造に至る迄懇切に指導すること三十七年間の長きに及び其薫陶をうけしもの男子二百拾名女子貳拾五名に及び或は育蠶法の講演を請はるゝ事あれば遠近を問はず出演すること數百回に及ぶ等蠶絲開發に貢獻せること甚だ多し。



倉澤運平

又自己養蠶上の經驗に基づき蠶室加濕裝置につき工夫を凝らし明治二十四年「蠶室空氣暖爐」を發明し、明治四十年には連接蛾輪を發明して特許權を得たり、蓋し本邦該器發明の嚆矢なりといふ。

明治三十三年蠶種統一論起るや小縣蠶種同業組合蠶種類調査會專任委員となり、爾來滿七ケ年間品種の調査研究をなし、大正三年一代交雜種の初めて行はるゝに當りては外國系蠶種を蒐集し之が品種的研究に努力し、日支二化二化交雜の有利なるを認め、大正十一年二化性新白を造成し、其優良なるを認められ長野縣指定蠶品種に採擇せられ、其功に對し長野縣より感謝狀と共に金三千圓を交付せられたり。

氏は又蠶種業各種團体の役員として斯業の發達に寄與する所多し、今其主なるものを擧ぐれば、明治四十五年長野縣風穴組合長となり大正元年長野縣地方種繭審査委員となり大正二年長野縣蠶種冷藏組合創立せらるゝや其組合長と

なり、毎年組合總會には最新の研究者を聘し其實驗成績の講演を組合員に聽講せしめ、又、組合に技術者を置き蠶卵胚子の解剖を業者に傳習せしめ以て共取扱の適期を誤らざる樣蠶種冷藏催青表を發行配布する等共指導を怠らず、大正四年には蠶絲業同業組合中央會議員に當選し、大正九年には小縣蠶種同業組合長に選任せられ、組合員の指導誘掖につとめ組合に技師を置き人工孵化法、光線利用催青法等を時代に先んじて實際化し、又月刊組合會報を發行し、講演會を開催し組合員に新智識を獲得せしむることをつとめ、昭和六年には長野縣蠶種同業組合聯合會評議に擧げられ同七年長野縣蠶種業組合長に選ばれ同年全國蠶種業組合聯合會評議員、日本中央蠶絲會議員及同評議員に當選し、共持論たる原蠶種國家管理並に輸出生絲販賣統制等の問題を提げて侃諤の論をなし直言憚らず。遂に原蠶種國家管理法の實現を見たるもの氏の催進運動與つて力ありといふべし。



（倉澤ゆう氏藏）　倉澤氏向つて左より二人目　埃及視察中の

氏は又蠶業の如く顧客を海外諸國に求むるものにありてはよく其事情に通ぜざる可らざるを察し、大正七年には朝鮮及滿洲、大正十二年には伊佛の蠶絲業及米國の絹業を視察し昭和五年には支那の蠶業を視察し以て海外の事情を察知し斯業の發展に資せり。

爲人志操堅實にして廉潔時流に阿らず、理性に富み識見高く極めて自信力強く自己の主張は敢然として譲ることなかりし爲或は時に敬遠さるゝ事もありしといふ。然れども其誠意と實力とは遂に本縣蠶種界の重鎮として推戴せらるゝに至り、大正十四年四月十六日には大日本蠶絲會より第一種功績章を、同十五年四月には長野縣蠶種同業組合聯合會組長馬場歳次より感謝狀を贈りて表彰せられ、又、其生産せる蠶種繭等は、千九百十年日英博覽會、明治四十三年六月愛知縣主催第十回關西聯合共進會、同年群馬縣主催一府十四縣聯合共進會大正三年七月東京大正博覽會等に出品して何れも金牌を受領するの名譽を得たり。

氏は又近時外國より入り來れる過激偏狹なる思想の影響をうけて青年等の間に危險思想を懐くものあるを慨き大正五年「青年訓」を印刷して之を配布し、又、大正十一年には私費を以て「自己卽日本」の標語を記したるメタルを作りて地方青年に分與し以て思想の善導につとむる等業界以外にも大に貢献する所ありたり。

されば昭和九年九月五日病を以て歿するや多年斯界に盡瘁せる功績により從六位を追贈せらる。享年六十有九、死して餘榮ありと謂ふべし。

五二　下村龜三郎

下村龜三郎は慶應三年三月五日を以て小縣郡丸子町に生る。明治十八年慶應義塾に入學せしが在學二年にして學を退き明治二十二年二十人繰の器械製絲を創め依田社と命名し其社長に就任す。氏爲人剛毅機敏にして算數に長ず是より先、氏は北信地方の産繭が和田嶺を越えて諏訪に入り製絲せられて再び和田嶺を越えて輸出せらるゝも尚利益あるを見謂へらく丸子に於て製絲業を起さば其利諏訪より多き事知るべしと、依田川の水幸に繰絲に適せるを以て遂に依

田社を起し以て範を地方に示せり。

明治二十三年依田社の組織成るや再繰場を設置し社員協力一致專ら生絲の整理統一並に共同販賣につとめ、明治三十七年本縣より實業視察員を囑託せられて渡米しセントルイス萬國博覽會の開設を機とし親しく需要地の狀況を視察して歸朝し其結果製絲上諸般の改良を施せり就中絡交の如きは全國に率先して「グランド綾」に改め絲格一段の向上を爲し取引上の便利を得しこと尠少にあらず。かくて依田社製絲の聲價著しく振ひ四十三年には米國直輸出の途を開けり益し橫濱にて檢査を受けずして輸出するの嚆矢ならんといふ。同年淸國蠶絲業視察員として渡淸し、其繭質の優良なるを見、其蠶種を無代配布して飼育せしめたり。

又明治四十三年より同四十四年に亘り依田社の附屬事業として屑物晒練所及蛹工場等を設け副産物を有利に處理し又模範工女養成所を設けて優良工女の養成に努め專屬病院を施設して衞生上遺憾なからしめ又生絲檢査部を置き官立生絲檢査所に準ずる檢査を施し直に之れを輸出包裝に荷造し以て取引上改善を施す等依田社創立以來終始一日の如く事業の改良發展に銳意努力し社運益々隆盛を見るに至りしが大正二年一月七日四十七才を以て病歿せしは惜みても猶餘あり氏氣宇磊落にして邊幅を修めず常に筒袖の衣を着せりといふ。然も德望甚だ高く明治二十二年小縣製絲組合長に當選せしを始とし三十三年には信濃五郡生絲同業組合副組長三十五年には小縣郡會議員三十六年には縣會議員三十八年長野縣生絲同業組合聯合會評議員四十二年丸子繭絲會社々長四十四年丸子村長等に當選し又銀行會社等の取締役監査役社長等を兼務すること十指を屈するに及び、社會公共の爲に資を投ぜる枚擧に遑あらず、其訃を聞く者哀惜せざるはなかりき。

五三　木下　富

氏は明治元年十一月二日を以て下伊那郡龍江村に生れ幼より父の訓陶をうけて農蠶業を勵みよく産を爲せり明治中葉の頃天龍川屢々氾濫し其被害甚大なるを以て治水工事起るや明治廿六年擧げられて治水委員島畑惣代となり下島堤防築造に盡力して大いに功あり、明治廿七年蠶種製造業を起し研鑽怠らず深く養蠶飼育方法を體得し專ら養蠶業の指導に盡力せり。後蠶種同業組合評議員となり長野縣蠶種檢査員の囑託をうくるに至れり。

明治三十四年稚蠶共同飼育を力說し之が奬勵を爲すに當り私費を投じて其設備を補助する等專ら其普及に努め地方蠶業の開發に力を致せり。

明治三十四年養蠶經濟の合理化に思を致し當時物價騰貴の趨勢年を追ふて甚しく勞銀肥料代等に養蠶收益の大部分を費すに鑑み桑葉の經濟と勞力の節約とを考慮して縣下に率先して全芽飼育法を創めて研究を重ね明治卅六年完成するや幾多の非難攻撃に遭ふも屈せず四圍の干渉を斥け或は著書に或は講習講話等に全芽育の有利なることを唱導し本下式全芽育法として全國を風靡せり

其間地方名譽職として村會議員學務委員下伊那農會評議員下伊那蠶種同業組合長等を歷任し明治卅七年には下伊那郡會議員に當選し參事會員となり、同年長野縣農會及下伊那郡農會より農蠶功勞者として表彰せられ同卅九年龍江村より金側時計を贈らる。明治四十一年龍江村長に擧げらるゝや學校新築、天龍橋架設等をなし、又當時惡疫の村內に流行するや挺身防疫に努め、更に同村消防組頭を兼任して組織の改廢を行ひ面目を一新する等社會公益に奉仕する所甚だ多かりき。

明治四十二年感ずる所ありて公職を辭し專ら蠶絲業に沒頭し松尾製絲場を經營し、又其提唱せる全芽育につきては益々研究を重ね明治四十二年校訂增補全芽養蠶法を著しついで大正四年全芽養蠶法を著し大正五年又全芽養蠶法を著せり。同書成るや郡長石川斧太郎之に序して氏の蠶業に熱心熟練せることを推奬し、全芽育の結果良好にして經濟的なることを證し同郡下最多數の養蠶家は同法により且年々增加の傾向なる事をのべ同法がよく人夫桑葉を節して所獲多く其功績偉大にして蠶業界の革命者と謂ふべしと斷ぜり。

大正四年十一月鄕人其德を讃へて大日本蠶絲會頭淸浦奎吾氏の揮毫になる頌德碑を村社境內に建設せらるゝに至れり。又同碑陰に文あり曰く。（碑陰文）

「先生從下親二蠶桑之生理一大、成中全芽育之法上天下靡然倣之、何則以少二勞役一省二冗費一無二違作一而善經濟也、夫益二一鄕一者一鄕之先覺也、益二一縣一者一縣之先覺也、益二天下一者天下之先覺也、先生於二是法一可レ謂下益二天下一先覺者上矣門人及汲流者相謀欲下樹レ碑傳上後昆一囑余以二碑陰文一余亦與二先生一有レ舊故記二其概略一

理堂　小木曾秀十　撰

と以て氏の功績の一斑を窺ふべし。

大正五年蠶絲中央會組織せらるゝや其議員に當選し、同六年愛知縣擧母町に加茂製絲工場を設け軈て產業組合法による製絲業勃興するや龍江村に於ける自己經營の工場を提供せり卽ち龍江生產組合製絲工場是也

此間各地に養蠶講話講習の講師として出張すること三百餘回、養蠶傳習生を養成すること實に五百餘名に及び、縣郡、町村其他團體より表彰感謝狀を受くること五十餘回に及ぶといふ。

晩年居を愛知縣擧母町に移し加茂製絲株式會社に力を致せしが大正十年偶々流行性感冒に罹り愛知病院に入院加療

せしも腦膜炎を併發し遂に起つ能はず同十一年一月廿三日享年五十五才を以て逝く。（木下彦雄氏木下富略傳及木下富氏著書、縣公文等による）

五四　尾澤琢郎

尾澤琢郎は明治五年十一月十八日を以て諏訪郡中野村に生る。資性謹嚴にして人格亦崇高なり、夙に意を蠶絲業に致し明治二十年以來製絲業に從事し兄弟相戮力して尾澤組を組織し專ら製絲の改良進歩に努むると共に率先職工の福利增進に意を用ひ、中野共同病院の創設を劃策し、又眼を遠く海外に注ぎ明治廿六年同廿七年同廿九年の三度淸國に渡航して或は原料繭輸入の先驅をなし或は彼地蠶絲業情態を視察し以て本邦製絲家の淸國進出を圖り、日淸戰役台灣我版圖に入るや明治三十年同地に渡航し將來蠶業に有望と認むる地方を實地に踏査して斯業の發展を企圖せり。

明治卅四年諏訪生絲同業組合評議員に選擧せられ、明治卅八年長野縣生絲同業組合設立の議起るや率先して之が創設に盡瘁し翌三十九年選ばれて議長となり、大正五年五月更に選ばれて副組長となり組長を補佐して銳意本縣製絲業の改善發達を圖り、又同會の基礎を鞏固ならしむるに努め、同年蠶絲同業組合中央會議員に選ばれ又、諏訪生絲同業組合長に推薦せられたり。

大正三年世界大戰の勃發により我生絲貿易界は大打擊を蒙り生絲取引は一時全然休止の狀態に陷り本縣の如く蠶絲業を以て生命とせる所謂主蠶縣の蒙れる影響は頗る甚大にしてこれが救濟は焦眉の急を要する時に當り氏は工藤善助今井五介氏等と共に急遽上京奔走して遂に帝國蠶絲會社を設立し、當業者をして漸く愁眉を開かしむるに至れり。

其後氏は製絲業者が恐慌來ることに周章狼狽救濟を政府に仰ぐが如き情態に鑑み豫じめ當業者協同して資金を蓄積し置き他日の恐慌に備ふるの要を痛感し若尾幾造等と共に帝國蠶絲組合の創立を提唱し大正八年三月十日認可を得て

社團法人帝國蠶絲組合を組織し自ら專務理事となりて製絲業の安全を策し、或は農商務省蠶絲業諮問會、大日本蠶絲會等の樞機に參與して貢獻する所尠からず。

是より先明治三十七年長野縣より北米合衆國に於ける實業視察を囑託せられて彼地の絹業を視察し以て彼地に於ける本邦生絲需要の情況を探り歸朝後製絲に改良を加ふる等本邦蠶絲業の爲に盡せる効績大なるものありしが大正十一年十月二十七日病を得て復起つ能はず時に年五十一歳薨

去聽に達し特旨を以て從六位に叙せらる。

五五　山田織太郎

氏は明治六年を以て上伊那郡飯島村に生れ資性溫厚篤實にして識見高く夙に意を農村の振興に致し明治二十四年居村の勸業委員に選任せられし以來四十年間、或は村農會を創立して評議員兼幹事となり、或は郡農會創立委員に選任され其組織さるゝや評議員兼理事として二十五年以上の勤續者として表彰さるるに至れる等孜々として農蠶業の改善農家の福利增進につきて精勵せり。

而して氏の最も心血を濺げる畢生の事業は組合製絲の經營と其發達とにありしが如し。

日露戰役後農家の經濟は不況の極に達し幾萬の同胞が屍を滿洲の野に晒し漸くにして贏ち得たる戰勝の結果も、或は經濟的窮迫の爲に失墜せざるなきを保し難き狀態に立至れり。

氏は此窮迫せる農家救濟の爲、自から進んで長野農工銀行上伊那特派員に就任し農村に於ける高率の金利を逓下せしめ、且つ金融を圓滑にして農家の負擔を輕減せんことを企て頗る好成績をあげたり。氏は農銀に關係し親しく地方

農民と接觸するに及び益々農家經濟の不安に着眼すると同時に、從來農家の副業たりし養蠶業が順次に主産業に進みつゝあるを知ると同時に、其産繭處理が合理的に行はれざるが爲に、養蠶家は或は製絲家の爲に買叩きの運命にあひ或は絲價の大變動によりて製絲家の倒産せる場合には全然損失を蒙る等の不利を免るゝ能はざりき。

此、反動として既に明治三十一年より東春近村に於ては飯島國俊氏の主唱により合資組織の製絲起りしが、産業組合法の發布と共に組織を改め明治三十八年一月認可を得て上伊那生絲販賣組合と稱し堅實なる組織の下に着々其成績を擧げ居たり。

氏は之を見て、農村の振興は之を措いて他に求め難し、宜しく之に依るべしとの決心を固め居村の有志を勸說糾合して明治四十四年四月田切信用販賣組合を組織して其理事となりついで組合長となりて組合製絲を創立せり。

これ氏が組合製絲に關係せる最初にして爾來昭和五年逝去に至る迄の約二十年間、氏は全く組合製絲の發展を以て其生命とせるが如し。

最初の組合製絲の困難は其過小經營の爲に生産生絲少く其賣先に苦しむ點にあり。されば田切組合の如きも初め群馬縣甘樂郡の下仁田社に加盟して出荷し居たりしが、共同出荷の有利なることの確信を得たる翁は、成るべく近距離の地域に於て共同荷造所を設け生産品の統一を計らんとし同郡に於ける組合製絲の鼻祖飯島國俊氏を訪ふて其贊成を得氏と共に各組合を訪問して懇談を重ね勸說につとめ大正二年十月赤穗に於て協議會を開催する事を得、爾來會合を重ぬる事二十數回大正三年四月二十四日、有限責任伊那生絲販賣組合聯合會龍水社の設立認可を見るに至れり。

龍水社設立せらるゝや氏は其專務理事に擧げられ、ついで大正六年三月其基礎愈々鞏固となり加入組合數も增加し社長を定むるの必要に迫られ、專務理事より會長に昇任せり。

其後氏の堅實周到なる經營と、献身的努力の結果社運年と共に進展し、大正九年財界の變動に際し蠶絲業者の蒙れる打撃甚大にして各方面に倒産者續出せしも、平素より堅實を以て本旨となし居たりし爲、其影響を蒙ることなく依然として積極的進展を示し大正十年には所屬組合二十二、總釜數一千九百七十九釜となり、蠶品種の改良、繰絲技術の改善、煮繰分業の實施、工女養成場の完成等相俟つて製品著しく向上し最優格を以て取引せらるゝに至れり。

大正十一年十二月歐米絹絲業視察團に加はり親しく歐米絹絲業の實況を視察し翌十二年六月歸朝の後斯業の發達に鑑み更に品質の向上、生産費の節減能率の增進等につき其實現に力め更に洋俵出荷をなす等益々其改善に力を用ひし爲其品質は精良となり其組織は全國に於ける組合製絲の模範と稱せらるゝに至れり。

されば大正十三年四月には産業組合に對する功勞により産業組合中央會々頭より綠綬功勞章を授けられ、同十四年十二月農事功勞者として大日本農會より表彰せられ總裁梨本宮殿下拜謁並に名譽賞狀を授けられ同日更に攝政宮殿下拜謁並に茶菓を賜はるの光榮に浴し、大正十五年四月には大日本蠶絲會總裁閑院宮殿下より蠶絲業上の功勞に對して第一種功績章を賜はるに至れり。

又、組合製絲が將來大なる飛躍發展を爲さんには全國的團結の力により生絲の共同販賣を行ひ相互協力により其基礎を鞏固ならしむるの必要を感じ機會ある毎にこれを唱導し、遂に製絲組合の全國聯合組織の機運を釀成せしめ、昭和二年三月大日本生絲販賣組合聯合會の設立を見るに至り、其副會長として樞機に參し鞅掌すること四ケ年に及べり此他明治三十五年以來七度擧げられて村會議員となり村治の振作につとむること二十八年、大正八年以來縣會議員に擧げらるゝこと三度にして縣政の要衝に當り、或は道路の改修、耕地の整理、林野の造營等に率先盡力し、公衆の利益を興し其成績極めて顯著なるを以て、昭和三年四月勅定の藍綬褒章を賜はるに至れり。其褒章の記に曰く、

大日本帝國褒賞之記

長野縣上伊那郡飯島村

山田織太郎

資性溫厚夙ニ意ヲ農村ノ振興ニ致シ種々施設ヲ講シテ農業敎育ノ普及農蠶業ノ改良ヲ圖リ又率先郡村農會ノ設立耕地整理事業ノ遂行ニ努メ殊ニ組合製絲縣合會龍水社ノ會長ニ擧ケラルヽヤ拮据經營遂ニ伊那絲ノ聲價ヲ發揚スルニ至ル洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日　勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ共善行ヲ表彰セラル

昭和三年四月二十六日

㊞

賞勳局總裁從四位勳二等　天岡直嘉　㊞

此證ヲ勘査シ第八百八十九號ヲ以テ褒賞簿冊ニ登記ス

賞勳局書記官從五位　伊手衛　㊞

昭和五年五月十日龍水社にて執務中二竪の冐す所となり忽焉として逝去し、超えて十四日社葬を以て葬る享年五十八歳。

五六　小岩井宗作

氏は明治七年十月五日を以て東筑摩郡中山村に生る。資性沈毅、先見の明を有し創造發明の才に富む。事に當りて

は果斷にして一度着手せる事業は必ず達成せずんば止まず。

明治廿四年三月長野縣尋常中學校卒業後養蠶飼育の原理を研鑽すること六ケ年、其間「桑剪機」を發明し特許を得て之を營業者に製造販賣したるも其最も全力を傾注したるは「蠶種消毒器」の發明にして、氏の養蠶飼育の信念と相俟て養蠶業を絶對安全ならしむるを信ずるに至り、如何にして之を營業者に實施せしむべきかを考慮せり。當時の養蠶業は飼育技術幼稚にして時々蠶蠶を招くこと尠からざる狀態なりき。氏は年來の研究に加ふるに其發明したる蠶卵面消毒器を以て安全に飼育せらるべきを確信し之が普及宣傳の手段として、蠶種消毒普及會を創立するに至れり、時に明治四十三年一月なりき。

氏は該會設立當時初めて松本市に下りて其經營に着手せしが幾多の障礙其前面に横はり屢々困難に遭遇せるも堅忍持久毫も策怠らず順次其基礎を築くを得たり。

當時氏は自己發明の桑剪機を製造販賣し其代金を以て會の經營費に充て、加盟會員の養蠶監督は無料を以てし、而も養蠶監督の事に當るや多年の實驗と智識とにより之を導くに懇切を旨とし勉勵會員の利益を圖るを以て主義としたれば會員數も順次增加し、殊に蠶業上の設計、蠶種の供給等の便宜は益々入會者を喜ばしむるものあり、信用年と共に加はり基礎漸く鞏固となり、大正六年春期には飛驒國より初めて六十二人の新會員加盟し昭和三年には一千六百八十二人となり、總計六千五百八十八人を算するに至れり。創立以來十九年間に於て如斯多數同志を糾合し得たる事に徴するも如何に實際成績に於て優秀なるものありしかを知るに足る。昭和二年に於ける會員の實蹟は左の如き狀況を示すに至れり。

掃立枚數　五二、一九六枚

收繭量　二七五、五五九貫

對一枚平均收繭量　五、貫二百七十九匁

而して單に飼育の監督を爲すに止まらず、更に養蠶の保證をなし會員が規定により收穫を減じたる場合には賠償を受くる制度を定め、會より配布されたる蠶種を飼育したる者に限り一定收穫量以下の場合は收穫を減じたる者と看做し賠償金を交付しつゝあり、これ氏が如何に責任感強く會員を愛護するの精神に充つるかを知るものにして昭和二年度に於て會員中二百三十九人に對し金四千八十八圓余の賠償金を交付したり。其他會員共濟金制度を設け普及會員にして居宅を全燒したる者には本會より共濟金一百圓を、蠶室を燒失したる者には金五十圓を交付しつゝあり。

次に蠶絲上改善の一手段として氏の獨創的意見によつて大正十一年二月設立せる日本バラ蠶種株式會社は創立以來漸次其生產數量を增加し昭和二年度に於て九二、八七一袋二三二、一七七匁五の蠶種を製造せり。

前記の如く小岩井式養蠶法は好結果を收むるに至りしも之か產繭の取引方法は一般に仲買人によりて取引せらるゝ爲、或者は小岩井式か石灰飼育なるを口實として煮繭に當りて「グラケル」「繰絲女工の手が荒れる」等と稱して實値以下に踏み買ひにさるゝを遺憾とし、普及會創立後七、八年を經過し會員三千余人に達し團結亦鞏固となるに及び從來の故なき非難を除去する爲組合製絲を開始するの計畫を樹て大正六年一月六十余名の發起を以て同年二月產業組合法によりて、信用販賣利用組合普及社を設立し、組合の事業として(1)組合員に養蠶業に必要なる資金を貸付し及貯金の便宜を得しむること、(2)加入豫約組合員と同一の家に在る者公共團体又は營利を目的とせざる法人若は團体の貯金を取扱ふこと、(3)組合員の委託を受け其生產したる繭を加工し、若くは加工せずして販賣すること(4)組合員の副業生產物に加工し又は組合員をして產業上に必要なる設備を利用せしむること等を行ふ事と爲せり。偶々百八十二釜の設

備を有する倉橋製絲所賣却の申込ありしかば之を買收して製絲を開始せしが大正十一年春百三十六釜設備の野口製絲場を買收して第二工場となし、同年夏には組合製絲上水社二百釜の工場を合併して第三工場となし昭和九年に於ける設備釜數一千二百七十八釜、使用釜數八百九十二、生絲製造高二萬四千六百七十九貫に達し絲格は AAA—B或はAAA—D なり。最近連年の絲價不況により營業製絲たると組合製絲たるとを問はず、或は繰業不能に陷り、或は破綻の運命に陷れる者多き中にありて堅實なる經營を續け得るは組合長たる氏の監督指導宜しきを得優良生絲製造を根本方針とし工場內諸施設に對し常に研究を惜まざる結果にして組合創立以來全く報酬を辭退しつゝあるが如きは全く獻身的に事業に沒頭する事を證するものにして、其人格經營の才能に於て卓越せるは組合員の共に敬仰して措かざる所なり。

從來行ひ來れる生繭の熱氣乾燥は稍もすれば危險を伴ひ、且繭質の惡化するものなることを憂ひ苦心の結果、氏は獨創の考案を以て大正　年世界的記錄とも稱すべき「生繭冷藏庫」を建築し以て本邦製絲業界に一大衝動を與へたり。

氏は如斯養蠶製絲に對し多年努力研究を續け來れる外養蠶家々庭の內事にも力を惜まず從業員に對しても私囊を披きて之を援け、或は社會一般の公共事業に對しても常に財を惜まず、されば政界其他各種名譽職に推さるゝ事一再に止まらざりしも常に固辭して受けず只管蠶絲業の發達に志し絕大の熱と努力とを注ぎつゝある等寔に本縣のみならず本邦に於ても蠶絲界稀に見る偉人たり。昭和三年新潟縣長岡市に於て大日本蠶絲會開催の際忝くも總裁閑院宮殿下より第一種功績章御親綬の光榮に浴せるもの故ありといふべし。

五七 二木洵

二木洵は明治七年十一月廿五日を以て東筑摩郡和田村窪田畔夫の次男として生れ、明治三十一年同郡本郷村二木秀一の養子となり家業たる秋蠶生種の製造に從事し、養父の歿後其事業を繼承し歿するに至る迄之を繼承せり。

其間明治三十五年五月東筑摩郡蠶種同業組合代議員となり、同年十二月同組合評議員に選任せられ、三十八年五月任滿つるや代議員に再選せられ、爾後再選さるる事四回に及べり。

大正七年三月東筑摩郡蠶種同業組合長に選ばれ同九年三月及大正十一年三月組合長に再選せらる。

大正十一年組合製絲筑摩社創立委員となりて同社を創立し同組合理事並に組合長に選ばれ、ついで大正十二年四月長野縣蠶種同業組合、聯合會評議員となり、同十三年四月蠶絲同業組合中央會議員に選出せられ以て昭和七年三月に至れり。

大正十五年帝蠶倉庫株式會社設立さるゝや其取締役に任ぜられ昭和五年迄在任し、又大正十五年帝國蠶絲株式會社設立さるゝや其監査役に選ばれ、昭和十一年一月迄在任せり。

昭和三年本縣に於て蠶絲業調査會設置せらるゝや六月廿八日其委員に任ぜられ昭和五年一月廿三日同會副會長に任ぜられ昭和九年七月九日迄其職に精勵せり。

昭和四年長野縣蠶種同業組合聯合會長となり、昭和六年蠶絲業法の改正せらるゝや之に基づきて同會を解散し新に長野縣蠶種業組合を組織し、昭和六年十二月八日其組長に選ばれしが同月廿八日之を辭せり。

氏は如斯蠶種製造及蠶種業各種團体の爲に活動する外産業組合製絲筑摩社を創立して其組合長となり、又、有限責

任購買販賣利用組合中信社々長となり昭和六年長野縣產業組合製絲組合副組合長に選ばれ製絲業にも貢獻せしが昭和八年六月筑摩社組合長を辭任せり。

又縣下蠶絲業者により長野縣蠶絲業同盟會創立せらるゝや昭和五年三月其代議員に選出され同會副會長に任ぜられたり。

又此間昭和四年九月には支那蠶絲業を視察し、昭和六年五月廿五日には紅葉山御養蠶所拜觀の光榮に浴せり。

氏は又實業に精勵する一方村會議員郡會議員所得稅調査委員、郡幷に縣農會代議員等に選ばれ大正四年九月、同十一年三月、同十二年九月の三度縣會議員に選出され(內大正十一年三月は補欠選擧)て地方自治の爲に盡瘁し、大正十三年五月には衆議院議員に當選して國政に參與し特に蠶絲業の振興に力を用ひたりしが昭和十一年一月廿九日病を以て歿せり享年六十三歲。

五八　鳥羽久吉

鳥羽久吉は東筑摩郡本鄕村橫田の人なり。明治八年を以て其鄕里に生る。同地方は明治維新以後急に發達せる夏秋蠶生種の產地として、又、風穴蠶種の發祥地として全國に知を唱へ、後、又、一代雜種の產地として全國的に知られたる地なりしかば氏は夙に生種の改良に努め、風穴種の發達を圖り、一代雜種の奬勵普及に盡す等終始一貫松本平地方蠶種の改良發達に努力せり。

聞く氏は頗る實行主義の人にして養蠶期には殆んど家を出でず、蠶と寢食を共にし、飼育より蠶種の製造販賣に至る迄自ら其衝に當り、其熱心、誠實範とすべきもの多かりしといふ。

明治三十年信蠶社を創立し精良蠶種の製造、夏秋蠶用桑苗の販賣、夏秋蠶傳習生の養成、蠶業教師の派遣等を業とし勵精躬行以て夏秋蠶の普及に努めたりといふ。就中夏秋蠶傳習生を養成すること三十餘回共薫陶をうけたるもの頗る多く、又、蠶業教師を派遣して夏秋蠶飼育法の改良發達につとむること多年、明治四十一年頃には同社より派遣せる蠶業教師三百余名に及ぶといふ。

氏の蠶種改良に熱心なる、明治三十三年以來、在來の二化性白龍種より大巣にして虫質強健殊に粗放飼育に適する品種を選出して大白龍と稱し共普及に努め名聲を博せり。

明治四十年松本に市制を布かるゝに及び從來東筑摩郡一町三十七ケ村の蠶種業者を以て組織し、明治三十二年五月五日認可せられたる組合を改造し重要輸出品同業組合法により東筑摩郡蠶種同業組合と稱するや共組合長に選擧せられ任滿つるや再選せらるるに至れり。

又、蠶種の粗製濫造を矯正し、販賣上の惡弊を排除し斯業の改善發展を圖らんが爲産業組合法により、有限責任信州蠶種販賣組合を組織し、松本市仲町に事務所を置き衞部芳雄、百瀬渡、二木洵等と共に推されて共理事となれり。

明治四十年東筑摩蠶種同業組合にて同組合立夏秋蠶試驗場を設くるや共場長となり試驗の傍ら生徒を養成せり。是より先夏秋蠶の急激なる發達に鑑み東西兩蠶業試驗場に並び、夏秋蠶專門の國立蠶業試驗場設立の急務なること唱導せらるゝや之を本縣内に設置すべしとの論高まりしが、氏亦東筑摩蠶種同業組合長として屢々共筋に此議を稟申し明治四十二年、遂に松本市に東京蠶業講習所夏秋蠶部の設立を見るに至れり。

大正三年今井五介氏一代雜種の有利なることを提唱するや丸山光司、篠崎四郎、二木洵、中原半一郎等と率先して今井氏を輔けて夏秋蠶一代雜種を製造して提供し一代雜種今日の隆盛を見るの端を開き、又、同年今井氏大日本一代

交配種普及團を組織するや之に加盟して其團員となり一代雜種の普及を圖り、大正四年十一月普及團の解散せらるゝに及び獨立して專心一代雜種の製造普及に努めたり。又、大正六年東筑摩郡蠶種同業組合に於て夏秋蠶一代雜種奬勵團を設立して一代雜種の改良普及に努め、松本平地方蠶種の聲價を挽回したるは組合長たる氏の力に俟つところ大なりしといふ。

大正四年長野縣蠶種同業組合聯合會副組長に選任せられ同六年滿期再選せられて同九年迄其職にありしが九年四月同組長に擧げられ同十二年滿期退職せり。此間副組長としてはよく組長を補佐し、組長としては指揮精勵職に當り、事業の發展を策し、經營の改善に努力し、又、同會を代表して蠶絲業同業組合中央會議員となり大正五年二月以來三回重任し、其功勞からざりしを以て大正十二年十一月三日長野縣蠶種同業組合聯合會より感謝狀に添へて金盃一組を贈られたり。

氏は所謂口も八丁手も八丁の人にして、よく論じよく筆せられたり。其議論は信蠶社の社報は勿論、屢々長野縣蠶種同業組合聯合會會報に掲載せられ又單行本としては、養蠶實驗致育、日本之秋蠶、實用秋蠶飼育法、天候應用育法、春夏秋蠶安全經濟育法、夏秋蠶用桑栽培說等あり。又、率先して日本バラ蠶種株式會社を設け蠶種を精選し、蠶卵の消毒を完全にし外國輸入蠶種を驅逐せんことをはかれり。

此他縣會議員となり縣農會議員となり、各種團體の代表又は委員となられたるもの多かりしが其晩年は頗る不遇に陷り昭和二年三月廿九日五十二歲を以て永眠せるは惜むべし。

年表

代	天皇	年號	紀元	事項
神代				軻遇突智娶：埴山姫：生：稚産靈 比神頭上生：蠶與桑：（紀ノ一書）（紀ノ日本書記ノ略以下同） 保食神ノ御眉ヨリ蠶生ズ。眉上生蠶……又口裏含蠶便得抽絲自此始有養蠶之道焉（紀） 日神天磐戸ニサシコモリマセル時麻績ノ祖、長白羽神種レ麻以爲青和幣（舊事記） 天照大神天香山ニ桑ヲ植エ天八千々姫ニ命シ蠶ヲ養ハシメ其蠶ヲ口ニ含ミ絲ヲ繰リ齊機殿ニ神衣ヲ織ラセ給フ。（機殿舊記） 稚蠶靈神其御子豊受大神（一名保食神又大宜津比賣神）蠶ヲ養フ法ヲ教ヘ給フ。
九	開化		五二一 五七四	漢武帝ノ時日本麒麟錦十端ヲ貢シ金光眩レ目トイフ。（大日本蠶史）
一〇	崇神	一二	五七五	九月人民ヲ校シ男女ニ調役（男弭ノ調。女手末調）ヲ課ス。（記）（記ハ古事記ノ略以下同）
一一	垂仁	二	六三三	任那ノ使蘇那曷叱智歸國スルニ當リ赤絹百疋ヲ賜ヒ任那王ニ致サスム。（紀）
		三	六三四	三月新羅王子天日槍歸化（紀）
		八六	七一七	後漢書東夷傳日、光武中元二年正月倭奴國奉貢使人自稱大夫光武賜以印綬。
一二	景行	三	七三三	日本武尊ニ勅曰「東夷強暴聚黨類擾邊彊使百姓不安農東北地方業蠶桑也」（紀）
		四〇	七七〇	日本武尊ニ勅シテ曰ク「東國ハ村ニ長ナク邑ニ首ナクシテ各々境ヲ貪リ相盜賊スト。又東國ノ中ニ蝦夷ト云フアリ、黨類ヲ集メテ邊界ヲ侵シ農桑ヲ伺テ人民ヲ略ム、汝武ヲ以テ振ツテ討平グベシト（紀）
一四	仲哀	八	八五九	秦功滿王歸化シテ蠶種及珍寶ヲ献ズ。之レ本邦ニ支那蠶種輸入ノ始ナリ。（新撰姓氏錄農政類篇）
		九	八六〇	新羅絹ヲ献ズ
一五	應神	一四	九四三	春二月百濟王貢縫工女曰眞毛津（フト）。是今來目衣縫之始祖也。（紀）

弓月王（融通王）百濟ヨリ百二十七縣ノ民ヲ率キテ歸化ス。（紀）　此人民ハ養蠶及絹織ヲナスノ工人ナリ天皇之ヲ嘉シテ大和ノ朝津間ノ腋上ノ地ヲ賜ヒテ之ニ居ラシム。蠶織ノ業此民ニ依テ大ニ擴マル。（姓名錄、古語遺、紀）

一六　九四五

百濟ノ古爾王織工西素等ヲ貢ス。

二）　九四九

漢王ノ裔阿知使臣（倭ノ漢直ノ祖）其子都加使臣已ガ黨類十七縣ノ民ヲ率キテ歸化ス。皆綾ヲ織ル工人ナリ。（紀）

三毛　九六六

阿知使臣奴子ヲ吳ニ遣ハシ縫工女ヲ求メシム。（紀）

四一　九七〇

阿知使臣奴子兄媛弟媛吳織穴織ノ四女ヲ伴ヒ吳ヨリ歸ル。（紀）

攝津豐島郡猪名里ニ住シ勅ヲ奉シテ絹ヲ織ル、是本邦婦工ノ權輿也。（吳織神社棟札記）

一六　仁德　元　九七三

阿知使臣ノ率キ來リシ女工ヲ弓月王孫ノ普洞王ニ賜フテ絹ヲ織リ蠶ヲ養フノ詔ヲ下シ給フ。二王卽チ百二十七縣ノ民ヲ諸國ニ分置シ蠶ヲ養ヒ、絹ヲ織リテ朝廷ニ上ル。天皇喜ビテ波多ノ姓ヲ賜フ。（姓氏錄）東筑摩郡ニ波多村（今波田ニ改ム）アリ波多氏、波多腰氏等アルハ此時分置セラレタル秦氏ノ後裔ナラントノ說アリ。天皇ノ御代皇后ハ山城國綴喜（筒木）ナル奴里能美ガ家ニ養フ所ノ蠶ヲミソナハセ給フ。（紀）

三）　一、〇〇三

十一月天皇江ニ浮ンデ山背ニ幸セル時桑枝ノ水ニ沿テ流ルヽヲ視テ「つぬさばふいはのひめがおほろかにきこさぬうらくわのきよるましきかはのくまぐまよろひゆくかもうらくわの木」と詠ませ給ふ（紀）

一六　允恭

漢之速日命十二世ノ孫麻羅宿禰ヲ織部之司ニ任シ諸國ノ織部ヲ總領セシメ姓ヲ服部連ト賜フ。（姓氏錄族志）

二　雄略　六　一、一三　皇后草香幡梭姫ヲシテ躬ラ桑ヲ採リ蠶ヲ養ハシメントシ螺嬴ニ命シ國内ノ蠶ヲ集メシム。螺嬴誤テ嬰兒ヲ集メテ獻ズ。天皇大ニ咲テ螺嬴ニ之ヲ養ハシメ姓小子部連ヲ賜フ。（紀）

六　一、一三　信濃國ヨリ眞綿ヲ獻ズ（農商務省農事調査書）

三　一、一三八　弓月王六代ノ孫秦酒公養蠶絹織ノ廢レタルヲ嘆キ朝廷ニ奏シテ之ヲ興サンニトヲ請フ、天皇其言ヲ美シ身狹村主青ヲ使トシテ吳國ニ遣ハシ工女ヲ吳王ニ請ハシメ給フ。（紀）

一四　一、一三〇　正月身狹村主青等吳ヨリ　漢織、吳織、衣縫兄媛弟媛ヲ從ヘテ歸ル。（紀）

一五　一、一三一　詔シテ秦氏ヲ聚メ秦酒公ニ賜フ公仍一百八十種勝部ヲ率キテ庸調ヲ獻シ奉リ絹縑ヲ朝廷ニ充テ積ム因テ姓ヲ禹豆麻佐ト賜フ。（紀）

一六　一、一三三　秋七月詔シテ諸國ニ桑ヲ植エシム。（紀）

二三　顯宗　元　一、一四五　百濟人奴理使主ノ後彌和蠶ヲ養ヒ機ヲ織リテ縑絹ヲ獻ズ、仍テ調ノ首ノ姓ヲ賜フ。（姓氏錄）

二四　仁賢　八　一、一五五　冬十月百姓言、是時國中無事吏其官ニ稱フ、海内ニ仁歸シ民其業ニ安ンズ、是歲五穀登衍カニ蠶桑善收リ遠近清平戶口滋々殖焉。（紀）

二六　繼體　元　一、一六七　三月勸農桑ノ詔ル下ス。（紀）

二九　欽明　元　一、二〇〇　國中ニ散在セル秦漢ノ歸化人ヲ召集シ戶籍ニ編貫ス秦民ノ戶數凡テ七千五百五十三戶ナリ。大藏椽秦大津父ヲ秦ノ伴造トナシ以テ之ヲ督セシム。（紀）

三三　推古　三　一、二六四　四月聖德太子憲法十七條ヲ制定ス。其第十六條ニ農桑ヲ重ンジ給フ向アリ。（紀）

三六　孝德　大化元　一、二八五　政体ヲ改革シ職業世襲ノ制ヲ廢シ服部連及太秦公宿禰ノ督セシ所ノ工人ヲ收メ織部司ノ所轄ト爲シ、

代	天皇	年號	紀元	事項
			二	六、三六
				絹絁ヲ製スル國ハ絹絁ヲ以テ調貢ト爲シ其絹絁ハ並ニ長サ四丈幅二尺五寸ヲ以テ匹トナサシム。改新ノ詔ヲ宜ス、其三ニ曰ク「戸籍計帳斑田收授ノ法ヲ造ル、又曰ク、五十戸ヲ里ト爲シ每里長一人ヲ置キ戸口ヲ按檢シ農桑ヲ課殖シ、非違ヲ禁察シ賦役ヲ催驅スルコトヲ掌ラシム。(紀)又、上戸ニハ桑三百根漆百根、中戸ニハ桑二百根漆七十根、下戸ニハ桑百根漆四十根ヲ植エシム。新ニ租稅ノ令ヲ布ク卽舊賦役ヲ罷テ而田ノ調ヲ行フ、凡絹絁絲綿ハ並ニ鄕土ノ出ス所ニ隨ハシム。田一町絹一丈四町ニ疋ヲ成サシム長四丈廣二尺半、絁二丈二町ニ疋ヲ成サシム長サ廣サ絹ニ同ジ、布四丈長絹絁ニ同シ一町ニ端ヲ成サシム。(紀)
三八	天智	七	一、三三八	十一月新羅王ニ絹五十疋綿五百貫韋百枚ヲ賜フ。(紀)
		一〇	一、三三一	十一月新羅王ニ絹絁各五十匹綿一千貫韋(百枚ヲ賜フ。(紀)
四〇	天武	白鳳一〇	一、三四二	新羅使者沙啄一吉喰金忠平大奈末金壹世ヲ遣テ調ヲ貢ス。其貢献品目中ニ錦、絹、細布、霞幡(カスミハタ)アリ。(紀)
		二	一、三四三	秋七月信濃國吉備國並言霜降亦大風五穀不登(紀)コレ信濃ニ於ケル霜害ノ記錄ニ見エタル始ナリ。
		一三	一、三四五	二月三野王小錦下采女臣紀羅等ヲ信濃ニ遣テ地形ヲ看セシム。將ニ是地ニ都セントスル歟。四月三野王等信濃國之圖ヲ進ム。(紀)
		一四	一、三四六	三月「信濃國ニ灰零(フル)草木皆枯」(紀)トアリ火山ニ富メル信濃國ノ事トテ火山ノ噴出アリシナルベシト雖何レノ山ナルカヲ詳ニセズ。十月輕部朝臣足瀨高田首新家、荒尾連麻呂ヲ信濃ニ遣ハシ行宮ラ造ラシム蓋東間溫湯ニ幸セント擬スル歟。(紀)
四一	持統	朱鳥元	一、三四六	京師ニ於ケル八十歲以上ノ者及篤癃者、貧ウシテ自存スルコト能ハサル者ニ絁綿夫々差等ヲ附シテ下

賜サル。（紀）

六　一、三三　伊勢國今年調役ヲ免ズ。然シテ其二神郡赤引絲三十五斤ヲ輸サシム。（紀）

七　一、三五　三月丙午詔シテ天下ヲ勸殖シ桑紵梨栗蕨菁等草木以テ五穀ヲ助ケ令ム。（紀）

四三　文武　四　一、三六　諸國ヲシテ牧地ヲ定メ牛馬ヲ放タシム。（續紀）（續紀ハ續日本紀ノ略以下同）

大寶元　一、三六　信濃……十七國蝗害アリ、又大風百姓庐舍ヲ壞リ秋稼ヲ損ス。（續紀）

大寶令ヲ頒タル。

「農者天下之大本也。吏者民之父母也。勸農桑令在常制矣。」（續紀）凡調之絹絁絲綿布ハ並ニ鄉土ノ所出ニ從ヘ正丁一人ニ絹絁八尺五寸六丁ニ疋ヲ成セ。長サ五丈一尺廣サ二尺二寸又曰ク桑麻損シ甚バ各々調ヲ免セ。（賦役令）

又曰ク絹絁ハ長サ五丈二尺巾二尺二寸ヲ以テ四ト爲シ美濃ノ絁ハ長サ五丈二尺巾二尺二寸ヲ以テ四ニナセ。（同）

七月按察使職務十條ヲ定メ給ヒ農桑ニ就テ曰ク、農桑ヲ勸課シ國郡カニ家田給ル、國郡ノ長官宇ヒ養ツテ倦ム事ナク訓ヘ導ク事方チ有レバ人毎ニ農業ヲ務メ家毎ニ桑事ニ趣ン類聚三代格又曰ク　田疆修ラザレバ　耕織廢ル。（類聚三代格）

二　一、三二　信濃國梓弓一千二十張ヲ獻ズ、以テ大宰府ニ充ツ。（續紀）

十二月始テ美濃國岐蘇山道ヲ開ク。（續紀）

豐　元明　和銅　四　一、三一　挑文師ヲ諸國ニ遣ハシ錦綾ヲ織ルコトヲ教ヘシム。（續紀）

五　一、三三　五月太政官奏シテ曰ク百姓精シク農桑ヲ務メ產業日ニ長シ窮乏ヲ助養シ……云々（續紀）

伊勢、尾張、三河等二十一國ニ命ジ錦綾ヲ織ラシメタリ。（續紀）

代	天皇	年號	紀元	事項
	六	一、三七三		六月右京人支半干力河內國志紀郡人力母離余毅色奈二人暈澗色ノ染色ヲ發明シテ献上シ徒八位下ヲ授ケラレ並ニ絁十疋絲四十絢布四十端塩十籠穀一百斛ヲ賜ル。（續紀） 七月美濃信濃二國之堺徑道險阻往還艱難ナリ仍テ吉蘇路ヲ通ズ。（續紀）
	七	一、三七四		二月辛卯詔曰人衣食足ルトキハ共ニ禮節ヲ知リ身貧窮ニ苦ム時ハ競テ奸詐ヲ爲ス絁絲綿布ノ調ヲ輸ス國等ハ調庸ノ外ニ人毎ニ絲一斤綿二斤布六段ヲ以テ産業ヲ資テ苦乏セテムルコト無ラシムヘシ」云々（續紀）二月辛丑出羽國ヲシテ始メテ養蠶セシム。（續紀） 六月戊寅詔曰頃者陰陽殊ニ謬リ氣序乖違セリ……庶幾クハ嘉樹ヲ致シテ農桑ヲ虧クコト勿レ。（續紀） 冬十月丙辰勅シテ尾張、上野、信濃越後等ノ國ノ民二百戸ヲ割キ出羽ノ柵戸ニ配ス。（續紀） 相模常陸上野ノ三國始メテ絁ヲ織テ献ズ。東國ヨリ絁ヲ献ズルコト此ニ始マル。
四	元正	靈龜元	一、三七五	五月辛巳朔諸國ノ朝集使ニ勅シテ曰ク（上略）百姓ヲ撫デ導キ農桑ヲ勸課シ心ニ字育ヲ存シ、能ク飢寒ヲ救フコトハ實ニ是レ國郡ノ善政ナリ、若シ身公廷ニ在リテ心ニ私門ヲ顧ヒ農桑ラ妨ゲ奪ヒ方民ヲ侵蝕スルコト有ルハ實ニ是レ國家ノ大蠹ナリ云々（續紀） 冬十月乙卯勸農ノ詔ヲ下ス（上略）男ハ耕耘ヲ勤メ女ハ紝織ヲ修ムル時ハ家ニ衣食ノ饒アリテ人ニ廉恥ノ心ヲ生ズ云々（續紀）
	二	一、三七六		四月詔曰自今以後宜シク民ノ隱ヲ恤ミテ以テ委スル所ヲ制シ仍テ部內ノ豊儉農桑ノ增益ヲ錄シテ言上スヘシ云々（續紀） 五月駿河、、甲斐相模、上總、下總、常陸、下野七國ノ高麗人千七百九十人ラ武藏ニ遷シ高麗郡ヲオ

ク。（續紀）

養老元　一、三七七　五月上總、信濃ノ二國始メテ絁ノ調ヲ貢セシム。（續紀）

二　一、三七八　下部文代保食神ノ社ヲ營造ス。信濃國人外從六位下卦婁眞老、後部黑足、前部黑麿　前部佐根人、下部奈弖麿　前部秋足小縣郡人无位下部豊人下部文代高麗家繼　高麗繼楯　前部貞麿上部色布知等言已等先高麗人也。小墾田、飛鳥二朝廷時節歸化來朝自爾以還累世平民未ダ本號ヲ改メズ伏シテ望ム去ル天平勝寶九歳四月四日勅ニ依リ姓ヲ改メント眞老等ニ姓須々岐黑足等姓豊岡黑麿姓村上、秋足等姓篠井豊人等姓玉川文代等姓淸岡家繼等姓御井貞麿等姓朝治色布知姓玉井ヲ賜フ。（後紀延暦十八年十二月）

三　一、三七九　五月制シテ諸國ノ貢調ヲ定ム短キ絹狹キ絁麁ク狹キ絹美濃ノ狹キ絁ノ法各々長サ六丈濶サ一尺九寸トス。（續紀）

七月按察使事條ヲ訪察スルコト農桑ヲ勸課スレバ國阜ニ家給ル。右按察使カ管國ヲ巡歷シ事條ヲ訪察スルコト前ノ如クシ本ヲ敦シ末ヲ棄テ情ニ農桑ヲ務メシムヘシ、若シ田蠶修マラスハ耕織廢業ス右百姓前年ノ善惡ノ狀迹アラハ狀ニ隨テ擧罰シ狀ヲ錄シテ具ニ通セシメヨ。（續紀）

五　一、三八一　三月勅曰（上略）頃者旱澇調ラズ農桑損スルコトアリ遂ニ衣食乏短ニシテ飢寒アルコトヲ致サシム言ニコレヲ念テ良ニ惻隱ヲ增セリ云々（續紀）

六　一、三八二　閏四月陸奥按察使ノ管內ノ百姓ハ庸調ヲ浸ニ免シテ農桑ヲ勸課シ射騎ヲ敎習シ更ニ助邊ノ資ヲ稅セン其稅ハ每年一人ニ布ヲ輸スコト長サ一丈三尺濶サ一尺八寸ニシテ三町ニシテ端ヲ成サシム。（下略）（續紀）

七　一、三八三　二月詔日戸頭ノ百姓ニ種子各二斛布一丈鍬一口ヲ給ヒ農蠶ノ家ヲシテ永ク業ヲ失フコト無ク官學ノ徒

ヲシテ專ラ私ヲ忘レシム。（續紀）

聖武　天平　一、三九　十二月癸丑諸國ノ四丈ノ廣絁ヲ停メテ皆六丈ノ狹絁ト爲サシム。（續紀）

元　三、三九二　訪問國ヲ廢シテ信濃國ニ併ス。（續紀）

一七　一、四三五　信濃國安曇郡ヨリ此年上レル調布正倉院ニ現存ス。（正倉院御物年表）

一八　一、四三六　冬十月癸丑日向國風雨共ニ發テ蓑甍損傷ス仍テ調庸ヲ免ス。（續紀）

四六　孝謙　天平寶字　一、四三七　駿河國益頭郡ノ人金刺舍人麻自甍兒ノ字ヲ成セルヲ獻ズ。文曰「聞下帝釋標知命百年」（續紀）

元　八　一、四三八　信濃國安曇郡前科鄕戶主安曇眞牛ノ此年ニ上レル調布壹端長四丈二尺廣サ二尺四寸　正倉院ニ現存ス。（正倉院御物年表）

四八　稱德　天平神護　一、四三五　十月河內國御服ノ織ル絹戶造絁戶ヲ停ム。（續紀）

二　一、四三六　日向、薩摩大隅大ニ風吹キ桑麻損ス詔シテ調戶ノ庸調ヲ免ス。（續紀）

神護景雲　一、四三七　天下ニ令シテ農桑ノ勸ム。（續紀）

二　一、四三八　三月長門國豐浦厚東等ノ郡ハ蠶ヲ發ノニ適セルヲ以テ調絁ヲ停メ代テ更ニ綿ヲ調トセシム。（續紀）

三　一、四三九　勅シテ坂東八國ヲシテ各々部下ノ百姓ニ募リ如シ情ニ農桑ヲ好ミ彼ノ地利ニ就クセノアラハ則チ願ニ任セテ移住シ便ニ隨テ安置セシムベシ、法外ニ優復シ民ヲシテ移ルコトヲ樂マシメン。（續紀）

七月丙辰始メテ大宰府ニ綾師ヲ置ク。

十一月大宰府言ス日向薩摩ノ兩國風雨アリテ桑麻ヲ損シ盡スト。（續紀）

五月前學生阿部朝臣仲麻呂ニ在リテ亡家日偏乏ク葬禮闕有リ、勅シテ東絁一百疋白綿三百屯ヲ賜フ。

光仁　寶龜　一、四三五　一、四元

（續紀）

九月癸巳陸奥出羽等ノ國ニ勅シ常陸調絁相模庸綿陸奥麁布ヲ用ヒ渤海鐵利等ノ錄ニ充ツ（但シ同月庚辰渤海鐵利三百五十九人慕化入朝シテ出羽國ニ在リ）（續紀）

十一月詔曰民ハ惟邦ノ本也本固ケレハ國寧シ、民ノ資スル所ハ農桑コレ切ナリ比者諸國ノ司等厥ノ政僻多ク撫導ノ方ニ乖ルヲ慮ズ唯侵漁ノ未タ巧ナラサルヲ恐ル云々。（續紀）

夏四月詔シテ農桑ヲ勸課シ倉庫ヲ積蓄セシム。（續紀）

鞍橋ニ桑梨ヲ用ユルコトヲ禁ズ。

都ヲ平安ニ遷シ織部司ヲ皇城内（今ノ長者町新町西入ノ邊ノ所ナリ東西四十丈南北二十丈織手町ヲ設ク）ニオキ盛ニ好絹ヲ織ラシム。

當時好絹ノ最美ナルモノヲ「波久乃幾奴」トイヒ其輕薄ナルモノヲ「加登利」トイヒ「宇須毛乃」トイヒ云フ。（西陣織物沿革提要）

十一月伊勢、三河、相模、近江、丹波、但馬等國ノ婦女各二人ヲ陸奥國ニ遣ハシ二年ヲ限リ蠶桑ヲ教ヘ習ハシム。（後紀）（後紀ハ日本後紀ノ略以下同）

庚子勅ス納貢之本土宜ニ任ス。物出ル所ニ非レバ民以テ患トナス。今備前國本鎌鐵無シ貢調至ル毎ニ常ニ比ノ國ニ買フ自今以後宜シク鐵ヲ貢スルヲ停メ絹ニ非ザレバ絲便ニ隨テ輸サシム。（後紀）

七月天笠人三河ニ漂着シ綿種ヲ齎ラス。（後紀）

十月越前能登二國今年調十分ノ七ヲ免ス桑麻損有ヲ以テナリ。（後紀）

上總、信濃能登長門日向ツキ〳〵ニ殖エモテ來ツ、和銅ノ表ニ合セテ數フレハ三十五國ニナリヌ。（大日本蠶桑史略）

五一　平城　大同　一、四六七　太政官七道ニ符シテ桑漆之植栽ヲ勸ム。（後紀）

四　一、四六九　太政官符觀察使起請シテ農桑ヲ勸課シ倉庫ニ積實スルノ實ナルヤヲ訪問ス。（類聚三代格）

弘仁　七　一、四七六　丙申信濃國言ス去年登ラズ國内食乏シ伏シテ請フ商布ヲ以テ穀一萬斛ト交關シテ窮弊ヲ救ハンコトヲ　トコレヲ許ス

五二　淳和　天長　九　一、四九二　四月皇后雲林院ニ幸シテ農桑ヲ台覽アリ扈從ノ五位以上ニ被ヲ賜ヒ六位以下及田ヲ植ウル男女ニ祿ヲ賜フ

五四　仁明　承和　二　一、四九五　太政官所分ス伊賀尾張外八ケ國等ノ國年料ニ貢賦スル練絲等官シク其色ヲ減シ生絲ヲ進ラシメヨ。（續後紀）

五　一、四九八　太宰府例進ノ絁綿絁一百端ヲ今絁絁十端黑絁絁四十端絁絁五十端ニ定ム。（續日本後紀）

六　一、四九九　閏正月勸農ノ勅ニ宜シク諸道諸國ヲシテ農桑ヲ勸課シ必ズ豐年ヲ期セシムベシ。トアリ。（續日本後紀）

八　一、五〇一　貢調ノ品每年惡シクシテ納期漸ク後ルルモ諸司敢テ微サズ却ヲ桑麻ノ損スルニ由ルト稱言スルコトナカラシム

五六　清和　貞觀　六　一、五三四　六月廿三日戊寅勅メ改定ス信濃牧貢馬ノ期ヲ（三代實錄）

七　一、五三五　制信濃國諸牧野馬元八月廿九日之ヲ貢ス、今十五日ニ定ム、諸牧元八月廿五日之ヲ貢ス、今十一日ニ定ム。

二　一、五三九　八月十五日天皇紫宸殿ニ御シ信濃國ノ貢駒ヲ閱覽シタマフ。（三代實錄）

元慶　四　一、五四〇　八月十五日天皇紫宸殿ニ御シ信濃國ノ貢駒ヲ覽ル。（三代實錄）

七　一、五四三　天皇紫宸殿ニ御シ信濃國ノ貢駒ヲ覽、親王以下ニ各一疋ヲ頒ツ。（三代實錄）

八　一、五四四　五日庚申朔太宰府年貢綿十萬屯其内二萬屯以レ絹相轉シテ之ヲ進ル彼府申請春夏連雨蠶養利アラズ綿ヲ作ルコト是乏シ云々（三代實錄）

五八　光孝　仁和三　一、五四七　六月二日伊賀、伊勢、尾張、伊豆、近江、美濃、越後、丹後、但馬、出雲、播磨、備前、備後、紀伊、阿波讃岐、伊豫、土佐ノ國絹ヲ貢スル麁惡殊ニ甚シクシテ昔日ノ如クナラズ勅シテ國宰ヲ譴メ正倉ノ舊樣ノ絹ヲ探リ取リ毎國ニ一匹ヲ賜ヒ舊樣ニ依リ織リ作ラシム。（三代實錄）

三　一、五四七　二月信濃國例貢梨子大棗吳挑子雉腊、別貢梨子大棗等貢獻之期元制ヲ立テズ太政官議定例貢毎年十月別爲期立テ恒例ト爲ス（三代實錄）五月廿四日丁酉信濃國調布二百端。（三代實錄）

五九　宇多　寛平九　一、五五七　太政官符シテ桑漆ノ繁殖ヲ勤メ官吏ヲ派シ諸國ヲ巡察檢閲シテ其狀ヲ具申セシム。（政事要略）

六〇　醍醐　延喜元　一、五六一　制シテ近江若狹外三十四ケ國ハ其製スル所ノ絹布ヲ以テ定メテ調貢トナサシメ、駿河甲斐相模武藏常陸上野下野ノ七國ハ其織出ス所ノ絹及絁ヲ以テ定メテ調貢トナサシム。

延長五　一、五八七　十一月延喜式及重撰ノ延喜格成ル右延喜式ニヨレバ國内ノ蠶絲ヲ上中麁ノ三級ニ區別ス。信濃ハ其麁絲國中ニアリ。

六一　朱雀　承平元　一、五九一　十二月宮符ヲ天下ニ下シ農桑ヲ勸ム

四　一、五九四　五月左辨官左右京職ニ下ス、近代ノ民族栽桑ヲ勤メズ養蠶已ニ乏シク居ナガラ苦寒ヲウク云々（日本紀略　政事要略）

京内ノ庶人以上ノ者ニ桑樹ヲ繁殖セシメ養蠶ノ業ヲ行ハシム。（日本紀略、政事要略）

六二　村上　天暦元　一、六〇七　太政官符ヲ東海東山北陸山陰南海ノ國司ニ下シ庸調ハ期ニ適セ進物ハ精巧ナラシムヘキニ因幡但馬ヨ

代	天皇	年號	紀元	事項
			六	一、六一二
六八	後一條	治安 三	一、六八三	左右京職ニ仰セテ嚴罰ヲ加ヘ桑樹ヲ植エシム。（政事要略）
七一	後三條	延久 二	一、三七〇	高田ノ牧（武藏ノ國歟）年貢絹五十疋、米七十俵ヲ進ル。 絹ノ兩數ヲ定メラル。即チ疋別ニ三兩二分廉絲國ハ四兩トス。又布法ハ近代所見ナシト雖自ラ定制アリ最モ精好スヘキノ由定メ下サル。（扶桑略記）
七二	白河	永保 三	一、七四三	源義家陸奥守兼鎭守府將軍トシテ國府ニ到ルヤ眞衡私事ヲ擱テ義家ヲ迎勞ス。大ニ饗應ヲ設クル三日、毎日馬五十匹其餘黃金鷲羽絹布等ヲ輸シ、庭ニ實テ堆ヲ爲ス。（續本朝通鑑）
七六	近衞	久安 五	一、八〇五	十月廿五日諸國所課ノ條ニ宮中御催ノ爲女裝十三具（中略濃袴）ヲ徵セラレ國別トシテ加賀、美濃、尾張、但馬、三阿、武藏以上ニ具宛トアリ。（古事類苑）
七七	後白河	保元 元	一、八一六	藤原基衡陸奥出羽押領使トナリ佛像等ヲ作リ佛工慶雲ニ贈リシ品目中細布二千端白布三千端信夫毛知摺千端ヲ與ヘ且生美絹船三艘ニ積テ之ヲ寄セシトイフ。
			三	一、八一八
八二	後鳥羽	文治 三	一、八四七	石淸水祭使ノ裝束ニ縮緬ヲ用フ。（蠶史） 三月後白河法皇詔中ニ「七八年來干戈屢々起リ諸國諸司課役ヲ專ラニス、玆ニ因テ人ハ軍旅ニ苦シミ民ハ農桑ヲ忘レ」ト仰セラレタリ、以テ兵亂ノ爲農桑ノ衰ヘシヲ知ルベシ。（玉海ニヨル）
			四	一、八四八
			五	一、八四九
				陸奥ノ藤原泰衡京進ノ貢馬貢金桑絲大磯ニ着ク。（東鑑） 十一月因幡前司廣元賴朝ノ使節トシテ上洛シ綿千兩ヲ仙洞ニ奉ルコレ駿河國富士郡ノ濟物ナリ。（蠶史）

建久三　一、八五二　信濃國麻績、長田、藤長、仁科等御厨供祭物中ニ布アリ。（神宮文庫本建久三年八月注進）

長講堂領、信濃國住吉庄年貢白布三百端、市村、高田庄白布千四百五十端。（宜陽門院御領目錄）

十二月神宮御厨ノ料武藏國大河戸ノ田八百町年頃所濟ノ國絹百十三疋ナリシヲ本田別ニ二疋四文ト定メラル。

相模國吉田神社ノ年貢ヲ運上スル送文ノコト染衣五切代百文各々廿文トアリ

五　一、八五四　十月鎌倉ヨリ貢馬八匹並ニ砂金紫絹染絹綿等使者雜色之ヲ相具シテ上絡ス。（東鑑）

六　一、八五五　四月頼朝相模武藏兩國出ス所ノ絲綿等ヲ京都ニ進ゼラル、新藤二郎俊長之ヲ相具ス。（東鑑）

十二月頼朝駿河國富士郡ノ濟物綿千兩ヲ京都ニ進ゼラル、常清、時澤等ヲ以テ使ト爲ス。（東鑑）

六　一、八五五　東大寺落成ニツキ頼朝ヨリ獻物トシテ施入セル絹千疋ハ武藏國產ノ「アズマツムギ」ナリト謂ハル

八三　土御門　正治元　一、八五九　頼家ノ命ズル所ニ從テ兵庫頭廣元奉行シ東國ノ地頭ニ「近年兵亂打續庶民手足ヲ措クニ所ナク農桑ニ怠リ臣畠荒蕪セリ、今既ニ天下泰平ニ歸シタレバ新田ヲ開作シ年貢正稅ヲ納付スベキヲ諭セリ。（東鑑　北條九代記等ニヨル）

八四　順德　建保三　一、八七五　廿日甲辰施ニ絹布等於善光寺ニ僧徒一給。布施右衞門尉奉ニ行之一。（東鑑）

八五　仲恭　承久三　一、八八一　京師ニ亂アリ爾來織部司漸ク衰ヘ絹ヲ製スルコト甚ダ尠ク諸國ニ於テ絹絁ヲ製シ產物トナスハ丹後加賀尾張等ノ數國ニ過ギズト云ヘリ。（西陣織物沿革提要）

安貞元　一、八八七　承久亂後疲弊セル爲カ、明月記ニヨレバ「百町ノ鄕唯麻布之類二三段之ヲ注ス」トアリ。

八六　後堀河　寬喜三　一、八九一　貞永式目新編追加條々ニ桑代ノ事アリ。

代	天皇	年號	紀元	事項
八七	四條	暦仁	一、二八九九	奥州白河附近ノ絹布甚麁惡ニ至ル。（大日本史）
八八	後嵯峨	寛元	一、二四三 一、二四六	駿河國富士郡ヨリ絹綿ヲ産ストイフ。
八九	後深草	建長 二	一、二五〇	此年下サレタル沽價法ニヨリ當時ノ物價ヲ考フレバ、砂金一兩三百十疋餘、銀一兩四百疋　綾一疋三百疋　纐纈一反四百疋　上品八丈絹一疋四百疋　越後國絹一疋百六十餘疋　上品絲一絢九十五疋下品絲一絢五十五疋餘、以テ絹織物乏シク高價ナリシヲ見ルベシ。
九〇	龜山	文永 元 二	一、二六四 一、二六五	夏三ケ月ハ農桑ノ宗トアル時ナルガ故ニ百姓ヲ使フベカラザルコトヲ令セリ。（式目新編追加） 幕府ハ商人ノ居所ヲ定メテ九ケ所トセリ當時ノ市ニハ七座アリ絹ノ座、炭座、米座、檜物座、千朶積座、相物座、馬座是ナリ。信濃國塩田庄地頭關東武藏左近太夫將監請所本年貢白布千六十端綾被重二重（東寺文書）（信濃庄園ノ研究）
九六	後醍醐	正中 元弘	一、三二四 一、三三一 一、三三三	吉田兼好木曾ニ遊ビ盧ヲ結ビテ居リ「木曾ノ麻ニツキテ詠歌アリ。（風雅集） 元弘ヨリ正慶ニ年ニ至ル畠畔ニ桑ヲ植エ養蠶スル者ニハ年貢ヲ課ス。又町ニ見世棚ヲ構ヘシメ絹布ノ類其他賣買ノ便ヲ取計ラシム。（庭訓往來） 此頃諸國商品著名ナルモノヽ中ニ「信濃布」アリ。（庭訓往來）
九七	後村上	正平 九	二、三五四	諏訪明神關係古文書「年内神事次第舊記六月（一本八月）ノ條ニ眞志野桑（クワシロ）代七貫文云々ノ記事アリ。
九九	後龜山	文中 三	二、三七四	正平ノ頃大内弘世京都ノ織工ヲ招キ絲米小路ニ工舍ヲ建絹布綾羅ヲ織ラシム。 御三ケ條ヲ下サレ其條ニ「國者民ヲ以テ基ト爲ス、民ハ農ヲ以テ天ト爲ス。各池溝堰堤ヲ勉メ勵ミ宜シク穗穀紬絹之備ヲ致スベシ」トアリ。

元中二　二、〇四五　織工和泉ノ堺ニ機業ヲ開キ盛ニ錦綾ヲ織ル而シテ當時專ラ絹絁ヲ織出シタルハ加賀、丹後上野等ノ數國ニ過ギズトイフ。

一〇〇　後小松　明徳四　二、〇五三　明徳二年山名氏清堺ニ城ヲ築キ泉府ト號セシ以來諸國ノ工人此地ニ集リ或ハ絹帛ヲ織ルモノアリ……明徳應永ノ頃ヨリ盛ニ羅綾紗等ノ類ヲ織リテ京師山口ノ織工ト競爭セシガ其後京師山口トモニ衰ヘテ堺ノミトナリ益々精巧ヲ極ム。（横井博士日本工業史）

應永七　二、〇六〇　十月信濃ニ大塔合戰アリ。

八　二、〇六一　是ヨリ先滿始テ明主ニ好ヲ通ジ書ヲ送ル。

二六　二、〇七一　泉府飛驒國司姉小路尹綱ヲ誅ス。

一〇三　後土御門　應仁元　一　二、一七　應仁ノ亂

二　二、一二八　西陣ノ機業衰ヘ織工居ヲ白雲ノ原野ニ占ム。且之ヨリ新在家ノ織物出ヅ。

文明八　二、一三六　飛驒國司姉小路黒綱遭害。飛驒浪人信濃ニ入ル。

一〇四　後柏原　永正一〇　二、一七三　厚板製織獨占權ニツキ大舍人座ト練緯座ノ間ニ爭ヲ生ズ。

大永元　二、一八一　相模國三浦ニ始メテ木綿ヲ栽培シ漸次各地ニ播殖ス。（大日本農史）

一〇五　後奈良　天文一六　二、二〇七　攝津國連年朝貢ヲ怠リシヲ以テ之ヲ督責セルニ百姓京師ニ至リ軍兵田園ヲ蹂踐シ農業ヲ妨害シ稻麥桑麻綿等ノ作物荒蕪シ收穫十年前ノ三分一ナルヲ以テ屬セラレンコトヲ哀訴ス。

弘治元　二、二五五　武田信玄諏訪郡眞志野鄕ヘ下セル文書ニ六月二十日御祭之桑代三貫云々ノ記事見ユ。（平野村誌）

一〇六　正親町　永祿八　二、三五五　十二月五日諏訪上下宮祭祀再興之次第ニ眞志野之鄕桑代七貫文云々ノ記事アリ。（諏訪上下宮祭祀再興之次第）

代	天皇	年號	紀元	事項
				永祿ノ頃國人猶未ダ木綿ヲ知ラズ貴族ハ絹及絹綿武士以下ノ平民ハ悉ク麻布ヲ用ヒ冬ハ麻布ノ間揷ノ穗ヲ入レテ用フ。（日本經濟史）
一〇七	後陽成	天正 十六	一、五八八	豊臣秀吉京師白雲村ノ織工ヲ新在家ニ移シテ絹錦ヲ織ラシム。明ノ織工此頃堺ニ來リ明樣ノ紗紋紗、金紋紗、錦綾、羅、縮緬、裱絹等ノ織法ヲ傳ヘ京都ノ織工之ヲ傳ヘ西陣機業隆盛ノ基ヲナセリ。（日本工業史）
		文祿 三	一、五九四	內藤如安明ニ使シ明ヨリ木綿ヲ得テ大和ニ植ウ。（三省堂最新世界年表）
		慶長 三	一、五九八	朝鮮ヨリ始メテ木綿種ヲ傳フ、民其利ヲ知リ植ルニ良田ヲ以テス、既ニシテ天下ニ遍ク民之ヲ便トス（逸史）
			七 一、六〇二	一商船長崎ニ漂着シ多數ノ生絲ヲ搭載シ露カントスレドモ當時戰亂ノ餘之ヲ購フ者ナク手ヲ空フスルコト二年屢々長崎奉行小笠原一庵ニ買取方ヲ哀訴シ奉行ハ德川家康ニ謁シ其情ヲ具陳ス。玆ニ於テ家康堺ノ商人十人ヲ召シ買取ノコトヲ謀ル。
			九 一、六〇四	家康長崎貿易ニ關シ奉書ヲ與フ。
			一〇 一、六〇五	家康ノ旨ヲウケテ生絲ヲ買取レル十人ノ商人何レモ損失ヲ蒙ル。（日本工業史）
			一一 一、六〇六	白絲割符、白絲割符商人ノ制定マリ絲年寄ヲオキ題絲高ヲ京百丸堺百二十九長崎百丸ト定ム。
一〇八	後水尾	慶長 一七	一、六一二	七月家康伊豆國三島驛ノ代官ヲ召シ、十余年前八丈島ヨリ來ル所ノ桑板今ニアリヤト問フニ厚四五寸ノ板六枚存スト答フ。
		寬永 元	一、六二四	百姓ノ衣物ニツキ制限ノ御觸ヲ出ス。

一〇元　明正　八　二、二九一　四月織物ノ制ヲ定ム

二　二、二九四　九月下水内郡戸山村五荷戌ノ青苧御検地帳ニ青苧畑高及上納高アリ。（同書）

三　二、二九五　幕府制シテ唐船貿易ヲ長崎一港ニ限ル。（學藝志林）

一三　二、二九六　外國渡航ヲ嚴禁シ貿易ヲ制限ス。

一七　二、三〇〇　阿蘭陀人ノ我邦ニ輸入シタル物品ノ價格總金高三百廿萬弗輸出ハ百二十萬弗、

一八　二、三〇一　和蘭人ノ貿易場ヲ平戸ヨリ長崎ニ移ス。

一九　二、三〇二　幕府百姓衣服制限ヲ令ス。（禁絹令）

二〇　二、三〇三　土佐ノ執政野中兼山栽桑養蠶ヲ奬勵ス。（大日本農史ニヨル）

一一〇　後光明　正保　二、三〇四　墳科郡横尾村子ノ納拂目錄ニ「籾十一俵此代一兩但紬四端分けん見節賣紬代」トアリ。

四　二、三〇七　將軍ノ代初或ハ代替リノ際ハ京堺長崎江戸大阪五ケ所ノ商人ヨリ御料度白絲献上ヲ以慣例トセリ。

慶長　二、三〇九　幕府御觸書ヲ布テ百姓衣類ノ義木綿ノ外帶ニモ履物裏ニモ使用セザラシム。（慶安御觸書　徳川政務秘錄）

二一　御西　明暦　二、三二五　白絲割符法ヲ停メ唐蘭ノ輸入品ハ凡テ相對賣買ト定ム。

寛文　元　二、三二一　小縣那鹽尻村藤本善右衞門蠶種ノ製造販賣ヲ始ム。而シテ當時ノ蠶種ハ「大林丸」一名「金丸」「タダコ」一名「ヲヲミコ」ノ二種ニシテ販路ハ上野、武藏、相模、甲斐ノ四ケ國ナリシトイフ。（信濃蠶業沿革史料）

二三　靈元　寛文　三　二、三三　上田地方ヨリ御上ケ縞ヲ産セル記事始メテ宮下日記ニ見ユ。（宮下日記）

五　二、三三五　徳川家綱命シテ絹紬ノ長サヲ定メニ二丈六尺ヲ以テ一端トス。當時京都、堺、美濃、加賀、丹波ノ織工盛ニ好絹ヲ織出ス。就中京都及堺ニ接スル所ノモノ殊ニ佳ナルヲ以テ羽二重ト云フ。又、筑前、

上野、下野、越前、越中、但馬等ニ於テ絹ヲ製シテ他邦ニ輸出スルコトモ此際ニ始マル、後京都ノ織工紋紋二重綾羽二重ヲ織出ス。

六　二、三六　眞綿作リ人足兩町（海野町、原町）ニテ買手ノ外廿人上々一貫目七兩五百八十二文中三拾貫目代六拾參兩武分七百九十三文。（宮下日記）

七　二、三七　宮下日記ニ御上ケ縞、眞綿ノ外自紬四端代金壹兩錢壹貫四百拾壹文ノ記事アリ。

三　二、三三　飯田藩主堀侯桑楮ヲ植、蠶ヲ養ハシム。（大田文礒著各々御用慎）

延寶　二、三五　上伊那郡東箕輪南小河内村免割帳ニ眞綿上納ノ記事アリ。（大槻幹氏藏）木綿尺巾統一頒（柳澤氏壘書）

天和　二、三〇　奥州伊達郡掛田村ノ人佐藤某赤引種ヲ發見ス。（第二回内國博覽會）

元　二、三四　御上ケ島高百二十五端兩町ヘ被ニ仰付一。（柳澤氏壘書）

三　二、三四三　御上島ケ島、奥様御用縞、御隱居様御用縞ト共ニ縞紬十五反原町十一反海野町四反ノ記載宮下日記ニ見ユ此頃ヨリ上田縞ト共ニ上田紬ヲ産セルモノナラン。

同　人民ニ唐絲縫箔ノ衣裳ヲ禁ズ。

貞享　二、三四五　幕府ハ白絲割符商法ヲ復ス。

元祿　二、三五〇　信濃、上野、下野、奥州、武藏、相模、甲斐七ケ國ノ蠶種商會議ヲ武州八王子ニ開キ取締約則ヲ締盟シ且、蠶卵紙ノ寸法長一尺二寸幅七寸五分ト改ム。（藤本文書）（飯島文書）

尙此會議ニテ夏蠶似セ種ヲ禁ゼルヲ見レバ夏蠶ハコレ以前ヨリ飼育セラレシモノナラン。

二三　東山

四　二、三五一　上田藩ハ蠶種製造奬勵取締ノ爲種々ノ成規ヲ設ケリ。（信濃蠶業沿革史料）

六　二、三五三　六月飯田池田町本田孫藏美濃國關ノ庄ヨリ絲繰女八人呼出シ絲取ヲ始ム。（松尾村史）

二　二、三五八　長崎ノ割符會所ヲ長崎會所ト改稱ス。又割符高ヲ改メ江戸ヲ百丸、大阪ヲ五十丸、長崎ヲ百五十丸、呉服所ヲ十丸諸國分ヲ二十六丸半トシ、定メラレタル高以上買取コトヲ許サズ。

一四　二、三六一　野本道玄蠶飼養法記ヲ著ハス。

一六　二、三六三　埴科郡横尾村小物成帳ニ「眞綿賣出永百七十四文仰付ラル」トアリ。

寶永　二、三六六　松平氏仙石氏ニ代リテ上田領主トナリ但馬ヨリ來リ大ニ養蠶ヲ奬勵ス。

同　三　二、三六八　下水内郡（太田村）五荷村諸色差出帳同郡柳澤村諸色差出帳ニハ何レモ眞綿上納ノ記事アリ。

小縣郡各村差出帳ニ桑少々植エ養蠶少々仕候トアリ。（小縣郡誌）

六　二、三六九　松本藩領内産中眞綿九十七貫百三十五匁四厘四毛但天秤目ノ五割出目共外ニ眞綿一貫二百目大町組小谷六ケ村ヨリ練綿（信府統記）

下水内郡今井村（太田村）眞綿ヲ御年貢ニ出ス。（同村諸色差出帳）

二四　中御門

正徳　元　二、三七一　下水内郡今井村（太田村）眞綿ヲ御年貢ニ出ス。（同村諸色差出帳）

二　二、三七二　上野國馬場重久養蠶手鑑ヲ著シ有志ニ頒ツ。（同書）

當時本邦各地ヨリ産出スル絹ハ京師光絹、加賀光絹、泉州撰絲絹、京師柳條、上州日野絹等ヲ重ナルモノトシ、紬ハ常陸結城邊ヨリ出ヅルモノヲ上ト爲ス信濃之ニ次グ。（和漢三才圖絵）

三　二、三七三　幕府令シテ從前絲綿産出ノ地ハ勿論蠶桑ニ宜シキ地ニハ桑ヲ植ユ絲綿等ヲ産出セシムベキコト武家及田舍ノ者ニテ其方法不案内ノ者ニハ商賣ノ者ヨリ教授スベキヲ以テス。

新井白石ノ獻策ニ基キ輸入貿易ヲ制限シ西陣絹織原料ニ和絲使用盛トナル。（長崎新令）

五　二、三七五

同　同　三月塚田與右衞門小縣郡塩尻村ニ生ル。

享保元　二、三七六　伊那郡松尾村正永寺鐘樓塔建立。（松尾村史）

二　二、三七七　上田藩領内絹織職工器具調査セルニ三十五臺アリ此年藩主京都所司代トナリ京都ニ居リ上田縞ノ名京阪ニ知ラル。（上田市史料）

四　二、三七九　水野家時代高辻小物成帳ニヨレハ松本領内二百八十八ケ村ハ毎年貢綿ヲ献上ス其高百五十四貫ニ達ス。（信府片記）

六　二、三八一　木曾黒澤村庄屋田中新左衞門ヨリ尾藩奉行へ差出セル報書ニ曰ニテ金拾兩程取申候トアリ。（同書）

九　二、三八四　三宅某本邦絹綿ノ産地及品位ヲ調査シタル中ニ「信濃國上田ヨリ上田紬ヲ産ス或ハ信濃紬ト云」トアリ。

一一　二、三八六　八月幕府御觸書ニ曰ク桑楮等ヲ植ユレハ其植付ニ拘ハラス土地相應ノ位付タルベシ。（地方落穂集御觸書集覽地方風例集地方大概集）

松本藩主戸田光慈古山池ノ屋形ニ於テ奥女中ニ養蠶セシム。（平野村誌）

一四　二、三八九　幕府令シテ參侈ヲ禁ズ。

百姓衣類ノ儀結構ナルモノヲ着ル可ラズ。平百姓ハ木綿ノ外ハ着ル可ラス紗綾、綸子、縮緬ノ類襟帶等ニモ致間敷候。然レトモ平百姓ニテ身代宜シキ者ハ代方迄斷ヲ立テ差圖ヲ請絹紬着用スルコトヽセリ。

二五　櫻町　元文元　二、三九六　埴科郡金井村明細帳ニ細蠶（從來飼育シ來レル數頭合シテ繭ヲ造ル大繭ニ對シテ製絲用ノ現在飼養スル如キ繭ヲ造ル蠶ヲイフ。）かい申候間貢綿八

貫目程取申候納仕、三十疋程織出申候トアリ。蚕蠶秘錄ニ「元文年中ノ頃關東ノ國々ハ信州上田邊ノ蠶種ヲ求テ上品トシ」トアリ。

三　二、元八　京師ノ織工ハ上野國桐生ニ至リ紗綾ノ織方ヲ傳習ス。（西陣織物提要）

絲割符宿老一人ヲ增シテ三人トシ新ニ扶持米ヲ給セラル。

薩摩ヨリ加須利木綿ヲ製産ス。此頃近江ニテ濱縮緬ヲ織出ス。元文寛保ノ頃奥州伊達郡ニテ五百枚ノ種ヲトル人稀ナリ。（訂正養蠶秘書）

蠶種不足ニ付百枚五十五圓ニテ買フ。（訂正養蠶秘書）

元文中奥州伊達郡二ノ袋村ニテ「大日野」深川及川内兩村ニテ大如來發向ス。（訂正養蠶秘書）

諏訪郡小井川增澤五郎兵衛（元文元年—寛政八年）横川山ヨリ野生ノ桑ヲ移植シ岩間桑ト稱シ栽培シ小坂桑及眞龍（奥州ヨリ入ル）ヲ栽培シ盛時「一簡ぐさ」（生絲一簡ヲ製造シ得ベキ程ノ繭）ノ繭ヲ得タリトイフ。（平野村誌）

寛保元　二、四〇一　奥州桑折上郡兩村ニテ「中如來」流行ス。（訂正養蠶秘書）

二　二、四〇二　八月一日千曲川大洪水溺レ死スルモノ數千人、此水六郡ヲ貫ク。（安永二年版信濃地名考）

同年上野、武藏、常陸、信濃等ノ蠶種商人申合奥州伊達郡伊達崎村ノ如來堂ヲ借リ蠶種ヲ製造ス。（信濃蠶業沿革史料）

小縣郡鹽尻村塚田與右衞門奥州保原村遠藤氏ヨリ「蠶都ト名ツクル蠶種ヲ仕入販賣ス。（訂正養蠶秘書）

延享二　二、四〇五　西陣高機織屋仲設立ノ件許可セラレ七組合ヲ組織ス。

二六　桃園　寛延　二、四〇八　寛延寶暦ノ頃ヨリ奥州保原掛田兩村ニテ松崎トイフ小振ノ繭流行シ種ノ中書ニ名字家號丸ナドヲ書クコト流行ス。（訂正養蠶秘書）

寛延年中桑苗ヲ植付シム。（木曾山雜話）

伊太利チユラン府ニ生絲檢査所設立サル。

寶暦　二、四一〇　寶暦ノ初ヨリ蠶飼之致方一統ニ致シ當時村々第一ノ助成ニ相成候。（木曾山雜話）

元　二、四一一　三月廿七日絲ノ運上始ル、絲一把ニ付銀一匁。（近世鄉土年表）

三　二、四一三　幕府ノ命ニ基キ伊豆七島ヨリ蠶兒其他ノ調書ヲ進ル。之ニヨレハ利島、神津島、八丈島、三宅島等ニ於テ養蠶ラナシ絲、綿、紬等ヲ產出セリ。

四　二、四一四　四月二十六日のぼせ絲三百匁一把ニ付銀一匁ノ運上申付ラル。（近世鄉土年表）

寶暦ノ頃岡谷村善助專ラ繭ヲ買入レ同三年六月ノ相場兩二六斗三升ナリトイフ。（平野村誌）

六　二、四一六　肥後國細川越中守重賢農桑ヲ勸課ス。

七　二、四一七　德川家重諸國ノ采邑ニ桑役、桑代、蠶種役、蠶種冥加、生絲代眞綿錢、絹紬運上、機冥加等ノ小物成ヲ課ス。

同　正月小縣郡鹽尻村塚田與右衞門養蠶秘書ヲ著シ刊行ス。（同書）

同　松平秀雲ノ著セル「吉蘇志略」ニ木曾各村ニ麻ヲ產シ「之ヲ績テ布トナス」或ハ「人老幼トナク之ヲ績ル」等ノ句アリ。

八　二、四二八　五月飯田絲商人ノ旅札始マル。（松尾村史）

五月木曾奈川村庄屋藤左衛ノ來行ニ差出セル書類ニ「此上隙分出精桑木植付蠶かひ可申候」トアリ。尙同年十二月同人ヨリ來行ヘノ届出ニヨレバ同年蠶種掃立枚數二十九枚半ノ「内奥州松崎種二枚越中種二十七枚半生セ子少々ツヽ飼申候」トアリ松崎種、越中種ノ外自家製ノ蠶種ヲモ飼養セルコトヲ示セリ。又、

宮越村蠶種六十四枚代八拾壹兩壹貫八拾四文松崎種大木戸種。（都筑氏留書）トアリ

贄川村同年蠶種松崎種十五枚代金貳兩五百文一枚ニ付八百文ヨリ二百文。（贄川覺書）等トアリ木曾地方ニ養蠶流行セシヲ知ル。

一九　二、四一九　乍恐口上覺ニ「先年モ被仰付候通楮桑共ニ植付蠶飼等出精仕又絲ニ引候儀モ少々ハ引申候」トアリ木曾地方ニ製絲業ノ始マレルヲ知ル。

一〇　二、四二〇　小縣郡上田ニテ飛騨國高山ヨリ絲取女「きよ」ヲ頼ミ絲ヲ操ラセ妻子見習家業仕度」ト願出ツ。（上田市史料）

一三　二、四三三　伊那郡飯田町ヨリ、三州吉田ヘ眞綿一駄ヲ、まゆ百四十駄ヲ美濃國岩村ヘ、絲八拾一駄ヲ木曾妻籠ヘ送ル。（中馬史料）

一三　二、四三三　筑摩郡松本ヨリまゆ五駄、伊奈道問々ノ村々ヨリまゆ八拾駄絲拾駄飯田ニ入ル。（中馬史料）

二七　後櫻町　明治元　二、四三四　小縣郡長窪古町ヘ代官池田喜八郎ヨリ是迄蠶不致村々ハ明酉年ヨリ蠶可致トノ仰渡アリ。（同請書）

二　二、四三五　諏訪郡小坂村（湊村）花岡孫右衛門野桑中ヨリ小坂桑ヲ發見ス一名孫右衛門桑トイフ。（平野村誌）

同　六月飯田町池田町升屋傳右衛門宛送リ狀一通ハ「殿村官兵衛殿繭三本」一通ハ「ミゑく染右衛門殿ま

ゆ四本」トアリ。

三　二、四三六　羽後國佐藤友信養蠶茶話ヲ著ス。（同書）

同　近江國雄波村林助正九郎始メテ縮緬ヲ織出ス。之ヲ濱縮緬ノ元祖トス。（養蠶組篩）

四　二、四三七　蚕霜ノ爲蠶不作ス。（松尾村史）

五　二、四三八　五月廿日諏訪藩絲蛹（まゆ）、眞綿運上ニ就テ觸書ヲ出シ小坂村五郎右衛門ニ其運上取集ヲ命ズ平野村聞落合村濁澤區明利五年御觸書留帳）

九月五郎右衛門病氣ニ付上諏訪裏町さのや平兵衛ニ運上取集方ヲ命ズ。（同上）

六　二、四三九　中馬荷物九品中ニ「絲荷」及「まゆ」アリ且生絲及まゆノ輸送ハ中馬ニヨラザル可ラザル理由ヲ說明セリ。（中馬一件記錄）

十一月諏訪藩「まゆ」「眞綿」仲買人ニ腰札（鑑札）ヲ渡シ運上ヲ徵收シ、下桑原村之内清水町平治郎、西堀村勝左衛門ニ札頭申付。（平野村誌）

小縣郡上田川原大清水ヲ切起シテ桑ヲ植ウ。（上田市史料）

二八　後桃園　安永　元　二、四四一　上杉治憲ハ重臣竹股美作ノ建議ヲ納シ新ニ國產役所ヲ開キ樹藝總裁ノ落衞トシ來行吉江嘉四郎ヲ總頭取トナシ齋藤三郎右衛門ヲ次頭取トナシ漆桑楮各百万本ヲ栽植セシム其苗木ハ仙台併達福島ヨリ購入ス。（蠶史）

同　七月幕府ヨリ蠶ヲ飼ヒタル桑枝ノ皮ヲ以テ粗紙ヲ製シ之ヲ其自用ニ供セシメハ益スル所アルヘキヲ訓令ス。既ニシテ各地隨續之ヲ製出シ間々其品質美濃紙岩城紙等ニ類スルモノアリ。是ニ至ツテ更ニ令

シテ抄紙ノ爲ニ農業ノ時ヲ失フコト無ラシム。（蠶史大日本農史ニ八安永六年トアリ）

二　二、四三三　小縣郡鹽尻村塚田與右衞門奥州伊達郡鈴木氏ヨリ桑苗「仙台太郎」「柳田早生」「伏黒」「文字摺早生」「小幡早生」「霜志らず」ノ六種廿八本ヲ取寄セテ栽培ス。（養蠶後編乾）

同　桑折御役所ニテ蠶種ヲ調ベ蠶種裏ニ改印ヲナシ下品ノ分ヲハブク、其節本場廿七ケ村脇場十五ト定メ御冥加永上納ス。

幕府ヨリ奥州福島本場ノ蠶種近年贋造アルニヨリ其種ヘ改印ヲ命ゼシ旨ヲ令ス。

安永年間幕府令シテ桑園ノ冥加永ヲ徵收ス。

安永年間奥州伊達信夫ノ兩郡五十二ケ村ニテ永八十貫文ヲ納メテ蠶種本場ノ名義ヲ允許サル。（安永二年ノモノト重複シ村數等相違ス記シテ參考トス）

安永中高井郡中野紬木綿商等代官白井吉之丞ニ請ヒ尺幅統一ノ御觸ヲ出ス。（嘉永二年紬木綿尺幅統一歎願書）

安永中江州商人ノ絲荷物岡谷宿繼立トナル。（享和二年二月岡谷村惣百姓願ニ付書上帳　平野村誌）

諏訪郡北山村蠶種商ニツキ村中ノ印形ヲトル。（北山村北澤承氏藏同書）

五　二、四三六　更級郡塩崎村蠶運上ノ書上ヲナシ。庄屋ヨリ運上免除ヲ請願ス。（同書上帳）

八　二、四二九　七月淺間山噴火死者二萬人。

二九　光格　天明三　二、四四三　松本藩桑園保護ノ令ヲ下ス。（東筑摩郡史）

高島藩綿打弓ヲ改メ運上ヲ課ス。（平野村誌瀬澤村御觸書留帳）

新潟縣古志郡栃堀村植村角左衞門條桑ヲ給與スル棚飼ヲ始メ此法蠶種商人及織物商人ニヨリ信州上田埴科伊奈地方ヘ傳ハリシモ大ナル發達ヲ見ズ。（高橋伊勢次郎著改良條桑育法）

五　二、四四五　埴科郡森村民右衞門養母此年村上村綢掛ヨリ嫁シ來リ三年目ニ「きんこ」ヲ飼ヒ、十ケ年モ過ギテ絹織立絹上下（カミシモ）ヲ拵フ。（中條唯七郎見聞集錄）

高井郡中野ノ代官久保平三郎（天明四年―天明八年）蠶業ヲ奬勵シテ田畠ノ畦畔ニ桑樹ヲ栽培セシム。（中野町史　同産業誌）

越中國宮永重右衞門ハ養蠶私記ヲ著ハス當時藩主ハ加能越三國ニ於ケル荒蕪地ニ桑ヲ植エシメ養蠶ヲ盛大ナラシム。（養蠶私記）

八　二、四四八　田宮楚州ハ和漢絹布重寶記一册ヲ著ハス。同書ニ信濃ハ紬ノ産地トシテ記載サル。

高井郡中野代官鳳祭求馬（自天明八年十二月至寛政四年八月）蠶業ヲ奬勵シ田畠ノ畦畔ニ桑樹ヲ栽培セシム。（中野町誌　下高井郡産業誌）

寛政元　二、四四九　小縣郡塩尻村塚田與右衞門養蠶後當（乾坤）ヲ著ハス。（同書）

小縣郡伊勢山村ノ人小田中源右衞門小石丸ヲ選出ス。

松代藩ニテハ寛政中ヨリ物産掛ヲオキ各種ノ産業ヲ奬勵シ就中桑養蠶ヲ奬勵セリ。（松代町史　埴科郡誌　眞田家文書）

二　二、四五〇　高井郡松川村藤田傳兵衞宇中川原ニ一反二十四歩ノ桑園ヲ開ク。（中野町史）

三　二、四五一　松本藩ヨリ惣百姓ニ被仰出中ニ栽桑養蠶機織ヲ奬勵スル箇條アリ。

四　二、四五二　米澤藩ニ於テ封内ノ農民毎一人桑五本楮五本柿一本宛ヲ植エシメ、其苗木ハ官ヨリ下附スベキモノトシ、各代官内ニ苗木場ヲ設ケ又、各村肝煎ノ邸内ニモ苗木ヲ培養セシメ、無代價ヲ以テ請フ者アレバ直ニ分與スベキ旨ヲ訓令セリ。

六　二、四五四　高島藩ハ綿打停止ノ令ヲ下ス。（平野村誌瀬澤村御觸書留帳）

上野國澁川町吉田友直養蠶須知三巻ヲ著シ以テ養蠶家ニ便ス。

八　二、四五六　奥州伊達郡梁川町口彦太郎溫暖育ヲ始ム。（福島縣蠶業史）

九　二、四五七　上杉治憲蠶桑ノ業ヲ再興ス。

享和元　二、四六一　六月松本藩ニ於テ一組ニ對シ金三兩宛ヲ桑苗植付料トシテ下附シ栽桑養蠶ヲスヽム。（東筑摩郡史）

岡谷村惣百姓願ニ付書上帳ニ江州商人ノ絲荷物岡谷宿繼立ノ事ヲ記ス。（平野村誌）

小縣郡別所村倉澤育太郎ノ祖蠶種製造ヲ始ム。（明治十八年報告）（倉澤育太郎談）

二　二、四六二　但馬國上垣伊兵衛養蠶秘錄ヲ著ハス。（同書）

三　二、四六三　埴科郡森村八郎左衛門西河原ニ桑畑ヲ繩堀仕付ヲ始ム。（中條唯七郎見聞集錄）

同　上諏訪裏中町惣代及組頭ヨリ登セ絲改問屋ノ指定ヲウケタキ旨町奉行所ヘ願出。（平野村誌）

同　小縣郡長瀨村倉澤彌五右衛門蠶種原紙ノ製造ヲ創始ス。（信濃蠶業沿革史料）（長瀨村役場調査）

文化元　二、四六四　二月上諏訪裏中町惣代組頭ヨリ絲仕法書ヲ呈ス。（平野村誌）

五月十二日諏訪藩ハ上諏訪裏中町傳馬助成ノタメ登セ絲口錢取集願聞届ラレ田のや傳藏、伊勢屋平七ニ取立方ヲ命ズ。（平野村誌）

中野代官古橋隼人文化元年十一月杉莊兵衛文化六年五月同　六年五　月同十二年三月蠶業ヲ奬勵ス。（中野町誌）

二　二、四六五　富田絹ノ發明者筒井サキノ伊奈郡喬木村ニ至ル。

此年大霜降蠶種ノ價十二兩二分

三　二、四六六　米澤藩蠶桑方養蠶手引ヲ著ス。（同書）

四　二、四六七　高島藩ハ上田地方ヨリ買入レタル蠶種中不良成品アルヲ以テ次年ヨリ三年間飯島村源藏上諏訪町松五郎兩人ニ蠶種出所吟味ノ上一手賣捌ヲ命ズ。（平野村誌）（瀨澤村御觸書留帳）

同　同　高島藩ハ御城下町並三宿之外在々ニ而綿打渡世停止。（平野村誌）

五　二、四六八　高島藩ハ綿打ニ關スル規定ヲ設ケテ之ヲ許可ス。（平野村誌）

同　同　小縣郡上塩尻村藤本善右衞門（昌信）宅ニテ製絲ノ方法ヲ協議シ提絲ノ端緒ヲ開ク。（小縣郡誌、藤本善右衞門傳）又同年上州前橋原之郷ヨリ高山要七夫妻ヲ聘シ絲挽ヲ始ム。

同　同　蠶種商人仲間相談ノ上新場種賣制止。

六　二、四六九　埴科郡新地村（今南條村）絲屋丈右衞門ノ發意ヲ以テ上塩尻村製絲發起人十人ト謀リ毎月二、七ノ日絲市ヲ開クコトヲ決議シ之ヲ開キタルニ上田市場ヨリ故障申立ラレ訴訟トナリ裁決ノ結果右市場停止セラレタリ。（大日本蠶絲事蹟）（信濃蠶桑沿革史料）

八　二、四七一　松代藩埴内與一右衞門桑植方傳書ヲ作リ村々ニ頒ツ。（埴内日記）

同　同　正月上田藩ハ夏蠶絲ニテ上田縞ヲ織出スコトヲ禁ズ。（上田市史料）

同　同　上田藩ハ夏蠶ヲ飼フ爲桑畑ヘ夜分忍ビ入リ荒ス者ヲ禁ズ。（上田市史料）

九　二、四七二　高島藩ハ種賣ノ運上ヲ定メ種一枚一匁ト定メ其取集ト不正蠶種取締ノ爲上諏訪角間町直助桑之助兩人ニ改方ヲ命ジ一々改印形ヲ押サセ且蠶種商人ハ必ズ此藏人方ニ止宿スベキヲ命ス。（平野村誌）

10　二、四七三　松代藩ハ菅妻銀右衞門ニ關屋御林開發御用掛ヲ命ズ。（菅妻文書）

同　同　近江國長濱ノ北相模村ノ人成田重兵衞蚕蠶絹篩ヲ著ス。（同書）

一〇　二、四七三　上伊那郡西箕輪村羽廣ノ人林宗賢養蠶祕傳集ヲ著ス。

同　埴科郡杭瀬下村安達元右衞門（元右工門桑ノ祖）東山ヲ開墾栽桑ス。同村金井與左工門ハ「四ツ目」一名與左工門桑、森和忠治ハ「和忠治桑、青木淺右工門ハ「鼠返」ヲ栽培ス。（埴科蠶種檢査所明治三十七年調査）

一三　二、四七五　正月西筑摩郡大桑村中組重右工門（現中澤銀藏氏祖）同村殿村古根某ニ依頼シ十二蠶賜并ニ養育ノ事ト題スル養蠶書ヲ書イテ貰フ。（同書）

同　二月和歌山藩養蠶方ヲ置キ栽桑ヲ奬勵シ費用ヲ郡村ニ給シ桑苗ヲ植エシメ傍テ桑苗ノ手入法ヲ諭告セシガ是ニ至テ郡村ノ請願ニヨリ肥料ヲ貸與ス。

文化年中上田城下川原ノ桑園利潤漸ク增加スルヲ以テ毎年冥加トシテ米百俵ヲ納メ嘉永年間ニハ此冥加米五十七石七斗ニ至ル。（上田市史料）

一三　二、四七六　米澤藩夏蠶ノ飼育ヲ禁止ス。

一四　二、四七七　上田藩ハ桑楮其他野荒ラナセル者ハ過料三貫文、見逃シタル者モ同罪、且桑ナキモノハ養蠶一切致申間敷トノ御觸ヲ出ス。（長窪新町文化十四年御能書請印帳）

文化文政年間信濃ニ於テハ蠶種類ハ又昔、桑ハ四ツ目、中葉、青軸、小牧等流行ス。

文政元　二、四七八　信州製絲販路ヲ桐生地方ニ開ク。（信濃蠶業沿革史料）

松代藩ハ領内ニ桑苗十三萬五千本漆苗一萬七十五本桐苗一萬七千六百七十二本ヲ植エシム。

同　松代藩主ハ小縣郡鹽尻村藤本善右工門ガ爲登絲ニツキ盡力セルヲ褒賞ス。（眞田家文書）

二　二、四七九　高井郡中野村小池喜右工門文化文政ノ頃店頭ニ「蠶飼指南所」ノ標札ヲ揭ゲテ養蠶法ヲ教フ。

京都商人爭ヒテ信州ノ櫻印「のぼせ絲」ヲ購入ス。（小縣郡誌、藤本善右工門傳）

同　三　二、四八〇　十二月藤本善右工門松代藩勘定吟味産物方窪田三郎左衞門役宅ニ於テ賞セラル。（褒狀　眞田家文書）

諏訪郡增澤德次右工門蚕セ絲製絲器械ヲ發明シ其製絲ヲ岐阜、京都等ニ移出ス。（明治十三年申告書）

同　四　二、四八一　上田地方ニテ夏蠶飼ヒ始メ漸次松本、武州等ヘ賣擴ム。（信濃蠶業沿革史料）

更級郡稻荷山村ニテ埴科郡倉科村ノ人近藤すめヲ聘シ製絲講習會ヲ開ク。

五　二、四八二　高井郡中野代官矢島藤藏文政五年五月蠶業ヲ奬勵ス。（中野町史下）

同　八年五月蠶業誌）

六　二、四八三　諏訪郡間下ノ武井七之助（安永八年生弘化四年歿）數町歩ノ桑園ヲ造リ大養蠶ヲナス。後天保七年遠蠶ノ爲年貢不能大ニ叱責サレ畑分不殘拔取ヲ命ゼラル。（文政十三年天保二年附込萬桑日記帳　平野村誌）

七　二、四八四　六月飯田領内ハ一般ニ自家用ノ生絲モ届出シム。

諏訪藩桑苗ヲ下附シテ其栽培ヲ奬勵ス。（平野村誌瀏澤村御觸書留帳）

同　(12)此頃伊那郡喬木村筒井サキノ富田絹ヲ發明ス。（小林文書）

七　二、四八四　山繭ヲ採集スルヲ禁ズ。（近世郷土年表）

八　二、四八五　此頃諏訪領内ヘ一ケ年ニ入ル生絲ノ金八九千兩ナリトイフ。（平野村誌）

山繭飼育流行シ種一升上品ノ所二兩位、絲ハ一兩ニ五十匁乃至七十匁位、埴科郡森村八郎左工門悴久米吉江戸表目黒ニテ山繭ヲ養フ。（中條唯七郎著見聞集錄卷十二）

上田藩ハ畑ヲ潰シ大仕掛ニ山繭ヲ飼フコトヲ禁ズ。（上田市史料）

九　二、四八六　八月切起（新開墾地）明屋敷等ニ桑樹ヲ栽植スル分ハ御構無之モ、貢文地ニ植エタルモノハ不殘コギトルベキ命アリ、割番庄屋等ヨリ嘆願セルモ聞濟ニ相成ラズ。（上田市史料）

同

一〇　二、四八七　三月前年嘆願御聞済ニ相成ラザリシカバ畑一反歩ニ付大麥一斗差上可申旨申上タレドモ尚御受不被成付右之麥村役所ニ預置凶年ノ節何之上取計ラヒ度段申上漸ク聞済トナリタレドモ貫文地ニ新植相成ラズ、是迄植來之分ニテモ古株ニナリテモ改植ハ許サズコギ取ルベシト命ズ。（上田市史料）

一〇　二、四八七　小縣郡鹽尻村藤本善右衞門「書白」ヲ撰出ス。（信濃蠶業沿革史料）

同　二、四八八　安曇郡ノ人北澤始芳「山繭養法祕傳抄」ヲ著ハス。（同書）

一二　二、四八八　佛人「シャンポン」其撚製絲器械ヲ發明ス。

一三　二、四八九　三月木曾十一宿二十二ヶ村惣代ヨリ「年恐奉願上候御事」ナル文書ニヨレバ谷中二十年來此方一ヶ年絲代七八千兩ノ收入アリ蠶種ハ奥州種越中種上田種、桑ハ奥州飛騨ヨリ取寄良材生立難キ石地平山荒地等ニ植付、絲ハ岐阜ニ賣ルトイフ。（同文書、尾張徳川家藏）

天保元　二、四九〇　四月松代藩繭仲買人ニ課稅シ鑑札ヲ交付ス。（更級郡誌）

二　二、四九一　五月二日加賀ノ人清水五平二千石積ノ太平丸ニ搭シ三宅島ニ航スト揚言シ窃カニ米國ニ到リ互市ヲナス。桑港ノ豪商フレンチ、アンクス深ク其商機謄略ニ富ルヲ愛シ修文頗ル親密ナリ連年盛ニ米國ト通商シ生絲ヲ輸出スルコト極メテ多シ上信二州蠶業ノ盛大ハ實ニ此ニ根基ス。（海國）

四　二、四九三　上田藩ハ領内蠶種商人ノ弊害ヲ矯正スル爲「上田領制度書」ヲ定メ五月二十八日之ヲ發布ス。（上田領制度書）

上田藩ハ「のぼせ絲」仕掛取二ッ車取枠製絲ヲ嚴禁ス。（上田市史料）

上田藩ハ上田ニ産物改會所ヲ設ケ絹一疋ニ付銀一匁五分ノ手數料ヲ取立テ絲質染色尺幅等ヲ檢査ス上田産物ノ檢印ヲ捺シテ眞僞ヲ示ス。當時地方ノ重ナル絹織ノ種類ノ上田縞、蚊斗目絹、白斜子、白紬

ノ五種ナリ。

五　二、四九四　上田藩ハ蠶種商人ニ論告ヲ發ス。（藩令）

上田藩蠶種取締方頭取及取締ヘ取締方ニ付令達ズ。（藩令）

五月廿六日上田藩蠶種取締ニ付村々庄屋ヘ申達ヲナス。

埴科郡雨宮村名主彦左衞門等田畑ニ植付タル桑掘取令ニ對シ家ぎわ　日蔭　麥育チ兼ヌル場所又境桑ハ其儘差置カレンコトヲ歎願ス。（久保田貢氏文書）

四月御代官所御郡泰行所ヨリノ命ニヨリ前記彦右衞門麥豆作ト桑作トノ損益比較表ヲ呈出シテ桑畑ノ利アルコトヲ報告ス。（同前）

六　二、四九五　高井郡須坂ニ絲仲間組織サル。（東行社文書）

諏訪地方ニ夏蠶始マル。（平野村誌武居七之助日記天保六年ヨリ夏蠶ヲ始ム）

七　二、四九六　正月高島藩ハ小倉師捉ケ條書ヲ達ス。（平野村誌）

同　五月二十二日上田藩ハ改印及鑑札ヲ廢止ス。

八　二、四九七　上田町原田組土屋文吉晩夏蠶ヲ以テ蠶種ヲ製造シ之ヲ三度飼ト稱シ上州伊勢崎地方ニ販賣セシモ需要者少シコレ本縣秋蠶種ノ始メナラン。

九　二、四九八　今年木曾谷中養蠶賣上高二千五兩程。（谷中家數人別改）

同　神明講連中八十二人（上田、佐久、善光寺、諏訪各地方）蠶種商議定ヲナス。（同議定書）

一〇　二、四九九　十二月諏訪郡内種屋ノ者ヨリ純粹指定願、翌年七月許可サル。（平野村誌）

二　二、五〇〇　小縣郡舞田邑中村彌七郎天寶蠶秘養蠶重寶記大全ヲ著ス。（同書）

同　佛國プロヴアンス州カバイヨン府ニ蠶病發生シ佛國ヨリ伊太利ニ蔓延ス。

三　二、五〇一　松代藩主眞田幸貫老中ト成ル。

同　須坂藩ハ新ニ絲商會渡世ヲ始ムル者ハ古來仲間ノ者ヘ示談シ及ビ町村役人並年行司奥判之書面ヲ以テ申出ツベキコトヲ令ス。（浦野茂八文書）

同　上田藩ハ爲蚕絲肝煎（爲蚕絲取締役、同仕入方同吟味役　同買役）ヲ定メ、絲ノ品譯ヲ五段ニ分ヲ京都ヘ生絲ヲ爲登時ハ其都度毎ニ出荷ノ員數ヲ勘定所ヘ申出ヅベキヲ令ス。（上田市史料）

同　幕府禁絹令ヲ發シタルヲ以テ、京都西陣ノ織屋及絲屋等、仲間ヲ廢シテ休業スルニ至ル。隨而發令、前兩ニ百三四十匁ノ生絲三百二三十匁トナル。

小縣郡鹽尻村藤本善右衞門「蠶かひの學」ヲ著ス。（同書）

此年大霜降蠶種ノ價三十五兩（信濃蠶業沿革史料）

此年上田町工藤庄次郎伊那郡別府村原六右衞門方ニ於テ蠶種ヲ製造セリトイフ。

十二月中野代官所ハ絹紬ノ尺幅（大工曲尺ニ而長三丈四尺巾一尺四寸）布木綿巾一尺三寸ヲ定ム。（請書）

百姓町人ノ衣服絹紬木綿麻布以外着用ヲ禁ス。呉服商人モ右以外ノ縮緬羽二重其外結構ナル織物ノ賣買ヲ禁ズ。

一三　二、五〇三　是年諸國大ニ霜降リ桑樹ヲ害シタルニヨリ各地方多クハ蠶兒ヲ放棄セリ。

岩代國伊達郡梁川村中村善右衞門ハ養蠶ニ寒暖計ヲ使用ス。（福島縣蠶業一班）

同　五月上田藩ハ不正蠶種取締令ヲ發ス（上田市史料）

代	天皇	年號	紀元	事項
	同			六月中須坂藩ハ桑苗ニ付觸ヲ出ス。
	同			九月幕府ハ奢侈嚴禁ヲ令ス。（御觸書集覽）
	同			伊奈郡松尾村窪田菊藏養蠶ニ意ヲ注グ。（松尾村史）
				天保年間稚蠶ニ適スル相模早生四五八等ノ桑品種流行ス。
	一四	二、五〇三		幕府節儉令ヲ出ス。
	弘化元	二、五〇四		九月十四日ヨリ十六日迄絲運上取集。（近世鄉土年表）
	三	二、五〇五		羽後國佐藤信淵養蠶私記一册ヲ著ス。
	同			小縣郡上鹽尻村藤本善右衞門繩葛同郡下之條村中山重作ト夏蠶ノ雌ニ春蠶ノ雄ヲ掛合セテ蠶種ヲ製造ス。コレ掛合種（一名カナス）ノ起源ナリ。（藤本繩葛傳、信濃蠶業沿革史料）
	同			相馬藩栽桑養蠶ヲ禁ズ。（福島縣蠶業一班）
	三	二、五〇六		飯田藩生絲及繭ノ調査ヲナス。（小林郊人氏調査）
				四月十六日大霜害アリ桑葉黑クナル。六月四日霜害アリ。（近世鄉土年表）
	同			大霜害ノ爲違蠶シ、以來諏訪郡ノ蠶種製造者減少シ養蠶モ一時衰フ。
				五月須坂藩ハ繭賣買者ヘ鑑札ヲ渡ス。（井澤儀一文書）
				六月十一日眞綿十兩ニ貳貫八百四十匁。（近世鄉土年表）
三	孝明	四	二、五〇七	須坂領內蠶飼人惣代嘆願書ヲ出ス。（浦野茂八氏文書）
				伊那郡松尾地方大ナル降雹アリ。（松尾村史）

小縣郡上塩尻村清水金左衞門養蠶教弘錄二冊ヲ著ス。（同書）

三月廿四日大地震ノ爲岩倉山崩落シ犀川壅塞スルコト二十日其決潰スルヤ川中島地方ノ桑園悉ク流失ス。

五	二、三〇八	埴科郡杭瀬下村青木家ニテ桑苗ノ生産販賣ヲナス。（桑苗賣上帳）
		飯田侯領内ヘ絲引ニ付達六ケ條ヲ出ス。（小林郊人氏調）
		伊奈郡松尾村松島貞治弘化年間上田及ビ奥州伊達郡ヨリ蠶種ヲ取寄飼育セシトイフ。（松尾村史）
		弘化年間小縣郡常田村箱山茂平太夏蠶種ヲ伊那郡ニ買グ　茂平太死シテ妻はる之ヲ繼續セシカバ伊那地方之ヲお春種又ハ後家種トイフ。（信濃蠶業沿革史料）
		弘化年間信州ニ於テ桑品種「鼠返」流行ス。
嘉永元	二、三〇八	飯田藩生絲ニ關シ達ヲ出ス。（近世郷土年表）
二	二、三〇九	上田藩ハ再ビ「のぼせ絲」仕掛取及仕掛取ノ器物製造ヲ停止ス。（上田市史料）
同		岩代國伊達郡梁川村中村善右衞門蠶ニ二本松藩醫稻澤宗庵ヨリ贈ラレタル寒暖計ニ模シ蠶當計ヲ製造販賣セリトイフ。
三	二、三一〇	五月松平忠固（上田藩主）公ハ上田縞ニツキ注意書ヲ頒ツ。（上田市徵古館同書）
同		六月高井郡中野町直兵衞傳左衞門ハ代官高木清左衞門ニ紬木綿尺幅改所設置ノ請願ヲナス。（山岸文書）
		十二月十二日上田町産物半年改高　絹紬一萬八百四十四疋、生絹十七疋　帶四千六百四十六筋絲七千百三十九提　横ゑ織六千九十一反木綿七千五百二反。（宮下日記）
四	二、三一一	絲直段改方願書ヲ出ス。壹匁七拾弐文ノ處七十六文ニ改（絲問屋山形三郎右衞門京都住宅ニ付店預リ

代	天皇	年號	紀元	事項
				人庄八江戸御奉行中）
	六	二、五三		大巣青熟行ハル此頃始メテ鬼縮ヲ出ス。
	安政元	二、五四		嘉永七年（十一月廿七日安政ト改元）五月須坂絲商人「絲仲間規程書」ヲ作ル。（東行社文書）
				函館奉行河津三郎太郎ハ渡島國七重村ニ桑ヲ植エ養蠶ヲ勸メテ國益ヲ振興セントス。コレ北海道蠶絲業ノ始ナリ。（北海道志）
	二	二、五五		高井郡墨坂ノ人牧則休養蠶略說ヲ著ス。（同書）
				武藏人澁澤德厚養蠶手引抄ヲ著ハス
	同			越中人五十嵐孫作近江國望月內記ノ口述ニ係ル信濃國關求馬ノ養蠶方ナルモノノ集メテ一書ヲ編ミ望月翁話養蠶ノ方ト名ツケ寫本ヲ以テ世ニ傳フ。
	三	二、五六		小縣郡金剛寺山麓ヲ開墾シテ桑圃トス。（小縣郡誌）
	四	二、五七		二月町間屋組割番等會合シテ蠶種取締法ヲ講ジ鑑札ノ種類ヲ大中小三種ニ分チ其鑑札ハ藩ヨリ蠶種取締役ニ取締役ヨリ世話役ニ渡シ置キ希望者ニ下附スル樣願出シモ不許可トナリ產物會所ヘ下附願出ベキモノトサレタリ。當時ノ鑑札料及冥加銀左ノ如シ。
				春蠶種商鑑札料　一枚　銀七匁五分宛
				夏　一枚　銀一朱宛
				春蠶種冥加銀　一枚　銀一分宛
				夏蠶種冥加銀　一枚　銀五厘宛

同　二月調上田領内蠶種取扱者二九三人、枚數五一、一三〇枚ニシテ上田町世話役山浦孫兵衛同善之吸金澤十左衛門岡崎丘吉取締役ハ柳澤太郎兵衛ナリ。（上田市史料）

此年上田産物會所取建。（宮下日記）

五　二、五二八　六月日来條約ニ調印。

五　二、五二八　六月飯田藩ハ外國貿易ニツキ達ヲ出ス。（小林郊人氏調）

同　上田藩ハ爲登絲粗製ヲ嚴禁ス。（上田市史料）（注意）細口ニ製スコト。

同　六月十七日降雹。（松尾村史）

六　二、五二九　三月廿七日上田領内生絲買附直段上中下平均一両ニ付最高百七十二匁最低百二十五匁平均百四十七匁二下（宮下日記）

三月蠶神ヲ信心スヘキ令ヲ出ス。（宮下日記）

六月二日（西暦一八五九年七月一日）幕府横濱港ヲ開キ貿易ヲ開ク、五月上田藩町役人ヲ産物會所ニ呼出シ紀州會津上田三家ヨリ交易ヲ願ヒ立テ幕府ノ聞濟トナリ、此交易ニ關スル取扱ハ芝金杉町撰之助ニ委任シ六月二日交易開始スベキヲ以テ上田産物品々出荷スル様申渡セリ。（上田市史料）

六月八日甲州東八代郡油川村篠原忠右衛門（當時横濱本町二丁目甲州屋忠右衛門）甲州生絲百五十斤ヲ「ハシヨウ」ニ賣ル。（藤本實也氏生絲貿易史）

六月廿八日英人「イソリキ」芝屋清五郎ノ店ニ來リ甲州島田絲六個（一個九貫匁）ヲ一斤ニ付一分銀五個ニテ買入ル。（蠶史、貿易制度、橋本重兵衛生絲貿易ノ變遷）

七月甲府綠町藤井屋清助、青沼ノ人伏見屋治右衛門ノ兩人甲州島田絲ノ見本ヲ携ヘ芝屋ニ來リ番頭田

口太七ニ依頼シ英一番バルベルニ三千斤ヲ八月三度ニ渡スベキ約束ヲ以テ一斤ニ付一分銀六ケニテ賣ルコトニ定ム。（鑑史　東洋鑑史手記）

九月諏訪郡清水久左衞門横濱本町保田屋善藏ニ依頼シ生絲ヲ外人ニ賣ル。（平野村誌）

十月十一日諏訪郡㊂林善右衞門ハ上田町萬屋平八ト共ニ横濱保田屋善藏ノ手ヲ經テ生絲ヲ外人ニ賣ル（平野村誌）

萬延元　一、三〇

十一月廿二日伊那郡別府村中島屋六右衞門生絲十二箇ヲ新町二條台町越後屋孫右衞門ノ手ヲ經テ神奈川表ニ下シ輸出ス。（同仕切）

正月伊那郡別府村原六右衞門海屋久次郎ノ手ヲ經テ生絲ヲ英商茄土石ニ賣ル。（同仕切書）

諏訪郡平野村增澤清助二ツ取座繰器械ヲ發明製絲ヲナス。（明治十三年申告書）

幕府ノ官吏横濱外國商館ノ倉庫ヲ檢シ其生絲ノ多キニ驚キ一日ノ生絲賣込高ヲ五百斤ニ限定ス。幕府ハ生絲ノ直接横濱ニ送ルヲ禁ジ必ズ江戸問屋ノ手ヲ經ベキ事トシ、且輸送高ハ問屋一戸ニ付一日十駄ニ制限ス。（今井氏發達史）

諏訪郡平野村增澤清助二ツ取座繰器械ヲ發明始メテ他ヨリ購入シ來レルコトナリ製絲ヲナス。明治十三年申告書

高井郡須坂上町原田屋新兵衞上州前橋ヨリ座繰器械ヲ購入シ來リテ製絲ヲナス

八月甲州ノ商人伏見屋忠兵衞始メテ甲州島田絲二千五百斤ヲ横濱本町三丁目芝屋清五郎ノ紹介ニテ金一兩ニ付六十四匁ノ割合ヲ以テ海岸七番英人「ロスバルベル」ニ販賣ス。是レ本邦生絲輸出ノ濫觴ナリ。（横濱沿革誌）

文久元　二、五二一

正月上田藩ハ生絲一提ノ改料從來三分ナリシヲ今年ニ限猶又三分ツヽ增上納申付（上田市史料）

二月幕府ハ武藏相模上野等養蠶地ニ令シ從來葉ヲ摘ミタル後ノ桑枝ヲ焚物トナシ來リシヲ止メ江戸赤坂表傳馬町市兵衞桑皮ヨリ綿ヲ製スル工夫ヲナシタルニヨリ樹皮ヲ剝取リ置キ相當ノ價ヲ以テ右市兵衞氏ノ者ヘ賣渡スベキヲ令ス。

幕府蠶種一萬五千枚ヲ佛國政府ニ送ル。（大日本蠶史）

佛國皇帝「ナポレオン」三世ヨリ牡馬二十六頭ヲ幕府ヘ送ル。

五　二、五二三

安曇郡稻扱風穴發見（蠶種貯藏ニ利用）サル。（前田風穴沿革史）

日向國飫肥藩士鬼來儀右衞門ノ男儀四郎父ノ志ヲツギ養蠶機織ノ業ヲ再興セント藩ニ請ヒ、信濃產卵紙百五十枚桑苗若干ヲ買ヒ高井郡小宮山勝右衞門ナル者ヲ雇ヒ之ヲ藩地ニ送リ養蠶業ヲ開ク。（大日本產業事蹟）

三　二、五二三

江戸及橫濱商人飯田藩主堀大和守ヘ飯田產生絲不殘引請橫濱ニテ賣捌クベキ約定爲取替證文ヲ堀家御用達及生絲取締方ニ差入ル。（大原友次郎文書）

五月高井郡松川村ニ桑綿製造所ヲ建テントセルニ小田中村、西條村、中野村三ケ村ノ名主連名ニテ反對ノ陳情ヲナス。（深井寬治文書）

此年霜害アリ武相甲信上五ケ國トモ蠶不作（江戸生絲問屋ヨリ町奉行所ヘ差出シタル書類ニヨル）

九月須坂藩ハ絲荷橫濱ヘ出荷ヲ見合スベシトノ觸ヲ出ス。（御用書留）

此年暮須坂藩ハ繭渡世御冥加銀ヲ免ス。（町年寄小田切藻兵衞御用書留）

元治　元　二、三四　四月上田藩ヨリ田畑ヘ新規桑植付決而相成ラザル旨ヲ令ス。（上田市史料）

四月廿二日松代藩田畑ヘ桑植付ヲ禁ズ。（見聞集錄）

上田藩蠶種賃加銀ヲ從前ノ五割增トシ春夏掛合ノ區別ナク之ヲ徵ス。（上田市史料）

七月佐久間象山遭難

欧洲ニ蠶病蔓延セル爲佛國「ドローム」ノ養蠶家「ペルテンジー」氏蠶種改良ノ爲東アジア支那日本等ニ來ル。

諏訪地方ニ秋蠶始マル。（諸久左衞門留書　平野村誌）

横濱生絲直込問屋商議ノ上總代ヲ遣シテ江戸絲問屋ヘ取引手續及口錢二分五厘ノ請求ヲナシ承諾書ヲ得テ歸濱ノ上更ニ協議シ生絲荷受所ヲ設置シ取扱ヲ一定センガ爲仲間議定書ヲ制定シ其筋ノ許可ヲ得テ施行ス之ヲ生絲組合ノ嚆矢ト爲ス。

慶應　元　二、三五　横濱本町鈴木保兵衞外十數人蠶卵紙輸出ヲ願出許可セラル。蠶卵紙公然ノ輸出ハ此時ヲ始トス。

三月彼岸ノ二日目東筑摩郡神林村筒井魚之助二化性蠶種ヲ安曇郡稻扱前田喜三郎ノ風穴ニ預ケ置キ六月頃取出シ催青シ飼育シタルニ立派ニ上蔟セリ、依テ試ニ其發蛾ヲ俟ツテ產卵セシメ其年八月再ビ催青シ之ヲ飼育セルニ完全ニ成繭セリ。（松本市史）

須坂藩夏子種運上ヲ免ス。（小田切藻兵衞書留）

十一月老中松平周防守ヨリ生絲及蠶紙改ニツキ觸ヲ出シ以來生絲並蠶紙共改印ナキ品一切賣買致ス可ラザル旨ヲ令ス。（老中達書）

二　二、五二六

老中松平和泉守ヨリ生絲取締之義ニ付新絲古絲ニ係ハラズ當五月中ヨリ相始ムルコトニテ四月中迄ノ分ハ是迄ノ通取扱ヒ五月以後ハ改印ナキ品一切賣買ナラズト心得ベシ」トノ令ヲ發セリ。

二月小縣郡上田ノ人石井賢治郎知盈「養蠶福壽袁」一冊ヲ著ス。（同書）

高井郡寒澤村養田竹藏（後恒三郎）中野村ニ來リ蠶種ヲ製造シ横濱ニ輸出ス。（仕切書）

五月須坂藩生絲改印ヲ始ム。（二年五月九日御觸書中澤四郎氏藏）

上田藩ハ生絲ハ産物會所ニ於テ改印ヲウケタル後賣買スベキ樣申渡シ同時ニ荷造取扱方及冥加銀上納方ニ付申渡ス

飯田藩ニテハ五月十四日生絲ノ手數料改正サル。尙生絲蠶種元紙ニ付取締ノ注意アリ。（近世鄕土年表）

一三三　明治　三　二、五二七

飯田藩ハ生絲蠶種ヲ濫造セザル樣注意ス。（近世鄕土年表）

高井郡中野村ニ商社起ル。（下高井産業誌稿）

明治元　二、五二八

慶應四年閏四月飯鳥陣屋ヨリ蠶種生絲冥加取立ノ御觸アリ。（小林郊人氏調）

四月大總督府ハ蠶卵紙生絲改所ヲ江戸呉服橋内牧野駿河守邸内ニ設ケ外國輸出品ハ檢査ヲウクベキコトヲ武藏近江外十二國ノ諸藩及代官等ニ令ス。

五月上田藩ハ上田蠶種ハ上等ナル故他ト紛レサル爲天保年度改定ノ制度ヲ再ビ行ヒ、同年七月内國用及引種ニモ一枚ニ付銀二匁ツヽ冥加金ヲ課ス。（上田市史料）

七月廿六日蠶卵紙生絲改所ヲ江戸北八町堀松平和泉守ノ屋敷ニ移シ八月朔日ヨリ事務ヲ執行スル旨ヲ關東諸縣ニ令ス。

八月蠶卵紙及生絲營業者ニ鑑札ヲ下附シテ其營業ヲ檢束シ且課稅スベキコトヲ議定ス。

八月二日伊奈縣ヲ置キ北小路俊昌ヲ同縣知事ニ任ズ。（三年五月二十七日四）（能長野縣史料編纂）

十一月東京收稅局ハ江川太郎左衞門古賀一平等十二人ニ「蠶卵紙生絲取締ノ爲株鑑札下附スベキヲ以テ管內營業者ハ東京海運橋收稅局ヘ願出ツベク義申達シ、且最寄地頭領主ニ至ル迄其方共ヨリ達スベク義ニ致シ度鑑札別紙雛形添付及達者ナリ」ト達セリ。（二年十一月?）

二　二、三元

三月前橋藩主松平直克橫濱ニ生絲販賣店敷島屋設立。（今井氏發達史）

四月廿一日英佛伊獨米五國公使ト蠶絲製茶ノ輸出稅ヲ增收スルヲ議定ス。

五月上田藩ハ領內物品橫濱表交易賣捌方取締人ヲ定ム。

五月上田藩蠶種製造者ハ枚數ヲ書シ町村役場ヘ届出シム。蠶種本部一枚ニ付冥加金三匁ツヽ。（上田市史料）

六月十五日上田藩ハ左ノ四等ノ鑑札ヲウケシム。（一枚二朱ツヽ）

一生絲鑑札　濱出他賣共

一蠶種鑑札　同

一蠶種仲買　同

一仲買鑑札　繭絲綿綿類

（上田市史料）

六月民部省ハ達シテ生絲及蠶卵紙ヲ外商ニ密賣スルヲ禁ジ神奈川ヨリ役人ヲ出張セシム

二月三十日名古屋藩所管信濃國臨尻、御影、中ノ條、中野伊奈縣ノ管轄トナリ六月二十四日三河縣ヲ併ス。（長野縣史料編纂）

六月廿七日民部省ヨリ陸羽七國ニ令シテ蠶卵紙蠶絲屑絲穀繭眞綿等海外輸賣ニ供スルモノハ自今東京蠶卵改所ノ檢査ヲウケシメ其業ヲ監理スルカ爲鑑札ヲ交附ス。

六月東京蠶絲改所ヲ武州八王子ニ創設ス。

九月民部省ハ不正品取締ノ爲蠶絲改所ヲ各開港場ニ設ケテ輸出ノ蠶絲及蠶卵紙ヲ點檢シ且蠶卵紙ハ其紙裏ニ産出ノ國郡町村氏名ヲ押捺スヘキヲ達シ稅則ヲ定ム。（蠶史）

十月民部省ヨリ各藩縣ニ命シテ蠶絲人參其他貿易品賣買ハ一切開港場ノ通商司ニ申請シテ指揮ヲ仰ギテ取引セシム。

正月十三日民部省ニ於テハ各藩ニ達シ蠶絲餘付其他不正品ノ製作販賣ヲ取締ル爲製造概數ヲ定メ鑑札申請人ノ名ヲ計査錄上セシム。

正月養蠶及蚓ノ說ヲ頒ツ。

二月政府ハ本邦製絲法革正ノ議ヲ民部大藏兩省ニ下セシニ名師ヲ海外ニ徵シ模範製絲場ヲ建ツベシトノ意見ナリシカバ大藏少輔伊藤博文租稅正澁澤榮一等ニ命ジ在留佛人「チブスーケ」並ニ同國商人「カイセモール」ヲ紹介トシ同國人「ブリウナ」ヲ雇入ルヽコトヲ謀レリ。

二月生絲製宜シカラズ西洋ヨリ繰絲器械ヲ取寄スベキ說ヲ配布ス。

五月二十七日千種有任伊奈縣知事ニ任ジ六月廿四日罷。

六月二十九日永山盛輝租稅大佑ヲ以テ伊奈縣少參事ニ任ズ。

七月二十九日永山盛輝伊奈縣少參事ニ任ジ十月十七日大參事ニ任ズ。

五月令シテ京都ニアル諸藩ノ邸址ニ桑ヲ植栽セシム。

五月民部省ヨリ養蠶方法書及下問書ヲ頒布シ試驗ノ成績及發明ノ說等ヲ開陳セシム。

五月十七日民部省ヨリ海外輸出蠶種製造額ノ開申期限ヲ延長スル者ハ本年ニ限リ追申ヲ特許スルヲ令ス。

本年養蠶ノ不良ナルヲ以テ民部省ヨリ諭告シテ蠶種ノ海外ニ渡出セサラシム。

六月二十一日前橋藩ハ官許ヲ得テ本邦在留ノ瑞西人「ミユラー」ヲ四ケ月ノ期限ヲ以テ雇入レ前橋細ケ澤町むさし屋作七宅ヲ借入レ本製六人取洋式共撚製絲器械三台ヲ据付ケ九月廿五日ヨリ事業ニ着手スコレ本邦器械製絲ノ嚆矢ナリ。（大日本蠶史生絲經濟研究創刊號）

六月大藏少輔伊藤博文租稅正澁澤榮一等周旋會議ノ上佛人「ブリウナ」ヲ雇入レ監督權正松井清藤同行シテ上武地方ヲ歷遊シ製絲場建設ノ良地ヲ視察シ上州富岡ヲ以テ適當ノ地ト定ム。

此年開拓少主典河邊盛穗札幌ニ於テ養蠶シ繭ヲ得ル一石七八斗ヨッテ人民ヲ勸誘シテ養蠶ニ從事セシム。

七月民部省ハ蠶種製造ニ關シ諭告ヲ發ス。

八月二十日民部大藏兩省ヨリ蠶種製造規程ヲ發布ス。

同月民部省ハ精良蠶種褒賞規則ヲ頒布ス。

九月七日民部省ニ勸農局ヲ設キ之ヲ局中ニ開墾種藝養蠶編輯雜務ノ五課ヲ立ッ

九月十七日伊奈縣管轄地ヲ割テ中野縣ヲオキ十月九日高石和道（元民部省出仕）ヲ大參事ニ任ス

十月民部省ヨリ蠶種製造規則附錄ヲ頒ツ。

閏十月八日民部省ヨリ製絲場建設ノ爲官吏ヲ上州富岡ヘ派遣セントス是月之ヲ岩鼻縣ニ報ズ。

同月十九日民部省ニ於テ佛人「ブリウナ」ヲ雇ヒ製絲場開設ノコトニ從ハシム是日其定約書類ヲ上程ス。

十月古河市兵衞伊太利人ミュラーヲ聘シ製絲場ヲ東京筑地入船町ニ設ケ奥信ノ繭ヲ購ヒ來リテ絲ヲ製ス。最初伊太利式六十人取、後九十六人取トス。明治六年産繭運搬ノ便ヲ慮リ奥州二本松ニ移シ專ラ三陸各地ノ成繭ニヨラシム。次テ信州諏訪松本等各地ニモ大小ノ器械ヲ裝置シ良好ノ製絲ヲ製造ス。

（實業人傳等）

十一月前橋藩ハ洋式器械製絲ノ効驗及傳習成績ヲ大藏省ニ上申ス。

十一月三日更級郡羽尾村大谷幸藏蠶種販賣ノ爲伊太利ニ向ツテ出帆ス。（蠶界偉人大谷幸藏）

同月四日凡ソ蠶業ニ關スルコトハ勸農局ヲシテ之ヲ管理セシム。

十一月二十五日松代藩ノ民蜂起ス。（縣書類）

十二月廿九日若松縣ヨリ養蠶試驗書ヲ進致ス。

十二月四日勸農局ヲ改メ開墾局ト稱ス。

同月九日民部省ヨリ富岡製絲場建設費目等ヲ計査シ建築ニ着手セシコトヲ稟申ス。

十二月十七日須坂藩民蜂起。（縣）

十二月二十日中野騷動大屬大塚政德遭害。（縣）

四　二、三二

正月林友幸民部權大丞ヲ以テ中野縣權知事ヲ兼又伊奈縣事務ヲ攝ス　四月朔之ニ任ス。（長野縣史料編纂）

縣權知事ニ任ズ。（長野縣史）

正月民部省ハ尾高惇忠ヲ富岡ニ遣ハシ瓦、煉瓦ノ造作、礎石ノ研出　石炭購入等ノ手續ヲ了セシム。

「ブリウナ」ハ器械購入ノ爲佛國ニ渡航ス。

二月民部省ハ東京赤坂鋼島邸内ニ百人繰製絲場ヲ設立ス監督ハ「ミユラー」ナリ。（大日本蠶史）

三月宮内省ヨリ岩鼻縣ニ蠶婦召出方ヲ命セラレタルニ付縣ハ上州田島武平ニ嘱シ四名ヲ選出セシメ黄白兩種合セテ三枚ヲ播立良結果ヲ得タレバ伊勢大廟ニ奉獻セラレ爾來ハ御衣ノ料トナシ給ヘリ。之ヲ明治宮中御養蠶ノ始トス。

三月品川縣管内藤新宿阪田美佐久等桑樹ノ皮ヲ以テ綿ヲ製ス。

四月松本藩製絲奬勵方法ヲ講究シ今井六衛、伊藤文七、上條清次、淺野嘉平、神田久藏、上條四郎五郎、伊藤重右衛門、高橋平一ヲ絲世話役ニ指命ス。（松本市史）

五月十四日太政官蠶種取締規則ヲ改定シ粗製濫造ノ取締ヲ勵行ス。

六月小縣郡諏訪方村外五ケ村ハ製絲機械所建設ノ爲同地宮下理兵衛女子七人ヲ率ヒ上田藩ヨリ酌橋製絲所ニ來リ傳習ヲ受ケシム。然レトモ此業遂ニ不成。（大日本蠶史）

六月二十二日中野縣ヲ長野縣ト改ム。高木兼善權知事タリ。（長野縣史料編纂）

六月廿三日伊奈縣ヨリ上田藩治下ノ者無証印夏蠶種ヲ同縣下ヘ賣タルニ付過料ノ件伺ヲ辨官ニ提出ス。（縣）

六月民部省ハ米國教師贈ル製絲方法書ヲ頒布ス。（前三郎筆寫同書）

七月廿二日民部省ヲ廢シ租稅寮及勸業、統計、紙幣、戸籍、驛遞ノ五司ヲ大藏省ニオキ勸業司ヲシテ官林ヲ斥賣スル處分及富岡製絲場ノコトヲ管セシム。

八月廿三日勸業司ヲ改メテ勸業寮トス。

九月二十日開拓使ノ稟申ニヨリ北海道産ノ蠶卵紙ハ輸出ヲ除クノ外課稅ヲ免ス。

四年九月前橋製絲所監理者速水堅曹製絲所規程及日本從來ノ製絲ト器械製絲トノ得失比較ヲ發表ス。

十一月伊太利公使「コーント、デ、ラ、ツール」本國ノ通牒ヲ具シ本邦ノ蠶卵原紙見本ヲ大藏省ニ申請セルヲ以テ、大藏省ハ武、相甲信上越三陸岩磐兩羽ノ諸縣ニ達シ其縣内原紙從來多分ノ蠶種製造者ヨリ二枚宛早々勸業寮ヘ差出サシム。

十一月二十日長野、松代、須坂、飯山、岩村田、小諸、上田七縣ヲ廢シテ長野縣ヲオキ舊長野縣權知事立木兼善ヲ以テ權令ニ任ジ、同日伊奈、松本、飯田高遠、高島、高山六縣ヲ廢シテ筑摩縣ヲオキ舊伊奈縣大參事永山盛輝ヲ以テ參事ニ任ズ。（長野縣史料編纂）

蠶種暴落シテ天保錢一枚ト替フルニ至リ燒棄論起リシモ田島彌平等ノ不賛成ニテ行ハレズ。

十二月精良蠶種褒賞規則ニヨル最初ノ受賞者トシテ長野縣平野要左衛門上品一等ニ撰バレ賞金一萬疋ヲ賜ハル。（縣）

伊太利人「フハッケ」粗稅寮ニ依頼シ小縣郡鹽尻村藤本善右衛門製造ノ蠶種「掛合」六百枚ヲ買ヒ本國ヘ送ル。（藤本家記錄）

二月「ブリウナ」製絲器械ヲ購入シ職工數名ヲ率キテ歸朝ス。

二月二十四日大藏省ニ於テ蠶種製造取締ノ爲各養蠶地方ニ大惣代ヲ設ケントシ東京府以下十一縣ニ令シ製造人中行爲正實ニシテ業務ニ熟達セル者ヲ公選セシム。（縣）

三月十日長野縣ハ小縣郡塩尻村藤本善右衛門ニ、筑摩縣ハ筑摩郡神林村一條磯五郎ニ蠶種大惣代ヲ命ズ。

三月小野組ハ本縣上諏訪町土橋半三郎ト談合ノ上同町ヨリ繰絲傳習工女ヲ築地製絲所ニ送ル、コレ「み山さ」製絲場創業ノ準備ナラン。（小野器械方記）

三月宮内省ハ吹上御苑ノ養蠶室ヲ增築シ熊谷縣田島彌平ニ達シ蠶婦蠶具ヲ調達シ蠶種本部三枚ヲ掃立飼育シ六石四斗ノ收繭アリ。

三月大藏省ハ濫造ノ蠶種賣買ヲ禁止ス。

三月十七日富岡製絲場ハ新繭買收ノ順序ヲ設ケ之ヲ群馬入間埼玉栃木長野ノ五縣ニ通知ス。

三月大藏省ハ各地方蠶種大惣代ヲ召集シ蠶業上ノ要旨ヲ諭告ス此月蠶種大惣代ノ月俸及旅費ヲ定メ月給十圓ヲ下賜ス。

四月横濱市中賣込商業者協議シテ商會規則ヲ規定ス。其要ハ賣込人、買取人其商主ヲ商店ニ止宿セシメサルコト。口錢ヲ一定シテ歩合三厘ヲ積立ツル件等。

五月三日大藏省ハ「蠶種生絲の說」ヲ刊行ス。（同書）

五月大藏省ハ從來ノ蠶種製造規則ヲ改定シ且大惣代申合書ヲ頒布ス。（同書）

五月廿五日筑摩縣伊那郡知久平村山下長四郎原紙漉鑑札下附ヲ願上六月二日大藏大輔井上馨ヨク聞届

ケラル。（縣）（縣ハ縣公文編册ノ略以下同）

五月廿八日大藏省ニ於テ蠶卵紙ノ海外ニ濫出スルノ弊ヲ防ガン爲豫メ內國用ノ數額ヲ量定スルノ方法ヲ定ム。

六月大藏省ハ富岡製絲場全ク竣工シ事業其緒ニ就キシヲ以テ「製絲論告書」ヲ各府縣ノ當事者ニ發ス。（同書）

富岡蠶絲場出來シヨリ舊來ノ「のぼせ絲」ノ名廢タレ提綿製絲　器械製絲　座繰製絲　長手造　鐵砲造等ノ名稱起リ上田提ノ名最モ世ニ知ラル。

六月蠶種規則ヲ蠶種取締規則ト改定シテ之ヲ實施シ尙蠶種大惣代申合書ヲ頒布シテ本職ノ範圍ヲ明ニス。（縣）

六月民部省養蠶掛尾高惇忠始メテ秋蠶ノ名ヲ唱フ。（大日本蠶史）

七月海外輸出蠶種ノ檢査ニ要スル調印各一顆ヲ開港場ノ蠶種改所ニ交付ス。

七月小野善助ヲシテ前橋製絲所ヲ經營セシム手代木村長七引取ル。

七月廿九日大藏省ヨリ令シテ蠶種製造規則中ノ夏蠶再出掛合等ノ蠶種ハ春蠶種ト區別シ薄紙ヲ以テ之ヲ製スヘシトアルモ免許印紙ハ尙之ヲ貼用セシム。

八月大藏省布達ヲ以テ山繭飼育方法書ヲ頒ツ。（同書）

八月二十二日上諏訪町み山ゑ製絲場創業ス。（大仕掛方記）

蠶種原紙漉立規則ヲ定ム。

九月八日大藏省ハ開港場及各府縣ニ令シテ自今國用蠶種ヲ外國用ニ換用スルコトヲ禁ズ。

十月富岡製絲場開業。民部省權大屬尾高惇忠主任タリ。

十一月大藏省ハ生絲粗製濫造ノ弊ヲ矯正セント各地方ノ主ナル者及横濱生絲賣込問屋ヲ招集シテ協議會ヲ開ク。當時長野縣ヨリハ小縣郡飯沼村吉池定之助、同郡上田町長岡万平代深町茂太郎、埴科郡屋代村唐木銀三郎ノ三名。筑摩縣ヨリハ筑摩郡神林村野口吉十郎、諏訪郡飯島村北澤助七伊那郡飯田町新井藤右衞門、飛驒國高山町小森文助ノ四名ヲ差出ス。（縣）

十一月四日大藏省ハ蠶種原紙賣捌規則　蠶種原紙規則制定　原紙ハ大藏省ニ於テ抄製シ賣捌所ヲシテ之ヲ大惣代ニ賣與ス。（縣）

十一月八日生絲ノ收稅ヲ廢シ、製絲業者ニ諭シテ愈々精良相成候樣勉勵致ス可キ旨ヲ諭ス。（蠶史）

十一月九日太陽曆ノ頒布シ五年十二月三日ヲ以テ六年一月一日トナス。

十一月十七日上田町ニ蠶種原紙賣捌所設置ノ旨長野縣廳ヨリ同町區長副ニ達ス。（縣）

是年工部省中ニ製絲試驗所ヲ設ケ座繰器械ヲ以テ製絲ヲ試ム。（蠶史）

一月工部省出仕佐々木長悌、同中文助埃國博覽會事務官及歐洲蠶業取調ノ命ヲウケテ出張シ結了後長淳ハ埃國ゲルツ蠶業學校ニ入學シ、ボルレー博士ノ薫陶ヲウケ、養蠶全般ノ學ヲ研究シ文助ハ彼地ノ製絲場又ハ生絲檢査所ニツキ該業ノ術ヲ練習シテ歸朝ス。

一月租稅寮ハ蠶種原紙賦餘ノ件ニ關シ府縣ニ令達シ買上グル事トセリ。（縣）

一月十三日富岡製絲場製スル所ノ蠶絲ヲ叡覽ニ供ス。

一月三十日生絲製造取締規則ヲ制定シ本年六月一日ヨリ之ヲ施行セシム。（縣）

六、三三

同日陸奥租稅頭ヨリ橫濱生絲改會社ニ倣ヒ生絲改會社設立方ヲ申來ル。（縣）

二月埴科郡松代町館三郎養蠶輯要一册ヲ著ス。（同書）

二月三日高井郡須坂町小田切辰之助蠶種大總代ヲ命ゼラル。（縣）

二月十八日大藏省ニ於テ筑摩縣管內信濃國安曇郡稻扱村風穴ニ蠶種ヲ貯藏セントスル廉申ヲ聽許シ、其所ニ貯藏スルモノハ夏蠶ニ準ジテ海紙ニ座付シメ春蠶用原紙ヲ以テスルヲ禁ズ。（縣）

三月六日中野町岩本辰三ニ、同十日坂木町市川清雄及東海野町佐藤郡三ニ蠶種副惣代ヲ命ズ。（縣）

三月九日永山盛輝筑摩縣權令ニ任ズ。（縣）

三月十二日租稅寮ヨリ蠶種原紙買上法ヲ達ス。

三月十三日ヨリ六十日間京都ニ京都博覽會アリ。

三月大藏省ハ生絲賣買鑑札渡方規則ヲ定ム。

四月福島縣ニ製絲會社ヲ組織シ二本松舊城址ヲ拂下ケ資金ヲ小野組ヨリ借入レ製絲場建築ニ着手ス。

四月十三日租稅寮ハ蠶種製造檢查施行ノ方法ヲ達ス。

同日大總代世話役ノ手當割合ヲ定メ其領收ニ際シ檢查表ヲ添ヘ租稅寮ヘ申立ツベキ事トセリ。

檢查表五十枚以上取扱候者ヘ　金五圓
同斷三十枚ヨリ四十枚同斷者ヘ　金四圓
同斷十枚ヨリ二十九枚迄同斷ノ者ヘ　金三圓
同斷九枚以下同斷ノ者ヘ　金貳圓

四月大藏省ハ組合區分ノ儀ニ付大總代ヘ布達ス。

四月十七日大藏省ハ生絲製造取締規則ヲ補正ス。尋テ五月條中ノ鐵砲中結印紙ノ寸法ヲ定ム。

四月廿八日太政官ハ去年六月布告ノ蠶種製造規則ヲ改正シテ蠶種取締規則トナス

蠶種大總代申合書ヲ改定ス。

養蠶檢査表ヲ記サシム。

五月廿五日大藏省ハ蒸繭方法書ヲ府縣ニ頒布ス。（同方法書）

六月一日横濱生絲改會社開業。

六月二日大藏省ハ本年蠶種殘僅少ナルヲ以テ明年内國用缺乏センコヲ慮リ各府縣ニ令シ豫メ内外用ヲ計定シテ原紙ヲ交附セシム。

六月二十一日皇太后（英照皇太后）皇后（昭憲皇太后）兩陛下富岡製絲場ニ行啓アラセラル。（富岡製絲場史稿）

六月二十七日長野縣權令立木兼善福岡縣令ニ任ジ、權參事楢崎寛直ハ六月十二日參事ニ任ズ。（縣史編纂）

小縣郡鹽尻村峠妙連ヲ改メ蠶種改良均業社ヲ興ス。（縣）

七月七日高井郡雁田村關菊之助伊太利式九十六人取製絲場ヲ開場ス。（縣）

七月九日優等蠶種紙選定法ヲ改ム。

七月須坂町生絲改會社ニテ生絲製造規定ヲ定ム。（浦野茂八氏文書）

七月福島縣二本松製絲所設立資本金五萬圓工男女三百人佐野理八山田修安西宇兵衛等役員タリ。

八月大藏省輸出蠶種ノ檢査ヲ横濱生絲改會社ニ委任ス。

八月小縣郡鹽尻村蠶種製造者明業社ヲ創立シ長野縣ノ認可ヲ得タリ。（縣）

八月三十一日諏訪郡下桑原村土橋半藏、岡谷村林善右衛門外七人ヨリ製絲献納願出――十月二十三日松方租稅頭ヨリ献納仰付ラレシ旨申渡サル。

九月大藏省ハ蠶尿紙ニ産附スル産卵ノ件ニ付布告シ之カ豫防ヲナス。

十月九日伊太利駐劄中山讓治ヨリ報導セル同國蠶卵社ノ景況ヲ蠶業家ニ諭ス。

十一月獨逸「キニフル」商會手代松葉屋林助上州ニ至リ内國用蠶種九千枚ヲ買受ケ横濱ニ輸送ス。獨逸領事、神奈川縣廳立會ノ上之ヲ止メ生絲改會社斡旋シ再應「キニフル」商會ト談判シ他ノ良種ト交換スヘキ約ヲ整ヘ局ヲ結ブ。（横濱沿革誌）

十月島村泰助勸農曆ヲ著ハス。

十一月十日大藏省中ノ事務ヲ分チテ内務省ヲ設立ス。

十一月十五日蠶種紙及生絲製等奸詐ノ行爲ヲ告發スルモノヲ賞賜スヘキ法ヲ布告ス。

十二月十八日大藏省ハ生絲改會社ニ加入スルコトヲ自由ナラシム。

六年輸出ノ蠶卵紙信濃國分五十五萬三百十枚ニシテ内三百十枚ヲ内國用トシテ積戻ス。

群馬縣多野郡藤岡町ニ高山長五郎高山社ヲ創始シ養蠶傳習ヲナス。（群馬縣蠶絲業調査書）

佐々木長惇ハ一月内藤新宿試驗場ニ桑園十二園ヲ設ケ一園ハ支那栽桑法ヲ試驗ス。

一月十八日左記ノ者生絲製造器械（製絲場ヲ當時器械トイフ）設立ノ件松方租稅頭ヨリ認可ヲ得タリ。

十八人取　筑摩郡淺間村　瀧澤作五郎　二木立造

七　二、五三四

十八人取　同　郡松本町　近藤源次郎
十人取　伊奈郡高遠町　池上庄太郎
五十四人取　諏訪郡下桑原村　小平源三郎
九十人取　同　郡同　村　土橋半藏　土橋善藏
十人取　同　郡大和村　關　盛復
十人取　同　郡下原村　中村平助

一月九日内務省ニ勸業警保戸籍驛遞土木地理ノ六寮及測量司ヲオク大丞河瀨秀治勸業寮權頭トナル。

一月十日長野縣下生絲改會社ハ規則ヲ追補增加シ縣ノ許可ヲ得縣下各改會社長副連署ニテ横濱生絲改會社正副社長ヘ此旨通知セリ。

二月八日蠶種取締規則第四則第二節ノ次ニ罰金ノ條ヲ追加ス。（同規則）

二月生絲賣買鑑札ニ下渡年月日ヲ記入スベキ旨ヲ布達ス。（縣）

二月十三日蠶種原紙賣捌規則ヲ改正ス。（縣）

三月七日内務省ハ養蠶檢査表彫刻ノ件春蠶製造減額ノ件生絲卷紙印紙ノ件等ニ關シ各府縣ヘ布告ス。

三月埴科郡松代町館三郎生絲製方指南一册ヲ著ス。（同書）

三月十九日内務省ヨリ府縣ニ令シ本年具申セル蠶種製造豫定額過多ナルニヨリ之ヲ減サシメ五六兩年ノ平均額ニ準ジ原紙ヲ下附セシム。

三月二十二日府縣ヲシテ去年蠶種受賞者ノ名ヲ各所ニ掲示セシム。

信濃國人ニシテ上品三等賞金拾弐圓五拾錢ヲ賜リタル者ハ筑摩郡漆間村瀧澤久作ナリ。（縣）

三月廿三日高木惟矩筑摩縣參事ニ任ズ。（長野縣史料編纂）

三月二十八日東京小野組出店大橋貞六代木村淺治伊那郡宮田村平澤長造兩人ヨリ宮田村小田切河原ヘ五十四人取製絲場建設ヲ筑摩縣令永山盛輝ニ出願ス。（縣）

三月内藤新宿試驗場内ニ蠶業試驗係ヲ設ケ蠶絲ニ關スル試驗及傳習事業ヲ經營ス。

三月横濱居留地生絲商惣代佛人ジヤクモ外二名生絲改會社ニ來リ生絲風袋ノ件ヲ商議シ百斤ニ付元結印紙合セテ風袋二斤半、其他ノ絲類ハ在目通トセンコトヲ約定ス四月蠶種製造免許印紙ヲ定メ。

四月十九日蠶種原紙ノ價ヲ更定ス。（縣）

六月二日伊國養蠶家「キヤマモ、ボルミタ」養蠶培桑及蠶卵紙製造等研究ノ爲三府十二縣下漫遊、我長野筑摩兩縣下ニモ來ル。（縣）

同月伊國養蠶家ルイロ蠶業地巡回長野縣下ニ來ル。（縣）

六月五日蠶種内外用印紙ノ區別ヲ廢ス。

同月勸業寮七等出仕佐々木長淳ハ蠶事學校設立ノ必要ヲ内務省ニ建議シ省議之ヲ容ル。

六月長野縣生絲改會社ハ信州絲ノ品位向上ヲ圖ル爲「製絲教論」ト題スル小册子ヲ印刷シテ組合員ニ頒ツ。（縣）

六月勸業寮ハ各地方ノ桑樹ヲ試驗場ニ試植セシメン爲福島縣外九縣ニ命シ其種類名稱品位培養法等ヲ錄致セシム。我長野筑摩二縣此中ニアリ。又清國ヨリ魯桑ヲ輸入ス。（縣）

六月内務省ハ生絲ノ諸印紙ハ爾來之ヲ着色ニ改メ並ニ太政官ヨリ生絲其他賣買ノ鑑札規則中鑑札ヲ遣

失又ハ誤テ毀損スルモノハ七拾五錢ノ過料ニ處スル旨布告セリ。

七月内務省ハ生絲巻原紙ニ付布達ス。（縣）

八月二十五日松代町士族宇敷則秀、大里忠一郎等同盟結社シ士族授産ノ爲五十人繰ノ製絲器械場ヲ建テ開業式ヲ擧グ。（縣）

九月勸業權頭河瀬秀治駐米領事富田鐵之助ト謀リ我生絲ヲ米國ニ輸出セント各地ヨリ見本ヲ買收シ富田鐵之助之ヲ米國ニ携行セリ。コレ實ニ二本松ノ生絲米國ニテ高評ヲ得タリト同社長佐野理八ヘ通信アリタルニヨル。（縣）

十月内務省ハ生絲巻印紙ノ儀ニ付布達ス。

十一月小野組閉店シ一般製絲家大恐慌ヲ來ス。（縣小野組閉店ニ關スル書類）

十一月横濱吉原町空地ニ於テ蠶種四十四萬五千五百餘枚ヲ燒棄ス。（片岡志道見聞錄、唐木銀三郎玉川日記）

同月埃國博覽會ニ出張シタル佐々木長淳田中文助等歸朝ス。

十二月羽後國秋田郡川尻村農川村永之助桑苗一萬本ヲ貧民ニ分與セシ特行ヲ賞シ銀盃ヲ賜フ。

十二月十八日勸業寮ヨリ豊岡縣外九縣ニ懸シテ桑苗ノ買收シ蠶桑熟達ノ者一名ヲ招集ス。長野縣ヨリハ高井郡福島村平野要左衛門ヲ出仕セシム。（縣）

一月埃國博覽會事務副總裁佐野常民歸朝復命書筆記見聞錄各國賞牌比較表ヲ上ル。

一月勸農寮八等出仕神鞭知常アメリカ國ヘ行ク前殖メ内地ノ生製ノ實況ヲ調査セントシテ上野信濃兩國ヲ巡回ス。

二月二十二日太政官布告、明治六年四月布告蠶種取締規則廢止シ更ニ蠶種製造組合條例及組合會議局規則ヲ定メ斯業ノ取締ヲナス。（縣）

去年製造蠶種優等者ニ賞典ヲ下賜ス。筑摩郡淺間村幸田常藏第二等、小縣郡鎌原村沓掛清次郎第三等トナル。（縣）

三月小縣郡鹽尻村藤本善右衞門黄繭蠶說ヲ作リテ内務省勸業寮ニ進達ス。本邦黄蠶繭發見ノ事情ヲ述ベタルモノ也。

内務省ハ蠶種大總代ノ廢止及養蠶現業老實ノ者取調方並ニ蠶種製造組合ノ件ニ關シ府縣ニ布告ス。（縣）

四月太政官布告シテ昨年二月布告ノ蠶種原紙規則中改正ヲ加フ。

四月蓮水堅曹ハ生絲販路擴張ノ爲一商店ヲ橫濱ニ設立セントスル意見ヲ勸業頭ニ内談ス。

四月十二月内務省勸業寮出仕佐々木長淳本邦屑絲屑繭ヲ利用シテ絹絲紡績所設立ヲ勸メ木戸孝允大久保利通ノ容ルヽ所トナリ協議ノ上上州新町紡績所設立ノ運トナリ、獨人技師「グレーブエン」ヲ雇ヒ器械ヲ英獨及瑞西ヨリ購入シ十年十月ニ至リ開業式ヲ擧グ。

四月北海道開拓使ハ養蠶條例ヲ設ケテ之ヲ人民ニ頒布ス。

四月三十日本縣生絲ノ下品ヲ慨シ縣下生絲改會社々長副建議シテ製絲檢查方法書ヲ發布ス。（縣）

四月米國駐在領事富田鐵之助生絲直輸出ノ試ヲ内務省勸業寮ニ申來ル。

上高井郡須坂町ニ器械製絲東行社設立サル。

五月十二日蠶種販賣千隈會社設立出願—九年二月長野縣ノ許可ヲ得タリ。（縣）

五月内務省ハ蠶種原紙賣渡期限及賣買手數料ノ件ニ付各府縣ヘ布告ス。

六月伊國領事「ジュバリエー、カステリ」氏夫妻本邦蠶絲業地岐阜、埼玉、栃木、山梨、熊谷、筑摩、長野七縣下ヲ視察ス。

六月前橋製絲所ノ同地勝山宗三郎、拂下ゲ、價、地所、器具共千五百圓也同人改良シテ有名ナル「橘印」絲ヲ出ス。

諏訪郡平野村ニ器械製絲中山社設立サル。（明治十三年申告書ニハ五月上旬開業トアリ平野村誌ハ六月ナラントイフ。）女教師鈴木コイ、細倉クラニシテ並ニ富岡人ナリトイフ。（蠶史）

六月蠶種組合條例第八條中春蠶印紙稅ヲ改ム。

大阪ノ五代友厚内務卿大久保利通ニ生絲改良ノ事業ヲ起サント内申シ大ニ嘉納セラレ同省勸業寮涼水堅曹之ガ調査主任トナル。

七月四日米國博覽會出品ノ件ニ付中野松代ノ兩製絲所ヘ出品方ヲ通知ス。（縣）

七月四日安筑兩郡ニテ同盟會議シ七人ヲ選出シ製絲中巡回檢査セシム。（縣）

七月十三日、十三等出仕三井升一更埴兩郡製絲場蠶業改良ノ爲メ出張ス。

八月二十日大政官ハ明治三年八月布告蠶種褒賞規則ヲ廢ス。（縣）

九月開拓使ニ於テ桑園廿一萬余歩ヲ札幌ニ函館支廳管下大野村ニ十萬余歩ヲ開ク。

九月七日水内郡平林村堀内六蝸製絲器械發明届出。（縣）

九月廿八日佐久郡菱野村小林七郎次佛蘭西流諸寄器械一人取ヲ發明届出。（縣）

十一月大政官ハ内務省ノ稟請ニ係ル京都府民野村捻一郎ノ製絲場建設ノ爲ニ要スル資金一萬圓ノ貸與ヲ許可ス。

政府ハ十月九日ヨリ蠶卵紙ヲ買始メ十一月廿日迄四十二日間ニ四十八萬八千四百十三枚ヲ八萬四千八百十六圓二十九錢五厘（一枚十八錢九厘一毛）外ニ貫入ニ付雇入書記並人足ノ給料筆墨紙料試驗ノ爲外國ヘ送リタル入費東京ヨリ横濱迄廻送等ノ費用七百二十九圓二十六錢六厘合計八萬五千五百四十五圓五十六錢一厘ヲ投ジ買收シ之ヲ燒棄タリ。（片岡志道見聞錄ニヨル）

十二月十日明年伊國ニ開催ノ萬國博覽會議ニ同國駐在外務三等書記官中島才吉ニ命ジ參加セシム。群馬縣人佐藤百太郎米國ヨリ歸朝シ生絲直輸出ヲ縣勸業課ニ謀リ同課長伊藤小舟ハ星野長太郎速水堅曹ト議シ此企ヲ全力カラシメントス。

十一月七日筑摩縣權令永山盛輝新潟縣令ニ任ズ。（長野縣史料編纂）

一月内務省勸業寮ヲ二分シテ一ヲ勸農局トシ松方正義局長トナリ、一ヲ勸商局トシ河瀨秀治局長トナル。

一月各地蠶種家頻年利ヲ失シ蠶業上特ニ大恐慌ヲ來サントス玆ニ於テ内務省ハ之カ恢復ヲ講ゼンガ爲府縣ニ命ジ組合條例等ニヨッテ當業者ノ衆議ヲ盡サシム。（内務省達乙第二號）

二月群馬縣人佐藤百太郎新井領一郎生絲直輸出開始ノ爲座繰絲ヲ携ヘテ米國ニ渡航ス。（大日本蠶史）

二月昨年五月佐藤八郎右衞門等ノ設立出願セル千限會本縣ノ認可ヲ得テ事業ヲ開始ス。明治十二年連名人員一千百六十二（千限會社名人ナリ（簿ニヨル）

二月貴府博覽會事務副總裁西鄕從道米國ニ赴ク。

三月大政官布告生絲製造取締規則中第十二條ニ追加ス。

三月廿六日新井領一郎米國ニ於テ携行セル生絲ヲ賣リ試ミ好評ヲ得。英一斤ニ付米札六弗五十仙ノ約ニテ四百斤ノ註文ヲウク是本邦生絲輸出ノ嚆矢ナリ。（大日本蠶史）

四月內務省ハ長野縣ノ稟申ヲ聽シ、其管下高井郡中野町共立製絲場ニ資金ヲ貸與ス。（縣）

米國華府博覽會米國事務官ノ請求ニヨリ生絲織物繭審査官トシテ京都府大屬佐藤元狩、勸業寮九等出仕速水堅曹派遣セラル。（大日本蠶史）

四月太政官ヨリ墺國博覽會事務副總裁佐野常民上ル所ノ報告書及蠶卵說等ノ筆記ヲ內務省等ニ頒布ス。

五月內務省ハ府縣ニ達シ蠶種原紙賣捌期限ヲ本年ニ限リ六月三十日迄延期セシ旨布告ス。

五月勸業寮六等出仕佐々木長悌ヲ伊國ミラノ府ニ遣ハシ萬國蠶業公會ニ參列セシム。同氏ハ此時明治五年中內藤新宿製蠶試驗場ニ於テ研究發表セル擅蛆ノ說ヲ發表シテ賞讃ヲ得タリ。（大日本蠶史）

六月　天皇陛下奧羽御巡幸ノ折車駕栃木縣ニ駐シ給フヤ此地ノ川村傳衞ガ蠶業篤志ナルヲ嘉シ紅白ノ縮緬各一匹ヲ賜フ。

同月二本松製絲會社ヲ嘉賞アリ思賜金御下賜アリ社長佐野利八其他ニ謁ヲ賜ヒ工女一同ニ金五十圓ヲ賜フ。

福島縣伊達郡中村佐平次ハ寛政四年以降明治九年ニ至ル八十五年間ノ收繭千八百五十六顆ヲ天覽ニ供ス。

七月新繭並絲價騰貴セル爲粗製濫造多キヲ以テ注意ヲ發シ尙世話役檢査人ノミニテハ不十分ナルニ付縣官巡回諭達ス。(縣)

七月車駕岩手縣盛岡菊池金吾ノ機業場ニ親臨シ給ヒ同人ガ工業ニ盡力セルヲ賞シ銀盃一ケ、紅白縮緬二匹金二百圓ヲ賜ヒ別ニ金五十圓ヲ工場ニ賜ハル。(大日本蠶史)

同月十四日津輕本町武田熊七ヲ召シ同人ガ曾祖父ノ遺志ヲツギ屢々蠶種紙及桑苗培殖資金等ヲ細民ニ惠與セル善行ヲ賞シ給フ。(大日本蠶史)

七月十一日蠶種免許印紙ヲ定ム。

八月筑摩縣ハ中屬北原稻雄ヲ派出シ各村ヲ巡回シテ生絲粗製濫造セザル樣懇諭ヲ加フ。(縣)

八月二十一日筑摩縣ヲ廢シ飛騨國ヲ岐阜縣ヘ信濃國安曇、筑摩、諏訪、伊那ノ四郡ヲ長野縣ヘ併合ス

長野縣權令楢崎寬直故ノ如シ。(縣)

十月小縣郡金剛寺村渡邊平太右衞門「秋蠶飼育條件」ト名ヅクル秋蠶飼育方法書ヲ內務省勸業寮ニ進達ス。

九月內務省ハ生絲賣買鑑札渡方規則中第十條ヲ追加ス。(縣)

十月勸業大屬速水堅曹ハ勸業頭松方正義ノ內命ヲ持シ生絲改良意見ヲ呈ス。(大日本蠶史)

十二月二本松製絲會社佐野八ハ勸商局ヲ經テ生絲英六百斤ヲ米國ヘ直輸試賣ヲナス。

是年蠶種ノ横濱入荷前年ノ二倍余ニ達シ到底輸出ノ見込ナキヨリ集議シテ減却法ヲ講ジ四十余萬枚ヲ地方ヘ積戻シタル爲取引好結果ヲ收メタリ。

一月十一日内務省ハ勸業寮ヲ廢シ勸業局ヲオク。

二月西南戰爭起ル。

内藤新宿勸業寮出張所ヲ改メテ勸農局試驗場トシ勃植農具養蠶製茶ノ六種トス。

二月小縣郡別所氷澤風穴倉澤仁兵衞ヨリ出願。（縣）

三月濃澤榮一等、横濱ニ輸送セル蠶種過剩ノ爲大損失ヲ蒙ラントセルヲ見ルニ忍ビズ内務大藏兩省ニ出頭シ資金二十萬洋銀三十萬弗ヲ借受之ヲ救濟ス。

三月諏訪郡中洲村白鳥三郎兵衞所有地内ニ風穴ヲ發見シ蠶種ヲ貯藏セシコトヲ縣ニ申請シ許可ヲ得タリ。（縣）

四月廿五日太政官第三十七號ヲ以テ生絲取締規則ヲ廢シ生絲ハ其結紙ニ繭質綿等ハ其上包ニ製造人ノ國所氏名ヲ捺サシム。

生絲取締規則廢止ノ爲漸ク跡ヲ斷タントセル粗製濫造ノ弊再燃ノ兆アリシカバ本縣有志者、神奈川埼玉群馬諸縣ノ有志ト内務省ヘ稟議シ卷紙ノミヲ用フルコトトセリ。（縣）

四月生絲賣買鑑札廢止

蠶種原紙規則改正

五月三日蚕蠶ト同時ニ飼養スル夏蠶種製造者ハ自今附近ノ蠶種製造組合ニ附屬セシム。（太政官布告）

五月筑摩郡本條村西澤安治風穴使用願出。（縣）

五月同郡同村窪田良太郎、山本四郎ハ同村大洞山之内荒田山北麓ニ風穴發見蠶種貯藏願出。（縣）

七月五日内務省ニテハ佛國巴里大博覽會諸規則ヲ定メ尋デ出品區分目錄ヲ頒布ス。

七月一日本年上田原紙賣捌所ヨリ拂下原紙高六十一萬六千八百二十枚外二千八百二十七枚ナリ。（縣）

七月二十五日熊谷裁判所ハ秋蠶種ヲ製造セル川田兵治外二名秋蠶ヲ飼育シ製種セル江角太平外二十四名ニ有罪ノ判決ヲ下ス。

七月二十四日本年製造蠶種免許印紙ヲ定ム。

七月肥後國綠川製絲場ハ西南ノ役鹿島ノ兵ニ蹂躙セラレ將ニ倒産ニ至ラントスルヲ以テ熊本縣ハ資金貸與ヲ内務省ニ申請シ同省之ヲ大藏省ニ稟議シテ許可ヲ與フ。（大日本蠶史）

八月二十一日第一回内國博覽會ヲ上野公園ニテ開キ兩陛下御臨幸ノ上開場式ヲ與ゲ給フ。

八月三十日速水堅曹長野縣下各製絲場巡回實地示諭、何レモ不宜ニ付便利ノ地ニ當國ノ鑑トナルベキ製絲場ヲ開クベキ意見ヲ開陳セリ。（縣）

縣吏七月十五日ヨリ十月五日迄縣下巡視ノ際二口取器械ヲ用フ製絲スル者アリ、夫々說諭ノ結果歎願書ヲ差出ス。（縣）

十月松本諏訪生絲會社ヨリ本縣限生絲鑑札下附願出ヅ。（縣）

十月上州新町絹絲紡績所開業式擧行。（大日本蠶史）

十月二十三日内務卿大久保利通、大藏卿大隈重信、工部卿伊藤博文、勸農局長松方正義、佐野常民、

内務少輔前島密、勸商局長河瀬秀治、内務七等出仕人見寧等富岡製絲所、關根製絲所ヲ一覽ス。（大日本蠶史）

十月横濱ニ出張セル蠶種商人等蠶種過剩ノ爲販路ニ窮シ持久ノ策覺束ナキヲ以テ、商人集會申合ヲナシ次ニ誓約書ヲ起草シ調印ヲ了シ愈々素志ヲ達センコトヲ計ル。

十年十月横濱港ノ生絲商人申合生絲檢査規則及ビ增補規則ヲ設ケ神奈川縣ヘ届出ノ上之ヲ施行セリ。

十一月一日宮城縣管内本年製造蠶種中粗惡ノモノ若干ヲ燒棄之ヲ内務省ヘ申告ス。

十一月、十月中蠶種販賣善後策ノ爲集會申合ヲナシタル蠶種商人等更ニ又協議シテ仲間議定書ヲ作リ益々其素志ヲ達センコヲ謀ル。

四中文助石川縣金澤ノ有志ト謀リ一ノ撚絲會社ヲ創立シ創十一年ヨリ開業スコレ我邦ニ於ケル撚絲會社ノ嚆矢ナリ。

十一月二十四日二本松製絲會社長佐野利八ハ米國ニ生絲賣込店ヲ設ケント勸商局員福井信ヲ辭職セシメ山田修ト共ニ渡米セシメント決ス。

十一月十九日更級郡羽尾村大谷幸藏再ビ蠶種販賣ノ爲伊太利國美蘭ニ向ツテ出帆ス。（蠶界偉人大谷幸藏）

十一月富岡製絲所長尾高惇忠辭シ勸業權大屬山田令行之ニ代ル。

十月内藤新宿蠶試驗所ヘ製絲器械ヲ新設シ佐々木長悌ニ擔任セシメ四中文助ヲ主任トス。

横濱ニ推積セル蠶種百五十八萬余枚ニ達セシカバ、當業者ハ在荷ノ減少ヲ圖ランガ爲横濱公園（片岡志道見聞錄ニハ居留地二百五番ノ明地トアリ）ニテ三十一萬二千四百二十一枚ヲ竹篦ニテ摺落ス。（大日本蠶史）

群馬縣蠶絲業調査書ニハ大日本蠶史ヨリ採錄トシテ十八萬枚トセルモ大日本蠶史ニ此記事ナク、片岡志道見聞錄ニハ十三萬枚トセリ。

生絲ハ伊佛蠶病消滅ノ影響ヲウケテ逐次下落シ本年價格一箇ニ付五百九十九弗ニ當ル。

一月二十四日駒場農學校開校式ニ月諏訪、松本、飯田等生絲改會社ヨリ本縣宛縣内限生絲賣買鑑札下附願出願アリ勸農局ヘ願出シモ認可セラレズ。（縣）

一月上州前橋町ニ精絲原社起ル。（大日本蠶史）

二月十八日本年蠶種會議局議員トシテ上田組頭取秋元牧藏、高井組頭取、堀權三、眞砂組頭取宮澤整一郎ニ出京ヲ命ズ。（縣）

同日縣下各組協議シ本年度蠶種凡積其他ニツキ協議決定上申ス。（縣）

三月滋賀縣ハ初度夏蠶種取締規則公布。

三月十一日生絲改所設置議問ニ付南北大區舊生絲改會社社長副ヲ集メ長野東ノ門石井廣吉宅ニ臨時會議ヲ開キ生絲改八本所ニ十分所及其受持箇所取締方法規則等ヲ集議決定ス。（縣）

三月諏訪郡林國藏、尾澤金左衞門、片倉兼太郎外十余名結社シテ平野村ニ器械製絲開明社ヲ設立ス釜數通シテ三百十一個。（大日本蠶史）

四月甘樂社、碓氷社等共同座繰製絲ヲ創ム。

四月須坂町東行社見本絲ヲ埠國ヘ送ラント願出シモ細キニ過キ絲質和カナルヲ以テ見合スベキ旨勸商局ヨリ通知アリ。（縣）

四月十八日第三十三國立銀行川村迂叟高須退藏前橋生絲改良組合ニ來リ米國輸出生絲荷爲替ヲ貸與センコトヲ談ズ。

四月群馬縣農船津傳次平著ス所ノ「太陽曆耕作一覽」及「桑苗簇伏方法」ヲ勸農局ヘ獻ズ。

四月群馬縣令河瀨秀治ハ當時該縣ニ出張中ノ速水堅曹ニ謀リ前橋附近ノ製絲業者ヲ以テ會社ヲ組織セシメ之ヲ十組ニ分チ都テ結絲原社ト稱ス。

四月蠶種會議局ヲ開ク然ルニ條例ヲ利用シテ私情ヲ逞フセントスル者ト正理ヲ以テ夫々校訂スル者トノ二派ヲ生ジ紛議解決ニ至ラズ。此時速水堅曹ヨリ蠶絲ノ如キ民業ニ對シテハ政策ノ保護却ツテ其發達ヲ妨害ストノ意見ヲ大久保內務卿ニ上申ス、コノ結果條例規則廢止サルヽニ至ル。

五月四日太政官ハ布告シテ蠶種原紙ノ諸條例規則廢止。

太政官第十號布告ヲ以テ明治七年二月第十五號布告八年三月第四七號、十年四月第三九號八年二月第三二號、八年四月第六五號十年五月第四二號布告廢止ニ付應急方策伺ヒノ爲掛リ本多勝柄出京ス。（縣）

五月廿一日西澤安治ニ筑摩郡本條村字山田風穴使用願ヲ許可ス。（縣）

同日羅田良太郎、山本四郎ニ筑摩郡本條村字大桐山九、九八二番地ノ內荒田山風穴使用許可。（縣）

六月十一日各地ニ生絲改所ヲオキ提絲ハ總テ該改所ノ檢查ヲウクルニ非ザレバ管外ヘ販賣スルコトヲ得ズツイデ改所役員ノ請ヲ納レ係官ヲ派出シテ取締ヲナス。（縣）

本年三月十五日願出ノ生絲改所設置ノ儀ニ付六月四日內務卿伊藤博文ヨリ認可アリ。（縣）

生絲改所七月五日ヨリ施行ニ付鷹野正雄ヲ小縣更級佐久三郡ヘ草川一成、中村祚正ヲ埴科、高井水內三郡ヘ派出ス。（縣）

上田町ニ蠶種報國社創設サレ盛時支社百三十四ケ所ニ及ブ。（縣）

五月二十五日大審院ハ去ル十年九月廿五日熊谷裁判所ニテ川田濱治外二十七名ニ申渡シタル判決ヲ取消無罪ノ申渡ヲナス。

六月十一日乙第五十七號ヲ以テ生絲改所規則ヲ發布シ提絲ニ限リ改方ヲ施行ス。（縣）

七月二十五日楢崎權令縣令ニ進ム。（縣）

八月山形縣授産所ハ昨年ノ開業ニテ同縣置賜郡士族同心協力ノ水車運轉百人繰器械製絲所ナルガ將來擴張ノ方針ニテ信州風及福島縣掛田風ノ繰絲術競業ヲ試ム。

八月本縣ハ製絲改良ヲ計リ勸業資本金ヲ以テ模範ノ爲上州富岡ニ模シ二十五人繰絲場ヲ長野町ニ開ク。（縣）

九月二日聖上陛下上州新町紡績所ニ行幸親シク實地ヲ叡覽アラセラレ役員及工女ノ勉勵ヲ賞シ給フ。

次テ前橋ノ精絲原社及座繰製絲場ニ臨御アラセラレ社長深澤雄象ヲ召シ社運ノ盛大ヲ賞シ給フ。

九月　明治天皇陽下御巡幸、九月九日長野縣製絲場ニ御臨幸アラセラレ、器械製絲、座繰製絲眞綿製造、紬製造、秋蠶飼育、綿絲紡績等ノ實況ヲ叡覽アラセラレタリ。

十月内務省ハ速水堅曹ヲシテ群馬長野二縣ノ製絲業ヲ視察セシム。

十一月二十日開拓使ハ九年五月創立ノ養蠶條例ヲ改正ス。

同月横濱市ニ滯在セル蠶種商人ハ本年蠶種輸出減退ニ付蠶卵摺落ノ策ヲナシ又政府ヨリ五萬圓ノ資金ヲ借入救濟セント内務大藏兩省ニ出願セシモ聞屆ケラレザリキ。

十二月六日蠶種商人總代、問屋總代等ハ横濱公園ニテ蠶種十八萬枚ヲ摺落セリ。

十二月十八日更級郡羽尾村大谷幸藏ハ拾萬枚ノ蠶種ヲ携ヘ三度伊太利ニ渡航ス。（蠶界偉人大谷幸藏）

是年横濱ニ停滯スル蠶種ノ中信濃國ニ屬スルモノ八九萬枚其余ハ上野、岩代、秋田、甲斐等ノ産出ナリシトイフ。

二　二、五元　勸農局廢セラレ一切ノ事務大藏省ヘ引繼グ。

本縣ニ於テ友誼社起リ、生絲改巻紙印紙ノ實捌ヲナス。（縣）

一月十七日英國ヨリ、來ル八月萬國博覽會ヲ同國所屬地濠洲シドニー府ニ開クノ通牒アリ。（縣）

二月十三日横濱ノ洋銀相場取引所禁止、新ニ株式取引條例ニヨリ洋銀取引所設立。

二月十八日洋銀取引所ヲ横濱一ケ所ト定ム。

佐々木長淳歐洲ヨリ歸朝シ蠶病檢査ヲ指道ス。

二月十九日内務省ハ山形縣ノ舊縣廳ヲ下附シテ人民ノ養蠶所ニ宛テシメントスルフヲ聽許ス。

三月南安曇郡有明村草間勝喜岩手縣ヘ野蠶製絲教師トシテ招聘サレテ赴任ス。（縣）

三月佛國萬國博覽會ヨリ昨年勸農局出陳ノ穀物類集、樹木類集　養蠶類集、生絲類集ニ對シ名譽賞狀ヲ贈致ス。

四月富岡製絲所長心得山田命行歸京ヲ命ゼラレ速水堅曹本省ヨリ兼務該所長トナル。

宮中御養蠶復興　四月青山御所ニ養蠶室ヲ建築セラレ佐々木長淳ヲ御用掛トシ群馬縣田島彌平夫婦及蠶婦數名ヲ召シテ御養蠶アラセラル。

五月六日内務省ハ勸農局新宿試驗場ヲ宮内省ニ屬シ植物御苑トナス。

六月五日本年伊佛兩國ノ養蠶不良ノ報アルヲ以テ、勸農局ヨリ府縣ニ牒シ蠶種生絲ノ製造殊ニ注意ヲ加ヘ邦家ノ福利ヲ失墜セザランコヲ管下ニ諭告セシム。

七月上田町、長岡萬平田中忠七上野人竹内勝造等擴榮社ヲ創立ス。（縣）

十一月一日横濱町會所ニ於テ生絲繭共進會ヲ開ク。

十二月上州田島善平蠶種數萬枚ヲ携ヘ来佛ヲヘテ伊太利ニ渡航シ美蘭府ニ蠶種販賣店ヲ設ケ蠶種賣捌ヲナシ十三年八月歸朝ス。（群馬縣蠶絲業沿革調査書）

一月同伸社發起人定マル。發起人中長野縣人ハ長谷川範七、關菊之助、大里忠一郎、奥澤喜十郎、小田切武兵衛、野口藤六、北原正三郎、武居岡吉等ナリ。（高橋平四郎氏藏連水堅曹書簡）

二月横濱正金銀行創立。

三月群馬縣深澤雄象、星野長太郎、宮崎有敬、松本源五郎上毛繭絲改良會ヲ前橋ニ設立ス。

三月連水堅曹石川滋賀岐阜靜岡四縣ノ製絲業視察ノ途本縣小諸町高橋平四郎製絲場及長野縣附屬製絲場ヲ視察シ前年ニ比スレバ稍進歩ストノ評アリ。（大日本蠶史）

三月二十七日小諸町高橋平四郎友諒社會頭ニ下伊那郡喬木村長谷川範七副會頭ニ當選ス。（高橋氏文書、縣文書、鷲野氏文書）

五月本國紐育在住ノ福井信、山口修等商務局長河瀨秀治ニ日本製絲ノ商況ヲ報告シ併セテ改良ノ意見ヲ具申ス。（大日本蠶史）

六月　天皇陛下山梨縣廳及勸業場　物産陳列場等ニ臨幸アラセラル。此時伏見宮殿下ラシテ東八代郡八田達也ノ養蠶ヲ代覽セシメ給ヒ達也ノ勞ヲ慰シ金幣ヲ賜フ。（大日本蠶史）

此年更紋郡羽毛村大谷幸藏ハ「改正蠶業上内外兩全概則」ヲ著シ蠶種製造販賣法ノ改善取締ヲ唱導ス。（蠶界偉人大谷幸藏）

十月本縣上田町ニ長野縣繭生絲織物共進會ヲ開催ス。コレ本縣内ニ於ケル共進會ノ嚆矢也。（縣）

十一月速水堅曹富岡製絲所長ヲ辭スルト共ニ内務省御用掛ヲモ辭シ同伸會社頭取トナル。

十一月勸農局長品川彌次郎ハ速水堅曹ニ委囑シテ富岡製絲所ヲ從前ノ如ク擴當セシメ、尙川村清輔ヲ以テ富岡製絲所長心得トス。

十一月勸農局ハ富岡製絲所及新町屑絲紡績所ヲ人民ニ賣渡シノ廣告ヲナス。

十二月上州前橋上毛繭絲改良會社開業。

十二月十五日同伸社横濱尾上町ニ設立、米佛二國ニ生絲直輸ノ事業ヲ起ス。

南安曇郡有明村會根原林三次城縣勸業課ヨリ廿一顆ノ柞蠶種繭ヲ持チ來リ天蠶飼育ノ方法ニ基キ採卵シテ飼育セリ。（信濃產業地誌）

南安曇郡有明村富田區會田甚市外四名ニテ柞蠶開原社ヲ設立シ柞蠶飼育ヲナス。（縣）

三月一日第二回内國勸業博覽會ヲ上野公園ニ開キ　天皇陛下御親臨遊バサル。

三月三日鷹野正雄ハ友諒社長ニ吉田景京ハ同副社長ニ就任ス。（縣）

四月七日太政官布告第三十號ヲ以テ農商務省ヲ設置ス。

群馬縣ハ乙第三十號ヲ以テ石灰運搬ニツキ注意スベキヲ示達ス。

石灰粉桑葉ニ散著セバ被害不測トノ爲ナリ。（群馬縣蠶絲業沿革調查書）

四月三河國北設樂郡稻橋村高橋輝光等部落十二ケ村ヨリ伊勢大神宮神衣御料赤引絲貢獻ノ舊典ヲ復古センコトヲ請願シ許可セラレタリ。

六月十五日友誠社開業式ヲ長野町本願寺別院ニ擧行ス。（縣）

六月縣令楢崎寛直依願免官

七月政府ハ一般ノ直輸貿易ヲ保護スル爲、荷爲替融通ノ金額ヲ定メ正金銀行ニ諭示シテ之ヲ取扱ハシム。

七月大野誠長野縣令ニ任ズ。

八月横濱生絲賣込商結合シ生絲賣込ノ慣習ヲ改メ外商ノ專横ヲ矯正セント聯合生絲荷預所ヲ設置シタルニ外商トノ間ニ紛議ヲ生ジ取引中絕金融閉塞セシガ仲裁者アリテ十一月和解セリ。

本縣養蠶業者ハ本縣蠶絲業改良ノ目的ヲ以テ福島縣岩代國丹治梅吉製造ノ春蠶種赤引ヲ購入セントシ其斡旋ヲ縣ニ請ヒ許可セラレタリ。（縣）

九月　天皇陛下北海道御巡幸、渡島國茅部郡七重村勸業試驗場ニ親臨シ給ヒ場長小書記官湯池定基本場沿革書ヲ上リ製スル所ノ蠶種、繭、生絲其他ヲ天覽ニ供ス。

十月十四日石川縣大聖寺町ヨリ養蠶教師傭入方ヲ依頼ス。（縣）

十月廿一日愛媛縣ヨリ南安曇郡有明村天蠶織物及同絲繭並ビニ製方ヲ照會ス。（縣）

十月三十一日長崎縣ヨリ本縣蠶種購入ヲ依頼シ來ル。（縣）

十一月愛媛縣ヨリ生絲及繭ヲ本縣ニ送リ品質其他ノ良否試驗ヲ請フ、檢査ノ結果檢査表及ビ見本トシテ本縣高橋平四郎製造ノ生絲及繭ヲ送ル。（縣）

十二月鹿兒島縣ヨリ本縣蠶種賜入申込アリ翌年一月上旬町報國社製ノ蠶種ヲ送ル。（縣）

一月松本町ニ信濃蚕種商會設立サル。

一月豊前國下毛郡槻木村ヨリ山繭製絲方法ヲ照會シ來ル。本縣南安曇郡三澤小文治ニ試驗セシメ檢査表ヲ回報ス。

二月下伊那郡喬木村長谷川範七養蠶組合規則、養蠶讀會概則ヲ設ケ實施致度旨願出ス。（縣）

二月埼玉縣三月岐阜縣ヨリ本縣蠶種賜入ヲ申込來ル。（縣）

三月福岡縣ヨリ天蠶製絲法手續書及染絲法ヲ照會ス。

三月十五日友誼社長鷹野正雄ヨリ生絲改所及巻紙印紙從前通リ据置ノ件出願ス。（縣）

五月上州前橋ニ繭絲紡績ノ目的ニ係ル懐清社起ル是レ世ニ有名ナル前橋紬絲ノ濫觴ナリ。

五月廿日友誼社ハ社名ヲ信濃生絲會社ト改メ鷹野正雄社長タリ。（縣）

七月二十六日上田組生絲荷造所設立願提出。八月八日願之趣追而會社條例制定迄人民相對ヲ以設立不苦トノ指令アリ。（縣）

七月廿五日下伊那郡別府村刈間新六、飯田町柳河綠三郎、櫻井仁外二名福島縣ヨリ赤引種ヲ原種トシテ移入蠶種改良ヲ圖ル。（縣）

八月廿六日長野縣ハ甲第百十八號ヲ以テ明治十一年六月乙第五十七號布達生絲改所假規則ヲ廢止ス。（縣）

九月山梨靜岡愛知三重四縣聯合滿生絲茶藍共進會ヲ甲府ニ開ク。

十月群馬、埼玉、神奈川、栃木、福島、山梨、長野七縣聯合繭、生絲、木綿織共進會ヲ桐生ニ開ク。

十二月一日農商務省ハ山林學校ヲ東京府下西ヶ原ニ設ケテ西ヶ原、試驗場ヲ廢ス。

此年更級郡羽尾村大谷幸藏ハ前田正名ノ紹介ニヨリ岩倉具視西郷從道松方正義黑田清隆品川彌次郎等ノ後援ヲ得テ日本蠶種家ノ大同團結ヲ策セルモ不成。（蠶界偉人大谷幸藏）

一六　二、四三

一月農商務省農務局陸產課中蠶茶掛ヲ廢シ更ニ蠶絲製茶ノ二掛ヲ置ク。

一月農商務省農務商務工務ノ三局相謀リ各府縣蠶絲業者ヲ召集シテ蠶絲諮問會ヲ開ク。

二月十三日勅乙第二〇號ヲ以昨十五年分ヨリ以降每年一月三十一日限蠶事統計表ヲ差出スベキ旨ヲ達ス。（縣）

五月十五日農務局ニテ製絲諮詢會開會ニツキ長谷川範七麿野正雄ニ出頭ヲ命ズ。（縣）

五月農商務省工務局富岡製絲所ノ事務ヲ同省農務局ニ移ス。

五月日本蠶絲協會成立シ河瀨秀治幹事長トナル。

五月農商務省ハ製絲製糖酒造ノ事業ニ對シ農務工務兩局主管ノ區分ヲ定メ蠶絲製糖事務ヲ農務ノ農務局ニ移ス。

五月大日本蠶絲協會成ル。是レ本年開催ノ蠶絲業諮詢會ノ發起ニ係ルモノナリ。

七月廿三日長野縣ハ山陽山陰南海西海ノ四道十六縣ニ向ッテ今後蠶桑注文ノ際ハ運送ノ便ヲ併セテ申越サレタキ旨通牒ヲ發ス。

明治十四年十二月及十六年一月公布褒賞條例ニ基キ養蠶製絲改良ニ盡力セシ功勞者ヲ報告セシム。（農

商務省ヨリ）

弗相場崩落シ製絲業者困憊ス本縣製絲家ノ仆産者少カラズ。

一七　二、五四

農商務省ハ各府縣ノ農工商及山林課員ヲ召集シ勸業會ヲ開ク。

群馬縣多野郡高山社ハ養蠶改良高山社ト改稱シ高山長五郎社長ニ町田菊次郎副社長トナル。

三月埼玉縣賀美郡丹荘村大畠喜三次等主唱シテ養蠶改良及農事練習ノ目的ヲ以テ規約ヲ結ビ共進社ヲ設ク。

四月神奈川縣ヨリ生絲取締ノ爲提造ト同ジク島田造ニモ印紙ヲ卷用センコトヲ農商務省ニ請フテ許サル。

一月十九日群馬縣勸業報告第十二回ニ本縣小縣郡長瀨村生産ノ蠶卵原紙ニ有毒物ヲ含有セリト報ゼシカバ業者ハ本縣及農商務省ニ請ヒ分析ノ結果其誣妄ナルコト明トナリ十一月廿二日群馬縣勸業報告第百十六回ヲ以テ前告告ノ取消ヲナセリ。（縣）

四月一日本縣ハ生絲同業組合ノ設立ヲ勸誘ス。（縣）

四月農商務省ハ蠶病試驗場ヲ東京麹町山下町ニ假設シ松永伍作ヲ雇入レ微粒子病ニ關スル各種ノ試驗ヲ行フ。

六月十一日農商務省ハ全國蠶絲業者六十余名ヲ京橋木挽町商工會議事堂ニ召集シ斯業ノ方針ヲ諮問ス

六月大日本蠶絲會ハ養蠶生絲條例十七ヶ條ヲ議定シ之ヲ主務省ニ建議ス。

山形縣ハ管内生絲ノ改良ヲ圖ランガ爲山形、米澤、鶴岡ノ三所ニ生絲檢査所ヲ設ケ各部ニ生絲、改良

世話掛ヲ置キ検定所規定ヲ定メ農商務省ニ開申ス。

七月佐々木忠次郎蠶蛆ノ試驗ヲ發表ス。

八月上田町長岡万平、田中忠四郎等提絲繰製ヲ改良スベキコトヲ建言ス。（縣）

九月埼玉縣兒玉郡青柳村木村九藏ノ設立セル競進組ハ同縣ノ免許ヲ得テ養蠶改良競進社ト稱シ生徒ヲ養成ス。

十月農商務省ハ勸業會ヲ開キタルニ出席ノ各縣農商課長ハ日下ノ急務ハ蠶絲業組合規則ヲ發布スルニアリト答申ス。

七月廿八日本縣知事大野誠御用滯京中病死ス。（縣）

十月紐育駐在領事高橋信吉ヨリ米國ヘ輸出ノ生絲組製ニ付注意セラレタル點ヲ各製絲家ニ布達ス。

十一月五日新潟縣大書記官木梨精一郎長野縣令ニ任ズ、後十九年七月十九日長野縣知事トナル。（縣）

十一月本縣ハ農商務省ヘ伺ノ上蠶絲業組合規則ヲ發布ス。

十一月農商務省達第三十七號ヲ以テ同業組合準則ヲ發布ス。

十二月九日大日本蠶絲協會長河瀬秀治ハ農商務卿西鄉從道ニ本邦製絲改良ノ爲政府ヨリ保護ヲ與ヘラレンコトヲ建議ス。

本年殖産興業上ノ方針確立ノ爲縣ニ勸業諮問會ヲ設ケ明治三十年度迄繼續三十一年度ヨリ廢止。

一月農商務省各局處務規程ヲ改正シ農務局ニ樹藝課ヲ置キ養蠶、製絲其他有用ノ各件ヲ掌ル。

山梨縣郡内地方ニ條桑育（桷館）始マル。長野縣ヨリ傳ハルト言フ。

四月農商務省ハ上野公園ニ五品品評會ヲ開ク。

貸與シ植付シム。コレ明治堺代ニ於ケル本縣栽桑養奬勵ノ嚆矢ナラン。

四月七日縣令五十一號ヲ以テ長野縣蠶絲業組合規則ヲ改正ス。

五月一日ヨリ九月三十日迄長野縣蠶絲業上田組合ニテ附屬蠶病驅除法傳習所ヲ上田町ニ開ク。

養蠶改良高山社ハ養蠶傳習所ヲ設ク。

八月廿九日農商務大臣ハ蠶種檢查規則實施ニ付内訓ヲ發ス

本年ヨリ羽二重織各地ニ隆盛トナリ邦人ニ依ツテ直輸出優勢トナル。

十一月日本蠶業雜誌出ヅ。

一月廿三日上高井郡蠶絲業組合組長小田切豊太郎同蠶絲業組合事務所會議長樋田正助ヨリ蠶病驅除法傳習所規定及經費收支豫算認可願出二月七日認可サル。（縣）

埴科郡北部蠶絲業組合ハ二ケ年制蠶病驅除傳習所ヲ松代町御安町龍泉寺ニ開ク。（縣）（三吉米熊先生）

二月七日埴科郡南北部更級郡上水内蠶絲業組長及聯合會議長ヨリ蠶絲試驗所規約出願三月十五日認可サル。（縣）

二月十日ヨリ廿五日迄蠶絲業組合中央部會々議ヲ京橋木挽町商工會議事堂ニ開ク。

三月南北佐久、小縣、上下伊那、東西筑摩、諏訪、下水内各郡蠶絲業組合規則認可サル。（縣）

五月一日ヨリ九月三十日迄上水内郡長沼村西嚴寺ニ於テ蠶業講習會ヲ開ク。卒業生二十名。（縣）

五月小縣郡長瀨村風穴蠶種貯藏會社ハ同村稻荷山ニ風穴ヲ設ケ良成績ヲ得タリ。（縣）

六月關西生絲貿易開始協議會ヲ兵庫縣議事堂ニ開ク。

七月十九日蠶絲業上田組合ヨリ養蠶、蠶種、生絲各組合ニ分設願ヲ出ス。（縣）之ニ對シ八月蠶絲業組

合坂締所頭坂代理應野正雄ヨリ反對ノ意見ヲ上申ス。（縣）

八月廿二日埴科郡北部蠶絲業組合ハ蠶種器械的檢査法ヲ定ム。

八月横濱同伸社ハ社内ニ檢査部ヲ設ケ品位ノ檢査ヲナシ且地方製絲家ニ向ツテ海外ニ於ケル我生絲ニ對スル苦情ヲ紹介ス。

北佐久郡及埴科郡北部蠶絲業組合ニ於テハ一且他産地組合ノ檢査ヲ了シタル蠶種ニ對シ再檢査ヲ行ヒ檢査料ヲ徵收シ爲ニ問題ヲ惹起セシモ本縣蠶絲業組合規則廢止ノ爲解消ス。（縣）

八月新任農商務大臣井上擊ハ長野群馬二縣ノ縣官蠶業家等二十余名ヲ磯部ノ別莊ニ招集シ蠶業上ノ諮問ヲナシ意見ヲ演述ス。

農商務省蠶業試驗場ニ於テ蠶種檢査法檢定試驗ヲ行ヒ及第者ニ合格證ヲ附與ス。

十月二十二日蠶絲業組合取締所常備委員會ニ於テ工男女使傭規程ヲ改定ス。（縣）

同日埴科郡北部蠶絲業組合臨時會ニ於テ蠶絲業傳習所規則ヲ定メ縣ノ認可ヲ得タリ。（縣）

同月同日蠶絲業組合取締所常備委員會ニ於テ蠶病檢査、顯微鏡使用法ヲ改定シ縣ノ認可ヲ得。（縣）

十月農商務省ニ蠶業試問會ヲ開キ地方蠶業家ヲ召集シ斯業組合法ニ關スル利害得失ヲ研究ス。此際本縣ヨリハ應野正雄大里忠一郎長岡万平田中忠七藤本淸右衛門塩澤佐七奥澤喜十郎木村周三郎等出京セリ。（縣）

十月十九日桑樹談話會ヲ京橋區厚生館ニ開キ翌二十日懇親會ヲ王子海老樓ニ開ク參會者二百名。

十一月十五日縣令第八十四號ヲ以テ繭容器取締規則ヲ改正ス。

十一月京橋新肴町開化亭ニ桑樹研究會ヲ開キ桑樹ノ名實ヲ調査ス。

下伊那郡飯田町吉澤利八本年尾州小牧ニ製絲工場ヲ設ク、是本縣製絲家ノ他府縣ニ工場ヲ設ケシ始ナリ。（下伊那特有物産誌及吉澤利八履歷）

蠶絲上ノ輸出品ニ對シ海關稅免除サル

二月三日上伊那郡蠶絲業組合常備委員ヨリ工男女使傭規程改正認可願出。（縣）

二月九日ヨリ十三日迄小縣蠶絲業組合ニテ農商務省四等技師練木喜三ヲ聘シ蠶業大講話會ヲ開ク。（縣）

二月九日農商務技師高島得三（北海）長野縣三吉来熊歐洲出張ヲ命ゼラレ、長野縣六工社長大里忠一郎、埼玉縣競進社長木村九蔵群馬縣吾妻蠶種業社長田中芾平等ト共ニ歐洲蠶絲業視察ヲナス。

三月十三日蠶絲業上田組合ハ製絲踏器械貸與規程ヲ設ク。（縣）

五月八日輕微ナル凍害アリ。

五月十四日縣令第四十四號ヲ以テ明治二十年四月縣令第五十一號蠶絲業組合規則廢止同月縣令第四十五號蠶絲業取締規則發布。（縣）

五月廿二日南佐久郡野澤村ニ蠶業講習科愛蠶社ヲ設立ス。（縣）

五月廿九日取出秋蠶會社（南佐久野澤）創立。

此年縣令第四十五號蠶絲業取締規則ニ基キ縣下各地ニ蠶絲業關係組合ノ創立サレシモノ頗ル多シ。（縣）

六月二十日横濱同伸社ハ製絲家ニ對シ歐米事情、伊佛蠶況等ヲ報告シ兩仕入ノ注意ヲナス。

六月廿九日西ヶ原農務局蠶業試驗所ニテ蠶種檢査法傳習式擧行此際松方藏相ノ演說ハ蠶業奬勵上多大ノ感激ヲ與フ。

七月横濱九十番頭館ハ生絲改良ニ關スル一片ノ注意書ヲ各府縣農商課ニ寄ス。

九月山梨縣ニ於テ本縣蠶種再檢査問題起ル。（縣）

十月十四日縣令第十七號ヲ以テ繭容器取締規則ヲ廢止ス。

十二月兵庫縣知事内海忠勝長野縣知事ニ任ズ。（縣）

十二月西班牙國バルスローヌ府萬國博覽會ヨリ本邦出品ニ褒賞授與。

明治十九年設置ノ東筑摩郡蠶絲業組合（組合長金井潭）東筑摩郡合同蠶卵原種檢査所ト改メ片端町ニ移轉シ河西大彌所長トナル。（松本市史）

此年下伊那全町村組合費ニテ農商務省技手松永伍作ヲ聘シ蠶業講話會ヲ開ク。（小林郊人氏調査）

竹内泰信長野縣特有秋蠶全書ヲ著ス。

二月小縣郡下之鄉養蠶傳習所設立。（縣）

四月蠶業諮問會ヲ農商務省ニ開キ同日會員ニ宮城拜觀ヲ許ス。

四月廿六日霜害アリ氣候平年ヨリ十二三日進ミ居リシ爲被害激甚。（柴崎、養田、今村三氏記錄）

下高井郡堺村島田三左衞門養蠶傳習所ヲ開ク。（縣）

六月上田町蠶業商上田組合組長副ヨリ提絲卷紙印紙製造願提出セルモ不許可トナル。（縣）

六月藤本善右衞門繩葛歿ス。（傳）

八月四日縣令第四十二號ヲ以テ明治廿二年縣令第四十五號蠶絲業取締規則ヲ改正ス。（縣）

八月廿一日本縣蠶卵原種檢查方法ヲ定メ農商務大臣ノ許可ヲ得タリ。（縣）

八月三十日縣令第四十七號ヲ以テ蠶卵原種檢查監督手續ヲ發布ス。（縣）

四月廿四日告諭第一號ニヨリ提絲卷紙ノ量目ハ同業者一定ノモノヲ卷用ノコトス。（縣）

四月淺田德則長野縣知事ニ任ズ。五月私立中央蠶絲協會創立主意書ヲ發表ス。

須坂町遠藤萬作牧新七新潟縣長岡町ニ長岡製絲場ヲ創立ス。（長岡市同碑文）

八月廿六日縣令第三十三號明治十九年農商務省令第九號蠶種檢查規則ニ據リ施行スベキ原種檢查ノ義本年度限リ檢查施行。（縣）

九月十七日明治廿三年縣令第四十二號蠶絲業取締規則第六條ヲ改正ス。（縣）

十一月星野長太郎「生絲貿易意見」一班ヲ頒布シ蠶業家ニ注意ヲ與フ。

横濱蠶絲貿易組合ハ日本郵船會社及ビ各保險會社ニ交涉シ海陸保險率ヲ商議シ地方ノ製絲家ニ通知シ運送保險ヲ附ス。

第三帝國議會ニ議員鹽田奥造外七名蠶業奬勵法案、生絲檢查所設置法案提出セルモ否決サル。

二月十五日大日本蠶絲會創立每月一回會報ヲ發行ス。

五月十日小縣蠶業學校開校（三吉米熊先生）

五月十二日長野縣告諭第一號ヲ以テ再ビ蠶卵原種ハ可成桐製トスベキコヲ注意ス。（縣）

六月蠶絲振興會設立發起者河瀨秀治神鞭知常江原素六星野長太郎八田達也等ナリ。

六月三十日本縣知事ハ蠶種檢查ノ儀ニ付農商務大臣ニ上申ス。（縣）

八月四日縣令第五十二號ヲ以テ蠶卵原種檢査手續ヲ發布ス。（縣）

八月茨城縣ニ於テ本縣蠶種再檢査事件起ル。（縣）

九月十一日高山社ハ社運隆昌ノ祝賀會ヲ開キ小松宮殿下台臨アリ御親筆ヲ賜ハリ賞勵局ヨリ故社長ニ追賞金現社長ニ綠綬褒賞ヲ下賜セラル。

此年農商務省ハ道府縣ニ亘リ桑樹萎縮病調査ヲナス。

二六　二、五三　生絲直輸出法案ハ議員江原素六外三名ニヨリ、桑樹萎縮病及蠶病豫防試驗ニ關スル建議案ハ議員早川龍介等ニヨリ衆議院ニ提出サル。

北米合衆國シカゴ博覽會ヘ我國ヨリ繭及生絲出品。

上田ヨリ蠶業雜誌扶桑之蠶出ヅ四月横濱同伸社ハ本月十五日ヨリ開催スル里昂萬國博覽會ニ各製絲家ノ委託ヲウケ優等生絲四十余種ヲ出品シ尚蠶桑製絲ノ繪畫絹地額四十枚ヲ出品ス。

五月六日霜害アリ早生桑被害（柴崎裘田、今村三氏ノ記錄）

碓氷峠ハ明治二十三年三月起工、二十六年三月竣工シ二十六年四月信越線全通ス。

五月十一日長野縣ハ告諭第三號ヲ發布ス。

六月本縣告諭第四號ヲ以テ蠶蛆驅除ニ關シ注意ス。

八月同伸社取締役ニシテ米國詰タリシ新井領一郎ハ歸朝辭職シテ生絲會社ヲ創立ス。

九月富岡製絲所十二萬千四百六十圓ヲ以テ三井高保代人津田興二ニ落札十月一日引渡濟

十月同伸社ハ各種ノ生絲及我國蠶業ノ沿革ヲ調製印刷シテ米國シカゴ萬國博覽會ニ出品ス。

農商務省農務局試驗場假蠶事部ヲ農務局蠶業試驗場ト改稱ス。

三月兩陛下大婚二十五年ノ盛典奉祝ノ爲絹絲製ノ烏臺ヲ用ヒ萬歲ヲ壽キ奉ル。

三月二十一日小縣郡鹽尻村塚田與右衞門五代ノ孫茂平訂正養蠶祕書ヲ本縣内各郡市及群馬、埼玉、茨城、福島、神奈川、山梨、新潟、兵庫ノ九縣下ニ頒ツ。（縣）

三月二十八日農務局長藤田四郎ヨリ第五議會ニ提出セル蠶種檢查法案ニ關シ本縣下ノ意見ヲ徵シ來リタルニツキ之ニ對シ本縣知事ハ該檢查法ノ本縣ニ不適當ナル意見ヲ上申セリ。

五月二日霜害（早生ノミ輕微）

五月橫濱九十八番館オツトライメース商會ノ絲方「ステレール」ガ絲取引上不德義ノ行爲ヲナシ屢々内國商人ヲ苦マシムルヲ憤慨シ生絲團體ハ臨時總會ヲ開キ取引拒絕ヲ決議ス。六月十二日オツトライメース商會ノ「オーフオツト」ヨリ生絲取扱ヲ鄭重ニスヘク檢查其他親切ニスヘキ和解的書面ヲ蠶絲業組合頭取原善三郎ニ宛送リ來リ和解ス。

六月東筑摩郡朝日村朝日蠶業改良會長三村茂十ヨリ「秋蠶種ニ關スル廣告配布ヲ縣ニ出願シ、縣ハ茨城千葉愛知岐阜神奈川ノ五縣内務部長宛發送セリ。（縣）

七月一日橫濱四品（蠶絲、製茶、織物、海產物）取引所開業

八月九日夜ヨリ十日朝ノ大雨ニテ生絲浸水ノ厄ニ遭フ

掛田絲品質粗惡ニ對スル注意書米國紐育ヨリ來ル。

生絲檢查所法案議會通過

十月二十三日上田蘭絲米穀取引所認可サル。（縣）

全國蠶絲業大會成ル

十二月十九日鹽尻均業社ハ合資鹽尻均業會社ト改稱ス。（縣）

六、蠶業

生絲檢査所法案兩院ヲ通過ス。

第二回全國蠶絲業大會四月二日ヨリ四日迄京都公會堂ニ於テ開カル。

四月第四回內國勸業博覽會ヲ京都岡崎公園ニ開ク。

六月十七日法律第三十二號ヲ以テ生絲檢査法發布セラル。

十月六日本縣蠶絲會會長前田正名ハ全國蠶絲業大會ノ決議ニ基キ政府及ビ議會ニ左ノ件ニ付運動ス。

(一)蠶絲檢査法制定

(二)蠶絲業組合制定

(三)桑樹萎縮病原因及豫防法國費ノ以テ講究ノ件

十月二十二日南安曇郡有明地方ノ桂蠶近年一種ノ腐敗病ヲ生シ蠶蛹逐年增加スルヲ以テ清國ヨリ種蠶ヲ購入シテ改良ノ圖ラントシテ縣廳ノヘテ農商務省ニ出願シタルニ同省ハ外務省ヘ照會シ清國芝罘駐在久水二等領事ノ幹旋ニヨリ翌年二月十二日該種蠶ヲ送リ來レリ。

十月二十四日上田繭絲米穀取引所開業。（縣）

第九帝國議會ハ蠶絲講習所建議案ヲ通過ス。

此年生絲市場活況ヲ呈ス

蠶業講習所官制發布

二月高崎親章長野縣知事ニ任ズ。（縣）

二月小縣郡長中島精一微粒子研究團ヲ組織シ四千圓ノ費用ヲ投シ三ヶ年ノ期間ヲ以テ其研究ヲ帝國大學ニ依囑ス。（縣）

四月横濱神戸ノ二ヶ所ニ生絲檢查所ヲ設ク。

五月上水内郡柳原村大室友造實川秋蠶書ヲ著ス。（縣）

五月二日縣訓令第四十九號ヲ以テ蠶蛆驅除ニ關シ訓令ヲ發ス。（縣）

下高井郡ヨリ信濃蠶絲雜誌出ヅ。（縣）

五月八日本縣未曾有ノ霜害アリ東北地方モ一般ニ被害アリ。（縣）（柴崎、養田、今村三氏記錄）

六月二十六日蠶種製造ニ關シ內訓第十號ヲ發ス。（縣）

八月五日縣令第三十九號ヲ以テ蠶絲業取締規則ヲ更正追加ス。（縣）

諏訪郡尾澤琢郎ハ清國內地ニ製絲場設立ノ得失ヲ兼ネ十月二日清國ニ赴ク。

十一月絲價昂騰

一月十八日蠶微粒子毒研究第一回報告帝國大學總長濱尾新ヨリ本縣知事ノ手ヲ經テ小縣郡長宛ニ送付シ來ル。（縣）

二月生絲直輸出奬勵法案兩院ヲ通過シ四月二十二日法律第四十八號ヲ以テ公布セラル。

三月金貨本位制實施

三月法律第十號ヲ以テ蠶種檢查法發布。

四月法律第四十七號ヲ以テ重要輸出同業組合法發布。

四月權藤貫一長野縣知事ニ任ズ。（縣）

五月農商務省令第五號ヲ以テ明治十八年省令第四十一號蠶絲業組合準則ハ來ル三十一年三月三十一日限廢止ノ旨公示サル。

六月勅令第七十七號蠶種檢查手數料徵收ニ關スル規定公布。

六月農商務省令第八號蠶種檢查法施行細則發布。

七月勅令二百四十九號ヲ以テ蠶種檢查費國庫補助金額ノ件公布セラル。

八月生絲檢查所開所式擧行。

桑樹萎縮病調查ノ爲本年度ヨリ特ニ經費ヲ支出シ、本病ノ原因及驅除豫防ノ方法ヲ探究スル爲農務局長ニ調查監督ヲ命ジ、四月農商務省ニ桑樹萎縮調查所ヲ設ケ、理、農科大學教授、蠶業講習所、農事試驗場ノ技師等ニ調查委員ヲ命ジ專ラ之ガ研究ニ從事セシメタリ。

十二月十六日蠶業講習所技手市川延次郎植物病理學殊ニ桑樹萎縮病研究ノ爲獨逸ヘ留學ヲ命ゼラル。

十二月下伊那郡鼎村鋤柄喜十郎夏秋蠶飼育法ヲ出版ス。（同書）

十二月南安曇郡南穗高村小穴運平秋蠶詳解一册ヲ著シ東京有隣堂ヨリ出版ス。（同書）

一月二十一日縣令第二號ヲ以テ明治二十三年八月本縣令第四十二號蠶絲業取締規則ヲ廢止ス。（縣）

同日縣令第四號ヲ以テ明治二十八年本縣令第十一號ヲ廢止ス。（縣）

理學博士佐々木忠次郎本縣微粒子研究開ヨリ依囑セラレシ研究成績ヲ發表ス。（縣）

三月重要輸出品同業組合法中蠶絲業組合準則ヲ廢ス。

四月一日重要輸出品同業組合法實施。

四月一日法律第十號蠶種檢查法。（生種ヲ除ク）

五月十五、十六兩日本縣大霜害、被害明治二十九年ニ次グ。（柴崎、養田今村氏調査）

五月二十七日小縣郡蠶種同業組合設置。

七月岡山勇長野縣知事ニ任ズ。

清國杭州蠶學堂ハ曩ニ本邦ヨリ教師一名ヲ聘セシガ更ニ又一名ヲ要請シ來レルヲ以テ前島次郎選拔サレ一月二十五日出發。

清國張之洞武昌ニ農務學堂設立我邦ヨリ峰村喜藏中西留應二氏選バレテ赴任ス。

長野市狐池五十一番平民清水三男熊農商務大臣曾根荒助ヘ蠶蛆驅除方法ニ付上申ス。（縣）

二月農商務省令第六號ヲ以テ明治三十年六月農商務省令第八號蠶種檢查法施行細則中改正。

京都蠶業講習所設立深野淳所長トナル。

四月二十五日縣令第二十七號蠶種檢查法施行手續制定。

五月縣下羽二重業者輸出絹織物同業組合ヲ組織シ同月二十三日知事ノ認可ヲ得タリ。（縣）

七月十七日生絲輸出稅全廢。

八月押川則吉長野縣知事ニ任ズ。

九月農商務省ハ各府縣蠶絲業者ヲ招集シテ蠶絲業諮問會ヲ開ク。

十月絲價激騰ス。

諏訪郡岡谷山正製絲場主小口傳吉片倉佐一二代目ト共ニ東京市外千駄ケ谷ニ三十二釜ノ製絲工場ヲ設立ス。コレ諏訪製絲家縣外工場設置ノ濫觴ナリ。（縣）

三三　二、五六〇

一月二十六日農商務省訓令ヲ發シ蠶病消毒法ヲ施行ス。

二月十七日桑樹ノ霜害豫防及ビ蠶蛆ノ驅除法農商務省訓令ヲ以テ施行ス。

三月一日諏訪生絲同業組合發起認可申請四月十七日認可、十月三十日設立認可申請三十四年三月七日認可。（縣）

三月一日法律第四十五號ヲ以テ蠶種檢查法ニ改正ヲ加ヘ越年、不越年ヲ問ハズ之ヲ適用ス。

產業組合法案第十四議會ヲ通過シ三月六日法律第三十四號ヲ以テ產業組合法公布サレ、九月一日ヨリ實施サル。

三月法律第三十五號ヲ以テ重要物產同業組合法發布。

五月二十五日信濃五郡生絲同業組合創立總會ヲ開キ七月二十日認可申請九月十四日認可サル。（縣）

五月十七日羽田桂之進等ノ組織セル長野縣輸出絹織物同業組合定款並役員就職ノ件認可サル。（縣）

六月片倉組共分場ヲ松本市清水ニ設置ス片倉傳太郎ノ弟今井五介本居ヲ此地ニ移シテ之ヲ管理ス。（松本市史。松本市史ニ如此記載シアルモ片倉家ノ記錄ニハ明治二十三年松本ニ工場ヲ新設シ從弟片倉俊太郎ヲシテ之ガ經營ノ衝ニ當ラシメ同年末今井五介氏米國ヨリ歸朝スルヤ從弟俊太郎氏ニ代リ松本製絲所々長トナルト（初代片倉傳太郎君事歷）片倉家記錄ノ方正シカランアリテ十年ノ相違アリ。）

七月農商務省令第十七號ヲ以テ改正蠶種檢查法施行規則發布。

十月二十五日上伊那生絲同業組合發起申請十一月五日認可、翌三十四年二月五日設立認可申請、八月十四日認可。（縣）

十二月十一日藤岡甚三郎「風穴蠶種ノ說明」ヲ著ハス。同書

神戸生絲檢査所廢止

二月十六日縣令第八號蠶種檢査法施行手續發布。（縣）

四月二十五日長野縣訓令第四十九號ヲ以テ蠶種檢査所職制ヲ定ム。（縣）

同日長野縣訓令第五十一號ヲ以テ蠶種檢査所處務規程ヲ定ム。（縣）

五月農商務省ハ各府縣ノ勸業ノ衝ニ當レル官吏ヲ召集シ勸業諮問會ヲ開ク。

下伊那郡龍江村木下富全芽育ヲ唱導ス。（木下富略歷、同人著簡易發蠶絲校訂增補全芽發蠶法（明治四十四年出版）全芽發蠶法（大正五年出版）最新全芽發蠶法（大正四年出版））

頌德碑等ニヨル）

南佐久郡岸野村ニテ屋外飼育ヲ唱導スル天日育起ル。（蠶業大意書縣公文）

片倉組ハ武州大宮ニ尾澤組ハ同熊谷ニ製絲工場ヲ設ク（明治四十年長野縣製絲工場調）

昭二、五七

二月關清英長野縣知事ニ任ズ。

二月十七日ヨリ十九日ニ至ル三日間蠶種類調査會ヲ開ク。（縣）

四月小縣蠶業學校内ニ農業補習學校教員養成ノ爲三ケ月間ノ講習會ヲ開ク。三十八年三月廢止ニ至ル迄七回講習會ヲ開キ百十一名ノ終了者ヲ出セリ。

五月十二日雪交リノ降雨アリ桑樹ノ被害氣遣ハレシモ被害少カリキ。（縣）

六月縣令第三十六號ヲ以テ蠶種檢査所出張所ノ件ヲ公布ス。（縣）

六月皇太子殿下長野群馬地方行啓ノ際地方長官ニ對シ蠶絲業ニ就テ特ニ御下問ヲ賜ヒ又富岡製絲場ニ行啓アラセラル。

十月東京蠶業講習所ニ製絲講習科新設。

十一月八日横濱甲九十番「シーベルウオルフ」商會倉庫火災生絲千八百梱（今井氏發達史ニ八約千俵トアリ）燒失。

鐵道篠ノ井線開通。同中央西線名古屋ヨリ中津川迄開通。

一月高知縣人黒岩直等外四名米國カロライナ州ニテ養蠶從事ノ爲渡米。

四月第五回内國勸業博覽會ヲ大阪天王寺公園ニ開キ此際小縣蠶業學校事蹟一等賞牌ヲ授與サル。

五月十一日蚕毒輕微（柴崎、養田、今村三氏調査）

本年度ヨリ三ケ年ニ亘リ長野、福島、山形、石川、群馬、滋賀、富山、鳥取、福岡、鹿兒島ノ十縣ニ蠶ノ種類試驗ヲ命ジ蠶種ハ東西兩蠶業講習所製造ノ青熟、小石丸、角又、支那ノ四種ヲ交付シ尚各地在來ノ一種或ハ二種ヲ加ヘ殊ニ技術者ヲ撰任シ種類ノ優劣ヲ試驗セシメ三十八年迄繼續セリ。

三月二日北安曇生絲同業組合創設。

四月訓令第三十八號ヲ以テ蠶種檢查所職制ヲ同第三十九號ヲ以テ處務規程ヲ發布ス。

四月佛國里昂生絲組合ヨリ我國生絲ノ欠點タル二本揚練減過多ノ苦情來ル。

六月石渡繁胤氏蠶兒雌雄判別法ヲ發表ス。

六月生絲檢查所内部組織改正。

七月一日農商務省令第十二號生絲檢查施行細則發布。同年十二月同省令第十三號改正。

八月二十七日下伊那生絲同業組合設立。（縣）

十月尾澤琢郎米國聖路易博覽會視察ノ爲渡米。（縣）

十二月須坂生絲同業組合設立、蠶病豫防法帝國議會通過。

一月十三日輸出羽二重取締規則制定

月法律第二十二號蠶病豫防法發布。

二月大日本産業組合中央會設立サル。

二月二十五日農商務省令第七號蠶病豫防法施行規則發布サレ四月ヨリ實施サルル事トナリ從來ノ檢査所ハ蠶病豫防事務所トナル。

三月三十一日縣令第十六號ヲ以テ蠶病豫防法施行手續ヲ定ム。（縣）

同日縣令第五十七號ヲ以テ蠶病豫防事務所職制ヲ定ム。（縣）

同日縣訓令第三十二號蠶病豫防事務所處務規程ヲ定ム。（縣）

四月一日初メテ農商務省ニ蠶絲課ヲ設置ス。

四月長野縣技師加賀山辰四郎農商務省蠶絲課長ニ任命セラル。（縣）

四月蠶病豫防監督技師二十三名ヲ任命シテ府縣ニ配置ス。

五月皇太子妃殿下東京蠶業講習所ニ行啓親シク養蠶製絲ノ狀況ヲ御覽アラセラレタリ。

大日本蠶絲會ハ伊勢ニ戰捷記念品評會ヲ開催シタル際一等賞ヲ得タル繭、生絲、蠶種ヲ天皇陛下ニ献上シタルニ天覽ヲ賜ハリタル後蠶種ヲ常宮周宮兩殿下ニ下賜セラレ高輪御殿ニ於テ之ヲ飼育シ良絲ヲ得タマヒ之ヲ大日本蠶絲會ニ下賜セラレタリ。

八月大日本蠶絲會組織ヲ變更シテ社團法人トナシ同十月伏見宮殿下ヲ總裁ニ奉戴シ益々會務ヲ擴張ス。

八月東京蠶業講習所技師林彈作衆議院議員南條吉左衞門韓國蠶絲業視察。

九月一日附ヲ以テ米國絹業協會ヨリ生絲正量買ニ就キ照會シ來レルヲ以テ農商務省ハ大日本蠶絲會ニ意見ヲ徵シ同會ハ評議員會ヲ開キ討議研究ノ結果賛成ノ意ヲ表ス。

九月大山綱昌長野縣知事ニ任ズ。（縣）

元　二、六六　三月三十日蠶病豫防法中改正。

四月羽二重練業法發布。

四月三十日霜害早生桑ノミ被害アリ。（柴崎、養田、今村氏調査）

五月農學博士外山龜太郎一代交雑種ノ有利ナル事ヲ提唱ス。

六月六日法律第五十三號ヲ以テ蠶病豫防法ノ一部改正。

六月鐵道中央東線東京ヨリ諏訪ヲ經テ鹽尻迄開通ス。

七月二十一日風穴取締規則發布。

農商務省ハ宮城、群馬、島根、宮崎、三重ノ五縣農事試驗場ニ金五百圓ノ交付シ桑樹ニ關スル試驗ヲ命ズ。東京蠶業講習所ニ防霜會議開カル。

本年及四十年ノ兩年東西兩講習所ニ於テ「ソオルマリン」檢定法ノ講習ヲ行フ。

蠶絲定期取引ニ標準買許可サル。（今井氏發達史）

生絲市況順調本邦輸出總額一億圓ノ突破ス。（今井氏發達史）

四二　二、六七　一月大日本蠶絲會第二回總會及生絲貿易一億圓突破祝賀會ノ東京華族會館ニ開ク。

二月大日本蠶絲會總裁伏見宮殿下御薨去。

二月兵庫縣神戸ニ日本セルロイド人造絹絲會社建設。

二月十六日工藤善助外五名ヨリ夏秋蠶講習所設置建議案ヲ衆議院ニ提出ス。（縣）

四月一日農商務省令第六號蠶病豫防費國庫補助規程發布サル。

大正元年十二月同省令第二十七號　同七年六月同省令第二十號同八年十二月　同省令第三十六號ニテ改正サル。

四月三日碓氷社創立三十周年祝賀式擧行。

本年度縣下桑園反別三萬七千町歩中荒廢桑園三千八百町歩ニ達セルヲ以テ之ガ改植奬勵ノ爲上高井、小縣、南安曇、東筑摩、下伊那ノ五郡ニ魯桑苗實生栽培苗圃ヲ設ケ其桑苗無償配布ヲ行ハシム。（縣）

絲價千四百圓ニ騰貴。

五月皇太子殿下山陰道行啓ノ途郡是製絲株式會社ニ御使ヲ差遣ハサル

十月帝國農家一致協會主催第一回全國蠶種繭蠶具品評會東京本郷會堂ニ擧行。

十月二十一日ヨリ農商務省ニ於テ各府縣農業技術官ヲ召集シ十月二十一日ヨリ協議會ヲ開ク

十一月天皇陛下茨城地方大演習行幸ノ際蠶絲業ニ貢獻セル栃木縣田村律之助、茨城縣岩田太郎及ビ廣江嘉平ニ賞詞ヲ賜ハル。

農商務省ハ桑園增殖奬勵規則ヲ發布シ、且、每年金八萬圓ヲ支出シテ道府縣ガ此目的ノ爲ニ費セシ經費ニ補助シ以テ明治四十四年ニ及ベリト雖モ實施ノ結果ニ鑑シ同年之ヲ廢シ更ニ蠶業改良奬勵費交付規則ヲ發布シ其補助範圍ヲ擴張セリ。

農商務省蠶業講習所講習規程改正、講習科目增加、入學試驗科目追加セリ。又本年ヨリ每年一回東京蠶業講習所ニ於テ製絲法短期講習ヲ行フ。

四五　二、五六八

三月農商務省令第一號ヲ以テ蠶病豫防委員檢定試驗規則ヲ發布シ女子ヲ蠶病豫防吏員ニ任用ノ途ヲ開ク。

五月皇太子妃殿下青山御所ノ一室ニテ御養蠶遊バセラル。

五月十五、十六兩日長野縣霜害アリ輕微。（柴崎養田今村氏記錄）

六月皇后陛下東京蠶業講習所ヘ行啓遊バサレ特ニ松岡農商務大臣ヲ召サセラレ特ニ令旨ヲ賜ハリ養蠶製絲御奬勵遊バサル。

十月東宮殿下東北御巡幸ノ砌片倉仙臺製絲所ニ行啓遊バサル。

加藤知正蠶業大辭典ヲ著ハス。

十一月十八日倉田一郎外十三名ヨリ出願ニカヽル下高井繭絲同業組合農商務大臣ヨリ認可サル。東京京都兩蠶業講習所ハ規程ヲ各別ニ定メ、京都蠶業講習所ニ於テ新ニ女子部ヲ設ク。

四六　二、五六九

一月ヨリ本縣ニ蠶絲課ヲ設ケ同月六日技師增子德之助蠶絲課長ヲ命ゼラル。

三月農商務省ハ新ニ本縣松本市ニ夏秋蠶ニ關スル試驗場ヲ設ケ東京蠶業講習所夏秋蠶部トス。

五月一日霜害アリシモ早生一二葉出タル際ナリシカバ早生ノミ被害。（縣、柴崎、養田今村氏記錄）

七月鐵道中央西線西筑摩郡野尻迄開通ス。

八月一日本縣上田市ニ新設セラルヘキ蠶絲專門學校創立委員トシテ佐々木東京農科大學教授外三名任命サル。（縣）

外山博士蠶種論ニ於テ再ビ一代交雜種ノ有利ナルコトヲ唱フ。

製絲工男女ノ品性ノ向上ヲ期スルト共ニ其勤險ヲ奬勵スル爲本年度ヨリ工男女ノ表彰ヲ行フ。（縣）

本縣ハ蠶病豫防法ノ改正ヲ政府ニ出願ス。

一月小岩井宗作蠶種消毒普及會ヲ創立ス。（小岩井宗作氏談、大日本蠶絲會報第二百十五、十七、十八號、松本市史）

四月一日上田蠶絲專門學校開校。

五月皇孫迪宮淳宮兩殿下御見學ノ爲東京蠶業講習所ヘ御成リ遊バサル。

五月三日長野縣風穴同業組合規約成ル。

六月二日皇太子殿下斯業御奬勵之爲東京蠶業講習所ニ行啓遊バサル。

六月三十日松本市ニ新設ノ東京蠶業講習所夏秋蠶部工事完成、開所式擧行。

九月皇太子殿下斯業御奬勵ノ爲京都蠶業講習所行啓。

十月二十五日石井豊作外四名出願ノ松本生絲同業組合農商務大臣ヨリ認可サル。（縣）

魯桑實生苗圃及ビ同桑苗無償配布廢止。（縣）

十二月中央西線福島宮ノ越間ヲ殘シテ開通ス。

本年度ヨリ本縣ニ於テハ敎婦養成ノ目的ヲ以テ每年長野市ニ府繭整理講習會ヲ開ク。後大正八年度ヨリ長野縣工業試驗場ニテ行フコトナレリ。（縣）

三月二十八日法律第四十七號ヲ以テ蠶絲業法發布セラル。大正六年七月法律第十六號ニヨリ改正。

五月一日農商務省令第二十一號ヲ以テ蠶絲業改良奬勵交付規則ヲ發布シ桑園增殖及繭質改良ヲ廢ス。

長野縣蠶絲業同盟會設立

本縣ハ荒廢桑園ノ改植ヲナス者ニ對シ郡市費ヲ以テ補助スル場合ニハ其支出ノ二分ノ一乃至三分ノ一

縣費補助ヲナスコトトシ豫算金一万圓ヲ計上ス。

五月一日鐵道中央西線全通ス。（福島町役場發行鐵道全通二十周年記念錄）

五月勅令第百五十號原蠶種製造所官制發布。

五月十五日以來信濃飛驒兩國ノ國境ニ聳ユル焼岳數回噴火シ七月十二日ノ噴火最激甚ニシテ南北安曇東筑摩ノ三郡ニ降灰アリ。養蠶ニ大被害アリ。（縣）

五月二十五日凍害アリシモ桑葉硬化セル爲被害輕シ。（縣）

七月千葉貞幹長野縣知事ニ任ズ。（縣）

七月勅令第三百十四號ヲ以テ蠶種檢查手數料ニ關スル件ヲ發布ス。

十月三日農商務省令第三十號ヲ以テ蠶絲業法施行規則發布。

十一月勅令第二百七十五號ヲ以テ蠶絲業法施行期日ヲ明治四十五年一月一日ト定ム。

同月勅令第二百七十六號ヲ以テ種繭檢查會規則發布。

十二月農商務省告示第五七一號ヲ以テ蠶病豫防心得發布。

同月農商務省令ヲ以テ蠶病豫防吏員檢定試驗規則廢止。

同月農商務省訓令第十九號ヲ以テ蠶絲業法施行事務取扱規程發布。

工場法發布

關稅改正法實施

本縣々會ハ養蠶組合設置奬勵補助費ヲ否決ス。

明治 三、五七三

一月一日ヨリ蠶絲業法實施、蠶病豫防法廢止。

三月中央種繭檢査會委員任命。

農商務省ニ中央種繭檢査會ヲ開ク。

三月小縣郡蠶種同業組合

此年地方種繭檢査會設立サル。

三月農商務省告示ヲ以テ本年四月一日ヨリ東京蠶業講習所夏秋蠶部ヲ原蠶種製造所松本支所ト改稱シ夏秋蠶ノミナラズ春蠶ヲモ飼育ス。

三月代議士武藤金吉ハ蠶業政策ニ關スル建議案ヲ衆議院ニ提出通過セリ。

四月二十七日凍害アリ、輕微

五月三日ヨリ三日間全國蠶絲業大會ヲ東京ナル大日本蠶絲會事務所ニ開ク。

七月台灣總督府ハ蠶業奬勵ノ目的ヲ以テ蠶繭蠶絲ノ買收ニ關スル通牒ヲ發セリ。

四月本縣ハ上田（第一）松本（第二）兩地ニ原蠶種製造所ヲ設置ス。（縣）

七月三十日　明治天皇崩御

大正元 三、五七三

八月東京蠶業講習所官制改革女子蠶病檢査吏員檢定制度變更十月台灣蠶絲業奬勵規則公布

蠶絲業法規定一部改正

十二月廿八日上田市田中忠七外八名ヨリ北信蚊斗絲同業組合認可申請大正二年四月廿一日認可サル。（縣）

十二月農商務省令第二十四號ヲ以テ蠶絲業法施行規則中第百八條ヲ削除シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正二、一九一三

二月東京神田大火火大日本蠶絲會類燒。

三月五日大日本蠶絲會頭松平正直ヨリ蠶絲業法中改正ニ關スル建議ヲナシ蠶種手數料ノ徵收ヲ廢シ國庫負擔トスルコトヲ農商務大臣ニ上申ス。

三月赤坂溜池三會堂ニ於テ全國蠶絲業者大會ヲ開ク。

三月卅一日ヨリ一週間農商務省ニ於テ第二回中央種繭審査會ヲ開ク。

三月官制改正ニヨリ蠶業講習所ハ文部省ノ所管トナル。

四月依田銓次郎長野縣知事ニ任ズ。（縣）

四月廿七日青木勘平外七名ヨリノ出願ニカヽル南北安曇天桙蠶同業組合設置ノ件認可サル。（縣）

四月廿九日倉澤運平外四名ヨリ出願ニカヽル長野縣蠶種冷藏組合設置ノ件認可サル。（縣）

五月長野市ニ於テ全國產業組合大會ヲ開ク。（縣）

五月蠶種販路調查ヲナス。（縣）

七月病毒蛾減退調查。（縣）

七月二日小縣座繰生絲同業組合設立。（縣）

月上高井郡蠶種水銀中毒事件。（縣）

八月十三日伊太利國ヨリ萬國博覽會ニ出品セル本邦製絲家百二名ノ中大賞名譽賞金賞銀賞ノ四種大日本蠶絲會ニ到着、同會ハ之ヲ各製絲家ニ配布ス。

九月十五日技師井上伍鹿本縣蠶絲課長ニ任ズ。（縣）

九月生絲市場活躍

大日本蠶絲會裁總伏見宮御退任ニ付、閑院宮載仁親王殿下ヲ新總裁ニ奉戴ス。

十月諏訪郡生絲同業組合臨時總會ヲ開キ繰業短縮問題ヲ協議ス。（縣）

十月廿七日松本玉絲同業組合設置。（縣）

十一月二日長野縣生絲聯合大會ヲ長野市ニ開キ生絲繰業短縮問題ヲ決議ス。

十二月大日本蠶絲會ハ豫而懸賞募集セル生絲二本揚防止器紫藤生絲檢查所長ヲ審查委員長トシ委員五名ニ囑託審查ノ結果二等二點三等三點ヲ發表セリ。

三月農商務省令第三號道府縣原蠶種製造所規程發布セラル。

三月二十日大正博覽會ヲ上野公園ニ開ク。

三月廿三日ヨリ六日間農商務省ニ於テ第三回中央種繭審查會開催。

片倉組今井五介一代交配種奬勵ノ爲安筑製絲家數人ト協定シ該蠶種一千二百枚ヲ無償配布シ其成繭ヲ全部引取製絲セルニ豫期以上ノ好成績ヲ收メ得タリ。（松本市史）

三月卅一日朝鮮勸業模範場事務分掌規程改正、原蠶種製造所及女子蠶業講習所ヲ水原ニオク。

三月勅令第四十四號ヲ以テ東西兩蠶業講習所官制ヲ廢止シ、文部省直轄學校官制中ヲ改正シテ東京高等蠶絲學校、京都高等蠶業學校トス。

月山崎今朝市外五名ヨリ出願セル松本玉絲同業組合設置ノ件認可サル。（縣）

六月三日宮下助次郎外六名ヨリ出願セル小縣郡座繰生絲同業組合設立認可サル。（縣）

六月十七日勅令第百十三號ニヨリ原蠶種製造所官制廢止サレ蠶業試驗場官制公布、右官制ノ發布ニヨ

リ原蠶種製造所松本支所ヲ蠶業試驗場松本支場ト改稱シ、大正四年ヨリ長野山梨新潟、五年ヨリ富山ヲ加ヘタル四縣ノ蠶業試驗場ヘ原種ノ配布ヲ開始ス。（松本市史）

紅葉山御養蠶所ニ於テ皇后陛下御手ヅカラ御養蠶遊バサル。（今井氏發達史）

七月歐洲大戰起ル。

八月對獨宣戰詔勅下ル

八月廿八日橫濱蠶絲貿易商同業組合臨時總會ニ於テ生產調節ト價格維持トヲ目的トシテ信州上一番格七百以下買止、十一月十日以後繰業休止ヲ全國製絲家ニ向ツテ希望スル決議ヲナス。

九月二日全國製絲家大會ヲ橫濱ニ開キ年產額五百俵以上製絲家ノ出席ヲ慫慂シ繰業短縮ノ決議ヲナス。

十月農商務省訓令第十號ヲ以テ蠶業試驗場處務規程公布。

十月廿四日大日本一代交配蠶種普及團組織公證役場ノ登記完了。

十一月蒸繭分業沈繰法講習規程ヲ設ク。

十二月農商務省告示第三四四號ヲ以テ蠶種配布規程公布。

歐洲大戰勃發ノ爲生絲相場ノ變動甚シク五月暴騰八月以降急落十一月ハ其極ニ達ス。

一月農商務省告示第十四號ヲ以テ蠶病豫防心得中蠶室蠶具消毒方法ニ昇汞水及格魯兒石灰水ノ消毒追加セラル。

二月農商務省ハ時局ノ蠶絲業ニ與フル打撃ノ大ナルニ鑑ミ蠶絲主產地ノ府縣ヨリ代表的人物ヲ招致シ

諮問會ヲ開キ時局ニ對シ今後蠶絲業者ノ取ルヘキ處置共同經營ノ普及ヲ圖ルノ方法繭生絲ニ關シ倉庫業利用ノ方法ヲ諮問セリ。

長野縣會ハ一代交配種奬勵及ビ養蠶組合指導監督ノ爲新ニ農業技師ヲ置クコトヲ決議ス。（縣會沿革史）

二月蠶繭分業沈繰法講習ヲ開ク。（講習生ハ男廿五名女五十名以内トシ五ケ月間講習ス。）

二月廿六日橫濱蠶絲貿易商有志協議會ニ於テ現時ノ絲價維持ノ爲信州上一番格七百六十匁以内不賣却ヲ決議ス。

三月帝國蠶絲株式會社創立。

三月養蠶組合奬勵補助規程發布。（縣）

四月高橋伊勢次郎一代雜種蠶種製造法ヲ著ス。

六月六日燒岳噴火シ大正池生ズ。

六月農商務省ハ蠶絲業法改正ノ必要ヲ認メ之ガ改正要項ニ付道府縣ノ意見ヲ徵セリ。

六月農商務省令第十一號輸出羽二重檢查所規定公布。

七月代議士岡崎久太郎外數名ヨリ蠶絲業救濟ニ關スル建議案及蠶絲業向上發展ノ調查機關設立ニ關スル建議案ヲ衆議院ニ提出シ共ニ可決セラル。

七月伏見華頂兩宮殿下片倉組岡谷製絲所ヘ御成。

七月十七日安曇郡ニテ秋蠶發見五十年祭並ニ養蠶豐作祈禱會ヲ催ス。

八月赤星典太長野縣知事ニ任ズ。

九月蠶絲業同業組合中央會創立。

五二、五六

六月以降生絲市場活況ヲ呈ス。

十月十九日大日本蠶絲會ニ對シ御內帑金貳萬圓ヲ賜ハル。

十一月御卽位御大典ニ付大日本蠶絲會ハ蓄附繭ヲ以テ織物ヲ製織シ獻納ス。

十月長野縣會ハ全會一致ヲ以テ養蠶組合奬勵費金五千圓支出ヲ決議ス。

一月勅令第八號ヲ以テ工場法施行期日ヲ本年六月一日ヨリト公布ス。

一月農商務省告示第十二號ヲ以テ蠶絲業同業組合中央會議員ノ定數割當及選出方法ヲ定メラル。

三月代議士今西三郎外數名ヨリ蠶絲業振興發達ニ關スル建議案ヲ衆議院ニ提出可決サル。又、代議士鈴木久次郎外十七氏提出蠶絲業金融機關設置ニ關スル建議案モ可決セラル。

三月六日法律第十五號ヲ以テ重要物產同業組合法ニ改正ヲ加ヘ之ニ伴ヒ同法施行規則改正ハ五月廿九日農商務省令第八號ヲ以テ發布セラレ七月一日ヨリ實施ス。

四月一日小縣蠶業學校ハ校長三吉米熊ノ銅像除幕式ヲ行フ。

五月九日霜害アリ。（縣）

六月生絲檢查所施行細則改正。長野縣蠶種同業組合ニテハ、代雜種奬勵團ヲ組織ス。（縣）

六月農商務大臣ヨリ蠶絲同業組合中央會ニ對シ諮問セル蠶絲業法改正案ニ付七月十七日ヨリ同十九日迄同會評議員會ヲ開キ答申案ヲ作ル。

八月二日勅令第百九十三號ヲ以テ工場法施行令發布セラル。

八月三日農第八〇七九號農務局長通牒繭質改良奬勵費國庫補助ノ件（原蠶種製造所長專任ノモノハ其

俸給年額ノ半額ヲ補助ス）十二年ニハ三分ノ一、昭和六年四分ノ一昭和七年五分ノ一トナル。

九月一日ヨリ工場法實施本縣製絲工場能率及絲質ノ上ニ好影響ヲ齎ラセリ。

十月大日本蠶絲會縣賞募集中ノ種繭保護器及種繭雌雄選別器成績發表。

十月廿七日皇后陛下東京高等蠶絲學校ヘ行啓。

米國絹業者大會バターソン市ニ開ク。（今井氏發達史）

佐賀縣鳥栖片倉組製絲所ヘ勅使御差遣。

出超三億八千餘圓ニ達シ生絲輸出新記錄ヲ作ル。

本縣通常縣會ハ機染ニ關スル試驗研究ヲ爲ス目的ヲ以テ工業試驗場設置ヲ議決ス。

一月二十二日今井五介綠綬褒賞ヲ賜ハル。

二月蠶絲業組合實行委員ハ生絲取引方法改善ニ關スル件ニ付横濱蠶絲同業組合ト交涉ス。

二月米獨國交斷絕ノ報傳ハリ横濱生絲定期市場大混亂ヲ呈シ遂ニ立會停止トナル。

本縣荒廢桑園改植桑品種改良ノ爲桑苗自給自足奬勵ノ目的ヲ以テ本年ヨリ毎年三、四月ノ交各郡市ニ於テ桑接木講習會ヲ開ク。

政府ハ臨時蠶業調査局ヲ設置シ二月十日勅令ヲ以ス同官制ヲ公布ス。

三月二日蠶絲業調査會ヲ設ケ蠶絲業ニ關スル重要事項ヲ審議ス。（長野縣告示第六十六號）

三月六日農商務省令第五號ヲ以テ蠶絲業法施行規則ノ一部ヲ改メ種繭賣買ノ嚴禁ヲ緩和シ掛合蠶種製造手續ヲ便ニス。

三月十日米國紐育生絲檢查所支配人デーイー、ダウチー蠶絲業視察ノ爲來朝。

三月十七日長野、埼玉、群馬三縣下蠶絲業者ノ組織セル蠶業改良同志會ハ富岡製絲所ニ創立總會ヲ開ク。

五月十一日霜害。（早生桑ノミ輕微）（縣）

五月日本郵船會社外二會社米國行生絲運賃引上實施。

本縣ハ告示第百八十一號ヲ以テ蠶業取締所支所出張所三十三ケ所ヲ設置ス。（縣）

六月十二日金輸出ヲ禁止ス。

六月二十二日本縣告示百九十九號ヲ以テ長野縣工業試驗場規則同職制及ビ處務規程ヲ制定ス。

六月臨時議會ニ蠶絲業法改正案提出サル。

七月二十日法律第十六號ヲ以テ蠶絲業法中改正ノ件公布セラレ同年十二月十一日勅令第二百二十六號ヲ以テ其實施ヲ大正七年一月十五日ト定メラル。

生絲檢査所内ニ新ニ織物部設置。

九月六日銀輸出禁止令公布。

九月十二日金輸出禁止令公布。

十月英國政府ハ本邦絹物ノ無制限輸入ヲ許ス。

十月信州上一番千三百圓以下賣止決議ス。

十一月八日補助貨拂底ノ爲緊急勅令ヲ以テ五十錢以下小額紙幣發行

十一月十六日皇后陛下綾部町國立蠶業試驗場支場及ビ郡是製絲會社へ御成。

生絲市場大活況

十二月十四日省令第三十三號ヲ以テ改正蠶絲業法施行規則發布サレ同年法律第十六號蠶絲業法改正公布ノ日ヨリ施行セラル。

一月八日橫濱生絲市場大活況ヲ呈シ二十萬斤ノ大手合アリ。

一月十二日農商務省令第十五號ヲ以テ蠶絲業法施行心得ヲ改定ス。

一月十五日ヨリ改正蠶絲業法施行。同日ヨリ蠶種檢查手數料地方廳徵收ノ件決定。

一月九日縣令第一號ヲ以テ蠶絲業法施行手續ヲ改正發布シ、月十五日ヨリ之ヲ施行ス。

一月二十七日松本市片倉組・代雜種普及團ハ全國要部ノ技術者ヲ招集シ一代雜種研究會ヲ開ク。

二月十日ヨリ十二日ニ亘リ蠶業協議會ヲ開ク。

上田松本兩原蠶種製造所ヲ擴張スルト共ニ飯田町ニ縣立原蠶種製造所ヲ新設ス。

本年度ヨリ桑苗同業組合ノ設置ヲ奬勵シ本年度ハ十一組合ニ對シ各百三十圓宛ノ補助金ヲ交付ス。（縣）

桑園改良ノ指導者養成ノ爲本年ヨリ高等栽桑講習會ヲ開ク。（縣）

大正四年以來縣費ヲ以テ直接補助並ニ指導監督ヲナシ來リタル養蠶組合ノ補助ヲ本年ヨリ間接補助策ヲトリ郡ノ事業ニ移ス。（縣）

四月一日ヨリ關東都督府蠶業試驗場ヲ旅順ニ設置ス。

四月十六日橫濱蠶絲貿易商同業組合ハ橫濱運搬會社外三名ヨリ諸物價騰貴ニ付蠶絲貨物車力賃並常傭人夫賃上ケ申込ニ對シ審議ノ上約一割方ノ引上ヲ承認ス。

三月今組小口今朝吉朝鮮大邱ニ三九〇釜ノ製絲工場ヲ創立ス。（縣製絲工場調）

四月二十二日鳥羽久吾、桑島定助、下田伊左衛門ハ蠶絲業同業組合中央會ノ囑託ヲウケ支那蠶業ヲ視察ス。

五月十九日長野縣製絲業者大會ヲ開キ時局問題ニ就テ協議ス。

五月農商務省令第十七號ヲ以テ改定蠶絲業改良奬勵費交付規則發布サル。

本年蠶種暴騰良種國蠶支十二號某地ニテ一蛾十圓即原種一枚二百八十圓ヲ唱ヘタリト云フ。

六年三月十三日以降本邦輸入ヲ禁止サレタル伊國蠶種ハ我政府ヨリ交渉ノ結果除外例ヲ設ケ必要ノモノハ解禁サル。

七月農商務省令第二十四號ヲ以テ重要物產同業組合法施行規則改正サル。

八月京都大阪其他ニ米暴動起ル。

九月横濱小野合名會社ハ從來ノ生絲賣込ノ外生絲輸出部ヲ新設ス。

十一月蠶絲課內協議會ニテ桑苗格付檢査規程ヲ定ム。

十一月七日全國蠶絲業大會ヲ横濱開港記念館ニ開キ米國絹制限對應策ヲ協議ス。

十一月歐洲大戰休戰

十一月廿九日時局ノ變異ニヨリ繰業短縮解除。

本年度ヨリ一萬圓ノ豫算ヲ以テ荒廢桑園ノ改植、見本桑園ノ設置、優良桑園表彰等ノ事項ニ關シ郡市ニ於テ奬勵金若クハ補助金ヲ交付スル場合ニ於テ縣ハ郡市ニ對シ奬勵金ヲ交付スルコトトス。（縣）

本年ヨリ松本市長野縣工業試驗場內ニ製絲試驗部ヲ設置シ八年度ヨリ事業開始。

一月十三日蠶絲中央會並ニ大日本蠶絲會ハ赤坂三會堂ニ會合、米國絹業者ノ希望ニ係ル生絲格付問題ニ就キ協議シ聯合調查委員會ヲ組織ス。

一月二十三日付農商務省指令第一二六號ヲ以テ長野縣原蠶種製造所設置ノ件ヲ認可ス。

二月十三日米國絹業視察ノ爲渡米視察團員二十名出發、本縣ヨリハ團長今井五介ノ外尾澤福太郎、小口善重、小口重太郎、橋爪忠三郎、林菊次郎、越泰藏、武井壘太郎、片倉直人及技師伊藤義一ノ十氏之ニ參加セリ。

三月十一日信濃五郡生絲同業組合總會ノ決議ヲ經絲價維持ノ爲繰業短縮ノ場合ハ全國同歩調ヲトラシムベキ建議ヲ同縣聯合會ニ提出ス。

三月告示第一一五號ヲ以テ製絲技術員派遣規定ヲ發布ス。（縣）

四月農商務省令第九號ヲ以テ蠶絲業法施行規則ヲ改正シ五月一日ヨリ之ヲ施行ス。

四月四日蠶絲業法細則中改正農商務省令ニテ告示サル。

四月蠶業試驗場官制改正四月各郡養蠶組合聯合會ヲ連絡統一スル爲長野縣養蠶組合聯合會ヲ組織シ四月廿八日創立總會ヲ開ク。（縣）

四月十六日長野縣工業試驗場開場式ヲ行フ。（縣）

四月廿九日朝鮮蠶業令公布。

五月三日横濱蠶絲貿易商組合有志會開催五月三日ノ實買値段千八百圓以下實止ノ決議ヲナス。

五月二十一日皇后陛下京都高等蠶絲學校ヘ行啓。

六月十四日小縣蠶業學校長三吉米熊、東京高等蠶絲學校長本多岩次郎、蠶業試驗場長加賀山辰四郎、前生絲檢查所長紫藤章等農學博士ノ學位ヲ授ケラル。

七月縣令第四十號ヲ以テ発蠶教師取締規則ヲ發ス。

本年度ヨリ本縣ニ於テハ技術員ノ設置、座繰玉絲、玉繭屑繭ノ乾燥等ノ事業ヲ奬勵シ又、高等製絲講習會ヲ開ク。（大正八年度 長野縣蠶絲業施設概要）

七月三日上田蠶絲專門學校教授川瀨惣太郎農學博士トナル。

七月三日東宮殿下長野縣行啓上田蠶絲專門學校、小縣蠶業學校御見學。

七月十三日伊國美蘭伊太利製絲協會內ニ日伊製絲業者ノ會合アリ今井五介、佐野理八、鈴木護一郎外數氏出席。

十一月一日日本製絲株式會社設立星野正三郎專務トナル。

十一月十一日國際勞働會議由席ノ爲蠶絲業代表顧問トシテ本縣選出代議士工藤善助渡米。

一月平和克復ノ大詔下ル。

一月二十一日絲價最優四千四百八十圓、信州上一番四千三百六十圓トナリ開港以來ノ最高記錄ヲ表ハス。

一月三十日蠶絲中央會長清浦奎吾ヨリ中橋文相ニ蠶絲大學設立ヲ建議ス。

二月日米海底電線敷設生絲其他販引中絕ス。

三月十一日米國絹業協會會長チヤーレスチニー一行十三名我蠶絲業視察ノ爲來朝ス。

三月十五日株式商品市場大暴落生絲最優三千四百五十圓トナリ偖々五十三日ノ後千三十圓トナル。

三月二十三日片倉組ハ資本金五千万圓ノ片倉製絲紡績株式會社トナリ社長ニ片倉兼太郎副社長ニ今井五介當選ス。

四月廿八日米國絹業協會長チニー一行上諏訪一泊、廿九日下諏訪岡谷ヲ視察シテ上諏訪泊。

三十日須坂視察長野一泊五月一日丸子ヲ視察シテ歸京。

四月十二日ヨリ十九日迄及ビ五月一日ヨリ五日迄橫濱生絲取引所ハ立會停止

合資岡谷製絲會社ニ於テ矢島式煮繭器ヲ据付ケ煮繰分業法ヲ始ム。

五月三日日米蠶絲絹業者第一回協議會ヲ丸ノ内銀行倶樂部ニ開ク。

五月三日橫濱貿易商同業組合有志大會ヲ開キ絲價千八百圓以下賣止、取引所立會停止、繰業短縮等ノ決議ヲナス。

五月廿四日橫濱七十四銀行休業茂木商店破綻。

五月廿六日橫濱蠶絲貿易商組合絲價維持策ニツキ協議會ヲ開ク。

五月廿八日大日本蠶絲會理事者並ニ地方當業者會合蠶絲救濟問題ニ付協議同日蠶絲業同業組合中央會絲價調査委員會開催絲價暴落對策協議。

本縣内務部長ヨリ各郡市長へ養蠶家ニ對スル警告ヲ發ス。（縣）

六月一日政友會有志代議士ハ蠶絲救濟ニ關スル協議會ヲ開ク。

六月一日本縣農會及養蠶組合聯合會ヨリ農家ニ對スル警告ヲ發ス。（縣）

六月三日蠶絲業同業組合中央會ニテ蠶絲業救濟策ノ協議會ヲ開ク。

本縣會ハ乾繭保管案ヲ通過シ内務部長低利資金融通ノ爲上京配慮ス。

六月八日蠶絲救濟案閉議ニ上ル。

六月廿八日上海帝國總領事館ニテ日華蠶絲株式會社創立會ヲ開ク。同社ハ資本金二百萬圓社長今井五介ニシテ製絲場ヲ上海ニ置ク。

政府ハ養蠶資金一千萬圓ヲ勸業銀行ヲ通ジテ各府縣農工銀行ヲシテ貸附シメ期間ヲ大正十年三月三十日限トシ金利日歩二錢三厘トス。

八月農商務省令第二五號ヲ以テ重要物産同業組合法施行規則改正サル。

八月九日蠶絲業同業組合中央會ハ絲價維持對策講究ノ上(一)繰業時間ノ制限 (二)横濱出荷ノ制限 (三)製絲家ハ定期取引所ニ直繋ヲナサザルコト、(四)地方ニ於テ生絲ヲ擔保トス金融ノ途ヲ開クコト政府ニ請願スルコト (五)本會ノ製價調査委員ニ蠶絲業ニ關スル根本政策ノ樹立ヲ期スルコト。

八月十日諏訪郡二十四ケ町村長連署ヲ以テ國力ヲ以テ遠カニ蠶絲業家救濟ノ方法ヲ講ゼラレンコトヲ請願ス。

八月十日横濱蠶絲貿易商同業組合全國製絲業者大會ヲ横濱開港紀念館ニ開キ八月九日蠶絲業同業組合中央會ノ決議ト略々同一ノ決議ヲナス。

九月七日長野縣蠶絲業聯盟會長稻葉健之助ヨリ政府ヨリ金一億圓ノ資金ヲ支出シテ適當ノ救濟策ヲ講ゼラレタキコト。一般養蠶家ニ對シ最モ簡易ノ方法ヲ以テ低利資金ヲ融通セラレタキコトヲ請フ。

九月十日蠶絲同業組合中央會ノ絲價調査委員會ヲ開ク。

九月十日閣議ハ蠶絲救濟ヲ決定シ政府ハ、特殊銀行ヲシテ低利資金五千萬圓ヲ帝國蠶絲株式會社ニ貸付クルコトトス。

事務官田中英本縣蠶絲課長トナル。

九月廿五日帝國蠶絲株式會社發起人總會ヲ開キ最低千五百圓ノ價格ヲ以テ七萬三千梱買上決定。

十一月十日赤坂三會堂ニ全國製絲業者大會ヲ開キ繰業休止期ノ延長、工女爭奪防止職工給與待遇等決議。

十二月七日關西蠶絲家有志名古屋ニ會合關西製絲同盟會組織ヲ決議ス。

明年紐育ニ開催ノ國際絹織物展覽會視察ノ爲生絲檢査所技師肥後俊彦、郡是製絲社長遠藤三郎兵衞、片倉製絲會社姫路製絲所長片倉三平渡米同時ニ本縣依田社、片倉、尾澤三製絲場及ビ郡是製絲工女四名ヲ派遣實地繰絲ヲ行フコトトシ十二月廿九日出發ス。

二月十八日大日本蠶絲會ニテ全國養蠶組合創立總會ヲ開キ會長ニ男爵藤村義朗ヲ擧グ。

三月三日鐘淵紡績株式會社、新ニ製絲場ヲ創設ス。

三月農商務省ヨリ蠶種濫立制限ノ通牒ヲ發ス。

三月廿五日蠶絲救濟ニ關スル政府補償案上院ヲ通過ス。

本縣ハ本年度ヨリ市町村蠶業技術員設置ヲ奬勵シ奬勵金交付ノ法ヲ設ク。（縣）

四月農商務省令第七號ヲ以テ蠶絲業法施行規則改正セラレ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

四月廿三日大正七年農第一二一九號内訓蠶絲業法施行事務ニ關スル件中改正。

五月六日生絲格付法調査ノ爲勅令ヲ以テ農商務省内臨時議員設置案ヲ改正生絲檢査所及絹業試驗所ニ

專任職員ヲ新設ス。

五月埼玉縣原蠶種製造所長高橋伊勢次郎支那蠶絲業視察。

五月岡田忠彥長野縣知事ニ任ス。

五月廿五日蠶絲業改良同盟會設立サレ優良蠶種選定方法ヲ講ジ且生絲正量取引實施ノ爲現在ノ橫濱生絲檢査所擴張費トシテ百五十萬圓ノ豫算ヲ計上スルコトヲ農商務大臣ニ陳情ス。

七月二十三日帝蠶買入生絲七萬梱ヲ鏈錠トシ保管ス。

八月十一日東京御法川直三郎二十日繰製絲器械ヲ發明ス。

九月廿六、七兩日本縣生絲、蠶種、養蠶三組合合同協議會ヲ開キ繭質整理統一並ニ實行方法ニツキ審議ノ上協定品種ヲ決定ス。（縣）

同日松本市石井祐助外二十七名ヨリ㈠生絲檢査所設立、㈡縣立工業試驗場ニ於テ「電熱煮繭試驗研究ニツキ建議ス。

同日長野縣生絲同業組合聯合會組長工藤壽助ヨリ本縣知事ニ向ツテ「生絲檢査機關設立」ニ關スル建議案ヲ提出ス。

本縣通常縣會ニ於テ蠶品種整理統一事業ノ遂行ト蠶業上各種ノ試驗研究ノ必要上蠶業試驗場設置ノ件ヲ議決ス。

二　三、六三

一月二十日橫濱定期生絲市場市會停止、二十五日解停。

二月三日縣令第四號ヲ以テ繭取市場取締規則發布。（縣）

同日縣令第五號繭賣買業者取締規則發布。

二月十三日神戸商業會議所ニ有志會合神戸生絲貿易促進同盟會ヲ起シ三月十一日發會式ヲ擧グ。

横濱蠶絲貿易同業組合ハ市況ノ不振ニ鑑ミ三月二十三日ヨリ最優千七百二十圓以上、上一番千五百八十圓以下賣止ヲ決議ス。

三月健康保險法發布。

三月廿八日事務官萬富次郎本縣蠶絲課長トナル(縣)三月卅一日縣令第三十四號ヲ以テ　大正七年四月縣令第二十四號蠶種檢查手數料徵收規程ヲ改正シ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。(縣)

郡制廢止ニ先チ本年度ヨリ郡費支辨ノ郡蠶業技術員ハ之ヲ縣ニ移管シテ郡ニ駐在セシメ縣ノ奬勵施設ニ順應シ桑園改良並ニ養蠶奬勵ノ事務ニ從事セシム。

四月四日縣令第三十八號ヲ以テ蠶品種指定ニ關スル規程ヲ發布シ、同業規約ノ下ニ八種ノ原蠶品種ヲ指定シ、其交互ノ雜種ヲ用ユルコトトシ斷然其以外ノ品種ノ飼育ヲ禁ジ、十三年ヨリ之ヲ實施ス。コレ本縣ガ率先範ヲ天下ニ示セルモノナリ。(縣)

四月廿七日神戸生絲株式會社設立第一回發起人會開催

五月二十六日縣令第五十五號ヲ以テ大正八年縣令第四十號長野縣養蠶教師規則中改正。(縣)

六月帝蠶持荷第二回賣出入札行ハレ最優千七百九十圓上一番千七百圓ノ割ニテ二十萬斤ヲ賣捌ク。

七月十五日絲價維持策ニツキ横濱蠶絲貿易商同業組合ハ繰業短縮其他警告ヲ發ス。

七月廿一日取引所令全部改正シ三十一日同法施行規則公布。

八月米國新關稅確定生絲ハ從前通無稅、半加工品ハ三割五分絹織物ハ五割五分トナリ從前ヨリ一割引

上ゲラル。

九月一日蠶品種審査會ヲ開ク。（縣）

九月廿六日帝蠶持荷賣出終了、賣値平均千九百二十八圓

十一月十四日帝蠶利益金處分閣議ニテ承認決定。

十月廿六日尾澤琢郎歿ス。

十月本間利雄本縣知事ニ任ズ。

十一月道府縣蠶業試驗場規程發布。

十二月一日帝蠶株主總會ニテ決算報告後解散ス。

十二月三十日明年二月紐育ニ開會ノ第二回國際絹織物展覽會視察ノ爲蠶絲中央會ハ第二回視察團派遣本縣ヨリハ團長工藤善助氏始メ小口金吾小口今朝重等渡米セリ。（長野縣生絲同業組合沿革史）

二月五日ヨリ十五日迄紐育ニ第二回國際絹織物展覽會開催

二月三日前大日本蠶絲會總裁伏見宮貞愛親王殿下薨去。

松本蠶業取締所ニ於テ蠶兒雌雄鑑別女生養成ヲ始ム。（松本市史）

三月八日米國絹業協會長ゴールドスミス氏ヲ團長トスル絹業視察團一行來朝四月廿日上諏訪着翌日諏訪地方蠶絲業視察ノ上當業者ト協議會ヲ開キ廿二日ハ北信地方ヲ視察セリ。（長野縣生絲同業組合沿革史）本年頃ヨリ松本地方條桑育盛トナル。（松本市史）

三月郡制廢止法律（四月一日）施行公布。

本年度蠶絲取締所七支所ヲ廢止ス。（縣）

四月產業組合中央金庫法公布サル。

四月一日事務官鈴木登本縣蠶絲課長ニ任ズ。（縣）

五月諏訪郡岡谷尾澤組ハ株式組織ニ改メ更ニ同年十一月片倉製絲紡績株式會社ニ合併ス。（縣）

五月廿九日全國製絲業者大會ヲ東京丸ノ內商工獎勵會ニ開ク。

八月十日全國製絲業者有志大會ヲ橫濱記念館ニ開キ市價維持策ヲ協議繰短三割荷受制限ヲ決議ス。

九月一日關東地方大震火災アリ生絲六萬余梱烏有ニ歸ス。震災手形發行。九月七日生絲貿易商ハ橫濱公園內社交俱樂部燒跡ニ集リ橫濱復興ノ旗揚ヲナシ蠶絲貿易ノ復活ヲ絕叫ス。

同日神戶ニテ生絲輸出機關設置實行委員會開始ニ付主ナル各府縣製絲家ニ通告シ、又生絲檢查所ヲ設置スベク取アヘズ檢查器借入ノ爲係員ヲ京都ニ派遣ス

九月八日縣屬松崎陽一本縣蠶絲課長ニ任ズ。

九月十日橫濱蠶絲貿易復興會創立會ヲ開キ原富太郎ヲ會長ニ推選ス。

九月十五日神戶市會ハ市立生絲檢查所設置豫算ヲ原案通リ可決ス。

九月十六日神戶商業會議所ハ藏相農相日銀總裁宛神戶生絲檢查所設立陳情書提出。

九月十七日生絲現物市場本町バラックニ於テ開始。

九月廿七日神戶商業會議所ニ於テ第二回製絲業者大會ヲ開キ生絲輸出應急策ヲ講ズ。

十月十日蠶絲同業組合中央會委員ハ燒失生絲善後策外蠶絲業根本策ノ研究ヲナシ次後數回協議ス。

十月廿五日神戶ニ關西製絲業大會ヲ開キ爾後神戶ヲ永久生絲輸出港トナスコトヲ決議ス。

横濱神戸二港是非論囂シキモ當局ハ神戸ヲ認メサル爲神戸市盛ニ策動ス。十一月十二日縣令第六十四號蠶絲賣買業者取締規則發布。

片倉製絲紡績株式會社ハ長崎製絲株式會社ノ株式ノ大部分ヲ得テ其經營ヲナス。同社ハ又、薩摩製絲株式會社ノ委任經營ヲモナス。

十二月四日蠶絲業大會ヲ開キ燒失生絲損害補塡ヲ協議シ、一方帝國蠶絲信託株式會社ヲ起シ資本金一千萬圓ニテ政府ヨリ年五朱ノ利ニテ五千萬圓借入營業ヲナシ又資本金五百萬圓ヲ以テ株式會社横濱生絲共同市場設置ノ件等ヲ立案協議ス。

一三　二、五八四

一月廿四日神戸生絲檢査所ハ福井縣生絲檢査所ヨリ器械ヲ借入シ海岸通一丁目稅關建物中ノ一部ヲ借入レ檢査開始。

一月廿六日東宮殿下御成婚奉祝ノ爲大日本蠶絲會ハ會員二十萬名中ヨリ十七萬八千人ノ獻繭ヲ以テ絹織物ヲ製織シ獻ス。

一月廿八日本縣内務部長橋爪精一本縣蠶絲課長事務取扱ヲ命ゼラル。

二月二日横濱生絲檢査所應急設備成リ京都府生絲檢査所ヨリ器械借入檢査再開。

二月六、七兩日丸ノ内生命保險協會ニテ全國生絲業者大會ヲ開キ燒跡善後策ヲ協議ス。

二月七日神戸生絲會社設立

二月九、十兩日丸ノ内東京商工奬勵館ニテ全國養蠶組合大會開催。

二月蠶業試驗場官制ヲ改正シテ桑ノ接穗及苗木ノ生産及配布ヲナス事トナル。

三月七日丸ノ内生命保險協會ニテ全國生絲業者大會ヲ開キ三月廿五日ヨリ四月三日迄全國一齊ニ繰業休止、八王子格二千二十四圓以下賣止等ノ絲價維持案決議。

四月十日大日本蠶絲會ヨリ蠶絲局設置建議。

四月廿四日全國蠶絲業者大會ヲ長野市ニ開ク。

四月廿五、六兩日松本市ニ於テ第一回生絲販賣組合大會ヲ開ク。

五月十日及ビ十三日霜害アリ。

五月五日燒絲問題裁定書ハ澁澤、牧野、志村三氏ヨリ製絲家、問屋、輸出商側ニ提出サレ同問題玆ニ一段落ヲ告グ。

五月三十日縣令第四十四號蠶業改良奬勵規程ヲ公布ス。

六月十日政府製絲資金一千萬圓融通。

同日米國絹業協會重役會ハ曩ニ改名セル人造絹絲「グロス」ヲ改メ「レーヨン」トス。

生絲檢査所復舊費トシテ農商務省ハ二百九十餘萬圓「日本蠶絲業史ニ五百萬圓トアリ」ノ追加豫算ヲ四十九臨時議會ヘ提出協賛ヲ得タリ。又東京高等蠶絲學校復舊費二百六十餘萬圓ニテ大正十三年ヨリ十九年迄繼續郊外移轉ヲ計畫ス。

絹業試驗所費ハ、十四年度二十八萬圓十五年乃至十七年迄三十萬圓十八年度十五萬圓計上サル。

七月一日メートル法實施。

七月梅谷光貞長野縣知事ニ任ズ。(縣)

八月廿日政府ヘ財政整理緊縮ノ訓令ヲ發ス。

九月三日神戸生絲株式會社成ル。（資本金三百萬圓）

九月四日橫濱生絲株式會社解散シ三菱原ノ日本生絲株式會社設立サル。

十一月十七日農商務省蠶絲課ヲ繭絲課ト改稱ス。

十一月廿五日神戸生絲株式會社創立總會ヲ開ク。

十月廿三日米國紐業協會ヨリ我蠶絲業關係者ニ對スル震災見舞金六十二萬五千圓ヲ分配ス。

生絲檢査所新築ニ決シ十二月廿六日地鎭祭ヲ行フ。

十二月政府ノ行政財政緊縮ニ伴ヒ蠶絲試驗場モ經費縮小シ支場（松本、福島、熊本）ヲ廢止スルコトトナリ三支場ハ出張所トナル。同時ニ綾部支場ハ試育所前橋及一宮兩支場ハ桑園ト改稱サル。

一月ヨリ橫濱生絲取引所標準格ヲ變更シ從來ノ武州格ヲ矢島格ト改ム。

農商務省十四年度豫算ニ繭倉庫並ニ乾繭裝置補助費六十三萬圓ヲ議會ニ提出ス。

一月廿八日神戸蠶絲貿易商組合設置認可。

一月十八日橫濱生絲會社ノ御時拂申出ノ條件交涉纏リ燒失生絲問題全部解決ス。

二月帝國蠶業組合ハ蠶業大會ヲ東京ニ開ク。

二月廿一日高田商會破綻同店橫濱生絲貿易部閉鎖

三月廿八日輸出組合法重要輸出品工業組合法公布。

四月一日農商務省廢止、農林、商工二省分立、岡崎邦輔初代農林大臣ニ任ゼラル。勅令第六號ニヨリ農林省官制發布。

四月十日ヨリ五月九日迄神戸市主催日本絹業博覽會ヲ同市ニ開ク。

本年度ヨリ桑園改植ノ急速ト良苗ノ普及トヲ期スル爲穗木桑園ヲ設置ス。（縣）

本縣蠶業試驗場ニ化學部ヲ新設ス。（縣）

四月二十日佛國實業視察團ジュリアール外一名橫濱商業會議所ニテ生絲貿易ニ付意見交換。

四月廿三日農林省令第五號共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成規則公布。

同月三十日本縣內務部長ヨリ各郡市長ヘ共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成ニ關スル通牒ヲ發ス。

五月十一日英國下院ハ絹業課稅案　可決從價三割三分ヲ課ストノ入電ニ我當業者ヨリ課稅撤廢ノ懇請運動起ル。八月同案可決サル。

六月絹業試驗所技師棚橋啓三絲條班表示機發明。

生絲檢查所品位檢查中ノ再繰檢查器ノ回轉數ハ七月一日ヨリ一分間百回轉ト改ム。

七月全國組合製絲協會設立。

七月廿九日大日本紡績會社重役會ニテ新ニ資本金千五百萬圓ノ人絹會社創立ヲ決定。

八月十日伞組ハ資本金貳千五百萬圓ノ株式組織トナル。（縣）

十月二日本縣事務官山田新三郎本縣蠶絲課長トナル。

十一月十六日三井物產會社ハ人絹業ニ着手シ東洋レーヨン株式會社ヲ起ス。

十一月帝國蠶絲倉庫株式會社發起人會ヲ開ク。

同月佛國絹業家デュリアール氏外三氏蠶業視察ノ爲來朝ス。

同月農林省ハ共同繭倉庫補助交付指令ヲ發ス。

一五 二、五八六

皇后陛下ハ御養蠶十五週年相當ニ付蠶絲業關係者ヨリ養蠶ノ歌ヲ詠進スベク大日本蠶絲會本多副會頭ニ仰セラレタルニヨリ同會役員中ヨリ二十六首ノ和歌ヲ取纏メ捧呈ス。

十二月貿易漸ク順調トナリ爲替相場次第ニ恢復ニ向フ。

一月十九日生絲正量取引實施調査委員會ヲ開キ本年八月ヨリ正量取引實施ノ大体方針ニ一致ス。

二月十六日輸出生絲檢査方案衆議院ニ提出サル。

二月全國製絲業者大會ニテ生絲檢査手數料負擔反對ノ決議ヲナス。

二月六日生絲正量取引實施調査委員今非五介渡邊文七外各委員貴衆兩院議員ノ豫算關係委員ヲ丸ノ内銀行集會所ニ招待生絲檢査料撤廢懇談會ヲ開ク。

横濱取引所ニテ生絲檢査所再繰器回轉數變更ノ爲受渡生絲檢査法改正サレ三月一日發會清算生絲七月限新甫ヨリ實施

三月輸出生絲檢査法案兩院通過三月横濱生絲檢定所竣工移轉ヲナス。（六月二十一日カ）

輸出生絲檢定法公布サル。

三月三十一日横濱生絲問屋生絲千六百八十圓以下賣止ヲ決議ス。

昨年十二月縣會ノ決議ニ基ヅキ本年度ヨリ蠶業試驗場ニ病理部ヲ新設シ各種試驗ノ綜合研究ヲ一層徹底的ナラシム。（縣）

本年度上田、長野、松本、飯田ノ四ケ所ニ於テ桑苗養成講習會ヲ開ク。（縣）

四月二日帝國蠶絲倉庫會社創立總會ヲ横濱市復興會ニ開キ社長ニ志村源太郎專務取締役ニ加賀山辰四

郎選バレ同日蠶業試驗場技師手塚英吉同場長ニ任ゼラル。

五月農林省令第十一號ヲ以テ蠶絲業法施行規則改正。

五月十六日及十七日凍害アリ被害大ナリ。（縣）

六月一日米國費府ニ開催ノ米國獨立百五十年祭記念博覽會ニ我製絲業實演ノ爲片倉大宮製絲所工女二名ヲ引率蠶絲中央會參事居初寛二郎渡米。

六月七日神戸生絲檢査所ハ明年實施ノ正量檢査ニ伴ヒ其擴張費七十六萬圓ノ追加豫算ヲ市會ニテ可決シ公債發行ニヨリ資金ヲ求ムルコトトナレリ。

六月廿三日全國蠶絲業助成ノ爲產業組合中央金庫發行ノ產業債券四百萬圓發行大藏省預金部引受。

六月三十日限各郡役所廢止。（縣）

七月一日本縣ニ警察署廢止問題ニテ暴動起ル。

七月健康保健法施行サル。

八月三日生絲正量取引準備協議會ヲ橫濱生絲檢査所ニ開ク。

八月十日生絲正量取引實施方法委員會ヲ開キ蠶絲中央會作成仲裁案ニヨリテ協議セルモ纏ラズ爲ニ明年一月實施ヲ更ニ七月一日ニ延期スルコトニ決議シ當局ニ陳情ス。

八月十八日生絲正量賣買實施ヲ明年七月一日迄延期ニ決シ八月廿一日勅令ヲ以テ輸出生絲檢査法ハ大正十六年七月一日ヨリ施行スルコトトシ別ニ勅令ヲ以テ生絲檢査手數料令ヲ發布ス。

八月廿五日事務官水谷秀雄本縣蠶絲課長ニ任ズ。（縣）

八月高橋守雄本縣知事ニ任ズ。（縣）

九月一日農林省ニテ共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成規則中一部改正。

九月對米爲替相場四十八弗ニ恢復ス。銀塊暴落。金融制度調査會成ル。

九月十七日帝國發明協會ニテ發明者百二十名ノ表彰式ヲ行フ。其中蠶絲關係ノモノ左ノ如シ。

有功章　外山龜太郎　森　繁太郎　今村晶太郎

中原作太郎　福島元七

進歩章　石渡繁胤　御法川直三郎　大道幸一郎

十月絲價暴落、蠶絲業中央會ハ絲價維持ノ爲メ救濟運動ヲ起シ日銀ヨリ二千二百二十五萬圓融通ノコトトナル。

十月八日正金、三井、三菱、第二十五、第百、安田、川崎、第一八銀行生絲出資金貸出利率一厘引上ニ決定。

片倉製絲會社ヲ背景トスル滿洲蠶絲會社設立サレ社長今井五介專務鈴木梅三郎就任。

十月汎太平洋學術會議ヲ東京ニ開ク蠶絲關係ヨリ石渡繁胤、渡邊勘次、今關常次郎、子爵土御門晴善小倉三郎、三戸森確郎、森繁太郎等出席講演ス。

十月十四日第二次日銀利下。

十月十五日關東州蠶業取締規則公布。

十月廿三日第三回生絲販賣組合大會ヲ埼玉縣熊谷ニ開ク。

十一月一日生絲暴落對策ヲ講ズル全國製絲家大會ヲ東京ニ開ク。

十一月生絲共同保管組合成立ス。

十一月一日勅令ヲ以テ繭檢査及格付設置サル。

十一月十二日農林省ハ生絲共同保管ニ關スル低利資金融通ノ件ヲ承認ス。

同日生絲共同保管實行委員今井五介外四十二名及理事原富太郎外五名ヲ置キ專務理事ニ今井五介渡邊文七澁澤義一ヲ選任ス。

十二月四日蠶ニ第三回組合製絲大會決議事項中ノ全國製絲販賣組合聯合會成立促進ノ件ニ付準備ヲ委託サレタル長野縣産業組合支會ハ長野縣廳ニテ役員會ヲ開ク。

十二月廿五日全國組合製絲協議會ヲ東京ニ開キ全國生絲販賣組合聯合會ヲ創立ス。

一月十九日縣令第十一號ヲ以テ大正七年一月縣令第一號蠶絲業法施行手續第一條中蠶業取締所及其支所ノ名稱位置管轄區域ヲ改ム。(縣)

蠶業取締所七支所復活。(縣)

四月千葉了長野縣知事ニ任ズ。(縣)

五月十二日本縣内務部長牛島省三本縣蠶絲課長兼任同月十八日技師谷田部七五郎本縣蠶絲課長ニ任ズ

五月十二日縣下全般ニ亘リ霜害アリ被害甚大ナリ。(縣)

五月廿五日勅令第百二十三號ヲ以テ農林省官制改正サレ蠶絲局ヲ置キ同局ニ繭絲、蠶業二課ヲオク。

五月二十五日下伊那郡全村、上伊那郡南部西筑摩郡南部ニ凍害アリ。(縣)

五月二十七日農林省内ニ官民合同蠶絲業調査機關トシテ蠶絲委員會ヲ設ケラル。

六月大凍霜害善後處置ノ爲臨時蠶業相談所ヲ設ク。(縣)

六月廿三日長野縣告示第三二二號ヲ以テ臨時蠶業相談所規程ヲ定ム。

八月縣下蚕蠶、蠶種、生絲各組合聯合會長、町村長會長、信用組合聯合會長、縣當局等參集シテ繭價維持ニ關スル對策ヲ講究シ國ニ對シ、絲價安定ノ施設ヲ講ゼラレタキコト及ビ地方信用組合ニ低利資金ヲ融通シ應急的救濟ノ途ヲ講ゼラレタキコトヲ要望シ、蚕蠶業者ハ速カニ組合製絲ニ加盟又ハ之ヲ設置スルコト、乾繭保管ヲナスコト製絲業者ト特約取引ヲナスコトヲ決議ス。

九月長野縣工業試驗場ニテハ武井覺太郎寄附ニ係ル化學實驗室完成同月ヨリ實驗事務開始。（縣）

蠶種製造用桑園ノ改良ヲ圖ル爲昭和二年度ヨリ蠶種專用指導桑園設置ヲ計畫シ同三年度ヲ以テ完了ス（縣）

縣立蠶業試驗場ノ本場ヲ我桑、蠶種、蚕蠶、病理、化學、講習、庶務ノ七部ニ支場ヲ原蠶、試驗、桑園、講習、庶務ノ五部ニ分ツ。（縣）

本年度ヨリ縣下桑要ノ地十六ヶ所ニ實地指導桑園ヲ設ク。（縣）

三月縣告示百五十五號ヲ以テ蠶絲業調査會規則ヲ發布ス。（縣）

四月產業組合製絲ノ發達ニ伴ヒ之ガ指導ニ當ラシムル爲製絲科技師一名ヲ增置ス　昭和七年三月末日限リ廢止（縣）

本年夏挽ヨリ絲條斑檢查盛ンニ行ハレ爾後生絲品位檢查中重要事項トナル。

五月縣令第二百八十六號ヲ以テ蚕蠶組合獎勵金交付規程ヲ設ク。

五月七日全國蠶絲業有志會ノ決議ニヨリ今井五介外四名ヨリ金輸出解禁ノ請願ヲナス。

六月第一製絲直輸聯盟事業開始。

八月二十九日小縣郡丸子町工藤善助ニ藍綬褒章ヲ賜ハル。（縣）

九月十七、十八ノ兩日第一回蠶絲業調査會ヲ開ク。（縣）

十一月二十七、二十八ノ兩日第二回蠶絲業調査會ヲ開ク。

十一月十七日上高井郡須坂町越壽三郎、諏訪郡川岸村片倉兼太郎、同郡湖南村關五助綠綬褒章ヲ賜ハル。（縣）

四　二、三六九

三月法律第十八號ヲ以テ蠶絲業法改正。

七月農林省令第十六號ヲ以テ蠶絲業改良奬勵費交付規則中改正サル。

昭和四年度ヨリ稚蠶用桑ノ葉質改良試驗ヲ實施ス。（八年度完成ノ豫定）（縣）

アメリカ取引所恐慌ノ爲絲價慘落ス。

七月鈴木信太郎長野縣知事ニ任ズ。（縣）

十二月農林省令第二十九號ヲ以テ改正蠶絲業法施行規則ヲ發布シ、昭和四年法律第十八號施行ノ日ヨリ之ヲ施行スル旨公布セラル。

十二月勅令ヲ以テ蠶絲業法改正ニ伴ヘル規定ヲ改正ス。

五　二、三七〇

一月十一日濱口内閣ニヨリ金輸出解禁行ハル。

一月二十八、二十九ノ兩日蠶絲業調査會ヲ開ク。（縣）

四月二十四日縣告示第三百十六號ヲ以テ繭檢定所規程ヲ定メ昭和五年度ヨリ施行ス。

五月縣令第三十四號ヲ以テ蠶種繭賣買取締規則發布。（縣）

絲價慘落　六月七百圓臺、九月六百圓臺、十月最低五百四十圓トナル。

八月地方技師高橋伊勢次郎本縣蠶絲課長ニ任ズ。（縣）

養蠶應急資金トシテ大藏省預金部ヨリ七百三萬圓ノ融通ヲウケ養蠶家ニ貸付クルコトトス。（高）

購繭資金貳百萬圓ヲ產業組合中央金庫ヨリ五分五厘ノ低利ニテ融通ヲウケ長野農工銀行ヲシテ製絲家ニ貸付ヲナサシムルコトトナセシモ借受ノ希望者ナク實施ヲ見ルニ至ラズ。（高）

繭價下落ノ爲繭取引ノ圓滑ヲ缺クコトアルベキヲ憂ヒ秋蠶繭並ニ晩秋蠶繭ヲ任意乾燥保管シタル養蠶者ニ補助金ヲ交付スルコトトシ九月臨時縣會ニ於テ補助金二十萬圓支出ヲ議決セリ。（高）

二月三、四兩日長野縣蠶業試驗場ニ於テ蠶絲業調查會ヲ開ク。

三月廿五日勅令第十八號ヲ以テ絲價安定融資補償審查會官制公布。

三月廿八日法律第廿四號ヲ以テ蠶絲業組合法發布、六年七月十五日施行サル。七年九月六日法律第三十號改正

三月法律第二十五號ヲ以テ蠶絲業法改正セラル。

三月三十日勅令第二十四號ヲ以テ「京都高等蠶業學校」ヲ京都高等蠶絲學校ト改ム。

五月廿六日上田蠶絲專門學校ニ製絲教婦養成科ヲオク。

六月縣告示三百三十號ヲ以テ養蠶改良獎勵規程ヲ設ケ獎勵金ヲ交付ス。（縣）

六月三十日農林省令第十一號ヲ以テ道府縣繭檢定所規程公布。

六月十七日南北佐久兩郡十八ケ村ニ亘リ雹害アリ南佐久郡殊ニ被害激甚ナリ。（縣）

七月八日勅令第百七十四號蠶絲業組合法施行期日ノ件公布。

同日勅令第百七十五號蠶絲業組合法施行令發布。

七月十日農林省令第十七號ヲ以テ蠶絲業組合法施行規則發布。

七月農林省令第十八號ヲ以テ蠶絲業法施行規則ヲ改正シ七月十五日ヨリ施行ノ旨公布。

八月石垣倉治長野縣知事ニ任ズ。（縣）

本年絲價惨落ノ爲製絲家ノ損害甚大ニシテ年末職工賃銀支拂ヲナスコト能ハザルモノアリシ爲縣ハ通常縣會ノ協賛ヲ得テ百萬圓ノ縣債ヲ起シ製絲業者ニ轉貸セリ。製絲業者ハ此資金借入ノ爲共同出荷組合ヲ設ケ右百萬圓ヲ借リ受ケ繰絲一釜當リ十四圓宛ヲ貸付ケ以テ一時ノ救濟ヲナセリ。

九月長野縣機染業組合聯合會主催ニテ中部六縣聯合織物共進會ヲ松本市ニ開ク。

十一月蠶絲業組合法ニヨリ組織サレタル團体左ノ如シ。

養蠶實行組合	十月中組織數千七百余組合	
産業組合製絲組合	八月廿四日創立總會	
養蠶業組合聯合會	十一月三十日同	
蠶種業組合	十月廿六日、廿七日同	
製絲業組合	十一月十日同	

二月一日、二日蠶絲業調査會ヲ開ク。

三月縣令第十六號ヲ以テ蠶蛆驅除督勵委員設置規程ヲ設ク。（縣）

三月廿一日蠶絲業同業組合中央會ハ昨年三月蠶絲業組合法ノ發布ニヨリ廢止ス。

五月縣令第三十一號ヲ以テ蠶種繭賣買取締規則ヲ改正シ製絲家ノ行フ特約取引ハ認可ヲ要スルコトトス。（縣）

七　三、五三

五月十六日、蠶絲業組合法制定ニ伴ヒ從來ノ同盟會ヲ解散シ新ニ長野縣蠶絲業同盟會ヲ組織ス。（縣）

六月一日絲價白十四中D格並ニ特太A格黃白共三百九十圓ニ暴落セリ然ルニ其後ローザンヌ會議協定成立、米國財界爆發的好轉ニヨリ月末六百十圓トナリ、生絲需給ノ好調ト相俟ツテ八月末千百圓臺トナリシガ爾後一張一弛十月末九百二十圓ヲ以テ終ル。

七月一日法律第十八號ヲ以テ絲價安定融資擔保生絲買收法施行規則發布サル。

同日法律第十九號ヲ以テ絲價安定融資損失善後處理法發布。

八月二十二日農村應急對策ノ爲メ第六十三臨時議會開會。十月昨年三月廿八日制定セラレタル製絲業法ノ實施ニ伴ヒ製絲技手一名ヲ增置ス。（縣）

十月二日朝香宮鳩彥王殿下工業試驗場ヘ御臺臨遊バサル。

十月十五日農林省令第三十二號ヲ以テ製絲業法施行規則發布。

十一月十四日大雪降リ山林ノ被害多ク南佐久郡川上村殊ニ激甚ニシテ高木桑樹ノ被害尠カラズ。（縣）

十一月二十六日勅令第三百六十二號ヲ以テ農林省海外生絲市場調查事務所設置ニ關スル官制公布サル

縣ハ購繭資金トシテ日本勸業銀行ヨリ百五十萬圓ヲ借受ケ繭擔保ニテ業者ニ之ヲ融通セリ。

本年度ヨリ郡市農會蠶業技術員ノ補助ヲ廢シ是等技術員ノ一部ヲ縣ニ移管シ十九名ノ農林技手ヲ蠶業取締支所ニ置キ指導奬勵ニ當ラシム。（縣）

六月桑苗檢查規程ヲ設ケ縣內生產移入ヲ問ハズ他人ニ讓渡スル桑苗ハ悉ク縣ニテ檢查スルコトトナル

長野縣機染業組合聯合會ニ助成金ヲ交付シ技術員ヲ設置セシメ、又ハ機臺ノ設備製品ノ統一並ニ販路

ノ擴張ヲナサシム。（縣）

二月三日全國蠶種業組合聯合會ハ原蠶種國家管理實行委員會ヲ開催シ各政黨ニ陳情ス。

二月四日代議士胎中楠右衞門等ハ㈠原蠶種國家管理法案　㈡輸出生絲販賣統制法案　㈢日本蠶絲株式法案ヲ衆議院ニ提出ス。㈠ハ三月七日可決確定㈡㈢ハ三月十四日可決。

同月十四日代議士加藤知正ハ蠶業指導員設置助成金下附ニ關スル建議案ヲ衆議院ニ提出ス。三月（四日議決）

同月二十一日代議士小山邦太郎外二名ハ乾繭保管料補助ニ關スル建議案ヲ衆議院ニ提出ス。三月二十五日採擇。）

二月廿一、廿二ノ兩日蠶絲業調査會ヲ開キ長野縣蠶絲業更新計畫ヲ諮問シ其答申ニ基キ長野縣蠶業更新五ケ年計畫ヲ樹立ス。（蠶絲業調査會資料、長野縣蠶絲業更新五ケ年計畫）

三月六日全國蠶絲業組合聯合會長協議會ヲ開催ス。（三月米國金融恐慌ニ對シ應急對策ヲ講ズ）

四月二十四日縣令第二十二號ヲ以テ共同乾繭保管補助金交付規程ヲ發布ス。（縣）

四月三十日片倉製絲紡績株式會社第十四回定期株主總會ヲ開キ昭和七年ノ利益金處分案（配當率年利八分三分增配）等ヲ可決セリ。

五月八日宮中紅葉山御養蠶所ニ於テ御掃立式ヲ行ハセラル。

五月農林省令第七號ヲ以テ蠶絲業法施行規則改正。

五月今井眞平ヨリ長野縣工業試驗場ヘ寄附セル蠶蛹利用醬油釀造室建築完了直チニ事業ヲ開始ス。

七月廿五日米國シカゴ萬國博覽會ヲ機トシ本邦生絲消費增進ノ宣傳、米國絹業及生絲取引商等ト協議

ソナス爲今井五介、加藤知正、富田勘之亟、新井高四郎、中央蠶絲會主事長岡哲三等横濱出帆ノ大洋丸ニテ渡米ス。

本年度桑園整理改植助成金三十二萬餘圓ノ交付ヲ得タルヲ以テ桑園ノ整理五百六十九町歩改植一千八百六十八町歩ヲ實施ス。（縣）

共同乾繭保管ノ助成金八萬圓ノ交付ヲ得タルヲ以テ縣費二萬圓ヲ加ヘ十萬圓ヲ支出スルコトヽナセルモ實施スルニ至ラズ。（縣）

蠶蛆驅除ノ徹底ヲ期スル爲養蠶實行組合ニ簡易乾繭器ノ設置ヲ奬勵スルコトトシ之ニ對シ助成金ヲ交付セリ。

一月九日二代片倉兼太郎逝ク。

二月廿一、廿二兩日蠶絲業調査會ヲ開キ生絲生産費低減ニ關スル件ヲ諮問シ其答申ニ基ヅキ現金支出ノ低減ヲ圖リ漸次生産費ノ低下ヲ圖ル爲、蠶糞利用綿羊飼養、綠肥作物種子無償配布等ヲ行フ。（縣）

三月廿五日法律第二十五號ヲ以テ原蠶種管理法發布サル。

右ニヨリ蠶絲業法一部改正サル。

原蠶種管理法發布ノ結果蠶業試驗場ノ規模設備等ヲ擴張シ原々種ノ製造所ヲ更ニ山形縣新庄町兵庫縣明石市宮崎縣宮崎市ノ三ケ所ニ設置ス。

五月十四日ヨリ一週間米國ニテ絹業休止絲價五百圓ノ壁ヲ破ラントス。

桑園ノ整理改植ニ對スル政府ノ助成金ハ十二萬圓ナリシガ第二次第三次ノ助成アリ總計約百萬圓ニ達

シ整理反別四千町歩、改植反別二千四百町歩、混作反別四千四百五十町ニ及ブ。尚縣獨自トシテ二十四萬圓ヲ支出シ密植桑園六百町歩ヲ拔株ニヨル改善施設ヲナサシムルコトトス。

本年度ハ共同乾繭保管ニ對シ三十五萬圓ノ助成ヲナス。

未曾有ノ大雪ナリシ爲上下水内、上下高井、北安曇等ノ深雪地方ニハ桑樹ノ胴枯病ニカヽリタルモノ頗ル多ク其面積八、八九三町七反損害見積高五十五萬餘圓ニ達ス。

六月二十日、二十一日及七月九日諏訪南北安曇三郡ニ水害アリ被害面積一四六町八反損害七九、八一五圓ニ及ブ。（縣）

九月二十一日全縣下ニ亘リ大暴風アリ桑葉悉ク黒色トナル。被害面積四、一八四町歩損害五萬餘圓ニ達ス。

本年ノ生絲相場最高六七五圓最低四四五圓平均五三〇圓ナリシモ繭價安ク且漸次騰貴ノ傾向ナリシカバ製絲家ハ比較的宜ク本年貸出ノ購繭資金ノ如キハ期日迄ニ全部返還セリ。（縣）

多年業者ノ要望ナリシ養蠶實行組合指導員補助費第六十六議會ヲ通過ス。

縣ハ豫算四萬五千圓ヲ計上シ政府ノ助成ヲ受ケ百五十名ノ指導員ヲ設置スルコトヽシ四月ノ臨時縣會ノ協賛ヲ得テ通過ス。

養蠶家ノ副業奬勵トシテ屑繭ヲ整理加工シ織物トナサシムルトコロノ指導技術員三名ヲ縣ニ置キ、又各郡ヨリ二名宛ノ子女ヲ募リ長野縣工業試驗場並ニ染色講習所ニ於テ講習シ指導員ヲ養成スル豫算ヲ計上シ四月ノ臨時縣會ニ提案通過セリ。

絹絲ニヨル繭檢定所ヲ松本市ニ同支所ヲ更級郡篠ノ井町ニ設置ス。

一〇　二、九五

一月十五日大村清一長野縣知事ニ任ズ。

二月長野縣養蠶業組合聯合會及長野縣蠶絲業調査會ニ於テ産繭處理案ニツキ研究シ産繭處理法ノ制定ニ關シ政府ニ建議シ又、蠶絲業關係中央團体ニ盡力方ヲ陳情セリ。

政府ハ第六十七議會ニ産繭處理統制法ヲ提案セシガ不幸審議未了トナル。

縣ハ産業振興ニ關スル臨時施設ヲ樹テ食糧、飼料及肥料等ノ自給ヲ圖リ地方ノ實情ニ則シタル各種産業副業及農村工業ヲ奬勵シ所謂多角經營ヲナサシムルコトヽセリ。

蠶絲業關係臨時施設ハ(イ)桑園改善奬勵、(ロ)養蠶家副業奬勵、(ハ)機染工業設備奬勵、(ニ)長野縣工業試驗場ノ擴充、(ホ)蠶糞土壺ノ設置奬勵等ナリ。(縣)

長野縣蠶絲業更新五ケ年計畫ヲ改訂ス。

四月十三日本縣蠶絲課長高橋伊勢次郎農林省蠶業試驗場宮崎支場長ニ轉任ス。

五月四日地方技師荒井馬次長野縣蠶絲課長ニ任ズ。

連年ノ蠶絲業不況ニ鑑ミ本縣當局ハ蠶絲業偏重ノ政策ヲ舍テヽ産業轉換ノ方針ヲトルニ至ル。

信濃蠶絲業史參考書目

參考書目

長野縣文書課所管

官省達	明治元年ヨリ三年迄	三冊	生絲之部	同
特達		一冊	養蠶之部	同
官省指令	明治二年ヨリ三年迄		生絲一件	同
官省指令	明治四年	一冊	養蠶一件	同
蠶種ノ部	長野縣公文編冊明治四年	一冊	物產表	
蠶種一件	同	明治六年 三冊	各郡村內概況調	同
養蠶之部	同	明治六年 二冊	蠶種原紙一件	同
原紙一件	同	明治六年 一冊	天覽物品書類	同
生絲之部	同	明治六年 三冊	生絲之部	同
蠶種一件	同	同 七年 五冊	養蠶一件	同
生絲一件	同	同 三冊	物價表	同
養蠶書類綴込	同	同 二冊	生絲滿共進會一件	同
生絲之部	同	明治八年 二冊	養蠶一件	同
蠶種之部	同	同 五冊	物價表	同
			養蠶一件	同
			製絲ノ部	同
			共進會ノ部	同
			種苗ノ部	同

明治九年	五冊
同	五冊
明治十年	二冊
同	二冊
同	五冊
明治十一年	一冊
同	一冊
同	一冊
同	一冊
同	一冊
同	五冊
明治十二年	四冊
同	二冊
同	五冊
同	三冊
明治十三年	三冊
同	十三冊
明治十四年	二冊

蚕蠶之部製絲之部	同	明治十五年	一冊	
物價調査之部	同	同	一冊	
農産表	同	同	一冊	
蚕蠶之部	同	明治十六年	一冊	
蚕蠶之部	同	明治十七年	一冊	
製絲之部	同	明治十七年	一冊	
商標之部	同	明治十八年	一冊	
繭量器之部	同	明治十九年	一冊	
蠶絲業組合之部	同	同	四冊	
物價調査	同	同	一冊	
登錄商標之部市場之部	同	明治二十年	一冊	
製絲、博物、農務、工務、植物、種苗、植林茶業組合之部	同		一冊	
繭量器之部	同	明治二十年	一冊	
蠶絲業之部	同	同	二冊	
一府九縣連合繭絲織物共進會申告書	同		十一冊	
蠶絲業組合之部	同	明治二十一年	三冊	
蠶絲業組合會社蠶絲業取締	同	明治二十二年	三冊	
	同 附錄	同	一冊	

蚕蠶製絲蠶種檢査	同	同	一冊	
蠶種檢査、蠶種鑑札	同	明治二十四年	一冊	
蠶絲業之部	同	同	三冊	
蠶絲業組合之部	同			
蠶種檢査之部	同	明治二十五年	一冊	
蠶絲業之部	同	同	一冊	
蠶絲業組合之部	同	同	二冊	
蠶絲業同組合、蠶種檢査、牧畜ノ部	同	明治二十七年	一冊	
上田繭絲米穀取引所一件	同	明治二十八年	二冊	
蠶絲業組合豪帳	同	同	一冊	
蠶絲業産牛馬組合規約綴	同	明治二十九年	三冊	
商標證紙蠶種檢査	同	同	三冊	
蠶絲業組合牧畜之部	同	同	一冊	
蠶絲業之部	同	同	一冊	
上田繭絲米穀取引所之部	同	同	二冊	
同	同	明治三十年	二冊	
蠶絲業一件同上組合一件	同	同	一冊	
一府六縣連合共進會繭解說書	同	同	一冊	

蠶絲業産牛馬各種同業組合豫算	同	明治三十一年	一册	
長野縣物産輸出入調査表	同	同	一册	
勸業雜件	同	明治三十二年	一册	
勸業各會雜件	同	同	一册	
同業組合	同	同	三册	
蠶絲業	同	明治三十三年	一册	
蠶種同業組合	同	同	一册	
蠶種檢查	同	同	四册	
蠶業組合	同	同	二册	
勸業雜件	同	同	一册	
緊要書類	同	明治三十三年同三十四年	一册	
蠶種檢查	同	明治三十六年	四册	
寒天生絲絹織物同業組合	同	同	一册	
蠶絲業測候所農事試驗場	同	同	一册	
蠶種同業組合	同	同	二册	
蠶種同業組合	同	明治三十七年	二册	
蠶種檢查	同	同	三册	
生絲同業組合、絹織物同業組合、酒造組合	同	同	一册	
蠶絲業蠶蚓驅除	同	同	一册	
蠶種同業組合	同	明治三十八年	二册	
蠶病豫防	同	同	二册	
生絲同業組合	同	同	一册	
蠶種檢查	同	同	一册	
蠶蚓驅除	同	同	一册	
蠶病豫防	同	明治三十九年	一册	
蠶絲業一件（風穴ニ關スルモノ）	同	同	一册	
小野組閉店ニ關スル大藏省指令等	同	明治八年	一册	
蠶病豫防	同	明治四十一年	一册	
蠶絲業一件（風穴記事ノミナリ）	同	自明治四十一年至同四十三年	二册	
例規	同	自明治四十一年至大正六年	一册	
蠶絲業一件蠶病豫防	同	明治四十二年	一册	
蠶絲雜件	同	明治四十三年	一册	
蠶絲雜件	同	明治四十四年	一册	
蠶絲業法施行一件	同	同	一册	
桑園改植補助一件	同	同	一册	

桑園改植補助一件	同	同	一冊		
蠶絲業施行一件其他	同	同	一冊		
桑園改植ニ關スル件	同	同	一冊		
蠶絲業法施行一件	同	同	一冊		
春夏秋蠶天柞蠶統計綴	同	自明治四十四年至大正元年	一冊		
國立原蠶種製造所設置請願ニ關スル件	同	自明治四十五年至大正二年	一冊		
同業組合	同	自明治四十四年至大正元年	一冊		
蠶絲業一件	內	大正三年	一冊		
同業組合	同	自明治四十二年至大正二年	一冊		
蠶業取締事務協議會綴	同	大正三年	一冊		
蠶絲業一件	同	同	一冊		
原蠶種販賣先調	同	同	一冊		
蠶絲業法施行一件	同	自大正二年至大正四年	三冊		
同業組合設置並解散ニ關スル件	同	自明治四十五年至大正四年	一冊		
蠶絲業一件	同	大正四年	一冊		
蠶況報告	同	同	一冊		
農商工統計	同	大正五年	一冊		
蠶種名稱整理一件	同	自大正四年至大正五年	一冊		

製絲工男女表彰書類	同	大正五年	一冊		
蠶況報告	同	同	一冊		
桑園施設調査	同	同	一冊		
霜害一件	同	大正五年	一冊		
工女養成ニ關スル指令	同	大正六年	一冊		
交雜種調査	同	同	一冊		
蠶絲業一件	同	同	一冊		
蠶兒飼育法縣外調査復命書	同	同	一冊		
蔵取引法	同	同	一冊		
養蠶組合奬勵補助一件	同	同	一冊		
屑繭整理ニ關スル書類	同	同	一冊		
蠶種冷藏免許	同	自明治四十年至大正一一年	一冊		
冷藏臺帳	同	大正六年	一冊		
蠶況報告	同	同	一冊		
養蠶組合奬勵補助	同	大正七年	一冊		
養蠶組合成績	同	同	一冊		
指令關係書類	同	同	一冊		
桑園改良奬勵	同	大正七年	一冊		
蠶業取締	同	同	一冊		

桑園改良事業成績	同	同	一冊	萬國農事協會蠶況報告	同	同	一冊		
指令關係書類	同	大正八年	一冊	桑園改良事業成績	同	同	一冊		
桑園改良奬勵	同	同	一冊	同業組合團体	同	同	一冊		
表彰式關係書類	同	同	一冊	蠶絲雜件	同	同	一冊		
桑園改良事業成績	同	同	一冊	原蠶種製造所桑園購入ニ關スル書類	同	同	一冊		
見本桑園	同	同	一冊	蠶業取締所同支所施設概要	同	同	一冊		
工女養成調査	同	同	一冊	蠶絲雜件	同	大正十年	一冊		
栽桑	同	同	一冊	蠶絲業一件	同	同	一冊		
蠶況報告	同	同	一冊	製絲原蠶種	同	同	一冊		
表彰關係	同	大正九年	一冊	講習講話	同	同	一冊		
蠶絲業關係特許	同	同	一冊	蠶業取締、養蠶、養蠶教師	同	同	一冊		
桑樹接木一件	同	大正九年	一冊	原蠶種	同	同	一冊		
蠶況報告	同	同	一冊	蠶絲業一件	同	同	一冊		
蠶絲業一件	同	同	一冊	養蠶	同	同	一冊		
蠶絲雜件	同	同	一冊	蠶品種整理奬勵費講習會ニ關スル書類	同	同	一冊		
桑園改良事業成績	同	同	一冊	蠶病豫防	同	同	一冊		
蠶況報告	同	大正十年	一冊	蠶桑業奬勵	同	大正十一年	一冊		
蠶絲雜件	同	同	一冊	製絲業奬勵	同	同	一冊		

蠶絲業法施行	同	大正十二年	一冊	同	一冊
蠶絲業奬勵	同	同	一冊	同	一冊
例規	同	同	一冊	同	一冊
蠶絲雜件 蠶業改良奬勵金交付指令及奬勵金金額關係書類	同	同	二冊	同	一冊
製絲業奬勵 蠶絲雜件	同	同	一冊	同	一冊
蠶病豫防 蠶品種整理ニ關スル施設經過	同	同	一冊	同	一冊
蠶桑業奬勵	同	大正十三年	一冊	同	一冊
製絲業奬勵	同	同	一冊	同	一冊
蠶絲業法施行	同	同	一冊	同	一冊
蠶絲業法施行 蠶絲雜件	同	同	一冊	同	一冊
製絲業奬勵	同	大正十四年	二冊	同	一冊
蠶絲業法施行	同	同	二冊	同	一冊
蠶絲雜件	同	大正十五年	一冊	同	一冊
蠶絲業法施行	同	同	一冊	同	一冊
製絲奬勵	同	自大正十七年至大正十五年	一冊	同	一冊
例規	同	同	一冊	同	一冊
機染業	同	大正十五年	一冊	同	一冊

蠶絲業奬勵	同	昭和二年	一冊	同	一冊
製絲業奬勵	同	同	一冊	同	一冊
蠶絲業法施行	同	同	一冊	同	一冊
蠶絲業奬勵	同	同	一冊	同	一冊
蠶桑業奬勵	同	昭和三年	一冊	同	一冊
蠶絲雜件	同	同	一冊	同	一冊
製絲業奬勵	同	同	四冊	同	一冊
蠶絲雜件	同	昭和四年	一冊	同	一冊
蠶桑業奬勵	同	昭和四年	二冊	同	一冊
製絲業奬勵	同	同	二冊	同	一冊
夏秋蠶講演懇談會關係	同	同	一冊	同	一冊
同業組合定款	同	同	一冊	同	一冊
蠶絲雜件	同	昭和五年	一冊	同	一冊
蠶桑業奬勵	同	同	六冊	同	一冊
製絲業奬勵	同	同	一冊	同	一冊
乾繭保管補助申請四、五年國庫補助關係書類	同	同	一冊	同	一冊
蠶絲業奬勵	同	昭和六年	二冊	同	一冊

臨時蠶業相談所成績表綴	同	同	一冊	上高井郡各村誌	同	同	三冊
例規	同	自大正十年至昭和六年	一冊	下高井郡各村誌	同	同	六冊
例規等	同	同	一冊	上水内郡各村誌	同	同	十二冊
蠶桑業奬勵	同	昭和六年	一冊	下水内郡各村誌	同	同	二冊
製絲業奬勵	同	同	一冊	佐久郡誌	明治十五年頃	寫本	一冊
南佐久郡各村誌	明治七年調査ヲ命シ同九年乃至十五年迄ニ報告セルモノ	寫本	五冊	小縣郡誌	同	同	一冊
北佐久郡各村誌	同	同	八冊	筑摩郡誌	同	同	一冊
小縣郡各村誌	同	同	九冊	更級郡誌	同	同	一冊
諏訪郡各村誌	同	同	三冊	埴科郡誌	同	同	一冊
上伊那郡各村誌	同	同	五冊	高井郡誌	同	同	一冊
下伊那郡各村誌	同	同	四冊	水内郡誌	同	同	一冊
西筑摩郡各村誌	同	同	三冊	安曇郡誌	同	同	一冊
東筑摩郡各村誌	同	同	四冊				
南安曇郡各村誌	同	同	二冊	（諏訪、伊那ノ二郡ヲ欠ク）			
北安曇郡各村誌	同	同	二冊				
更級郡各村誌	同	同	五冊	**單行本**			
埴科郡各村誌	同	同	三冊	長野市史			一冊
				松本市史			二冊

南佐久郡誌	一冊	下伊那郡誌	一冊
北佐久郡誌	一冊	松尾村小史	一冊
小縣郡誌	二冊	下伊那特有物産誌	一冊
更級郡誌	一冊	伊那郡誌上伊那篇	一冊
埴科郡誌	一冊	伊那案内	一冊
西筑摩郡誌	一冊	伊奈路	一冊
東筑摩郡誌	一冊	伊那郷村舊事記	一冊
南安曇郡誌	一冊	平野村誌	二冊
北安曇郡誌	一冊	高島藏多著	信濃蠶業沿革史料
上高井郡誌	一冊	佐野瑛	大日本蠶史
上高井郡誌	一冊	竹越與三郎	日本經濟史
上高井郡誌	二冊	今井五介	日本蠶業發達史
北安曇郡誌	一冊	高橋龜吉	蠶絲業發達史（中央蠶絲一六二號ヨリ
南安曇郡誌	一冊	大塚良太郎	蠶史
東筑摩郡誌	一冊	大日本蠶絲會	日本蠶絲業史
西筑摩郡誌	一冊		長野縣生絲同業組合聯合會沿革史
埴科郡誌	一冊		群馬縣蠶絲業沿革資料調査書
更級郡誌	一冊		
小縣郡誌	一冊		
北佐久郡誌	一冊		
南佐久郡誌	一冊		

下野之蠶絲業　長野縣案內

岩手縣蠶絲業史　長野縣內務部蠶絲課　長野縣蠶絲業一班

山梨縣蠶絲業史　千野兵右門　蠶家養育日誌

藤本善右衛門　蠶絲業發達史料（稿本）　牧則休　養蠶略說

酒井俊三　南安曇案內　橘守國　蠶家織婦之圖

雨貝誠一郎　蠶家必携　玉井市郎治　養蠶輯要

長野縣農會　桑園經濟調查資料　館三郎　養蠶輯要補

尾崎眼川　蠶界偉人大谷幸藏　北澤始芳　山蟹養法秘傳抄

松下軍次　信濃名士傳　林宗賢　養蠶秘傳集

小縣蠶業學校同窓會編　初代片倉兼太郎君事歷　前田龜市　風穴案內

蠶桑古典刊行會　三吉米熊先生　藤岡甚三郎　風穴蠶種說明

和田英子　蠶桑古典集成　猪坂直一　本邦生絲絹織物貿易史

同　富岡日記　橫濱沿革誌

同　富岡後記　六國史

三吉米熊　伊佛蠶業事情　古事記

早川直瀨　蠶絲業經濟講話　信府統記

早川直瀨　製絲經濟學　信濃地名考

深井千代吉　信州之蠶絲業　千曲之眞砂

農務局　農政要統記
外山博士　蠶種論
日本蠶絲史概論
高橋伊勢次郎　實驗蠶の品種改良法
野中幸衛　福島縣蠶絲業一班
松島利貞曾根元克雄　天柞蠶論
内務省地方局　民政殖産經濟篇
史稿
善光寺道案内記
蠶病試驗成績　明治十八年ヨリ二十三年迄
農商工報號外
後漢三才圖會
佐藤寅太郎　信濃人物志
信濃史料叢書
同　會　小縣蠶種同業組合沿革史
明治六年筑摩縣一覽表
明治九年同
飯沼源次郎　六萬石史料
星野喆之助　日記　明治元年ヨリ昭和九年迄
同　會　明治二十年五月長野縣蠶絲業組合規約改正決議錄
同　會　明治二十一年三月長野縣諏訪郡蠶絲業組合更正規約
明治十九年長野縣下蠶絲業組合取締所創立會議事錄
明治十九年長野縣蠶絲業組合取締所年報　第一回
明治二十年長野縣蠶絲業組合取締所年報　第二回
長野縣信濃國小縣郡上田町　元會社　增補改正蠶種製造組合規則書
明治二十一年十一月乙第二號　工女使傭規程
明治十九年三月十日甲第三十五號　汽鑵取締規則
明治四十三年　牛山竹次郎　橫濱生絲貿易概況
諏訪郡産業史
同　諏訪郡特殊産業誌
同　諏訪名所圖會
同　筑摩村史提要
同　諏訪郡地質誌
同　諏訪郡土性誌
郡是製絲株式會社　三丹蠶業鄉土史
本庄榮次郎　西陣研究

南條郷土誌
信濃殖産協會雜誌　合本　二冊
環齋紀行　寫本

菅江眞澄　わがこころ

福島町役場　鐵道全通二十周年記念誌

豊田利忠（濃陽今尾藩　庸園　利忠）　善光寺道名所圖繪第一卷天保十四卯年仲秋日第五卷跋弘化三丙午五月

今井誠太郎　須坂製絲業發達の地理學的吟味（信濃教育）

岡本行敏　大典紀念下高井蠶業志

塚田與左衞門　養蠶秘書

加藤知正　蠶之種類號

山崎右源次　秋蠶之栗（明治廿九年發行）

田島武平　練木喜三　問答　蠶桑生理問答（農務局藏版　明治十七年刊行）

愛蠶館發行　信濃の譽

高島涼多　大日本蠶業歷史畫

小幡住篤著　發氏養蠶論

殿城村殖産會社　蠶種黑痣病試驗報告

藤澤直枝　上田市史々料

野村彦太郎　日本蠶業史　明治廿六年三月

藤本家稿本　近世蠶業史

藤本善右衞門　こかひの學

開拓使本廳　蠶織報文
下伊那史料第七輯

市瀨善治　簡易養蠶法

教科研究會調査　喬木村史蹟

明治四十四年　喬木林地理歷史調査
近世鄉土年表

明治四十一年十月廿五日發行　長野縣風穴案內

本下富著　簡易養蠶法

明治四十四年四月發行　木下富著　校訂增補　全芽養蠶法

大正四年四月發行　同人　全芽養蠶法

大正五年四月發行　同人　全芽養蠶法

木下彦雄著　養蠶全芽飼育標準表

明治四十三年四月　長野縣蠶絲課　長野縣風穴調

飯沼源一郎　武石風穴案內

大正七年四月、五月　高橋伊勢次郎　蠶業之世界第二卷四號五號　秋蠶原種究理法の起源に就て

横山　秀　生絲輸入史（生絲經濟研究創刊號）

那須皓　本邦土地利用ノ研究　桑園ノ部

同會編　長野縣蠶種同業組合聯合會報

明治三十八年十一月發行　中央東線諏訪案內

辭書之部

加藤知正著　蠶業大辭書

經濟雜誌社　大日本人名辭書

土橋家文書

諏訪郡上諏訪町　土橋年太郎藏

小野器械方記

絲ひき通

慶應元乙丑年　絹絲御鑑札御請取帳

同　年　絲荷御運上金請取書

慶應二丙寅年　生絲口絲代金序拂帳

絲買帳

大仕掛方記

挽子表　明治六年及同七年の二枚

明治四辛未年　絲方差引帳

深山田絲場官許願書

口明頭請取通　生絲製造所元方

手卷付切書　壬申十月（提絲關係のもの）

擊

生絲改「證」六通　高嶋生絲改所

慶應元年　諏訪郡小井川村綿屋三郎右衞門より龜屋半左衞

宛提絲代請取

花岡文書

諏訪郡小坂村　花岡綱保藏

文久三年二月　蠶種運上ニ關スルモノ　一通

同　三月　一通

元治元年　一通

平林文書

上諏訪町　平林正邦藏

明治十二卯年第七月吉　器械製絲

橫濱出港賣却明細帳

林家文書

諏訪郡平野村　林恭三藏

橫濱貿易商印鑑

明治九年十二月絲相場

增澤家文書

諏訪郡平野村　增澤善太郎藏

神明講觀音講議定帳

武居家文書

諏訪郡平野村　武居小太郎藏

武居代次郎日記

三井家文書　諏訪郡平野村　三井十一藏

日本帝國憲章之記

箱山文書　上田市　箱山茂平太藏

蠶種相場定　天保十二年　一通

中島文書　東筑摩波田村　中島象之助藏

絲仲間定　天保九年　一通

伊藤文書　東筑摩郡洗馬　伊藤泰三藏

蠶種契約書

日記（伊藤新吾）

下村文書

下村規一日記　一冊

柳澤文書　上田市　柳澤健太郎藏

日記　天和弐壬歳登書より明治五年に至る

望月文書　東筑摩郡島内村　望月初枝藏

松本生絲改會社建築費請取

彩絲注文帳

矢崎文書　諏訪郡永明村　矢崎源藏藏

萬屋染右衞門日紀　文政時代のもの同人は文政七年死亡

徳川村林史研究室文書

都筑氏留書

贄川驛書

谷中家數人別改

馬籠村大脇氏雜錄

木曾山雜話

奈川村　書付　一、二、三、四　埴科郡森村　久保菊夫藏

見聞集錄卷十二（安永二年生森村中條唯七郎翁手記）

眞田伯爵家文書

文化十三子年ゟ文政三年辰年迄　絲一件之儀日記ゟ書拔

天保二卯年　絲日記　掛り綿貫新兵衞

久保田文書　埴科郡雨宮縣村　久保田貢藏

文久元年繭取揚辻御書上下帳　雨宮縣村新町

明治二年　差上申御請書一札之事　一（生絲蠶種取締關係）

午恐書付奉願上候　一（蠶種商鑑札下附願）

午恐書付御綴り奉願候　二（ばり蠶種製造發見サル　蠶種御鑑札ヲ鼠ニ喰ハレシ爲）

午恐以書付御受來申上候　一（系伸買人不正）

慶應二年雨宮村鐚種製造高書上

慶應元年五月種繭買渡世鑑札下附願

同年差上申一札之事　種繭買鐚種商買仕候始末銘々左ニ來申上候

文化十三年子正月　一紬代金滯出入文書

午恐以書付御請來申候　（桑園史料

御尋ニ付午恐以書付御答來申上候（同前）

飯島家文書

埼科郡五加村
飯島正一郎藏

議定書控　元祿三年霜月十五日武州八王子

文化議定書寫

天保十二丑年　江戸御留守居様座間百人様宛差遣始末御尋ニ付以書附來申上候下書

武州多摩郡油平村鐚種平取種賣捌候一件日記

天保十二年　賴書　飯島庄作宛七ヶ國種仲間

天保十一子年十一月　上田御領秋和村新場一件嘆願書

安永年中鐚種方鑑札願方障方一件御裁斷日誌

天保八酉年二月　御領分鐚種御世話方被仰付候請書村世話役連名其外品々書留帳

天保七申十二月　種賣鑑札被御下渡御書面御請書

鑑札下附制度議ニ關スル書面ノ下書

天保六未年正月　仕入方規定寫

關東賣鐚種商人仲間國々爲取替議定書

安政五年正月　天保七年三月　天保八年三月

唐木家文書

埼科郡屋代町
唐木慶三郎藏

玉川日記　九册（鐚種行商日記ナリ）

慶應元年　番所通行手形　一枚　玉川一學
北澤權之助
碓氷御關所通行手形

産物取締役勤中苗字帶刀御免

生絲肝煎申付

商法方可相勤事

永苗字帶刀御免

絲繭買、種繭買、滿仲買鑑札（明治三年松代縣）

東京通商局鑑札（鐚種海外輸出）

生絲賣買鑑札　唐木銀三郎

生絲改會社看板

明治天皇御巡幸の際可供　天覽工女招集トシテ巡回之先觸
明治十一年長野縣製絲場工女世話掛申付候事　辭令
明治十一年生絲改所檢査長申付候事　辭令

中澤家文書　上高井郡須坂町　中澤吉四郎藏

御用留　須坂町年寄小田切藻兵衛

井澤文書　上高井郡日滝村　井澤儀一藏

紀元二千五百三十四年　本年製種凡積證書
明治八亥稔　蠶種製造繭總貫數取調證簿
明治八亥年　蠶種御布令日誌留簿
紀元二千五百三十四年　養蠶檢査表手控
弘化三丙午年正月ヨリ嘉永三年十一月迄　御觸書留帳
文久三亥年九月　御觸書控帳
明治八年　蠶種掛日誌簿
原紙割符替取調

牧文書　上高井郡須坂町　牧和夫藏

延寶申年大實惠
明治二年大實惠
明治四五年手控
同十年諸事記
同七年生絲掛
鑑札　レッテル（後明社、東行社、大里組）　生絲改所印

浦野文書　須坂町　浦野茂八藏

弘化四年蠶飼人惣代嘆願書
嘉永元年御請證文
生絲製造規定（明治六年）
三原街道明和八卯九月嘆願書
養蠶略說

東行社文書　上高井郡須坂町　東行社藏

明治二十六年十二月　東行合資會社契約
昭和五年九月十八日　東行社定款

竹内文書　上高井郡高井村　竹内文八

慶應元丑年御用日記寫
慶應元丑年改冥加扣
慶應四辰年蠶種紙改冥加金取立下張　福島村産物會所
明治二巳年六月生絲太□絲改冥加取立帳　福島産物會所
眞綿集發

牧文書　上高井郡須坂町　牧いけ藏

輸出蠶種仕切書

上水内郡大豆島村倉島武左衛門蠶種其他關係文書

山岸文書　下高井郡中野町　山岸精左衛門　藏

富岡製絲場工女寄宿所規則

御用留拾四册　天保九年　同十年　嘉永二年　同三年　同六年　明治四年　同五年　同六年　同七年　雜

養田家文書　下高井郡中野町　養田恒三郎　藏

蠶品種變遷調查　明治二十一年ヨリ昭和七年迄

蠶兒掃立月日累年表　同

午恐以書付奉申上候　慶應元年丑年七月（蠶種元紙其外御祿ニ付御支配所蠶種渡世人惣代より取調申上ゲタルモノ）

小田中文書　小縣郡神科村　小田中豊三郎　藏

七ヶ國蠶種商懇親會規約　明治廿九年

柴崎文書　上田市　柴崎新一　藏

養蠶書印刷の儀に付建言　柴崎清七、田中救時

信濃蠶種組合蠶種名稱調查表

蠶種檢查法反對建言　明治廿四年一月

養蠶花曆　明治二十二年より現在ニ至ル

慶元二年六月廿四日蠶種商より松平直一郎樣中之條御役所宛書類

蠶種檢查に對する長野縣蠶種家の意見

篤忠文書　上田市　田中忠七　藏

蠶種仕切

工藤文書　小縣郡秩和村　工藤家　藏

東京養蠶旅日誌

藤本資料　小縣郡鹽尻村　藤本蠶業株式會社　藏

元祿度蠶種吟味之義書取

享保八年種代仕切書

享保十九年七ヶ國取爲替書

寶曆五年野州都賀郡下生井村仲間連判帳

寶曆十二年盜難一札

寬政八丙辰五月吉日ヨリ「年々蠶掃立控帳」

種場賣渡證

寬政十三年ヨリ文化元年迄仲間書

文化年間蠶種中書手本

文化十三年ヨリ天保元年ニ至ル奥州桑折御役所觸書

文化十四年松代藩主ヨリ賜ハリタル賞狀

文政二年同前

口上書　天保十二丑年十二月

天保四巳年蠶種商人制度書

同年半取一件書留

天保二卯正月ゟ同五年四月迄蠶種方書留

天保五午年五月ゟ同七申二月迄蠶種方書留

天保四年村方蠶種書判鑑（上塩尻村分）

上州沼田半取一件書類（文政五年）

天保十三年半取一件幕府評定所へ提出書類二冊

蠶種商人連名帳（寛政十二年ヨリ安政三年ニ至ル）

均業會社定則書

千隈會社申合定書

社中總連名簿

賞狀　明治六年　明治十三年（何レモ長野縣ヨリ）

吉池資料

小縣郡依田村
吉池　力藏

直輸同盟會創業記錄

上田生絲商會　鳥山重信指令附

一八八一年九月日本生絲製造者及該營業者へ進呈スルノ忠告書

聯合生絲荷預所定款

扶桑商會委托輸出入寶買品取扱規程

五年壬申十一月廿日大藏省御召諸縣生絲商人惣代名前帳

長野縣下生絲改會社印鑑

嘉永五子年　絲方書拔控

同年　絲方出入帳

同年　絲方仕入金幷寶上金請取控帳

嘉永六年　絲方諸雜用控帳

同年　絲寶上勘定書

嘉永六年　絲寶上勘定書

同年　荷造諸入用控

安政萬延文久年度絲仕切及書簡

百瀨文書

百瀨千尋氏藏

先觸　案（明治三年英國人天蠶視察ニ關スルモノ）

宮下文書

宮下連三氏藏

宮下日記　寛文三年ヨリ明治ニ至ル　四十五册

吾妻文書

埴科郡豊榮村
吾妻銀作藏

關屋御林桑園關係書類一册

昭和十二年六月一日
昭和十二年六月五日

〔全三卷實費金貳拾五圓〕

—信濃蠶絲業史—

大日本蠶絲會信濃支會藏版

編纂者　長野市南縣町長野縣廳內　江口善次
高井八十七

發行者　長野市南縣町長野縣廳內　大日本蠶絲會信濃支會代表者　荒井馬次

印刷者　長野市妻科一七三番地　大日方利雄

印刷所　長野市南縣町六五七番地　信濃每日新聞株式會社

發行所　長野市長野縣廳內　大日本蠶絲會信濃支會

（發賣所）
信濃每日新聞社出版部
（電話代表四・三六一）
長野縣長野市南縣町六五七
振替長野一二〇二